令和６年（モ）第３４号　閲覧等制限の申立事件

（基本事件　令和５年（ワ）第２９１３号）

決　　定

頭書の基本事件について、申立人ら（基本事件原告ら）から秘密保護のための閲覧等の制限の申立てがあったので、当裁判所は、この申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主　　文

１　本件の基本事件及び令和６年（ラ）第２９１５号移送申立却下決定に対する抗告事件を含む訴訟記録全部につき、個人原告の住所、氏名及び印影部分については、閲覧若しくは謄写、正本、謄本若しくは抄本の交付又は複製の請求をすることができるものを本件事件当事者に限る。

２　本件訴訟記録のうち、別紙１の目録記載の書面について、閲覧若しくは謄写、正本、謄本若しくは抄本の交付又は複製の請求をすることができるものを本件事件当事者に限る。

令和８年２月３日

さいたま地方裁判所第２民事部

裁判長裁判官　関　根　規　夫

裁判官　中　村　暢　明

裁判官　中　本　裕　子

これは謄本である。
令和　８年　２月　３日
さいたま地方裁判所第2民事部
裁判所書記官　星野瑞花

（別紙１）

目　　録

（１）　別紙２の判決におけるマスキング部分

（２）　別紙３の訴状におけるマスキング部分

（３）　別紙４の令和６年９月１２日付け第３準備書面におけるマスキング部分

（４）　別紙５の令和６年９月１２日付け請求の趣旨拡張申立書におけるマスキング部分

（５）　別紙６の令和７年６月２３日付け第５準備書面におけるマスキング部分

（６）　別紙７の令和７年８月１７日付け準備書面２におけるマスキング部分

（７）　別紙８の令和７年８月１７日付け準備書面３におけるマスキング部分

（８）　別紙９の甲第１号証乃至同第２０号証の各マスキング部分

（９）　別紙１０の甲第２８号証及び同第２９号証の各マスキング部分

（１０）　別紙１１の甲第３１号証乃至同第３４号証の各マスキング部分

（１１）　別紙１２の甲第３６号証のマスキング部分

（１２）　別紙１３の甲第５７号証乃至同第６４号証の各マスキング部分

（１３）　別紙１４の甲第７７号証及び同第７８号証における各マスキング部分

（１４）　別紙１５の乙第２号証乃至同第８号証の各マスキング部分

（１５）　別紙１６の乙第１２号証及び同第１３号証の各マスキング部分

（１６）　別紙１７の乙第２１号証及び同第２２号証の各マスキング部分

（１７）　別紙１８の乙第２５号証乃至同第２７号証の各マスキング部分

（１８）　別紙１９の乙第２９号証におけるマスキング部分

（１９）　別紙２０の令和５年１１月２９日付け報告書添付の第７１期役員選考委員会報告のマスキング部分

（２０）　別紙２１の第１回口頭弁論調書の別紙１意見陳述書のマスキング部分

以　上

別紙2

令和７年１２月１７日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和５年（ワ）第２９１３号　オンライン記事掲載差止等請求事件

口頭弁論終結日　令和７年９月１０日

判　　決

原　　告　[redacted]

（以下「個人原告」という。）

埼玉県熊谷市大字池上字稲荷前１６５番地２

原　　告　部落解放同盟埼玉県連合会

（以下「原告解同埼玉県連」という。）

同代表者執行委員長　片　岡　明　幸

上記両名訴訟代理人弁護士　山　本　志　都

神奈川県座間市緑ケ丘６丁目１番２３－１０２号　レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ

被　　告　宮　部　龍　彦

主　　文

1　被告は、別紙１記事目録記載の各記事を削除せよ。

2　被告は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙１記事目録記載の各記事について、ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、上演、戯曲、映画化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。）等の一切の方法による公表をしてはならない。

3　被告は、個人原告に対し、１１万円及びこれに対する令和６年１月２２日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

4　個人原告のその余の請求を棄却する。

5　原告解同埼玉県連の請求をいずれも棄却する。

6　訴訟費用は、被告に生じた費用の５分の２及び原告解同埼玉県連に生じた費

用を同原告の負担とし、被告に生じた費用の５分の２及び個人原告に生じた費用の３分の２を同原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

７　この判決は、第３項に限り、仮に執行することができる。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

１　主文１項同旨

２　主文２項同旨

３　被告は、各原告に対し、各３３０万円及びこれに対する令和６年１月２２日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

第２　事案の概要

本件は、原告らが、被告が被告の管理運営する「示現舎」というウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）上において、かつて被差別部落があったとされる地域（以下「同和地区」ともいう。）を特定する内容の記事を掲載したことにより、個人原告のプライバシー及び差別されない権利又は差別を受けずに平穏に生活する利益が侵害されたと主張するとともに、原告解同埼玉県連の円滑な業務遂行権が侵害されたなどと主張して、被告に対し、①人格権に基づく妨害排除請求及び妨害予防請求として、別紙１記事目録記載の各記事（以下、順に「本件記事１」などといい、併せて「本件各記事」という。）の削除及び公表の禁止を求めるとともに、②民法７０９条に基づく損害賠償請求として、各損害金３３０万円及びこれに対する不法行為の後の日で訴状送達日の翌日である令和６年１月２２日から支払済みまで平成２９年法律第４４号による改正前の民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

１　前提事実（当事者間に争いがないか、後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1)　当事者等

ア　原告ら

原告解同埼玉県連は、封建的身分の差別とそれに伴う生活実態から部落民衆を完全に解放することを目的とし、埼玉県下にわたり部落民衆の居住する地域において活動する会員を構成員とする権利能力なき社団である（甲２１）。

個人原告は、別紙２個人原告に関する判断中「１」記載のとおりの者である。

イ　被告

被告は、本件ウェブサイトの管理運営者であり、合同会社示現舎（以下「示現舎」という。）の代表社員である。

(2)　本件各記事の公表

本件各記事は、被告が本件ウェブサイト上に掲載した記事である。本件各記事が掲載されている本件ウェブサイト上のカテゴリーの名称は、本件訴え提起前は「部落探訪」であり、本件訴え提起時は「人権探訪」であったが、本件口頭弁論終結時までに「曲輪クエスト」に変更されている。

２　争点及びこれに関する当事者の主張

(1)　本件訴えの原告適格及び訴えの利益の有無（争点１）

（原告らの主張）

ア　本件における原告らの請求は、差止請求（削除及び公表の禁止請求）及び損害賠償請求であり、原告らが被告に対する給付請求権を主張し、裁判所が被告に対して給付義務の履行を命じる、いわゆる給付の訴えである。かかる訴えにおいては、給付請求権を主張する者に原告適格があると解されるから、本件において、本案前に原告適格性について判断する必要はなく、本案において検討されるべき事柄である。

イ　現在の給付を求める訴えについては、請求に係る権利の性質上、民事訴訟による救済が予定されていないような特段の事情がある場合を除き、判決を求める正当な権利が認められるところ、本件訴えはまさに典型例であ

るから、訴えの利益がある。

（被告の主張）

ア　本件各記事には原告らの情報は直接的に含まれておらず、本件各記事と原告らがどのように関連するのは証明されておらず、原告らには原告適格がない。

イ　原告らが本件ウェブサイトへの本件各記事の掲載により被害を受けたことが証明されておらず、原告らが被害と称するものは、社会的政治的な不満にすぎない。仮に本件各記事を削除したとしても、被告が形を変えて類似内容を公開することは可能であるから、本件訴えは訴えの利益を欠く。

(2)　原告解同埼玉県連は県下全域の被差別部落住民を被担当者とする任意的訴訟担当者であるか（争点２）

（原告らの主張）

原告解同埼玉県連は、本件各記事の掲載地域に居住し又はルーツを有する住民ら（以下「本件掲載地域住民ら」という。）を被担当者とする任意的訴訟担当の担当者である。すなわち、①本件訴訟は、原告解同埼玉県連の目的にかなうため、埼玉県下の全ての被差別部落の住民らから黙示に訴訟追行について授権されている。加えて、原告解同埼玉県連は、令和５年９月２日に、県委員会において、本件各記事削除の裁判闘争を行うことが承認されたうえ、同年１２月２日には、原告解同埼玉県連が同住民らの代理で原告になることが承認されたことから、同住民らから明示的に訴訟追行について授権された。したがって、弁護士代理の原則及び訴訟信託の禁止の制限を回避、潜脱するおそれはない。②本件各記事の掲載により損害を被る者は、膨大な本件掲載地域住民らであるが、訴えを提起し、その氏名等が明らかになることで、差別を受ける可能性がある。さらに、被告や示現社らを訴訟当事者とした別件の訴訟（以下「東京訴訟」という。）において、当事者目録を受領した被告が当該訴訟の原告らの住所等をインターネット上に公開する事態が生じていることから、本

件訴訟でも同様の事態が生じる可能性があり、本件掲載地域住民らが当事者となることで受ける不利益が大きく、任意的訴訟担当を認める合理的必要性がある。

（被告の主張）

原告解同埼玉県連及びその構成員と本件各記事との関係が証明されていない。また、原告解同埼玉県連が構成員の人格権の侵害を包摂代替できる根拠が具体的に示されていないうえ、原告解同埼玉県連の構成員及び意思決定の実態も明らかでない。

(3) 個人原告の差別されない権利又は差別を受けずに平穏に生きる利益が侵害されたか（争点３）

（個人原告の主張）

差別されない権利は、憲法１３条及び１４条１項の趣旨から導かれる憲法上の権利であり、東京高判令和５年６月２８日判タ１５２３号１４３頁（以下「令和５年東京高判」という。）において認められた。また、本件各記事は、かつて被差別部落であった地域を特定し差別意識を助長する内容のみで構成されるものであるから、個人原告の差別されない権利又は差別を受けずに平穏に生きる利益を侵害する。

（被告の主張）

本件各記事は、被差別部落という文言を使用しておらず、被差別部落を特定したものではない。そうである以上、本件各記事は個人原告の何等の権利又は利益を侵害するものではない。

(4) 本件記事１の掲載により個人原告のプライバシーが侵害されたか（争点４）

（個人原告の主張）

被差別部落に居住する者であることは公開を欲しない情報である。本件記事１は、個人原告の自宅及びその周辺を撮影して、当該地域が被差別部落であると特定して公開しているものであるが、個人原告の住所を既に知ってい

る者にとっては、個人原告が被差別部落に居住する者であることが判明するのであるから、本件記事１の掲載は、個人原告のプライバシーを侵害する。

（被告の主張）

本件各記事は、いずれも掲載地域を訪れてその現状や歴史的事実を表現したものにすぎず、被差別部落であるという評価をしたものではないし、原告らは、掲載地域が被差別部落であることを具体的に示していない。本件各記事はいずれも被差別部落を特定するものではないため、本件記事１の掲載は、個人原告のプライバシーを侵害するものではない。

(5) 原告解同埼玉県連の差別されない権利又は円滑な業務遂行権が侵害されたか（争点５）

（原告解同埼玉県連の主張）

ア　差別されない権利の侵害

団体の差別されない権利を保障することは、団体の構成員の差別されない権利を実現し拡大することに直結する。原告解同埼玉県連も、当然に、差別されない権利の享有主体となる。原告解同埼玉県連は、埼玉県下において部落解放運動を推進することを目的とする団体であり、被差別部落及び被差別部落に居住又はルーツを有する人々（以下、被差別部落に居住又はルーツを有する人々を「被差別部落に関連する人々」という。）に対する差別事案が生じた場合は、原告解同埼玉県連の差別されない権利を直接に侵害したことになる。

イ　円滑な業務遂行権の侵害

（ア）原告解同埼玉県連の直接的な活動の阻害

原告解同埼玉県連は、被差別部落に対する差別撤廃のために、特に埼玉県下における問題に取り組み、企業や行政に働きかけを行ってきた団体である。本件各記事が掲載されることにより、被差別部落及び被差別部落に関連する人々に対する差別的な偏見及び評価が助長されることに

なるが、これは、原告解同埼玉県連が差別撤廃のために積み上げてきた取組みを水泡に帰し、現在及び将来の活動に著しい支障を与えるものであるから、その円滑な業務遂行権を侵害する（最判平成２６年１２月５日判例地方自治３９０号５１頁（以下「平成２６年最判」という。）参照）。

（イ）原告解同埼玉県連の会員の人格権の侵害を内包する業務上の権利の侵害

被告が本件ウェブサイトに本件各記事を掲載した行為（以下「被告の行為」という。）は、被告が被差別部落を特定して暴露し、差別を助長する目的をもって行ったものであり、掲載地域の被差別部落に関連する人々の人格権を侵害するものである。そうすると、被告の行為は、権利行使としての相当性を超え、原告解同埼玉県連の資産の本来予定された利用を著しく害し、かつ、掲載地域の会員に受忍限度を超える困惑・不快を与え、原告解同埼玉県連の業務に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では原告解同埼玉県連に回復の困難な重大な損害が発生するすると認められる場合にあたるから、原告解同埼玉県連の会員である構成員の人格権を内包する業務遂行権が侵害されたといえる（東京高決平成２０年７月１日判タ１２８０号３２９頁（以下「平成２０年東京高決」という。）参照）。なお、原告解同埼玉県連は、権利能力なき社団であるが、その財産の帰属は総有であり、原告解同埼玉県連の権利行使は、構成員個々の権利の総体として行われると観念できるため、構成員の人格権が原告解同埼玉県連の業務上の権利として還元される程度は法人の場合より強い。

（被告の主張）

本件各記事のどの記載により、どの構成員のどのような人格権が侵害されたか特定されていない。原告解同埼玉県連が主張する業務遂行権の枠組みに

ついては、平成２０年東京高決が掲げる要件を充足する必要があるが、本件に即した主張立証が欠落している。東京訴訟では、団体の構成員の人格権が侵害されたからといって直ちに当該団体の業務遂行権が妨げられたということはできないとされており、団体の業務遂行権が構成員の人格権を内包するとは認められていない。

(6) 不法行為の成否（争点６）

（原告らの主張）

個人原告は、被告の行為により、差別されない権利又は差別を受けずに平穏に生活する権利・利益及びプライバシーを侵害され、原告解同埼玉県連は、業務を円滑に行う権利・利益を侵害されており、いずれもその侵害の強度は高いため、違法性が認められ、被告の行為は不法行為を構成する。

被差別部落に対する差別は、「地域」という外形的な地理的事実を契機として、被差別部落に関連する人々が「被差別部落民」とみなされて忌避や排除の対象となり、各個人の人格権が侵害されることとなるというものであり、地域をさらすことが直接人権侵害につながる。被告の行為は、学問の自由の保障のもとに許容されるものではない。

（被告の主張）

被告の行為は、原告らの権利又は利益を侵害するものではない。

また、本件各記事の内容は、学問の自由として保障されるに値する。すなわち、本件各記事で扱う事実の基礎部分は、歴史資料と公的資料により裏付けられるものであり、先行研究との関係では、歴史地理・民俗誌的調査に、公文書や既存研究の照合、現況観察（風致・施設・地名等）を重ねて記録化する営みとして位置づけられるほか、集団単位での公益的情報の整理・提示であり、特定個人の名誉・私生活上の事実を新たに摘示するものではない。

(7) 損害の有無及び額（争点７）

（原告らの主張）

本件各記事に記載されている情報は、就職差別や結婚差別のための情報として利用され得るが、一旦流出するとそれがどのように利用されるか抑止不可能である。被告の行為により原告らに生じた損害は、著しく回復困難なものであり、個人原告の受けた精神的苦痛や原告解同埼玉県連の受けた権利利益の侵害の程度は甚大である。各原告に生じた損害としては、慰謝料各３００万円及び弁護士費用としてそれぞれその１割にあたる３０万円が相当である。

(被告の主張)

原告らは、本件各記事に掲載された地域を勝手に「被差別部落」と認識し、それらの地域に関わると損害を受けるとの妄想を膨らませているのであり、被告の行為と損害との間に因果関係はない。原告らに損害は生じていないため、いずれも否認する。

(8) 削除及び公表の禁止請求権の存否(争点８)

(原告らの主張)

被告の行為は違法なものであるうえ、本件各記事はインターネット上に公開されたものであり、原告らに対する人格権侵害は、日々刻々と継続している。その被害は甚大であり、本件各記事に記載された地域に生活する個人原告を含めた本件掲載地域住民らに回復不能な損害を与える行為である。また、被告は、執拗に被差別部落に関する情報を発信し続ける者であり、本件訴え提起後も埼玉県内の地域を対象として新たに少なくとも１２の記事を公開しており、人権侵害の意図が強固であるといえることからも、本件各記事の削除及び公表の禁止を認めるべき必要性は高い。

被差別部落に対する差別は、「地域」という外形的な地理的事実を契機として、被差別部落に関連する人々が「被差別部落民」とみなされて忌避や排除の対象となり、各個人の人格権が侵害されることとなるというものであり、地域をさらすことが直接人権侵害につながる。被告の行為は、学問の自由の

保障のもとに許容されるものではない。

（被告の主張）

本件各記事は、歴史的・社会的事実に関する研究成果であり、学問の自由の保障に服する。すなわち、本件各記事で扱う事実の基礎部分は、歴史資料と公的資料により裏付けられるものであり、先行研究との関係では、歴史地理・民俗誌的調査に、公文書や既存研究の照合、現況観察を重ねて記録化する営みとして位置づけられるほか、集団単位での歴史・地理的事実と公的施設の所在という公益的情報の整理・提示であり、特定個人の名誉に関わる事実や私生活上の事実を新たに摘示するものではない。

さらに、国立国会図書館デジタルコレクションの拡充と生成ＡＩの普及による探索・照合コストの劇的低下に伴い、非専門家であっても、本件各記事の内容に到達することができる現在においては、被告の行為が、公知情報に対して更に危険を上乗せしたものであることを原告において立証すべきであるが、この作業が欠落している。

本件各記事が、公益的情報の整理・提示であり、真偽の検証可能性・公益性が高い以上、削除又は公表の禁止という強度の制約は許容され難い。

(9) 削除・公表の禁止の範囲（争点９）

（原告らの主張）

差止め（削除及び公表の禁止）が認められるべき範囲は、情報が公表されることにより、その個人が不利益を負う蓋然性が認められるかという点で判断されるべきである。

被差別部落の婚姻関係によるつながりは、埼玉県下に広がっていること、生活圏として、現在の居住地のみならず、相当程度の広がりのある範囲を考慮することが妥当であること、令和５年東京高判でも県単位での差止めが認められたことからすれば、個人原告の訴えのみによっても、本件各記事が差止めの対象となるべきである。

また、本件各記事は、全体として１つの部落探訪というカテゴリー内で展開されており、全体で１つの記事を構成しているといえることからも、全記事が差止めの対象となるべきである。

（被告の主張）

原告らの主張は争う。仮に差止めを認めるとしても、個別か所の文言調整など、より制限的でない手段で十分である。婚姻関係によるつながりは、相当過去の話か、根拠のない原告らの独自の見解である。生活圏のひろがりについても、県境を基準にすることに合理性はない。

第３　当裁判所の判断

１　認定事実

後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

(1)ア　同和問題は、日本社会の長い歴史の中で形成された身分階層構造に基づく差別によって、国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い地位に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けるなどしている、わが国固有の人権問題である。その特徴として、かかる差別を受ける人々が、一定地域に共同体的集落を形成していたことが挙げられる。（甲２７、５３）

イ　部落解放同盟は、部落の完全開放等を目的とする全国組織であり、原告解同埼玉県連の上部組織である（甲２１、２２）。

(2)　被告のこれまでの活動について

ア　被告は、平成２８年２月頃に示現舎から、全国の同和地区の所在地を一覧化するなどした書籍である復刻版全国部落調査の出版を試み、そのデータをウェブサイト上に掲載しようとした。これに対し、部落解放同盟らが、被告及び示現舎らを相手方として、同年４月１９日に東京地方裁判所に同出版の差止め等を求めて訴えを提起した（東京訴訟。被告らから損害賠償

を求める反訴あり。）。東京地方裁判所は、令和３年９月２７日、上記訴訟に係る事件につき同出版の一部差止めやウェブサイト上のデータの一部削除等を命じる判決を言い渡した。同事件の控訴審において、東京高等裁判所は、令和５年６月２８日、差止めや削除の範囲を原審から拡大する等した内容の判決を言い渡した（令和５年東京高判）。その後、最高裁判所は、令和６年１２月４日、同事件について上告棄却決定及び上告不受理決定をし、令和５年東京高判は確定した。（甲２３、２４，７４、弁論の全趣旨）

イ　被告は、平成３０年から令和４年にかけて、自己が管理運営する「鳥取ループ」というウェブサイト上に、東京訴訟の主張書面や書証を公開しており、その中には、閲覧制限決定の効力が及ぶものが含まれていた（甲２５、５３）。

ウ　被告は、Ｔｗｉｔｔｅｒ上で、自己が管理運営する「鳥取ループ@示現舎」というアカウントから、平成２８年１０月１７日には、「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ。それによってアホが憤怒して発狂することを含めて表現でありアートなので。」と投稿し、令和元年１１月２１日には、「法務省人権擁護局や裁判所に止められようと、間接強制金をかけられようと、部落探訪は続けます。そんなことで憧れは止められないのです。」と投稿した（甲３０、５３、５４）。

エ　被告が「神奈川県人権啓発センター」というアカウントから動画投稿サイト上に投稿した被差別部落の地名や風景を載せた動画（部落探訪動画）１７０本余りが、令和４年１１月３０日、ガイドラインに違反したとして削除された。これを受けて、被告は、同年１２月７日、本件ウェブサイトの「お知らせ、部落探訪」カテゴリー上に、「部落探訪番外編ＪＩＮＫＥＮ．ＴＶを設立します」と題する記事を投稿した。同記事には、「部落探

訪動画の公開を始めて以来、今に至るまで続けられたのがむしろ奇跡的である。」、「我々は部落探訪動画の削除を悲しむのではなく、これほどまでに長く続けられたことを喜ぶべきではないだろうか？」、「さて、今後の予定だが、無論部落探訪を止めることはない。部落探訪は不屈で不滅である。」、「最適解は独自の動画サイトを作ることである。既にＪＩＮＫＥＮ．ＴＶを用意している。まさに部落の完全解放を推進するのにふさわしいドメイン名ではなかろうか。」などする解説文が付せられた。（甲３１、３３の１、３３の２）

オ　大阪地方裁判所は、令和６年５月１日、被告がウェブサイト上に大阪府内の特定地域を対象として「部落探訪」との表題を付して投稿した記事につき、被告を債務者として削除等を命じる仮処分命令を発令した（甲５５）。

(3)　被告による本件各記事の公開

被告は、本件各記事を、別紙１記事目録記載の各年月日に本件ウェブサイト上に掲載した。本件各記事は、「部落」を訪問したとして具体的な地名を挙げて写真等を掲載して解説文を付すなどするものであり、その具体的な内容は、別紙３本件各記事に関する認定記載のとおりである。

(4)　インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示にかかる状況

ア　法務省人権擁護局調査救済課長は、平成３０年１２月２７日付けで、「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）」と題する文書を発出した。当該文書では、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報を公にすることは、その行為が人権侵害を助長誘発する目的があるか否かにかかわらず、また、当該地域がかつての同和地区であったか否かにかかわらず、人権擁護上許容し得ないものであるとして、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する識別情報の摘示は、原則として、削除要請の対象とすべきであるとされた。その前提として、部落差別は、その他の属性に基づく差別とは

異なり、差別を行うこと自体を目的として政策的・人為的に創出したものであり、本来的にあるべからざる属性に基づく差別であるとされ、同和地区は、こうした不当な差別の対象とされる人々が集住させられた地域であって、政策的・人為的に創出された差別の対象を画定するための地域概念であり、部落差別は、このような地域概念と密接に結びついているところ、身分差別が廃止され、１００年以上が経過した現在もなお、その地域の居住者、出身者等について否定的な評価をするという誤った認識が国民の一部に残っている、とされた。（甲２６）

イ　上記アの依命通知発出の前後頃から、実際に、大里郡市同和対策推進協議会（熊谷市長が会長を務める。）が、令和元年７月１９日に、さいたま地方法務局長宛に本件記事１の削除要請を発し、令和２年７月３０日、令和３年７月、令和４年７月、令和５年７月１９日にも、同様の削除要請を繰り返した（甲３６から甲４０まで）。北埼玉地区同和対策協議会（加須市長が会長を務める。）が、令和４年１１月１５日付けで、埼玉県知事及びさいたま地方法務局長宛に被告掲載の「部落探訪」の削除要請を発した（甲４５の１、４５の２）。入間郡市同和対策協議会（川越市長が会長を務める。）が、令和５年３月２９日までに、さいたま地方法務局長宛に、「部落探訪」の削除要請を１２回にわたり行った（甲４６）。比企郡市人権政策協議会（東松山市長が会長を務める。）が、令和５年７月２８日までに、さいたま地方法務局長宛に「部落探訪」の削除要請を６回にわたり行った（甲４７、４８）。秩父郡市同和対策推進協議会（秩父市長が会長を務める。）が、令和４年１１月１日までに、さいたま地方法務局長宛に「部落探訪」の削除要請を６回にわたり行った（甲４９、５０）。

ウ　東京法務局長は、被告に対し、令和７年７月１０日付けで、「インターネット上における識別情報の摘示による人権侵犯事件について（説示）」と題する文書を発した。当該文書には、被告が、平成２７年１２月頃から

「示現舎」ウェブサイト上において、特定の地域が同和地区である、又はあったと摘示する記事を掲載したとして、それらを摘示することは個人のプライバシー等を侵害するおそれが高いものであり、人権擁護上許容し得ないとして、その不当性を認識し、当該記事を削除した上で、今後、二度と同様の行為を行うことのないよう説示すると記載された（甲８１）。

(5) 本件訴えに係る原告解同埼玉県連の動向

ア 原告解同埼玉県連は、部落解放同盟埼玉県連合会規約を制定しており、最新の施行日は、平成１５年３月２９日である（甲２１・第３３条）。

イ 原告解同埼玉県連は、県連大会を最高決議機関としており（甲２１・第８条）、県委員会は、県連大会に次ぐ決議機関である（甲２１・第１２条）。県連大会は、各機関の報告を確認し、当面の重要な問題を審議決定するとともに、役員及び委員を選出する機関であるところ（甲２１・第１１条）、代議員等により構成され（甲２１・第８条）、代議員の２分の１以上の出席により成立し、議事は出席代議員数の過半数をもって決めるとされる（甲２１・第１０条）。県委員会は、運動方針に基づく各種闘争方針及び戦術等を討議し決定する機関であるところ（甲２１・第１４条）、本部役員、執行委員、県委員をもって構成し、構成員の２分の１以上の出席で成立し（甲２１・第１３条）、その議決は、出席者の過半数を必要とする（甲２１・第１５条）。

ウ 原告解同埼玉県連は、令和５年９月２日の第３回県委員会の審議事項として、「鳥取ループ・示現舎『部落探訪』削除の裁判闘争について」という議案を挙げた。同議案の提案趣旨には、部落差別を助長・拡散する「部落探訪」の削除に向けて訴えを提起することが記載された。（甲６８）

エ 原告解同埼玉県連は、令和５年１２月２日開催の第４回県委員会の協議事項として、「『部落探訪』削除裁判報告集会（支援する会結成集会）について」という議案を挙げた。同議案の提案趣旨には、個人原告以外に、

「部落探訪」削除の要請を行っていることを理由に、原告解同埼玉県連が代理で原告となることが記載された。（甲６９）

オ　本件訴えは、令和５年１２月６日に提起された。

(6)　本件訴え提起後の被告による記事公開

ア　本件記事２１から２８までの記事の公開

被告は、本件訴え提起後にも、令和６年４月３日から同年７月３日にかけて、「曲輪クエスト」というカテゴリーの名称で、埼玉県内の地域を対象とした８つの記事を掲載した（本件記事２１から２８まで）（甲５７から６４まで）。

イ　令和７年８月２７日までに公開された追加記事

さらに、被告は、令和７年８月２７日までに、「曲輪クエスト」というカテゴリーの名称で、埼玉県内の地域を対象として少なくとも２つの記事を掲載した（甲７９から８１まで）。

(7)　過去の被差別部落に関する研究等

ア　国立国会図書館デジタルコレクションの検索画面で本件記事１が対象とする地域名や部落を入力して検索すると、令和６年２月時点で、４件の検索結果が表示された。このうち、２件は、昭和５１年６月及び７月の解放出版社発行の雑誌『部落解放』第８７号及び第８９号であり、１件は、高杉晋吾著『部落差別と冤罪』（昭和５２年、三一書房）である。（乙４から７まで、１３）

イ　菊池山哉著『長吏と特殊部落』（昭和２２年、多麻史談会）には、埼玉県内の被差別部落を踏査した結果が記載されており、中村拡三著『解放教育教科書１　部落の歴史と現状』（昭和５２年、明治図書出版）には、本件記事１が対象とする地域に被差別部落があるとの記載がある（乙１２、２２）。

ウ　丸山友岐子編『もう差別はないという人々に●大宮市における部落差別

を考える』（昭和４９年、部落解放同盟埼玉県連合会大宮支部）及び[redacted]著『こんな差別が』（昭和５５年、筑摩書房）は、埼玉県内の部落について地名とともに言及したものであり、現在でも古書店等で入手可能である（乙２９、３０）。

エ　平成２年には、大阪市立大学同和問題研究会が論文「埼玉県山梨県新潟県での現地研修記」を発行しており、令和６年時点で、インターネットで検索可能である（乙８）。

２　争点１（本件訴えの原告適格及び訴えの利益の有無）について

(1)　被告は、本件訴えについて原告らに原告適格がないと主張する。しかしながら、原告らの各請求（損害賠償請求及び差止請求）に係る訴えは、その内容に照らし、いずれも現在の給付の訴えであるところ、給付の訴えにおいては、自らがその給付を請求する権利を有すると主張する者に原告適格があるというべきであり（最判平成２３年２月１５日集民２３６号４５頁）、権利義務の存否は本案請求の当否に係る事柄であるというべきである。原告らに本件訴えについての原告適格は認められる。

この点に関する被告の主張は認められない。

(2)　また、被告は、原告らの各請求について、本件ウェブサイトへの本件各記事の掲載により被害を受けたことが証明されていないなどの理由により、訴えの利益を有しないと主張する。しかし、原告らの各請求は、原告らが給付義務を負うと主張する被告に対しその給付を求めるものであり、現在の給付を求める訴えであるから、原告らは、原則として給付判決を求める正当な利益を有する。被告の主張する事情は、本案請求の当否に係る事柄であって、例外的に訴えの利益を否定すべき事由には当たらない。原告らには本件訴えについて訴えの利益が認められる。

この点に関する被告の主張は認められない。

３　争点２（原告解同埼玉県連は県下全域の被差別部落住民を被担当者とする任

意的訴訟担当者であるか）について

(1) 原告らは、原告解同埼玉県連は、本件掲載地域住民らを被担当者とする任意的訴訟担当者であると主張する。任意的訴訟担当については、弁護士代理の原則（民事訴訟法５４条１項本文）及び訴訟信託の禁止（信託法１０条）の趣旨に照らし、一般に無制限にこれを許容することはできないが、当該訴訟担当がこのような制限を回避、潜脱するおそれがなく、かつ、これを認める合理的必要がある場合には許容するに妨げないと解するべきである（最判昭和４５年１１月１１日民集２４巻１２号１８５４頁参照）。なお、権利主体からの授権を前提としない第三者の当事者適格は認められないと解するべきである（最判昭和６０年１２月２０日集民１４６号３３９頁参照）。

(2)ア 部落民衆の解放等を目的に掲げて活動する団体は、埼玉県内において複数存在するとみられる（乙８・４枚目、乙１９、弁論の全趣旨）。原告らが主張する原告解同埼玉県連を訴訟担当者とする場合の本件各請求の実体法上の権利義務の主体は、本件掲載地域住民らのうち、原告解同埼玉県連に属する会員ら（以下「本件会員ら」という。）であると合理的に考えられるところ、それらの者の意思に基づく訴訟追行の授権が認められるかを検討する。認定事実(5)アによれば、原告解同埼玉県連の目的制定時は遅くとも平成１５年３月２９日であり、その当時、原告解同埼玉県連の意思決定機関において、被差別部落に関する情報がウェブサイト上に掲載された場合に、被告に対してその削除等を求めて訴訟を提起することは前提となっていないことから、原告解同埼玉県連の目的に鑑みて、その構成員から黙示の訴訟追行の授権があったとはいえない。また、認定事実(5)イ及びウによれば、原告解同埼玉県連が代理で原告となることが議案となっているにすぎず、原告解同埼玉県連の構成員がこれを承認したことまでは認定できないから、明示の授権があったと認めることもできない。

そうすると、本件において、原告解同埼玉県連を任意的訴訟担当者とす

ることが、弁護士代理の原則などの制限を回避、潜脱するおそれがないとまでは認め難い。

イ　認定事実(2)イによれば、被告が、東京訴訟の際に、被告が管理運営するウェブサイト上に閲覧制限決定の効力が及ぶものを含む主張書面や書証を公開したことが認められ、このことは、本件会員らを含む本件掲載地域住民らが個人で訴訟を提起することをためらわせることにつながりかねず、任意的訴訟担当を認める合理的必要性を肯定する事情であるといえる。しかし、申立人の住所、氏名等の秘匿の申立制度（当事者識別情報秘匿制度。民事訴訟法１３３条以下）が整備・施行されたことにより、実体法上の権利義務の主体である本件会員らを含む本件掲載地域住民らが住所、居所その他通常所在する場所及び氏名その他当該者を特定するに足りる事項を被告に知られることなく訴えを提起することが可能となったのであるから、本件会員らを含む本件掲載地域住民ら個人が訴訟当事者となることで受ける不利益が大きいとする原告らの主張はあたらないというべきである。

そうすると、原告解同埼玉県連について任意的訴訟担当を認める合理的必要がある場合に該当するとはいえない。

(3)　以上によれば、原告解同埼玉県連が、本件会員らを被担当者とする任意的訴訟担当者として許容されるとはいえない。原告解同埼玉県連の主張は採用できない。

4　争点３（個人原告の差別されない権利又は差別を受けずに平穏に生きる利益が侵害されたか）について

(1)　憲法１３条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法１４条１項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨等に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された

利益であるというべきである。

本来、人の人格的価値は、その生まれた場所や居住している場所等によって左右されるべきではないにもかかわらず、部落差別は、被差別部落とされる地域の出身等であるという理由だけで人に不当な扱いをするものであるから、これが上記の人格的な利益を侵害することは明らかといえる。被差別部落とされる地域の出身等であること及びこのことを推知させる情報が公表され、一般に流通することは、実際に不当な扱いを受けることに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされることにより平穏な生活を侵害されることになると解するべきである。被差別部落に関連することで不当な扱いを受けるおそれがあるのは、現に被差別部落とされる地域の出身である場合に限定されず、偏見を呼び起こす程度に当該地域と関連性がある場合も含むのであり、具体的には、被差別部落とされる地域に居住することを含むと解するべきである。

(2) 別紙２個人原告に関する判断中「２」記載のとおり、本件記事１は、個人原告が被差別部落とされる地域である上中条に居住すること及びこれを推知させる情報を含むといえるから、本件記事１の掲載により、個人原告の不当な差別を受けることなく平穏な生活を送ることができる人格的な利益が侵害されたといえる。

なお、個人原告は、差別を受けない権利の侵害についても主張するが、かかる権利の内実が明らかとはいえず、個人原告が本件で主張する趣旨は、上記の人格的な利益侵害をもって対応することで足りるとみるべきである。

５　争点４（個人原告のプライバシーが侵害されたか）について

(1) 個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象になるというべきである（最決平成２９年１月３１日民集７１巻１号６３頁参照）。そして、ある事実がプライバシーに属する事実であるか否かは、私生活上の事実又はそれらしく受け取られるおそれのある事柄である

こと（私事性）、一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事柄であること（秘匿性）、一般の人々に未だ知られていない事柄であること（非公知性）に基づいて判断するのが相当である。

(2) 別紙２個人原告に関する判断中「３」記載のとおり、本件記事１は、個人原告のプライバシーに属する事実を含むといえるから、被告が本件記事１を掲載したことにより、個人原告のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益が侵害されたといえる。

(3) したがって、被告による本件記事１の掲載により、個人原告のプライバシーが侵害されたといえる。

6 争点５（原告解同埼玉県連の差別されない権利又は円滑な業務遂行権が侵害されたか）について

(1) 原告解同埼玉県連の差別されない権利の侵害について

原告解同埼玉県連は、原告解同埼玉県連の差別されない権利が侵害されたと主張するが、差別されない権利の内実は判然としないから（前記４(2)参照）、かかる主張は採用できない。

(2) 原告解同埼玉県連の円滑な業務遂行権の侵害について

ア 直接的な業務遂行権の侵害について

(ア) 原告解同埼玉県連は、本件各記事の公開は、被差別部落及び被差別部落に関連する人々に対する差別的な偏見及び評価を助長するものであって、原告解同埼玉県連が、被差別部落に対する差別撤廃のために企業及び行政に対して働きかけを行うなどして取り組んできたことを水泡に帰すものであるから、その円滑な業務遂行権を侵害すると主張する。

(イ) しかしながら、原告解同埼玉県連は、前提事実(1)アのとおり、部落差別撤廃を目的とする権利能力なき社団であるところ、被告の行為は、原告解同埼玉県連の本来予定された活動の契機となるものであって、原告

解同埼玉県連がこれに対処することは、まさに業務そのものといえるため、本来予定された活動を著しく害するものとは認められない。

原告解同埼玉県連は、その立場を支える判例として、平成２６年最判を挙げる。その該当箇所は、①特定の条例の解釈及びあてはめの部分であり、かつ、②あくまで自治体がその名義で作成した資料で、事業のために同和対策地域総合センター（以下「地域センター」という。）が設置されている各地区と同和地区との間に一定の位置的な関連性があるとの認識の下に作成されたことや各地域センターの名称や所在地等とともに各地区の居住者等の具体的な状況の詳細を網羅的かつ一覧的に掲記したことが容易に看取できる資料が公開されると、当該事業の遂行に支障があることを判断したものである。本件各記事は被告が作成したものであり、原告解同埼玉県連の認識や事業のために収集した情報が公になるものではないため、本件は前記判例とは事案を異にする。また、被告作成の本件各記事が被差別部落及び本件掲載地域住民らに対する差別を助長するものであると仮定して、その影響が原告解同埼玉県連の取組みに波及することがあり得るとしても、やはり原告解同埼玉県連の活動に契機を与えるものにすぎないから、原告解同埼玉県連の事業の遂行に支障があるということはできない。

（ウ）したがって、本件各記事の公開が、原告解同埼玉県連の業務遂行権を直接に侵害するものであるとは認められない。

イ　原告解同埼玉県連の会員の人格権の侵害を内包する業務上の権利の侵害について

（ア）原告解同埼玉県連は、本件各記事の公開は、被告が部落差別を助長する目的をもって行ったものであり、本件掲載地域住民らの人格権を侵害するものといえ、それらの人格権を内包する原告解同埼玉県連の業務上の権利が侵害されると主張し、主張を支えるものとして、平成２０年東

京高決を挙げる。

(イ) 同決定において、法人が平穏に業務を遂行できることは、当該法人の財産権やその業務に従事する者の人格権をも包含する総体として法的保護に値する利益に当たるとされているのは、法人の業務が資産及び従業員の労働行為から成ること及び法人には被用者である従業員の受忍限度を超える困惑、不快を生じる事態にさらされないよう配慮する義務があることを前提としていると考えられる。原告解同埼玉県連については、その活動について会員との間で労使関係にないことはもちろんのこと、原告解同埼玉県連が会員に対する差別撤廃のために行う活動に会員が携わることがあるとしても、会員の人格権が侵害されないように取り組むことは、原告解同埼玉県連が掲げる目的（前提事実(1)ア）に沿った本来的業務に基づく活動であって、同決定とは前提を異にするから、これをもってその会員の人格権を内包する業務上の権利が侵害されるとはいえない。

(ウ) したがって、この点に関する原告解同埼玉県連の主張には理由がない。

7　争点６（不法行為の成否）について

(1)　プライバシー侵害を理由とする不法行為上の違法性について

ア　プライバシー侵害を理由とする不法行為上の違法性は、当該事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越するかどうかにより判断すべきである（最判平成１５年３月１４日民集５７巻３号２２９頁）。

イ　個人原告が別紙２個人原告に関する判断中「１」記載の事実を公表されない利益は、インターネットの発達に伴いその検索の容易性が飛躍的に高まっていることにも鑑みてプライバシーの侵害の程度が大きいといえること、認定事実(1)及び(4)アのとおり、生じ得る差別は人為的政策的な創り出された差別であるにもかかわらず身分制廃止から１００年以上経過しても

絶えることがなく根深いことに照らして、保護の必要性が高いといえる。一方で、当該事実を公表する積極的な理由は見出し難い。

被告は、本件各記事の公開は、学問の自由の保障に服すると主張し、過去の研究例を挙げる。認定事実(7)アからエまでのとおり、本件記事１の対象地域を具体的に挙げた記載を含む書籍等が存在するものの、これらの書籍等はいずれも昭和２２年頃から平成２年頃までに出版・発行されたものであって、いずれも古く、これらの書籍等が存在するからといって、個別具体的な地名を挙げて研究する必要性を積極的に肯定できるものでもない。また、被告の行為がこれらの書籍等の系譜に位置づけられるか否かはともかく、必ずしも特定の地名及び当該地域の写真をインターネット上の記事として掲載しなければ達成できない研究があるとはいい難い。

また、被告は、その研究対象は集団であるから、個人の権利利益を侵害しない旨主張するが、別紙３本件各記事に関する認定のとおり、本件記事１には、表札、墓石、石碑等の個人名を特定できる写真や解説文が多分に含まれるうえ、写真については被写体を拡大したものまで含まれるのであるから、集団が研究対象であるとまで認めることはできない。

さらに被告は、国立国会図書館デジタルコレクションの拡充やいわゆるＡＩの発達により、被告の行為がなくとも、被差別部落の情報にたどりつくことができるため、被告の行為が差別を助長するものではない旨を主張する。認定事実(7)アのとおり、国立国会図書館デジタルコレクションの検索により過去の被差別部落に関する書籍が検索可能であると認められる。また、現代社会における技術開発の進み方に照らせば、ＡＩの検索結果に被差別部落に関する情報が登場することは容易に認められる。そうであるとしても、被告の行為は、あえて新しい情報を可視化して公開し続けるものといえるうえ、インターネットには検索の容易性があることや、本件記事１には写真も含まれることから文字だけの場合と比しても更に容易に情

報を複合し得ることを踏まえれば、被告の行為は、差別意識につながるような新たな手ががりを作り出す行為であるといえる。そして、被告が挙げる書籍の検索やＡＩによる検索は、条件の入力行為を必須とする以上、被差別部落に何らかの関心がある者が行うことが前提となるものであるといえるところ、被告の公開した本件記事１は、それらの者に更に新たな手がかりを与えるものであって、国立国会図書館デジタルコレクションの拡充やＡＩの発達を前提にしてもなお、差別意識を増幅させ、差別行為を助長するものである。

加えて、被告は、認定事実(2)ウ及びエ並びに認定事実(3)によれば、本件各記事のような同和地区に関する記事を公表することに強い興味関心を有していることが窺われるほか、認定事実(2)ア、エ及びオによれば、その媒体や名称といった手法を転々とさせて同様の行為を繰り返しており、認定事実(4)ウ及び(6)のとおり、東京法務局長の書面による説示を受けてもなお継続して本件各記事を公開している。これらによれば、被告は、少なくとも本件各記事の公表が被差別部落及び被差別部落に関連する人々に対する差別意識を増幅又は助長し得ることを認識して記事を公表しているものであり、差別意識を煽る目的をもってした行為であると認められる。よって、その行為の悪質性も高いというべきである。

ウ　以上によれば、本件記事１に含まれる事実を公表されない法的利益はそれ自体強い保護を必要とするものであることに加え、被告の行為の悪質性も認められる一方、上記事実を公表する理由は積極的には見出し難く、学問・研究の自由の範疇に含ましめるべきものではないから、被告の行為には、不法行為上の違法性が認められる。

(2)　不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益侵害を理由とする不法行為上の違法性について

ア　不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益侵害を理由とする不法行為上の違法性については、社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛が生じたか否かにより判断すべきである（最判平成元年１２月２１日民集４３巻１２号２２５２頁参照）。

イ　個人原告について、別紙２個人原告に関する判断中「１」記載の事実が公表され、個人原告の自宅の所在地や自宅の外観に関する情報が一般に流通することは、実際に不当な扱いを受けることに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされることにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、被告の行為には、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益侵害を理由とする不法行為上の違法性が認められる。

(3)　以上によれば、被告の行為は不法行為を構成するというべきである。

８　争点７（損害の有無及び額）について

(1)　個人原告には、前記７のとおり、違法な被告の行為により、精神的苦痛に応じた損害が生じているうえ、本件記事１の公表は、被告が差別意識を煽る目的をもってした行為であり非常に悪質である。そして、本件記事１は、本件ウェブサイトに掲載されているところ、インターネット上に掲載された情報は、削除したとしても半永久的に残るものであること、時々刻々と情報を取り込み学習するＡＩの発達に伴い、断続的な侵害を回復することは難易度を増しており、個人原告にまさに不可逆的な損害を生じさせることをも考慮すると、その侵害の程度は深刻である。

以上を総合して、個人原告に生じた精神的損害を金銭評価すると、１０万円が相当である。

(2)　また、上記慰謝料額等に照らし、弁護士費用１万円を、被告の行為と相当

因果関係のある損害と認める。

9　争点8（削除及び公表の禁止請求権の存否）について

(1)　人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止め（削除及び公表の禁止）を求めることができるものと解するのが相当である。

プライバシー侵害に基づく削除請求及び公表の禁止請求については、前記7(1)アの基準により判断すべきである。不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益侵害に基づく削除請求及び公表の禁止請求については、前記7(2)アの基準により判断すべきである。

(2)　前記7のとおり、本件記事1の公開には、不法行為上の違法性が認められるから、プライバシー侵害又は不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益侵害に基づく削除及び公表の禁止が認められると考えられる。

(3)　被告は、本件記事1の投稿は、学問の自由の保障を受ける旨主張するが、前記7のとおり、かかる投稿をすることの理由は積極的には見出し難く、学問の自由の範疇に含ましめるべきものではない。被告の主張は採用できない。

10　争点9（削除・公表の禁止の範囲）について

(1)　人格権に基づく削除請求権及び公表の禁止請求権による削除及び公表の禁止の範囲は、人格権に基づく請求である以上、原則として、人格権を侵害する表現行為に対応する表現の範囲に限定されると解するべきである。

(2)　個人原告は、個人原告のプライバシー又は人格的利益を侵害する本件記事1のみならず、本件各記事全体が削除及び公表の禁止の対象となる旨を主張する。

ア　証拠（甲1から20まで、28、29、57から64まで）及び弁論の

全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

本件ウェブサイトにおいて被告が掲載する各記事の閲覧方法は、本件ウェブサイトにある同一のカテゴリー内の記事一覧（以下「本件記事一覧」という。）に、タイトル及び１枚のサムネイル画像で構成された記事カードが多数列挙されており、各記事カードをクリック又はタップする（選択する）と各記事に到達する仕組みとなっていた。各記事カードには、掲載時期により、「部落探訪」、「人権探訪」、「曲輪クエスト」とその名称は変更されるものの、いずれかの名称に続いて（１）から始まる通し番号が付せられ（少なくとも（３４１）まで存在する。）、その後ろに、市区町村名及び地域名が表記されたタイトル（市町村名の前に都道府県名も記載されたタイトルが多い。）が付けられていた。これらのタイトルの中には、「ここにも『同和のドン』が！？」（人権探訪・特別編（１９２））や「穢多人別帳が発見される」（人権探訪（１８９）。本件記事６）のように、一見して同和地区に関する記載を含む記事であることが明らかとなる追記がされたものもあった。加えて、サムネイル画像としては、住宅、神社、鳥居、墓地、集会所、石碑、動物、街宣車、廃車や廃屋等が撮影されていた。

これらによれば、本件記事一覧には、記事カードの形式で、多数の同和地区の所在地が全国規模で網羅的に列挙されていたと認められる。

イ　インターネットには、情報の高度の流通性、拡散性、永続性のほか、投稿やアクセスの容易性といった特性が認められる。こうしたインターネットの特性に鑑みれば、本件各記事の１つの記事を閲覧することを出発点として関連記事を探索することは可能かつ容易である。いずれか１つの記事を閲覧すると考えられる者は、被差別部落に関心を有する者であると考えられるところ、本件記事一覧に掲載された他の記事をも探索することが否定できない。上記ア認定のとおり、本件各記事は、各別のウェブサイトに掲載されているのではなく、同一のウェブサイト上の同一カテゴリー内に

掲載されているという特徴を有していることに加えて、別紙１記事目録記載のとおり、本件各記事には通し番号が付されていることから、本件各記事には一覧性があるといえる。これらのことから、本件各記事のうち１つの記事を閲覧した者が、別の記事にたどりつくことは容易に実現可能であるといえる。そのうえ、別紙３本件各記事に関する認定のとおり、本件各記事は写真や動画を伴っており、視覚的な訴求力も大きいばかりか、解説文において、現地を訪ね歩く形を採りつつ、閲覧者の興味を引くことを意図したとみられる感想や意見を記載する等しており、インターネット上の関連付けの影響も相まって、閲覧者が芋づる式に本件各記事を閲覧する誘因も大きいといえる（例えば、本件記事４には、「埼玉県には多数の部落がある。映画を機会に埼玉の部落を観光するのもよいだろう。」とする解説文が付されており（別紙３本件各記事に関する認定４項(2)）、埼玉県内の同和地区の記事を網羅的に閲覧することを勧める記載がある。本件記事１０及び本件記事１３には、いずれも読者からの探訪リクエストがあった旨の解説文の記載があり（同認定１０項(2)、１３項(2)）、各記事を閲覧することについての興味を継続的に抱かせるとみられる記載がある。また、本件記事２８には、「隣の熊谷市の[redacted]に寄ってきた。」とする解説文が付されており、上記記載に続く熊谷市に関する解説文の記載と併せると（同認定２８項(7)）、閲覧者に対して、ダイトルに「[redacted]」が含まれる本件記事１を確認して閲覧を勧める誘因になっていると認められる。更には、本件各記事には、各タイトルに記載された同和地区に多いとされる名字（姓）を列挙している解説文も少なくなく、このことも、閲覧者が各記事を閲覧する誘因となりやすいといわざるを得ない。）。

そうすると、被差別部落への関心及び検索の動機を持つ者が、本件各記事のいずれかの記事を手がかりとして、本件記事１にたどりつく可能性も否定できない。

さらに、被差別部落に関する問題が、我が国固有の人権問題であるがゆえに、外国法人が運営するウェブサイトなどの媒体上に被差別部落に関する情報を公開しても、その削除には一定の時間を要する状況にあることは否めない。インターネット上に一度公開された情報は半永久的に残り、完全に削除することは不可能に近く、本件記事１にたどりつくことができる状況の下では、個人原告に事後的に回復困難な損害が断続的に発生することは否定し難い。

ウ　そうであるならば、個人原告のプライバシー又は人格的利益の侵害を理由として削除及び公表の禁止が認められる範囲は、その実効性を確保する観点から、本件記事１にとどまることなく、本件記事一覧に列挙された各記事カードのうち、タイトルにおいて埼玉県内の同和地区を対象とするカードの限度で認めるべきである。そこで、本件においては、本件各記事の全てについて認めるのが相当である。

第４　結論

その他、被告は縷々主張するが、被告提出の準備書面に記載された主張に照らし、提出された全証拠を精査しても、以上の認定判断を覆すに足りる事情は見当たらない。

以上によれば、個人原告の請求は、主文第１項から第３項までの限度で理由があるからこの限度で認容し、その余の請求は棄却することとし、原告解同埼玉県連の請求はいずれも棄却することとし、本件各記事の削除及び公表差止めについての仮執行宣言は相当でないから、これを付さないこととして、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第２民事部

裁判長裁判官　関根規夫

裁判官　中村暢明

裁判官　中本裕子

（別紙１）

記　　事　　目　　録

1　記事１（甲１）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2019/01/07/buraku-106/

タイトル：人権探訪（１０６）埼玉県熊谷市[redacted]

投稿日：２０１９年１月７日

2　記事２（甲２）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2016/05/30/buraku-sayama/

タイトル：人権探訪（７）埼玉県狭山市[redacted]

投稿日：２０１６年５月３０日

3　記事３（甲３）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2017/10/04/buraku-42/

タイトル：人権探訪（４２）埼玉県加須市[redacted]”

投稿日：２０１７年１０月４日

4　記事４（甲４）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2019/03/18/buraku-118/

タイトル：人権探訪（１１８）埼玉県川越市[redacted]

投稿日：２０１９年３月１８日

5　記事５（甲５）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2019/12/13/buraku-163/

タイトル：人権探訪（１６３）埼玉県川越市[redacted]

投稿日：２０１９年１２月１３日

6　記事６（甲６）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2020/08/21/buraku-189/

タイトル：人権探訪（１８９）埼玉県深谷市[redacted]　穢多人別帳が発見される

投稿日：２０２０年８月２１日

7　記事７（甲７）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2020/08/28/buraku-190/

タイトル：人権探訪（１９０）埼玉県深谷市[redacted]

投稿日：２０２０年８月２８日

8　記事８（甲８）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2020/09/02/buraku-191/

タイトル：人権探訪（１９１）埼玉県深谷市[redacted]

投稿日：２０２０年９月２日

9　記事９（甲９）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2021/08/04/buraku-234/

タイトル：人権探訪（２３４）埼玉県　白岡市　[redacted]

投稿日：２０２１年８月４日

１０　記事１０（甲１０）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/09/14/buraku-285/

タイトル：人権探訪（２８５前編）埼玉県　本庄市　児玉町[redacted]

投稿日：２０２２年９月１４日

１１　記事１１（甲１１）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/09/21/buraku-285-2/

タイトル：人権探訪（２８５後編）埼玉県　本庄市　児玉町[redacted]

投稿日：２０２２年９月２１日

１２　記事１２（甲１２）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/09/28/buraku-286/

タイトル：人権探訪（２８６）埼玉県　本庄市　児玉町[redacted]

投稿日：２０２２年９月２８日

１３　記事１３（甲１３）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/10/05/buraku-287/

タイトル：人権探訪（２８７）埼玉県　本庄市　児玉町[redacted]

投稿日：２０２２年１０月５日

１４　記事１４（甲１４）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/11/30/buraku-293/

タイトル：人権探訪（２９３）埼玉県　狭山市　[redacted]

投稿日：２０２２年１１月３０日

１５　記事１５（甲１５）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/12/14/buraku-294/

タイトル：人権探訪（２９４）埼玉県　日高市　[redacted]

投稿日：２０２２年１２月１４日

１６　記事１６（甲１６）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/12/21/buraku-295/

タイトル：人権探訪（２９５）埼玉県　坂戸市　[redacted]

投稿日：２０２２年１２月２１日

１７　記事１７（甲１７）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2023/01/10/buraku-296/

タイトル：人権探訪（２９６）埼玉県　鶴ヶ島市　[redacted]

投稿日：２０２３年１月１０日

１８　記事１８（甲１８）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2023/03/22/buraku-306/

タイトル：人権探訪（３０６）埼玉県　入間市　[redacted]

投稿日：２０２３年３月２２日

１９　記事１９（甲１９）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2023/06/21/buraku-319/

タイトル：人権探訪（３１９）埼玉県　志木市　[redacted]

投稿日：２０２３年６月２１日

２０　記事２０（甲２０）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2023/10/04/jinken-333/

タイトル：人権探訪（３３３）埼玉県　川口市 [redacted]

投稿日：２０２３年１０月４日

２１　記事２１（甲５７）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/40SROstv5WE

タイトル：曲輪クエスト（３５７）上尾市 [redacted]

投稿日：２０２４年４月３日

２２　記事２２（甲５８）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/66WZBH41BSQ

タイトル：曲輪クエスト（３５８）上尾市 [redacted]

投稿日：２０２４年４月１０日

２３　記事２３（甲５９）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/pabfKAJVEoA

タイトル：曲輪クエスト（３５９）北葛飾郡　杉戸町 [redacted]

投稿日：２０２４年４月２４日

２４　記事２４（甲６０）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/387NiN5wHxY

タイトル：曲輪クエスト（３６０）幸手市 [redacted]

投稿日：２０２４年５月８日

２５　記事２５（甲６１）

ＵＲＬ：http://newschallenger.com/news/rgi5aBqFTrY

タイトル：曲輪クエスト（３６１）久喜市 [redacted]

投稿日：２０２４年５月１５日

２６　記事２６（甲６２）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/hpge8tbErcA

タイトル：曲輪クエスト（３６２）久喜市 [redacted]

投稿日：２０２４年5月２２日

２７　記事２７（甲６３）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/c5EWag9wrh4

タイトル：曲輪クエスト（３６３）加須市 [redacted]

投稿日：２０２４年5月２９日

２８　記事２８（甲６４）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/-MCSmC63Zvo

タイトル：曲輪クエスト（３６８）行田市 [redacted]

投稿日：２０２４年7月３日

以上

（別紙２）

個人原告に関する判断

１　認定事実

個人原告は、新潟県出身で、３２歳の頃から本件記事１が対象とする地域に居住して部落解放運動に参加し、平成７年から部落解放同盟中条支部長を務めている。

個人原告の現在の住所地は、本件記事１が対象とする地域であり、本件記事１に掲載された５枚の写真には、それぞれ異なる角度から個人原告の自宅が写り込んでいる。（甲１、７７）

２　本件記事１は個人原告が被差別部落とされる地域の出身等であること及びこれを推知させる情報を含むといえるかについて

(1)　部落差別は、政策的に画された土地と人とを結び付けた差別であり、特定の土地との関連を主因とする偏見に基づく差別であるところ、被差別部落に関連することで不当な扱いを受けるおそれがあるのは、現に被差別部落とされる地域の出身である場合に限定されず、偏見を呼び起こす程度に当該地域と関連性がある場合も含むのであり、具体的には、被差別部落とされる地域に居住することを含むと解するべきである。

(2)　本件記事１は、埼玉県熊谷市[redacted]という土地を対象とした記事であり、本件記事１の閲覧者には、個人原告の住所を知る者が含まれる可能性を否定できない。本件記事１には、別紙３本件各記事に関する認定１(2)のとおり、「熊谷市の中でも代表的な部落と言われるのは[redacted]。」という記載が認められる。被告は、被差別部落だとは明言していない旨を主張するが、ここでいう部落とは、一般的な読み方をすれば、いわゆる被差別部落とされる地域と解される。そうすると、個人原告の住所を正確に知っている者でなくとも、[redacted]までの地名を知っている者やおよそ[redacted]近辺であることを知っている者であれば、既存の情報に本件記事１の閲覧により得た情報を組み合わせることにより、個

人原告が被差別部落とされる[redacted]に居住していることが判明するか又は少なくとも推知することが可能になる。

また、前記１のとおり本件記事１には写真が添付され、様々な角度から個人原告の自宅が写り込んでいるところ、本件記事１の閲覧者の中には、個人原告の自宅外観を知っている者が含まれる可能性を否定できない。本件記事１には、別紙３本件各記事に関する認定１(2)のとおり、「熊谷市の中でも代表的な部落と言われるのは[redacted]。」という記載が認められる。ここでいう部落とは、一般的な読み方をすれば、いわゆる被差別部落とされる地域と解される。そうすると、個人原告の自宅外観を知っている者であれば、本件記事１の写真に写り込んだ複数の角度から見た個人原告の自宅外観の様子から、部落に存在する当該建物が個人原告の自宅であることを知り又は推知することができ、既存の情報に本件記事１の閲覧により得た情報を組み合わせることにより、個人原告が被差別部落とされる[redacted]に居住していることが判明するか又は少なくとも推知することが可能になる。

(3) 以上のとおり、本件記事１は、個人原告が被差別部落とされる地域である[redacted]に居住すること及びこれを推知させる情報を含むといえるから、本件記事１は個人原告が被差別部落とされる地域の出身等であること及びこれを推知させる情報を含むといえる。

3 本件記事１は個人原告のプライバシーに属する事実を含むといえるかについて

(1) 前記１のとおり、本件記事１には、個人原告の自宅が様々な角度から写り込んでおり、前記２のとおり、本件記事１の記載からして、本件記事１は個人原告が被差別部落とされる地域に居住することを示す又それを推知させるものである。

(2) 部落差別は、政策的に画された土地と人とを結び付けた差別であり、特定の土地との関連を主因とする偏見に基づく差別であるから、その土地に居住していることは、まさに差別意識を呼び起こす事実である。個人原告が被差別部落

とされる地域に居住することは、私生活上の事実又はそれらしく受け取られるおそれのある事柄であるだけでなく、一般に、差別意識を呼び起こすものであるからこそ公開を欲しないであろうと認められ、一般の人々に未だ知られていない事柄であるといえる。そうすると、個人原告が被差別部落とされる地域に居住することは、個人原告のプライバシーに属する事実であるといえる。

なお、認定事実(7)のとおり、本件記事１が対象とする埼玉県熊谷市[redacted]について記載のある文献等は存在するものの、これによって個人原告が被差別部落とされる地域に居住することが一般の人々に知られているとまではいい難いから、このことをもって前記認定を覆すに足る事情であるということはできない。

(3) 以上のとおり、本件記事１は、個人原告のプライバシーに属する事実を含むといえる。

以上

（別紙３）

本件各記事に関する認定

1　記事１（甲１）

(1)　記事１は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１項記載の表題（タイトル）が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２０枚及び解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。（以下では、甲１に掲載された写真（動画のサムネイル写真も含む。）につき、掲載順に「写真①」などと表記する。別紙３における記事２以下についても、同様の表記とする。）

(2)　写真①から④まで及び写真⑫には、個人原告の自宅が写り込んでおり、その撮影角度は写真により異なるところ、「熊谷市の中でも代表的な部落と言われるのは[redacted]。」、「明らかにここは農村型の部落で」という解説文が付されている。

(3)　写真⑦は、この土地に廃棄物を捨てるなと記載された看板が立てられた土地の写真であり、「やはり最肩目に見てもこの辺りには不法投棄されている場所が多い気がする。」という解説文が付されている。

(4)　写真⑩には、工場ようの建物が写り込んでおり、「この部落では自動車や機械類のスクラップ業者が多い。」という解説文が付されている。

(5)　写真⑪から⑭までは、墓地の写真であり、「関東では部落の宗派と言えば時宗か日蓮宗と思っていたのだが」という解説文が付されている。

(6)　写真⑯は、集会所の写真であり、「同和対策で作られた集会所がいくつかあるが」、「同和を強調するような掲示物はない。」という解説文が付されている。

(7)　写真⑱から⑳までは、それぞれ住宅及び建物の写真で、「埼玉ではとにかくエセ同和が酷いという。市街化調整区域で開発許可を出させるために、『農村だから自由に家を建てられないのは差別だ』と言って役所に押し掛けて連日『人権啓発活動』をする。それで、行政職員を精神病院送りにしたと武勇伝のよう

に語る者もいるという。」、「『どこそこのどの名字は部落』といったことが囁かれるが、どこまで本当か分からない。それでいて『部落は怖い』と刷り込まれている。ゴネた者勝ちの状態である。」、「さきほどの不法投棄にしても『俺たちに逆らったらここに埋めるぞ、あるいはここには行政の権力は及ばないんだぞ、という目印でしょう』と語る。無論、そんなことはないと思うが、少なくとも熊谷市の行政関係者にはそういった類の意識があるようだ。」という解説文が付されている。

2　記事２（甲２）

(1)　記事２は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録２項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真１９枚及び解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2)　写真①は、狭山再審闘争勝利現地事務所の写真であり、「１９３５年当時の部落の世帯数は５９世帯。狭山事件関係の書物には『[redacted]』という部落の呼称が出てくるが」という解説文が付されている。

(3)　写真⑦には、複数のマンションが写り込んでおり、「この地域に古くから土地を持っていれば、その土地の価値はかなり上がっているはずだ。同和地区の法律上の定義であった『歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域』には、既に当てはまらないと思われる。」という解説文が付されている。

(4)　写真⑮から⑲までは、狭山市立富士見集会所の外観又は内観の写真であり、「狭山市のウェブサイトによれば、『同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解消をはかり、明るい地域社会の創造をめざすことを目的に設置された施設』とされる」、「実際は普通の公民館と同じく、地元のサークル活動等に使われているようで『同和』や『部落』に関するものは一見すると見当たらない。」との解説文が付されている。写真⑲は、同和教育関係図書と記載のあるシールが貼付された本棚の写真であり、「それでも探してみると、廊下の脇に

ひっそりと写真の物件が置かれていた。」という解説文が付されている。

3　記事３（甲３）

(1)　記事３は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録３項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２４枚及び解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2)　記事の冒頭には、「加須市は非常に同和と因縁の深い自治体として一部の業界では有名である。」、「加須市の同和地区は１９６２年に同和地区精密調査の対象となったため、以下の詳細な資料が残されている。」との解説文が付されており、「同和地区精密調査報告書（昭和３７年及び昭和３８年）埼玉県北埼玉郡[redacted]」のリンクが貼付されている。

(3)　写真④及び⑤には、それぞれ住宅の表札が写り込んでおり、「同和地区精密調査報告書によれば、[redacted]の世帯数は３３で主な姓は、さきほどの食堂の名前と同じ『[redacted]』であるという。」という解説文が付されている。

(4)　写真⑩から⑭までには、それぞれ住宅が写り込んでおり、「奥に進むと、同和地区に見られるニコイチ群が現れた。同和事業の初期作られた形式のもので、相当年数が経過しているようで、空き家も見受けられる。」という解説文が付されている。

(5)　写真⑮には、志多見集会所の写真とともに、「これも同和事業で作られたものだという。」という解説文が付されている。

(6)　写真⑯から⑲までは、日枝神社の写真であり、「神社の周囲には松林がある。同和地区精密調査報告書にある松林の一部かもしれない。」、「同和地区精密調査報告書には、昭和初期に『[redacted]』という地区から[redacted]が流入したとある。確か[redacted]部落には[redacted]建築をはじめ、[redacted]という家がいくつかある。」という解説文が付されている。

(7)　写真㉒及び㉓は、それぞれ白山神社及び八坂神社の記念碑の写真であり、「寄付者の名前を見ると、確かに[redacted]という姓が見られる。ただ、[redacted]は加須市

においては[redacted]以外にも多くみられる地区があり、また[redacted]には白山神社があるものの、部落であるという根拠はない。」という解説文が付されている。

4　記事４（甲４）

(1)　記事４は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録４項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真３７枚及び動画２本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2)　タグには「翔んで埼玉」も含まれており、記事の冒頭には、「映画『翔んで埼玉』が大ヒット上映中である。この作品の舞台は埼玉県人が差別される架空の日本だ。」、「そんな埼玉県には多数の部落がある。映画を機会に埼玉の部落を観光するのもよいだろう。今回訪れたのは埼玉県南部の川越市の部落である。」という解説文が付されている。

(3)　写真⑬は、集会所の中を覗いた写真であり、「中を覗くと、人権教育について図解された掲示物があった。これで、この集会所が普通の集会所ではなく、同和施設であることが分かる。」という解説文が付されている。

(4)　写真⑭及び⑮は、墓地の写真であり、「見たところ、時宗の墓だ。ここ以外でも、川越市内の部落では時宗が多い。」という解説文が付されている。

(5)　写真⑯には、住宅の表札が写り込んでおり、「近くで働く人に白山神社について聞いてみると、部落ですかと聞いたわけでもないのに『ここは部落だから』と言われた。少し年配の人はよく知っていることで『部落だから同じ名字が多い』というようなことが言われているそうである。」、「確かにさきほどの墓地も現地の表札も『[redacted]』『[redacted]』が多い。」という解説文が付されている。

(6)　写真㉒及び㉖には、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「さて、実は[redacted]には隣接する部落があり」、「昔の航空写真で見ると田畑の中に家が分散しており、とても部落には見えない。」という解説文がそれぞれ付されている。

(7)　写真㉘及び㉙は、建物の外観の写真であり、写真㉚は建物の中を覗いた写真

である。これらの写真とともに、「公園の横に自治会館と老人憩いの家を兼ねた建物があったが、小堤の集会所とは違って、ここには同和や人権を思わせるものは全く無い。」という解説文が付されている。

(8) 写真㉛及び㉜は、墓地の写真であり、「ここも時宗が多いようだ。『[redacted]』や『[redacted]』が多く見られる。」という解説文が付されている。

(9) 写真㉟から㊴までには、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「はっきり言って、『[redacted]』さんや『[redacted]』さんの家は豪邸ばかりである。本当に部落であったのか疑問だし、仮にそうであったとしても同和地区指定する意味はなかったものと思われる。」という解説文が付されている。

5 記事５（甲５）

(1) 記事５は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録５項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２５枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2) 写真②は、部落差別解消推進＃６３川越市[redacted]の動画サムネイルであり、その直前には、「川越市[redacted]と[redacted]は隣り合った部落である。」という解説文が付されている。

(3) 写真③は、神社の写真であり、「この部落がユニークなのは、２つの部落の間に白山神社があることだ。」という解説文が付されている。

(4) 写真④は、複数の住宅及び公園の写真であり、「ここは部落のど真ん中のはずだが、そのようなことを意識させる風景はない。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑤は、集会所の写真であり、「ここが[redacted]集会所。無論、同和施設ではなく、ただの自治会館である。」という解説文が付されている。

(6) 写真⑧から⑩までは、白山神社の狛犬の写真であり、「狛犬には、[redacted]、[redacted]という名字の氏子の名前が刻まれている」という解説文が付されている。

(7) 写真⑭及び⑮は、墓地の写真であり、「墓地も[redacted]、[redacted]が多い。」という

解説文が付されている。

(8) 写真⑯から⑲までには、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「近くの家の表札も[redacted]、[redacted]が多い。」という解説文が付されている。

(9) 写真㉑には、道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「こちらは[redacted]だが、部落には見えない。」という解説文が付されている。

(10) 写真㉕は、川越市掲示板の写真であり、「無論、同和だの人権だのといった掲示物はどこにもない。」という解説文が付されている。

(11) 写真㉖には、道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「おそらく、同和事業を行うまでもなく住民が豊かになり、外部から移り住む人も多くて解放されていった部落と考えられる。」という解説文が付されている。

6 記事６（甲６）

(1) 記事６は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録６項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真３５枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2) 写真①は、穢多人別帳の表紙の写真であり、「示現舎では、『穢多人別帳』という直球なタイトルの文書を入手した。」、「明治３年当時の記録によれば『穢多』は６戸３５人。戦前の記録では１６戸１０４人の部落があったとされる。」という解説文が付されている。

(3) 写真③から⑦までは、穢多人別帳の内容の写真であり、「すべての内容はこちらからダウンロードできる。」という解説文があり、当該部分にはハイパーリンクが設定されている。また、撮影した穢多人別帳の記載内容の意味について、「今年も人別帳を作ったが、この村の穢多に宗教上の禁制を守っている。もし禁制に背く者がいれば、どのしょうな処罰を加えても構いません」とする解説文が付されている。

(4) 写真⑬から⑯までは、墓地の写真であり、「[redacted]、[redacted]、[redacted]といった名字が多く、墓地の中で混在している。」という解説文が付されている。

(5) 写真㉔には、建物が写り込んでおり、「神社の境内には、『[redacted]会館』という建物があるが、これは民間の公民館であろう。同和対策で作られた公共の建物に注連縄があるというのは考えにくい。」という解説文が付されている。

(6) 写真㉞及び㉟には、それぞれ複数の住宅が写り込んでおり、「いずれにしても、どこが部落なのか、同和事業が行われたのかといった形式は見られなかった。既に融和したのではないかと考えられる。」という解説文が付されている。

7 記事７（甲７）

(1) 記事７は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録７項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２１枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2) 写真②は、部落差別解消推進＃９０深谷市[redacted]の動画サムネイルであり、その直前には、「深谷市[redacted]には、戦前には１５戸の部落があったとされる。」という解説文が付されている。

(3) 写真⑥は、霊園の看板の写真であり、「方向を間違えて部落とは無関係な霊園に来てしまった。」という解説文が付されている。

(4) 写真⑧は、墓地の写真であり、「墓は全て『[redacted]』姓である。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑨から⑬までは、墓地の石碑の写真であり、「『水平運動』『部落解放』『融和』『地方改善』『社会事業』という言葉が出てくる。全国部落調査を作った『中央融和事業協会』の名前もある。」、「裏面には功労者の名前が。中央融和事業協会の会長だった[redacted]を筆頭に、戦前の融和運動や水平社運動で重要な役割を果たした人物が多数刻まれている。」、「功労者が必ずしも部落民だったわけではないが、[redacted]が多く、[redacted]という名字も特徴的である。」という解説文が付されている。

(6) 写真⑮には、道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「部落内の様子は周辺と変わらず、部落とは分からない。住民に同和事業がされたのかどうか聞いて

みると、よく分からないということだった。」という解説文が付されている。

(7) 写真⑳及び㉑は、植物の写真であり、「まるで部落全体が植物園のようである。」という解説文が付されている。写真㉒には、植物及び住宅が写り込んでおり、「石碑を見た後は、部落を一周して植物を眺めると面白いだろう。まさに、観光地にしてもよい部落である。」という解説文が付されている。

8 記事８（甲８）

(1) 記事８は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録８項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真１４枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2) 写真②は、部落差別解消推進＃９１深谷市[redacted]の動画サムネイルであり、その直前には、「戦前の記録によれば、現在の深谷市[redacted]に１４戸の部落がある。現在の地図を見ると、そこには市の集会所があり、住宅地図では[redacted]という名字の家がいくつか見られる。[redacted]の石碑に[redacted]という名字がいくつかあったことから、筆者はここが部落であると推定した。」という解説文が付されている。

(3) 写真③から⑥までは、建物の写真であり、「建物の様式からすると同和事業最盛期の時期に作られた公共の建物だ。」、「実際、これは深谷市の施設であり、単なる自治会館ではない。そして間違いなく同和対策で作られたものだが、深谷市は２０１２年に同和事業を廃止したために使われていない。」という解説文が付されている。

(4) 写真⑦及び⑧には、それぞれ道路及び複数の建物が写り込んでおり、「集会所の前に直線の道路があり、この道路沿いが部落ないし同和地区に該当したと考えられる。」という解説文が付されている。写真⑩及び⑪には、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「見た目は明らかに労働型ではなく農村型の部落。集会所を除けば特に違和感がなく、部落であることは全く分からない。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑫及び⑬は、看板の写真であり、「白く塗りつぶされているが、昭和５６年度農林業同●対策事業、[redacted]共同作業所の文字が読み取れる。『同』と『対策』の間の文字が読めないが、ここに入る文字は『和』しか考えられないだろう。」、「なぜ白く塗られているのか、塗りつぶすくらいなら撤去すればいいと思われるところなど、謎が多い。」、「このような同和事業をやったことを主張するような物件は全国の同和地区に多数あったと考えられるだろう。しかし、その多くは撤去されてしまい、我々が目にできるのは必然的に、このような杜撰な方法で処置されたものに限られるということなのだろう。」という解説文が付されている。

9 記事９（甲９）

(1) 記事９は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録９項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２８枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2) 写真③は、書籍の写真であり、「読者の方から『埼玉県東部の被差別部落のこと [redacted]の昔といま　くらし･語り』という本があると教えていただいた。」、「白岡市[redacted]の飛び地の部落のことが書かれていた。ここは融和事業の対象となっていなかったようで、筆者の把握していなかった部落だった。しかし、ある時解放同盟の支部が組織され、詳細な記録が残されていたのである。」という解説文が付されている。

(3) 写真⑤には、複数の住宅が写り込んでおり、「江戸時代初期には穢多４軒と記録され、幕末には１０軒程度になっていたそうだ。そして、１９７１年に『補助を受けられる』として解放同盟支部が結成された時は８軒だった。」という解説文が付されている。

(4) 写真⑨には、道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「部落の由来については、落人、非人、皮革業と様々な伝承があるが、弾左衛門配下の長吏小頭であったということが信憑性が高い。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑩には、政党の掲示板が写り込んでおり、「しかし、そのような由緒ある部落とは、あの本がなければ分からない。」という解説文が付されている。

(6) 写真⑫は、集会所の写真であり、「白岡市の条例では同和教育のための施設となっているので、教育集会所ということになるのだろう。」という解説文が付されている。

(7) 写真⑬は、庚申塔の写真であり、「どこかで見たような気がしたと思ったら、本に写真が出ていた。」という解説文が付されている。これに続けて、書籍中の庚申塔の写真である写真⑭が掲載されている。

(8) 写真⑮及び⑰は、祠の写真であり、「これも本で見たものだ。」、「祠にも[redacted]の名前が刻まれている。」という解説文が付されている。これに続けて、書籍中の石祠の写真である写真⑯が掲載されている。

(9) 写真⑱及び⑲は、それぞれ自動車のスクラップ工場の写真であり、「集会所の場所がまさに『[redacted]』があった場所で、周辺の畑、そして現在は自動車のスクラップが置かれているこの場所も敷地内だったという。しかし、『[redacted]』の人々は昭和初期に部落から出ていってしまった。」、「『[redacted]』の先祖は享保年間に現在の埼玉県北本市辺りからこちらに移ったと伝えられ、現在部落に残る分家は、本家の代を含めると１０代続いているという。」、「このスクラップ工場の経営者も[redacted]。これは、どちらかと言えばかなり豊かな部落ではないだろうか。」という解説文が付されている。

(10) 写真⑳には、道路、植物及び塀の一部が写り込んでおり、「白山神社もあったのだが、『[redacted]』が部落を出ていく時に移転され、その後に社殿が火事で焼けてしまった。」という解説文が付されている。

(11) 写真㉓には、大徳寺の看板及び複数の住宅が写り込んでおり、「こちらは大徳寺。」、「部落はここの檀徒であり、『[redacted]』の墓があるというので来てみた。」という解説文が付されている。

(12) 写真㉙は、大徳寺境内の写真であり、「いずれにしても、この部落に弾左衛

門配下の小頭が住み、周囲の治安維持に当たっていたことは間違いないだろう。享保年間まで由緒を辿れる家というのは珍しいと思うので、むしろ由緒正しい部落である。地理的にも悪い場所ではなく、融和事業の対象として名前が挙がらなかったのはそれなりの理由があったのだろう。」という解説文が付されている。

１０　記事１０（甲１０）

(1)　記事１０は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１０項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真４９枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2)　写真②は、部落探訪＃１８５前編　児玉町[redacted]の動画サムネイルであり、その直前には、「本庄市児玉町児玉には一説には関東最大級の部落があるという。読者の方から探訪リクエストもあったことなので、行ってみることにした。」という解説文が付されている。

(3)　写真③は、書籍（『こんな差別が』[redacted]著）の表紙を撮影した写真であり、写真④から⑥までには、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでいる。これらの写真とともに、「児玉町の部落出身で、２０年部落解放運動をしている著者が、地元での差別の実態を告発するという本である。真面目に感想を書くと、事実誤認と被害妄想に満ちた内容で、こんな人が部落解放運動に関わっていろんな人を洗脳して、余計にこじれていったのだなということが分かる内容である。」、「あえて部落差別に結びつけるとすれば、皮革を扱っていた部落では汚水が下に流れるからという理由で川下に移転させられた例がしばしばある。」という解説文が付されている。

(4)　写真⑦は、神社の鳥居の写真であり、「関東の部落での定番、白山神社に着いた。」という解説文が付されている。

(5)　写真⑪は、ネットの住宅地図『マッポン！』に[redacted]という名字が記載されたものであり、「『こんな差別が』

はその中で名字による差別を告発するのだが、地元の部落に多い名字として具体的に[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]が挙げられている。それらのうち、白山神社の氏子に多いのが[redacted]である。」、「とすると、ここで活用すべきはネットの住宅地図『マッポン！』である。『こんな差別が』で挙げられている名字と探訪時に気になった名字の分布を検証してみた。これは見事に地域と名字の関連性が現れている。」という解説文が付されている。

(6) 写真⑫は、神社の写真であり、「[redacted]は白山神社から南東に集中している。」、「部落の戸数は明らかに百何十ではなく、明らかに何百規模であろう。」、「考え方によっては関東最大の部落と言うこともできそうだ。」という解説文が付されている。

(7) 写真⑭は、自動販売機及び建物の写真であり、「名字の分布を見ると[redacted]だけでなく[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]という小字も部落の範囲内であり、むしろそれらがメインであるように見える。」という解説文が付されている。

(8) 写真⑯から⑲までは、集会所の外観、内観又はその敷地の写真であり、「同和関係の掲示物はなく、ただの自治会館なのだが、建物のつくりはまさに同和事業最盛期の公共建築である。」、「実際、これは『本庄市役所児玉[redacted]集会所』という同和施設だった。」、「実は本庄市、上里町、深谷市は部落の多さに対応してか、埼玉県内でも特に同和行政や同和団体の活動が盛んな地域であった。」という解説文が付されている。

(9) 写真㉞は、石板の写真であり、「石板をみると、ここでも圧倒的に[redacted]が多い。」という解説文が付されている。

(10) 写真㉟及び㊱は、集会所の写真であり、「ここにも明らかに同和事業全盛期の公共建築が。」、「かつての『本庄市役所児玉[redacted]集会所』。同和集会所なので、やはり川沿いは線路の両側が部落だった。」という解説文が付されている。

(11) 写真㊳から㊺までには、それぞれ工場及び倉庫（朽廃しつつあるものを含む。）

が写り込んでおり、「屋号は地元に多い苗字だ。」、「ここにはさらに崩壊した廃墟が。これは元々工場だったらしい。」という解説文が付されている。

(12) 写真㊽には、住宅の表札が写り込んでおり、「ここにも[redacted]という名字が多いが。」という解説文が付されている。

(13) 写真㊾は、造園業の看板が付された建物の写真であり、「[redacted]も多い。私がここに本籍地を移せば、より部落民らしくなるのではないだろうか？自分と同じ名字が多い部落を探して、そこに移住または転籍するという手法はかなり使える気がする。」という解説文が付されている。

１１　記事１１（甲１１）

(1) 記事１１は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１１項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真３６枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2) 写真②は、部落探訪＃１８５後編　児玉町[redacted]の動画サムネイルであり、その直前には、「前回に引き続き、[redacted]の探訪である。そもそも『[redacted]』とはどこの、どの範囲を指すのか、文献だけでは分かりにくかったが、現地を探訪するうちに次第に全容が分かってきた。それを理解する鍵は、[redacted]『こんな差別が』で挙げられている部落に多いとされる名字と、神社と同和集会所である。」という解説文が付されている。

(3) 写真④及び⑦から⑨までには、それぞれ複数の住宅が写り込んでおり、「古い市営住宅。空き家が多く、住民が高齢化しているように見えた。」、「それ以外は大きな家や民間の借家があり、ここが部落とは全く分からない。」という解説文が付されている。

(4) 写真⑩から⑮までには、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「ここが[redacted]の交差点。」「『こんな差別が』で挙げられている『[redacted]』という名字があるが、それは[redacted]に多く分布しており、この当たりで分布が途切れている。」、「交差点から北の方に『こんな差別が』で挙げられている『[redacted]』が集

中している。そこは[redacted]であり、さすがにそこは[redacted]ではないだろう。そんなことを調べているとあることに気づいた。[redacted]には、『こんな差別が』の著者と同じ[redacted]、そして白山神社の氏子にあった[redacted]、[redacted]の名字が分布している。」、「しかし、[redacted]にあるのは、やはりとてつもない豪邸。」、「しかも、表札をみると『こんな差別が』で部落に多いとされる名字である。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑯から⑱までは、公園の写真であり、「『[redacted]児童公園』という名前の公園。」、「立派な公園で、同和対策で作られたであろうことは想像できる。この公園の向こうが空き地になっているが、そこには同和集会所である『児玉中央集会所』があった。」という解説文が付されている。

(6) 写真⑲及び⑳は、神社の外観又は内観の写真であり、「児玉中央集会所の跡地の横には諏訪神社が。」「内部を見ると氏子の名前を確認できるが、[redacted]に多い[redacted]、[redacted]だけでなく、[redacted]もかなり多い。」という解説文が付されている。

(7) 写真㉖は、店舗及び同店の駐車場の写真であり、「部落内には、このような大きな郊外型店舗もある。」という解説文が付されている。

(8) 写真㉘から㉛までは、茂みの写真であり、「茂みの内部は薄暗く、異様な空間が広がっている。」、「さきほどの茂みを改めて外から見るとこんな感じ。住宅地の一角にある、本当に特異な空間であることが分かるだろう。」という解説文が付されている。

(9) 写真㉜及び㉝は、小学校付近の交差点の写真であり、「あの駐車場の場所に児玉隣保館があったが最近取り壊された。『人権尊重の町』という碑がその同和行政が盛んな地であったことを思い起こさせる。」という解説文が付されている。

(10) 写真㉞及び㉟には、神社又は石碑が写り込んでおり、「[redacted]の鎮守を見つけたので報告しておく。」、「『[redacted]』姓が多いことから氏子は[redacted]の住民が多

いことが分かる。[redacted]も多い。」という解説文が付されている。

(11) 記事の末尾には、「探訪して分かったことは、[redacted]、[redacted]、[redacted]、そして白山神社周辺（集会所名からすると[redacted]）が[redacted]自治会の範囲であり、その辺り一帯が部落であったということだ。」という解説文が付されている。

12 記事12（甲12）

(1) 記事12は、本件訴え提起時においては、別紙1記事目録12項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真40枚及び動画1本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2) 写真②は、部落探訪#186[redacted]の動画サムネイルであり、その直前には、「その[redacted]という名字が集中しているのが児玉町[redacted]である。」という解説文が付されている。

(3) 写真⑤は、農機具保管庫の写真であり、「昭和60年度に作られたということは、これは同和対策によるものである可能性が高い。」という解説文が付されている。

(4) 写真⑭及び⑮は、神社内にある建設委員が記された石碑の写真であり、「石碑には『[redacted]』以外の名字も刻まれている。[redacted]全体が部落というわけではなく、この神社は一般の氏子も含めた神社であろう。この建設委員を見たところ、融和しているようだ。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑯及び⑰は、馬頭観音の写真であり、「ここは昔から三叉路になっていて、ここが部落の中心である。」、「馬頭観音の石碑の裏側には『[redacted]講中』とある。[redacted]というのは、名字だけではなく、講の名前でもあったようだ。」という解説文が付されている。

(6) 写真⑱及び⑲は、教育会館の写真であり、「ここには解放同盟埼玉県連児玉郡市協が入居していたはずだが、今はその様子はない。」という解説文が付されている。

(7) 写真㉑から㉗までには、それぞれ複数の住宅が写り込んでおり、「周辺は、

いかにも古くからの農村だった場所なので」、「部落は馬頭観音を中心に南北に存在する。」、「北側は、さびれた農村のような佇まいがあるが、新しい家も入り混じっている。」という解説文が付されている。

(8) 写真㉘から㉜までは、墓地の写真であり、写真㉜には、六地蔵建設の寄付者の石碑が写り込んでいる。これらの写真とともに、「これが部落の墓地ではないだろうか？」、「やはりそうだった。宗派は真言宗。」、「六地蔵建設の寄附者も圧倒的に[redacted]なので、ここが部落の墓地で間違いないだろう。」という解説文が付されている。

１３　記事１３（甲１３）

(1) 記事１３は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１３項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真３３枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2) 写真②は、部落探訪＃１８７[redacted]の動画サムネイルであり、その直前には、「早稲田大学本庄高等学院の近くに部落があるようなので、特定してほしいとのリクエストがあった。そこも旧児玉町で、周囲に多くの部落があるのだが、その中でも学院に最も近い[redacted]の部落の特定を試みた。ここには戦前に１３戸の部落と２戸の部落があったとされる。」という解説文が付されている。

(3) 写真⑰及び⑱は、神社の写真であり、写真⑲は、[redacted]自治会館新築記念碑である。これらの写真とともに、「気になったのは、氏子の中にあった『[redacted]』という名字だ。おそらく『[redacted]』と読むのだろう。[redacted]に児玉では言い逃れのできない部落の名字と名指しされた[redacted]に通じるところがあり、児玉では[redacted]はほぼ[redacted]にしか存在しない。」という解説文が付されている。

(4) 写真㉓は、[redacted]自治会館の写真であり、「ここは自治会館。部落があったとしても、未指定であり、融和していることが推定される。」という解説文が付されている。

(5) 写真㉘及び㉙は、墓地の写真であり、「背景にラブホテルが見えるこの墓地

には■と■しかない。」という解説文が付されている。

(6) 写真㉚は、道路及び複数の住宅が写り込んでいる写真であり、「間違いない、■の部落はここだと確信した。」という解説文が付されている。

(7) 記事の末尾には、「今回特定した部落は墓地の規模からすると１３戸のほうであろう。■には２戸の部落がまだどこかにあるはずだ。早稲田高等学院の生徒さんは、この２戸の部落の特定を研究テーマとしてみるのはどうだろう。」という解説文が付されている。

１４　記事１４（甲１４）

(1) 記事１４は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１４項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２２枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2) 写真②は、＃１９３狭山市■の動画サムネイルであり、その直前には、■の部落は高杉晋吾『部落差別と冤罪』で、狭山事件に絡めて引き合いに出されている。」という解説文が付されている。

(3) 写真③には、道路が写り込んでおり、■は宿場であり、上宿、本宿、下宿があり、■が部落である。」という解説文が付されている。

(4) 写真⑮から⑱までには、それぞれ複数の住宅が写り込んでおり、■でもかつては水平社運動があり、世良田村事件にも関わったというが、以降は水平社運動や部落解放運動の類は盛り上がらなかった。」、「もともと農業が中心で比較的土地を持ってる部落だった上、戦後の農地解放でさらに土地が増えた。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑳から㉒までは、墓地の写真であり、「部落の南端の墓地を訪れてみた。」、「やはり、■、■、■が多い。他に多いのは■、■。」という解説文が付されている。

(6) 記事の末尾には、「狭山市は部落問題がからむ狭山事件で有名であるが、解放運動や同和行政はあまり活発とは言えない。ここは見るからに未指定地区で

ある。」という解説文が付されている。

１５　記事１５（甲１５）

(1)　記事１５は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１５項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２５枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2)　写真②は、＃１９４[redacted]の動画サムネイルであり、「昭和初期の記録では戸数７５、生活程度は中とある。」という解説文が付されている。

(3)　写真⑤には、道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「過去の記録通り、この部落は富農が多かった。『全国部落調査』には主業は履物表とある。」という解説文が付されている。

(4)　写真⑦には、道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「現地で家を見ると、いかにも古くからの富農の家が多く、表札は『[redacted]』が多い。」という解説文が付されている。

(5)　写真⑪及び⑫は、神社の写真であり、「公会堂の敷地内に八雲神社があり、これも部落の神社のようである。」という解説文が付されている。

(6)　写真㉒から㉕までは、墓地の写真であり、「墓石の名字と表札の名字の傾向が一致するので、これが部落の墓地であることは間違いない。」、「寄附者の名字も[redacted]。」、「旧入間郡でも部落の宗派は一定ではないということだ。これは埼玉県の部落の特徴である。」という解説文が付されている。

１６　記事１６（甲１６）

(1)　記事１６は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１６項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２０枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2)　写真④は、坂戸市立[redacted]集会所の写真であり、写真⑥は集会所の掲示板の写真である。これらの写真とともに、「ここでは明らかに同和対策事業が行われている。」、「それは、[redacted]集会所が『同和対策集会所』であることから

明白だ。」、「しかし、この施設には同和だの部落だの人権だのといった掲示物は全く見られない。ステルス同和施設である。」という解説文が付されている。

(3) 写真⑧は社殿の写真であり、写真⑨は鳥居の一部の写真である。これらの写真とともに、「部落の神社であることは間違いない。鳥居に刻まれた氏子の名字は『[redacted]』『[redacted]』が多い。」という解説文が付されている。

(4) 写真⑩から⑫までは、墓地の写真であり、「墓地を訪れると、やはり[redacted]が多い。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑮、⑯及び⑱は、それぞれ店舗及び住宅の写真であり、店舗名が読み取れるほか、「何の変哲もない住宅地である。同和団体があまり活動せず、行政主導で国費を入れて、市の負担を減らしたのではないか。」、「この商店跡にはうっすらと[redacted]の文字が読み取れる。」という解説文が付されている。

１７　記事１７（甲１７）

(1) 記事１７は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１７項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真１枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2) 写真②は、＃１９６[redacted]の動画サムネイルであり、その直前には、「[redacted]、[redacted]、[redacted]、そして今回の[redacted]と狭い範囲に４つの部落が存在する。」、「[redacted]と[redacted]は川越市、[redacted]は坂戸市、そして[redacted]は鶴ヶ島市に属する。」、「[redacted]には鶴ヶ島市唯一の部落があり、昭和初期の戸数は２１と記録されている。」という解説文が付されている。

１８　記事１８（甲１８）

(1) 記事１８は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１８項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真３０枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2) 写真②は、＃２０６入間市[redacted]の動画サムネイルであり、その直前には、「昭

和初期の記録では、入間市[redacted]に１５軒の部落がある。」、「秋定嘉和『部落問題・水平運動資料集成』第２巻には[redacted]出身の『[redacted]』と『[redacted]』という人物名が出てくる。前者は入間郡水平社の設立者、後者は１９２８年の全国融和団体連合大会の参加者である。」という解説文が付されている。

(3) 写真③及び④は、ネットの住宅地図『マッポン！』に[redacted]、[redacted]という名字が記載されたものであり、これらの写真とともに、「人名が出てくるので、非常に強力なツール『マッポン！』を使って、[redacted]の『[redacted]』『[redacted]』の分布を調べる。」、「国道１６号が折れ曲がっている辺りに[redacted]が２軒あり、[redacted]も近くにある。該当箇所は、その道の形や家の並びの特徴から、旧街道沿いの旧宿場町の端っこにあることが推定され、確かに穢多村があったとしてもおかしくない立地である。」、「そして、グーグルマップによれば、『雪駄草履通販卸売り [redacted]』という、いかにも歴史のありそうな履物問屋がある。『[redacted]』は名字であり『[redacted]』。その分布を検証してみる。」、「履物商である『[redacted]』と、文献に出てくる『[redacted]』『[redacted]』が見事に一箇所に集中している。これはもう間違いないであろう。あとは現地を探訪するだけだ。」という解説文が付されている。

(4) 写真⑦から⑨までは、墓地の写真であり、「こちらの墓地には、『[redacted]』『[redacted]』の名字がある。」という解説文が付されている。

(5) 写真㉒から㉔までははは、入間[redacted]教会の外観又は内観の写真であり、「こちらはカトリックの教会。」という解説文が付されている。写真㉗及び㉘には、それぞれ複数の住宅が写り込んでおり、「９０人の住民のうち、４０人がカトリックに改宗していたという。」、「日曜と祝日には、ラッパの音を合図に教会が村人で賑わうようになった。周囲から差別されていた[redacted]の部落は、逆に周囲から羨望されるようになったと、いにしえの記録には書かれている。」という解説文が付されている。

１９　記事１９（甲１９）

(1) 記事１９は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１９項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真３１枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2) 写真②は、＃２１９志木市の動画サムネイルであり、その直前には、「その部落というのは、現在の志木市[redacted]、[redacted]という部落である。昭和初期の記録では４９戸。雑誌では『[redacted]』とも書かれたという。」という解説文が付されている。

(3) 写真④及び⑤には、それぞれ道路及び店舗が写り込んでおり、店舗名が読み取れるほか、「現地を訪れると、さっそく『[redacted]学園』『[redacted]』といった文字が目に飛び込んでくる。」、「その[redacted]の角から通りを進むと部落の中である。」という解説文が付されている。

(4) 写真⑧から⑫までは、墓地の写真であり、「[redacted]という墓石が目立つ。」、「確かに[redacted]の墓石が集まっているところがある。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑰は、[redacted]共励館の写真であり、「自治会の施設であり、同和施設ではない。おそらく同和地区指定はされていないであろう。」、「動画に出てくるが、ここには住民の名前が彫られた石碑がある。[redacted]も多いがむしろ[redacted]が多く、[redacted]よりも『[redacted]』と言ったほうが適当ではないか？」という解説文が付されている。

(6) 写真㉖及び㉗は、観音堂の外観の写真であり、「この部落に来たら訪れておきたい場所が、この『久保白衣観音堂』である。」という解説文が付されている。写真㉘から㉜までは、観音堂内の石碑の写真であり、「[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]といった名字が見える。」という解説文が付されている。

２０　記事２０（甲２０）

(1) 記事２０は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録２０項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２３枚及び動画１本並びに解説

文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2) 写真②は、＃２３３[redacted]の動画サムネイルであり、その直前には、「[redacted]、一村穢多のみ住して、家数四十餘」という解説文が付されている。

(3) 写真⑥から⑧までは、墓地の写真であり、「墓から推定される主な名字は[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]など。」、「１つだけある[redacted]という墓石も気になった。[redacted]と言えば、浅草の弾左衛門の名字である。」という解説文が付されている。

(4) 写真⑨及び⑩は、航空写真に[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]という名字が記載されているものであり、「それぞれ現在の航空写真と１９５０年頃の航空写真の名字の分布を重ねたものである。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑭から⑱までは、祠の写真であり、「なんとこれこそが白山神社と縁のあるものだった。村にあった白山神社は、かなり昔になくなってしまっていた。」という解説文が付されている。

２１ 記事２１（甲５７）

(1) 記事２１は、本件請求の趣旨拡張申立時においては、別紙１記事目録２１項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真３４枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「古村」が含まれている。

(2) 写真⑦は、白山神社の外観の写真であり、「当地には立派な白山神社がある。」という解説文が付されている。写真⑧は、書籍の一部の頁の写真であり、「『武蔵北足立郡[redacted]の白山神社今分かれた[redacted]だけが部落となって居ります。』と書かれている。これは、何を意味するのだろう。」という解説文が付されている。写真⑨は、鰐口の写真であり、「この形、見覚えがあると思ったら、驚くべきことに群馬県[redacted]の白山神社にあるものと、年も形も同じである。」という解説文が付されている。写真⑫は、白山公園の入口付近の写真であり、記事２１の対象地域の鰐口について、「鰐口には世話人として『[redacted]』という人物が２人刻まれている。白山神社周辺には、確かに[redacted]という家が何軒かある。」という解説文が付されている。

(3) 写真⑳には、道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「敷地が広い家の表札を見ると、[redacted]の他、[redacted]、[redacted]など。また、住民から[redacted]さんも多いよと教えていただいた。」という解説文が付されている。

(4) 写真㉑から㉖までには、それぞれ複数の住宅が写り込んでおり、「大変詳しい方から、昔のことを聞くことが出来た。」、「[redacted]の中でも[redacted]と[redacted]があった。」、「戦前は小作人の村で、[redacted]よりも[redacted]が貧しかったという。どちらかといえば差別対象となったのは[redacted]で、[redacted]の子が貧乏だからと馬鹿にされて虐められていたのを、[redacted]の子が助けてやったという武勇伝を聞かされたと、懐かしそうに語っていた。」、「[redacted]と[redacted]は仲間であり、対外的にはどちらも部落と見られていたようである。」という解説文が付されている。

(5) 写真㉘は、航空写真に[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]という名字が記載されているものであり、「現地で聞いた名字と、資料に出てきた名字の分布はこの様になる。部落に多い傾向はあるが、いずれも上尾市では一般にもあり得る名字だ。」という解説文が付されている。

(6) 写真㉛及び㉜には、複数の住宅が写り込んでおり、「昭和初期の記録では[redacted]に２戸の部落があったとされる。これは、[redacted]の東端で、段丘から１段降りた部分が[redacted]の境界からはみ出て、[redacted]になっている部分であろう。」、「実際に現地を訪れて、過去の航空写真と比較して研究しなければ、気がつかないだろう。」という解説文が付されている。

(7) 写真㉝は、道路沿いのコンビニエンスストアの駐車場を撮影したものであり、「部落の西の端、このセブンイレブンの裏手に[redacted]集会所がある。」という解説文が付されている。

２２　記事２２（甲５８）

(1) 記事２２は、本件請求の趣旨拡張申立時においては、別紙１記事目録２２項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２４枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「古村」が含まれている。

(2) 写真②は、＃２５８[redacted]・[redacted]の動画サムネイルであり、その直前には、「[redacted]については、戦後は同和地区指定がされたと見られ、同和対策で作られた[redacted]集会所がある。しかし、そのことは上尾市民には、ほとんど知られてないであろう。」という解説文が付されている。

(3) 写真③から⑤までは、上尾市立[redacted]集会所の外観又は内観であるが、「月に１回『部落解放北足立郡協議会（郡協）上尾支部』の会合があるという。」、「本棚には同和だの人権だのといった本がある。」という解説文が付されている。

(4) 写真⑦は、航空写真に[redacted]、[redacted]、[redacted]という名字が記載されているものであり、「もとは[redacted]の東原の曲輪が[redacted]に分かれ、ほとんどの家は[redacted]か[redacted]なのだという。そこで、２つの名字の分布を検証してみた。確かに部落には集中しているが、周囲にもそれなりに存在している。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑧から⑫までは、墓地の写真であり、「墓地から、宗派はおそらく時宗であろうと推定した。」、「昭和初期の産業は履物や養蚕。菊池山哉は富裕に暮らしていると記述している一方、生活程度は下だったという記録もある。」という解説文が付されている。

(6) 写真⑬から⑳までには、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、そのうち写真⑮、⑯及び⑱は、店舗名が読み取れる。これらの写真とともに、「古くからの家は明らかに造園業…」、「…あるいは自動車に関わる仕事をしている。」、「[redacted]にも、[redacted]、[redacted]という家がある。それらは[redacted]と隣接した場所に集中している。どちらかと言えば[redacted]が多く、しかも[redacted]よりも豪邸ばかりである。」という解説文が付されている。

(7) 写真㉓は、神社の外観の写真であり、写真㉔及び㉕は、石碑の写真である。これらの写真とともに、「[redacted]には既に白山神社はなく、八合神社の氏子だと言うので行ってみた。」、「しかし、どうだろう？確かに、[redacted]、[redacted]の名

字が混じっているが、１つか２つだ。これは“一般”ではないか。」という解説文が付されている。

２３　記事２３（甲５９）

(1)　記事２３は、本件請求の趣旨拡張申立時においては、別紙１記事目録２３項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２１枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「古村」が含まれている。

(2)　写真②は、＃２５９杉戸町の動画サムネイルであり、その直前には、「杉戸町＋同和で検索すると、『杉戸町[redacted]集会所設置及び管理条例』が出てくる。」という解説文が付されている。

(3)　写真③、④及び⑥は、集会所の外観の写真であり、写真⑤は、[redacted]集会所の概要等が記載された画像である。これらの写真とともに、「その[redacted]集会所がここである。」、「杉戸町＋部落解放で検索すると、『杉戸町の教育』という資料が出る。資料には『杉戸町[redacted]集会所運営審議会』として部落解放同盟杉戸支部の会員が掲載されており、いずれも[redacted]である。」、「外からは同和や部落や人権といった掲示物は見えないので、町の資料を見ないと、同和施設とは気づかないだろう。」という解説文が付されている。

(4)　写真①及び⑦から⑪までは、白山神社の外観又は社殿の状況の写真であり、「関東の部落と言えば白山神社だ。」、「中には大正時代の奉納板がある。ここには[redacted]が６名ある。」、「今となってはよそから引っ越してきた人が多いのだが、神社は『[redacted]さん』のものという認識だ。」という解説文が付されている。

(5)　写真⑬には、住宅が写り込んでおり、「かつての世帯数は１４。特に困窮しているわけでもなかった。それが今では６軒程度だろうという。住民がかなり入れ替わっており、差別などないということだった。『[redacted]』と表札の出た家はどれも大きい。」という解説文が付されている。

(6)　写真⑰及び⑱は、墓地の写真であり、写真⑱からは、「九品寺」という名前

が読み取れる。写真⑲は、墓石の写真であり、「墓石も『[redacted]』に限らない。」という解説文が付されている。

(7) 写真⑳から㉒までには、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、写真⑳からは「食肉センター（有）[redacted]精肉店」という名前が読み取れる。これらの写真とともに、「精肉店があるが、名字からすると部落とは関係はないのではないか。」、「公園ではさきほどまで子供が遊んでいた。既に融和しており、部落とか同和といった活動は不要なように感じられた。」という解説文が付されている。

２４　記事２４（甲６０）

(1) 記事２４は、本件請求の趣旨拡張申立時においては、別紙１記事目録２４項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真１３枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「古村」が含まれている。

(2) 写真②は、＃２６０幸手市の動画サムネイルであり、その直前には、「本サイトに、幸手市を訪れて欲しいとのコメントがあった。場所は幸手駅の西口、精神病院の裏手にカモフラージュされた白山神社があるという。その周辺だけ周囲よりも雑然としている。ここが[redacted]の[redacted]という古村ではないのかというのだ。」という解説文が付されている。

(3) 写真⑦、⑨及⑫には、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「住民に聞いてみると、確かにここは[redacted]だったという。」、「古くから住んでいる老人に聞いてみた。すると、確かにここは[redacted]だという。ただ『忙しい』ということで、それ以上のことは話せなかった。しかも、これは何かを隠しているように感じた。」、「ともかく『南』という住所表記になっているが、[redacted]だったということは間違いない。」、「少し離れたところの住民から詳しく聞くことができた。確かにあの白山神社付近が[redacted]である。子供が隣の久喜市の小学校に通っていて、人権教育として過去を蒸し返すような授業が行われたとき、『寝た子を起こすなと先生に答えておけ』と言いつけ

たという。」という解説文が付されている。

(4) 写真⑧は、航空写真に[redacted]という名字が記載されているものであり、「[redacted]という名字が集まっているというコメントもあった。確かにここにあった古村の箇所に多いように見える。ただ、ありふれた名字なので、確証が持てない。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑭には、鉄塔が写り込んでおり、「あの鉄塔の近くに、古村の人が働く屠場があったという。付近の川が赤く染まっていたこともあったそうだ。屠場の経営者は『[redacted]さん』という人で、地域の有力者だった。」という解説文が付されている。

２５ 記事２５（甲６１）

(1) 記事２５は、本件請求の趣旨拡張申立時においては、別紙１記事目録２５項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真３０枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「古村」が含まれている。

(2) 写真②は、＃２６１[redacted]の動画サムネイルであり、その直前には、「この古村は。部落解放同盟の月刊誌『部落解放』１９７８年１０月号で紹介されている。[redacted]は上・中・下に分かれており。中がいわゆる“一般”。上と下はもとは１つの村であったが、江戸時代に分かれたと伝承されているという。」、「川元祥一『関東の部落を行く』にも記載があり」という解説文が付されている。

(3) 上について

ア 写真④から⑥までは、白山神社の外観又は内観の写真であり、「地図によれば白山神社が２つ確認できる。そのうち西側の１つがこれだ。」という解説文が付されている。

イ 写真⑦及び⑪には、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「ここは上なのか、下なのか？通りがかりの人に聞いてみると、上と下は川の上流下流に対応しているそうだ。近くに青毛堀川があり、西側は上になる。」、

「今の様子はこのようなものだが、かつては部落だの同和だの人権だのといった掲示物があり、[redacted]と言えば同和ということが周知されるような状態だった。」という解説文が付されている。

ウ　写真⑫から⑭までは、集会所及びその周辺の写真であり、「ここが[redacted]集会所。同和対策で作られた教育集会所である。」という解説文が付されている。

(4)　中について

ア　写真⑮から⑱までには、それぞれ複数の住宅（朽廃しつつあるものを含む。）が写り込んでおり、「この辺りが『中』にあたる。」、「白山神社のある場所は『中』と聞いていたが、少し奥まったところにあり、その周囲には潰れかけた家がある。」という解説文が付されている。

イ　写真⑲から㉑までは、白山神社の外観又は内観の写真であり、写真㉒及び㉓は、白山神社新築記念碑の写真である。これらの写真とともに、「この氏子の名字には明らかに偏りが見られる。圧倒的に多いのは[redacted]、あとは[redacted]。」という解説文が付されている。

ウ　写真㉔は、ネットの住宅地図『マッポン！』に[redacted]、[redacted]という名字を記載したものであり、「『マッポン』による名字分布分析結果が上の通りだ。『上』に[redacted]が多い。白山神社があるのが『[redacted]興業』の近くで、そこから東に[redacted]が集中している。」、「ここから分かるのは、『上』と『下』で名字の傾向に違いがあり、さきほどの白山神社の氏子は『下』の住民であろうということだ。一方、『上』の住民は西側の白山神社の氏子なのであろう。」という解説文が付されている。

(5)　下について

ア　写真㉕は、祠に納められた地蔵の写真であり、「下にも地蔵菩薩がある。」という解説文が付されている。

イ　写真㉖及び㉗には、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「『解

放同盟や同和対策の集会所について、あれは上のことで下は関係ないということですか？』と聞くと『そう』という返事だった。もとは同じ村と伝承されていたようだが、上と下は違うんだという意識を感じた。」という解説文が付されている。

ウ　写真㉘及び㉙は、[redacted]児童遊園の写真であり、「下にも立派な児童遊園がある。」という解説文が付されている。

26　記事２６（甲６２）

(1)　記事２６は、本件請求の趣旨拡張申立時においては、別紙１記事目録2.6項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２７枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「古村」が含まれている。

(2)　写真②は、＃２６２　菖蒲町の動画サムネイルであり、その直前には、「川元祥一『関東の部落を行く』には、現在の久喜市内の２つの古村の記載がある。１つは前回訪れた[redacted]。そして、今回の[redacted]の『[redacted]』である。」という解説文が付されている。

(3)　写真③から⑧までは、白山神社の外観又は内観の写真であり、「『関東の部落を行く』には、この古村での案内人として「[redacted]」という名前が出てくる。神社でまさにその名前を見かけた。」という解説文が付されている。

(4)　写真⑨は、新聞記事の画像であり、「昭和２０年１月１日の水平社機関紙『水平新聞』。『[redacted]某の娘』が針の稽古に通っていたところ、他の村の娘から差別されたため、師匠が[redacted]某の娘の弟子入りを拒否したという。地元水平社支部の活動により解決したと書かれている。」という解説文が付されている。

(5)　写真⑩は、航空写真に[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]という名字が記載されたものであり、「神社で見かけた名字を分析すると、古村の範囲が見えてくる。」という解説文が付されている。

(6)　写真⑭から⑰までは、放置車両を含む複数の自動車の写真であり、「ナンバーが外されてタイヤがつぶれた車が放置されているのが気になった。」という

解説文が付されている。

(7) 写真⑱及び⑲は、建物の外観又は内観の写真であり、「間違いなく観音堂であろう。」という解説文が付されている。

(8) 写真⑳から㉒までには、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「まず広い土地があり、道路に面した古い家があり、その奥に新しい家があるというパターンが多い。」、「その前の方にある家が廃墟になっている家がいくつかある。」という解説文が付されている。

(9) 写真㉖及び㉗は、[redacted]の写真であり、「久喜市の施設である隣保館、[redacted]。」、「人権標語が掲げられているが、それでも他の地域の隣保館に比べれば、同和色は抑えられているように見えた。」という解説文が付されている。

２７　記事２７（甲６３）

(1) 記事２７は、本件請求の趣旨拡張申立時においては、別紙１記事目録２７項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真１８枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「古村」が含まれている。

(2) 写真③から⑤までは、加須市立[redacted]集会所の写真であり、「内部に人権とか部落とか書かれた掲示物があるので、同和施設だとすぐに分かった。」という解説文が付されている。

(3) 写真⑥には、道路、複数の住宅及び自動車が写り込んでおり、「加須市と言えば『埼玉県加須市長選挙無効事件』が知られており、１９７５年の市長選挙で、部落解放同盟からの圧力によって、選挙管理委員会が同和行政を批判する選挙ポスターに目隠しをしたことが不当な選挙干渉とされ、非常に珍しい選挙無効の判決が最高裁で確定した。」という解説文が付されている。

(4) 写真⑨は、草木の写真であり、「解放新聞によれば、加須市では平成の大合併の頃に[redacted]株式会社（現在は株式会社[redacted]）の従業員が『騎西町と合併すると加須市も同和地区を抱えることになる。そうなると同和地区

の人に補助金を出したり、税金を優遇しなければならなくなり、市の負担が増える。だから合併に反対だった』と発言したとして解放同盟から糾弾されている。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑰及び⑲は、住宅の隣にある空き地の写真であり、写真⑱は、社の写真である。これらの写真とともに、「今は駐車場となっているこの空き地、２０１９年までは隅っこに物置サイズの小さな白山神社があった。」、「残念ながら、今はなくなっており、小さな松の切り株が残るだけである。」という解説文が付されている。

２８　記事２８（甲６４）

(1) 記事２８は、本件請求の趣旨拡張申立時においては、別紙１記事目録２８項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２３枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。

(2) 写真③は、隣保館の写真であり、写真④は、隣保館の掲示板の写真である。これらの写真とともに、「部落だの人権だのと行った掲示物がある。」という解説文が付されている。

(3) 写真⑥は、ネットの住宅地図『マッポン！』に[redacted]、[redacted]という名字が記載されたものであり、「この隣保館の場所は古村から外れたところにある。ここから南東の小字『[redacted]』が目指す場所であろう。」という解説文が付されている。

(4) 写真⑩及び⑪は、墓地の写真であり、「墓地を訪れていたところでは、大きな村で、なおかつ宗派は定まっていないように見えた。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑫は、集会所の写真である。

(6) 写真⑬には、ヤード及び自動車が写り込んでおり、「あちこちにスクラップヤードがある。」という解説文が付されている。

(7) 写真⑮から⑱までには、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「実

はちょっとした用事があって隣の熊谷市の[redacted]に寄ってきた。熊谷市では活動家のデモに税金から日当と交通費が出ていることが分かっている。そして、１５年くらい前は『差別者』の家を旗を持って取り囲むようなこともしており、その日当が４０００円、泊まりでは1０００００円だったとう。」、「住民にその話をすると、同和団体のそういう活動はここでも知られていたこと。なお、[redacted]には解放同盟と部落解放愛する会があって、勢力は半々だったという。『自分も入っていたけど、やめた。恥ずかしいから』と住民が語る。」、「なぜ恥ずかしいのかと言うと、やはり同和といったことは語り継ぐようなものではないから。『そんなことを聞いてくる、頭がおかしいのは、あんたくらいだ』と言われてしまった。」という解説文が付されている。

(8) 写真㉑から㉔までは、八坂神社の外観又は記念碑の写真であり、「なお、古村の鎮守は八坂神社が唯一だという。」、「白山神社はない。」という解説文が付されている。（２０２４年７月７日の追記として、「かつては白山神社があったという情報を頂きました。」との記載がある。）

以上

（別紙３・別表）

解説文中の記載についての補足説明

1　白山神社について

「関東の同和地区には、どんな小さな集落にもたいてい白山神社がまつられている。」とする文献の記載があるほか、白山神社は「部落民の生活と心を支えてきた」とする記載もある（乙２９・３枚目裏、３４枚目表）。

2　弾左衛門について

江戸時代における被差別部落民の頭領の立場についての歴史的呼称とみられる（乙２２・２１枚目裏、２４枚目裏、乙２９・４３枚目裏）。

3　長吏について

「古い時代の中国の官公吏の名称の一つ」で、被差別部落の出身者への蔑称ともなる（甲７６・６頁、乙２２、乙２９・１４枚目表、乙３０・７４頁）。

4　隣保館について

同和対策事業関連施設のひとつであり、社会福祉施設である。

5　古村について

中世以降の歴史的な呼称であって、文脈によっては被差別部落に該当する集落を指すとみられる（乙２２・１８枚目裏）。

以上

正　本

別紙3

訴　状

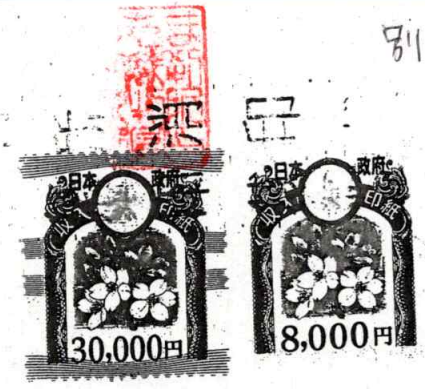

第１回弁論陳述

２０２３年１２月６日

さいたま地方裁判所　御中

原告ら代理人弁護士　　山　本　志　都

当事者の表示　　別紙当事者目録のとおり

オンライン記事掲載差止等請求事件

訴額　　６６０万円

貼用印紙代　３万８０００円

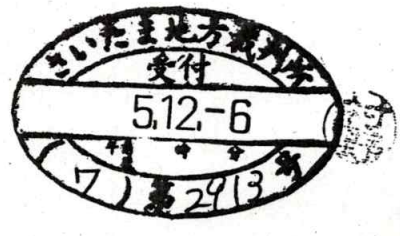

請 求 の 趣 旨

1　被告は、別紙掲載記事目録記載の各記事を削除せよ。

2　被告は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙掲載記事目録記載の各記事等につきウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、上演、戯曲、映画化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む）等の一切の方法による公表をしてはならない。

3　被告は、各原告に対し、各３３０万円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金を支払え。

4　訴訟費用は被告の負担とする。

5　第１項ないし第３項は、仮に執行することができる。

との裁判を求める。

請 求 の 理 由

第１　事案の概要

本訴訟において、掲載の差止めを求める別紙記事目録記載の各記事（以下「本件各ウェブページ」という。甲１ないし甲２０号証。それぞれのウェブページは甲号証の番号で特定し、掲載されている地域は「別紙掲載地域一覧」に記載された一番左側の欄に記載されている番号で「地域●」と特定する）は、掲載された埼玉県内の各地域がいわゆる被差別部落であることをインターネット上で暴露しそれを喧伝するものであり、本件各ウェブページを見た不特定多数の人々が、個人原告を含む当該地域に暮らす者らや当該地域に縁がある者らのことを被差別部落出身者として差別することを惹起させるものである。被告は、被差別部落出身者らに対する差別を社会的に拡大させる意図を有しながら、被告が代表を務める出版社のウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という）を運営し、記事を作成・公開している。

本件ウェブサイト上に本件各ウェブページが公開されていることで、地域１ないし１９の被差別部落に暮らす個人原告を含む住民は、自身が暮らす地域が被差別部落であることを、２４時間３６５日、世界に向けて曝されている。そして、本件ウェブページの情報に基づき被差別部落出身者であると特定され、それに基づく不当な取り扱いや社会的排除といった具体的差別を、いつどのような形で受けるかも分からない恐怖の中に身を置いている。本件各ウェブページの作成と公開は、端的に、被告による原告ら被差別部落出身者に対する差別にあたる。

よって、原告らは、本件ウェブページにより被差別部落であることが暴露されている地域に暮らす者として、被差別部落出身者の権利・利益を守ることを目的とする団体として、今般、裁判所に対して、本件各ウェブページの掲載を差し止めると同時にすでに生じた損害について賠償することを求める訴訟を提起する。

第2　当事者

1　原告

（1）個人原告

個人原告は、本件ウェブページで被差別部落であることが暴露されている埼玉県熊谷市内の被差別部落（地域1）に暮らす男性であり、本件ウェブページ内で自宅写真を掲載されている者である。同人は１９８０年ころから２年くらいの空白期間をおきながら現在まで上記地区に居住している。また、１９９９年から、部落解放同盟の当該地区の支部長及び原告部落解放同盟埼玉県連合会執行委員を務め、２０１９年あるいは２０２０年から、当該地区を含む地域の自治会長を務めている。

（2）原告部落解放同盟埼玉県連合会

原告部落解放同盟埼玉県連合会（以下「原告埼玉県連」という）は、「部落解放同盟中央本部の方針に従い封建的身分の差別とそれにともなう生活実態から部落民衆を完全に解放することを目的」（部落解放同盟埼玉県連合会規約（甲２１）２条）とし、「埼玉県下にわたり部落民衆の居住する地域において活動する会員をもって構成」する（同３条）団体である。

上記規約上の「部落解放同盟」とは「部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的」（部落解放同盟規約（甲２２）２条）とし、この「目的を達成するために部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体」（同３条）である。

部落解放同盟の基礎組織は、各地区で組織される「支部」であり、部落を単位とすることを基本として、原則として十名（十世帯）以上の同盟員をもって組織される（同６条）。上記個人原告が支部長を務める支部もここに定められている支部の一つである。都府県連合会は中央本部の承認を経て結成され、「その地域における部落解放運動を推進し、所属各支部並びに同盟員の活動を指導するもの」とされている（同９条）。

2　被告

被告は、本件ウェブページ及び本件ウェブサイトの管理運営者である。

部落解放同盟ほか２４８名が原告となって、被告及び被告が代表を務める出版社外を被告として、『全国部落調査復刻版』の出版やインターネット上での公開の差止等を求めて提訴した裁判（東京地判令和３年９月２７日・平成２８年（ワ）第１２７８５号等・甲２３、東京高判令和５年６月２８日・令和４年（ネ）第１８９３号・甲２４。以下「全国部落調査裁判」という）の被告のひとりである（当該事件は、現在最高裁判所に係属している）。

本件ウェブサイトのＵＲＬ（https://jigensha.info/）のドメイン名の登録者は被告であり、前記全国部落調査裁判において、被告自身が、本件ウェブサイトの管理運営者が自身であることを認めている。本件ウェブサイトのタイトルである「示現舎」というのは、被告が代表社員である合同会社示現舎（以下「本件会社」という）の屋号であり、本件ウェブサイトのＵＲＬ（https://jigensha.info/）のドメイン名（インターネット上のいわば住所表記）も、本件会社の屋号のローマ字表記である。

被告は、ウェブサイト「鳥取ループ」（http://tottoriloop.miya.be/）を管理運営し、同ウェブサイトでは、前記全国部落調査裁判において、裁判所が閲覧制限の対象とすることを決定した主張書面や書証（その中には全国部落調査裁判原告らの陳述書、原告らと被差別部落との関係について公証人が公証した文書の一部なども含まれていた）を公開し続けている（甲２５）。

このように被告は、自身の管理運営するウェブサイトにおいて、裁判所が閲覧制限を決定している被差別部落についての裁判記録を敢えて公開するなども含む、被差別部落を特定し暴露する情報を拡散する活動を、長年にわたり行っている。そして、被告は、これら被差別部落を特定し暴露する情報をインターネット上に拡散することで収益を得てもいる。

なお、被告はＳＮＳのＸ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）においても、「鳥取ループ@示現舎」というアカウントを開設し、自身の管理運営するウェブサイト同様に、被差別部落を

特定し暴露する、「全国部落調査」について告知するなどの投稿を繰り返してきたが、そのような被告の投稿内容がXのガイドラインに違反したことを理由に、同アカウントは現在凍結されている。

第3　被告による原告らの権利・利益の侵害

1　被告による権利侵害行為

(1) 本件ウェブサイトが被差別部落を特定し暴露する記事で構成されていること

本件各ウェブページは、本件ウェブサイトの「人権探訪」というカテゴリーの中の記事である。

本件ウェブサイトの「人権探訪」というカテゴリー（以下「本件カテゴリー」という）において、被告は、どこの都府県のどこの市町村のどこの住所表記の地域が、被差別部落であるかということを、文字の文章と被告自身が撮影した当該地域の写真により特定し暴露する内容の記事を、多数投稿している。２０２３年１１月末日時点で、本件カテゴリーの投稿記事数は３４１本にのぼる。

そして遅くとも２０２３年5月ころまでは、本件カテゴリーの名前は「部落探訪」とされており、被告は、本件カテゴリーの投稿記事がすべて被差別部落を特定し暴露する記事であることを明示していた。そして、カテゴリー名が変わっても、以前に投稿された記事の内容には変更がなく、そのカテゴリーの記事の趣旨にも変更がない。

本件カテゴリー内の各記事中、被差別部落を特定するウェブページの多くには、動画サイトへのリンクが貼られている画面が掲載されている。後述するように、当初、これらの動画はYou Tube上で公開されていたが、現在は公開できなくなったため、会費を納入して会員になることによって、有料で動画配信を閲覧できるようになっている。

（2）本件ウェブページが被差別部落と特定し暴露する内容であること

本件各ウェブページは、「人権探訪」というタイトルのもとに、通し番号が付され、「埼玉県　●市」の下に地名が付されており、ある一定の限定された地域を紹介する記事であることが示されており、現時点で、埼玉県下の１３市に及ぶ１９カ所が掲載されている（別紙掲載地域一覧参照）。

各ウェブページには、「同和」「埼玉」というタグがつけられ、それぞれの地域内の住居や事業所、寺社、墓地などの写真及び住民の姓名、職業などに関する記事が掲載され、その各地域が「被差別部落」あるいは「同和地区」であることを暴露する内容となっている。

（3）本件各ウェブページが被差別部落に対する差別を内容としていること

被告は、被差別部落の画像であることを明示した本件各ウェブページにおいて、本件各ウェブページに掲載されている住居や墓地を利用している者は、被差別部落にルーツがあるないしは居住しているということを、文字情報だけではなく、写真という視覚情報もあわせて摘示している。

また、産業廃棄物が放置されている場面や、手入れがされていない住居や廃墟、同和対策事業で建設された住宅群や集会所などの施設をことさらに撮影し、それぞれにコメントを付している。また、見る人に、当該地域と部落解放同盟とが深く結びついていると感じさせるような記載も多い。

差別というのは、具体的な暴力にさらされるとか、経済的に劣位におかれるとか、社会的に冷遇されるということだけではなく、住んでいる場所や地域であるとか、社会的活動に対する信念であるとか、自分自身がそこで生きているということだけをもってことさら「被差別部落出身者だ」とか「部落解放同盟員だ」とか「部落の人だ」とか言われたり、詮索されたりするということを含む。本件各ウェブページは、それを読む者に対して、「ここは被差別部落である」「ここに住む人は被差別部落出身者である」「この地域の人は部落解放同盟の影響下にある」などという、差別意識を植え付け、そのような暴露が許されるものであるという考え方を拡散し、そ

のことによって、地域に暮らす人や縁がある人が、部落差別を受けることを助長するものである。

（4）本件各ウェブページが原告らの権利・利益を侵害すること

地域１を特定し晒す甲１のインターネットへの掲載は、個人原告の権利・利益を侵害し、地域１ないし同１９を特定し晒す甲１ないし甲２０の掲載は、原告埼玉県連の権利・利益を侵害するものである。

ア　個人原告の差別されない権利の侵害

個人原告の自宅建物は、本件ウェブページ（甲１）に掲載されている写真に映りこんでおり、原告及びその家族は、被差別部落であることを特定され暴露されている当該地域の中に暮らしている。そして本件ウェブページ（甲１）はこの地域を特定し、差別意識を助長する内容のみで構成されており、当該地域に暮らす個人原告の基本的人権である差別されない権利ないしは差別されないで平穏に生きる利益を直接に侵害するものである。

この「差別されない権利」が、憲法上保障された基本的人権であり、そして私人間においても不当に侵害されない人格権を構成する利益であること、さらにはこの「差別されない権利」に基づく人格権が、歴史的に人が作り出した差別であり現在まで未だ解放されていない部落差別についてこそ法律上保護されるというべきことは、全国部落調査裁判の東京高等裁判所の判決（甲２４）も示すとおりであり、それについては後述する。

なお、損害論でも述べるが、被告の行為により、個人原告ひとりのみならず、甲１ないし甲２０の本件各ウェブページに記載されている地域に暮らす、多数の地域住民の差別されない権利が実際に侵害されていることは、被告の行為の悪質性について理解する際に重要な事実である。

イ　個人原告のプライバシー権の侵害

さらに、甲１は、個人原告らを含む地域住民の合意を得ることなく、個人原告の住宅及びその周辺を撮影して、個人原告らの居住する地域１を「被差別部落で

ある」と特定して晒しているものであり、個人原告のプライバシーを侵害している。

甲１では、個人原告の住宅を個人原告の氏名などをあげて特定しているわけではない。しかしながら、個人原告の住所を既に知っている者にとっては、個人原告は被差別部落と関連がある「被差別部落民」であることが判明する。現在もなお社会内に残存する不当な部落差別を前提とした場合には、被差別部落民としてインターネット上に表示されることは公開を欲しない情報といえ、甲１の記事が個人原告のプライバシー権を侵害するものであることは明らかである（この点、世間一般の人からは問題となった記事における人物の特定ができなかった場合であっても、当該人物を知っている者が記事を読めば人物の特定が可能であるケースにおいてプライバシー権侵害を認めた「石に泳ぐ魚事件」の各審級における判決が参考となる）。

部落差別は、差別を受ける人物が「被差別部落」ないし「同和地区」（差別する側によって「特殊部落」などと言いなすこともある）という、特定の地理的な範囲を有する場所に居住しているあるいはその出身であるなど系譜的な関係があることを理由とする差別である。そうだとすれば、原告らの住所を既に知っている者はもちろんのこと、原告らの住所は正確には知らないがどの地区に住んでいるかは知っている者にとっても、甲１の記事を見れば個人原告が被差別部落民としてインターネット上に表示されていることが判明するのであるから、これらの記事が個人原告のプライバシー権を侵害することはいよいよ明らかである。

ウ　原告埼玉県連の業務を円滑に行う権利・利益の侵害

原告埼玉県連は、「埼玉県下にわたり部落民衆の居住する地域において活動する会員」をもって構成され（甲２１・第３条）、会員である被差別部落民の権利を守り、社会内に存在する差別を廃絶するための活動を行ってきた団体である。

(ア) 原告埼玉県連自体の活動の阻害

原告埼玉県連は、被差別部落に対する差別廃絶のために、特に埼玉県下におけ

る結婚差別・就職差別などの問題に取り組み、企業・行政に対して働きかけを行うなどしてきた。また、「部落地名総鑑」の存在が明らかになった後は、部落解放同盟とともに地域でも積極的な活動を行い、これが差別を招来し助長する悪質な差別文書である旨の認識が社会的にも共有され、法務省が調査し回収した「部落地名総鑑」や販売用のチラシは焼却処分された。

しかし、本件各ウェブページの掲載は、それらが埼玉県下で就職差別や結婚差別に悪用されるおそれがきわめて高く、差別の解消をめざす原告埼玉県連のこれまで積み上げてきた取組みが水泡に帰し、現在及び将来の活動に著しい支障が生じることが明らかである。

この点に関しては、被告が滋賀県に対して情報開示請求を行ったところ、その一部が非開示とされた決定についてその取消しを争った事件の最高裁平成２６年１２月５日判決が参考になる。この事件においては、滋賀県が、地域総合センターの施設の名称や所在地等を「要覧」としてまとめた、同和地区を特定することができる情報を非開示とした処分の適法性が争われた。同判決は、「本件非公開部分は、本件要覧の一部である本件目次及び本件一覧表のうち各地域センターの名称や住所等に係る情報が記載された部分であるところ、本件要覧は、本件目次及び本件一覧表において、上告人【代理人注：滋賀県をさす】の区域内に設置されている各地域センターの名称や所在地等を網羅的かつ一覧的に掲記するとともに、各地域センターの概要の説明において、各地域センターが設置されている各地区の概要（その位置を含む。）、地区名、母子世帯・父子世帯数、生活保護世帯数、障害者のいる世帯数、就業の状況、教育の状況など、当該各地区の位置及び名称や居住者等の具体的な状況に係る情報を詳細に記載したものである。そして、本件要覧は、その表紙に上告人が作成主体として明記されるとともに『同和対策地域総合センター要覧』との名称が記載されており、同要覧のはしがきや添付資料等の記載内容にも照らし、『同和対策』に関する資料として上告人が作成したことが明らかなものである。このような本件要覧の内容、構成や性質等に照らすと、

本件要覧は、その作成の当時、普通地方公共団体である上告人が、各地域センターが設置されている各地区と同和地区との間に一定の位置的な関連性があるとの認識の下に、各地域センターの名称や所在地等とともに上記各地区の位置及び名称や居住者等の具体的な状況の詳細を網羅的かつ一覧的に掲記した資料であり、かつ、そのことが容易に看取される資料であるということができる」と記載情報の性格について判断した上で、「本件非公開部分については、これが公開されると、本件目次や本件一覧表に網羅的かつ一覧的に掲記されている各地域センターの名称や所在地等が上告人において把握している同和地区の名称や所在地等として一般に認識されるおそれがある上、これらの情報が各地域センターの概要の説明に係る記載内容のうち既に開示されているものと照合されることにより、各地域センターが設置されている各地区の居住者等の具体的な状況の詳細に係る情報が同和地区の居住者等に関する情報として一般に認識されるおそれもあるといわなければならず、これらの情報があいまって、当該各地区の居住者や出身者等に対する差別意識を増幅して種々の社会的な場面や事柄における差別行為を助長するおそれがあり、ひいては、前記2(7)のとおり人権意識の向上や差別行為の根絶等を目的として種々の取組を行っている上告人の同和対策事業ないし人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというべきである」として、滋賀県の行っている事業の遂行への支障を、差別意識の増幅・助長という観点から具体的に判断している。

(イ) 会員の人格権の侵害を内包する業務上の権利

被告の行為によって、本件訴訟の個人原告のみならず原告埼玉県連の会員の人格権が侵害されていることは明らかである。そして、原告埼玉県連は、これら会員である構成員の人格権を内包する「業務」上の権利を有していると解すべきである。

この点については、損害保険会社が、多数回・長時間にわたって電話を繰り返すなどした顧客に対して業務妨害禁止の仮処分を求めた事件の抗告決定（東京高裁平成２０年７月１日）が、「法人の業務妨害に対する当該法人が現に遂行し又は遂行す

べき『業務』は、財産権及び業務に従事する者の人格権をも内容に含む総体としての保護法益（被侵害利益）ということができる。そして、このような業務を遂行する権利は、法人の財産権及び従業員の労働行為により構成されるものであり、法人の業務に従事する者の人格権を内包する権利ということができる」として、業務遂行権に基づく差止請求権を認めたことが参照されなければならない。

同決定は差止請求権の根拠について、「法人の『業務』は固定資産及び流動資産の使用を前提に自然人たる従業員の労働行為によって構成される。法人の『業務』に対する妨害がこれら資産の本来予定された利用を著しく害し、かつ、業務に従事する者に受忍限度を超える困惑・不快を与えるときは、法人の財産権及び法人の業務に従事する者の人格権の侵害とも評価することができること、使用者である法人は、業務に従事する者が上記の受忍限度を超える困惑・不快を生ずる事態に曝されないよう配慮する義務を有すること、『業務』が刑法上も保護法益とされ、その妨害が犯罪行為として刑罰の対象とされていること（刑法２３３条、２３４条）等にかんがみると、当該法人が現に遂行し又は遂行すべき『業務』は、財産権及び業務に従事する者の人格権をも内容に含む総体としての保護法益（被侵害利益）ということができる。そして、このような業務を遂行する権利（以下「業務遂行権」という。）は、法人の財産権及び従業員の労働行為により構成されるものであり、法人の業務に従事する者の人格権を内包する権利ということができるから、法人に対する行為につき、①当該行為が権利行使としての相当性を超え、②法人の資産の本来予定された利用を著しく害し、かつ、これら従業員に受忍限度を超える困惑・不快を与え、③『業務』に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では当該法人に回復の困難な重大な損害が発生すると認められる場合には、この行為は「業務遂行権」に対する違法な妨害行為と評することができ、当該法人は、当該妨害の行為者に対し、「業務遂行権」に基づき、当該妨害行為の差止めを請求することができると解するのが相当である。」

同決定では、受忍限度を超える困惑、不快を受けた従業員個人を仮処分債権者と

することが、当該従業員の困惑、不快を増すことになることもから、従業員に平穏な職場環境を確保すべき法人としては、従業員個人を仮処分債権者として訴訟追行させられないという点も考慮されている。

本件においては、特に、法人構成員の訴訟追行の負担が考慮されなければならない。本件の個人原告は地域1に居住する一人のみであるが、本件ウェブページによって損害を受けている人は、地域１ないし地域１９に居住しあるいはそこにルーツを有する、膨大な数の住民らである。彼らは、原告になることで自身や親族が差別を受けることや、これまでも裁判に関わる情報をインターネット上で晒してきた被告から自身や親族の情報をさらに晒されることを危惧し、本件訴訟において原告となることができなかった。会員や被差別部落にルーツを持つ者を差別から守るべき使命を有する原告埼玉県連としては、会員の本件訴訟追行の負担を避けながら、現在のように会員の居住する地域の情報が晒される状態を解消するために自ら原告となることが必要不可欠であった。憲法１３条が人格権を保障し、憲法２１条１項が結社の自由を保障している趣旨からすると、こうした必要性は十分に尊重されなければならない。

そのような観点からすると、被告の目的が被差別部落を特定して暴露し、差別を助長する点にあり、それによって地域住民らが著しい人格権の侵害を受けている本件においては、平成２０年東京高裁決定における①ないし③の要件は充足されるので、原告埼玉県連は自らの業務遂行権が侵害されたといえる。

なお、同決定では「法人」の業務遂行が問題になっているところ、本件の原告である原告埼玉県連は、いわゆる「権利能力なき社団」である点が問題になりうる。しかし、権利能力なき社団における財産の帰属は、団体の構成員は財産の使用収益権を持つが、各構成員が共有財産の分割請求や自己の持分の処分をすることができない「総有」であるとされ（最判昭和３２年１１月１４日）、共有持分権の大きさを観念できないため、業務執行方法の決定には、結果的に構成員全員の合意が必要となると解されている。とすれば、原告埼玉県連の権利行使は、構成員の個々の権利

の総体として行われるものと観念することができるため、業務を遂行する構成員の人格権が団体の業務上の権利として還元される程度は、法人の場合と比較してもより強くなるといえる。

2　差別されない権利の侵害

（1）全国部落調査裁判 東京高裁判決による「差別されない権利」

東京高判令和5年6月28日・令和4年（ネ）第1893号・各損害賠償等、同反訴請求控訴事件（一審原告：部落解放同盟外234名・一審被告：示現舎・宮部龍彦・三品純）は、「憲法13条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法14条1項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨等に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるというべきである。」とし、被差別部落所在地情報の公表により被差別部落出身等を理由に差別を受けるおそれがある者は、前記人格的な利益に基づき、被差別部落所在地情報の「公表の禁止や削除、損害賠償といった法的救済を求めることができるものと解される。」と判示した（甲24・22～24頁）。

同判決は、その権利侵害の判断において、「①上記のとおり、部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別であり、明治4年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなったものの、今日においてもなお本件地域の出身等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題の根深さ、②本件地域の出身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い（差別）がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚大さ、そして、③インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接す

ることによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること（認定事実(2)ア）等に鑑みると、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものである。」としており（甲２４・２２～２４頁）、こうした権利侵害は、本件のように特定の被差別部落を摘示し、同被差別部落の画像や動画をインターネット上で公開している本件でも同様である。

（２）法務省依命通知による「差別されない権利」

法務省人権擁護局調査救済課長は、２０１８年１２月２７日付で、法務局人権擁護部長及び地方法務局長に宛てて、インターネット上で特定の地域が同和地区である又はあったことを指摘する情報について、「従来は不当な差別的取扱いをすることを助長し又は誘発する目的が存する場合に削除要請等の措置の対象としていたが、かかる目的に基づくものであるか否かにかかわらず人権擁護上許容し得ないものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである」旨の依命通知を発出した。

この依命通知は、「身分差別が廃止され、１００年以上が経過した現在もなお、その地域の居住者、出身者等について否定的な評価をするという誤った認識が国民の一部に残っている。このような現実を前提にした場合、特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益等を侵害するものと評価することができ、また、特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるということがで

きる。」とするものであった。また、同依命通知は、「『○○地区は同和地区であった（ある）。』などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである。」とも述べている（以上につき甲２６）。

このように同依命通知からしても、本件のように特定の被差別部落を摘示し、同被差別部落の画像や動画をインターネット上での公開することは、差別されない権利を侵害し、削除されるべきものである。

３　現在も続く深刻な部落差別

（１）いわゆる同和問題の経緯

いわゆる「同和地区」「被差別部落」と呼ばれる地域、集落がどのような過程で形成されたかについては諸説あるものの、少なくとも江戸時代末期までの時期には、「同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、結婚、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いを受け、人間外のものとして、人格をふみにじられていた」（甲２７）。

明治政府は、１８７１年（明治４年）８月の太政官布告第６１号により形式的には制度上の身分差別を廃止したが、現実の社会関係における実質的な解放を保障することはなかった。１８８６年（明治１９年）に統一書式を用いた戸籍変更が行われるまで採用されていたいわゆる「壬申戸籍」において、「元穢多」「元非人」「新平民」などの記載がなされるなど、身分解放は甚だ不徹底に終わったため（なお、「壬申戸籍」について法務局が閲覧禁止の措置をとったのは、はるか後の１９６８年（昭和４３年）のことである）、厳しい身分差別は依然として続いた。

１９２２年（大正１１年）３月、全国水平社が結成され、同水平社宣言は「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」「ケモノの心臓を裂く代価として、暖かい人間の心臓を引き裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪われの世の悪夢のうちにも、なお誇りうる人間の血は涸れずにあった」「人の世に熱あれ、人間に光りあれ」と高らかに宣言し、被差別部落問題の重要性が認識されるに至った。

しかし、その自主的な解放運動は、第二次大戦に突き進む体制の下で弾圧され、組織的な運動は壊滅させられた。

（２）日本国憲法のもとでも継続した差別

第二次大戦の敗戦後、日本国憲法が制定され、憲法１４条は同条１項で「すべて国民は、法のもとに平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と平等原則及び差別されない権利を明示し、重ねて同条２項及び３項で、貴族制度の廃止及び栄典の授与に関する無特権を明記した。憲法２２条は職業選択の自由を明言し、憲法２４条は婚姻が両性の合意のみに基づいて成立することを宣言し、憲法２５条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し（生存権）、憲法２６条は学習権を保障した。

しかしながら、部落民に対する差別は依然として存在し、その改善は遅々として進まなかった。

１９６５年に提出された政府の同和対策審議会答申は、同和問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり」「これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申している（甲２７）。これは、とりもなおさず、１９６５年の段階においても、同和問題が未解決のまま放置されている状態を政府自身が認めていることを意味する。同答申で求められた、「関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する『特別措置法』を制定すること」を受けて、１９６９年には同和対策事業特別措置法が１０年間の時限立法として制定された。同法は、数次の延長と改定を経て、２００２年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が期限を迎え、国による同和対策事業は終了した。

（３）現在も続く部落差別

上記対策法の期限による終了は、部落差別が解消されたことを意味するものでは

全くなく、現在も広範な形で部落差別は継続しており、結婚差別事件や就職差別事件等の差別事件が発生し続けている。そして、結婚や就職に際して、同和地域出身者であるかどうかを確認すること等を目的として戸籍や住民票を調べるため、戸籍等の不正取得請求が後を絶たない状況にある。

これらは、全国部落調査裁判の東京地裁判決（甲２３）、東京高裁判決（甲２４）でもその一部が詳細に認定されている。また、部落差別が現在も存在することを前提として、全国部落調査裁判が東京地裁に係属中の２０１６年１２月、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）が制定・施行された。

4　「部落地名総鑑」の問題性

（1）「部落地名総鑑」事件とは

１９７５年、『人事極秘・特殊部落地名総鑑』がダイレクトメールを使って販売されていることが発覚したのを発端に、「部落地名総鑑」差別事件が明らかになる。後に、「部落地名総鑑」は１種類ではなく、法務省の発表でも８種類にも及んでいることが明らかになるのであるが（以下全てを総称して「部落地名総鑑」という）、この「部落地名総鑑」には、全国約５３００カ所に及ぶ被差別部落の名称、所在地、戸数、主な職業などが都道府県別に記載され、なかには新・旧地名を表示したものや、被差別部落の見分け方などが掲載されていたものも含まれていた。「部落地名総鑑」の購入者の数は、明らかになっているだけでも、上場企業を中心に、のべ２２３社（人）にも達した。

前述のダイレクトメールの内容、「部落地名総鑑」の作製者や購入者の証言等から、同書が、被差別部落出身者を特定して差別し、就職や結婚において排除するためのものであるのは明らかであった。たとえば、第８番目に判明した「部落地名総鑑」の「序文」には、「就職や結婚に際して、身分差別をすることが、今日大きな社会問題となっていることは、皆さんが十分にご承知のことと存じます。／

…不用意にこれらの点に触れると、理由がどのようなものであったとしても、差別の意図があったものと解釈され、厳しい制裁を受けるのが現状です。／しかし、大部分の企業や家庭に於いては、永年に亘って培われていた社風や家風があり、一朝一夕に伝統をくつがえすわけにはまいりません。／…採用問題と取組んでおられる人事担当者や、お子さんの結婚問題で心労されている家族の方たちには、仲々厄介な事柄かと存じます。／このような悩みを、少しでも解消することが出来ればと…本書を作製する事に致しました。」とあり、差別的意図で、この地名リストが使われることを想定して出版したことが明示されていた。

（2）「部落地名総鑑」の行政による回収・廃棄等の措置

ア　「部落地名総鑑」事件に対する行政の初期対応

１９７５年１２月１５日、「労働大臣談話」が出され、「同和関係住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、その他様々の差別を招来し助長する悪質な冊子が発行され、一部企業の人事担当者に販売される事件が発生したことは、誠に遺憾なことであり、極めて憤りにたえない」として、それまでの国の施策の点検をおこない、企業啓発・指導などを強化する決意が表明された。また同日、総理府総務副長官と法務・文部・厚生・農林・通産・労働・建設・自治各事務次官は連名で、各都道府県知事・各指定都市市長などに宛てて、「…この冊子は…特に同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、更には、様々な差別を招来し、助長する極めて悪質な文書であると断定せざるを得ない。…住民に対する啓蒙、企業に対する指導について十分の配慮をお願いする。…」という内容の通達を出した。

さらに労働省は、「談話」にとどまらず、経済団体連合など経済６団体に対しても、就職差別をしないように注意する「要請文」を出し、労働省職業安定局長名による業種別民間企業９２団体に対する要請文書も出した。

これらは各種報道でも大きくとりあげられ大きな社会問題になった。

イ　法務省による「地名総鑑」の焼却処分

前述の『人事極秘・特殊部落地名総鑑』が１９７５年末に発覚して以来、法務省は、各法務局を通じて購入企業を探し出し、購入ルートなどを調査する一方、各企業が購入した「部落地名総鑑」やチラシを回収し、法務省に集めていた。その後、回収された「部落地名総鑑」等は焼却処分された。

つまり、これら「部落地名総鑑」は社会的に流通してはならないものとして扱われ、そのように取り扱われることで、部落差別を行うことは許されないという当たり前の認識が、社会の中で共有されるようになったのである。

（３）「部落地名総鑑」事件のその後

１９８９年７月、法務省人権擁護局は、「…悪質な差別図書『人事極秘・部落地名総鑑』が販売されていることが発覚して以来、重大な人権侵犯事件として調査してきたが、昭和４４年ころから同５１年ころまでの間に、８種類の部落地名総鑑が販売されており、これまでに発行者２名及び購入者２０３社(人)(延べ２１９社(人))について勧告等の処理をした。／本年７月、法務省は、残りの発行者等１１社（人）及び購入者３社（人）（延べ４社（人））について勧告等の処理をし、これにより部落地名総鑑事件の処理を終了した。／法務省は、…今後とも、このような悪質な差別事件が再発しないよう、同和問題についての啓発に努めるとともに、この種の差別図書の発行、販売等の事実が新たに判明したときは、積極的に取り組む所存である」との文書を発出した。

しかし、情報の入手先や回収数の点など調査ができていない点は多く、その後も、「部落地名総鑑」のコピーが発見されたり、新たな「部落地名総鑑」が発見されたり、インターネット上に「部落地名総鑑」と類似の情報が流れていることが確認されたりしている。その延長線上に位置するのが、被告らが出版しようとし、ネット上にデータを公開した「復刻版全国部落調査」であった。

「全国部落調査」とは、「昭和１１年３月、財団法人中央融和事業協會によって編纂された資料であり、同協會が融和事業の積極的計画化のための基礎資料として、

昭和１０年頃に各府県（東京府を含む。）に照会して受けた調査報告の内容をまとめたものである。『全國部落調査』は、その表紙中央付近に『秘』と表記され、『統計表』及び『各府縣部落調査』と題する統計資料から構成され、参考表として『大正十年内務省調査全國部落統計表』が添付されている。このうち、『各府縣部落調査』は、全国の府県ごとに部落所在地、部落名、戸数、人口、職業（主業・副業）及び生活程度を記載したものである」（甲２３・８頁）。被告は、某所で入手した「全國部落調査」（手書き）の写しを活字化し、現在地を追記する等して編集し、新たに「復刻版 全国部落調査」作成し、出版しようとしたものである（甲２３・８～９頁）。

（４）小括

「部落地名総鑑」は、被差別部落の所在地のみが記載された図書であり、その作成や購入の動機からしても、差別のための調査が主たる目的である。このような「地名総鑑」が生まれる背景には、どこが被差別部落であって、誰が被差別部落出身者かを暴きたて、結婚や就職において利用したいという欲求が存在する。これは個人的欲求という次元ではなく、行政や企業等の作為・不作為がつくり出してきた社会構造としての部落差別の欲求である。

この点、全国部落調査裁判の東京高裁判決は「…誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり…」（甲２４・２３頁）と指摘している。こうした部落差別が「部落地名総鑑」を生み、その「部落地名総鑑」が部落差別を助長、固定化していくのである。この連鎖を断ち切るためには、「部落地名総鑑」と内容においても利用価値においても共通する「全国部落調査」や本件ウェブサイト（甲１ないし甲２０）を削除する必要がある。

５　「部落探訪」の経緯と問題性

（１）「全国部落調査」公開

被告らは、遅くとも２０１６年１月３日までに「全国部落調査」に記載された情

報を、自身が管理する「同和地区wiki」というウェブサイトに順次公開し始め、次いで、「全国部落調査」そのものの電子データ、編集した「復刻版全国部落調査」を公開した（甲２３・８～１１頁）。

この公開を停止するために仮処分の申立てが行われ、「復刻版全国部落調査」にかかる出版差止仮処分認容決定が２０１６年3月２８日、同ウェブサイト差止仮処分認容決定が同年４月１８日に発せられた。その後、前記各仮処分決定はそれぞれ保全異議審、保全抗告審において概ね維持されるが、被告は、その後も、本件ウェブサイトに「部落探訪」の記事を増加させて掲載していった。

（２）「部落探訪」の増加・拡大

被告は、２０１５年末に「全国部落調査」を発見し、２０１６年1月には電子化しインターネット上で公開したが、発見と同時期である２０１５年１２月から、本件ウェブサイト上で、全国各地の被差別部落とされる地域に「潜入」し、被差別部落名や所在地を明示し、所在地や特徴が一目でわかるような写真を撮影し、その場所のレポートをする「部落探訪」と称する企画を開始した。

この企画は、２０１６年3月時点では4回、同年１１月時点で１９回、２０１７年9月時点でも４０回であったが、その後、２０２３年１１月末日時点で３４１回となっている（甲２８）。被告が多数の各地域を訪問し掲載したことによって、このカテゴリーのアーカイブの記載は、一覧表である「全国部落調査」の一部を公開しているのともはや同じ状態になっている（画像や映像を公開している点で権利侵害の程度は「全国部落調査」より高いといえる。）。

また、被告は、自身が主宰する「神奈川県人権啓発センター」のアカウントを使用して、上記「部落探訪」の各部落訪問時の状況を映像化したものを、動画再生サイトYouTubeを使って、インターネット上で誰もが閲覧できるようにしていた（「神奈川県人権啓発センター」とは、被告が「パロディー」として称するようになった団体名であり、差別を助長するさまざまなコンテンツを発信している。神奈川県の福祉みらい局共生推進本部室のホームページ上には「最近特に多くお問い合わせを

いただいている事項」として、「『神奈川県人権啓発センター』は県行政の人権啓発機関か」という質問が掲げられ、「県行政の人権啓発機関ではありません。当該センターに関するインターネット上の投稿等は、神奈川県とは関係がありません」と回答があることから明らかなように、インターネットを閲覧する人が公的な機関であると誤認するケースが生じている)。被告は、これらの映像で、地元住民に無承諾のまま、地域の家屋の表札や当該地域住民の所有と思われる自動車のナンバープレートなども写真（映像）として多数配信していた。

２０１８年8月３１日、被告は、全国部落調査裁判における、同年８月２１日付「差別されない権利」をめぐる木村草太東京都立大学教授の意見書の証拠提出を受けて、「木村草太大先生の提案に従い、示現舎に『※差別目的での利用は禁止します』との注釈を付けました。これで憲法学者がやってよいとのお墨付きです。バンバン部落探訪いたしますよ。いちゃもん付ける奴は憲法を知らない馬鹿か差別者でしょう」とTwitter投稿した。もちろん木村草太意見書は、被告のような被差別部落の特定・暴露を許容したものではなく、部落差別の対象を特定することが許容されるのは、差別の実態や歴史に関する学術研究や被差別者の保護のために必要な場合だが、そのような目的のためにデータベースを作るのであれば、「差別目的で利用できないように、アクセスできる者を研究者や信頼できる者だけに限定したり、そのデータベースを差別に利用することのないよう警告を表示し、差別のために利用することを目的外利用として禁止するなど、細心の工夫が必要である」などと述べたものである。

その後、被告は依命通知（甲２６）をも意識し、示現舎ウェブサイト上の「部落探訪」に「学術・研究」という言葉をつけるようになった。しかし、被告は、「タイトル変えればオーケーなんて木村意見書は書いてない」と、同裁判の尋問において、原告代理人に指摘されると、「これは皮肉でやっていることだから、そういうものだと思ってください」と「学術」目的が単なる僭称であることを認めた（同裁判被告尋問結果１１頁)。

被告は、「部落探訪」１００回目（２０１８年１１月１９日投稿）で、以下のとおり、全国部落調査裁判提訴後に、それに先立つ仮処分決定の意味を歪曲した上で、仮処分で「全国部落調査」が出版できなくなったので、それに代替するものとして「部落探訪」の掲載を続けていることを自白している（甲２９）。

「裁判後に掲載数が増えているのは、『全国部落調査』発禁の仮処分に対して保全異議を申し立てたものの結局認められなかったのだが、全国の部落一覧ではない他の出版物については解放同盟がその出版をことごとく正当化し、裁判所もそれを認めたので、要は部落の地名を載せること自体は構わないという裁判所のお墨付きが得られたことがある。それに加えて、Kさん等【代理人注：原告の実名記載】が各地でネットに部落名が掲載されていることを批判する講演をしているためか、部落探訪に対するアクセス数が増え、載せれば多数のアクセスがある、鉄壁のコンテンツだからということもある。」

２０１９年１１月２１日には「法務省人権擁護局や裁判所に止められようと、間接強制金をかけられようと、部落探訪は続けます。そんなことで憧れは止められないのです」とTwitter上で宣言し（甲３０）、開き直った。

２０２３年6月２８日の東京高裁判決後には、本件ウェブサイト上でのタイトルを「部落探訪」から「人権探訪」に変更しているが、これも前述のとおり被告の「皮肉」であろう。

このように、被告は、検索性が高く、広範な人たちがアクセスする可能性のあるインターネットの特性を十二分に認識しながら、この特性を利用して、全国部落調査裁判の仮処分決定や同裁判の地裁判決・高裁判決を潜脱する意図をもって、特定の被差別部落名・所在地、現在の状況等について公開・拡散し続けている（「全国部落調査」という一覧表（リスト）から特定地区（ひとつの欄）を抽出し、ひとつまたひとつと被差別部落を晒し続けているのであり、「全国部落調査」ないし「復刻版全国部落調査」を画像や映像つきで公開しているに等しい。）。

（３）「部落探訪」による全国部落調査裁判の原告への攻撃

被告は、全国部落調査裁判の原告と関係のある被差別部落を選定し、原告名を「部落探訪（人権探訪）」に書き込む等の攻撃も行っている。とりわけ訴訟において中心的な役割を果たしている原告や本人尋問を実施した原告について、そのような攻撃を行っており、これらの動画が、被告の一連の差別助長行為に位置づけられることは明白である。

（４）Google 社による動画削除と被告による動画投稿の継続

ア　Google 社による動画削除

２０２２年１１月３０日、動画投稿サイト YouTube を運営する Google 社は、被告が運営する YouTube チャンネル「神奈川県人権啓発センター」に投稿されていた被差別部落の地名や風景を載せた１７０本余りの動画を削除した（甲３１）。削除された動画は、被告が本件ウェブサイト上に掲載している「部落探訪」と称する記事と同趣旨の内容のものであり、本件ウェブページに対応する「部落探訪」動画も同時に削除された。

Google 社は、同動画を削除した理由について、「ヘイトスピーチなどから利用者を守るガイドラインに違反しているため」と説明している（甲３１）。

イ　被告が同様の投稿を継続することを明言し実際に継続していること

２０２２年１１月３０日、被告は報道機関の取材に対し、動画の削除について、「納得がいかない。今後は独自のサイトに掲載することも考えている」と話している（甲３１）。

そして、その言葉のとおり、被告は、同日、「こちらで狭山市‥の動画を公開しました」と述べて、埼玉県下の地域１３を取り上げて「部落探訪（２９３）」と題するウェブサイト（甲１４）の記事のリンクを貼り、続けて「これを期に動画サイト以外でのストリーミング配信を研究していきます。部落探訪は必ず復活します！」と Twitter に投稿した（甲３２）。

そして、実際に、リンク先の本件ウェブサイトで、YouTube では投稿できなく

なった「部落探訪」をCloudflare Stream（YouTubeと同様に動画をアップロードし不特定多数のインターネットユーザーに動画を配信することが可能な、動画配信用プラットホーム）にアップロードして、示現舎のウェブサイト内に埋め込み、同ウェブサイトから再生できるようにした。

さらに、同年１２月７日、被告は、示現舎のウェブサイトにおいて、前記YouTubeの削除措置とチャンネルの収益化停止措置に対抗するために、新たに独自の動画サイトJINKEN.TVを設立した旨を告知する（甲３３の１）とともに、YouTubeでは投稿できなくなった「部落探訪」を同動画サイトにアップロードし、示現舎のウェブページに同動画サイトのリンクを貼り付けた。被告は、「神奈川県人権啓発センター以外にも部落探訪をしているチャンネルはあるが、それらの削除は確認されていない。部落と明示しなければ削除されないと思うので、ぜひ読者も部落探訪を実践し収益化してはどうだろう。部落探訪は不屈、不滅なのである。」とも述べ、被差別部落を晒し続けることを宣言、奨励している（甲３.３の２。掲載当時は「部落探訪」としていたが、現在（甲３.３の１）は「人権探訪」に変更されている）。

そして、実際に設立された、JINKEN.TVのウェブサイトもまた本件ウェブサイトと同様、一覧表である「全国部落調査」を公開しているのともはや同じ状態になっている（画像や映像を公開している点で権利侵害の程度は「全国部落調査」より高いといえる。甲３４）。

（５）小括

このように被告は、執拗に被差別部落を晒し続けている（実質的な「全国部落調査」の公開行為を継続し続けている。）。被告の執拗な態度によって、個人原告の差別されない権利ないし差別されずに平穏に生活する権利侵害が現実に発生し、これを除去ないし予防するべく本件各ウェブページをはじめとした「部落探訪」の掲載の差止めが必要不可欠である。

第４　被告の行為によって生じた損害

１　地域全体に発生した損害

前述したとおり、地域１ないし１９の住民やそれらの地域にルーツを有する人たちは、本件ウェブページの掲載によって、差別されない権利や差別を受けずに平穏に暮らす権利が侵害され、大きな損害を受けている。

そのことは、原告埼玉県連や行政に対して、損害を訴える多くの訴えが寄せられ、それを受け、あるいは、本件ウェブページの掲載による差別の助長拡大を危惧して、埼玉県下で、関連の行政団体や首長、県議会で以下のような動きがあったことからもみてとれる。

（１）埼玉県下の同和対策協議会の法務局への書面での申入れ

埼玉県下には、市町村どうしが連携・協力し、同和対策を中心とする人権行政を協力して担うための行政の付属機関として、管区内首長及び当該の同和担当職員をもって組織された「協議会」が、以下のとおり、７つ存在する。

北足立郡市町同和対策推進協議会（川口市、鴻巣市、志木市、草加市、蕨市、戸田市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町、さいたま市、朝霞市、和光市及び新座市）、埼葛郡市人権施策推進協議会（白岡市、三郷市、松戸町、八潮市、越谷市、吉川市、春日部市、宮代町、松伏町、久喜市、幸手市及び蓮田市）、北埼玉地区同和対策協議会（羽生市、行田市及び加須市）、入間郡市同和対策協議会（川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町及び越生町）、比企郡市人権政策協議会（東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町及びときがわ町）、秩父郡市同和対策推進協議会（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町及び東秩父村）及び大里郡市同和対策協議会（熊谷市及び寄居町）が、それである。

地域１が所在する大里郡市同和対策協議会は、「同和問題解決のための調査、研究を行い事業の推進を図ることにより、同和問題の早期解決に寄与することを目的と

する」（甲３５）とする団体であり、熊谷市長がその会長を務めているが、甲１の記載（２０１９年1月７日）の記載について、同年７月１９日には、埼玉地方法務局長に対して、同記事の削除を要請している（甲３６）。また、同対策協議会は、２０２０年7月３０日（甲３７）、２０２１年7月２１日（甲３８）、２０２２年7月２０日（甲３９）及び２０２３年7月１９日（甲４０）に重ねて、「部落探訪」そのものの削除を、さいたま地方法務局長に要請している。

北足立郡市町同和対策推進協議会は、川口市長が会長を務めているが、法務局に対して「部落探訪」中の記事の削除を要請するために、さいたま地方法務局に、現在まで、２０１９年8月６日、同年１０月２６日、２０２０年3月５日、同年7月３１日、同年１０月３０日、２０２１年4月２７日、同年7月２６日、同年１０月２１日、２０２２年1月２０日、同年4月２６日、同年8月４日、同年１０月１３日、２０２３年1月２４日、同年4月２６日及び同年7月１４日と合計１５回訪問している（甲４１、本年4月２６日の要請文は甲４２のとおりである）。

埼葛郡市人権施策推進協議会は、２０１６年3月２４日、さいたま地方法務局長に対して「復刻版全国部落調査」及び「同和地区 Wiki」について発行禁止及び削除を要請している（甲４３。これは「部落探訪（人権探訪）」に対する削除要請ではないが、このような記事の掲載が「同和問題の解決に向けた取り組みを妨げる極めて重大な問題である」との認識を同協議会が有していることを表すものである）。

北埼玉地区同和対策協議会は、２０１９年１１月１３日、２０２０年１０月１４日、２０２１年１２月１６日及び２０２２年１１月１５日に、埼玉県知事及びさいたま地方法務局長に対して、「部落探訪」の削除要請を行った（甲４４）。そのうち、２０２２年１１月１５日付の要請文の内容は甲４５の１及び２のとおりである。

入間郡市同和対策協議会は、２０２３年3月２９日に、「部落探訪」「JINKEN.TV」に地域17が掲載されたことについて、さいたま地方法務局長に対して、削除要請及び発生防止対策を要請している（甲４６）。

比企郡市人権政策協議会は、２０１８年１２月１１日、２０１９年１０月２９日、

２０２０年7月１６日、２０２１年7月９日、２０２２年7月１９日及び２０２３年7月２８日の合計6回にわたり、さいたま地方法務局長に対して、「部落探訪」の削除要請を行った（甲４７）。そのうち、２０２３年7月２８日付けの要請文の内容は甲４８のとおりである。

秩父郡市同和対策推進協議会は、さいたま地方法務局長に対して、２０１６年3月２４日に「復刻版　全国部落調査」の発行と掲載の差止めについて、２０１８年１２月２５日、２０１９年１１月１８日、２０２０年9月２４日、２０２１年１０月２０日及び２０２２年１１月１日、「部落探訪」の削除要請を行った（甲４９）。そのうち、２０２２年１１月１日付けの要請文の内容は甲５０のとおりである。

（2）１１市の市長による法務局への直接申入れ

さらに、２０２３年に入って、掲載された１９の地域の所在地である１３市のうち１１市の市長・副市長がさいたま地方法務局ないし同支局に赴き、「部落探訪」の削除要請を行っている。２０２３年6月１５日、狭山市長、入間市長及び日高市長が、同月２８日、川越市長、坂戸市長及び鶴ヶ島市長が、同月２９日、志木市長が、同年7月２６日、加須市長が、同年8月３日、熊谷市長が、同月２２日、白岡市長が、同年１０月１２日、川口副市長が、さいたま地方法務局長に対して、市内の地域が「部落探訪」に掲載されていることを伝え、すみやかに削除要請など必要な措置をとるように、要請文を手渡すとともに直接要請した（甲５１参照）。

（3）埼玉県部落差別解消条例の制定・施行

２０２２年7月７日、埼玉県議会は「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」（以下「県条例」という）を可決した（甲５１）。

同条例は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、‥部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、

部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」（第１条）と目的を定め、①図書、地図その他の資料の公表又は流布、②インターネットの利用による情報の提供、③結婚または就職に関しての身元の調査、④土地建物等を取引の対象から除外するための調査、⑤その他の行為により、部落差別を行うことを禁じた（第３条）。

県条例で②が明示されたのは、埼玉県下で多くの地域が「部落探訪（人権探訪）」で晒され、住民が損害を受け、許されない行為であると怒り、そのことが行政及び議員らに理解されたことが背景にある。条例制定時の議論では、被告の「部落探訪」が代表事例として取り上げられ、議員の間に「これはひどい」という共通認識が生まれ、差別行為の態様として「インターネットの利用による情報提供」が盛り込まれたという経緯であった。

２　原告らに生じた損害

（１）慰謝料

本件ウェブページに記載されている情報は、就職差別や結婚差別のための情報として利用されうるが、差別の特質上、いったんその情報が流出してしまえば、その後それがどのように利用されるか目に見えず、抑止は不可能である。すなわち、被告らの行為によって生じた原告らの損害は著しく回復困難なものであり、個人原告の受けた精神的苦痛や原告解放同盟の受けた権利・利益の侵害は甚大なものである。

上記精神的苦痛や権利・利益の侵害に対する慰謝料は、金３００万円を下ることはない。

（２）弁護士費用

弁護士費用は、損害額の１割である３０万円をもって相当とする。

（３）小括

したがって、各原告に生じた損害として、３３０万円を請求する。

第５　差止めの必要性

１　被告による人権侵害意図の強固さ

本件ウェブページはインターネットを通じて広く公開されており、誰でも閲覧可能である。よって、原告の人格権に対する侵害は日々刻刻と継続している。前述してきたことに加え、次に引用する東京高裁判決も判示するように、被告が執拗に部落差別を助長する情報を発信し続けていること、被告による人権侵害の意図が強固であることからも、差止めの必要性は極めて高い。

「(3) 認定事実(1)及び(5)のとおり、我が国においては、本件地域の出身等を理由とする不当な扱い（差別）を解消するために、立法府や行政府による削除要請を含めた様々な対策が講じられてきた上、今日、インターネット上での部落差別に関連する情報の掲載が増加傾向にあり、これを閲覧する者は必ずしも差別的な動機を有する者に限られず、新たな差別意識が植え付けられる可能性が指摘され、民間のインターネット関係団体においても、特定の地域が同和地区であることを示す情報をインターネット上に流通させる行為は他者への不当な差別を助長する行為として利用者の禁止事項に当たり、当該情報を削除することができる旨を契約約款に定めることとし、現にこれを削除するなどの措置を講じているところ（認定事実(1)ク、(2)ア及び(5)）、１審被告宮部は、①平成２８年３月２５日、ツィッターに「実のところ、仮処分命令が出ても実害はないんですよ。表題を変えて別の名目で出版するとか、示現舎ではなく個人の立場でやるとか、いくらでも回避方法はあります。」と投稿し【代理人注甲５２】、②現に、１審被告示現舎が同月２８日に本件仮処分申立て１に係る仮処分決定を受けたにもかかわらず、本件書籍目録記載３の出版物をインターネット上のオークションサイトに出品するとともに、本件書籍目録記載３の著作物の出版を企図したばかりか（認定事実(3)ウ及びオ、１審被告宮部本人１９、２０頁）、③東京法務局長から説示を受けた【代理人注甲５３】ものの、これに従う意思はなく（１審被告宮部本人３４頁）、④同年

１０月１７日、ツィッターに「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ。」と投稿していたこと【代理人注甲５４】などに照らすと、本件書籍目録記載の各著作物の出版等によって不当な扱い（差別）を受ける又はそのおそれがあり平穏な生活を侵害される人が生じることについて顧みることなく、上記出版等による本件地域情報の公表について強い意欲を有していることは明らかである。」（甲２４・３２～３３頁）

2　被害の甚大さと回復困難性

上述したように、被告の行為は、原告らに損害を与えているだけではなく、個人原告が生活し、原告埼玉県連が活動の基盤とする地域や地域住民に回復不能な損害を与える行為である。

3　小括

したがって、本件訴訟においては、差止め請求が認められなければならない。

第６　結論

被告の不法行為により、個人原告は、差別されない権利ないし差別を受けずに平穏に生活する権利・利益、プライバシー権を侵害され、原告埼玉県連は、業務を円滑に行う権利・利益を侵害され、多大な損害を受けている。この被告の不法行為は、人格権に対する強度の侵害であり、金銭賠償のみでは原告らの被害の回復はできず、別紙掲載記事目録記載の各記事の削除及び一切の方法による公表の禁止がなされることが必要である。

よって、原告らは、被告に対し、人格権に基づき、請求の趣旨記載のとおり、別紙掲載記事目録記載の各記事の削除及び一切の方法による公表の禁止を求めるとともに、不法行為責任（民法７０９条）に基づく損害賠償として、それぞれ３３０万円（合

計６６０万円）及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上

証　拠　方　法

甲第１号証ないし甲第５４号証

追って提出予定の証拠説明書記載のとおり

添　付　書　類

1　証拠説明書　　１通

2　甲号証各証写し　　各１通

3　訴訟委任状　　２通

4　資格証明書　　３通

・部落解放同盟埼玉県連合会規約

・報告書

・役員選考委員会規則

【別紙】

当 事 者 目 録

〒[redacted]

原告 [redacted]

〒360-0011 埼玉県熊谷市大字池上字稲荷前１６５番地２

原告 部落解放同盟埼玉県連合会

執行委員長 片 岡 明 幸

〒136-0071 東京都江東区亀戸２－２８－３ アセッツ亀戸４階

墨東法律事務所 【送達場所】

原告ら訴訟代理人弁護士 山 本 志 都

TEL 03-5628-5633 FAX 03-5628-5634

〒252-0021 神奈川県座間市緑ケ丘６－１－２３－１０２

被告 宮 部 龍 彦

【別紙】

掲 載 記 事 目 録

1　記事1（甲1）

URL：https://jigensha.info/2019/01/07/buraku-106/

タイトル：人権探訪（１０６）埼玉県[redacted]

投稿日：２０１９年1月７日

2　記事2（甲2）

URL：https://jigensha.info/2016/05/30/buraku-sayama/

タイトル：人権探訪（7）埼玉県[redacted]

投稿日：２０１６年5月３０日

3　記事3（甲3）

URL：https://jigensha.info/2017/10/04/buraku-42/

タイトル：人権探訪（４２）埼玉県[redacted]

投稿日：２０１７年１０月４日

4　記事4（甲4）

URL：https://jigensha.info/2019/03/18/buraku-118/

タイトル：人権探訪（１１８）埼玉県[redacted]

投稿日：２０１９年3月１８日

5　記事5（甲5）

URL：https://jigensha.info/2019/12/13/buraku-163/

タイトル：人権探訪（１６３）埼玉県[redacted]

投稿日：２０１９年１２月１３日

６　記事６（甲６）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2020/08/21/buraku-189/

タイトル：人権探訪（１８９）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２０年８月２１日

７　記事７（甲７）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2020/08/28/buraku-190/

タイトル：人権探訪（１９０）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２０年８月２８日

８　記事８（甲８）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2020/09/02/buraku-191/

タイトル：人権探訪（１９１）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２０年９月２日

９　記事９（甲９）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2021/08/04/buraku-234/

タイトル：人権探訪（２３４）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２１年８月４日

１０　記事１０（甲１０）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/09/14/buraku-285/

タイトル：人権探訪（２８５前編）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２２年９月１４日

１１　記事１１（甲１１）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/09/21/buraku-285-2/

タイトル：人権探訪（２８５後編）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２２年9月２１日

１２　記事１２（甲１２）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/09/28/buraku-286/

タイトル：人権探訪（２８６）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２２年9月２８日

１３　記事１３（甲１３）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/10/05/buraku-287/

タイトル：人権探訪（２８７）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２２年１０月５日

１４　記事１４（甲１４）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/11/30/buraku-293/

タイトル：人権探訪（２９３）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２２年１１月３０日

１５　記事１５（甲１５）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/12/14/buraku-294/

タイトル：人権探訪（２９４）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２２年１２月１４日

１６　記事１６（甲１６）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/12/21/buraku-295/

タイトル：人権探訪（２９５）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２２年１２月２１日

１７　記事１７（甲１７）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2023/01/10/buraku-296/

タイトル：人権探訪（２９６）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２３年1月１０日

１８　記事１８（甲１８）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2023/03/22/buraku-306/

タイトル：人権探訪（３０６）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２３年3月２２日

１９　記事１９（甲１９）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2023/06/21/buraku-319/

タイトル：人権探訪（３１９）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２３年6月２１日

２０　記事２０（甲２０）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2023/10/04/jinken-333/

タイトル：人権探訪（３３３）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２３年１０月４日

別紙　掲載地域一覧

	証拠番号	記事番号	「埼玉県」の後の地域の表記	読み方	画像数	動画掲載	掲載日
1	甲１	１０６	[redacted]		２０	[redacted]	2019/1/7
2	甲２	7			１９		2016/5/30
3	甲３	４２			２４		2017/10/4
4	甲４	１１８			３９		2019/3/18
5	甲５	１６３			２６		2019/12/13
6	甲６	１８９			３６		2020/8/21
7	甲７	１９０			２２		2020/8/28
8	甲８	１９１			１５		2020/9/2
9	甲９	２３４			２９		2021/8/4
10	甲１０	２８５前			５０		2022/9/14
	甲１１	２８５後			３７		2022/9/21
11	甲１２	２８６			４１		2022/9/28
12	甲１３	２８７			３４		2022/10/5
13	甲１４	２９３			２３		2022/11/30
14	甲１５	２９４			２６		2022/12/14
15	甲１６	２９５			２１		2022/12/21
16	甲１７	２９６			２		2023/1/10
17	甲１８	３０６			３１		2023/3/22
18	甲１９	３１９			３２		2023/6/21
19	甲２０	３３３			２４		2023/10/4

第３回弁論陳述

別紙4

令和５年（ワ）第２９１３号　オンライン記事掲載差止等請求事件

原告　部落解放同盟埼玉県連合会　外１名

被告　宮部龍彦

さいたま地方裁判所
第２民事部
6.9.12
午後　時　分
受付印

第３準備書面

２０２４年９月１２日

さいたま地方裁判所　第２民事部　御中

原告ら代理人弁護士　　山　本　志　都

本準備書面で、原告らは、「部落探訪」（「人権探訪」「曲輪クエスト」を含む）の記事（写真を含む）中における、原告らを含む地域住民や人権擁護活動を行う団体の具体的な人格権の侵害について、主張する。

１　前提としてのコンテンツの性質

本件記事は、示現舎のウェブサイトの「部落探訪」（その後「人権探訪」「曲輪クエスト」とタイトルは変わったがコンセプトは変わらない）というカテゴリー内に掲載された記事である。各ウェブページには、「同和」「埼玉」というタグがつけられ、それぞれの地域内の住居や事業所、寺社、墓地などの写真及び住民の姓名、職業などに関する記事が掲載され、その各地域が「被差別部落」あるいは「同和地区」であることを暴露する内容となっている。

そして、「部落探訪」は、どこの道府県のどこの市町村のどこの字（住所表記）の地域が被差別部落であるか、またどのような姓が多いのかということを、文章と当

該地域やそれに関連する写真により、特定し暴露する内容の記事を投稿するという性質のものであり、本件でいえば、埼玉県内の被差別部落を特定し暴露する内容となっている。

被告は、２０１５年１２月からウェブサイト上で、全国各地の被差別部落とされる地域に「潜入」し、被差別部落名や所在地を明示し、所在地や特徴が一目でわかるような写真を撮影し、その場所のレポートをする「部落探訪」と称する企画を開始した。２０１６年３月時点では４か所、同年１１月時点で１９か所、２０１７年９月時点でも４０か所にすぎなかったが、現在ではすでに３７８箇所を数えている。

２　証拠で提出した甲号証と画像との違い

記事を特定するために、原告らは、インターネット上の記事をプリントアウトするという方法で裁判所に証拠提出している。

しかし、プリントアウトすることによって画質が低下して、解像度が落ち、写真中の文字などが甲号証から読み取りにくくなっているものがある。実際にインターネット上に掲載されている写真をみると、たとえば墓碑に刻まれている文字や、石碑の文字、看板の文字、表札の文字などをより鮮明に読み取ることが可能である。

また、画像においては、インターネット上の写真を画面上で拡大することによって、Ａ４サイズにプリントアウトした場合には読み取ることが難しい文字を読み取ることも可能である。

つまり、甲号証と、現実にインターネット上に流通し第三者に閲覧されている画像との間には相応の違いがあることを前提として、裁判所においては甲号証を取り調べていただく必要がある。

３　原告らの人格権侵害につながる各記事の内容

（1）甲1

被告は、「まず目についたのが不法投棄である」として、写真②ないし④で空き地に廃棄物が置かれている様子を写し、「耕作放棄地のようなところが産廃だらけになるのは、別に部落に限ったことではなく、熊谷ではどこでも普通にあることらしい」とキャプションをつけている。

写真⑤についても田の中にある丘について「産廃の山」として、「熊谷市が行政代執行して撤去しようにも費用がかかるので放置されたまま」「掘ったらヤクザに殺された人の骨が出てくるのではないかと地元では噂されている」と記載されている。「この山があるのは部落外」とされているが、丘は特定されている部落に近接した場所にあり、部落と関係あるものとして表示されている。

熊谷市には不法投棄が多いとしても「やはり最屓目に見てもこの辺りには不法投棄されている場所が多い気がする」と写真⑦では「この土地に廃棄物を捨てるな」という看板を写している。

写真⑧ないし⑩では周辺の様子を写して、「この部落では自動車や機械類のスクラップ業者が多い」と記載し、写真⑩には会社名（屋号）がはっきりと読み取れる形で表示されている。

写真⑪ないし⑭は部落内にある集団墓地の中に入って撮影されたものであるが、墓石に記されている姓を特定するために、墓石を写し、あるいは墓誌が読み取れるように写真が撮影されている。「例によって墓地を訪れた。墓石に書かれた名字『[redacted]』あるいは『[redacted]』ばかりである」との記載は、写真の内容を確認するものとなっている。

写真⑮は「[redacted]集会所」と集会所名が読み取れる形で「同和対策で作られた集会所」を敷地の外から撮影したものであり、写真⑳も同様である。写真⑯は集会所の敷地内に入り、入口付近の様子を撮影している。「集会所の中に住民の名簿が

掲示されているのが見えた」とあるが、これは、入口からガラス越しに中をのぞいて初めて見ることができるものである。また、この住民の名簿を観察して「ほとんどの名字は『[redacted]』」と、さらに特定の姓名を強調している。

写真⑱及び⑲は部落内にある住民の住居を写したものであり、⑲では塀に設置されたポストにマジックで姓名が書かれているのが読み取れる。また、⑰の写真では、駐車場に駐車中の自動車のナンバープレートの番号が特定できる。

さらに、被告は、「地元の方」「熊谷市の役所の内情に詳しいという案内人」の口を借りる形をとって、以下のごとく同和対策事業を巡る噂話を記載する。「案内人によれば、埼玉ではとにかくエセ同和が酷いという。市街化調整区域で開発許可を出させるために、『農村だから自由に家を建てられないのは差別だ』と言って役所に押し掛けて連日『人権啓発活動』をする。それで、行政職員を精神病院送りにしたと武勇伝のように語る者もいるという。」「ゴネた者勝ちの状態である。」「さきほどの産廃の不法投棄にしても『俺たちに逆らったらここに埋めるぞ、あるいはここには行政の権力はおよばないんだぞ、という目印でしょう』と語る。」これらの記載も、部落の住民の行動や部落に係る団体の活動について、根拠なく貶める内容である。

なお、個人原告の自宅も、写真①ないし④及び⑫に写っている。

（2）甲２について

写真①、⑧、⑨及び⑩は「狭山再審闘争勝利現地事務所」の写真である。敷地内に駐車した自動車のナンバーがよく読み取れる。

写真②及び③は白山神社とその由来を書いた看板を撮影している。

また、写真⑦は、「狭山事件で逮捕され、無期懲役判決を受けた石川一雄氏も１９９４年仮釈放された後は地元のマンションの一室で暮らしている。ペントハウ

スなどではなく、少し築年数のたった、ごく普通のマンションの一室である」という説明が付されており、狭山事件の被告人石川一雄氏の自宅との関係をほのめかすものとなっている。

写真⑫、⑬及び⑭は個人宅の表札を撮影している。これらの写真の説明として、被告は「『[redacted]』という表札の家が何軒かあった。[redacted]という苗字は、この地に多いことが伺えるのだが、どの家も大きく立派な家だ」と、特定の苗字を当該部落に多いものとして掲げる。

写真⑮ないし⑲は「集会所」に関するものであるが、被告は、集会所の中に入り、日程表や、会員募集や活動紹介のチラシが貼られた掲示板、配布・閲覧用のチラシやパンフレットがおかれたラックなどに近付いて、写真を撮影している。

（3）甲3について

被告は、ここでは、同和対策審議会が作成した「同和地区精密調査報告書」にリンクを張って、「この資料に掲載された『[redacted]』という地区」に訪問したとする。

写真③の空き地の写真に、「ここには最近まで『[redacted]』があり、デカ盛りの店として有名だったが、残念ながら昨年店主の息子が放火して焼けてしまった。」との記載があり、「[redacted]」姓が多いということに触れた上で、写真④及び⑤などで読み取れる形で表札が撮影されている。被告は、ここで「[redacted]のあった場所の角を曲がって住宅地に入ると、確かに『[redacted]』という表札の家が多い一角がある。」と記載している。また、写真⑨では[redacted]の姓が入った造園業者の表示を撮影している。

写真⑩ないし⑭は、同和対策事業で建設された公営住宅群を撮影したものである。被告は、「同和地区にみられるニコイチ群」と表現しているが、ニコイチすなわち「二戸一」（二戸ずつペアで隣り合っている住宅）である。被告は住宅群の中

に入り、写真⑪では、画面上では駐車している２台の自動車のナンバーがはっきりと読み取れる。また⑬は空き家だろうか、隣接する敷地に物が放置されている状態を撮影している。

写真⑮では、集会所を特定して建物の状況を写している。

写真⑯及び⑰では日枝神社及び由来を書いた説明板を、写真⑲は、同神社内に「白山大神」が祀られている状況を撮影している。

また、被告は、上記調査報告書の記載から「昭和初期に『[redacted]』という地区から[redacted]が流入したとある」として、「部落には[redacted]をはじめ、[redacted]という家がいくつかある」と姓名を特定して表示する。

そして、近隣の、「[redacted]」と音が同じ「[redacted]」という地名の場所を尋ね、白山神社があることを確認し（写真㉑）と白山神社寄付者名が書かれた碑（写真㉒）に[redacted]が見られると指摘している（画面上で写真㉒をみると各寄付者の名前が読み取れる）。

（4）甲４について

被告は、写真⑥ないし⑨で白山神社を撮影し、その向い側の集会所についても写真⑩ないし⑬で、その内部の掲示物などをガラス越しに撮影している。

また、被告は部落内にある墓地内を写真⑭及び⑮で撮影している。画面上でみると墓石の一部については姓が読み取れる。文章でも「確かにさきほどの墓地も現地の表札も『[redacted]』『[redacted]』が多い。」と特定している。

また、写真㉑では食肉店の外観を店名が分かる形で撮影し、「この肉屋の屋号は『[redacted]』だ。」とも記載している。

被告は、写真㉒以降では隣接する部落を取り上げている。

写真㉓ないし㉕は、白山神社、由来及びその周辺の状況を撮影している。

写真㉘ないし㉚は、集会所の外観とのぞいてみえる入口の様子を撮影している。

集会所に隣接する部落内の墓地の様子も、被告は撮影している（写真㉛及び㉜）。一部の墓石の姓名は画面上で確認できる。文章でも墓地では「『[redacted]』や『[redacted]』が多く見られる。」と特定している。さらに、被告は「地図で見るとは【ママ】これらの名字は分散しており」として、「マッポン！」にリンクを貼っている。「マッポン！」とは被告が関与して開発された、電話帳データを地図上に落とし（「ネットの電話帳」のデータを利用しているのではないかと言われている）、個人の住宅の位置をマッピングした地図が表示されるネット上の「サービス」で、特定の名字の分布、名字と地域とのつながりなどを可視化するツールとして利用されている（なお、「マッポン！」の有料版では、被告が神奈川人権啓発センター名で、動画化し、後にYou Tubeから削除された「部落探訪」が閲覧できることが、「特典」として挙げられている）。

写真㊱は、道路に面した店舗の裏手に、床面積の小さい１階建ての戸建て住宅が立ち並んでおり、解説はないものの、同和対策事業などで建てられた住宅であるように示されている。

また、写真㊲ないし㊴は、個人宅の玄関入り口付近にフォーカスしている。そして、「はっきり言って、『[redacted]』さんや『[redacted]』さんの家は豪邸ばかりである。」とも記載している。

（5）甲５について

写真①ないし⑬はすべて白山神社及びその境内にあるものが写っている。写真⑤は集会所である。写真⑨ないし⑪及び⑬では、石などに寄付者名が刻まれているのが写されているが、画像では[redacted]や[redacted]という姓名を読み取ることができ、文章でも「狛犬には[redacted]、[redacted]という名字の氏子の名前が刻まれている。」と記載

されている。

また、写真⑭及び⑮は墓地の写真だが、画像では墓石の姓を読み取ることができ、文章でも「墓地も[redacted]、[redacted]が多い」と記されている。

写真⑯ないし⑲は個人宅を撮影しており、写真⑰は姓名が読み取れる。文章では「ただ、気になったのはそのような古くからの住民の家が全般的に大きくて立派なことだ。聞いてみると、[redacted]は昔からの商家で、ここにはその分家が多いのだそうだ。」と記載されている。

写真⑳は人が居住していないと思われる建物、写真㉒及び㉓は床面積が狭い１階建て１戸建ての集合住宅を撮影している。

（6）甲６について

写真①は「穢多人別帳」という手書き文書の表紙を写している。被告は、「示現舎では、『穢多人別帳』という直球なタイトルの文書を入手した。『明治３年』『[redacted]』との記載がある。文字通り内容は当時の穢多の名前が記載されており、『真言宗菩提』とあることから、[redacted]とは同時が現存している現在の埼玉県深谷市[redacted]であることが分かる。」と説明している。

写真③ないし⑦は同書面の内容であり、その内容は文書にもおこされ、貼られたリンク先からダウンロードすることも可能である。

写真⑧ないし⑯は長養寺やその境内・周辺（墓も含む）にあるものを写している。画像上では墓地の墓石の姓名は読み取れる。文章では「寺の前の大きな墓地は、かなり昔からあるはずだが、墓石は新しくなっているものが多かった。[redacted]、[redacted]、[redacted]といった名字が多く、墓地の中で混在している。」と記載されている。

寺から少し離れたところに伊奈利神社があり、境内やその周辺の状況が撮影さ

れている（写真⑱ないし㉔）。写真⑳ないし㉒には、寄付などをした者の名前が記載されており、画像上では氏名を読み取ることができる。

さらに少し離れた場所には昌楽寺があり（写真㉗）、寄付者の名前が碑に刻まれている（写真㉘）。

被告は、「マッポン！」を使って特定の名字を検索し、あるいは特定の地域の名字の分布状況を確認しながら、歩いているらしく、「住宅地図で『[redacted]』という名字が集中している辺りを歩いてみた。」と記載している。また、「埼玉工業大学の近くには[redacted]という表札の家が多い。」とも書くなど、地域に多い名字の特定にこだわりを見せている。

（7）甲７について

写真①及び②、⑯は経年劣化によっていたんだ建物の状況を撮影している。「古い家と廃墟が一部にあったが、それ以外はむしろ大きな家が多い。」と記載しているにもかかわらず、あえて、被告は、その古い家を冒頭に持ち出して印象操作をしている。

地図上の「石碑」の記号がある場所にあった墓地の状況とその中に建立されていた石碑を撮影したのが、写真⑧ないし⑬である。「墓は全て『[redacted]』姓である。」碑は、深谷市のホームページで「部落融和活動家」と紹介されている[redacted]を顕彰するものであり、地元の功労者の名前も刻まれている。「功労者が必ずしも部落民だったわけではないが、[redacted]が多く、[redacted]という名字も特徴的である。」と記載されている。

（8）甲８について

ここで被告は被差別部落を特定した方法を以下のように説明している。「戦前

の記録によれば、現在の深谷市[redacted]に１４戸の部落がある。現在の地図を見ると、そこには市の集会所があり、住宅地図では[redacted]という名字の家がいくつか見られる。[redacted]の石碑に[redacted]という名字がいくつかあったことから、筆者はここが部落であると推定した。」つまり、①『全国部落調査』に記載されていることを手がかりにして、②集会所（同和対策事業で作られた施設）、③住宅地図を参考にした住民の姓の傾向から、推測するのだという。後述するが、被告はこのように、全国部落調査に掲載されていることを前提としつつ、いくつかの徴表を組み合わせて部落の特定を行っている。

写真③ないし⑥が集会所に関する写真である。

また、写真①、②、⑫及び⑬は、同和対策事業に関する看板である。だいぶ剥げ落ちているし、古い情報ではあるが、会社名や電話番号も画像上で確認することができる。

（9）甲９について

被告は、この地域の歴史と現状について書かれた、埼玉県部落解放研究会が出版した「埼玉県東部の被差別部落のこと」（写真③）を契機にして探訪を開始している。「本には『[redacted]』が長吏の子孫である旨が書かれているが、現地に行くとそれが[redacted]であろうことが分かる。」として、この地域に多い姓を特定している。

写真⑫は集会所を撮影している。その近くの、庚申塔、石祠なども撮影している（写真⑬、⑮及び⑰）。

近くにある工場の様子も撮影し（写真⑲）、会社名の一部が撮影されている）、「このスクラップ工場の経営者も[redacted]。」と特定している。

写真㉓ないし㉙は、部落が檀徒となっていた大徳寺の境内（墓を含む）を撮影したものである。

（１０）甲１０について

写真①は廃墟の写真が使われている。

写真②には、今も営業している地域内の会社の名前がはっきりと写っている。

また、被告は、１９８０年に出版された『こんな差別が』という書籍（写真③）をについて、「児玉町の部落出身で、20 年部落解放運動をしている著者が、地元での差別の実態を告発するという本である。真面目に感想を書くと、事実誤認と被害妄想に満ちた内容で、こんな人が部落解放運動に関わっていろんな人を洗脳して、余計にこじれていったのだなということが分かる内容である。」と非難している。

写真⑦ないし⑩は白山神社などが撮影されているが、被告はガラス越しに社殿内部まで写している。

被告は、「『こんな差別が』はその中で名字による差別を告発するのだが、地元の部落に多い名字として具体的に[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]が挙げられている。それらのうち、白山神社の氏子に多いのが[redacted]である。」と述べ、上述した、自分が関わって開発した「マッポン！」を持ち出し、「とすると、ここで活用すべきはネットの住宅地図「マッポン！」である。『こんな差別が』で挙げられている名字と探訪時に気になった名字の分布を検証してみた。これは見事に地域と名字の関係性が現れている。」と記載し、「しかし、名字の分布を見ると[redacted]だけでなく[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]という小字も部落の範囲内であり、むしろそれらがメインであるように見える。」と名字の分布から部落の範囲を特定しようとする。

写真⑯ないし⑱は現在自治会館として使われている元集会所の写真である。ガラス越しに内部の写真も撮影している。

さらに、水害から村を守った人を顕彰する碑（写真㉜ないし㉞）の設立者の姓

も「圧倒的に■■が多い」と記載している。

写真㉟及び㊱は現在自治会館として使われている元集会所の写真である。

写真㊳ないし㊺は地域の業者の様子の写真である。屋号や会社名が写真にも写っており、説明でも特定している。「屋号は地元に多い苗字だ。」ここでは古くて現在使われていない建物や色あせた設備などをあえて撮影している。

また写真㊽は近傍の住宅の表札を撮影し、「ここにも■■という名字が多いが。」などと記載している。写真㊾では「■■■■」という看板を撮影し、「■■も多い。私がここに本籍地を移せば、より部落民らしくなるのではないだろうか？自分と同じ名字が多い部落を探して、そこに移住または転籍するという手法はかなり使える気がする。」と、被告が『全国部落調査事件』のときにも行った「部落民の僭称」のやり口を披露している。

（１１）甲１１について

甲１０に引き続き、大きな部落の探訪に係る記事である。

写真③ないし⑦は、自治会館及び市営住宅を撮影している。

さらに、被告は、（「マッポン！」で）名字の分布を確認しながら地域内を歩き回り、■■交差点付近では、「『こんな差別が』で挙げられている『■■』という名字があるが、それは■■に多く分布しており、この当たりで分布が途切れている。」「交差点から北の方に『こんな差別が』で挙げられている『■■』が集中している。そこは■■であり、さすがにそこは■■ではないだろう。そんなことを調べているとあることに気づいた。■■には『こんな差別が』の著者と同じ■■、そして白山神社の氏子にあった■■、■■の名字が分布している。」

そして、同和対策事業で作られたのではないかという、「■■児童公園」と元集会所があった空き地が写真⑯ないし⑱である。

諏訪神社も、内部をのぞいて、氏子の名字を確認し、「[redacted]に多い[redacted]、[redacted]だけでなく、[redacted]もかなり多い。」とコメントしている（写真⑲及び⑳）。

被告は、町中に残された古い家や庭について、「廃墟」「違和感のある茂み」「異様な空間」「特異な空気感」などと表現し、写真に撮り（写真㉗ないし㉛）、ことさらに異様さを強調している。

また、写真㉝及び㉞は、隣保館跡地や元隣保館に併設されていた学童クラブを撮影している。

（１２）甲１２について

甲１０の地域に隣接している地区であるが、被告は、「[redacted]」という姓が多いと指摘し、写真②の動画へ誘導する表紙にもこの名前が刻まれている石碑の写真を使っている。

写真⑦ないし⑮は、日枝神社の境内などを撮影したものであり、そこでも建設委員の氏名などが読み取れる形で掲載されている。

また、[redacted]が使用する教育会館も写真⑱、⑲及び㉑に納められている。

周辺の古い住宅の写真が⑳、㉒、㉓ないし㉕である。

写真㉘ないし㉜は部落内の墓地の写真である。ここで、被告は、地蔵の寄付者の氏名が刻まれた石碑に[redacted]が多いとして、「六地蔵建設の寄附者も圧倒的に[redacted]なので、ここが部落の墓地で間違いないだろう。」と記載している。

（１３）甲１３について

被告は、「早稲田大学本庄高等学院の近くに部落があるようなので、特定してほしいとのリクエストがあった。そこも[redacted]で、周囲に多くの部落があるのだ

が、その中でも学院に最も近い‥部落の特定を試みた。」と、戦前のリスト、すなわち全国部落調査に基づいた部落の特定が探訪の目的であることを自白している。

そして被告は、早稲田大学の所有・管理する土地と高速道路の周辺を歩き（写真③ないし⑩）、近傍の八幡神社に訪れる（写真⑰ないし㉓）。自治会館の建設記念碑（写真⑲）は、自治会のメンバーの氏名が特定されている。被告は、「自治会、氏子の名字をチェックするのは曲輪クエストの基本である。気になったのは、氏子の中にあった『[redacted]』という名字だ。おそらく『[redacted]』と読むのだろう。」と特定の姓名を名指しする。

部落内の小さな墓地（写真㉗ないし㉙）の写真は、画像上で姓を判別できる。そして、文章でも「背景にラブホテルが見えるこの墓地には[redacted]と[redacted]しかない。」と言い切っている。

（１４）甲１４について

写真①、②、④ないし⑨は、白山神社及びその周辺の写真である。

また、部落内の墓地の写真が⑲ないし㉓であり、被告は、説明書きに「やはり、[redacted]、[redacted]、[redacted]が多い。他に多いのは[redacted]、[redacted]」と姓の特定を行っている。

（１５）甲１５について

写真①ないし④は、白山神社及びその周辺を撮影したものである。

写真⑤ないし⑧は、周辺の住宅の様子を撮影したものだが、被告は、「いかにも古くからの富農の家が多く、表札は『[redacted]』が多い」と記載している。

写真⑨ないし⑫は、公会堂とその敷地内にある八雲神社である。

被告は、近くの共同墓地から離れたところに部落の墓地らしきものがあったとして（写真㉒ないし㉕）、「墓石の名字と表札の名字の傾向が一致するので、これ

が部落の墓地であることは間違いない」と記載し、寄付者の名前を特定できるように写真を撮影している（写真㉓）。

（１６）甲１６について

写真④ないし⑥は集会所を撮影したものと、施設に関する市の資料である。

写真⑦ないし⑨は、集会所の敷地内にある神明神社を撮影したものである。写真⑧は、祠の中を撮ったものであり、文章で「鳥居に刻まれた氏子の名字は『[redacted]』『[redacted]』が多い」と特定されている。

墓地の写真は⑪と⑫であるが、「墓地を訪れると、やはり[redacted]が多い。大部分は真言宗で、他の宗派が少しだけ混じっている」と記載されている。

周辺の店舗の屋号「[redacted]」（写真⑮）や、廃業した店舗の屋号の表示「[redacted]」（写真⑱）も掲載されている。

（１７）甲１７について

この部落に関しては、写真①及び②で白山神社が撮影されている。

（１８）甲１８について

被告は、戦前に水平運動にかかわった２人の出身者を手がかりにして、「部落の正確な場所を特定してみた」という。

「人名が出てくるので、非常に強力なツール『マッポン！』を使って」、出身者の姓の分布を調べる」として、写真③及び④は、「マッポン！」の検索結果が表示されている。被告は、「特に集中している箇所は見当たらないが、国道 16 号が折れ曲がっている辺りに[redacted]が２軒あり、[redacted]も近くにある。該当箇所は、その道の形や家の並びの特徴から、旧街道沿いの旧宿場町の端っこにあることが推定さ

れ、確かに穢多村があったとしてもおかしくない立地である。／そして、グーグルマップによれば『雪駄草履通販卸売り[redacted]』という、いかにも歴史のありそうな履物問屋がある。「[redacted]」は名字であり「[redacted]」。その分布を検証してみる。」「履物商である『[redacted]』と、文献に出てくる『[redacted]』『[redacted]』が見事に一箇所に集中している。これはもう間違いないであろう。」被告はこのように「マッポン！」を使って部落の範囲を決めつけ、特定に成功したとして誇っている。

そして、共同墓地から少し離れた別の墓地に「[redacted]」「[redacted]」の姓を見付け、「時宗だろうか」と記載している。

写真①②（㉚）では、はきもの問屋の屋号が特定されて表示されている。

その他、入間宮寺教会について、写真㉒ないし㉖で触れられている。

（１９）甲１９について

写真⑧ないし⑫は、部落内の共同墓地を撮影したものである。[redacted]、[redacted]という墓石が多いという記載がある。

また、地域の集会所（写真⑰）には住民の名前が彫られた石碑があるが、「[redacted]も多いがむしろ[redacted]が多い」と記載されている。

集会所の近くにかつて存在していた白山神社は、明治４０年に舘氷川神社に合祀されてなくなった。久保白衣観音堂及びその境内にある物については、写真㉖ないし㉜で撮影されている。写真㉚ないし㉜には由来や世話人の記載があり、画像上でも確認できる。被告は、文章で「[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]といった名字が見える。」とも特定している。

（２０）甲２０について

写真⑥ないし⑧が住宅地の中にある共同墓地を撮影したものである。被告は「墓

から推定される主な名字は[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]など。」「１つだけある[redacted]という墓石も気になった。[redacted]と言えば、浅草の弾左衛門の名字である。」と記載している。

また、写真⑨及び⑩は、「現在の航空写真と１９５０年頃の航空写真に名字の分布を重ねたもの」であり、上述したような姓が地域のどこに分布しているのかを示している。

写真③、⑪ないし⑬は住宅地の中を撮影している。

住宅の中にある祠を撮影したものが写真⑭ないし⑱であり、祠の中まで写真に撮り、掲載している。

4　小括

（1）侵害された人格

前項では、具体的な当該記事にどのような記載があったのかということを説明したが、被告が、「部落探訪」（「人権探訪」「曲輪クエスト」を含む）というカテゴリーに、被告が当該部落の記事を掲載すること自体が、その掲載された地域を被差別部落として特定することになり、原告らの人格権「差別されない権利」「業務遂行権」を侵害する。

また、上述したように、特定の部落に特定の姓名の人が多いというような情報を流出させることは特定個人が被差別部落の出身であるということを明らかにすることに直結する。また、放置車両や産業廃棄物、廃屋や老朽化した家屋などをことさらに取り上げることは被差別部落は汚い・怖い・環境が悪いというマイナスの感情を、見る者に惹起させることになる。自分のルーツについて、そのような情報の流布が行われることは直接的に「差別されない権利」を侵害するものとなる。

また、本件ウェブページ等は、個人原告らを含む地域住民（部落民）の合意を得ることなく、それらの者の住宅及びその周辺を撮影して、その地域を「被差別部落である」と特定して晒しているものであり、それらの者のプライバシーを侵害している。

本件においては、原告個人名や原告個人宅を特定して記載されているわけではない。しかしながら、それらの者が被差別部落と関連がある「被差別部落民」であることが判明する（いわゆる「石に泳ぐ魚」事件・最高裁平成１４年９月２４日第三小法廷判決参照）。現在もなお社会内に残存する不当な部落差別を前提とした場合、被差別部落民としてインターネット上に表示されることは公開を欲しない情報と言え、本件各記事が、個人原告のプライバシー権を侵害するものであることは明らかである。

部落差別は、差別を受ける者が「被差別部落」ないし「同和地区」という特定の地理的な範囲を有する場所に居住している、あるいは、その出身であるなどの系譜的な関係があることを理由とする差別である。そのため、個人の住所を既に知っている者はもちろんのこと、住所を正確には知らないがどの地区に住んでいるかは知っている者にとっても、本件ウェブページ等の記事を見れば特定の個人が被差別部落民としてインターネット上に表示されていることが判明する。よって、本件ウェブページ等は、たとえ個人名や個人宅を明示的に記載していないものであったとしても、被差別部落に暮らす特定の個人のプライバシー権を侵害することに違いはない。

（2）被告の企図

原告埼玉県連の委員長ら役員及び原告ら代理人は、埼玉県内で「部落探訪」に

掲載された全ての地域について、写真の撮影場所などを特定し、被告が「探訪」あるいは「クエスト」と称して歩き回ったコースを歩くなどして、被告が行った部落内の周回を追体験した。

被告は、上述したとおり、自ら、この「探訪」あるいは「クエスト」が被差別部落の場所を特定するために行っているものであることを認めている。

追体験をして再確認したことだが、被告は、「全国部落調査」を基礎資料として、①白山神社など神社の位置、②部落解放同盟や研究者がこれまでに調査・研究した成果、③集会所・隣保館など同和対策事業に関連して設置された施設、④墓地の墓石や碑などに残されている地域住民の姓、⑤自治会などの会員の姓、⑥住宅地図や「マッポン！」のデータによる特定の姓の分布などを総合して、特定の部落の範囲の特定を行おうとしている。

被告の手法は学問的裏づけや再検証の保障を欠いたもので、到底正確な特定が行われているものとはいえないものだが、少なくとも、被告が被差別部落を特定した、当該部落に多い姓を特定したとして、それを公にさらすことは、被差別部落やその住民に対する差別意識をあおり、さらなる差別を生み出すものであって、決して許されるものではない。

（3）今後の進行

今般、原告らは本件提訴後に被告が「曲輪クエスト」に掲載した８本の記事について、請求を拡大し、それら記事の差止めもあわせて求めるための請求の趣旨の拡張を申し立てた。

追って、それら８本の記事についても、人格権の侵害に結びつく具体的な内容について補足して主張したい。

以上

正　本

第3回弁論準備
別紙5

さいたま地方裁判所
第1民事部
-6.9.13 受付
午前　時　分

令和5年(ワ)第2913号　オンライン記事掲載差止等請求事件
原　告　部落解放同盟埼玉県連合会　外1名
被　告　[redacted]社　宮部龍彦

合B　主任・9/18

2024年9月12日

請求の趣旨拡張申立書

さいたま地方裁判所　第2民事部　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　　山　本　志　都

頭書事件について、原告らは、次のとおり請求の趣旨を拡張する。

第１　請求の拡張

訴状別紙掲載記事目録を、本申立書添付のとおりに変更し、記事２１ないし同２８を加える。

第２　請求の拡張の理由

被告は、被差別部落出身者らに対する差別を社会的に拡大させる意図を有しながら、被告が代表を務める出版社合同会社示現舎のウェブサイト上に、本件提訴後現在までに、埼玉県内の被差別部落８つを取り上げ、本件各

※法規作成者記入

ウェブページに掲載した。これらの記事が、原告らの人格権を侵害するものであることは、従前の２０の各記事と同様であるから、請求の趣旨第１項で求める記事の削除の対象に、これら８つの記事も加えることとし、請求の趣旨を拡張する。

以上

【別紙】

掲 載 記 事 目 録

1　記事1（甲1）

URL：https://jigensha.info/2019/01/07/buraku-106/

タイトル：人権探訪（１０６）埼玉県[redacted]

投稿日：２０１９年1月７日

2　記事2（甲2）

URL：https://jigensha.info/2016/05/30/buraku-sayama/

タイトル：人権探訪（7）埼玉県[redacted]

投稿日：２０１６年5月３０日

3　記事3（甲3）

URL：https://jigensha.info/2017/10/04/buraku-42/

タイトル：人権探訪（４２）埼玉県[redacted]

投稿日：２０１７年１０月４日

4　記事4（甲4）

URL：https://jigensha.info/2019/03/18/buraku-118/

タイトル：人権探訪（１１８）埼玉県[redacted]

投稿日：２０１９年3月１８日

5　記事5（甲5）

URL：https://jigensha.info/2019/12/13/buraku-163/

タイトル：人権探訪（１６３）埼玉県[redacted]

投稿日：２０１９年１２月１３日

６　記事６（甲６）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2020/08/21/buraku-189/

タイトル：人権探訪（１８９）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２０年８月２１日

７　記事７（甲７）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2020/08/28/buraku-190/

タイトル：人権探訪（１９０）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２０年８月２８日

８　記事８（甲８）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2020/09/02/buraku-191/

タイトル：人権探訪（１９１）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２０年９月２日

９　記事９（甲９）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2021/08/04/buraku-234/

タイトル：人権探訪（２３４）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２１年８月４日

１０　記事１０（甲１０）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/09/14/buraku-285/

タイトル：人権探訪（２８５前編）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２２年９月１４日

１１　記事１１（甲１１）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/09/21/buraku-285-2/

タイトル：人権探訪（２８５後編）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２２年9月２１日

１２　記事１２（甲１２）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/09/28/buraku-286/

タイトル：人権探訪（２８６）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２２年9月２８日

１３　記事１３（甲１３）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/10/05/buraku-287/

タイトル：人権探訪（２８７）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２２年１０月５日

１４　記事１４（甲１４）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/11/30/buraku-293/

タイトル：人権探訪（２９３）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２２年１１月３０日

１５　記事１５（甲１５）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/12/14/buraku-294/

タイトル：人権探訪（２９４）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２２年１２月１４日

１６　記事１６（甲１６）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/12/21/buraku-295/

タイトル：人権探訪（２９５）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２２年１２月２１日

１７　記事１７（甲１７）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2023/01/10/buraku-296/

タイトル：人権探訪（２９６）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２３年1月１０日

１８　記事１８（甲１８）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2023/03/22/buraku-306/

タイトル：人権探訪（３０６）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２３年3月２２日

１９　記事１９（甲１９）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2023/06/21/buraku-319/

タイトル：人権探訪（３１９）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２３年6月２１日

２０　記事２０（甲２０）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2023/10/04/jinken-333/

タイトル：人権探訪（３３３）埼玉県[redacted]

投稿日：２０２３年１０月４日

２１　記事２１（甲５７）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/40SROstv5WE

タイトル：曲輪クエスト（３５７）[redacted]

投稿日：２０２４年4月３日

２２　記事２２（甲５８）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/66WZBH4lBSQ

タイトル：曲輪クエスト（３５８）[redacted]

投稿日：２０２４年4月１０日

２３　記事２３（甲５９）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/pabfKAJVEoA

タイトル：曲輪クエスト（３５９）[redacted]

投稿日：２０２４年4月２４日

２４　記事２４（甲６０）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/387NiN5wHxY

タイトル：曲輪クエスト（３６０）[redacted]

投稿日：２０２４年5月８日

２５　記事２５（甲６１）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/rgi5aBqFTrY

タイトル：曲輪クエスト（３６１）[redacted]

投稿日：２０２４年5月１５日

２６　記事２６（甲６２）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/hpge8tbErcA

タイトル：曲輪クエスト（３６２）[redacted]

投稿日：２０２４年5月２２日

２７　記事２７（甲６３）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/c5EWag9wrh4

タイトル：曲輪クエスト（３６３）[redacted]

投稿日：２０２４年5月２９日

２８　記事２８（甲６４）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/-MCSmC63Zvo

タイトル：曲輪クエスト（３６４）[redacted]

投稿日：２０２４年7月３日

以上

別紙6

正　本

第４回弁論陳述

令和５年（ワ）第２９１３号　オンライン記事掲載差止等請求事件

原告　部落解放同盟埼玉県連合会　外１名

被告　宮部龍彦

第５準備書面

２０２５年６月２３日

さいたま地方裁判所　第２民事部　御中

原告ら代理人弁護士　　山　本　志　都

本件事件提訴後、被告は立て続けに（２０２４年４月３日から同年７月３日まで）、被告が代表を務める出版社合同会社示現舎のウェブサイト上「部落探訪」に、埼玉県内の被差別部落８つを取り上げた。

本準備書面で、原告らは、２０２４年９月１２日付で行った請求の趣旨拡張の申立てに係る、原告らの人格権侵害につながる各記事の内容について、主張する。

これまでも主張してきたように、コンテンツの中に、被差別部落であると部落名や所在地を特定してその状況を列挙すること自体が、原告らの人格権の侵害にあたるが、個別具体的な記載の内容についても、地域住民の差別されない権利、プライバシー権などを侵害するものがあるので、その点を個別に指摘する。

さいたま地方裁判所
第2民事部
-7. 6. 24 受付
午前 後 時 分
第 号

受領書面あり

１　甲５７（曲輪クエスト（３５７）上尾市内）について

２０２４年４月３日投稿

本件記事には、３４枚の画像と１本の動画（②＃２５７）が付されている。

③ないし⑥は記事の内容からすると「同和４団体に補助金が出ている」ことに関して上尾市が情報公開請求で部分開示した文書のようである。

⑦（２枚）、⑨（２枚）、⑪、⑬ないし⑱の画像は白山神社の状況、⑧の画像は古い書籍の中の写真、⑩は安中氏の白山神社の状況を撮影したものであるが、内⑪は⑨の上の写真の扉の隙間から社殿の中を撮影したものになっている。

被告は、社殿の中の鰐口に記載されていた世話人の名前として［redacted］という名字があったことをことさらに指摘し（⑫）、「敷地が広い家の表札を見ると、［redacted］の他、［redacted］、［redacted］など。また、住民から［redacted］さんも多いよと教えていただいた」（⑳）とした記載した上で、それら名字を「マッポン！」という名字分布の状況を分析するツールを用いて、同地域の航空地図上に住民の名字分布を表示したものを㉘として掲載した。

また、被告は、「大変詳しい方」から聞いた情報として、２つの地区があり、対外的には両者とも被差別部落とみなされていたことなどを記事として記載している（㉑ないし㉖）。

２　甲５８（曲輪クエスト（３５８）上尾市内）について

２０２４年４月１０日投稿

本件記事には、２３枚の画像と１本の動画（②＃２５８）が付されている。

③ないし⑤の画像は集会所の状況であるが、⑤については、集会場の中に設置されている本棚の状況を被告自身が建物の中に入って撮影している。㉑は別の集会所（名称は公民館ということだが）の状況を撮影している。⑧ないし⑫の画像は地区の墓地の様子である。⑬ないし⑳の画像は地区の住宅を撮影したものであり、そのうち⑯及

び⑳は商店名と電話番号がはっきりと読み取れる。㉓は地区にある神社、㉔と㉕は同神社に建立されている碑の面を撮影したものである。

また、被告は、菊池山哉の書籍中から、この地域に多い名字を「[redacted]」「[redacted]」と特定している部分などを引用し、⑦では「マッポン！」を用いて、この地区及びその周辺の２名字の分布状況を図示し、㉔の記事でも名字に着目して、当該地区が被差別部落かどうか特定しようとしている。

３　甲５９（曲輪クエスト（３５９）北葛飾郡杉戸町内）について

２０２４年４月２４日投稿

本件記事には、２１枚の画像と１本の動画（②＃２５９）が付されている。

③、④及び⑥の画像は、杉戸町が設置・管理している集会所の外観であり、⑤は集会所の概要を示した文書である。また、①、⑦ないし⑪の画像は区域にある白山神社の外観及び社殿の中の状況である。⑫ないし⑭の画像は区域の住宅の状況であり、「世帯数６件ほど」（⑬）とあるので、ほとんど特定されてしまっている。⑮ないし⑲の画像は寺院及び墓地を撮影したものであり、⑱には寺名が読み取れる。⑳ないし㉒の画像は区域の商店・住宅の状況であるが、⑳では「食肉センター●●精肉店」という看板の文字が読み取れる。

④の記事では、部落解放同盟の支部の会員の氏名がいずれも[redacted]姓であると特定し、⑧の記事でも同様に奉納板に同姓が多いと記載する。

４　甲６０（曲輪クエスト（３６０）幸手市内）について

２０２４年５月８日投稿

本件記事には、１３枚の画像と１本の動画（②＃２６０）が付されている。

①、⑤及び⑥の画像は白山神社を撮影したものである。③、④、⑦、⑨は同神社周

辺、⑩ないし⑭は区域の住宅の状況などを撮影した画像である。

また、⑧では、同地区に「[redacted]」姓が多いという情報に基づき、「マッポン！」を用いて分布状況について特定を行っている。

この区域で、被告は、複数の住民に話を聞いて（⑥、⑦、⑨、⑫ないし⑭の記事）、白山神社周辺が地区である旨「特定」している。

5　甲６１（曲輪クエスト（３６１）久喜市内）について

２０２４年5月１５日投稿

本件記事には、３０枚の画像と１本の動画（②＃２６１）が付されている。

被告は、この区域はかつて上中下に分かれていたという情報に基づき、区域内を回っている。

上：④ないし⑥の画像が上（西）側の白山神社であり、⑥は⑤の扉内部をのぞきこんだ社殿の様子である。⑦、⑨ないし⑪は区域の住宅の画像であり、⑫及び⑭の画像は集会所の状況の画像である。

中：⑮及び⑯が中の地域の住宅の状況である。⑲ないし㉑の画像が白山神社（下の住民が氏子との解説あり（㉔））、㉑は⑳の扉内部をのぞき込んだ社殿の様子であり、⑰及び⑱が同神社周辺の「潰れかけた家」の画像、㉒及び㉓が同神社内の碑である。

下：㉕は路傍の地蔵の画像、㉖及び㉗が区域の住宅の状況の画像、㉘及び㉙が公園の画像である。

㉔は「マッポン！」による名字分布分析結果であり、上といわれる地区に[redacted]姓が多く、下といわれる地区に[redacted]姓が多いとされ、中にある白山神社内の碑に多い姓（㉓）と一致するとされている。

6　甲６２（曲輪クエスト（３６２）久喜市内）について

２０２４年５月２２日投稿

本件記事には、２７枚の画像と１本の動画（②＃２６２）が付されている。

③ないし⑧、⑪及び⑫の画像は、白山神社のものであり、⑤ないし⑧は室内の状況である。⑧に写っている奉納板には『関東の部落を行く』の著者である川元祥一の案内人となった荒井栄次郎の氏名があるという。⑨は被告によれば１９４５年１月１日の『水平新聞』の記事だといい、若い女性が差別事件に遭いその解決のために水平社の支部が尽力したことが記載されている。⑭ないし⑰は放置されているようにみえる乗用車の画像である。「ナンバーが外されてタイヤがつぶれた車が放置されている」（⑰）との記事がある。

⑩は[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]という名字の分布分析状況を「マッポン！」に入れたものであり、被告は「神社で見掛けた名字を分析すると、古村の範囲が見えてくる」と記載している。

⑱及び⑲は観音堂の画像であり、⑳ないし㉓の画像は区域の住居の状況であり、「前の方にある家【代理人注：本家の建物であり、奥に分家が建物を作っている】が「廃墟になっている家がいくつかある」'(㉓)。①、㉖及び㉗は隣保館の状況であり、「人権標語」も写され、標語を作成した個人名も表示されている。

７　甲６３（曲輪クエスト（３６３）加須市内）について

２０２４年５月２９日投稿

本件記事には、１８枚の画像と１本の動画（②＃２６３）が付されている。

③ないし⑤の画像では集会所の施設が撮影されている。⑥ないし⑰は区域の住宅の状況の画像である。また、⑱は２０１９年以前の白山神社の様子、⑲は記事掲載当時の神社がなくなっている様子の画像である。

⑥の記事では「埼玉県加須市長選挙無効事件」のこと、⑨の記事では平成の大合併

の頃の日立アロイ株式会社の従業員の差別発言に対する糾弾について記載されている。

８　甲６４（曲輪クエスト（３６８）行田市内）について

２０２４年７月３日投稿

本件記事には、２３枚の画像と１本の動画（②＃２６８）が付されている。

③ないし⑤の画像は区域にある行田市役所の支所及び隣保館の状況である。⑦ないし⑨、⑭ないし⑳は、区域内の住宅の画像である。⑩及び⑪は墓地、⑫は集会所、⑬はスクラップヤードが撮影されている（乗用車のナンバープレートが写っている）。㉑及び㉔は八坂神社の画像である。

⑥は、区域全体について「マッポン！」で[redacted]姓の分布状況を示したものであり、その集中度から被差別部落の存在する場所の小字を特定している。

⑮には、「熊谷市では活動家のデモに税金から日当と交通費が出ていることが分かっている。そして、１５年くらい前は『差別者』の家を旗を持って取り囲むようなこともしており、その日当が４０００円、泊まりでは１００００円だった」という根拠不明な記載がある。「住民にその話をすると、同和団体のそういう活動はここでも知られていたこと。なお、南河原には解放同盟と部落解放愛する会があって、勢力は半々だったという。『自分も入っていたけど、やめた。恥ずかしいから』と住民が語る」（⑰）、「なぜ恥ずかしいのかと言うと、やはり同和といったことは語り継ぐようなものではないから。『そんなことを聞いてくる、頭がおかしいのは、あんたくらいだ』と言われてしまった」（⑱）という記載もされており、被告の解放運動に対する歪んだ認識が示されている。

以上

別紙7
第4 回弁論陳述

令和5年(ワ)第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告　部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告　宮部龍彦

準備書面2(本件訴訟に係る重要な事実)

令和7年8月17日

さいたま地方裁判所第2民事部合議B係 御中

被告 宮部龍彦

後述する通り①AI革命によりインターネット上の情報の公開され方が大きく変わり、まさに現在変化が進行中であること。②本件記事に類似する出版物は古くからあり、また被告と同様の行為が過去に行われた結果貴重な歴史資料が後世に遺され、学問に寄与したこと。③原告埼玉県連は極めて反社会的な団体であること。

本書面ではこれらを説明する。

第1 全国部落調査事件当時の前提は、現在の情報環境では成り立たないこと

全国部落調査事件(甲23・24)は、2016年の提訴から2024年確定に至るまでの判断である。しかし、その判断を支えた「情報到達の困難性」「紙とネットの質的差異」「ネット検索には一定の技能が要る」という事実前提は、判決後の環境変化により決定的に弱まっている。本件の違法性・差止の要否は、現在の情報環境を基準に再評価されなければならない。

1 国立国会図書館デジタルコレクションの拡充と公知到達性の飛躍

2021年の第一審判決後の2022年に国立国会図書館デジタルコレクション(以下「NDLデジコレ」)のオンライン提供が拡充され、権威ある既刊資料の横断検索と該当箇所の把握が、非専門家でも容易になっている。

さいたま地方裁判所 第2民事部 -7.8.19 受付 午前 時 分 第

実際、乙4が示すとおり、「[redacted]×部落」で検索すれば、[redacted]に関する“部落”言及を含む資料群と該当箇所の一覧が即時に可視化される。閲覧方式の別（館内・図書館送信等）があっても、「所在の可視化」と「参照導線の提供」は既に一般利用者の手に届いている。

この状況下では、被告サイトの有無にかかわらず、第三者公的アーカイブにより地域名と歴史叙述へ到達できる。ゆえに本件で差止を論じるには、「被告の表現が公知情報に対してどれほど新たな危険を上乗せしたのか」の具体的立証が不可欠である。

2　生成AIの普及による探索・照合コストの劇的低下

前記の事象と並行してAI革命とも言える技術革新が起こり、インターネットの使い方が大きく変化した。それは現在も進行中であり、2025年8月7日には「GPT-5」が公開され、高度な生成AIを不特定多数が利用できるようになり、特異な変化が今まさに起こっている。

高性能な生成AIの一般提供により、大量の公開情報の横断照合・要約・根拠提示が誰にでも可能になった。乙21（ChatGPTの出力ログ）は、その典型を示す。すなわち、公開記事（乙1等）や公的データベース等を補助線にして、原告・[redacted]氏が部落解放同盟の構成員である旨の本人記載・経歴を即時に指摘し、熊谷市の「人権施設（隣保館・集会所）」に関する市公表資料（乙2、乙3）の記載を踏まえて[redacted]の施設名・所在地を列挙し、さらに「同盟員＝同和地区出身者ではない」「居住＝出身ではない」という留意点まで、根拠を示しつつ説明している。

ここで重要なのは、これらの照合と推論が被告の関与なしに、外部サービス上で完結する点である。

3　小括（本件評価の要件）

以上より、旧判決が依拠した「到達困難性」「紙ネット峻別」は現状に適合しない。本件で差止を正当化するには、原告は次を個別具体に疎明すべきである。

(1) どの表現連関が、誰に、どの程度の蓋然性で新たな危険を上乗せしたのか。

(2) その危険は被告表現に起因するのか(公知情報・第三者 AI 照合による独立到達の可能性との切り分け)。

(3) 差止は危険低減に実効性があり、かつ必要最小限にとどまるのか(包括差止の過剰性排除)。

第2 「曲輪クエスト」の内容は学問の自由として保護されるに値すること

1 熊谷市[redacted]に部落があることを示す資料、書籍は複数あること

国立国会図書館デジタルコレクション以外でも、熊谷市[redacted]に部落があることを示す資料は複数あり、例えば大阪市立大学がインターネットで公開している乙 8『埼玉県山梨県新潟県での現地研修記』の 160 頁に熊谷市[redacted]の探訪記が地名を明示して掲載されている。

また、乙 12『解放教育教科書部落の歴史と現状』、乙 13『部落差別と冤罪狭山事件の背景』にも熊谷市[redacted]に部落がある旨の記載がある。

従って、本件記事で扱う事実の基礎部分は歴史資料と公的資料によって裏づけられ、公知性・検証可能性を備える。よって、私人の秘匿情報を新規に暴露する性質の表現ではない。

2 先行研究との連続性(研究史の中の位置づけ)

明治から昭和初期にかけての郷土史家である菊池山哉は近代以前の「長吏」や「曲輪」を歴史・地理の観点から踏査・記録し、武蔵国(現・埼玉県域を

含む）についても系統的に叙述している（章題「武蔵之長吏」等、地名単位での列挙・記述あり：乙22『長吏と特殊部落』）。

菊池山哉は熊谷市[redacted]こそ踏査し漏らしているが、260 頁から 302 頁にかけて、北埼玉・秩父など県内各所を具体に挙げ、文献（例：「風土記稿」）や古文書による裏付けを伴って部落の来歴・配置・社寺・戸数等を記録する。また、『長吏と特殊部落』は「長吏」の歴史的概念・職掌を説明し、宗教・領主権力との関係に置いて位置づける学術的叙述を含む。

本件「曲輪クエスト」は、まさにこの研究系譜に接続するもので、歴史地理・民俗誌的調査に、公文書や既存研究の照合、現況観察（風致・施設・地名等）を重ねて記録化する営みである。先行研究が果たした公的・学術的意義（地域史の保存・差別史の可視化・施策史の検証可能性の確保）は、本件記事にも妥当する。

3　法的評価（憲法上の枠組み）

本件は学術的探究とその成果の公表に属する表現であり、憲法23条（学問の自由）および21条（表現の自由）の二重の保障に服する。歴史的・社会的事実に関する研究成果は、真偽の検証可能性・公益性が高く、事前抑制・包括的差止には高度の必要性・相当性が要求される。

本件記事は、特定個人の名誉・私生活上の事実を新たに摘示するものではなく、集団単位の歴史・地理的事実と公的施設の所在等という公益的情報の整理・提示である（前記1参照）。よって、私法上の権利保護と調整しても、差止という最も強度の制約は許容されがたい。必要ならば個別箇所の文言調整等、より制限的でない手段で十分である。

なお、研究・報道の自由は、取材・編集・公開という一連の学術行為を含み、先行史料（乙5・乙6・乙3等）の引用・比較は正当な学術的方法である。

第3　部落解放同盟（以下「解同」）と周辺運動の逸脱について

1　被告らを標的化する「手配書」型資料の配布

顔写真付きで「組織内部のみで閲覧・保管」と明記し、被告らへの対応要領（協力拒否・通報等）を列挙した内部資料が存在する（乙9「糾弾闘争本部ニュース2019.5」）。

名指しで地域・施設に排除行動を要請するやり方は、行政や民間に圧力をかけて言論を封じる組織的な私的制裁である。表現行為への対抗は反論・論証で足りる。人の顔を晒して取材拒否・警戒を煽るのは、民主的言論空間の敵である。

2　「誰でも差別者」化を招く先鋭化した啓発

香川県はマイクロアグレッションを重点課題に据え、「なにげない一言で、傷つく人がいます。」の標語で県内一斉に広告・ポスター・Web 動画を展開（乙11-2）。 鳥取県の啓発冊子（乙 10）やチラシ（乙 11-1）も同趣旨の過度な規範化を促している。

日常の曖昧な表現まで差別ラベルを貼る運動は、萎縮と相互監視を拡散させるだけである。

解同のみならず、部落解放運動全般がここまで先鋭化しており、あきらかにこのような人権啓発は「不気味」なものであり、人権啓発自体が部落に対する忌避の原因になっていることは明らかである。

3　暴力的違法行為への容認的評価と、裁判所の過剰反応

乙14は、当時解同と対立関係にあった共産党系「部落解放研究所」の機関誌「部落」であり、31 頁に過激派である中核派系の部落解放運動団体が行った「浦和地裁占拠事件」についての記述がある。

乙15は部落解放同盟の資料であるが、その浦和地裁占拠事件をわが同盟組織とは何の関係もないと言いつつ、「大きな成果をあげている」と評価している。

乙16の「警察学論集」に浦和地裁占拠事件の裁判についての記述があり、犯人が浦和地裁で火炎びんを投げたと読み取れる内容がある。

原告らも半ば認めている御庁の過剰警備の背景に関係するかどうかは分からない。しかし、裁判所にとっては顕著な事実である通り、次回9月10日の口頭弁論において書記官が裁判所の外で被告との同行を申し出た対応は異常である。従前の過剰警備を含め、裁判所自身が「部落は怖い」との心象を開示しているに等しい。

なお、原告は真に部落差別を許さない立場から、御庁による本訴訟に関するあらゆる特別扱いに一切協力しないことを改めて表明する。

4　久喜市、吉川市からの絶縁

原告埼玉県連は2011年11月29日に本庄市、深谷市および児玉郡下各町から絶縁されている(乙19)。さらに、2024年3月18日に久喜市から(乙17)、2024年7月12日に吉川市から(乙18)それぞれ絶縁されている。

久喜市と吉川市の件について、乙18には「埼葛人権を考えるつどい負担金の件やハラスメントなどの課題がある」と書かれているが、これは原告埼玉県連の[redacted]副委員長による行為のことを指している。

地方公共団体が民間団体にこのような「絶縁状」のようなものを突きつけることが極めて特異なことである。しかもそれが一度とならず二度までも繰り返され、複数の自治体に及んでいるのであるから、異様とも言える。

各自治体の原告埼玉県連への扱いは反社会勢力に対するそれである。

5　公金から交通費を払ってデモや裁判へ人を動員している

原告埼玉県連熊谷市協議会は熊谷市の補助金を使って、政治的活動（安倍晋三元総理の国葬反対デモ）や原告の関係する裁判への動員を行っている。

このことは、原告が熊谷市[redacted]や行田市[redacted]で聞いた、「15年くらい前は「差別者」の家を旗を持って取り囲むようなこともしており、その日当が 4000円、泊まりでは10000円だった」という住民の証言（甲64）と符合する。

6　パワハラで自治体から絶縁された人物による、教員への研修への関与

乙24は春日部市が公開した、原告埼玉県連に関する資料である。

令和5年度と令和6年度の「部落差別解消のための人権行政研修　概要」という資料には「[redacted]」の名前があるが、これは前出のパワハラで久喜市、吉川市と絶縁されたのと同一人物である。2時間の研修の謝礼が55,000円と高額である上、パワハラで絶縁された後も教職員向けの講習を行っている。

また乙24中の「部落解放第56回東日本研究集会について」という文書では、研修集会の会場が群馬県磯部温泉のホテル磯部ガーデンで、その参加費が19,000円となっている。文書から読み解けば、研究集会と称して春日部市の人権担当職員を温泉ホテルに公金で一泊させたということである。

7　原告埼玉県連による恫喝・糾弾の手口

乙23は原告埼玉県連委員長片岡明幸らの過去の行為を告発するとして被告に送られてきたメールである。これには、解同関係者によるとされる度重なる呼び出し・脅迫的言辞・吊し上げの具体例と、「あんたの職場に街宣車を回す／クビにしてやる」「ビラを撒く。家に住んでいられなくなる」等の発言が列挙される。

内容が事実であれば、脅迫・強要の域であり、人権運動の名に値しない。公権力に「差別は許されない」と説きながら、私的制裁で他者を屈服させるーこ

の二重基準こそ、同盟と周辺運動の信用を破壊している。

メールに記載された「私の出身校に押しかけていき、解放同盟の肝いりによる人権講座を作らせろと要求していました」という記述は、春日部市で教員向け研修と符合する。その他の記述についても、久喜市や吉川市でのパワハラ、公金で自治体職員を温泉ホテルに宿泊させる手口とよく符合しており、原告埼玉県連にそのような体質があると信じるに足るバックグラウンドがあると考える。

8　小括

これまで述べた事実は、原告埼玉県連が差別解消を掲げながら、実際には威圧・動員・私的制裁を駆動させ、公金を私物化する権力装置として振る舞っていることを示す。

そして、原告埼玉県連は本件訴訟を利用して埼玉県内の部落の代表的地位にあるかのようなお墨付きを裁判所から受けることで、これまで述べてきたような反社会的行為を洗浄しようとしている疑いがある。

原告は「被差別当事者の代表」を自称するが、複数自治体が関係断絶を宣言し（乙17～乙19）、活動は公金による動員を伴う（乙20）。この公共セクターからの距離と示威的運動の態様は、人格権の代理主張に慎重な検討を要請する事情である。

以上

第４回弁論陳述
別紙８

令和５年(ワ)第2913号　オンライン記事掲載差止等請求事件

原告　　部落解放同盟埼玉県連合会　外1名

被告　　宮部龍彦

準備書面３(原告各準備書面への反論)

令和７年８月17日

さいたま地方裁判所第２民事部合議Ｂ係　御中

被告　宮部龍彦

第1　原告第１準備書面について

1　第1の主張に対する反論

(1)「1　原告適格」について

原告は、本件は給付の訴えなので、本案前に原告適格を判断する必要はない旨を述べるが、これは当事者適格の審理を免れる免罪符ではない。少なくとも、誰の・どの権利に基づく差止かを特定するのが先である。

また、原告埼玉県連については、権利能力なき社団であるが、人格権の主体を包括代替できる法的根拠は示されていない。原告が依拠する「構成員の権利の総体」論も、抽象にとどまる。

原告埼玉県連に具体的にどのような個人が属するのかも不明確である。少なくとも、原告埼玉県連は全会員の会員名簿を提出することを要する。

(2)「2　訴えの利益」について

原告らの主張によれば、原告らの本音は被告が地域を訪れてその現状や歴史的事実を記録すること全般を禁止させることであって、本件各記事の削除が目的でないことは明らかである。差し止めの一般的予防措置は許されない。したがって、本件訴訟の請求の趣旨を実現したところで、原告らに対する救済にならない。

さいたま地方裁判所
第2民事部
-7. 8. 19　受付
午前　時　分
(　)第
受領書面あり

「被告が被差別部落を特定・暴露する記事掲載に拘泥している」ということについては、原告らの思い込み、感想に過ぎない。被告は「被差別部落」なる言葉は使っていないし、部落について差別されているというような評価を示しているものでもない。

2 第2について

(1)「被差別部落」を特定しているという原告らの思い込みについて(準備書面第2、1)

原告らの主張は、本件各記事に記載された地域が「被差別部落」ということであろうが、本件記事ではいずれもそのような評価はしておらず、言わば藁人形論法である。

記事の表題やカテゴリ名が変わろうと、「曲輪クエスト」の本質は各地域を訪れてその現状や歴史的事実を表現したものに過ぎない。

「被差別部落」というのは原告らの評価であって、原告らが「被差別部落」と評したら違法であるというのであれば、地図でも地名辞典でも歴史書でも違法ということになってしまう。

そもそも原告は、「被差別部落」とは何を指すのか、どの記載がそれに当たるのかを具体に示していない。原告から具体的な「被差別部落」の所在地を示す一覧(可能であれば具体的な範囲を示した地図等)が提出されなければ、どこが「被差別部落」であって、どこが「被差別部落」でないのか判断できない。

(2)個人の人格権の侵害の発生について(準備書面第2、2(1))

「本件各記事によって被差別部落とされる地域が特定される」という前提が間違っているので、原告らの主張は失当である。

(3)原告埼玉県連の構成員は訴訟の当事者でないこと(準備書面第2、2(2))

原告らは、本件各記事は埼玉県連の構成員らの居住地域が被差別部落地

域であると特定するから、団体として本件記事の削除を求めることができると主張する。

しかし、これは当事者適格の迂回にすぎない。構成員の誰の何の人格権が、どの記載により侵害されたかの特定が先である。加えて、団体の実体・意思決定・代表権限の運営実態も疎明不十分である。

また、原告が承知する限り原告埼玉県連代表者の片岡明幸は部落に住んでおらず、代表者がそうなのであるから、相当数の会員も部落に住んでないと推定される。

(4)原告埼玉県連の業務遂行権は侵害していないこと(準備書面第2、2(4))

原告が援用する業務妨害差止の枠組みは、法人の資産利用を著しく害し、従業員に受忍限度超の困惑を与える等の要件を満たす場合に限られる。本件は、研究・記録の公表が対象であって、上記要件事実の主張立証が欠落している。

なお、「全国部落調査裁判」では部落解放同盟の業務遂行権に基づく請求は否定されている(甲23, 24)。

3 原告らは、被告の釈明に応ずるべきであること(準備書面第3)

原告が頻用する「被差別部落」という語の定義、および本件各記事のどの記載がその特定に該当するのかを、記事別・箇所別に明らかにすべきである。第1準備書面で「給付の訴えだから原告適格は本案で」として前提審理を回避しつつ、他方で具体的侵害の特定を先送りする訴訟態度は許されない。

なお、原告の主張どおりに定義すれば、その定義自体が差別的評価の摘示に当たり得る。裁判所に忖度させて未特定の評価を補充させることは、弁論主義にも反する。

第2　原告第2準備書面について

1　第1について

(1) 大阪地裁で部落解放同盟大阪府連合会役員である[redacted]氏からの申立による仮処分決定について事実関係は認める。

なお、被告は仮処分の対象となった記事を非公開としたが、富田林市若松1丁目地区を再び訪れ、当該地域と富田林市の同和行政について元市議の[redacted]氏と共に解説した動画と記事を掲載した(乙25)。

当該仮処分に係る本案訴訟はリモート審理で継続中である。被告は、富田林市の吉村善美市長が部落解放同盟員であり、部落解放同盟富田林支部長の[redacted]市議と[redacted]氏と共に、現地の公道から見える場所に水平社の石碑を設置していたこと、解放同盟支部と[redacted]市議の後援会事務所を兼ねる建物の前には水平社宣言の一節が設置されていること等を示し、彼らが部落ないし同和地区の場所を積極的に公開しており、そのことを政治的に利用している立場であることを主張しているところである。

(2) 本件提訴後に埼玉県内の「曲輪クエスト」を掲載したことは認めるが、被告は一貫して「被差別部落」なる用語を用いていない。

被告は憲法が定める古典的な人権に従い、居住移転の自由、学問の自由、表現の自由を追求し、自らの行動により人権擁護のために不断の努力を行っているのである。

被告は一貫して憲法を尊重しているのであって、「司法判断を尊重する姿勢をみじんも有していないこと」「あえて挑発的な対応」という批判にはあたらない。

むしろ、原告らは、司法の権限を超えて、被告の自由を束縛するために

裁判所を利用しようとしていることを自白している。

(3) 新潟地裁での訴訟について

新潟地裁での移送は認められなかったが、リモートでの審理が進行中である。

なお、新潟地裁で裁判官を忌避したのは、新潟地裁による記録の閲覧制限措置が事実上の判決の先取りであるから、公正な裁判を求めて忌避を申し立てたのであって、引き伸ばしとの批判はあたらない。

むしろ、本件における書面の提出の遅延など、原告らこそが訴訟を引き伸ばしていることは明らかである。

(4) 情報流通プラットフォーム対処法(情プラ法)の挙示について

原告は情プラ法の制定を「被告の違法性の証左」とするが、同法は主として大規模特定電気通信役務提供者(プラットフォーム事業者)に、削除申出の受付・判断・通知、基準の策定・公表などの事業者義務を課す制度改正であり、私人間の表現行為に対する包括的差止権を新設するものではない。原告書面が引用する説明自体、制度の対象がプラットフォームの運用・透明化にあることを明記している。よって、本件で被告個人の表現を直接に規制・違法化する根拠とはならない。

2 第2について

原告は三件の「近時事例」を列挙するが、①本件のどの請求要件(権利侵害の発生・因果関係・差止必要性)に結び付くのか、②被告記事との具体的な因果関係、③代替的原因(地域伝聞・既存資料・第三者情報)の排除がいずれも示されていない。

なお、千葉県S町が酒々井町のことであるが、部落解放同盟千葉県連合会酒々井支部長の[redacted]が解放同盟の威力を背景に不法な盛り土をしてい

たことがあった(乙 26)。

三重県の事例は、被告の調査で本件とは全く無関係であることが分かっている。三重県はむしろ部落問題についての教育・啓発が盛んな地域であり、そのような地域で指導する側の立場の人間がこのような問題を起こしたことは、表向きは地域を隠すような教育が逆効果であることを示している(乙 27)。

東京都の行政書士の事例は職務上請求書の不正使用が疑われた業務倫理の問題であって、被告記事の有無にかかわらず発生し得る独立の不正である。原告は「被告の投稿は地名リストの代用品」と断ずるが、推測にとどまり、因果関係の立証には全く足りない。

第3　原告第 3・第 5 準備書面について

これらの書面の内容は、甲 1 号証から甲 20 号証および甲 57 から甲 64 についての原告らの主観的な「感想」に過ぎず、裁判官がそれぞれの証拠を直接確認すれば足りるものである。

明らかに冗長であり、単なる書面の分量稼ぎの疑いすらある。

第4　原告第 4 準備書面について

争う。

全国部落調査裁判判決は法人としての部落解放同盟の請求を全て棄却している。

第一審判決は「団体の構成員の名誉権が侵害されたからといって直ちに当該団体の社会的評価が低下するとはいえず，他に本件地域一覧の公開により原告解放同盟の社会的評価が低下したことを認めるに足りる的確な証拠はない」（甲 23〔30 頁〕）と判示し、構成員の名誉権が即ち団体の権利になるということを否定している。

また、同判決は「団体の構成員の人格権が侵害されたからといって直ちに当該団

体の業務遂行が妨げられたということはできない」(甲 23〔31 頁〕)と判示し、団体の業務遂行権が構成員の人格権を内包するとは認めていない。

本件に照らせば、原告らの各主張には理由がない。

第5　原告第 6 準備書面について

1　「被差別部落」の婚姻関係によるつながり等の主張(冒頭部分)について

「被差別部落の婚姻関係によるつながりが埼玉県下に広がっている」「生活圏として一定の範囲の広がりを考慮することが妥当」は原告らが根拠なく独自の見解を述べているに過ぎない。

歴史的には、近世の埼玉県は川越藩、忍藩、岩槻藩などの複数の藩に分かれており、近代の埼玉県の県境の範囲で婚姻関係や生活圏のつながりを推定することには合理性がない。また、現代においても東京都の通勤圏である川越市のような県南部と、群馬県に近い熊谷市のような県北部では生活圏が異なる。

そもそも、原告埼玉県連の代表者である片岡明幸は兵庫県の出身であって、近世の埼玉県下の「被差別部落の婚姻関係」とは明らかに無関係である。代表者がこうなのだから、他の会員についても、近世の埼玉県と関連があるのか疑わしい。

「全国部落調査出版差止め等請求事件でも同様の判断が行われた」事実はない。全国部落調査事件判決は、全国部落調査に掲載された一覧について、原告らに関係する都府県単位で出版差し止めを認めたにすぎず、本件のような現地探訪記事については問題とされていない。

むしろ、令和 3 年 9 月 27 日東京地裁判決(甲 23)では、被告の探訪記事に部落解放同盟委員長のものとみられる家屋や自動車が映り込んでいたこと

について、違法とは認めなかった(東京地裁判決 49 頁)。この判断は高裁判決でも変更されず確定している。

2　差止めの範囲を定める基準(1について)

(1) 原告らは「各記事が全体として1つの記事を構成している」というが、本件記事群はそれぞれが個別のものである。実際に個別の記事を除くこともできるし、新たな記事を追加することも可能である。文字1つ1つについても追加、削除、変更が可能である。

したがって、仮に全ての記事が一体のものであると強弁して差し止めをしたとしても実効性はない。

(2) 全国部落調査事件の判決は、『全国部落調査』という特定の書籍とその派生情報に対するものであって、本件記事とは無関係である。

「被差別部落をめぐっては婚姻関係が複雑かつ重層的にそれぞれの地域を結びつけており」という原告らの主張は、原告ら独自の、なおかつそれ自体が偏見に満ちた見解であって、事実ではない。

(3) 「人格的利益に基づく請求であることで制限を受けない」という原告らの主張は、原告らの独自の見解を述べているに過ぎない。

3　本件で具体的に差止めの範囲を決する場合に考慮すべき事項(2について)

(1) 「被差別部落の婚姻関係によるつながり」については、相当程度過去の話か、証拠もなく原告らが独自の見解を述べているに過ぎない。

裁判官が特に注目すべきは7ページで原告[redacted]の親戚の結婚相手が「被差別部落」出身かどうかを列挙しているところである。

原告らの申告が事実であるかどうかは不明であるが、このような「身元調査」を行うこと自体が不適当であるし、そもそも通常人は義理の父親のきょうだいの結婚相手が「被差別部落」の出身かどうか漏れなく調べようとい

う発想に思い至らないものである。6人も父親のきょうだいの結婚相手の出自を1つ1つ調べて、「被差別部落」出身かどうか判定している様子を具体的に想像して頂きたい。

原告らは異常なまでに人の出自に執着しており、明らかに通常人とは異なる思考のもとで本訴を提起していることを自白したものである。

(2) 「一定の広がりを有する生活圏」については、原告らは一般論を述べているに過ぎず、県境を基準にすることに合理性がないし、原告[redacted]の具体的な生活圏を示していない。

(3) 全国部落調査裁判の判決

前述の通り、全国部落調査事件判決は『全国部落調査』という特定の書籍に対する出版差し止めであって、むしろ本件記事のような個別地域への探訪記事については違法性を否定している。

配偶者・親族とのつながりに拡張した判決については、具体的な配偶者、親族を特定したうえで判断されたものであり、本件では同様の特定がされていない。

「部落探訪」と「全国部落調査」が同一であるという原告らの主張は、原告らの独自の見解と想像にすぎない。

また、本件記事の掲載が全国部落調査事件の確定判決で禁止されるかどうかは、民事執行の問題であって、別訴である本件とは無関係である。

4 結論(3について)

前述の通りであるから、原告らの結論に対しては全面的に争うものである。

第6 原告第7準備書面について

1 総論

原告第7準備書面は、ほぼ全面的に阿久澤麻理子意見書(甲75)の一般論

に依拠するが、本件記事と個別具体的な権利侵害との因果関係を特定・立証していない。よって、本件の要件事実(特定性・違法性・差止必要性)を基礎付けるには足りない。

2　甲75(意見書)の中立性への疑義

乙21号証から明らかな通り、阿久澤麻理子氏は部落解放同盟関連団体である「部落解放・人権研究所」の理事であった。利害関係のある団体の役職者による意見書は、中立的鑑定意見としては信用性が減殺される。

3　「1 部落出身者の「判定」に利用される部落の所在地情報」について

争う。

これは、原告らが独自の見解で部落出身者の判定方法を「発明」しているだけであって、本件記事には部落出身者を判定する内容は一切ない。

4　「2 自治体の調査にみる部落差別の実態」について

原告らは本件と関係ない一般論を言うのみで、認否に値しない。

5　「3 被告が行っている被差別部落の「特定」の方法の悪質性」

争う。

繰り返しになるが、本件記事は「部落」を特定しているものであって、「被差別」との評価は原告らが勝手に付け加えたものであって藁人形論法である。

様々な資料や現地の情報を手がかりに地域の属性を探ることは、地理学・地誌学の典型的な手法であって、何も特別なものではない。

「勝利」「敗北」という表現は単なるレトリックであって、本件記事の学術的価値や、原告らの社会的評価とは無関係である。

以上

別紙9

甲第1号証

①

人権探訪(106) 埼玉県熊谷市[redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2019年1月7日 | 投稿者: 宮部 龍彦

14件の返信

By 宮部 龍彦

関東では関西ほど部落差別が深刻ではないと言われるが、そういう訳ではなく、北関東には数多くの部落があり、関西とはまた違った趣がある。今回は地元の方の招きで熊谷市を訪れた。

熊谷市の中でも代表的な部落と言われるのは[redacted]１９３５年の記録では４０世帯で、主業は農業とある。

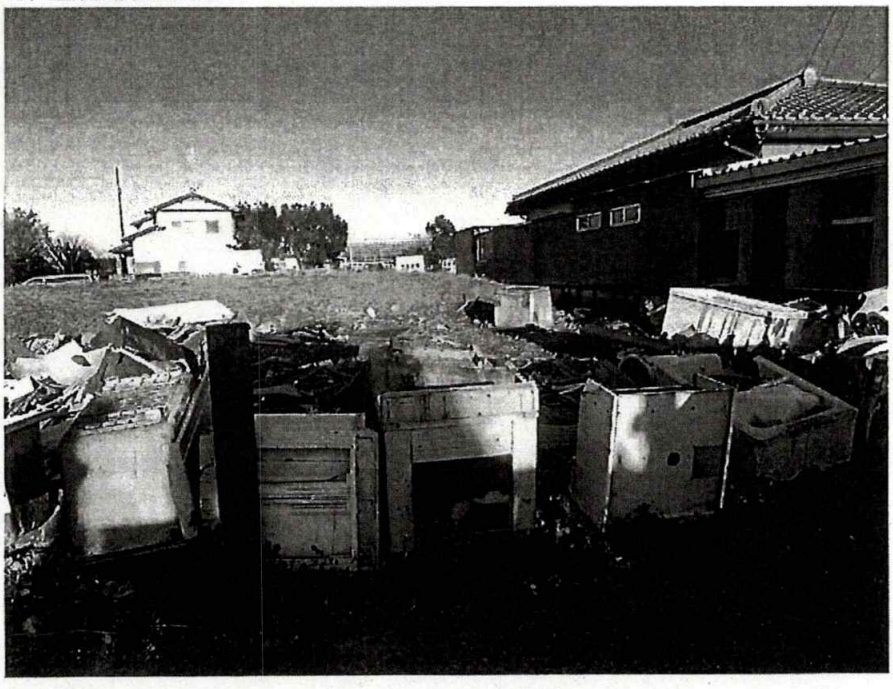

②

まず目についたのが不法投棄である。

明らかにここは農村型の部落で、家屋が密集しているということはないのだが、広々とした土地に産廃が投棄されている場所がいくつかある。

③

熊谷市の役所の内情に詳しいという案内人によれば、「熊谷はアウトローの街」であるという。埼玉県は南部と北部で様相がかなり異なり、南部は「埼玉都民」と言われる東京への通勤・通学者が多く、東京都内と同じく全国からの移住者の寄せ集めである。

しかし、北部の特に熊谷、行田の辺りは住民の気質が南部とは全く違うそうだ。ちなみに、さらに北に上って群馬県に入るとさらに突き抜けて「何でもあり」の状態となり、日本人離れした明るいラテンの気質に変わると埼玉県民は見ているようである。

④

ということなので、耕作放棄地のようなところが産廃だらけになるのは、別に部落に限ったことではなく、熊谷ではどこでも普通にあることらしい。

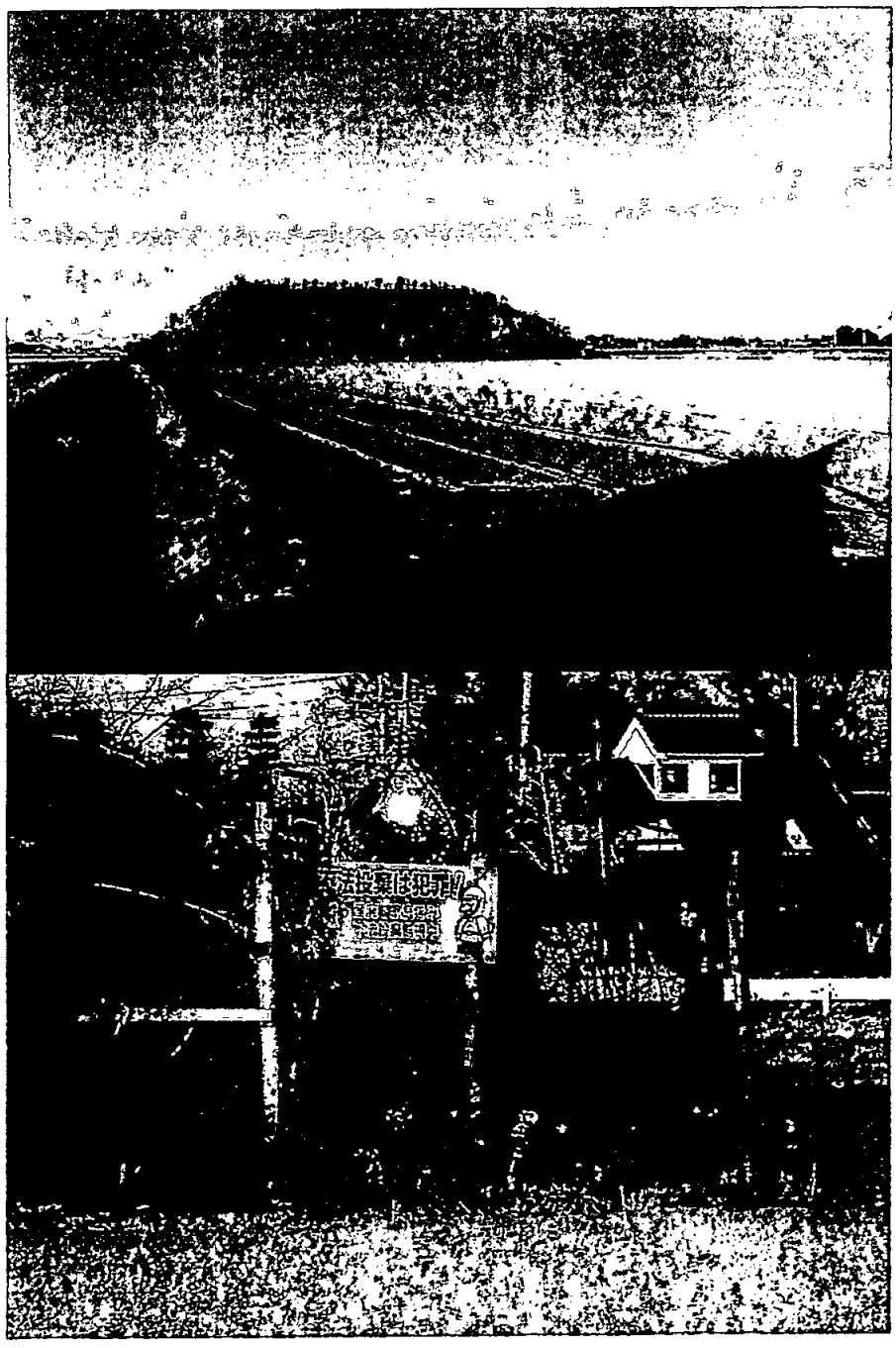

例えば、田んぼの中にあるこの古墳のような山。産廃の山である。熊谷市が行政代執行して撤去しようにも費用がかかるので放置されたままだという。掘ったらヤクザに殺された人の骨が出てくるのではないかと地元では噂されている。この山があるのは部落外で、熊谷ではあちこちにこのような物件がある。

⑦

そのような前提知識があれば、特別異様な光景という訳でもないとは思うのだが、やはり最屓目に見てもこの辺りには不法投棄されている場所が多い気がする。理由はよく分からない。

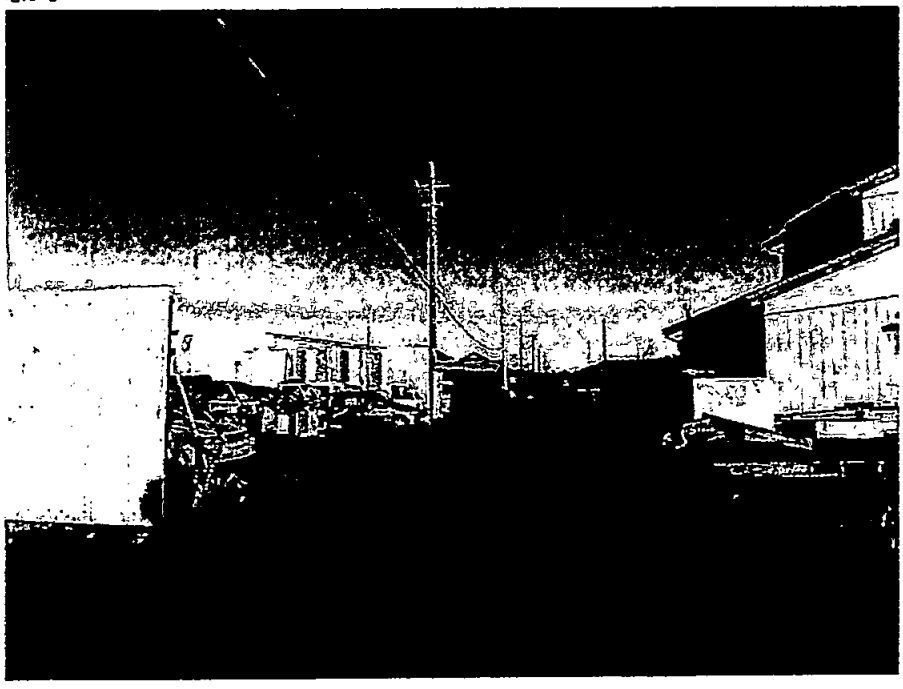

⑧

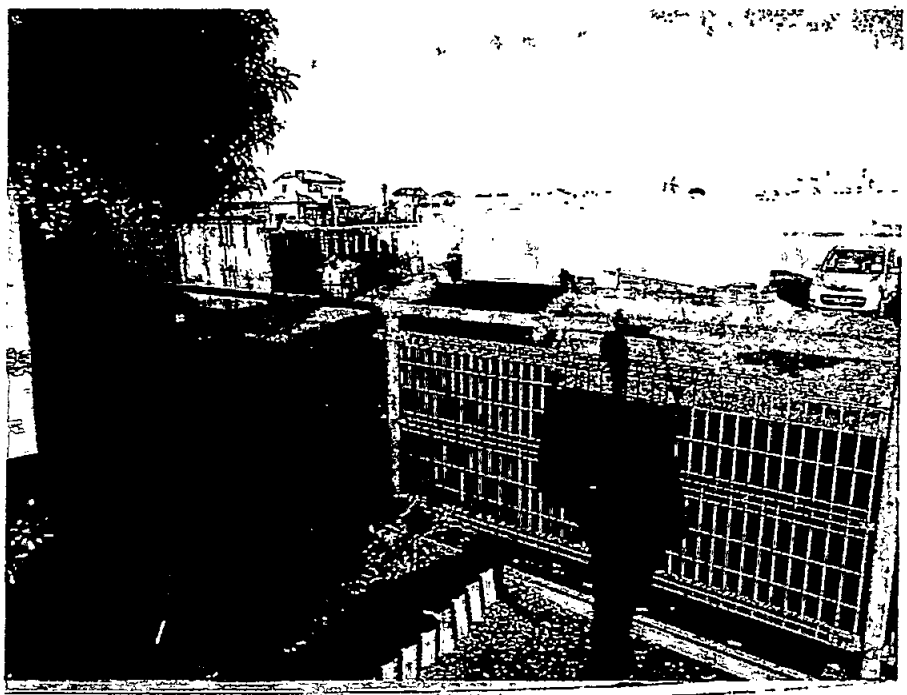

(9)

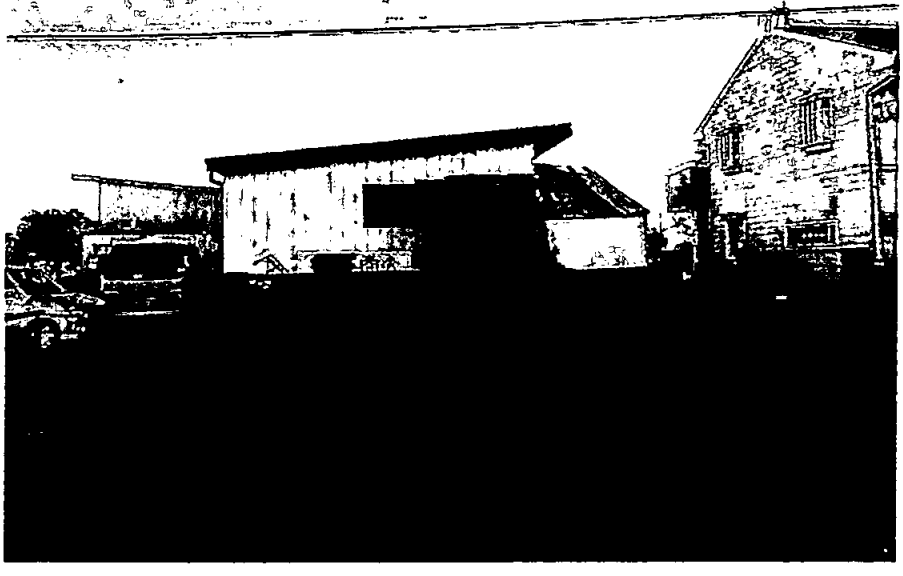

(10)

この部落では自動車や機械類のスクラップ業者が多い。

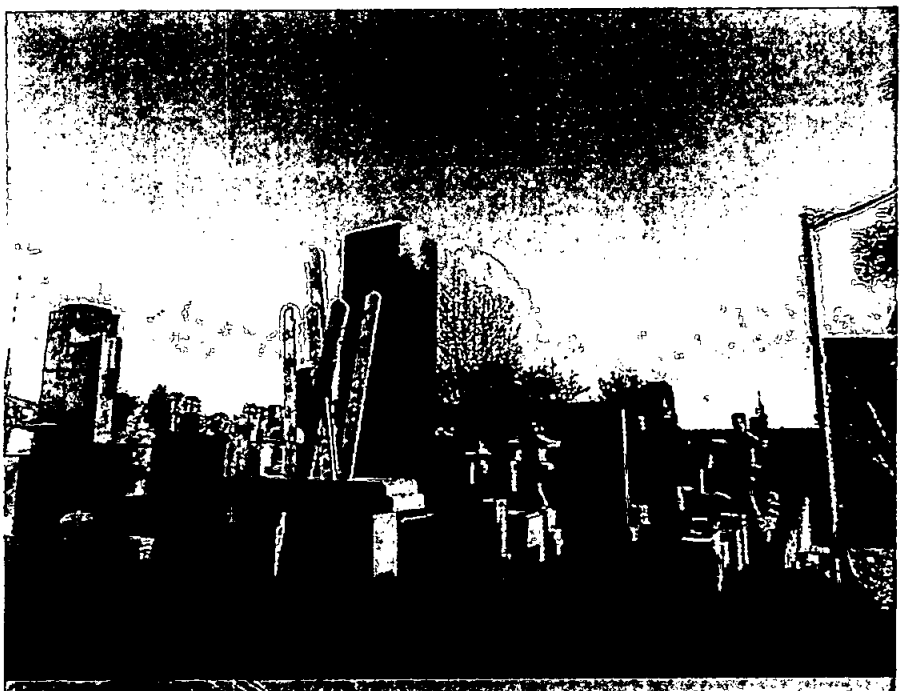

11

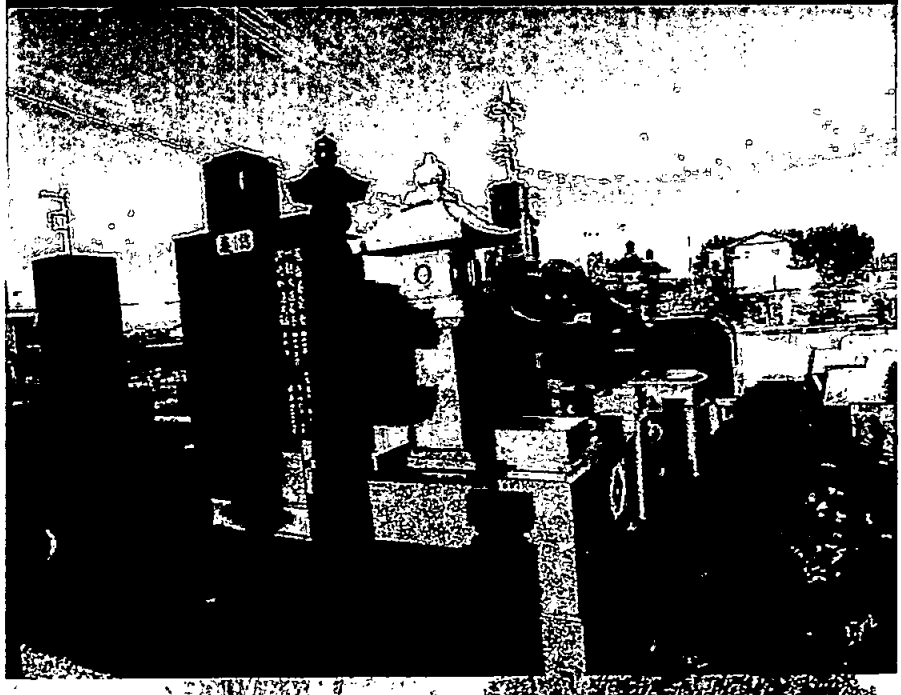

12

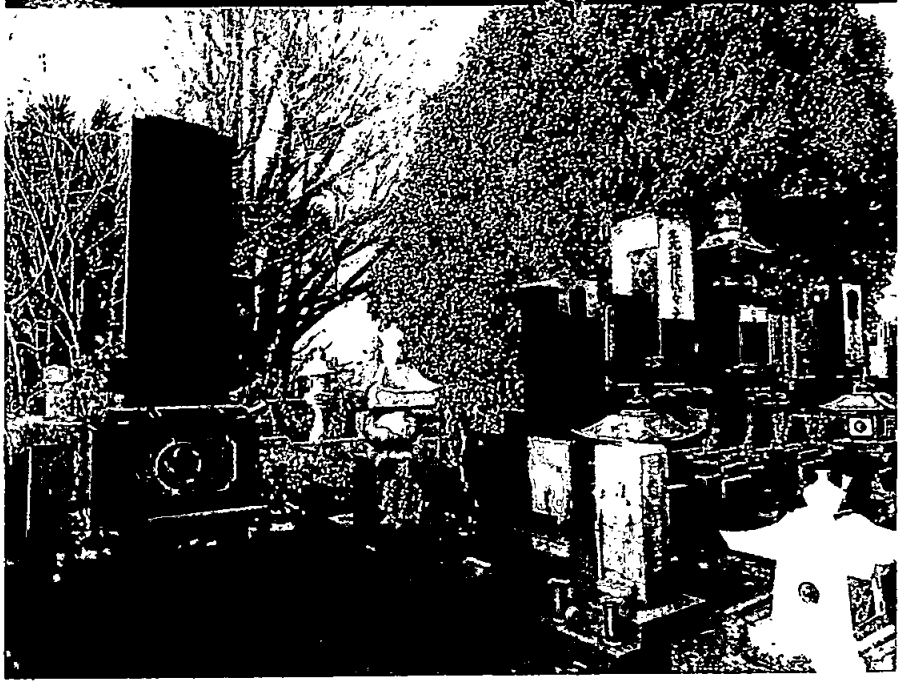

13

(14)

例によって墓地を訪れた。墓石に書かれた名字は「[redacted]」あるいは「[redacted]」ばかりである。

また、関東では部落の宗派と言えば時宗か日蓮宗と思っていたのだが、あまり仏教に詳しくない筆者でもそのどちらでもないことが見て取れる。調べてみると、「南無釈迦牟尼佛」とあり五輪塔が建てられているので、おそらく臨済宗ではないかと思うが、多分、こういうのは読者の方が詳しいだろう。

(15)

(16)

同和対策で作られた集会所がいくつかあるが、普通の自治会館のような感じで、同和を強調するような掲示物はない。集会所の中に住民の名簿が掲示されているのが見えたのだが、やはりほとんどの名字は「[redacted]」。ただ、それはワープロ書きの場合で、手書きでは「[redacted]」とされているのが面白かった。

(17)

18

それ以外は、普通の北関東の農村の佇まいである。

案内人によれば、埼玉ではとにかくエセ同和が酷いという。市街化調整区域で開発許可を出させるために、「農村だから自由に家を建てられないのは差別だ」と言って役所に押し掛けて連日「人権啓発活動」をする。それで、行政職員を精神病院送りにしたと武勇伝のように語る者もいるという。

かつては、同和対策の住民税や固定資産税の減免も普通にあった。

公務員も公務員で、同和地区の場所を正確に把握している訳でもなければ、同和問題についての正しい知識を持っているわけではない。「どこそこのどの名字は部落」といったことが囁かれるが、どこまで本当か分からない。それでいて「部落は怖い」と刷り込まれている。ゴネた者勝ちの状態である。

だから東京から来た不動産業者はエセ同和を利用する。そのエセ同和が本物の「部落民」なのかどうかは分からない…というよりも、言った者勝ちなのでもはやどうでもいいことである。そして、それは過去のことではなくて現在進行系のことだ。そうでなければ、法務局がわざわざエセ同和への注意を呼びかける必要はないだろう。

19

(20)

さきほどの産廃の不法投棄にしても「俺たちに逆らったらここに埋めるぞ、あるいはここには行政の権力は及ばないんだぞ、という目印でしょう」と語る。無論、そんなことはないと思うが、少なくとも熊谷市の行政関係者にはそういった類の意識があるようだ。

そのような状況を無視して、「差別をなくそう」「部落への偏見をなくそう」と言ってみたところで、そのような「啓発」自体が脅しと受け止められるだけだろう。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← ゆるオピニオン時代の処世術は古谷経衡の「もう無関知でいい」
アンチ個人情報保護の 電話番号のタブー →

コメントを残す

「人権探訪(106) 埼玉県熊谷市上中条」への14件のフィードバック

2019年1月7日 7:05 PM

『全国部落調査』に記載のない越谷市や三郷市に同和地区があったのもエセ同和でしょうか？

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2019年1月8日 8:00 PM

「エセ同和」とは同和をネタに不正な利益を得る行為を言うものです。
ニセの同和地区という意味であれば、『全国部落調査』に掲載されている部落でも賤民とは無関係なものがあるので、『全国部落調査』に記載があるかどうかだけでは判断できないと思います。

返信 ↓

バーバリアン 2019年1月7日 8:17 PM

熊谷には複数の同和団体及びその支部があり、それらと行政が交渉する場合は、人権担当課の職員が公用車で団体幹部を「お出迎え」すると聞いたことがあります。かつてより減額されたとはいえ、それらの団体に交付される助成金は、合計で千万円単位にも上ります。県内でも有数の支出額です。各自治体の職員は、熊谷まで車で往復して一日の仕事が終わることも少なくないとも聞きます。

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2019年1月8日 8:01 PM

ありがとうございます。埼玉の闇はもっと調べてみたいと思います。

返信 ↓

三重県民 2019年1月24日 12:29 AM

『送迎』という点では、私の町の人権センターの職員は部落民が遠方の病院などへ行くときに送迎し足代わりに使っています。
実質的には人件費、交通費等を公金から支出していることになり不正だと思います。部落民以外の人は利

用できないサービスですし(部落民以外がこのサービスを求めることは考えにくい)、そうでないとしても本来ならタクシーや公共交通機関なりを使うべきだと思います。

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2019年1月25日 10:33 AM

実はそれが隣保館の本来の業務という面もあります。地域によっては自治体の会計管理や行事の世話も隣保館がやっているとか。
不要となった隣保館は廃止しないと根本的な問題は解決しないでしょう。

返信 ↓

三重県民 2019年1月27日 12:08 AM

え！
本来の業務なのですか…
納得がいかないです。

鳥取ループさんはあちこち回っていて
『ここは確かにまだ隣保館が必要だ。存在意義がある』
と感じた部落はありますか？
あれば教えて下さい。

世耕の利権 2019年1月8日 11:39 PM

いつもご苦労様です。
前に和歌山の探訪がありましたが、機会があれば新宮もぜひ探訪してください。
地の果てですが・・・
少し古いですが、学術調査もされています。
http://www.lit.osaka-cu.ac.jp/geo/mizuuchi/japanese/material/shingu_mizu&waka.pdf

近大のナワバリの和歌山県。世耕の地元の和歌山県。
K産大臣の世耕が、官民ファンドを使って、地元に利権を誘導しているようです。

返信 ↓

[redacted]古墳群 2019年1月19日 12:55 PM

[redacted]古墳群は有名だよ、デキトーなこと書いてんじゃねーよ。
調べもしないで。ウィキに載ってるから。
学のないやつは調べもしないでバンバン書くから信じないように。

返信 ↓

[redacted]出身 2019年4月8日 12:27 PM

このページに出ている田んぼの中の山は古墳じゃないですよ。産廃の山ですよ。
子供のころから山になっていくのも見ていました。
大きいのは大塚の田んぼの中のと、常光院の隣と、第二集会所の方とでぱっと思いつくのは3つかな。
耕作放棄地をどこか（近くの業者ではなさそうな話しぶりだった）が買って、遠くからそこに持ってきてダンプで捨てていましたよ。
常光院の隣のは山が少し小さくなりましたけど、結局山はなくならないままでしたね。

返信 ↓

荒川の庭師 2019年6月7日 6:10 PM

熊谷といえば愛犬家連続殺人ですね。
かなりインパクトのある事件。
産まれは秩父市らしいけど。
産廃古墳？といえば江南町の荒川沿いにも
ありますよね。石垣のある江南の城が。
今はジャングルになってますよ。
確かに熊谷周辺は妙な磁場があるのは本当だと
思います。田舎者なのに自覚がないのが多い印象ですね、洗脳された人間のように熊高＝熊●高校を連呼していて赤面します。

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2019年6月7日 9:06 PM

愛犬家殺人事件というと、女の方が風間という名字でしたが、熊谷の[redacted]は風間が多かったですね。
一般地区の方の[redacted]ですけどね。

返信 ↓

民間 2023年10月14日 11:08 AM

34年前に成りますが営業で埼玉県杉戸町へ伺った時、農道から声を掛けられた方と世間話をしてたら、流れで『この辺りの部落は車も少なくて、子供も伸び伸び遊べて良いですね』と言ってしまい、この言

葉を口にした途端にの一人の女性の方が車に載って居なく成りましたが、しばらくして、おらが町青年軍団が四方から来て「てめえ！部落民を馬鹿にしてるのか！」と言って拉致られ部落民の家の柱に縛られ監禁されました。1日中部落民を馬鹿にしやがってと殴られ蹴られ、解放された時はスーツ🈚Yシャツボロボロ。体中アザだらけ。
免許証と札は取られました(T-T)。
警察に被害届を出しに行って●川宅で監禁されたと言った途端、警察に部落民の団結力は凄いよ。監禁した家に一緒に向かいますが、既にアリバイのオンパレードが出来上がってますよ。捜査令状が無いと貴方が残した指紋すら取れないから泣き寝入りだよ。と警察から言われました。警察から●川宅に電話を入れて昨日は何をしてたかの問に●●さんの畑を手伝い、そのまま家族で飯をご馳走に成り酒も意識が無くなる程飲んだから泊まった。●●さんへも連絡を入れ確認して貰うが、食卓に出た食事の内容や床についた時間迄、アリバイが一緒。本当に泣き寝入りでした。
警察から二度と同じ被害に会わない様に埼玉県の要注意地区を教えてくれました。
当時は差別なんて気持ちはありませんでしたが、その日を境に罪人の末裔も罪人と思ってます。

#9453c9a8c0ded46e1815d9a42c2c9bc4
返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者 2023年10月20日 9:42 AM

強烈なエピソードありがとうございます
Xで紹介いたしました！
返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K. 記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第２号証

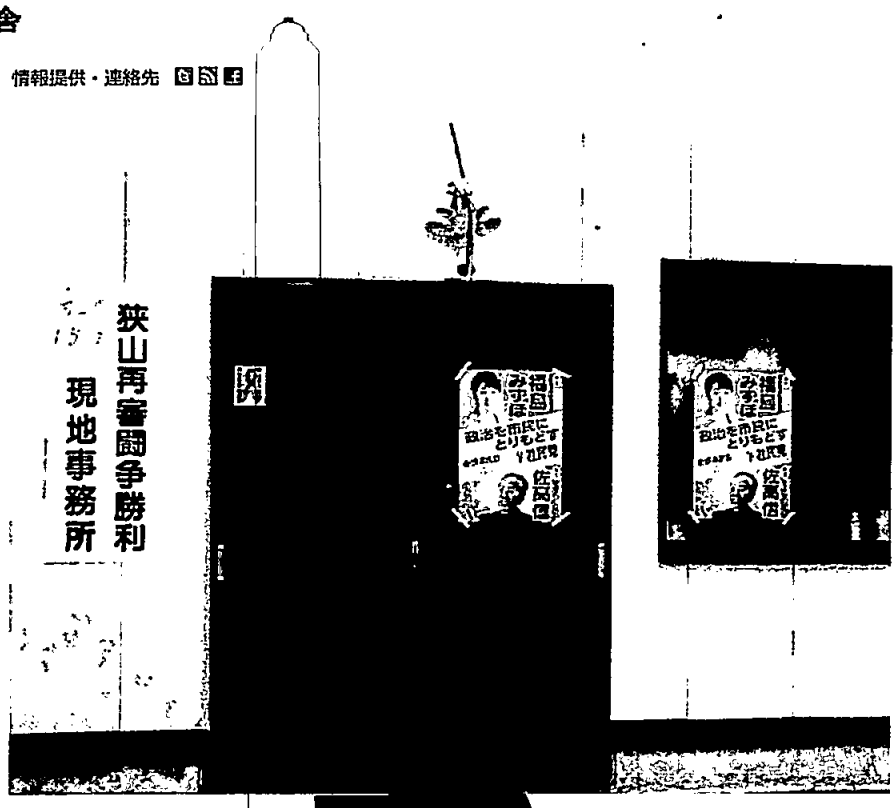

①

人権探訪(7) 埼玉県狭山市[redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2016年5月30日 | 投稿者: 宮部 龍彦

By 宮部 龍彦

今回訪れた部落は、西武鉄道新宿線狭山市駅の東側にある。ここは１９６３年5月1日に発生した、１人の女子高生に対する強盗・強姦・殺人事件「狭山事件」の現場として知られている。

狭山事件当時は「入間川駅」だった駅名は１９７９年に「狭山市駅」と改名され、周辺地域は中心市街地として発展した。狭山市駅から西武特急に乗れば新宿まで３７分で行ける。

１９３５年当時の部落の世帯数は５９世帯。狭山事件関係の書物には[redacted]という部落の呼称が出てくるが、１９６７年に[redacted]に改められるまでは[redacted]が正式な町名だった。

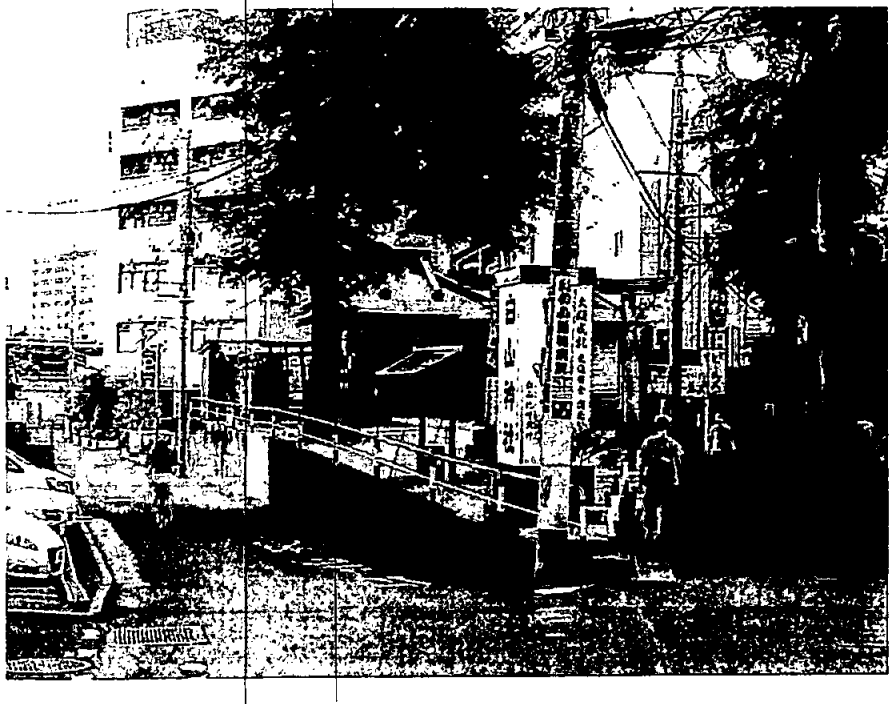

②

③

駅の近くには白山神社がある。周囲はビルで囲まれ、飲食店があり、典型的な地方都市の駅前である。

④

少し歩くと、静かな住宅地になっている。

⑤

⑥

⑦

古くからある民家と、マンションが入り混じっている。はっきり言って、住宅地としてはかなりいい立地である。この地域に古くから土地を持っていれば、その土地の価値はかなり上がっているはずだ。同和地区の法律上の定義であった「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」には、既に当てはまらないと思われる。

狭山事件で逮捕され、無期懲役判決を受けた[redacted]氏も１９９４年仮釈放された後は地元のマンションの一室で暮らしている。ペントハウスなどではなく、すこし築年数のたった、ごく普通のマンションの一室である。

⑧

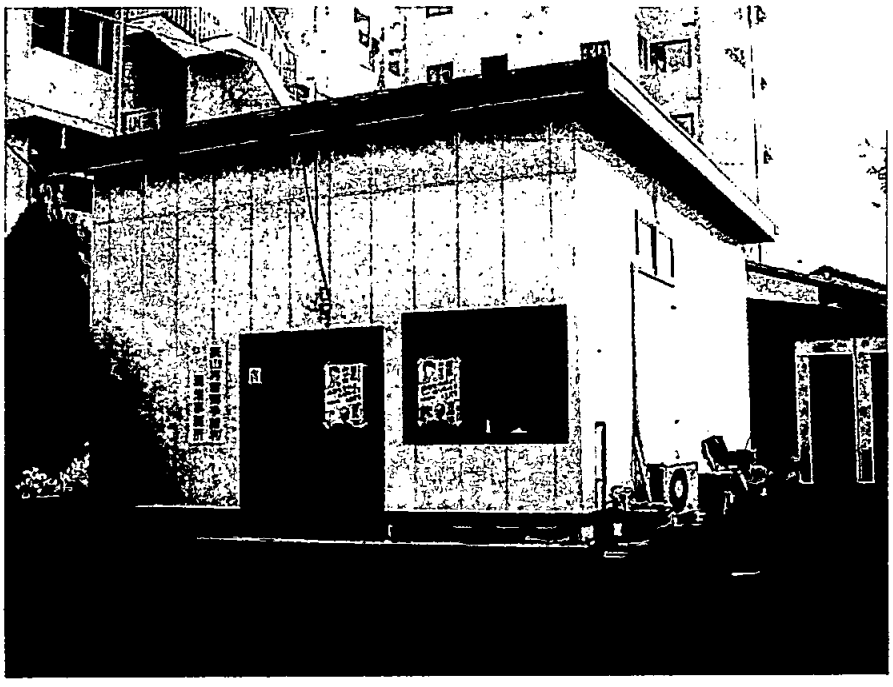

⑨

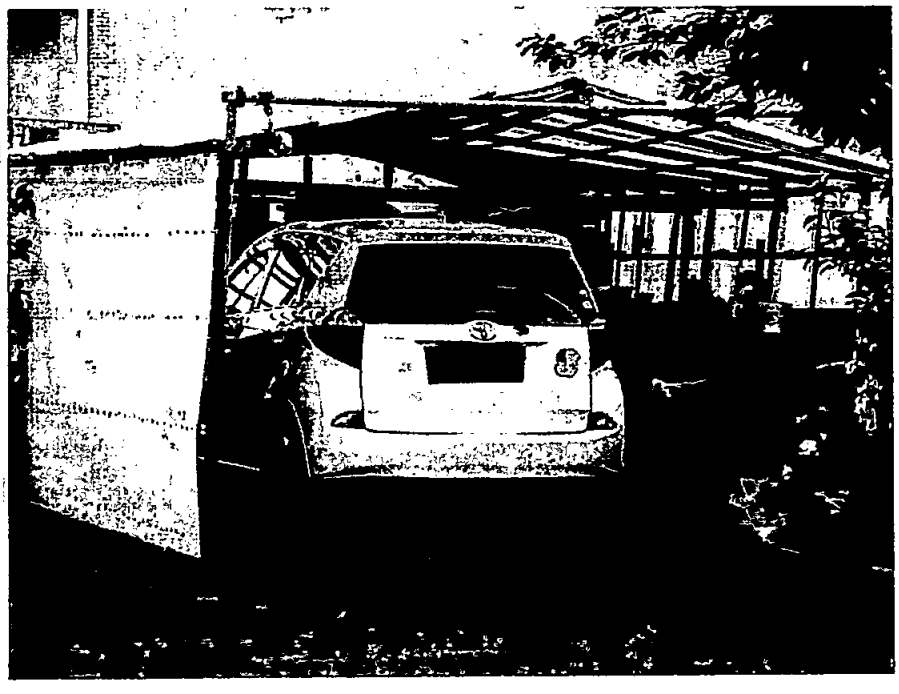

⑩

[redacted]氏の自宅があった場所。現在は「狭山再審闘争勝利現地事務所」となっている。立入禁止の看板があって中に入ることはできなかったが、内部には[redacted]氏の自宅の様子が再現されているという。事務所の横に停められた自動車に貼られた四つ葉マークが時の経過を物語っている。

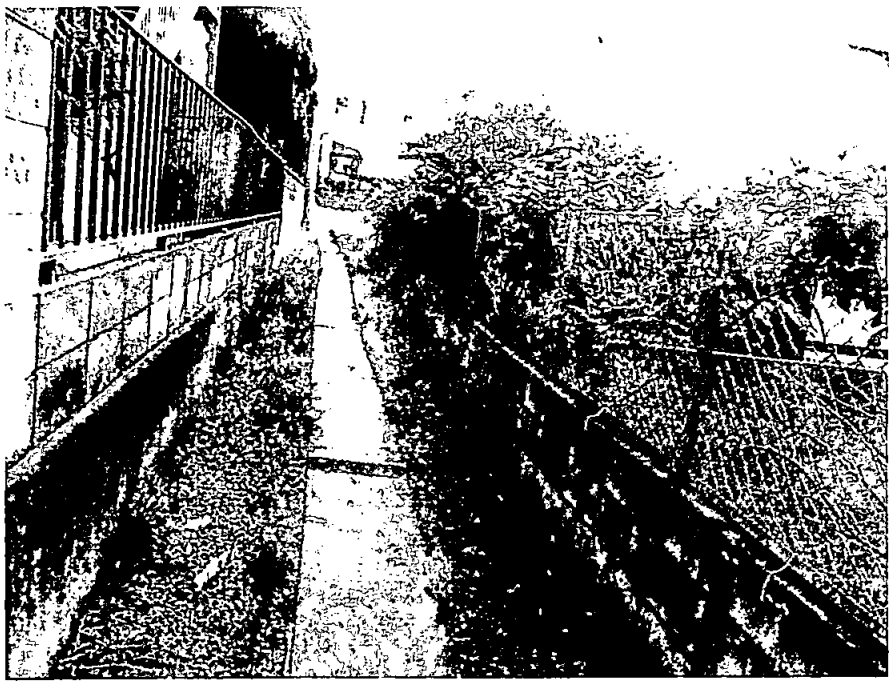

(11)

事務所の横には、かつての路地を思わせる風景が少しだけ残っていた。

(12)

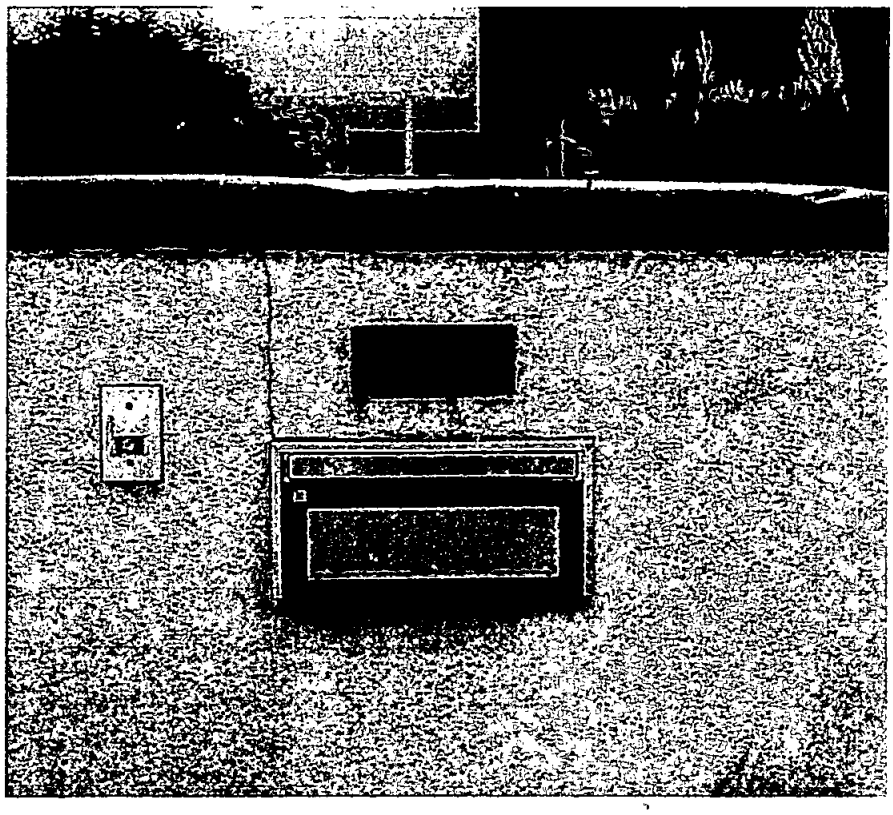

(13)

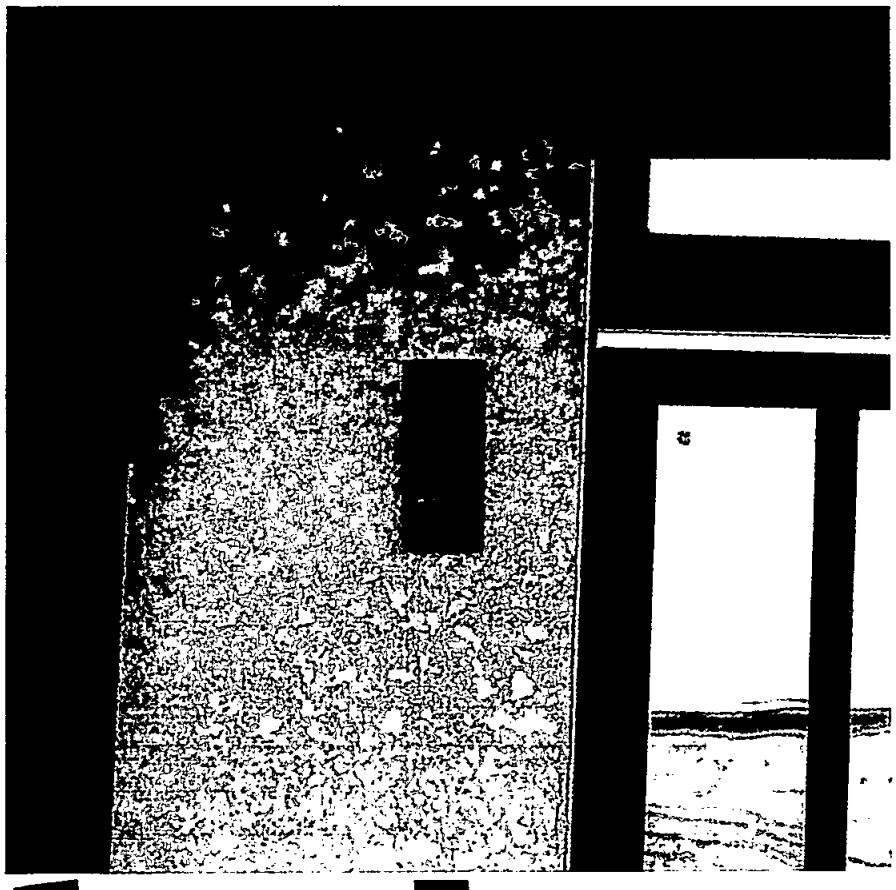

(14)

[redacted]という表札の家が何軒かあった。[redacted]という苗字は、この地に多いことが伺えるのだが、どの家も大きく立派な家だ。

(15)

富士見集会所。狭山市のウェブサイトによれば「同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解消をはかり、明るい地域社会の創造をめざすことを目的に設置された施設」とされる、職員に聞いてみると、所管部署は教育委員会ということである。なので、位置づけとしては隣保館ではなくて、教育集会所ということなのだろう。

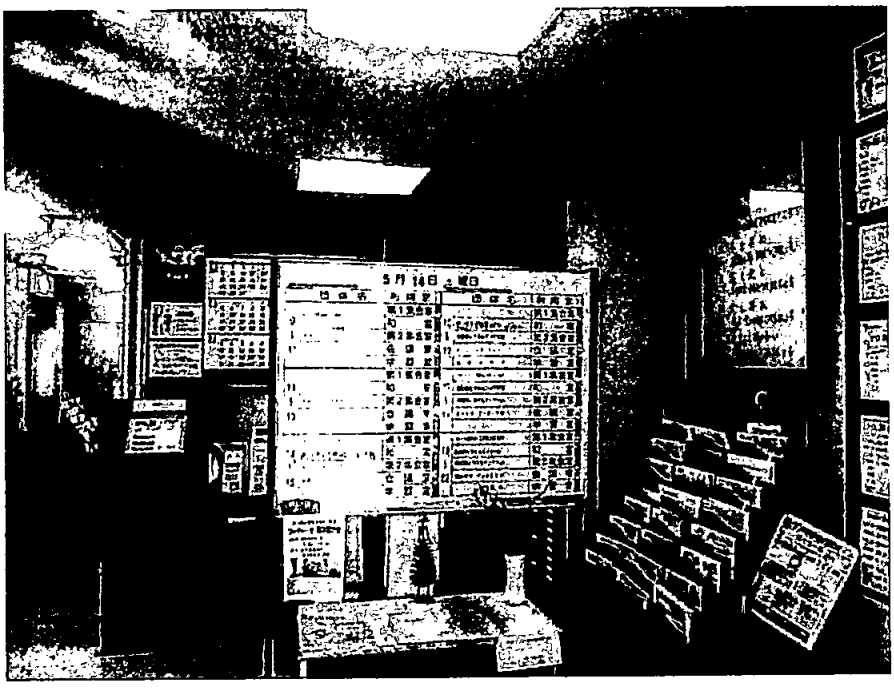

(16)

(17)

実際は普通の公民館と同じく、地元のサークル活動等に使われているようで「同和」や「部落」に関わるものは一見すると見当たらない。

(18)

(19)

それでも探してみると、廊下の脇にひっそりと写真の物件が置かれていた。狭山事件関係のチラシは１～４年前のもので、地元ではあまり大きな関心があるようには見受けられなかった。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 解放同盟との裁判の日程が決まりました
北海道アイヌ探訪記（１５）トノトとサンマでアイヌ談義！？ →

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K.　記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第3号証

①

人権探訪(42) 埼玉県加須市[redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2017年10月4日 | 投稿者: 宮部 龍彦

9件の返信

By 宮部 龍彦

加須（かぞ）市と言えば、今年の第９９回全国高等学校野球選手権大会で同市の花咲徳栄高校が優勝したことが話題となった。

また、加須市は非常に同和と因縁の深い自治体として一部の業界では有名である。１９７６年の「埼玉県加須市長選挙無効事件」は、裁判で選挙の無効が確定した戦後唯一の実例だが、まさに同和に絡むものであったため、司法関係者には有名であってもあまり表立って語られることがない。

筆者はそんな加須市を訪れた。残念ながら選挙無効事件の関係者はとっくに鬼籍に入っている。しかし、加須市の同和地区は１９６２年に同和地区精密調査の対象となったため、以下の詳細な資料が残されている。

同和地区精密調査報告書（昭和３７年及び昭和３８年）埼玉県北埼玉郡[redacted]地区

筆者が興味を持ったのが、この資料に掲載された[redacted]という地区だ。中原は加須市西部の松林の中にある、別名「林の中」という部落で、[redacted]の間にあるため[redacted]と呼ばれた。

②

志多見交差点に着いたときには、既に黄昏が近づいていた。

③

ラーメン屋の近くのこの空き地。ここには最近まで [redacted]」があり、デカ盛りの店として有名だったが、残念ながら昨年店主の息子が放火して焼けてしまった。

同和地区精密調査報告書によれば、[redacted]の世帯数は３３で主な姓は、さきほどの食堂の名前と同じ[redacted]であるという。

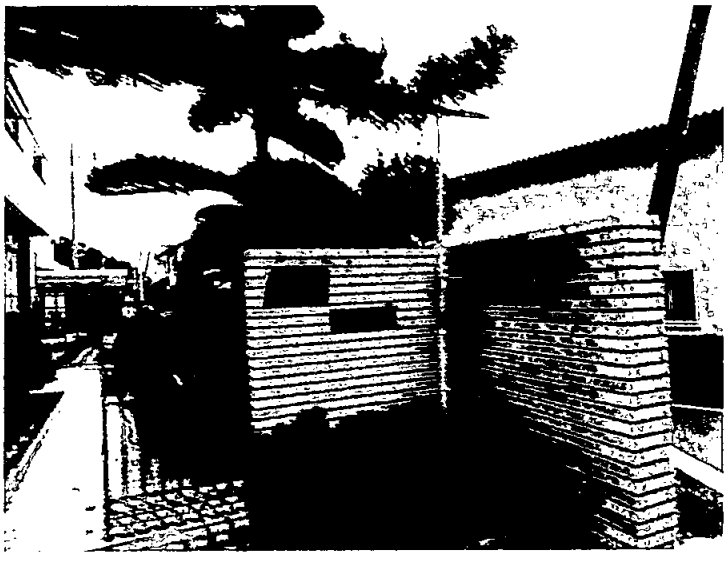

④

⑤

[redacted]のあった場所の角を曲がって住宅地に入ると、確かに[redacted]という表札の家が多い一角がある。国土地理院の地図でこの場所を調べてみると、小字名として「[redacted]と書かれている。むしろ正式な地名は[redacted]で、[redacted]が俗称のようだ。

⑥

現在では林に囲まれているというほどでもないが、あちこちに竹やぶや雑木林がある。

⑦

⑧

(9)

見たところは普通の住宅地で、建設業者や造園業者がある。

(10)

…と思ったら、普通の住宅に混じって、筆者には見慣れた形式の住宅が。

(11)

(12)

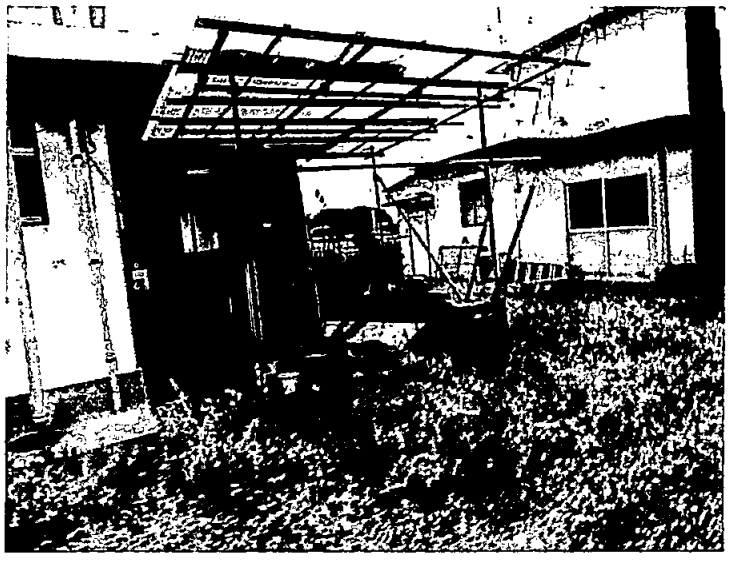

(13)

(14)

奥に進むと、同和地区に見られるニコイチ群が現れた。同和事業の初期作られた形式のもので、相当年数が経過しているようで、空き家も見受けられる。

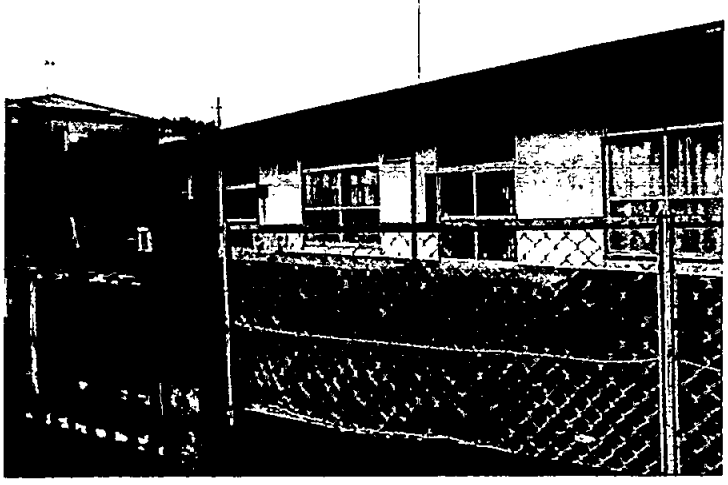

(15)

ニコイチ群からさらに進んだところにあるのが、[redacted]集会所。これも同和事業で作られたものだという。ただ、解放同盟や法務省のポスターのようなものはない。今では普通の公民館のようになっているようだ。

(16)

さらに進むと、[redacted]神社が現れた。

(17)

(18)

神社の周囲には松林がある。同和地区精密調査報告書にある松林の一部かもしれない。

(19)

暗いため写真が超絶にボケてしまったが、「白山大神」と書かれている。ここには白山神社も合祀されているということだろう。

同和地区精密調査報告書には、昭和初期に [redacted] という地区から [redacted] が流入したとある。確かに、部落には [redacted] をはじめ、[redacted] という家がいくつかある。ただ、[redacted] がどこなのか分からない。

地図で調べると、[redacted] という地名があり、そこに白山神社がある。[redacted] が部落かどうかは分からないが、そこに何か手がかりがあると思い、行ってみた。

(20)

この臭突のある家の近くに白山神社があるらしい。

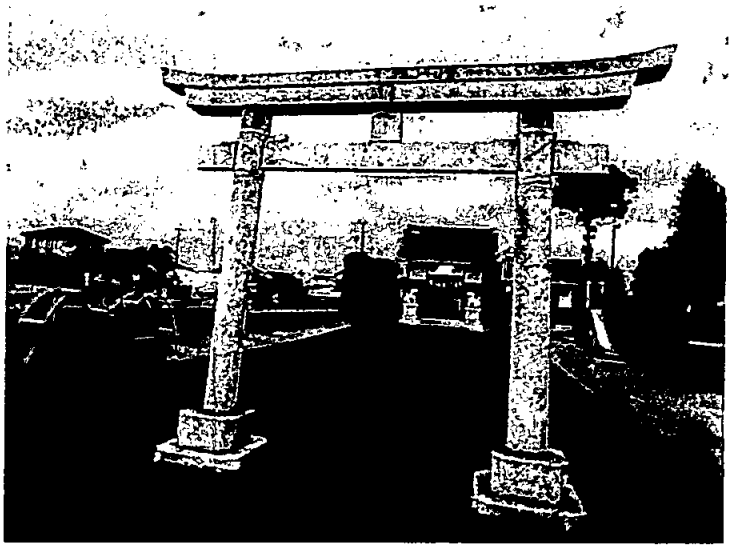

(21)

ここがそれのようだ。2つの祠があり、もう日が暮れかかっているので明かりが点いている。

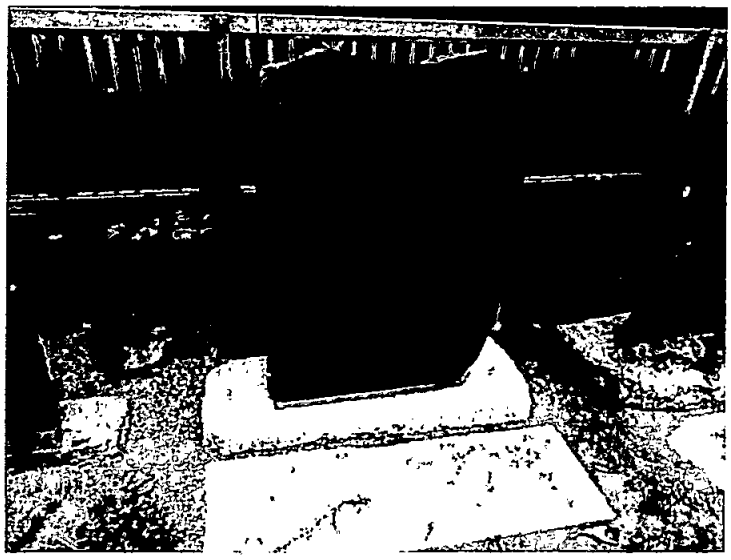

(22)

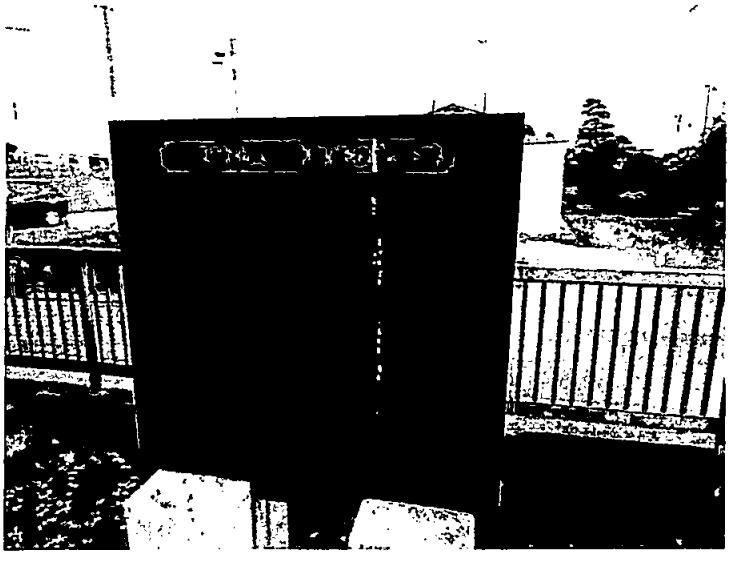

(23)

ここは同じ敷地内に白山神社と八坂神社が隣り合っている。そして、寄付者の名前を見ると、確かに[redacted]という姓が見られる。

おそらく、[redacted]」の[redacted]が[redacted]から流入したことは間違いないのだろう。ただ、[redacted]は加須市においては[redacted]以外にも多く見られる地区があり、また[redacted]には白山神社があるものの、部落であるという根拠はない。[redacted]の流入は混住が進んだと解釈すべきだろう。

(24)

加須市には他にも見どころはあるのだが、日が暮れてきたので、今日はとりあえず終わりにした。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 東京高裁第１５民事部決定

毛子埠虐殺事件の"グダグダ"運動事情 →

コメントを残す

「人権探訪(42) 埼玉県加須市[redacted]」への9件のフィードバック

名無しの組織内議員 2017年10月5日 5:48 PM

埼玉県加須市長選挙無効事件における東京高裁判決の「仮に（中略）差別を助長するような言論をなす者があったとしても、これを公権力によって抑圧することが適法かどうかも全く別の問題である。言論に対しては言論をもってすべきが現代社会の常法であろう」という一節は名言です。しかし今の日本の裁判所は、ここからずっと後退していますね。

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2017年10月5日 8:57 PM

全くその通りです。まして全国部落調査は「差別を助長するような言論」でも何でもないのに、言い返せないから相手を黙らせるという態度は許すことができません。

返信 ↓

通りすがり 2017年11月13日 6:10 AM

加須市史というのに・・[redacted]は首切り場があり、隣町の行田忍城へのスパイなどを捕まえ、志多見で処刑、さらし首にし、その骨は[redacted]の首塚に葬る"とあります。
ちなみに[redacted]姓は地元では○○と聞いております。

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2017年11月13日 9:40 AM

加須市史: 通史編でしょうか？ 貴重な情報ありがとうございます。図書館で見られる機会があれば見てみます。

返信 ↓

名無しさん 2018年5月8日 2:08 PM

すぐ隣のむさしの村は埼玉の有名レジャーランドの中では唯一僻地にありますが、GW等の大型連休では大勢の来場者で混み合い、前を通る国道125号や、時には国道122号の[redacted]～[redacted]交差点までが渋滞してたりしますね。

そういえば市長選と言えば、現市長は今年無投票で３選、2010年の合併前の旧加須市時代を含めると結構長く居らっしゃるようですが。

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2018年5月9日 9:27 AM

むさしの村は知りませんでした。

加須の部落はまだ探訪しきれていないため、再度行こうと思うので、むさしの村にも寄ってみます。

返信 ↓

名無しさん 2018年9月22日 10:18 PM

[redacted]には食肉センターがありますね

返信 ↓

大阪府人権啓発委員会 2019年11月13日 4:51 PM

岐阜県の春日井の方にも[redacted]てありますね。起源を織豊の時代まで遡れば関連するかも知れない歴史を感じます。下志段味やら中志段味やら上志段味やら・・・落人伝承とかも付いて来そうですね。

返信 ↓

匿名 2022年12月26日 2:48 PM

[redacted]は水が滴る場所と言う意味で、あっちこっちに存在しているようです。漢字は当て字ですな。

返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K. 記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第4号証

①

人権探訪(118) 埼玉県川越市[redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉, 翔んで埼玉 | 投稿日: 2019年3月18日 | 投稿者: 宮部 龍彦

12件の返信

By 宮部 龍彦

現在、映画「翔んで埼玉」が大ヒット上映中である。この作品の舞台は埼玉県人が差別される架空の日本だ。原作で登場する「埼玉解放連盟」（映画では「埼玉解放戦線」）という組織は、部落解放同盟のパロディではないかと部落マニアの間で話題となっていた。

さて、そんな埼玉県には多数の部落がある。映画を機会に埼玉の部落を観光するのもよいだろう。今回訪れたのは埼玉県南部の川越市の部落である。

②

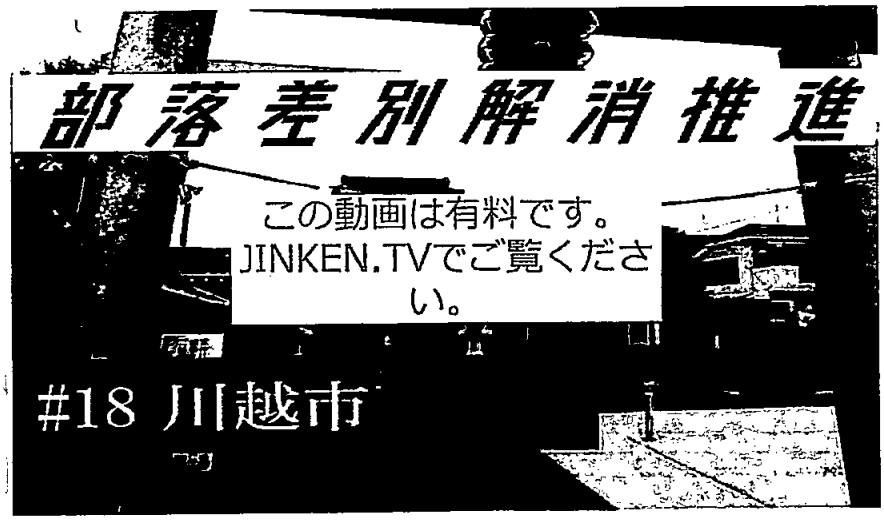

③

④

埼玉県でも北部は田舎らしい風景が広がっているが、埼玉都民という言葉がある通り、南部は東京都の延長線上のような感覚で見られている。ご覧のとおり、普通の住宅地だ。

⑤

ここは川越市[redacted]都心とは違って、普通に路駐できる場所があるのが嬉しい。

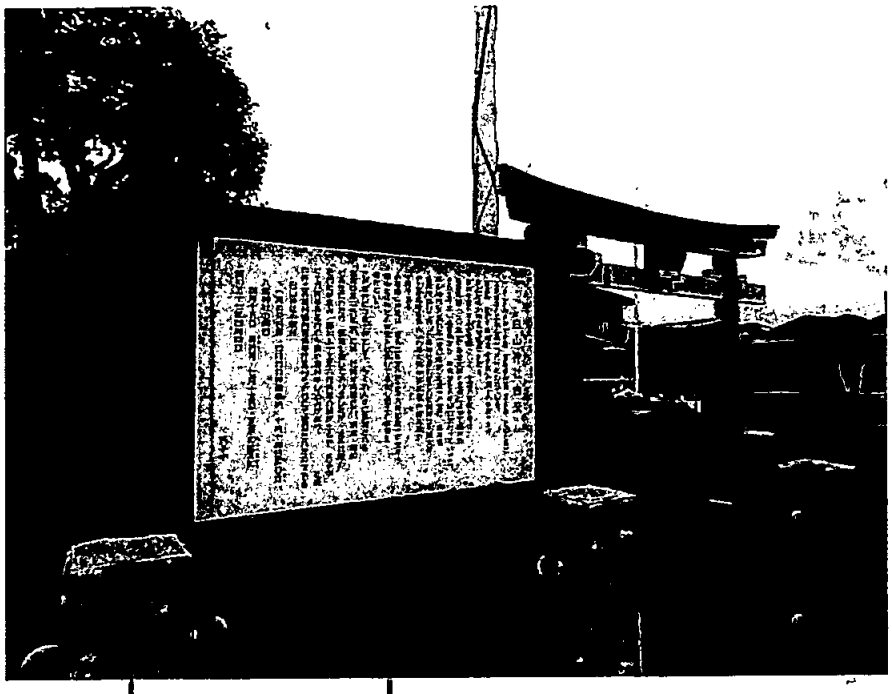

⑥

⑦

住宅地の中に立派な白山神社がある。

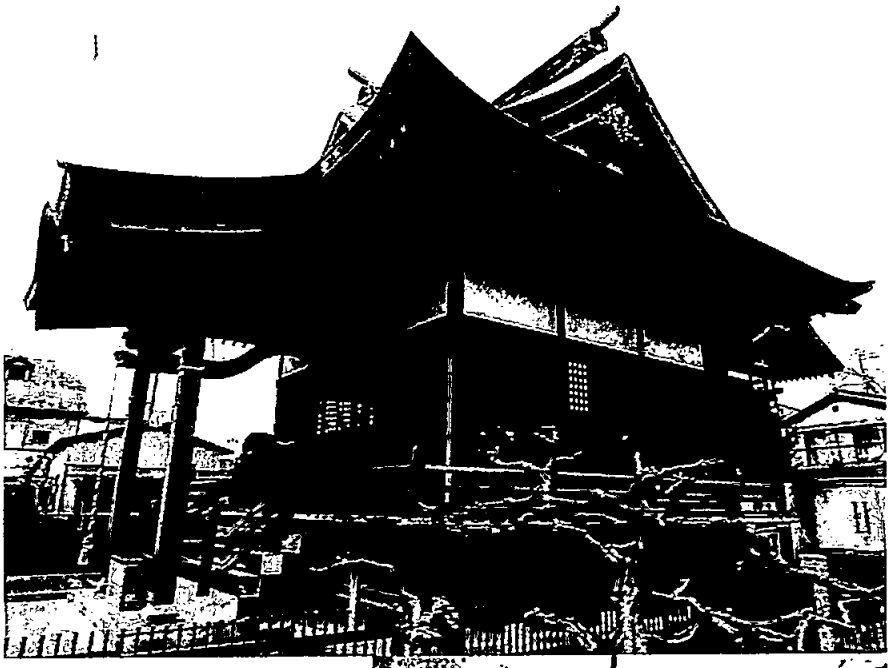

⑧

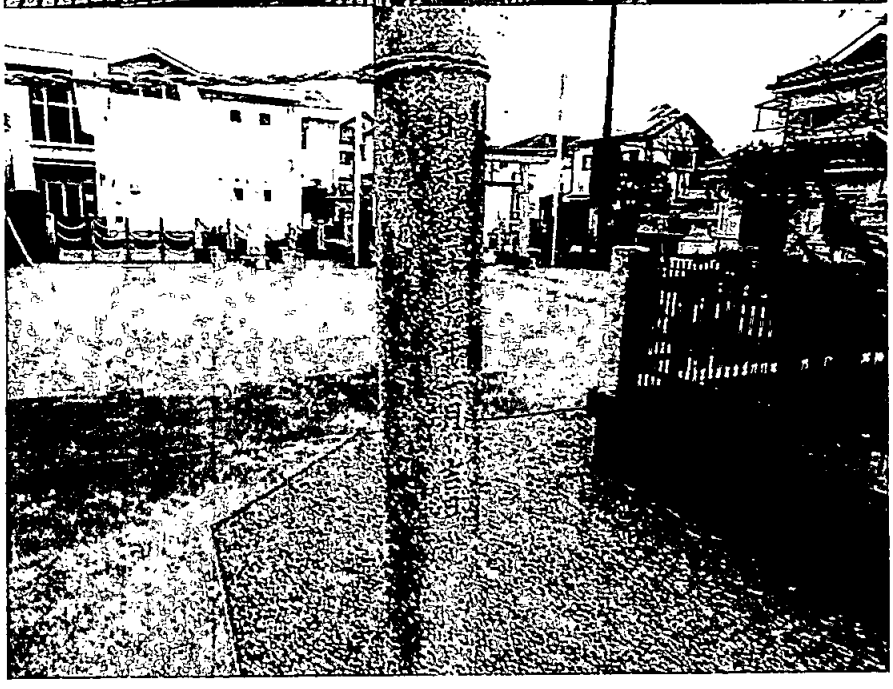

⑨

とても立派な社殿。鳥居には昭和５７年と刻まれている。

(10)

(11)

その神社の正面には集会所が。

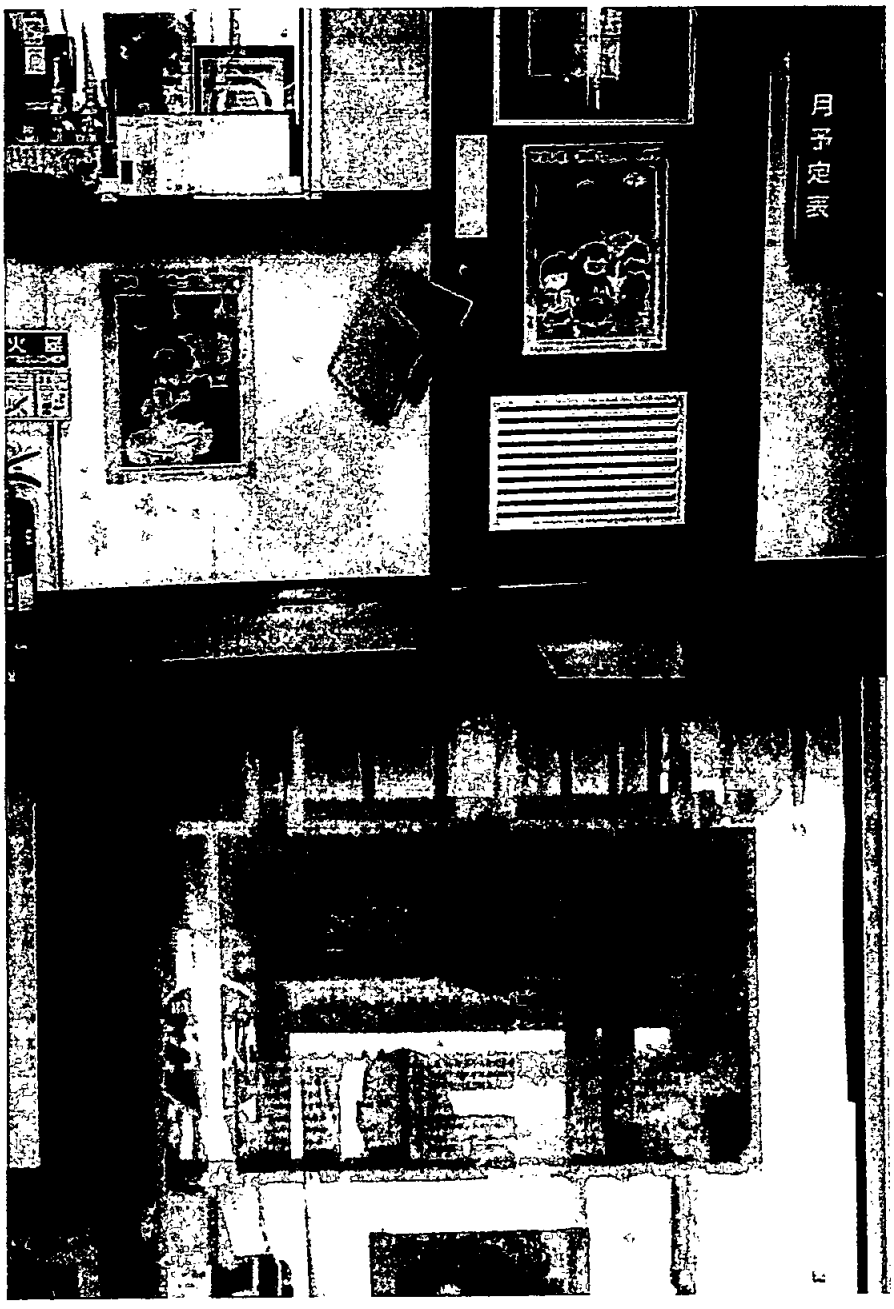

(12)

(13)

中を覗くと、人権教育について図解された掲示物があった。これで、この集会所が普通の集会所ではなく、同和施設であることが分かる。

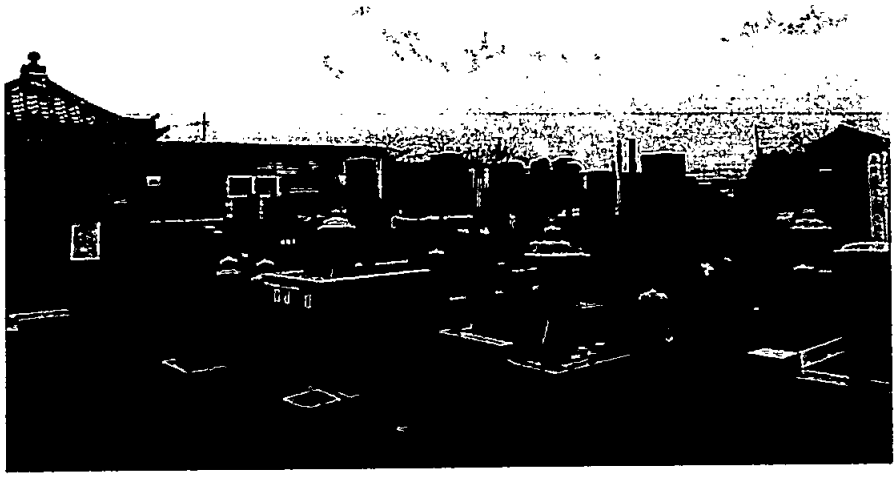

(14)

(15)

神社から少し離れたところに大きな墓地を見つけた。見たところ、時宗の墓だ。ここ以外でも、川越市内の部落では時宗が多い。

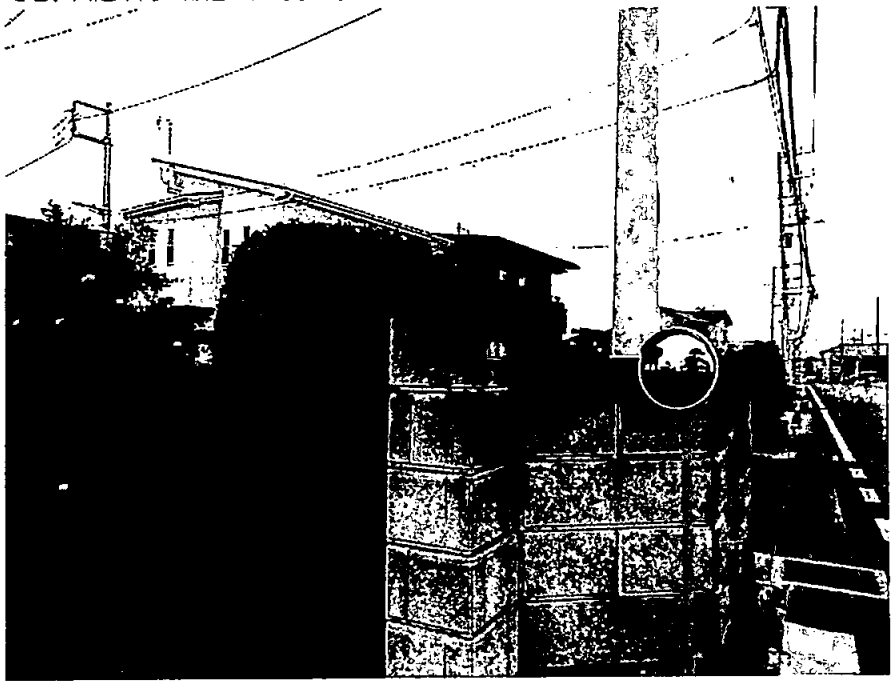

(16)

近くで働く人に白山神社について聞いてみると、部落ですかと聞いたわけでもないのに「ここは部落だから」と言われた。少し年配の人はよく知っていることで「部落だから同じ名字が多い」というようなことが言われているそうである。ただ、[redacted]集会所や同和事業のことはよく分からないという。

確かにさきほどの墓地も現地の表札も[redacted][redacted]が多い。ただ、それらの家はどれも大きな家が多いように見えた。

(17)

１９３５年の記録では戸数は７０，生活程度は悪かったという。しかし、住宅が極端に密集しているわけではなく、田畑があったため、都市化してからは古くから土地を持つ住民は豊かになったと考えられる。

(18)

(19)

畑や空き地も少し残るが、全般に新しい住宅が立ち並んでいる。

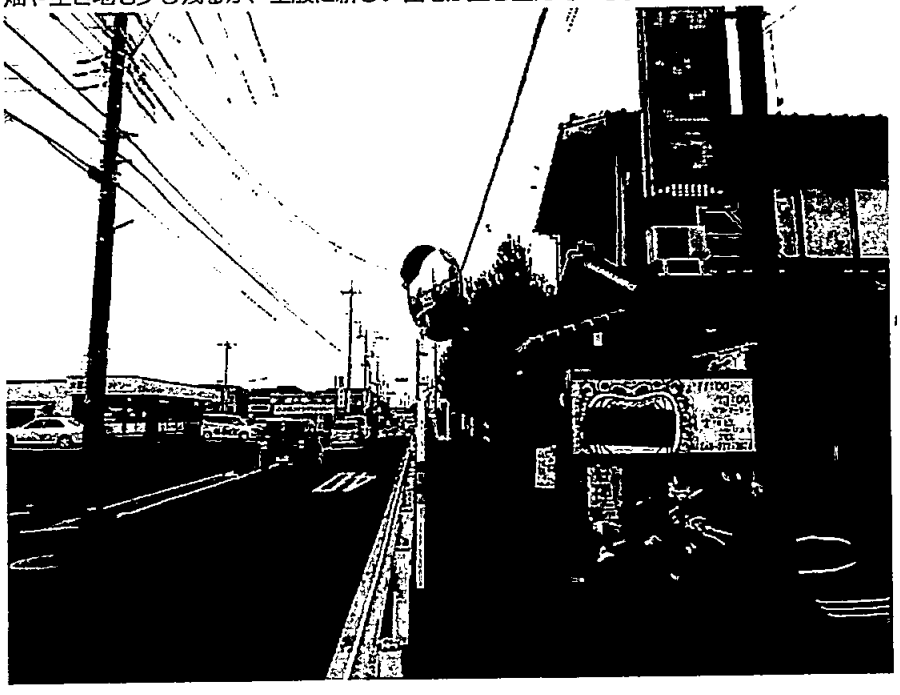

(20)

この沖縄料理店はよその住人がやっているものだが…

(21)

この肉屋は屋号は「[redacted]」だ。冷凍の生牛モツを買ってみた。

(22)

さて、実は[redacted]には隣接する部落があり、１９３５年の記録では[redacted]で戸数は６２とされる。しかし、ここについては近くの人は誰も分からないようだ。

(23)

(24)

(25)

住宅地の中に白山神社があるのを見つけた。[redacted]のものより小さめだが、駐車場が整備されていて、綺麗に清掃されている。

(26)

昔の航空写真で見ると田畑の中に家が分散しており、とても部落には見えない。この辺りも昔は田畑だったはずだ。

(27)

(28)

(29)

(30)

公園の横に自治会館と老人憩いの家を兼ねた建物があったが、[redacted]の集会所とは違って、ここには同和や人権を思わせるものは全く無い。本当に普通の自治会館のようだ。

(31)

(32)

その隣に墓地を見つけた。ここも時宗が多いようだ。「[redacted]」や「[redacted]」が多く見られる。

(33)

(34)

しかし、地図で見るとはこれらの名字は分散しており、新住民による小さくて新しい住宅の間に分散している。

35

36

37

(38)

(39)

はっきり言って、「[redacted]」さんや「[redacted]」さんの家は豪邸ばかりである。本当に部落であったのか疑問だし、仮にそうであったとしても同和地区指定する意味はなかったものと思われる。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 「住所でポン！」創設者が解説 「破産者マップ」は消せるか

全国部落調査事件 第５回弁論準備手続 →

コメントを残す

「人権探訪(118) 埼玉県川越市[redacted]・[redacted]への12件のフィードバック

2019年3月19日 1:25 PM

[redacted]は2013年12月2日のフェイスブックの投稿で

「帰りの高崎線、車内が居酒屋状態。
同じ車内で酒飲んでる人が３人いる。隣に座ったおっさんはワンカップぐびぐび、超酒臭いし臭いだけで酔いそう。向かいのおっさんはハイボールにイカゲソ。もう一人はビール。何でもありだな(笑)
やっぱこの路線は柄悪いというか田舎臭いというか。だから埼玉「ダサイタマ」(笑)」

と、露骨な地域差別発言をしていましたから、埼玉解放連盟の糾弾を受けなければなりません。

映画で「埼玉解放戦線」に改名したのは解放同盟からのクレームを恐れてのことでしょうか？

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2019年3月19日 3:01 PM

「埼玉解放連盟」でグーグル検索すると、全国連とか部落関係のサイトばかり上位に出るのはプロモーション上まずいと思ったのでは。

返信 ↓

はーい 2019年3月25日 7:01 PM

川越の寿地区も歴史があり、とても神秘的ですよ。

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2019年3月25日 9:09 PM

実は既に行ったのですが、近くの市営住宅を探訪し忘れてました。あそこは事実上の同和地区であったと考えられる形跡があるのですが、ご存じないでしょうか？

返信 ↓

はーい 2019年3月26日 2:43 PM

[redacted]の裏にある市営住宅ですね。近くに給食センター跡があって、当時はその筋の人達が働いていました。

返信 ↓

桑野留屋 2019年7月4日 11:13 PM

興味深く拝見しております。

以前、[redacted]さんの「おんな三代」という自伝書を読みました。

[redacted]の差別の歴史が書かれていました。

この地区は現在どのような状況なのでしょうか。

探訪されるご予定はありませんか。

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2019年7月8日 2:55 PM

本庄市児玉町[redacted]ですね。探訪候補に入れておきます。

返信 ↓

川越市民 2019年11月23日 3:28 AM

・[redacted]」は、実のところ[redacted]と[redacted]があり、同和地区があったのは[redacted]の方

・北の方でも「同和地区」と呼べるのはごく一部

・自治体に丸ごと買い上げられており、戦後、割と早い段階少なくとも60年代には、この辺りの同和問題は解消されている

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2019年11月25日 9:11 AM

貴重な情報ありがとうございます。

ただ[redacted]集会所は明らかに同和対策施設です。そういった意味では解消されていないとも言えます。

返信 ↓

たこす 2020年5月6日 4:36 AM

同和対策施設って具体的にはどんな施設なんですか？

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2020年5月17日 11:00 AM

こちらを御覧ください

https://www.youtube.com/watch?v=QRoJ2KdTHBo

返信 ↓

ピンバック: 部落探訪(295)埼玉県 坂戸市[redacted] - 示現舎

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K. 記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第5号証

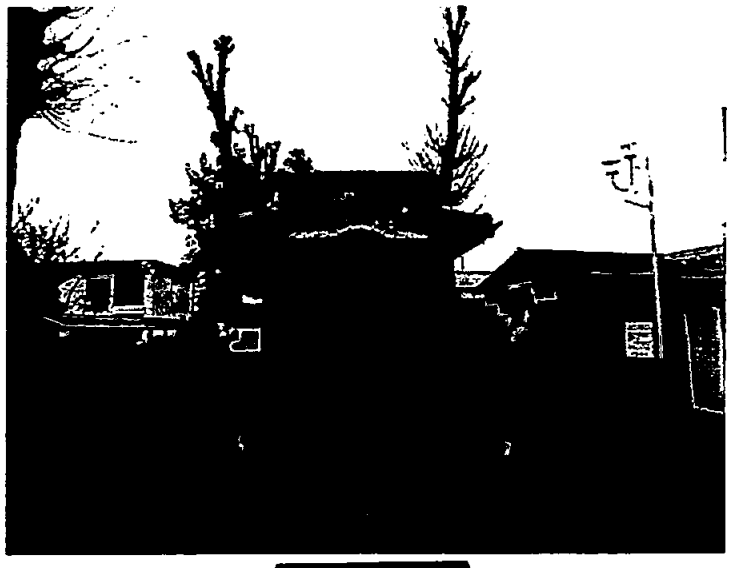

①

人権探訪(163) 埼玉県川越市[redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2019年12月13日 | 投稿者: 宮部 龍彦

10件の返信

By 宮部 龍彦

川越市[redacted]と[redacted]は隣り合った部落である。１９３５年の記録では[redacted](当時は[redacted]４６戸、[redacted]３８戸とある。そして、ここは同和事業を行っていない未指定地区と考えられる。

②

この部落がユニークなのは、２つの部落の間に白山神社があることだ。この参道の左側が[redacted]、右側が[redacted]となる。ただし、現在ではこの神社は[redacted]に属しているという。

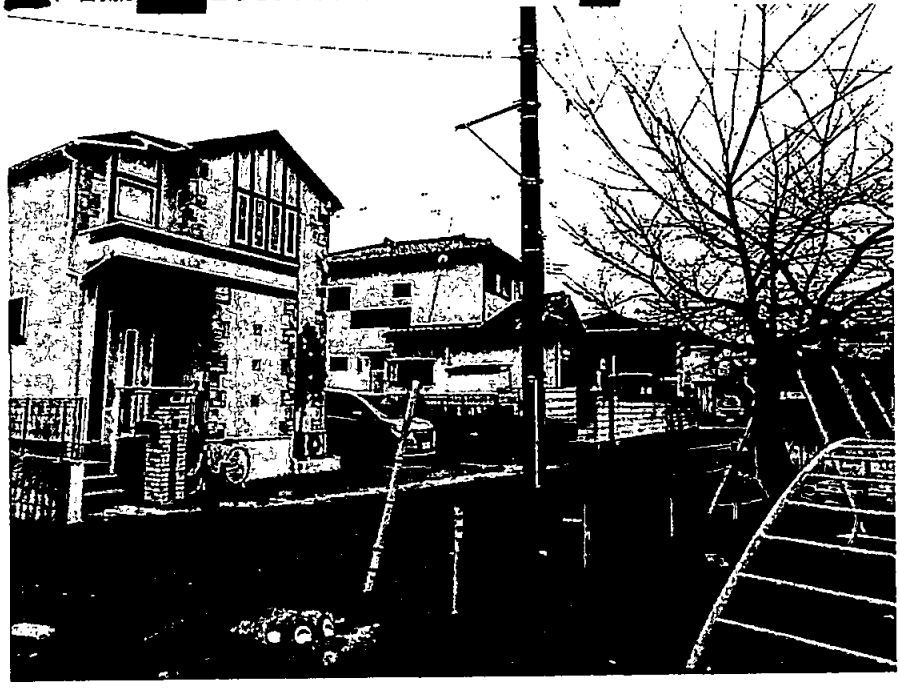

ここは部落のど真ん中のはずだが、そのようなことを意識させる風景はない。

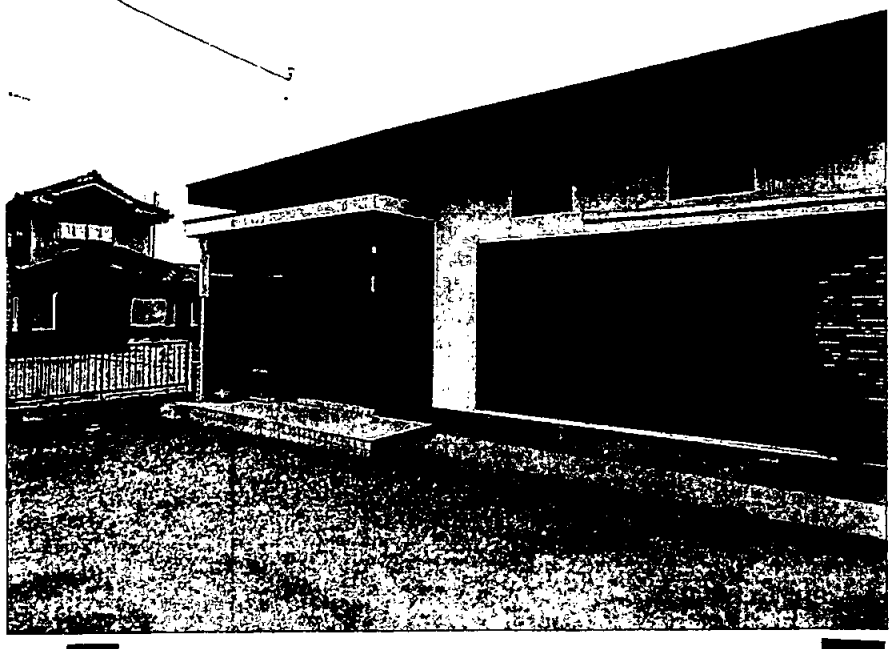

⑤

ここが[redacted]一丁目集会所。無論、同和施設ではなく、ただの自治会館である。昔は[redacted]と[redacted]が共同で使っていたのだが、いつの頃からか[redacted]は別途集会所を作ってここは[redacted]だけのものになったという。

⑥

境内には複数の石碑がある。

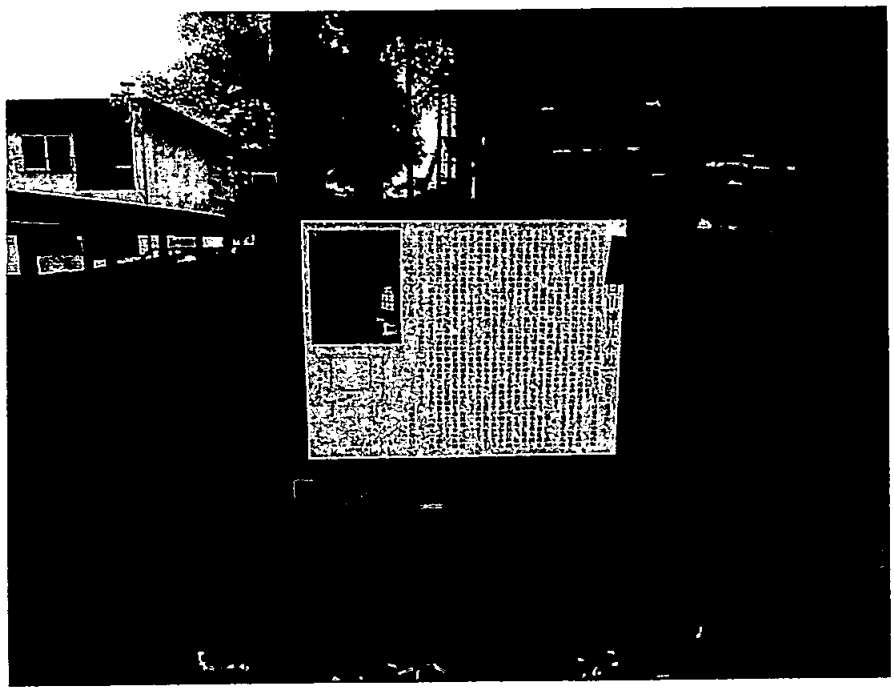

⑦

この白山神社は武田信玄ゆかりのものらしい。バイクで乗り付けて参拝して去っていく人の姿があった。

⑧

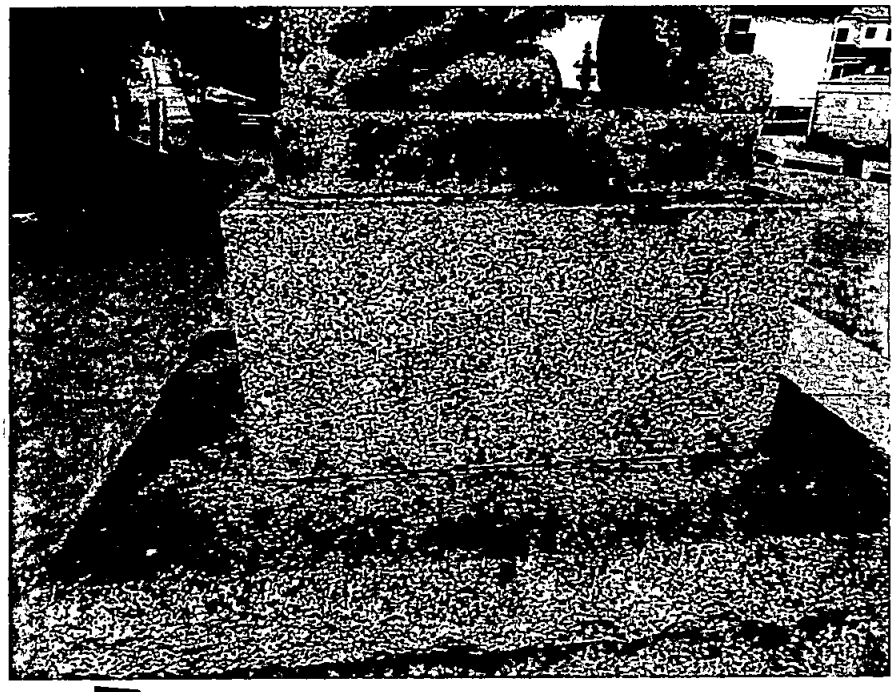

⑨

狛犬には[redacted]、[redacted]という名字の氏子の名前が刻まれている。

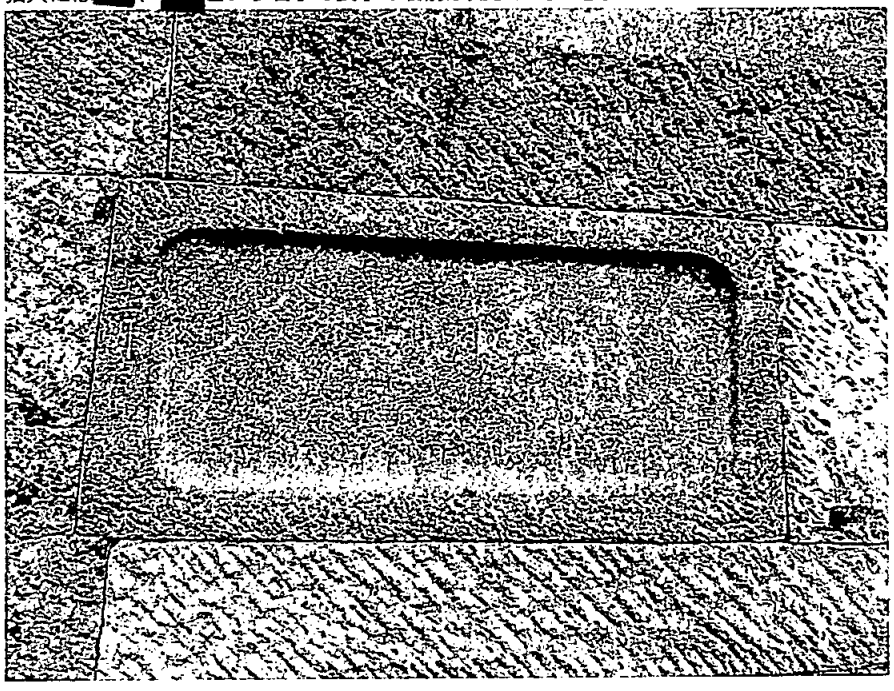

⑩

(11)

(12)

(13)

この円筒形のものは、昔の鳥居の土台か何かだと思ったが、実際は火事等に備えて水を貯めておくためのものだったそうで、現在は蓋がされて固められている。

(14)

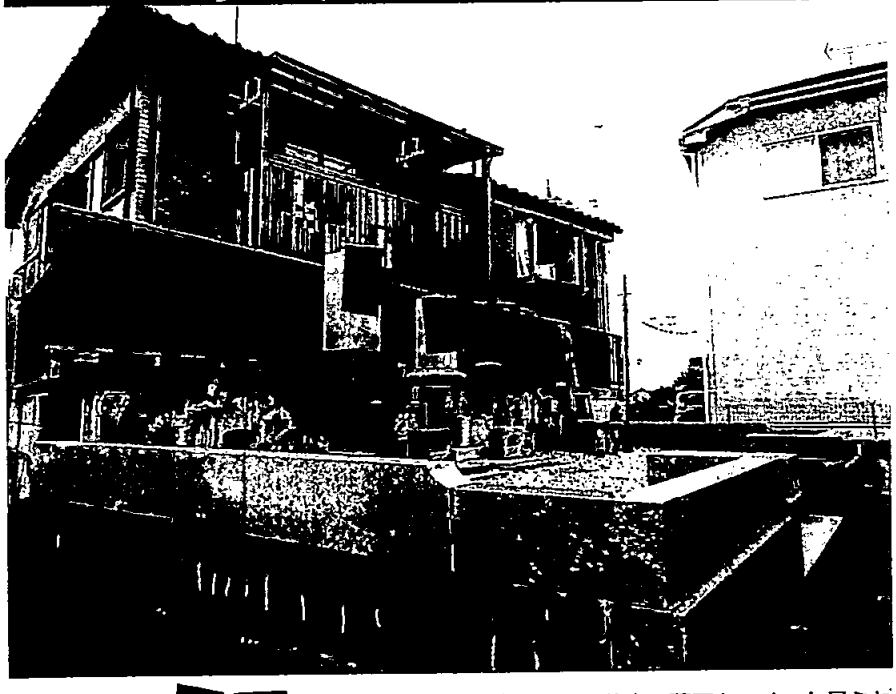

(15)

そして、墓地も[redacted]が多い。主な宗派は時宗で、日蓮宗の墓石もいくつか見られる。

(16)

(17)

(18)

近くの家の表札も[redacted]が多い。

(19)

ただ、気になったのはそのような古くからの住民の家が全般的に大きくて立派なことだ。
聞いてみると、[redacted]本家は昔からの商家で、ここにはその分家が多いのだそうだ。

(20)

このような廃墟もあるにはあるが、取り立てて多いわけではない。

(21)

こちらは[redacted]だが、部落には見えない。

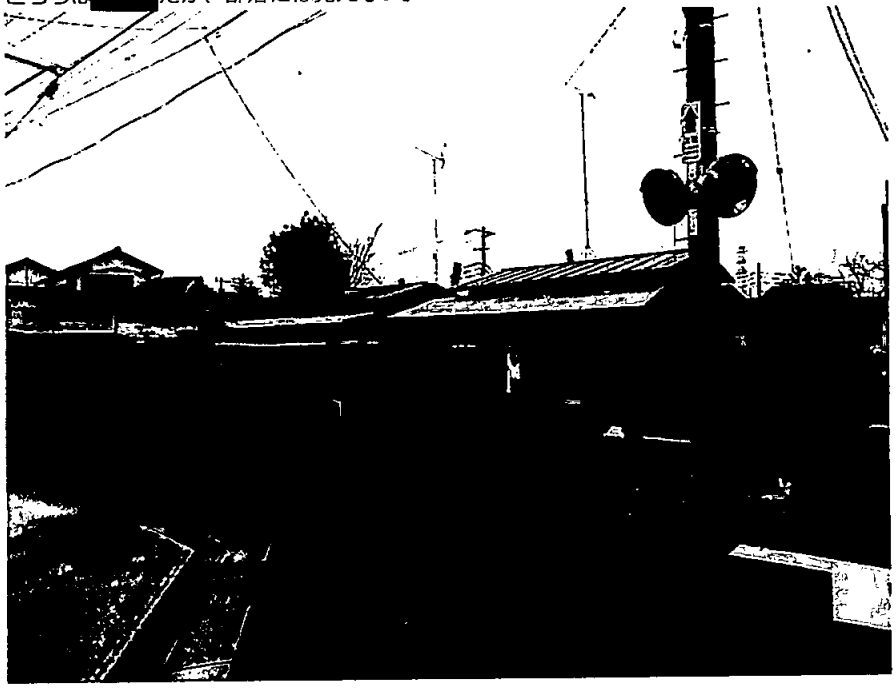

(22)

(23)

これは、田舎にはよくあるタイプの、ただの古い文化住宅だろう。

(24)

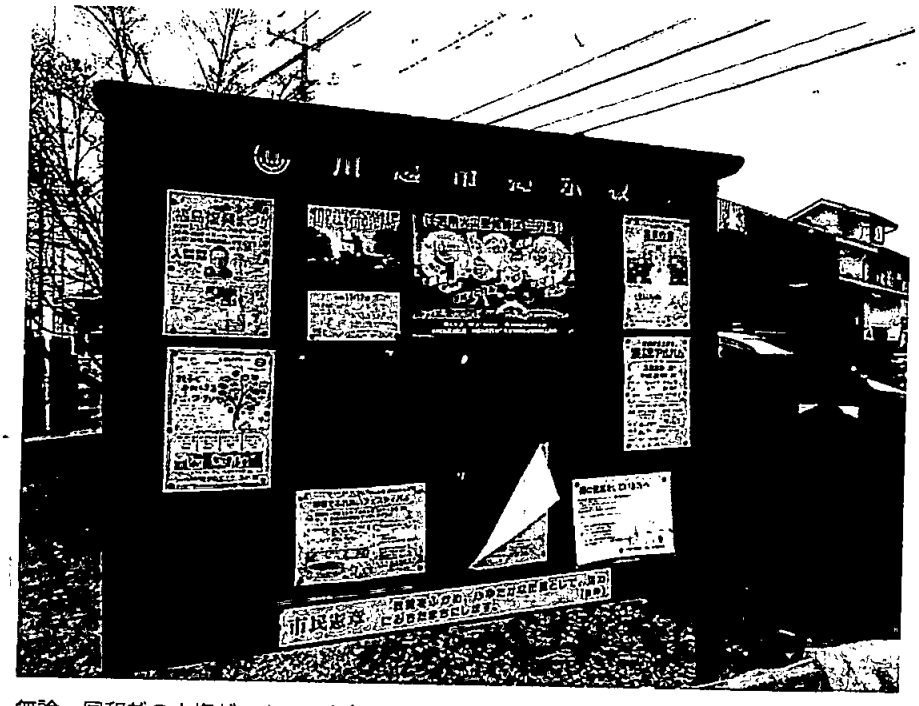

(25)

無論、同和だの人権だのといった掲示物はどこにもない。

(26)

おそらく、同和事業を行うまでもなく住民が豊かになり、外部から移り住む人も多くて解放されていった部落と考えられる。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。

宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 和歌山市・元名物市長が語った「昭和・平成の金井克諭暉」

旧民主、れいわブレインが語る政局最前線 →

コメントを残す

「人権探訪(163) 埼玉県川越市[redacted]への10件のフィードバック

遠州屋 2019年12月13日 1:11 PM

川越の[redacted]地区とは異なりますが、狭山市[redacted]をリクエストいたします。100%解放されたと云っても過言ではないような地区と認識していますが、長い歴史から見ればアッという間に変貌を遂げた被差別部落を紹介していただければと思います。已でそれができない後ろめたさは残りますが、youtube【部落探訪】で狭山市の[redacted]とともに示現舎さんの目に映る狭山市被差別部落の現状に対する見解を知りたいと思います。

返信 ↓

2019年12月13日 3:51 PM

https://jigensha.info/2016/05/30/buraku-sayama/

[redacted]、もうやってますよ。[redacted]との面会は、ぜひ実現してほしいところですが。

返信 ↓

遠州屋 2019年12月13日 5:30 PM

勉強不足で失礼しました。[redacted]さん本人はサービス精神旺盛で誰かれなく会ってくれそうですが、如何せんまわりのガードが固くて難しそうですね。

返信 ↓

ギャラリー 2019年12月14日 1:03 AM

この部落は江戸時代には砥石の権利や近くの今は東上線になっている一部分にあった処刑場での役目もあったんですよね
東上線を造る工事の時にドクロなどの人骨がゴロゴロでてきたようです
ここ出身の[redacted]は狭山事件の[redacted]の父と親交があったようで狭山事件を調べてると名前がでてきます

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2019年12月19日 10:32 AM

解説ありがとうございます。

返信 ↓

長澤 2019年12月14日 7:02 PM

[redacted]のWikipediaを見たら面白い人物だね。
多摩の運光寺の[redacted]との関係なや[redacted]のこの人はどうだろ。

＞1946年、東京に戻る。東京都練馬区の被差別部落に住んでいたこともあり、弟の親友の[redacted]は後に部落解放同盟練馬支部長となった。
＞[redacted]は「『カムイ伝』など[redacted]の漫画には練馬での体験が影響しているのかと思うことがある」と述べている。

返信 ↓

小集落は特定できない 2019年12月14日 7:12 PM

鳥取ループは部落解放同盟をdisる時は早口になるw
君の家は屠殺業か
近くの神社の宮番じゃないのか

返信 ↓

2019年12月14日 8:11 PM

運光寺の部落姓は[redacted]だよ。打桐君。

返信 ↓

>>古くからの住民の家が全般的に大きくて立派なことだ。 2021年5月22日 11:22 AM

[redacted]氏は、川越大師・喜多院に再建されている白山神社のところに元は屋敷を構えていた一族。江戸幕府により仙波東照宮を造立する際に立ち退きを要求され、白山神社も解体された。それまでは喜多院の祭事における興行の元締めも行っており、同寺に700石の寄進をするほど裕福であった。[redacted]へ移らされた際には、代替地として4町5反4畝 (13,600坪＝45,024㎡) が与えられた。
という事で、かなりの土地持ちなんですな。

返信 ↓

特殊知能集団等 2022年2月20日 4:47 PM

部落について数々の著書を刊行されている[redacted]さん、逆さに読むと[redacted]。アレ、偶然だとは思いますが、ネタであれば結構いいセンス！

返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K.　記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第６号証

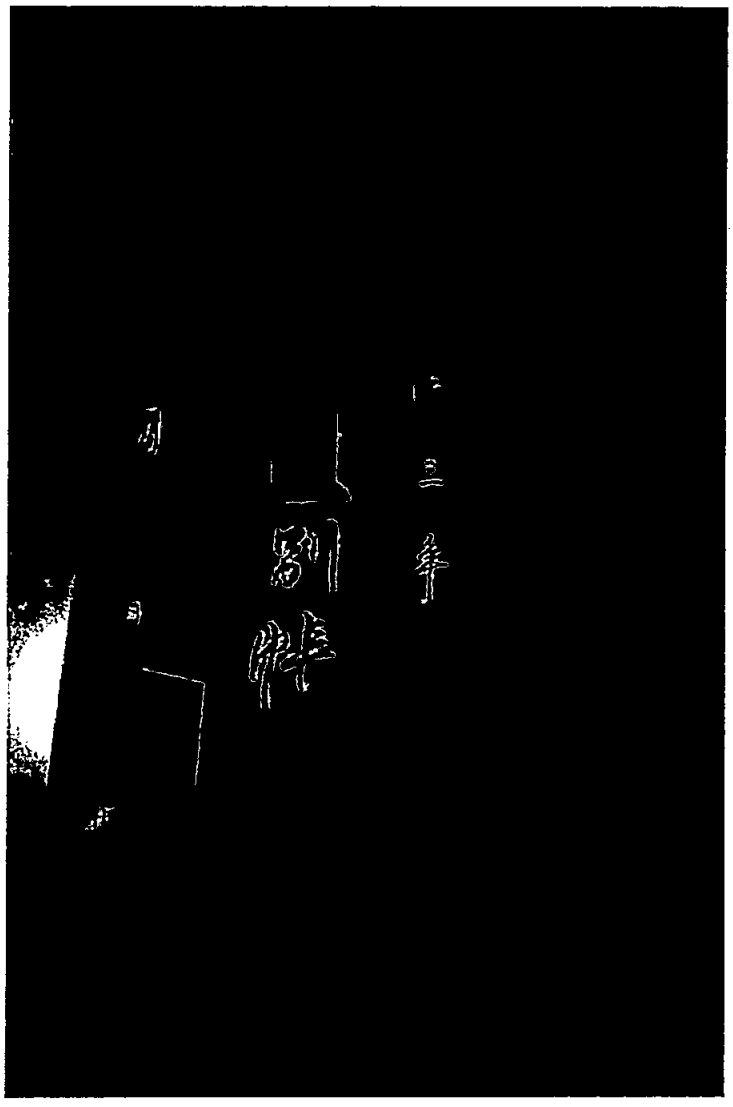

人権探訪(189) 埼玉県深谷市[redacted]別帳が発見される

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2020年8月21日 | 投稿者: 宮部 龍彦

3件の返信

By 宮部 龍彦

示現舎では、「[redacted]別帳」という直球なタイトルの文書を入手した。「明治３年」[redacted]との記載がある。文字通り内容は当時の穢多の名前が記載されており、「真言宗長養寺菩提」とあることから、[redacted]とは同寺が現存している現在の埼玉県深谷市[redacted]であることが分かる。

明治３年当時の記録によれば「穢多」は６戸３５人。戦前の記録では１６戸１０４人の部落があったとされる。

部落差別解消推進

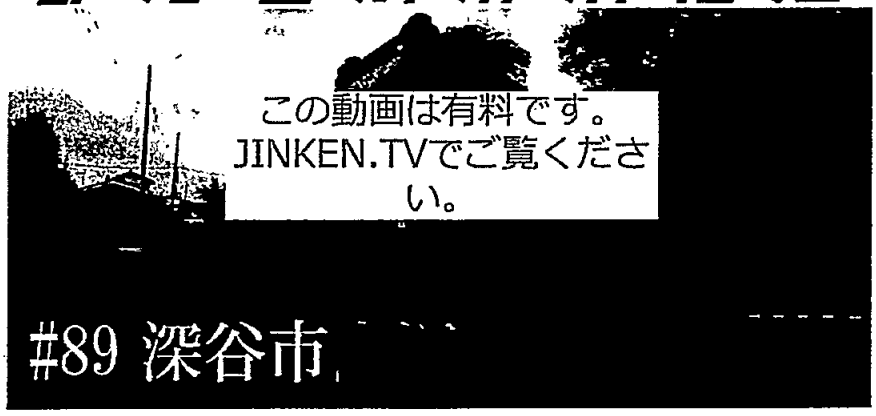

②

#89 深谷市

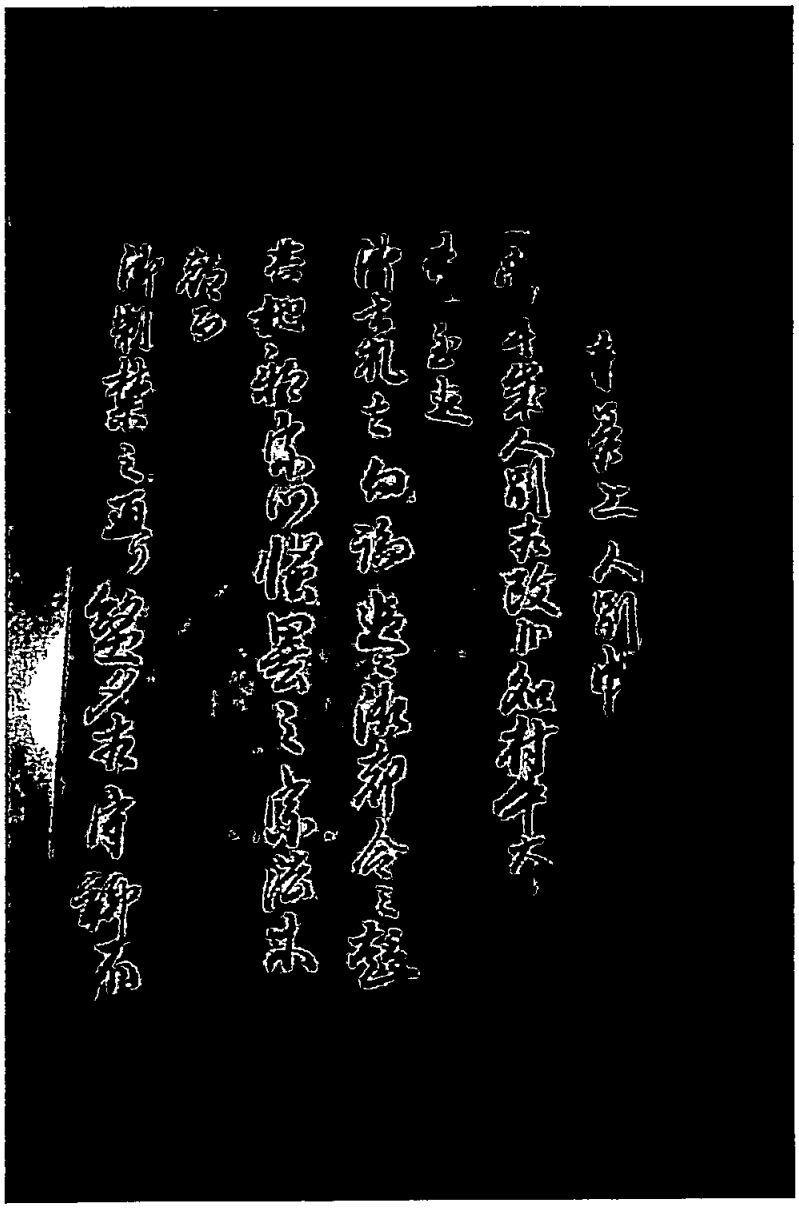

③

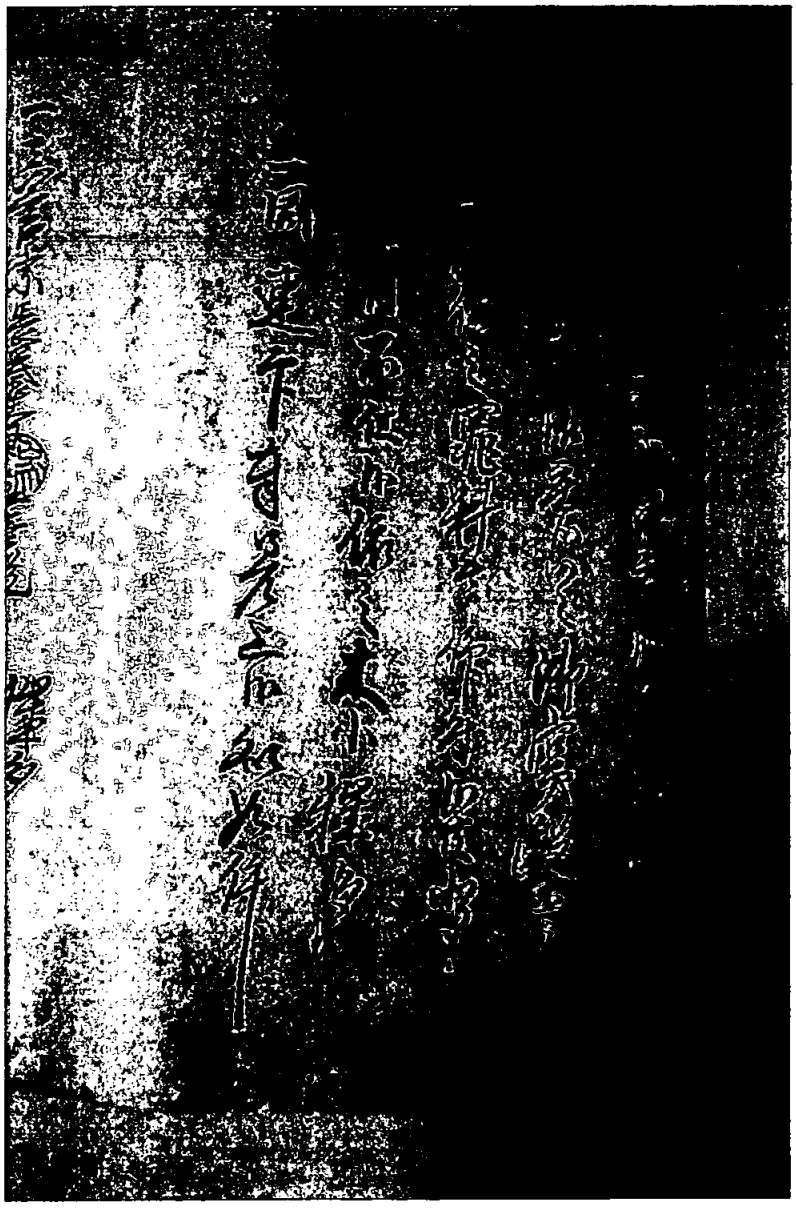

すべての内容はこちらからダウンロードできる。

冒頭の記述を、古文書が得意な方に書き起こしていただいた。次のとおりである。

> 奉差上人別帳之事
> 一当年来人別相改候処村中大小之穢多
> □□□□
> 御言札者（は）向後［追々］御布令之趣
> 其他新宗門怪異之宗法等
> 都而
> 御制禁之通り穢多相守□不
>
> 審之者等□御座候。若御法度
> 相背候者御座候ハバ御賓盤之
> 上如何之罪料被仰付候共□□
> 相背不仕候依之大小穢多
> 一同連□奉差上候処如件。

その内容の意味は「今年も人別帳を作ったが、この村の穢多に宗教上の禁制を守っている。もし禁制に背く者がいれば、どのしょうな処罰を加えても構いません」といったところであろう。

人別帳は江戸時代の戸籍であり、それを作る名目はキリシタンを取り締まるためだったと言われるが、まさにその通りである。

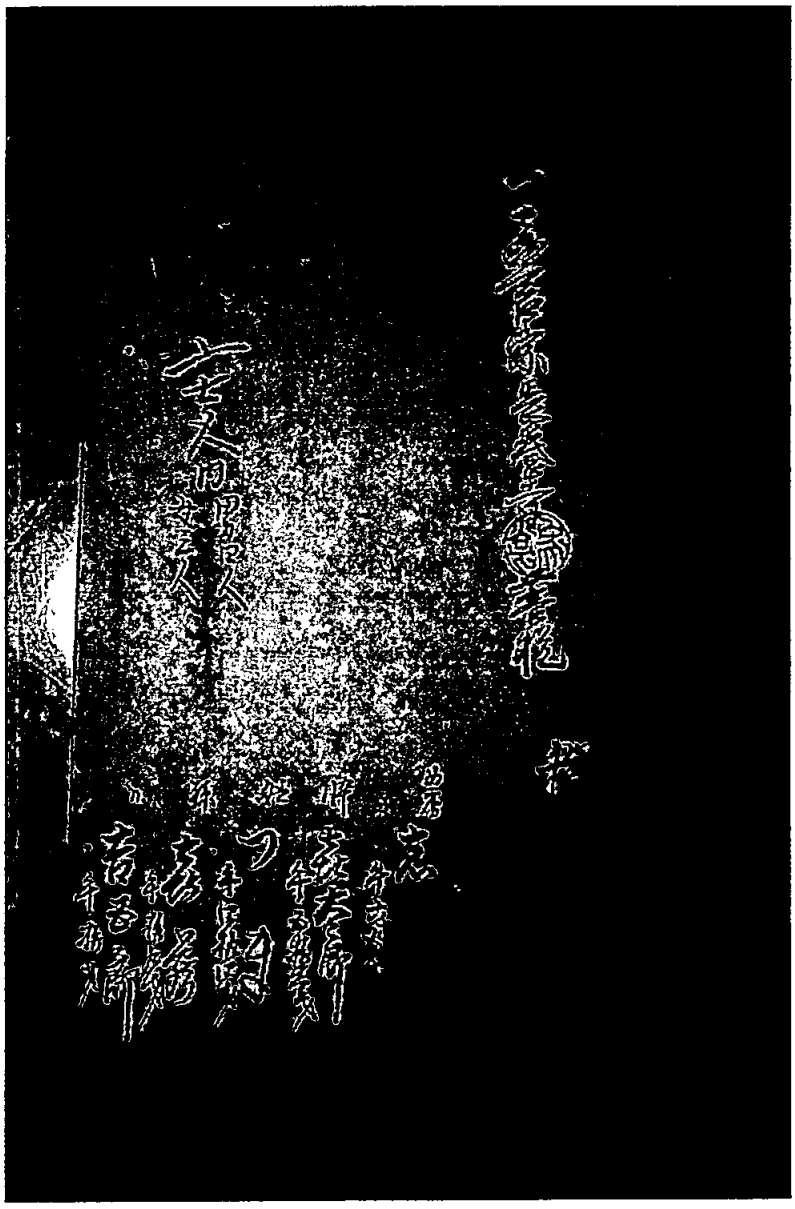

⑤

各戸主が印を押して、世帯員の続柄と名前、年齢が記載されているが、名字の記載はない。

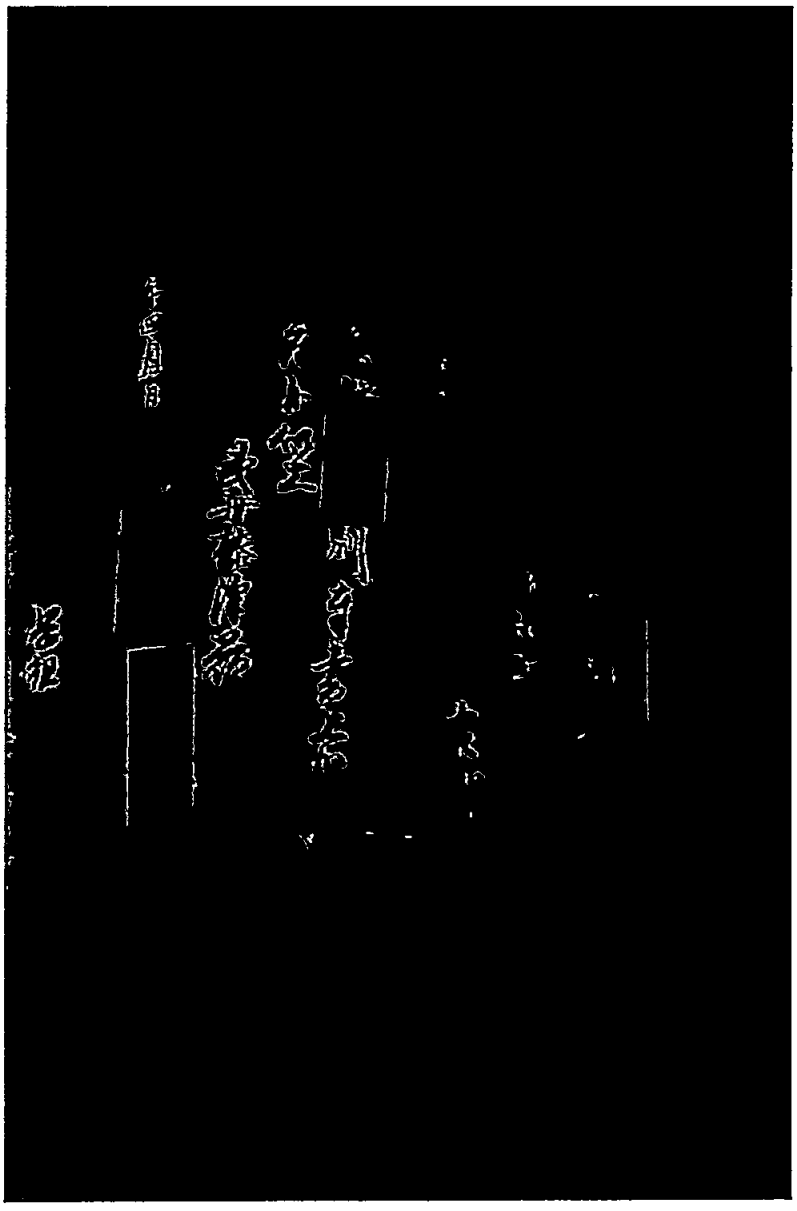

⑥

[redacted]という穢多が人別帳を取りまとめたことが分かる。

明治２年にはいわゆる「士農工商」の身分が廃止され、皇族・華族・士族を除く大部分の人は平民とされた。明治４年にはいわゆる「解放令」が出され、穢多等の賤民を平民とすることが明示され、さらに現代の戸籍制度の原型が作られた。

明治３年はその間の微妙な時期で、この[redacted]別帳から分かることは、その年はまだ江戸時代の人別帳制度が継続されており、穢多という身分が当然のように存在していたことだ。

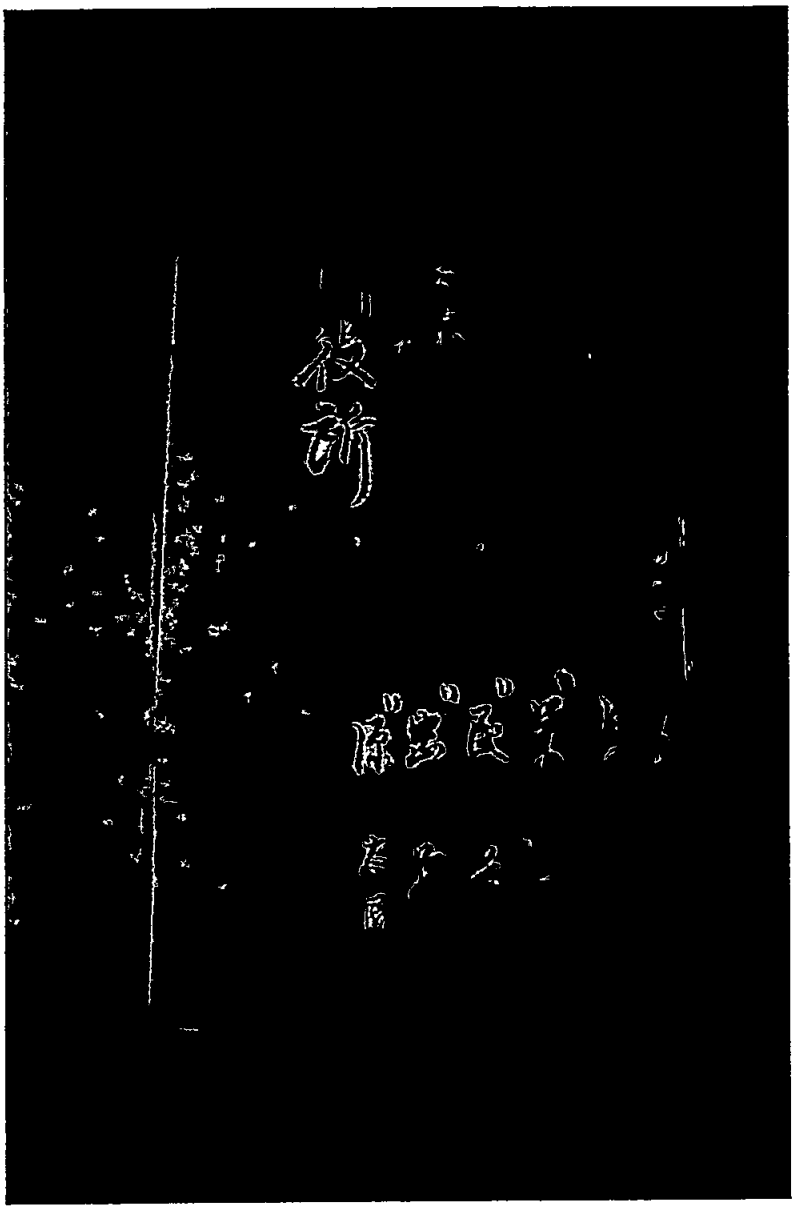

⑦

末尾には百姓代（村役人）の名前も記載されている。公の書面で名字を名乗れなかったのは穢多も百姓も同じだった。

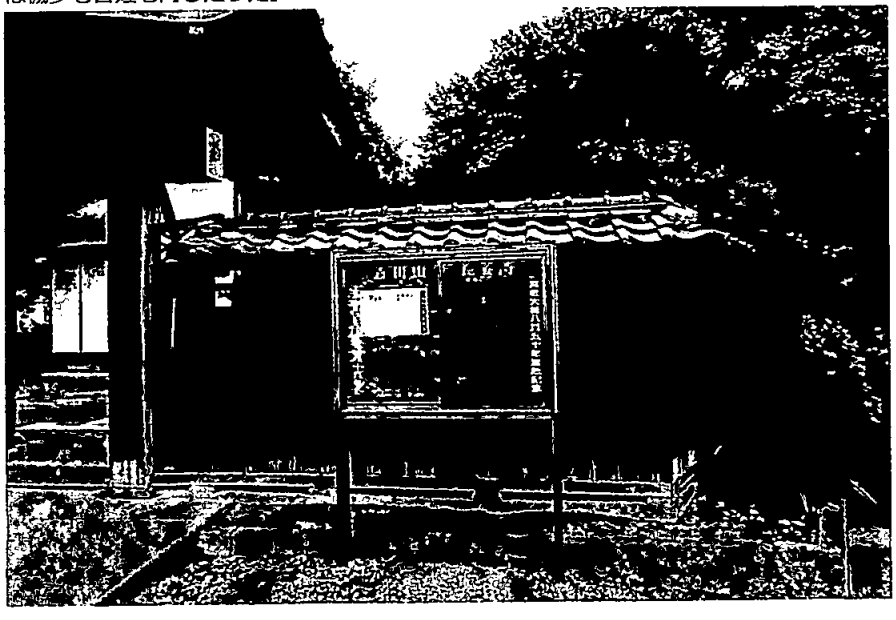

⑧

筆者はこの文書が作られた場所が今どうなっているか確認するため、現地に向かった。

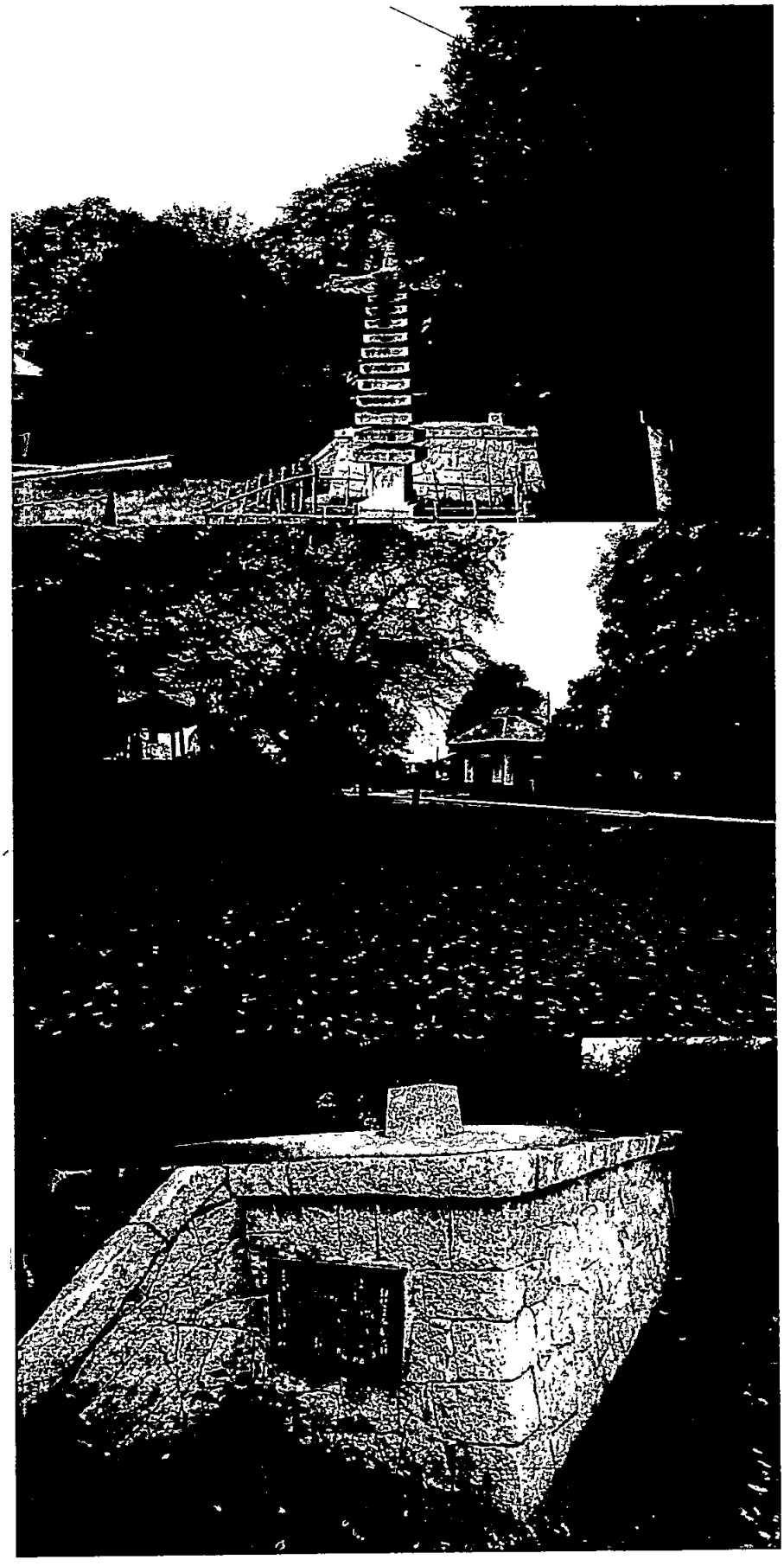

⑨

⑩

⑪

ここが[redacted]。住職は常駐しておらず、とても小さな鐘がある、風情のある寺だ。

(12)

(13)

寺の隅には古い墓石がある。

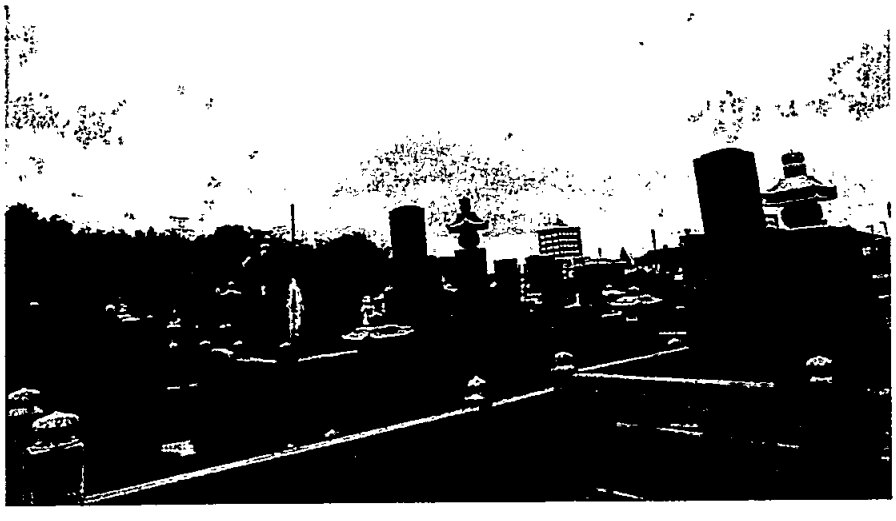

(14)

(15)

(16)

寺の前の大きな墓地は、かなり昔からあるはずだが、墓石は新しくなっているものが多かった。[redacted]、[redacted]、[redacted]といった名字が多く、墓地の中で混在している。

(17)

寺から少し歩くと庚申塔があり…

⑱

[redacted]神社を見つけた。

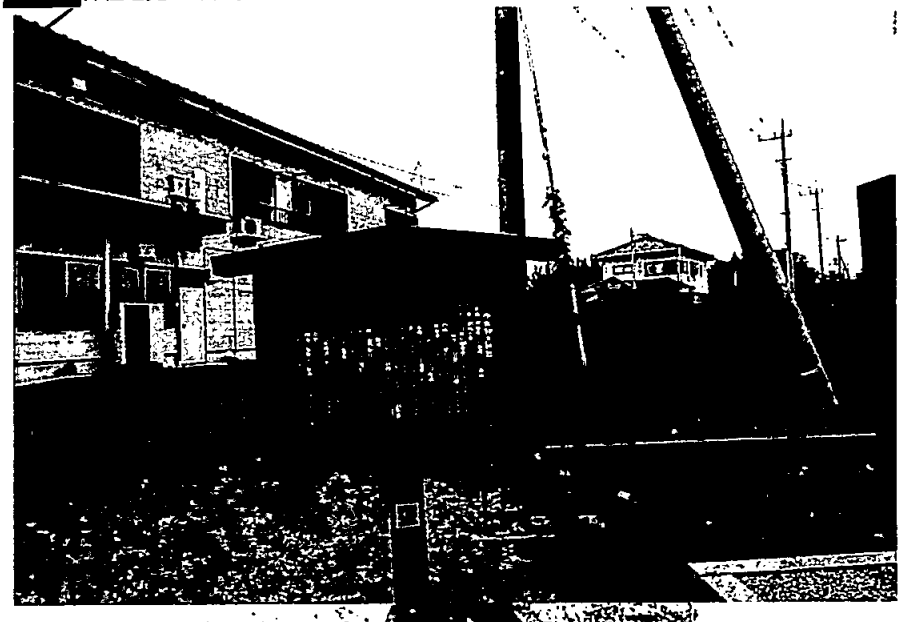

⑲

⑳

(21)

(22)

神社の中の石碑を見ると、氏子の名字は長養寺近くの墓地のものと共通していると思われる。

(23)

24

神社の境内には「[redacted]」という建物があるが、これは民間の公民館であろう。同和対策で作られた公共の建物に注連縄があるというのは考えにくい。

25

26

神社周辺の家は、どれも古くからの農家といった感じで大きい。

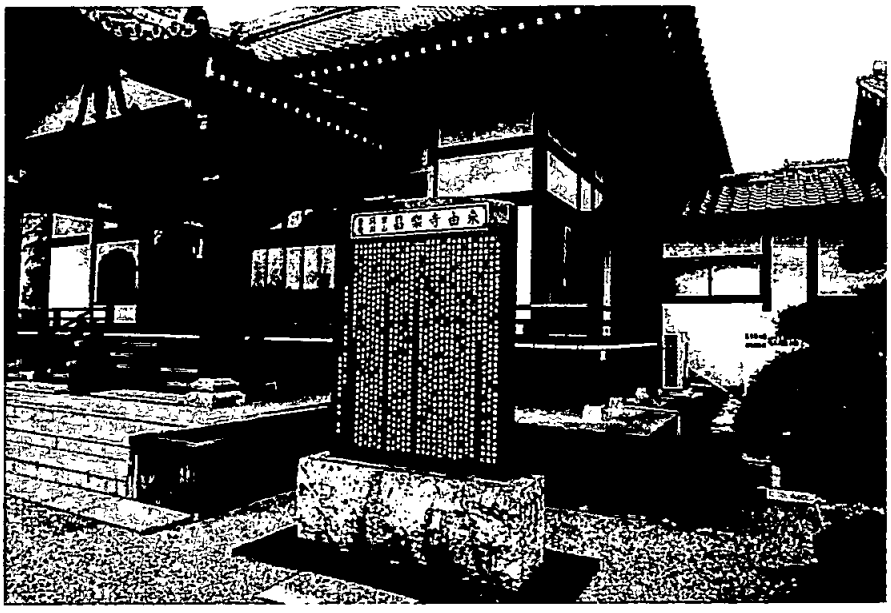

(27)

さらに歩くと曹洞宗の寺を見つけた。

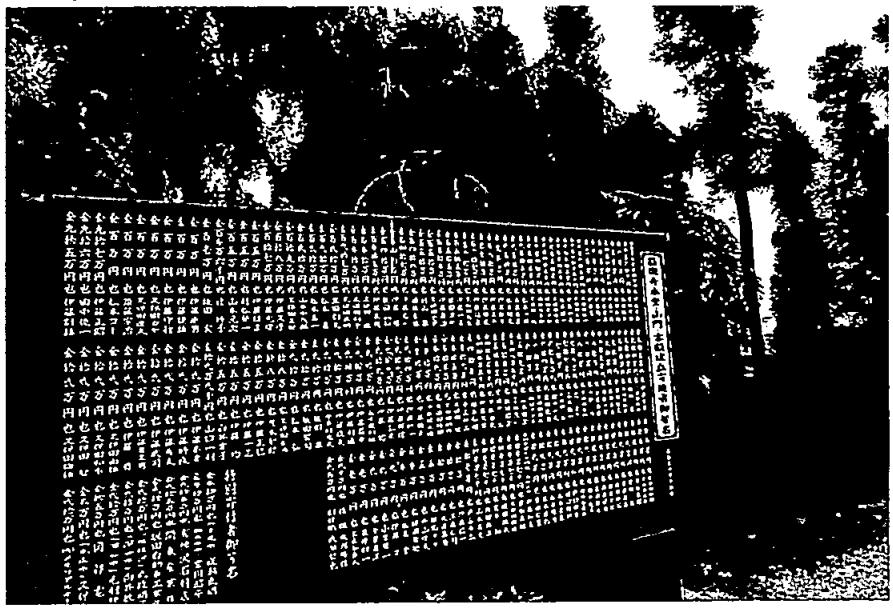

(28)

こちらは明らかに[redacted]とは名字の傾向が違う。

(29)

(30)

(31)

住宅地図で [redacted] 」という名字が集中している辺りを歩いてみた。このように田畑が広がり、各家は大きい。明らかに古くからの農村で、各家が土地を持っていたと考えられる。

(32)

33

埼玉工業大学の近くには[redacted]という表札の家が多い。

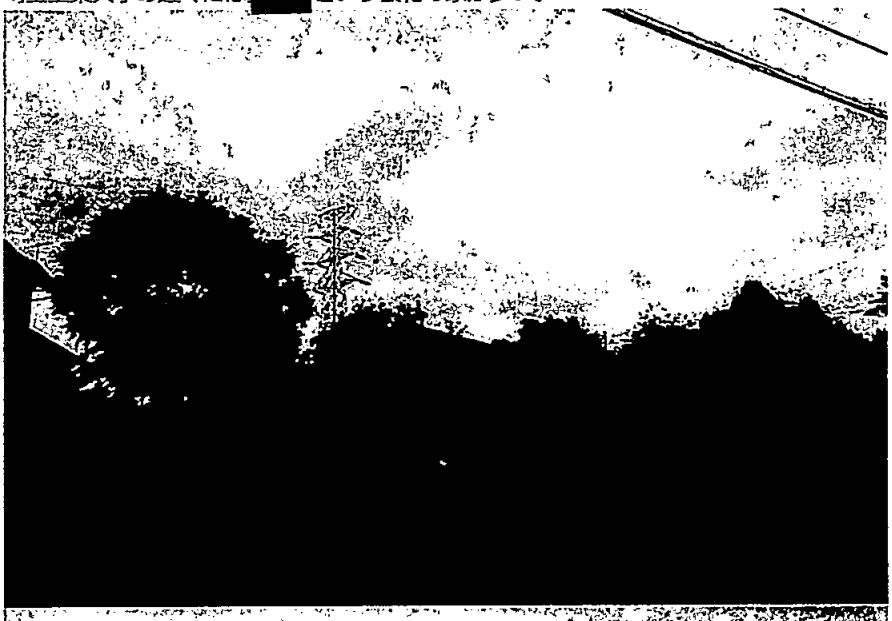

34

35

ここも田園風景が広がっている。違いと言えば、古い家が多いということくらいである。少し土地が小さめの古い家と、ガレージがあるような豪邸が混在している。

いずれにしても、どこが部落なのか、同和事業が行われたのかといった形式は見られなかった。既に融和したのではないかと考えられる。

698	「通部沿号」(矢井波戸籍之儀)	明治13年3月	埼玉県[redacted]	戸長役場	冊	1
699	「記」(村方之儀)				状	1
700	「戸籍変換御届ケ」	明治12年10月14日	[redacted]他	戸長役場	冊	1
701	「御届書」(旧弊による例木之儀)	明治13年10月	[redacted]	埼玉郡台 白根多助	状	1
703	(部通戸人員調査之儀)		[redacted]		状	1
704	(人夫取調之儀)	□□(明治)12月30日	埼玉県第一課	副課長 春山信寿	状	2

[redacted]別帳には名字の記載がないことから、現代の戸籍との関係はすぐには分からない。ただ、史実として明治１２年に同地の「[redacted]」という人物が「戸籍変換御届ケ」という文書を役場に提出した記録がある。この人物が、明治３年に[redacted]別帳を取りまとめた[redacted]と同一人物である可能性は極めて高いだろう。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 東京都が黒塗りにした 解放同盟と人権連の意見書を 手違いで開示した
香港危機、「左翼界隈」がなぜ中国批判を始めたか？ →

コメントを残す

「人権探訪(189) 埼玉県深谷市[redacted]別帳が発見される」への3件のフィードバック

さいたま太郎 2021年2月5日 10:47 PM

馬頭観音は馬の遺体を処理した事から被差別部落の名残という見方が有りますが、庚申塚についてはいかがでしょうか？と道教に由来する庚申講が開かれたの場所というのが一般的な見方だとい思いますが、訪れてみると部落の名残りがある土地に多い気がしていました。

返信 ↓

烏取ループ 投稿作成者 2021年2月11日 10:00 AM

昔は牛馬は自動車の代わりだったので普通の農家も所有していて、当然愛着がわけば死んだときには供養するので馬頭観音があるのは部落に限りません。
庚申塔は北関東や長野県ではよく見かけます。古くからの村があったという証拠にはなりますが、部落とはあまり関係がないです。

返信 ↓

匿名 2022年9月11日 9:25 AM

賤民概論に基づく賤民記述、賤民研究とやら、特殊部落論に基づく部落史記述、部落史研究とやらは、近代創出の偽史体系であり、近代オカルティズムと言い換えてもいいくらいだ。また、非常に偽史料が多い分野であり、歴史学的アプローチは慎重にして欲しい。
ちなみに賤民概論、特殊部落論は大正時代、京都帝国大学の教授だった人物が提起した学論であり、これが、水平社宣言、水平社結成に影響を与えた。

返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K. 記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第7号証

①

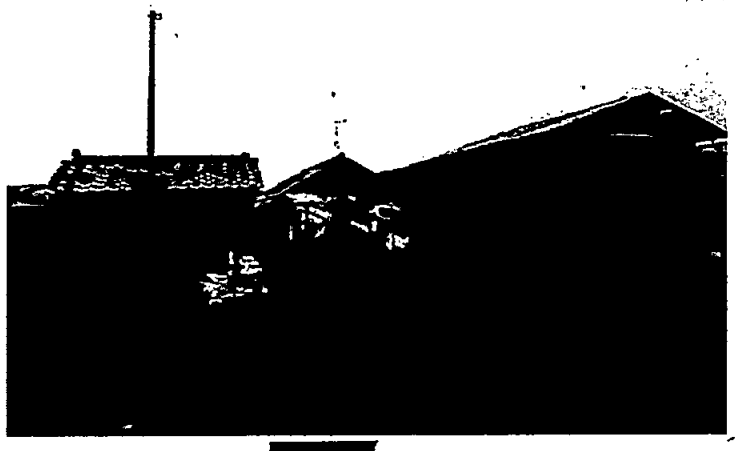

人権探訪(190) 埼玉県深谷市[redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2020年8月28日 | 投稿者: 宮部 龍彦

19件の返信

By 宮部 龍彦

深谷市[redacted]には、戦前には１５戸の部落があったとされる。主に農業をしていたようだ。現地の地図を見ると、石碑の記号がある。そこに何か手がかりがあると思い、その場所を訪れた。

②

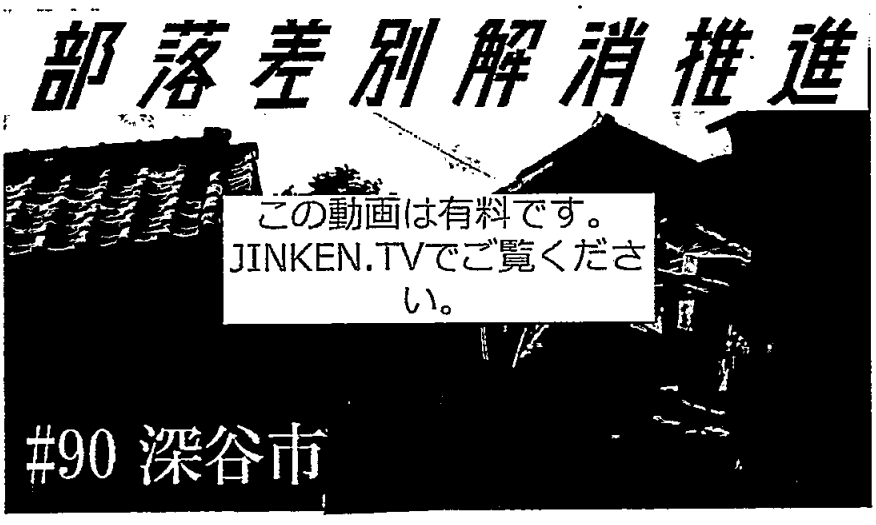

③

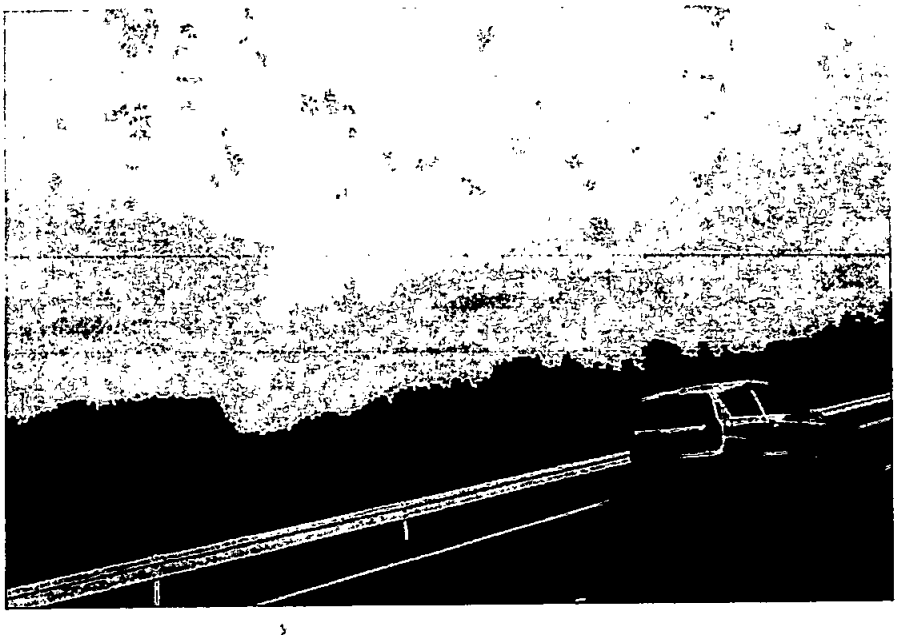

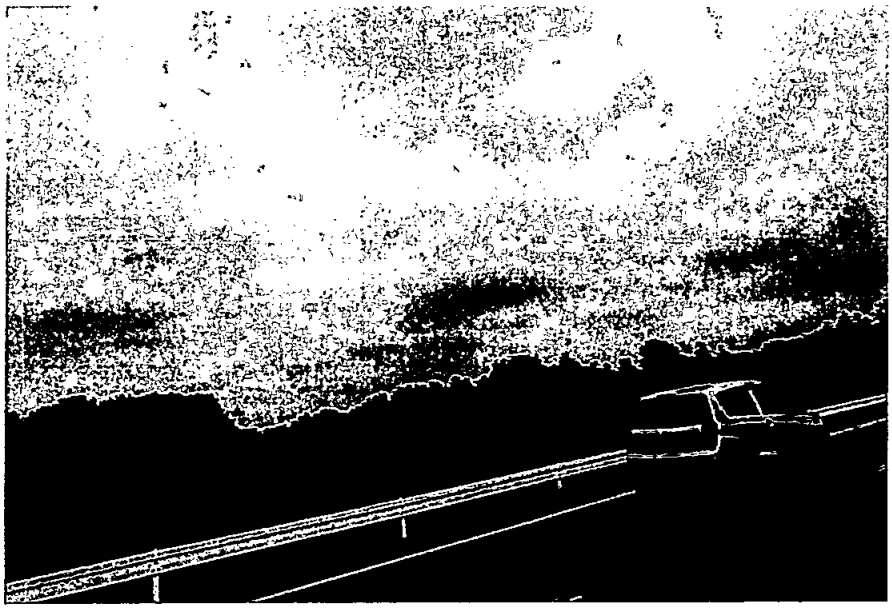

④

深谷に来ると他の地域とは違う独特の景色が広がっている。土地が広い、山が見えない、家がまばら、そして何より田んぼより畑が多い。

⑤

深谷の名産品と言えばネギだ。

⑥

方向を間違えて部落とは無関係な霊園に来てしまった。

⑦

そこから石碑の記号がある場所に向かうと…

⑧

墓地が現れた。墓は全て [redacted] 姓である。

⑨

そして、墓地には立派な石碑がある。

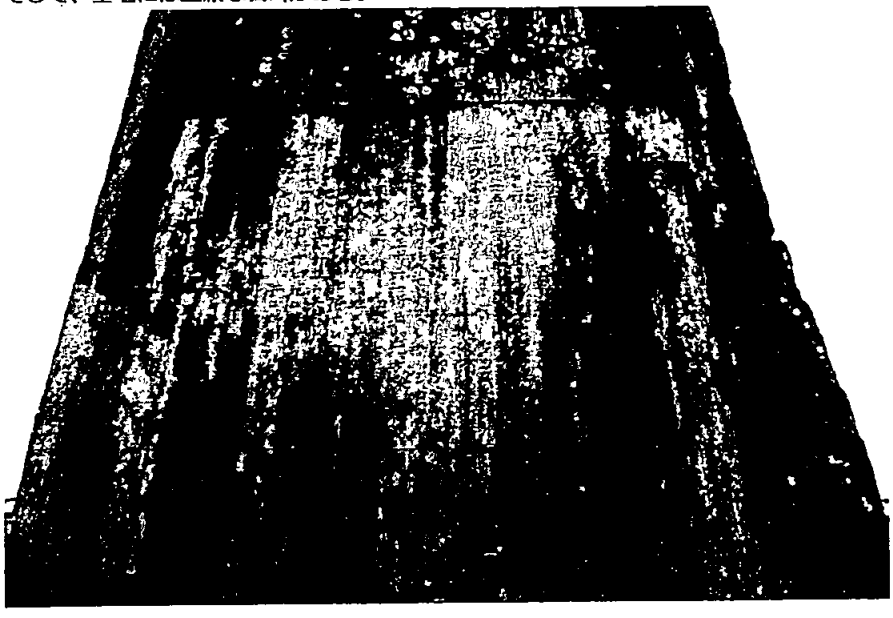

⑩

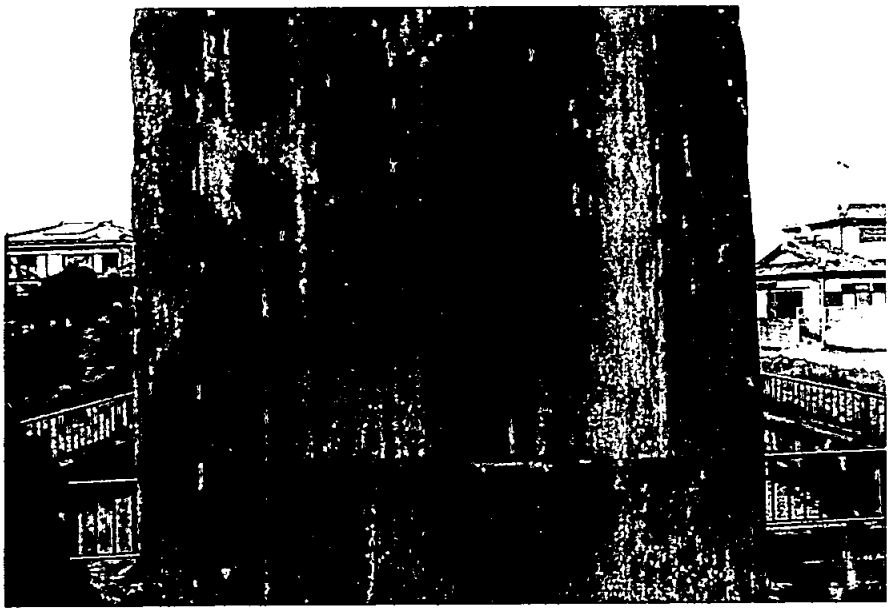

(11)

石碑に[redacted]とあるが、これは石碑の文章を書いた人の名前で、内容はこの地で生まれた[redacted]という人物を顕彰するものである。

生誕地は[redacted]番地とある。「水平運動」「部落解放」「融和」「地方改善」「社会事業」という言葉が出てくる。全国部落調査を作った「中央融和事業協会」の名前もある。

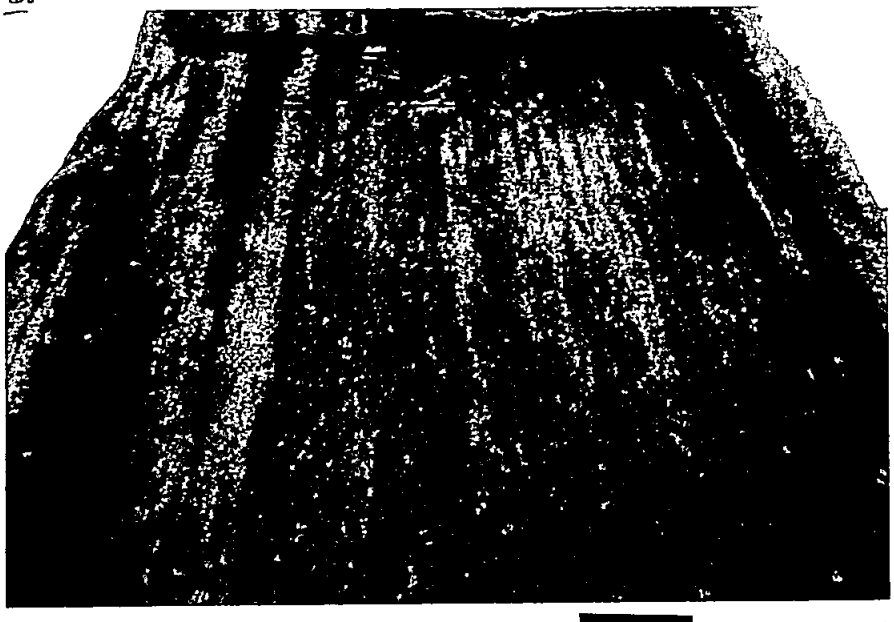

(12)

裏面には功労者の名前が。中央融和事業協会の会長だった[redacted]を筆頭に、戦前の融和運動や水平社運動で重要な役割を果たした人物が多数刻まれている。

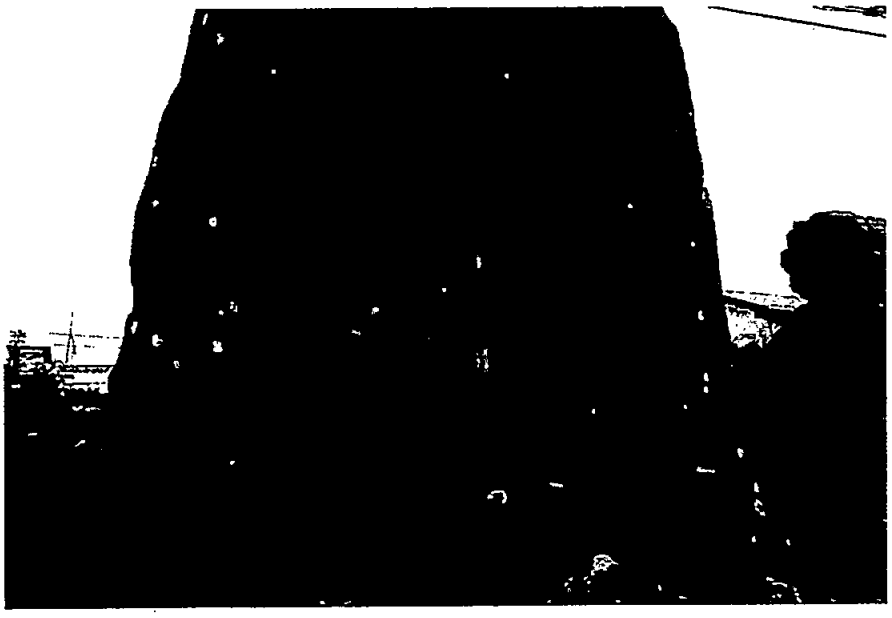

(13)

そして、下の方には地元の功労者が刻まれている。功労者が必ずしも部落民だったわけではないが、[redacted]が多く、[redacted]という名字も特徴的である。

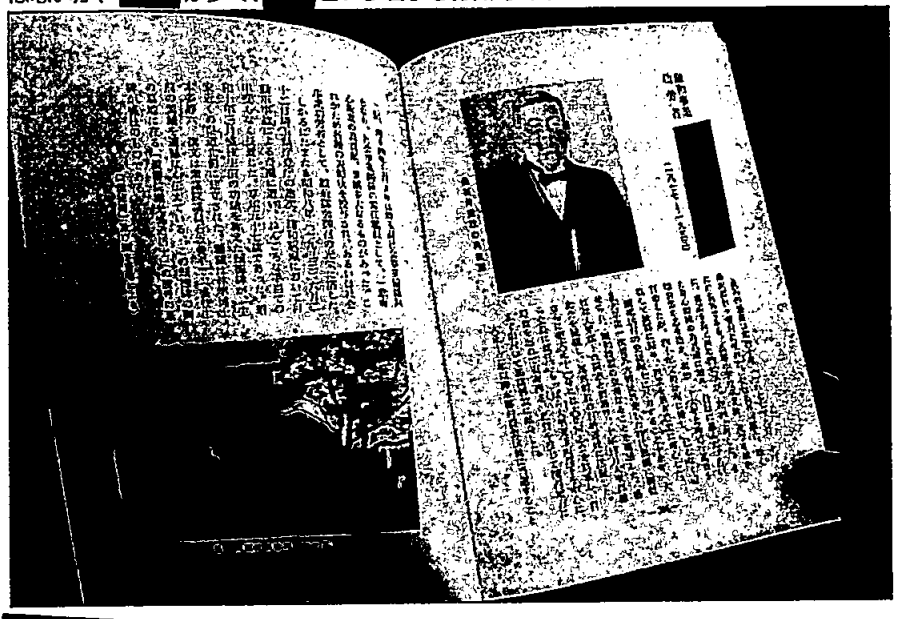

(14)

[redacted]の墓はあの墓地にあり、そして、子孫もここに住んでいるという。

(15)

部落内の様子は周辺と変わらず、部落とは分からない。住民に同和事業がされたのかどうか聞いてみると、よく分からないということだった。

(16)

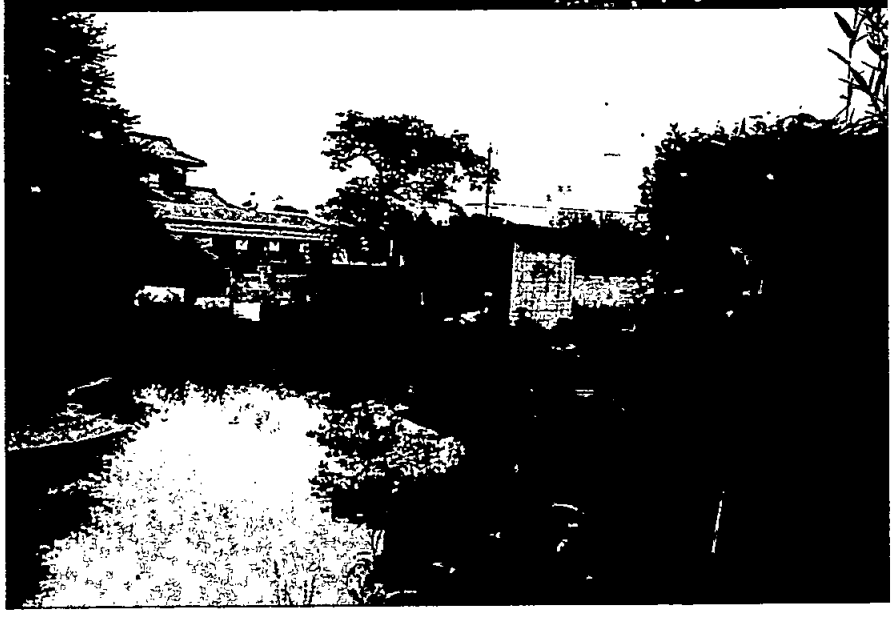

(17)

古い家と廃墟が一部にあったが、それ以外はむしろ大きな家が多い。

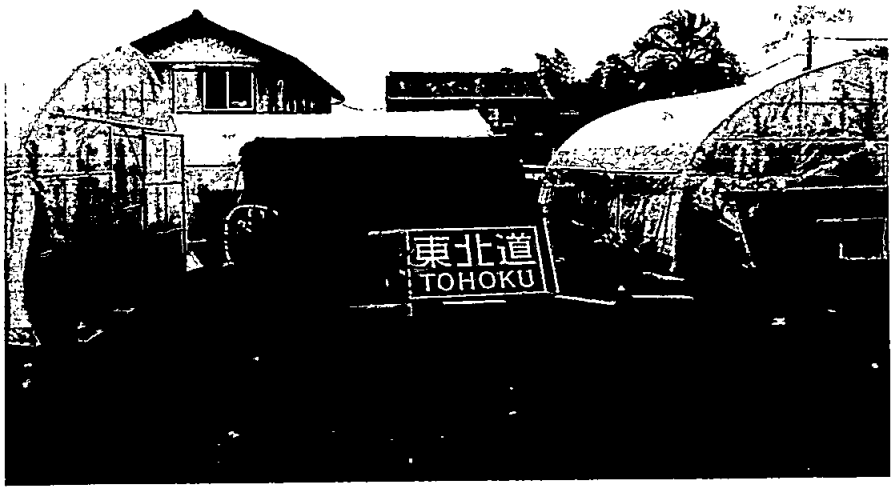

(18)

なぜか東北道の標識が。そして、周辺のビニールハウスでは観葉植物が育てられている。

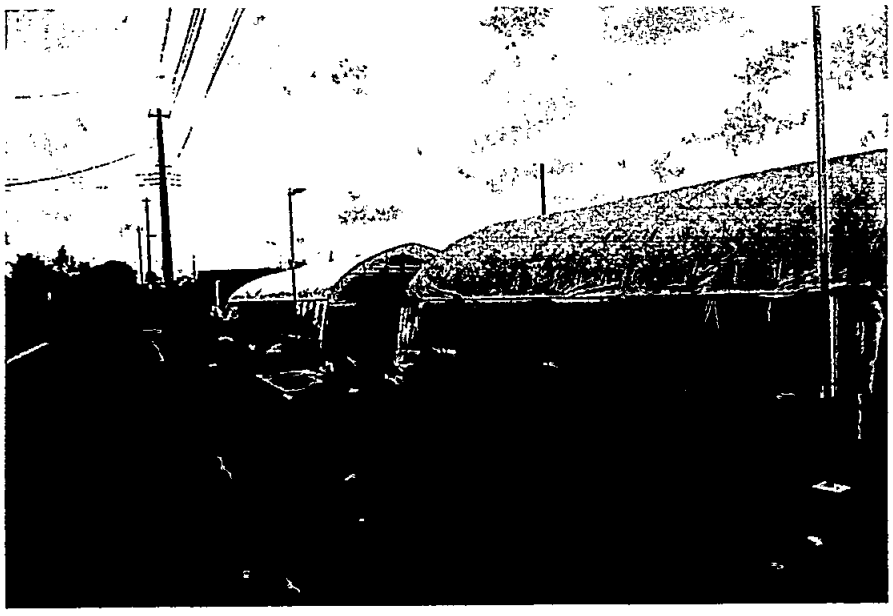

(19)

そう、この部落で特徴的なのは園芸用植物である。やたらと広い土地に、金持ちの家の庭先で見るような植物が多数植えられている。

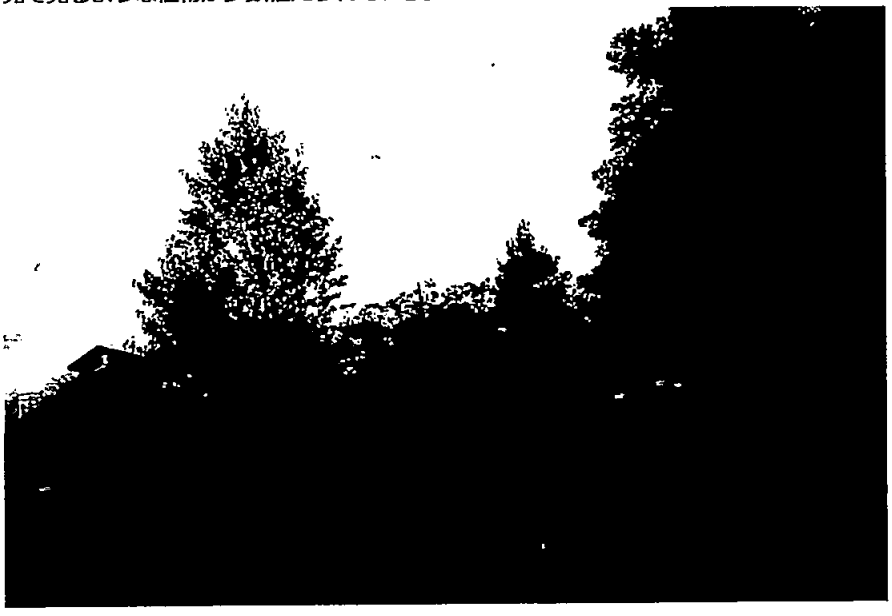

(20)

(21)

まるで部落全体が植物園のようである。

調べてみると、石碑の文章を書いた[redacted]は造園の専門家であり「公園の父」と言われているそうだ。ということは、当時から造園業を通じて縁があったのだろう。

(22)

石碑を見た後は、部落を一周して植物を眺めると面白いだろう。まさに、観光地にしてもよい部落である。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 香港危機、「左翼界隈」がなぜ中国批判を始めたか？

全国部落調査事件　証人尋問始まる →

コメントを残す

「人権探訪(190) 埼玉県深谷市[redacted]への19件のフィードバック

す　2020年8月28日 10:07 AM

お願い、撮影の際には水平を意識してほしい…目がくらくらしてきます…

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者　2020年8月30日 8:32 AM

すみません。もっと補正が強力なカメラに変えました。
GoPro MAXでは強制的に水平を保つ機能があるので、そちらも活用します。

返信 ↓

い　2020年8月28日 4:35 PM

水平社だけに

返信 ↓

うんこ　2020年8月29日 8:44 AM

＞深谷に来ると他の地域とは違う独特の景色が広がっている。土地が広い、山が見えない、家がまばら、そして何より田んぼより畑が多い。

いや、このへんはどこもそうだ。
山が見えないのは曇ってるからじゃん

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者　2020年8月30日 8:33 AM

言われてみればそうですね、ご指摘ありがとうございます。

返信 ↓

ぶらくたろう　2020年9月1日 4:32 PM

次期万券肖像に決定した[redacted]翁も[redacted]という被差別部落の出生という事実

返信 ↓

豆太郎　2020年9月2日 11:04 AM

[redacted]は全国部落調査に載っていませんが、そこが部落だという根拠は？　まさか地名に「血」がついているから？

返信 ↓

す　2020年9月5日 5:00 PM

埼玉じゃというか東日本では部落といえば集落であり、被差別部落の意味合いなど一切ない。今でも普段の会話で言うし「部落会館」などもある。
このサイトの色からすれば被差別部落を指すということになるけど。

なので「部落だという根拠は？」でなく「被差別部落である根拠は？」にしておきましょう。

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者　2020年9月21日 8:20 PM

部落は被差別部落ないしは未解放部落の略です
携帯は携帯電話の略
でも携帯の意味は変わらない
それと同じようなものです

返信 ↓

おじ　2020年10月15日 9:56 PM

埼玉県春日部市[redacted]って部落なの？？

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者　2020年10月16日 2:18 PM

その可能性は低いと思います。

返信 ↓

おじ　2020年10月17日 5:23 PM

ご返信ありがとうございます。
中古住宅を購入した時に、手続きを担当した司法書士が「ずいぶん良いところにお住みになりましたね。」と少々小馬鹿にしたような物言いだったので、気になっていたところ、ネットで「[redacted]」と付くところは部落が多いという記事をみたので、ご質問してみた次第です。

返信 ↓

通りすがり　2020年10月18日 2:45 PM

さいたま市の[redacted]や春日部市の[redacted]も車で通過していると、急に空気感が変わる場所（地域）ある。なんとなくドヨ〜ンというか、重苦しい感じで、サッサとその場所から抜け出したくなる感じだ。昔、武里団地のそばにヨークマートがあり（今は無い）、帰り道だったので、たまたま入店しただけだったが、店に入った瞬間、体がゾクゾクして、場違いなところに居る感じに襲われ、何も買わずに店を出たことがある。思わず「何だここは？」と思った。今にして思えば、この店は部落の「妖気」のたまり場だったのかもしれない（武里が部落の証し）。

返信 ↓

先祖代々日本人　2021年2月18日 12:21 AM

同和事業は被差別部落民の子弟の大学進学支援だけで良かったのではないでしょうか？？？
学業優秀であれば学費全額免除・普通の学力であれば無利子で返済期間長くするなど

生活面など手取り足取り面倒をみてしまった為に乳離れが出来ずに独り立ちが出来ない
被差別人が世襲制になって子々孫々までお金の亡者になってしまう不幸な事業になってしまった？

結局血税をつぎ込んでもあまり喜ばれずに既得権益にしがみ付いてる哀れな人になってしまった？

※元々利権に関係のない多数の殻も大事な血税を吸ってしまった残念です！！！

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者　2021年2月26日 10:04 AM

私は、同和事業はするべきではなかったと思うようになりました。大学進学支援も、同和というくくりでなくてもできるはずです。

返信 ↓

興亜一心　2021年6月17日 9:18 PM

某ゴルフ場の近くですね？先日近くを通りました。
のどかな田園風景でした。

集落があれば死牛馬が出る。死人も出る。後始末をする人は必要。何でそんなに差別するのか？

深谷ではありませんが、自分の父の子供の頃に「穴掘りてつやん」と言うのがいたそうです。
墓穴掘りなんですが、てつやんが掘った穴は、棺箱がピタリと収まったそうです。

正月はてつやんがカゴをしょって新年のあいさつ回り。父含め子供たちは「てつやんが来たぞ〜」とその力

ゴに餅を投げ入れる。てつやんは投げた餅を起用に受け止める。

陰口は言われたでしょうが、それはどんな仕事も同じ。差別なんてその程度でしょう。

返信 ↓

ピアノ　2021年7月30日 8:46 PM

あっ！！私の家です

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者　2021年8月3日 2:21 PM

おめでとうございます！

返信 ↓

深谷市同対策事業審議会　2022年6月18日 11:54 PM

平成 23 年度人権・同和行政事業報告

○運動団体活動事業費補助金
21,492,000円

※内訳

・部落解放同盟
[redacted]
6,750,000円
1,404,000円
684,000円
2,196,000円
4,230,000円
945,000円

・部落解放愛する会
[redacted]
360,000円
1,305,000円
1,755,000円

・人権擁護差別撤廃協議会
[redacted]
180,000円

・部落解放正統派
[redacted]
1,683,000円

返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K.　記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第8号証

①

人権探訪(191) 埼玉県深谷市[redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2020年9月2日 | 投稿者: 宮部 龍彦

8件の返信

By 宮部 龍彦

戦前の記録によれば、現在の深谷市[redacted]に１４戸の部落がある。現在の地図を見ると、そこには市の集会所があり、住宅地図では[redacted]という名字の家がいくつか見られる。[redacted]の石碑に[redacted]という名字がいくつかあったことから、筆者はここが部落であると推定した。

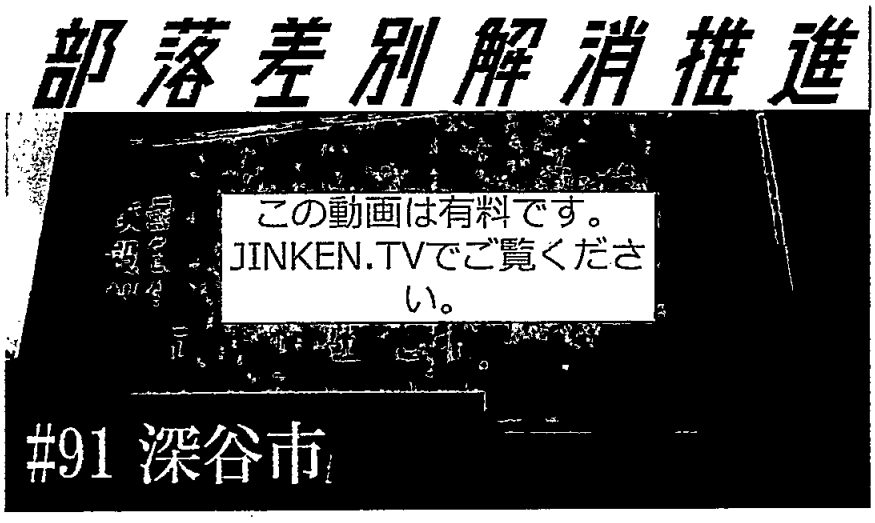

②

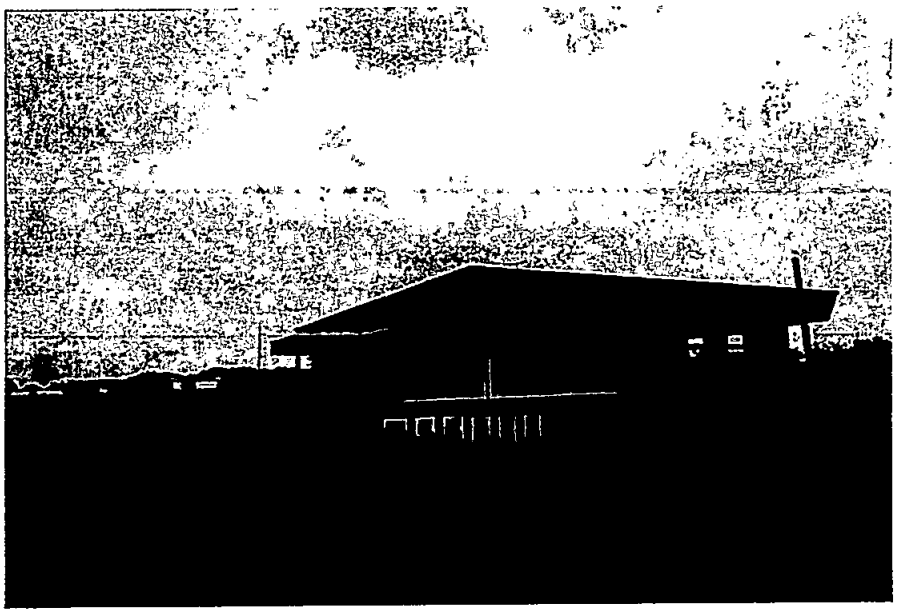

③

まず現地にあったのがこの建物、鉄の門が固く閉ざされて中には入れなかったが、建物の様式からすると同和事業最盛期の時期に作られた公共の建物だ。

様式からすると同和事業最盛期の時期に作られた公共の建物だ。

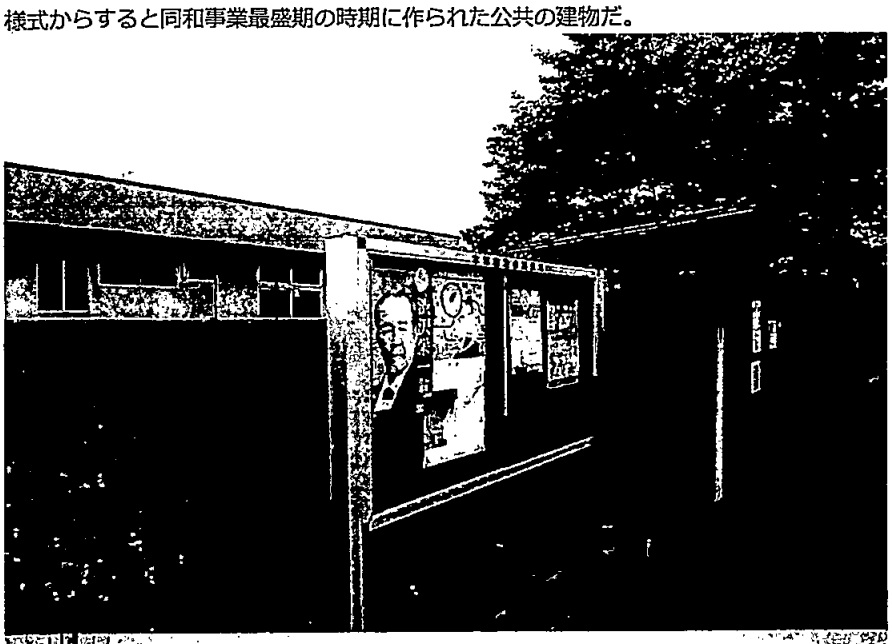

④

⑤

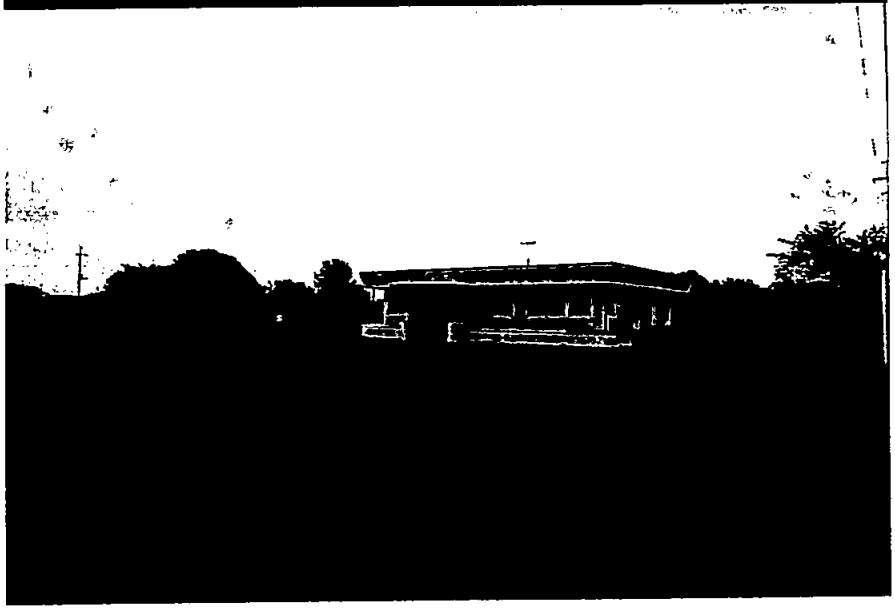

⑥

実際、これは深谷市の施設であり、単なる自治会館ではない。そして間違いなく同和対策で作られたものだが、深谷市は２０１２年に同和事業を廃止ししたために使われていない。

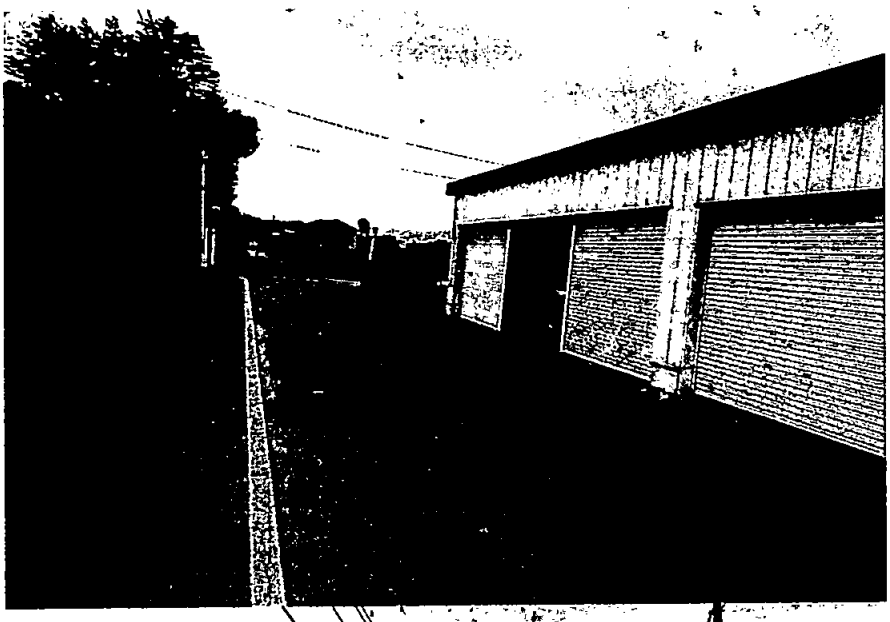

⑦

⑧

集会所の前に直線の道路があり、この道路沿いが部落ないし同和地区に該当したと考えられる。

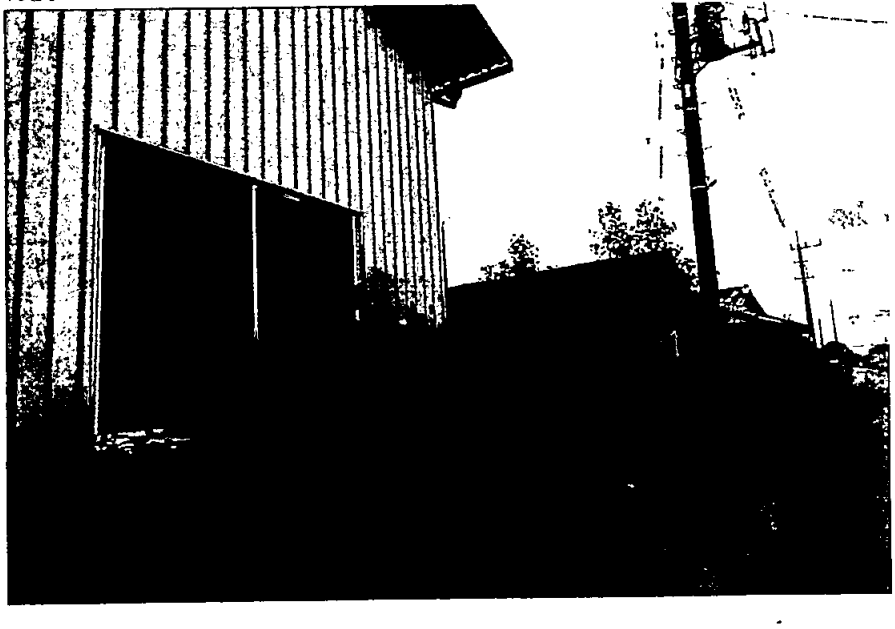

⑨

⑩

⑪

しかし、見た目は明らかに労働型ではなく農村型の部落。集会所を除けば特に違和感がなく、部落であることは全く分からない。

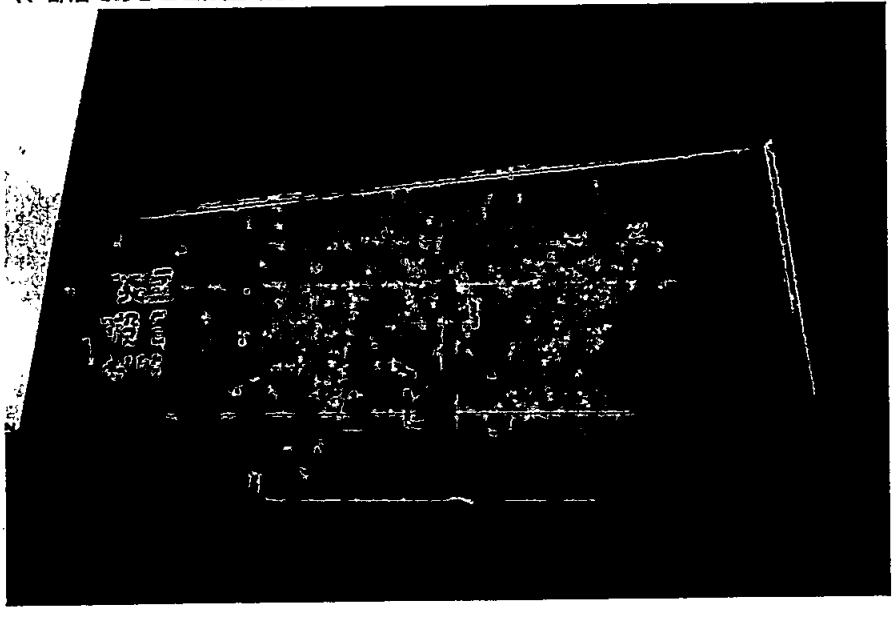

⑫

しかし、このような看板を見つけた。白く塗りつぶされているが、昭和５６年度農林業同●対策事業、[redacted]作業所の文字が読み取れる。「同」と「対策」の間の文字が読めないが、ここに入る文字は「和」しか考えられないだろう。建設に関わった業者の名称と電話番号まで書かれている。

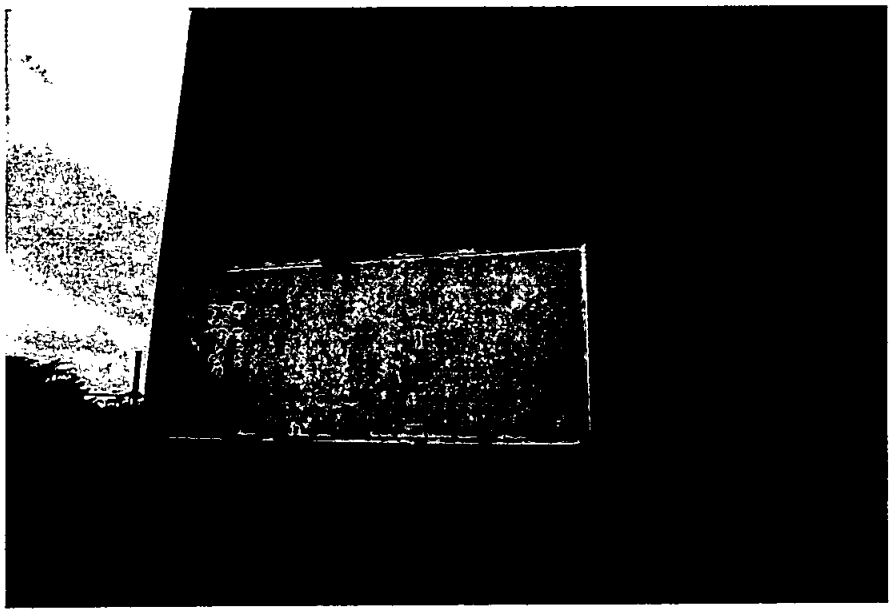

⑬

なぜ白く塗られているのか、塗りつぶすくらいなら撤去すればいいと思われるところなど、謎が多い。

ただ、このような同和事業をやったことを主張するような物件は全国の同和地区に多数あったと考えられるだろう。しかし、その多くは撤去されてしまい、我々が目にできるのは必然的に、このような杜撰な方法で処置されたものに限られるということなのだろう。

⑭

⑮

この施設には車が置かれ、一応使われているようであった。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。

宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

←全国部落調査事件　証人尋問始まる

二階幹事長が グリーンピア南紀 中国人実業家と「コロナ」でつながっていた！ →

コメントを残す

「人権探訪(191) 埼玉県深谷市[redacted]」への8件のフィードバック

文句大臣　2020年9月2日 12:18 PM

埼玉にはまだ"同和"の二文字を堂々と会社名にしている所もあります。
果たしてその周辺が地区だったかどうかは分かりませんが。
埼玉県富士見市大字[redacted]の辺にある工場です。社名にしているくらいなので、住所を出しても構わないのでしょう。

返信 ↓

サブ太郎　2020年9月11日 9:21 PM

同和の名称＝被差別部落じゃないのでは？
同和鉱業や同和火災など有名企業でも同和を名乗ってますが、創業者は被差別部落に関係ないはずですよ。
根拠もなしに発言するのはどうかと思います。

返信 ↓

浄土真宗本願寺派　2020年9月11日 10:41 PM

同和火災にいたっては、『華麗なる一族』のモデルと言われている旧岡崎財閥ですよね。同社としての最後の社長は母系で親鸞上人の末裔(大谷尊由の孫)、
そして一時、西本願寺の檀家総代もなさっていました。〇和と言う社名はいくつかの企業が合併した時に使われるネーミングで、三和銀行なんかもそうでしたね。

返信 ↓

文句大臣　2020年9月12日 2:01 PM

勘違いされても致し方のない名称なので勘違いも妥当と。

返信 ↓

サブ太郎　2020年9月12日 11:22 PM

文句大臣さん、まずは碌な知識もなく知ったかぶった自分を恥じては？

鳥取ループさん、文句大臣さんの書き込み含め、全て削除してもらえませんか？

返信 ↓

文句大臣　2020年9月16日 2:03 PM

まるで自分こそが知識を有した人間のような、人を見下した言い方ですね。
私はこういう名称の社名なら勘違いも致し方ないと言ったまでです。
客観的に考えたら私を責めることは出来ないでしょう。間違いは誰にでもあるのです。それを識者ぶった学者気取りの言い回し。良くないですね。
あなたみたいな人間が私は一番嫌いですね。鼻にかけてるというか、自惚れですね。
きっと若い方なのでしょう。

返信 ↓

匿名　2022年3月31日 5:32 PM

反動心理とでもいうべきものでしょう。
私はこの手の輩は相手にしてません。

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者　2020年9月21日 8:21 PM

スパムと陰謀論系精神病者の投稿以外は消さないことにしています

返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K.　記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第 9 号証

①

人権探訪(234) 埼玉県 白岡市[redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2021年8月4日 | 投稿者: 宮部 龍彦

18件の返信

By 宮部 龍彦

読者の方から『埼玉県東部の被差別部落のこと[redacted]の昔といま　くらし・語り』という本があると教えていただいた。早速手に入れて読んでみると、白岡市[redacted]の飛び地の部落のことが書かれていた。ここは融和事業の対象となっていなかったようで、筆者の把握していなかった部落だった。しかし、ある時解放同盟の支部が組織され、詳細な記録が残されていたのである。

②

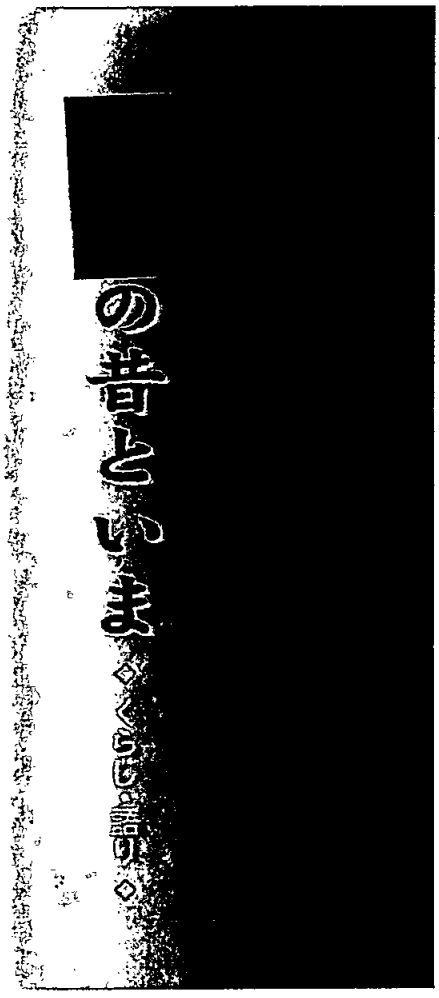

③

の森」という公園があったのでここから探訪を開始する。現地は地名で言えば白岡市 にドーナツのように囲まれている。もとは と言ったそうだ。 さんが開発したのだろう。

④

⑤

江戸時代初期には穢多4軒と記録され、幕末には10軒程度になっていたそうだ。そして。1971年に「補助を受けられる」として解放同盟支部が結成された時は8軒だった。

⑥

ストリートビューで見えたこの小屋の中に何か歴史的な物でもないかと思ったら。本当にただの物置だった。

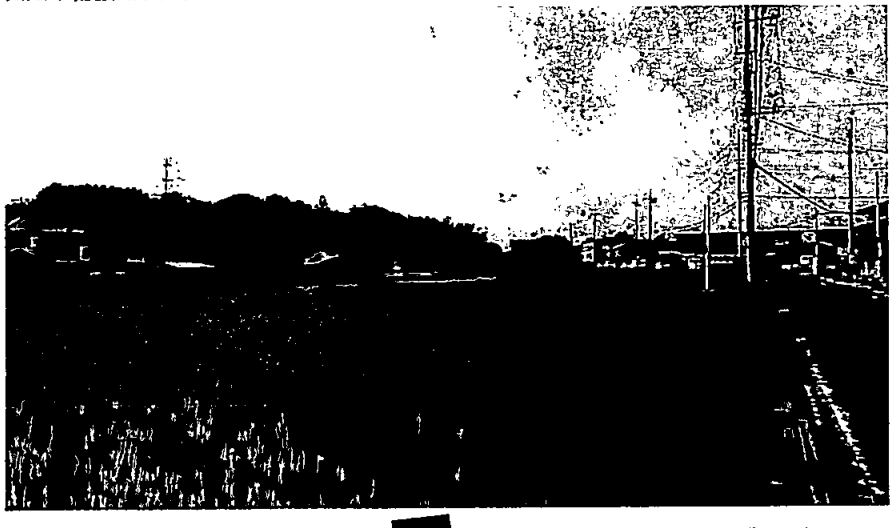

⑦

現地は田んぼに囲まれている。本には [redacted] の家が長吏の子孫である旨が書かれているが、現地に行くとそれが [redacted] であろうことが分かる。

⑧

▲その中でも「西の家」と言われた家が長吏小頭で、5反(0.5ha)程度の敷地があり、お白州があったそうだ。弾左衛門の娘が嫁入りに来たという記録もあるという。

⑨

部落の由来については、落人、非人、皮革業と様々な伝承があるが、弾左衛門配下の長吏小頭であったということが信憑性が高い。

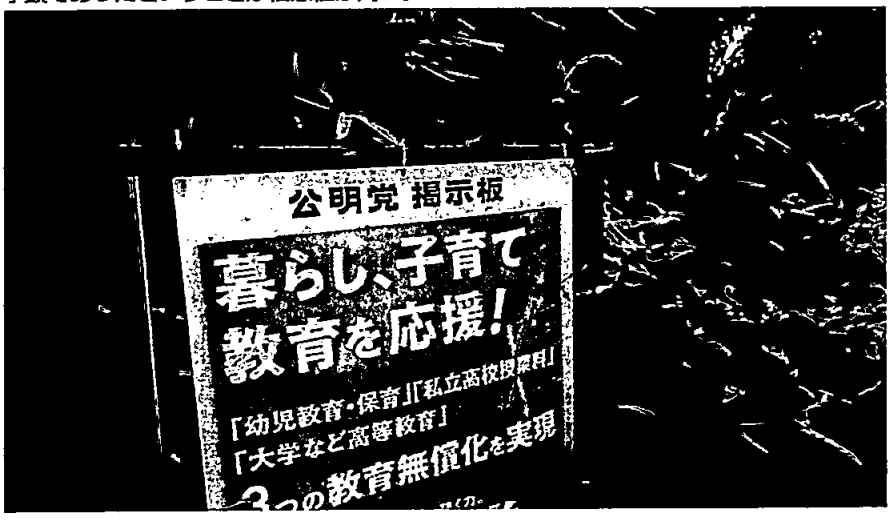

⑩

しかし、そのような由緒ある部落とは、あの本がなければ分からない。

⑪

現地は豪邸がいくつかある。その先へ進むと…

⑫

集会所を見つけた。これは[redacted]集会所。白岡市の条例では同和教育のための施設となっているので、教育集会所ということになるのだろう。

⑬

その近くにある庚申塔。どこかで見たような気がしたと思ったら、本に写真が出ていた。

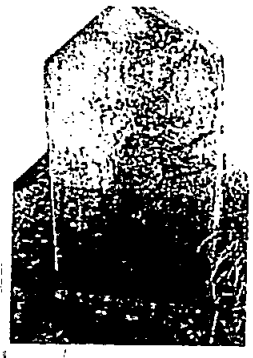

(14)

正徳三年の庚申塔

(15)

集会所の敷地内にある２つの祠、これも本で見たものだ。

西の家の石祠

(16)

左が天神様、つまりは菅原道真公。右が稲荷神だ。

(17)

祠にも[redacted]の名前が刻まれている。

(18)

大変詳しい方から話を聞くことが出来た。集会所の場所がまさに［　　］があった場所で、周辺の畑、そして現在は自動車のスクラップが置かれているこの場所も敷地内だったという。しかし、［　　］の人々は昭和初期に部落から出ていってしまった。

［　　］の先祖は享保年間に現在の埼玉県北本市辺りからこちらに移ったと伝えられ、現在部落に残る分家は、本家の代を含めると10代続いているという。

(19)

ちなみに、このスクラップ工場の経営者も［　　］これは、どちらかと言えばかなり豊かな部落ではないだろうか。

(20)

白山神社もあったのだが、［　　］が部落を出ていく時に移転され、その後に社殿が火事で焼けてしまった。残念ながら現在は跡形もなくなっており、御神体だけは個人の持ち物となっているそうだ。［　　］も火事で没落した経緯があり、昭和初期までに様々な家財道具が売り払うなどされ、歴史的に貴重な遺物が失われてしまった。

(21)

本には普門品供養塔の写真が載っており、これがどこにあるか住民に聞いてみたが、残念ながら分からなかった。

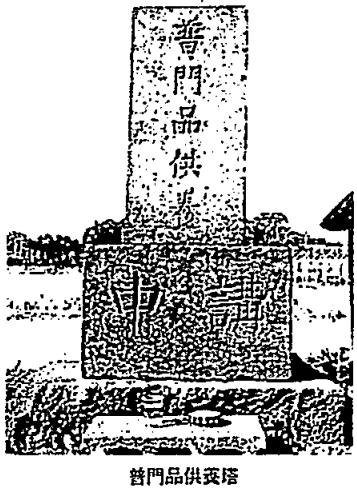

普門品供養塔

(22)

(23)

こちらは大徳寺。曹洞宗のお寺である。元は真言宗の寺で1512年に改宗したという。部落はここの檀徒であり、「[redacted]」の墓石があるというので来てみた。

㉔

㉕

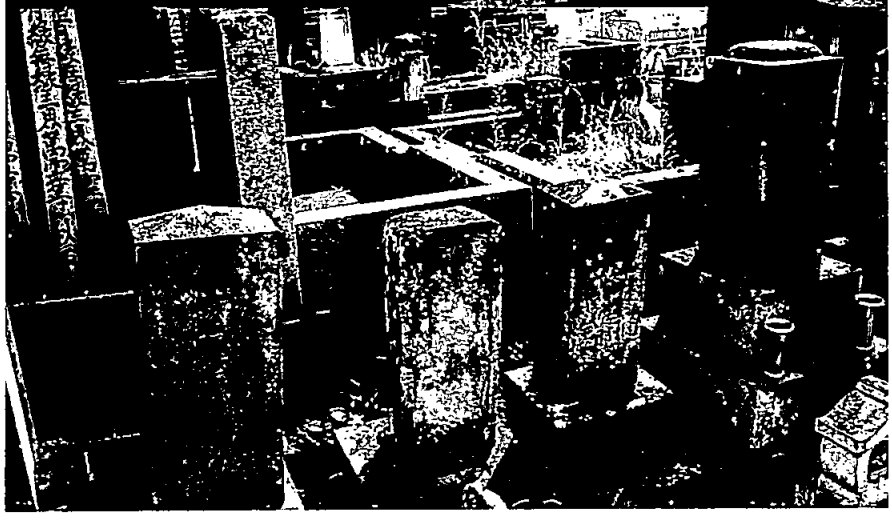

㉖

なぜか日蓮宗の墓石もある。

㉗

本の写真とは位置が変わっているようだが、これが[redacted]」の先祖の墓石で間違いないだろう。

[redacted]の先祖の墓石

(28)

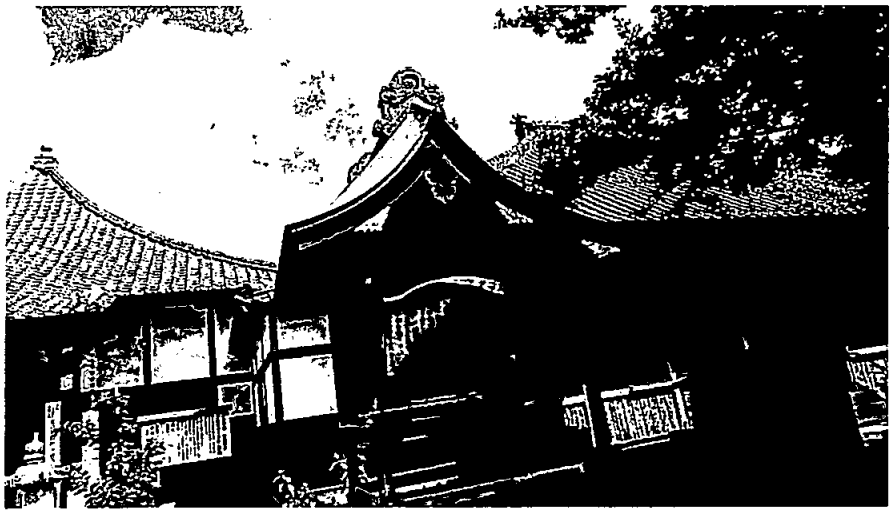

(29)

寺には白山堂があるが、白山神社との関係は不明である。

いずれにしても、この部落に弾左衛門配下の小頭が住み、周囲の治安維持に当たっていたことは間違いないだろう。享保年間まで由緒を辿れる家というのは珍しいと思うので、むしろ由緒正しい部落である。地理的にも悪い場所ではなく、融和事業の対象として名前が挙がらなかったのはそれなりの理由があったのだろう。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。

宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 【番外編】“疑惑の砲弾”『週刊文春』甘利明金銭報道の 裏に天野二三男がいた！

【緊急レポート】元社員が 証言！ 熱海市 伊豆山地区 土石流 第2波に警戒せよ！ →

コメントを残す

「人権探訪(234) 埼玉県 白岡市 [redacted] への18件のフィードバック

にわか 2021年8月4日 12:06 PM

神道の研究者です。一般的な神社においても、その記録となるとせいぜい江戸時代後期までしか遡れませんので、この部落はまさしく「由緒ある部落」です。そしてループさんが指摘されるように、もともと社会的にも経済的にも自立していたのでしょう。1971年になって「補助を受けられる」部落として、解放同盟の支部が結成されたというのは違和感を覚えます。本件は貧しい部落ばかりでなく豊かな部落もあったという事例として貴重かと思われます。これからも部落の多様性を探るループさんの学術研究を応援します。

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2021年8月5日 9:13 PM

ありがとうございます。今後も歴史ある部落を巡っていきます。
返信 ↓

盲四ジャイアンツ 2021年8月4日 6:40 PM

「未解放部落が歴史的に存在しない三郷市に、突如として「部落解放同盟三郷支部」なる団体が結成されたのは七五年四月のこと。彼らは市当局と、当時の県同対課に圧力をかけ、市内三地区に「同和地区」をデッチあげるとともに「解同」支部への活動費補助金支給、支部員の固定資産税の七割減免、同和事業計画の策定と同和予算の計上、市職員への研修の強要など」をおこなった、と1980年の『議会と自治体』にあります。「三郷市内に住民票もない、暴力団とつながる人物たちが、「解同」の無法をみて、全日本同和会三郷支部なる組織をデッチあげ、三千五百万円もの要求をつきつけたのはその直後のことである」とも同誌に報じられています。

未解放部落が歴史的に存在しない草加市や越谷市でも解放同盟は「でっちあげ同和地区」を作っていますから、1970年代に何らかの策動があったのでしょう。

https://www.city.yashio.lg.jp/smph/shisei/shiminsankaku/johokokai/kosaihi/h22_kosaihi/kyoikucho.html

今では削除済みですが、上記ウェブサイトには八潮市の教育長交際費（平成22年度）の12月1日執行分として [redacted]（部落開放同盟埼葛郡市協議会副議長兼三郷支部長）御令室様　香典」の氏名の記載がありました。ということは、少なくとも2010年12月までは「解放同盟三郷支部」があったと考えられます。
返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2021年8月5日 9:17 PM

それは興味深い話です。エセ同和地区の具体的な場所は分かりますか？
集会所等のエセ同和施設があれば訪れて確認してみたいです。
返信 ↓

盲四ジャイアンツ 2021年8月6日 12:56 PM

具体的な場所の一つは恐らく[redacted]です。なぜなら[redacted]さんの住所が三郷市[redacted]だからです。

しかし明治時代の地図で確認すると[redacted]さん宅の近くに民家はありません。ですから、そこが旧賤民の集住地区だったとは考えられません。

1996年の『埼玉年鑑』411ページには皮革製品製造販売を生業とする[redacted]の名前と所在地と電話番号が記載されています。そこの理事長が[redacted]さんで、所在地は[redacted]の[redacted]さん宅と同じ番地です。

1994年の『埼玉年鑑』349ページには『[redacted]』という会社の名前と所在地と電話番号が記載されており、社長は[redacted]さんです。所在地は[redacted]さん宅と同じ番地です。ひょっとしたら草加市[redacted]と同様、墨田区や荒川区から移転した皮革業者と関係があるのかもしれません。

2017年に日本共産党へ問い合わせた時の返事はこうでした。

・当時の状況を知る三郷市議に問い合わせたところ、部落解放同盟の三郷支部なる組織は現在確認されていない
・ただ、団体名が明確ではないが、越谷支部を名乗る組織に今も補助金をだしている
・固定資産税等の優遇措置は今も制度としては残っているようだが申請はない
・埼玉人権連に問い合わせたが、部落解放同盟の三郷支部については全く承知していないとのことだった

解放同盟三郷支部の設置の前年、1974年に「三郷市人権教育推進協議会」が設置されており、「三郷市の同和教育をはじめとする人権教育を推進する」と標榜しています。
https://www1.g-reiki.net/misato/reiki_honbun/z600RG00000225.html

今年3月に改定された「三郷市人権施策推進指針」にも「同和問題をはじめ」という文言が5回登場しており、もともと旧賤民の集住地区がなかった自治体にしては異常に「同和」に力を入れていることがうかがえます。
http://www.city.misato.lg.jp/secure/18121/%E4%B8%89%E9%83%B7%E5%B8%82%E4%BA%BA%E6%A8%A9%E6%96%BD%E7%AD%96%E6%8E%A8%E9%80%B2%E6%8C%87%E9%87%9D%E3%80%90%E7%A2%BA%E5%AE%9A%E3%80%91%EF%BC%88R3.3.19%EF%BC%89.pdf
返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2021年8月10日 2:19 PM

[redacted]ですね。東京の墨田で皮革業者が三郷市や草加市に移転していったと聞いたのでその話と符合します。
越谷支部にはなぜか吉川市長から交際費が出ています。
https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/32,56094,c,html/56094/20210118-094338.pdf
「三郷市同和行政の基本方針」という文書に何か書かれているかも知れません。
三郷市近辺に行く機会があれば調べてみます。
返信 ↓

す 2021年8月5日 8:54 AM

金もらえるから解放同盟支部をつくっただけであり。
ここは別段「差別されていた地域」ではないということ。
もきちんと調べればこうやってわかると。
こういうことをコツコツ公けにしていくことに価値がありますね。

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2021年8月5日 9:18 PM

そうですね。補助が受けられるからと素直に書かれているのに驚きました。

返信 ↓

用語は正確に！！ 2021年8月5日 11:56 AM

>>その中でも [redacted] と言われた家が長吏頭で、
>>弾左衛門配下の長吏頭であったということが信憑性が高い。
長吏頭は弾左衛門の事であり、西の家・弥兵衛も中の家・瀬兵衛もその配下で
ある「長吏小頭」です。

>>左が水神様、つまりは菅原道真公。
菅公は「天神様」です。

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2021年8月5日 9:18 PM

すみません、恥ずかしい間違いでした。訂正しておきました。

返信 ↓

度々失礼致します 2021年8月5日 11:24 PM

>>「西の家」の子孫は（中略）北本市辺りからこちらに移ったと伝えられ、
子孫じゃなくて先祖ですね。なお >>弾左衛門配下の長吏頭　の方だけ
訂正モレになってますねw

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2021年8月6日 9:18 AM

度々ご指摘ありがとうございます

返信 ↓

かずさ 2021年8月5日 9:03 PM

「埼玉県部落解放研究会」で検索してみると場所がズバリここです。

御成街道を7キロ北上すると [redacted] の「[redacted]」、
2キロ南下すると「[redacted]」という部落があります。
[redacted] は「新編武蔵風土記稿」にも記載がある有名なムラです。
集会所と白山神社がある以外はありふれた近郊農村という感じ。

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2021年8月5日 9:26 PM

確かにありますね。[redacted]
住宅地図だと [redacted] さんになってます。

返信 ↓

『学術・研究：部落探訪(213) 千葉県 野田市 [redacted] 2021年8月7日 10:23 AM

表題記事のコメント欄をご照覧されたし。

埼玉県部落解放研究会
2021年3月24日 12:21 PM
白岡市 [redacted] ※ [redacted] の隣接地

返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2021年8月10日 2:20 PM

ありがとうございます。Youtubeでも指摘がありました。

返信 ↓

名無しの示現舎ファン 2021年8月8日 12:15 AM

母は傘寿超えの戦前生まれで、この部落の近くの小中学校卒です。
同級生にこの地区出身の者が二人いて、それぞれ動画で語られてた苗字でした。

一人は家業がくず鉄回収で、
貧乏で家の手伝いが忙しかったせいかあまり学校にも来れず、

九九もロクにできなかったそうです。
貧乏で頭が悪いとなるといじめの対象になりそうですが、
むしろ逆で暴れん坊というかワルだったそうです。
ワルになったのは、たまにしか学校に来なかったので、
それでいじめられた反動じゃないかと母は言ってました。

もう一人の家業は汲み取り業で、
貧乏ではあったものの本人が温厚な性格なので普通に交友していて、
数年前まであった同窓会にも参加していたそうです。

この地区が部落だという認識は子供心にもあったそうですが、
そこに住む人への差別意識はなく、普通に接していたと言ってました。

ただし、一つ驚いたことは母はずっとここを朝鮮部落だと思っていたそうです。
もしかしたら古い地元民の間では今でもそのような認識かもしれません。
返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2021年8月10日 2:21 PM

ありがとうございます。朝鮮部落と思っていたというのが意外でした。地元で言われることというのは、その程度なのかもですね。
返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K. 記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第10号証

①

人権探訪(285 前編)埼玉県 本庄市 児玉町児玉[redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2022年9月14日 | 投稿者: 宮部 龍彦

52件の返信

By 宮部 龍彦

本庄市児玉町児玉には一説では関東最大級の部落があるという。読者の方から探訪リクエストもあったことなので、行ってみることにした。

昭和初期の記録では119戸、527名であったとされる。

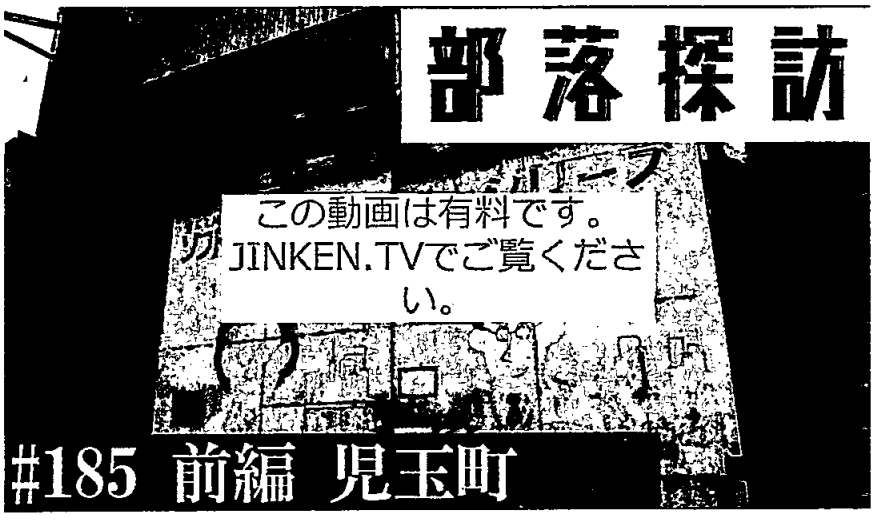

②

③

今回探訪を共にしたのが[redacted]の『こんな差別が』という本。1980年初版発行の、子供向けの古い本である。

④

[redacted]の部落出身で、20年部落解放運動をしている著者が、地元での差別の実態を告発するという本である。真面目に感想を書くと、事実誤認と被害妄想に満ちた内容で、こんな人が部落解放運動に関わっていろんな人を洗脳して、余計にこじれていったのだなということが分かる内容である。

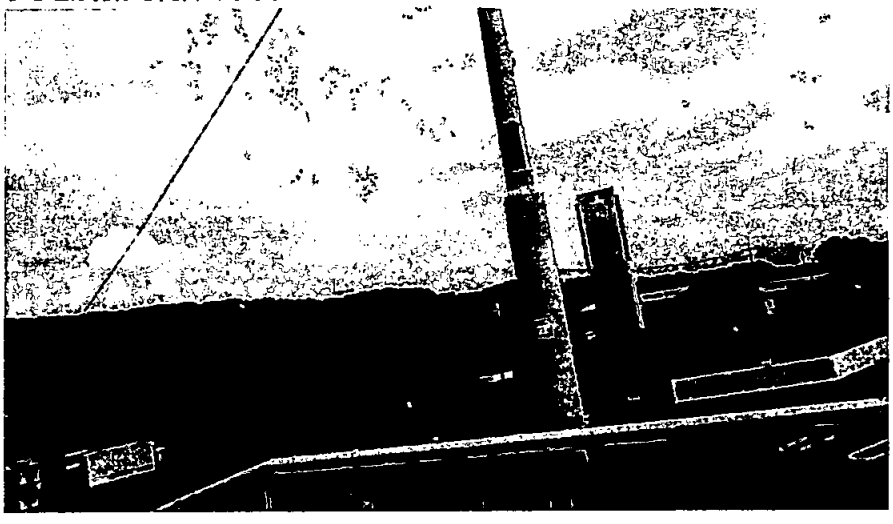

⑤

例えば部落の呼称である[redacted]という町名も差別であり、近くにある上町に対して「行政が差別的発想のもとにつけた字名にちがいない」という。

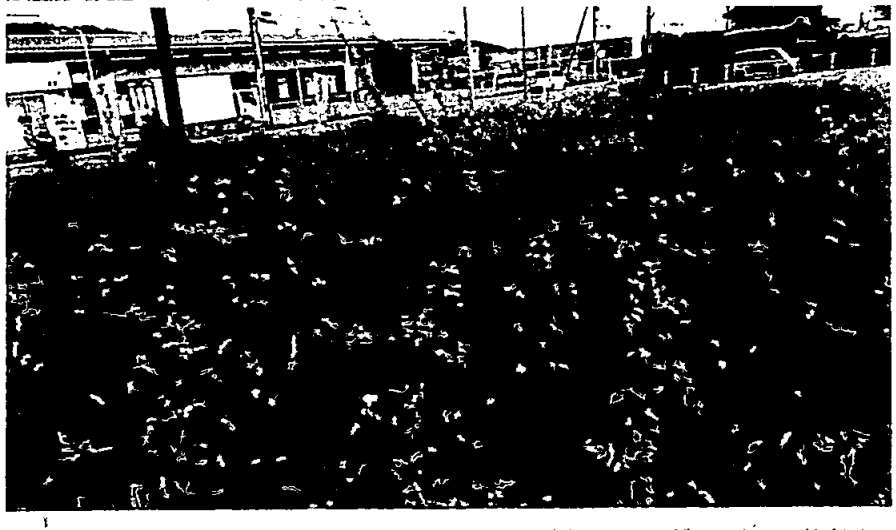

⑥

ただ、地図を見ると単に小山川の川上と川下の位置に対応しているだけである。筆者は、身分の上下で地名を付けたという事例を知らない。上下は単に地理的な位置による命名で、川の上下、あるいは街道等では京都に向かう方を上、離れる方を下という付け方である。

あえて部落差別に結びつけるとすれば、皮革を扱っていた部落では汚水が下に流れるからという理由で川下に移転させられた例がしばしばある。しかし、「[redacted]」のように名前に「[redacted]」が付いた部落名も珍しくない。

⑦

そうこう言っているうちに、関東の部落での定番、白山神社に着いた。

⑧

⑨

社殿の中で集会が出来るような構造になっている。

(10)

『こんな差別が』はその中で名字による差別を告発するのだが、地元の部落に多い名字として具体的に[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]が挙げられている。それらのうち、白山神社の氏子に多いのが[redacted]である。

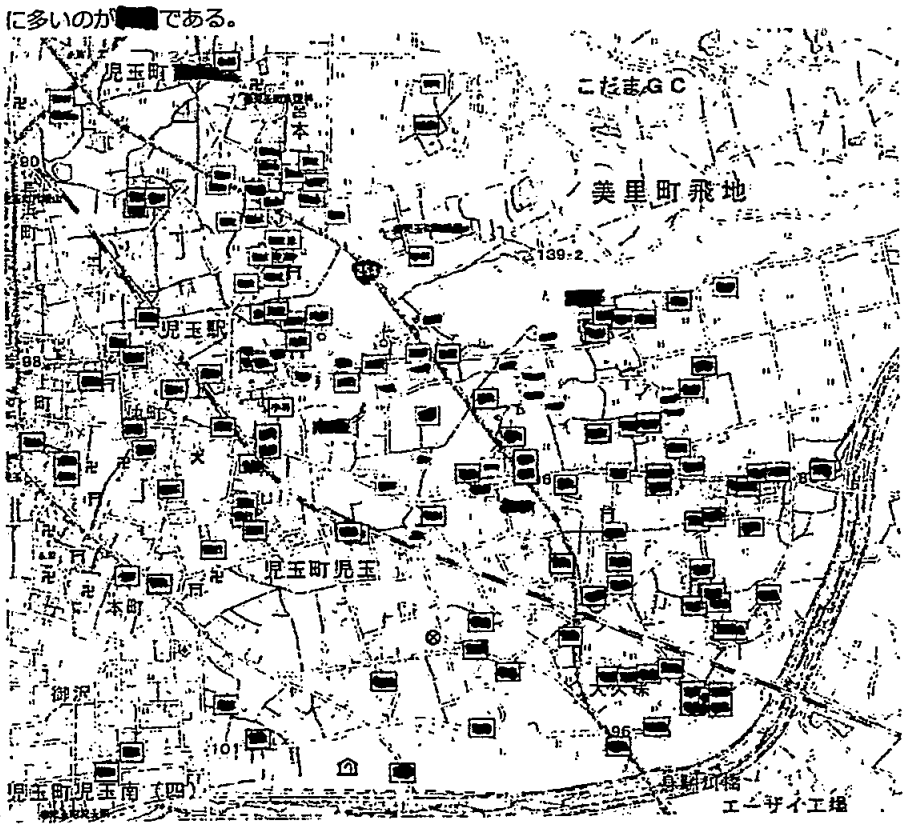

(11)

とすると、ここで活用すべきはネットの住宅地図「マッポン！」である。『こんな差別が』で挙げられている名字と探訪時に気になった名字の分布を検証してみた。これは見事に地域と名字の関係性が現れている。

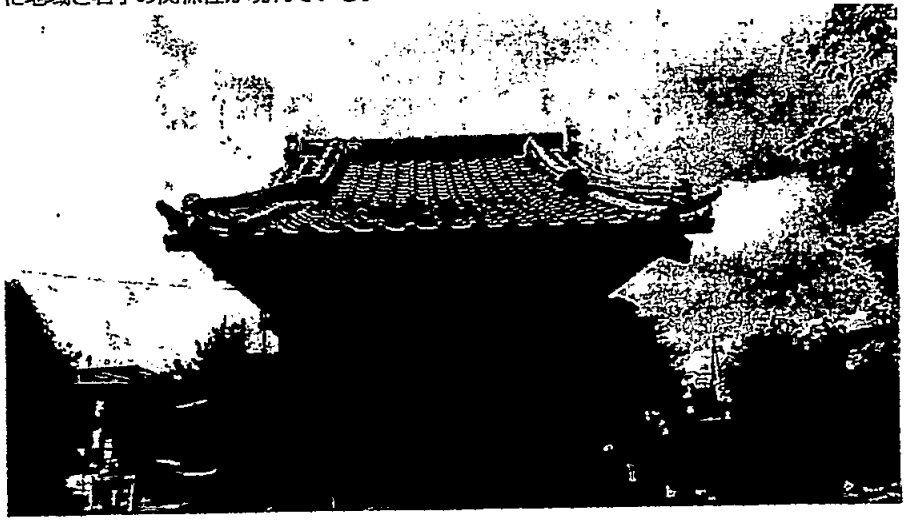

(12)

[redacted]は白山神社から南東に集中している。そしてその他の名字の分布を見ると、部落の戸数は明らかに百何十ではなく、明らかに何百規模であろう。「混住」した一般民も含めれ

ば千世帯を超えるだろう。確かにこれは、考え方によっては関東最大の部落と言うこともできそうだ。

(13)

『こんな差別が』では[redacted]、[redacted]は俗称で郷土地図にも記入されていないというが、少なくとも現在の国土地理院の地図には小字として記されている。特に[redacted]は白山神社周辺の地名で、昔は田畑しかなかったようである。

(14)

しかし、名字の分布を見ると[redacted]だけでなく[redacted]という小字も部落の範囲内であり、むしろそれらがメインであるように見える。

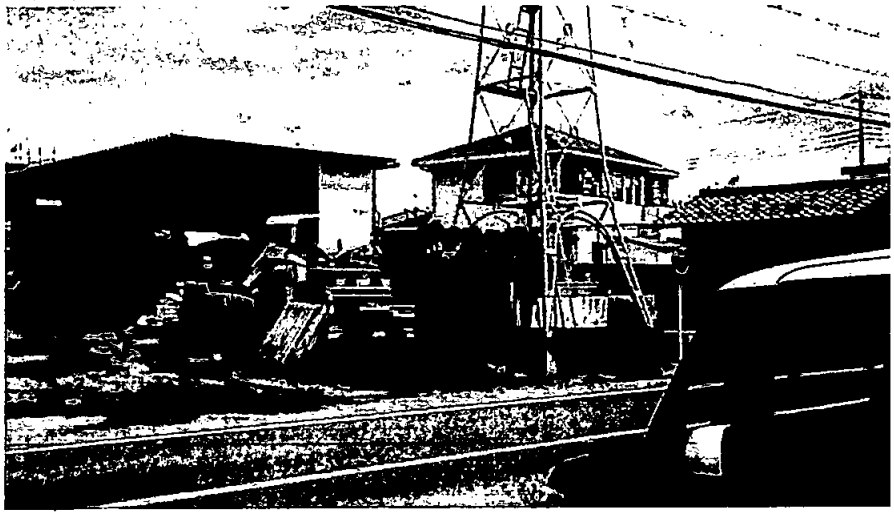

(15)

地図によれば、近くに集会所があるようなのでそちらに向かった。

(16)

これが[redacted]自治会館。同和関係の掲示物はなく、ただの自治会館なのだが、建物のつくりはまさに同和事業最盛期の公共建築である。

(17)

規模からすると、これは元教育集会所であろう。

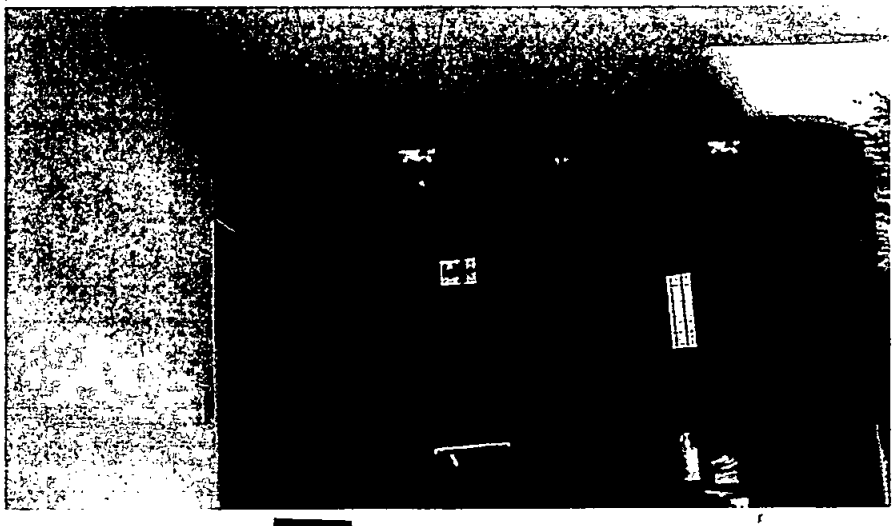

(18)

実際、これは「本庄市役所[redacted]集会所」という同和施設だった。むしろ白山神社近辺のこの辺りの俗称は[redacted]ではなく[redacted]のようだ。

(19)

実は本庄市、上里町、深谷市は部落の多さに対応してか、埼玉県内でも特に同和行政や同和団体の活動が盛んな地域であった。

(20)

同和事業末期には合併前の児玉町の町議会が「糾弾」されるなど、解放同盟が暴れまわった。

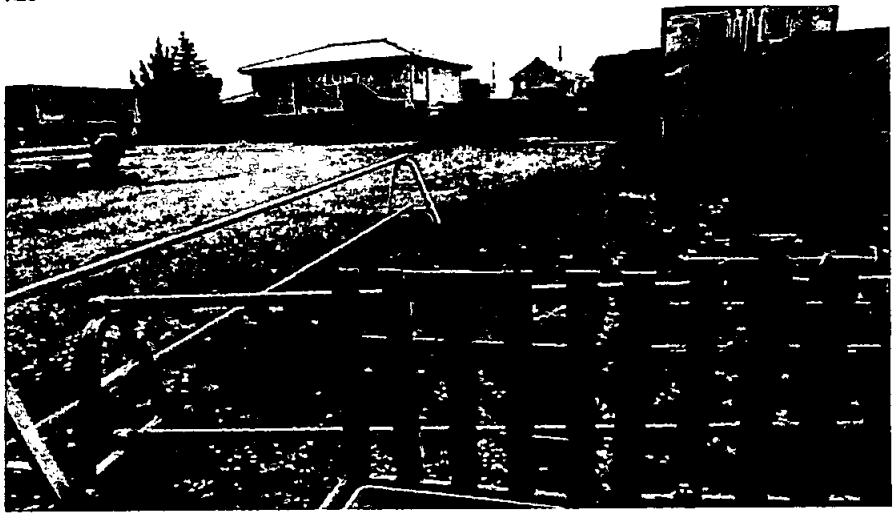

(21)

しかし、やり過ぎたせいか、2011年に本庄市、上里町、深谷市の３自治体がそろって解放同盟の締め出しと同和事業の打ち切りを表明した。

(22)

怒り狂った解放同盟は直後に「同和行政廃止無効裁判」なるものを提起して３自治体を訴えたが、完全敗北した。

(23)

さて、部落の産業に話を移すと、この辺りの部落で特徴的なのは瓦づくりであるという。歩いている途中で工場が見えたが、「窯業」と書いてある。これが瓦工場だろう。

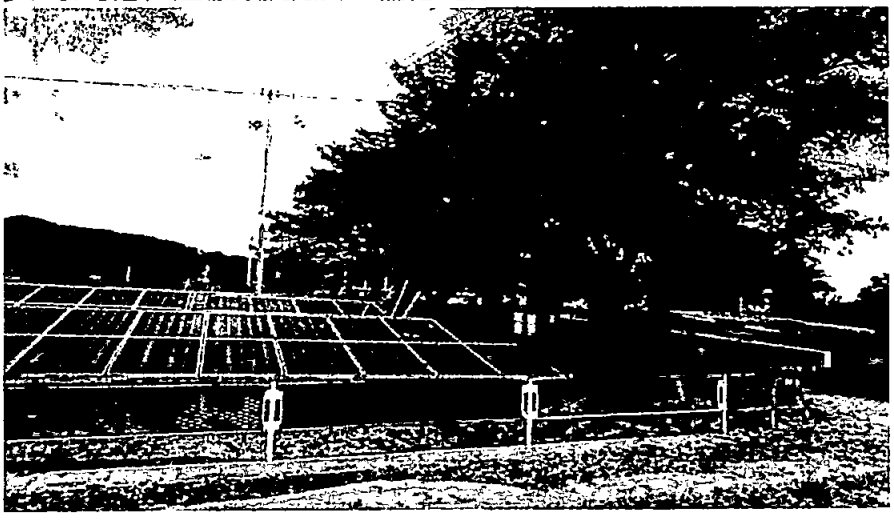

(24)

(25)

東に進むとソーラーパネルがあり、小山川に突き当たった。この川が部落の端になる。

(26)

川の周辺が公園のように整備されていた。

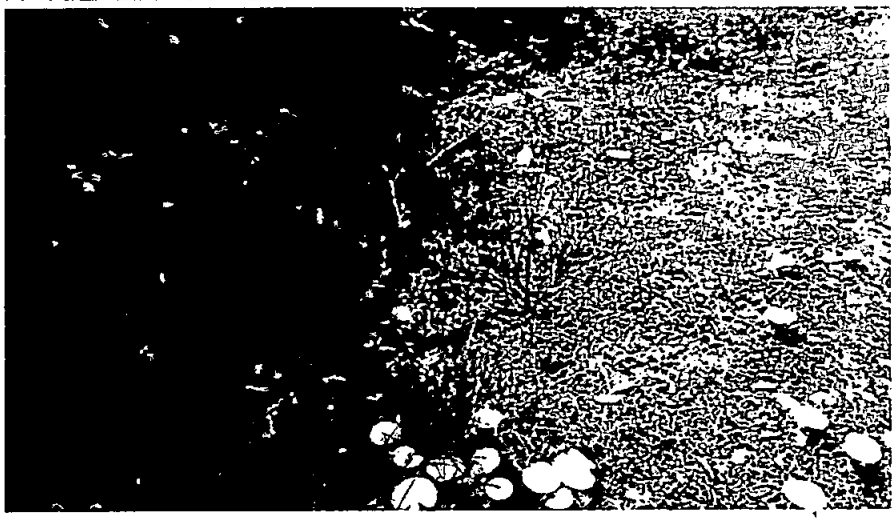

(27)

28

『こんな差別が』によれば[redacted]は「線路から向こう」とも呼ばれたようである。しかし、名字の分布によれば川沿いは線路の両側も部落であるようなので検証してみた。

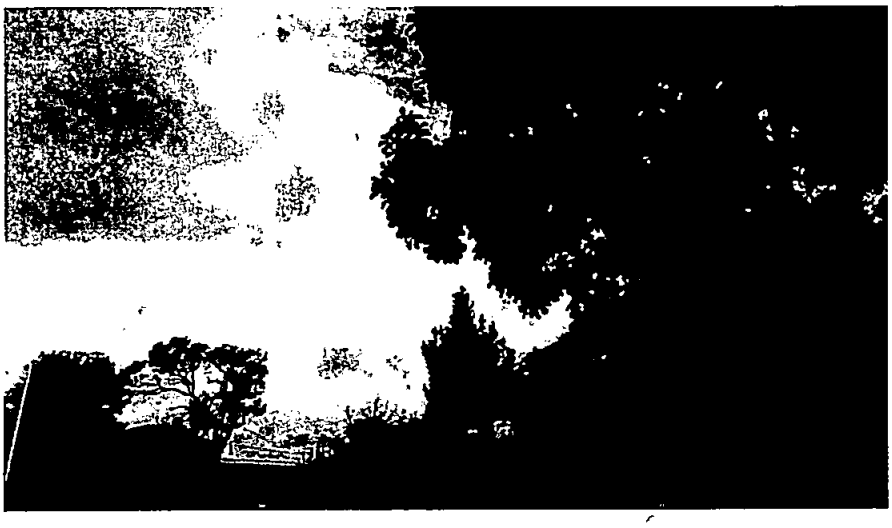

29

線路の近くにはとてつもない豪邸があり、表札は白山神社の氏子にもあった名字である。

30

八高線をくぐった先が[redacted]である。

31

白山神社の辺りもそうだが、普通の埼玉の田舎で、古くからの農家も新しい家もある。

32

こんなものがあった。御嶽神で地元で信仰されてきたという。

33

[redacted]というのは水害から村を守った英雄である。

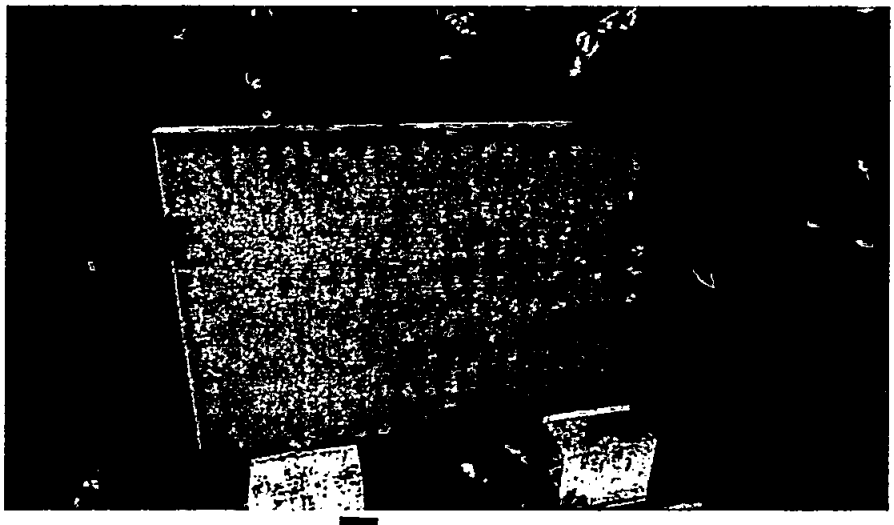

(34)

石板をみると、ここでも圧倒的に[redacted]が多い。

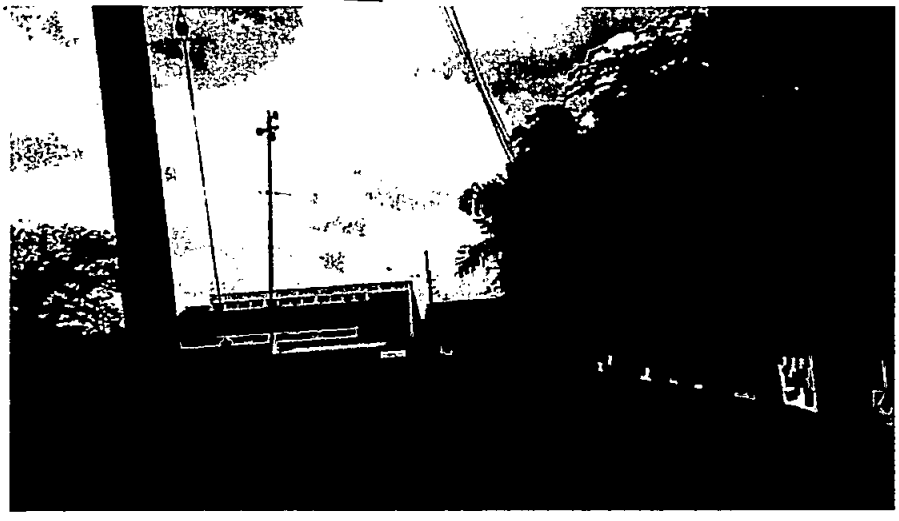

(35)

さらに進むと、ここにも明らかに同和事業全盛期の公共建築が。横の「ソフトウェア総合研究所」も気になる。

(36)

これは[redacted]地区の自治会館だ。かつての「本庄市役所[redacted]集会所」。同和集会所なので、やはり川沿いは線路の両側が部落だった。

(37)

(38)

周辺には工場や倉庫が多い。屋号は地元に多い苗字だ。

(39)

「ソフトウェア総合研究所」の敷地は廃墟のようになっている。

(40)

さらに工場が多くある辺りに行ってみる。

(41)

(42)

ここにはさらに崩壊した廃墟が。これは元々工場だったらしい。

(43)

ここにも窯業とあるので、まさに瓦工場である。窯業からさらにソフトウェア業に進出したのであろうか？しかし、この絵を見るとソフトウェアというより化学のようである。

(44)

「ボーナスがなくてもしかられても転職しない性格です」これは一見ブラック労働のようだが、おそらく工程管理や事務処理をソフトウェアで自動化すれば、人間に働かせる時のような心配をしなくてよいということを表現したものだろう。

(45)

しかし、工場が朽ちているところをみると、あまり上手くいかなかったのかも知れない。

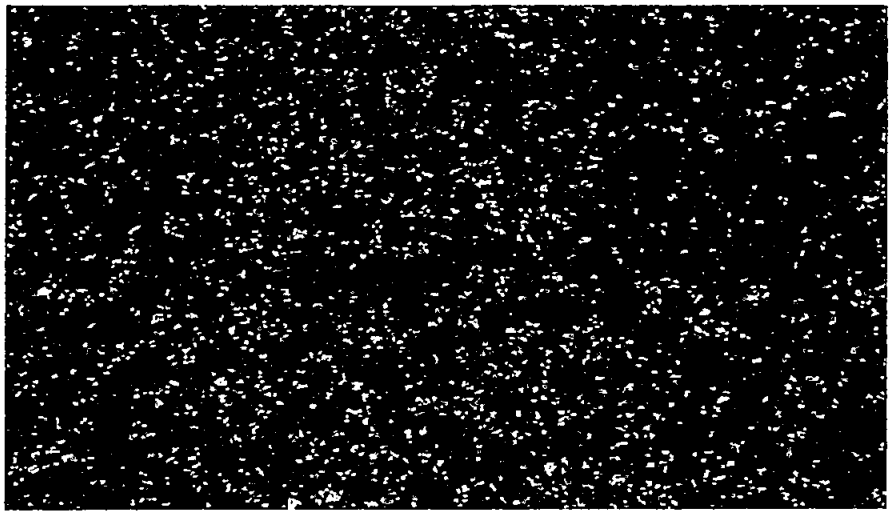

(46)

路上のイモムシを避けつつ先へと進んだ。

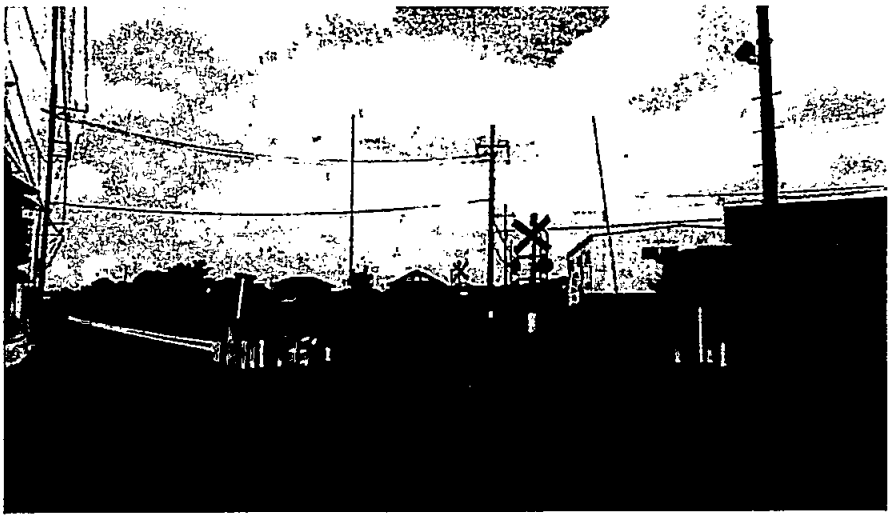

(47)

ここから八高線の踏切を渡って、再び線路の向こうに戻った。

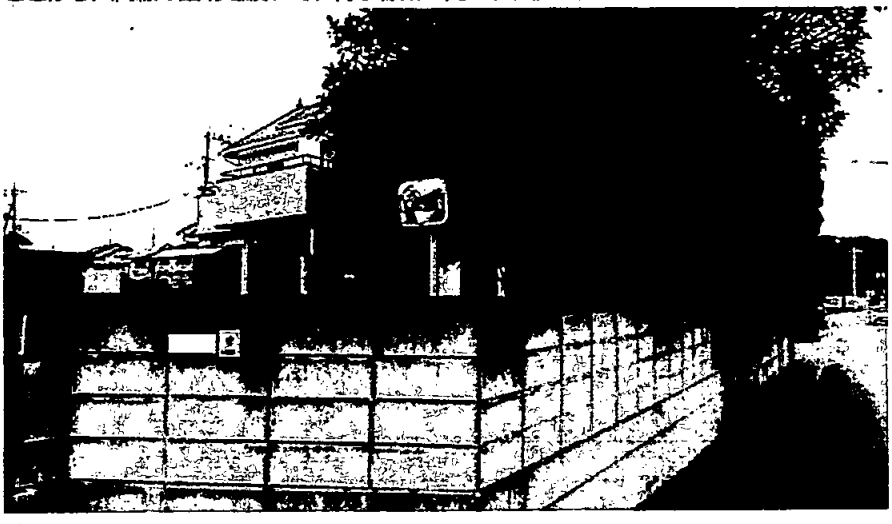

(48)

ここにも[redacted]という名字が多いが。

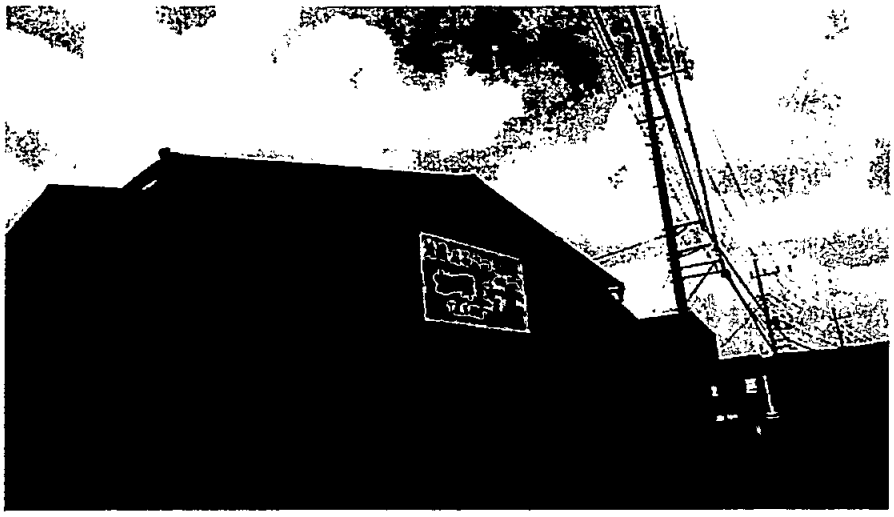

(49)

[redacted]も多い。私がここに本籍地を移せば、より部落民らしくなるのではないだろうか？自分と同じ名字が多い部落を探して、そこに移住または転籍するという手法はかなり使える気がする。

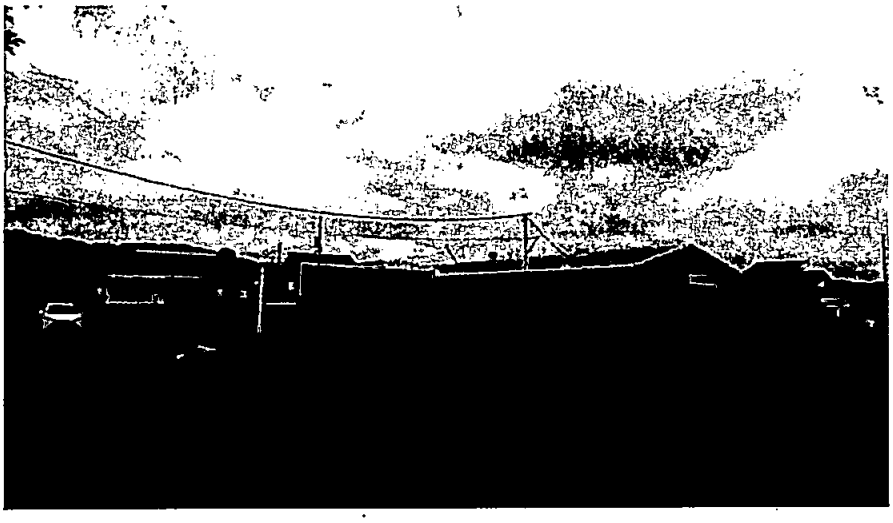

(50)

それにしても、ここまで広大な部落だとは現地に行くまで分からなかった。

次回に続く。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 聖地「成約ビル」元所有者は 民団役員！　マスコミが 必死で隠す 統一教会と在日の“密”
【政局】仁義なき 和歌山県知事選 小谷氏擁立はドン 二階＆世耕の 大芝居だった！ →

コメントを残す

「人権探訪(285 前編)埼玉県 本庄市 児玉町[redacted]への52件のフィードバック

松本亙章　2022年9月14日 4:11 PM

『処方』が必要な人の例をもっと知りたいです。折りがあったら、また掲載して下さい。しかし、ここのコメントだけならまだしも、夢にまで出てこられて枕元にオッチンされても迷惑で、夢を記録する機械があれば威力業務妨害でおシラスに引きずり出すか、鉄格子のある病院に入院させることも出来るのですが…。

返信 ↓

匿名　2022年10月10日 8:35 PM

「学術・研究：部落探訪(285 前編)埼玉県 本庄市 児玉町[redacted]への190件のフィードバック

コメント消えてる気がして件数を残したまま記載します。

松本さんの指摘を読んでコメントしておきます。
やっかみでや嫉妬で家が村八分にされ階級が落ちる話がありました。

昔は家父長制で飢饉とかになれば長男以外は売られることもありました。戦前でもそうです。女性なら遊郭へ、もありえます。2.26事件の遠因とも指摘されてます。丁稚奉公も住み込みですから現代の家政婦と

同じ問題があったでしょう。

杜氏の本を読んだとき、「米ぬかを食ってでも酒屋で働くな」という言葉がありました。それほど重労働で応募者の次男三男が集まると屈強な人から選ばれたとか。

とある高貴な醸造業を部落と揶揄する人がいましたが、こういう人夫がたくさんいただけじゃないでしょうか。宿舎の長屋もあったでしょう。ちょうど工場地帯の労働者をとやかく言うような感覚です。

二男三男はそういう扱いですから部落の人夫になるのは当然あったんじゃないでしょうか。口減らしもありました。

おじろくおばさについては探せばいくつか指摘があります。
「おじろくおじろくばさとは？昭和まで続いた長野県での嘘のような悪しい奴隷制度」
https://leisurego.jp/archives/200721
精神科医の近藤麻治の調査の模様です。
『精神医学』1964年6月号
信州大学医学部神経科「未文化社会のアウトサイダー」

実はいじめや虐待をすればうつ病や統合失調症は内製出来ます。みんな企業内や学校で思い当たる場面はあると思う。
返信 ↓

匿名 2022年10月10日 8:41 PM

190件からコメントが51件に減ってますね。

>鉄格子のある病院に入院させることも出来るのですが…。

それをやったのが山本病院事件のような病院ではないでしょうか。そしてそういう病院が山のようにあり押し込まれてる人がいるわけです。社会保障の逼迫の原因の一つだと思います。

世界比でも多すぎるみたいですから。
返信 ↓

匿名 2022年9月14日 4:16 PM

「下」が差別からきてるなんて論法があるんですね。
田舎じゃ「上」と「下」なんて普通ですけどね。
うちも本家の下に家があるので「下の○○さん」なんて呼ばれます。

一般社会でもあるようなことでも部落民が絡めば「差別」と声を荒げる。
今も昔も変わらんですな。
返信 ↓

匿名 2022年9月15日 9:27 AM

>一般社会でもあるようなことでも部落民が絡めば「差別」と声を荒げる。

これ。

絡むというか、六曜も雛人形も差別とまくし立てられれば行政はビビって従うからなぁ。
返信 ↓

匿名 2022年9月15日 10:54 AM

宮部さんお疲れ様です
アンチ多いですね
暇なクズは放っときましょー
返信 ↓

匿名 2022年9月15日 11:56 AM

迷惑と言っているのだから・・・
とか言ってるけど、自分の迷惑な書き込みはどうなの？
宮部氏に直接連絡すればいい話だと思います。三品さんもそう言ってるじゃないですか。
自分のかける迷惑はよくて意にそぐわない人のはいけないという論法は解同っぽいですが。
返信 ↓

匿名 2022年9月15日 9:47 PM

ここのコメント読んでると、部落民や部落解放同盟の連中が噂に違わず狂ってるという事が良く分かる。

宮部さん、がんばれ！国にたかるしか能のない連中の書き込みなんて気にしなくていい。上原の書いてる通り、血が濃いからおかしい奴が多いんだな。
返信 ↓

匿名 2022年9月15日 11:45 PM

別に部落がどこか、部落民は誰かを暴いているのは宮部さんだけじゃないだろう。
https://youtu.be/wP_hvHJ20JA
これはセーフで宮部さんにだけ噛み付く理由は何？
返信 ↓

匿名 2022年9月16日 5:03 AM

ここの荒れ具合を見ると改めて「部落民って嫌だな」と思う
返信 ↓

匿名　2022年9月16日 10:25 AM

同じく。
宮部氏の記事に問題を指摘する以前に、何で自分たちで調査してホームページを立ち上げないのかな。

後だしじゃんけんで指摘しても（笑
返信 ↓

[redacted]　2022年9月16日 10:06 AM

>[redacted]という小字も部落の範囲内であり、

そこはおそらく児玉町[redacted]の部落で、児玉町児玉の部落とは別。
児玉町出身の部落民と公表している部落史家・[redacted]氏の出身地かと。
返信 ↓

匿名　2022年9月17日 10:34 AM

このサイトのお陰で部落民が税金に集る悪質なプロ市民だと理解出来たし、表に出てくるのは似非部落ばかりと知りました。宮部さん三品さんの取材力の賜物です。これからも頑張ってください。
返信 ↓

匿名　2022年9月21日 9:50 AM

このサイトのコメント欄は不要です。
返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K.　記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第11号証

①

人権探訪(285 後編)埼玉県 本庄市 児玉町児玉[redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2022年9月21日 | 投稿者: 宮部 龍彦

24件の返信

By 宮部 龍彦

前回に引き続き、下町の探訪である。そもそも「[redacted]」とはどこの、どの範囲を指すのか、文献だけでは分かりにくかったが、現地を探訪するうちに次第に全容が分かってきた。

それを理解する鍵は、[redacted]『こんな差別が』で挙げられている部落に多いとされる名字と、神社と同和集会所である。

②

③

白山神社、[redacted]自治会館等があった場所から1キロほど離れた場所にある、[redacted]自治会館付近にやってきた。「はにぽん号」のバス停には「[redacted]市営住宅」とある。

④

これがその[redacted]市営住宅なのだろう。昭和50年頃の様式である。

⑤

しかし、集会所は[redacted]自治会館。ここは間違いなく[redacted]地区なのだが、市営住宅の名前はさきほどの通り[redacted]。

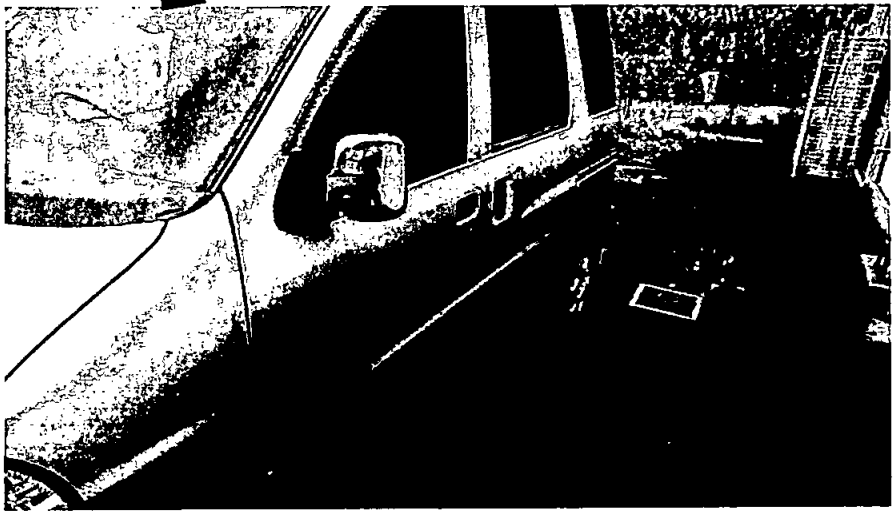

⑥

自治会館の駐車スペースにはタイヤが潰れてミラーの下に苔が付いている車が一台置かれていた。

⑦

見ての通り、古い市営住宅。空き家が多く、住民が高齢化しているように見えた。

⑧

⑨

それ以外は大きな家や民間の借家があり、ここが部落とは全くわからない。

(10)

事前情報では[redacted]、[redacted]、[redacted]が[redacted]の範囲である。市営住宅の名前から[redacted]が[redacted]であろうことはわかったので、今度は[redacted]へと向かった。

(11)

ここが[redacted]の交差点。ここで、読み方が「[redacted]」であることを知った。『こんな差別が』で挙げられている「[redacted]」という名字があるが、それは[redacted]に多く分布しており、この当たりで分布が途切れている。

(12)

[redacted]の方向を見ると、いかにも豪邸が多く、部落というよりは古くからの地主ではないのか？　そのため、[redacted]本村は部落ではないだろうと思い引き返そうとしたが…

(13)

交差点から北の方に『こんな差別が』で挙げられている「[redacted]」が集中している。そこは[redacted]であり、さすがにそこは[redacted]ではないだろう。そんなことを調べているとあることに気づいた。[redacted]には『こんな差別が』の著者と同じ[redacted]そして白山神社の氏子にあった[redacted][redacted]の名字が分布している。

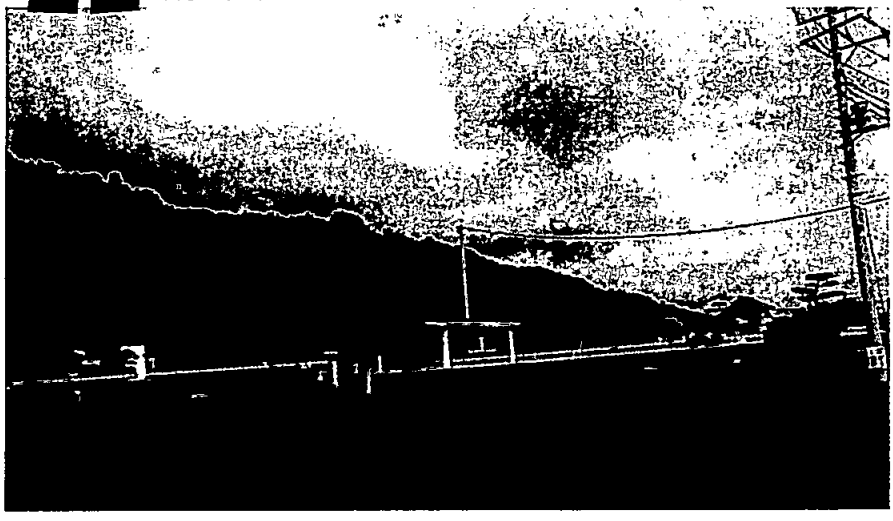

(14)

しかし、[redacted]にあるのは、やはりとてつもない豪邸。

(15)

しかも、表札を見ると『こんな差別が』で部落に多いとされる名字である。

(16)

そして、現地に着いて驚いた。そこにあったのは「[redacted]児童公園」という名前の公園。

(17)

「はにぽん号」のバス停の表記は[redacted]児玉公園。ということは、ここも[redacted]ということか。

(18)

立派な公園で、同和対策で作られたであろうことは想像できる。この公園の向こうが空き地になっているが、そこには同和集会所である[redacted]集会所」があった。

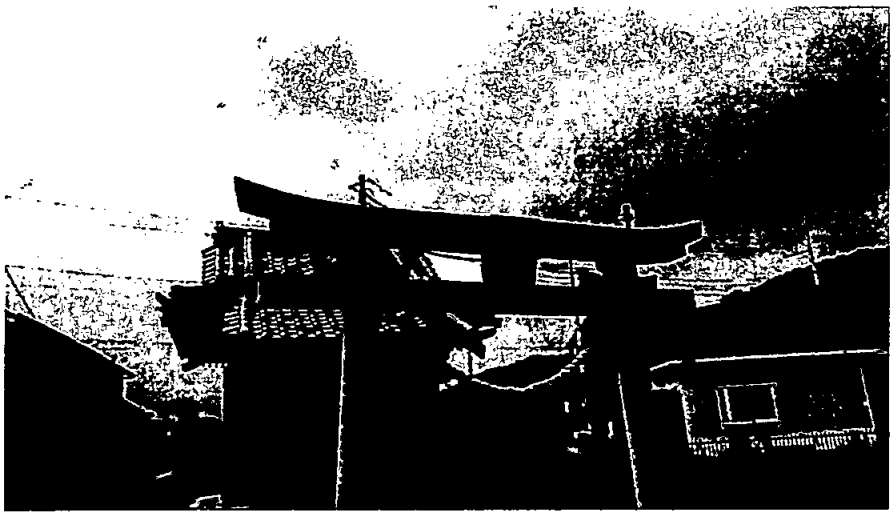

(19)

[redacted]集会所の跡地の横には諏訪神社が。

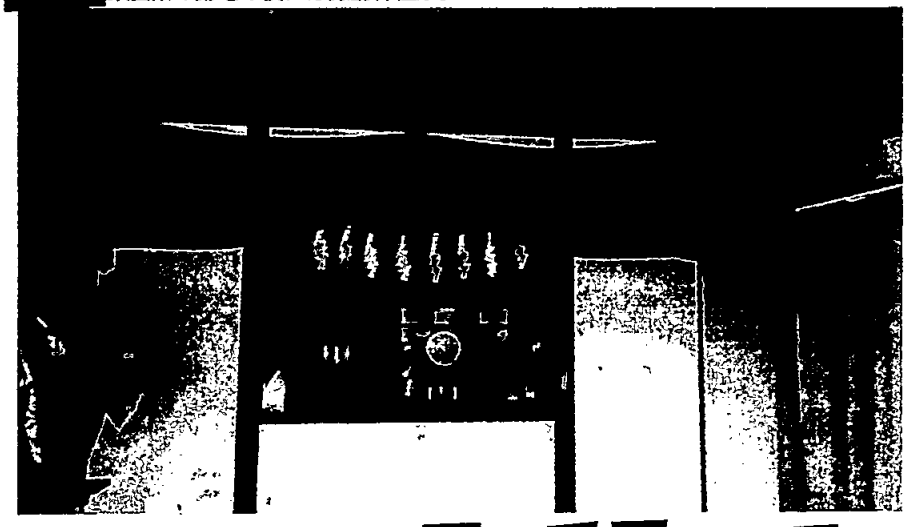

(20)

内部を見ると氏子の名前を確認できるが、[redacted]に多い[redacted]だけでなく、[redacted]もかなり多い。

(21)

[redacted]自治会・児玉小学校」の名前で書かれた説明書き。諏訪神社は[redacted]の鎮守だという。[redacted]の読みは「[redacted]で正しかったが、[redacted]の読みが「[redacted]ではなく「[redacted]になっているのが気になる。

(22)

この石板にも[redacted]自治会と書かれており、役員の名字からすると[redacted]だけの神社というわけでもなさそうだ。

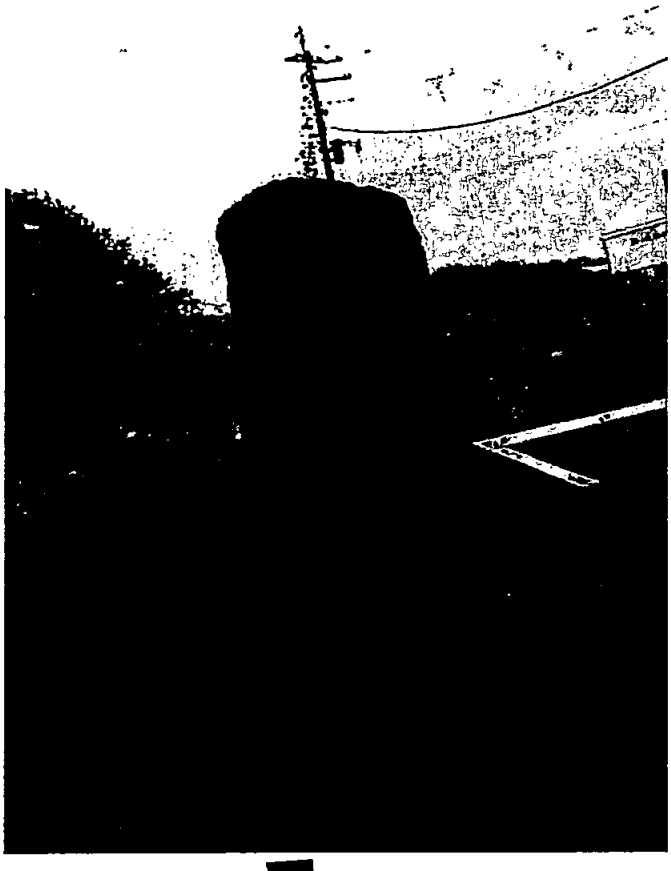

(23)

『こんな差別』によれば、[redacted]の名前は俗称で郷土地図ににっておらず、差別的な字名であるかのように書かれているが、ここまで大っぴらに使われているのを見ると、部落ということを強調するためにあえてこの名前が使われ続けたのか、あるいは[redacted]が被害妄想を語っていたに過ぎないか、どちらかではないかと思ってしまう。

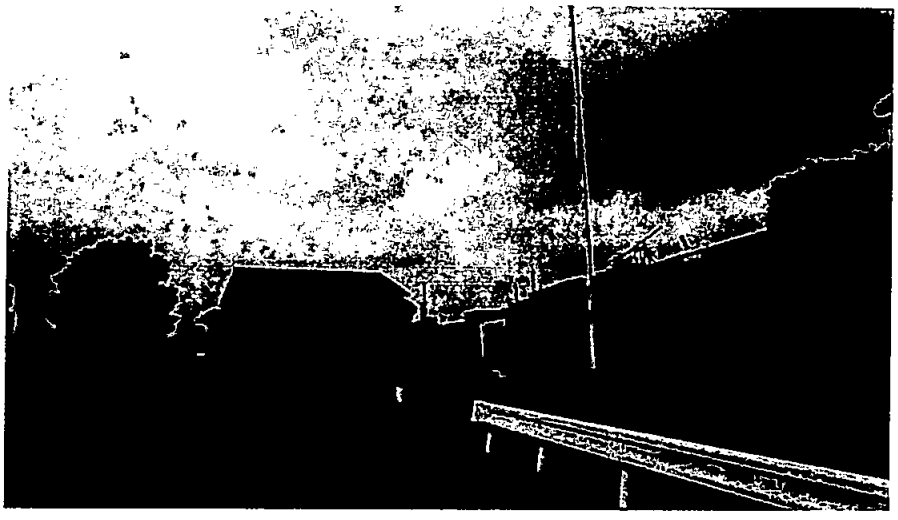

(24)

再び[redacted]方面へと進んだ。

(25)

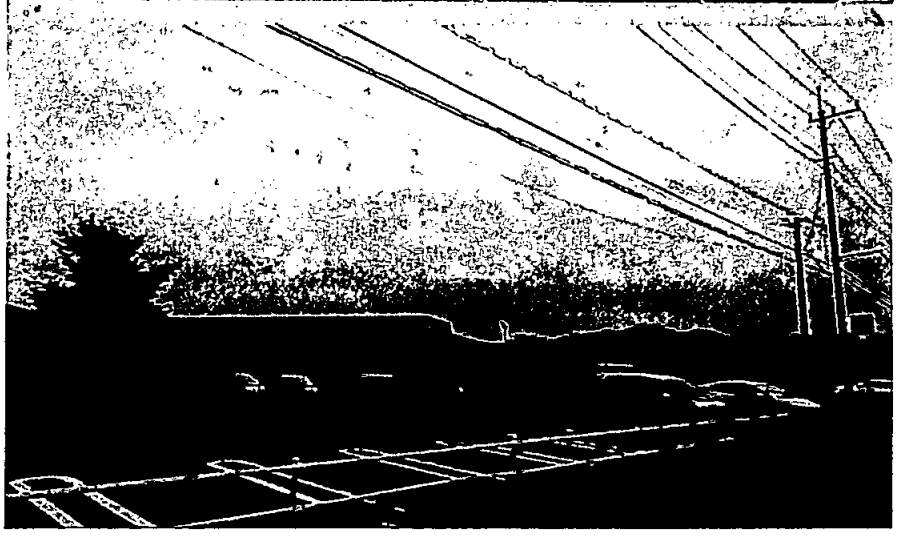

(26)

部落内には、このような大きな郊外型店舗もある。

27

住宅地を歩いていると、なにやら違和感のある茂みが…

28

これは中に廃墟があるのではと思った。しかし、昨今は廃墟探索への風当たりが強いので、奥深くへの立ち入りは控えておいた。

29

中をズーム撮影。茂みの内部は薄暗く、異様な空間が広がってる。その特異な空気感がなかなか写真では表現しづらいのが残念である。

さきほどの茂みを改めて外から見るとこんな感じ。住宅地の一角にある、本当に特異な空間であることが分かるだろう。

さらに進んだところにある。児玉小学校前の交差点。あの駐車場の場所に児玉隣保館があったが最近取り壊された。「人権尊重の町」という碑がその同和行政が盛んな地であったことを思い起こさせる。小学校の隣に隣保館があるので、校区全体の公民館的な使われ方もしていたと考えられる。

(33)

学童クラブがあるが、この建物は隣保館に併設された建物だ。

(34)

最後に、[redacted]の鎮守を見つけたので報告しておく。これが若宮八幡神社である。

(35)

[redacted]姓が多いことから氏子は[redacted]の住民が多いことが分かる。[redacted]も多い。

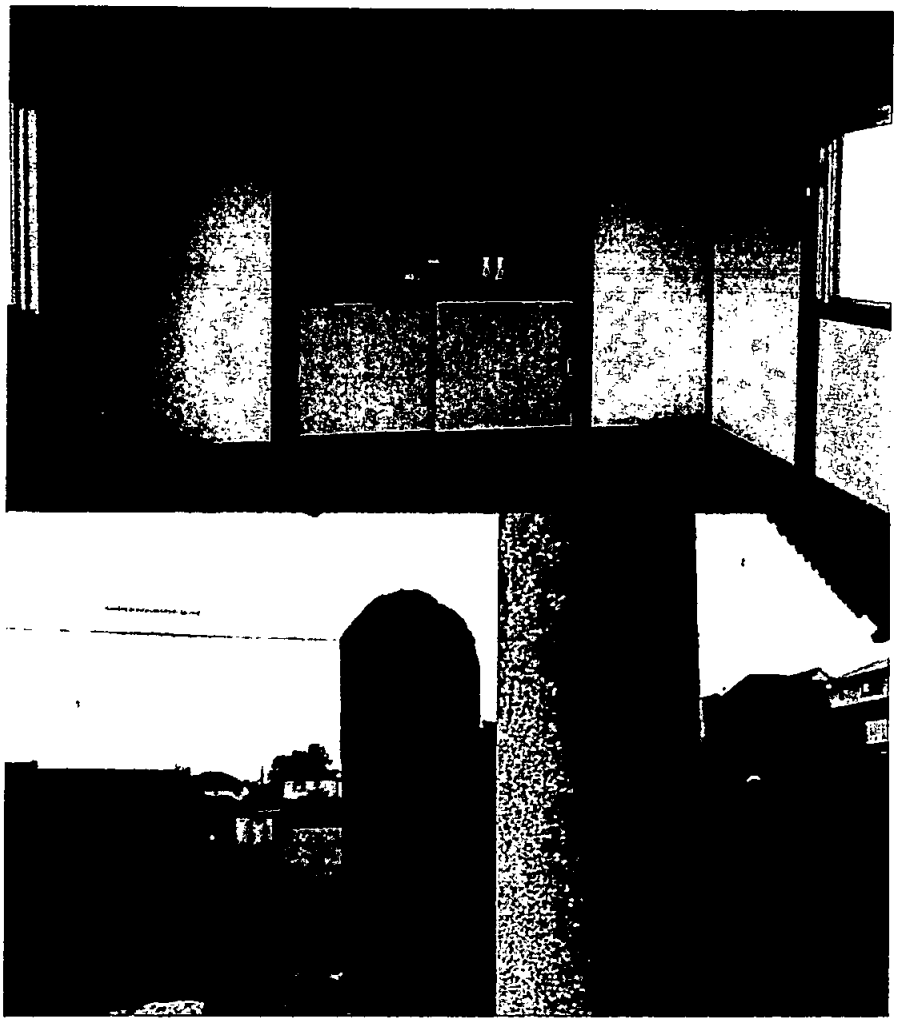

(36)

(37)

神社のつくり、石碑が諏訪神社によく似ているので、同じ業者が関わっているのだろう。

探訪して分かったことは、[redacted]、[redacted]、そして白山神社周辺（集会所名からすると[redacted]が[redacted]自治会の範囲であり、その辺り一帯が部落であったということだ。すると、昭和初期の119戸という記録は過少であるか、あるいはかなり広範囲に家が散らばっていて、戦後にその地域の人口が急増した可能性もあるだろう。

『こんな差別が』にある「[redacted]」姓は[redacted]というよりは[redacted]の名字である。ただ、[redacted]というのが児玉町の部落の代名詞のような使われ方をされているのであれば、隣接した部落の[redacted]も一体に見て[redacted]と言っていたとしても不思議ではないだろう。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。 同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 【速報】“ガーシー参議院議員”オンラインサロン支払い トラブル発生で被害届も！
「安倍晋三」終焉の地、奈良の 元組長が 語った「非常に 特異な地域」の 意味とは？ →

コメントを残す

「人権探訪(285 後編)埼玉県 本庄市 児玉町児玉[redacted]への24件のフィードバック

日枝神社　2022年9月21日 12:58 PM

「[redacted]の鎮守を見つけたので報告しておく。これが若宮八幡神社である。

[redacted]は日吉神社・日枝神社の事。[redacted]に鎮座する日枝神社からの地名でしょう。
返信 ↓

白山のび太くん　2022年9月21日 3:19 PM

コメント欄閉鎖して！
じっくり集中して、記事読めないから！
ところで、ぼくの大好きな赤城乳業の児玉工場はどこにあるのだろうか？
返信 ↓

匿名　2022年9月22日 6:57 AM

いやなら見るな
返信 ↓

2020年11月25日　2022年9月21日 5:01 PM

埼玉県警捜査２課は２５日、新型コロナウイルス対策の国の持続化給付金１００万円をだまし取ったとして、詐欺の疑いで、東京都渋谷区円山町、不動産会社役員、安藤王男容疑者（５６）ら３人を逮捕したと発表した。

逮捕したのは他に横浜市栄区笠間、無職、林優太朗容疑者（２１）と、埼玉県本庄市児玉町[redacted]私立大学生、[redacted]翔吾容疑者（２１）。埼玉県警は、安藤、林両容疑者が５～８月、約１３０人分の不正申請を指南し約１億円をだまし取ったとみて捜査する。

逮捕容疑は、共謀の上、６月１４日、本庄市の男子大学生（２１）＝詐欺の疑いで書類送検＝の名義で国に虚偽の申請をし、同月２６日に男子大学生の口座に１００万円を振り込ませ、だまし取ったとしている。
返信 ↓

本庄第一高校サッカー部　2022年9月21日 5:09 PM

<韓国集団万引>本庄第一高、２９人「無期停学以上」　監督を解雇

韓国ソウルのショッピングモールで３月、県内の私立高校の男子サッカー部員が集団万引した問題で、同高校長らが２４日会見し、万引の生徒２９人を無期停学以上の処分としたほか、同部監督の教諭（４８）を懲戒解雇に、同コーチで引率の教諭（３２）を停職１カ月の処分にしたと発表した。

※本庄第一高校サッカー部から明治学院大学サッカー部に進学。
返信 ↓

匿名　2022年9月21日 5:32 PM

結局何も解明されない探訪でしたが、[redacted]の[redacted]さんのところに行って取材してきたらよかったのに。
返信 ↓

匂坂　2022年9月22日 11:27 AM

全くその通りでございます。
周りが[redacted]ばかりの中にポツンと[redacted]大先生の実家がある。
間違った情報をシレっと混ぜる君の大先輩なんだから表敬訪問くらいしろよ宮部。
返信 ↓

匿名　2022年9月22日 5:48 PM

こうやって書き込んでいる人達を見てると、部落利権はよっぽどなくなったら困るんでしょうねー。15兆円が部落に投入されたそうですが、その結果がこれですからねぇ。宮部さん、関東の部落に関してはガンガンやって下さい。
返信 ↓

白山のび太くん　2022年9月23日 7:29 AM

同じ「動画」なのに、Ｙｏｕ Ｔｕｂｅ（※動画のみ）のコメントと、ここのコメントの内容が真逆なのは、なぁぜ？（笑）
返信 ↓

匿名　2022年10月10日 8:11 PM

みなさん、46件のコメント見えてます？

どこかからの圧力で消されちゃった？

自主規制？検閲？
返信 ↓

匿名　2023年2月11日 2:53 AM

すぐ近くに、神川町ですが[redacted]集会所と白山神社があるのが気になります。
#a3ff77dd43cc2ba5536bec959dd682f7
返信 ↓

ピンバック:　部落探訪(285 前編)埼玉県 本庄市 児玉町児玉[redacted]一示現舎

匿名　2023年7月1日 3:32 PM

私、2,023年現在、還暦前の元住民です。
[redacted]信号の北側にある山（クリクラの道向かい）は、
私が少年時代は火葬場がありました。
また、国道254号線のバイパス開通にあたり、
沿線の地主が不動産好景気になりました。
山から大天白歩道橋までの道両側は、瓦産業が
全盛期のころに採土場として、また、埋め立てに
あたり不法産廃廃棄所として歩道橋半径500mほど、
地下数十mにはごみが埋まっております。

現在は、その上が住宅地に・・・。
また、各神社も移転と建て替え工事や等、
公費を利用して地場の業者、
土建・石材は[redacted]
瓦や工務店的な工事は[redacted]といった、
堅気はない有力者で独占してとか、
当時、同盟のお金で自宅を改築して・・とか
噂を耳にした記憶が。
懐かしい思い出です。
#da8aef06ad267d121ea9bf6d90fdb771
返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者 2023年7月1日 4:59 PM

大変貴重な思い出話ありがとうございます
返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K. 記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第12号証

①

人権探訪(286)埼玉県 本庄市 児玉町[redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2022年9月28日 | 投稿者: 宮部 龍彦

14件の返信

By 宮部 龍彦

[redacted]『こんな差別が』には次の記述がある。

> 私の友人の弟で[redacted]姓なる青年が、部落外の娘と恋仲になりましたが、娘の親戚から、「せめてもう少し離れた土地の[redacted]なら、世間さまへいいわけもきくが、児玉で[redacted]といやあ、だれでもいわずと部落が知れてしまうので、いいわけも、いいのがれもきかない」という理由で、ふたりの仲が割かれたと聞いています。この[redacted]姓ですが、これもよく考えてみると、その一族に、戦前戦後を通して、部落解放運動にとびまわった人がおります。その人は戦前は農民運動で牢獄の飯を味わい、戦後は社会党から出馬して埼玉県会議員として活躍したほどの業績を持っています。これらの状況が、[redacted]イコール被差別部落というイメージを、町民や近在の人びとに与えているようです。

その[redacted]という名字が集中しているのが児玉町[redacted]である。

②

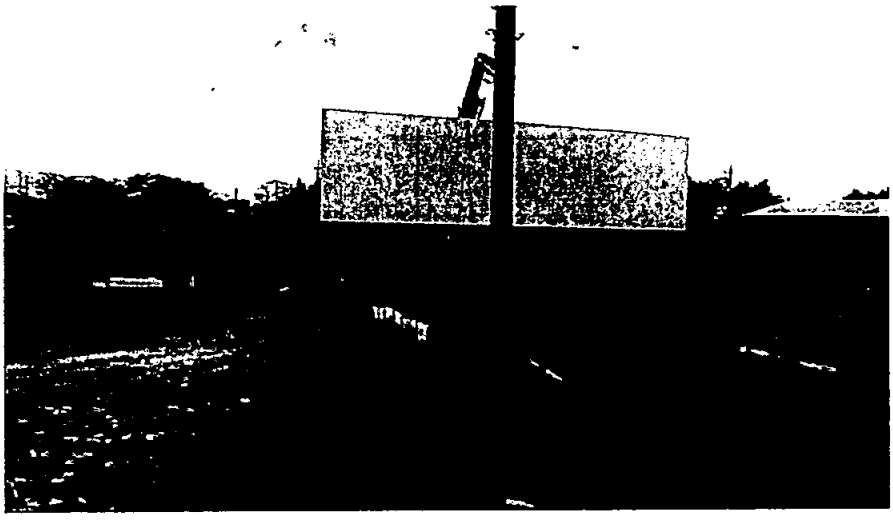

③

『こんな差別が』では、そこも[redacted]の一部であるかのように書かれていたが、おそらく[redacted]自治会には含まれていない。ただ、[redacted]に隣接しているので、[redacted]と一体と見られた可能性はある。地図をよく見ると意外に近かったので、[redacted]からそのまま徒歩で向かった。

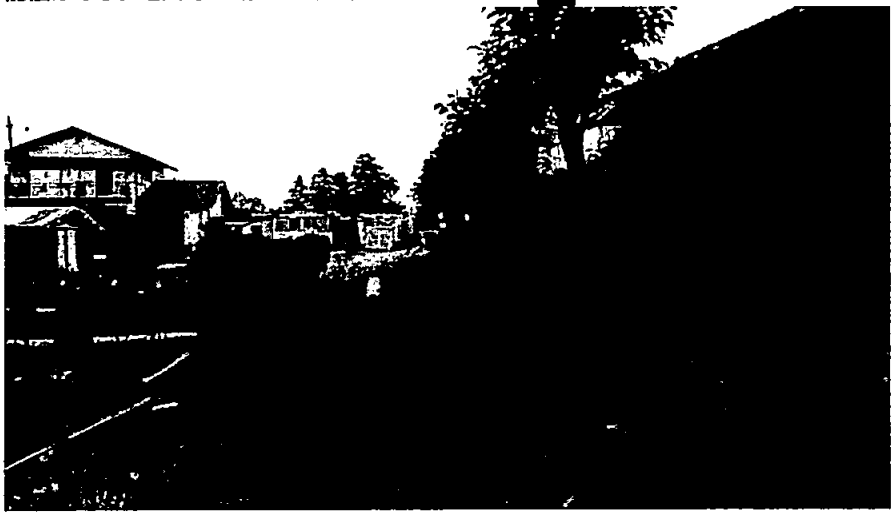

④

グーグルマップには、舗装されていない道を案内されたがそのまま進んだ。

⑤

途中に農機具保管庫が。[redacted]農機具利用組合」とあるので、ここが[redacted]で間違いないだろう。昭和60年度に作られたということは、これは同和対策によるものである可能性が高い。

⑥

地名の由来は、北にある木の多い場所だから[redacted]それに好字である吉を当てて、[redacted]となったのだろう。

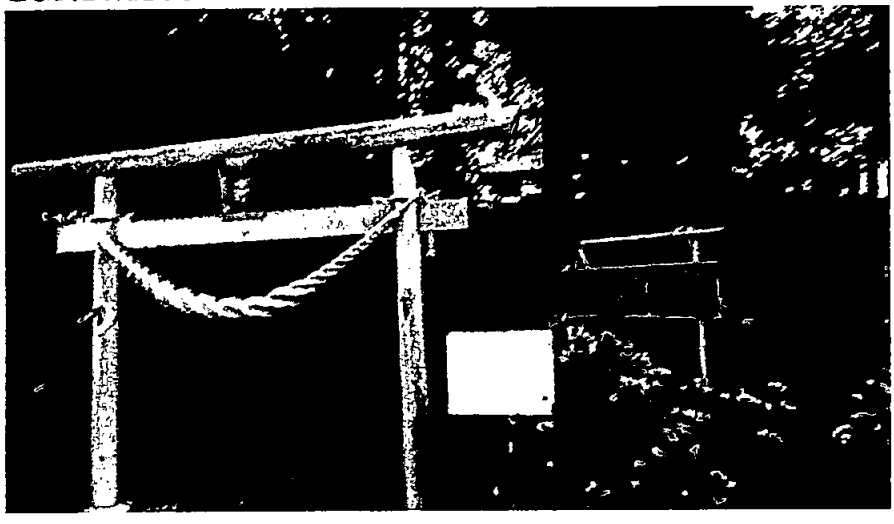

⑦

途中に神社の鳥居が見えた。

⑧

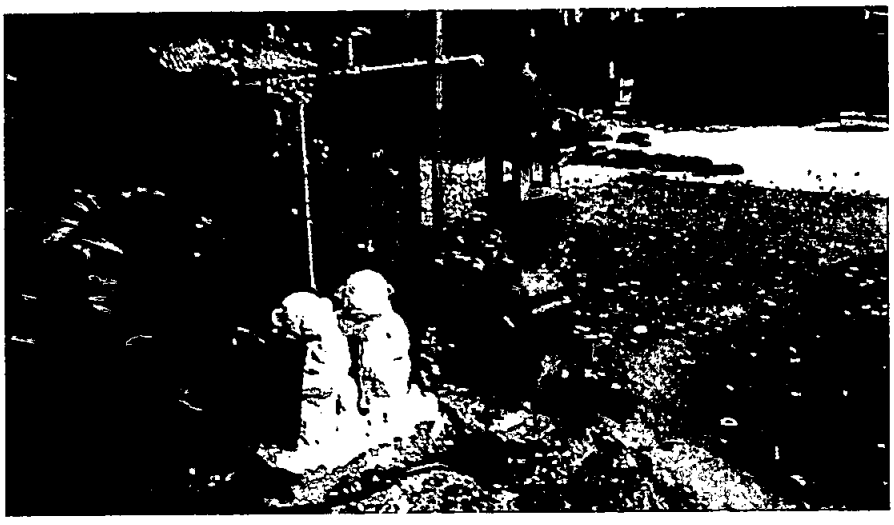

⑨

この神社の夫婦猿というのが有名らしい。

⑩

⑪

これは立派な神社だ。ここが仮に部落の神社だとしても、部落だけの神社ではないだろう。

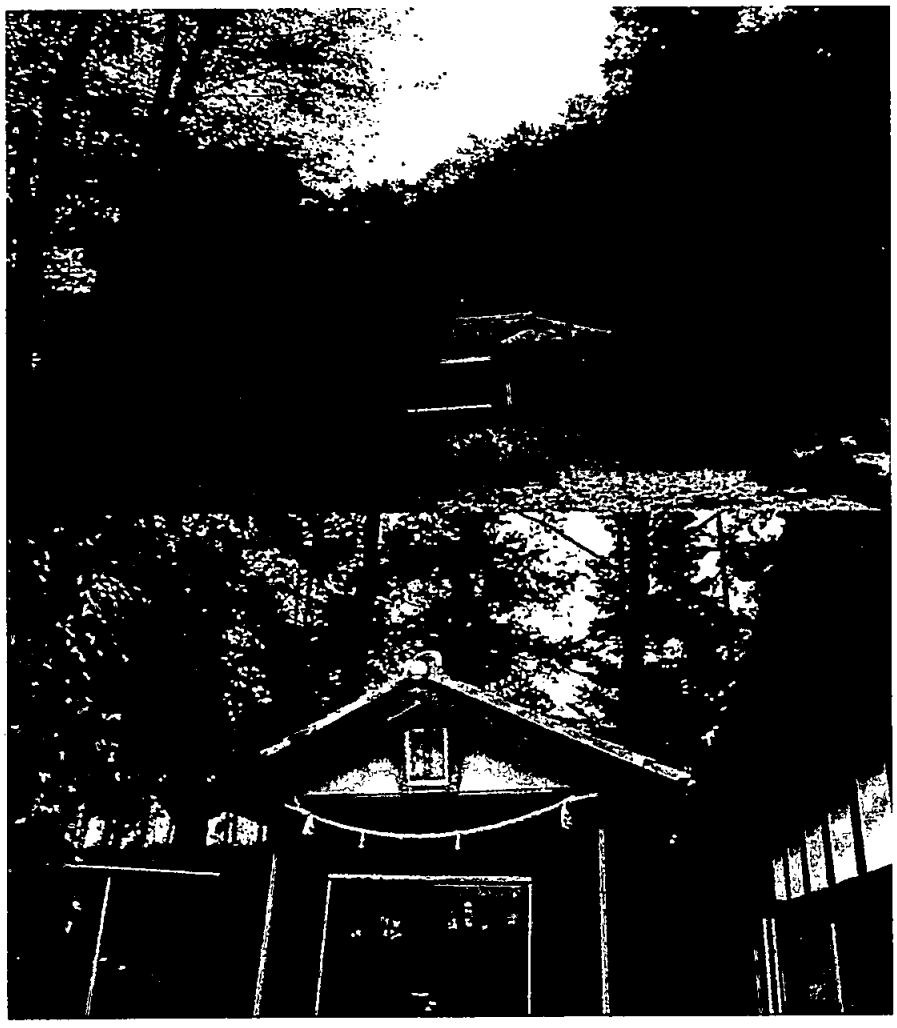

⑫

⑬

・集会所があり、境内には八幡神社がある。

(14)

(15)

確かにこれは[redacted]の鎮守だが、石碑には[redacted]以外の名字も刻まれている。[redacted]全体が部落というわけではなく、この神社は一般の氏子も含めた神社であろう。この建設委員を見たところ、融和しているようだ。

(16)

さらに進むと、大きな馬頭観音が現れた。ここは昔から三叉路になっていて、ここが部落の中心である。

⑰

馬頭観音の石碑の裏側には [redacted]講中」とある。[redacted]というのは、名字だけではなく、講の名前でもあったようだ。

⑱

その歴史ある場所に建つ建物は、児玉教育会館。埼玉教職員組合（日教組埼玉）の建物である。

⑲

ここには解放同盟埼玉県連[redacted]が入居していたはずだが、今はその様子はない。

(20)

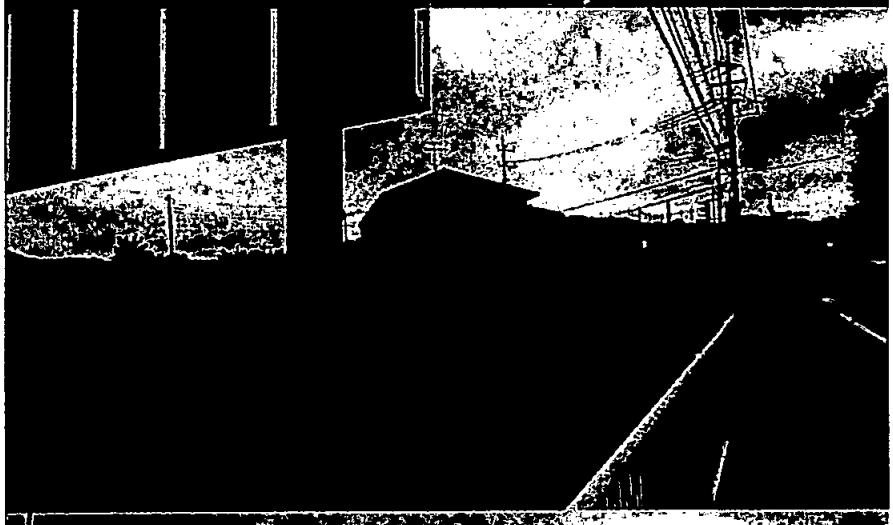

(21)

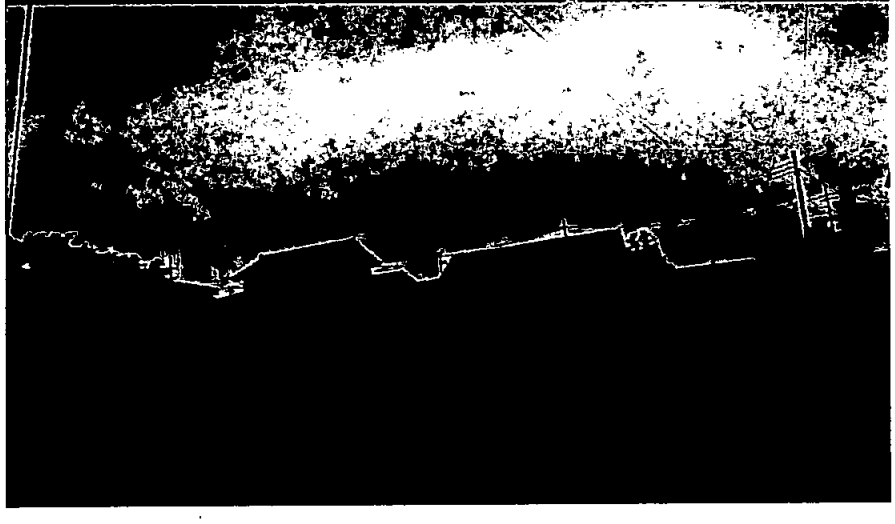

(22)

周辺は、いかにも古くからの農村だった場所なので、余計に日教組の建物が目立っている。

(23)

部落は馬頭観音を中心に南北に存在する。戦前の記録では17戸だが、それよりも規模が大きく、40戸くらいはあるように見える。

24

25

26

27

北側は、さびれた農村のような佇まいがあるが、新しい家も入り混じっている。

28

県道沿いに墓地を見つけた。これが部落の墓地ではないだろうか？

29

30

31

やはりそうだった。宗派は真言宗。しかも立派な墓が多い。

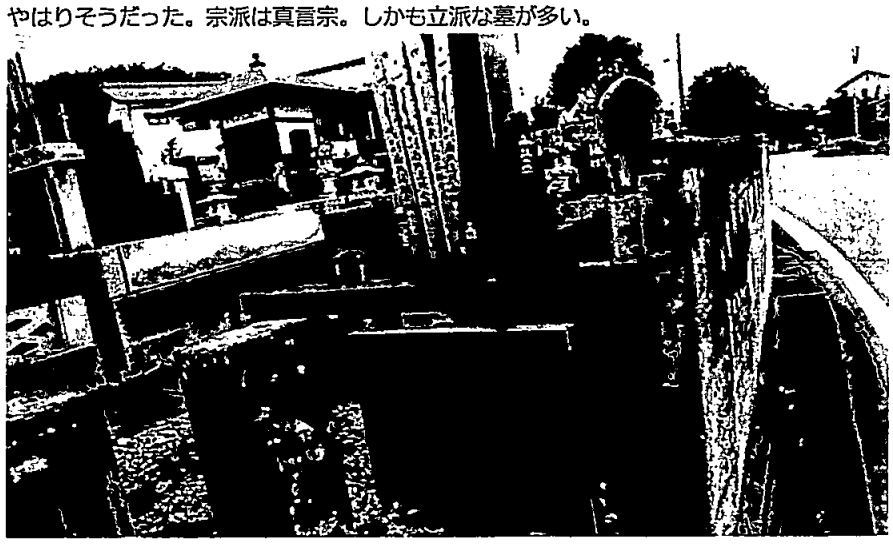

(32)

六地蔵建設の寄附者も圧倒的に[redacted]なので、ここが部落の墓地で間違いないだろう。

(33)

せっかくなので、馬頭観音の南側にも行ってみた。

(34)

こちらには、事業所が多いように見える。

(35)

ここが[redacted]神社の参道。

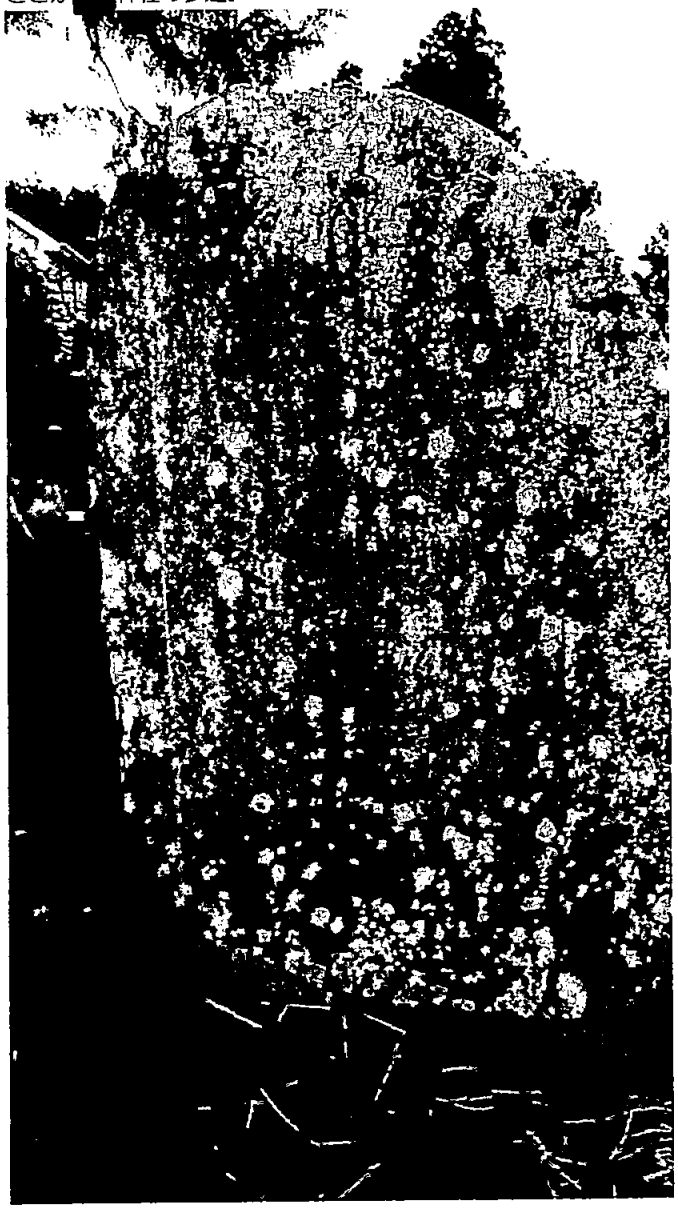

(36)

石碑は風化が激しく、文字を読み取ることができなかった。

(37)

(38)

(39)

南側はなぜかお洒落なお店も多い。農村だが、近年移住者が増えているようで、活気がある証であろう。

(40)

(41)

児童公園を見つけた。公園の雰囲気が、[redacted]にあった公園と同じである。とすると、この公園も、同時期に同じ目的で作られたことは間違いない。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 【カルトと韓国】伊豆市の 怪寺・平和寺本山に 潜む韓国人脈と 遺骨収集利権
【浜松市土石流】また 静岡で 盛り土の被害！「残土受け入れます！看板主の 責任能力は？ →

コメントを残す

「人権探訪(286)埼玉県 本庄市 児玉町[redacted]」への14件のフィードバック

あつ　2022年9月28日 5:51 PM

[redacted]さんの家の写真も掲載されているね！

返信 ↓

9:42　2022年9月28日 6:20 PM

ループ氏「さすがに廃墟にはなっていないけど・・・」
本田さん、怒っていいですよ！(笑)

返信 ↓

マッドネス　2022年9月30日 5:14 AM

酷いよな。
墓地でも[redacted]の墓は無視。

返信 ↓

本田兼吉　2022年9月30日 5:23 AM

周辺が[redacted]だらけにポツンと[redacted]だが[redacted]は18軒くらいで戦前の調査とだいたい合っている。

返信 ↓

[redacted]神社　2022年9月28日 6:16 PM

[redacted]神社ではなく[redacted]神社ですな。

返信 ↓

日枝神社入口の石碑　2022年9月29日 12:33 PM

>石碑は風化が激しく、文字を読み取ることができなかった。
農業用の溜池だった蔀池についての石碑。池の名前の由来等が書かれてある1814年の建立だそうです。

返信 ↓

匿名　2022年10月4日 12:46 PM

宮部氏の出身が〇〇なら同じ〇〇についてそれこそ仲間同士ですし、記事にしても問題ない気がします。

返信 ↓

Warren　2022年10月4日 7:46 PM

知らないうちにTwitterのネトウヨみたいな人達に荒らされてますね。
LOOPさんのサイトを見始めてから12年になります。実名のDMが送られてきた時はちょっとビビりました。同時にこの人は大丈夫とも思いました。今後も探訪を続けて下さい。　中馬馨

返信 ↓

匿名　2022年10月5日 6:18 AM

ああ、本当にね。

返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K.　記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第13号証

①

人権探訪(287)埼玉県 本庄市 児玉町[redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2022年10月5日 | 投稿者: 宮部 龍彦

16件の返信

By 宮部 龍彦

早稲田大学本庄高等学院の近くに部落があるようなので、特定してほしいとのリクエストがあった。そこも旧児玉町で、周囲に多くの部落があるのだが、その中でも学院に最も近い[redacted]の部落の特定を試みた。

ここには戦前に13戸の部落と2戸の部落があったとされる。

②

③

現地の航空写真と明治時代の地図を見て気になったのは、東外れに神社があったと考えられることだ。そこは高速道路が通っている。試しにその場所に行ってみることにした。ここは早稲田大学の土地のようだが、道があって通れるようになっていた。

④

ご覧の通り、関越自動車道が通っている。

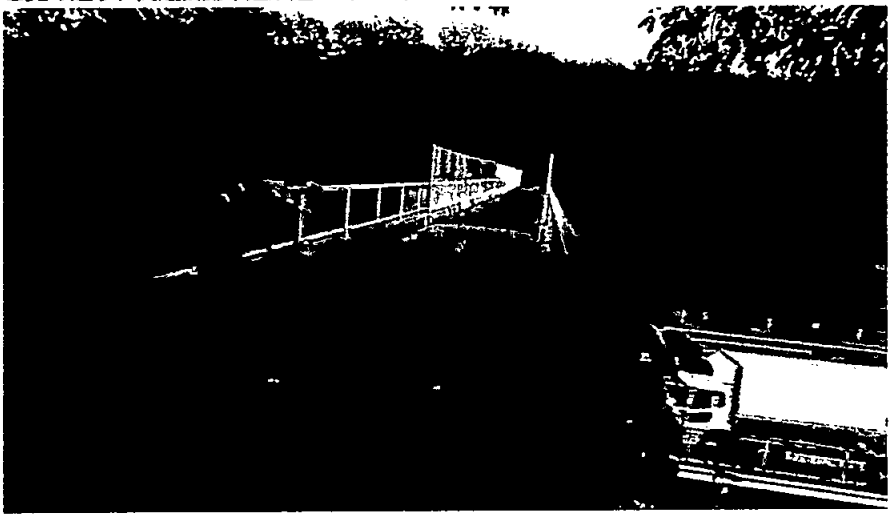

⑤

どの高速道路でも、道路を横切る橋がいくつもある。その中には、なぜこんなところに？と思うようなものもある。ここにも、そのような橋があったので、渡ってみたくなったのだ。

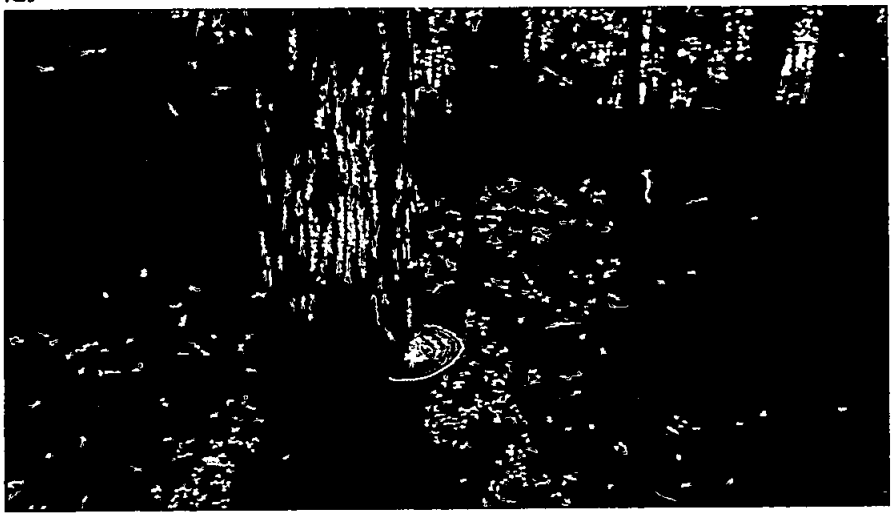

⑥

おそらく、あの橋は高速道路で分断された早稲田大学の土地をつなぐ目的で設置されたのだろう。両側は林になっている。

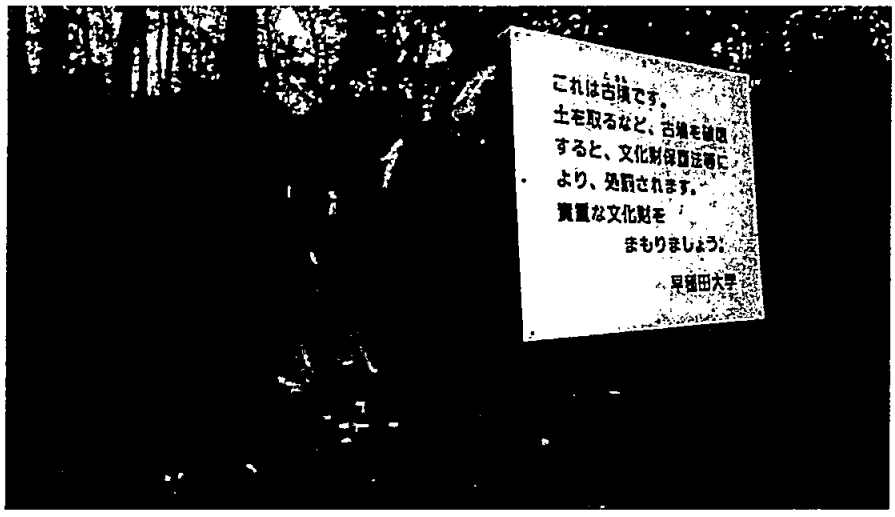

⑦

ここは古墳群だが、写真のようなものがあった。これは昔はどこかの村の神社で、その成れの果てなのかも知れない。

⑧

古墳群の中に部落特定の手がかりになるようなものはなかったので、橋を引き返して集落のほうに向かった。

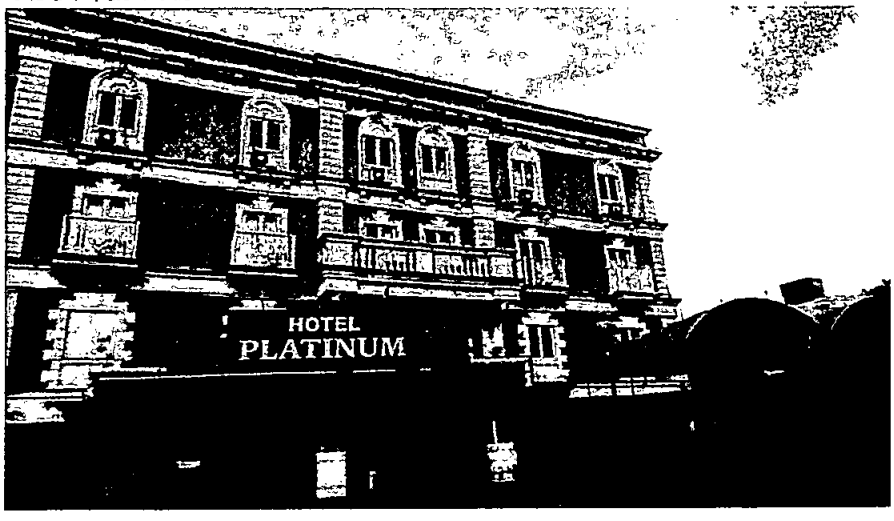

⑨

ここは高速道路のインターチェンジが近いためか、何軒かのラブホテルがある。部落はこのラブホテルと高速道路に飲み込まれて消えてしまった可能性も考えた。

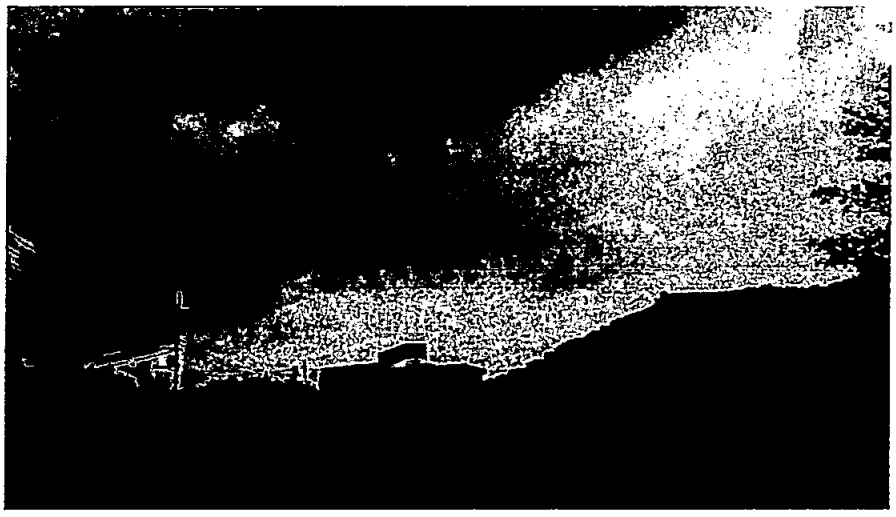

(10)

しかし、見たところ、古くからの家が残っている。

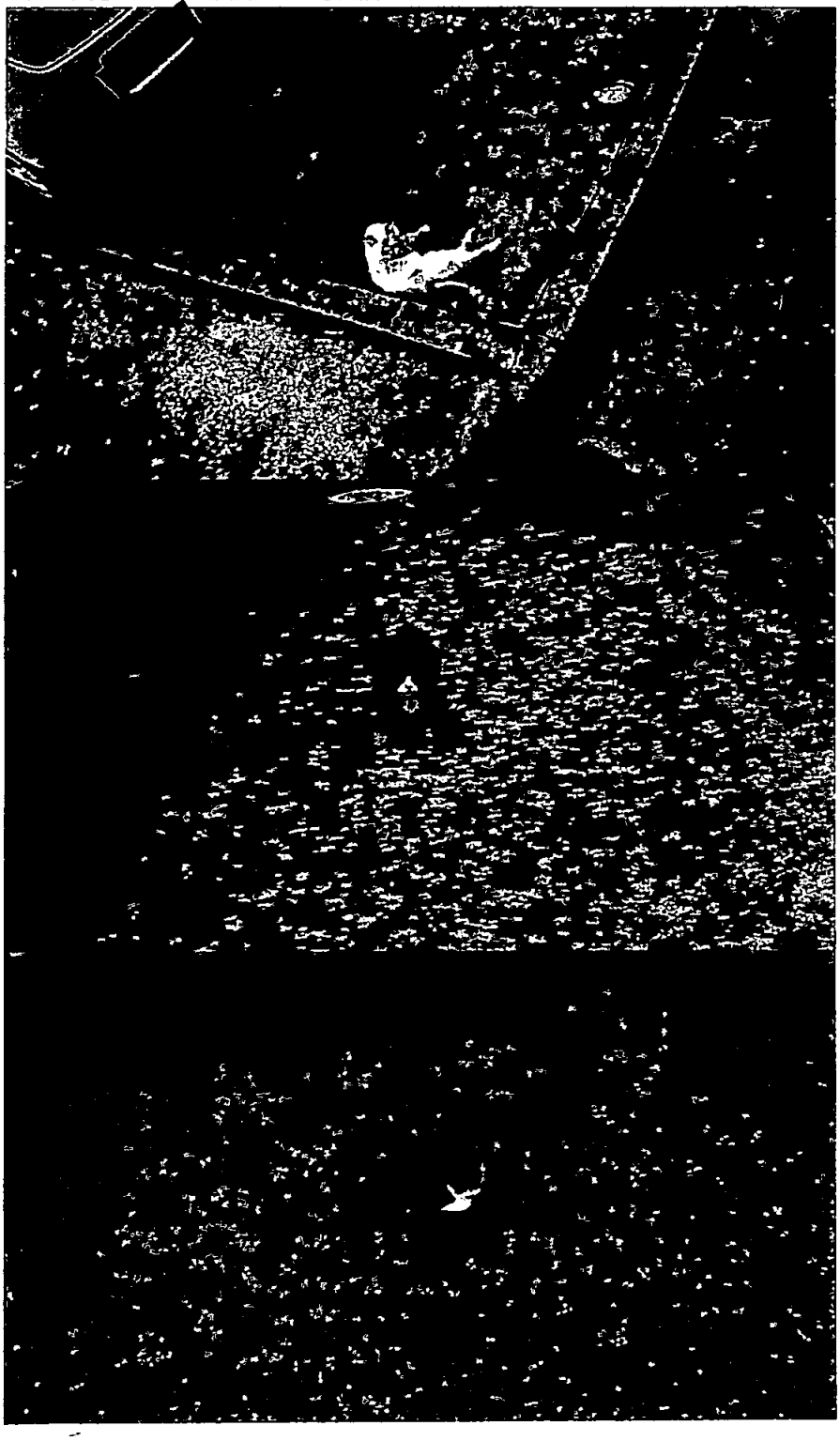

(11)

(12)

(13)

猫が多数たむろしている場所があったので、何となく写真に収めておいた。

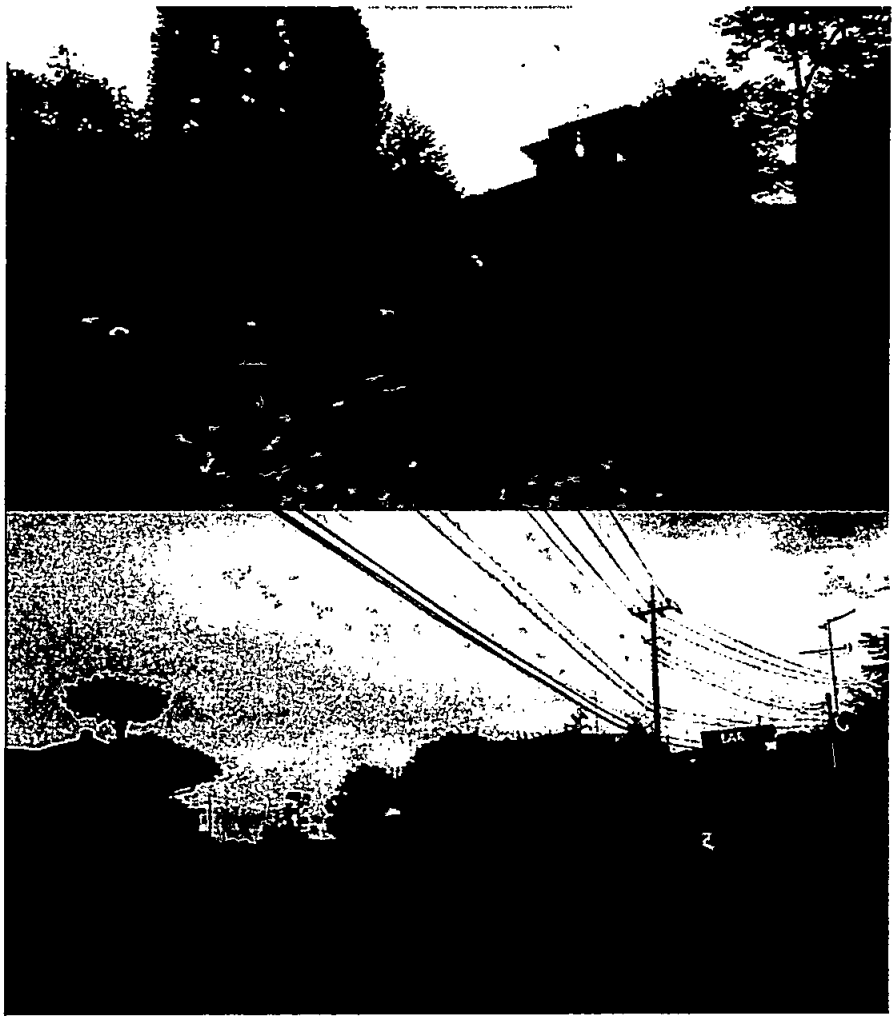

(14)

(15)

この辺りの可能性が高いのではないかと思ったが…

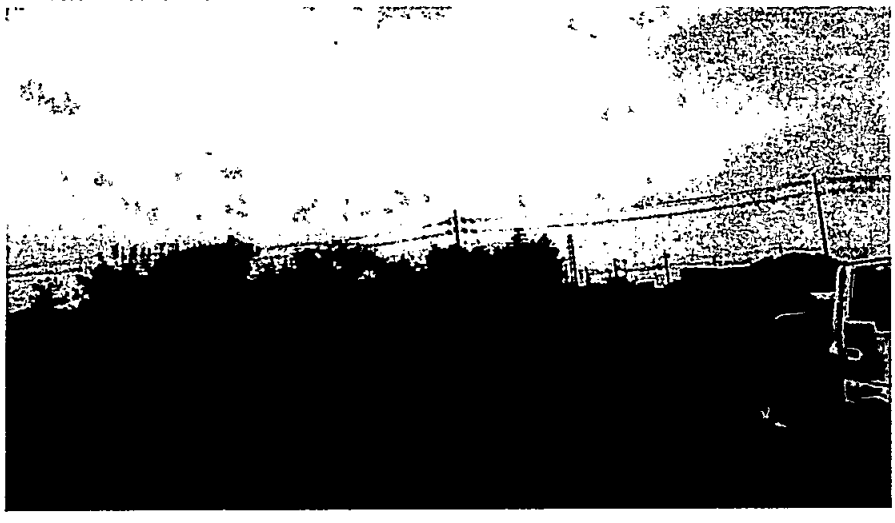

(16)

少し離れたところに神社があったので、ここを調べてみることにした。。

(17)

これが八幡神社。[redacted]自治会の掲示板が出ている。[redacted]全体の神社のようだ。

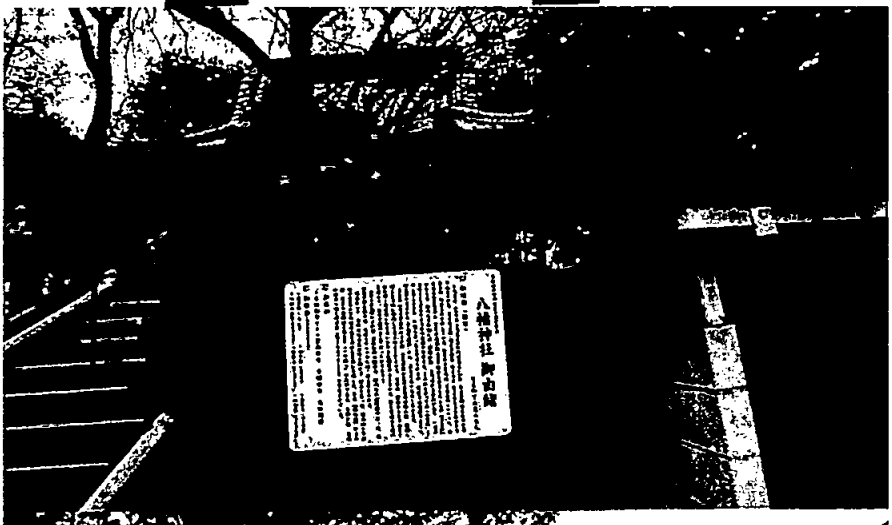

(18)

(19)

自治会、氏子の名字をチェックするのは人権探訪の基本である。気になったのは、氏子の中にあった「[redacted]」という名字だ。おそらく「[redacted]」と読むのだろう。[redacted]に児玉では言い逃れのできない部落の名字と名指しされた[redacted]に通じるところがあり、児玉では[redacted]はほぼ[redacted]にしか存在しない。

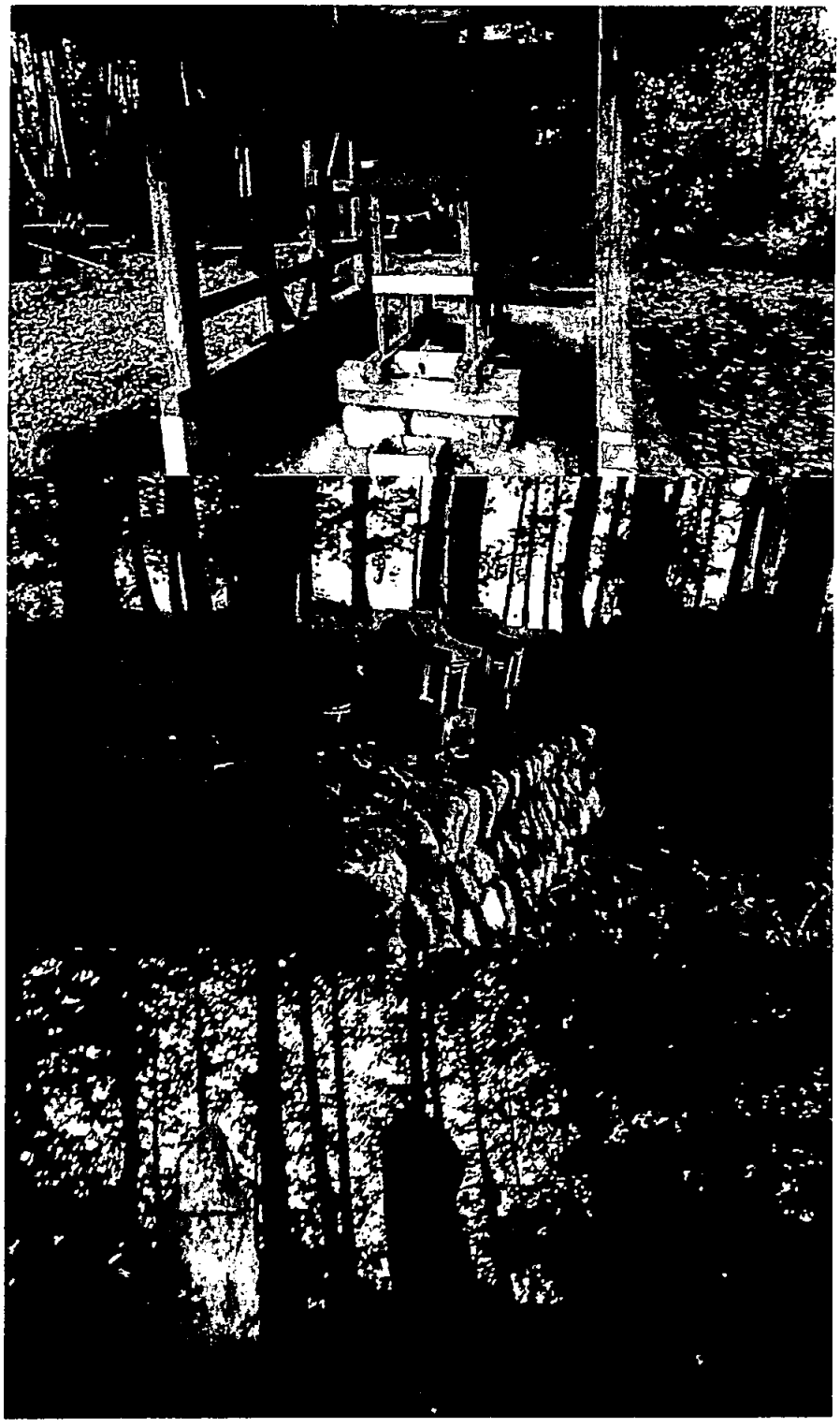

⑳

㉑

㉒

もとは部落の神社があり、ここに合祀されたのではと思って境内にあるものを調べたが手がかりは見つからなかった。

㉓

ここは自治会館。部落があったとしても、未指定であり、融和していることが推定される。

改めて住宅地図を見ると、[redacted]はさきほど猫がたむろしていた辺りに多い。そこで、再びその場所に引き返した。

近くの茂みに観音のようなものが彫られた石を見つけた。近くの人に聞いてみたら馬頭観音だということだ。無論馬頭観音は部落と直接関係あるわけではないが、ここではないかと思った。

(27)

さらに進むと墓地が見えてきた。

(28)

(29)

背景にラブホテルが見えるこの墓地には[redacted]と[redacted]しかない。この五輪塔の建て方は禅宗のものであり、特に曹洞宗ではないかと鑑定したが合っているだろうか？

(30)

間違いない、[redacted]の部落はここだと確信した。

(31)

(32)

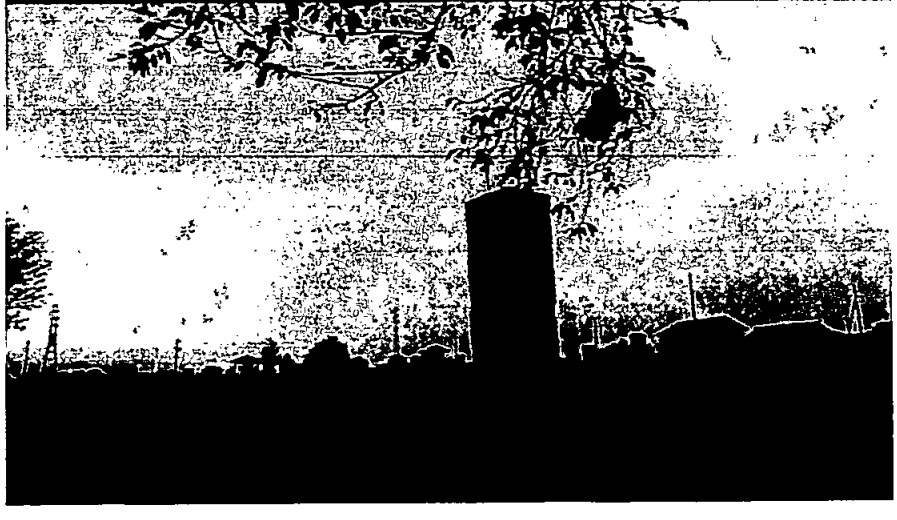

(33)

なお、八幡神社の近くに真言宗智山派の寺と墓地がある。

墓の名字は八幡神社の氏子と共通するが[redacted]は含まれていない。差別なのかは分からないが、とにかく何らかの理由で部落だけは宗派が別なのだ。児玉でも[redacted]の部落は真言宗だったが、北関東の部落の宗派は共通しておらず、様々な宗派に属しているはずなので、部落の宗派が曹洞宗だったとしても不思議ではない。

今回特定した部落は墓地の規模からすると13戸の方であろう。[redacted]には2戸の部落がまだどこかにあるはずだ。早稲田高等学院の生徒さんは、この2戸の部落の特定を研究テーマとしてみるのはどうだろう。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。 同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 熊本県小国町 教育委員3人辞職問題 地元メディアが報じない「同和」の背景
マスコミの"山拓"忖度が 物語る 統一教会報道は「アベガー目的」だ！ →

コメントを残す

「人権探訪(287)埼玉県 本庄市 児玉町[redacted]」への16件のフィードバック

匿名　2022年10月5日 12:09 PM

たぶん13戸の方は[redacted]さんと[redacted]さんでしょうか。
2戸の方は鷲山古墳の近くの、その[redacted]さんと[redacted]さんかと。
返信 ↓

匿名　2022年11月2日 11:16 AM

こんな感じ。

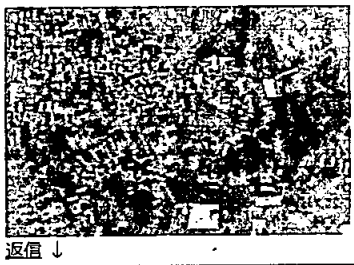

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2022年11月2日 1:17 PM

凄い！それで正解かも知れないですね。
返信 ↓

2022年10月5日 12:20 PM

>ここは古墳群だが、写真のようなものがあった。これは昔はどこかの村の神社で、
古墳にはちょいちょい慰霊の為に祠がありますね。それよりも、部落の住宅2か所ほどの
敷地内に石祠があるので、それが何かを確認してくるべきです。
地の神かもしれませんが、敷地内の祠で白山様もよくありますので。
ひとつの部落に本家・分家でそれぞれ白山様祀っている所もあります。
返信 ↓

松本瓦章　2022年10月5日 1:21 PM

新たな研究・聞き取り結果・・・①東野地方にあるカッパ伝説について、古老によると以下。川縁でカッパに会って、悪戯をされるなどの話に出て来るカッパは、氾濫の危険のある川沿いに追いやられた部落の子供を指すこともあったようだ。カッパは人間ではない、それ以下の動物・妖怪であるため、部落の子をそう称したという。

②被差別化の原因並びにその道程を辿るについて、貧困とカワタが二大原因と推定してきたが、新たに例外情報あり。(香川県か島根県かもう一度調べないと確定できないが)老婆からの聞き取りによると、ひとつの村落の総インカムは凡そ一定の昔、数軒がなにやら美味しい手法を編み出し、他の家よりも多少恵まれ始めると、妬み・そねみ・やっかみ(ヤッカムは関東言葉)から誰が言い始めるともなくヒソヒソ話の類いで「あそこの家が繁栄しているのは狐がついたからだ。狐つきの家と婚姻すると狐の子が生まれる」。そういう洗脳が行われると、男には誰も嫁が来ず、女はもらい手がなくなり、よって跡継ぎもなく没落していくという事例もあったようだ。結果、貧困・穢多・非人に身を落とすことになるのだが、元を正せば妬み・そねみが原因である。日本人特有の横並び一線を美徳とし、出る杭は打たれるの言葉が今も残るのは、こんなことも影響しているのではないか。

「学術・研究：部落探訪(287)埼玉県 本庄市 児玉町[redacted]」中、13戸の部落と2戸の部落とあったので、その2戸が取分け分別された理由に何か特別なことがあったのではないだろうかと疑った。

返信 ↓

匿名　2022年10月5日 3:03 PM

①は木地屋関連かな。
部落差別とは少し違うかも知れないけど木地屋系を差別する地域は今でもありますね。

②は全国にある憑き物筋ですね。
高知県だったか、最近まで（今もかな？）残っていたらしく調査結果が書籍になっていたかと。結論は新参者だね。
香川県はとんびょ神とか言ったかな。

返信 ↓

匿名　2022年10月5日 3:32 PM

>①は木地屋関連かな。

柳田國男の『遠野物語』だよね。松本瓦章さんはタイプミスで東野地方としちゃってますが。

返信 ↓

匿名　2022年10月5日 5:13 PM

木地村で同和指定されているような例はないのでしょうか？
彼らの仕事からすると生活は楽ではなさそうですし、里とはあまり接触しない山奥の生活で差別されそうではありますが。

返信 ↓

武政　2022年10月5日 7:49 PM

犬神だろ。[redacted]も犬神のことを書いている。

返信 ↓

匿名　2022年10月5日 11:13 PM

①が家族内だと座敷童になるんだと思います。

②について。
おじろく・おばさ、という家庭内奴隷について精神疾患での研究があるみたいです。家父長制の時代は長男以外の扱いはひどかったですから。売りに出されることもありました。

現代の発達障害やいじめ、職場のパワハラにも通じてるかもしれません。

いじめっこがいて、傍観する人がいる。諫めた者がいじめられていくからです。

いじめを差別に置き換えたら部落の問題じゃないでしょうか。

いじめ解放同盟はできませんかね。

返信 ↓

名無しさん　2022年10月5日 10:36 PM

木地師は全国の山を渡り歩く為に二セ綸旨を伝える家が存在していて、胡散臭さがありますが、本当に被差別部落に繋がった例は聞きません。
木地師は滋賀県東近江市永源寺が発祥の地と言われますが、かつて元首相の細川護熙さんが退任後にそこに修行に行っています。

返信 ↓

匿名　2022年10月6日 9:15 AM

やはり木地師が被差別的な待遇で残るということはなかったのでしょうね。
永源寺のほか何箇所か木地師の里は行きましたがどこもみんな普通の農家になっていますね。
木曽なんかは商売としてうまくやっているようですが必ずしも自分で作って売っているということもないようです。
親戚に〇〇県の木地山の〇〇がおりますと言うと非常に喜んでくれて今でも同胞的な意識があるのかと驚きました。
返信 ↓

>〇〇がおります　2022年10月8日 9:47 AM

木地師の苗字と言われている小椋さん？
ボツンと一軒家で以前放映したのも岡山県真庭市田羽根の小椋さんでしたね。
返信 ↓

匿名　2022年12月22日 11:19 AM

[redacted]八幡神社の境内社には白山社は無い様です。
これかなぁ？

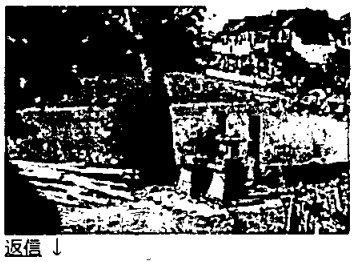

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2022年12月26日 11:25 AM

よく見つけますね
返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K.　記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第14号証

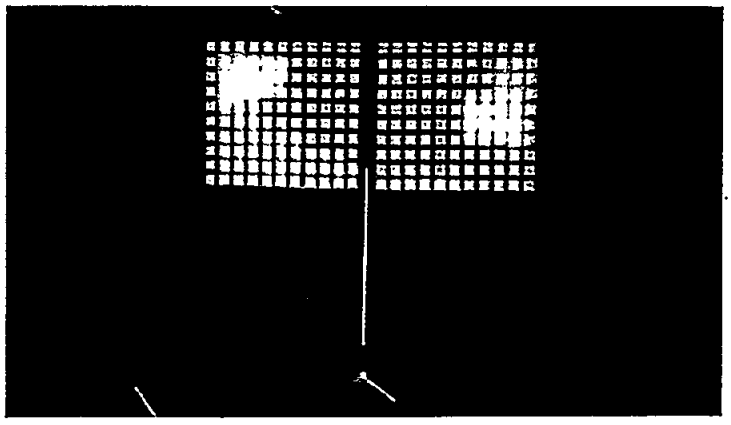

①

人権探訪(293)埼玉県 狭山市[redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2022年11月30日 | 投稿者: 宮部 龍彦

9件の返信

By 宮部 龍彦

[redacted]の部落は高杉晋吾『部落差別と冤罪』で、狭山事件に絡めて引き合いに出されている。狭山事件との接点と言えば、[redacted]氏の友人で一度逮捕されたものの釈放された[redacted]氏がこの地区の出身である。

②

なお、[redacted]氏が少年時代に[redacted]で鳩を盗んで捕まっているが、それは部落なのか一般地区なのかは分からない。

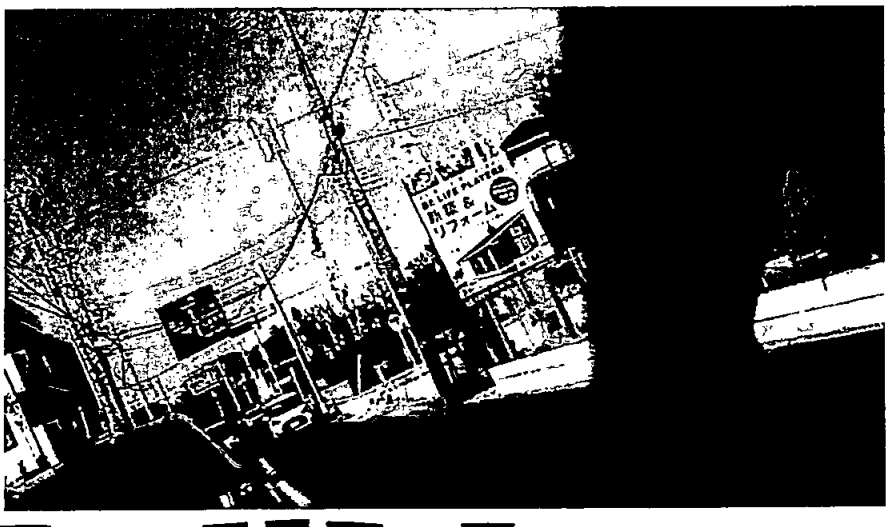

③

[redacted]は宿場であり、[redacted]、[redacted]、[redacted]があり、[redacted]が部落である。

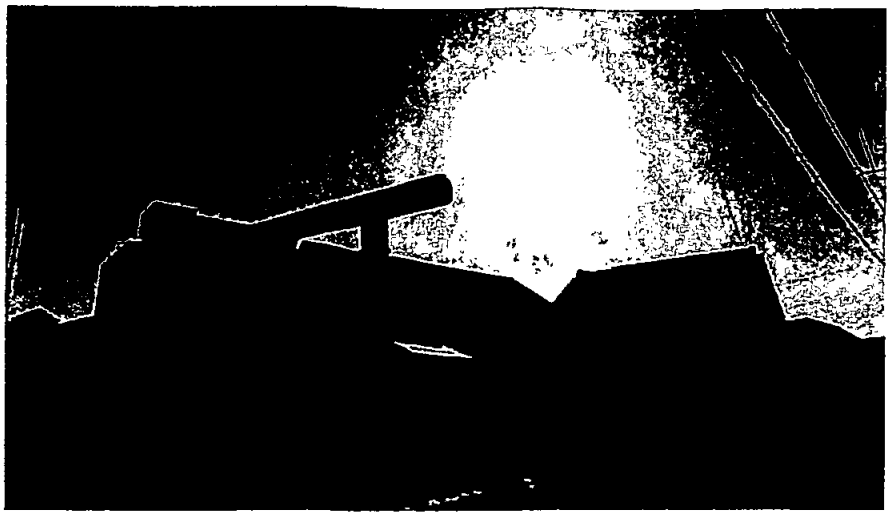

④

戦前の記録では66戸で農業が中心、生活程度は比較的よかった。

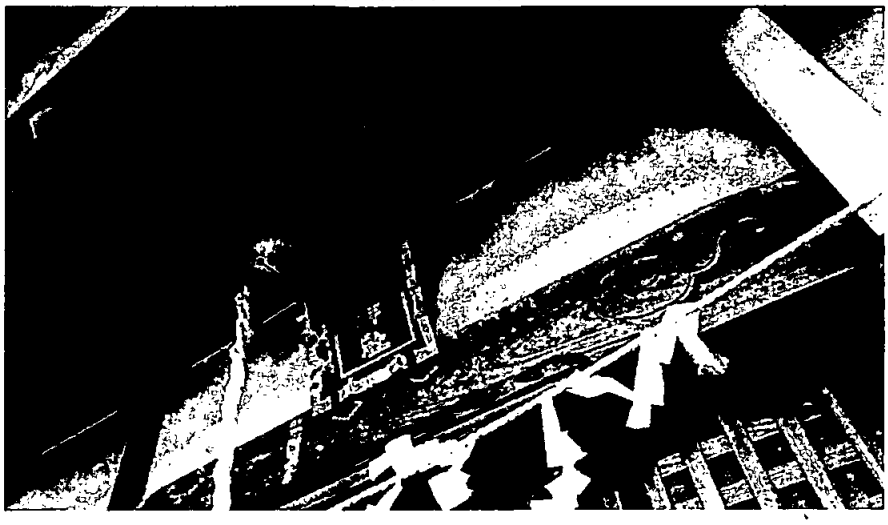

⑤

[redacted]『長吏と特殊部落』にはこう書かれている。

本村の最南端[redacted]にある。

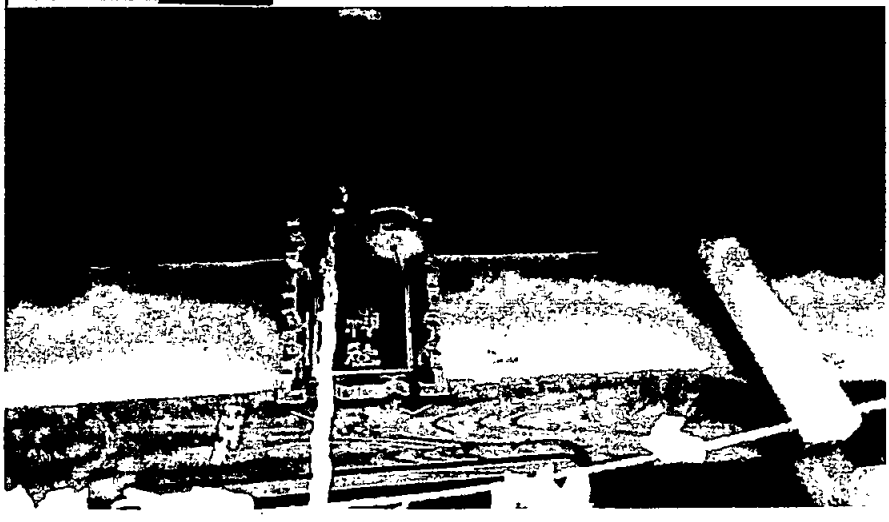

⑥

白山神、神体は懸仏と言うが、秘して拝めない。西方十町、大谷澤へ行く途中、金糞山で鋳たものと伝えて居る。

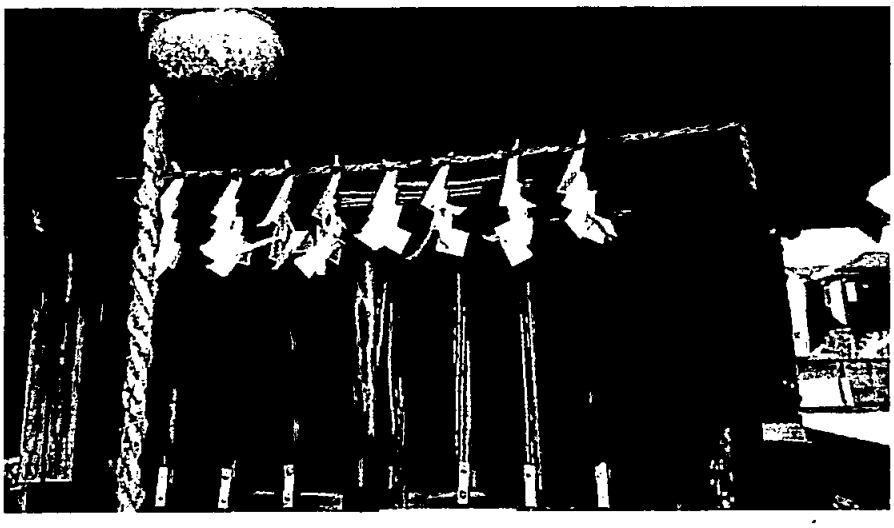

⑦

農家六十戸ばかり。

⑧

祖先はただ一軒、頭の[redacted]氏で、鎌倉時代に土着した。そのときは入間川の河原に面して居たが、可道が移って、畑に変わった。明治七年、白山社の槻木を切って売ったが、共切口に筵四枚敷いても、まだ足りなかった。頭の家には、澤山の文諜があったが、七代前の火災のときに、牛につけて避難さしたところ、裏の沼へ、牛諸共転がり込むで、失ってしまったと云う。

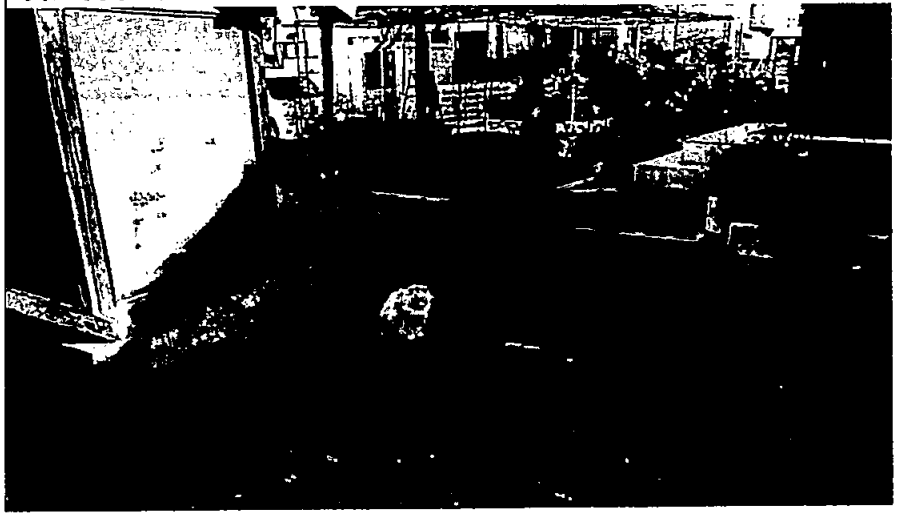

⑨

筵四枚と言へば、四畳であるから、此の木の直径九尺である。多少懸値はあっても、この曲輪が、鎌倉時代へ上る事は確かである。

⑩

[redacted]は字名を上宿下宿本宿から成り立ち、長さ十町に余る街道村なので、今は重要往還でないが、中世上州街道の一つであったものであろう。

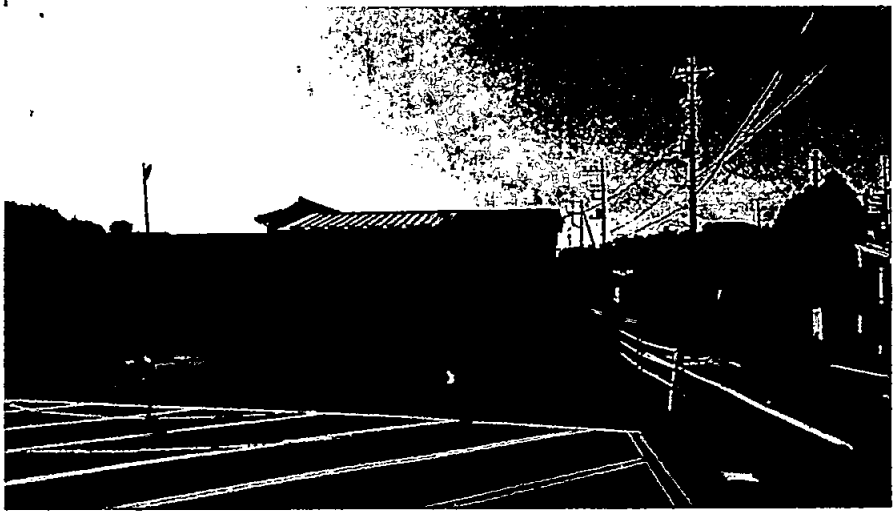

⑪

神社から少し歩くと自治会館がある。

⑫

(13)

立派な自治会館だが、同和施設ではない。

(14)

無論、掲示物に同和だの人権だのといったものはない。

(15)

[redacted]でもかつては水平社運動があり、世良田村事件にも関わったというが、以降は水平社運動や部落解放運動の類は盛り上がらなかった。

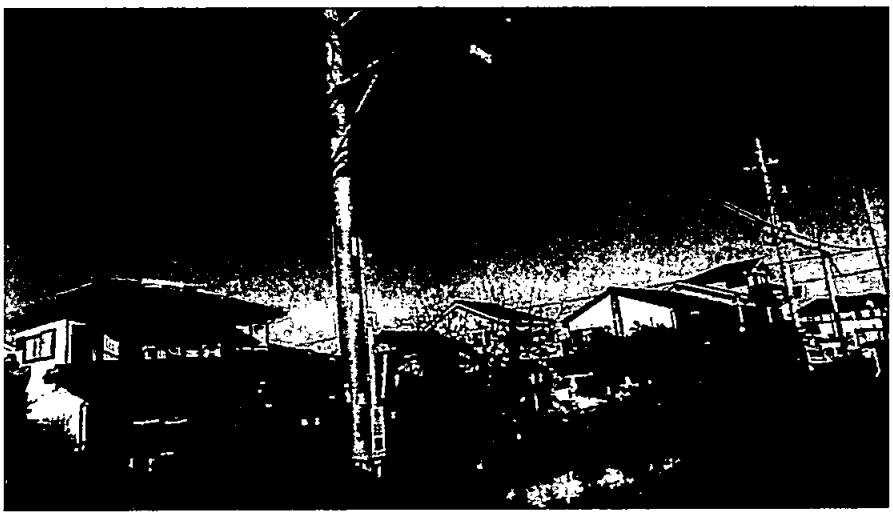

⑯

もともと農業が中心で比較的土地を持ってる部落だった上、戦後の農地解放でさらに土地が増えた。それらの土地であまり農業は行われず、転売する者が多かったという。

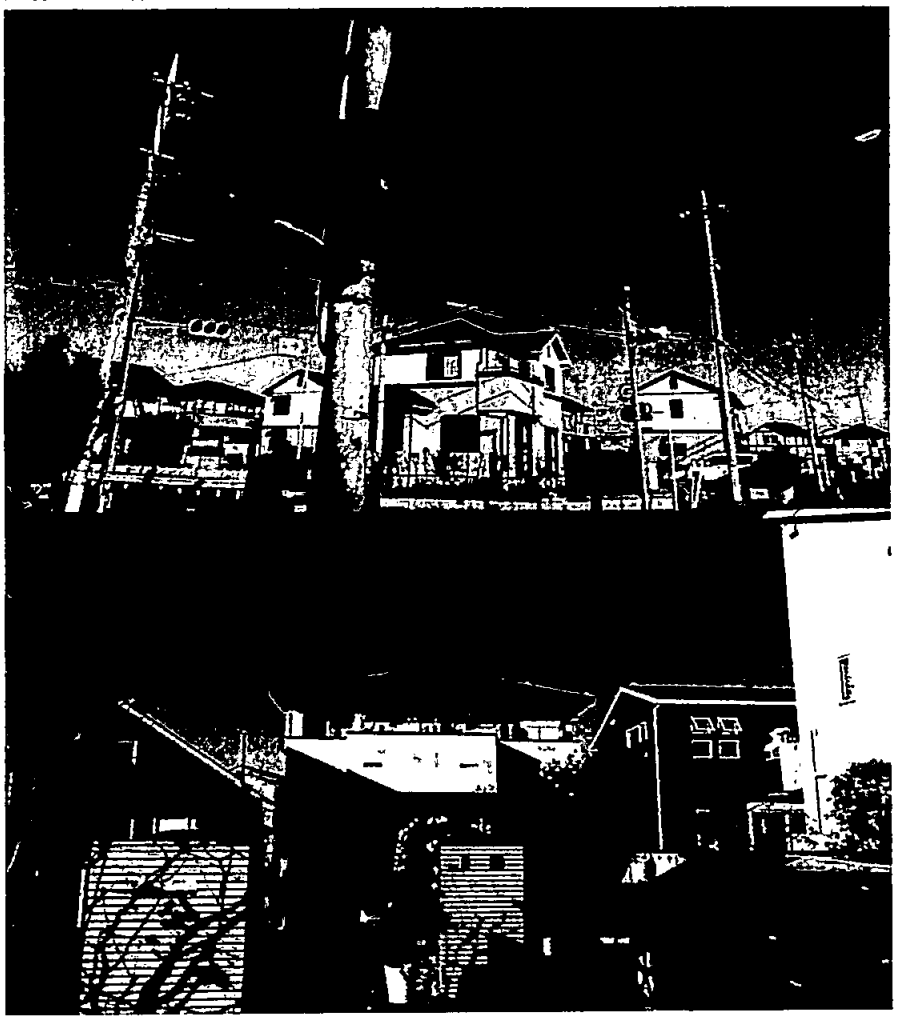

⑰

⑱

そのためか、新しい家や集合住宅が多い。

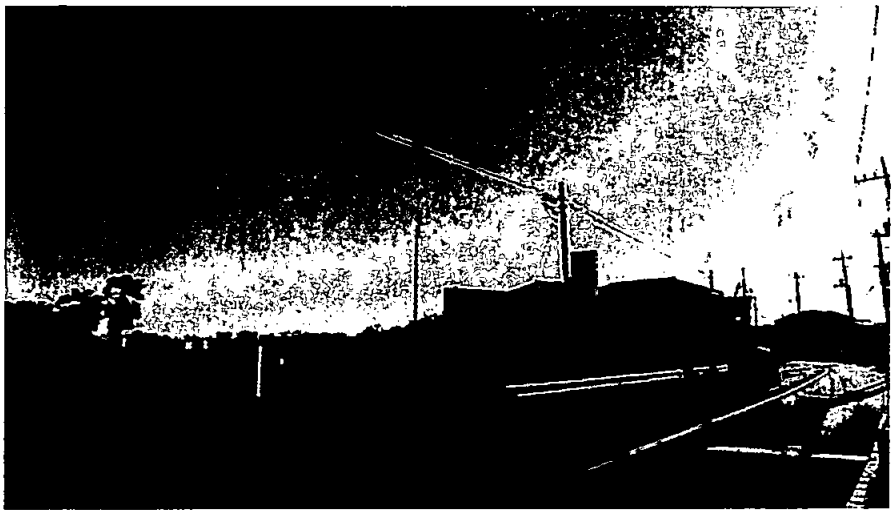

(19)

部落の南端の墓地を訪れてみた。

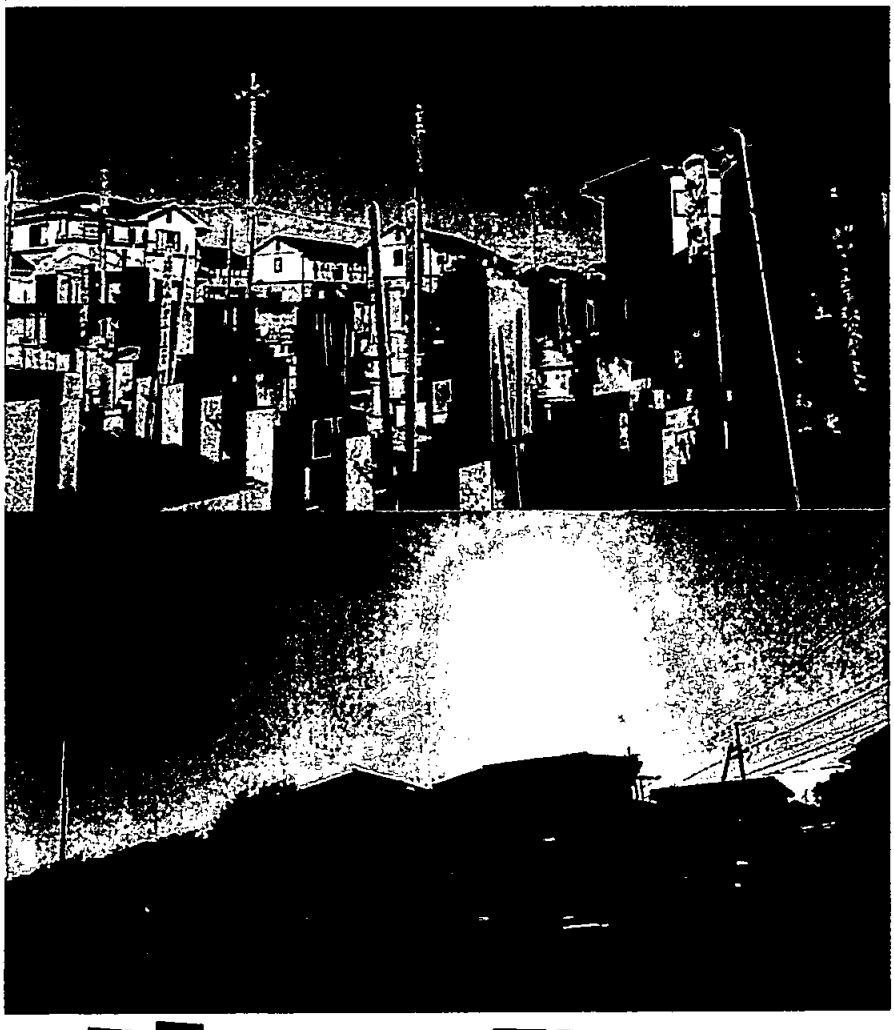

(20)

(21)

やはり、[redacted]、[redacted]、[redacted]が多い。他に多いのは[redacted]

(22)

宗派はほとんど時宗だが、その中に創価学会や天理教の墓が混じっている。

(23)

狭山市は部落問題がからむ狭山事件で有名であるが、解放運動や同和行政はあまり活発とは言えない。ここは見るからに未指定地区である。無論、住民に知られないようにこっそりと同和地区指定がされて公共工事に国の予算が入れられているケースもあり得るが、少なくとも表立って同和事業がされているような痕跡は見えなかった。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。

宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 星野ロミ出所後初YouTube出演 漫画村×破産者マップ 日本最凶サイト対談

【王将研究】大連撤退、稲盛和夫、PCR検査…「王将人脈」にチラつく 同和と中国 →

コメントを残す

「人権探訪(293)埼玉県 狭山市[redacted]」への9件のフィードバック

匿名　2022年11月30日 6:06 PM

動画の方は、YouTubeから除外されてしまったんですか？

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2022年12月1日 4:21 PM

消されましたが別の方法で復活させます

返信 ↓

越智彩夏　2022年11月30日 6:54 PM

[redacted]宅にピンポンした結果はどうでしたか？

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2022年12月1日 4:21 PM

次の動画で説明します

返信 ↓

越智彩夏　2022年11月30日 7:13 PM

狭山事件の地裁判決によると、[redacted]と[redacted]に鶏二羽を盗まれ殺害された被害者の家は[redacted]番地の[redacted]方です。この番地には今でも[redacted]の人が住んでいるのではないでしょうか。

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2022年12月1日 4:33 PM

住宅地図でみると[redacted]です。豪邸ですね。

返信 ↓

匿名　2022年12月11日 10:52 PM

北関東の探訪をお願いします。

返信 ↓

鎌倉時代の1軒　2022年12月19日 3:25 PM

その1軒は渡し守だったそうですね。

返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K.　記事・画像の転載・リンクはご自由に。

示現舎について

甲第15号証

①

人権探訪(294)埼玉県 日高市[redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2022年12月14日 | 投稿者: 宮部 龍彦

7件の返信

By 宮部 龍彦

菊池山哉の『長吏と特殊部落』には、こうある。

> 入間郡、[redacted]□□
> ○[redacted]と言ふよりは[redacted]に近い。多くの村が、鎌倉を受け南であるのに．この曲輪のみは、北村であり。俗に[redacted]とも称へて居る。
> ○白山神。
> ○六十余戸の大村であるが、何れも富裕の農家ばかり、下駄表を作らなければ、一見して分らない。「太平記」[redacted]ヶ原の戦闘を伝へて居る。中世原とすれば、古い山番であらうか。[redacted]では長吏とも思へない。又村界移動も伝へがない。

②

昭和初期の記録では戸数75、生活程度は中とある。

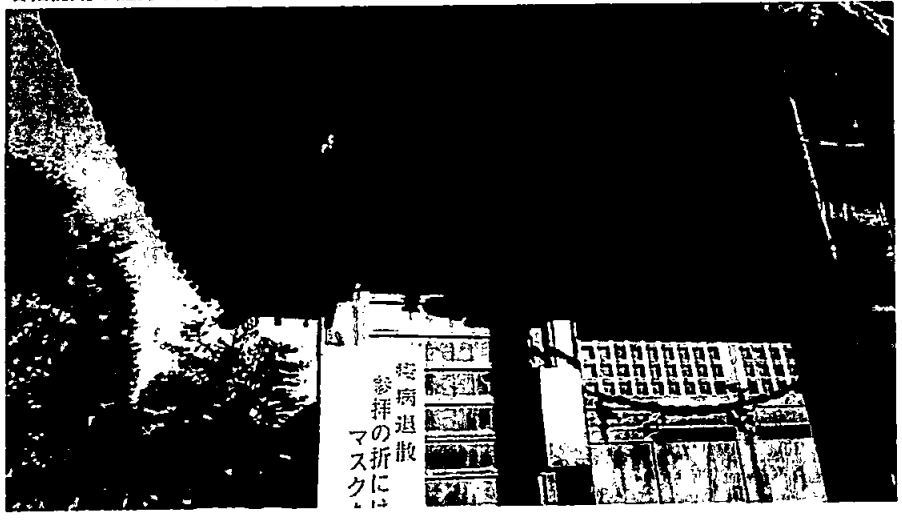

③

現地には白山神社があり、疫病退散祈願がされていた。

④

横の小さな祠には「[redacted]講中」と彫られていた。

⑤

過去の記録通り、この部落は富農が多かった。『全国部落調査』には主業は履物表とある。

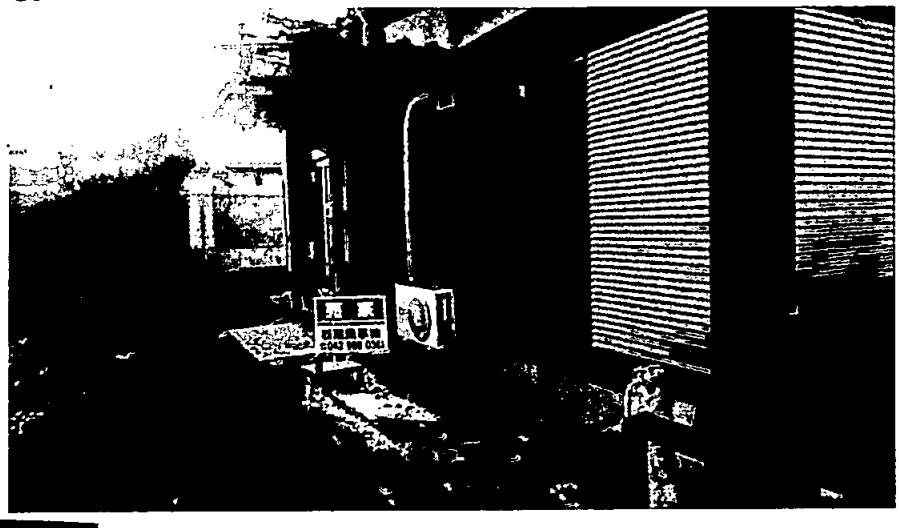

⑥

[redacted]が訪れた時期は正確には分からないが、農地解放の後だった可能性もある。

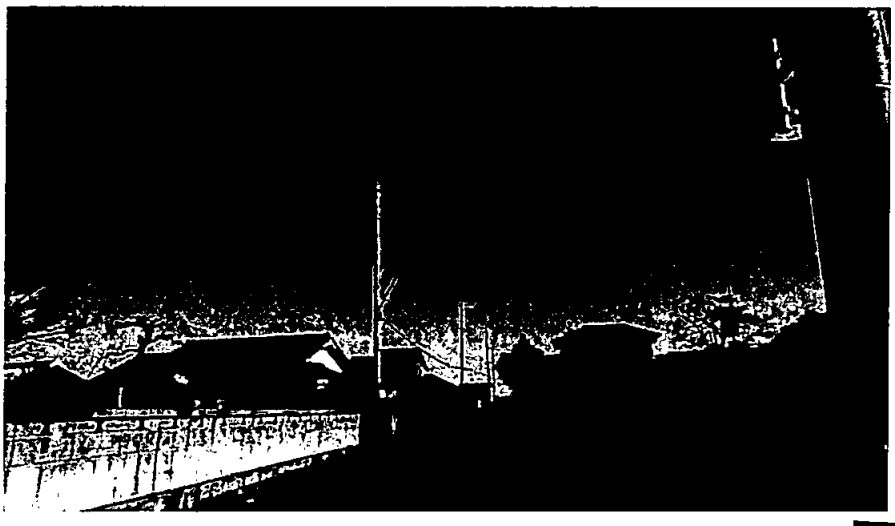

⑦

いずれにしても、現地で家を見ると、いかにも古くからの富農の家が多く、表札は[redacted]が多い。

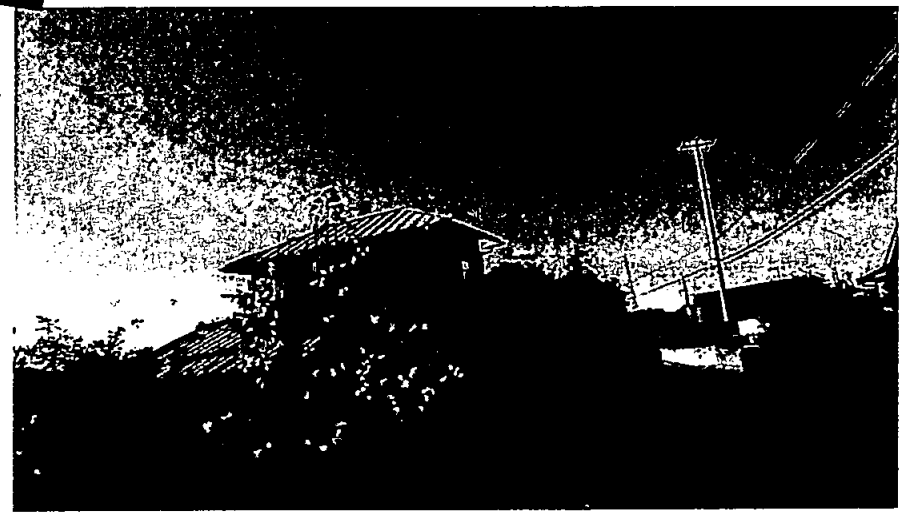

⑧

記録にある通り、豊かであったため、同和事業は行われなかった可能性が高い。

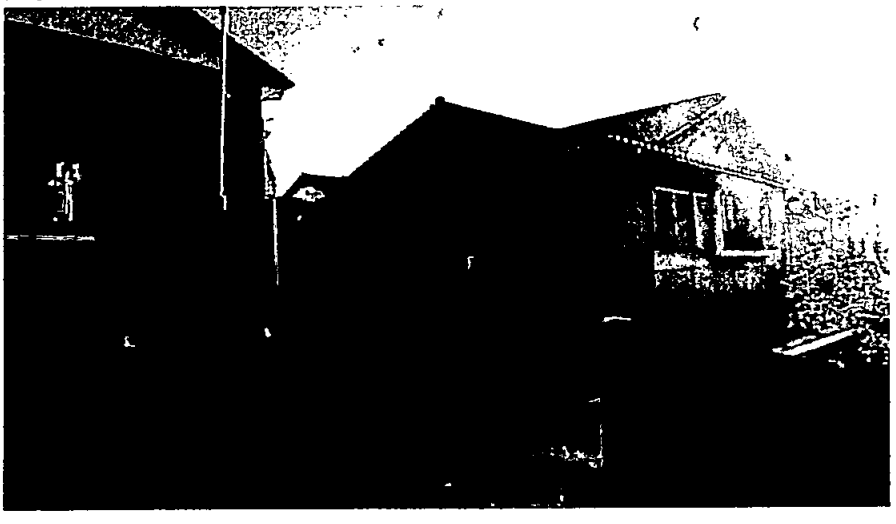

⑨

⑩

これは[redacted]公会堂。[redacted]の記録では[redacted]は俗称とあるが、普通に自治会館の名称として使われている。もちろん、これは同和施設ではない。

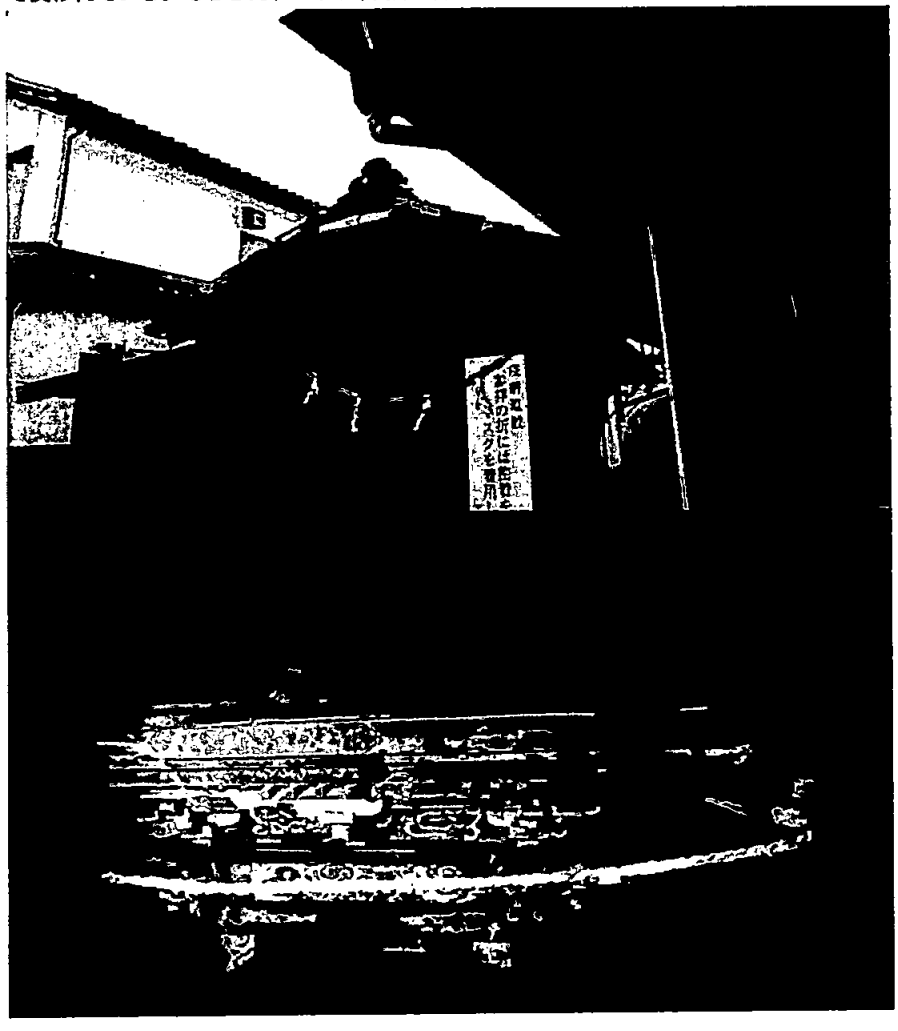

⑪

⑫

公会堂の敷地内に八雲神社があり、これも部落の神社のようである。

⑬

公会堂とは別に「ふれあい館」という施設もある。これは児童館的な施設のようだ。

⑭

これも行政施設ではなく自治会の所有であろう。

⑮

その近くに薬師共同墓地がある。

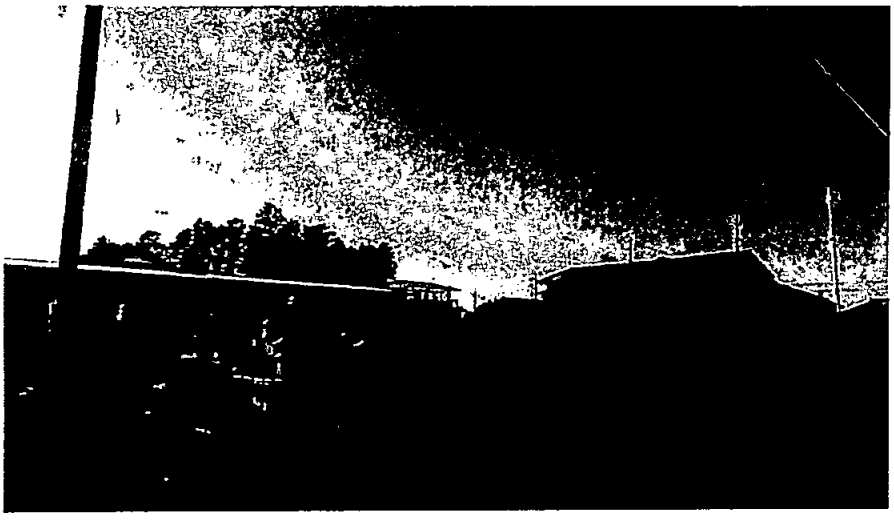

⑯

これが部落の墓地かと思ったが、現地に来て一目で違うと分かった。墓石の名字の傾向が明らかに違う。

⑰

詳しそうな人に聞いてみると、墓地はずっと北の方にあるそうだ。宗派は曹洞宗だという。

⑱

(19)

踏切を越えてずっと北に進むと、そこも[redacted]の表札が多く、[redacted]自治会の看板が出ている。

(20)

改めて地図に目を落とすと、ここは[redacted]と[redacted]の境界が入り組んでいる。「[redacted]」という小字もある。[redacted]と[redacted]の境界上に部落があるように見える。

(21)

墓地を新興住宅地が見えてきた。

(22)

墓石の名字と表札の名字の傾向が一致するので、これが部落の墓地であることは間違いない。

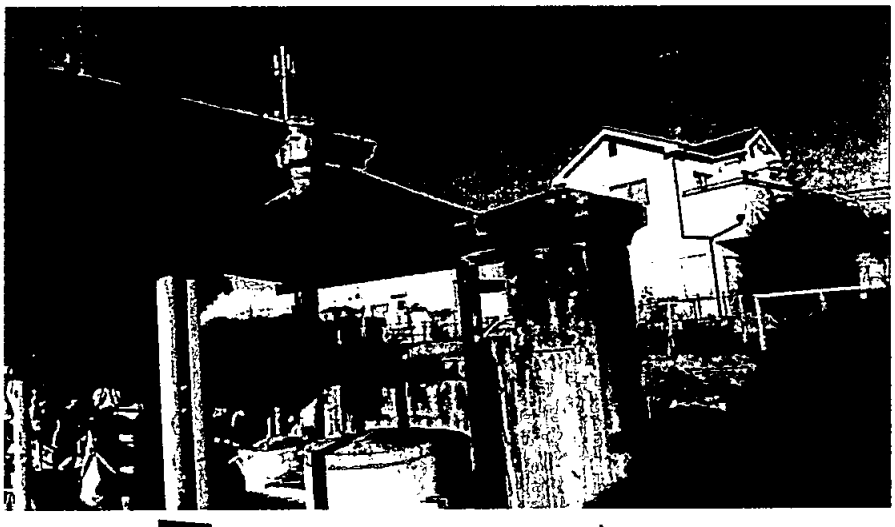

(23)

寄附者の名字も[redacted]

(24)

塔婆に「大施食会（だいせじきえ）」とある。こう書かれていれば、間違いなく曹洞宗である。

(25)

狭山市の部落は時宗だったので、旧入間郡でも部落の宗派は一定ではないということだ。これは埼玉県の部落の特徴である。別の特徴があるとすれば、南妙法蓮華経が彫られた創価学会と思しき墓がいくつか混じっていることだ。

(26)

おそらく関西では珍しい、比較的大規模な未指定地区だ。しかし、さらに研究を進めると、旧入間郡ではこの規模の未指定地区はありふれているようなのである。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 【Colabo問題】支える会 際立つ慰安婦人脈！ 厚労省＆東京都公認の 日本版「ナヌムの家」なのか
【二階王国】和歌山衆院 1区補選、自民候補に 世耕氏支持率42%の 衝撃データ入手！ →

コメントを残す

「人権探訪(294)埼玉県 日高市 [redacted] 」への7件のフィードバック

匿名　2022年12月14日 3:27 PM

>菊池山哉の記録では北口は俗称とあるが、普通に自治会館の名称として使われている。
地名では存在しないが、自治会名に使われているからこそ俗称なのです。

ここの部落として重要な点は、鎌倉街道沿いである事。それを踏まえて見てこなければ… 面白いのは、線路を挟んで別所地名が残っていますね。なお八雲神社は祇園信仰です。

返信 ↓

匿名　2022年12月17日 10:39 PM

小字として存在していた（現在はない）と思われるので、完全な俗称ではないのでは。
境橋は[redacted]との境、そして[redacted]の[redacted]、という意味だと思っていたので、資料にあるという「多くの村は鎌倉を受けて南、ここだけ[redacted]ということの意味がちょっと良く分からなかったのですが、お心当たりあれば教えて下さい。

返信 ↓

サクママサオ　2022年12月22日 10:47 PM

ご苦労さまです。
早く慣れたいです。
返信 ↓

匿名　2022年12月14日 4:06 PM

[redacted]は1889(明治22)年に[redacted]その他と合併して[redacted]になっています。山哉が周った頃は、[redacted]になっていたと言う事ですね。
返信 ↓

匿名　2022年12月14日 10:40 PM

1:20 こうちゅう→こうじゅう（講中）
10:37 曹洞宗ちざんは→真言宗ちさんは（智山派）
ではないでしょうか
返信 ↓

匿名　2022年12月18日 6:51 PM

最寄りの武蔵高萩駅は、出口が北口・南口ではなく、さくら口（南口）・あさひ口（北口）になっています。小字の北口と紛らわしいからそうしたらしいのですが、余計紛らわしい気がします。
返信 ↓

匿名　2023年4月1日 3:00 PM

東京から移住する為に、[redacted]ではありませんが近くに家を購入しました。
こういう事は一切考えていませんでした。
#94bc7e245293bbb63f84caf73b835a22
返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K.　記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第16号証

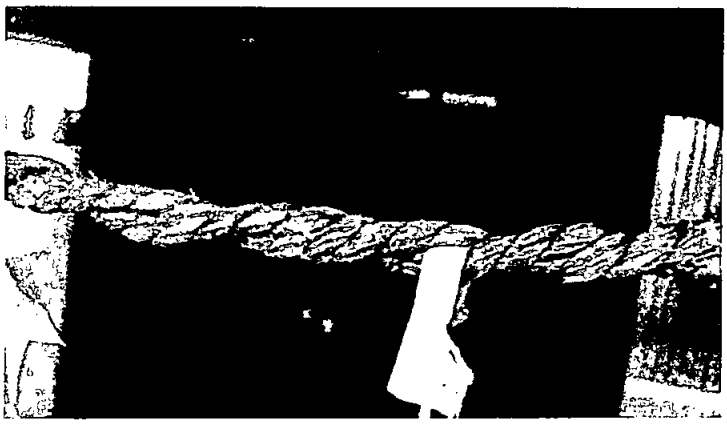

①

人権探訪(295)埼玉県 坂戸市[redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2022年12月21日 | 投稿者: 宮部 龍彦

6件の返信

By 宮部 龍彦

[redacted]の『長吏と特殊部落』の、[redacted]を解説した部分に「ここには、[redacted]村の[redacted]と、名細村小堤との三つの曲輪が、一つになって居る」という記述がある。

[redacted]と[redacted]は既に探訪済みなので、[redacted]を訪れた。昔の地図で場所を確認すると、現在の坂戸市[redacted]に相当する。

②

③

昭和初期の戸数は46と記録されている。主業は履物表、生活程度は中であった。

しかし、実際は十分に農業をやっていけるほどの土地を持っており、生活程度は良かったのではないか。

④

それでも、ここでは明らかに同和対策事業が行われている。

3) [redacted]集会所・[redacted]集会所

坂戸市立同和対策集会所の設置及び管理に関する条例に基づき設置されています。

施設一覧

施設名	住所	代表建築年度(年度)	経年(年)	用途地域
[redacted]集会所	[redacted]	1995	18	市街化調整区域
[redacted]集会所	[redacted]	1974	40	市街化調整区域

⑤

施設一覧

施設名	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)	階数	構造	耐震診断	耐震改修	土地所有	建物所有
[redacted]集会所	609.32	293.6	2	鉄骨造	不要	不要	神社	市
[redacted]集会所	1,054.00	132.49	1	木造	未実施	未実施	市	市

それは、[redacted]集会所が「同和対策集会所」であることから明白だ。

⑥

しかし、この施設には同和だの部落だの人権だのといった掲示物は全く見られない。ステルス同和施設である。

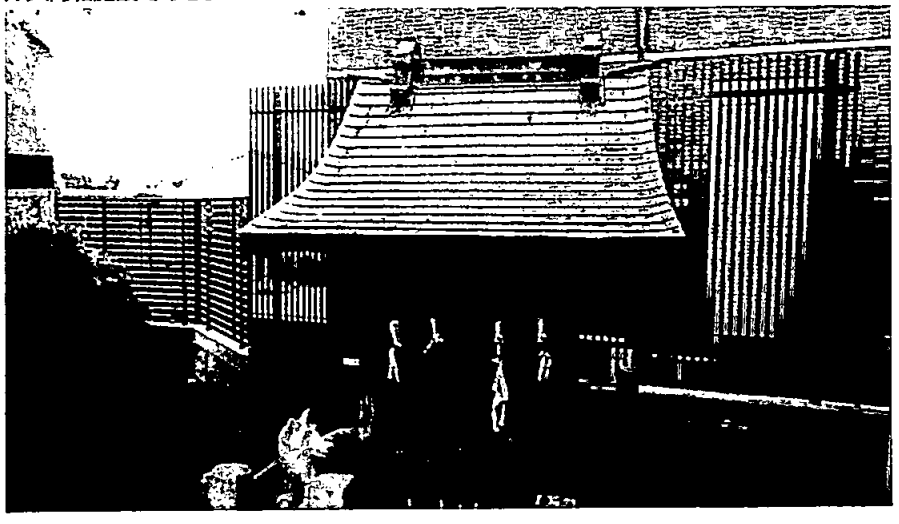

⑦

ここに来た目的の１つ、集会所の敷地内にある神明神社。これが白山神社の成れの果てではないかと考えたからである。『長吏と特殊部落』には「[redacted]の白山社には、天正四年銘の懸仏が御神体をなして居る」「社殿は、[redacted]が貧弱で宅地神のようである」と書かれている。この神社は後者の記述と一致する。

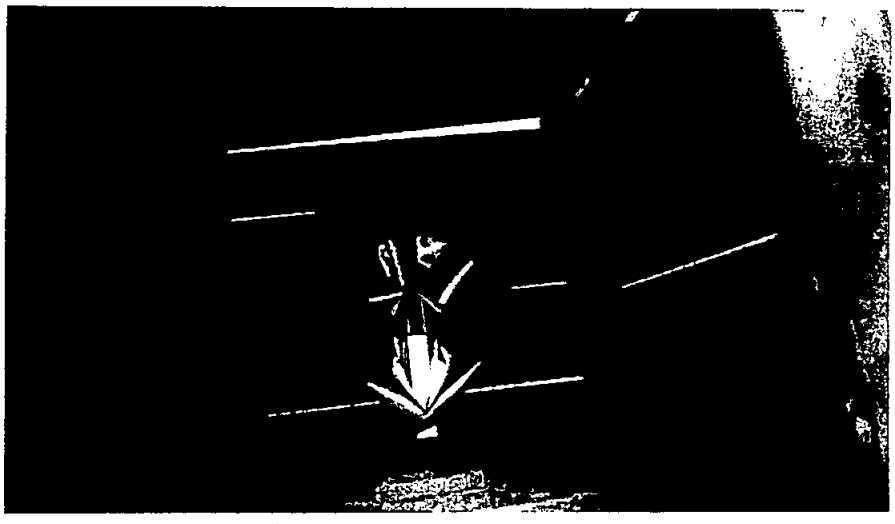

⑧

しかし、中に懸仏はなかった。

⑨

ただ、部落の神社であることは間違いない。鳥居に刻まれた氏子の名字は「[redacted]が多い。

⑩

(11)

(12)

墓地を訪れると、やはり[redacted]が多い。大部分は真言宗で、他の宗派が少しだけ混じっている。

(13)

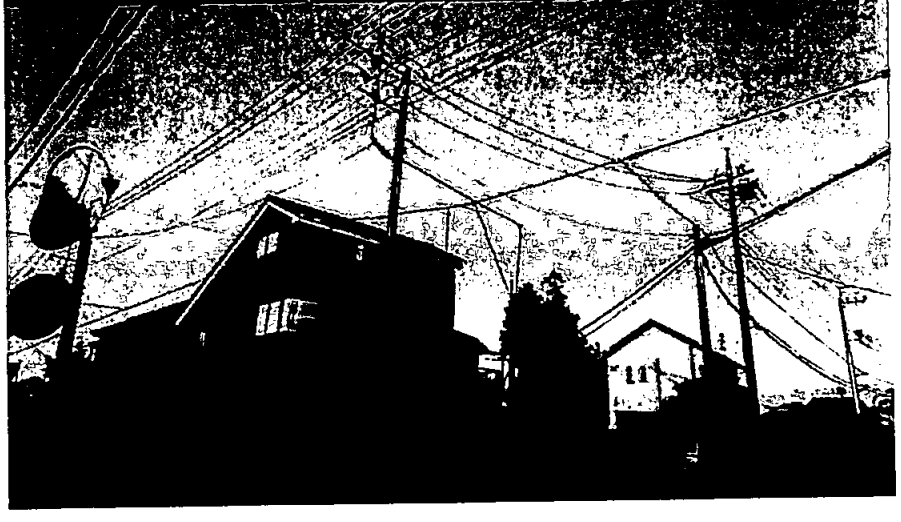

(14)

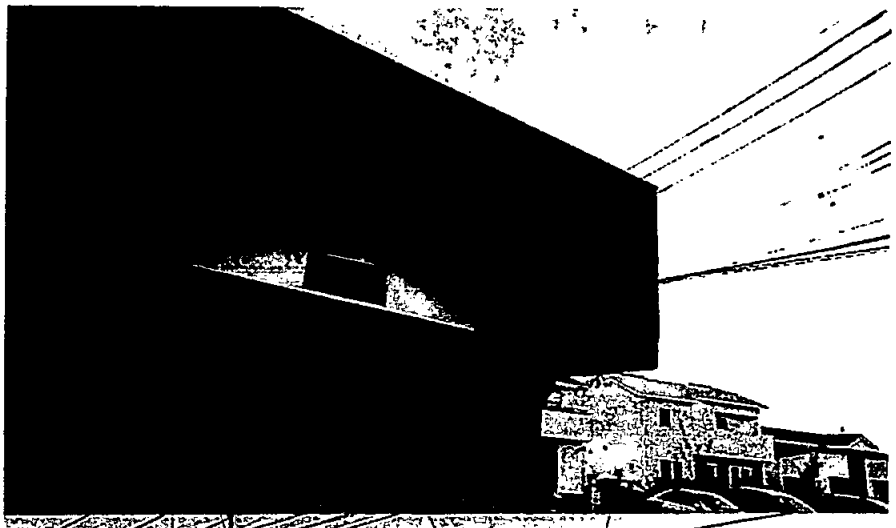

⑮

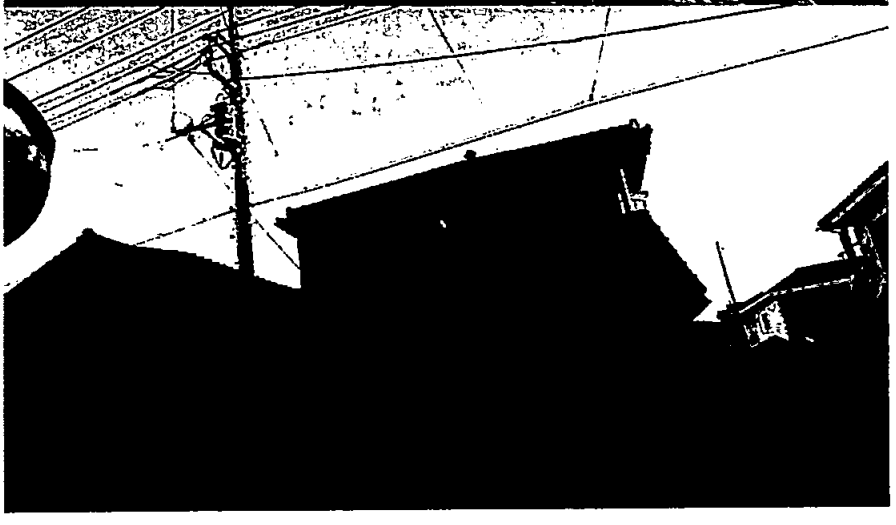

⑯

見ての通り、何の変哲もない住宅地である。同和団体があまり活動せず、行政主導で国費を入れて、市の負担を減らしたのではないか。

⑰

この祠がもしかすると白山神社と思ったが、中に懸仏はなかった。

付近住民の老人に聞いてみたが、白山神社については[redacted]と[redacted]にあるものしか知らないという。

(18)

この商店跡にはうっすらと[redacted]の文字が読み取れる。

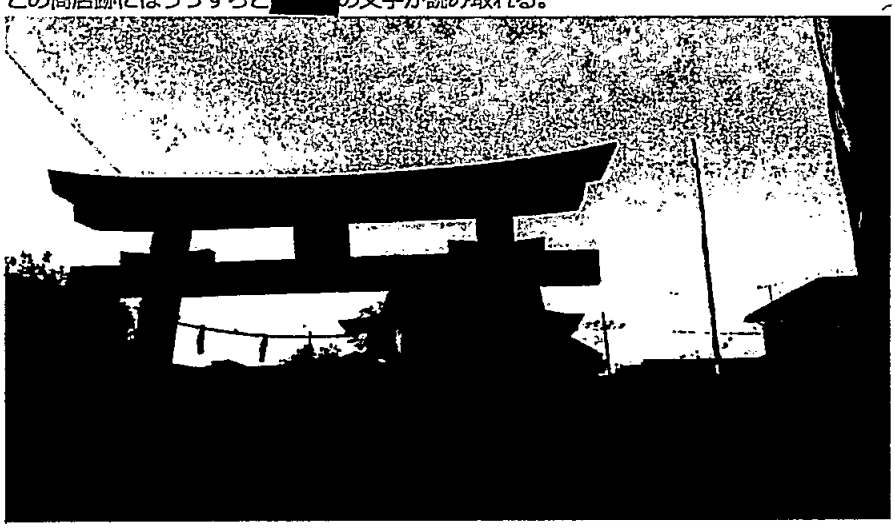

(19)

せっかくなので、隣の[redacted]の白山神社を久々に訪れてみた。

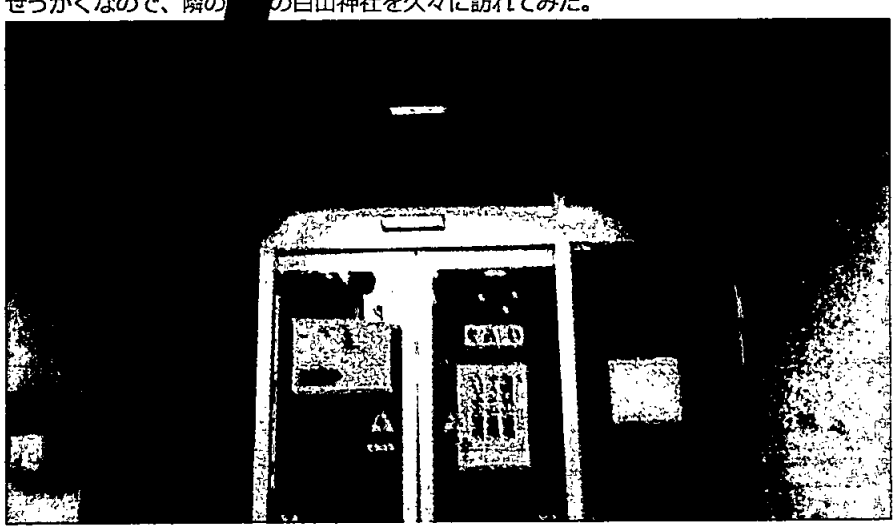

(20)

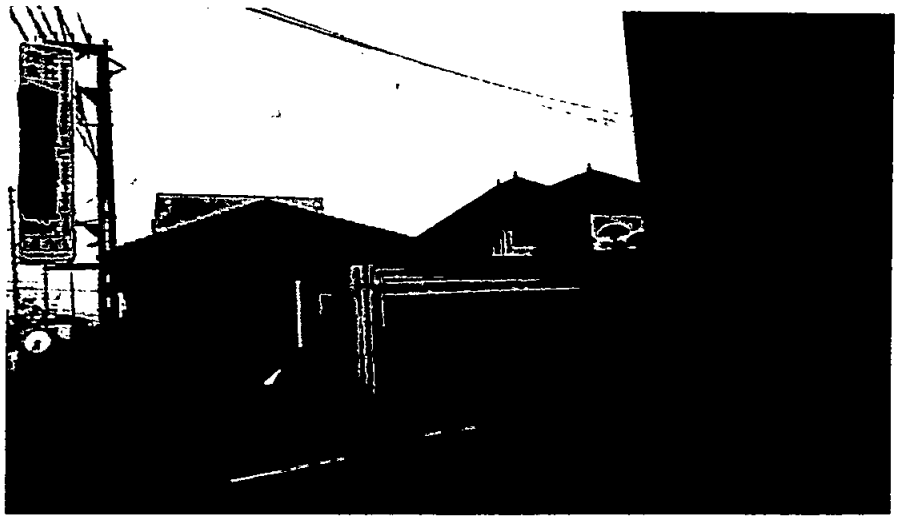

白山神社前の[redacted]集会所も同和施設なのだが、やはり部落だの同和だの人権だのといった掲示物はない。

[redacted]は川越市になるのだが、坂戸市と川越市が示し合わせたように、同和事業は行うが、同和地区であることは主張しないという方針を取っているように見えた。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 【Colabo問題】仁藤氏が「ナヌムの家」元スタッフと講演会！女性支援は左翼人脈が鮮明に
【和歌山 衆院補選】門博文「公認おねだり音声」流出で 見えたドン二階の 落日 →

コメントを残す

「人権探訪(295)埼玉県 坂戸市[redacted]への6件のフィードバック

匿名　2022年12月21日 9:56 AM

>この祠がもしかすると白山神社と思ったが、中に懸仏はなかった。
動画を見ると、中に板碑の破片と思われる物が見受けられますね。
返信 ↓

白山社はいずれか？　2022年12月22日 10:52 AM

字原にあった白山社は、明治40年に[redacted]にある神明神社に合祀されたとのこと。ただし社殿はそのまま残されたとか。それにより懸仏は移されているかもしれませんね。
なお元の白山社の候補は、
①集会所の神明神社(動画で見ると狐ではなく、狼ないし犬と見える置物があるので、元は御嶽信仰かも？) ②先述の板碑が収められていた祠
③添付写真の石祠　　さてどこでしょうか？

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2022年12月26日 11:25 AM

貴重な情報ありがとうございます！
返信 ↓

匿名　2022年12月22日 9:28 AM

サンカ関連の書籍で本拠地の旧国名を名字にする傾向があったというようなことが書いてありましたが、ここはサンカに由来するのでしょうか。
サンカに関しては怪しい情報も多くよくわかりませんが。
返信 ↓

名無しさん　2023年1月5日 3:30 PM

マッポンが地名を正しく入力して検索しても動かなくなってしまっていませんか？12月下旬くらいから。

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者 2023年1月10日 10:11 AM

すみません、不具合が生じてました
復旧済みです

返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K. 記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第17号証

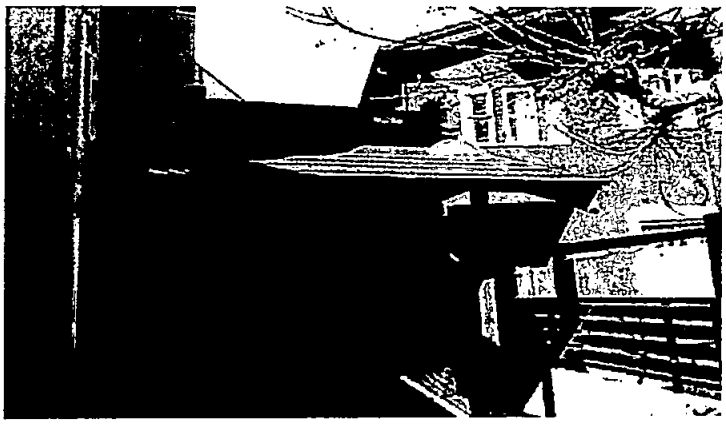

①

人権探訪(296)埼玉県 鶴ヶ島市 [redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2023年1月10日 | 投稿者: 宮部 龍彦

2件の返信

By 宮部 龍彦

[redacted]、[redacted]、[redacted]、そして今回の[redacted]と狭い範囲に4つの部落が存在する。このことも興味深いが、ここには3つの市の境がある。[redacted]と[redacted]は川越市、[redacted]は坂戸市、そして[redacted]は鶴ヶ島市に属する。

[redacted]には鶴ヶ島市唯一の部落があり、昭和初期の戸数は21と記録されている。

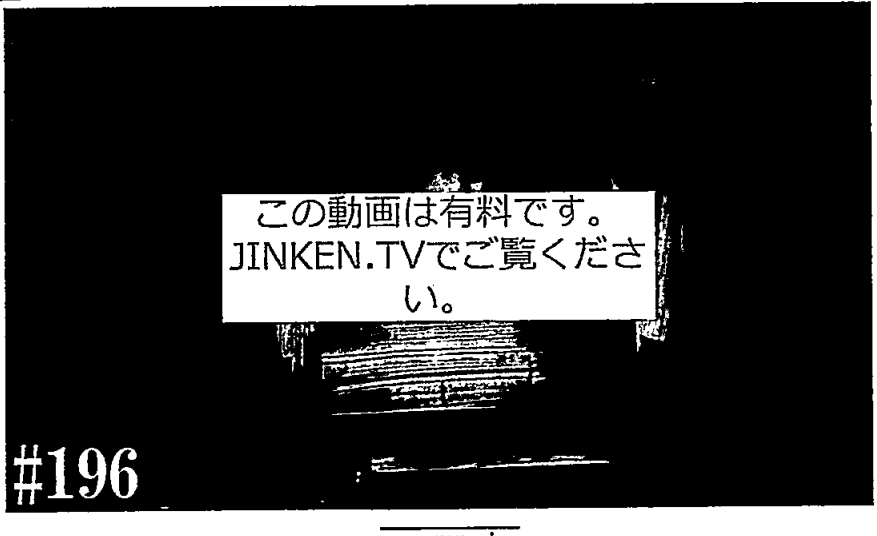

②

amazon.co.jp

ハッカーミミ
Cryptography
¥660

今すぐ購入

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K.　記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第18号証

①

人権探訪(306)埼玉県 入間市 [redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2023年3月22日 | 投稿者: 宮部 龍彦

5件の返信

By 宮部 龍彦

昭和初期の記録では、入間市[redacted]に15軒の部落がある。主な仕事は履物表。これだけでなら特定は困難であったが、秋定嘉和『部落問題・水平運動資料集成』第2巻には[redacted]出身の「[redacted]」と「[redacted]」という人物名が出てくる。前者は入間郡水平社の設立者、後者は1928年の全国融和団体連合大会の参加者である。

以上の事実から、部落の正確な場所を特定してみた。

②

人名が出てくるので、非常に強力なツール「マッポン！」を使って、[redacted]の[redacted]」[redacted]」の分布を調べる。

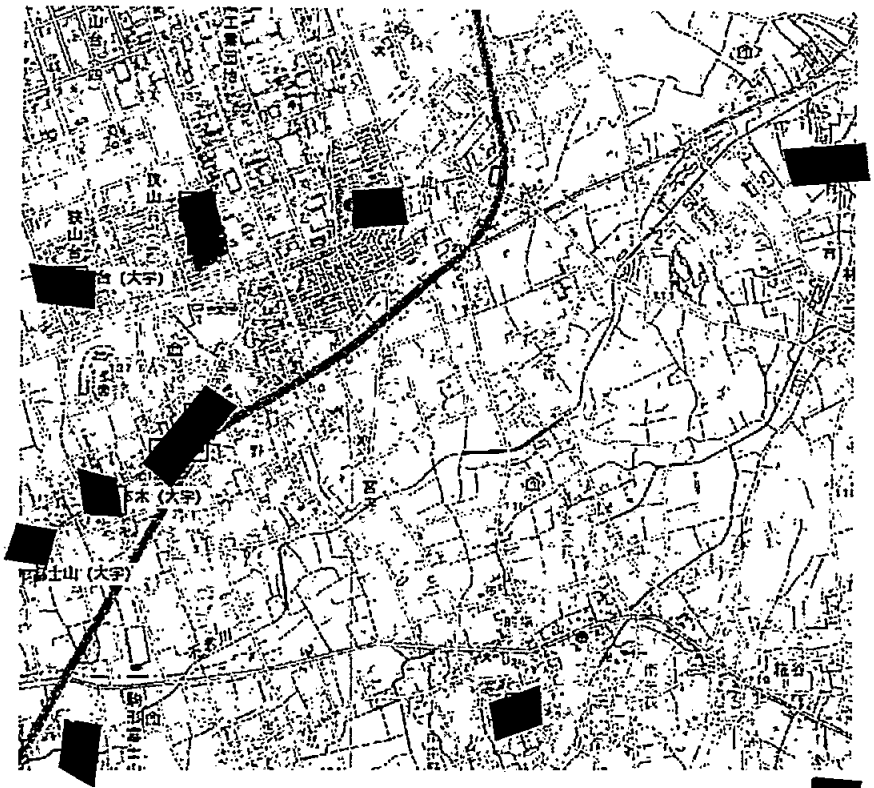
[redacted]
[redacted]
[redacted]

⑤

近くにある「[redacted]スポーツ広場」から探訪を開始した。

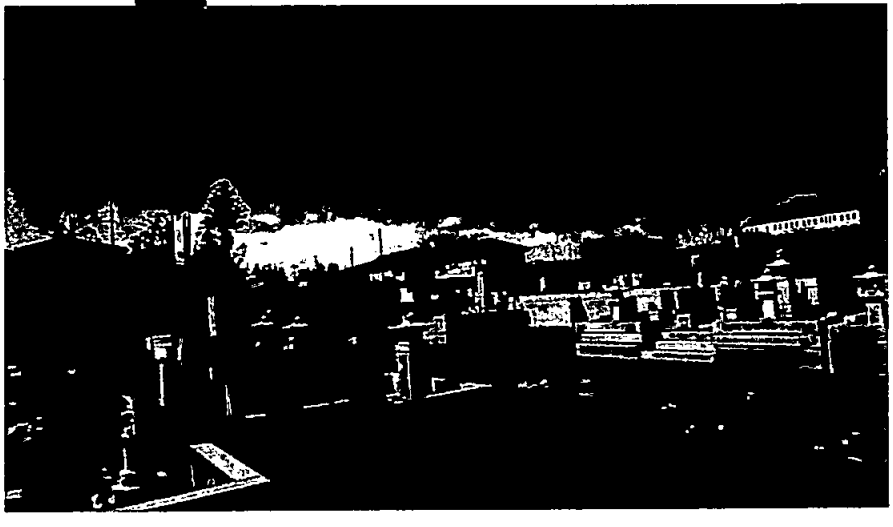

⑥

スポーツ広場の近くに墓地があったが、ここは違うだろう。真言宗であるが、名字の傾向が明らかに違う。高齢男性が通りがかったので、「差別されていた村を探している」と言うと、近くにある別の墓地を指差した。

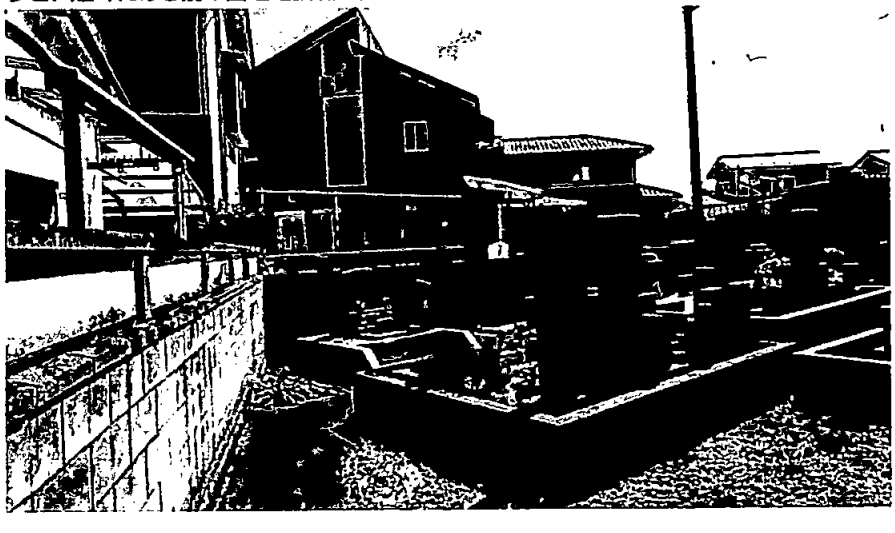

⑦

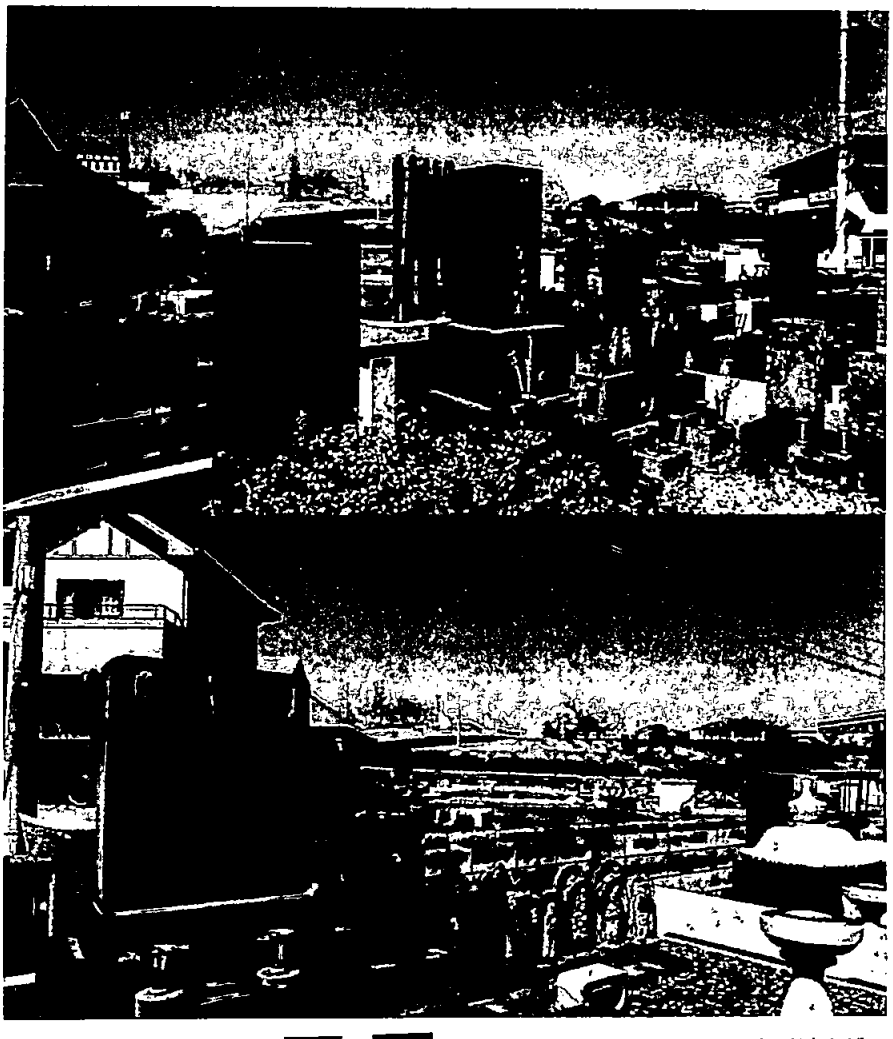

⑧

⑨

確かに、こちらの墓地には [redacted] の名字がある。見たところ、これは時宗だろうか。

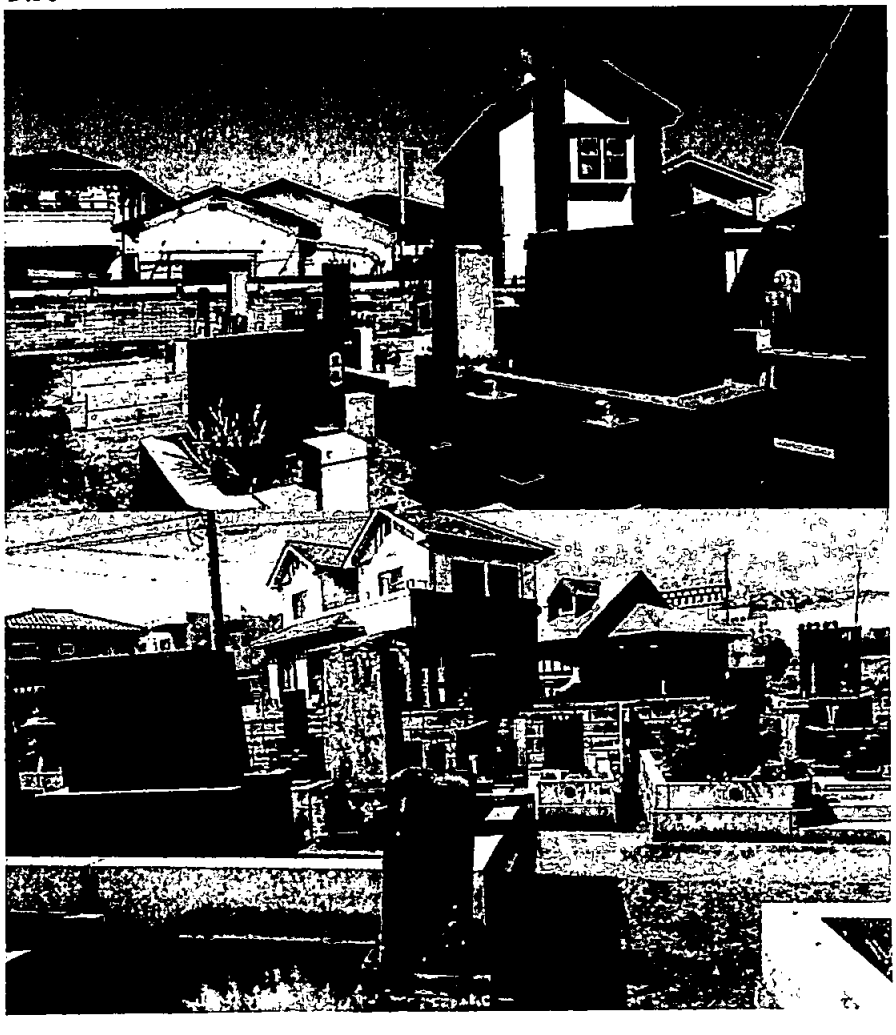

⑩

⑪

何より、特徴的なのは十字架のある墓石。明らかにキリスト教である。中には明治時代のものまである。

(12)

半分以上はキリスト教。ただし、日蓮宗、浄土真宗、浄土宗の墓もあった。墓石に刻まれた文字や、年から、近世は時宗だったものの、明治期に住人の大部分がキリスト教に改宗したと推定した。

(13)

とりあえず、旧街道の方へ進んでみた。

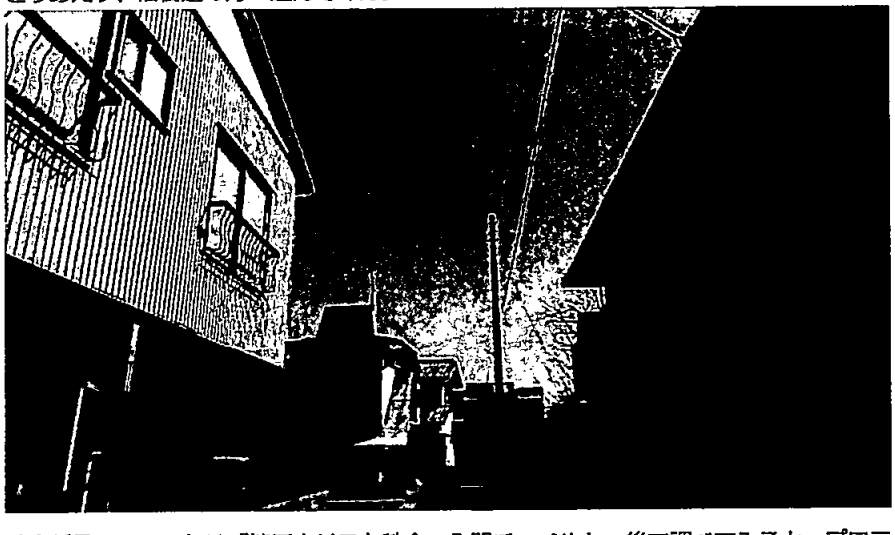

(14)

教会が見える。これは「埼玉キリスト教会　入間チャペル」。後で調べてみると、プロテスタント教会のようである。確かに墓地を見た限り、プロテスタントの墓もあったが、より歴史があるのは、次に出てくるカトリック教会である。

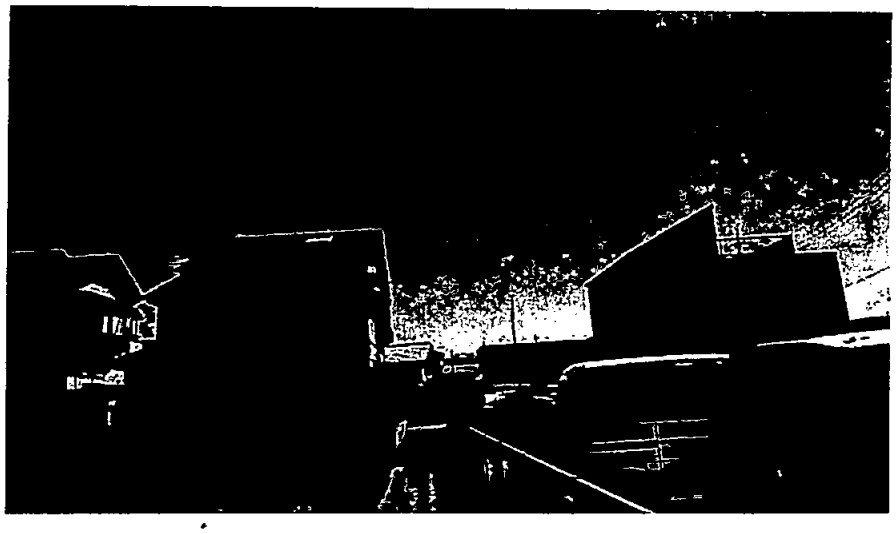

(15)

住宅に囲まれた田畑がある。

(16)

見たところ、何の変哲もない住宅地だ。

(17)

(18)

(19)

(20)

住宅と田畑の間の道を抜けると旧街道に出た。[redacted]というバス停がある。ここは、[redacted]の中でも[redacted]というらしい。

(21)

その雰囲気から、かつては街道沿いに商店が立ち並んでいたことがうかがえる。

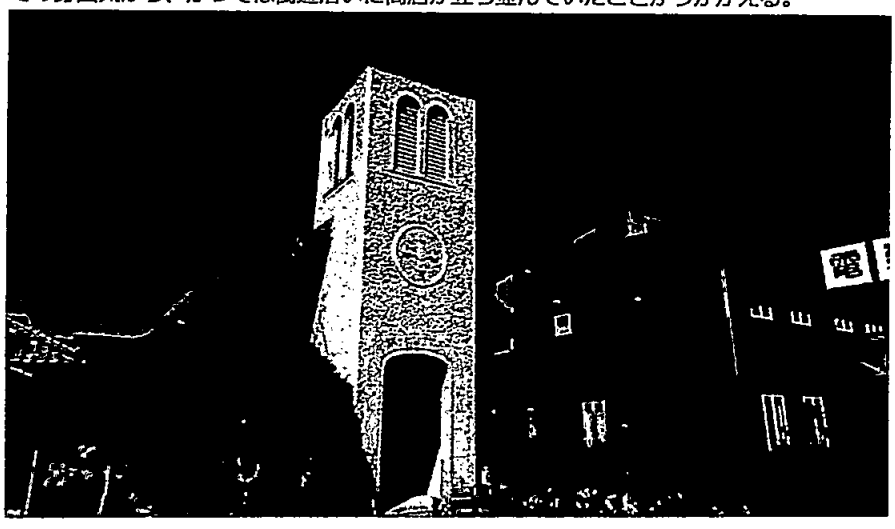

(22)

そして、ここにも教会が。

(23)

こちらはカトリックの教会。何と、埼玉県でも最古のキリスト教会なのである。建設されたのは1911年。

(24)

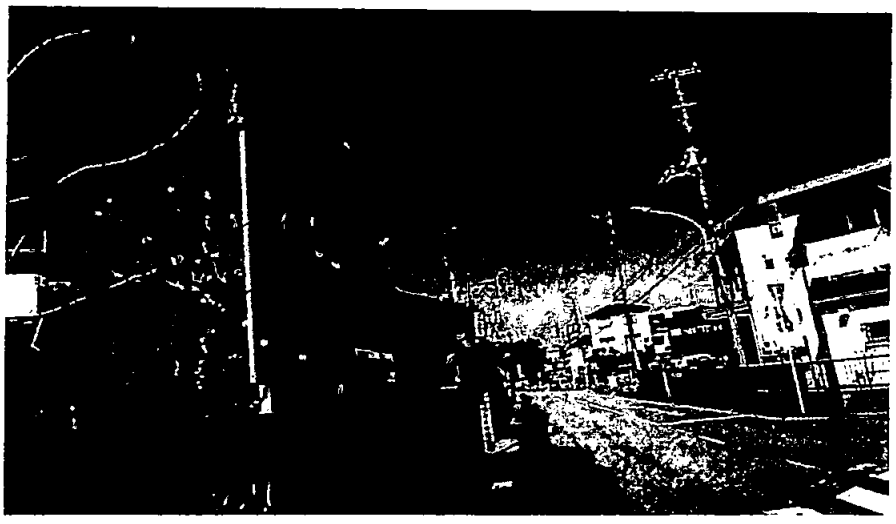

(25)

カトリック教会がここに出来た経緯は1876年に遡る。本サイトでも探訪した八王子市[redacted]の福岡部落の[redacted]がカトリックに改宗した。

(26)

一方、[redacted]の[redacted]という人物は機織り機の部品である竹筬（たけおさ）の製造業者であり、福岡も竹筬の製造地であったことから、[redacted]と福岡には商売上の交流があった。その縁で、1886年7月18日に[redacted]ら[redacted]の住民10名がカトリックの洗礼を受けた。

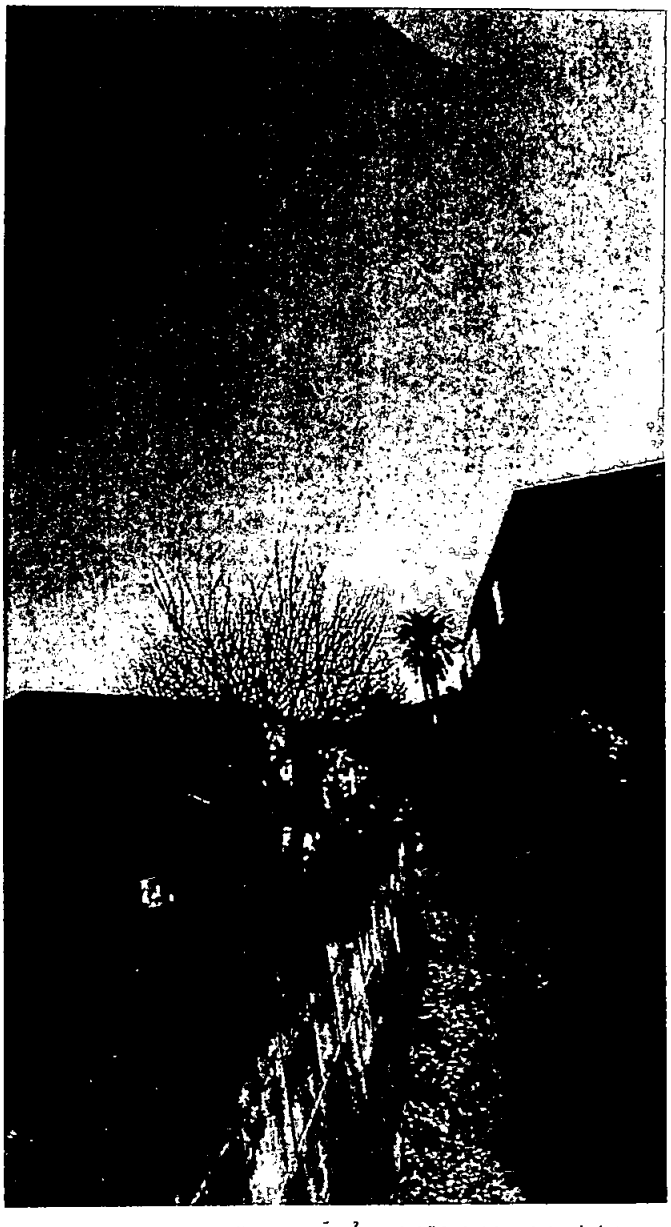

(27)

そして翌年には90人の住民のうち、40人がカトリックに改宗していたという。

(28)

日曜と祝日には、ラッパの音を合図に教会が村人で賑わうようになった。周囲から差別されていた[redacted]の部落は、逆に周囲から羨望されるようになったと、いにしえの記録には書かれている。

現在でも大きな家が多いが、極端に貧しい部落ではなかったことから、解放同盟の活動はなく、同和事業も行われなかったという。

この履物問屋は、想像した通り旧家であった。浅草弾左衛門と縁があると伝承されているという。

とすると、白山神社があった可能性もあるが、残念ながら手がかりは得られなかった。早くからキリスト教に改宗したことから、白山神社もかなり昔になくなってしまっていたのかも知れない。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。 同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 【統一地方選特集】応援する気なし？ 自民、森山裕 選対委員長の 大阪入りに 冷ややかな声！
【Colabo問題】新宿署捜、歴史は 繰り返す！ ネオ同和「若年被害 女性等支援」は こわい考 →

コメントを残す

「人権探訪(306)埼玉県 入間市[redacted]」への5件のフィードバック

：　2023年3月22日 2:45 PM

[redacted]人名力で東京都や埼玉県の[redacted]さんは[redacted]」と分類されていませんが、この名字は東京都八王子市[redacted]と埼玉県入間市[redacted]に関する限り「番隣」ではないのですか？
#b3b5c3d7198d34a6e37331d6064de4e9
返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2023年3月29日 9:50 PM

[redacted]さんも善き隣人ですよ
返信 ↓

匿名　2023年3月22日 5:11 PM

> 「[redacted]」というバス停がある。ここは、[redacted]の中でも[redacted]というらしい。

[redacted]は大字であり、部落のネーミングをするならば、小字を採用して「[redacted]」が適切かと。または全国部落調査を尊重して「[redacted]」か。
地図で境界を見ると、前面道路の地籍の7～8割ぐらいが[redacted]になっており、反対側のバス停は完全に[redacted]
[redacted]それでバス停名は[redacted]が採られていると思います。
#9e7c0a5c93b4bb3b69cbe79c3a539258
返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2023年3月29日 9:50 PM

確かに[redacted]というのは広い範囲なんですね
返信 ↓

金子　2023年3月31日 9:06 AM

武州畏緒騒動では[redacted]なんだから[redacted]でええやろ
東京都の[redacted]に編入したとこもあるからな
そのことで地元の中学校の生徒がルポしたら一軒だけ編入に反対した家が朝鮮人、おんぼう呼ばわりされ村八分状態になり葬式にも誰も来なかったそうな
#0c730520938c879df9930cea16263ca2
返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K.　記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第19号証

①

人権探訪(319)埼玉県 志木市[redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2023年6月21日 | 投稿者: 宮部 龍彦

21件の返信

By 宮部 龍彦

部落出身と言われる芸能人として[redacted]がいるが、結論から言えばそれは正確ではない。しかし、[redacted]が部落と縁があるのは確かである。

その部落というのは、現在の志木市[redacted]という部落である。昭和初期の記録では49戸。雑誌では「[redacted]」とも書かれたという。今回はそこを訪れてみた。

②

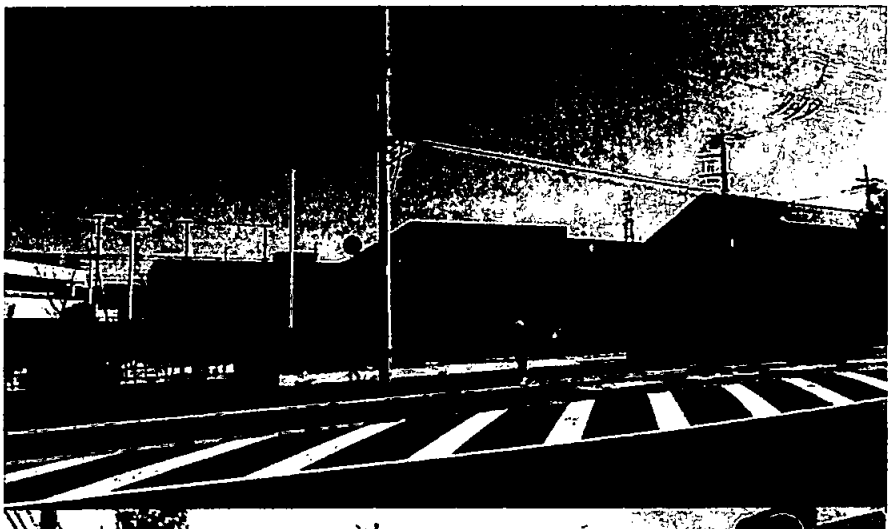

③

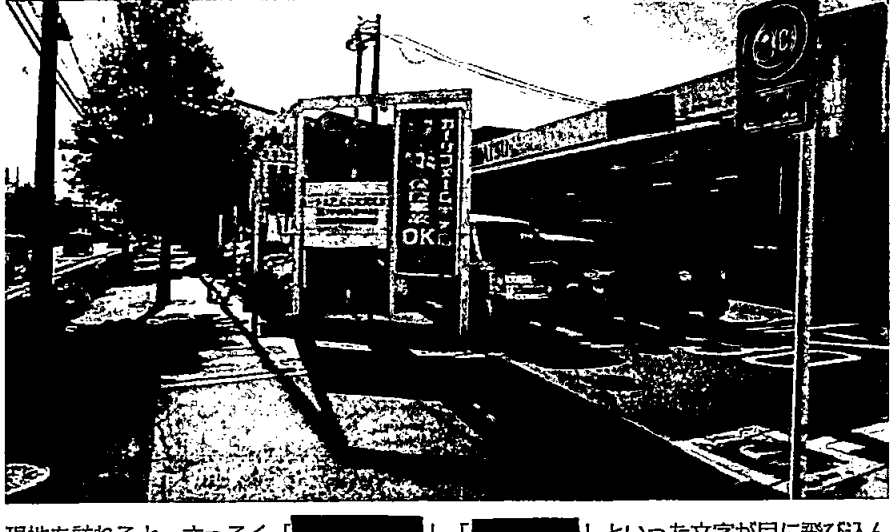

④

現地を訪れると、さっそく「[redacted]」「[redacted]」といった文字が目に飛び込んでくる。

⑤

その[redacted]の角から通りを進むと部落の中である。

⑥

今となっては何の変哲もない住宅地であるが、昔の地図を見ると田畑に囲まれた農村である。新しい家やアパートが多いが、地図を見ると道が雑然としていることから、ここだけは古くからの農村であったことが分かる。

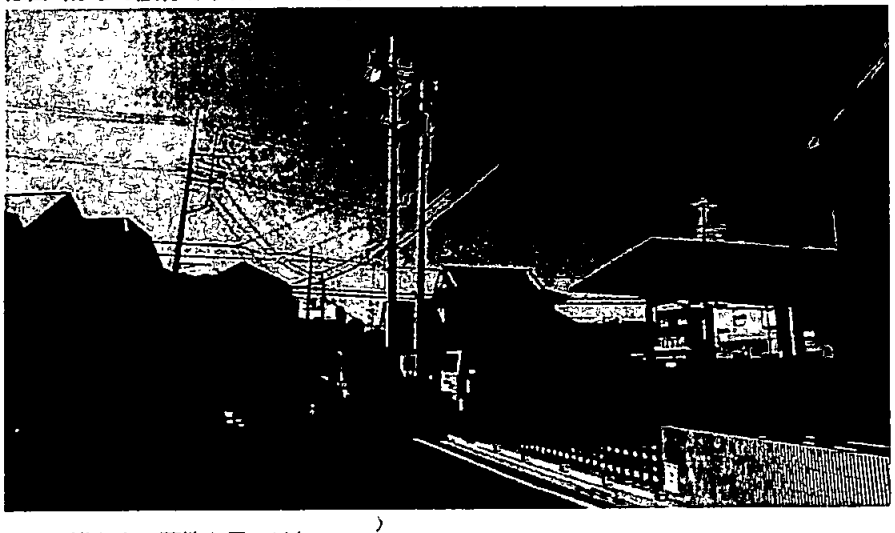

⑦

さらに進むと、墓地を見つけた。

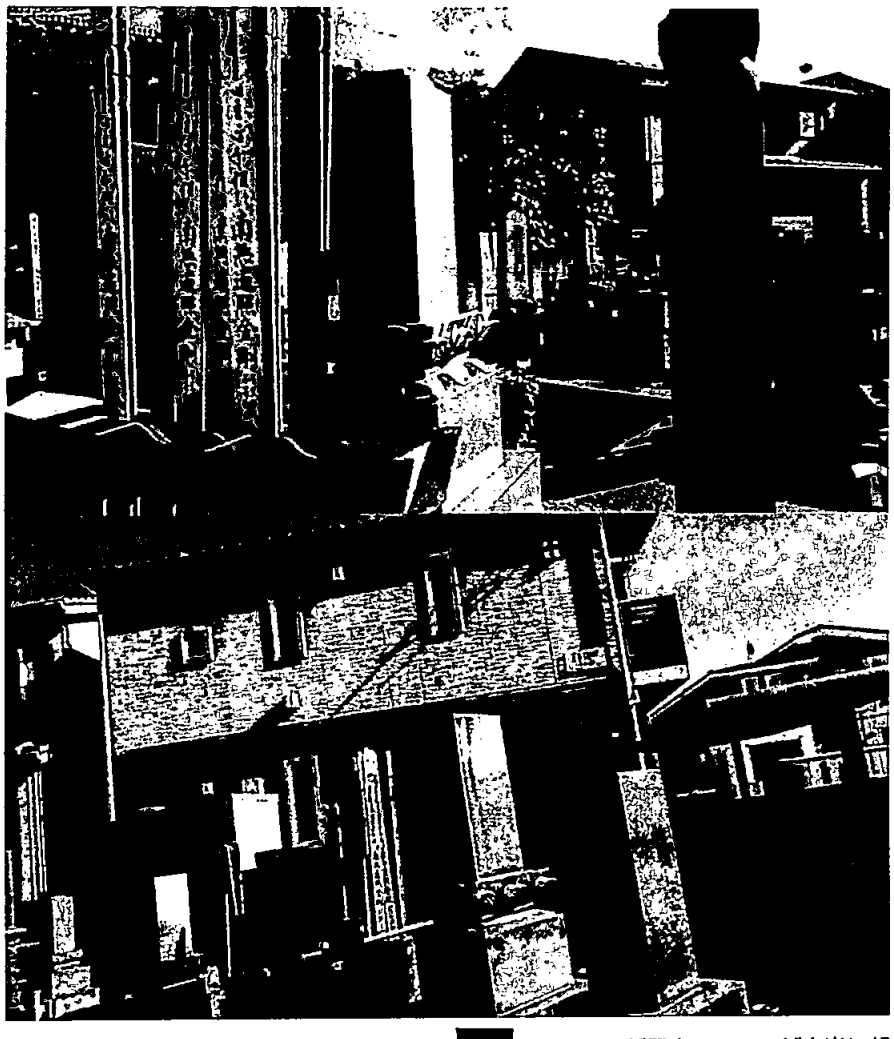

⑧

⑨

宗派は真言宗であることはすぐに分かったが、[redacted]という墓石が目立つ。ここが本当に部落の墓地なのだろうか？

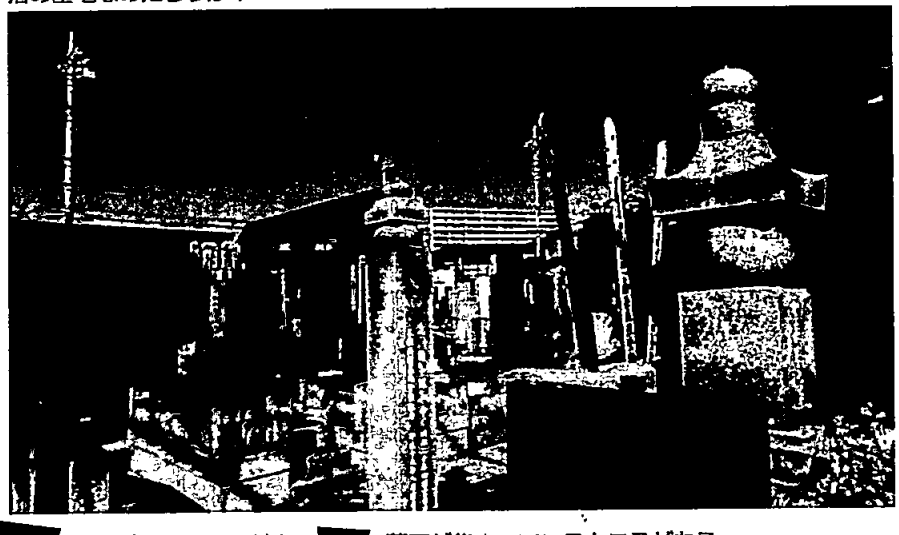

⑩

[redacted]共同墓地とあるし、確かに[redacted]の墓石が集まっているところがある。

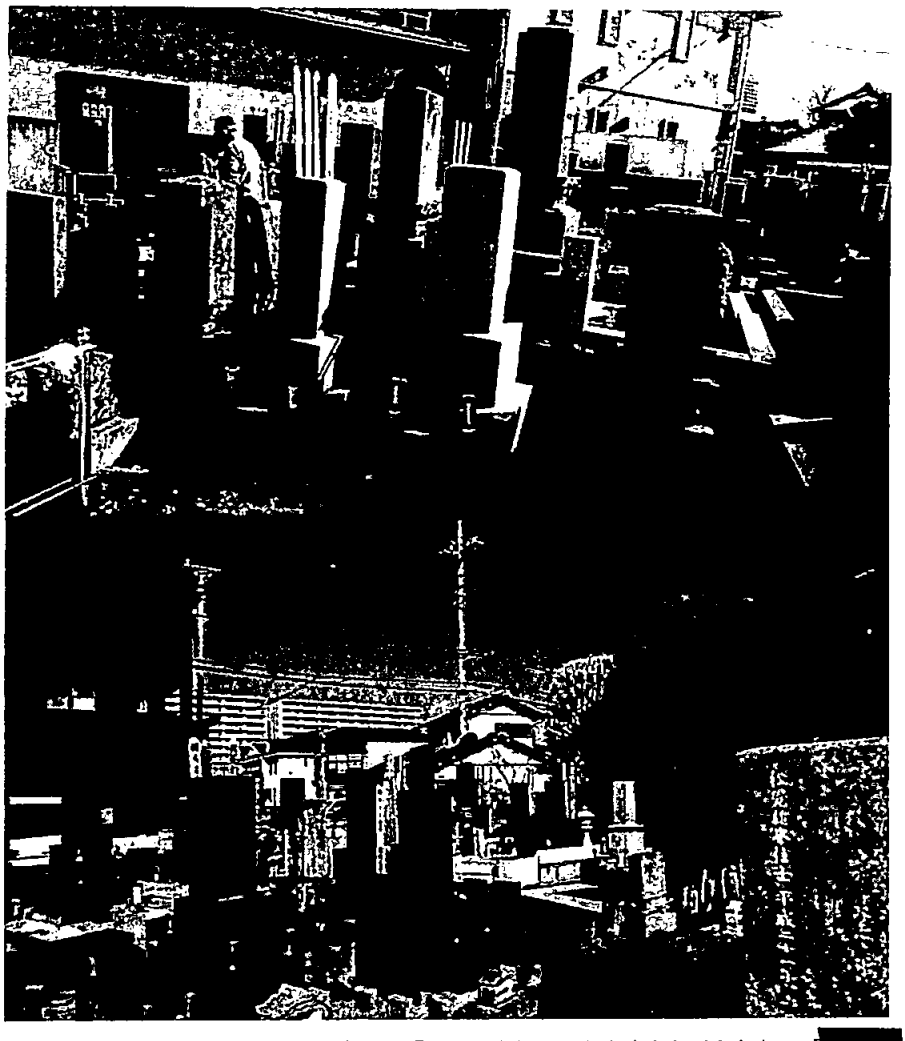

(11)

(12)

墓地をうろついていると、地元の方から「何しに来たの？」と声をかけられた。「[redacted]の縁の地だそうなので、観光で来ました」と言うと、あれがお祖父さんの墓、家はあそこと矢継ぎ早に教えてくれた。妙に慣れているので、[redacted]のファンに聞かれることはよくあるのだろう。

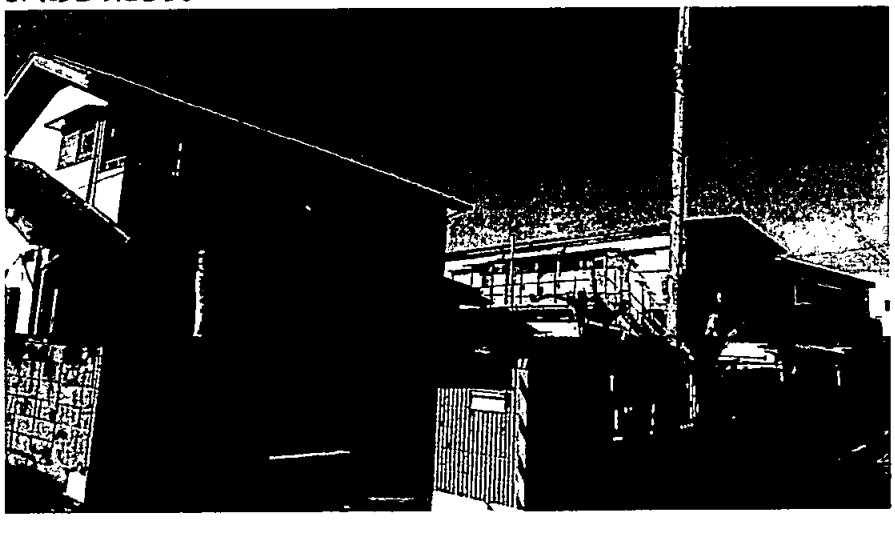

(13)

⑭

実際のところ、[redacted]で[redacted]が生まれたわけではない。父親の[redacted]氏が[redacted]の出身であり、結婚して清瀬市大田区大森に移住し、そこで[redacted]が生まれた。その後、清瀬市に移住した。

⑮

ということなのだが、[redacted]のルーツがこの部落であることは間違いない。

⑯

⑰

ここが[redacted]共励館。地域の集会所である。自治会の施設であり、同和施設ではない。おそらく同和地区指定はされていないであろう。動画に出てくるが、ここには住民の名前が彫られた石碑がある。[redacted]も多いがむしろ[redacted]が多く、[redacted]よりも「[redacted]」と言ったほうが適当ではないか？

⑱

関東の部落の例に漏れず、この部落にも白山神社があったのだが、明治40年に舘氷川神社に合祀されている。白山神社は[redacted]共励館の近くにあったはずなのだが、もう跡形もなくなっている。

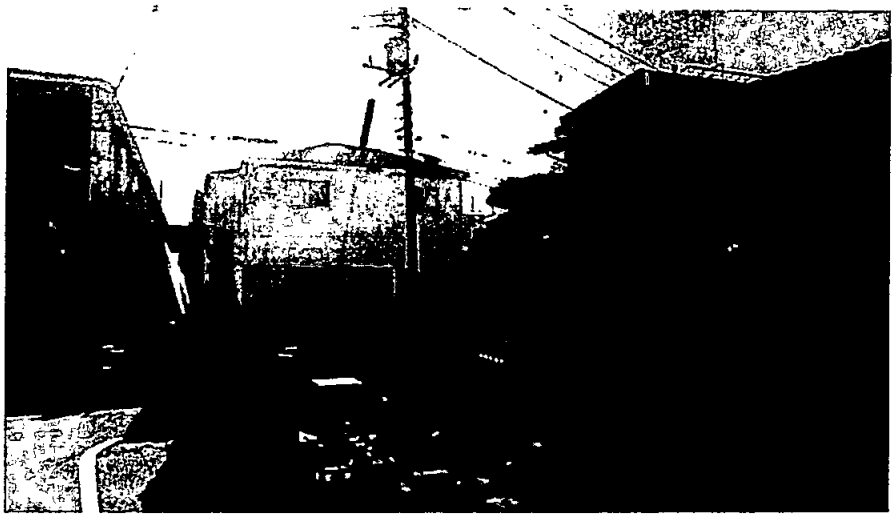

(19)

共励館近くに鳥居のある家があったが、白山神社との関係は不明である。

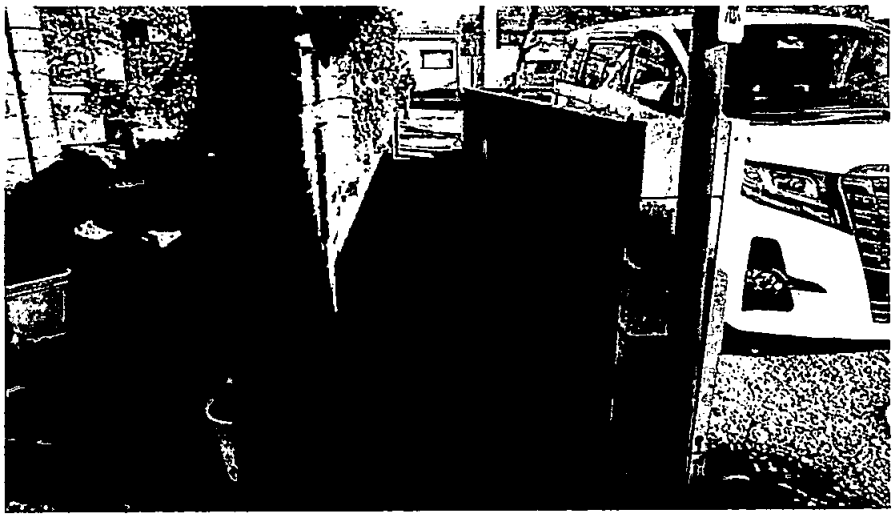

(20)

この細い通路が気になったので進んでみた。

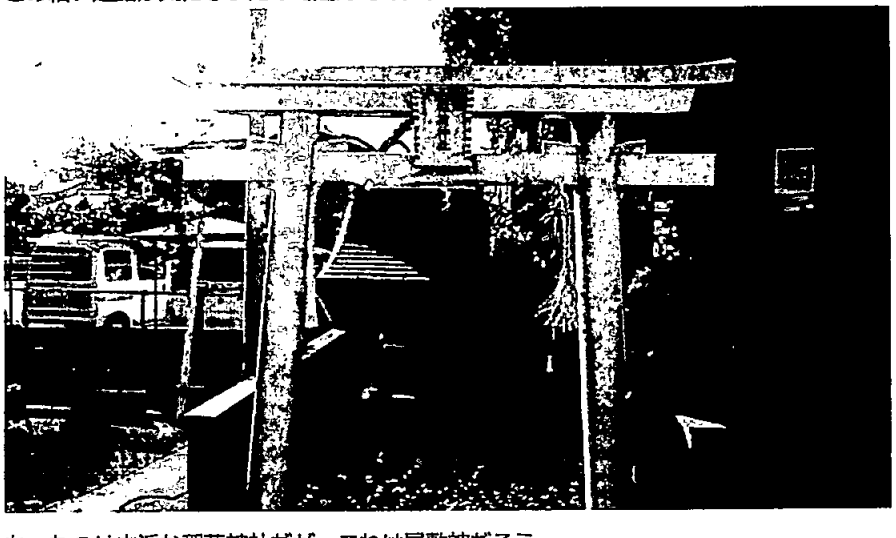

(21)

あったのは立派な稲荷神社だが、これは屋敷神だろう。

㉒

㉓

[redacted]という地名なのだから、窪地になっていたはずだ。確かにこの辺りは窪地っぽい地形だ。

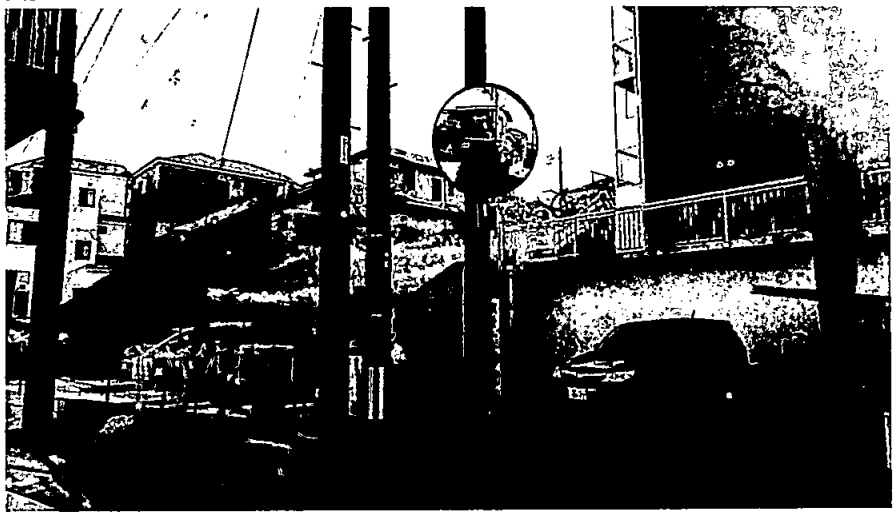

㉔

あちこちに崖や急斜面もある。これは柳瀬川の段丘だろう。

(25)

この崖下も[redacted]だが、この先は道が整然とした明らかな新興住宅地である。

(26)

この部落に来たら訪れておきたい場所が、この「[redacted]白衣観音堂」である。

(27)

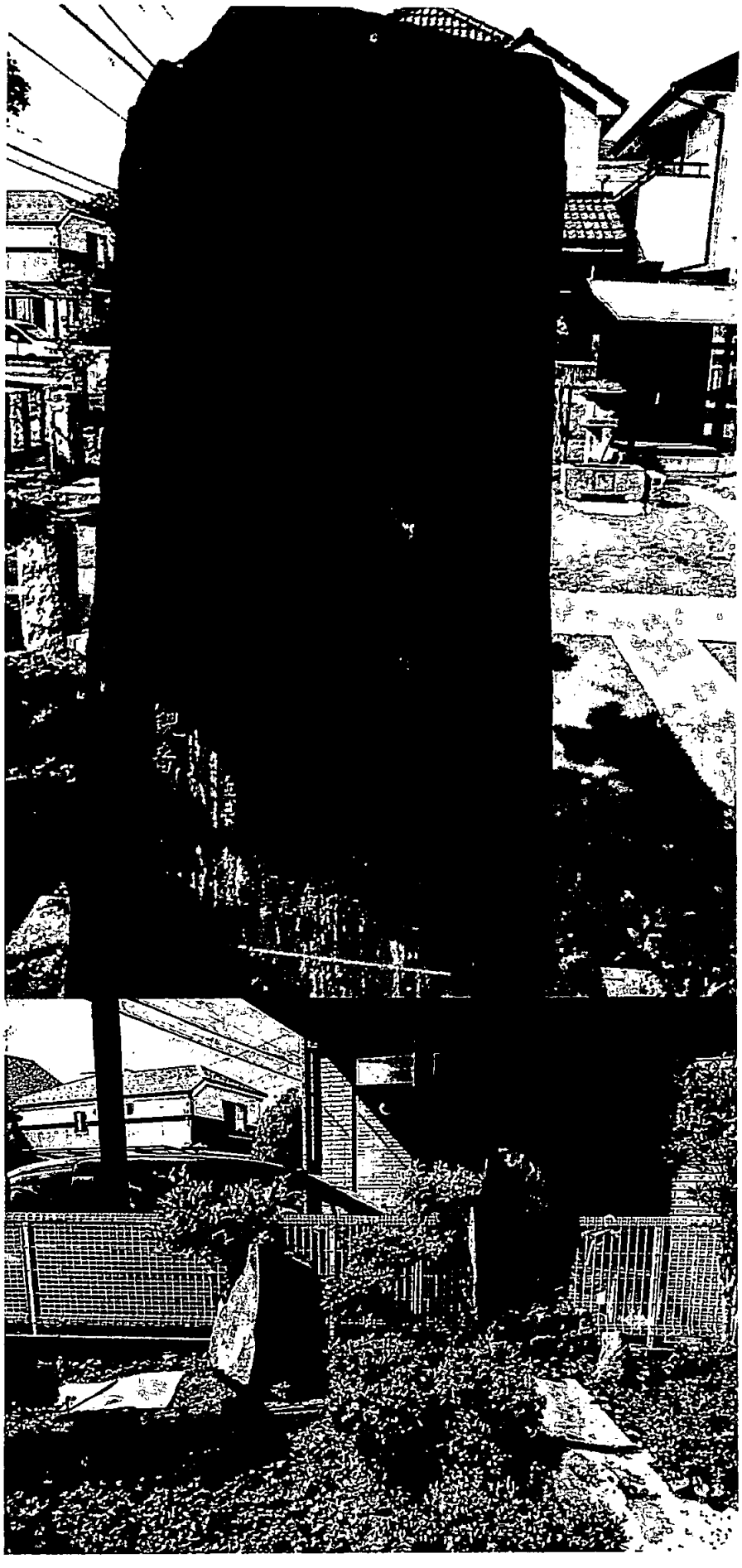

(28)

(29)

(30)

白衣観音だけでなく、浅間神社や熊野社など、村の住民があちこちから持ってきた神仏がここに祀られているといった場所である。

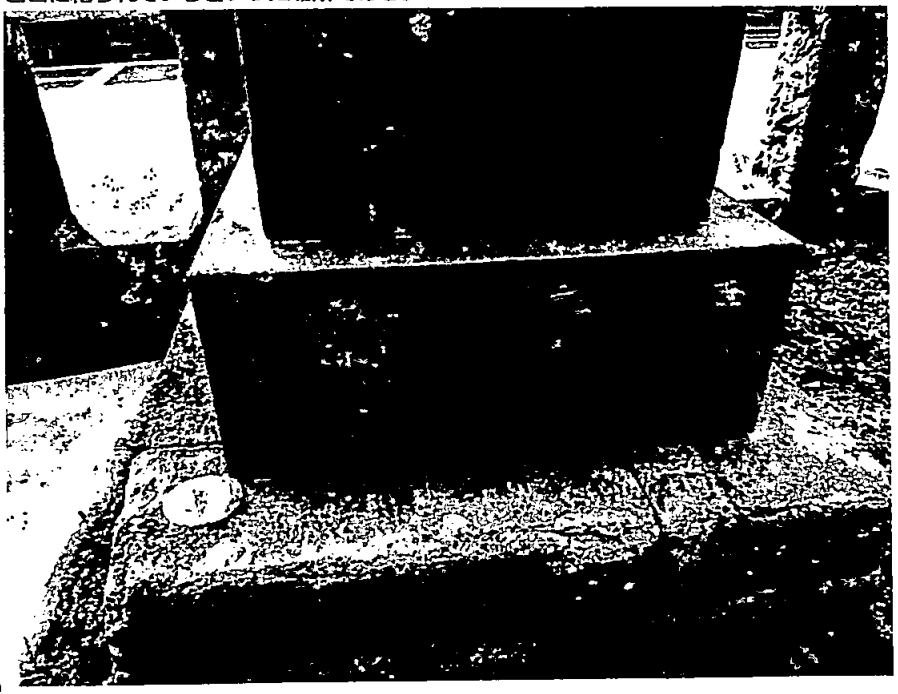

(31)

[redacted]といった名字が見える。

ここに刻まれた人名や地名を見ると、村の住民や交流関係を推察することができる。清瀬市の[redacted]、新座市の[redacted]、[redacted]の地名が見える。これらはそれぞれ隣接した地域で、その中心辺りに白山神社があるのだが、部落だという記録はない。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。 同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。

宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 岩手県庁 職員向け ガイドライン「苦情が出たら理解を求めろ」の 裏に 解放同盟系「IMADR」の影

「SDGs 利権」東急 歌舞伎町タワー「ジェンダーレストイレ」が 作られた 政治的事情を 追え！ →

コメントを残す

「人権探訪(319)埼玉県 志木市[redacted] への21件のフィードバック

匿名　2023年6月21日 3:32 PM

[redacted]でなく[redacted]）と読むと思います。清瀬市[redacted]に白山神社がありますが関係ありそうですね。調査宜しくお願い致します。

#9d7768e22c66a7974c0bdb44a8f3e435

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2023年6月22日 4:18 PM

すみません、読み方を知りませんでした

返信 ↓

白山のび太くん　2023年6月21日 6:02 PM

＞部落出身と言われる芸能人として[redacted]がいるが、結論から言えばそれは正確ではない。

どう「正確」でないのか？

もう四十年前ぐらいになるが、[redacted]が[redacted]を捨てた原因だという！[redacted]がそれが原因であると書いている本も読んだことがある。

返信 ↓

匿名　2023年6月21日 7:17 PM

森口博子と松田聖子でも調査してみれば
#4f98160216d1158f416e99e884ab2839

返信 ↓

匿名　2023年6月21日 9:45 PM

松田聖子(蒲池法子)は大名・蒲池家の末裔という話もあるし、郷ひろみと別れたのは部落出身と巷間取りざたされた事もありましたね。何かで見たことがあったのでは、元々はお寺さんとか。
昔、たしかザ・ベストテンでZARDの故・坂井泉水(蒲池幸子)と出演した時に番組調べで、江戸時代の先祖で繋がったとやってました。
#aefb33ee014dec42fde947b60f6051c1

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2023年6月22日 4:19 PM

部落解放同盟や裁判所の基準では[redacted]は部落出身ではないでしょう

返信 ↓

匿名　2023年6月21日 8:56 PM

>結婚して清瀬市に移住し、そこで[redacted]が生まれた。
大田区大森で生まれて、清瀬に移住。実家は精肉店。

>白山神社は[redacted]共励館の近くにあったはずなのだが
[redacted]のあたりに在ったみたいです。

#aefb33ee014dec42fde947b60f6051c1

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2023年6月22日 4:21 PM

すみません、出身について修正加筆しました。
白山神社はその場所にあったと聞いてます。

返信 ↓

nagai　2023年6月27日 11:10 PM

初めまして[redacted]の大ファンです。
[redacted]が、本当に部落なんですか？
正直、疑問です。
[redacted]は、今でもあるし、
11代前まで遡れるそうですし、
刀お沢山　残ってるそうです。
[redacted]の父親の話)
近くに白山神社や、火葬場も隣保館も
無いし。記録でもあるんですかね？
[redacted]幼稚園」や「[redacted]」が
あるんですよね。これが部落産業？
自分の部落のイメージは、
崇仁や、更池、筑豊のスラムの
イメージなんで。。
[redacted]の生まれた
[redacted]や、住んでいた清瀬の中里も
同和地区じゃないですよね？
清瀬の[redacted]には、白山神社が
ありますが。
[redacted]の父親は、三男で、
お金を稼ぐ為に、肉屋で
修行して、一時期
大田区[redacted]で、精肉店をしてましたが。
[redacted]とか、
一部のネット民が
[redacted]=部落　と
決めつけてる感じがします。
[redacted]の母親は、鹿児島の人だし。
部落の定義って、自分には
よく分かりません。
#426ead3e63a5a6b2165c665a59221615

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2023年7月1日 4:31 PM

関東の、特に未指定地区は西日本とは全然様相が違います
関東と関西では部落の成り立ちが違うのではないかと思います
返信 ↓

---

nagai 2023年6月28日 6:24 PM

連投失礼します。
[redacted]にあったという
白山神社。
明治40年に合祀され、消失とか。
昭和初期は、19戸。（業種は？）
未指定地区。
[redacted]の全部が
[redacted]だったのですか？
[redacted]が住人で？
部落の定義は、難しいですね。
ただの農村の様な感じもします。
[redacted]は、かつて何十町歩の土地を
所有していた、と
雑誌にありましたよ。
庄屋のレベルだと思いますが。
こんな曖昧なデータで
[redacted]部落とネットに
書かれるのは、残念です。
誰だって、母方や父方の先祖が
部落に住んでた事は、
あるかもしれませんから。

美智子様の実家
[redacted]は、[redacted]
近くに、白山神社があります
紀子様の母方の実家、[redacted]
だって、静岡の某地区の出身
との噂がありますよ。
#426ead3e63a5a6b2165c665a59221615
返信 ↓

匿名 2023年6月29日 10:55 AM

そう言うあなたも↑書いてるじゃないですか
それが事実でも差別しようとも思いません
歴史を勉強したいだけです
宮部さんこれからも宜しくお願いします
#9d7768e22c66a7974c0bdb44a8f3e435
返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者 2023年7月1日 4:38 PM

そもそも部落というのが悪い意味だと思いません
私としては忍者のような感覚です
返信 ↓

---

nagai 2023年6月28日 6:44 PM

昭和初期は、19戸ではなく、
49戸でしたか。
結構　多いですね。
あと、[redacted]氏の碑
が、[redacted]に　ありますよね。

自分も、今度
実際に訪問しようと思います。

#426ead3e63a5a6b2165c665a59221615
返信 ↓

---

nagai 2023年6月29日 1:19 PM

自分も差別の意識も無いし、
歴史を知りたい気持ちはありますよ。
ただ、部落の定義は
曖昧なんだなと。
未指定地区なのに、
部落、農村で
家や広大な土地があるのに、
部落出身だとか。
母親は、関係ないのに、
部落出身とか。

古地図などの
資料は残ってないんですかね。

ちょっと、今回のレポートは、
信憑性に欠けます。
[redacted]が、代々　何の仕事を
していたか、
確証も無いし。

#426ead3e63a5a6b2165c665a59221615
返信 ↓

匿名　2023年7月1日 7:44 PM

[redacted]と[redacted]の地名が刻まれている点、とても興味深いです。
ここには柳瀬川をはさみ、白山神社と医王山東光寺が南北にあり、さらにその中間に廃城があります。
東国の部落の成立を考える上で重要なサンプルになると以前から注目していましたが、やはり無関係ではなかったのですね。
返信 ↓

nagai　2023年7月3日 2:03 AM

自分は、宮部さんの取材力には
感心しています。
関東と関西は、
部落形成の成り立ちも違うのですね。

[redacted]は、
士農工商の、農だと
思ってました。
広い土地を所有し、一族が固まって
いるので。
この地区の（昔の）産業は、
農業だと思いますが、
何を作っていたんでしょうかね？

父親が肉屋だった=B は、全く
関係ないと思います。
#426ead3e63a5a6b2165c665a59221615
返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2023年7月5日 10:59 AM

農業と草履作りだったそうです。
菊池山哉は探訪していないようですが、周辺の部落も同様の産業だったので全国部落調査の記載は信憑性があります。
返信 ↓

匿名　2023年7月16日 1:55 PM

[redacted]は、何百坪も
土地を所有していた名主ですよ。
埼玉県[redacted]にも
所有していたそうでつ。
果樹園も経営していました。

母方は、士族の家系で
満州から、鹿児島の[redacted]に
引揚げたそうでつ。
#426ead3e63a5a6b2165c665a59221615
返信 ↓

匿名　2023年9月3日 1:39 AM

未指定地区で
土地所有で、農業なら、
ただの農家じゃないの？

志木に住んでる人に
聞いても、
[redacted]や[redacted]は、地主だよ」と
言われました。
#972f7c4142bd602d732e318a64e9cbe8
返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2023年9月4日 2:09 PM

そういう見方をしても間違いではないと思います。
返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K.　記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第20号証

①

人権探訪(333)埼玉県 川口市[redacted]

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2023年10月4日 | 投稿者: 宮部 龍彦

9件の返信

By 宮部 龍彦

[redacted]は、次の通り記録している。

○僻遠の地、街道には関係ない。

○白山神。

○農家七十五戸。大村である。

○近く[redacted]がある。谷古川郷の本郷で、中古の郷であり、古郷ではない。其の前であるから[redacted]と唱ふるものであらふ。

ところが本郡には、[redacted]と呼ばれる曲輪が、他にも三ケ所ある。[redacted]と、[redacted]が夫である。「風土記稿」本村の條に

[redacted]、一村穢多のみ住して、家数四十餘、按ずるに諸国に穢多の住所を、夙と唱ふる所多し、爰も[redacted]と書くべきを、同音故に後批宿の文字を川ゆるならん。

とあるが、夙は守戸の事で、古城が無ければならない。以上四ヶ村は勿術、本郡には、古城は端どない。 と言って戦国頃宿場であったとは、其何れもが認められない、 北豊島郡[redacted]にも、「長吏二十四軒居住し[redacted]と云」とある。[redacted]とは、本村の前面を称する名で、[redacted]何れも同義に出づるもので、名義の上から、下村西村などなど共 に、賤視の感は少しも見えない。寧ろ御苦労様の感が、露はれて居る。宿は農家と異り家並の並ぶところから、他の宿 場に、なぞらへて、俗称したものであらう。この郡附近に限るので、これまた地域的の名称伝撥であらう。

②

③

別の記録では昭和初期に農業が主だったという。また、大日本地誌大系第11巻には次の記述がある。

> 足立郡[redacted]村は、一村穢多のみ住して家數四十餘、按るに諸國に穢多の住所を夙と唱ふる所多し、爰も[redacted]と書べきを、同音故に後世の文字を用ゆるならん。江戸への行程檢地の年代前村に異ならず、村の四方東は[redacted]に隣り、南は[redacted]、西は[redacted]、北は[redacted]の内吉岡組に續けり

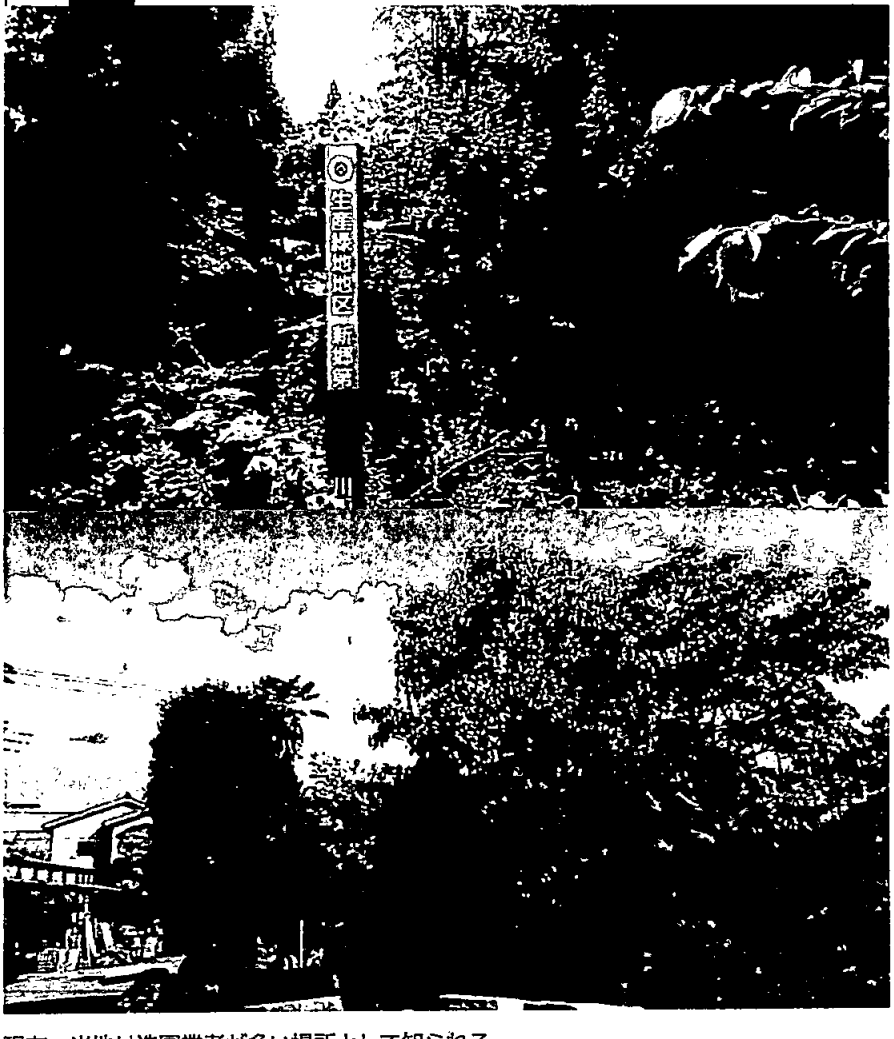

④

⑤

現在、当地は造園業者が多い場所として知られる。

⑥

⑦

住宅地の中に墓地がある。この墓地は比較的大きく、墓石の数からすると、75軒あったというのは正解だろう。墓から推定される主な名字は[redacted]など。

⑧

1つだけある[redacted]という墓石も気になった。[redacted]と言えば、浅草の弾左衛門の名字である。

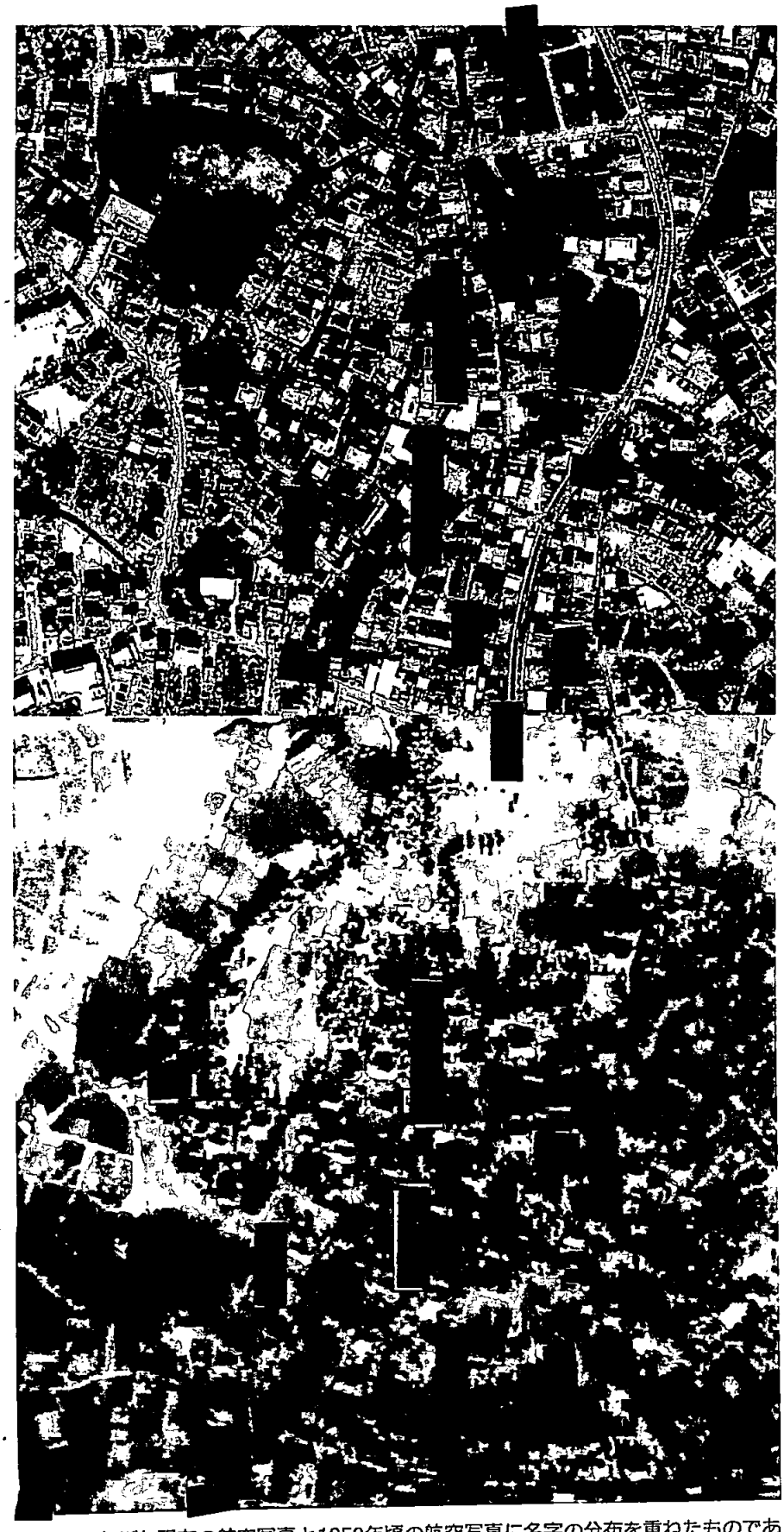

上は、それぞれ現在の航空写真と1950年頃の航空写真に名字の分布を重ねたものである。ここから見えてくるのは、やはりもとは農村で、比較的広い範囲に家が散らばっていたことだ。地名に宿がつくにも関わらず、明らかに宿場ではない。

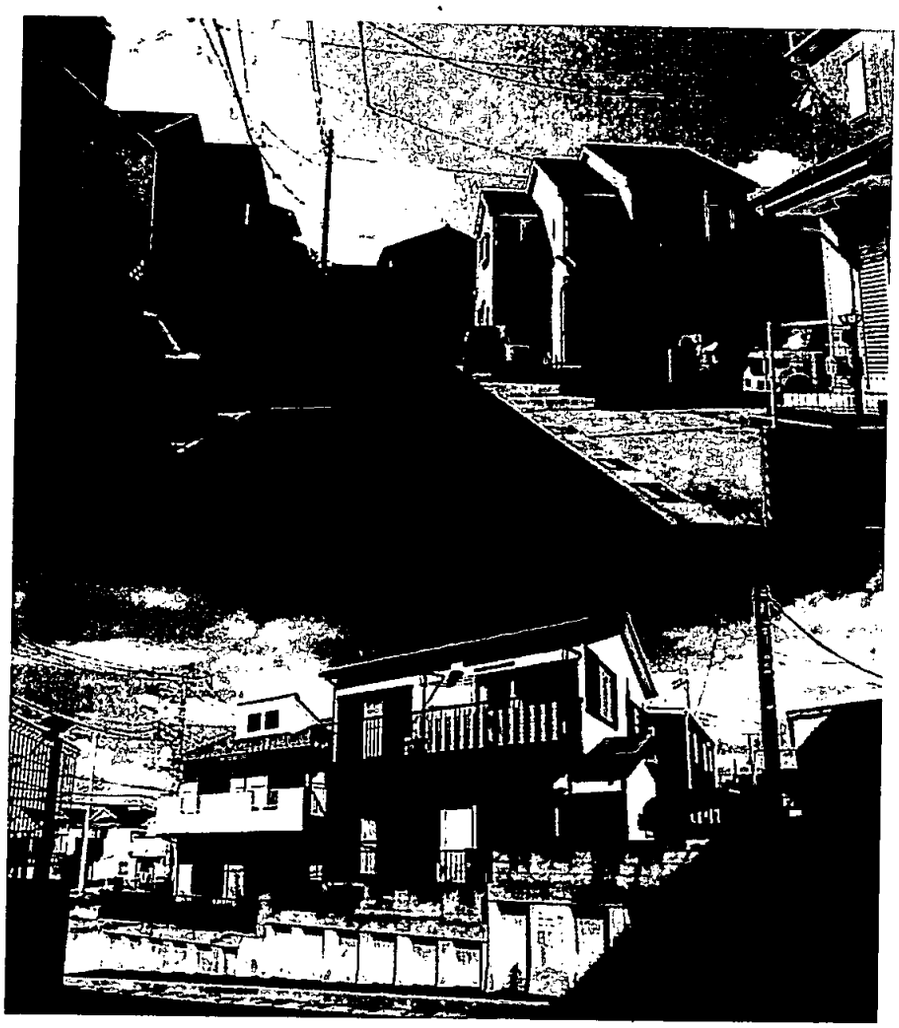

(11)

(12)

それが、1980年代以降に急速に開発が進み、今は多数の新しい住宅が建っている。

(13)

[redacted]が記した白山神社はどこにあったのか？　明治時代の地図に神社記号があった辺りに行ってみたが、手がかりは見つからなかった。

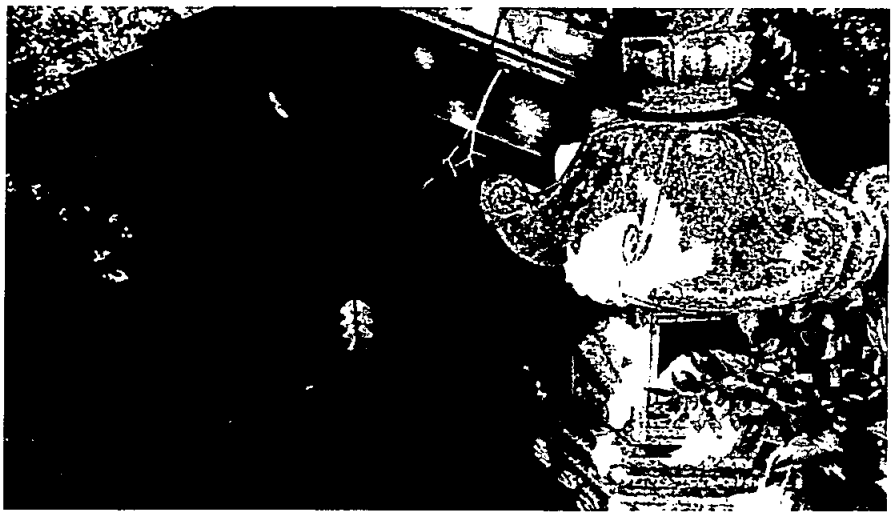

⑭

一方で、古くからの家に気になる祠がある。これは、第六天のようであるから、白山神社とは関係ないだろう。

⑮

一方でこちらは何なのか分からない。

⑯

そこで住民に聞いてみたところ、なんとこれこそが白山神社と縁のあるものだった。

村にあった白山神社は、かなり昔になくなってしまっていた。おそらく、昭和初期か大正の頃だろうという。この祠自体は比較的新しいものだが、中にはその白山神社にあったものが納められていたという。

(17)

それが何かというと、掛け軸のようなものだったそうだが、残念ながら今は存在しない。いつの頃か、古物商に売ってしまったそうなのだ。今、祠の中にあるものは白山神社とは無関係なものばかりである。

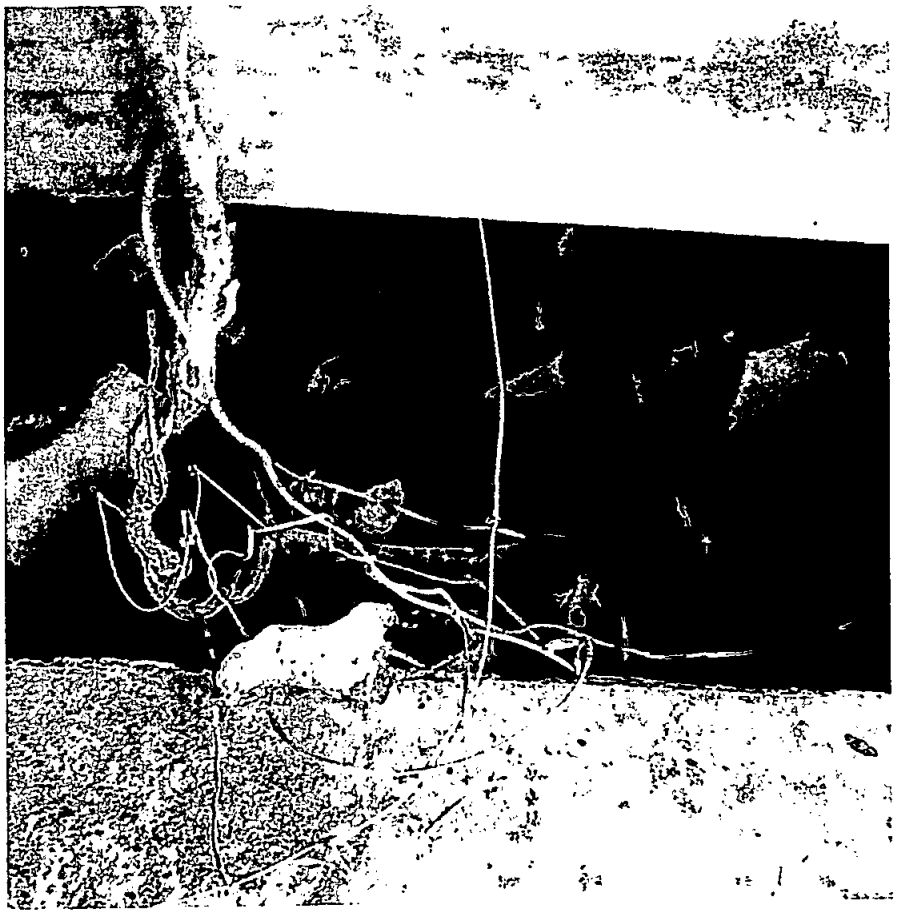

(18)

しかし、この祠の下にある瓦の破片のようなものは、白山神社の屋根だろうという。

では、実際のところ白山神社はどこにあったのか？

(19)

答えはこの広場である。ここに白山神社があった。

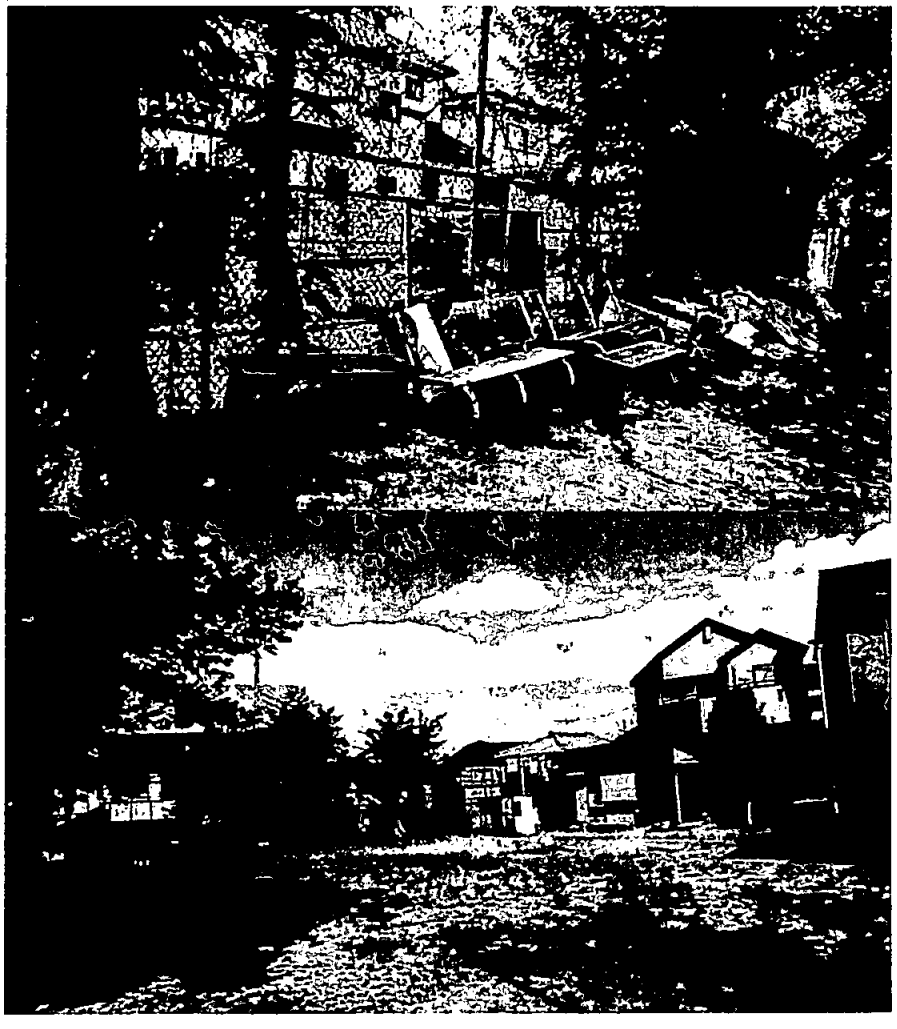

(20)

(21)

神社がなくなった後も、大般若という祭事が行われていたという。しかし、古くからの住民が減り、高齢化してしまったことから、最近ではもう行われていない。確かに、戦前は70戸くらいはあり、少し前は造園業者ももっと多かったということだ。今は、古くからの家は十数戸程度。

(22)

広場の隅にあるこの石には「川口市長　長堀千代吉」と刻まれていることから、1972年から1976年の間に置かれたものだろう。

(23)

広場には２つ物置がある。施錠されており中を見ることはできなかったが、祭事に使った道具があり、その中には白山神社にあったものも含まれているだろうという。

(24)

部落に多い[redacted]などの名字は互いに親戚。ただし[redacted]は１軒のみで、江戸がルーツだと伝わる。しかし、地域の歴史を知る老人はみな亡くなってしまい、それ以上のことは分からないそうである。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。 同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。

宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

←反ワク、改憲阻止、DS、原口一博を 熱烈支持…反ワク チャットグループは 個人情報収集が 目的！？

【三重県伊賀市】津市より エグい街の 共産党市議が暴行監禁を 受けた！ →

コメントを残す

「人権探訪(333)埼玉県 川口市 [redacted] への9件のフィードバック

匿名　2023年10月4日 11:46 AM

白山神社があったと言われる空地は、ストリートビューで見ると、川口市が氷川神社のご好意により借り受けたゲートボール場となっていますね。
#cdb391c3965988632772df5744949a8e
返信 ↓

匿名　2023年10月4日 8:27 PM

＞ストリートビューで見ると、川口市が氷川神社のご好意により借り受けたゲートボール場となっていますね。＜

看板かなんか立ってましたか？うまく見れないのですが、、、、
#059235b0b5691de884a600a2e178707f
返信 ↓

匿名　2023年10月4日 9:03 PM

2010年10月から2018年8月までのストリートビューのいずれにも、入口のネットに掲示されています。
ちなみに先程のコメは誤変換で、「ご厚意により」です（笑）
#cdb391c3965988632772df5744949a8e
返信 ↓

散人　2023年10月4日 1:24 PM

[redacted]の原著を未見なので明確な事は言えませんが、
ここでいう「風土記稿」が「新編武蔵風土記稿」を指すのなら
山哉は勘違いをしていると言えます。
「ホッキリ、一二宮我殿ト云コノ處ニ長吏十一軒アリ」という記載は
足立郡 [redacted] (併記)、すなわち現在の桶川市 [redacted] であり、
[redacted] の項には「[redacted] ハー村穢多ノミ住シテ家數四千餘・・・後略」
と記載されています。
原典は国会図書館のデジタルコレクションで確認可能です。

しかし、[redacted] の時代の情報、交通等々のインフラを考えれば
安易に批判はできませんね。
#a6f60dc25b2b4e73e445a31c9d822590
返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2023年10月6日 10:20 AM

申し訳ございません、[redacted] は複数ありまして、私のミスでした
返信 ↓

kazuisono1　2023年10月5日 12:56 PM

冒頭、[redacted] の [redacted] の記述は「[redacted] 村」のものであり、
本地「[redacted] については別項に記載されています。
白山神社の探索は、お見事です！お疲れ様でした。
#7c4525156b0e70e3b02ccda6459c69c9
返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2023年10月5日 10:10 PM

すみません、確かに間違えていたので、正しいものに変えました。
#b37082093b13bb44b44bf6121eaf55de
返信 ↓

はくばばば　2023年10月9日 5:40 PM

[redacted] の白山神社は、東本郷氷川神社に合祀されてるとなのかで見たことがあります。
返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2023年10月11日 4:58 PM

https://www.saitama-jinjacho.or.jp/shrine/9258/
検索しました
確かに祭神に白山大神あります
返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K.　記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

別紙10

甲第28号証

示現舎

人権探訪　書籍　情報提供・連絡先

カテゴリー別アーカイブ：人権探訪

投稿ナビゲーション
← 過去の投稿

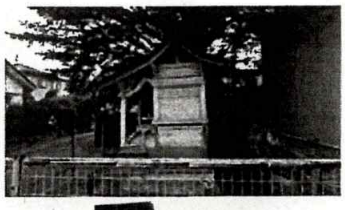

人権探訪(341)長野県 佐久穂町[redacted] (コメント6)

人権探訪(340)長野県 佐久市[redacted] (コメント42)

人権探訪(339)長野県 佐久市[redacted] “法観寺” (コメント6)

人権探訪(338)長野県 佐久市[redacted] (コメント21)

人権探訪(337)長野県 佐久市[redacted] (コメント14)

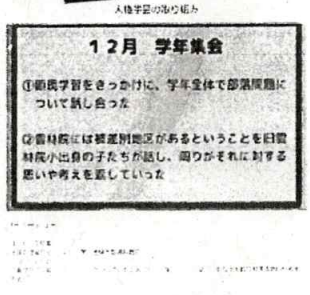

人権探訪(336)三重県 津市[redacted] (コメント48)

人権探訪(335)奈良県 桜井市[redacted] (コメント7)

人権探訪(334)三重県 亀山市 [redacted] (コメント10)

人権探訪(333)埼玉県 川口市 [redacted] (コメント9)

人権探訪(332)静岡県 沼津市 [redacted] (コメント5)

人権探訪(331)新潟県 岩船郡 [redacted] (コメント4)

人権探訪(330)新潟県 村上市 [redacted] (コメント3)

人権探訪(329)新潟県 村上市 [redacted] (コメント8)

人権探訪(328)新潟県 新発田市 [redacted] (コメント18)

人権探訪(327)新潟県 村上市[redacted] (コメント3)

人権探訪(326)静岡県 藤枝市[redacted] (コメント9)

人権探訪(325)静岡県 島田市[redacted] (コメント3)

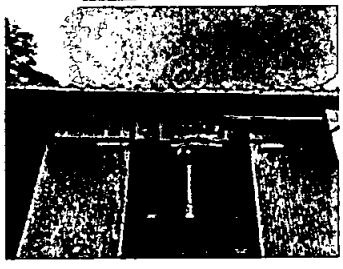

人権探訪(324)静岡県 島田市[redacted] (コメント8)

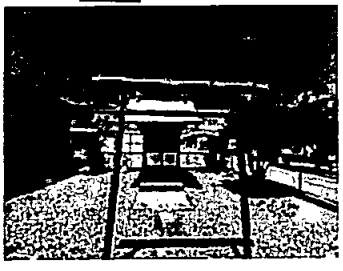

人権探訪(323)静岡県 焼津市[redacted] (コメント10)

人権探訪(322)静岡県 藤枝市[redacted] (コメント3)

人権探訪(321)茨城県 守谷市[redacted](コメント3)

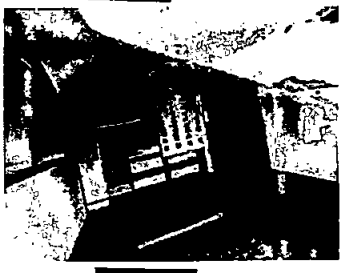

人権探訪(320)茨城県 つくば市[redacted](コメント9)

人権探訪(319)埼玉県 志木市[redacted](コメント21)

人権探訪(318)静岡県 沼津市[redacted](コメント6)

人権探訪(317)静岡県 三島市[redacted](コメント20)

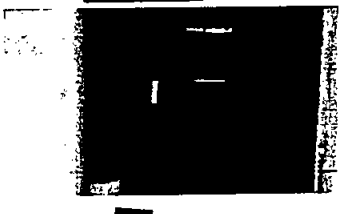

人権探訪(119-2) 東京都八王子市[redacted](コメント16)

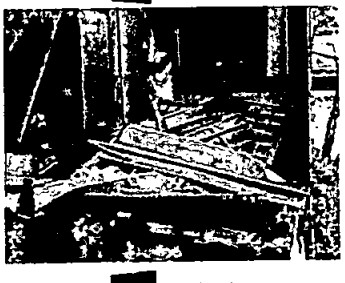

人権探訪(316)静岡県 伊豆の国市[redacted](コメント17)

人権探訪(315)静岡県 駿東郡 長泉町 [redacted] (コメント2)

人権探訪(314)静岡県 御殿場市 [redacted] (コメント3)

人権探訪(313)静岡県 裾野市 [redacted] (コメント5)

人権探訪(312)静岡県 賀茂郡 河津町 [redacted]" (コメント8)

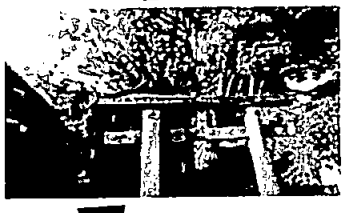

人権探訪(311)静岡県 下田市 [redacted] (コメント13)

人権探訪(310)静岡県 賀茂郡 東伊豆町 [redacted] (コメント17)

人権探訪(309)静岡県 伊東市 [redacted] (コメント4)

人権探訪(308)静岡県 賀茂郡 南伊豆町[redacted] (コメント8)

人権探訪(307)東京都 東久留米市[redacted] (コメント10)

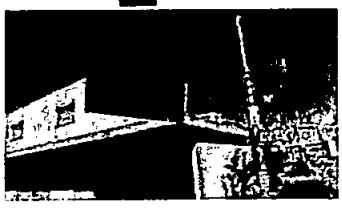

人権探訪(306)埼玉県 入間市[redacted] (コメント5)

人権探訪(305)茨城県 土浦市[redacted] (コメント14)

人権探訪(304)茨城県 水戸市[redacted] (コメント12)

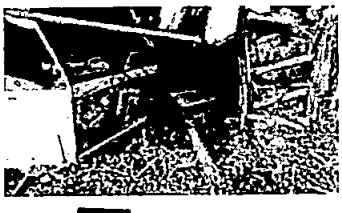

人権探訪(303)茨城県 笠間市[redacted] (コメント11)

人権探訪(302)茨城県 笠間市[redacted] (コメント6)

人権探訪(301)茨城県 つくば市[redacted] (コメント6)

人権探訪(300)茨城県 下妻市 [redacted] (コメント8)

人権探訪(299)茨城県 下妻市 [redacted] (コメント6)

人権探訪(298)茨城県 古河市 [redacted] (コメント11)

人権探訪(297)茨城県 古河市 [redacted] (コメント12)

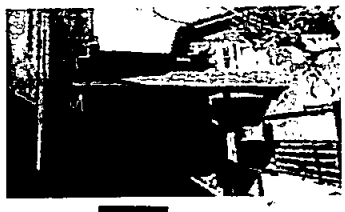

人権探訪(296)埼玉県 鶴ヶ島市 [redacted] (コメント2)

人権探訪(295)埼玉県 坂戸市 [redacted] (コメント6)

人権探訪(294)埼玉県 日高市 [redacted] (コメント7)

人権探訪番外編 JINKEN.TV を設立します (コメント22)

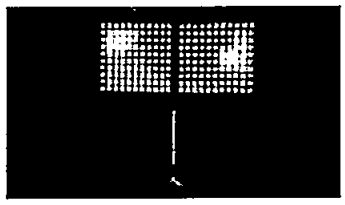

人権探訪(293)埼玉県 狭山市[redacted](コメント9)

人権探訪(292)熊本県 熊本市 南区 城南町[redacted](コメント1)

人権探訪(291)熊本県 熊本市 南区[redacted](コメント1)

人権探訪(290)熊本県 菊池郡 菊陽町[redacted](コメント4)

人権探訪(289 後編)熊本県 熊本市 中央区[redacted](コメント5)

人権探訪(289 前編)熊本県 熊本市 中央区[redacted](コメント2)

人権探訪(288)熊本県 阿蘇郡 小国町[redacted](コメント12)

人権探訪(287)埼玉県 本庄市 児玉町[redacted](コメント16)

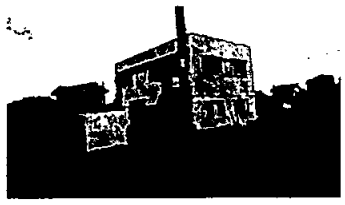

人権探訪(286)埼玉県 本庄市 児玉町[redacted](コメント14)

人権探訪(285 後編)埼玉県 本庄市 児玉町児玉[redacted](コメント24)

人権探訪(285 前編)埼玉県 本庄市 児玉町児玉[redacted](コメント52)

人権探訪(284)山梨県 笛吹市 石和町[redacted](コメント20)

人権探訪(283)山梨県 笛吹市 一宮町[redacted](コメント16)

人権探訪(282)大阪府 吹田市 岸部中[redacted](コメント39)

人権探訪(281 後編)京都府 八幡市[redacted](コメント24)

人権探訪(281 前編)京都府 八幡市[redacted](コメント34)

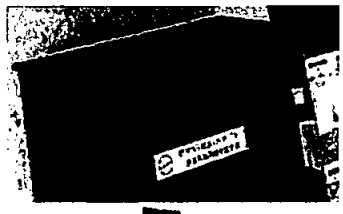

人権探訪(280)滋賀県 野洲市 小篠原[redacted] (コメント29)

人権探訪(279)滋賀県 近江八幡市[redacted] (コメント13)

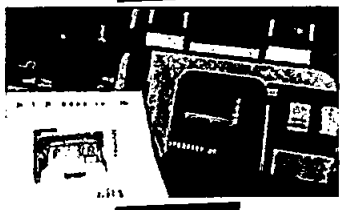

人権探訪(278)滋賀県 近江八幡市[redacted] (コメント4)

人権探訪(277)滋賀県 近江八幡市[redacted] コメント22)

人権探訪(276)滋賀県 近江八幡市[redacted] (コメント5)

人権探訪(275)香川県 丸亀市 土器町東[redacted] (コメント26)

人権探訪(274)香川県 高松市 前田東町、[redacted] (コメント9)

人権探訪(273)香川県 高松市 上天神町[redacted] (コメント33)

人権探訪(272)香川県 高松市 田村町 [redacted] (コメント16)

人権探訪(271)香川県 丸亀市 [redacted] (コメント31)

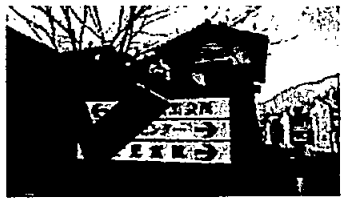

人権探訪(270)香川県 坂出市 西庄町 [redacted] (コメント12)

人権探訪(269)香川県 丸亀市 飯山町 [redacted] (コメント20)

人権探訪(268)香川県 綾歌郡 綾川町 [redacted] (コメント24)

人権探訪(267)香川県 善通寺市 与北町 [redacted] (コメント25)

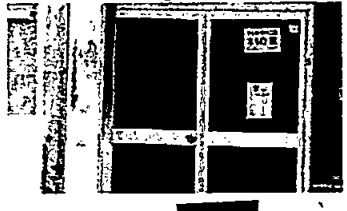

人権探訪(266)香川県 仲多度郡 琴平町 [redacted] (コメント19)

人権探訪(265)香川県 善通寺市 [redacted] (コメント15)

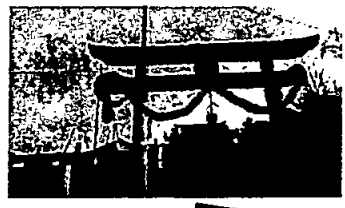

人権探訪(264)香川県 三豊市 豊中町上高野[redacted] (コメント22)

人権探訪(263)東京都 青梅市 今井、[redacted] (コメント11)

人権探訪(262)茨城県 猿島郡 五霞町[redacted] (コメント15)

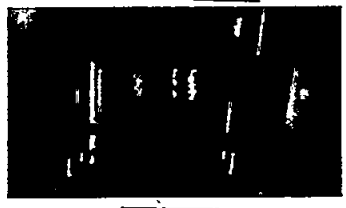

人権探訪(261 後編)茨城県 猿島郡[redacted] (コメント22)

人権探訪(261 前編)茨城県 猿島郡 境町[redacted] (コメント10)

人権探訪(260)千葉県 佐倉市[redacted] (コメント12)

人権探訪(259)千葉県 印旛郡 酒々井町[redacted] (コメント13)

人権探訪(258)千葉県 我孫子市[redacted] (コメント22)

人権探訪(257)千葉県 柏市[redacted] (コメント14)

人権探訪(256)滋賀県 蒲生郡 日野町[redacted] (コメント10)

人権探訪(255)滋賀県 東近江市[redacted] (コメント14)

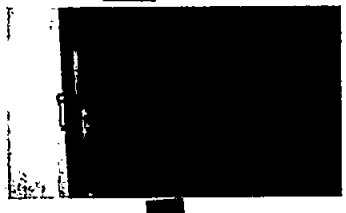

人権探訪(254) 京都府 相楽郡 笠置町[redacted](後編) (コメント38)

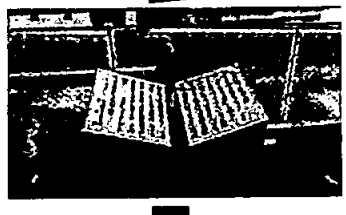

人権探訪(254) 京都府 相楽郡 笠置町[redacted](前編) (コメント10)

人権探訪(253) 滋賀県 愛知郡 愛荘町[redacted] (コメント2)

投稿ナビゲーション

← 過去の投稿

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K.　記事・画像の転載・リンクはご自由に。

示現舎について

示現舎

人権探訪　書籍　情報提供・連絡先

カテゴリー別アーカイブ: 人権探訪

投稿ナビゲーション

← 過去の投稿

新しい投稿 →

人権探訪(252) 滋賀県 愛知郡 愛荘町 [redacted] (コメント2)

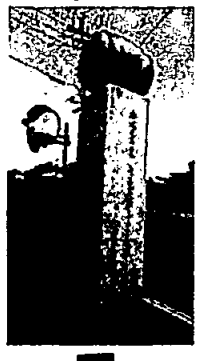

人権探訪(251) 滋賀県 愛知郡 愛荘町 [redacted] (コメント4)

人権探訪(250) 大阪府 大東市 北条 [redacted] (コメント6)

人権探訪(249) 大阪府 大東市 [redacted] (コメント5)

人権探訪(248) 大阪府 守口市 [redacted] (コメント3)

人権探訪(247) 大阪府 富田林市 [redacted] (コメント2)

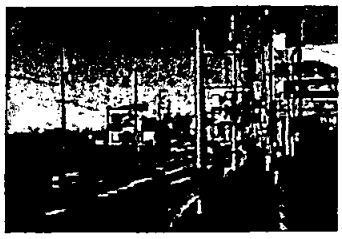

人権探訪(246) 大阪府 箕面市 [redacted] (コメント17)

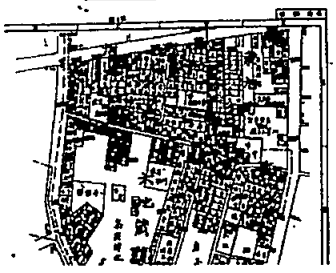

人権探訪(245) 大阪府 吹田市 [redacted] (コメント5)

人権探訪(244) 滋賀県 草津市 [redacted]

人権探訪(243) 静岡県 静岡市 葵区 [redacted] (コメント14)

人権探訪(242) 静岡県 掛川市 [redacted] (コメント2)

人権探訪(241) 静岡県 掛川市 [redacted]

人権探訪(240) 静岡県 掛川市 [redacted] (コメント7)

人権探訪(238) 長野県 佐久市 [redacted] (コメント5)

人権探訪(237) 長野県 佐久市 [redacted] (コメント3)

人権探訪(236) 長野県 佐久市 [redacted] (コメント21)

人権探訪(235) 長野県 佐久市 瀬戸 [redacted] (コメント10)

人権探訪(234) 埼玉県 白岡市 [redacted] (コメント18)

人権探訪(233) 三重県 いなべ市 大安町 [redacted] (コメント9)

人権探訪(232) 滋賀県 甲良町 [redacted] (コメント2)

人権探訪特別編(231 後編) 岐阜県 大垣市 上石津町 [redacted] (コメント1)

人権探訪特別編(231 前編) 岐阜県 大垣市 上石津町 [redacted] (コメント5)

人権探訪(230) 滋賀県 米原市 [redacted] (コメント6)

人権探訪(229) 岐阜県 岐阜市 [redacted] (コメント6)

人権探訪(228) 滋賀県 米原市 [redacted] (コメント3)

人権探訪(227)三重県 四日市市 [redacted] (コメント10)

人権探訪(226)茨城県 古河市 [redacted] (コメント3)

人権探訪(225)茨城県 古河市 [redacted] (コメント3)

人権探訪(224)茨城県 古河市 [redacted] (コメント5)

人権探訪(223) 茨城県 古河市 [redacted] (コメント10)

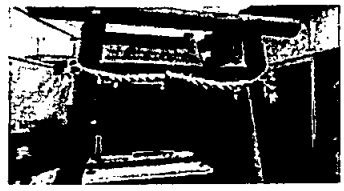

人権探訪(222) 茨城県 古河市 [redacted]

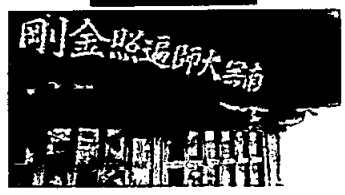

人権探訪(221) 茨城県 古河市 [redacted] (コメント7)

人権探訪(220) 茨城県 古河市 [redacted] (コメント1)

人権探訪(219) 茨城県 古河市 [redacted] (コメント6)

人権探訪(218) 茨城県 古河市 [redacted]

人権探訪(217) 茨城県 古河市 [redacted] (コメント6)

人権探訪(216) 千葉県 野田市 [redacted] (コメント8)

人権探訪(215) 千葉県 野田市 [redacted] (コメント3)

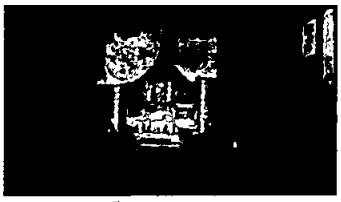

人権探訪(214) 千葉県 野田市[redacted]

人権探訪(213) 千葉県 野田市[redacted](コメント10)

人権探訪(212) 千葉県 野田市 関宿台町[redacted](コメント10)

人権探訪(211) 山口県 熊毛郡 上関町[redacted](コメント3)

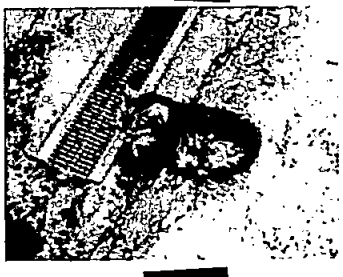

人権探訪(210) 山口県 熊毛郡 平生町[redacted](コメント1)

人権探訪(209) 佐賀県 唐津市[redacted](コメント2)

人権探訪(208) 佐賀県 唐津市[redacted](コメント5)

人権探訪(207) 佐賀県 唐津市[redacted](コメント2)

人権探訪(206) 佐賀県 佐賀市 大和町[redacted]

人権探訪(205) 佐賀県 佐賀市[redacted](コメント11)

人権探訪(204) 佐賀県 佐賀市 久保泉町[redacted]

人権探訪(202) 福岡県 田川郡 糸田町北区二 福智町[redacted]" (コメント7)

人権探訪(201) 福岡県 田川郡川崎町[redacted]コメント14)

人権探訪(200) 福岡県 北九州市 小倉南区[redacted](コメント3)

人権探訪(199) 福岡県福岡市博多区[redacted]

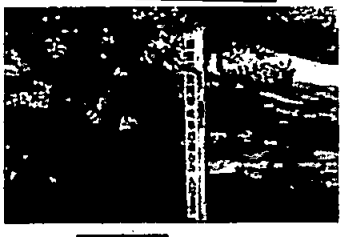

人権探訪(198) 岐阜県大垣市[redacted]コメント2)

人権探訪(197) 愛知県名古屋市中区[redacted] (コメント6)

人権探訪(196) 三重県伊賀市[redacted] (コメント2)

人権探訪(195) 三重県津市[redacted]

人権探訪(194) 三重県津市[redacted] (コメント2)

人権探訪(193) 三重県津市[redacted] (コメント2)

人権探訪・特別編(192) 三重県津市[redacted] ここにも「同和のドン」が!? (コメント2)

人権探訪(191) 埼玉県深谷市[redacted] (コメント8)

人権探訪(190) 埼玉県深谷市[redacted] (コメント19)

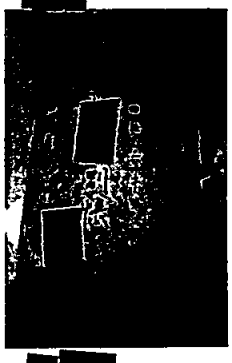

人権探訪(189) 埼玉県深谷市[redacted]別帳が発見される (コメント3)

人権探訪(188) 大阪市平野区[redacted] (コメント15)

人権探訪(187) 大阪市旭区[redacted] (コメント4)

人権探訪(186) 東京都昭島市[redacted] (コメント2)

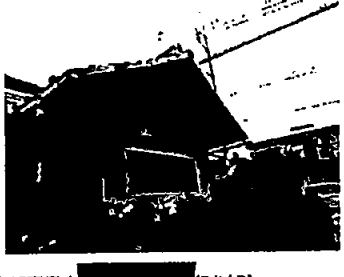

人権探訪(185) 東京都昭島市[redacted] (コメント2)

人権探訪(184) 東京都東村山市[redacted] (コメント14)

人権探訪(183) 鳥取県東伯郡琴浦町[redacted](コメント3)

人権探訪(182) 島根県松江市[redacted](コメント12)

人権探訪(181) 鳥取県東伯郡琴浦町[redacted](コメント6)

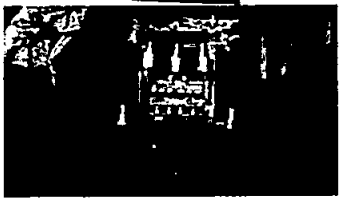

人権探訪(180) 横浜市港北区[redacted](コメント7)

人権探訪(179) 横浜市都筑区[redacted](コメント22)

人権探訪(178) 横浜市緑区[redacted](コメント15)

人権探訪(177) 大阪市東住吉区[redacted](コメント4)

人権探訪(176) 大阪市住吉区[redacted](コメント2)

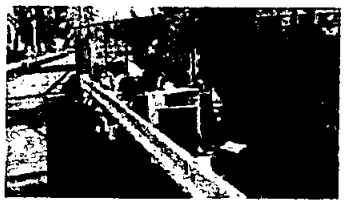

人権探訪(175) 大阪市東淀川区[redacted](コメント12)

人権探訪(174) 大阪市住吉区帝塚山[redacted]"
(コメント43)

人権探訪(173) 大阪市旭区[redacted](コメント13)

人権探訪(172) 神奈川県伊勢原市[redacted](コメント17)

人権探訪(171) 神奈川県足柄上郡[redacted](コメント4)

人権探訪(170) 神奈川県伊勢原市[redacted](コメント8)

人権探訪(169) 大阪府摂津市[redacted](コメント10)

人権探訪(168) 奈良県大和郡山市[redacted](コメント6)

人権探訪(167) 京都市伏見区竹田狩賀町・[redacted]" (コメント7)

人権探訪(166) 京都市南区吉祥院[redacted](コメント7)

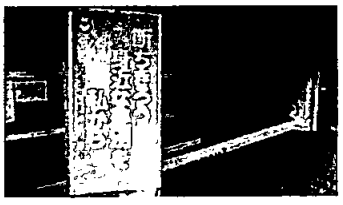

人権探訪(165) 京都市南区久世大築町[redacted](コメント10)

人権探訪(164) 福井県三方郡美浜町[redacted](コメント3)

人権探訪(163) 埼玉県川越市[redacted](コメント10)

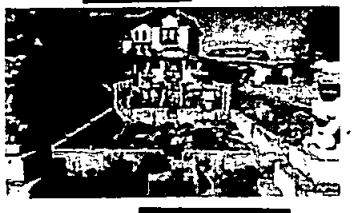

人権探訪(162) 三重県桑名市長島町[redacted](コメント8)

人権探訪(161) 三重県桑名市[redacted](コメント18)

人権探訪(160) 新潟県村上市[redacted](コメント3)

人権探訪(159) 和歌山県和歌山市[redacted] (コメント12)

人権探訪(158) 特別編 和歌山市"[redacted]後編[redacted]の特異な状況とは？
(コメント7)

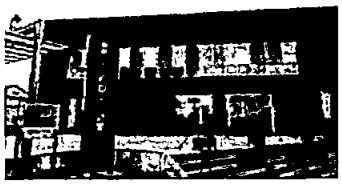

人権探訪(158) 特別編 和歌山市[redacted]前編 自治会長逮捕の背景は？
(コメント1)

人権探訪(157) 新潟県村上市[redacted] (コメント5)

投稿ナビゲーション

← 過去の投稿

新しい投稿 →

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K. 記事・画像の転載・リンクはご自由に。

示現舎について

示現舎

カテゴリー別アーカイブ: 人権探訪

投稿ナビゲーション
← 過去の投稿
新しい投稿 →

人権探訪(156) 新潟県村上市[redacted]

人権探訪(155) 新潟県村上市[redacted] (コメント4)

人権探訪(154) 福井県高浜町[redacted] (コメント8)

人権探訪(153) 新潟県胎内市[redacted] (コメント18)

人権探訪(152) 神奈川県南足柄市[redacted] (コメント14)

人権探訪(150) 新潟県村上市[redacted] (コメント6)

人権探訪(149) 新潟県胎内市[redacted] (コメント19)

人権探訪(148) 新潟県新発田市[redacted]" (コメント23)

人権探訪(147) 新潟県上越市[redacted]コメント19)

人権探訪(146) 新潟県上越市[redacted]コメント2)

人権探訪(145) 大阪府高槻市[redacted](コメント11)

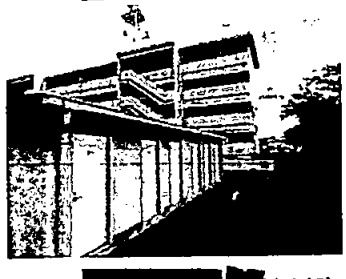

人権探訪(144) 大阪府茨木市[redacted](コメント3)

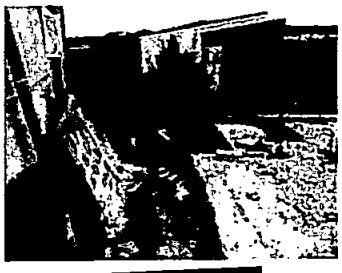

人権探訪(143) 大阪府茨木市[redacted](コメント12)

人権探訪(142) 大阪府茨木市[redacted](コメント18)

人権探訪(141) 神奈川県足柄下郡湯河原町[redacted](コメント12)

人権探訪(140) 東京都台東区[redacted](コメント18)

人権探訪(139) 山口県光市[redacted](コメント4)

人権探訪(138) 山口県岩国市[redacted](コメント1)

人権探訪(137) 山口県岩国市周東町[redacted](コメント2)

人権探訪(136) 広島県広島市西区[redacted](コメント7)

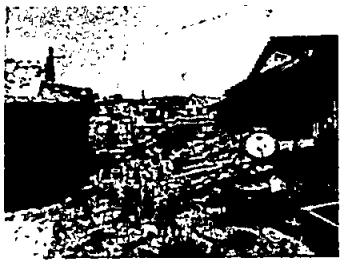

人権探訪 (135)山口県岩国市玖珂町[redacted](コメント7)

人権探訪(134) 広島県呉市[redacted](コメント6)

人権探訪 (133) 山口県岩国市 周東町[redacted](コメント3)

人権探訪 (132) 山口県岩国市周東町[redacted](コメント8)

人権探訪 (131) 奈良県北葛城郡上牧町 [redacted] (コメント8)

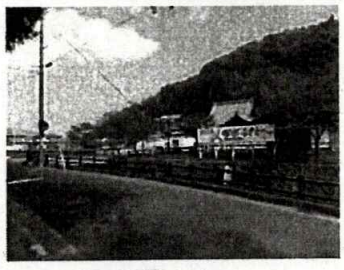

人権探訪(130) 奈良県御所市 [redacted] (コメント13)

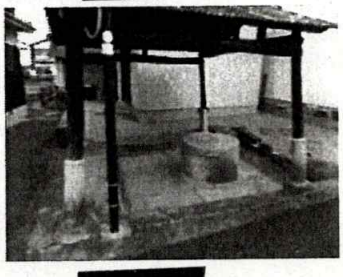

人権探訪 (129)大阪府藤井寺 [redacted] (コメント183)

人権探訪(128) 神奈川県小田原市 [redacted] (後編)
(コメント5)

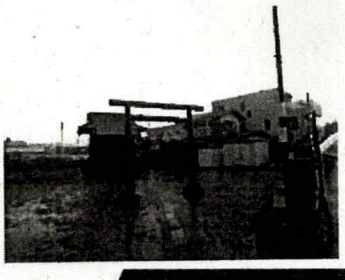

人権探訪(128) 神奈川県小田原市 [redacted] 前編)
(コメント5)

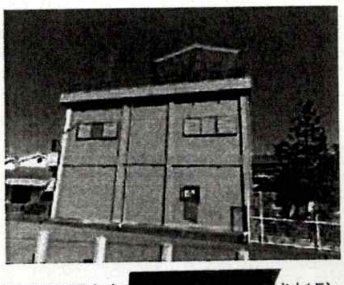

人権探訪 (127) 奈良県大和郡山市 [redacted] メント15)

人権探訪(126) 大阪府八尾市[redacted](コメント14)

人権探訪(125) 山梨県都留市[redacted](コメント19)

人権探訪(124) 福島県会津坂下町[redacted](コメント15)

人権探訪(123) 福島県耶麻郡西会津町[redacted](コメント9)

人権探訪(122) 福島県会津若松市[redacted]"(コメント9)

人権探訪(121) 福島県白河市[redacted]"(コメント3)

人権探訪(120) 東京都八王子市[redacted](コメント81)

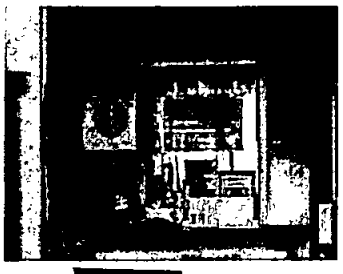

人権探訪(118) 埼玉県川越市[redacted](コメント12)

人権探訪(117) 神奈川県厚木市[redacted](コメント14)

人権探訪(116) 静岡県掛川市[redacted](コメント15)

人権探訪(115) 静岡県袋井市[redacted](コメント27)

人権探訪(114) 大阪府八尾市[redacted](コメント8)

人権探訪(113) 大阪府東大阪市[redacted](コメント13)

人権探訪(112) 東京都町田市[redacted] (コメント12)

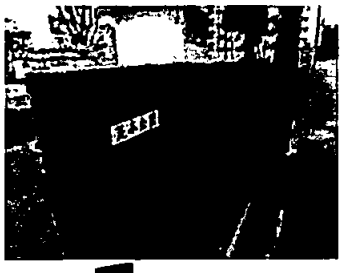

人権探訪(111) 大阪府東大阪市[redacted] (コメント5)

人権探訪(110) 滋賀県大津市[redacted] (コメント26)

人権探訪(109) 滋賀県長浜市木之本町[redacted] (コメント9)

人権探訪(108) 滋賀県長浜市[redacted] (コメント5)

人権探訪(107) 愛知県津島市[redacted] (コメント10)

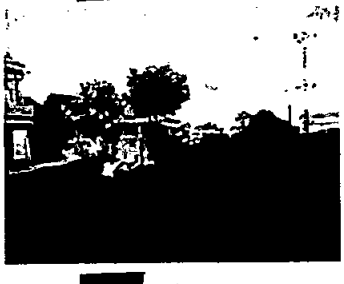

人権探訪(106) 埼玉県熊谷市[redacted] (コメント14)

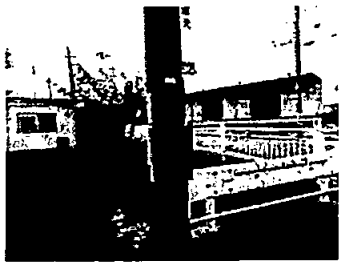

人権探訪(105) 神奈川県海老名市[redacted] (コメント11)

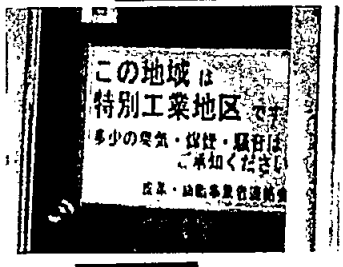

人権探訪(104) 東京都墨田区[redacted] (後編) (コメント4)

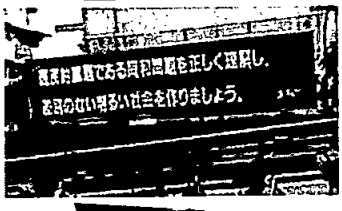

人権探訪(104) 東京都墨田区[redacted] (前編) (コメント21)

人権探訪(103) 神奈川県藤沢市[redacted] (コメント27)

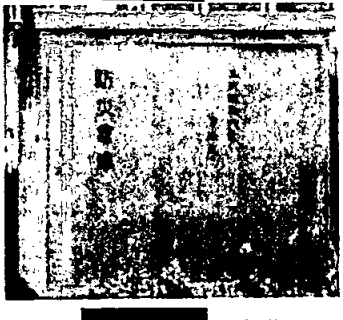

人権探訪(102) 東京都町田市[redacted] (コメント14)

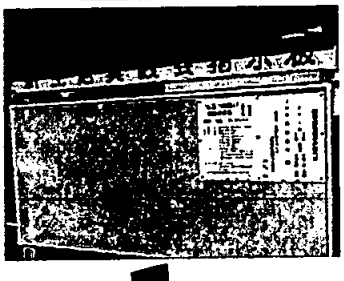

人権探訪(101) 奈良県生駒郡平群町[redacted] (コメント15)

人権探訪(100) 特別編・愛知県あま市栄[redacted] (後編) (コメント14)

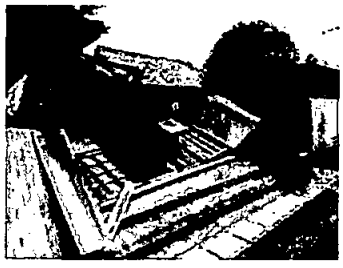

人権探訪(100) 特別編・愛知県あま市栄[redacted]" (前編) (コメント28)

人権探訪番外編 三郷町[redacted]二日目 (コメント24)

人権探訪(99) 静岡県静岡市清水区[redacted] (コメント12)

人権探訪番外編 三郷町[redacted]一日目 (コメント13)

人権探訪(98) 滋賀県彦根市[redacted] (コメント15)

人権探訪(97) 奈良県生駒郡平群町[redacted](コメント21)

人権探訪(96) 滋賀県彦根市[redacted](コメント15)

人権探訪(95) 静岡県静岡市清水区 入江南町・[redacted](コメント17)

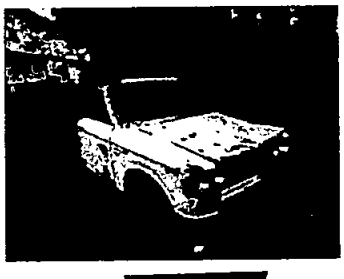

人権探訪(94) 滋賀県彦根市広野町[redacted](コメント15)

人権探訪(93) 神奈川県中郡大磯町[redacted](コメント23)

人権探訪(92) 兵庫県養父市八鹿町[redacted](コメント3)

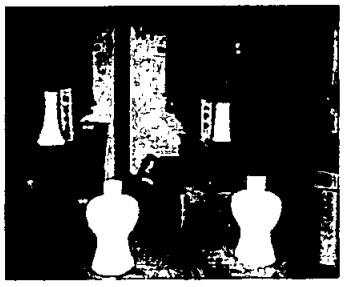

人権探訪(91) 神奈川県平塚市[redacted] (コメント24)

人権探訪(90) 兵庫県朝来市[redacted]後編) (コメント9)

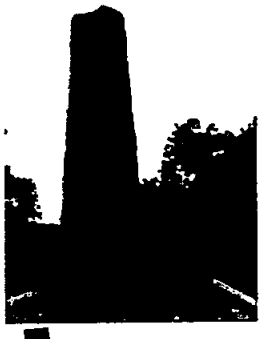

人権探訪(90) 兵庫県朝来市[redacted](前編) (コメント19)

人権探訪(89) 兵庫県養父市[redacted] (コメント17)

人権探訪(88) 三重県伊賀市[redacted] (コメント3)

人権探訪(87) 兵庫県尼崎市[redacted] (コメント30)

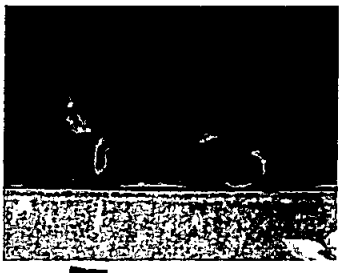

人権探訪(86) 兵庫県伊丹市[redacted](コメント210)

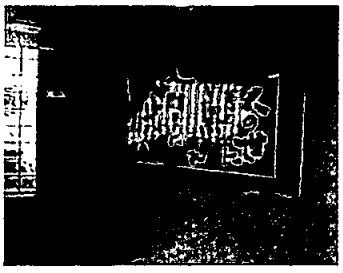

人権探訪(85) 兵庫県芦屋市[redacted](コメント24)

人権探訪(84) 三重県伊賀市[redacted](コメント23)

人権探訪(83) 兵庫県神戸市長田区[redacted](コメント16)

人権探訪(82) 三重県伊賀市柘植町[redacted](コメント27)

人権探訪(81) 東京都府中市[redacted](コメント16)

人権探訪(80) 東京都世田谷区[redacted](コメント7)

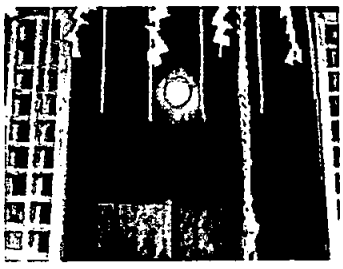

人権探訪(79) 東京都稲城市[redacted](コメント11)

人権探訪(78) 東京都多摩市[redacted](コメント24)

人権探訪(77) 東京都府中市[redacted](コメント20)

人権探訪(76) 大阪府羽曳野市[redacted](コメント26)

人権探訪(75) 奈良県桜井市[redacted](コメント7)

人権探訪(74) 滋賀県東近江市[redacted](コメント7)

人権探訪(73) 奈良県桜井市[redacted](コメント13)

人権探訪(72) 静岡県熱海市[redacted](コメント25)

人権探訪(71) 三重県松阪市[redacted](コメント17)

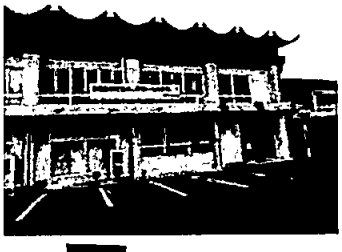

人権探訪(70) 三重県伊賀市[redacted](コメント25)

人権探訪(69) 神奈川県厚木市[redacted](コメント6)

人権探訪(68) 滋賀県蒲生郡竜王町[redacted](コメント20)

人権探訪(67) 神奈川県相模原市中央区田名陽原[redacted] (コメント11)

人権探訪(66) 東京都町田市相原町[redacted]
神奈川県相模原市緑区元橋本町[redacted] (コメント16)

人権探訪(65) 和歌山県東牟婁郡串本町[redacted] (コメント10)

投稿ナビゲーション

← 過去の投稿

新しい投稿 →

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K. 記事・画像の転載・リンクはご自由に。

元現舎について

示現舎

人権探訪　書籍　情報提供・連絡先

カテゴリー別アーカイブ：人権探訪

投稿ナビゲーション

新しい投稿 →

人権探訪(64) 神奈川県横須賀市[redacted] (コメント5)

人権探訪(63) 神奈川県横浜市瀬谷区[redacted] コメント21)

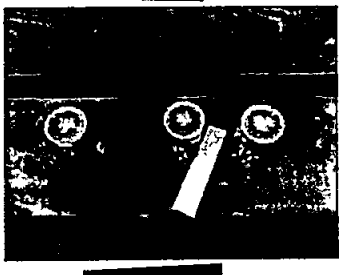

人権探訪(62) 神奈川県鎌倉市[redacted] コメント17)

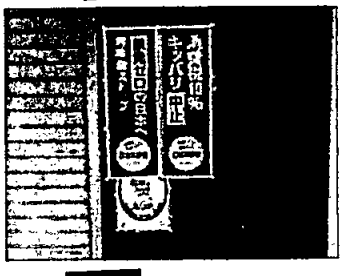

人権探訪(61) 三重県伊勢市[redacted]後編)

人権探訪(61) 三重県伊勢市朝熊町[redacted]" (前編) (コメント10)

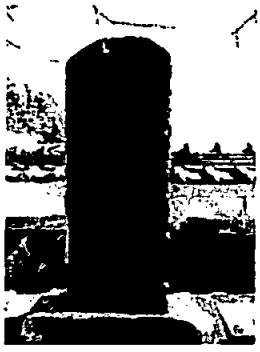

人権探訪(60) 三重県熊野市有馬町[redacted] (コメント13)

人権探訪(59) 和歌山県東牟婁郡串本町[redacted] (コメント3)

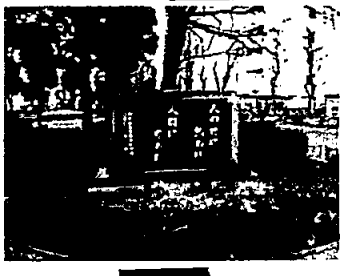

人権探訪(58) 大阪府大阪市淀川区[redacted] (コメント29)

人権探訪(57) 愛知県豊川市三上町[redacted] (コメント32)

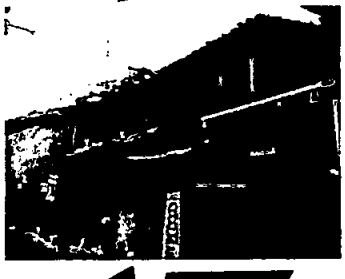

人権探訪 (番外編) 大阪市北区[redacted]「[redacted]の最後 (コメント3)

人権探訪(56) 東京都練馬区[redacted] (コメント29)

人権探訪(55) 奈良県北葛城郡河合町[redacted](コメント17)

人権探訪(54) 群馬県前橋市粕川町[redacted](後編) (コメント16)

人権探訪(54) 群馬県前橋市粕川町[redacted](前編) (コメント11)

人権探訪(53) 大阪府大阪市東中島[redacted](コメント10)

人権探訪(52) 鳥取県鳥取市[redacted](コメント9)

人権探訪(51) 特別編・大阪府大阪市浪速区[redacted](後編)
(コメント15)

人権探訪(51) 特別編・大阪府大阪市浪速区[redacted]中編)

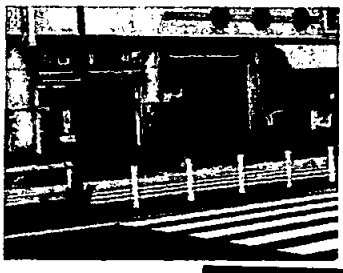

人権探訪(51) 特別編・大阪府大阪市浪速区[redacted](前編)
(コメント9)

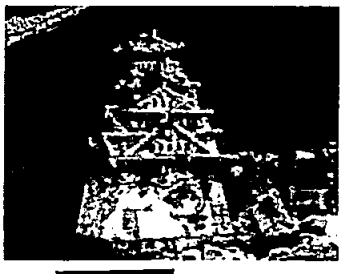

人権探訪(50) 鳥取県鳥取市[redacted](コメント11)

人権探訪(49) 大阪府大阪市[redacted](コメント2)

人権探訪(48) 特別編・鳥取県鳥取市[redacted](後編)

人権探訪(48) 特別編・鳥取県鳥取市[redacted](前編) (コメント1)

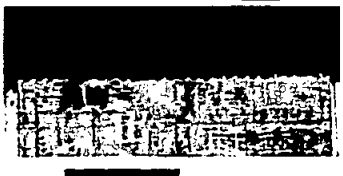

人権探訪(47) 奈良県御所市[redacted](コメント6)

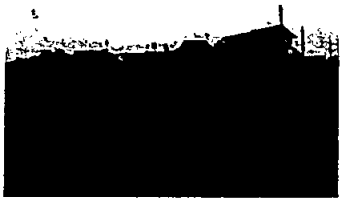

人権探訪(46) 鳥取県鳥取市[redacted](コメント2)

人権探訪(45) 大阪府大阪市北区[redacted](コメント17)

人権探訪(44) 神奈川県秦野市[redacted](コメント13)

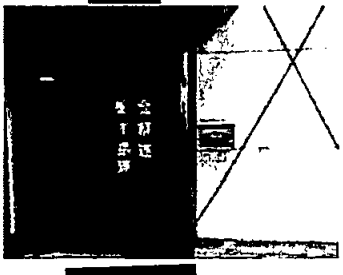

人権探訪(43) 栃木県小山市[redacted](コメント20)

人権探訪(42) 埼玉県加須市[redacted](コメント9)

人権探訪(41) 長野県伊那市手良沢[redacted](コメント5)

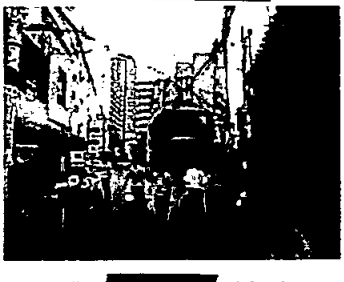

人権探訪(40) 大阪府大阪市北区[redacted](コメント29)

人権探訪(39) 長野県伊那市手良野口[redacted] (コメント16)

人権探訪(38) 兵庫県たつの市新宮町[redacted] (コメント2)

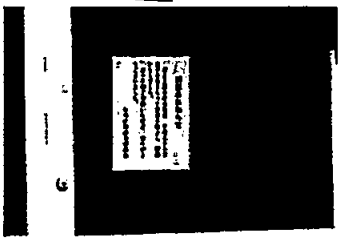

人権探訪(37) 兵庫県たつの市新宮町[redacted] (コメント2)

人権探訪(36) 兵庫県宍粟市一宮町[redacted] (コメント6)

人権探訪(35) 神奈川県横須賀市[redacted] (コメント8)

人権探訪(34) 神奈川県横須賀市[redacted] (コメント6)

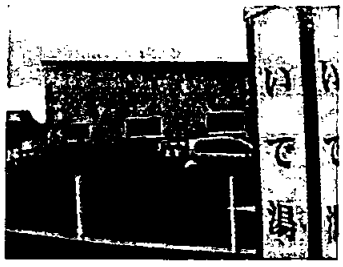

人権探訪(33) 京都府綴喜郡井手町井手段ノ下[redacted]
(コメント35)

人権探訪(32) 神奈川県川崎市高津区[redacted](コメント11)

人権探訪(31) 神奈川県横須賀市[redacted]コメント15)

人権探訪(30) 静岡県浜松市中区[redacted](後編) (コメント16)

人権探訪(30) 静岡県浜松市中区[redacted](前編) (コメント2)

人権探訪(29) 神奈川県川崎市 宮前区[redacted](コメント24)

人権探訪(28) 奈良県天理市[redacted](コメント15)

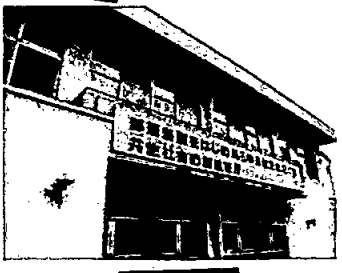

人権探訪(27) 奈良県生駒郡三郷町[redacted](コメント94)

人権探訪(26) 神奈川県川崎市麻生区[redacted](コメント59)

人権探訪(25) 奈良県生駒郡安堵町[redacted](コメント14)

人権探訪(24) 奈良県奈良市古市町[redacted](コメント12)

人権探訪(23) 奈良県奈良市紀寺町[redacted](コメント11)

人権探訪(22) 和歌山県田辺市中辺路町[redacted](後編) (コメント15)

人権探訪(22) 和歌山県田辺市中辺路町[redacted] (前編) (コメント2)

人権探訪(21) 神奈川県伊勢原市[redacted] (コメント33)

人権探訪(20) 東京都国立市[redacted] (コメント26)

人権探訪(19) 大阪府大阪市北区[redacted] (コメント33)

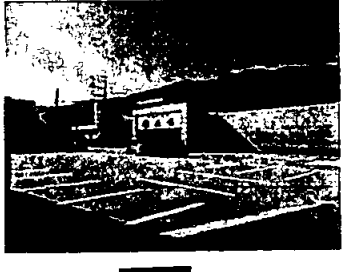

人権探訪(18) 岐阜県養老郡養老町[redacted] (コメント32)

人権探訪(17) 大阪市西成区[redacted](後編) (コメント10)

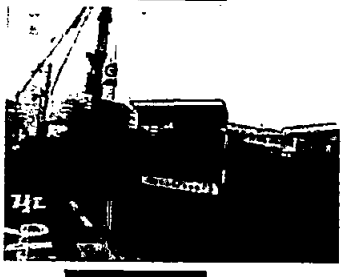

人権探訪(17) 大阪市西成区[redacted](前編) (コメント7)

人権探訪(16) 徳島県阿波市吉野町[redacted](コメント6)

人権探訪(15) 長野県小諸市[redacted](後編) (コメント5)

人権探訪(15) 長野県小諸市[redacted](前編) (コメント7)

人権探訪(14) 神奈川県横浜市金沢区[redacted](コメント26)

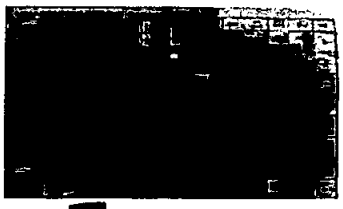

人権探訪(13) 滋賀県長浜市[redacted] (後編) (コメント3)

人権探訪(13) 滋賀県長浜市[redacted] (前編) (コメント5)

人権探訪(12) 長野県北佐久郡御代田町[redacted] (コメント24)

人権探訪(11) 徳島県板野郡板野町[redacted] (コメント20)

人権探訪(10) 徳島県徳島市[redacted] (コメント25)

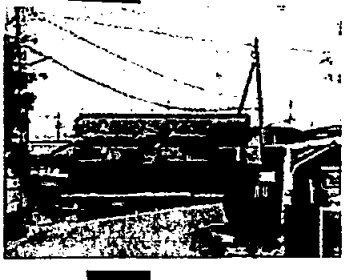

人権探訪(9) 滋賀県近江八幡市[redacted] (コメント3)

人権探訪(8) 特別編・滋賀県草津市[redacted] (後編) (コメント3)

人権探訪(8) 特別編・滋賀県草津市[redacted] (前編) (コメント18)

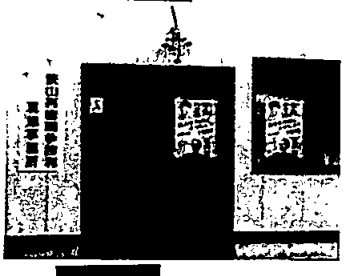

人権探訪(7) 埼玉県狭山市[redacted] (コメント26)

人権探訪(6) 神奈川県厚木市[redacted] (コメント22)

人権探訪(5) 京都府京都市[redacted] (コメント23)

人権探訪(4) 大阪府池田市[redacted] (コメント12)

人権探訪(3) 大阪府堺市堺区[redacted](コメント23)

人権探訪(2) 長野県長野市松代町[redacted](コメント29)

人権探訪(1) 東京都荒川区[redacted](コメント14)

投稿ナビゲーション

新しい投稿 →

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K. 記事・画像の転載・リンクはご自由に。

示現舎について

甲第29号証

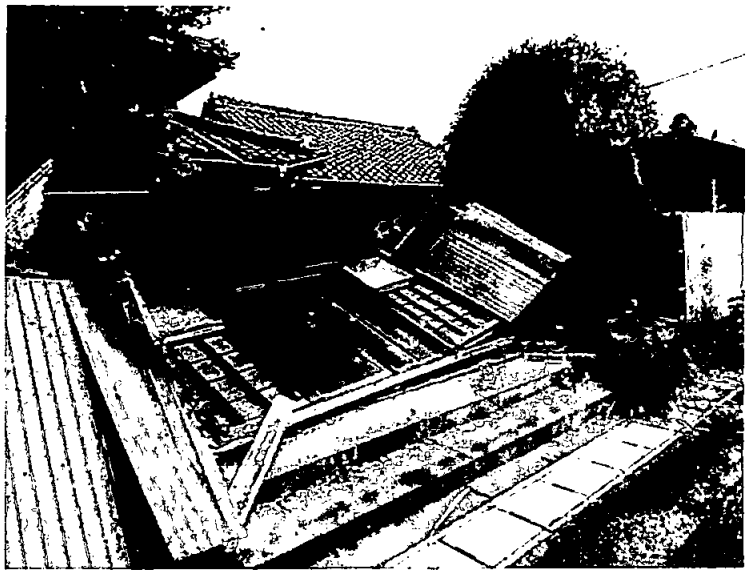

人権探訪(100) 特別編・愛知県あま市栄[redacted]（前編）

カテゴリー: 人権探訪 | タグ: 同和, 愛知 | 投稿日: 2018年11月19日 | 投稿者: 宮部 龍彦

28件の返信

By 宮部 龍彦

ついに人権探訪シリーズが１００回を迎えた。今回は動画でもお伝えすると同時に、人権探訪自体に対する批判にも記事中で答えていく。

しかし、今回も何とか特定し、探訪することが出来た。特定には歴史的な知見と注意力が必要になる。

東海地方で著名な部落はどこかと人に問えば、まずは[redacted]が挙げられるが、それと同じくらいに有名なのが[redacted]の部落である。無論、[redacted]全体が部落というわけではなく、しかも[redacted]は２０１０年に合併によりあま市となっている。

また、[redacted]の部落が東海地方で取り立てて大規模というわけではない。戸数で言えば名古屋市内の都市部落のほうがはるかに大きいし、さきほどの[redacted]の他、[redacted]にも大きな部落がある。それにも関わらず、なぜ[redacted]の部落は人を惹きつけるのか。実際に現地に行ってその魅力を探ってきた。

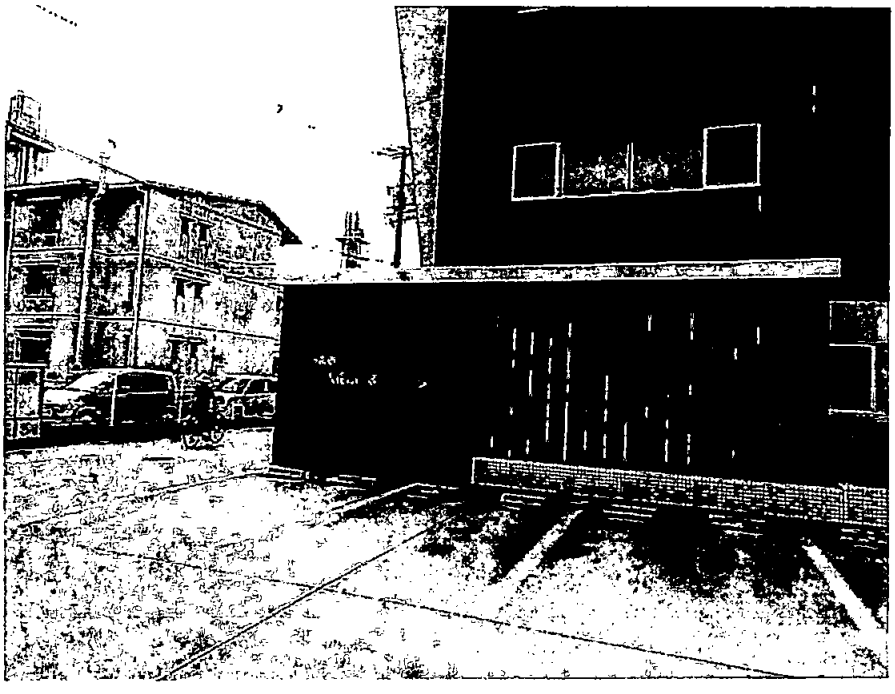

人権センターから探訪を始める。

現在の部落は地名で言えばあま市栄と、あま市西今宿の一部が該当する。江戸時代はこの辺りは「今宿村（いまじゅく）」であり、明治初期に東今宿村と西今宿村に分割された。この「東今宿村」が部落であったのだが、現在は両方共に地名では「栄」および「西今宿」となっている。

――ところで、解放同盟がこの人権探訪シリーズについて『部落差別を拡散する鳥取ループ・示現舎の「人権探訪」にたいする糾弾の闘いをすすめよう』との記事を公表している。

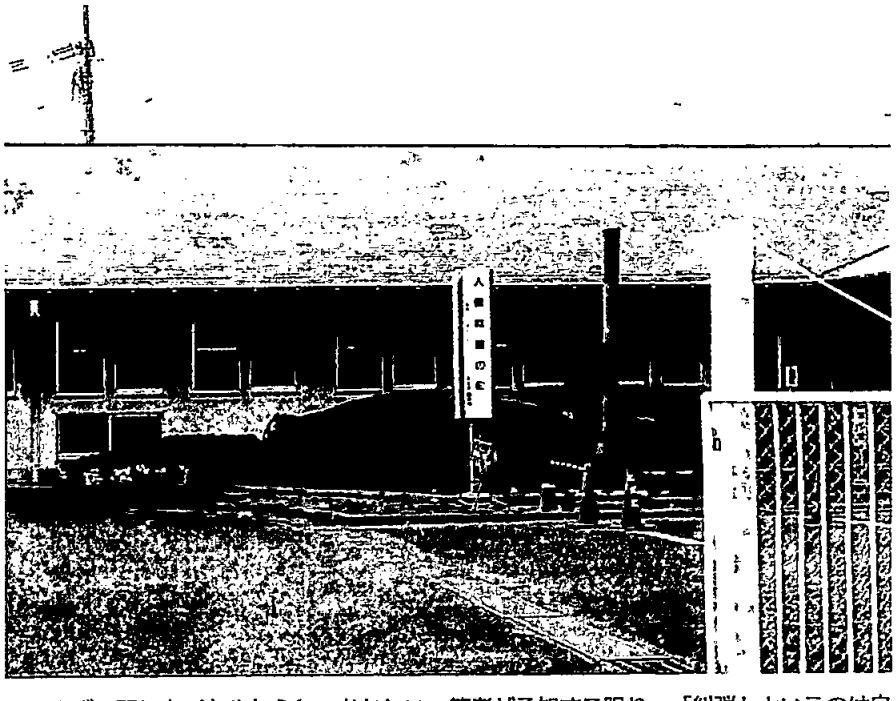

――まず、既にタイトルからしておかしい。筆者が承知する限り、「糾弾」というのは自力救済のことであって、解放同盟は裁判所に提訴しているのだから、既に糾弾を諦めたはずである。「糾弾の闘いをすすめよう」と誰に向かって言っているのか分からないが、「自分らはもう諦めたから、誰かやって下さい」ということだろうか。

――裁判後に掲載数が増えているのは、『全国部落調査』発禁の仮処分に対して保全異議を申し立てたものの結局認められなかったのだが、全国の部落一覧ではない他の出版物については解放同盟がその出版をことごとく正当化し、裁判所もそれを認めたので、要は部落の地名を載せること自体は構わないという裁判所のお墨付きが得られたことがある。それに加えて、川口泰司さん等が各地でネットに部落名が掲載されていることを批判する講演をしているためか、人権探訪に対するアクセス数が増え、載せれば多数のアクセスがある、鉄壁のコンテンツだからということもある。

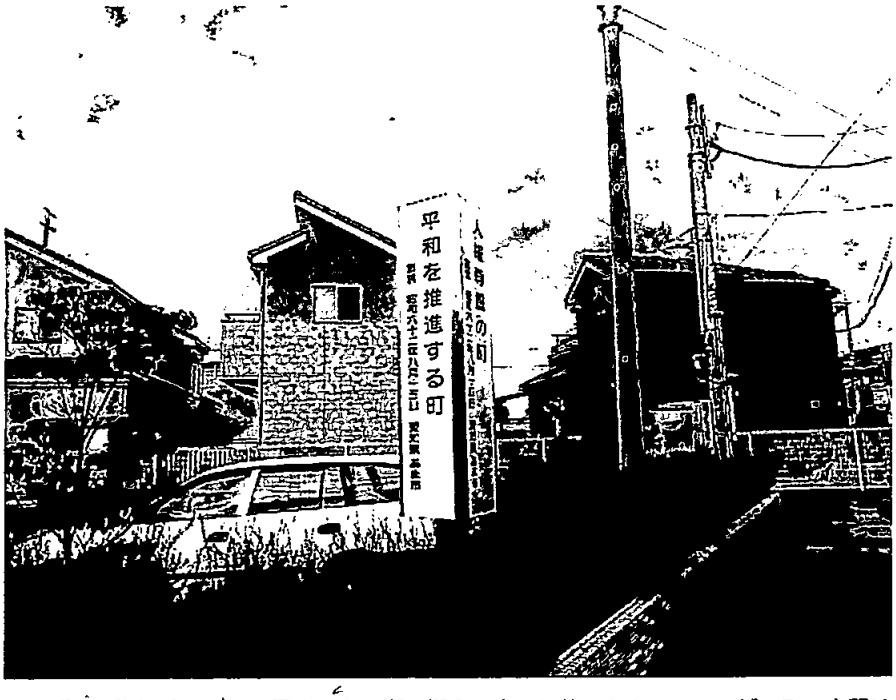

――「「人権探訪」は、一見すると、街の紹介のような装いをとっているが、その本質は被差別部落の所在地の暴露そのものである」――これもおかしな言い方である。「一見すると、街の紹介のような装い」というが、タイトルからして「人権探訪」なのだから、「被差別」かどうかはともかくとして、部落を探訪していることはすぐに分かるはずだ。なので、むしろ逆で一見すると部落の所在地の暴露だが、よく見ると街の紹介だと言うのが正しいだろう。

人権センターの周辺には老人福祉センターと公営団地がある。

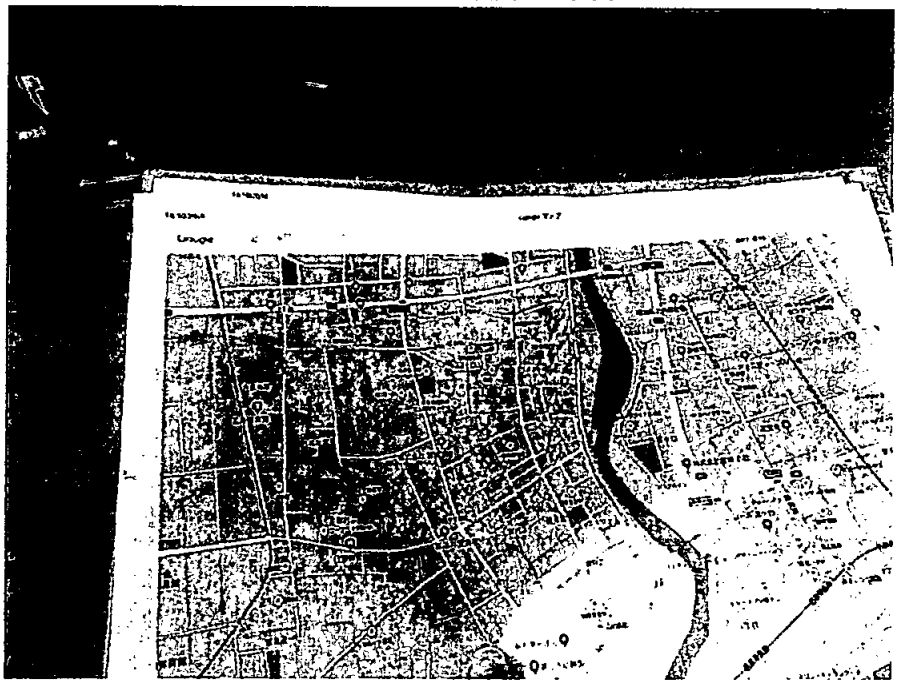

――「「人権探訪」の特徴の一つは、一見するとテレビ番組の「ぶらり旅」や「ぶらり街歩き」などを装い、ゲーム感覚で「部落探し」への興味を誘うような悪質な情報操作をおこなっていることである」――何度も言うが、タイトルからして「人権探訪」なのだから、情報操作も何もなかろう。「部落探し」への興味を誘うようなタイトルで、テレビ番組の「ぶらり旅」や「ぶらり街歩き」のようなことをやっている、というのが人権探訪なのである。

——「人権探訪」と同じようなことは「部落巡礼」と称して部落解放同盟滋賀県連合会が過去にやっており、それが書籍『滋賀の部落』にまとめられている。他にも過去の『解放新聞』『部落』『部落解放』といった刊行物を見れば、人権探訪と似たようなことをやっている記事はいくらでもある。グーグルブックスで「部落」というキーワードと適当な地名とで検索すれば、そのような記事がつらつらと出てくるだろう。例えばこんな風に。

五条川の西岸が古くからの部落で、縦に長い形をしている。人権センターの周辺は昔は田畑だったところで、現在はアパートもあり、住宅地の見た目は普通である。

――「面白半分」などというのは、主観的な評価にすぎない。面白半分だと思うのは、解放同盟関係者も実は人権探訪を読むのを楽しみにしているからであろう。そういうのを、ツンデレと言う。解放同盟だけではない、自治体関係者、法務局職員、人権連、同和会関係者の中にも実は楽しんでいるという人が多くいるだろう。当の部落住民にも、自分のところに来るのはいつだろうと楽しみにしている人が少なくない。ぜひコメント等でおすすめの場所の探訪のリクエストをすべきであろう。もっと自分に正直になれば、幸せになれるのである。

…と思ったら、門が倒れた家があった。それほど古そうには見えないので、建て方自体に問題がありそうな気がする。

そして、その先にはまた不思議な物件が。

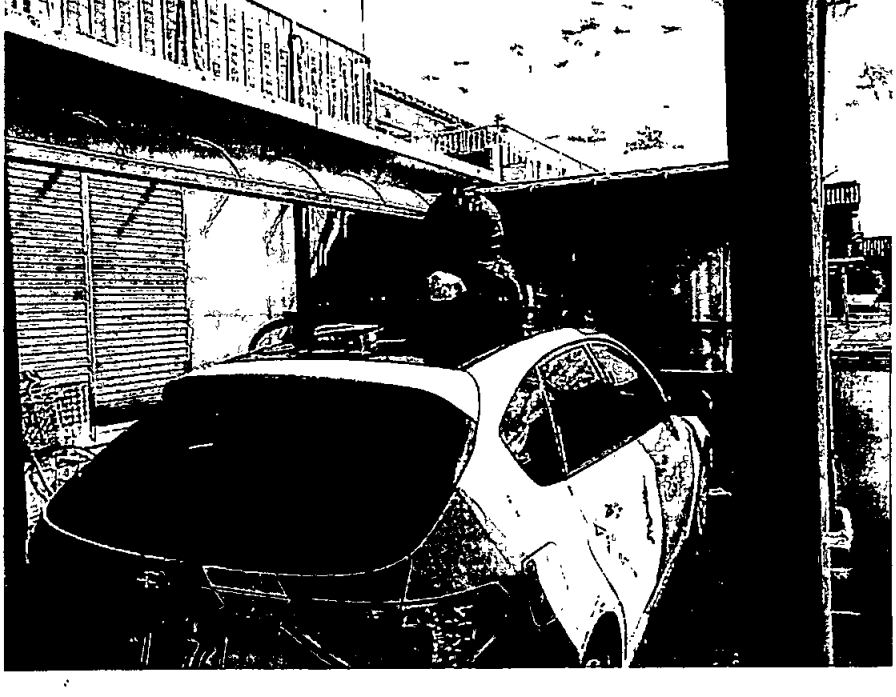

ニコイチ住宅に停められたグーグルストリートビューの撮影車。普通に考えれば、ニコイチの住民が何らかの形でグーグルから仕事を請け負って運転していると考えるのが自然だろう。

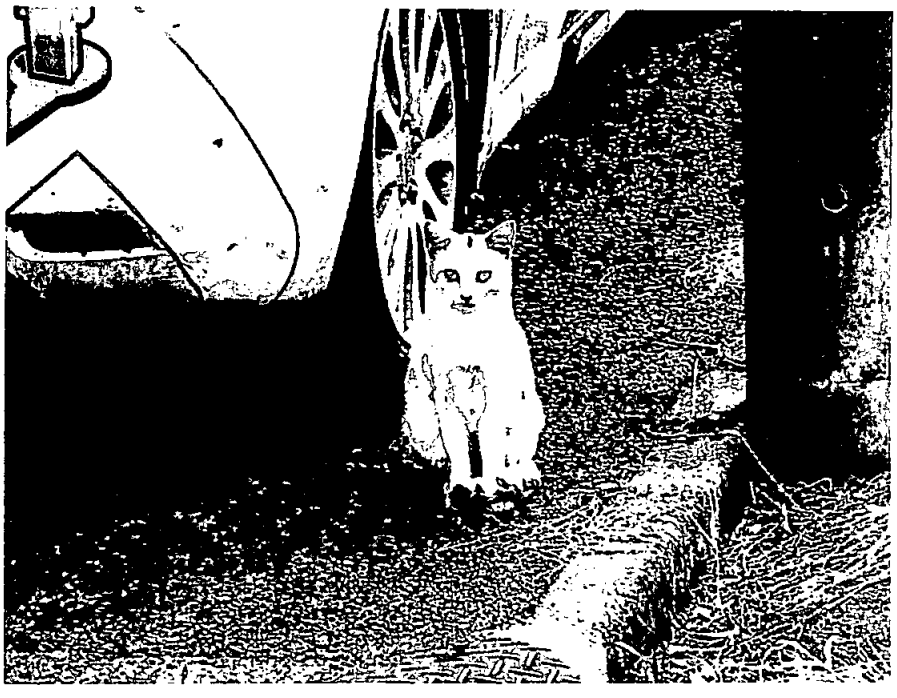

グーグルストリートビューが始まった当初、激烈に反応したのが解放同盟である。部落が晒し物にされるということで、各地の地方議会に解放同盟が規制を求めて陳情し、地方議会が国に規制を求める意見書を採択するということが起こった。

「プライバシー侵害だ」「いったい何の役に立つんだ」「ストーカー犯罪に使われる」と個人情報クレーマーも発狂したが、ゼンリンなどの地図会社、自治体の収税課がやっている事と大して変わらないし、恩恵を受けているではないかということで結局規制できず、現在に至る。

ストリートビューは部落を避けていると、まことしやかに言われるが、現実はこの通りである。

——「鳥取ループ・示現舎が「人権探訪」で「紹介」している「街」は、たんなる町や地域ではないし、ましてや観光地でもない」——たんなる町や地域でなかったら何だと言うのだろうか。「特殊な地域」とでも言いたいのだろうか。また、「観光地でもない」と言っても、そもそも何が観光地と言えるのか定義などない。それでもあえて言うなら、過去に探訪した吉岡温泉や網代温泉のような温泉地の部落、有名な寺の参道にある部落が観光地でないと言うのなら、いったいどこが観光地と言えるのであろう。

ニコイチ、工場、古い家がある。部落内は区画整理されていて道が広い。

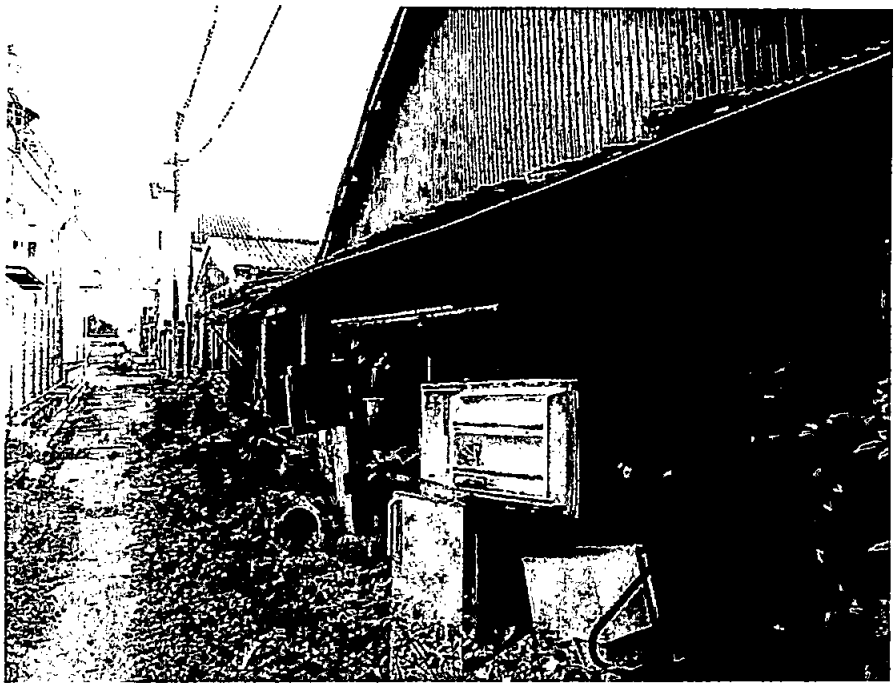

(22)

ただ、この一角は空き家があるのみで人気がない。

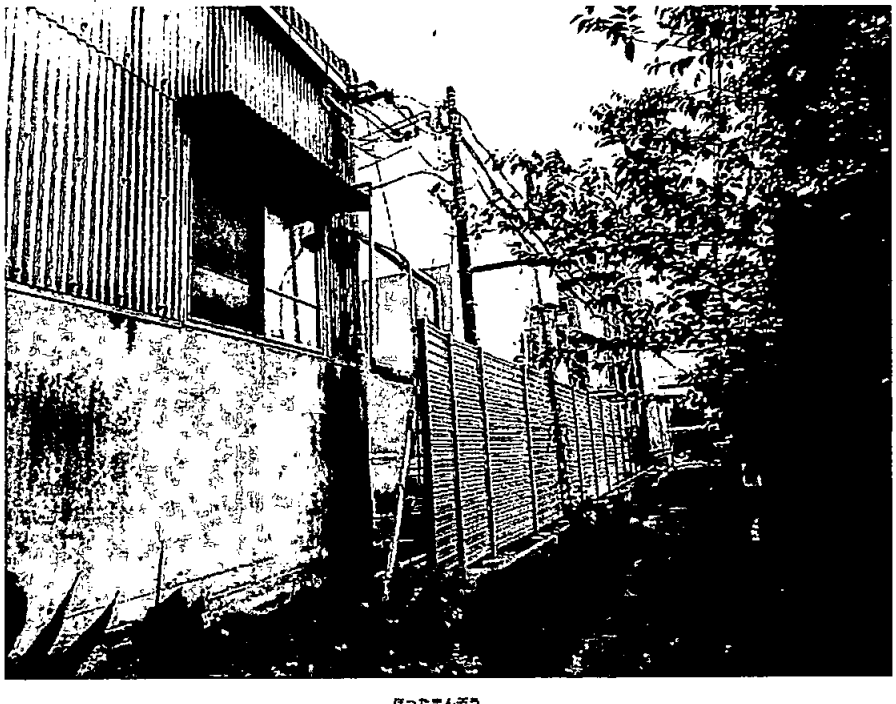

(23)

その理由と思われるのが、この工場「堀田萬蔵(ほったまんぞう)商店」である。化製場というカテゴリーの施設で、家畜の死体を処理して、肥料などの製品を作っている。畜産業者にとっては、屠畜場と同じくらい重要な施設だ。

以前探訪した荒川８丁目には油脂工場があり、そこはホルモン焼きのような好き嫌いの分かれる臭いだったが、こちらはさらに生ゴミのような臭いが加わっており、しかもかなり広い範囲に広がっている。ツイッターで「堀田萬蔵」で検索すると、１キロメートル近く離れた須ヶ口駅付近でも臭いがするとの報告がある。

ニコイチの向こうに立ち上る蒸気。高い煙突を建てればよいような気もするが、排気の温度が低いと、気温が高い夏場は下に降りてきてしまうので、必ずしも効果はないらしい。

他の対策を識者に聞いてみたところ、「充填塔式微生物吸着塔」というものがあるそうだ。微生物が付着した合成繊維の担体の間に排気を通して、悪臭成分を二酸化炭素、窒素、水に分解する方法である。さらに活性炭で吸着することで十分に脱臭することが可能だそうだ。

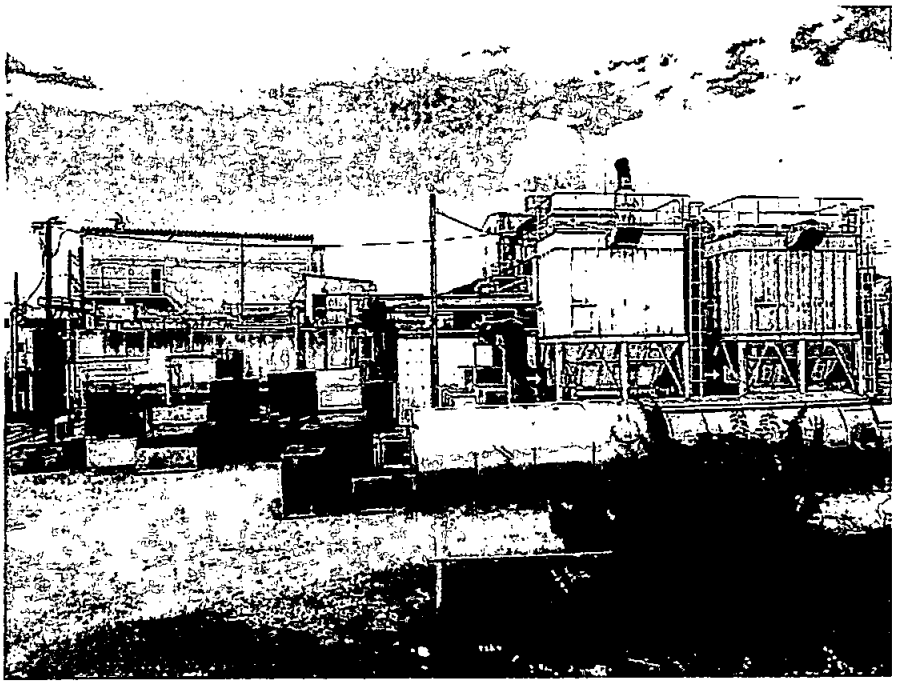

この箱型の設備をよく見ると、「活性炭吸着塔」と書かれているので、悪臭対策はされてはいるようである。

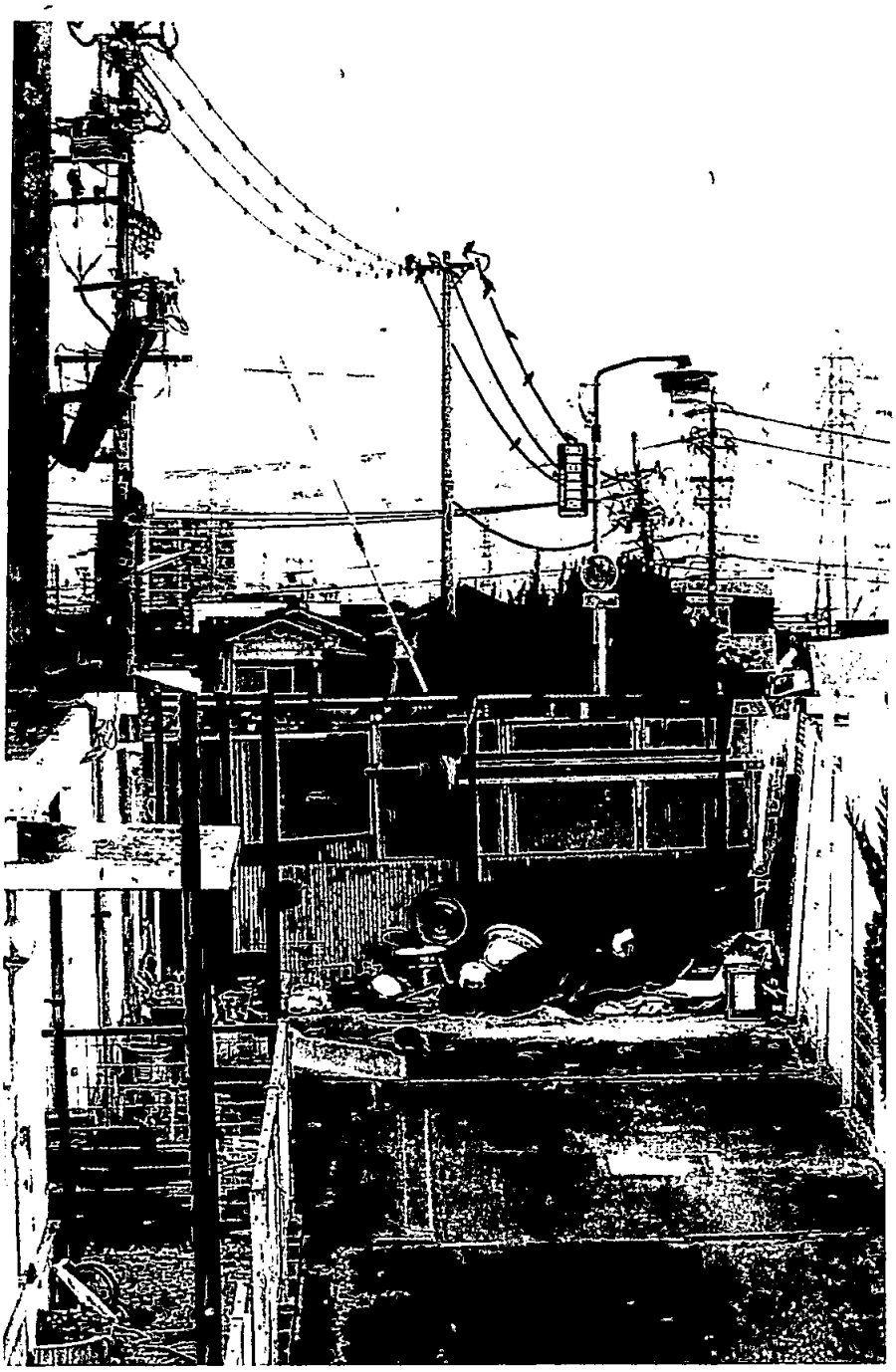

しかし、臭いだけでなくカラスが多いのも気になった。何かカラスの餌になるものが野外にあるということなので、まだ悪臭対策には改善の余地があるように思う。

五条川の土手から部落を望む。壮観なニコイチ群が見える。

――「「人権探訪」に掲載されることによって、結婚差別や就職差別などを受ける地区なのである」というが、少なくともこの部落については見れば周辺地域と比べて違和感があることが一目瞭然だ。「結婚差別や就職差別などを受ける」というが、まさか嫁入りか婿入りの度に、隣保館や巨大ニコイチ群をブルーシートで覆って隠すわけでもあるまい。

１９３５年当時は２３２世帯の部落であった。戦後はこれが７００世帯以上に増えたと言われ、部落というよりも都市型のスラムに近いと考えられる。

（続く）

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。 同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← ＬＧＢＴ短編映画「カランコエの花」が提起する「向き合う」とは？
人権探訪(100) 特別編・愛知県あま市栄"[redacted]"（後編） →

コメントを残す

「人権探訪(100) 特別編・愛知県あま市栄"[redacted]"（前編）」への28件のフィードバック

.. 2018年11月19日 10:12 AM

堀田萬蔵商店のHPに工場見学の申込みがありますね。
ぜひ見学レポートおねがいします
https://hotta-group.jp/inquiry.html
返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2018年11月21日 9:54 AM

機会があれば工場萌えツアーをやりたいですね
返信 ↓

. 2018年11月19日 12:33 PM

灯台下暗しというべきか、下味野はまだ探訪していないんですね。
返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2018年11月21日 9:55 AM

最後の最後か、あるいは何かの節目にスペシャルでやりたいというのがあります。
返信 ↓

くりくり大将 2018年11月19日 3:28 PM

その近くの老人介護施設で働いたことがありますが、他地域の介護士からは、
「あっちのほうは〝面倒〟だったり、ややこしかったり大変でしょ？」

と尋ねられたことがあります。
ややこしい人は何人かいました。
介護される老人ではなくて、その息子だったり親類がややこしいのですが…。

不思議だったのは、解同の人っぽい人と共産党っぽい人が仲良くしていたことですかね(苦笑)
返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2018年11月21日 9:56 AM

解放同盟、共産党、同和会は仲が悪いようで底の部分はつながっています。
それぞれを行き来している人もいますので。
返信 ↓

R 2018年11月19日 5:44 PM

解同が本気で部落問題を解決する気がないというのが分かりますね。

部落探訪を見て「私も明日から部落民は差別しよう！」と思う人はいないでしょうし、もしいるならその人に問題があるでしょう。
返信 ↓

ぴあ 2018年11月19日 8:48 PM

海津市の部落とは、南濃町駒野のことですか？
返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2018年11月21日 9:58 AM

すみません、津島市の間違いでした。
返信 ↓

ギャラリー 2018年11月19日 10:27 PM

甚目寺といえば女優の加〇あいですね。
返信 ↓

影目 2018年11月20日 12:01 AM

穴キン逮捕から11年か
真宗高田派の平野さんや人権連の丹羽さんに話を聞いたかね
非人地区の話とか
返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2018年11月21日 9:58 AM

平野さんって誰ですか？
返信 ↓

影目 2018年11月21日 4:11 PM

あの寺の住職
平野町の頭と同姓
返信 ↓

田中 誠 2018年11月20日 7:44 AM

動画拝見しました。高画質&解説付きで凄く良かったです。是非ともシリーズ化していただきたく存じます。
一点お願いがございます。動画のブレで映像酔いがするので、今後可能でしたら、改善の程よろしくお願いいたします。
返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者 2018年11月21日 9:59 AM

承知しました。何らかの方法で手ブレを改善します。
返信 ↓

ただのおっさん 2018年11月20日 10:05 AM

毎回「部落探訪」の記事を楽しみにしています。普通に地方の昭和ノスタルジーが残る街のぶらり旅的に拝見してますし、何なら観光がてらに訪ねてみたい街もあります。

イデオロギーや思想信条に関係なく、純粋に記事の更新を楽しみにしている一読者より。
返信 ↓

名無しの 2018年11月20日 3:03M

東海地方屈指の知名度も堀田萬蔵商店そこから出る臭いでしょうね。
あと、堤防道路を走っていると墓地があります。

そこは焼き場？と思われる建物もあって、堤防道路を走り抜けるだけでも
色々見れるのも人気なのでしょう。

他に特有の事といえばあま市の特産品は七宝焼きの他に刷毛。
清須市は市立の小学校入学時に本革の
ランドセルが祝品としてプレゼントされます。
おそらくどちらも原材料の供給元は堀田萬蔵商店・・・
返信 ↓

寄者　2018年11月20日 5:35 PM

スレ違いですが…
19日放送のNHK「鶴瓶の家族に乾杯」は、広島県三次市でした。
鶴瓶がうっかり地区に入ってしまいました。
制作スタッフの誰もが気が付かずで放送をしてしまったのかも？

「鶴瓶の家族に乾杯『子牛に夢中SP常盤貴子と広島県三次市ぶっつけ本番旅』11月19日」
https://video.9tsu.com/videos/view?vid=141740
＊0:25:06あたりから
返信 ↓

通りすがり　2018年11月20日 9:36 PM

その番組ですが、広島県にちょっとだけ隣接している町の回では、堂々と地区の名物を紹介していましたよ。それって、分かる人にはすぐそれ方面と分かるもの。今回の部落探訪にも関係ありますよ。なので、スタッフ的にはそこまで気にしていないのでは。
返信 ↓

ほのvono　2018年11月21日 12:29 AM

羽田美智子がゲストだった鳥取県日南町の回ですかね。太鼓づくりを紹介していました
返信 ↓

寄者　2018年11月21日 2:13 AM

広島県に隣接した「島」の回ですかね？
返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者　2018年11月21日 9:13 AM

ありがとうございます。寺戸は全国部落調査に掲載されていますが、もしかすると未指定かも知れないですね。
NHKは狙ってやっていると聞いたことがあります。
返信 ↓

寄者　2018年11月21日 12:30 PM

＞NHKは狙ってやっていると聞いたことがあります。

こんなこともあったので、NHKはビビっているのかと思いました。
↓
http://www.bll.gr.jp/siryoshu/siryo-syutyo2012/news2012/news20120827-4.html

19日の放送では開業した太鼓製作のシーンで「なんか、怪しい感じですね」と、スタジオの小野アナの音声が入っています。
これも心配してしまいますね。
返信 ↓

通りすがり　2018年11月27日 10:28 PM

ちなみに、太鼓の皮に使う、牛はと妥協それは丁寧（穴など開かないように、厚さにムラがないようになど）にと畜場（マスコミ的には食肉処理施設）では牛皮を取り扱うそうです。それ以外の牛皮はそうではないそうです。
それと、化製場については、その近隣に住宅地ができ、移転計画が持ち上がったんですが、結局、移転先での臭気問題を解決することができず、地自治体から移転保障料だけ貰って廃業したことを思い出しました。それだけ、化製場の臭気を解決するのにはお金がかかるんですね。
返信 ↓

鳥取ループ 投稿作成者　2018年11月28日 8:47 PM

ちなみに、こんな記事もあります。
http://www2.tky.3web.ne.jp/~norio/usan.html

通りすがり　2018年11月28日 11:M

これ系の話は得意です。　まで、1日5往復しか飛行機飛ばない（そこまで需要あるか疑問）ので、その近くに県下一の大衆　もが立ち並ぶようになったため、周辺住民が「くさい！」となぜかその周辺を市街化地域にしたの　気対策しているものの限界があります。さらに、その過疎空訴えるようになりました。いろいろ苦　作ったので、さー大変。観光地に悪臭はなつ施設をおくなと港と無駄な公共工事作った釣堀を繋ぐ
鳥取ループ氏の生まれ故郷の県営空港は　ます。空港そばに住む人はいないと思って作ったものの、

大問題化しかけていますね。
門外漢から言わせれば、そもそもそんなところに住宅地作るなよ！観光地化するなだよ。
返信 ↓

---

t 2018年12月26日 1:38 PM

どうして差別を無くそうとしてるのに被差別部落の紹介なんてしてるんですかねェ？

ばかなの？
差別をなくしたいなら差別をされてるっていう情報を削除すればみんな忘れて終わるのにどうしてこんな事をするんですかね。バカだからかな
返信 ↓

, 鳥取ループ 投稿作成者 2018年12月26日 8:50 PM

解放同盟が「部落探訪は「部落差別解消」を標榜しながらも、「差別をなくそう」などの呼びかけは一言もない」というので「差別をなくそう」と呼びかけてみただけのことです。
「差別をされてるっていう情報」は図書館に大量に所蔵されていますし、今も解放同盟や行政が拡散させているところで、それを封じることは不可能と思います。
返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K. 記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

別紙 11
甲第31号証

ユーチューブの被差別部落の地名や風景の動画を削除 グーグル

日本放送協会

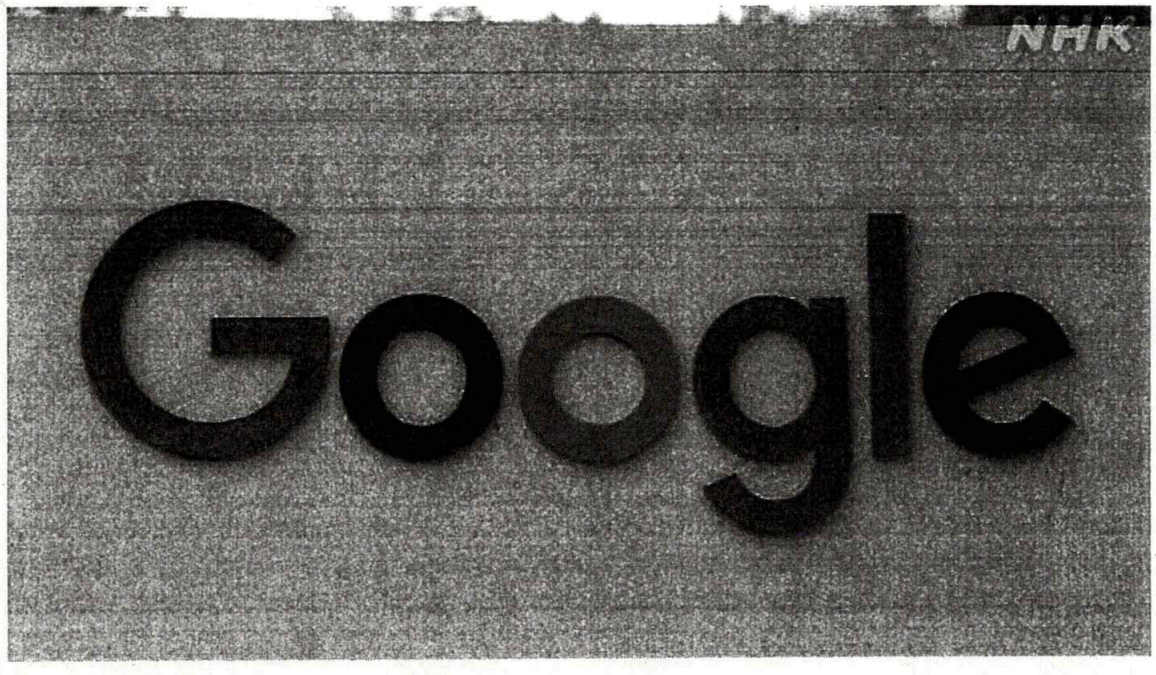

ユーチューブの被差別部落の地名や風景の動画を削除 グーグル

2022年12月2日 17時16分

グーグルは、運営する「ユーチューブ」に投稿されていた被差別部落の地名や風景を載せた170本余りの動画を「ヘイトスピーチなどから利用者を守るガイドラインに違反する」として削除しました。

ユーチューブから削除されたのは、「神奈川県人権啓発センター」と名乗るアカウントが投稿していた被差別部落の地名や住居を含む風景などを載せた動画で、投稿していた男性によりますと178本に上るということです。

部落差別の解消に取り組む人たちなどでつくるグループの「ABDARC」が、ユーチューブを運営するグーグルに対し削除を求めていました。

グーグルは、動画を削除した理由について、「ヘイトスピーチなどから利用者を守るガイドラインに違反しているため」としています。

動画の削除について、男性は「納得がいかない。今後は独自のサイトに掲載することも考えている」と話しています。

一方、「ABDARC」のメンバーの[redacted]さんは「長年の多くの人の取り組みの成果だと思う。ただ、ネット上には同じような動画が残っているので、これからも働きかけを続けていきたい」と話しています。

動画を投稿していた男性が代表を務める出版社は、全国の被差別部落の地名をまとめた書籍の出版を計画し、去年9月、東京地方裁判所が書籍やウェブで地名などを公表しないことなどを命じる判決を出していました。

神奈川県人権啓発センター（公式）
@K_JINKEN

刑第32号証

こちらで狭山市[redacted]の動画を公開しました
jigensha.info/2022/11/30/bur...
#同和
これを期に動画サイト以外でのストリーミング配信を研究していきます。部落探訪は必ず復活します！

jigensha.info
学術・研究：部落探訪(293)埼玉県 狭山市[redacted]- 示現舎
1[redacted] ([redacted] の部落は[redacted]『部落差別と冤罪』で、狭山事件に絡めて引き合いに出されている。狭山事件...

午後6:21 · 2022年11月30日

13 件のリツイート　**2** 件の引用ツイート　**76** 件のいいね

黒騎士 @gMuqT3P9EwTZxr1 · 11月30日
返信先: @K_JINKENさん
圧に負けることなく！動画見ることくらいしか出来ませんが、部落探訪、ずっと楽しみにしていたので！

9

ハマスホ @hamasuho · 11月30日
返信先: @K_JINKENさん, @jigenshaさん
あれ？ニコニコでも無理ですか？

1　2

神奈川県人権啓発センター（公式） @K_JINKEN · 11月30日
返信先: @hamasuhoさん, @jigenshaさん
リスクがあるので、既存の動画配信サイトは使いません

1　2

返信を表示

その他の返信

北尾ネオ @tQGOgYxMKd6jNcB · 11月30日

返信先: @K_JINKENさん
香川の部落探訪も拝見しましたが、GoPro回してうろうろしてヤンキー893右翼に絡まれませんでしたか？女子高生が刺されたり、なにかと物騒な土地柄ですよ。

1 3

神奈川県人権啓発センター（公式） @K_JINKEN · 11月30日
返信先: @tQGOgYxMKd6jNcBさん
今まで絡まれたことは一度もないです

1 5

北尾ネオ @tQGOgYxMKd6jNcB · 11月30日
返信先: @K_JINKENさん
別に地元の顔、O中興行とかに挨拶とかは無しですか？

1 2

神奈川県人権啓発センター（公式） @K_JINKEN · 11月30日
返信先: @tQGOgYxMKd6jNcBさん
O中興行が何か知りませんが、地元の有力者にいちいち挨拶することは基本的にないです。

1 5

北尾ネオ @tQGOgYxMKd6jNcB · 11月30日
返信先: @K_JINKENさん
色々拝見しましたが、すべて台本リハーサルなしで撮影し、YouTubeに上げてるんですか？

1 2

神奈川県人権啓発センター（公式） @K_JINKEN · 11月30日
返信先: @tQGOgYxMKd6jNcBさん
そうです！

4

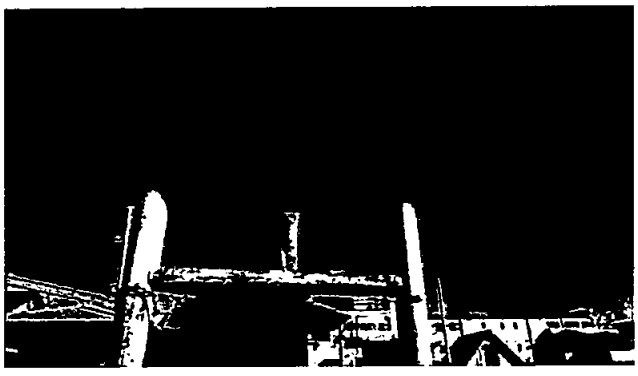

人権探訪番外編 JINKEN.TV を設立します

カテゴリー: お知らせ, 人権探訪 | タグ: 同和, 埼玉, 部落探訪 | 投稿日: 2022年12月7日 | 投稿者: 宮部龍彦

22件の返信

By 宮部 龍彦

既にご存知の方が多いと思うが、去る11月30日にYouTube神奈川県人権啓発センターチャンネルの人権探訪動画が大量に消えてしまった。同時に収益化停止と2週間YouTubeでの新しい動画の公開ができなくなってしまった。

今回は、[redacted]の現場の探訪動画を紹介しつつ、何があったのかということと、新たに設立した動画サイト https://jinken.tv/ について説明する

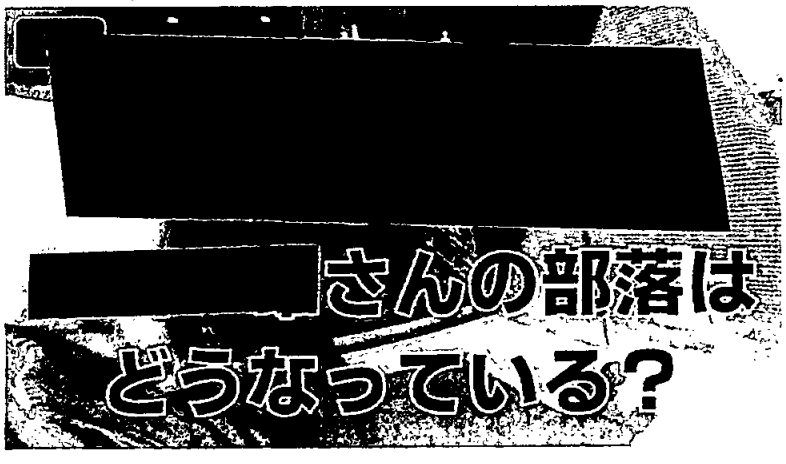

現場を歩く

▲西武新宿線[redacted][redacted]当時は[redacted]という名前だった。

事実関係はこうである。2022年11月30日午後3時36分、YouTubeの神奈川県人権啓発センターの"【学術】部落研究"動画が、YouTube運営によって全て削除された。改めて集計すると、削除された動画は合計224本。

▲[redacted]駅前の白山神社。部落のものかと思ったが[redacted]の記録では部落の鎮守は不明だという。

▲[redacted]駅前の白山神社。部落のものかと思ったが[redacted]の記録では部落の鎮守は不明だという。

[redacted]による津市教育長室での恫喝音声や、本チャンネルで再生数トップの部落の名字についての解説は消されていない。

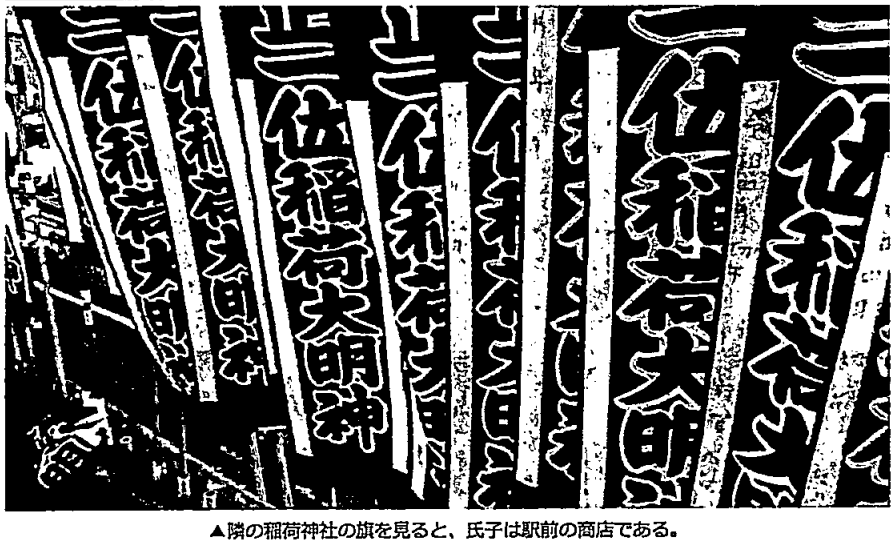

▲隣の稲荷神社の旗を見ると、氏子は駅前の商店である。

YouTubeからは「YouTube はお客様のコンテンツを削除しました」というメールが大量に届いており、それらには次のとおり削除の理由が書かれている。

お客様のコンテンツがポリシーに違反している理由

> YouTube では、暴力を美化したり、他人や集団に対する暴力行為を扇動したりするコンテンツは許可されていません。また、保護対象グループに属している他人や集団に対する憎悪を助長するようなコンテンツも許可されません。教育、ドキュメンタリー、芸術、科学に関するコンテンツについては状況に応じて審査されます。十分かつ適切なコンテキストがあり、投稿の意図が明確なコンテンツに関しては、制限付きで例外を認めることがあります。

▲状況証拠からすると、少なくとも昭和初期以降はこの白山神社は部落の神社ではない。

また「YouTube チャンネルに関するお知らせ」というメールが１つだけ届いており、それにはこう書かれている。

> **コミュニティガイドライン違反について**
>
> 貴チャンネルはヘイトスピーチに関するポリシーに違反している複数の動画を投稿しているため、これらの動画を削除し、１回目の違反警告を発行しました。YouTube はヘイト スピーチを容認しておらず、社会的階層などの特性に基づいて個人や集団に対する暴力や差別を助長するコンテンツを削除します。チャンネルへの 1 回目の違反警告として、貴チャンネルはライブ配信を含む動画のアップロード等が 1 週間行えなくなります。

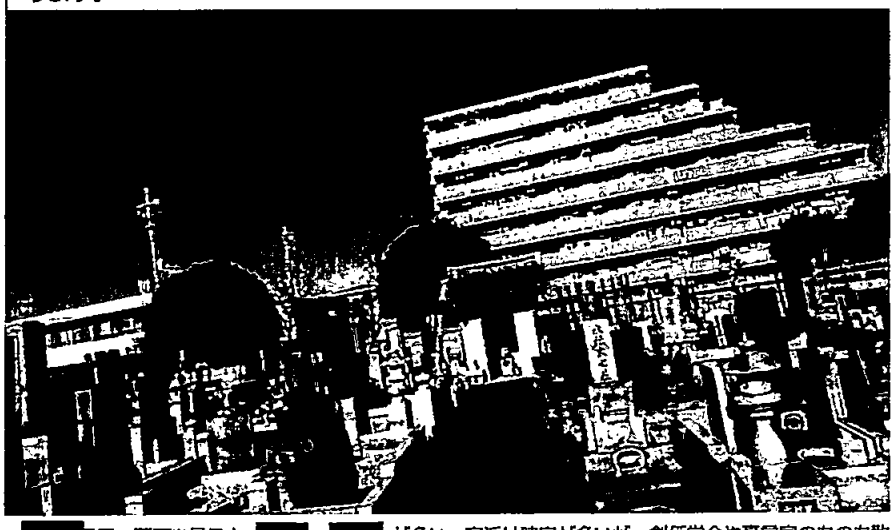

▲[redacted]墓園。墓石を見ると[redacted][redacted]が多い。宗派は時宗が多いが、創価学会や真言宗のものも散見される。

さらに「チャンネルの収益化が無効になりました。再申請方法をご確認ください。」というメールが届いた。

> YouTube のポリシー担当チームによる先日の審査で、お客様のチャンネル（神奈川県人権啓発センター）にアップロードされた動画を慎重に調査した結果、チャンネルの大部分が YouTube パートナー プログラムのポリシーを遵守していないと判断されました。**本日をもって、お客様のチャンネルの収益化は無効となり、収益化ツール・機能ともにご利用いただけなくなります。[収益受け取り] ページに移動して、YouTube の担当者から報告された具体的なポリシー違反の内容をご確認ください。**

ということである。

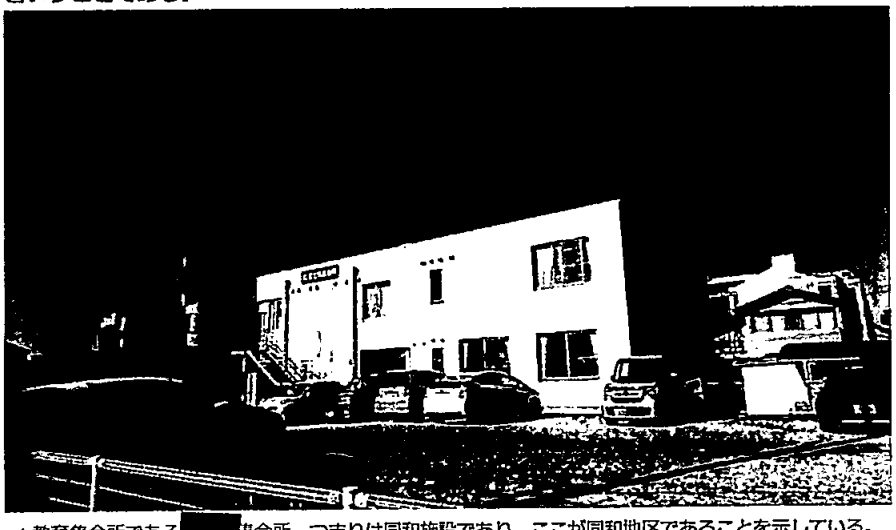

▲教育集会所である[redacted]集会所。つまりは同和施設であり、ここが同和地区であることを示している。

その他YouTubeからの通知内容から現状をまとめると

・人権探訪動画は全削除。また同じことをやればチャンネルBANもあり得る。
・2週間は動画の新規公開は停止。
・チャンネルの収益化は停止。収益化を再申請できるのは30日後。

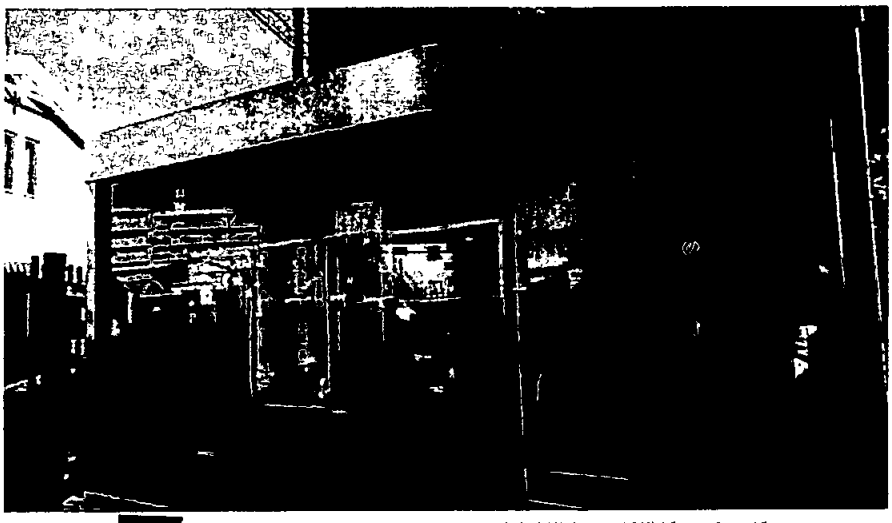

▲[redacted]集会所の掲示板によれば入間郡市同和対策協議会なる組織があるそうだ。

解放同盟から裁判所に仮処分がかけられ、YouTubeに対する法的措置が行われたのかと思ったが、今のところそのような情報はない。YouTubeが独自の判断で削除したようだ。

[redacted]ハイム、[redacted]マンションといった集合住宅があり、古くからの住民はもはや資産家である。

逆に私がYouTubeに法的措置を取るとすれば、YouTubeの規約上は米国カリフォルニア州サンタクララ郡の裁判所でグーグルを訴える必要がある。これは少し費用がかかりそうなので今のところやるつもりはないが、カリフォルニア州の法律に詳しい方で「面白いからやれ」という人が協力してくれるならぜひやってみたいところである。

▲[redacted]闘争の現地拠点。昔は看板に番地が書かれていたような気がするが消されている。なお、この敷地は[redacted]で無期懲役判決を受けた[redacted]氏の家があった場所だそうだ。

ともかく現状では人権探訪動画をYouTubeで再開するのは難しそうだ。消されてしまったのは残念だが、2018年にYouTubeで人権探訪動画の公開を始めて以来、今に至るまで続けられたのがむしろ奇跡的である。

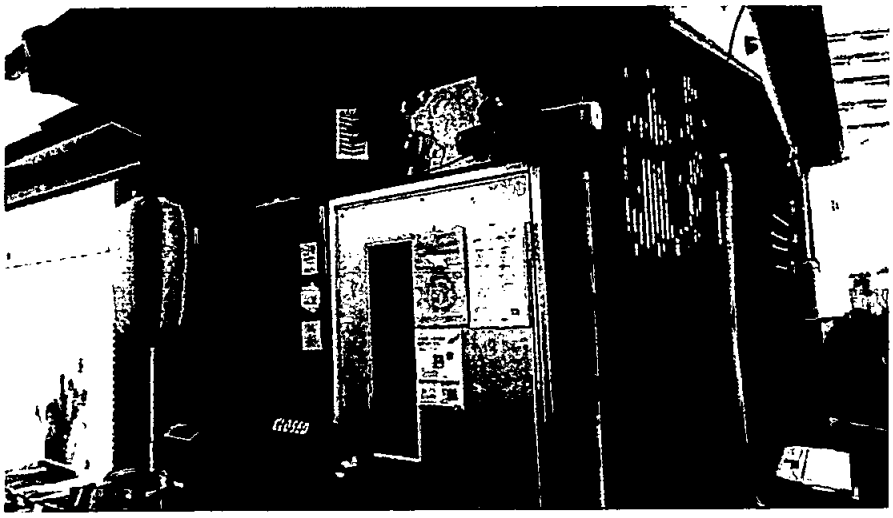

▲ちなみに先程の闘争拠点の旗竿敷地のようなところに何から店がある。開いていたら入ってみようかと思ったが残念ながら閉店中だった。

我々は人権探訪動画の削除を悲しむのではなく、これほどまでに長く続けられたことを喜ぶべきではないだろうか？

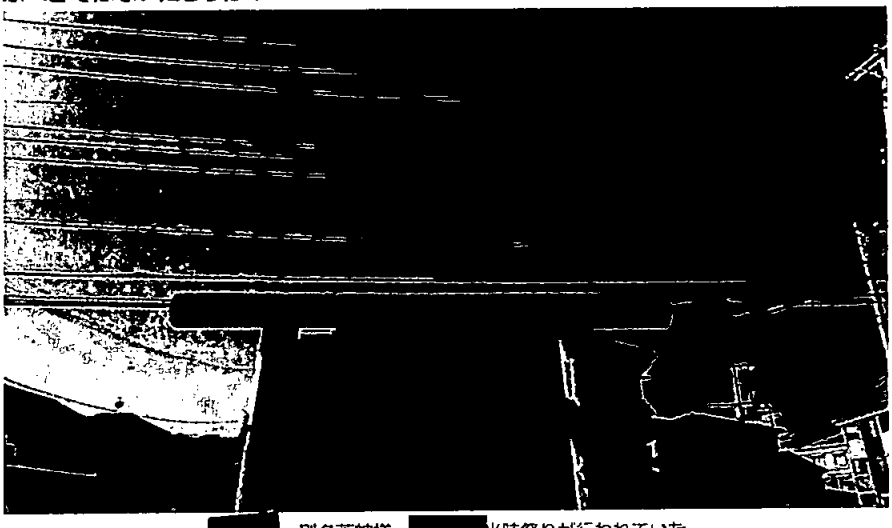

▲[redacted]、別名荒神様。[redacted]当時祭りが行われていた。

さて、今後の予定だが、無論人権探訪を止めることはない。人権探訪は不屈で不滅である。ニコニコ動画、Dailymothon、はてはPornhub等の他の動画サイトを使うことも考えたが、昨今の情勢からすると再び解放同盟の魔の手が伸びることも予想される。

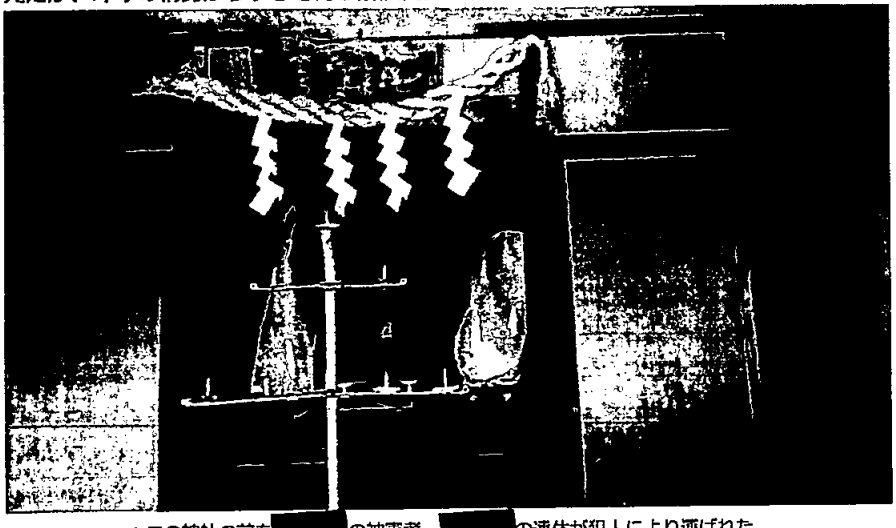

▲この神社の前を[redacted]の被害者、[redacted]の遺体が犯人により運ばれた。

すると、最適解は独自の動画サイトを作ることである。既に JINKEN.TV を用意している。まさに部落の完全解放を推進するのにふさわしいドメイン名ではなかろうか。

▲当時は祭りで賑わっていたと言う。しかし祭りの参加者から目撃証言がなく、[redacted]氏も祭りのことに言及していないのが不自然ではないかとされる。

サイトを維持するための回線費用、そしてそれを賄うための収益化の問題についても、ほぼ解決済みである。いずれはYouTubeで他の探訪者が弾圧されたら受け入れようと思う。

▲ここが遺体発見現場。今は駐車場と集合住宅があるだけだ。

なお、YouTubeチャンネルは幸いにもBANされなかったので、啓発動画の掲載は続けようと思っている。

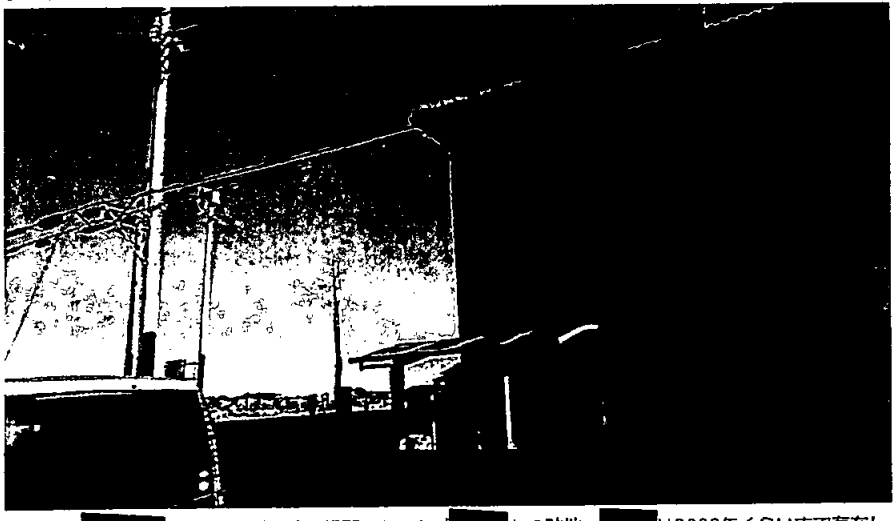

▲ここは[redacted]で身代金の受け渡し場所になった「[redacted]」の跡地。[redacted]は2008年くらいまで存在していた。

▲警察が張り込む中、身代金の受け取りに来た犯人は、周囲の畑に身を隠して逃げてしまった。警察の失態である。

▲[redacted]跡地の近くも部落だと地元の人に聞いたが、おそらくガセではないかと思う。

▲ただ、このエロDVDが投棄されていた辺りに明治時代は神社があったはずだ。その神社が何かの手がかりになるかも知れない。

神奈川県人権啓発センター以外にも人権探訪をしているチャンネルはあるが、それらの削除は確認されていない。部落と明示しなければ削除されないと思うので、ぜひ読者も人権探訪を実践し収益化してはどうだろう。人権探訪は不屈、不滅なのである。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 【私的 全共闘白書】連合赤軍・植垣康博氏が 重篤でスナック・バロンを 閉店していた！
【Colabo問題】若年被害女性支援は AV被害を 口実にした 厚労行政・文化人利権 ではないか！？ →

コメントを残す

「人権探訪番外編.JINKEN.TV を設立します」への22件のフィードバック

---

anan　2022年12月7日 7:44 PM

神奈川県人権啓発センターも新たな時代に突入ですね。
過去の部落探訪は歴史映像としても後世に語り継ぐ必要があります。JINKEN.TVでアーカイブとして残してください！
サーバー代工面が必要ならサブスク化も受け入れます。応援しています。
返信 ↓

匿名　2022年12月7日 7:50 PM

遂にこの日が来ましたね。最新動画をjinken.tvで見ていきたいと思います。
新着を確認したいので、ぜひRSSフィードを導入していただけると助かります。
返信 ↓

越智彩夏　2022年12月7日 8:43 PM

動画へのコメントはここに書き込んだらいいのですか？

カリフォルニア州の弁護士といえばケント・ギルバートさんですね。あと、ラムザイヤー先生はカリフォルニア州弁護士ではありませんが、カリフォルニア大学ロサンゼルス校にいたことがあるので何かの伝手を持っているのではないでしょうか？
返信 ↓

匿名　2022年12月7日 8:50 PM

>[redacted]跡地の近くも部落だと地元の人に聞いたが、
直ぐ近くに、[redacted]の話に出てくる[redacted]が在ったからそう思われているのでは？
返信 ↓

アップロードお願いします　2022年12月7日 10:22 PM

internet archiveは4K動画のアップロードにも対応しているので、そちらにもバックアップとしてアップロードすることも検討してほしいです

あと、Twitterの方がイーロン・マスクによって10分動画などに対応し始めたら、そちらの方にもアップロードしていただいて、togetterなどでまとめて頂きたいです

余談ですが、TikTokは過去に日本警察の要請を無視したこと（がーどまん花火事件）があるので、中華系のbilibiliもありかもしれません。ロシアのok.ruやGab TVもクレームに強いです。
返信 ↓

匿名　2022年12月7日 10:48 PM

>[redacted]駅前の白山神社。部落のものかと思ったが[redacted]の記録では部落の鎮守は不明だという。
白山社が村全体のものだと言うのが、そもそも間違いかもしれません。本来は頭筋(部落の有力者)の家の屋敷神であったものを、村全体で崇拝できる様にしたものが村の鎮守となっただけに過ぎないのでは？
部落によっては、4つも5つも屋敷神である白山社がある所もあります。
返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2022年12月14日 1:04 PM

その考えには気が付きませんでした
そう言えば[redacted]の白山神社も屋敷神になってます
返信 ↓

匿名　2022年12月14日 3:38 PM

ループさんが行かれたところだと、小豬市加増の[redacted]神社は元は弥右衛門家の屋敷神であったもの。ほかにも分家が祀っていた屋敷神が5ヶ所あり、部落探訪で掲載されていた石祠の写真もその一つです。
返信 ↓

匿名　2022年12月19日 3:53 AM

宮部さんよ
だから、あんた、散歩するだけで取材しないから間違いが多いのですよ
返信 ↓

匿名　2022年12月8日 4:39 PM

宮部さんなら詳しいと思いますが、Google Mapの古地図の件で解同からカチコミ食らってますからね。
Googleさん。
ということを解同の地域のエライ（過去形）人から直に聞きました。関西弁なのに江戸の事情に詳しいのが不思議に感じましたw
返信 ↓

曾　2022年12月8日 6:23 PM

引き続き拝見させて頂きたいです。頑張って下さい!!

返信 ↓

匿名　2022年12月9日 4:46 PM

部落探訪はほとんど見せていただいたが、もう過去の遺産、歴史探訪といった感じがしてよかったが・・・
探訪動画も認めないようじゃこのまま近隣の人が近づき難い不気味な場所として永遠に残っちゃうね。
返信 ↓

匿名　2022年12月9日 7:48 PM

良かったです。一部マスメディアはYoutube削除のニュースを流していましたが、新たな拠点が出来た事は大いに歓迎です。応援します。
返信 ↓

白川次郎　2022年12月11日 5:48 PM

理不尽なことです。
返信 ↓

匿名　2022年12月11日 5:52 PM

https://jinken.tv/
「クリエイティブ・コモンズ著作権表示必須ライセンス（再利用を許可する）」で、動画をダウンロードできるようにしていだけけませんでしょうか。
返信 ↓

匿名　2023年1月5日 6:36 PM

いつも勉強させていただいています。
JINKEN.TVの方もいままでの部落探訪と同じく、
大事な部分を写真と文字で残していただけると、
いろいろな理由で動画が保存できない私のような者には、
とてもありがたいです。

ちなみに狭山市の[redacted]に[redacted]のついた姓がありますが、
わりと近くの[redacted]にも[redacted]姓がみられます。
例えば奈良県の場合にも東西南北のついた姓が非常に多いですが、
方角系の名前が多いのは何故なんでしょうか。

あと三重県の桑名市の動画で、[redacted]神社からの川沿いは確かに中心なのですが、
それよりも北に改良住宅がぎっしりならんだ
印象的な地区があります。
たぶん昔は畑だったんでしょうけど。
返信 ↓

匿名　2023年1月6日 1:47 PM

>方角系の名前が多いのは何故なんでしょうか。
先ず名字は住している地名から付けられる事が多いです。そして地名は地形・そこにある事物・そこの気象などから付けられますが、広いとその中のどの辺りなのかをより判別しやすくする為に「東西南北」「上中下」「前、入口、奥」「左右」等を付して、より詳細な場所が示せます。地名は言うなれば、座標位置みたいな感じでしょうか。
返信 ↓

匿名　2023年1月10日 6:24 PM

一般的にはそうですが、
特に部落の苗字に東西南北が多いのは
なぜでしょうか。
返信 ↓

匿名　2023年1月10日 8:38 PM

部落苗字に占める「東西南北」を含む苗字の比率
①奈良県　16/201　②埼玉県　3/89　③滋賀県　8/94　④大阪府　23/183　⑤長野県　6/91　⑥兵庫県　25/250
被差別部落において特別に東西南北が突出してはいないのではないでしょうか？一般苗字でも近畿はやや東西南北が多いと思いますので、それと一致しているかと。
返信 ↓

匿名　2023年1月10日 9:08 PM

ありがとうございます。
ぜひ出典をおしえてください。
それから苗字の比率ではなくて、人数の比率が問題なのでは？
あるいは部落の場合、特定の地域で東西南北に非常に偏る傾向があるのではないでしょうか。
それから、奈良の数字は感覚的には少なすぎるという印象を持ちます。

匿名　2023年1月11日 2:31 PM

部落探訪のはいままで通りで、
動画はYouTubeから別のサイトに移動するということですか。
分かりが悪くてすみません。
返信 ↓

匿名　2023年1月17日 8:29 PM

茨城県古河市[redacted]についてのツイートを拝見しました。
未解決事件の失踪場所と偶然にも重なっていたのでびっくりしました。
ただの偶然だとは思いますが、自分だけの中でとどめておくのが怖くなったので、共有いたしました。
https://生死無常事件史.com/%E8%8C%A8%E5%9F%8E%E7%9C%8C%E4%B8%89%E5%92%8C%E7%94%BA14%E6%AD%B3%E5%B0%91%E5%A5%B3%E8%A1%8C%E6%96%B9%E4%B8%8D%E6%98%8E%E4%BA%8B%E4%BB%B6%E7%9F%B3%E5%B5%9C%E5%AE%B9%E5%AD%90/
失礼いたしました。
返信 ↓

Copyright © 2015-2023 Jigensha, G.K.　記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

甲第33号証の2

部落探訪番外編 JINKEN.TV を設立します

カテゴリー: お知らせ, 部落探訪 | タグ: 同和, 埼玉, 部落探訪 | 投稿日: 2022年12月7日 | 投稿者: 宮部 龍彦

12件の返信

By 宮部 龍彦

既にご存知の方が多いと思うが、去る11月30日にYouTube神奈川県人権啓発センターチャンネルの部落探訪動画が大量に消えてしまった。同時に収益化停止と2週間YouTubeでの新しい動画の公開ができなくなってしまった。

今回は、[redacted]の現場の探訪動画を紹介しつつ、何があったのかということと、新たに設立した動画サイト https://jinken.tv/ について説明する

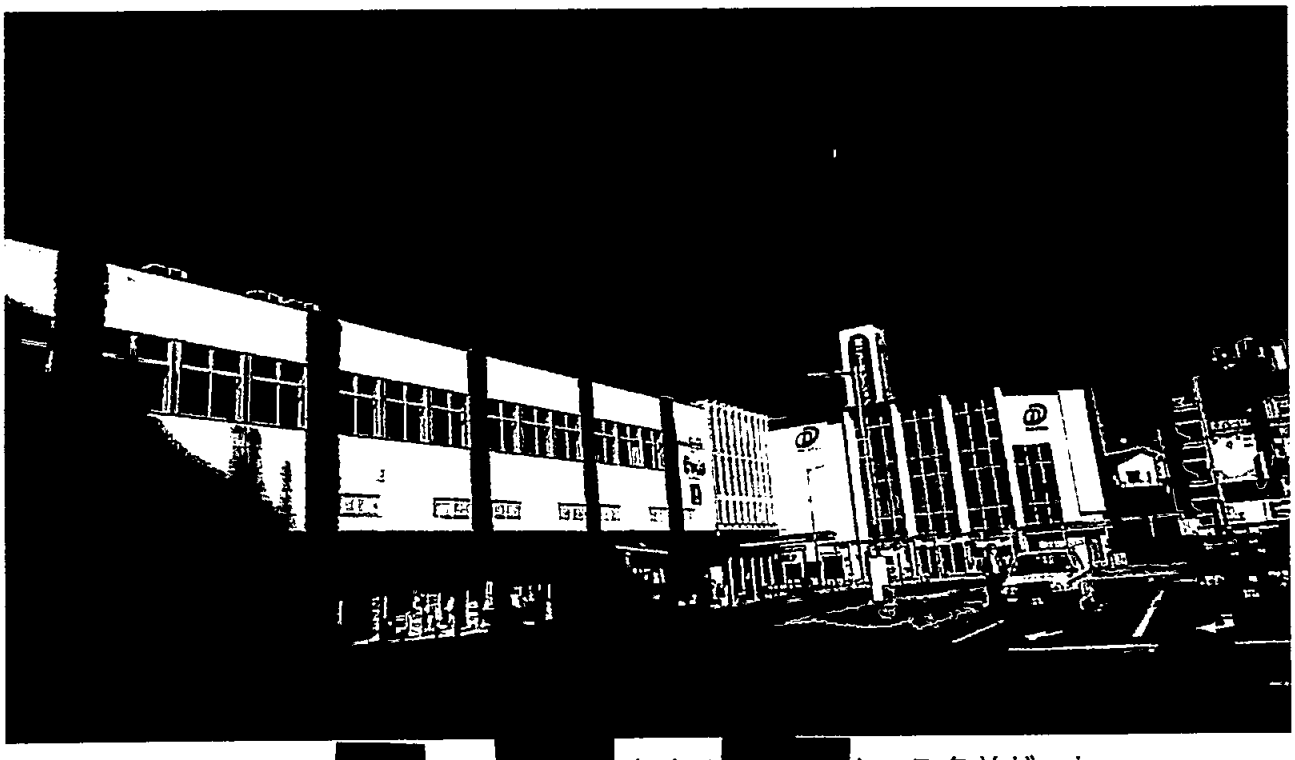

西武新宿線[redacted]駅。[redacted]当時は[redacted]という名前だった。

事実関係はこうである。2022年11月30日午後3時36分、YouTubeの神奈川県人権啓発センターの"【学術】部落研究"動画が、YouTube運営によって全て削除された。改めて集計すると、削除された動画は合計224本。

[redacted]駅前の白山神社。部落のものかと思ったが[redacted]の記録では部落の鎮守は不明だという。

[redacted]による津市教育長室での恫喝音声や、本チャンネルで再生数トップの部落の名字についての解説は消されていない。

隣の稲荷神社の旗を見ると、氏子は駅前の商店である。

YouTubeからは「YouTube はお客様のコンテンツを削除しました」というメールが大量に届いており、それらには次のとおり削除の理由が書かれている。

お客様のコンテンツがポリシーに違反している理由

> YouTube では、暴力を美化したり、他人や集団に対する暴力行為を扇動したりするコンテンツは許可されていません。また、保護対象グループに属している他人や集団に対する憎悪を助長するようなコンテンツも許可されません。教育、ドキュメンタリー、芸術、科学に関するコンテンツについては状況に応じて審査されます。十分かつ適切なコンテキストがあり、投稿の意図が明確なコンテンツに関しては、制限付きで例外を認めることがあります。

状況証拠からすると、少なくとも昭和初期以降はこの白山神社は部落の神社ではない。

また「YouTube チャンネルに関するお知らせ」というメールが１つだけ届いており、それにはこう書かれている。

> **コミュニティガイドライン違反について**
>
> 貴チャンネルはヘイトスピーチに関するポリシーに違反している複数の動画を投稿しているため、これらの動画を削除し、１回目の違反警告を発行しました。YouTube はヘイト スピーチを容認しておらず、社会的階層などの特性に基づいて個人や集団に対する暴力や差別を助長するコンテンツを削除します。チャンネルへの１回目の違反警告として、貴チャンネルはライブ配信を含む動画のアップロード等が１週間行えなくなります。

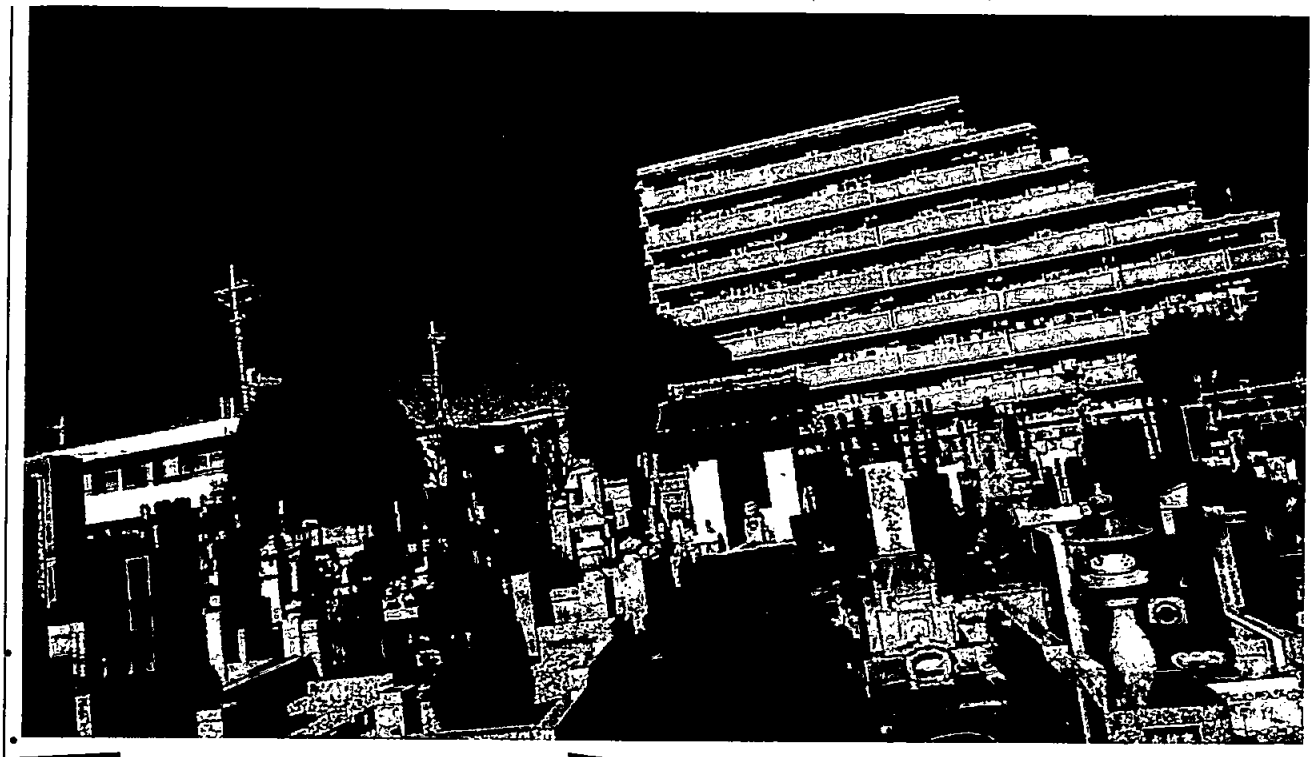

[redacted]霊園。墓石を見ると「[redacted]」「[redacted]」が多い。宗派は時宗が多いが、創価学会や真言宗のものも散見される。

さらに「チャンネルの収益化が無効になりました。再申請方法をご確認ください。」というメールが届いた。

> YouTube のポリシー担当チームによる先日の審査で、お客様のチャンネル（神奈川県人権啓発センター）にアップロードされた動画を慎重に調査した結果、チャンネルの大部分が YouTube パートナー プログラムのポリシーを遵守していないと判断されました。**本日をもって、お客様のチャンネルの収益化は無効となり、収益化ツール・機能ともにご利用いただけなくなります。[収益受け取り] ページに移動して、YouTube の担当者から報告された具体的なポリシー違反の内容をご確認ください。**

ということである。

教育集会所である[redacted]集会所。つまりは同和施設であり、ここが同和地区であることを示している。

その他YouTubeからの通知内容から現状をまとめると

・部落探訪動画は全削除。また同じことをやればチャンネルBANもあり得る。
・2週間は動画の新規公開は停止。
・チャンネルの収益化は停止。収益化を再申請できるのは30日後。

[redacted]集会所の掲示板によれば入間郡市同和対策協議会なる組織があるそうだ。

解放同盟から裁判所に仮処分がかけられ、YouTubeに対する法的措置が行われたのかと思ったが、今のところそのような情報はない。YouTubeが独自の判断で削除したようだ。

[redacted]ハイム、[redacted]マンションといった集合住宅があり、古くからの住民はもはや資産家である。

逆に私がYouTubeに法的措置を取るとすれば、YouTubeの規約上は米国カリフォルニア州サンタクララ郡の裁判所でグーグルを訴える必要がある。これは少し費用がかかりそうなので今のところやるつもりはないが、カリフォルニア州の法律に詳しい方で「面白いからやれ」という人が協力してくれるならぜひやってみたいところである。

[redacted]闘争の現地拠点。昔は看板に番地が書かれていたような気がするが消されている。なお、この敷地は[redacted]で無期懲役判決を受けた[redacted]氏の家があった場所だそうだ。

ともかく現状では部落探訪動画をYouTubeで再開するのは難しそうだ。消されてしまったのは残念だが、2018年にYouTubeで部落探訪動画の公開を始めて以来、今に至るまで続けられたのがむしろ奇跡的である。

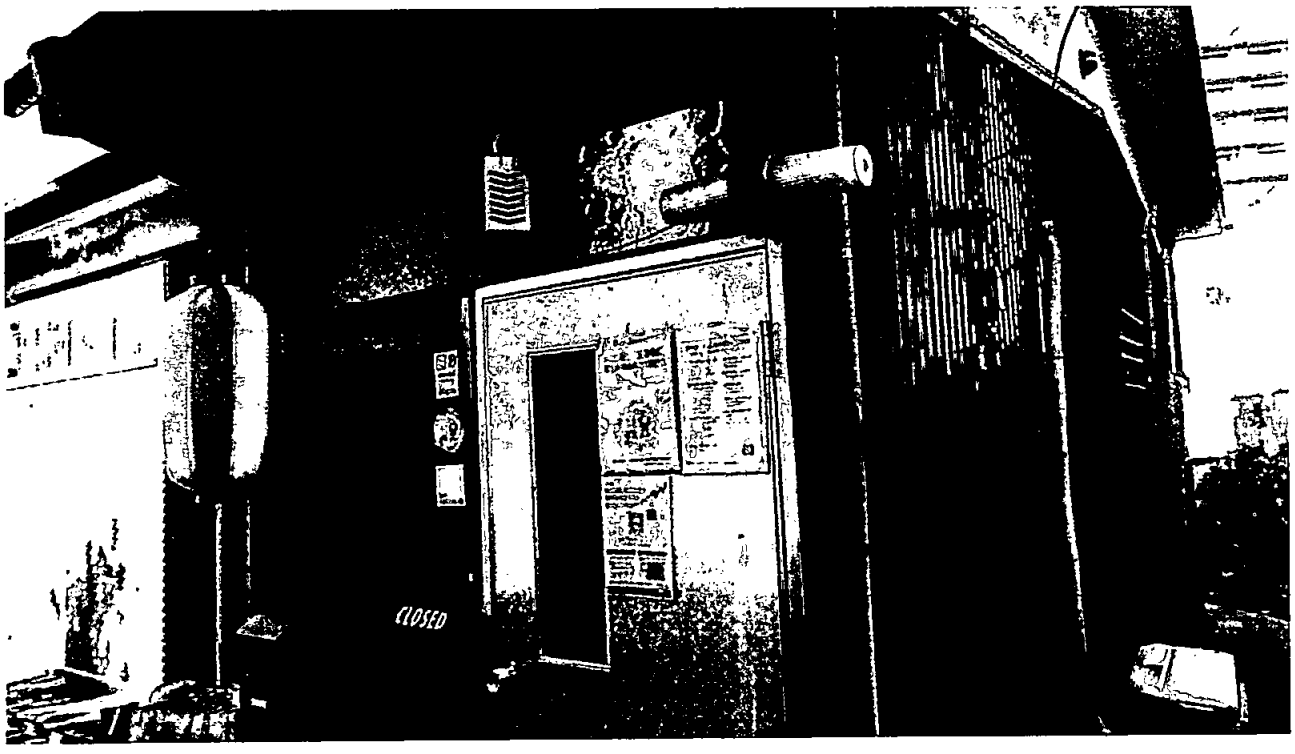

ちなみに先程の闘争拠点の旗竿敷地のようなところに何から店がある。開いていたら入ってみようかと思ったが残念ながら閉店中だった。

我々は部落探訪動画の削除を悲しむのではなく、これほどまでに長く続けられたことを喜ぶべきではないだろうか？

[redacted]、別名荒神様。[redacted]当時祭りが行われていた。

さて、今後の予定だが、無論部落探訪を止めることはない。部落探訪は不屈で不滅である。ニコニコ動画、Dailymothon、はてはPornhub等の他の動画サイトを使うことも考えたが、昨今の情勢からすると再び解放同盟の魔の手が伸びることも予想される。

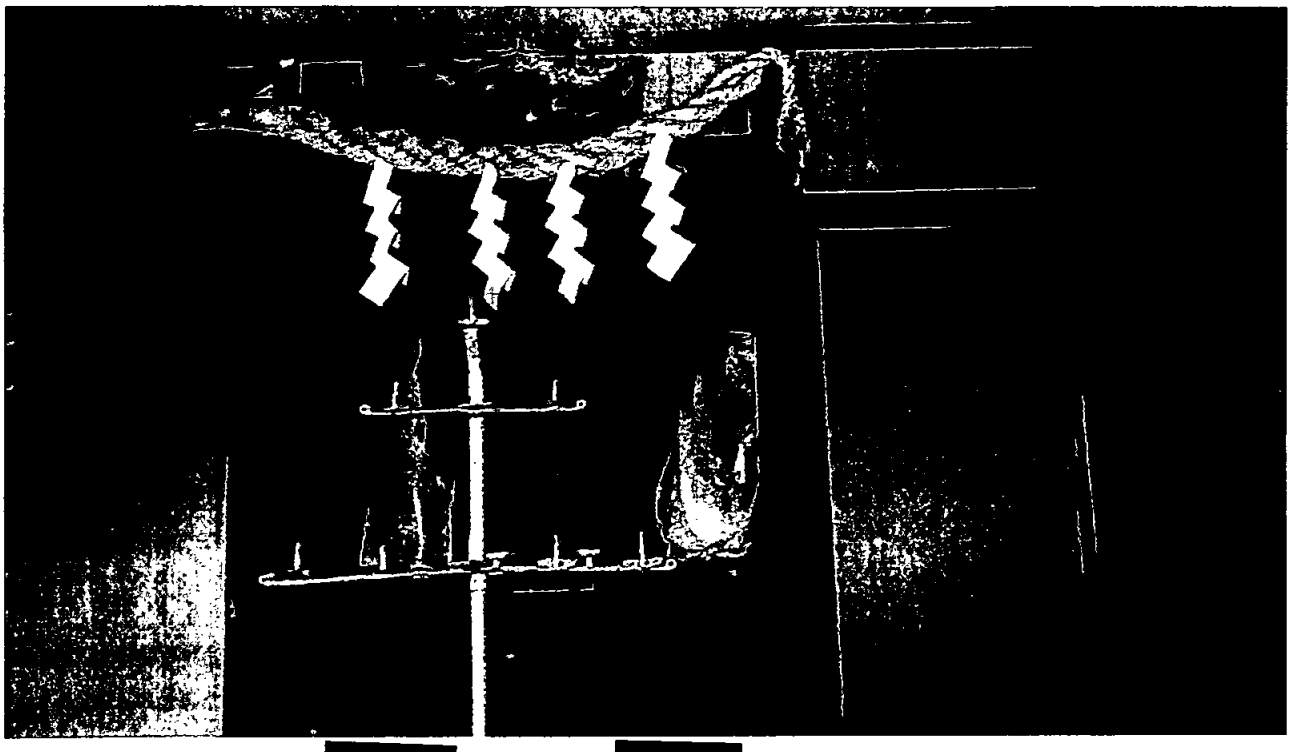

この神社の前を[redacted]の被害者、[redacted]の遺体が犯人により運ばれた。

すると、最適解は独自の動画サイトを作ることである。既に JINKEN.TV を用意している。まさに部落の完全解放を推進するのにふさわしいドメイン名ではなかろうか。

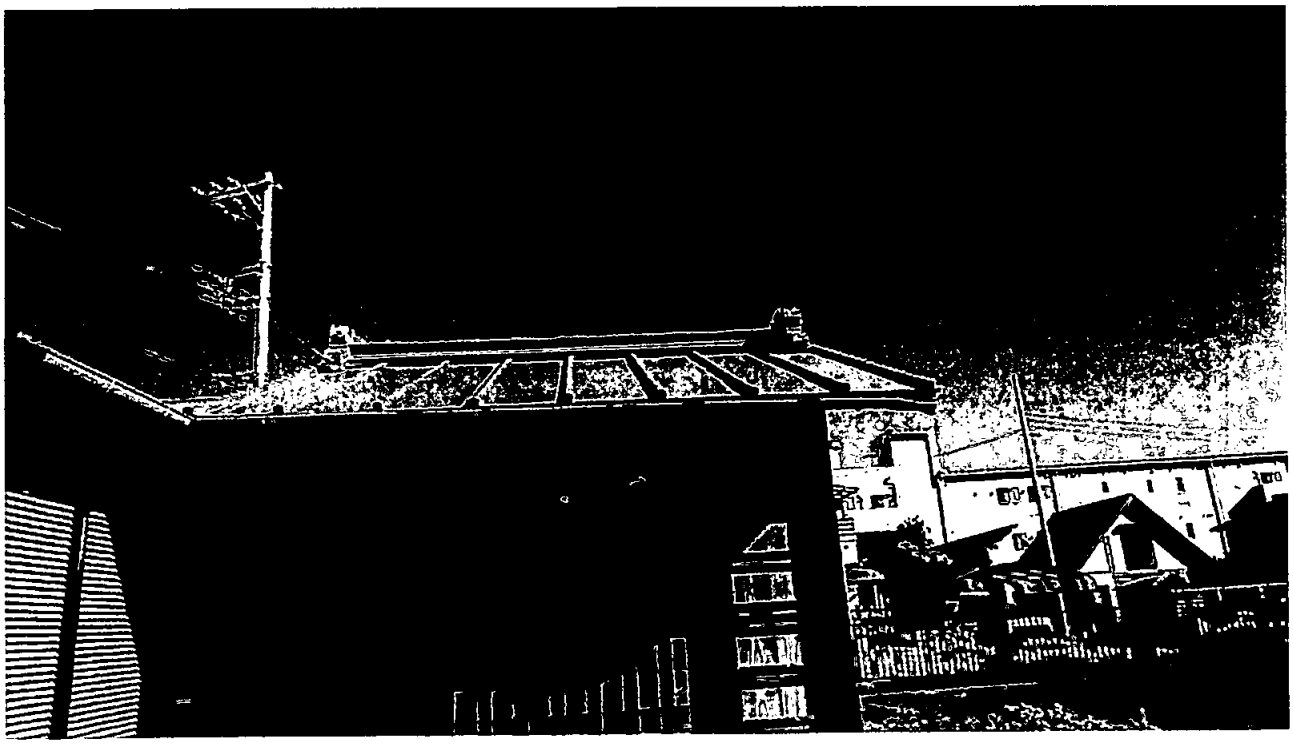

当時は祭りで賑わっていたと言う。しかし祭りの参加者から目撃証言がなく、[redacted]氏も祭りのことに言及していないのが不自然ではないかとされる。

サイトを維持するための回線費用、そしてそれを賄うための収益化の問題についても、ほぼ解決済みである。いずれはYouTubeで他の探訪者が弾圧されたら受け入れようと思う。

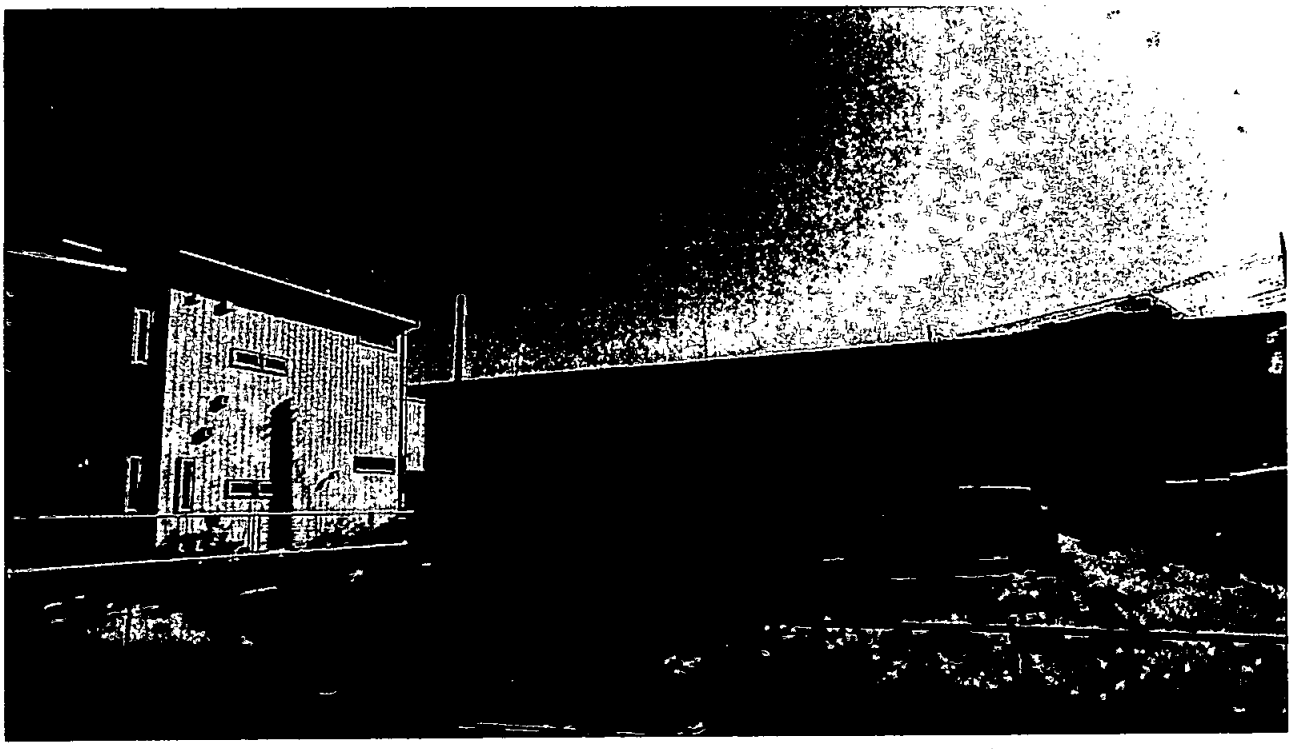

ここが遺体発見現場。今は駐車場と集合住宅があるだけだ。

なお、YouTubeチャンネルは幸いにもBANされなかったので、啓発動画の掲載は続けようと思っている。

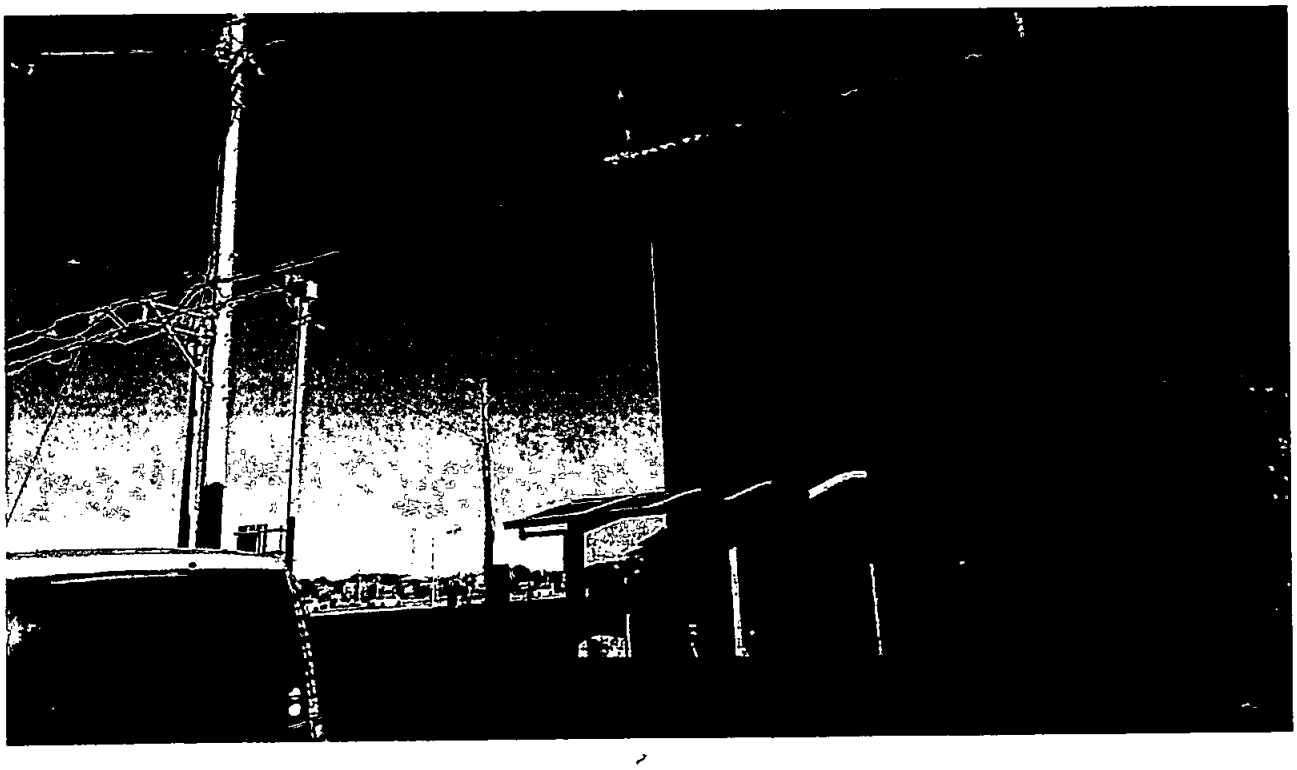

ここは[redacted]で身代金の受け渡し場所になった「[redacted]の跡地。[redacted]は2008年くらいまで存在していた。

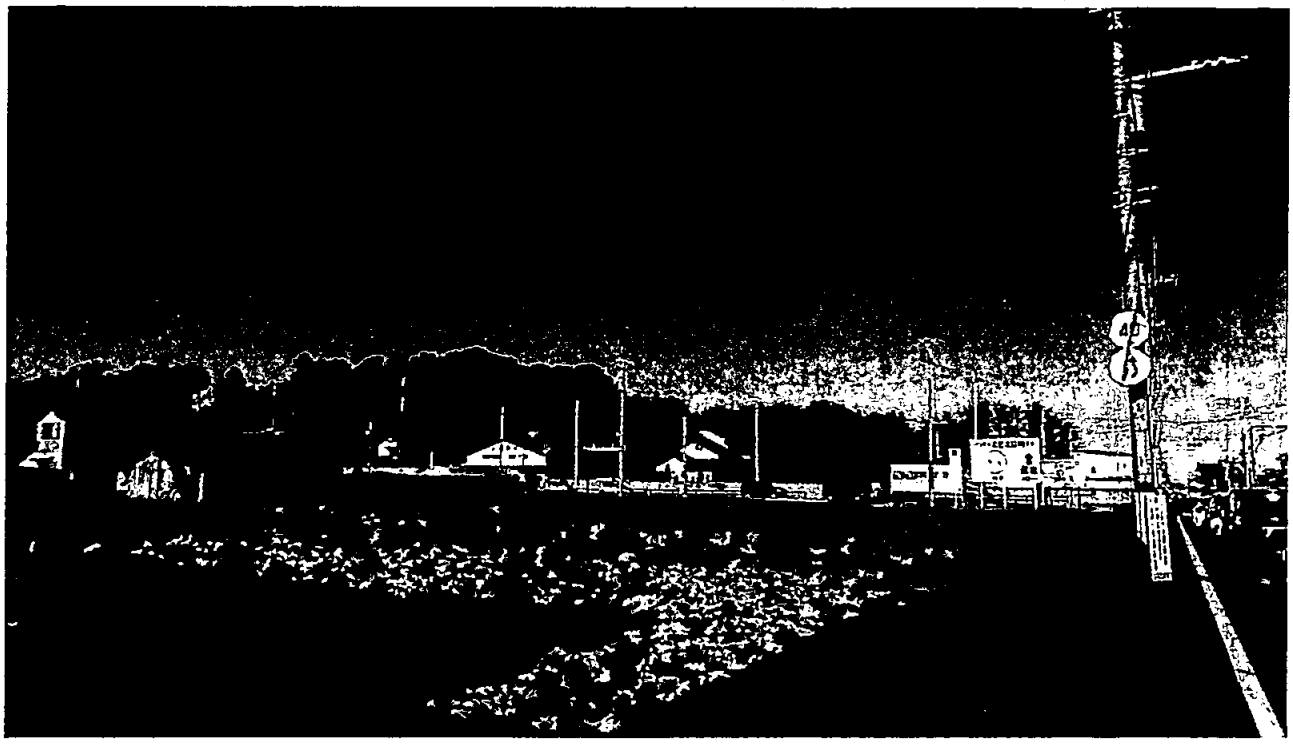

警察が張り込む中、身代金の受け取りに来た犯人は、周囲の畑に身を隠して逃げてしまった。警察の失態である。

[redacted]跡地の近くも部落だと地元の人に聞いたが、おそらくガセではないかと思う。

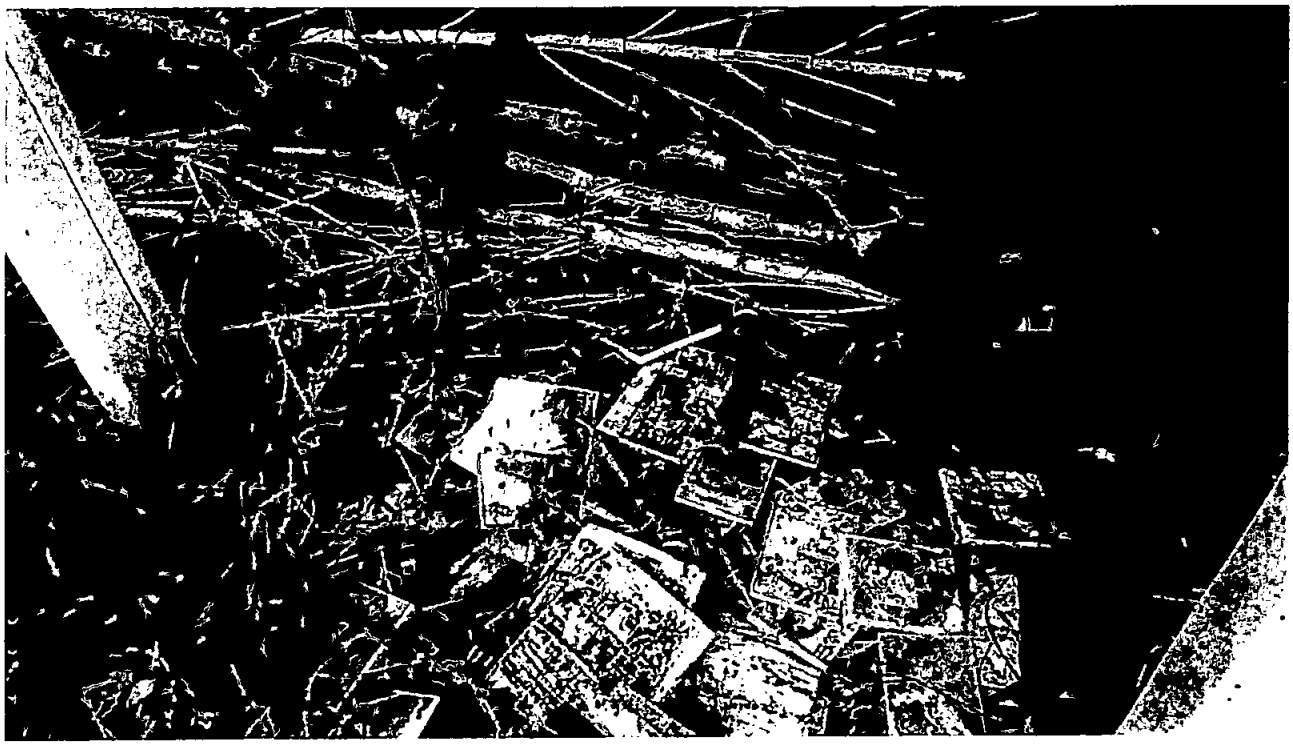

ただ、このエロDVDが投棄されていた辺りに明治時代は神社があったはずだ。その神社が何かの手がかりになるかも知れない。

神奈川県人権啓発センター以外にも部落探訪をしているチャンネルはあるが、それらの削除は確認されていない。部落と明示しなければ削除されないと思うので、ぜひ読者も部落探訪を実践し収益化してはどうだろう。部落探訪は不屈、不滅なのである。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。 同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。

宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

コメントを残す

「部落探訪番外編 JINKEN.TV を設立します」への12件のフィードバック

anan 2022年12月7日 7:44 PM

神奈川県人権啓発センターも新たな時代に突入ですね。
過去の部落探訪は歴史映像としても後世に語り継ぐ必要があります。JINKEN.TVでア

ーカイブとして残してください！
サーバー代工面が必要ならサブスク化も受け入れます。応援しています。
返信 ↓

匿名 2022年12月7日 7:50 PM

遂にこの日が来ましたね。最新動画をjinken.tvで見ていきたいと思います。
新着を確認したいので、ぜひRSSフィードを導入していただけると助かります。

返信 ↓

越智彩夏 2022年12月7日 8:43 PM

動画へのコメントはここに書き込んだらいいのですか？

カリフォルニア州の弁護士といえばケント・ギルバートさんですね。あと、ラムザイヤー先生はカリフォルニア州弁護士ではありませんが、カリフォルニア大学ロサンゼルス校にいたことがあるので何かの伝手を持っているのではないでしょうか？

返信 ↓

匿名 2022年12月7日 8:50 PM

[redacted]跡地の近くも部落だと地元の人に聞いたが、
直ぐ近くに、[redacted]の話に出てくる[redacted]が在ったからそう思われているのでは？

返信 ↓

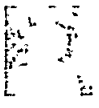

アップロードお願いします 2022年12月7日 10:22 PM

internet archiveは4K動画のアップロードにも対応しているので、そちらにもバックアップとしてアップロードすることも検討してほしいです

あと、Twitterの方がイーロン・マスクによって10分動画などに対応し始めたら、そちらの方にもアップロードしていただいて、togetterなどでまとめて頂きたいです

余談ですが、TikTokは過去に日本警察の要請を無視したこと（がーどまん花火事件）があるので、中華系のbilibiliもありかもしれません。ロシアのok.ruやGab TVもクレームに強いです。

返信 ↓

匿名 2022年12月7日 10:48 PM

>[redacted]前の白山神社。部落のものかと思ったが[redacted]の記録では部落の鎮守は不明だという。
白山社が村全体のものだと言うのが、そもそも間違いかもしれません。本来は頭筋(部落の有力者)の家の屋敷神であったものを、村全体で崇拝できる様にしたものが村の鎮守となっただけに過ぎないのでは？
部落によっては、4つも5つも屋敷神である白山社がある所もあります。

返信 ↓

匿名 2022年12月8日 4:39 PM

宮部さんなら詳しいと思いますが、Google Mapの古地図の件で解同からカチコミ食らってますからね。Googleさん。
ということを解同の地域のエライ（過去形）人から直に聞きました。関西弁なのに江戸の事情に詳しいのが不思議に感じましたw

返信 ↓

雪 2022年12月8日 6:23 PM

引き続き拝見させて頂きたいです。頑張って下さい!!

返信 ↓

匿名 2022年12月9日 4:46 PM

部落探訪はほとんど見せていただいたが、もう過去の遺産、歴史探訪といった感じがしてよかったが・・・
探訪動画も認めないようじゃこのまま近隣の人が近づき難い不気味な場所として永遠に残っちゃうね。

返信 ↓

匿名 2022年12月9日 7:48 PM

良かったです。一部マスメディアはYoutube削除のニュースを流していましたが、新たな拠点が出来た事は大いに歓迎です。応援します。

返信 ↓

白川次郎 2022年12月11日 5:48 PM

理不尽なことです。

返信 ↓

匿名 2022年12月11日 5:52 PM

https://jinken.tv/

「クリエイティブ・コモンズ著作権表示必須ライセンス（再利用を許可する）」で、動画をダウンロードできるようにしていだけけませんでしょうか。

返信 ↓

PREMIUM 有料版

#241 長野県佐久穂町

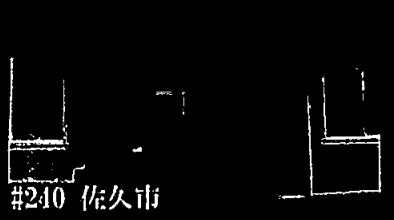

#240 長野県佐久市

#239 長野県佐久市

#238 長野県佐久市

#237 長野県佐久市

#236 三重県津市

#235 奈良県桜井市

#234 三重県亀山市

#233 埼玉県川口市

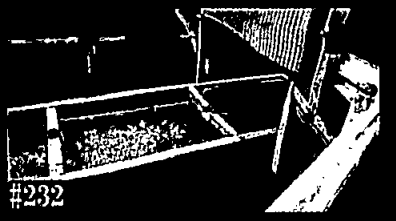

#232 静岡県沼津市

#231 新潟県岩船郡 .mp4

#230 新潟県村上市

#229 新潟県村上市

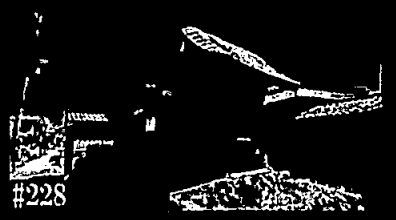

#228 新潟県新発田市

#227 新潟県村上市

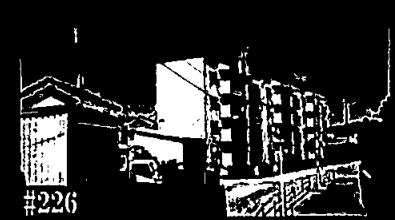

#226 静岡県藤枝市

#225 静岡県島田市

#224 静岡県島田市

#223 静岡県焼津市

#222 静岡県藤枝市岡部町

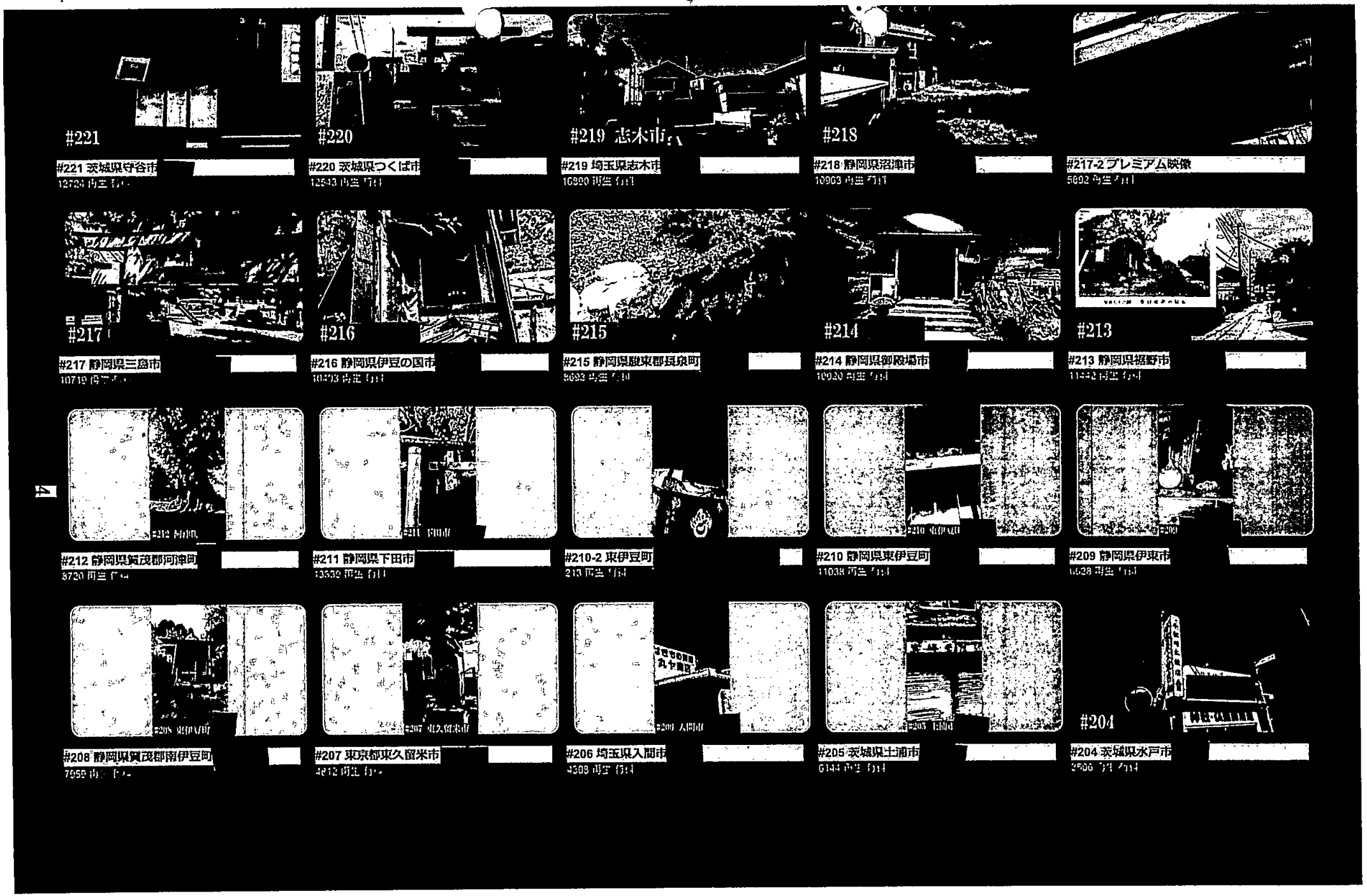
#221
#221 茨城県守谷市
12724 再生 7/11
#220
#220 茨城県つくば市
12543 再生 7/11
#219 志木市
#219 埼玉県志木市
10890 再生 7/11
#218
#218 静岡県沼津市
10903 再生 7/11
#217-2 プレミアム映像
5892 再生 7/11
#217
#217 静岡県三島市
10719 再生 7/11
#216
#216 静岡県伊豆の国市
10403 再生 7/11
#215
#215 静岡県駿東郡長泉町
9693 再生 7/11
#214
#214 静岡県御殿場市
10930 再生 7/11
#213
#213 静岡県裾野市
11542 再生 7/11
#212
#212 静岡県賀茂郡河津町
3720 再生 7/11
#211
#211 静岡県下田市
13339 再生 7/11
#210-2 東伊豆町
213 再生 7/11
#210
#210 静岡県東伊豆町
11038 再生 7/11
#209
#209 静岡県伊東市
10628 再生 7/11
#208
#208 静岡県賀茂郡南伊豆町
7055 再生 7/11
#207
#207 東京都東久留米市
4212 再生 7/11
#206 埼玉県入間市
4308 再生 7/11
#205 茨城県土浦市
6144 再生 7/11
#204
#204 茨城県水戸市
3566 再生 7/11

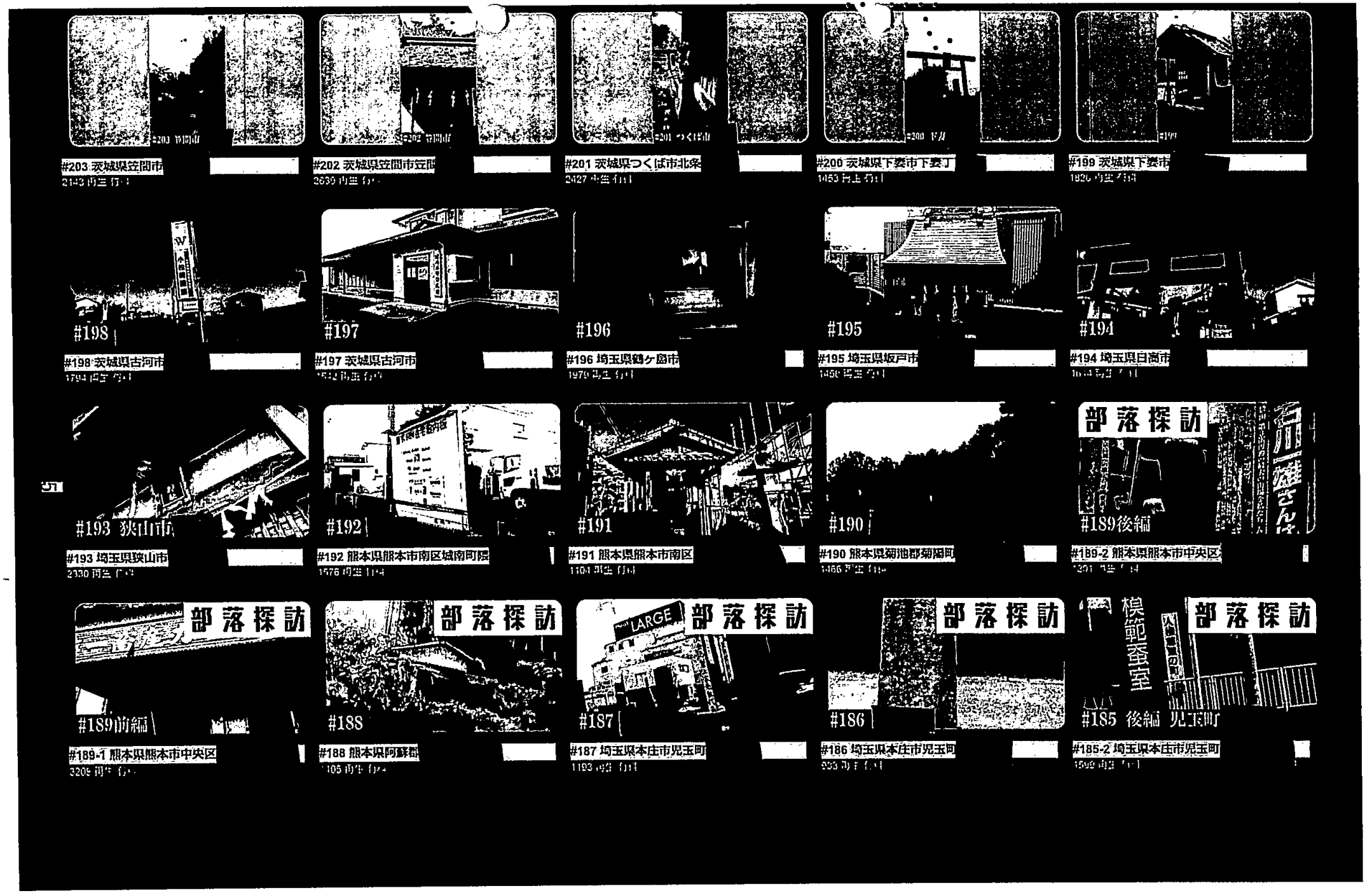
#203 茨城県笠間市
#202 茨城県笠間市笠間
#201 茨城県つくば市北条
#200 茨城県下妻市下妻丁
#199 茨城県下妻市
#198
#198 茨城県古河市
#197
#197 茨城県古河市
#196
#196 埼玉県鶴ヶ島市
#195
#195 埼玉県坂戸市
#194
#194 埼玉県日高市
#193 狭山市
#193 埼玉県狭山市
#192
#192 熊本県熊本市南区城南町隈
#191
#191 熊本県熊本市南区
#190
#190 熊本県菊池郡菊陽町
部落探訪
#189後編
#189-2 熊本県熊本市中央区
部落探訪
#189前編
#189-1 熊本県熊本市中央区
部落探訪
#188
#188 熊本県阿蘇郡
部落探訪
LARGE
#187
#187 埼玉県本庄市児玉町
部落探訪
#186
#186 埼玉県本庄市児玉町
模範室
部落探訪
#185 後編 児玉町
#185-2 埼玉県本庄市児玉町

部落探訪
#185 前編 児玉町
#185-1 埼玉県本庄市児玉町
部落探訪
#184
#184 山梨県笛吹市石和町
部落探訪
#183
#183 山梨県笛吹市
部落探訪
#182
#182 大阪府吹田市
部落探訪
#181 後編
#181-2 京都府八幡市
部落探訪
#181 前編
#181-1 京都府八幡市
部落探訪
#180 野洲市
#180 滋賀県野洲市小篠原
部落探訪
#179
#179 近江八幡市
部落探訪
#178
#178 滋賀県近江八幡市
部落探訪
#177
#177 滋賀県近江八幡市
部落探訪
#176
#176 滋賀県 近江八幡市
部落探訪
#175
#175 香川県丸亀市土器町
部落探訪
#174 高松市
#174 香川県高松市前田
部落探訪
#173 高松市
#173 香川県高松市
部落探訪
#172 高松市
#172 香川県高松市
mp4
部落探訪
#171 丸亀市
#171 丸亀市川西町
部落探訪
#170 坂出市
#170 香川県坂出市
部落探訪
#169 丸亀市
#169 香川県丸亀市飯山町
.mp4
部落探訪
#168 綾川町
#168 香川県綾歌郡 綾川町
北.mp4
部落探訪
#167
#167 香川県善通寺市

部落探訪
#166 琴平町
#166 香川県仲多度郡琴平町
部落探訪
#165 善通寺市
#165 香川県善通寺市大麻町
部落探訪
#164 三豊市
#164 香川県三豊市
部落探訪
#163 青梅市
#163 東京都青梅市
部落探訪
#162
#162 茨城県猿島郡
部落探訪
#161 境町 (後編)
#161-2 茨城県猿島郡境町
部落探訪
#161 境町 (前編)
#161-1 茨城県猿島郡境町
部落探訪
#160 佐倉市
#160 佐倉市
部落探訪
#159 上本佐倉・
#159 千葉県印旛郡酒々井町
部落探訪
#158 我孫子市
#158 千葉県我孫子市
部落探訪
#157 柏市
#157 千葉県柏市
部落探訪
#156 日野町
#156 滋賀県同生郡日野町
部落探訪
#155
#155 滋賀県東近江市
部落探訪
#154 (後編)
#154-2 京都府相楽郡笠置町
部落探訪
#154 (前編)
#154-1 京都府相楽郡笠置町
部落探訪
#153
#153 滋賀県愛知郡愛荘町
部落探訪
#152
#152 滋賀県愛知郡愛荘町
部落探訪
#151
#151 滋賀県愛知郡愛荘町
部落探訪
#150
#150 大阪府大東市
部落探訪
#149
#149 大阪府大東市

部落探訪
#148
#148 大阪府守口市 .mp4
2021 再生
部落探訪
#147
#147 大阪府高田林市
6331 再生
部落探訪
#146
#146 大阪府箕面市
3031 再生
部落探訪
#145 吹田
#145 大阪府吹田市
1613 再生
部落探訪
#144
#144 滋賀県草津市
1374 再生
部落探訪
#143
#143 静岡県静岡市葵区
2151 再生
部落探訪
#142 掛川市
#142 静岡県掛川市
826 再生
部落探訪
#141 掛川市
#141 静岡県掛川市
753 再生
部落探訪
#140 掛川市
#140 静岡県掛川市
672 再生
部落探訪
#138 佐久市
#138 長野県佐久市
827 再生
部落探訪
#137 佐久市
#137 長野県佐久市 .mp4
746 再生
部落探訪
#136 佐久市
#136 長野県佐久市岩村田
1131 再生
部落探訪
#135 佐久市
#135 長野県佐久市
736 再生
部落探訪
#134
#134 埼玉県白岡市 mp4
1272 再生
部落探訪
#133
#133 三重県いなべ市
1762 再生
部落探訪
#132
#132 滋賀県甲良町呉竹
1199 再生
部落探訪
#131 後編
#131-2 岐阜県大垣市上石津町下山
949 再生
部落探訪
#131 前編
#131-1 岐阜県大垣市
1074 再生
部落探訪
#130
#130 滋賀県米原市
953 再生
部落探訪
#129
#129 岐阜県岐阜市
2783 再生

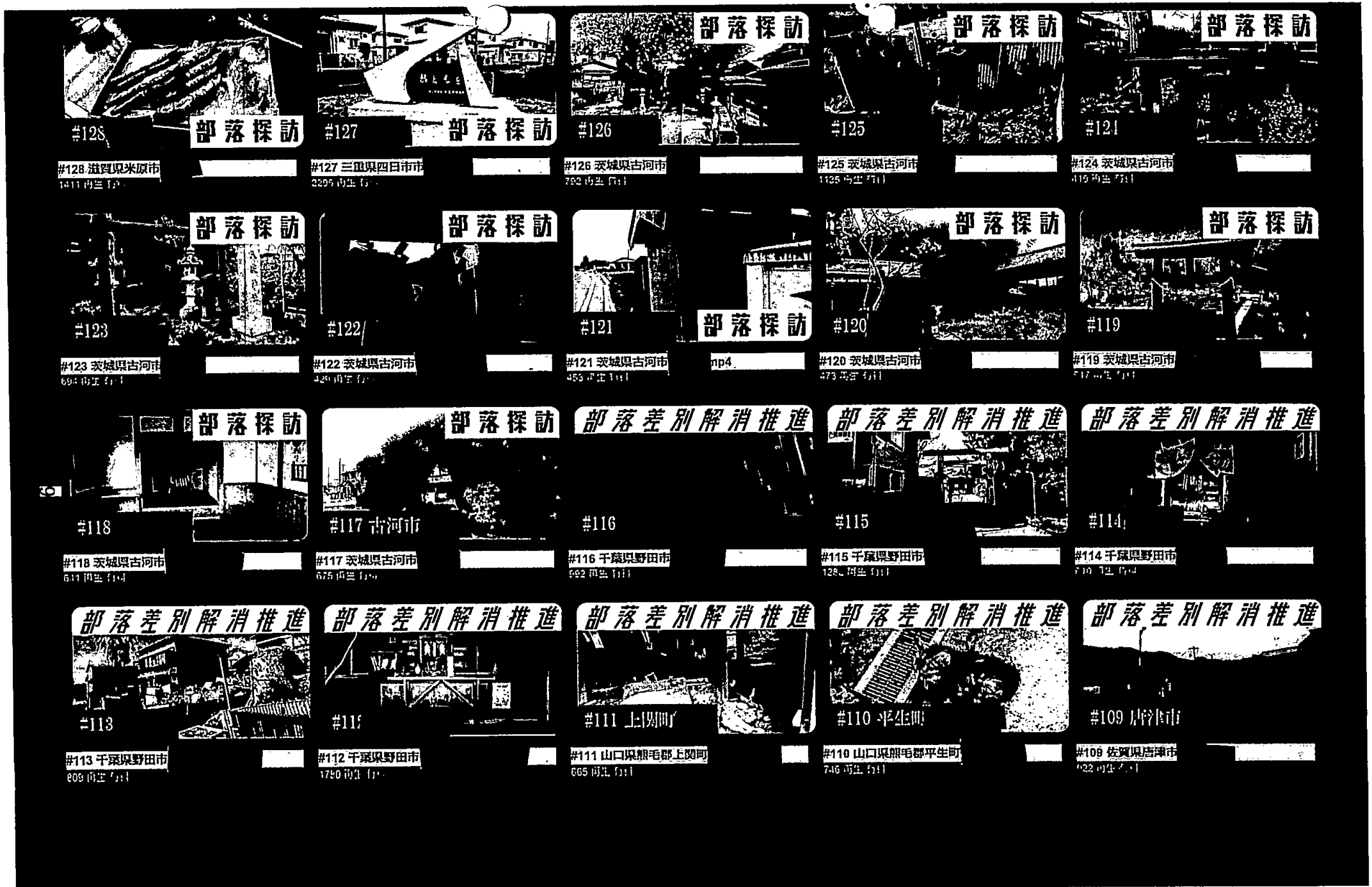
部落探訪
#128
#128 滋賀県米原市
#127
#127 三重県四日市市
#126
#126 茨城県古河市
#125
#125 茨城県古河市
#124
#124 茨城県古河市
#123
#123 茨城県古河市
#122
#122 茨城県古河市
#121
#121 茨城県古河市
mp4
#120
#120 茨城県古河市
#119
#119 茨城県古河市
部落差別解消推進
#118
#118 茨城県古河市
#117 古河市
#117 茨城県古河市
#116
#116 千葉県野田市
#115
#115 千葉県野田市
#114
#114 千葉県野田市
#113
#113 千葉県野田市
#112 千葉県野田市
#111 上関町
#111 山口県熊毛郡上関町
#110 平生町
#110 山口県熊毛郡平生町
#109 唐津市
#109 佐賀県唐津市

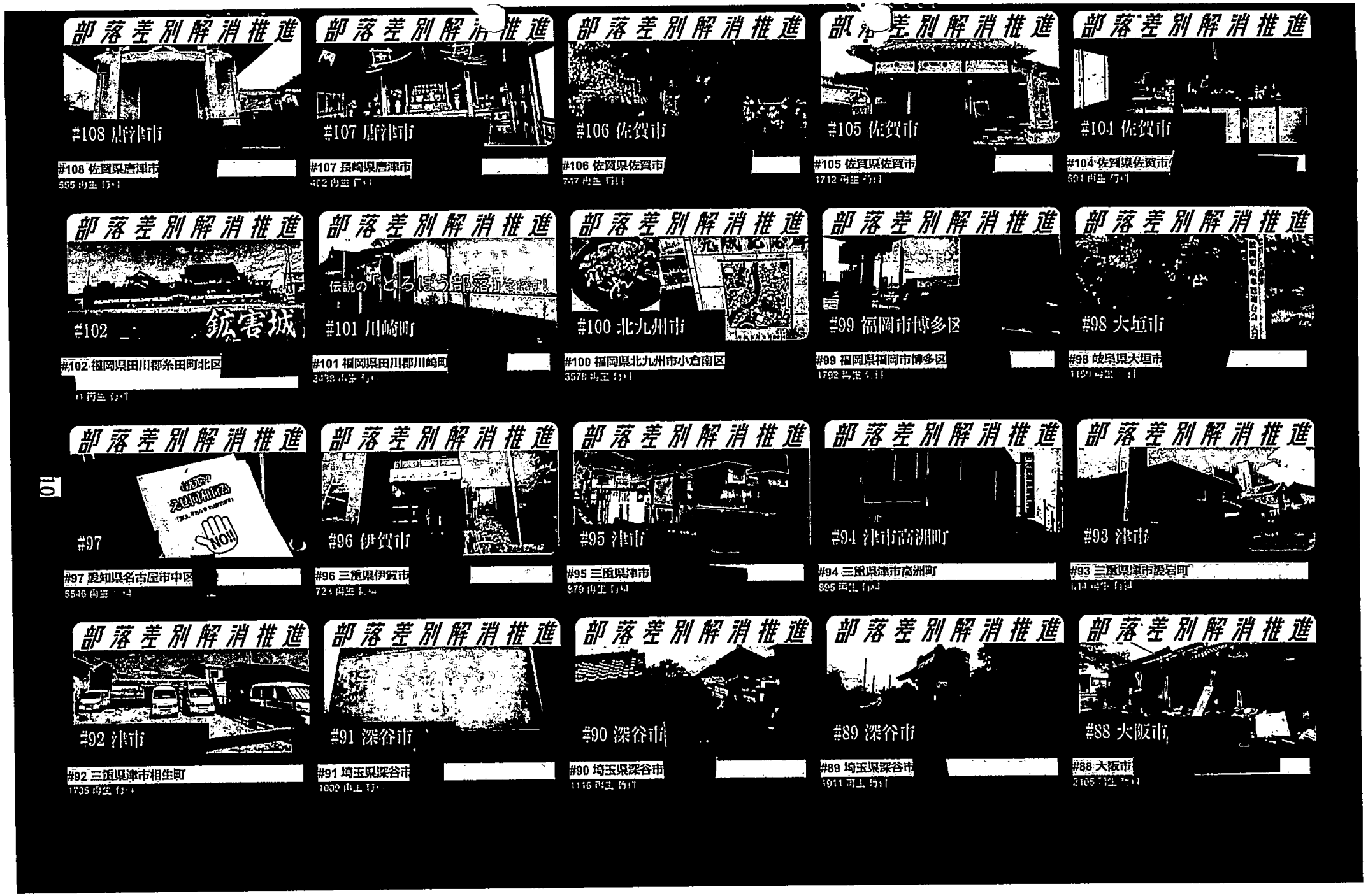
部落差別解消推進
#108 唐津市
#108 佐賀県唐津市
#107 唐津市
#107 長崎県唐津市
#106 佐賀市
#106 佐賀県佐賀市
#105 佐賀市
#105 佐賀県佐賀市
#104 佐賀市
#104 佐賀県佐賀市
#102
鉱害城
#102 福岡県田川郡糸田町北区
伝説の「とろほう部落」をゆく!
#101 川崎町
#101 福岡県田川郡川崎町
#100 北九州市
#100 福岡県北九州市小倉南区
#99 福岡市博多区
#99 福岡県福岡市博多区
#98 大垣市
#98 岐阜県大垣市
#97
NO!!
#97 愛知県名古屋市中区
#96 伊賀市
#96 三重県伊賀市
#95 津市
#95 三重県津市
#94 津市高洲町
#94 三重県津市高洲町
#93 津市
#93 三重県津市愛宕町
#92 津市
#92 三重県津市相生町
#91 深谷市
#91 埼玉県深谷市
#90 深谷市
#90 埼玉県深谷市
#89 深谷市
#89 埼玉県深谷市
#88 大阪市
#88 大阪市

#87 大阪市旭区
1831 再生

#86 東京都昭島市
831 再生

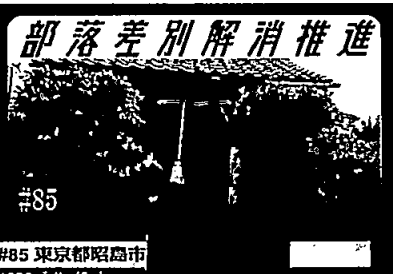

#85 東京都昭島市
1095 再生

#84 東京都東村山市

#83-2 鳥取県東伯郡琴浦町
584 再生

#83-1 鳥取県東伯郡琴浦町
29 再生

#82 島根県松江市
1057 再生

#81-2 鳥取県東伯郡琴浦町
527 再生

#81-1 鳥取県東伯郡琴浦町
176 再生

#80 横浜市港北区

#79 横浜市都筑区池辺町
1296 再生

#78 横浜市緑区
1662 再生

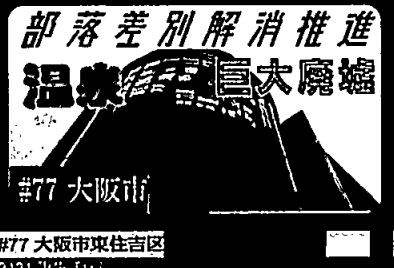

#77 大阪市東住吉区
2121 再生

#76 大阪市住吉区
1095 再生

#75 大阪市東淀川区

#74 大阪市住吉区

#73 大阪市旭区
1990 再生

#72 神奈川県伊勢原市
599 再生

#71 神奈川県足柄上郡
909 再生

#70 神奈川県伊勢原市
686 再生

部落差別解消推進
#69
#69 大阪府摂津市
部落差別解消推進
#68 小泉町
#68 奈良県大和郡山市小泉町
部落差別解消推進
#67
#67 京都市伏見区竹田
部落差別解消推進
#66
#66 京都市南区
部落差別解消推進
#65
#65 京都市南区
部落差別解消推進
#64 美浜町
#64 福井県三方郡美浜町
部落差別解消推進
#63 川越市
#63 埼玉県川越市
部落差別解消推進
#62 長島町
#62 三重県桑名市長島町
部落差別解消推進
#61 桑名市
#61 三重県桑名市
部落差別解消推進
#60 村上市
#60 新潟県村上市
部落差別解消推進
#59 和歌山市 後編）
#59-2 和歌山県和歌山市
部落差別解消推進
#59 和歌山市 （前編）
#59-1 和歌山県和歌山市
部落差別解消推進
#58 和歌山市 後編）
#58-2 和歌山県和歌山市
部落差別解消推進
#58 和歌山市 （前編）
#58-1 和歌山県和歌山市
部落差別解消推進
#57 村上市
#57 新潟県村上市
部落差別解消推進
#56 村上市
#56 新潟県村上市
部落差別解消推進
#55 村上市
#55 新潟県村上市
部落差別解消推進
#54 高浜町
#54 福井県高浜町
部落差別解消推進
#53 胎内市
#53 新潟県胎内市
部落差別解消推進
#52 南足柄市
#52 神奈川県南足柄市

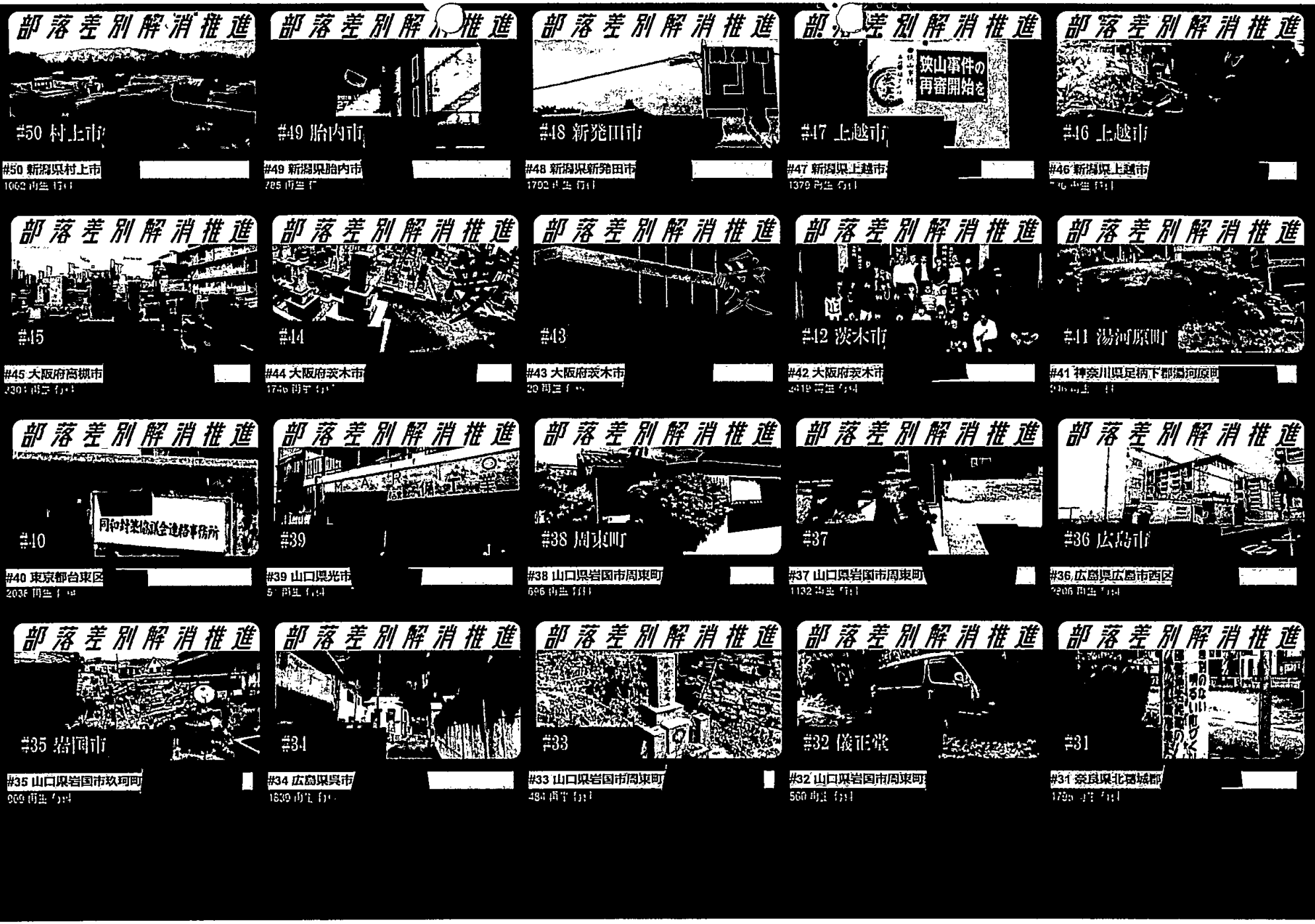
部落差別解消推進
#50 村上市
#50 新潟県村上市
部落差別解消推進
#49 胎内市
#49 新潟県胎内市
部落差別解消推進
#48 新発田市
#48 新潟県新発田市
部落差別解消推進
狭山事件の
再審開始を
#47 上越市
#47 新潟県上越市
部落差別解消推進
#46 上越市
#46 新潟県上越市
部落差別解消推進
#45
#45 大阪府高槻市
部落差別解消推進
#44
#44 大阪府茨木市
部落差別解消推進
#43
#43 大阪府茨木市
部落差別解消推進
#42 茨木市
#42 大阪府茨木市
部落差別解消推進
#41 湯河原町
#41 神奈川県足柄下郡湯河原町
部落差別解消推進
同和対策協議会連絡事務所
#40
#40 東京都台東区
部落差別解消推進
#39
#39 山口県光市
部落差別解消推進
#38 周東町
#38 山口県岩国市周東町
部落差別解消推進
#37
#37 山口県岩国市周東町
部落差別解消推進
#36 広島市
#36 広島県広島市西区
部落差別解消推進
#35 岩国市
#35 山口県岩国市玖珂町
部落差別解消推進
#34
#34 広島県呉市
部落差別解消推進
#33
#33 山口県岩国市周東町
部落差別解消推進
#32 儀正堂
#32 山口県岩国市周東町
部落差別解消推進
#31
#31 奈良県北葛城郡

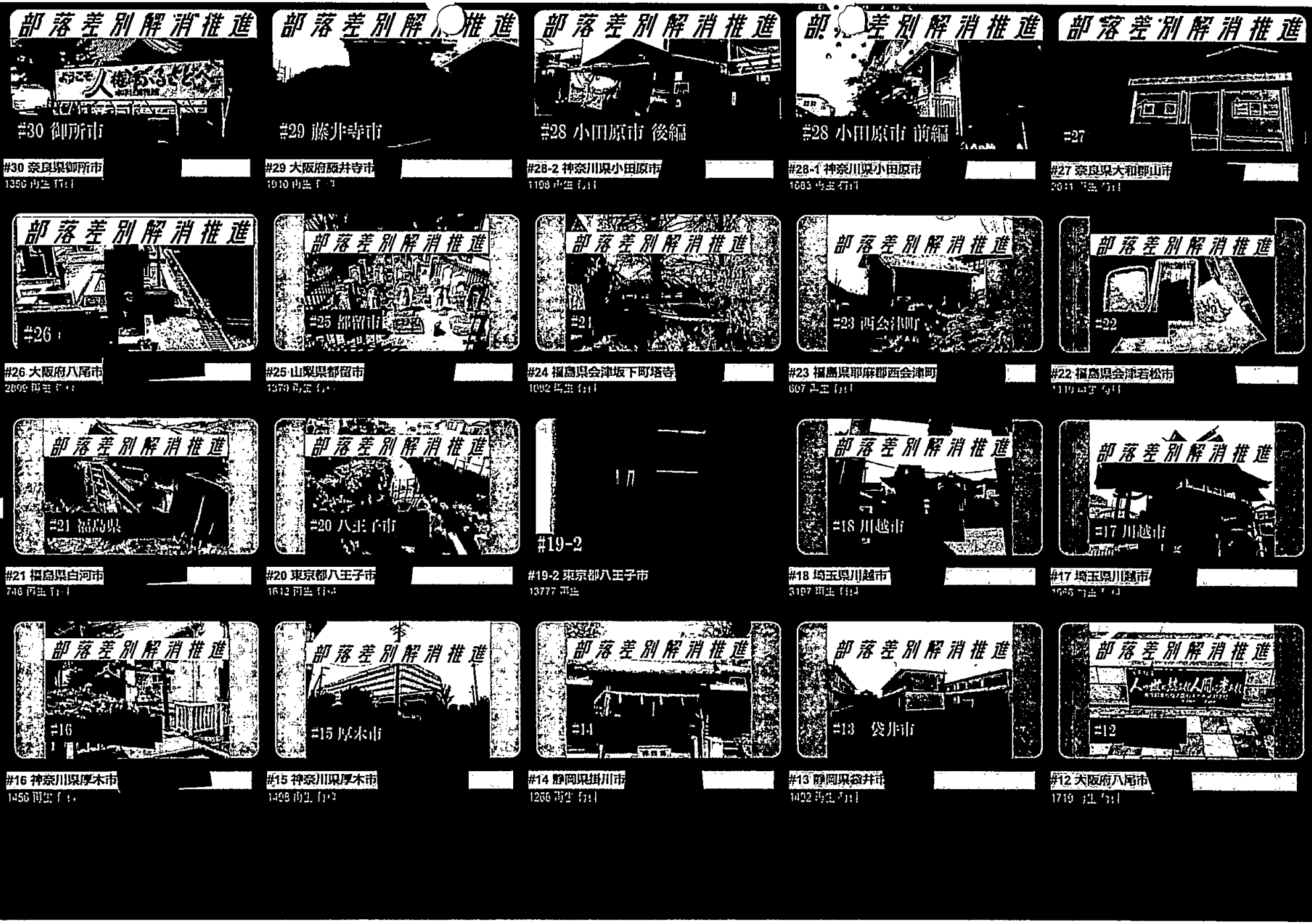
部落差別解消推進
#30 御所市
#30 奈良県御所市
1356 再生 1日
部落差別解消推進
#29 藤井寺市
#29 大阪府藤井寺市
1910 再生 1日
部落差別解消推進
#28 小田原市 後編
#28-2 神奈川県小田原市
1199 再生 1日
部落差別解消推進
#28 小田原市 前編
#28-1 神奈川県小田原市
1683 再生 1日
部落差別解消推進
#27
#27 奈良県大和郡山市
2011 再生 1日
部落差別解消推進
#26
#26 大阪府八尾市
2899 再生 1日
部落差別解消推進
#25 都留市
#25 山梨県都留市
1379 再生 1日
部落差別解消推進
#24
#24 福島県会津坂下町塔寺
1092 再生 1日
部落差別解消推進
#23 西会津町
#23 福島県耶麻郡西会津町
607 再生 1日
部落差別解消推進
#22
#22 福島県会津若松市
1119 再生 1日
部落差別解消推進
#21 福島県
#21 福島県白河市
746 再生 1日
部落差別解消推進
#20 八王子市
#20 東京都八王子市
1612 再生 1日
#19-2
#19-2 東京都八王子市
13777 再生
部落差別解消推進
#18 川越市
#18 埼玉県川越市
3197 再生 1日
部落差別解消推進
#17 川越市
#17 埼玉県川越市
1995 再生 1日
部落差別解消推進
#16
#16 神奈川県厚木市
1456 再生 1日
部落差別解消推進
#15 厚木市
#15 神奈川県厚木市
1498 再生 1日
部落差別解消推進
#14
#14 静岡県掛川市
1266 再生 1日
部落差別解消推進
#13 袋井市
#13 静岡県袋井市
1402 再生 1日
部落差別解消推進
#12
#12 大阪府八尾市
1719 再生 1日

#11 大阪府東大阪市長瀬町

#10 東京都町田市

#9 大阪府東大阪市

#8 滋賀県大津市伊香立

#7 滋賀県長浜市木之本町

#6 滋賀県長浜市

#5 愛知県津島市

#4 神奈川県海老名市

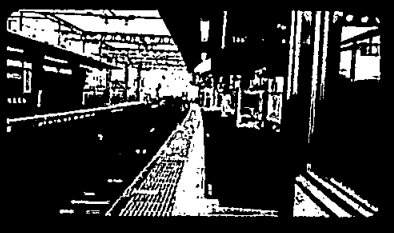

#3 東京都墨田区

#2 神奈川県藤沢市

#1 東京都町田市

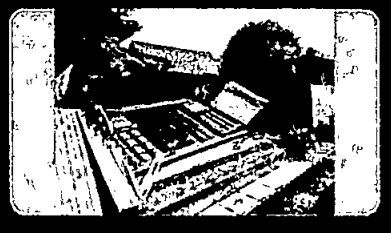

#0 愛知県あま市栄

八王子市、　VR

#番外 狭山市　　後編

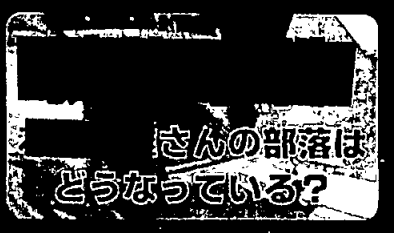

#番外 埼玉県狭山市　　前編

#番外 神奈川県川崎市宮前区

同和問題を理由に恫喝する音声（実物）

2014. 11. 18 三重県津市本庁舎　教育長室にて

俺やったら日本全国の
同和連れてきたるもんでな

神奈川人権センター

【報道】同和問題を理由に恫喝する様子
【公益】

別紙12

甲第36号証

大里同協発第９号
令和元年　７月１９日

さいたま地方法務局長　様

大里郡市同和対策推進協議会会長
熊谷市長　　富　岡　清

インターネット差別書き込みにかかる削除要請について

日ごろから同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題の解決に向けた取り組みについて、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本協議会におきましては、インターネット上の差別書き込みモニタリング事業を本年１月１日から試行実施し、４月１日から本格実施しております。

このたび、４月から６月までの同事業の実施により、別添の実施報告書のとおり、現在、インターネット上で公開されているサイトに、差別的な文章が掲載されている記事が発見され、この内容は、同和問題に関する差別が助長されるものとなっています。

貴職におかれましては、人権侵犯事件を取り扱う機関として、これらの情報及び拡散を放置することなく、当該記事の削除を要請していただきますよう要望いたします。

モニタリング実施報告書

幹事	合議	担当
菅 髙 齋 森		鈴木

報告日： 令和元年7月1日

実施日	令和元年6月12日 （水） No. 1
実施者	熊谷市 人権政策課 鈴木文彦
モニタリング時間	(午前)・午後 9時00分 ～ 午前・(午後) 10時00分
モニタリングした掲示板名等	□2ちゃんねる ☑5ちゃんねる □（ ）
書き込まれた日	令和元年5月3日（金）、4日（土）、7日（火）、13日（月）
アドレス等	https://rosie.5ch.net/test/read.cgi/kanto/1540805068/
書き込み内容	690 名無しさん 2019/05/03(金) 09:24:51.10 ID:kvARPE5O [redacted]の部落モンたち、どうせw 696 名無しさん 2019/05/03(金) 21:52:08.19 ID:kvARPE5O [redacted]の部落モン大暴れw 699 名無しさん 2019/05/04(土) 09:22:27.33 ID:0xdvxtOw [redacted]の部落モン大暴れw 704 名無しさん 2019/05/07(火) 10:26:28.50 ID:r6HJku7D [redacted]の部落モン大暴れw 720 名無しさん 2019/06/13(月) 18:27:14.49 ID:ryIL+YX6 [redacted]w 部落者www
備考、特記事項等	検索キーワード「熊谷市」「同和地区」により検索 スレッド名： ☆☆埼玉県深谷市☆☆ その5 最終更新日： 2019/06/09(日) 21:00

モニタリング実施報告書

幹事	合議	担当
猪原 雪森		

報告日：　令和元 年7月1日

実施日	令和元年　6月24日　(月)
実施者	熊谷市　人権政策課　鈴木文彦
モニタリング時間	午前・(午後)2時 00分　～　午前・(午後)3時 00 分
モニタリングした掲示板名等	□2ちゃんねる　□5ちゃんねる　(□その他)（ 部落探訪 ）
書き込まれた日	平成31年1月7日 (月)
アドレス等	
書き込み内容	 差別をなくそう！部落探訪(106) 埼玉県熊谷市[redacted] By 自転ルータ 関東では関西ほど部落差別が深刻ではないと言われるが、そういう訳ではなく、北関東には数多くの部落があり、関西とはまた違った趣がある。今回は地元の方の招きで熊谷市を訪れた。
備考、特記事項等	部落探訪（[redacted]）　① ※別紙②へ続く

モニタリング実施報告書

		合議	担当

報告日：　令和元 年7月1日

実施日	令和元年　6月24日（月）
実施者	熊谷市　人権政策課　鈴木文彦
モニタリング時間	午前・(午後)2時００分　～　午前・(午後)3時００分
モニタリングした掲示板名等	□2ちゃんねる　□5ちゃんねる　（　部落探訪　）
書き込まれた日	平成３１年１月７日（月）
アドレス等	
書き込み内容	熊谷市の中でも代表的な部落と思われるのは[redacted]１９３５年の記録では４０世帯で、主業は農業とある。 単独についたのが不法投棄である。 明らかにここは農村型の部落で、被圧が密集しているというところではないのだが、広々とした土地に廃屋が投棄されている場所がいくつかある。
備考、特記事項等	部落探訪（[redacted]）　② ※別紙③へ続く

モニタリング実施報告書

		合議	担当

報告日：　令和元 年7月1日

実施日	令和元年　6月24日　（月）
実施者	熊谷市　人権政策課　鈴木文彦
モニタリング時間	午前・(午後)2時 00分　～　午前・(午後)3時 00 分
モニタリングした掲示板名等	□2ちゃんねる　□5ちゃんねる　（ 部落探訪 ）
書き込まれた日	平成３１年1月7日（月）
アドレス等	
書き込み内容	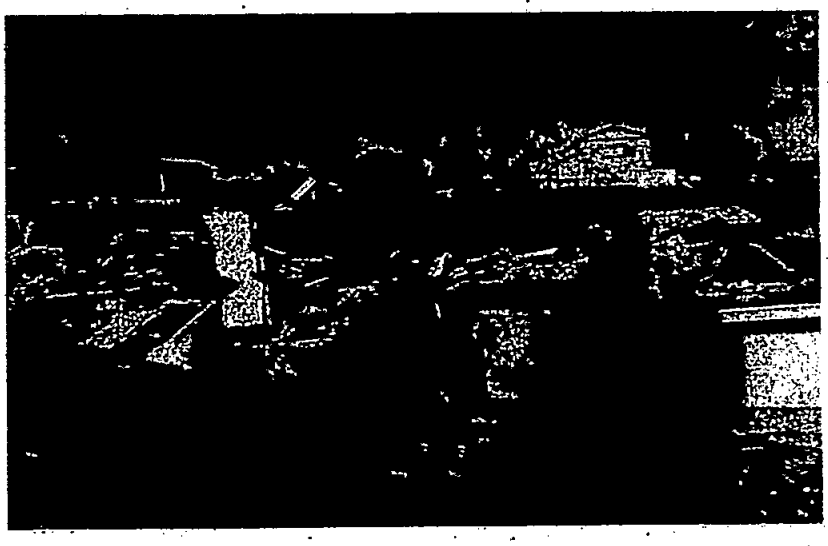 熊谷市の役所の内情に詳しいという案内人によれば、「熊谷はアウトローの街」であるという。埼玉県は南部と北部で様相がかなり異なり、南部は「埼玉都民」と言われる東京への通勤・通学者が多く、東京都内と同じく全国からの移住者の寄せ集めである。 しかし、北部の特に熊谷、行田の辺りは住民の気質が南部とは全く違うそうだ。ちなみに、さらに北に上って群馬県に入るとさらに突き抜けて「何でもあり」の状態となり、日本人離れした明るいラテンの気質に変わると埼玉県民は見ているようである。
備考、特記事項等	部落探訪（[redacted]）　③ ※別紙④へ続く

モニタリング実施報告書

		合議	担当

報告日：　令和元 年7月1日

実施日	令和元年　6月24日　(月)
実施者	熊谷市　人権政策課　鈴木文彦
モニタリング時間	午前・(午後)2時 00分　～　午前・(午後)3時 00分
モニタリングした掲示板名等	□2ちゃんねる　□5ちゃんねる　(　部落探訪　)
書き込まれた日	平成31年1月7日 (月)
アドレス等	
書き込み内容	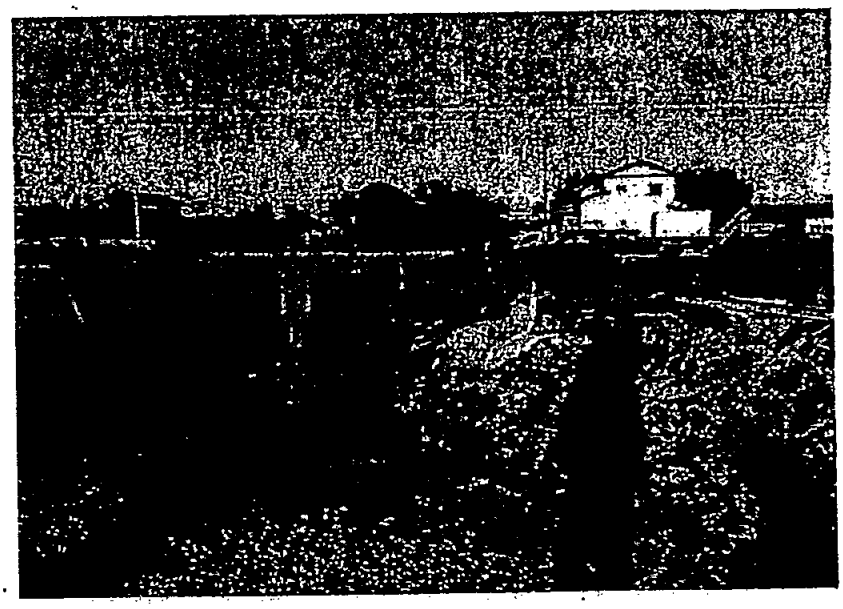 ということなので、耕作放棄地のようなところが差別だらけになるのは、別に部落に限ったことではなく、熊谷ではどこでも普通にあることらしい。
備考、特記事項等	部落探訪 ([redacted]) ④ ※別紙⑤へ続く

6

モニタリング実施報告書

		合議	担当

報告日： 令和元 年7月1日

実施日	令和元年　6月24日　(月)
実施者	熊谷市　人権政策課　鈴木文彦
モニタリング時間	午前・(午後)2時 00分 ～ 午前・(午後)3時 00 分
モニタリングした掲示板名等	□2ちゃんねる　□5ちゃんねる　(　部落探訪　)
書き込まれた日	平成31年1月7日 (月)
アドレス等	
書き込み内容	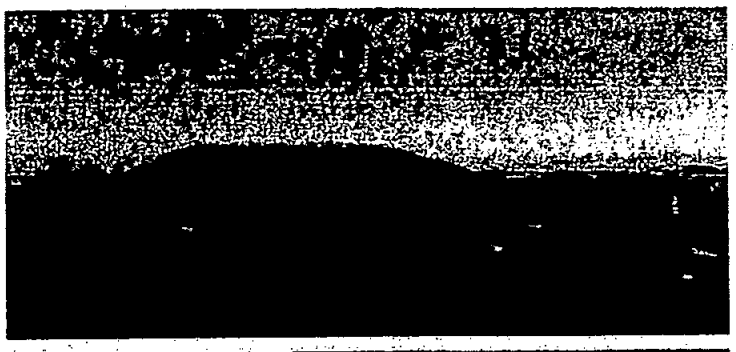 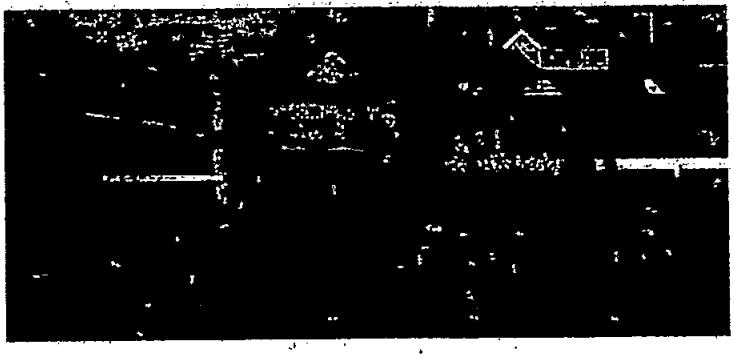
備考、特記事項等	部落探訪 ([redacted]) ⑤ ※別紙⑥へ続く

7

モニタリング実施報告書

		合議	担当

報告日： 令和元 年7月1日

実施日	令和元年 6月24日 （月）
実施者	熊谷市 人権政策課 鈴木文彦
モニタリング時間	午前・(午後)2時 00分 ～ 午前・(午後)3時 00 分
モニタリングした掲示板名等	□2ちゃんねる □5ちゃんねる （ 部落探訪 ）
書き込まれた日	平成31年1月7日（月）
アドレス等	
書き込み内容	例えば、田んぼの中にあるこの古墳のような山、墓所の山である。熊谷市が行政代執行して撤去しようにも費用がかかるので放置されたままだという。掘ったらヤクザに殺された人の骨が出てくるのではないかと地元では噂されている。この山があるのは部落外で、熊谷ではあちこちにこのような物件がある。 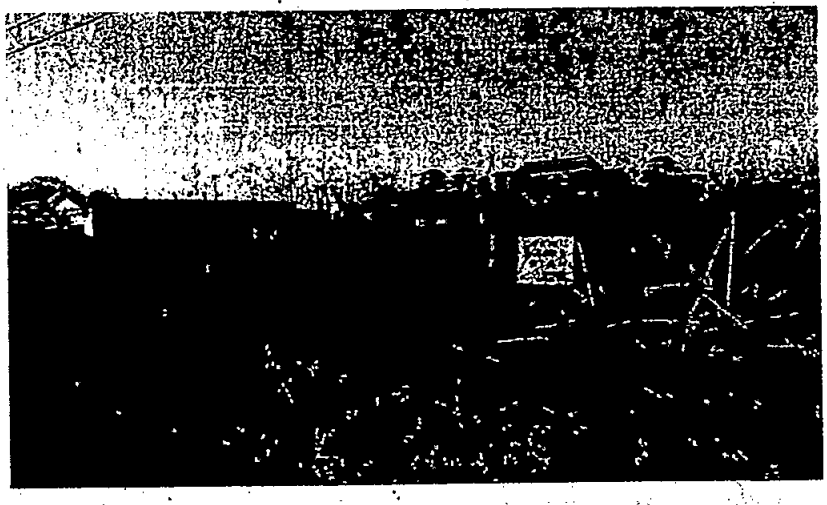 そのような前提知識があれば、特別異様な光景という訳でもないとは思うのだが、やはり気味悪に見てもこの辺りには不法投棄されている場所が多い気がする。理由はよく分からない。
備考、特記事項等	部落探訪（[redacted] ⑥ ※別紙⑦へ続く

モニタリング実施報告書

		合議	担当

報告日：　令和元 年7月1日

実施日	令和元年　6月24日　(月)
実施者	熊谷市　人権政策課　鈴木文彦
モニタリング時間	午前・(午後)2時 00分　～　午前・(午後)3時 00 分
モニタリングした掲示板名等	□2ちゃんねる　□5ちゃんねる　(　部落探訪　)
書き込まれた日	平成31年1月7日 (月)
アドレス等	
書き込み内容	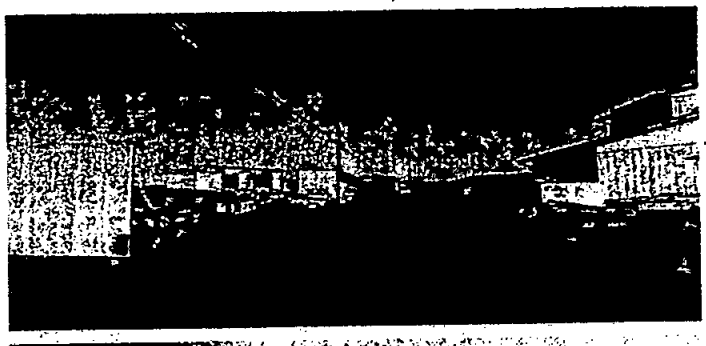 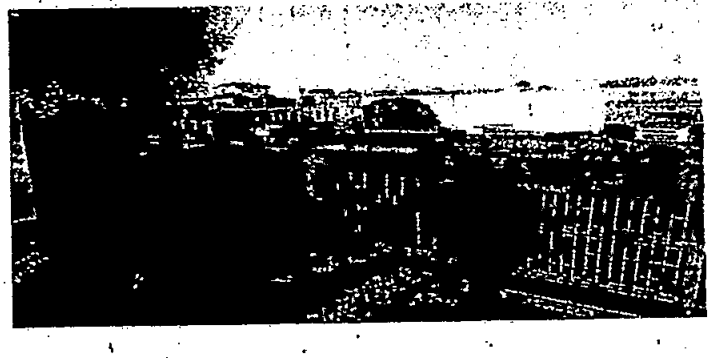
備考、特記事項等	部落探訪（[redacted]）　⑦ ※別紙⑧へ続く

9

モニタリング実施報告書

		合議	担当

報告日：　令和元 年7月1日

実施日	令和元年　6月24日　(月)
実施者	熊谷市　人権政策課　鈴木文彦
モニタリング時間	午前・(午後)2時 00分　～　午前・(午後)3時 00 分
モニタリングした掲示板名等	□2ちゃんねる　□5ちゃんねる　(　部落探訪　　)
書き込まれた日	平成31年1月7日 (月)
アドレス等	
書き込み内容	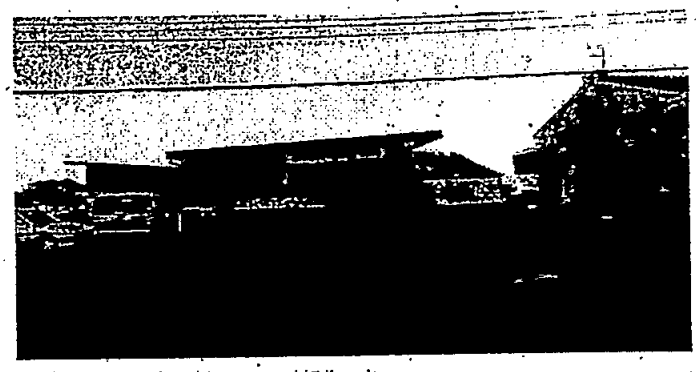 この地域では自動車や国道沿のスクラップ工場が多い。 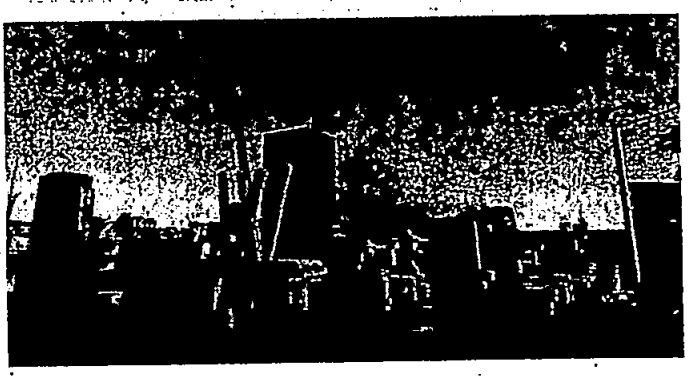
備考、特記事項等	部落探訪 ([redacted]　⑧ ※別紙⑨へ続く

モニタリング実施報告書

		合議	担当

報告日：　令和元 年7月1日

実施日	令和元年　6月24日　(月)
実施者	熊谷市　人権政策課　鈴木文彦
モニタリング時間	午前・(午後)2時 00分　～　午前・(午後)3時 00 分
モニタリングした掲示板名等	□2ちゃんねる　・　□5ちゃんねる　　(　部落探訪　　)
書き込まれた日	平成31年1月7日 (月)
アドレス等	
書き込み内容	
備考、特記事項等	部落探訪 ([redacted])　⑨ ※別紙⑩へ続く

モニタリング実施報告書

		合議	担当

報告日：　令和元 年7月1日

実施日	令和元年　6月24日　（月）
実施者	熊谷市　人権政策課　鈴木文彦
モニタリング時間	午前・(午後)2時 00分　～　午前・(午後)3時 00 分
モニタリングした掲示板名等	□2ちゃんねる　□5ちゃんねる　（ 部落探訪 ）
書き込まれた日	平成31年1月7日（月）
アドレス等	
書き込み内容	 例によって墓地を訪れた。墓石に書かれた名字は[redacted]おさいは[redacted]ばかりである。 また、関東では部落の系統と言えば浄京か日蓮宗と思っていたのだが、あまり仏教に詳しくない印象でもそのどちらでもないことが見て取れる。調べてみると、「南無釈迦牟尼佛」という五種塔が建てられているので、おそらく曹洞宗ではないかと思うが、多分、こういうのは現地の方が詳しいだろう。
備考、特記事項等	部落探訪（[redacted]）　⑩ ※別紙⑪へ続く

12

モニタリング実施報告書

		合議	担当

報告日： 令和元 年7月1日

実施日	令和元年　6月24日　（月）
実施者	熊谷市　人権政策課　鈴木文彦
モニタリング時間	午前・(午後)2時 00分　～　午前・(午後)3時 00 分
モニタリングした掲示板名等	□2ちゃんねる　□5ちゃんねる　（ 部落探訪 ）
書き込まれた日	平成31年1月7日（月）
アドレス等	
書き込み内容	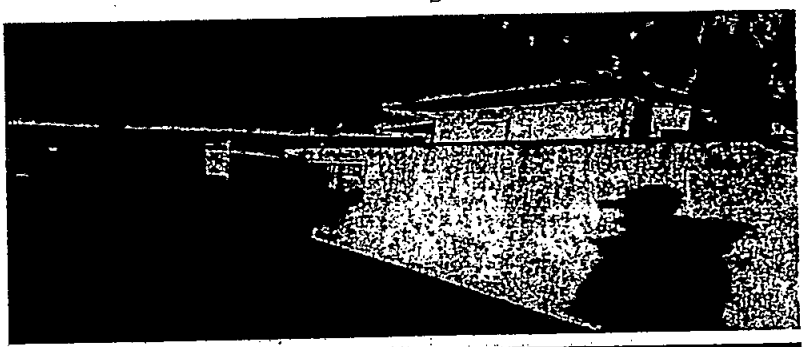 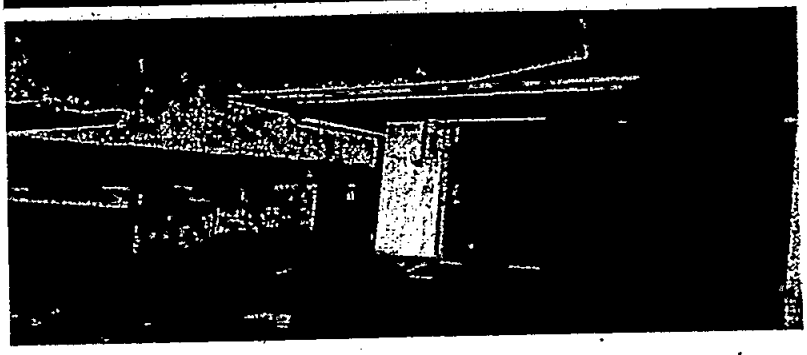
備考、特記事項等	部落探訪（[redacted]）⑪ ※別紙⑫へ続く

13

モニタリング実施報告書

		合議	担当

報告日： 令和元 年7月1日

実施日	令和元年　6月24日　(月)
実施者	熊谷市　人権政策課　鈴木文彦
モニタリング時間	午前・(午後)2時 00分　～　午前・(午後)3時 00分
モニタリングした掲示板名等	□2ちゃんねる　□5ちゃんねる　(　部落探訪　)
書き込まれた日	平成31年1月7日 (月)
アドレス等	
書き込み内容	同和対策で作られた集会所がいくつかあるが、普通の自治会館のような感じで、同和を強調するような掲示物はない。集会所の中に住民の名簿が掲示されているのが見えたのだが、やはりほとんどの名字は[redacted]。ただ、それはワープロ書きの場合で、手書きでは[redacted]とされているのが面白かった。
備考、特記事項等	部落探訪([redacted])、⑫ ※別紙⑬へ続く

モニタリング実施報告書

		合議	担当

報告日： 令和元 年7月1日

実施日	令和元年　6月24日　（月）
実施者	熊谷市　人権政策課　鈴木文彦
モニタリング時間	午前・(午後)2時 00分　～　午前・(午後)3時 00 分
モニタリングした掲示板名等	☐2ちゃんねる　☐5ちゃんねる　（ 部落探訪 ）
書き込まれた日	平成31年1月7日（月）
アドレス等	
書き込み内容	 それ以外は、普通の北関東の農村の佇まいである。 案内人によれば、内玉ではとにかく土地問題が激しいという。市街化調整区域で開発許可を出させるために、「農村だから自由に家を建てられないのは差別だ」と言って役所に押し掛けて連日「人権闘争」活動をする。それで、行政職員を精神病院送りにしたと武勇伝のように語る者もいるという。 かつては、同和対策の住環境や固定資産税の減免目当てであった。 公務員や公務員で、同和地区の場所を正確に把握している訳でもなければ、同和問題についての正しい知識を持っているわけではない。「どこそこのどの名字は部落」といったことが知れるが、どこまで本当か分からない。それでいて「部落は怖い」と刷り込まれている。ゴネた者勝ちの状態である。 だから東京から来た不動産業者は土地問題を利用する。その土地問題が本当の「同和問題」なのかどうかは分からないというよりも、言った者勝ちなのでもはやどうでもいいことである。そして、それは過去のことではなくて現在進行系のことだ。そうでなければ、法務局がわざわざ土地問題への注意を呼びかける必要はないだろう。
備考、特記事項等	部落探訪（[redacted]　⑬ ※別紙⑭へ続く

モニタリング実施報告書

		合議	担当

報告日：　令和元 年7月1日

実施日	令和元年　6月24日　(月)
実施者	熊谷市　人権政策課・鈴木文彦
モニタリング時間	午前・(午後)2時 00分　～　午前・(午後)3時 00 分
モニタリングした掲示板名等	□2ちゃんねる　□5ちゃんねる　(　部落探訪　)
書き込まれた日	平成31年1月7日 (月)
アドレス等	
書き込み内容	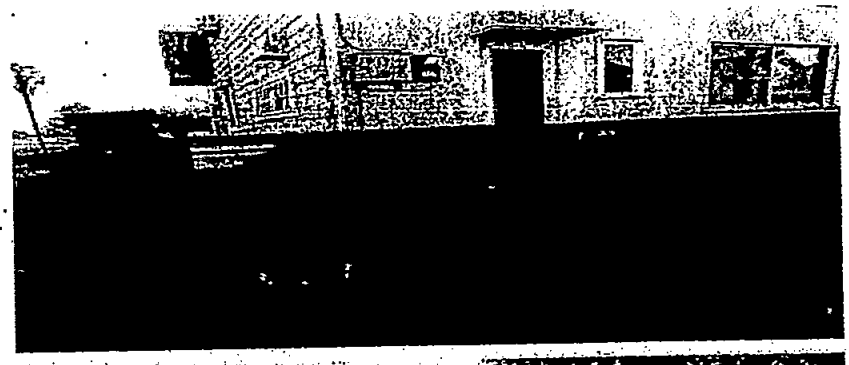
備考、特記事項等	部落探訪 ([redacted])　⑭ ※別紙⑮へ続く

16

モニタリング実施報告書

		合議	担当

報告日： 令和元 年7月1日

実施日	令和元年　6月24日　（月）
実施者	熊谷市　人権政策課　鈴木文彦
モニタリング時間	午前・(午後)2時 00分　～　午前・(午後)3時 00 分
モニタリングした掲示板名等	□2ちゃんねる　□5ちゃんねる　（ 部落探訪 ）
書き込まれた日	平成31年1月7日（月）
アドレス等	
書き込み内容：	さきほどの座席の不法投棄にしても「俺たちに逆らったらここに埋めるぞ、あるいはここには行政の権力は及ばないんだぞ、という目印でしょう」と語る。無論、そんなことはないと思うが、少なくとも熊谷市の行政関係者にはそういった類の意識があるようだ。 そのような状況を無視して、「差別をなくそう」「部落への偏見をなくそう」と言ってみたところで、そのような「啓発」自体が冷しと受け止められるだけだろう。 カテゴリー: 部落探訪 | タグ: 同和, 埼玉 | 投稿日: 2019年1月7日 [https://jigansha.info/2019/01/07/buraku-106/] | 投稿者: 鳥取ループ
備考、特記事項等	

17

正　本
示現舎

別紙13
甲第57号証

Ads by Google
フィードバックを送信　広告表示設定

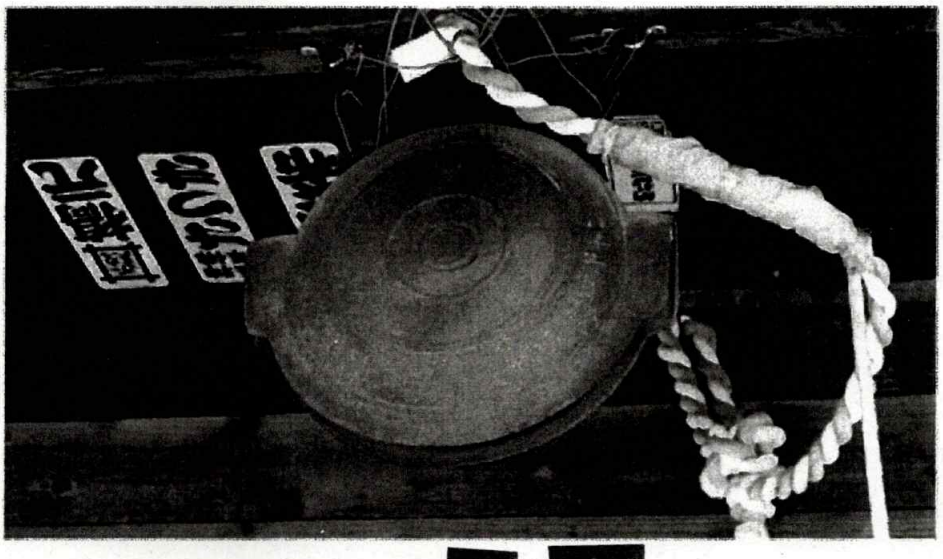

①

曲輪クエスト(357) 上尾市[redacted]・[redacted]

カテゴリー: 曲輪クエスト | タグ: 吉村, 埼玉 | 投稿日: 2024年4月3日 | 投稿者: 宮部 龍彦

7件の返信

By 宮部 龍彦

News Challenger

埼玉県上尾市で同和4団体に補助金が出ているが、その団体名がなぜか秘匿されているというので、調査に訪れた。

上尾市の部落解放運動と言えば、かつて[redacted]が存在した。『新編埼玉県史 資料編 23』によれば、その会員は120名に達し、埼玉県下の水平社の中でも大組織であったという。しかし、その部落がその後どのような経過を辿ったのかについては、あまり情報がない。

②

A

[redacted] 2022年度会計決算報告

（2022年4月1日～2023年3月31日）

【収入の部】　（単位円）

項　目	金　額	備　考
繰越金	122,639	前年度繰越金
会　費	110,000	支部員からの会費
補助金	540,000	市からの補助金
雑収入	391	利子等
合　計	773,030	

【支出の部】　（単位円）

項　目	金　額	備　考
諸集会参加費	44,000	推進会議等参加費等
[redacted]大会費	132,000	大会分担金・参加費
幹部研修会費	4,000	幹部研修会
各種指導者会議	50,000	[redacted]理事会等
支部総会・会議費	49,000	支部総会・会議資料等
研修会費	312,030	各種研修会参加費・旅費
各種負担金	110,000	[redacted]年会費
連絡通信消耗品費	72,000	連絡通信費・消耗品費
雑費	0	
合　計	773,030	

収入合計　773,030
支出合計　773,030
繰越金　0

上記のとおり、2022年度決算報告をいたします。

令和5年3月31日

[redacted]支部長 [redacted]
会　計 [redacted]

[redacted] 2022年度会計監査報告

2022年度[redacted]の収支決算について、金銭出納帳及び預金通帳、現金に基づき会計監査したところ、正確かつ適正に処理されていることを認めましたので、ここに報告いたします。

令和5年3月31日

[redacted]会計監査 [redacted]

③

B

[redacted] 2022年度会計決算報告

（2022年4月1日～2023年3月31日）

【収入の部】　（単位円）

項　目	金　額	備　考
繰越金	118,017	前年度繰越金
会　費	70,000	支部員からの会費（10,000円×7世帯）
補助金	540,000	市からの補助金
雑収入	0	利子等
合　計	728,017	

【支出の部】　（単位円）

項　目	金　額	備　考
諸集会参加費	38,000	推進会議等参加費等
[redacted]大会費	105,000	大会分担金・参加費
幹部研修会費	76,000	幹部研修会
各種指導者会議	52,000	[redacted]理事会等
支部総会・会議費	46,000	支部総会・会議資料等
研修会費	199,159	各種研修会参加費・旅費
各種負担金	110,000	[redacted]年会費
連絡通信消耗品費	82,301	連絡通信費・消耗品費
雑費	0	
合　計	708,460	

収入合計　728,017
支出合計　708,460
繰越金　19,557

令和5年3月31日

[redacted]会計 [redacted]

[redacted] 2022年度会計監査報告

2022年度[redacted]の収支決算について、金銭出納帳及び預金通帳、現金に基づき会計監査したところ、正確かつ適正に処理されていることを認めましたので、ここに報告いたします。

令和5年3月31日

[redacted]会計監査 [redacted]

④

2

C

[redacted]2022年度会計決算報告

(2022年4月1日～2023年3月31日)

【収入の部】 (単位円)

項　目	金　額	備　考
繰越金	187,689	前年度繰越金
会　費	25,000	支部員からの会費(5,000円×5人)
補助金	270,000	市からの補助金
雑収入	1	利子等
合　計	482,690	

【支出の部】

項　目	金　額	備　考
全国関係集会	0	全研・東日本研究集会等
県内集会	27,600	人権フェスティバル等
中央集会費	0	[redacted]中央集会
県協総会	60,400	[redacted]大会・[redacted]総会
県委員会	20,000	県委員会
県協分担金	75,000	[redacted]会費・[redacted]分担金
女性部費	0	みなくるフェスタ
単協協同き	12,000	各協同き
行政交渉	8,000	行政交渉参加費
行政委員会	0	集会所運営委員会等
支部運営費	169,000	通信費・消耗品費・図書購入費
雑費	0	
合　計	372,000	

収入合計　182,690
支出合計　372,000
繰越金　110,690

上記のとおり、2022年度決算報告をいたします。

2023年3月31日

[redacted]
支部長 [redacted]
会　計 [redacted]

[redacted]2023年度会計監査報告

2022年度[redacted]の収支決算について、金銭出納及び預金通帳、現金に基づき会計監査したところ、正確かつ適正に処理されていることを認めましたので、ここに報告いたします。

2023年3月31日

[redacted]
会計監査 [redacted]

(5)

2018年なし

D

[redacted]2022年度会計決算書

(2022年4月1日～2023年3月31日)

【収入の部】 (単位円)

項　目	金　額	備　考
繰越金	234,047	前年度繰越金
会　費	75,000	支部員からの会費(15,000円×5)
補助金	270,000	市からの補助金
雑収入	1	利子等
合　計	579,048	

【支出の部】 (単位円)

項　目	金　額	備　考
全国集会費	8,600	全国研究集会、全国大会
中央行動費	0	[redacted]集会
[redacted]費	18,400	県委員会
[redacted]研修費	0	[redacted]大会、単同き研修会
行政交渉費	0	行政、教育、人権保育交渉
[redacted]費	30,440	[redacted]大会、研修会
会費・分担金	75,000	[redacted]会費・[redacted]分担金
支部総会費	31,405	支部総会
連絡通信消耗品費	261,496	各種連絡通信費・消耗品費
合　計	425,401	

収入合計　579,048
支出合計　425,401
繰越金　153,647

[redacted]2022年度会計監査報告

2022年度[redacted]の収支決算について、金銭出納及び預金通帳、現金に基づき会計監査したところ、正確かつ適正に処理されていることを認めましたので、ここに報告いたします。

令和5年3月31日

[redacted]会計監査 [redacted]

3

(6)

上記が、上尾市が情報公開請求に対して部分開示した同和関係補助金の文書なのだが、なぜか団体名までもが黒塗りにされている。

⑦

当地には立派な白山神社がある。

第137図　武蔵[redacted]
今分かれた[redacted]だけが部落となって居ります。神社に永仁6年の板碑があります。

⑧

柴[redacted]『別所と特殊部落の研究』に「武蔵[redacted]今分かれた[redacted]だけが部落となって居ります」と書かれている。これは、何を意味するのだろう。本田とは小字なのだろうか？白山神社がある場所は部落ではないということか？

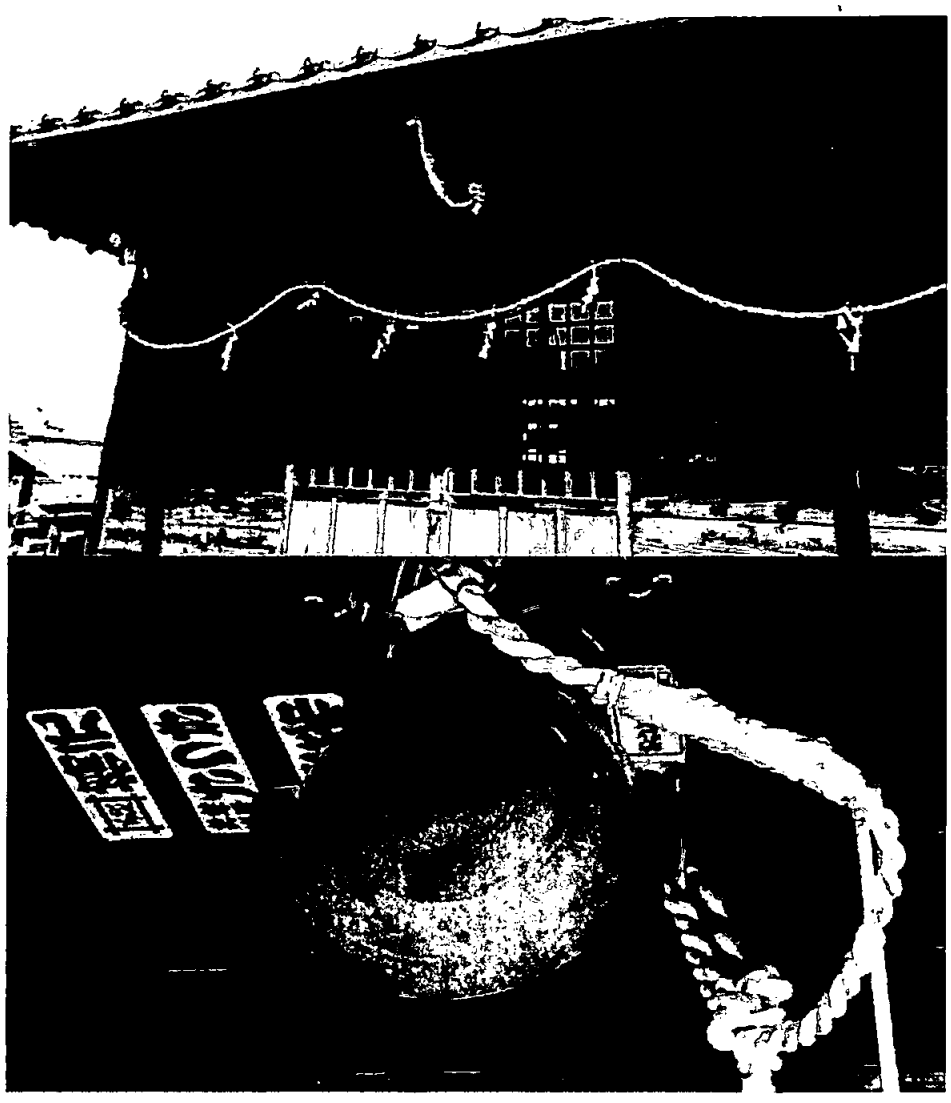

(9)

鰐口に「文久三癸亥」と書かれている。Xで教えてもらったのだが、これは1863年のこと。つまり幕末に作られたものである。

この形、見覚えがあると思ったら、驚くべきことに群馬県[redacted]の白山神社にあるものと、年も形も同じである。

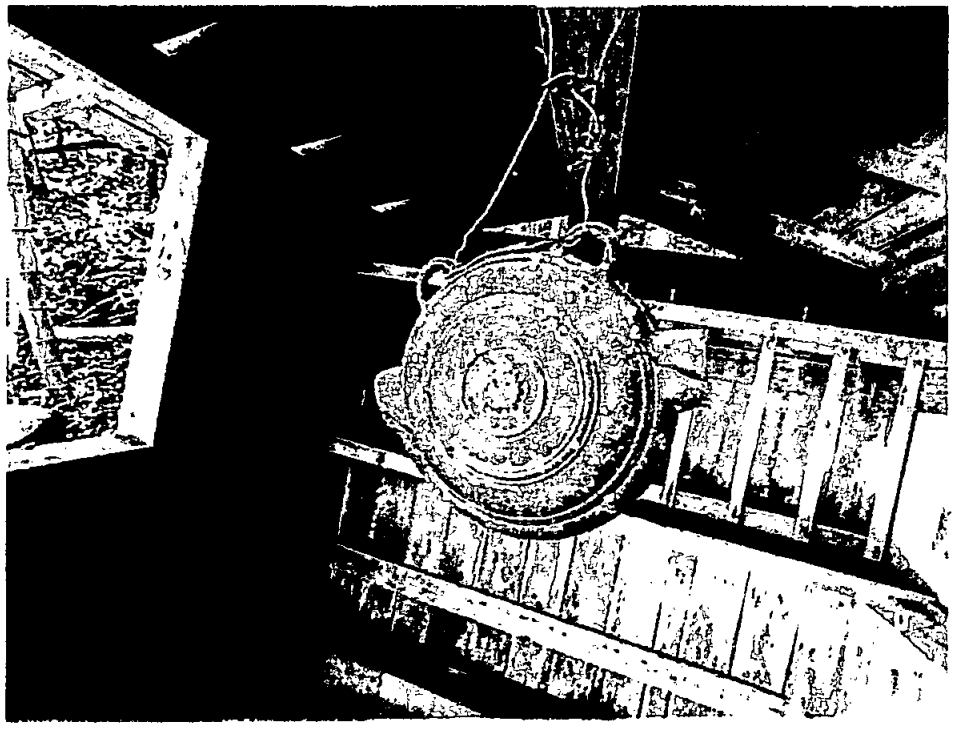

(10)

つまり、同じ年に同じ形の鰐口が作られ、それが上州と武蔵の白山神社に納められたということだ。同じ鰐口を見かけたら、ぜひ本サイトにご一報頂きたい。弾左衛門配下の部落に納められたということが考えられるが、部落以外の神社、白山神社以外の神社にも同じものがある可能性もある。

(11)

社殿の中にはミカンと酒が備えられている。今も大切にされていることが分かる。

(12)

ところで、境内には世話人として［　　］という人物が2人刻まれている。白山神社周辺には、確かに　　という家が何軒かある。なお、　　という名字は北関東では比較的ありふれていて、土屋市の一般地区にも多い。

(13)

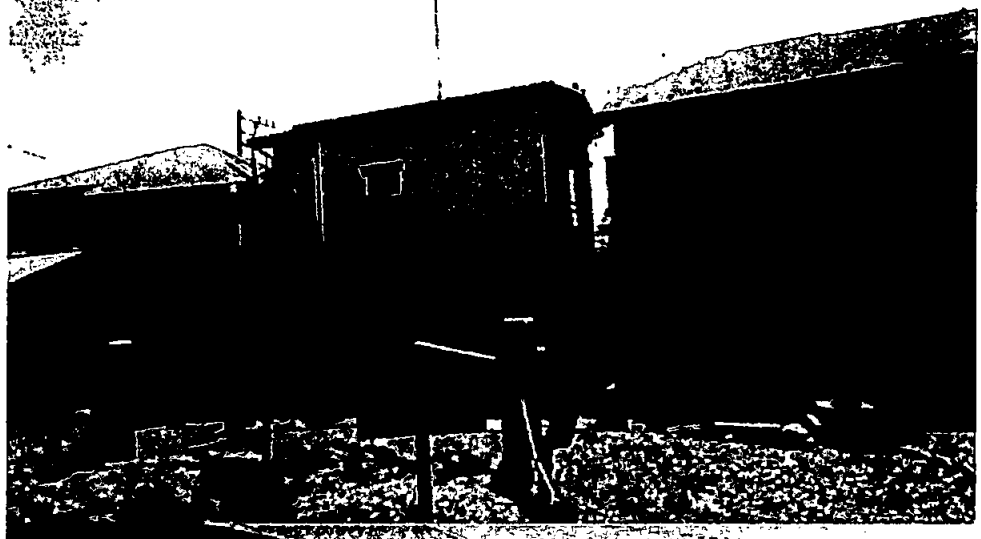

(14)

(15)

(16)

(17)

(18)

白山神社には、他にお稲荷さんや、仁王様らしきものがある。

(19)

さて、部落内はと言えば、昔ながらの家はほぼ壊滅で、新しい住宅が多数建っている。広い敷地のあるアパートの片隅には、かつての屋敷神であったであろう稲荷神社がある。

(20)

敷地が広い家の表札を見ると、[redacted]の他、[redacted]、[redacted]など。また、住民から[redacted]さんも多いよと教えていただいた。

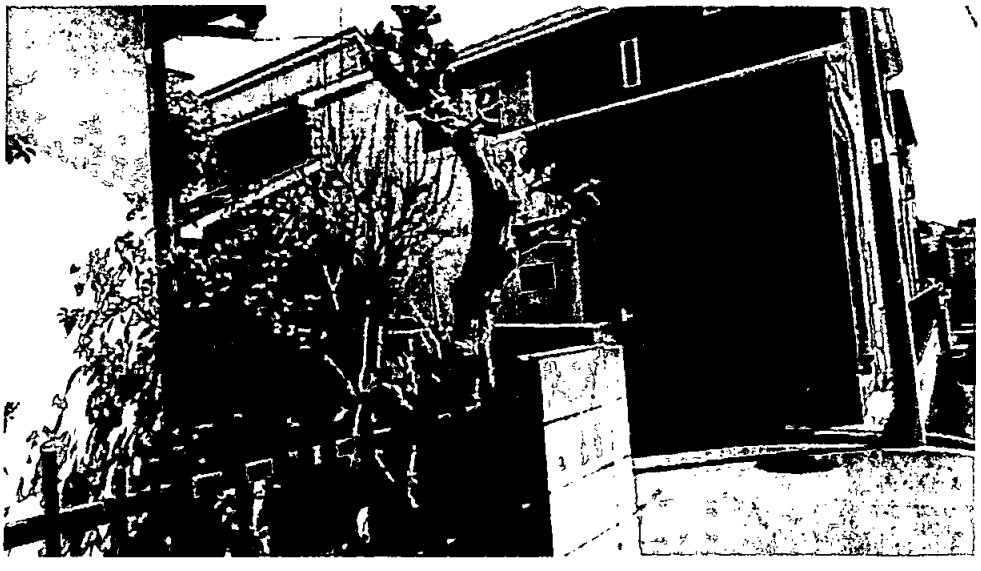

(21)

大変貴しい方から、昔のことを聞くことが出来た。

戦前は確かに[redacted]が存在し、部落解放運動が活発であった。[redacted]が配した[redacted]の意味は、[redacted]の中でも[redacted]と[redacted]があった。現在の自治会に当てはめれば、[redacted]が[redacted]であり、[redacted]が[redacted]に該当する。

(22)

[redacted]山神社は[redacted]にも存在し、今は跡形もないが、この写真の場所辺りに30年くらい前まであったという。

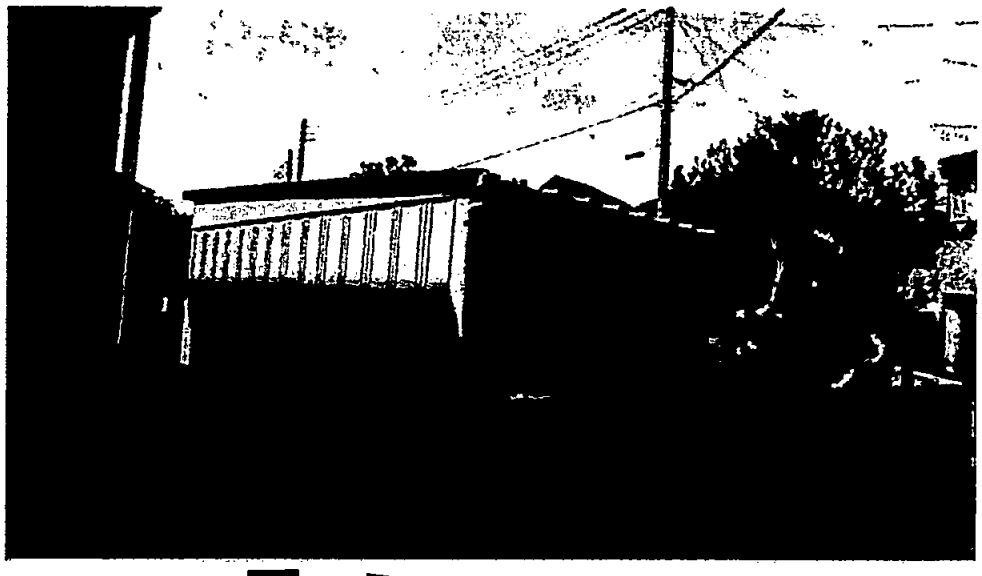

(23)

戦前は小作人の村で、[redacted]よりも[redacted]が貧しかったという。どちらかと言えば差別対象となったのは[redacted]で、[redacted]の子が貧乏だからと馬鹿にされて虐められていたのを、[redacted]の子が助けてやったという武勇伝を聞かされたと、懐かしそうに語っていた。

(24)

[redacted]には地主もおり、あまり差別されいるという意識はなかったが、[redacted]と[redacted]は仲間であり、対外的にはどちらも部落と見られていたようである。古老によれば、結婚差別や就職差別については、戦後を生きた自分としては個人的に実感はなかったが、昔大人の会話を聞いていたところではあっただろうな、ということだ。

(25)

しかし、戦後にGHQの力を背景に農地解放が行われると、状況は大きく変わった。かつては貧しかった小作人も土地を持つようになった。

(26)

そのような中で、土地を持て余した住人は土地を売って部落を出るようになった。残っているのは土地を守ろうという相応の覚悟をした人だけなのだという。そうして、水平社運動は自然消滅した

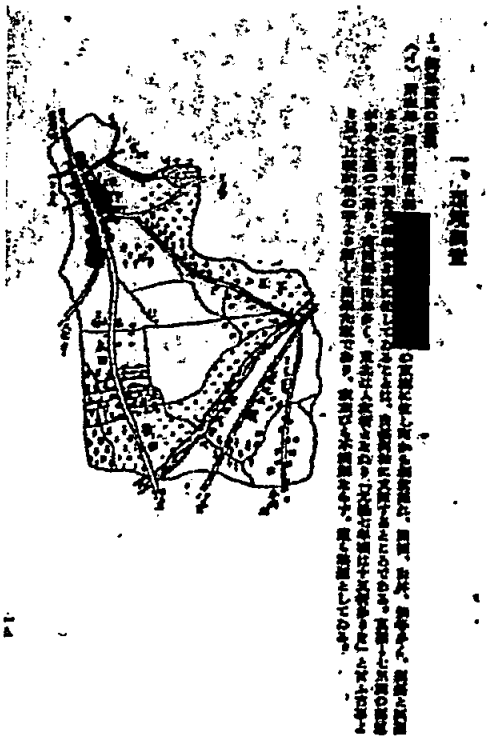

(27)

口が悪い「らんらん」というXユーザーに、戦時中の　国民学校に於ける同和教育の実際』にこの部落のことが書かれていると教えていただいた。当時の戸数は137戸。なお、現在は[redacted]だけでも400戸くらいあると聞いた。当然、ほとんどはよそから来た住民だ。

(28)

現地で聞いた名字と、資料に出てきた名字の分布はこの様になる。部落に多い傾向はあるが、いずれも士尾市では一般にもあり得る名字だ。

宗教は主に曹洞宗、一部は浄土真宗。

(29)

複数の保育所があり、若者や子供が多く、既に融和している。保育所を経営しているのも、昔からの住民であり、各々の大変な努力があったという。

白山神社の氏子が昔からの家になるのではないかと聞いてみたが、新しい住民の有志で白山神社の祭りに加わる人も多く、実際の氏子が何世帯かということも、もはや分からないそうである。

(30)

戦後にも同和事業の話があったが、関心を示すのは一部だったという。

31

32

なお、昭和初期の記録では[redacted]に2戸の部落があったとされる。これは、[redacted]で、[redacted]から1段降りた部分が[redacted]の境界からはみ出て[redacted]になっている部分であろう。確かに昭和初期の航空写真にも見える[redacted]に多い名字の家が2軒あったが、新しい家と混じっている。実際に現地を訪れて、過去の航空写真と比較して研究しなければ、気がつかないだろう。

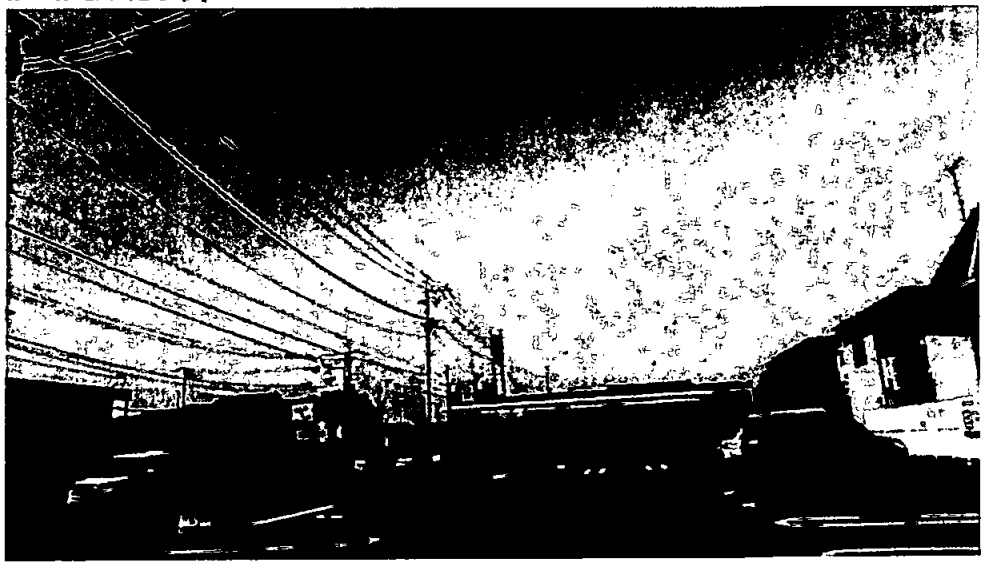

33

部落の[redacted]集会所がある。ここでは現在貸館業務に特化しており、職員への年1回の人権研修があるが、同和団体の活動は行われていないということであった。

ただ、令和５年度上尾市立[redacted]集会所運営委員会の資料には、運営委員会として部落解放同盟[redacted]支部、部落解放北足立郡協議会[redacted]支部の名前が出てくる。一部の住民にしか認知されていないが、解放同盟と北足立郡協議会（郡協）の支部があるのは間違いないようだ。

Ads by Google
フィードバックを送信 広告表示設定 ⓘ

ある古くからの住民は、例の黒塗り資料について、このような団体の活動は知らないし、隠すのもおかしなことだと首をかしげる。こんなことにお金を遣うなら、若い人や子供のためにもっとお金を遣うべきだと語った。はっきり言えば、[redacted]に関しては必要ない事業という。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 【速報】派閥裏金事件 処分者 39人リストを入手
【安堵町 同和荒廃】住民訴訟で 勝訴した住民が 検察審査会に 審査申し立て →

コメントを残す

メールアドレスが公開されることはありません。 * が付いている欄は必須項目です

コメント *

名前

メール

サイト

コメントを送信

次の形式の画像を添付することができます：GIF, PNG, JPG, JPEG

ファイル選択 選択されていません

日本語が含まれない投稿は無視されますのでご注意ください。（スパム対策）

15

「曲輪クエスト(357) 上尾市[redacted]」への7件のフィードバック

人権の季節　2024年4月3日 7:30 PM

関東の人たちは団体に入ってなくても8〇3とつながりはある。
#8bbfb06bd965f0327f87669b878ab09e
返信 ↓

Ads by Google
フィードバックを送信　広告表示設定 ①

佐藤真一　2024年4月5日 10:09 PM

おつかれさまです。
３０年前まで、近くに住んでいました。
都会とは隔絶された部分もあると思いますが
現在は、うまくやっているように見えます。
返信 ↓

匿名　2024年4月10日 11:38 PM

お笑いコンビ[redacted]」はこの[redacted]出身なので[redacted]です
#607a5de15e3e1804961cbdf788a192d4
返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2024年4月11日 10:17 AM

名字から推定すると、[redacted]の部落でない方ですね
返信 ↓

Ads by Google
フィードバックを送信　広告表示設定 ①

関連記事

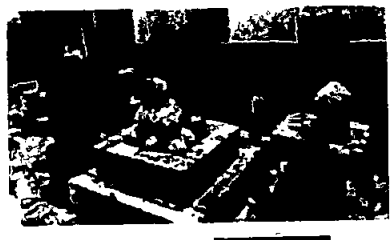

曲輪クエスト(374) 甲州市 勝沼町[redacted](コメント1)

曲輪クエスト(373) 笛吹市 御坂町[redacted](コメント6)

曲輪クエスト(372) 坂出市 川津町[redacted](コメント10)

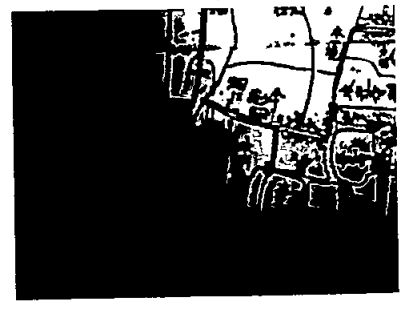

曲輪クエスト(371) 沼津市[redacted](コメント8)

16

甲第58号証

Ads by Google
フィードバックを送信 広告設定

曲輪クエスト 書籍 情報提供・連絡先

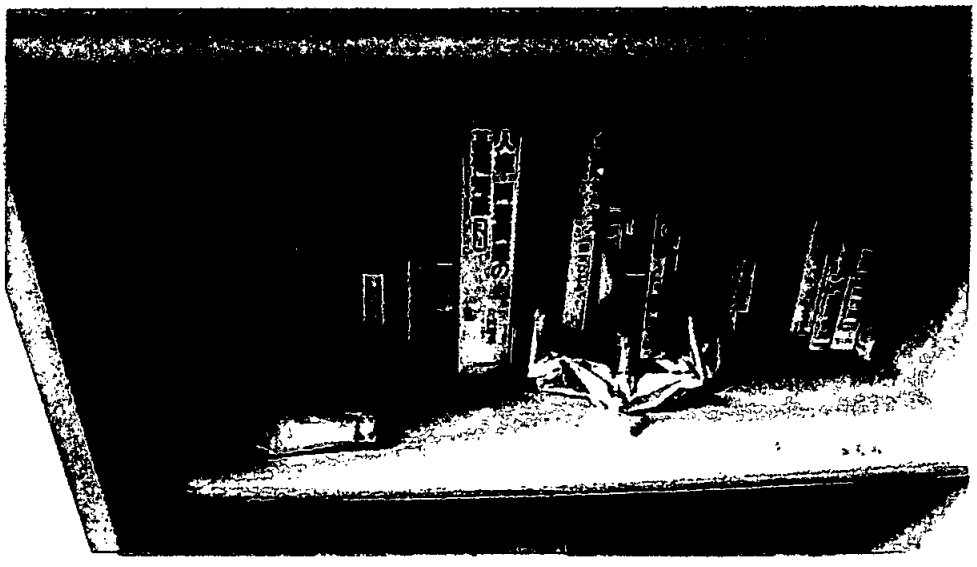

①

曲輪クエスト(358) 上尾市[redacted]

カテゴリー: 曲輪クエスト | タグ: 古村, 埼玉 | 投稿日: 2024年4月10日 | 投稿者: 宮部 龍彦

9件の返信

By 宮部 龍彦

News Challenger

[redacted]は、[redacted]が記録に残している。[redacted]については、戦後は同和地区指定がされたと見られ、同和対策で作られた[redacted]集会所がある。

しかし、そのことは上尾市民には、ほとんど知られてないであろう。

②

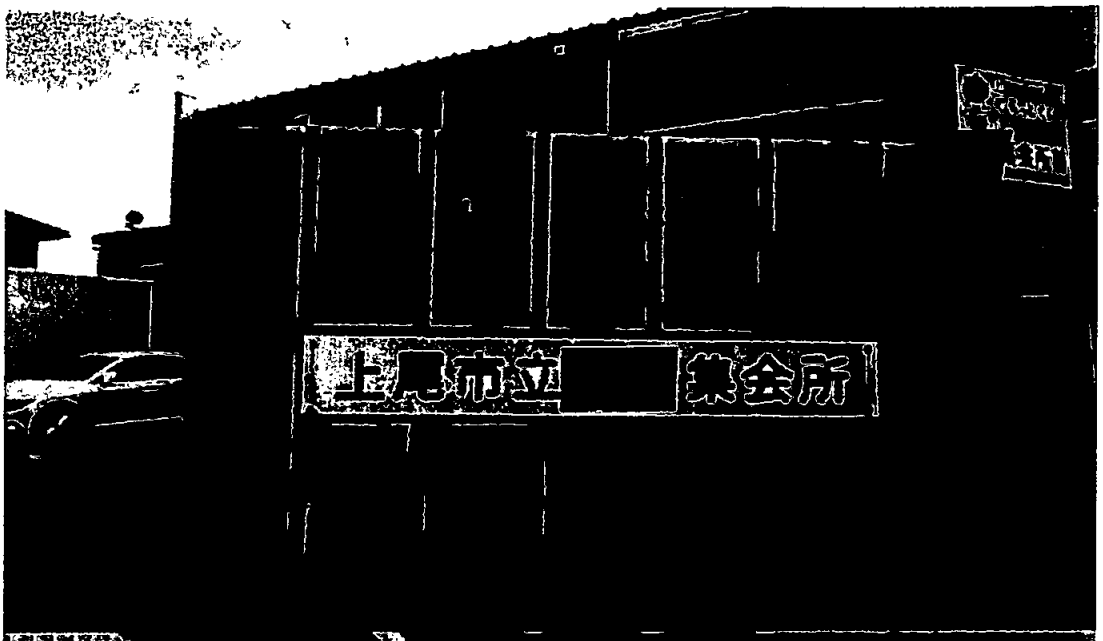

③

④

ここがその[redacted]集会所。[redacted]と同様に、今は貸館事業だけがされている。ただ、月に1回「部落解放北足立郡協議会（郡協）[redacted]支部」の会合があるという。

⑤

今はただの公民館と変わらないというが、本棚には同和だの人権だのといった本がある。しかも、比較的新しい本もある。市役所が買って持ってくるのだが、誰も読む人はいないのだそうだ。

(16)

[redacted]は次の通りに記している。

○今は僻遠の地であるが、[redacted]から来る、上古の山道と、川越から来る道との、[redacted]に位置する。

○戸山神。

○農家である。[redacted]の[redacted]のもの三十戸。[redacted]へ分かれたものが、二十戸。一つ曲輪であるが、村は違ふ。何れも農家の広い構へで、富裕に暮して居る。

○小教谷の曲輪は、昔は無かったもので、芝刈と称する家に（草分けの義であらう）。戸山神社を祀つてる。その石祠に

文政三辰二月十一日

戸山大権現

願主[redacted]

と刻まれて居る。今の代は、夫から五代目にあたり、[redacted]が祖先と言ふから、文政頃に、[redacted]に分かれたものらしい。五代に二十一軒に殖えたのは、土地が広濶の為であらう。[redacted]も、[redacted]も、実に濶い曲輪で、各自の家も、生籬を囲らした、門構へである。

[redacted]の戸山神は、立派なものであったが、明治四十年代に、諏訪神社に合祀されて、今桑畑となって居る。この曲輪は、殆ど[redacted]、[redacted]二姓のものである。当初の草分けは二軒であったらうか。老人達の話す事に、明治十三年まで、戸山様の境内に、それはそれは、大きな欅の大木があった。中は洞になって、その老人連は、子供の折に、中を潜って遊んだもので、廻り三十五、六尺ば堅かつたと云。[redacted]の[redacted]の大欅と、どちらでしたと言へば、テンデ問題ではないと言ふ。然らば[redacted]の[redacted]神社の大欅と、どちですかと言へば、まだまだ、大きいと言ふ。其一人は、枝が[redacted]の大欅位はあったと云。水田まで、枝がかぶって居ったと言ふから、測って見たら二十間近かった。夫れが明治十三年の暴風に、吹き倒されて仕舞ったので、東京の材木屋へ売却したと云。倒れたときに、鳥居は潰れたが、本殿は不思議に潰れなかったと云。話半分としても、樹齢鎌倉初頭へ上る事は、慥かであらうか。

3

○起源を聞いたら、[redacted]の名主の家来と伝へられて居るとの答であった。[redacted]の名主とは、今日没落して、東京へ出たとの事であるが、先祖は[redacted]と言ひ、天正頃の人で、此地の地頭であったらしい。

村内[redacted]蔵古文書に、

[redacted]之内、徳正寺門前共に、任佗言、諸役免許、可為不入者也。仍如件

天正十七己丑八月廿八日

門阿弥拳

[redacted]殿

とある。これは岩槻城主太田氏が出したものと言はれ、門前共とは、取りも直さず、曲輪の人で、佗言とは、先例を言ひ立てて、願出たもので、軍作りの註文から、諸役免除されたものとは、違である。乃ち守護不入の昔が、恋しかったのであらふが、夫れが、子孫今日の悲運をなしたもので、早く帳内者となれば、一般百姓と、勝しも変る理は無かつたものである。

○対岸荒川を隔てて、比企郡[redacted]であるが、また[redacted]とも境し、[redacted]の人会である。

荒川は寛永以後の新堀で、それまで比企郡との境に、川はない。荒川が開通されたので、街道は[redacted]へ移ったもので、前後次第に、開村開地となったものであらう。

もとは[redacted]の[redacted]の曲輪が[redacted]に分かれ、ほとんどの家は[redacted]か[redacted]なのだという。そこで、2つの名字の分布を検証してみた。確かに部落には集中しているが、周囲にもそれなりに存在している。

(17)

4

⑧

⑨

墓地から、宗派はおそらく時宗であろうと推定した。ただ、現在は禅宗や日蓮宗（創価学会）の墓石も混じっている。宗旨替えした家もあったのだろう。

⑩

ここには地蔵菩薩が刻まれた板石があり、非常に珍しいもので、南北朝時代のものだという。

(11)

上尾市の指定文化財になっている。

(12)

昭和初期の産業は履物や養蚕。菊池山哉は富裕に暮らしていると記述している一方、生活程度は下だったという記録もある。

(13)

現地を見る限り、もともと立派な家が多かったように見えるので菊池山哉の記録が正しいのではないだろうか。ただ、農家ではなかったのは間違いない。

(14)

古くからの家は明らかに造園業...

(15)

...あるいは自動車に関わる仕事をしている。

(16)

先日、静岡の川勝平太知事が農家を見下すような発言をして辞職に追い込まれたが、実際のところ農家として成功するには知識とノウハウが必要だ。土地ごとの特性もあるから、土地があるからと言っていきなり始められるものではない。

7

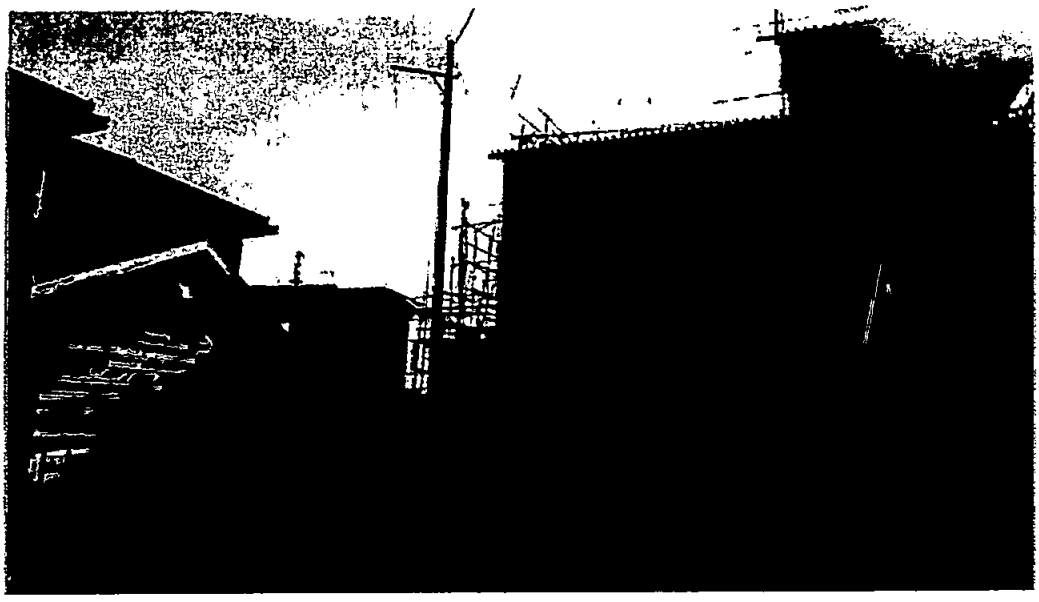

(17)

それに、戦後になって草履作りや養蚕から転業するとしたら、農業をやるよりは、造園や自動車の方が収入がよかったのだろう。

(18)

住民に、解放同盟の活動はあるのかと聞いてみると、「ああ、同和のことか、だったらあそこに聞け」と言われた（写真の家ではない）。言われたとおりにすると、自協と解放同盟が活動していることが分かった。自協は解放同盟から分かれた派閥なのだという。

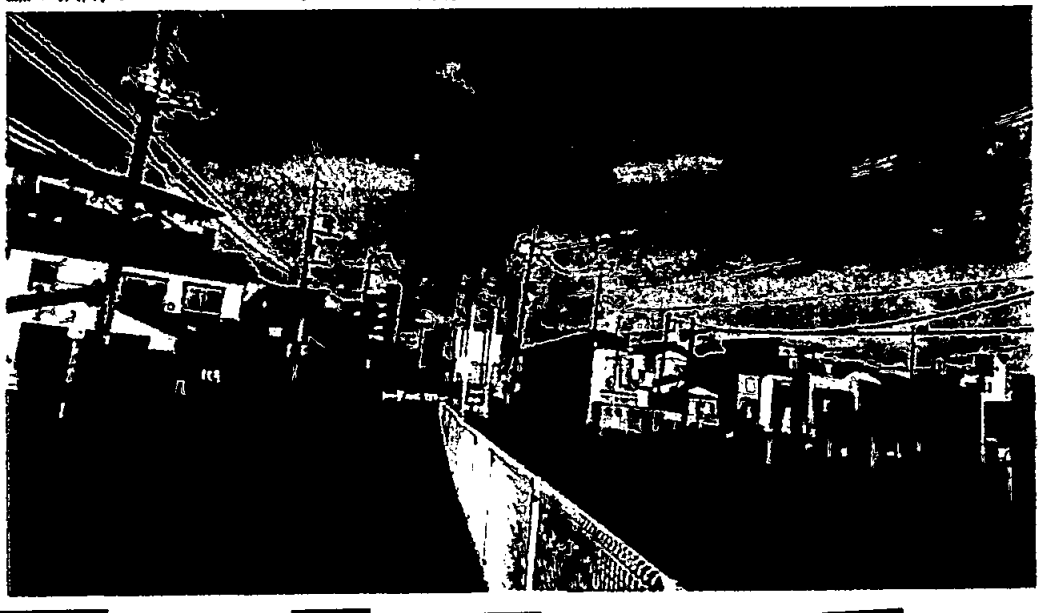

(19)

[redacted]が記した通り、[redacted]にも[redacted]という家がある。それら[redacted]と隣接した場所に集中している。どちらかと言えば[redacted]が多く、しかも[redacted]よりも豪邸ばかりである。

(20)

[redacted]の家屋の間に、新住民による比較的小さな家があるという状態だ。

(21)

[redacted]にも集会所があるが、こちらは公民館という名前で、自治会の管理であり、[redacted]のものより新しい。

(22)

[redacted]については、見た目からは全く部落とは思えないどころか、同和地区としての扱いもされなかったのではないか？

23.

[redacted]には既に「[redacted]神社はなく、[redacted]神社の氏子だと言うので行ってみた。

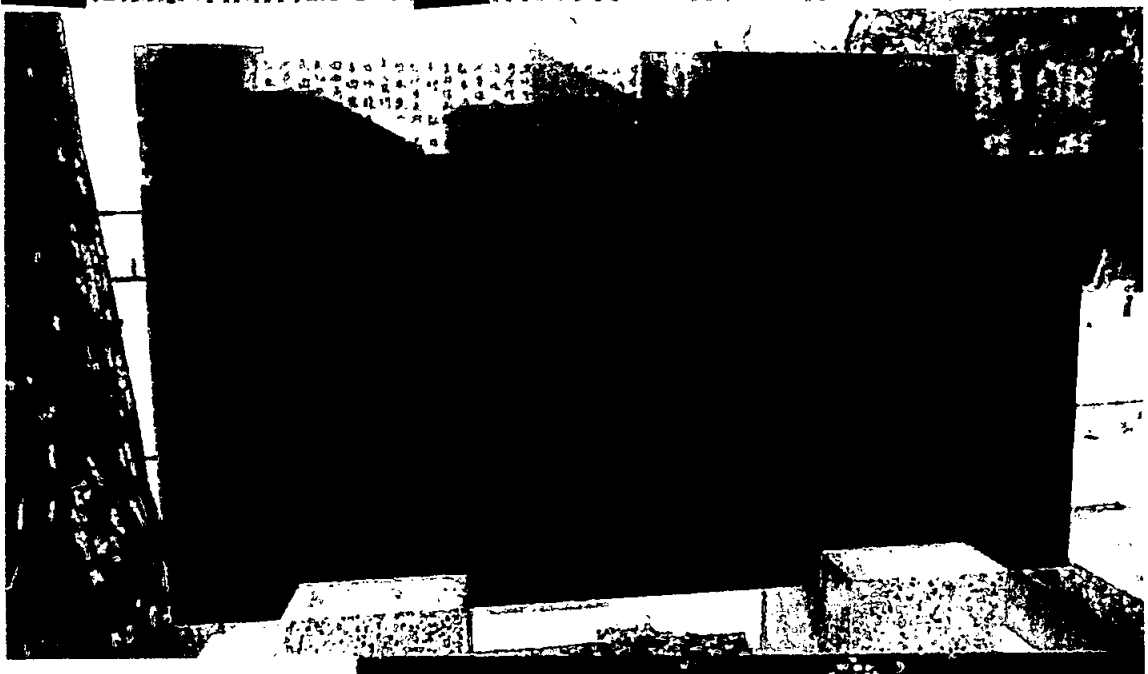

24.

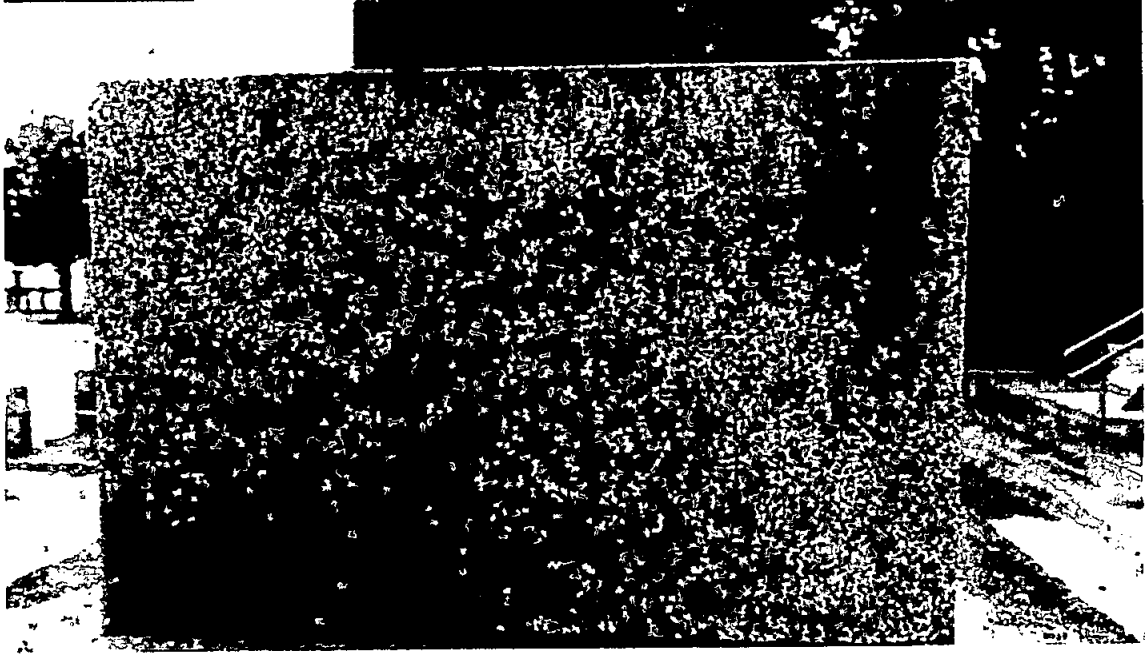

25.

しかし、どうだろう？確かに[redacted]、[redacted]の名字が混じっているが、1つか2つだ。これは“一般”ではないか。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。 同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 川崎市を提訴しました
【左翼化する 自民党】解放の 票狙い？山口 壮 衆院議員が 部落差別解消推進法改正を 画策！ →

コメントを残す

メールアドレスが公開されることはありません。 * が付いている箇は必須項目です

コメント *

名前

メール

サイト

コメントを送信

次の形式の画像を添付することができます：GIF, PNG, JPG, JPEG

ファイル選択 選択されていません

日本語が含まれない投稿は無視されますのでご注意ください。（スパム対策）

「曲輪クエスト(358) 上尾市 [redacted] への9件のフィードバック

似非東南アジア系保育士？ 2024年4月10日 11:53 AM

人権団体って一般地区の出身者で入っている人は本当に精神障害者が多いのですか？
#41a2b458512775c650a454138e78858f

返信 ↓

←

Ads by Google
フィードバックを送信 広告表示設定 ⓘ

匿名　2024年4月10日 5:11 PM

複数IDで自作自演してコメント欄を荒らしていた#600bcの投稿が消されていますね。
ついに投稿禁止処置か。
#278fc8072e7ea50eb3a86d186f3b8843

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2024年4月11日 10:16 AM

狂ったように連投するので、大事なコメントが埋もれてしまうので、一旦BANしました

返信 ↓

匿名　2024年4月11日 2:13 AM

整理すると、

1. [redacted]
   ・屋敷数　：三十戸（昭和10年頃）。
   ・白山神社：神仏習合で諏訪神社へ合祀。
   （村内9社が合祀）
   諏訪神社は村社へ昇格。

2. [redacted]※八合神社由来ではこの様に記載
   ・屋敷数　：二十戸（昭和10年頃）。
   文政頃に[redacted]より分村。
   ・白山神社：元は草分けの屋敷神。
   神仏習合で氷川社へ合祀。
   （村内39社が合祀）
   氷川社は八合神社へ改名。

同様の奉納者の碑もある様なので、諏訪神社[redacted]も確認した方が良かったのではないかと。
但し、合祀後の両神社は村社の扱いなので、曲輪の姓で埋めつくさていれるとは考え難いのですが。

上に掲載の「八合神社社務所改築寄附者芳名」では、
凡そ400名余りとして[redacted]が5名、[redacted]は6名。
内、字小敷屋は[redacted]3名、[redacted]2名。
村内39社が合祀されているのだから、全氏子数の比率から見ればその位のものなのか。
共に多数姓なので、残りの字の6名を「曲輪の者」と決めつける事は出来ないでしょうね。

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2024年4月11日 10:22 AM

[redacted]の白山神社は八合神社に合祀されたのではないかと思ったのですが、これで確信を持てました。ありがとうございます。
実は日暮れ近くなってしまったので諏訪神社に行く前に時間切れになってしまいました。

返信 ↓

Ads by Google
フィードバックを送信　広告表示設定 ⓘ

匿名　2024年5月8日 12:24 AM

ずっとリクエストしていましたが、記事にしていただきどうもありがとうございます。
[redacted]は50年前には既にニュータウン化が進んでいたのと、今は完全に当時の道も潰されて、地形も分からなくなっています。
豪邸が多いのはバブル期に土地の値段を釣り上げた人が多いせいです。
小学生でお年玉が100万と言う子もいました。
旧住民は豪邸、ニュータウンはサラリーマン世帯です。

ただ、同和地区だった面影は[redacted]の地形に残っています。
以前はそこは沼地であり、雨が降ればすぐに水で氾濫し、ゴキブリとネズミが大量に発生していました。

30年前には、商店街に続く道には違法に出店された露店が続いていました。
そこでは警察が機能していない事を知っており、子供たちも万引きやバスの無賃乗車は当たり前。
道には轢かれた犬の死骸が転がり。
新たに入ってきたニュータウンの日本人は徹底的に差別され、気にくわない人には10年ほど前まで尾行が付きました。

周囲の埼玉県民も、古くからの人はここは埼玉県一治安が悪いというので有名です。

削除命令の事もありますので、これ以上はXのメッセージで情報をお送りいたします。
#e96958f06fc60d91e610b3d59d8fed81

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2024年5月8日 2:14 PM

リクエスト頂いたのですね。奇しくも上尾市の方と同行できるようになり探訪を果たせました。
ぜひメッセージお待ちしております。

返信 ↓

Ads by Google
フィードバックを送信　広告表示設定 ⓘ

Ads by Google
フィードバックを送信　広告表示設定 ⓘ

匿名さん　2024年6月19日 1:17 AM

昔上尾市の[redacted]に住んでいました。
[redacted]と[redacted]のすぐ近くです。
[redacted]には友人もおり(今思えばかなり風変わりな子)、その人の家の近くに遊びに行くこともありました。
子供ながらに疑問だったのですが、彼の家は周囲と比較した明らかに標高が低く、下り坂を下っていた行き止まりに何軒かまとまって存在していました。
部落地域では周囲より標高を低くして家を建てるというケースは多いのでしょうか？

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2024年6月19日 9:06 AM

標高というのはあまり関係がありません。
ただ、関東では動物の解体作業をするために、谷の奥、川に囲まれた場所、重厚な生け垣で囲まれているというケースは見ます。

返信 ↓

13

甲第59号証

示現舎

Ads by Google
フィードバックを送信 広告表示設定

曲輪クエスト(359) 北葛飾郡[redacted]

カテゴリー: 曲輪クエスト | タグ: 古村, 埼玉 | 投稿日: 2024年4月24日 | 投稿者: 宮部 龍彦

11件の返信

By 宮部 龍彦

News Challenger

この曲輪については文献を探してもあまり情報が見つからない。

しかし、[redacted]＋同和で検索すると、「[redacted]集会所設置及び管理条例」が出てくる。もとは「[redacted]同和対策集会所設置及び管理条例」という名称で、教育委員会の管轄なので、同和対策の教育集会所であることが分かる。

②

③

その[redacted]集会所がここである。

④

妙に頑丈な門があり、入りにくい状態になっているのが気になる。

[redacted]＋部落解放で検索すると[redacted]の教育」という資料が出る。資料には「[redacted]集会所運営審議会」として部落解放同盟[redacted]支部の会員が掲載されており、いずれも[redacted]である。

[redacted]集会所

◎ **集会所はどんな施設か**

部落差別を解消するため、地域住民の教育の機会均等を保障し、教育・文化の向上と地域住民の同和問題に対する正しい理解と人間関係の改善をとおし、明るい地域社会づくりをはかるために設置した社会教育施設である。

したがって、地域の集会所として住民が気軽に利用し、ふれあいを深めることができるよう、さまざまな配慮、工夫をしている。

◎ **集会所事業のねらい**

1．地域住民の自主的、組織的教育活動を助長し、教育・文化水準の向上を図る。
2．集会所の利用をとおして、地域住民の同和問題に対する正しい理解と人権意識の高揚を図る。
3．地域住民相互の交流をとおして、よりよい人間関係を醸成する。

◎ **集会所事業内容(例)**

1．学級～小・中学力向上学級、女性学級、高齢者学級、各種学級、その他
2．講座～人権教育推進者育成講座、その他
3．諸集会～懇談会、研修会、交流会、その他

◎ **集会所の利用の方法**

(公共的利用を通して、地域の連帯感を育てる場として)

1．映画会・講演または話し合いの場
2．趣味をのばす会の会場
3．人権問題についての学習をはじめとして、社会における人間関係の改善を学習する場
4．生活の知識、技術および職業の知識、技術等を身につけ、生活水準の向上、および解放への意欲を図るための学習
5．子ども、青年、女性、高齢者たちが、それぞれに、集まって、懇談会等をする場

◎ **施設の概要について**

(平　面　図)

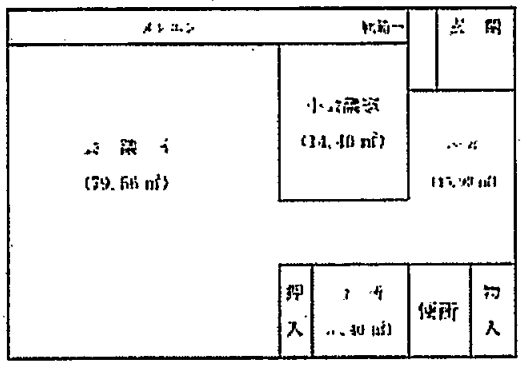

- 名　　称　[redacted]集会所
- 構　　造　木造平家
- 敷地面積　405㎡
- 建坪面積　127.17㎡
- 着　　工　昭和50年12月1日
- 竣　　工　昭和51年3月31日
- 増築竣工　昭和59年10月31日

(5)

内部の図も掲載されている。

それにしても、ここまで部落や同和を強調する必要はあるのだろうか？

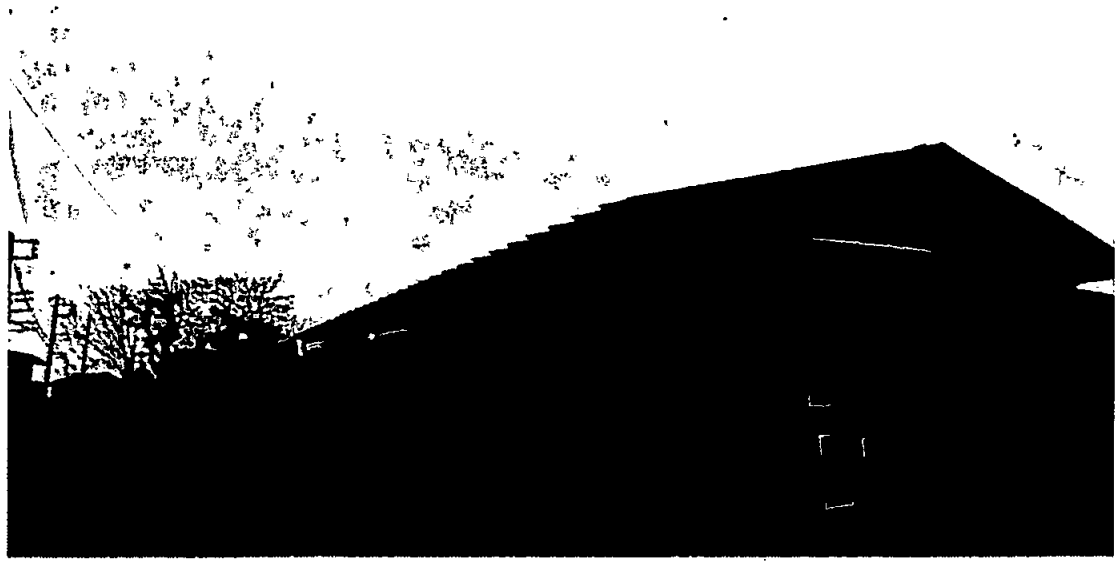

⑥

外からは同和や部落や人権といった掲示物は見えないので、町の資料を見ないと、同和施設とは気づかないだろう。

⑦

そして、関東の部落と言えば白山神社だ。

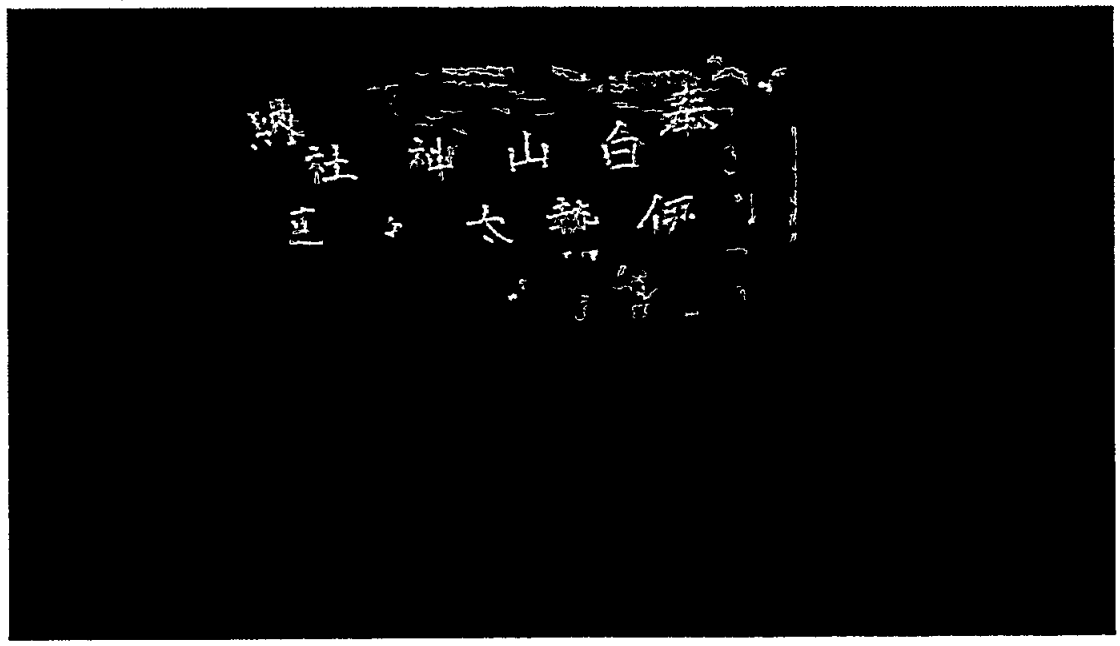

⑧

中には大正時代の奉納板がある。ここには[redacted]が6名ある。

⑨

村唯の人に聞いてみた。これは村の共同所有で40年ほど前は毎年白山神社のお祭りが行われていたそうだ。そして、2020年頃までは世話役の人が小さな祭りをしていたのだが、今は完全に放置されている状態だという。

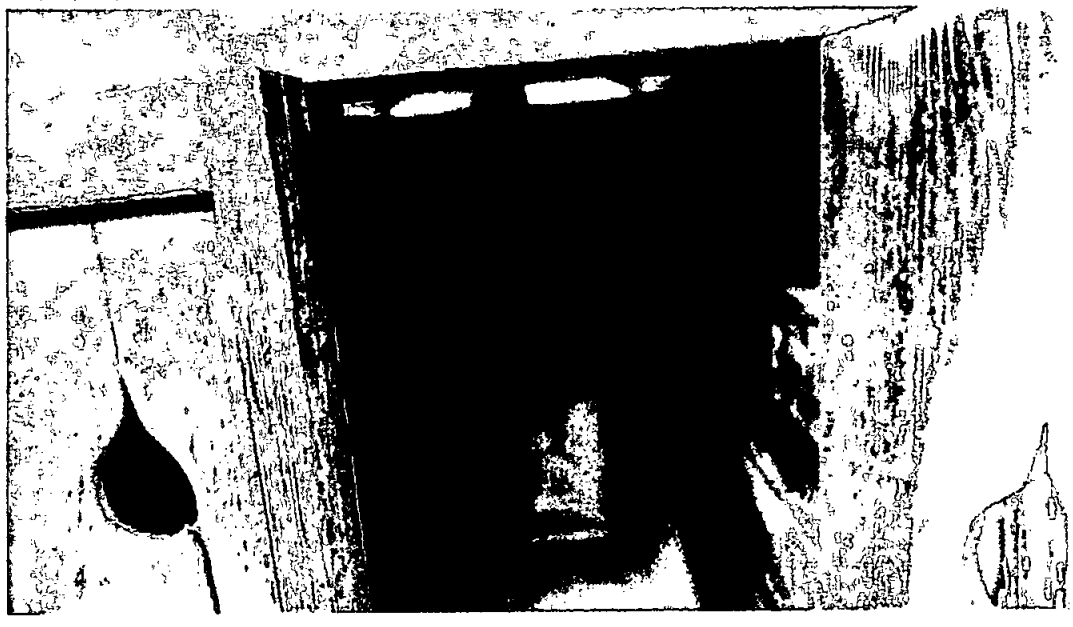

⑩

横にあるのは稲荷神。

⑪

今となってはよそから引っ越してきた人が多いのだが、神社は [redacted] のものという認識だ。

12

その「[redacted]」の1人に聞いてみたのだが、部落とか同和とかは戦前の話だし、解放同盟の活動なんて知らない、集会所がどのような経緯で出来たのかも知らないという。町の資料からすると、そんなことはないはずなのだが、何かを隠しているのか、あるいは解放同盟の活動はごく一部の内輪だけで行われていることなのか。

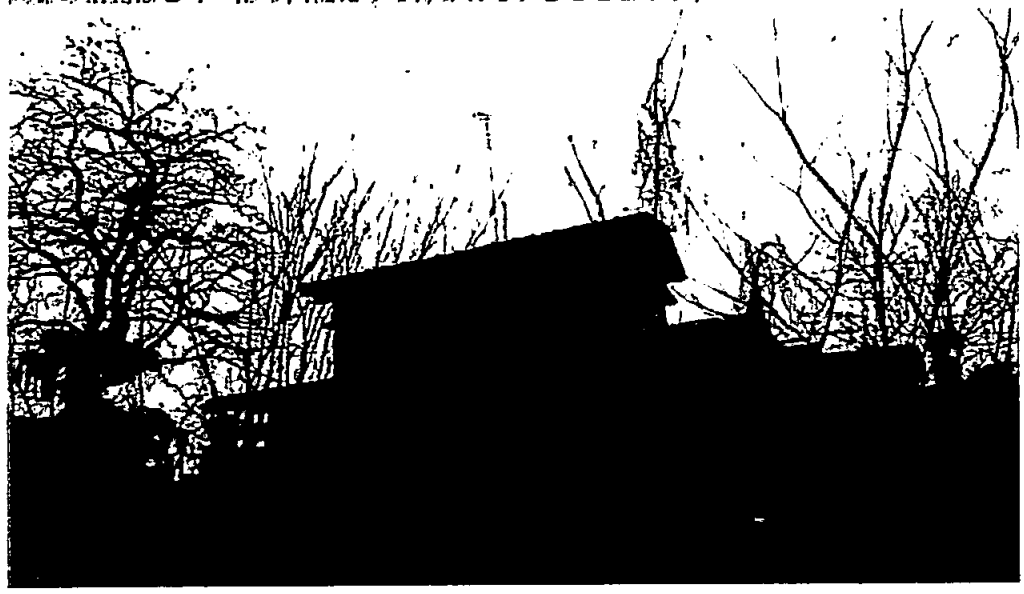

13

かつての世帯数は14。特に困窮しているわけでもなかった。それが今では6軒程度だろうという。住民がかなり入れ替わっており、差別などないということだった。[redacted]と表札の出た家はどれも大きい。

14

[redacted]で、この辺りの小字が[redacted]なのだという。大落古利根川の[redacted]が[redacted]、[redacted]が[redacted]

(15)

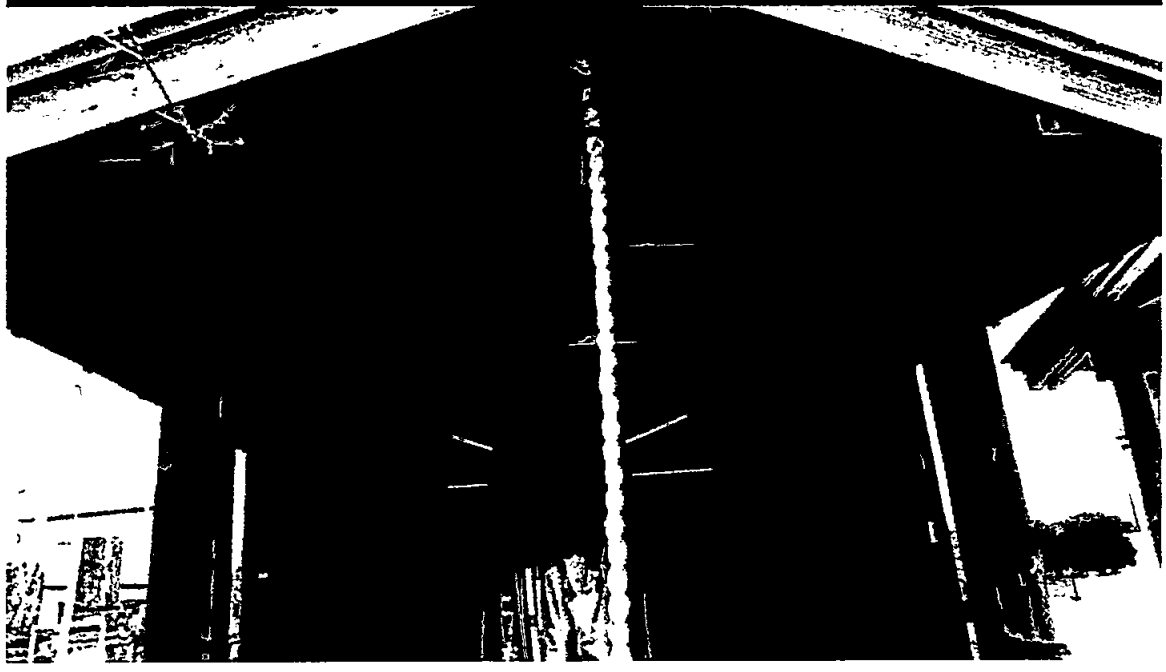

(16)

近くに曹洞宗の寺があり、墓地がある。

(17)

(18)

しかし、墓地を見たところ、曹洞宗だけではなく日蓮宗、真言宗、浄土真宗も混じっている。

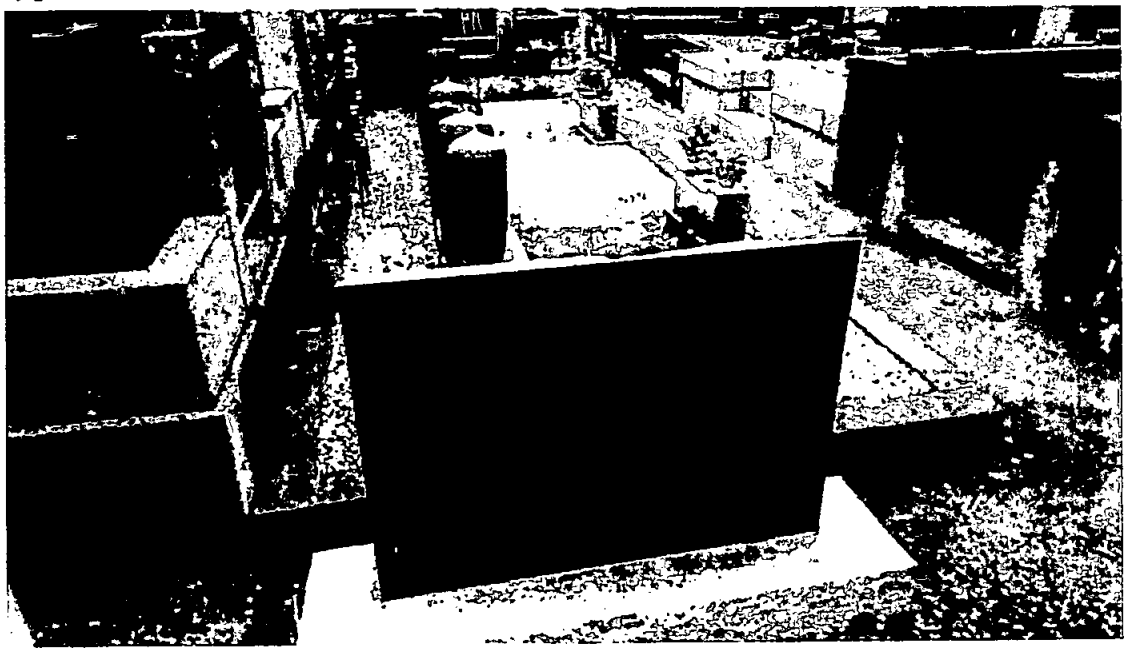

(19)

墓石も [redacted] に限らない。また、[redacted] の間でも宗派は様々で、この寺が部落の寺というわけでもないし、また部落の宗派が決まっているというわけでもないことが分かる。

(20)

かつては農村だったという。精肉店があるが、名字からすると部落とは関係はないのではないか。

(21)

(22)

公園ではさきほどまで子供が遊んでいた。既に融和しており、部落とか同和といった活動は不要なように感じられた。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。 同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。

宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 【奈良の闇②】大和高田市議会・森本尚嗣議長（維新奈良 県総支部元幹部長）の "黒い人脈"を 告発
二階氏垂旨で ICU入り"後継者争い勃発 "町村会は なぜ三男に 衆院新２区 出馬要請したのか？ →

コメントを残す

メールアドレスが公開されることはありません。 * が付いている欄は必須項目です

コメント *

名前

メール

サイト

コメントを送信

次の形式の画像を添付することができます：GIF, PNG, JPG, JPEG

ファイル選択 選択されていません

日本語が含まれない投稿は無視されますのでご注意ください。（スパム対策）

「曲輪クエスト(359) 北葛飾郡[redacted] への11件のフィードバック

AI生成似非幼女 2024年4月24日 6:15 PM

神奈川県で[redacted]ってそういう苗字なんですか？
#2480a38308fedb8a429924bfc1255993

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者 2024年4月29日 9:42 AM

神奈川県の同和で[redacted]は聞きません

返信 ↓

Ads by Google

フィードバックを送信 広告表示設定 ⓘ

Ads by Google
フィードバックを送信 広告表示設定

匿名 2024年5月2日 3:10 PM

宮部さんのご実家の下味野の記事はいつになるのでしょうか？
#6b14167d026dd73ab1fc07eb81197c36
返信 ↓

匿名 2024年5月7日 11:38 AM

きっともうすぐ。
#278fc8072e7ea50eb3a86d186f3b8843
返信 ↓

勘太郎 2024年5月8日 11:26 PM

大阪 [redacted]の探訪
書き込みが、裁判により
削除になりましたね。
くだらん。

[redacted]には、
人権センター、児童館、
墓地内に火葬場の跡、
関西水平社 発祥の地、など
「同和モニュメント」が
沢山 あるじゃないか。

部落の記録は
貴重な記録だと思いますね。
#84d237a8300bac5be35f7ca7b2d6380b
返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者 2024年5月10日 6:16 PM

無論、これで終わるわけがありません
小説化等は禁止されていないので、次の手を考えます
返信 ↓

匿名 2024年5月14日 6:31 AM

宮部さんの私情で、[redacted]の該当部落民に迷惑をかけるのは？？
解放同盟や行政の不条理を暴くのは反対しませんが、同盟員でもない普通の住民まで巻き添えにしないよう細心の注意が、必要でしょうね。宮部さんはこの部落を犯罪部落みたいな扱いで住民が可哀想です。
#6b14167d026dd73ab1fc07eb81197c36
返信 ↓

匿名 2024年5月14日 6:49 AM

部落の記録？
宮部さんの記事は間違いも多く、精査されたものでもないし、部落民やその近辺に住む人、郷土史家、役場等への取材はほとんど皆無だし、私的な旅日記程度で、学術的でしょうかね？
本当に記録としてる残したいなら、一部落につき相当な手間暇かける必要があるでしょうね。菊池山哉の記録やネット頼みの情報で、住民の迷惑かえりみず部落を単発的にうろつき私見を記事にし全国公開する。
これのどこが学術的な記録と言えるのであろうか？
迷惑がってる人も多いし、、裁判沙汰になつてるし、、
#6b14167d026dd73ab1fc07eb81197c36
返信 ↓

Ads by Google
フィードバックを送信 広告表示設定 ⓘ

削除ですか？ 2024年5月14日 6:57 AM

宮部さん、臭いものには蓋で記事経の投稿削除逼発でしょうかね？
あなたの言う表現の自由は薄っぺらいですね。
埼玉県庁の結婚差別のアンケートについても手を焼いて削除してしまいましたね。三品氏は在特会の件を突っこまれ削除しまくるし、、
襟を正さないといけませんね。
#6b14167d026dd73ab1fc07eb81197c36
返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者 2024年5月14日 10:48 AM

コメントを大量連投されると他のコメントが埋もれて支障が生ずるので書き込み禁止の措置をしております。
返信 ↓

匿名 2024年6月8日 6:25 PM

宮部さんよ あんたが反論してから投稿停止にしたら、、
痛いところを！つかれて逃げてるだけでしょ。他のコメント埋もれると言うが、どんだけコメント多いのかねーーー
多くてもたかが５０もあればいんじゃないの。
#951e99c8088212a02e9beef094003389
返信 ↓

関連記事

曲輪クエスト(375) 甲府市[redacted]

曲輪クエスト(374) 甲州市 勝沼町[redacted]
(コメント3)

Ads by Google
フィードバックを送信 広告表示設定

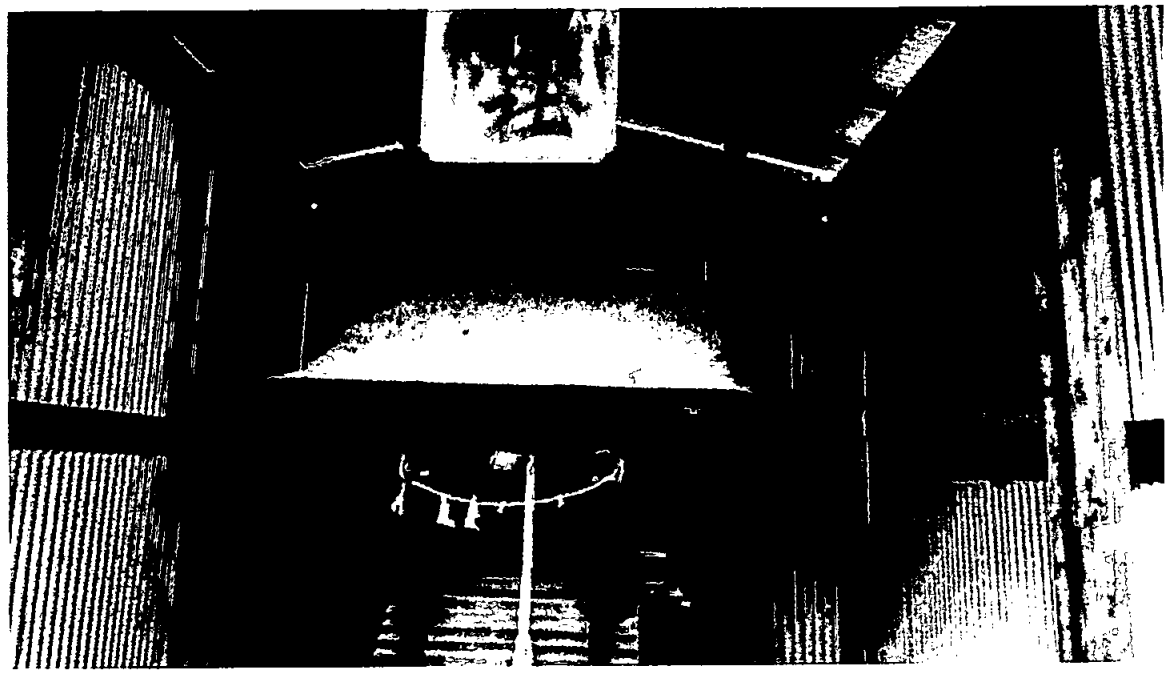

曲輪クエスト(360) 幸手市 [redacted]

カテゴリー: 曲輪クエスト | タグ: 古村, 埼玉 | 投稿日: 2024年5月8日 | 投稿者: 宮部 龍彦

2件の返信

By 宮部 龍彦

News Challenger

本サイトに、幸手市を訪れて欲しいとのコメントがあった。場所は[redacted]、精神病院の裏手にカモフラージュされた門山神社があるという。その周辺だけ周囲よりも雑然としている。

ここが[redacted]の[redacted]という古村ではないのかというのだ。

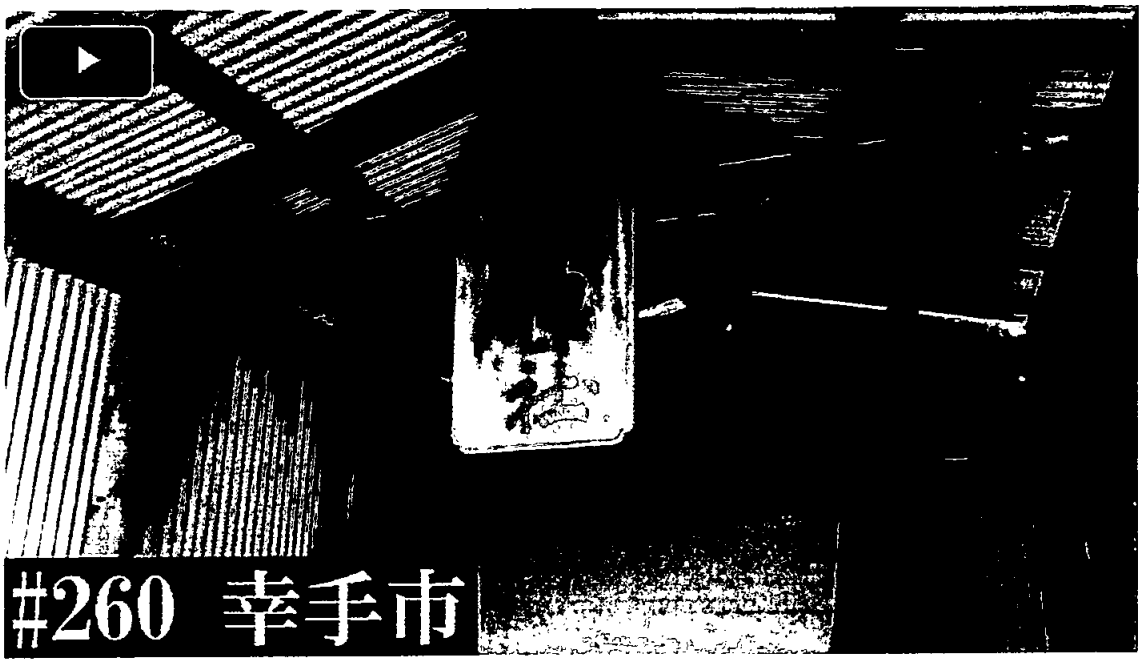

②

精神病院とは[redacted]のこと。

③

④

その裏手から2ブロックほど先の場所は、確かに雑然としており、どこが道で家の敷地なのか曖昧な場所がある。

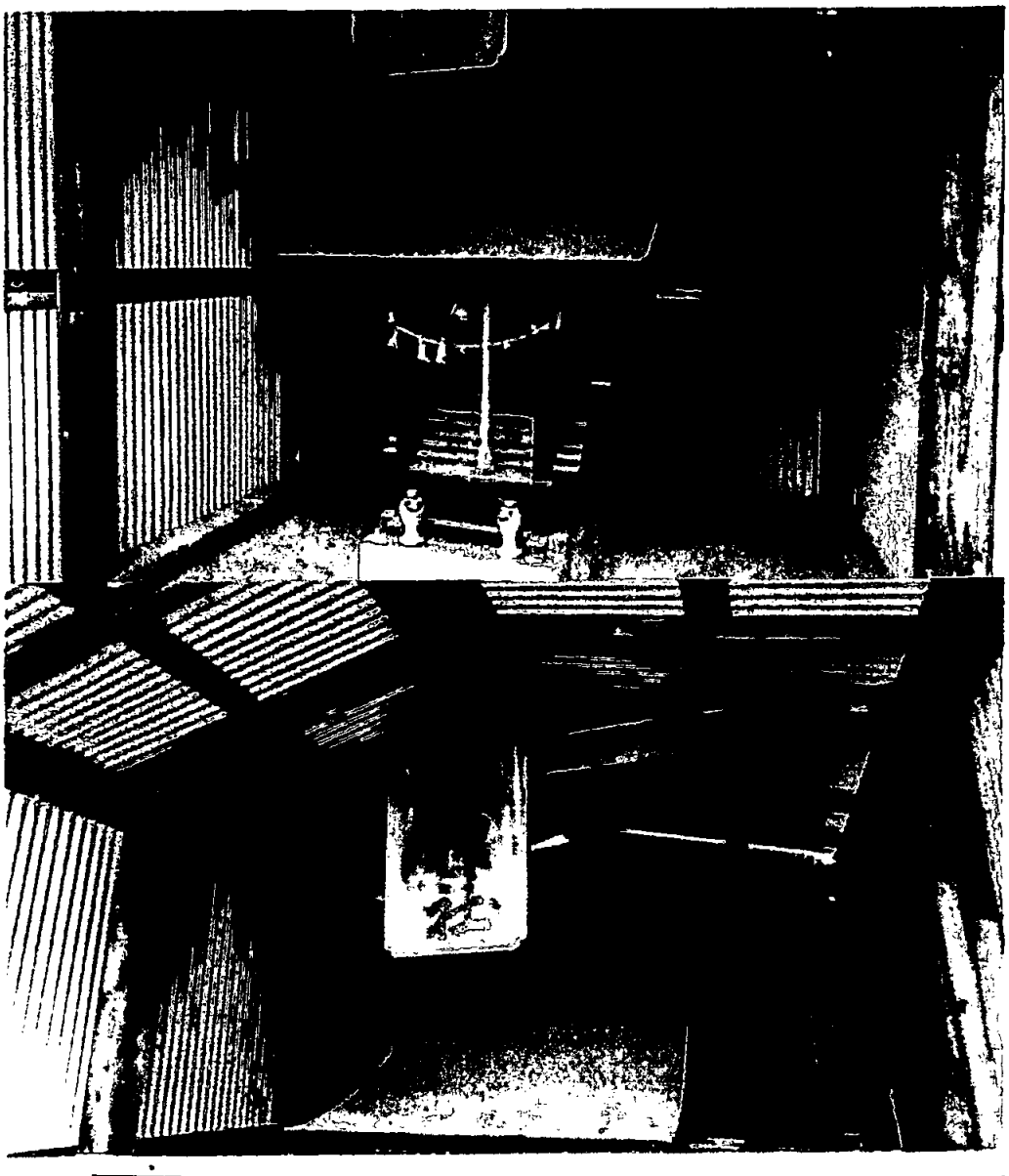

⑤

⑥

近くに [redacted]会館」という自治会館があり、その傍らの小屋の中には、分かりにくいが確かに[redacted]山神社がある。近所の人に聞いてみると、古くから住んでいる人は氏子だけど、神社の由来は誰に聞いても分からないという。

「歴史的行政区域データセットβ版」で確認すると、ここは微妙な場所にある。[redacted]の境界線から、北側にわずかにはみ出しているように見える。しかし、歴史的行政区域データセットは正確に行政区域の範囲を示しているわけではない。

⑦

さきほどの住民に聞いていみると、確かにここは[redacted]だったという。ということで、村はずれではあるが、一応は村内であったのだろう。

(8)

[redacted]という名字が集まっているというコメントもあった。確かにここにあった古村の領所に多いように見える。ただ、ありふれた名字なので、証拠が持てない。

(9)

古くから住んでいる老人に聞いてみた。すると、確かにここは[redacted]だという。ただ「忙しい」ということで、それ以上のことは話せなかった。しかも、これは何かを隠しているように感じた。

(10)

ともかく「南」という住所表記になっているが、[redacted]だったということは間違いない。付近には[redacted]という地名があるが、これは幸手市になってから新しく付けられた地名で、昔の地名とは無関係なのだという。

(11)

ほぼこの時点で確信に近かったが、念の為「セカンドオピニオン」が必要だろう。

(12)

少し離れたところの住民から詳しく聞くことができた。確かにあの門山神社付近が[redacted]である。子供が隣の久喜市の小学校に通っていて、人権教育として過去を蒸し返すような授業が行われたとき、「寝た子を起こすなと先生に答えておけ」と言いつけたという。そのようなエピソードを話してくれた。

(13)

「[redacted]」という呼称もあったという。[redacted]の漢字はわからない。

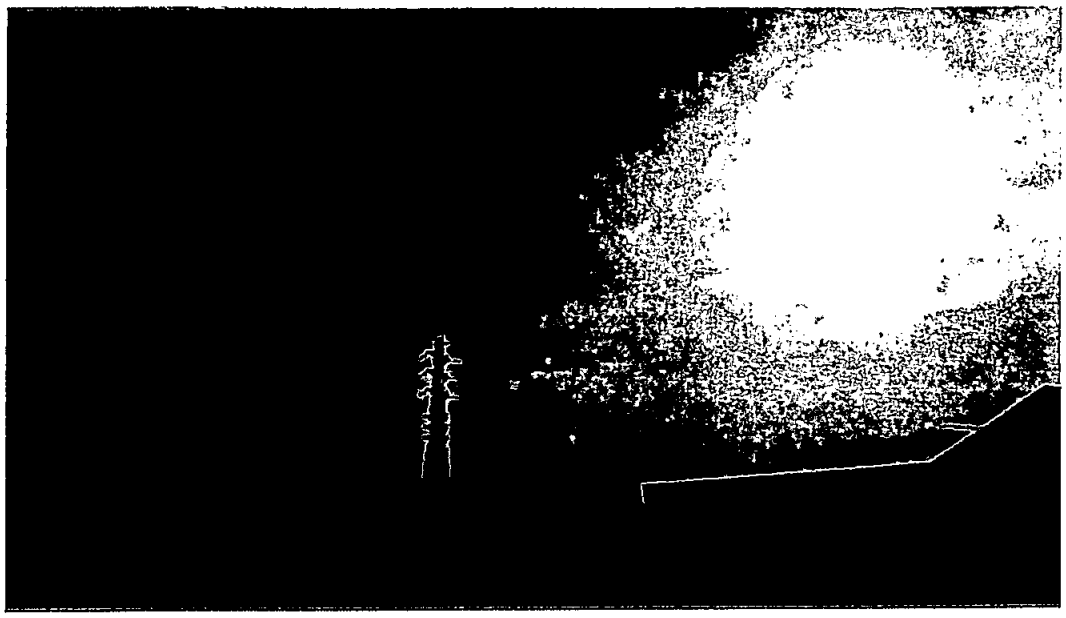

(14)

あの鉄塔の近くに、古村の人が働く屠場があったという。周辺の川が赤く染まっていたこともあったそうだ。屠場の経営者は「[redacted]」という人で、地域の有力者だった。ただ、その人も既におらず、家も残っていないということだ」

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。 司和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。

宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← [redacted] の 探訪記事削除の 仮処分内容

【埼玉県 久喜市】 人権イベントのずさん会計とパワハラ問題 部落解放同盟と 絶縁の背景 →

コメントを残す

メールアドレスが公開されることはありません。 * が付いている欄は必須項目です

コメント *

名前

メール

サイト

コメントを送信

次の形式の画像を添付することができます：GIF, PNG, JPG, JPEG

ファイル選択 選択されていません

Upload

日本語が含まれない投稿は無視されますのでご注意ください。（スパム対策）

6

「曲輪クエスト(360) 幸手市 [redacted] への2件のフィードバック

匿名　2024年5月8日 4:01 PM

市の資料を見ると、かつての[redacted]は[redacted]を東西に流れる[redacted]より南側ぐらいだったようです。よって[redacted]の南半分[redacted]全域も[redacted]でよろしいかと。
なお本古村 w は[redacted]街道沿いの集落から少し外側の立地ですなぁ。※黄色[redacted]街道、緑色・[redacted]道
#d838f5830e177d0606c03864d094eb75

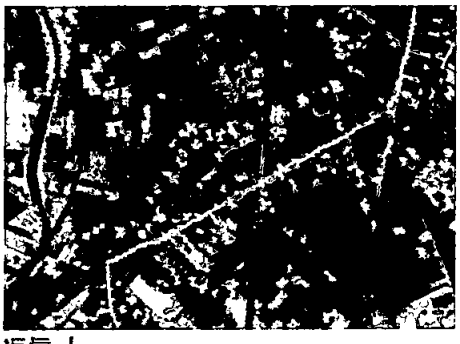

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2024年5月10日 6:12 PM

私も過去の航空写真を見て、街道沿いの町の裏手というのは、ありそうな立地だなと思いました

返信 ↓

Ads by Google
フィードバックを送信　広告表示設定 ⓘ

Ads by Google
フィードバックを送信　広告表示設定

関連記事

曲輪クエスト(375) 甲府市[redacted]

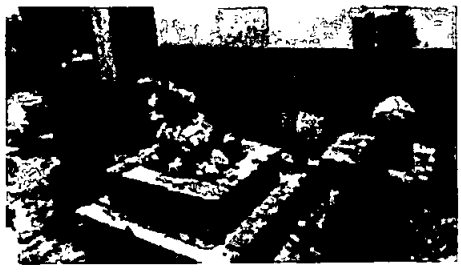

曲輪クエスト(374) 甲州市 勝沼町[redacted]
(コメント3)

Ads by Google
フィードバックを送信 広告表示設定

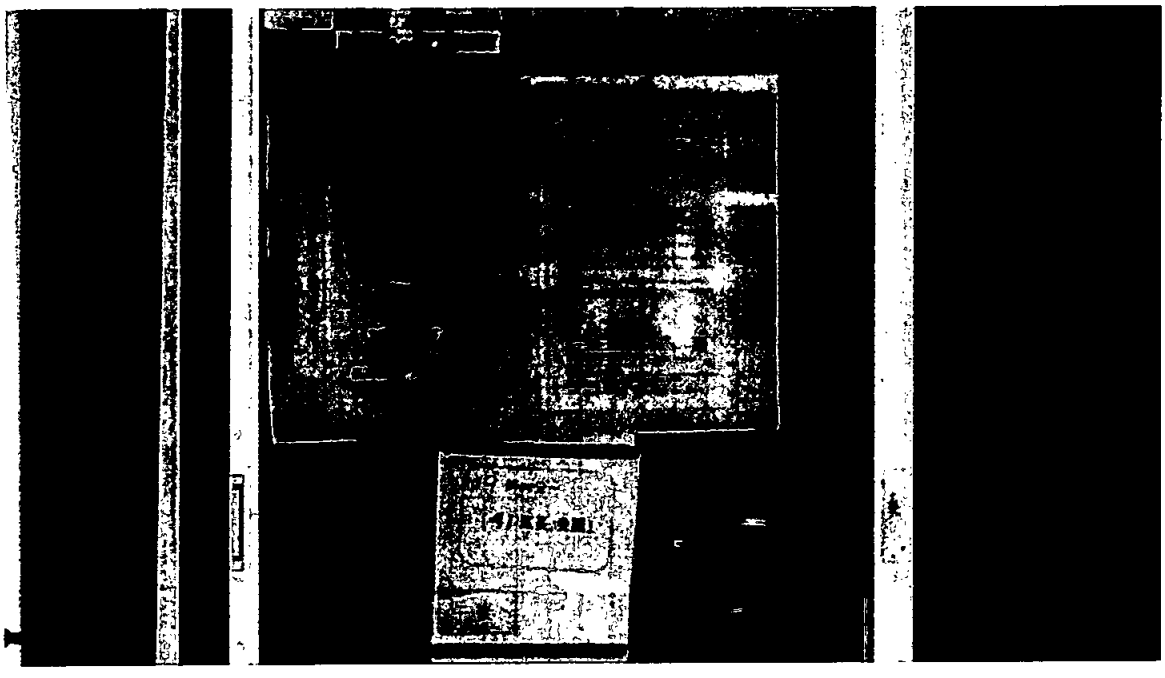

曲輪クエスト(361) 久喜市[redacted]

カテゴリー: 曲輪クエスト | タグ: 古村 | 投稿日: 2024年5月15日 | 投稿者: 宮部 龍彦

8件の返信

By 宮部 龍彦

News Challenger

この古村は。部落解放同盟の月刊誌『部落解放』1978年10月号で紹介されている。

[redacted]は上・中・下に分かれており。中がいわゆる“一般”。上と下はもとは1つの村であったが、江戸時代に分かれたと伝承されているという。

川元祥一『関東の部落を行く』にも記載があり、1980年頃は上が7戸、中が8戸、下が37戸であったという。昭和初期には全体が30戸で、農業や履物づくりをしていたという記録もある。

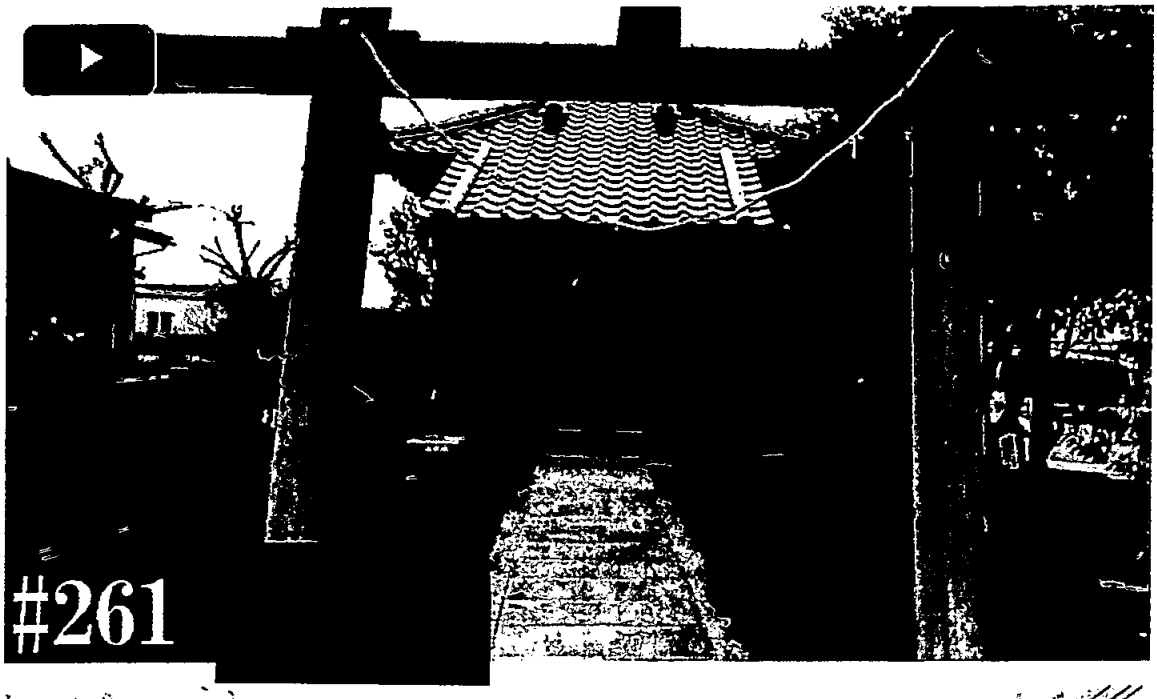

②

③

まずは、占村の西側からアプローチした。

④

早速白山神社を見つけた。

⑤

地図によれば門山神社が2つ確認できる。そのうち西側の1つがこれだ。

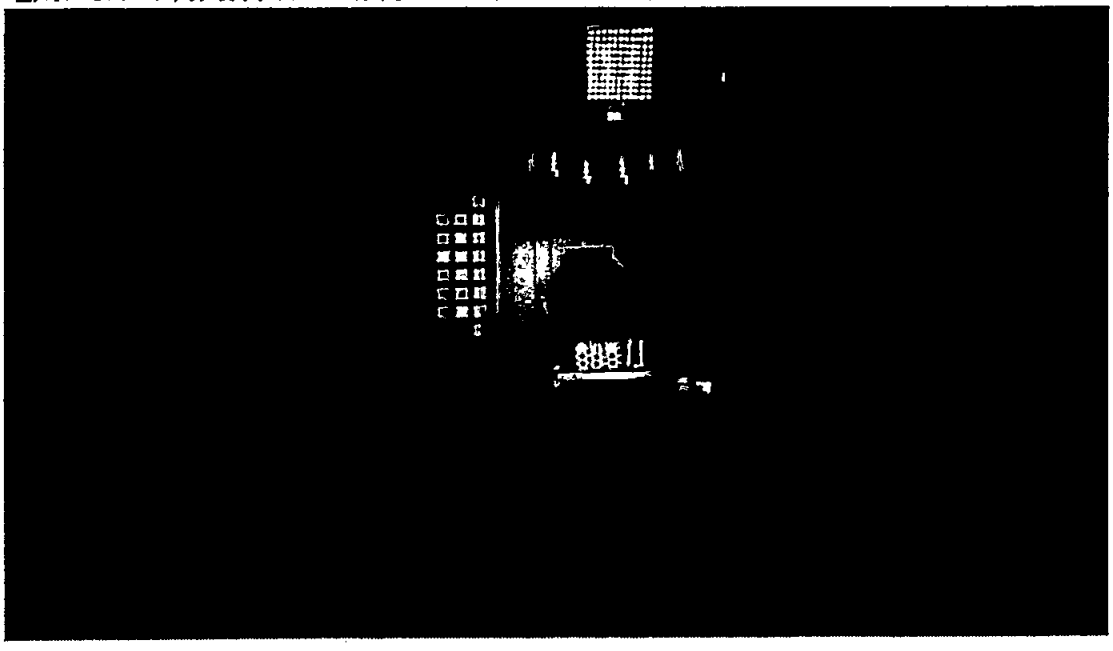

⑥

中は集会が出来るようなつくりになっている。

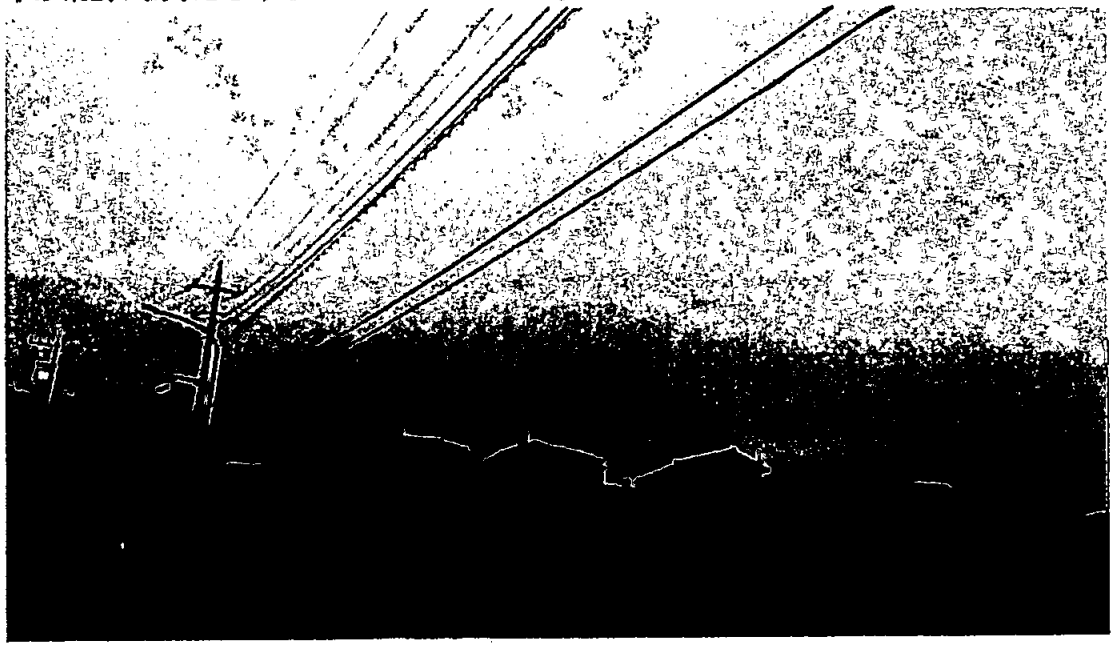

⑦

ここは上なのか、下なのか？通りがかりの人に聞いてみると、上と下は川の上流下流に対応しているそうだ。近くに[redacted]があり、西側は上になる。

⑧

少し歩くと地蔵が。南無阿照金剛とあるので、真言宗に関係があるのだろう。

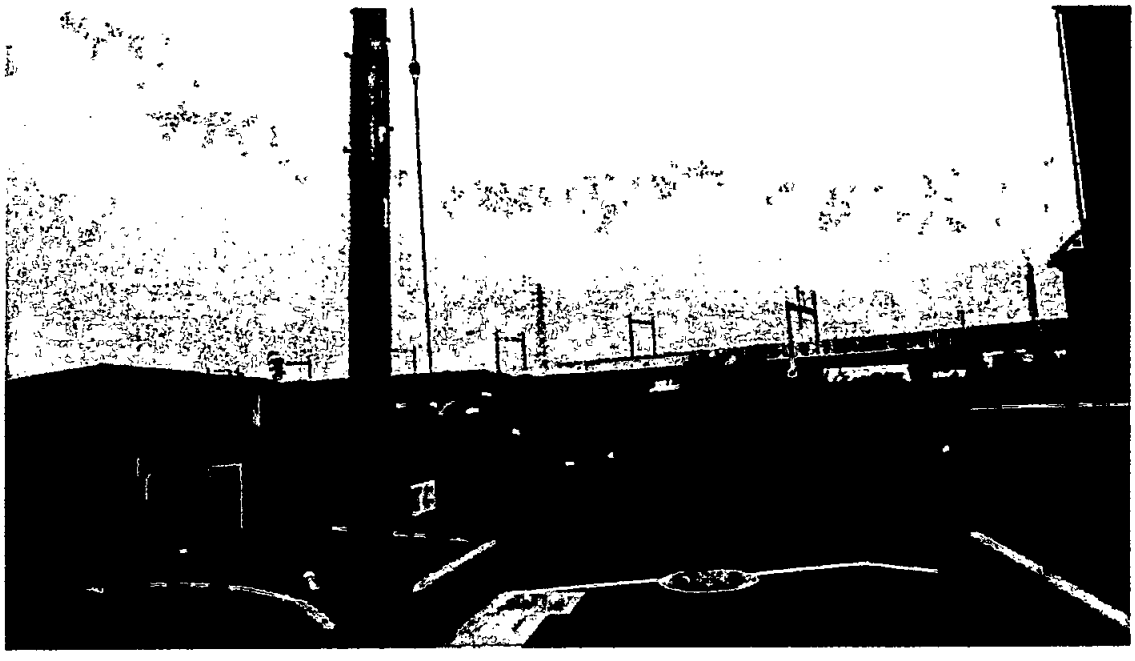

⑨

村の中を、東北本線と東北新幹線の高架が通っている。

⑩

見たところ、ただの関東の田舎である。

(11)

今の様子はこのようなものだが、かつては部落だの同和だの人権だのといった掲示物があり、[redacted]と言えば同和ということが周知されるような状態だった。しかし、10年ほど前になぜかそういうものが姿を消したという。

今は古社の中や周囲に新しい住宅ができ、新しい住民が多いという。

(12)

ここが[redacted]集会所、同和対策で作られた教育集会所である。

(13)

最近久喜市のウェブサイトから消されたが、2017年頃まで「部落解放同盟[redacted]支部長」が集会所のイベントに訪れていたり、集会所の運営委員会に加わっていたことが確認できる。[redacted]は2018年に久喜市と合併したのだが、それまでは[redacted]に解放同盟があるなんて聞いたことがなかったのにと地元住民は首をかしげる。

また、[redacted]は旧[redacted]であって、旧[redacted]ではない。ただ、旧[redacted]にも同和対策施設が存在したことが確認できるので、[redacted]支部はずっと前からあった可能性もある。

(14)

今は[redacted]集会所に部落・同和・人権といった掲示物はない。文字通り、公民館的な施設として認識されているようである。

(15)

この辺りが「中」にあたる。昔からの地主のような、大きな家が多いように見える。

(16)

正しくは[redacted]と呼ぶのだという。白山神社がこの近くにあることを教えてもらった。

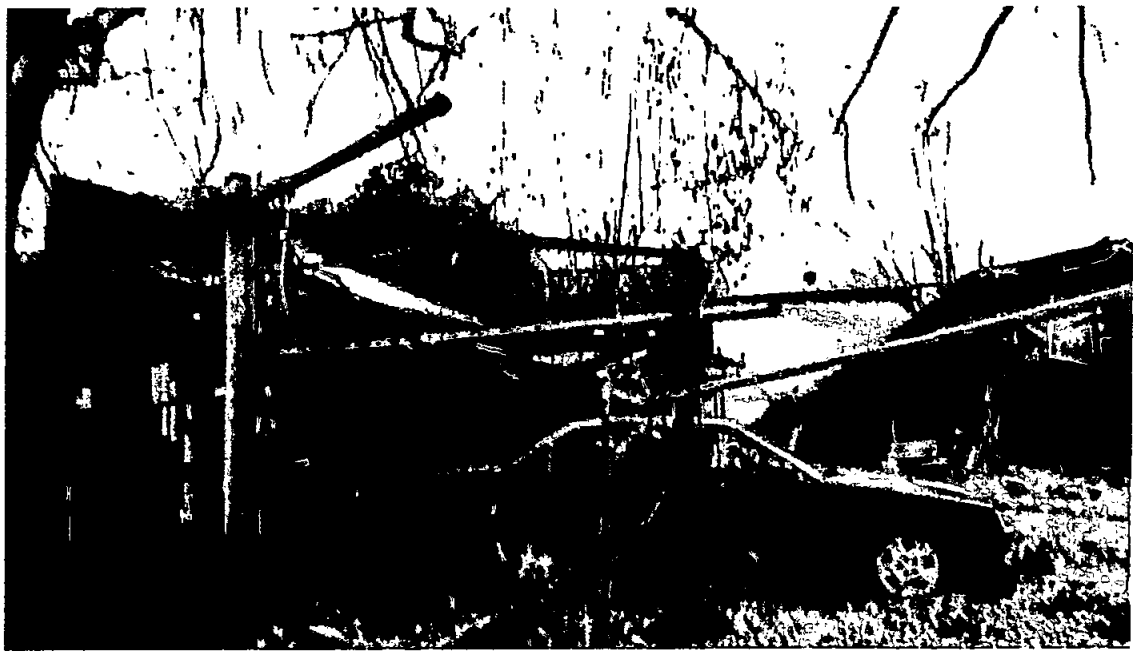

(17)

白山神社のある場所は『中』と聞いていたが、少し奥まったところにあり、その周囲には潰れかけた家がある。

(18)

(19)

さきほどの「上」にあった白山神社よりもやや大きめだ。

(20)

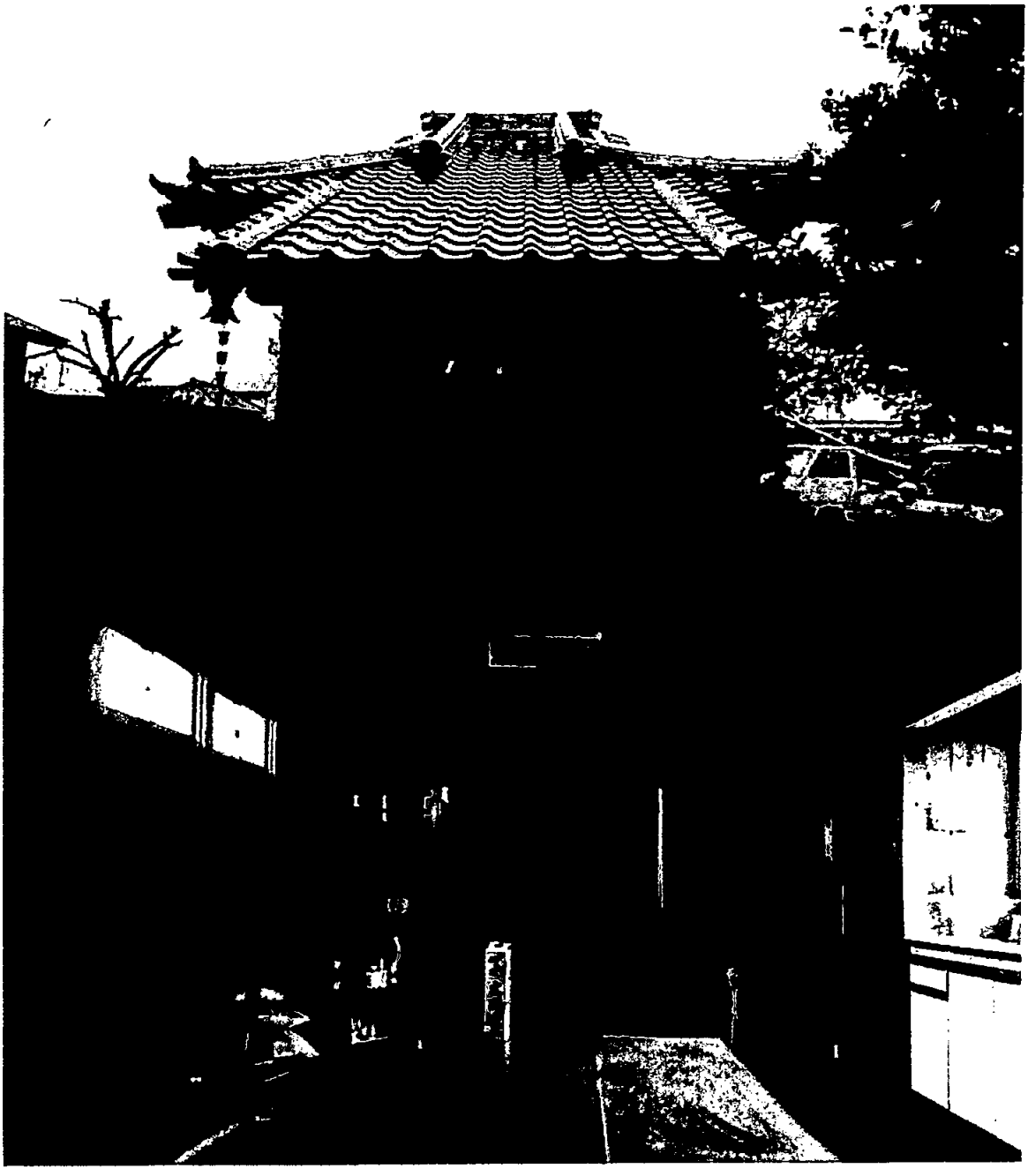

(21)

ここも集会が出来るようになっている。「中」の住民も時々会合に使っているというので、もしかすると「一般」の自由神社の可能性もあるのではと思ったが...

(22)

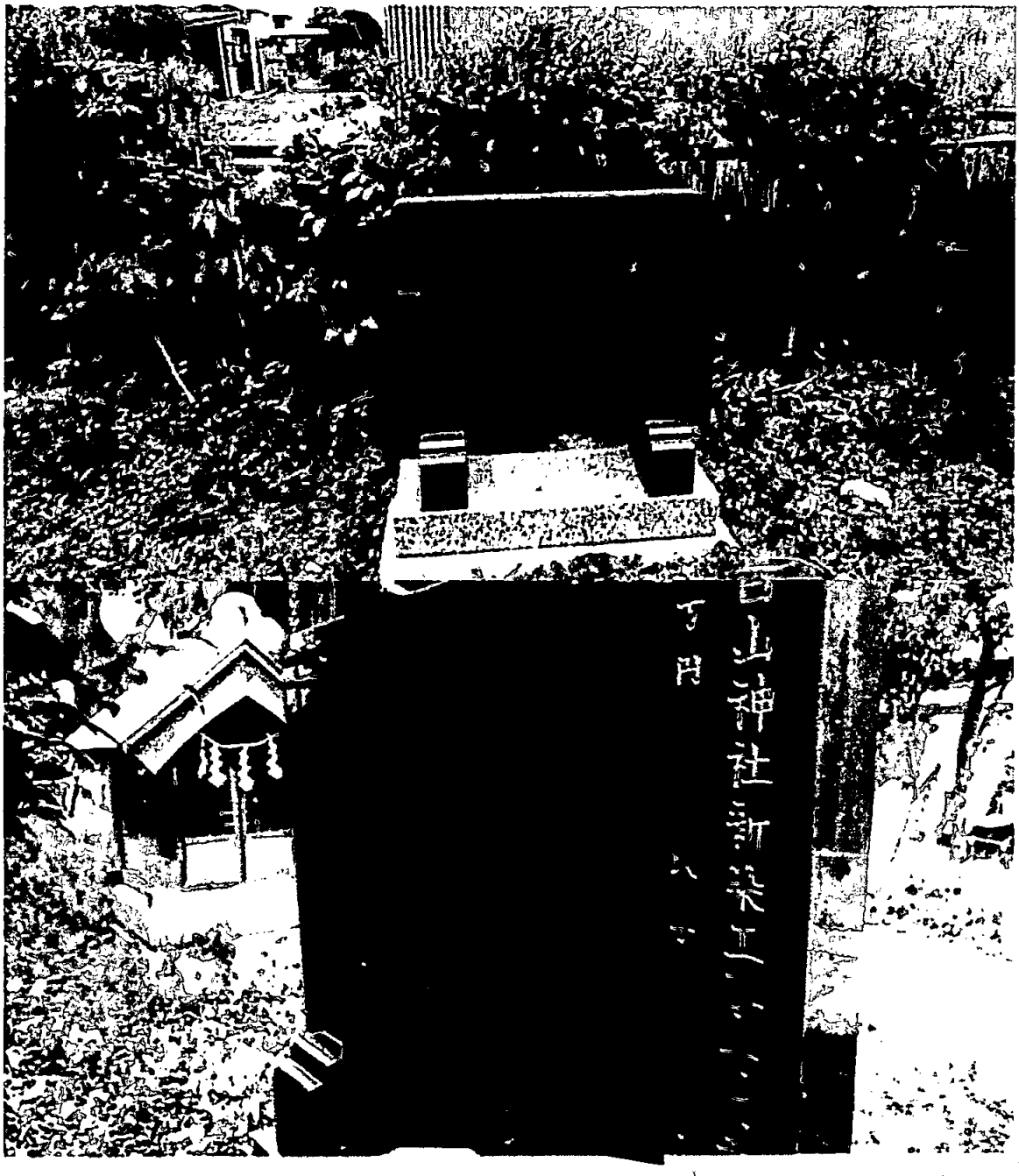

(23)

この氏子の名字には明らかに偏りが見られる。圧倒的に多いのは[redacted] あとは[redacted]

9

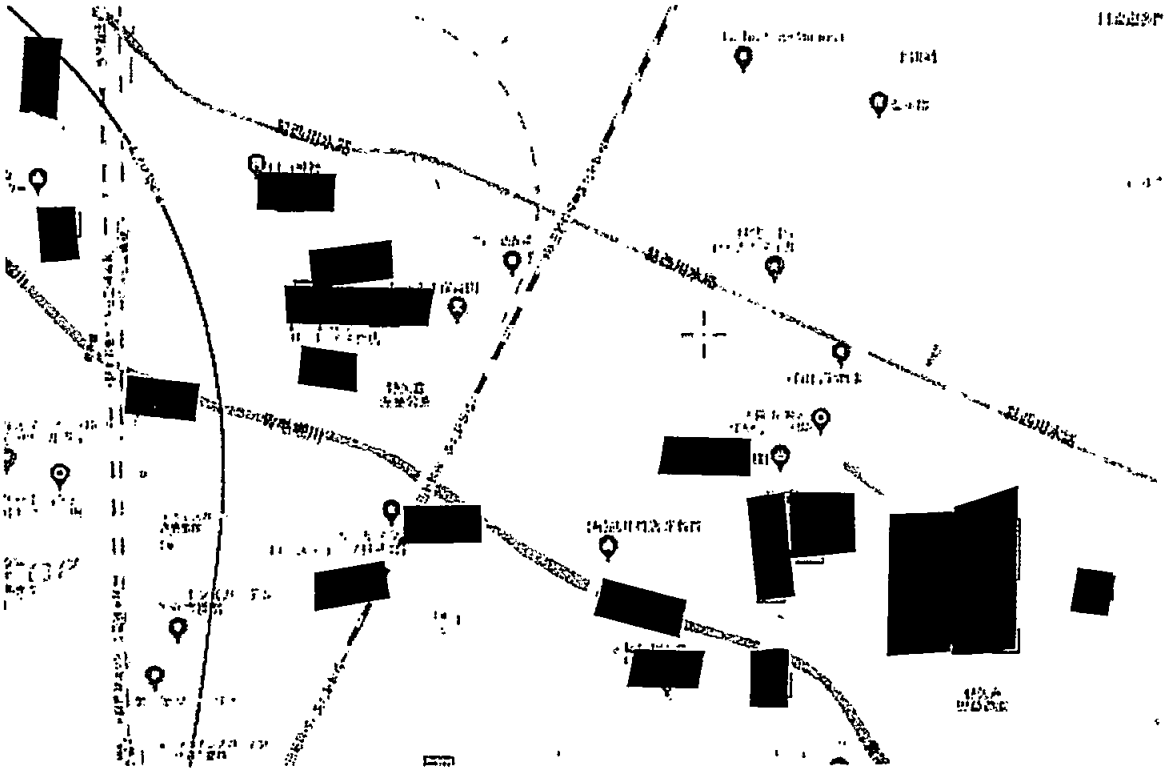

(24)

『マッポン』による名字分布分析結果が上の通りだ。『上』に[redacted]が多い。『山神社があるのが[redacted]』の近くで、そこから東に[redacted]が集中している。

ここから分かるのは、『上』と『下』で名字の傾向に違いがあり、さきほどの『山神社の氏子は『下』の住民であろうということだ。一方、『上』の住民は西側の『山神社の氏子なのであろう。

(25)

下にも地蔵尊碑がある。こちらは南無遍照金剛とは書かれていない。

(26)

住民に部落解放同盟のことを聞いてみた。

「それは上の人、同和のビラをあちこちに貼っていたのもその人、10年前に死んだけど。あの集会所も、上の集会所」

(27)

あからさまに「うちは無関係、むしろ迷惑してたんだ」という口ぶりだ。「解放同盟や同和対策の集会所について、あれは上のことで下は関係ないということですか？」と聞くと「そう」という返事だった。

もとは同じ村と伝承されていたようだが、上と下は違うんだという意識を感じた。

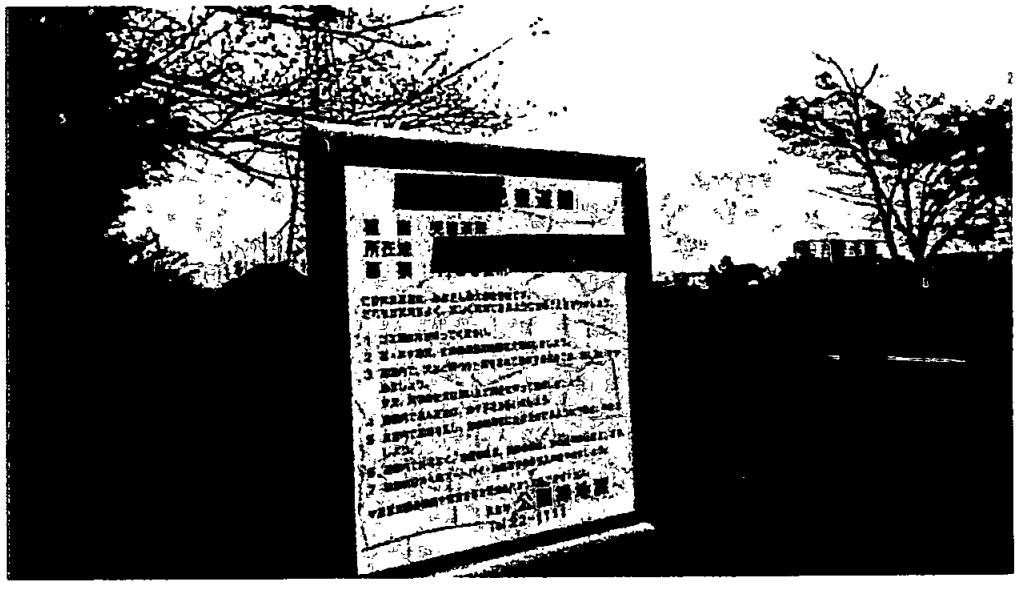

(28)

下にも立派な児童遊園があるが、こちらには公有の集会所はない。

29

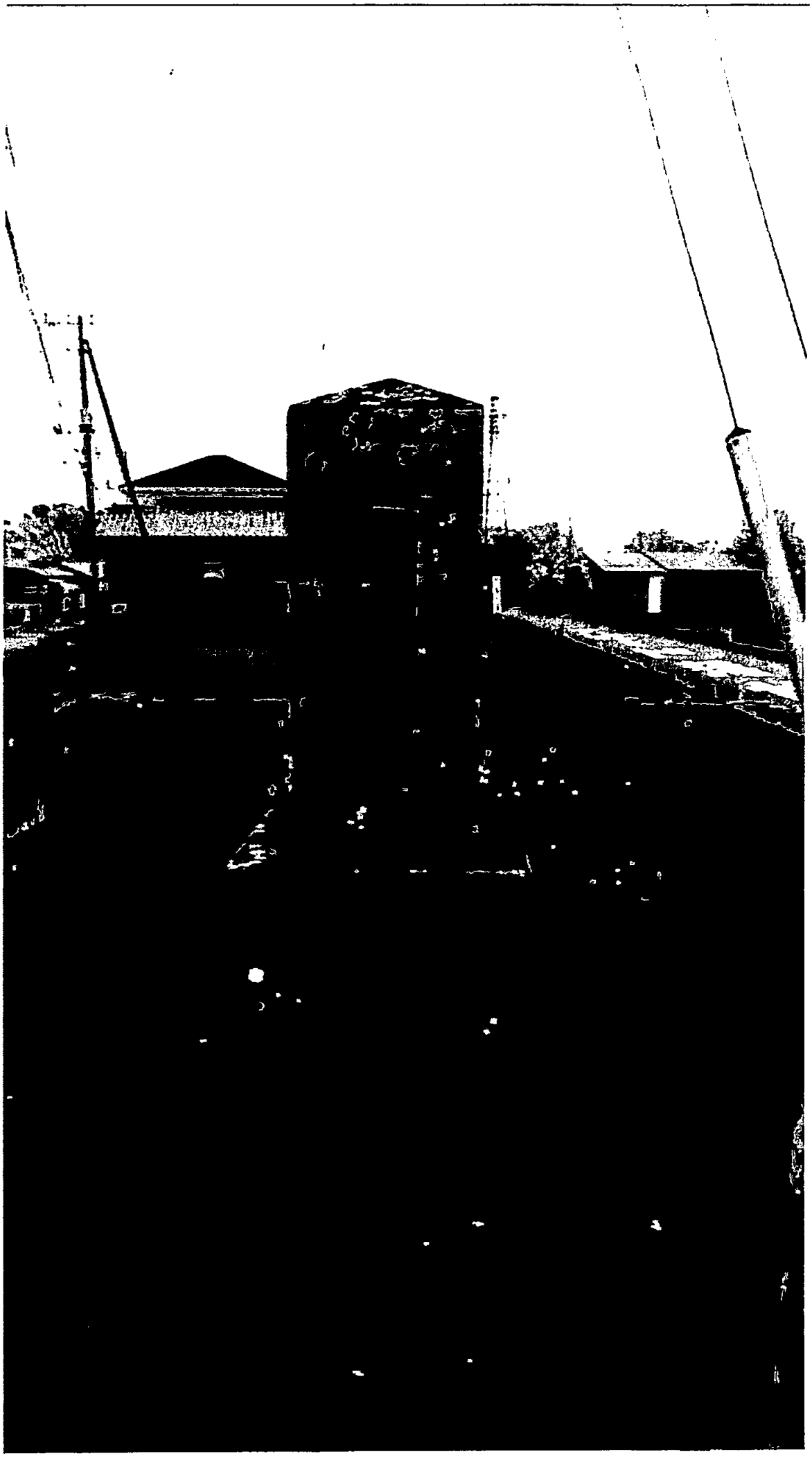

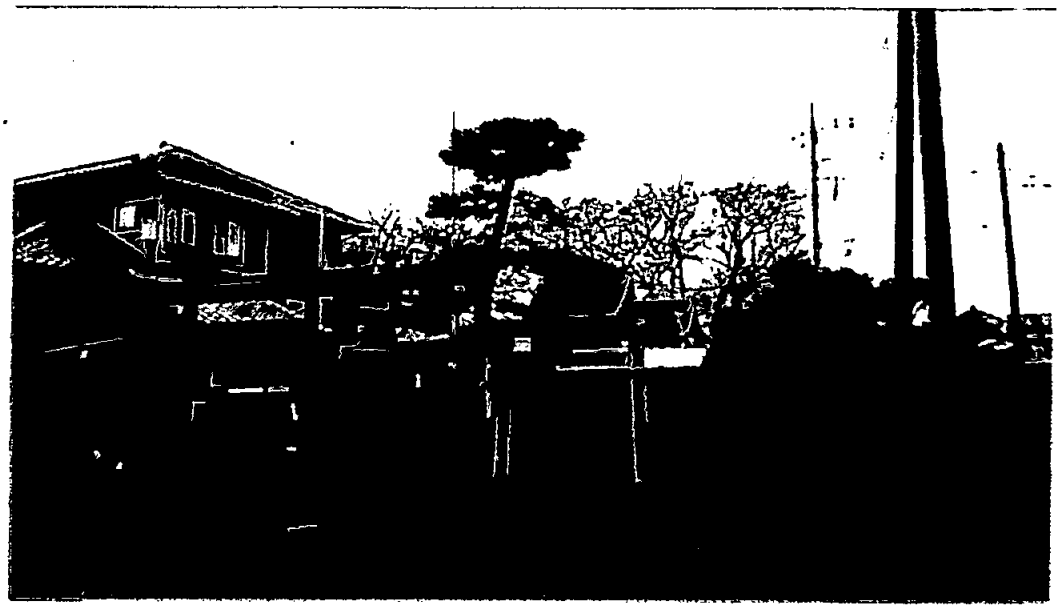

(31.)

なお、余談だが「上」と「下」の間辺りに立派な稲荷神社がある。見た目は本格的だが、これは個人によるもののようである。こんな立派な屋敷神は初めて見た。

宮脇 睦彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。國學院大学工学部卒。国和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮脇 睦彦 の投稿をすべて表示 →

← 【奈良の闇3】進行暴露怪死を追え 個人再生の裏表、直系三代でゴルフ… なぜ大和高田の裁判にいた？

【和歌山市】国和行政で若き命が散った！公益通報で「自殺」に追い込まれた 市職員の無念 →

コメントを残す

メールアドレスが公開されることはありません。 * が付いている欄は必須項目です

コメント *

名前

メール

サイト

コメントを送信

次の形式の画像を添付することができます：GIF, PNG, JPG, JPEG

ファイル選択 選択されていません

日本語が含まれない投稿は無視されますのでご注意ください。（スパム対策）

「由格クエスト{361} 久留市[redacted] への8件のフィードバック

14

ゼウス　2024年5月15日 9:38 PM

シリーズを書籍化して下さい。
削除要請が　かかる前に。

自分が住んでる場所が
部落とか
処刑場だった所とか
気にする人も
いるんやね。
嫌なら、引っ越せば
良いのに。

#84d237a8300bac5be35f7ca7b2d6380b

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2024年5月25日 10:26 AM

書籍化は準備しております

返信 ↓

Ads by Google
フィードバックを送信　広告予干設定 ⓘ

Ads by Google
フィードバックを送信　広告予干設定 ⓘ

佐藤　2024年5月19日 9:05 PM

ループさんが埼玉県の東部に来ているとは。
次は、当然、加須市ですね。
[redacted]に、周和地区が点在しています。
以前、[redacted]周辺を訪れていますが、加須市[redacted]にも来てほしいです。
集会場もあるし、白山神社（地図には載ってない）もありますよ。

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2024年5月25日 10:25 AM

無論、越境して加須市も行きました

返信 ↓

佐藤　2024年5月19日 9:16 PM

旧[redacted]にも白山神社がありますが、結構最近に新潟の白山神社から分祀されたのとこと。多分、岡和とは関係ないと思います。
だけど、旧[redacted]には岡和地区がありました。
祖父が、戦後の洪水のときに、その人たちに助けてもらったと、生前話していました。
返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2024年5月25日 10:25 AM

[redacted]が[redacted]でしょうか？
いずれ探訪したいので詳しく知りたいです。
返信 ↓

Ads by Google
フィードバックを送信
Ads by Google
フィードバックを送信

匿名　2024年5月22日 3:21 PM

関東では
白山神社=岡和じゃないのですか？
よくわかりません
#da8fbf152e89123b11ca4584854b1bff
返信 ↓

匿名　2024年5月23日 11:21 AM

関東地方では岡和地区といえば白山神社ですが、白山神社があるからといって岡和地区ではありません。
江戸時代に穢多のお偉いさんが白山神社に願掛けしたら子供の病気が治ったとかで配下の部落が白山神社を信仰するようになっただけなので。
#278fc8072e7ea50eb3a86d186f3b8843
返信 ↓

関連記事

甲第62号証

示現舎

Ads by Google
フィードバックを送信 広告表示設定

曲輪クエスト(362) 久喜市[redacted]

カテゴリー: 曲輪クエスト, 未分類 | タグ: 古村 | 投稿日: 2024年5月22日 | 投稿者: 宮部 龍彦

36件の返信

By 宮部 龍彦

News Challenger

川元祥一『関東の部落を行く』には、現在の久喜市内の2つの古村の記載がある。1つは前回訪れた[redacted]。そして、今回の[redacted]の[redacted]である。

昭和初期には64戸、1980年頃は90戸と記録されている。もとは、やや小規模な農業を中心とした村だったようである。

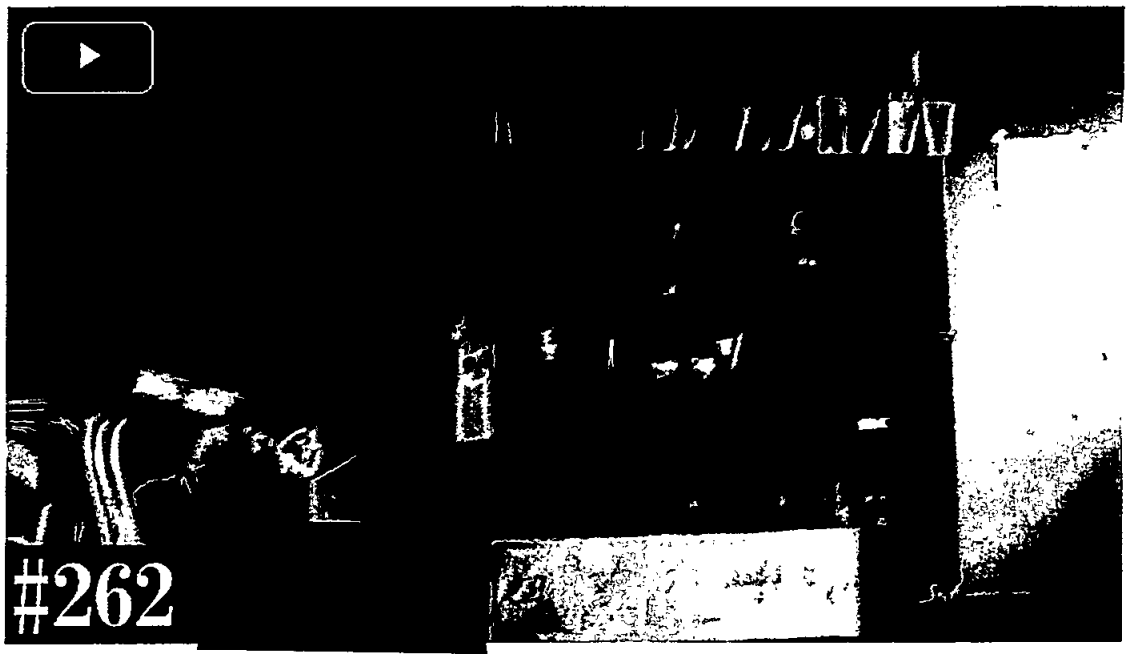

②

③

村には白山神社がある。祭祀は10月18日。かつては神輿を出して盛大に行われたが、徐々に規模が小さくなり、現在は世話役がひっそりと行う程度になっているという。

④

⑤

今でも神輿が納められている。

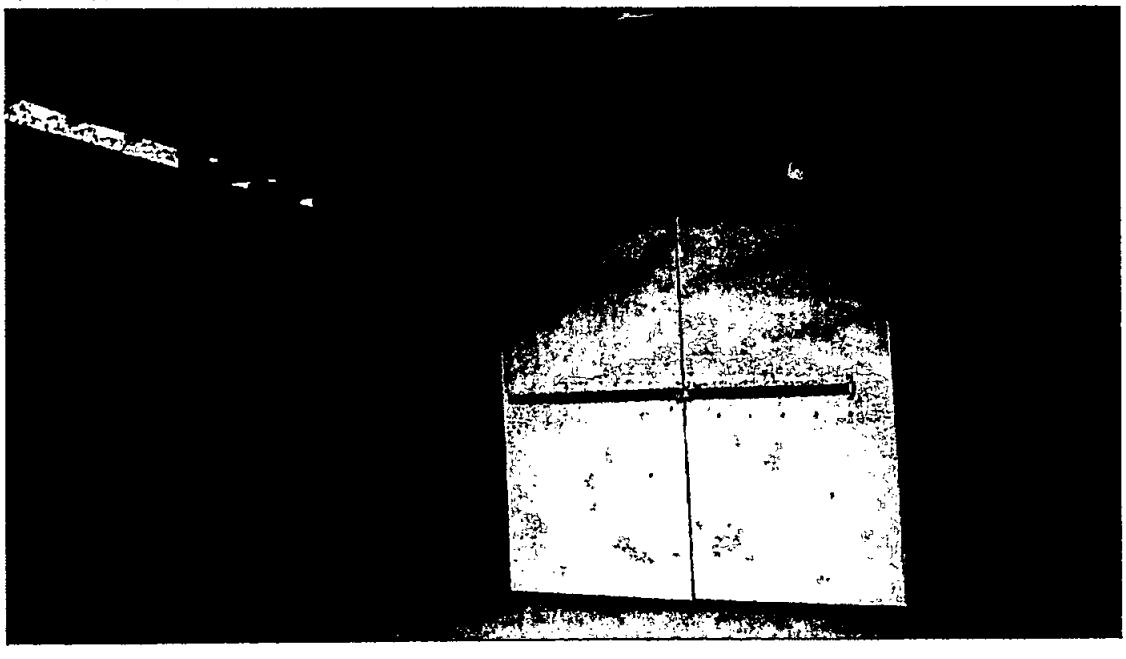

⑥

社殿の上にあるこの棒で担いだという。

⑦

歴史ある神社であることは間違いないが、由緒はよく分かっていない。『山神社と言えば浅草弾左衛門が山信仰を広めたというのが通説だが、この古村では弾左衛門の配下がいたという伝承はないという。

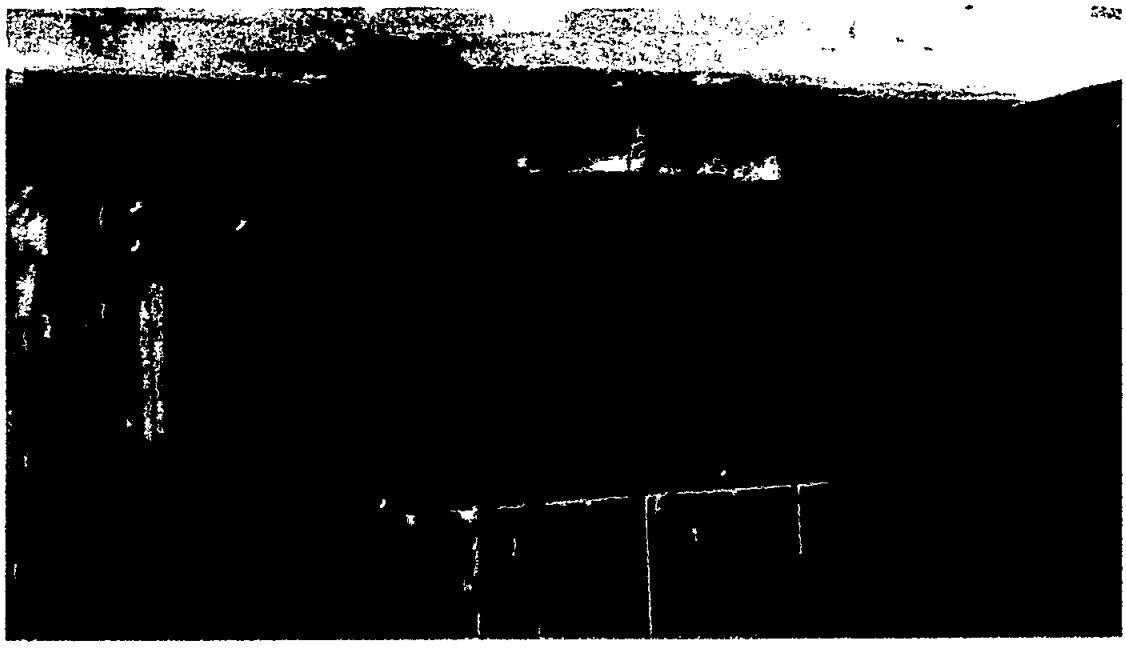

⑧

『関東の部落を行く』には、この古村での案内人として「[redacted]」という名前が出てくる。神社でまさにその名前を見かけた。

平新聞　第二十三號

「お針の稽古も」出來ぬ

埼玉縣南埼玉郡[redacted]の針師匠某の處へ、[redacted]某の娘が「お針の稽古」に通つてゐる中に、他部落の娘達が[redacted]の娘と肩を並べるのは嬢だと輕視差別的觀念から、師匠の處へ行かなくなつたので、師匠は[redacted]某女に弟子入りを拒絶したといふ事件が[redacted]支部に依つて摘發された。

[redacted]支部では代表者を選んで交渉に行くと、その師匠は、水平社に糾彈されるどころか、此方から文句を云ひたいのだと云はぬばかりに「[redacted]だと初から知つてゐたら決して弟子入りはさせなかつた」「あの娘が來てから感染其の他の仕事が減つた」などゝ惡態雜言の限りをつくしたので、その強迫的態度を徹底的に糾明した結果、先方もその非を悟り一月上旬臨時總會を開催することになつて解決した。

應急施設費流用に憤起

暴露演說會

埼玉[redacted]支部

埼玉縣北埼玉郡[redacted]の兄弟達は昭和七年から應急施設費が交附されてゐる事を少しも知らなかつた。たまゝ近接兄弟部落から聞いたので納稅のため役場に行つたとき有志某が村長に訊ねた處「交附金はあるが實は村會に於て花崎驛通りの道路改修に使用するやう決定した」とのこと。

部落側では「吾々に一言の相談もなく村會で決定するとは專斷なり」と立腹し數名の代表者を選んで役場に抗議したが村長は「決つた事だから今更已むを得

（9）

かつては水平社運動もあった。これは昭和20年1月1日の水平社機関誌『水平新聞』。『[redacted]某の娘』が針の稽古に通っていたところ、他の村の娘から差別されたため、師匠が[redacted]某の娘の弟子入りを拒否したという。地元水平社支部の活動により解決したと書かれている。

（10）

神社で見かけた名字を分析すると、古村の範囲が見えてくる。

5

(11)

明治大正の頃は馬車引き、古物商、くずまゆ商の他、皮問屋や皮なめしもあったという。当時は皮製品は高価で、儲かっていたそうだ。比較的豊かな村であったという。

(12)

(13)

のちに農地解放で土地を得るが、土地を手放す人が多かったという。1980年で既に、そのような土地に建売住宅が作られていたという。今も外から人が流入していることが見て取れる。

(14)

環境の整備も現在は完成された状態。かつては古村の墓地もあったが、古くからの住民がまるわかりになるのを嫌って移転したのだという。

(15)

(16)

そのこととはあまり関係ないが、初代ジムニーを見かけた。これは貴重である。

17

ナンバーが外されてタイヤがつぶれた車が放置されているのが気になった。

18

白山神社から少し離れたとこにあるこれは、観音堂らしい。

19

四萬六千日と書かれている。これは観世音菩薩の代名詞である。ということは、間違いなく観音堂であろう。

20

21

古くからの家は、大きな家が多い。

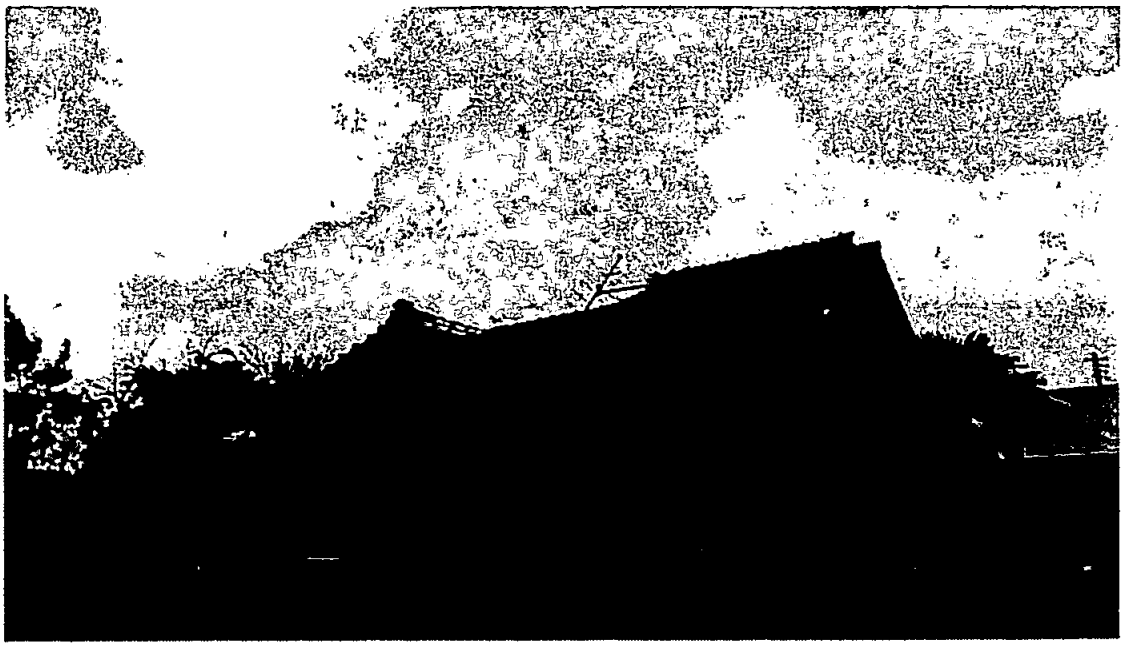

22

この辺りの家のつくりには特徴がある。まず広い土地があり、道路に面した古い家があり、その奥に新しい家があるというパターンが多い。

住人は、前の方に本家があって、奥の方に分家を作ると、当然のように話した。この古村に限らず、土地の習慣であろう。その前の方にある家が廃墟になっている家がいくつかある。

(23)

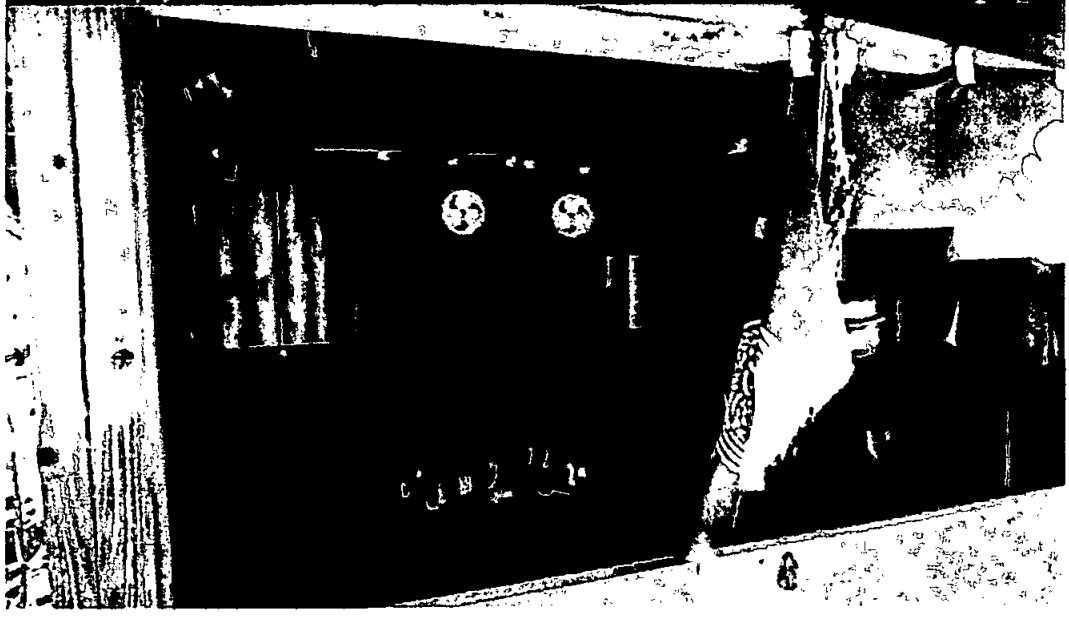

(24)

これは何かと思ったら、稲荷神だった。大きな屋敷神であろう。

(25)

もう1つ気になったのは側溝のふた。水を通す穴の周囲だけが陶器になっている。この古村に限らず[redacted]全域で見られるもののようだ。詳細は不明なので、ご存じの方がいらっしゃれば教えていただきたい。

(26)

そして、ここが久喜市の施設である隣保館[redacted]会館。

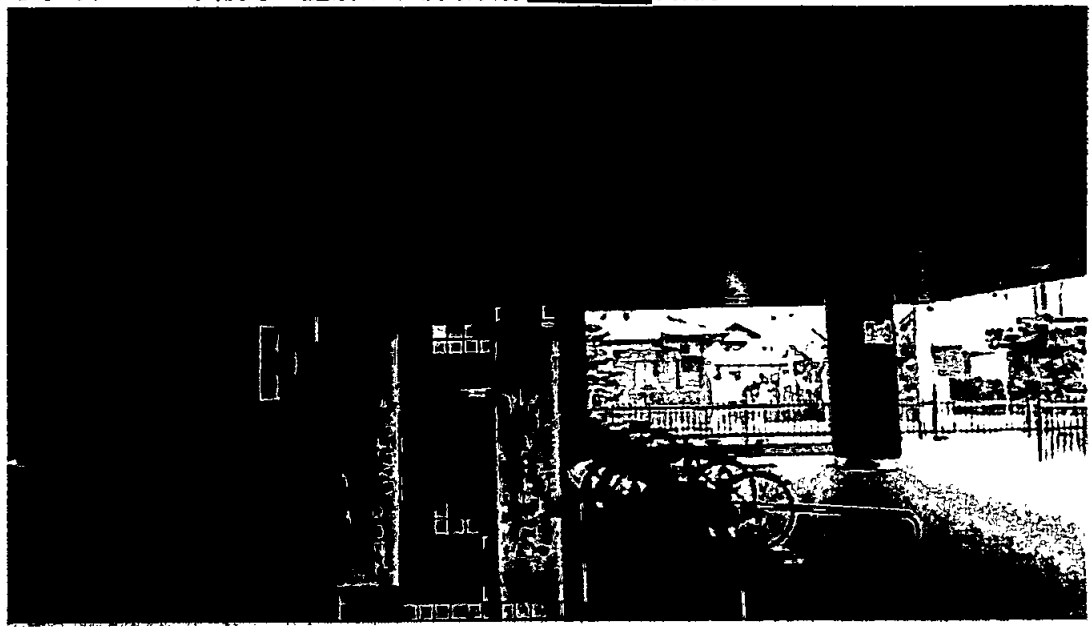

(27)

人権標語が掲げられているが、それでも他の地域の隣保館に比べれば、同和色は抑えられているように見えた。

(28)

[redacted]会館の向こうに、高度成長期にできた住宅地があるが、名字分布からの推定では、そこは古村からの移住によるものである。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 関西電力金品授受 福井県関係者聴取文書を入手「本質は同和問題」だった
【福島県西郷村】また大規模な 違法盛り土が 発生　容疑者は 北関東で 政処分を受けた 常習犯だった！ →

コメントを残す

メールアドレスが公開されることはありません。 * が付いている欄は必須項目です

コメント *

名前

メール

サイト

コメントを送信

次の形式の画像を添付することができます：GIF, PNG, JPG, JPEG

ファイル選択 選択されていません

日本語が含まれない投稿は無視されますのでご注意ください。（スパム対策）

「曲輪クエスト(362) 久喜市 [redacted] への36件のフィードバック

匿名　2024年5月22日 3:28 PM

春に訪問すると言ってた[redacted]の記事を楽しみにしています。もうすぐですよね。
#da8fbf152e89123b11ca4584854b1bff
返信 ⇓

匿名　2024年5月22日 3:53 PM

放置車両がある所は公道でしょうか。
部落の公道には放置車両が多い印象があります。
#278fc8072e7ea50eb3a86d186f3b8843
返信 ⇓

匿名　2024年5月23日 1:15 AM

どこかの駐車場のような気がする。車も綺麗だが放置と決めつける確固たる理由が、宮部氏にあるのであろう。そうでないと誤解を招くし、、
#da8fbf152e89123b11ca4584854b1bff
返信 ⇓

匿名　2024年5月23日 1:16 AM

放置車両と誰かに聞いた？
#da8fbf152e89123b11ca4584854b1bff
返信 ↓

匿名　2024年5月23日 1:22 AM

連投ゴメン。
もし、部落の人の車としたら同じ部落内の公の場所に放置はしないのでは？？
もし、部落の人の車なら持ち主もわかっているし、今後の処分なんかもわかってないかな？
他所の人が放置したのかな、いずれにせよ、現地に行き放置車両と確信した宮部氏に聞くしかないであろう。
#da8fbf152e89123b11ca4584854b1bff
返信 ↓

匿名　2024年5月23日 8:14 AM

誤解とは？
普通こういう状態のものは放置車と呼ぶのでは？
#35cece504377edbd0ceadfddc47b218c
返信 ↓

匿名　2024年5月23日 4:20 PM

公の場所や他人の土地への放置車両ならば匿名で良いから通報すれば良いのでは？なんらかの理由で置いてあると思うし、先程書いたけど部落内の人が違法な放置を同じ部落内にするであろうか？記事にする場合は裏通りが必要だと思う。今まで記事にした放置車両も含めて。
『部落は放置車両が多い、部落の人はけしからん』と誤解を生み差別を助長する懸念もあります。

#da8fbf152e89123b11ca4584854b1bff
返信 ↓

匿名　2024年5月23日 4:49 PM

「部落は放置車両が多い→行政が何かにビビって注意しない→行政が悪い」と私は考えます。
どこでも悪い人間はいますからね。

示現社が記事で公道の放置車両の多さを指摘したら行政が動いて撤去されたなんて事例もありました。
#278fc8072e7ea50eb3a86d186f3b8843

匿名　2024年5月24日 2:14 AM

ID無しさんへ
行政がビビって？は貴方の邪推ではないでしょうか。違法な放置で有れば匿名でも遅かれ早かれ対応するでしょうし。
いずれにせよ宮部氏が違法な放置である事と、放置したのは部落の住民であるとの確固たる証拠を示すべできでしょう。あなたのような思い込みで情報発信しない為にもね。
果たして、今までの記事もそうだが、部落の住民は、それも自分の部落内に違法な放置をするであろうか？周りも理由を理解し単発的に置いてあるのならわかるが、、
人権に関わることですので、敢えて記事にする宮部氏の見解を待ちましょう。
#da8fbf152e89123b11ca4584854b1bff

Ads by Google
フィードバックを送信　広告表示設定 ⓘ

匿名　2024年5月23日 12:03 PM

私も句読点が特徴的な方と同じで駐車場だと思います。
個人所有の駐車場なのか公の駐車場なのか。
同和地区には公の駐車場がある地域もあるそうなので。

#278fc8072e7ea50eb3a86d186f3b8843
返信 ↓

匿名　2024年5月23日 12:05 PM

私的な土地だったら立ち入りできないし。
#278fc8072e7ea50eb3a86d186f3b8843
返信 ⇩

匿名　2024年5月23日 12:08 PM

Googleマップで見つけました。
2階建ての空きビル(？)の駐車場みたいですね。
#278fc8072e7ea50eb3a86d186f3b8843
返信 ⇩

Ads by Google
フィードバックを送信 広告非表示設定 ⓘ

匿名　2024年5月24日 7:12 AM

宮部氏の真意に関わらず、宮部氏の不確かな情報？思い込み？記事や言動により、受け手が間違った思考になりかねません。その結果、人権を犯したり名誉を傷つけたりします。また関係無い一般の部落の人まで巻き込みます。
軽はずみな言動は慎むべきでしょう。

#da8fbf152e89123b11ca4584854b1bff
返信 ⇩

匿名　2024年5月24日 9:14 AM

私のよく行く某地区も放置自動車がやたらと多い。
バイクはさらにひどい。直結して盗まれたと思われるミニバイクが多いのでこれは外から捨てに来るのかな。誰も通報しないらしいです。
昔は警察も逆回できないと聞いたけど、今でもそうなんだろうか。
#35cece504377edbd0ceadfddc47b218c
返信 ⇩

Ads by Google
フィードバックを送信 広告非表示設定 ⓘ

匿名　2024年5月24日 4:39 PM

この記事では「公道に放置車両が」とは書いていない。
私は公道か私道かの確認をしたかっただけなのだが。
部落の住民が放置したとも言っていない。
反応がいちいちヒステリックだな。
まさか投稿禁止措置になった人じゃないだろうね。
あの人も句読点の使い方が特殊だった。

#278fc8072e7ea50eb3a86d186f3b8843
返信 ⇩

#600bcさんは投稿禁止措置が取られました。　2024年5月25日 1:13 AM

確かに投稿禁止された甥っ子が差別されたとかいう高齢者と同じで句読点の使い方がおかしいな。
複数の端末で自分で自分の投稿に賛成する投稿をしていたから、また別の端末で活動再開か。
⇩
誤解を招くし、、
置いてあるのならわかるが、、
#1d624c7a5a35c588f1fcbe6082252365
返信 ⇩

匿名　2024年5月25日 8:29 AM

公道でないことはみな理解したと思いますよ。部落の人が放置したかどうか？については貴方は言及してないので気にすることはありません。貴方に関係ありませんが本当に放置された車かな？放置だとしたら何処のひとが?
#c936da0b4d61765ceb8a916afcd4b1b2
返信 ⇩

Ads by Google
フィードバックを送信 広告表示設定 ⓘ

Ads by Google
フィードバックを送信 広告表示設定 ⓘ

山口飛鳥 2024年5月24日 9:36 PM

写真のセラミック水抜きは「株式会社ウチコン」という久喜市のコンクリート二次製品メーカーのものです。
#032979Sa3c2d267f2c39fa83392447ee
返信 ⇓

宮部 龍彦 投稿作成者 2024年5月25日 10:04 AM

ありがとうございます
まさにこれです
https://uchicon.net/road/%e5%81%b4%e6%ba%9d%e8%93%8b/
返信 ⇓

匿名 2024年5月25日 7:32 AM

反論すればいいのに、削除や投稿停止はない。埼玉県庁の結婚差別アンケートも含め都合が悪いと断り削除。読者に偏重した情報を与えてはいけない。見ず知らずの部落民に迷惑をかけてはいけない。どの団体にも属さない人々が大半です。そしてその人々は宮部さんに危害を加えたわけでもない赤の他人です。
#c936da0b4d61765ceb8a916afcd4b1b2
返信 ⇓

匿名 2024年5月25日 8:30 AM

公選でないことはみな理解したと思いますよ。部落の人が放置したかどうか？については貴方は言及してないので気にすることはありません。貴方に関係ありませんが本当に放置された車かな？放置だとしたら何処のひとが？
#c936da0b4d61765ceb8a916afcd4b1b2
返信 ⇓

Ads by Google
フィードバックを送信 広告表示設定 ⓘ

匿名 2024年5月26日 2:29 AM

この地区の近くに、今は無いですが[redacted]があり、平成の頃に私はそこの生徒でした、年に1回ほど、同和関係の映画を体育館で鑑賞しました。ネットで後から知ったことですが、地区が近くに存在していたからのかな？と思ってます、当時は同和教育と言っても映画を鑑賞して感想文を書かされただけでした。
返信 ⇓

宮部 龍彦 投稿作成者 2024年6月2日 4:45 PM

部落の場所や生徒が誰かということは学校で教えていたのでしょうか？
返信 ⇓

匿名 2024年6月3日 1:50 AM

場所うんぬんとか、地区の人が宣言したりとかは無かったですね、先生も同和問題について特に説明もなく、映画鑑賞後に感想文を書きなさいと事務的に指示して、原稿用紙一枚ずつ配り、クラス全員書く、それで終わりでした。[redacted]会館は一般の人も利用し、地域の催し物で普通に行きましたね、ネットで後から知ったけど、まさか隔保館だとは思いませんでした。
返信 ⇓

ぱろん　2024年5月27日 8:12 AM

少し前のニュースより。
京都　吉祥院
竹尻公園のトイレが
何年も閉鎖されて、
地元民からクレームが
あがっているらしい。
一時期、ホームレスが
住みついた為だとか。
町内会で管理して、
夜に施錠するとか
考えつかないのだろうか？
バカな奴らだ。

#524f9b581881729af94c71f4e83fb119

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2024年6月2日 4:45 PM

そのニュースみました！

返信 ↓

匿名　2024年5月28日 3:53 AM

由緒の分からない白山神社があるのだったら、
むしろ弾左衛門の指令に基づき、その支配下にある事を由緒の方から示すため、鎮守とは別に白山を奉じたとも考えられないだろうか？
配下を称する者が実際に「現地にいる／いない」は、この場合はあまり関係無い。

逆に言えば、弾左衛門が自らの実効支配領域を可視化するために白山を奉じるよう指示したのではないだろうか。
（弾左衛門指令に由来しないなら、関西圏に白山を奉じる由緒が少ないのが論理的な説明が必要なはずだ。
「少しはあります」では説明にならない）

この観点であれば、伊豆国に白山ではなく頼朝を奉る八幡を奉じる由緒が多い事の説明にもなると思う。

[redacted]には流人だった頼朝と八重姫の逢瀬を手引きしたのは自分たちであるという伝承がある（勿論真偽は別として）。
つまり[redacted]は、鎌倉幕府以前からの頼朝と繋がりを誇っている。

一方、弾左衛門は[redacted]から、その由来を簒奪した家柄だ。頼朝との繋がりをでっち上げた徳川家に仕えたとも見える。

故に[redacted]は弾左衛門の指令を良しとせず、八幡を奉じ続けたとは考えられないだろうか。

又、[redacted]が八幡を手前に置きながら、実際には奥で山木神社を奉じていたのもおもしろい。
ひょっとして、元々彼らは伊豆目代の[redacted]の配下だったのかもしれない。
頼朝に襲撃され滅んだ主筋を表立って祭るわけにもいかんだろうということで。

以上は全くの私見であるが、弾左衛門体制というのは紛れもなく江戸幕府の支配体制の下部組織であり、「大古からの白山由緒」などという、いくらでもこじつけ可能なロマン主義（笑）を排除した観点に基づくものだ。
勿論、異論は認める。

長文失礼した。

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2024年6月2日 4:48 PM

伊豆国の八幡は実は白山から変わったものではないかと高柳山哉が確か書いてました

返信 ↓

匿名　2024年6月4日 8:17 PM

山哉の研究は、貴殿の採訪記と同じく昭和十一年三月の調査を基にしている（要はネタ本は同じだ）。
交通・ネット共に現代とは比べようもない中での
非常に貴重なものだとは思う一方、
今となっては…という部分が見受けられるのも事実だ。

伊豆に関していえば、
頼朝を奉る八幡が実は元白山ですというのは、
弾左衛門体制が江戸期成立である事を踏まえると
多分有り得ないだろう。

もちろん、曲輪の白山が六代目弾左衛門の指令により
奉じられたものだという、
[redacted]白山の神主の覚書を真と見做した場合ではあるが。

基本的に山哉自身、白山への見解に統一性が欠けている。
悪くは言いたくないが、白山＝白輪の元凶を作ってしまった張本人でもあると思っている。

返信 ↓

16

匿名　2024年5月31日 1:38 AM

タイヤに空気はいってなかったら駐車場だとしても放置車両だろ
揚げ足とってねえでシコって寝ろ

返信 ⇩

匿名　2024年6月2日 4:20 PM

そう、興奮しなくても良いですよ。
放置車両なら誰が放置したのだろうね。同じ駐車場らしき敷地に数台止まっているけど、解体屋さんの所有物とも考えられるしね。
放置車両と断定した理由を宮部氏から聞くしか無いでしょ。また、訪問のおりに放置車両見つけて記事にしてるからには、誰が放置したのかも聞きたいね。
#da8fbf152e89123b11ca4584854b1bff

返信 ⇩

匿名　2024年6月2日 4:48 PM

そもそも、この駐車場の所有者もわかって無いですよね。空き家らしき建物の駐車場とも？放置車両なら所有者が整って無いでしょうし、同じ部落内の人がそんな悪質な事しないでしょうし、。
宮部氏が法違反である放置車両と断定したのには理由があるからでしょう。宮部氏に聞いても無しのつぶて。
法違反行為を記事にするには慎重を要すると思いますがね。

#da8fbf152e89123b11ca4584854b1bff

返信 ⇩

匿名　2024年6月3日 9:40 PM

お前らプロなのに、放置車両も分かんねえのかよ。
ちょっと2人とも窓際行って・・・シコれ(棒読み)
#1d624c7a5a35c588f1fcbe6082252365

返信 ⇩

匿名　2024年6月8日 6:33 PM

放置車両って法違反なんでしょ、
だから、その確認をしないで安易に放置車両と決めつけてはいけません。また放置の場合、部落の人が放置の犯人かどうかを明らかにしないと、間違った部落批判につながります。
#951e99c8088212a02e9beef094003389

返信 ⇩

これ削除しないでね　2024年6月8日 7:21 PM

放置車両問題は困ったもんですが、
宮部さんのカメラ片手に道路交通法違反の左側歩行はいけませんよ。他人の敷地への不法侵入もね。
一時　治ったのですがまたやってますね。放置車両うんぬんもいいですが我が身を正さないといけません。
#951e99c8088212a02e9beef094003389

返信 ⇩

匿名　2024年6月11日 5:00 AM

放置車両　左側通行　不法侵入　　いずれもダメ
#f2101433fac64ad0f0ff35f3c8815540

返信 ⇩

関連記事

示現舎

Ads by Google
フィードバックを送信 広告表示設定

曲輪クエスト(363) 加須市[redacted]

カテゴリー: 曲輪クエスト | タグ: 古村 | 投稿日: 2024年5月29日 | 投稿者: 宮部 龍彦

21件の返信

By 宮部 龍彦

News Challenger

前回、訪れた久喜市の[redacted]を歩いていると、いつの間にか加須市に越境していた。

[redacted]は比較的豊かな村だったが、住民から聞くところによれば隣の[redacted]は貧しい村であったという。昭和初期の記録では11戸。農業をしつつ、履物などを作っていた。

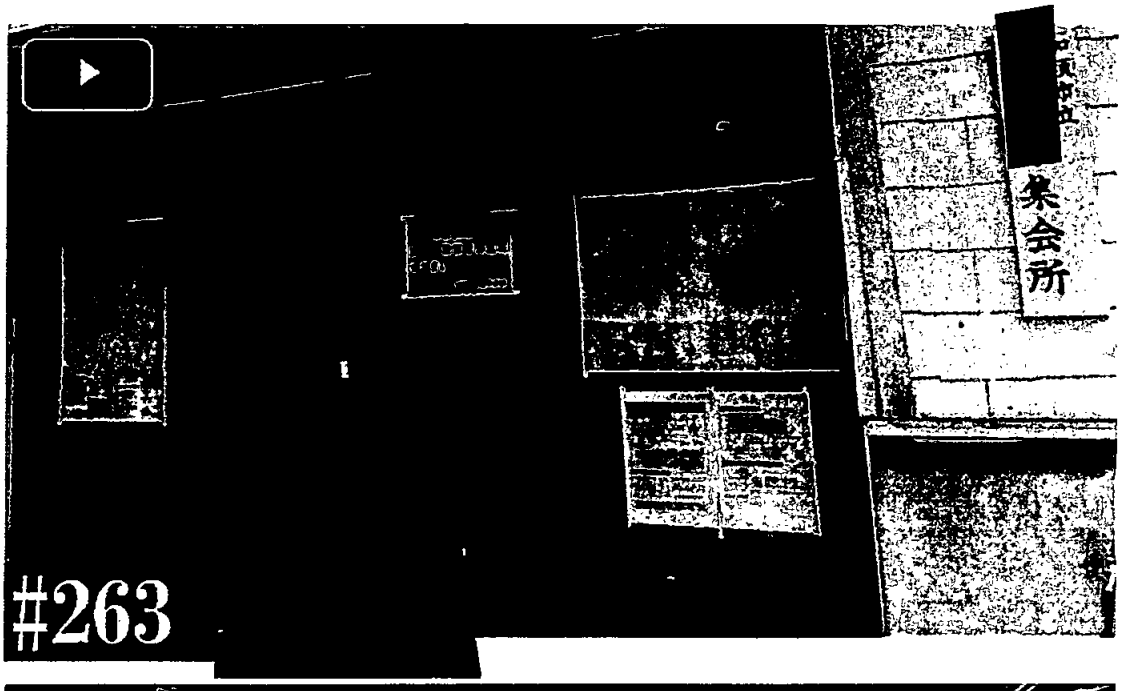

②

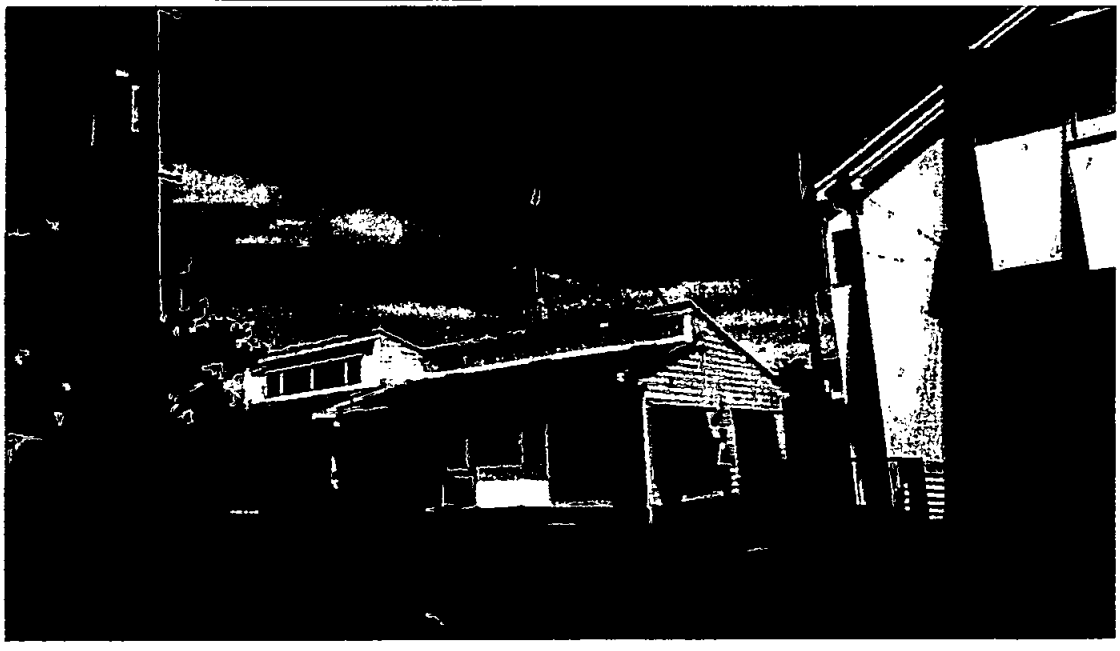

③

現地を訪れると、古くて小洒落た外観の集会所がある。

④

住所表記は[redacted]であるが、集会所の名称からこの古村は[redacted]であることが分かる。

⑤

内部に人権とか部落とか書かれた掲示物があるので、同和施設だとすぐに分かった。私が思いのではない。自治体によっては、同和施設の表札さえ表向きは秘密扱いしているようなこともあるが、加須市では同和行政基本方針に「集会所7か所と[redacted]を整備」と明記されている。これがそのうちであることは間違いない。

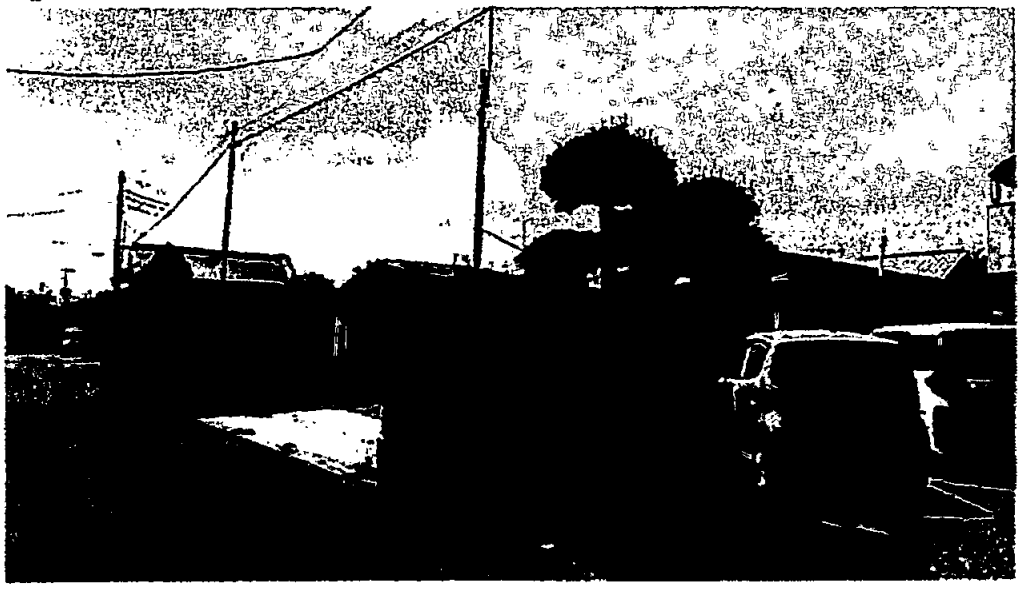

⑥

加須市と言えば「埼玉県加須市長選挙無効事件」が知られており、1975年の市長選挙で、部落解放同盟からの圧力によって、選挙管理委員会が同和行政を批判する選挙ポスターに日隠しをしたことが不当な選挙干渉とされ、非常に珍しい選挙無効の判決が最高裁で確定した。

⑦

しかし、当時ここは加須市ではなく[redacted]であった。

⑧

吉利は集会所周辺の小さな一角である。あまり土地を持たず、農業以外の仕事がメインであったのではないかと推定する。

⑨

解放新聞によれば、加須市では平成の大合併の頃に日立アロイ株式会社（現在は株式会社プロテリアル）の従業員が「[redacted]と合併すると加須市も同和地区を抱えることになる。そうなると同和地区の人に補助金を出したり、税金を優遇しなければならなくなり、市の負担が増える。だから合併に反対だった」と発言したとして解放同盟から糾弾されている。

⑩

同和のせいで合併できないというのは、実は平成の大合併の頃によく聞いた話だった。どちらかと言えば旧政が厳しいのに、頑なに周辺と合併しない自治体というのは、背景にそのような理由があるとしか考えられないことがしばしばある。

(11)

ただ、結果的に2010年に[redacted]と加須市は合併している。

(12)

「[redacted]と合併すると加須市も同和地区を抱えることになる」というのは正確ではない。7つの集会所のうち、[redacted]集会所、[redacted]集会所、[redacted]集会所、[redacted]集会所、[redacted]集会所は旧加須市にある。つまり、[redacted]と合併するから加須市も同和地区抱えるというわけではない。もともと加須市は同和地区を抱えていたのである。

(13)

当時の日立アロイ従業員は、同和地区の場所を知らなかったのであろう。今も昔もほとんどの住民の認識はこの程度のものではないか。

14

今は、新しい家が増えており、人の出入りによって古村は解体されてきている。

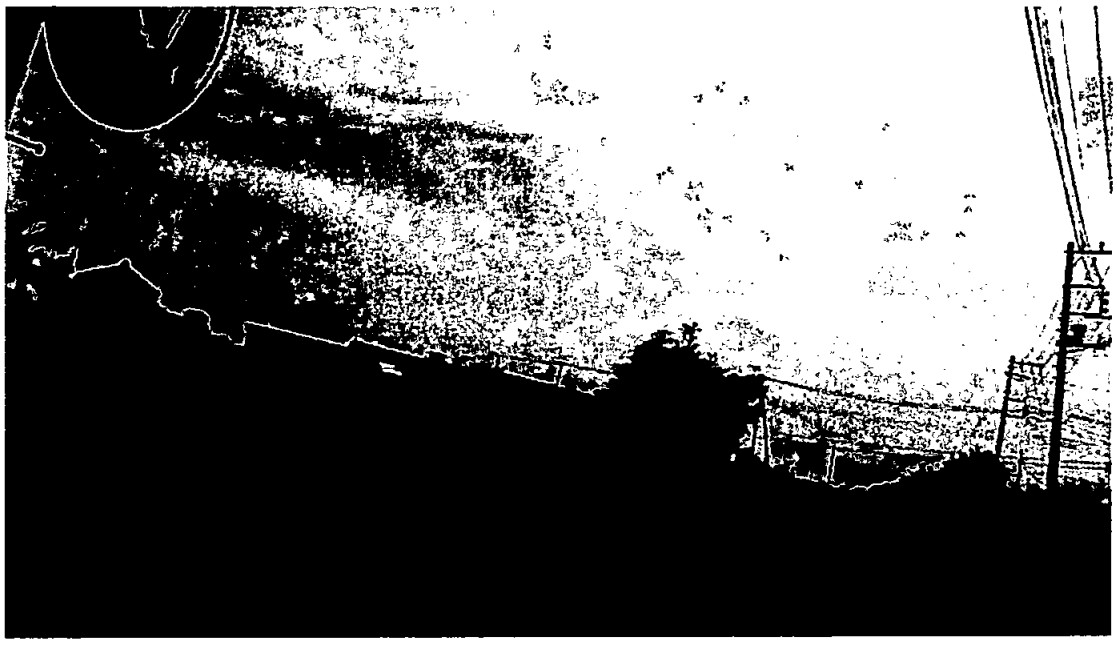

15

さきほどの[redacted]集会所も、利用実績が少なくなっている上、建物が老朽化していることから、地元からも廃止すべきという意見が出ている。

16

ここも、古くからの村であることを示す、鎮守があった。

17

今は駐車場となっているこの空き地、2019年までは隅っこに物置サイズの小さな白山神社があった。

18

19

残念ながら、今はなくなっており、小さな松の切り株が残るだけである。

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。

宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 【和歌山市職員 自殺事件】過去にも"同和絡み"で公益通報 子ども会交付金は 県が考案した 地域対策費？

【奈良の闇④】森本市議と 服役中役員の 会社登記事項が 変更されていた！ 沈黙する 日本維新の会 →

コメントを残す

メールアドレスが公開されることはありません。 * が付いている欄は必須項目です

コメント *

名前

メール

サイト

コメントを送信

次の形式の画像を添付することができます：GIF, PNG, JPG, JPEG

ファイル選択 選択されていません

日本語が含まれない投稿は無視されますのでご注意ください。（スパム対策）

「曲論クエスト(363) 加須市 芋茎」への21件のフィードバック

さとう　2024年5月30日 7:38 AM

最近埼玉県の政治とか風土とか歴史とかに興味を持って行ってみたり調べたりしています。
思いの外左翼系が強く、同和問題も想像以上に多く根付いています。
これからも報道を期待します。
#84d426d40053140df5a394ff7f50e7e0

返信 ↓

匿名　2024年6月2日 4:34 PM

埼玉県の同和行政ですか？
埼玉県庁の直近の県民への部落結婚差別アンケートでは結婚差別は未だに根強くあると言う結果でした。
けんのホームページ参照ください。
宮部氏の主張では「結婚差別があるという言説は悪質なデマ、オカルト、陰謀論」という事です。
埼玉県の同和行政の正体を見るには、この県のアンケートやその結果はは詐欺だと宮部氏が戦うとわかるでしょうね。この県のアンケート結果に対する宮部氏の評価をお願いしたい。
#da8fbf152e89123b11ca4584854b1bff

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2024年6月2日 4:50 PM

幽霊を信じる人でさえ一定数いるのだから、アンケートは
「悪質なデマ、オカルト、陰謀論」
を信じる人が一定数いるという事実を示しただけに過ぎないでしょう。

返信 ↓

匿名　2024年6月3日 9:04 AM

私は埼玉県民でないからなのか幽霊を見たことはないし、結婚差別を受けたという同年代の同和の人にも会ったことがありません。
しかし、今でもそういうのがあるというなら同和団体は今まで何をしてきたのでしょう？
何十年も多額のお金をもらい、糾弾で吊し上げてもまだ成果が出てないとか・・・
反省するところははないのでしょうか？
#35cece504377edbd0ceadfddc47b218c
返信 ↓

匿名　2024年6月8日 6:43 PM

宮部さん　まるっきり回答になってません。
埼玉県庁のアンケート結果は、真実かどうかの質問ですね。あなたは、差別は無い（悪質なデマ、オカルト、陰謀、陰謀。。）でしょ。
県庁はアンケートをもとに差別はあるとしています。あなたの主張は何を根拠と証拠としてますか？
そうしないと、証拠や根拠を示した埼玉県庁の公表が正しいことになります。埼玉県庁の公表が間違いならそれこそ示現舎得意の裁判でしょうね。
どうも、宮部氏は現実逃避の思い付きと怨念だけで語っているような気がします。

#951e99c8088212a02e9beef094003389
返信 ↓

匿名　2024年6月11日 4:49 AM

結婚差別はデマとかいう宮部発言は無視でいいと思う。必要以上に差別がある、あると叫び利益を得るエセ同和の類は許せませんがね。
#f2101433fac64ad0f0ff35f3c8815540

部落タマリ　2024年6月10日 1:02 PM

問１８．あなたは同和問題（部落差別）に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。

こんな設問はまったく意味が無い。「想像で答えろ」と言っているのと一緒。
「どのような問題が起きていますか」と問うたら、別の結果が出ていたかもしれません。

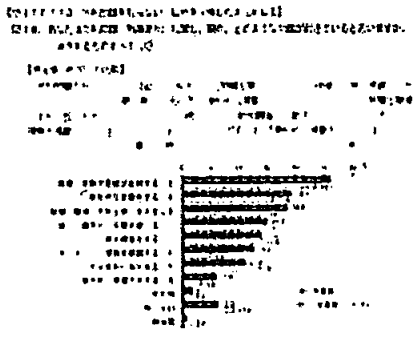

返信 ↓

匿名　2024年6月11日 4:53 AM

批判は誰でもできますが、
それで、あなたは結婚差別はある派、なし派？？？そして、その根拠と証拠は？？？
#f2101433fac64ad0f0ff35f3c8815540
返信 ↓

匿名　2024年6月11日 4:55 AM

訂正
批判は誰でもできますが

#f2101433fac64ad0f0ff35f3c8815540

匿名　2024年6月3日 8:58 AM

行政、同和団体「部落に住んでいる人たちは差別されています！」

一般人「行政も同和団体もそう言ってるしな。同和団体はなんか怖いし。同和地区とはなんとなく距離を置きたいな。」

行政「部落の人と結婚したいですか？部落の人と仲良くしたいですか？部落に住みたいですか？」

一般人「いいえ」

行政、同和団体『差別だ！！』

#278fc8072e7ea50eb3a86d186f3b8843
返信 ↓

匿名　2024年6月8日 6:55 PM

差別ですが、、何が言いたいのですか？

1，問題が行政にあるのですか
2，同和団体ですか

1，2に差別の起因があったとして、差別する人はなんら悪くないと言い切れますか？
基本は差別はイカンと言うことです。だから法で唱っています。法をまず守らせるのが先決ではないでしょうか？？？？
#951e99c8088212a02e9beef094003389
返信 ↓

匿名　2024年6月8日 7:14 PM

＞行政が悪い、同和団体が悪い。
だから差別する。＜
↑
一番悪いの差別するあなたですよ。責任転嫁はいけません。行政や同和団体の差別解消へ方法ついては正す必要があるでしょうがね。
#951e99c8088212a02e9beef094003389
返信 ↓

匿名　2024年6月12日 4:48 PM

俺が差別しているって？
証拠は？
ただの例え話だと分からないのか？
一から十まで説明しないと分からないタイプかこいつ。
嬉っ子が差別されたとかいう投稿禁止になった爺さんと特徴的な句読点の使い方が同じだな。

#278fc8072e7ea50eb3a86d186f3b8843
返信 ↓

匿名　2024年6月11日 5:34 PM

解放同盟幹部のパワハラで人権課の職員が自殺している。
そら避けられて当然。

#278fc8072e7ea50eb3a86d186f3b8843
返信 ↓

Ads by Google
フィードバックを送信　広告表示設定 ⓘ

Ads by Google
フィードバックを送信　広告表示設定 ⓘ

匿名　2024年6月3日 5:36 PM

この記事には関係がありませんが「八鹿闘争勝利記念碑」と「熱と比較の記念碑」がGoogleマップで登録されました。
口コミを書いてみましたが、何故か自分のアカウント以外だと見ることができませんでした。
#278fc8072e7ea50eb3a86d186f3b8843

返信 ↓

匿名　2024年6月4日 9:22 AM

誤字です。
「熱と光の記念碑」でした。
#278fc8072e7ea50eb3a86d186f3b8843

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2024年6月6日 7:04 PM

佐久のあれですね

返信 ↓

Ads by Google
フィードバックを送信　広告表示設定 ①

匿名　2024年6月4日 5:14 PM

見てきました。
今でも糾弾なんていう集団リンチを肯定する団体、普通に怖いです。
テレビでも糾弾を経験して心を入れ替えた人は数知れずとか言ってましたが・・・その実態は誰もが知るところですね。
#35cece504377edbd0ceadfddc47b218c

返信 ↓

匿名　2024年6月8日 7:10 PM

同和団体の行き過ぎた糾弾はダメですね。穏引きがむつかしいですが、脅迫等の法違反かどうかの見極めも大事ですね。
#951e99c8088212a02e9beef094003389

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2024年6月6日 7:03 PM

私が前に登録したら、なぜか消えていたのですが、また復活したのですね

返信 ↓

通りすがり　2024年8月8日 6:43 AM

K市は、古い人ですと井戸端会議で普通にそういう話をしていたそうなので、結局同族結婚になることが多かったようで、そういう意味では結果的に結婚差別は少なかったかもしれないですが、亡くなった母が井戸端会議で聞いた話では、探偵が調べに来ることはあったとか話していたので、よその土地から入ってきた人は調べてたようです。最近はそういう話は聞きませんが。
また自分はネットで傾向はなんとなく分かっていたのですが、人づてに知り合ったひとが「自分は浄土〇宗です」って自らお仲間？確認して？きて、そういうのって本当にあるんだってびっくりしました。
あと名前でも・・・分かっちゃいそうですね。

返信 ↓

関連記事

甲第64号証

Ads by Google
フィードバックを送信 広告表示設定

①

曲輪クエスト(368) 行田市[redacted]

カテゴリー: 曲輪クエスト | 投稿日: 2024年7月3日 | 投稿者: 宮部 龍彦

14件の返信

By 宮部 龍彦

News Challenger

かなり前から行田市の[redacted]に行ってほしいというお便りを頂いていたのだが、今回、行く機会があったので行ってきた。

この古村についても、国立国会図書館デジタルコレクションで検索すると様々な資料がある。例えば1977年の資料では「[redacted]は七百五十戸のうち三分の一が部落です。村長も二代にわたり部落出身、スリッパ全国一の生産地です。」と、[redacted]という人物が語っている。

②

③

現地に市役所の支所があったので、停めていると隣保館が併設されていた。

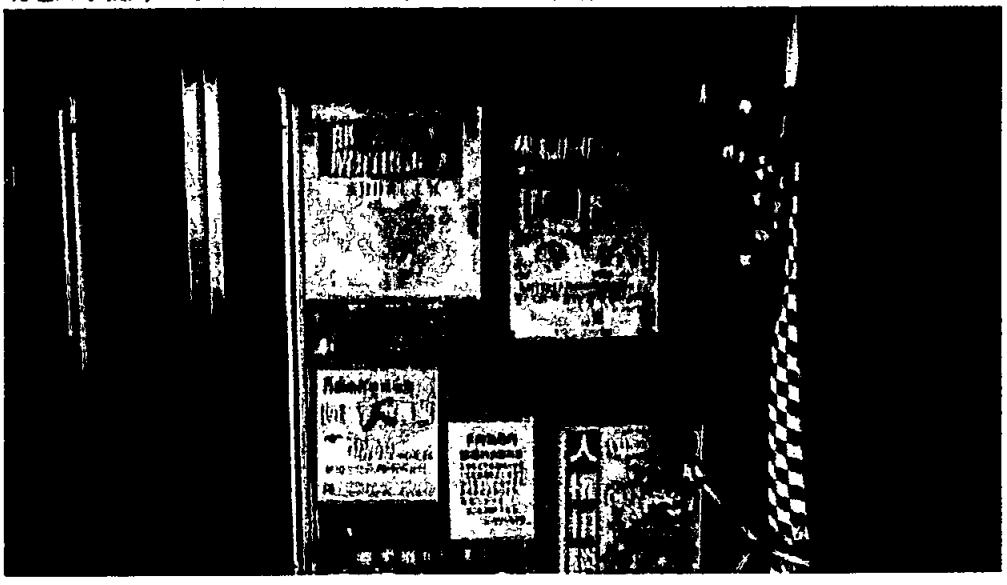

④

部落だの人権だのと行った掲示物がある。

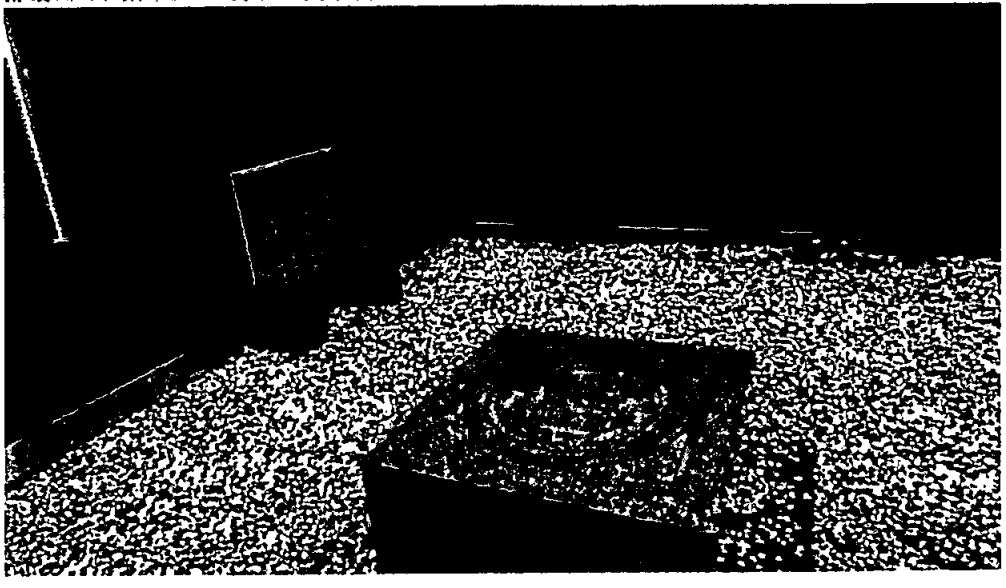

⑤

その近くには2035年掘り出す予定のタイムカプセルが。

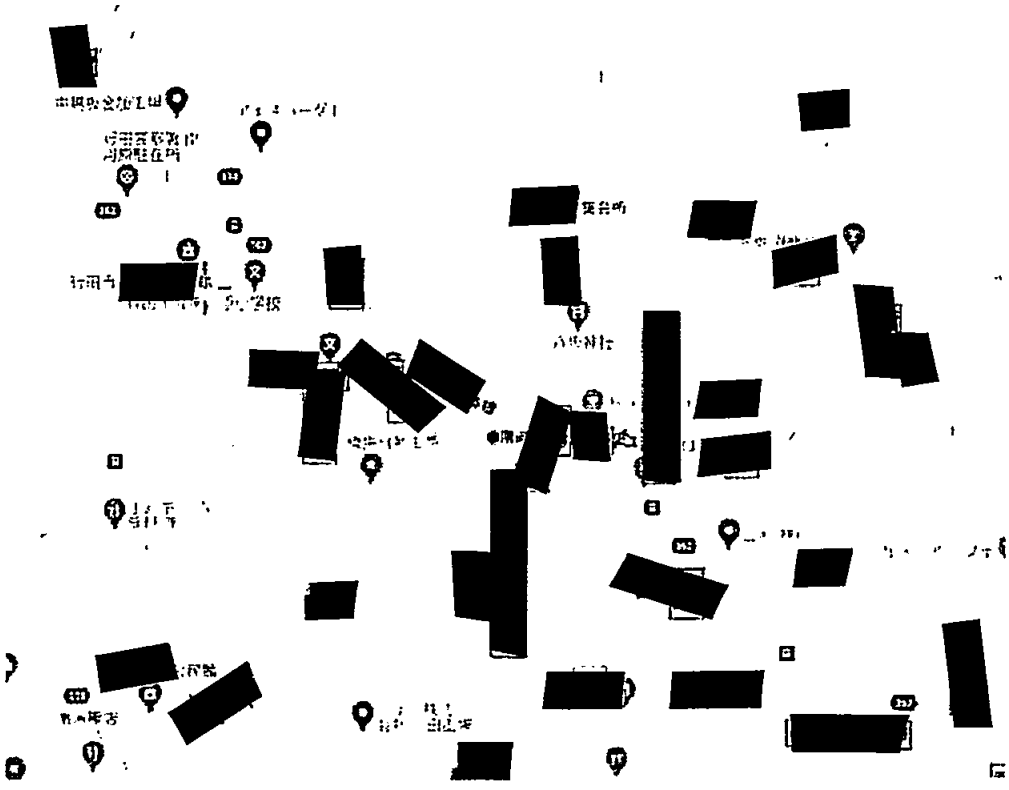

⑥

しかし、この隣保館の場所は古村から外れたところにある。ここから南東の[redacted]が目指す場所であろう。

⑦

⑧

かつては[redacted]、現在は[redacted]が自治会名となっている。

⑨

昭和初期は137世帯との記録がある。しかし、冒頭の資料によれば、今は200世帯を超えるということになるだろうか。

⑩

墓地を訪れていたところでは、大きな村で、なおかつ宗派は定まっていないように見えた。浄土真宗、真言宗、さらに曹洞宗の墓石が見え、さらに１つの墓に複数の宗派の戒名・法名が混じっているものも多い。

⑪

住民によれば、かつては屠物が主要産業で、[redacted]の古村と言えば屠物なのだという。動物の毛皮等を扱っていたという伝承はない。

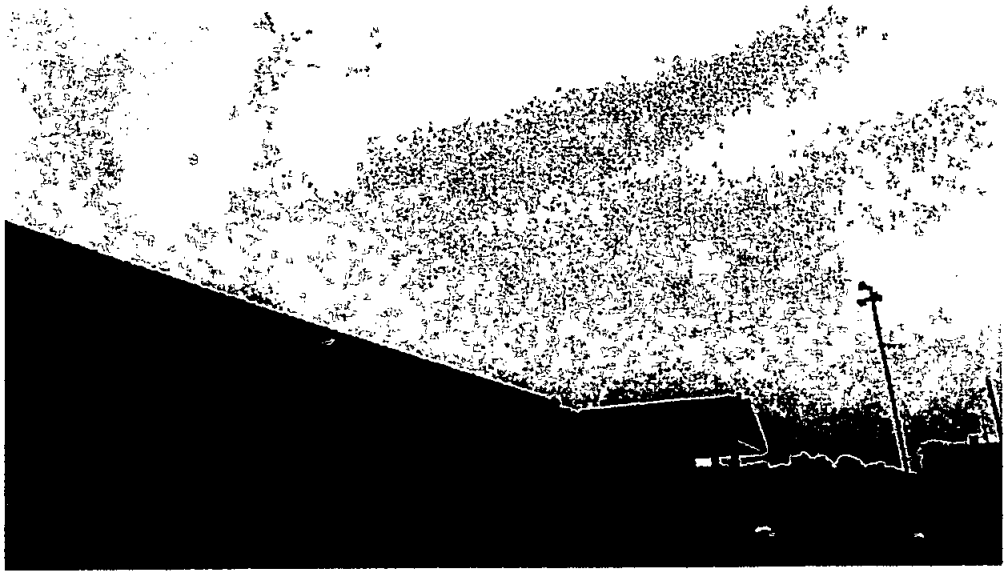

(12)

こちらは集会所。

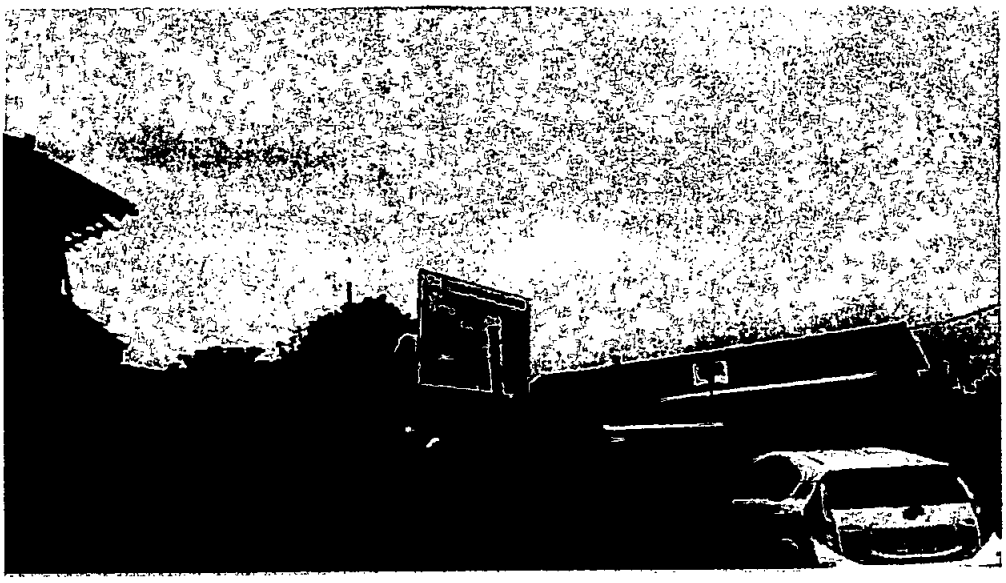

(13)

あちこちにスクラップヤードがある。これらは、どうも地元の住民のものではないようだ。おそらくパキスタンの方だろうか？写真を撮っていると経営者と思われる方が出てきたので聞いてみると、地元の人から土地を買ったり、土地を借りたりして自動車のスクラップ業をしているそうである。

(14)

ただ、住民も経営者や自営業者が多く、少なくとも戦後は豊かで、億を超える資産を持つ人も珍しくないという。

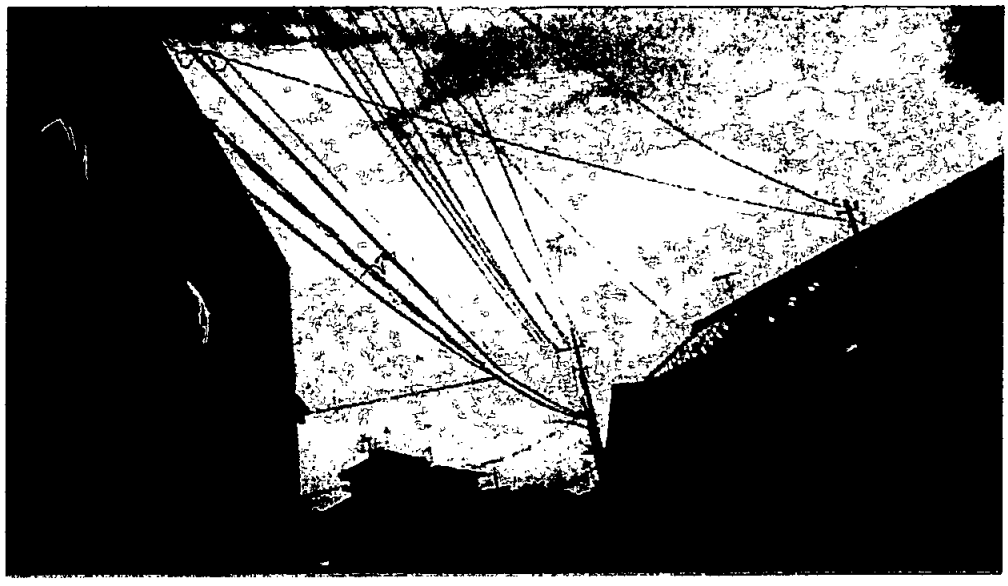

(15)

実はちょっとした用事があって隣の熊谷市の[redacted]に寄ってきた。熊谷市では活動家のデモに税金から日当と交通費が出ていることが分かっている。そして、15年くらい前は「差別者」の家を旗を持って取り囲むようなこともしており、その日当が4000円、泊まりでは10000円だったとう。

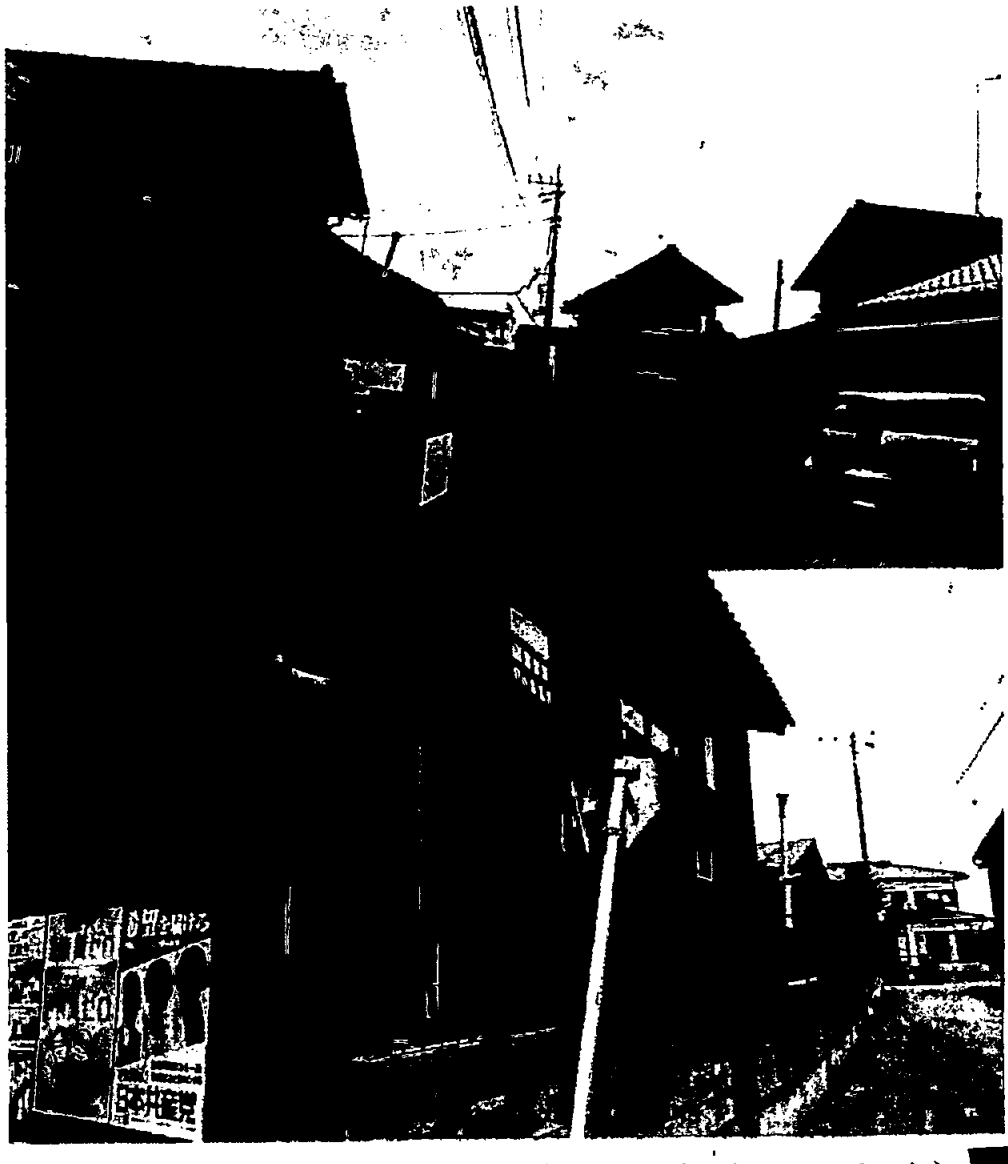

(16)

(17)

住民にその話をすると、同和団体のそういう活動はここでも知られていたこと。なお、[redacted]には解放同盟と部落解放愛する会があって、努力は半々だったという。「自分も入っていたけど、やめた。恥ずかしいから」と住民が語る。

(18)

なぜ恥ずかしいのかと言うと、やはり同和といったことは語り継ぐようなものではないから。「そんなことを聞いてくる、頭がおかしいのは、あんたくらいだ」と言われてしまった。

(19)

若い人はほぼ知らないが、あの家は「平家」だ、あそこは「源氏」だといった言い方があるという。事実かどうかは分からないが、平家の落人という伝承があり、平家側が差別されたというのである。ただ、先述の通り1960年代には多くの家が豊かになっていたという。「今は平家の方が源氏よりも金持ちなくらい」という。だからもう差別などないと断言された。

(20)

なお、古村の鎮守は八坂神社が唯一だという。写真はその参道の跡だろうか。八坂神社と彫られた石柱がある。

(21)

千山神社はない。八坂神社が千山神社だったということも聞いたことがないという。

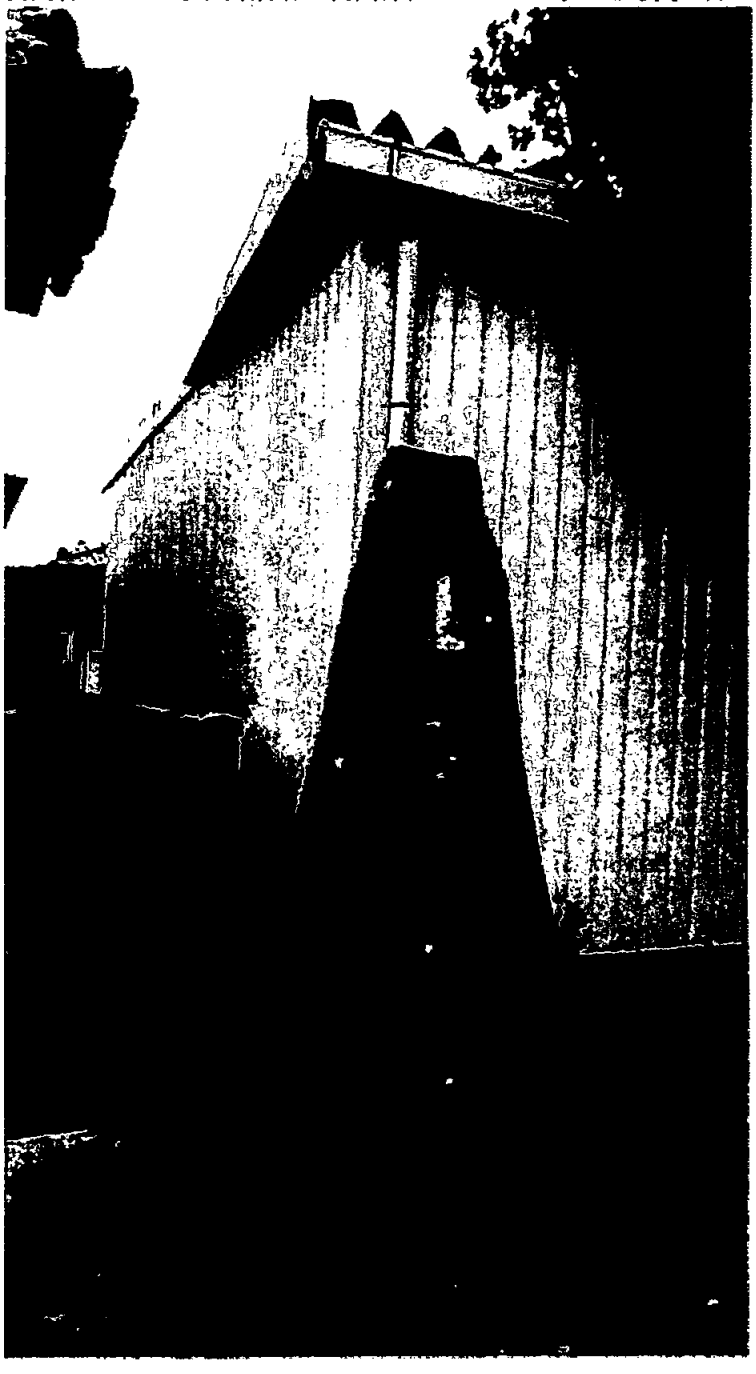

(22)

弾左衛門の伝承もないので、ここは本当に農村地域の中で、草履作りなどの農業以外の仕事をしていた村だったのだろう。

(23)

(24)

解放同盟や部落解放愛する会も、実質的に活動していないのではないかということだ。

※2024-07-07 追記
かつては白山神社があったという情報を頂きました。明治41年に[redacted]神社に合祀，八坂神社は白山神社の跡地に建てられました。
https://tesshow.jp/saitama/gyoda/shrine_skawara_yasaka.html

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 我孫子駅前に 浮上した小林農之氏 擁立の狙いは「高市氏 けん制」「二階派の 結束強化」
「石丸伸二スペシャル」安芸高田市長選 二期目に出なかった理由と"情報戦争" →

コメントを残す

メールアドレスが公開されることはありません。 * が付いている欄は必須項目です

コメント *

名前

メール

サイト

コメントを送信

次の形式の画像を添付することができます：GIF, PNG, JPG, JPEG

ファイル選択 選択されていません

日本語が含まれない投稿は無視されますのでご注意ください。（スパム対策）

「曲輪クエスト(368) 行田市[redacted]への14件のフィードバック

- 2024年7月5日 8:49 AM

立花孝志からの「頭がおかしい」と[redacted]での「頭がおかしい」と、同じことをほぼ同時期に別々の人から言われたわけですね。

#a5ffb4e7a86a923f13e824732cc7d20b

返信 ↓

Ads by Google

フィードバックを送信

白山神社はかつて在った！　2024年7月7日 12:11 AM

>白山神社はない。八坂神社が白山神社だったということも聞いたことがないという。

白山神社は、明治41年に[redacted]神社に合祀。そして白山神社の跡地には、後に天王社(八坂神社)が建てられたとの事。

#e064f1a6391be125580bb2e981465fe2

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2024年8月16日 5:52 PM

気が付きませんでした
ありがとうございます！

返信 ↓

天使　2024年7月8日 4:00 PM

埼玉県に住む友人から、
「昔、[redacted]だった所は
同和率　100%だよ。
履物、スリッパ産業が盛んだった」
と言われた事があります。
三分の一でも凄いけどね～。

よく、大阪の方で
「部落の地名を晒すな」とか
言うアホが　いますが。

じゃあ、東京の山谷とか
あいりん地区とか
有名な旧スラムは
どうなのよ？
全国的に有名じゃないか！
今も住人がいますよ。

京都の崇仁なんて、
外国人にも有名だし。

部落地区を調査したり、
リスト化するのは、
貴重な歴史の記録です。

大阪なんて、そもそも
部落民と朝鮮人の
住む場所ですから。

#524f9b581881729af94c71f4e83fb119

返信 ↓

2024年7月8日 6:26 PM

山谷やあいりん地区は部落ではありません。単なる都市スラムです。

#a5ffb4e7a86a923f13e824732cc7d20b

返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者　2024年8月16日 5:51 PM

たぶん100%はないですね

返信 ↓

←

Ads by Google

フィードバックを送信　広告表示設定 ⓘ

天使　2024年7月9日 5:43 AM

そんなの知ってますよ。

ワタシが言いたかったのは、
山谷や、あいりん地区にも
住んでいる人が沢山いるのに、
ここは、スラム　と、
テレビや雑誌で
平然と公開してますよね？
部落も同じように
扱うべき、と言いたいだけです。

スラムも、沢山　消失
しました。(空襲などによる)

歴史的資料として
部落やスラム、貧民街の場所を
記録するのは
必要だと思います。

[redacted]は、白山神社があった
周辺が地区なんですね。
インターネットでは、
[redacted][redacted]と
記載されていました。

行田市[redacted]も、地区だと
ありました。
探訪をお願いします。

#524f9b581881729af94c71f4e83fb119
返信 ↓

2024年7月12日 6:14 AM

行田市[redacted]は「全国的に有名」なんですか？

あなたの論理で行くと

・山谷やあいりん地区はスラムとして全国的に有名である
・だから部落地区を調査したり、リスト化するのは、貴重な歴史の記録である

この立場で行くなら、全国的に有名ではないスラムや部落を調査しリスト化するのは別の問題である、ということになります。
#a5ffb4e7a86a923f13e824732cc7d20b
返信 ↓

Ads by Google
フィードバックを送信 広告表示設定 ⓘ

12

天使　2024年7月15日 6:59 AM

■読解力が無い人だなぁ。。

山谷や、あいりん地区の
スラムは
昔からテレビや雑誌で
公開されてきたから
「全国的に有名」なのですよ。

「あしたのジョー」は、
山谷が舞台だし。
「じゃりン子チエ」は、
西成が舞台ですよね。
一例を出すと。

同じように、
部落も晒すべきと
言っているのです。

糸仁地区みたいに
全国的に有名になるのが
望ましいかと。
#524f9b581881729af94c71f4e83fb119
返信 ↓

2024年7月15日 7:18 AM

■思考力がない人だなぁ。。

「一例を出すと。」と「同じように、」が論理的に全く繋がっていません。
#a5ffb4e7a86a923f13e824732cc7d20b
返信 ↓

Ads by Google
フィードバックを送信　広告設定

天使　2024年7月16日 4:26 AM

↑
それって、あなたの感想ですよね？
負け犬　確定！
論理的に繋がってますから～。
きゃはははは！！
#524f9b581881729af94c71f4e83fb119
返信 ↓

旧士族　2024年7月22日 6:55 PM

被差別部落は階級制の一部であり、例えば百性との相互不理解があっても、それぞれの権益の中で生活して、当然その中に不満や苦しさがあっても、誇りを持って生きていたはずです。
たとえば武士が年中威張っていたかのように、勘違いをしている人もいるかもしれません。
実際は、そんな戯言のような暮らしとは無縁で、一例を挙げると父親の不始末が原因で、その男子三兄弟が、君命により切腹で幼い命を終えたという事実が江戸時代にありました。
確か長子が11才、末子はわずか6才だったということです。
後世のわれわれには想像もつきません。
それぞれが各々の階級の中で本分を守り、悲喜こもごも一生懸命生きた事実を想像すると、自分の先祖だけが虐められた等の怒りや悲しみをもって、今なお無理解に執着する行為は、先祖に対する冒涜以外の何ものでもないと思います。
#b21a2b54f54b03f1e4212e255eb8a6e6
返信 ↓

匿名　2024年7月24日 8:22 AM

そもそも同和団体構成委員が賤民の血統かというと‥‥。
#278fc8072e7ea50eb3a86d186f3b8843

返信 ↓

Ads by Google
フィードバックを送信　広告表示設定 ⓘ

関連記事

曲輪クエスト(374) 甲州市[redacted] (コメント1)

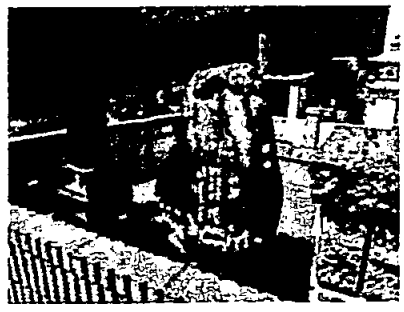

曲輪クエスト(373) 笛吹市[redacted] (コメント6)

曲輪クエスト(372) 坂出市[redacted] (コメント10)

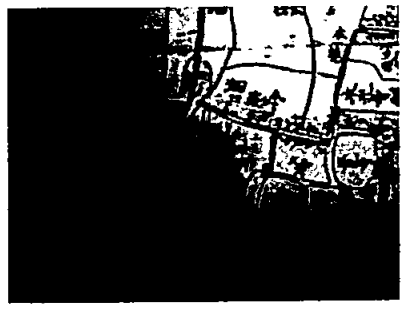

曲輪クエスト(371) 沼津市[redacted] (コメント8)

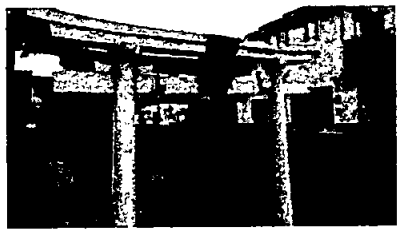

曲輪クエスト(370) 沼津市[redacted] (コメント21)

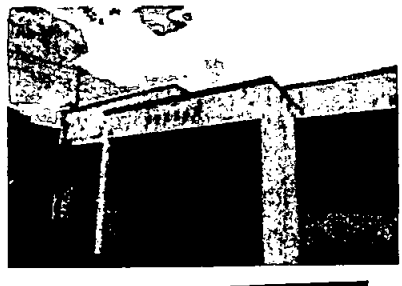

曲輪クエスト(369) 安芸高田市[redacted] (コメ

最近の記事

14

別紙1
甲第77号証

陳述書

2025年6月23日

[redacted]

はじめに

私は、新潟県の出身ですが、３２歳の時結婚し、妻の実家のある熊谷市[redacted]に住んでから47年が過ぎようとしています。

[redacted]に住むようになってから、地元の部落解放同盟[redacted]支部に加盟し、活動してきましたが、1995年に支部長に就任して以来、約３０年近くになります。

今回私の地元の地域が「部落探訪」にさらされました。私は、これによって、差別が拡散・助長され、地元住民はもとより、地域を離れた子や孫にまで差別が及ぶのではないかと恐れています。同じような声を地元の人からも聞いています。そこで埼玉県連とも話し合い、削除に向けて、裁判に訴えることになりました。

(1)提訴までの経過

2019年１月７日、友人から[redacted]さんの地元の[redacted]が部落探訪に載っているよ」と言われ、インターネットを検索して見てみるとその通りでした。甲1でみると「投稿日」が2019年1月7日とされていますので、私は投稿された直後にこの記事をみたことになります。

示現舎のホームページの中、「差別をなくそう・部落探訪(106)埼玉県」熊谷市[redacted]」のタイトルの下、地域内の写真20枚が掲載され、集会所が二か所、表札、自動車のナンバー、会社の看板、墓地、産廃の投棄された場所などが写されていました。

説明文もあり、「[redacted]の部落は○○という名字が多い」、「産廃が不法投棄されている」などと、どのような名前が部落民かを晒し、産廃―不法投棄という悪いイメージを拡散しているものでした。私の自宅も複数の写真に写っていました。自宅周辺の本当に近い場所がさらされていました。

神奈川県人権啓発センターの動画もありました。

私はこれを見て大きな憤りを覚えました。動画の方には「差別をなくそう」とタイトルに入れたり、「差別目的での利用は禁止します」と表示されていましたが、実際は被差別部落を特定し、悪い評価を付してさらし、差別を助長・拡散するだけのものです。これは何とかしなくてはならないと思い、そのあとの地元の支部の会議で実情を報告しました。

2019年７月の「熊谷市同和対策審議会」で、この問題を提起しました。「熊谷市

同和対策審議会」は、同和地区の団体の代表や市の各分野の代表などの人が集まって、同和問題の解決のための市の施策を協議する会議で、私は24年前（平成11）からこの委員です。その会議では[redacted]の地元選出の他の運動団体の委員も、「あれはひどい、許せない」と言っていました。活動の仕方や考え方が異なる団体であっても、私たちと同様に、この投稿によって、メンバーから被害を訴えられ、損害を被ったと考えているのだということがよくわかりました。

これに応えて、熊谷市役所は加盟する[redacted]同和対策推進協議会会長名で、さいたま地方法務局に削除要請を行いました。その後毎年、同様に削除要請を続けてきましたが、削除されることはありませんでした。

2022年11月30日にグーグル社が、YouTube上から「部落探訪」の動画約170本を削除したことを新聞報道で知りました。私たちの地域の、「部落探訪」の記事も削除されるのではないかと大きな期待をしましたが、記事の方は削除されませんでした。

その後県内各地で「部落探訪」に晒される被差別部落が相次ぎ、部落解放同盟埼玉県連でも議題に上がり、これをこのまま放置しておくわけにはいかない、という結論になり、削除のための裁判を起こすことになりました。

検討の結果、私の地元の部落解放同盟[redacted]支部が候補にあがり、2023年5月27日に[redacted]支部でも話し合いを持ちました。話し合いの中では参加者から、口々に「あれはひどい」、「何とかしなければ」という声が上がりました。しかし、個人原告として裁判を闘うことには、一様に躊躇がありました。なぜならば、原告になることにより、自分が被差別部落出身であることが知られ、家族などが差別されることが危惧されるからです（実際、私も提訴の後、他県で暮らす子どもから連絡があり、「勤め先に知られることが心配である」と懸念を示されました）。様々な議論がありましたが、誰かが原告にならないと、裁判を起こせず、今の状態が放置されたままになることから、支部長である私が原告になることにしました。

2023年6月には「全国部落調査復刻版」出版差し止め裁判で、東京高裁は「差別されない権利」を認めるという画期的な判決を出しました。私は、この裁判を、東京地裁係属中からできる限り傍聴してきました。被差別部落に関係する人らは、この事件の行く末をそれこそ固唾をのんで見守っていました。被差別部落のリストが公開され、流通することなどあってはならないし、それはこれまでの差別をなくすための運動の意味をなくしてしまうようなものだからです。私は、東京高裁判決の中で「差別されない権利」に基づき差止めを認めた点はすばらしいと思いました。

この判決を受けて、同年8月ころから、部落解放同盟埼玉県連と共に裁判をおこすためのうちあわせを始めました。

大阪では2023年11月、「部落探訪」の削除を求める仮処分の申立てが行われました。それに引き続き、埼玉では12月6日に私と部落解放同盟埼玉県連が原告とな

り、埼玉県下で「部落探訪」に掲載された記事全部（県内13市の19カ所―当時）の削除を求める本件訴訟を提訴しました。

(2)提訴後の経緯

第1回の口頭弁論が2024年3月１３日にさいたま地方裁判所で行われましたが、被告は出席しませんでした。

第2回の口頭弁論は同年6月26日に行われました。

当日、さいたま地裁は時間差で原告側と被告側退廷させましたが、私が裁判所の玄関近くに行くと被告がまだそこにいました。そして「この裁判所は物々しい警備をしているね」と私に話しかけてきたのです。私が「お前があんなことをする（「部落探訪」をネットに載せる）からだ」というと、びっくりして私の顔を見ていました。

それもあってか、被告はその2日後の6月28日に再び[redacted]地区を訪れ、私の近所に住む人に会って情報を聞き出してネットに載せています。その日はまだ、すぐ近くの隣の地域（[redacted]）に行き、あろうことかグーグルの地図にその地域の被差別部落に多い苗字のすべての家を落とし込んでいるのです。

さらに8月2日には原告の地元の公民館に宮部の支持者とみられる年配の男性が現れ、「[redacted]の家はどこにあるのか、ここから何メートルくらいあるのか、[redacted]の集会所はどこにあるのか」と、尋ねています。このような嫌がらせとしか思えない行為に、我が家ではこれまでつけていなかった「インターホン」を設置せざるを得ませんでした。

大阪では5月1日に仮処分裁判の判決が出され、被告宮部に「削除命令」がだされました。

(3)差別を助長することになる「部落探訪」

このままでは地元住民は厳しい差別の中、いつこの情報が悪用され部落差別に会うのか、安心して暮らしていけない状態であります。とりわけ、現在の IT 社会の中で、インターネットやスマホは子どもも多くが使用しています。このように誰もが見られる状態に差別情報がさらされている現状は、許しがたいものであります。

そういった声を私は周囲からも聞いています。

(4)終わりに

被告や示現舎は「全国部落調査事件」の高裁の判決が最高裁で確定したにもかかわらず、法務局の説示にも従わず、「部落探訪」（現在は「曲輪クエスト」）をネット上に掲載され続けています。そして、記事は、益々増え続けています。

埼玉県内では地元の首長などが、法務局に削除要請しても削除はされず、そのままの状態であるうえ、提訴後も増え続け、埼玉県下19市町33カ所の被差別部落がさらされ続けています。熊谷市でもその後3カ所がさらされています。今日現在、「部落

探訪」は414にものぼり、その「アーカイブ」というページをみると、多数の被差別部落の名前が並び、リストのようになっています。

被告は、私たちが「やめてくれ」「これは差別を助長する行為だ」といくら言っても、あえて、掲載を続けているのです。その悪質性は明らかです。

今回、原告として「部落探訪」削除裁判を提訴することにしましたが、この裁判によって、「部落探訪」にさらされている全国各地の被差別部落の動画・写真が早期に削除されることを強く願っています。裁判所には、この種の裁判で個人が原告になることがきわめて難しいこと、被告のやっている行為は「全国部落調査」事件で違法性が認定された、被差別部落のリストを掲載することと変わらないのだということを正しく評価し、埼玉県下全体の記事についての差止めを認めるように求めます。

また、二度とこのような行為ができないような「法律」の制定も期待しています。

以上

甲第78号証

陳　述　書

2025年6月23日

[redacted]

はじめに

私は本件訴訟の個人原告の妻です。

生まれ育ち、今も暮らしている地域を、被告にさらされています。

代理人から、これまでに受けた差別体験や「部落探訪」についての思いを聞かせてほしいと言われましたが、私の差別の経験をどれだけ詳細に書いても、理解してもらえるのかわからないまま書くことの不安は、大きいです。ましてや被告側にもこれがわたっていくかと思うと、それだけはしたくないという思いと不安が、大きくなります。何度も悩み、3回書いてこれは4回目になります。

自分のことを振り返って考えました。

私のこれまでの体験では、相手が被差別部落の出身であるかどうかを調べるためによく住んでいる場所を聞く人がいました。最初の質問は「どこに住んでいるのか」で、次に「名前はなに」と聞いてきます。私の住んでいる熊谷市では、住所や名字で被差別部落出身がわかるので、それを確認するのです。もっと丁寧な人は、周りにある目ぼしい何かを言い、「その近く？」と聞くことが大変多いです。私は、そういう質問が部落出身者かどうかを確認するためのものであることがわかっているので、非常に嫌な気分になりました。部落の子のなかには私と同じような質問をされていて、その意味がわからないまま答えている人もいました。

若いころ、何度もそういう経験をしてきました。

５０歳を機に高校の同窓会が開かれました。そのあとで仲の良かった数人で八ヶ岳に出かけました。その中に私と同じ部落出身のSさんがいました。Sさんが私にいいました。Sさんが最初の子に障害のあることがわかり、ご近所の人から「やっぱり、違うから障害のある子が生まれたんだね」と言われた体験を話してくれました。違うっていうのは、部落だという意味で、ひどい差別だと思います。

Sさんの住んでいる部落は、混住が進み同じ名前も多く、実家から少しでも離れた所に家を建てるよう親たちが勧めて建てた家に住んでいます。親は地区から離れれば差別されないかも知れないと思ったことがうかがえました。私も高3の時に同級生から4本指を目

の前につきたてられて、「こんな卑しい人と友達にはなれないから」と言われたけど、その時は、その動作の意味がわかりませんでした。

私の知っている人の中に、○○地区のＭさん、○○地区の私と同じ名前のＹさんがいますが、２人とも同じ部落出身です。私たちは、いつも突然に差別の槍を投げつけられます。そして傷つけられます。私たちは、そう言われることをのぞんではいません。

おじいちゃんが入院してお見舞い客が帰ってから「○○さんはなかまだから、話しやすいよ」と言いました。なかまっていうのは、同じ部落民だという意味ですが、おじいちゃんは部落でない人と話すときは気を使っていることがわかりました。

「部落探訪」には、私たちの自宅が複数写真に撮られています。私たちの現に生活している場所がネットに晒し続けられていることに恐怖を感じます。ずかずかと土足で踏み込まれて、被差別部落だというレッテルをはられ、誰だかわからない、こういう記事を読みたいと思うような人たちに嘲笑され、差別的な目線で見られることは、耐えがたい苦しみです。子どもや孫の世代にこのような思いを決してさせたくありません。

「全国部落調査」復刻版差し止め裁判で差別されない権利がみとめられました。けれども「部落探訪」では、私たちの生活する場所をネット上にさらし続けています。埼玉県内３３箇所がさらされています。私のように被差別部落のなかで生活する者にとって、県内どこが映っていようが、ゾッとするほどの恐怖です。

私の周りの人にいずれ大きな影響があったらどうしようと不安におびえています。見て見ぬふりはできません。この裁判の原告は私の連れ合いですが、私は連れ合いが裁判の原告で闘っていることを全面的に支援しています。

一方で、裁判の原告になった後に、具体的なおそろしさを感じることがありました。去年の６月には被告は、私たちの地域にまたやってきたようです。また、８月には、地元の公民館にうちの場所を聞きにきた男がいたそうです。１２月から正月にかけては、自宅の電話に知らない番号から何度か無言電話がかかってきたこともありました。万が一のときには記録もとれるようにと、自宅にインターホンをつけることにしました。

私たちは、差別されない権利を武器に、何としても「全国部落調査」復刻リアル埼玉版にしないために、ネット上にさらされている「部落探訪」の映像をすべて消去していただきたい。

おわりに

私は埼玉の片田舎で生活する者でしかないけれども、きっと「部落探訪」の映像で私と同じような痛みを感じながら、多くの人が声なき声をあげていると思います。

このままこの映像を部分的に消去しても、ネット上に掲載されたものを放置したままであれば、その数の多さから埼玉版「全国部落調査」になってしまいます。ぜひ、私たちの思いをご理解いただきますようお願いします。

以上

別紙15

乙甲2

第7章　人権施設

人権施設は、人権啓発と人権教育推進のための施設で、隣保館と集会所があります。

第1節　隣保館（[redacted]）・集会所

隣保館（春日文化センター）は、地域住民の生活、文化の向上と社会福祉の増進を図るとともに、人権啓発の拠点としての役割を担う施設として広く利用されています。

また、集会所は、社会教育施設として基本的人権の尊重と同和問題の根本的解決を図り、人権教育を推進するための場です。フローリングのホールや和室、キッチン等が配置され、小中学生の学習の場や、地域住民の相互交流のため様々な文化的な学習が行われています。

1　施設概要

本市は、社会福祉法に基づく施設としての隣保館１館と社会教育施設としての集会所１９館を保有しています。その概要は、図表７-1-1 のとおりです。

【図表7-1-1】施設概要（隣保館・集会所）

2016年3月31日現在

No.	名称	敷地面積（㎡）	建築年度	延床面積（㎡）	耐用年限	修繕時期	耐震性能	補助金	備考
①	[redacted]	3,708.20	1985	507.90	2045	2015	○		敷地面積は、2017年4月現在では4,103.75㎡
②	[redacted]	689.06	1970	117.17	2010	1990	△		
③	[redacted]	831.00	1997	140.77	2037	2017	○		
④	[redacted]	1,087.21	1972	136.84	2012	1992	△		
⑤	[redacted]	965.02	1974	118.74	2014	1994	△		
⑥	[redacted]	2,378.20	1975	252.19	2025	2000	△		
⑦	[redacted]	1,543.94	1975	132.49	2015	1995	△		
⑧	[redacted]	739.88	1976	132.49	2016	1996	△		
⑨	[redacted]	461.00	1979	89.00	2019	1999	△		
⑩	[redacted]	372.17	1979	89.00	2019	1999	△		
⑪	[redacted]	324.51	1982	54.65	2022	2002	○		敷地面積は児童用遊園を含む。
⑫	[redacted]	561.00	1982	109.30	2022	2002	○		
⑬	[redacted]	660.00	1986	109.30	2026	2006	○		
⑭	[redacted]	660.17	1986	109.30	2026	2006	○		
⑮	[redacted]	637.89	1993	104.34	2033	2013	○		
⑯	[redacted]	—	1983	99.37	2033	2008	○		建物の延床面積は198.74㎡。上須戸児童館（99.37㎡）との複合施設。敷地は同館と共通
⑰	[redacted]	673.00	1995	185.90	2045	2020	○		全部借地
⑱	[redacted]	1,282.85	1981	160.65	2021	2001	○		
⑲	[redacted]	685.61	1997	146.57	2037	2017	○		
⑳	[redacted]	1,303.68	1972	216.30	2022	1997	△		
	合計	19,564.39		3,012.27					

また、職員を配置していることや会議室や教養娯楽室、生活改善室(料理教室)等があり、規模や利便性において整っていることから利用者数が安定している施設といえます。

集会所については、主催事業として小中学生ハートフル学級や成人ハートフル学級を開催していることから、その参加者が利用者数の主な割合を占めています。一方、サークル活動等の場としても利用されている施設については、利用者が多く施設の有効利用が図られています。

しかしながら、集会所は基本的人権の尊重と同和問題の根本的解決を図り、地域住民の相互交流の場として設置されており、一概に利用者数や稼働率の観点から論じることは難しいと考えられます。

【図表7-1-3B】利用者数推移__施設別(隣保館・集会所)

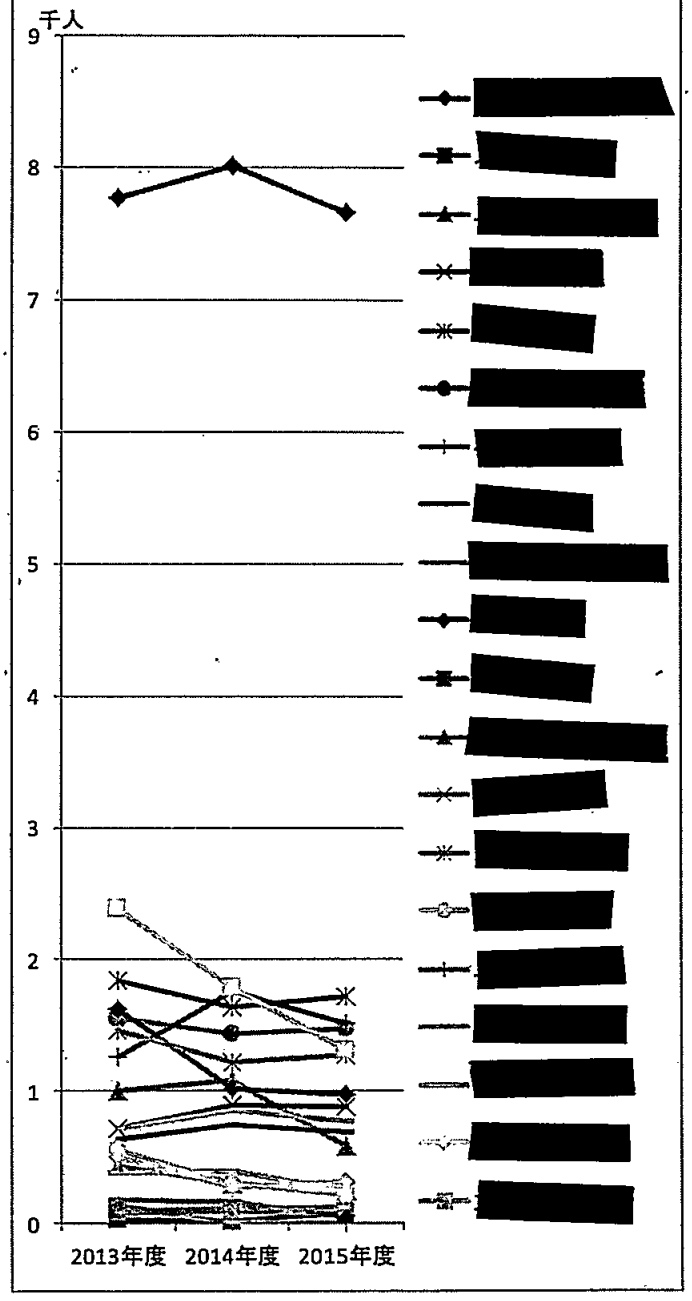

【図表7-1-3C】利用者数推移__全体(隣保館・集会所)

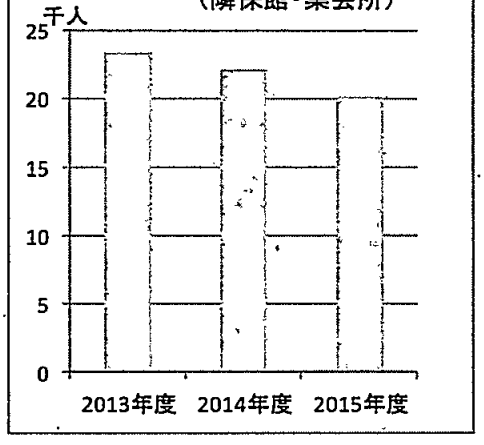

4　コスト状況

各施設の人件費を含めたコストの状況は、次頁の図表7-1-4のとおりです。

隣保館については、国及び県からの運営費補助を受けています。施設は貸館業務も行っていますが、免除規定による利用のため使用料収入はありません。集会所においては、使用料を徴収する条例等を設けていません。

5　災害時の役割

災害発生時の避難場所・避難所としての指定状況は、次頁の図表7-1-5のとおりです。

災害の種類によっては、避難所等に適さない施設も一部あります。

6　管理運営の状況

各施設の管理運営は、直営で行っています。

【図表7-1-7】利用者又は市民の1人当たりコスト(負担状況)(隣保館・集会所)　　単位:円

No.	名称	利用者1人・利用1回当たり					利用者負担額が市のコストに占める割合 Ⓐ/Ⓔ	市民1人当たり年間コスト(負担額)				備考
		利用者負担額 Ⓐ	市のコスト									
			維持管理運営費 Ⓑ	減価償却費 Ⓒ	その他経常収入 Ⓓ	合計 Ⓔ=Ⓑ+Ⓒ-Ⓓ		維持管理運営費 Ⓕ	減価償却費 Ⓖ	経常収入 Ⓗ	合計 Ⓕ+Ⓖ-Ⓗ	
①	[redacted]	0	1,147	708	886	969	0.0%	44	27	34	37	
②	[redacted]	0	20,523	43,273	0	63,796	0.0%	4	9	0	13	
③	[redacted]	0	1,050	2,628	0	3,678	0.0%	5	12	0	17	
④	[redacted]	0	1,081	2,667	0	3,748	0.0%	4	11	0	15	
⑤	[redacted]	0	521	1,116	0	1,637	0.0%	4	10	0	14	
⑥	[redacted]	0	700	2,209	0	2,909	0.0%	5	16	0	21	
⑦	[redacted]	0	597	1,427	0	2,024	0.0%	4	11	0	15	
⑧	[redacted]	0	1,308	3,126	0	4,434	0.0%	4	11	0	15	
⑨	[redacted]	0	7,192	11,231	0	18,423	0.0%	5	7	0	12	
⑩	[redacted]	0	750	1,205	0	1,955	0.0%	4	7	0	11	
⑪	[redacted]	0	11,136	11,025	0	22,161	0.0%	4	4	0	8	
⑫	[redacted]	0	2,901	5,520	0	8,421	0.0%	5	9	0	14	
⑬	[redacted]	0	8,071	15,955	0	24,026	0.0%	4	9	0	13	
⑭	[redacted]	0	686	1,355	0	2,041	0.0%	4	9	0	13	
⑮	[redacted]	0	2,651	4,737	0	7,388	0.0%	5	8	0	13	
⑯	[redacted]	0	16,924	9,788	0	26,712	0.0%	11	6	0	17	
⑰	[redacted]	0	1,205	3,115	0	4,320	0.0%	5	12	0	17	
⑱	[redacted]	0	2,746	7,769	0	10,515	0.0%	5	13	0	18	
⑲	[redacted]	0	2,633	6,683	0	9,316	0.0%	5	12	0	17	
⑳	[redacted]	0	511	1,535	0	2,046	0.0%	5	14	0	19	
	(集会所共通経費)							76	0	0	76	
	全体	0	1,963	2,001	316	3,648	0.0%	214	218	34	398	

施設利用者1人・利用1回当たりのコスト(赤色の枠線部分)をみると、施設によって利用者数にかなり差があるため、60倍以上の開きがあるケースもあります。

8　合併等に伴う整理統合の状況

合併前の旧団体のいずれにおいても、同和対策事業の一環として、条例により集会所が設置されていました。これらの集会所は、合併後の熊谷市に引き継がれています。

合併時、集会所は20館ありましたが、2015(平成27)年3月31日に小八林集会所を廃止し、その後建物も除却したため、現在は19館となっています。

9　耐震化及び老朽化対策の状況

[redacted]は築30年を経過し、修繕時期を迎えています。集会所については、[redacted]の各集会所の老朽化対策と耐震性の確保が課題となっています。

甲第3号

熊谷市個別施設計画

⑤人権施設編

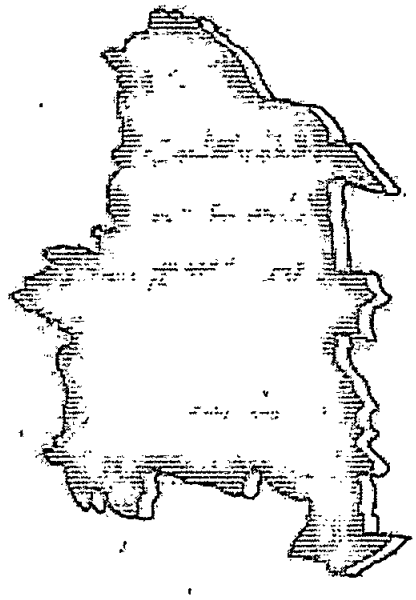

令和５年３月

はじめに

現在、全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、これら社会情勢の変化は、産業・経済、社会保障、地域コミュニティ等の市民生活に係る様々な分野で、将来の行政運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。そのため、本市では「熊谷市総合戦略」に基づき、「就業機会を増やす」、「転入、定住促進」及び「結婚、出産、子育て支援」を基本目標とした人口減少対策に取り組んでいるところです。併せて、まちを元気にするための基本政策の一つに、持続可能な行政を創ることを掲げて、公共施設マネジメントをはじめとした行財政改革を進めております。

本市ではこれまでに、公共施設マネジメントに関しましては、平成２７年３月に「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針」を策定し、長期的な視点から計画的に施設・インフラの更新、統廃合等を進めることとし、更に、この基本方針の下位計画として、平成２９年４月に「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本計画」を策定し、基本方針における方針・基準等を具体化した、より詳細な実施基準や今後の検討の枠組みを定めました。その後、市民アンケートやワークショップ、説明会等で市民皆様の御意見を伺いながら、令和２年３月に、具体的な施設の統廃合や再配置などについて、施設分野別の「熊谷市個別施設計画」を策定しました。また、令和３年３月には、人口推計の変更等を含めて基本方針と基本計画を一体で見直し、「熊谷市公共施設等総合管理計画」として改定しました。

公共施設マネジメントの基本的な考え方は、地域公共交通の充実を図りつつ、施設の総量は減らしても、行政サービスの水準（質）は維持し、向上させるというものです。引き続き、市民の皆様と市とが情報・問題意識を共有しながら、私の政策理念である「新熊谷プライドの創造」のもと、私たちの熊谷市を更に魅力あるまちとすることを目指してまいりたいと考えております。

令和５年３月　　熊谷市長　小林哲也

目 次

第１章　個別施設計画策定の目的とその位置付け……－１－
第１節　個別施設計画策定の目的……－１－
第２節　個別施設計画の位置付け……－１－
１　個別施設計画全体の位置付け……－１－
２　この個別施設計画の位置付け……－２－
第２章　個別施設計画の対象施設及び計画期間……－２－
第１節　対象施設の一覧表……－３－
１　対象施設の一覧……－３－
２　対象施設の配置……－５－
第２節　計画期間……－５－
第３章　個別施設計画を取り巻く現状と課題……－６－
第１節　公共施設の現状……－６－
１　施設の役割……－６－
２　施設整備の概要……－６－
第２節　公共施設が抱える課題……－７－
１　施設の老朽化の概要……－７－
２　施設を取り巻く課題……－７－
第４章　対策の優先順位の考え方……－８－
第１節　基本的な考え方……－８－
１　機能の存続……－８－
２　専用部分の存続と共用部分の圧縮……－８－
３　小規模施設の集約等……－８－
４　老朽施設の早期除却……－８－
５　耐用年数の短縮化の検討……－８－
６　耐震化の早急な達成……－９－
第２節　施設類型特有の考え方……－９－
第５章　個別施設の状態と再編方針……－10－
第１節　個別施設の状態……－10－
１　個別施設の状態の評価方法……－10－
２　個別施設の状態……－12－
第２節　再編方針……－14－
１　再編方針における視点……－14－
２　再編方針の期割の考え方……－16－
３　再編方針……－18－
第６章　対策内容と実施時期……－20－
第７章　今後の対応方針……－23－
第１節　計画の進捗管理の方法……－23－
第２節　計画の改定に関する考え方……－23－
第３節　計画の実施体制……－23－
第４節　予算への反映方法……－24－

2　この個別施設計画の位置付け

個別施設計画は、おおむね施設分野別に策定しています。
この「熊谷市個別施設計画　⑤人権施設編」は、春日文化センターと集会所を対象としています。

【図表 1-2-1】熊谷市の公共施設マネジメントの体系

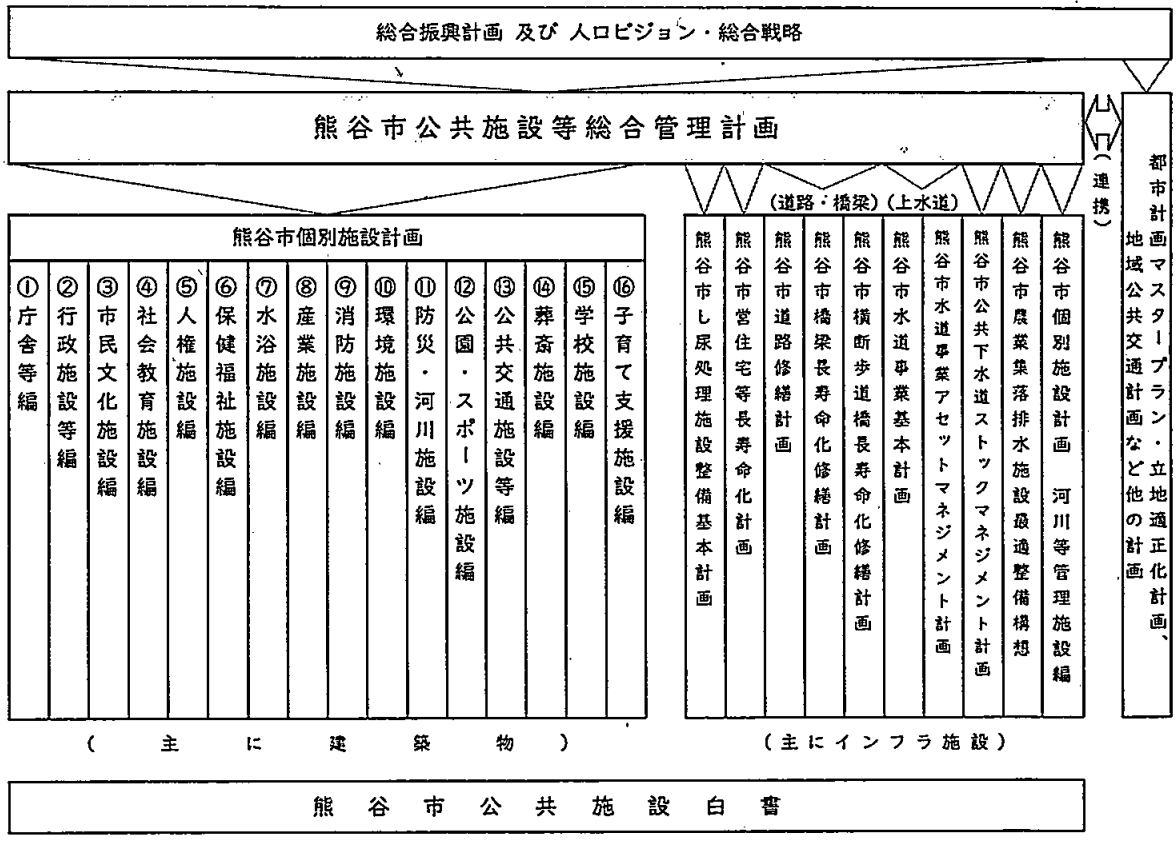

第2章　個別施設計画の対象施設及び計画期間

個別施設計画は、総合管理計画で定めた施設分野別に策定することを原則としますが（同計画7頁図表4参照）、各施設分野における主要な施設については個別に策定する場合もあります。この章では、対象施設の一覧と、各施設についてどの計画で策定しているかについて整理します。

(2) 集会所

No.	施設名	建物名	施設所管課	建築年度	延床面積(㎡)	計画名	策定時期	計画期間
1	[redacted]集会所		社会教育課	1970	117.17	本計画	2019	2020 ～ 2029
2	[redacted]集会所		社会教育課	1997	140.77	本計画	2019	2020 ～ 2029
3	[redacted]集会所		社会教育課	1972	136.84	本計画	2019	2020 ～ 2029
4	[redacted]集会所		社会教育課	1974	118.74	本計画	2019	2020 ～ 2029
5	[redacted]集会所		社会教育課	1975	252.19	本計画	2019	2020 ～ 2029
6	[redacted]集会所		社会教育課	1975	132.49	本計画	2019	2020 ～ 2029
7	[redacted]集会所		社会教育課	1976	132.49	本計画	2019	2020 ～ 2029
8	[redacted]集会所		社会教育課	1979	89.00	本計画	2019	2020 ～ 2029
9	[redacted]集会所		社会教育課	1979	89.00	本計画	2019	2020 ～ 2029
10	[redacted]集会所		社会教育課	1982	54.65	本計画	2019	2020 ～ 2029
11	[redacted]集会所		社会教育課	1982	109.30	本計画	2019	2020 ～ 2029
12	[redacted]集会所		社会教育課	1986	109.30	本計画	2019	2020 ～ 2029
13	[redacted]集会所		社会教育課	1986	109.30	本計画	2019	2020 ～ 2029
14	[redacted]集会所		社会教育課	1993	104.34	本計画	2019	2020 ～ 2029
15	[redacted]集会所		社会教育課	1995	185.90	本計画	2019	2020 ～ 2029
16	[redacted]集会所		社会教育課	1981	160.65	本計画	2019	2020 ～ 2029
17	[redacted]集会所		社会教育課	1997	146.57	本計画	2019	2020 ～ 2029
18	[redacted]集会所		社会教育課	1972	216.30	本計画	2019	2020 ～ 2029
19	[redacted]集会所（[redacted]児童館内）	[redacted]児童館	保育課	1983	99.37	本計画	2019	2020 ～ 2029

第3章　個別施設計画を取り巻く現状と課題

本計画が対象とする公共施設は、住民サービスの中で様々な役割を担っており、それが必要とされる過程の中で、段階的に新規整備や建替え、修繕等がなされてきました。

この章では、公共施設の持つ役割と施設整備の過程について概要を記載するとともに、施設が現在持つ課題について整理します。

第1節　公共施設の現状

本市の公共施設が住民サービスの中で果たしている役割と施設整備の概要を踏まえた公共施設の現状について整理します。

1　施設の役割

(1) 隣保館（[redacted]）

隣保館（[redacted]）は、地域住民の生活、文化の向上と社会福祉の増進を図るとともに人権啓発の拠点としての役割を担う施設です。生活上の各種相談や、人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っています。

(2) 集会所

集会所は、社会教育施設として基本的人権の尊重と同和問題の根本的解決を図り、人権教育を推進することを目的として設置された施設です。フローリングのホールや和室、キッチン等が配置され、地域住民の相互交流のため様々な文化的な学習が行われています。集会所では、市の主催事業として、地域住民の教育文化の向上や、地域住民との交流による同和問題の早期解決を目指すための「成人ハートフル学級」を実施しており、また地域のサークル活動等の場としても活用されています。

2　施設整備の概要

(1) 隣保館（[redacted]）

隣保館（[redacted]）は、１９８５（昭和６０）年の建替えにより、鉄筋コンクリート平屋建として整備された施設です。老朽化に対しては、適宜対応しております。

(2) 集会所

集会所施設は、築５０年以上を経過した最も古い[redacted]集会所をはじめ、[redacted]集会所は、新耐震基準施行前に整備されており耐震性の確保が課題です。

また、これまでは全ての施設について、老朽化に対しては部分的補修によって対応しており、大規模修繕工事や長寿命化工事等の大規模な老朽化対策は実施しておりません。

第4章　対策の優先順位の考え方

本市の公共施設の再編を含む対策を検討する上では、個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）のほか、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項が複数想定されます。当該事項の全てを考慮した対策の検討は現実的ではないことから、インフラ長寿命化基本計画の考え方も参考に、検討の優先順位を付けることとします。

第1節　基本的な考え方

本計画においては、本市の公共施設の再編を含む対策を検討する上で、全施設類型に共通する対策の優先順位の考え方として、次の6項目を優先的に考慮することとします。

1　機能の存続

統廃合により建物を廃止するとしても、廃止施設の機能を他の存続施設が引き継ぐ「機能移転」の考え方を多用することにより、できるだけ施設機能を存続させるように再編を行うこととします。

2　専用部分の存続と共用部分の圧縮

施設の建替え等を実施する際には、施設本来の機能を担う専用部分の存続を優先することとし、玄関、廊下、トイレ等の共用部分を支障のない範囲で圧縮することにより、延床面積の削減を進めます。

3　小規模施設の集約等

現在市が管理・運営している施設の中には、比較的小規模であっても管理運営費のかさむ施設があります。そのため、特に人件費削減の視点から、管理運営費のかかる小規模施設については優先的に集約等の対象とし、より重要な住民サービスに職員や予算等の資源を配分するように図ることで効率的に住民サービスを提供します。

4　老朽施設の早期除却

老朽化した施設は新しい施設と比較して多額の修繕費や維持費等が必要となる傾向にあります。そのため、ライフサイクルコストの視点から、特に修繕費や維持費が多額にかかっている老朽施設は速やかに更新等の統廃合の対象とします。

5　耐用年数の短縮化の検討

大規模修繕は、施設を耐用年限まで使用するために内外装（床、内壁、天井、建具、屋上防水、外壁等）や設備（電気、ガス、給排水、空調、換気、昇降機等）を新設同様のレベルまで復旧させる工事を実施するものです。したがって、大規模修繕を実施しない場合は、その施設を耐用年限まで使用し続けることは困難であり、実質的に耐用年数が短縮されることとなります。一方で、大規模修繕には多額のコストがかかるため、躯体（くたい）に残存価値があるとしても大規模修繕の実施やその後の維持に多大なコストがかかってしまうことを想定すると、総コストのごく一部に過ぎない躯体の価値の延命を図るよりも建替えを実施した方がコスト的に優位である場合があります。

第5章　個別施設の状態と再編方針

本市の公共施設の再編を含む対策を前章の「対策の優先順位の考え方」にしたがって検討する上では、個別施設のハード面とソフト面の両者の状態を把握することが重要となります。

施設概要を含む施設の基礎情報、利用状況やコスト状況を含むソフト面の状態については、２０１７（平成２９）年９月作成の「熊谷市公共施設白書」（以下「白書」という。）において整理されています。そのため、本計画においては、建物の躯体や設備といったハード面の状態について整理します。

本計画において整理したハードの状態と白書において整理したソフトの状態を踏まえた上で、優先順位の考え方を考慮して再編方針を策定します。

第１節　個別施設の状態

本計画を策定する上で重要となる公共施設におけるハード面の状態について整理をします。整理を行うに当たっては、躯体と設備それぞれについて評価基準を設定し、当該評価基準にしたがって各公共施設のハード面の評価を行います。

１　個別施設の状態の評価方法

個別施設の状態を把握するに当たっては、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（平成 29 年３月　文部科学省）の指針を参考にしつつ、市内の公共施設の特徴を勘案しながら、躯体と設備の両面から個別施設の状態を評価します。

また、躯体の評価結果と設備の評価結果を総合した「健全度」を算定し、市内の公共施設の状態について把握しています。

(1) 躯体の評価

対象となる建築物の躯体の部位等の保全又は老朽化の状況について、建築基準法第１２条に基づく直近の定期点検の結果や日常業務における管理状況を参考にして評価しています。

評価結果については、図表 5-1-1 のA～Dの4パターンに分けて整理しています。

【図表 5-1-1】躯体の評価基準

評価	基準
A	おおむね良好
B	部分的に劣化（安全上・機能上、問題なし）
C	広範囲に劣化（安全上・機能上の不具合発生の兆しあり）
D	早急な対応が必要（安全上・機能上、問題あり） 例：躯体の耐久性に影響を与えている 設備が故障し施設運営に支障がある　等

(2) 設備の評価

対象となる建築物の設備の保全又は老朽化の状況について、建築基準法第１２条に基づく直近の定期点検の結果や日常業務における管理状況を参考にして評価しています。

評価結果については、図表 5-1-2 のA～Dの4パターンに分けて整理しています。

2　個別施設の状態

「1　個別施設の状態の評価方法」にしたがって各施設の躯体及び設備の状況と健全度を評価した結果は、図表 5-1-5 のとおりです。「耐震性能」については、「○」、「▲」、「×」の記号で記載しています（図表 5-1-6 参照）。設備の状況で「－」と表示されているものは、対象の設備等が存在しないことを示しています。

なお、複数の建物からなる施設については、「耐震性能」、「躯体の状況」、「設備の状況」及び「健全度」は、主要な建物のうち最も古いもののそれです。

【図表 5-1-5】個別施設の状態

(1) 隣保館（春日文化センター）

No.	施設名	建物名	建築年度	延床面積（㎡）	耐震性能	躯体の状況			設備の状況					健全度
						建築物の外部（外壁）	屋上・屋根	建築物の内部（壁・床等）	昇降機	防火設備	排煙設備・換気	非常用の照明装置	給水・排水設備	
1	[redacted]		1985	507.90	○	A	A	B	－	B	B	B	B	82

(2) 集会所

No.	施設名	建物名	建築年度	延床面積（㎡）	耐震性能	躯体の状況			設備の状況					健全度
						建築物の外部（外壁）	屋上・屋根	建築物の内部（壁・床等）	昇降機	防火設備	排煙設備・換気	非常用の照明装置	給水・排水設備	
1	[redacted]集会所		1970	117.17	▲	B	B	B	－	B	B	B	B	75
2	[redacted]集会所		1997	140.77	○	B	B	B	－	B	B	B	B	75
3	[redacted]集会所		1972	136.84	▲	B	B	B	－	B	B	B	B	75
4	[redacted]集会所		1974	118.74	▲	B	B	B	－	B	B	B	B	75
5	[redacted]集会所		1975	252.19	▲	B	B	B	－	B	B	B	B	75
6	[redacted]集会所		1975	132.49	▲	B	B	B	－	B	B	B	B	75
7	[redacted]集会所		1976	132.49	▲	B	B	B	－	B	B	B	B	75
8	[redacted]集会所		1979	89.00	▲	B	B	B	－	B	B	B	B	75
9	[redacted]集会所		1979	89.00	▲	B	B	B	－	B	B	B	B	75
10	[redacted]集会所		1982	54.65	○	B	B	B	－	B	B	B	B	75
11	[redacted]集会所		1982	109.30	○	B	B	B	－	B	B	B	B	75
12	[redacted]集会所		1986	109.30	○	B	B	B	－	B	B	B	B	75
13	[redacted]集会所		1986	109.30	○	B	B	B	－	B	B	B	B	75
14	[redacted]集会所		1993	104.34	○	B	B	B	－	B	B	B	B	75
15	[redacted]集会所		1995	185.90	○	B	B	B	－	B	B	B	B	75
16	[redacted]集会所		1981	160.65	○	B	B	B	－	B	B	B	B	75
17	[redacted]集会所		1997	146.57	○	B	B	B	－	B	B	B	B	75
18	[redacted]集会所		1972	216.30	▲	B	B	B	－	B	B	B	B	75
19	[redacted]集会所（[redacted]児童館内）	[redacted]児童館	1983	99.37	○	B	C	C	－	B	B	B	B	58

第2節　再編方針

再編方針は、施設の再編・再配置の長期的な方向性を示すものであり、前章に記載した優先順位の考え方を踏まえて策定したものです。また、再編方針は、適宜見直しを実施することを想定しています。

1　再編方針における視点

建物自体の維持・保全等と住民サービスの維持・向上等のそれぞれの視点からの検討が必要であることから、再編方針においては、各施設の方向性について「建物」と「機能」の両面に分けて記載します。

(1) 建物の方向性

総合管理計画の中で人口規模や財政力に見合った施設の保有の考え方が示されており、計画的な削減・集約・統廃合等による施設の数量削減を図ることとなりますが、個々の建物の方向性は、おおむね次のいずれかによるものとします。

ア　存続（維持）

現在の施設・建物を存続させる（維持する）こととします。維持していく上での必要に応じ、大規模修繕工事、長寿命化工事、耐震化工事等を実施することによって、適切な維持管理を実施し建物の延命を図ることとします。

大規模修繕工事とは、施設の機能維持や機能回復を目的として実施する工事であり、当該工事を定期的（通常は１５～３０年周期）に実施することにより、建物を耐用年数まで機能させることが可能になります。

なお、「大規模」とまではいえない修繕工事や必要に応じた改修工事などを行う場合もあります（修繕等）。

長寿命化工事とは、建物の延命を目的とした工事であり、当該工事を実施することにより建物の劣化進行を遅らせ、通常の耐用年数より長期間にわたって建物を使用することが可能になります。

耐震化工事とは、現在の耐震基準を満たしていない施設について、総合管理計画で定めた耐震化の方針に従って基準を満たすように対応する工事です。

イ　新規整備

新たな施設を整備することとします。新規整備を行う場合には、住民ニーズに合致した施設機能をそろえることにより、住民サービスの向上に寄与することを目指します。

ウ　建替え（更新）

現在の建物を建て替えることとします。建替えを行う場合には、現状の規模や機能のまま更新するのではなく、機能の集約化や複合化等を併せて検討することにより、より良い住民サービスの提供の可能性を検討します。

エ　地元譲渡

対象の施設を地元自治会や関連団体等が市の方針のもとに管理運営している場合において、当該管理運営主体に当該施設・建物を譲渡することを検討します。地元譲渡により管理運営主体の裁量の幅が広がるため、地元住民のニーズにより合致した運営が可能になります。

オ　民間譲渡

対象の施設・建物を、地元企業をはじめとする民間企業等に譲渡することを検討します。民間

キ　廃止

利用者が著しく少ない等の理由によりニーズが低いと判断される住民サービスについて、住民サービスの効率化の観点から廃止することとします。廃止により、より重要な住民サービスに財源や職員等の資源を配分することが可能になり、市全体として住民サービスの質が向上します。

ク　方針検討

個別施設計画策定時点で再編の方針が決定していない施設や複数の選択肢について今後検討していくべき施設については、当該施設の耐用年数や近隣施設の建替え等の対策時期を踏まえ、方針の検討を行う時期を設定することとします。これらの施設・サービスの在り方については、個別施設計画の策定後も、引き続き検討していきます。

また、更新、除却等の暫定的な予定があるものの、その実施については引き続き検討を要するような場合は、この章及び次章の図表においては、適宜、「更新（検討）」、「除却（検討）」のように記載しています。

2　再編方針の期割の考え方

総合管理計画では４０年間をいくつかの期間に区分し、この区分された期間を単位として計画の進行・進捗状況を管理しています。具体的には、総合管理計画で定めた４０年間を各５年間の期間に区分し、それぞれ「２０２０年度期（第１期後半）」、「２０２５年度期（第２期前半）」のように呼称しています。括弧内の「第１期後半」のような表現は、改定前の基本方針及び基本計画との連続性を考慮したものです。

総合管理計画及び個別施設計画の各計画期間と相互の関係については、図表5-2-1 のとおりです。

3　再編方針

本計画の対象施設に関する再編方針は、図表 5-2-2 のとおりです。

なお、複数の建物からなる施設については、「耐久年限」は、主要な建物のうち最も古いもののそれです。

【図表 5-2-2】再編方針一覧

(1) 隣保館（春日文化センター）

No.	再編方針の整理番号	再編方針の枝番号	施設名	建物名	エリア	小学校区	耐久年限（補正前）	延床面積（㎡）	再編方針		再編時期及び再編内容					
									建物の方向性	機能の方向性	第1期後半 2020年度 ～ 2024年度	第2期前半 2025年度 ～ 2029年度	第2期後半 2030年度 ～ 2034年度	第3期 2035年度 ～ 2044年度	第4期 2045年度 ～ 2054年度	第5期前半 2055年度 ～ 2059年度
1	6	1	[redacted]		南部	吉見	2045	507.90	存続の可否等を検討	存続の可否等を検討				方針検討		

(2) 集会所

No.	再編方針の整理番号	再編方針の枝番号	施設名	建物名	エリア	小学校区	耐久年限（補正前）	延床面積（㎡）	再編方針		再編時期及び再編内容					
									建物の方向性	機能の方向性	第1期後半 2020年度 ～ 2024年度	第2期前半 2025年度 ～ 2029年度	第2期後半 2030年度 ～ 2034年度	第3期 2035年度 ～ 2044年度	第4期 2045年度 ～ 2054年度	第5期前半 2055年度 ～ 2059年度
1	851	1	[redacted]集会所		西部	[redacted]	2010	117.17	存続の可否等を検討	存続の可否等を検討	方針検討					
2	852	1	[redacted]集会所		北部	[redacted]	2037	140.77	存続の可否等を検討	存続の可否等を検討	方針検討					
3	853	1	[redacted]集会所		北部	[redacted]	2012	136.84	存続の可否等を検討	存続の可否等を検討	方針検討					
4	854	1	[redacted]集会所		中央	[redacted]	2014	118.74	存続の可否等を検討	存続の可否等を検討	方針検討					
5	855	1	[redacted]集会所		中央	[redacted]	2025	252.19	存続の可否等を検討	存続の可否等を検討	方針検討					
6	856	1	[redacted]集会所		北部	[redacted]	2015	132.49	存続の可否等を検討	存続の可否等を検討	方針検討					
7	857	1	[redacted]集会所		南部	[redacted]	2016	132.49	存続の可否等を検討	存続の可否等を検討	方針検討					
8	858	1	[redacted]集会所		北部	[redacted]	2019	89.00	存続の可否等を検討	存続の可否等を検討	方針検討					

第6章　対策内容と実施時期

この章では、本計画の計画期間である２０２０～２９（令和2～１１）年度における具体的な対策内容と実施時期について定めます。対策内容に関しては、再編方針で定めた内容に基づき、対策費用の概算と対策によって得られる効果等について記載しています。

各施設の具体的な対策内容と対策時期は、図表6-1-1のとおりです。

【図表6-1-1】対策内容と実施時期

(1) 隣保館（[redacted]）

（単位：千円）

No.	施設名	建物名	施設概要		計画期間 対策年度		第1期後半 2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	第2期前半 2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	備考 (期待される効果等)
1	[redacted]		所在エリア	南部	取組予定	内容											
			所在小学校区	[redacted]		概算額											
			延床面積	507.90㎡	進捗状況	内容											
			建築年度	1985年度		決算額											

(2) 集会所

（単位：千円）

No.	施設名	建物名	施設概要		計画期間 対策年度		第1期後半 2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	第2期前半 2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	備考 (期待される効果等)
1	[redacted]集会所		所在エリア	西部	取組予定	内容											
			所在小学校区	[redacted]		概算額											
			延床面積	117.17㎡	進捗状況	内容											
			建築年度	1970年度		決算額											
2	[redacted]集会所		所在エリア	北部	取組予定	内容											
			所在小学校区	[redacted]		概算額											
			延床面積	140.77㎡	進捗状況	内容											
			建築年度	1997年度		決算額											
3	[redacted]集会所		所在エリア	北部	取組予定	内容											
			所在小学校区	[redacted]		概算額											
			延床面積	136.84㎡	進捗状況	内容											
			建築年度	1972年度		決算額											

（単位：千円）

No.	施設名	建物名	施設概要		計画期間 対策年度		第1期後半 2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	第2期前半 2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	備考 (期待される効果等)
12	[redacted]集会所		所在エリア	北部	取組予定	内容											
			所在小学校区	[redacted]		概算額											
			延床面積	109.30㎡	進捗状況	内容											
			建築年度	1986年度		決算額											
13	[redacted]集会所		所在エリア	西部	取組予定	内容											
			所在小学校区	[redacted]		概算額											
			延床面積	109.30㎡	進捗状況	内容											
			建築年度	1986年度		決算額											
14	[redacted]集会所		所在エリア	南部	取組予定	内容											
			所在小学校区	[redacted]		概算額											
			延床面積	104.34㎡	進捗状況	内容											
			建築年度	1993年度		決算額											
15	[redacted]集会所		所在エリア	北部	取組予定	内容											
			所在小学校区	[redacted]		概算額											
			延床面積	185.90㎡	進捗状況	内容											
			建築年度	1995年度		決算額											
16	[redacted]集会所		所在エリア	北部	取組予定	内容											
			所在小学校区	[redacted]		概算額											
			延床面積	160.65㎡	進捗状況	内容											
			建築年度	1981年度		決算額											
17	[redacted]集会所		所在エリア	北部	取組予定	内容											
			所在小学校区	[redacted]		概算額											
			延床面積	146.57㎡	進捗状況	内容											
			建築年度	1997年度		決算額											
18	[redacted]集会所		所在エリア	南部	取組予定	内容											
			所在小学校区	[redacted]		概算額											
			延床面積	216.30㎡	進捗状況	内容											
			建築年度	1972年度		決算額											
19	[redacted]集会所（[redacted]児童館内）	[redacted]児童館	所在エリア	北部	取組予定	内容				大規模修繕							大規模修繕による安全性・利便性の向上
			所在小学校区	[redacted]		概算額				24,843							
			延床面積	99.37㎡	進捗状況	内容											
			建築年度	1983年度		決算額											

次年度以降の計画を変更、修正等する必要が生じた場合には、対象施設を所管する所属長（代表課の長を含む。）は、施設マネジメント課長に計画修正の協議を行うものとします。施設マネジメント課長は、計画修正の協議があった場合は、その案件の軽重により、次の(1)～(3)のいずれかによるものとします。

(1) 重要な案件である場合
必要に応じ、分野別検討会で検討の上、施設マネジメント推進委員会の審議を経て決定
（例）新規整備・統廃合案件の追加・撤回や内容の大きな変更
対策の実施時期の変更であって他の施設や整備計画に大きな影響があるもの　など

(2) 軽易な案件である場合
施設マネジメント課にて決定
（例）本計画に記載されたデータ（建築年度、延床面積等）の修正
【図表 6-1-1】の進捗状況への実績報告の反映
上位計画の修正等に伴う文言整理　など

(3) 上記(1)及び(2)以外の場合
必要に応じ、分野別検討会での検討を経て決定

第4節　予算への反映方法

本計画に記載している対策の実施に際しては、総合振興計画をはじめとする諸計画との整合性の確保と、体系的かつ有機的に展開されるべき市の諸施策との適切な連携・調整とが要請されます。また、効果的かつ効率的な公共施設マネジメントを実施していくためには、各対策に対する予算の裏付けが必要不可欠です。

これらの要請を受け、公共施設に関する実施計画策定及び予算編成の手続の概要を、次の(1)～(5)のように定めます。

(1) 各施設を所管する所属長（前節で総合政策部長の指定を受けた代表課の長を含む。）は、本計画の予定に従って実施計画案を作成し、総合政策部長（企画課長）へ提出します。また、必要に応じ、財政課による特別事情の調査に回答します。

(2) 企画課が所管する実施計画の審査は、公共施設に関する案件については、企画課、財政課及び施設マネジメント課が連携しながら実施するものとします。

(3) 施設マネジメント課長は、必要に応じ、実施計画の審査において助言等を行います。財政課長は、補正予算編成も含め、必要に応じ、施設マネジメント課長の助言等を求めることができます。

(4) 公共施設に関する案件については、企画課長は、実施計画査定の結果を施設マネジメント課長に通知します。同様に、財政課長は、補正予算編成も含め、予算査定の結果（内示）を施設マネジメント課長に通知します。

(5) 本計画に記載されていない対策に関する実施計画案の提出や補正予算要求があった場合は、企画課長及び財政課長は、その旨を施設マネジメント課長に通知するものとします。

これらの手続を確実に実行することにより、本計画の実効性を確保することができます。

国立国会図書館デジタルコレクション　キーワード　検索　ヘルプ　マイコレクション　ライトモード　English

乙甲 4

上中条　検索

閲覧方法　ログインなしで閲覧可能　送信サービスで閲覧可能　国立国会図書館内限定

タイトル　部落　著者・団体

出版年月日　西暦　年 ～ 年　出版者

オプション　全文検索　巻号を含める

詳細検索　入力をクリア

コレクション　図書　雑誌　新聞　古典籍資料（貴重書等）　博士論文　官報　憲政資料　日本占領関係資料　ブランデ文庫　録音・映像関係資料　歴史的音源　地図　特別デジタルコレクション　日系移民関係資料　他機関デジタル化資料　パッケージ系電子出版物　電子書籍・電子雑誌　全解除

出版地　目次　件名　識別番号　ISBN　請求記号　NDC分類　NDLC分類

検索項目について

指定をクリア

検索結果 4 件中 1–4 件を表示

リスト表示　20件ずつ表示　出版日：新しい順

検索する項目
- 書誌情報
- 資料の本文 4
- 資料の目次

閲覧方法
- ログインなしで閲覧可能
- 送信サービスで閲覧可能 1
- 国立国会図書館内限定 3

デジタル化資料
- 図書 2
- 雑誌 2

NDC分類
- 2 歴史 1
- 3 社会科学 1

検索結果をまとめる
- 同一タイトルでまとめる 2
- 巻号単位でまとめる 2
- 記事単位の表示

出版年
すべて 4
～ 年　クリア

1 [redacted]内地域史論集：舟ケ崎正孝先生退官記念
図書
舟ケ崎正孝先生退官記念会 編 舟ケ崎正孝先生退官記念会, 1981.6
197 コマ: 置処分状の遺子分に[redacted]総下司職」と「上条惣長者職」とが別記されている。小田氏によれ…
送信サービスで閲覧可能

2 部落差別と冤罪 (三一新書)
図書
高杉晋吾 著 三一書房, 1977.8
10 コマ: が多い。埼玉県熊谷市[redacted]熊谷市[redacted]地区では[redacted]が被差別部落である。私の取材体験では
国立国会図書館内限定

3 部落解放 7月(89)
雑誌
解放出版社 編 (解放出版社, 1976-07)
全 6 件の該当箇所
57 コマ: 三の農村部落をたく[redacted]の歴史と児童私たちは部落の貧農や、老人たちから、戦前からのこの…
58 コマ: には恐られている。「[redacted]村年番小頭五良兵衛上}村相役七郎右平門庄谷田村相役半兵衛門」と右…
59 コマ: を「同和」対策事業で[redacted]支部で購入し資料費だけを自分で持って一反につき千円で使用できる…
61 コマ: て回収業をやっている[redacted]では、それは生存のための闘争でさえある。私たちはこうした現状の…
60 コマ: 。五一郎さんの凄きは[redacted]全体の凄きでもある。たとえばくず鉄の価格は昭和四八年から四九年…
63 コマ: 。現在このとり組みは[redacted]支部の集会所活動としてとり組まれている。熊谷市教育委員会もこの…
国立国会図書館内限定

4 部落解放 6月(87)
雑誌
解放出版社 編 (解放出版社, 1976-06)
全 5 件の該当箇所
45 コマ:)資を熊谷市東北端の[redacted]の)でいとなんでいる。「部落解放同盟埼玉県連合会統…
47 コマ: の見ならいをしたり、[redacted]の隣村、[redacted])で部落差別のスリッパ工場の番頭をし…
49 コマ: を見れば、一般地区と[redacted]部落の土地所有の格差が明瞭にうかびでてくる。[redacted]部落の農地所…
52 コマ: 会話って聞かせる古老[redacted]の田んぼでちょっとみるとアストラカンのロシア製の帽子(実は毛糸み…
50 コマ: の婦人がいた。今井は[redacted]の東南に隣接した部落だ。私たちは[redacted]さんの話を聞いた。あるるは…
国立国会図書館内限定

< 1 >

著作権に基づき提供された刊行物です。著作権者等の許諾がなければ、掲載・配信等ができない場合があります。国立国会図書館

部落解放

26-574

第87号
1976年6月

日本共産党「全解連」を批判する
「正常化」連の衣かえ「全解連」の本質を暴露し粉砕せよ　解放新聞社
デマと中傷で固めた「全解連」の運動方針　佐和慎一

大量の狭山「現地調査団」投入　谷元昭信
部落解放と宗教の功罪　下村信博
田んぼの中の「鉱山」から―ルポ・埼玉の部落　高杉晋吾
文部省「同和」教育資料集批判　松井公平
解放教育の芽をつむな―東京・青梅三中教師排斥・差別事件
何が信恕の死に追いやったか―滋賀・三雲差別自殺事件

国立国
-5 2
図書
索引済

'76 6月号

発行／解放出版社

Kodak Color Control Patches
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3color Black
M
82.09
57-4

部落解放 第87号 目次 一九七六・六

日本共産党「全解連」を批判する　主張　当面する課題について……13

「正常化」運の衣がえ「全解連」の本質を暴露し粉砕しよう　解放新聞主張……23

デマと中傷で固めた「全解連」の運動方針　佐和慶太郎……26

大量の「現地調査団」投入　部落解放中央共闘で狭山裁判糾弾　谷木寛作……66

戦後同盟休校闘争の一端　5・22狭山闘争　村越末男……61

総評・総同盟に共闘会議を呼びかけ　「地名総監」「全国特殊部落リスト上」糾弾闘争……52

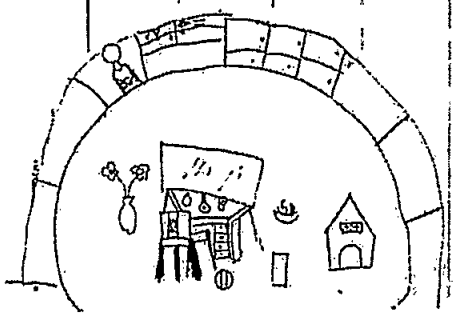

何が〝憤怒の死〟に追いやったか　滋賀・三雲差別自殺事件……35

解放教育の芽をつむな　東京・青梅三中教師排斥差別事件……77

田んぼの中の「鉱山」から（上）　埼玉・農村部落を行く　ルポ・高杉晋吾……88

文部省「同和」教育資料案批判　（資料）同和教育資料案　松井久吉……103

松本清張は今日のわれわれに何を教えるか　上杉佐一郎……14

本の紹介　「部落解放と妥協反対闘争」「差別を創るもの」……68

道標（38）　合うことと合わないこと　酒井真右……72

詩（歌）　西口敏夫……60

本文中・目次カット／大阪住吉区子ども会

部落解放と宗教の功罪　親鸞と真宗教団を中心に　真継伸彦……123

グラビア（曽智鉉）……5

部落解放受贈図書一覧……138

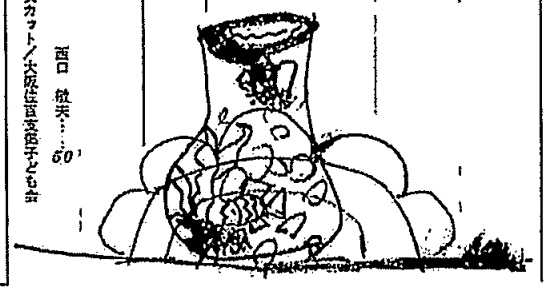

著作権に基づき提供された複写物です。著作権者等の許諾がなければ、掲載・配信等ができない場合があります。国立国会図書館

田んぼの中の「鉱山」から(上)

＝埼玉の農村語学校＝

田んぼの中の鉱山は大きくなった。

世のお父さんは日本の日々が忘れられ、日本国民にされてしまっている。その中でも、特に、北方領土と竹島の問題は、そして北朝鮮による拉致問題は、国民全体の問題にかかわる性質問題、全体、被害者の国民が救出されるべく、政府は政府の責任をもって解決に取り組まなければならない。

この世界最貧国北朝鮮、埼玉県北部の農家で、私たちは農業の経営の改善をめざす農業者たちと農業問題について、生きる人間を考えるために。

「周辺の土地や人口とうはキロ三千四、五百人だったのが、今では七千五、六百人になっている。メンバーや回覧用のボールペンなどもまた変えなければいけないでしょう」

私が「田んぼの中の鉱山」とあだ名をつけた人物は、田舎人アルスマイヤーさんは、

「そうだね。[redacted]の部落で平均四、五度ってところかな。最低気温の記録だと、三度というところかな」

私たちは[redacted]に同席していろいろな人々に会ったが、いろいろな人々に会ったと話してくれた。

事は、ここで言った農業所得の減税の改善と、農業者全体の農業の衰退、そして国家の政策というものが、こんどの政府の国家をキャンセルしてしまうと思うのだが、そのことについては第二回にしよう。

私たちはこれから、農業をやっている人たちに会って、話をしてみたいと思う。

この地域では[redacted]農業をやっている人々も多いという。なかでも[redacted]さんという人物は、

[redacted]の農業部落は、小学生は[redacted]なりたいという。両親数人十人、九割のうち一般からの農住は[redacted]の一、二軒だけだ。

[redacted]さんは私たちのために、私たちのために農業に従事している人々に会わせてくれた。国際的なものだ。そこは農業のまちがいだ。「……だろう」と、私たちに話した。その「……だろう」からは、なぜはなれた農業を国へとおもむくことをした。

[redacted]さんは（四十五歳）お出でまして、私たちにそうだ。彼は農業を主にしているかたちは農業（主に[redacted]）をやっている。

「経済的農業問題は農業を危機的状況」、農業市場問題

おそらくこうしたこの問題が[redacted]さんの問題なのだが、また[redacted]キュウリとトマトのそうした農業をおこなっており、ここの中のそうした農業をおこなっているのだから、[redacted]にもこのような農業をおこなっている。彼にもこのような農業をおこなっているのは、[redacted]部落をはじめ、[redacted]人々の人々になり、その生活にふれてくるのだ。

著作権に基づき提供された複写物です。著作権者等の許諾がなければ、掲載・配信等ができない場合があります。国立国会図書館

から私は、この地域の人たちの人なつっこい人柄か親しみもこめて名前をよぶことにしよう。

「おれが生まれたのはここから五キロほど北の群馬県忠藻（おおら）郡の赤岩というところなんだよね。今の千代田村だ。おやじはおれが三つか四つのとき死んで、小学一年になるころは母親しかいなかった。おやじは祖父母から二反ほどの田もらっていた。おふくろもおれが小学校二年のとき死んだ。そのとき兄弟は七人。みんなおじやおばの家に分散してあずけられたね。おれはおじいさんおばあさんに引きとられたんだけど、それもおれが小学校三年のときなくなったんで、おじさんの家にいたんだ。その家にも十人の子どもがいて、そこで一年ほどいたんだけど小学校五年になって、大宮の宮町六丁目の［redacted］という子どものいない魚屋さんのところに小僧として養公に行ったんです。まあ、小学校五、六年の二年間いたんだけど、おれが小学校でキチロー（まじめ）に行ったのはこの二年間だけだね。それまでの四年間で一年分ぐらいしか通学していないし、それも守り子したがらだから字が書けない。みんな帰っても一時間ぐらい残されたね。クラスで四十四、五人のうちできないのが十人ぐらいいて、学校に行くと先生にふんづかまってその中に入れられっちゃう。先生がいい先生で一生懸命やってくれた。でも、おじさんの家にも十人も子どもがいたから、わしみたいな厄介者がいちゃ、よういじゃない。それで学校に行けなくなっちゃったんですよ。けっきょく、そんなんで字が書けないままだから、人前で字を書くときは、ひとに見せないようにして書いたね。だからひっこみ思案になっちゃって、今でもそれがぬけないね」

［redacted］さんは、前にも書いたように、部落解放同盟埼玉県連合会統一委員、熊谷市協議会会長という、いかめしい肩書がある。ところが［redacted］さんは、自宅のこたつのなかで笑いながらこんなことをいうのだ。

「あのひっこみ思案のおかげで、五、六十人もひとが集まっておいさつしてくんろ、といわれるとダメなんだよね。ふるえがきちゃう。文句書いてもらって、ふりがなふってもらって読むんだけど、途中でつっかえて立ち往生しちゃうんですよ」

［redacted］さんが字が読めない、書けないということで、いくつもの苦しかったことや悲しかったことがあるのだろうけれど、［redacted］さんから私たちが聞いた話は、思わず笑いころげるような

いくつかのエピソードであった。それは［redacted］さんの楽天的な性格によるのかも知れない。そのエピソードは後に紹介することにしよう。

当った金属回収業
だが税金もがっぽり

「おれのもの心ついたころの記憶では、うちのおやじには二反だけやっていたね。小作一反で米六俵ぐらいとれて、そのうち三俵ぐらいを地主がとりたてていたと思う。残った三俵から肥料代なんか払ったら手もとには一俵ぐらいしか残らなかったんでねえですか……。夏作で小麦のときには小作料とられなかったけど、小麦は単価が安いから収入にはならなかったねえ。食べるものとえば、おかずはジャガイモの煮っころがし、あとはおしんこぐらいだね。魚なんてお客さん来たときしか食べられなかった」

［redacted］さんは敗戦まじかさで大宮の魚屋さんにいたのだが、戦争中のことて、魚も来なくなり、徴用にとられそうになったりするので、おじさんの家にもどり、中島飛行機に働きに行っているあいだに、敗戦をむかえた。敗戦後はしごとがまったくないため、熊谷市郊外の妻沼町（めぬま）で農業の見ならいをしたり、［redacted］の隣村、［redacted］で部落産業のスリッパ工場の番頭をしたりしながら、［redacted］に来てからも農業をやった。しかし、とても三反や四反の田畑では食えるものではなかった。やむを得ず彼は出稼ぎ、行商、古物商をとを手あたりしだいやって生きて行く土台をした。

［redacted］さんが、この［redacted］で初めて建場業をはじめたのは、つぎのようなきっかけがあった。

「昭和四十年ごろ、自分は出かせぎやってた。東京の道路工事だな。そのころ、おれはクズ買いもやっていたんだよ。それで、道路工事やってるすぐそばに寄せ屋があったんで、道路でひろった真ちゅう持って行ったら、少しじゃ買わねけんど、まとまって量持ってきてくれれば買う、というんだ。それでおれはクズの相場表もらったんだ。その文字も教わったり、カナふってもらったりしたよ。そしたら、東京では熊谷より真ちゅうならキロ当たり八、九十円高く買うことがわかったんだよ。それで［redacted］でまったく初めて金属回収の建場業をはじめたんだ。ほかのとこよりキロ十円高く買って東京へ行って売ったんだ。そしたら土方で

著作権に詰つき実際された被写体です。著作権者等の許諾がなければ、複製・配信等ができない場合があります。国立国会図書館

はまって手回しがならないのだ、なまいき！　百五万円にはなったれ」

[redacted]さんは機嫌を中で回したらしい。そのうちの一台をあり[redacted]さんはいった。

「なるべく人が期限内金で五万円もってくるのを三人ください。まだ一台内に一個の景気よう。それをもとにして、二十人ほどの人がうってきてくれる間や辻うらうも買っては最高にもうこういう話。後中の一時だろうが二時だろうが、後半で勝負してもいいから、八百キロ位んでは五百万円くらいにはなったよ。半年したら三百万くらいにはなるよ」

生活保護の受給日を見届け、パンと度胸が良さそうと感じたとき、人々は投資を商売を出す。そのときの資金が[redacted]さんの言いなりの値おりである。とうぜん、そんなうまいことばかりではないが、[redacted]さんの場合は、ほとんどの人に商売をさせてあげることができた。

「商売は、売りに来た人にやってもらうんだよ。それで投げた売所の人に商売してもらって、そうやって回転のスピードをあげるようにするんだ。そうすると、売り手の人たちは、[redacted]さんのことを、自分たちの商売の面倒を見てくれる人だと思うようになる。[redacted]さんは、「商売」と称したが、売り手は年収が四百万円以下の人たちである。

[redacted]

（有）　昭和四十九年設立
代表取締役　[redacted]
資本金　一千万円
従業員数　二十人
売り場面積　一千平方メートル
年商　四十億円

93……田んぼの中の「総合」から（上）

[redacted]さんが商売をはじめてから一年とたたないうちに、[redacted]さんの商売の規模を聞いておこう。

借金地はもともと農人の住宅のはげしい中山道の宿場であった。昭和三十四、五年ごろまでは商売と問屋機能の繁栄が続いたが、高度経済成長期の地価とともに工業都市がふくれあがり、人口も昭和三十四年に十万人を突破して、埼玉県北の中心都になったのだ。

しかし農人口は全国的な傾向と同様に減少し、昭和三十五年を一〇〇とすると、昭和五十六年には七十一・二と、十年に三分の一近い減りかたを示している。

農業従事者は昭和三十五年に五十六百五十三戸、四十五年五十三百二十三戸、昭和五十年には四千七百十四戸にまで減っている。そして兼業農家（農業による年収が五〇％以下

商業が未発達な農村都市の実態

商業都市のどん底でおめその都市だった

著作権に基づき提供された複写物です。著作権者等の許諾がなければ、掲載・配信等ができない場合があります。国立国会図書館

の調査）は昭和三十五年二千四百十二戸、同四十五年には三千四百六十七戸、同五十年、二千八百十九戸と微増しているにすぎない。監察地区のなかで戸数の増減が激しくなっているという現象が明らかになっている。

こうした現象全体のなかでそれぞれの監察のどんな点に被差別部落があらわれているか、というところに問題があるのだ。

[redacted]地区と[redacted]部落の土地所有の格差が明確にうかびでてくる。

[redacted]部落の農地所有面積が、一反からせいぜい二〇〇歩あまりが集中している。これに対して[redacted]全体の平均では、五反あまりの面積までに六〇%余が集中している。そして一町から一町五反の階層が一五・三%と多い。

綾谷市全体でみると五反から一町五反までの層が四四%と多く、一町から一町五反の層がその中でも最も多い。

こうした地域所有の格差が、監察地区部落の生活を直接的に規定するものである。

もちろんこうした土地所有の格差のなかでは、監察収入の格差は歴然としてあらわれる。

[redacted]では監察収入による年度が三十万円以下という監察対象者が多い。他の市全体では監察収入による年度三十万円以下というのは三%しかいない。

こうした状況が地域別部落の人々の生活関係の歪みをもたらしている。同じにらんでいえば、自由業、自営業、農業、日雇労務者、会社員、官吏、公吏、教員、下駄、中農を集中的に監察して監察を受け出し、過低労働者階層を大部分に固定する政策の、そのような面に、文字通り光があてられたのである。

このなかで、一般の住民、下層中農の下に置かれた人々にはどのような生活方法としてあらわれるか。

綾谷市に居住する三十五箇所、五千人

[redacted]さん[redacted]地区の[redacted]さんがやっている綾谷市不良住宅地区センターの下部行政機関に私たちは行った。

車で案内する[redacted]さんは、車窓から見る綾谷市北地域外を指さしながら「あれも部落です。これもそうです」と説明してくれた。たしかにターミナル市から北の監察地区と被差別部落である。「綾谷市には三十五部落あるんだからなあ。それらをひっくりしようったって」と[redacted]さんはいった。「綾谷人口十三万人の一割近くもいた人なんだから」と言いながらも約五千人ぐらいが放漫らしい。

しかしそれはたしかに放漫をさけるだけでは一般地区との区別はつかなかった。

センターは綾谷市と被差別部落との接点にあった。そこには十年あまり、街をスライスバックする仕事から、とりに就職された[redacted]さんの依頼者や[redacted]ネットワークがガラと市をたずねるコミの取引先にもつとも、古手になるほど多様な依頼物を部落の婦人たちが八人で組織によりわけていた。この依頼者を[redacted]さんと[redacted]さんがもらい受け、組織し、センターは各項目に分け、各組織は組織別にさらに分けて、さらに細かく区画化された各家庭に出荷する。

男同士だ、女子同士という垣根を取れば、私たちだけ差別されるという現象が、差別からというそのしこりをもつとも直接的に受けとめる前面にたたされているのかもしれない。それだけにかえってそれ故の強さでもあるのだろう、との希望はつけられるのだという。

		総世帯数	1反～3反	3反～5反
部落	a	[redacted]	19%	28%
一般（部落含）	b	569	13.5%	13%
一般（部落含）	c	4,774	18%	38%

		総世帯数	5反～7反	7反～10反	10反～15反
部落	a	[redacted]	24%	12%	16%
一般（部落含）	b	中条	15%	16%	25.2%
一般（部落含）	c	綾谷市	15%	19%	20%

		総世帯数	15反～20反	20反～25反	25反以上
部落	a	[redacted]	4%	1反	——
一般（部落含）	b	中条	11%	4%	11反
一般（部落含）	c	綾谷市	8%	2%	25反

著作権に基づき提供された複写物です。著作権者等の許諾がなければ、掲載・配信等ができない場合があります。国立国会図書館

その危険物のより分けのしごとをしている中に[redacted]さん(39)という[redacted]の婦人がいた。[redacted]は[redacted]の東南に隣接した部落だ。私たちは[redacted]さんの話を聞いた。

一家六人の生活を主婦一人の中で

彼女の実[redacted]さんは四十九歳。田んぼは三反。昭和三十九年ごろまで印刷の営業をやったり、せんべん工をやったりして働いていた。十二指腸かいようでたんのうがゆ着し、肝臓もわるくしている。体のよいときはバイクにリアカーをつけて、薪炭などから古物の買い出しをやる。家には中学一年の男の子と二年の女の子がいる。そして別棟の母屋には、七十七歳の寝たきりのおじいさんと、元気だが左足に神経痛のあるおばあさんがいた。

だから一家のおもな収入源は現在のところほとんど[redacted]さんの肩にかけられている。

[redacted]さん一家が[redacted]の現在の場所に移ってくるまでは、熊谷中を転々とする生活がつづいた。十三年前におじいさんが脳出血でたおれてからようやくおじいさんの家の敷地の、二間三間(にけんさんげん)の小さなトタンで囲ったバラックの家に住みついた。

病気のおじいさんの世話を見ていた[redacted]さんは、子どもたちが幼稚園にあがるときに行商に出ることにした。

「縁起ものの置き物ね。エビスさまとか。それを横浜なんかにマイクロバスで行って売って歩くんです。おじいちゃんがそれまでとても元気で、田やなんかやっていたのに倒れたものだから、うちの人は十二指腸かいようなのに入院して治療することもできないものですから、二人で三反の田をやりながら、私は行商を一昨年十一月まで五年間つづけていたんです。」私たちの取材の過程でも、夫婦あるいは家族のいずれかが病気を持っている例が少なくなかった。病気の結果として家庭経済が破たんして、最低限えらべる職業としてクズの回収をやっているという人も多い。[redacted]さん一家はその典型例であった。しかも、その病気は、おじいさんの時代からの過酷な差別のなかの労働の歴史がそのまま深い影を宿していた。

まっ暗になるまで何軒も歩いて行商

「最初に行ったのが昭和四十四年十二月二十一日でした。千葉の市川に行ったのです。「ごめんください」って人の家をたずねると、もうエビス様が置いてある。何軒歩いても売れない。一時間半も歩いたらあたりはまっ暗。歩きながら「あの子どもはどうしてるかなあ…かわいそうだなあ」なんて思ったら涙が出て来ちゃったんです。中に親切な人がいてがっかりしてる私に、どこそこの食堂に行ったら、と教えてくれてそこへ行ったんです。足が棒のようになりながらそこへ行ったら、そこには[redacted]さんが泣いてあるんです。口もきけないほどがっかりして食堂のイスにすわりこんでいたら、そこに来たお客さんが三つもいっぺんに買ってくれて……ものごとはほんとにうれしかった。それからトントン拍子に夜の九時半までに十一個も売れたんです」その後、行商は順調に行った。好調なときには月に十万をこえる収入が入った。

しかし[redacted]さんの体が悪化したため、行商をやめて[redacted]さんの看病をしなければならないので一時、[redacted]さんは家にひきこもった。しかし、やがて子どもたちが中学に通学するようになった。その費用をなんとしても稼がねばならない。

そのため[redacted]さんは再び働きに出た。熊谷不燃物処理センター、そこが彼女の新しい働き場所であった。

差別の歴史を語る小林さんの体と家

[redacted]さんの家は、おたかも[redacted]さんのおじいさんの時代からの歴史をそのまま現わしているかのようだ。敷地に入ると[redacted]さんが回収してきた品物が庭に積んである。そして左手の一番奥まったところに、ワラぶき屋根の上をトタンで囲った小さな家がある。それは、屋根の重さにおしつぶされんばかりの、支えるのがやっとといった感じに、方々が傾きかけた家だ。その中に寝たきり老人の[redacted]さんの約五十年間の生活があった。おばあさんは割合元気だが、左足から腰にかけて神経痛をわずらっていた。そしてそれに隣接して[redacted]さん夫婦の旧家、トタンで囲ったバラックが、半分残って物置として使われており、それに継ぎ足した形で現在の[redacted]さん一家の新しい家が建っていた。その家も[redacted]さん夫妻が木材を買いこんで、一年がかりで完全に自力で建てた家であった。「五十メートルの台風が来たって大丈夫だ」病気がちだが強気の[redacted]さんは、そういってわが家をながめまわした。

私は三反の田と買い出し人をやって

著作権に基づき提供された複写物です。著作権者等の許諾が得られれば、掲載、配信等ができない場合があります。国立国会図書館

■さんの、前夫からの暴力に代々洲別の医院のなかで生まれ育った医師の母の助けがしました。

それはもともと■さんのお父さんの■さんのお医者さんからだったからでもあった。

■さんは同じようにして洲別のなかで生まれ育った、やはり医師の■さんと結婚しました。

初三者から国産仕事
取入も大手は進まず

数台の国産を発売されたばかりの中で設定をの■さんは「ちょっと、ずいぶん決断しましたね」と、うらやましそうな表情でした。

そうした女性からのこうした反響があるとのことだ。

「そのまた国民健康保険診療所を建てるまでに■の健康保険組合につとめられる医師の給与を受けることができるのです。平成十年五月二十日　佐久市長、みこうな発展をあるのだ。これで国民健康保険のおかげでしょうか。■さんがおうちうる体を酷使しながら、十年前まで大変だったことはまちがいない。しかし、若いころの体の酷使が、十年後の医師にはとまって、いま■さんの信条をささえる、という新聞記事となっている。

「生涯、生命をかけるべきものを見つけた。設定をきりにさせたの見出しをなくなってしまうような気がしたからだ。日は、市民のようなものだ。ほとんどの人は、

そのまた■さんの、前夫からの暴力に代々洲別の医院のなかで生まれ育った医師の母の助けがしました。

それはもともと■さんのお父さんの■さんのお医者さんからだったからでもあった。

■さんは同じようにして洲別のなかで生まれ育った、やはり医師の■さんと結婚しました。

初三者から国産仕事
取入も大手は進まず

数台の国産を発売されたばかりの中で設定をの■さんは「ちょっと、ずいぶん決断しましたね」と、うらやましそうな表情でした。

そうした女性からのこうした反響があるとのことだ。

「そのまた国民健康保険診療所を建てるまでに■の健康保険組合につとめられる医師の給与を受けることができるのです。平成十年五月二十日　佐久市長、みこうな発展をあるのだ。これで国民健康保険のおかげでしょうか。■さんがおうちうる体を酷使しながら、十年前まで大変だったことはまちがいない。しかし、若いころの体の酷使が、十年後の医師にはとまって、いま■さんの信条をささえる、という新聞記事となっている。

「生涯、生命をかけるべきものを見つけた。設定をきりにさせたの見出しをなくなってしまうような気がしたからだ。日は、市民のようなものだ。ほとんどの人は、

体当たりで
母、親孝行

■さんは■さんと結婚する前、東京の国際会社の秘書をやり、三日一日、■さんはこうしたなかで、■さんの母親の■さんの■さんの■さんの

うちがわえん。大阪の商家というところにちなんだ、料理をもってはこうじゃない。三十年前までは、そうとうなものだった」

明治四十二年、後人様のところの福川の土地が売却され、福造は米びたしになった。そのころは[redacted]と[redacted]で合計十五戸しかなかった。今では七十三戸にふえている。

[redacted]さんは土地の大部分を福造と田を借りて作をしていた。一反あたり米を二俵のでる田で三俵、一俵のでる畑を地主にとられるのだから、百円すれば百万円の収入をもたらすようになってきた。

一反あたり三俵とられる契約では、すまなくなった。米には銘柄があった。甲米、乙米、丙米という等級があり、甲米のときは地主に四分米一俵、乙米のときは三分米一俵、丙米のときは二分米一俵をおさめる。

大正十三年の紛議会議で田おさを古老

[redacted]の田んぼでちょっとトラブルがあった（法律用語のおおげさな言葉だが）。[redacted]さんというお年寄りがいた。彼は[redacted]という十五歳の[redacted]の古老であった。

彼は小学校[redacted]で生まれ、十五歳のときに[redacted]分家で田を数百坪、もらい小学校の行なわれるあった。

「そのころは校長でもしらを荒田してもらったもんだ。だから男は小学校に行かなかったもんだが、わしは行かなかった」

「大正十三年九月、選挙のとき、作田がチョーリンボだ、というわけで一人前になったからうちがわえん。大阪の商家というところにちなんだ、料理をもってはこうじゃない。三十年前までは、そうとうなものだった」

明治四十二年、後人様のところの福川の土地が売却され、福造は米びたしになった。そのころは[redacted]と[redacted]で合計十五戸しかなかった。今では七十三戸にふえている。

[redacted]さんは土地の大部分を福造と田を借りて作をしていた。一反あたり米を二俵のでる田で三俵、一俵のでる畑を地主にとられるのだから、百円すれば百万円の収入をもたらすようになってきた。

一反あたり三俵とられる契約では、すまなくなった。米には銘柄があった。甲米、乙米、丙米という等級があり、甲米のときは地主に四分米一俵、乙米のときは三分米一俵、丙米のときは二分米一俵をおさめる。

有効署名の筆者を百度足のに持ち出す

これをきいて小作人たちは立ち上がった。その目論見とはちがう人たちだった。そこで[redacted]さんたちは日ごとに（日をおいて）一日五十銭という条件をもってきた。五十銭というと、その当時五合飯もくえるほどだった。[redacted]さんは一合大盛の飯をくうほどだった。

[redacted]さんたちは[redacted]の[redacted]さんは農業[redacted]として動員され、北海道三井鉱業所芦別鉱山に行かされた。彼は彼女の留守をまもった。米は、川片的にいくらかの[redacted]の後に作くとして、[redacted]さん（53）と[redacted]さん（51）の話は、[redacted]家が[redacted]中、[redacted]とんな扱いをしてきたかを知らうえで[redacted]さんは五反の小作。正月の米を借りるという状況をしていた。小作農三年で過ぎし、米公定価格をもとにしていたが、米供給の[redacted]の[redacted]からの指導で[redacted]の農民に行なわれた。トラクタの[redacted]の土木工事をやった。指名された人々は[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]などの[redacted]だった。

[redacted]さんは農業[redacted]として動員され、北海道三井鉱業所芦別鉱山に行かされた。彼は彼女の留守をまもった。米は、川片的にいくらかの[redacted]の後に作くとして、[redacted]さん（53）と[redacted]さん（51）の話は、[redacted]家が[redacted]中、[redacted]とんな扱いをしてきたかを知らうえで[redacted]さんは五反の小作。正月の米を借りるという状況をしていた。小作農三年で過ぎし、米公定価格をもとにしていたが、米供給の[redacted]の[redacted]からの指導で[redacted]の農民に行なわれた。トラクタの[redacted]の土木工事をやった。指名された人々は[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]などの[redacted]だった。

[redacted]さんは[redacted]の[redacted]さんは農業[redacted]として動員され、北海道三井鉱業所芦別鉱山に行かされた。彼は彼女の留守をまもった。米は、川

著作権に基づき提供された複写物です。著作権者等の許諾がなければ、掲載・配信等ができない場合があります。国立国会図書館

と■さんはいった。「この『半島人』が引き揚げちゃって石炭掘る人がいなくなったんで、各県から政府が石炭掘る人を連れて行ったんだ」

その動労組織係の半数以上が部落の人であった。

〈注〉半島人――朝鮮人に対するべつ称で、一九一〇年日本は朝鮮に対して植民地侵略を行い、日本の領土の一部とした。日本の支配は、土地、資源の収奪にとどまらず、言語やその歴史まで奪い、朝鮮人に対し日本人として同化することを迫った。このようなかで日本人の間には、朝鮮人を日本人より一段劣る民族とするべつ視観が広まり、日本の領土の一部とされた朝鮮を半島、朝鮮人を半島人と呼ぶべつ称が生まれた。敗戦により日本は朝鮮を領土としては手ばなしたが、日本人の間にはその植民地侵略に対する根本的な反省が行われず、またいまもなお朝鮮に対する政治的、経済的な侵略がつづいているため差別観念とともにべつ称も生き残っている。

＊　＊

最賃共闘を全国に広めよう！

上田卓三編著

部落解放と最低賃金制

部落解放と最低賃金制

部落差別の根本には、就職の機会均等が保障されていず、従って未組織の、しかも低賃金の労働者が数多くかかえているという問題があり、これと闘うためには最低賃金制の問題にとりくむ必要があるのである。しかも、日本の低賃金構造を内容的に分析するとき、最賃闘争組織の闘いは反差別共同闘争の重要な課題でもあるのである。このパンフを武器にして闘いを進めよう

定価 二五〇円　解放出版社

同和教育資料案なる文書が、文部省より出された。八年間にわたって我々を悩ませてきた文部省案、案を出すや、我々の批判を封じ込め決定しようとする卑劣な手段は絶対許されなければならない。しかし我々はそのためにも内容にわたって批判し、将来的課題をも明らかにする必要がある。討議のためのたたき台としてこの拙文を提出する。大方の御意見によって文章の整理発展をお願いしたい。

いずまでもなくこの批判文案は走り書きであるが、一字一句にわたっての御意見と御討議を御願いする次第である。

（一九七六・四・五）

文部省・同和教育資料案 批判

松井久吉

（部落解放同盟中央本部委員長）

はじめに

文部省は一九六八年、わが部落解放同盟の要求に答え、一九六九年には、「同和教育基本方針」または「同和教育の手引」を出す約束をした。しかるにその後二回、紆余曲折をへた草案を作ったが、ついに公にできぬままに終わった。さらに昨年秋までには、それを発行する約束を再度をしたが、それもいまだ実施されず、今日にいたったものである。今回、文部省が提起した同和教育資料（案）はかかる不誠実な歴史的経過の上に出されたものであることを銘記しなければならない。

すなわち、本案が一貫して基礎となしている「同和」対

著作権に基づき提供された複写物です。著作権者等の許諾がなければ、掲載・配信等ができない場合があります。国立国会図書館

著作権に基づき掲載された物です。著作権者等の許諾がなければ、掲載・配信等ができない場合があります。国立国会図書館

B6-574

部落解放

第89号
1976年7月

憲法制定30年と部落解放運動
憲法制定30年と今日の部落解放運動 上田卓三
憲法と文化
〈座談会〉今日の部落解放の行財政問題
上杉佐一郎・大木一男・
戸籍の閲覧制は廃止されたが
国際人権規約を知るために
福岡・三井高校差別文書事件
映画であばく寺尾判決の欺瞞性―「逆転の判決」の真実
部落完全解放のたたかいと総評

'76 7 月号

発行／解放出版社

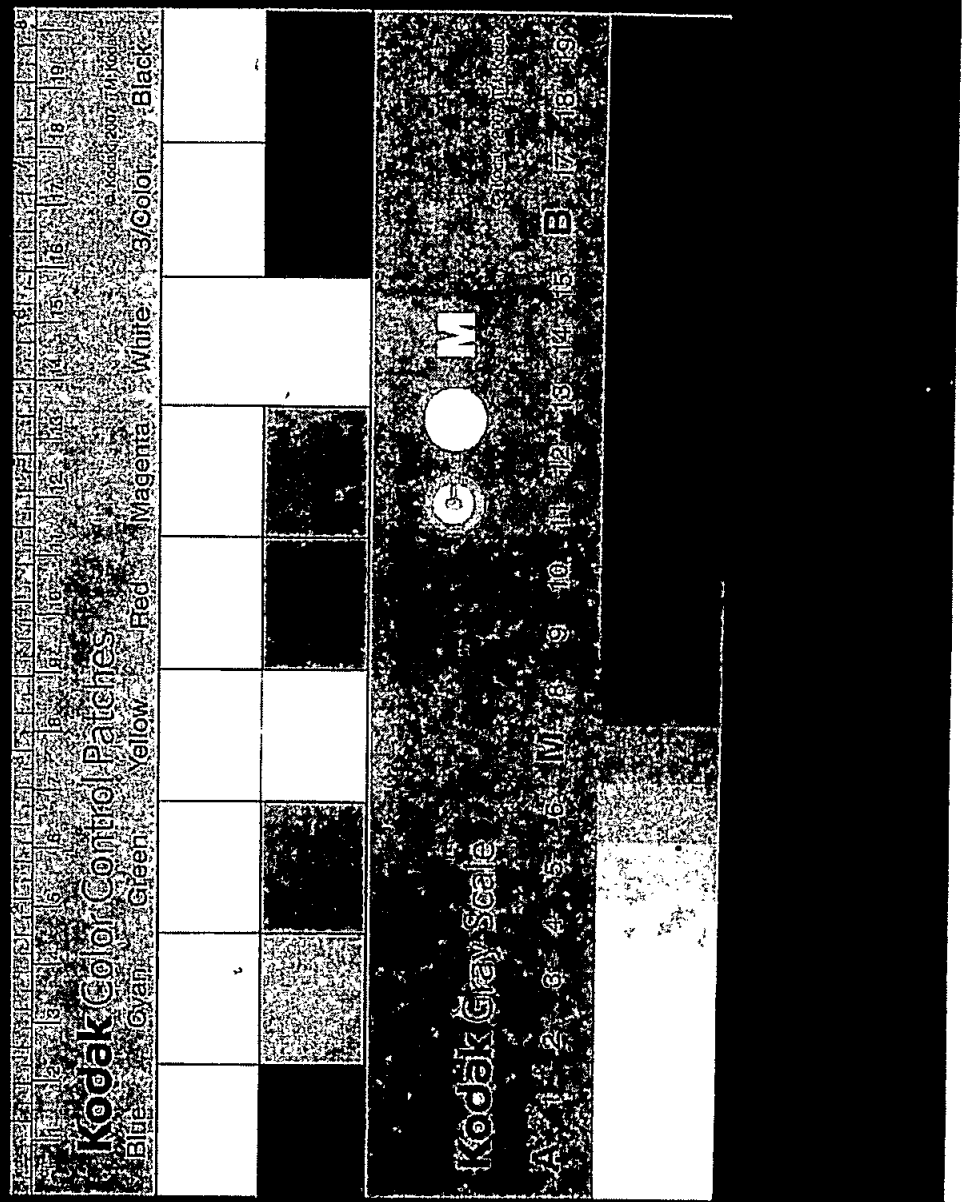

2.09

部落解放 ● 一九七六年七月／第89号／目次

◎主張……13

憲法制定30年と今日の部落解放運動〔荊冠旗〕……上田卓三……14

部落完全解放のたたかいと総評……市川誠……23

座談会 全国の部落解放の課題……26

同和対策予算の中身にごまかし／特別措置法は地方財政を支えている／かけ声にもならぬ国の姿勢／同和対策に対する行政官の姿勢の問題／国民への広報が急務／自治体は解放行政における同和行政の位置づけを明確にせよ／運動における要求の再点検も必要／財政危機の折柄でひるまず厳しい論化を

上杉佐一郎／八木一男／渡辺環

座談会……40

部落解放運動の現段階と課題

大川順……52

たちあがる生徒たちとともに
＝福岡・三井高校差別文書事件＝

青山直人……66

戸籍の閲覧制は廃止されたが

芹田健太郎……78

国際人権規約を知るために
＝国際人権規約発効記念講演＝

……98

……62

〈資料〉同和行政の推進に関する意見について　同和対策協議会……128

高杉晋吾……111

田んぼの中の「鉱山から」(下)
―埼玉の四村部落をいく

……132

図書資料室から……126

◎グラビア……5

著作権に基づき提供された複写物です。著作権者等の許諾がなければ、掲載・配信等ができない場合があります。国立国会図書館

を全部美人でみたす。あるいは、美男子でみたすというのが、私の希望であり、念願であり、そして、かならずそれはみなさんとともにやってのけたいと考えております。みんなが、それぞれ生きがいをもてるようにする。老人も、障害者もあるいはあらゆる人たちが、それぞれの場において、人間としての尊厳が保障せられ、そして、人におんぶするんじゃなくて、自らの力によって生きぬくんだというそういう気概をもってもらう。それが本当の福祉でありますす。行政が一方的に手助けするというのではなくて、自立の芽を育て、自立の障害を除き、自主的、自発的な活動を励ましてゆくのが、行政の責任でありますす。その点は文化についても、行政が上からリードするというんじゃなくて文化は文化人、芸能人自らの手によって作るんだ。老人や身体障害者の方なも、できるだけ自立しようという意欲をもって、その自立を妨げるような障害は、行政の力で排除し、どうにもできない人には、行政はせい一ぱいのサービスをしますけれども、基本的には、自らの力によって、みんなとともに苦労しながら、困難にたえながら、生きぬいていただくという、そういう状態をつくりあげたい。それが昨年申しあげた福祉の問題であり、今年は、さらに人間の心の問題、すべてたましいの問題として文化にふれかけたんですけれども、時間の関係で、くわしく申しあげられなくて残念です。ともあれ、大阪の文化は決してよそに劣っていないんだということを、もう一度みなさんがたに自覚していただきまして、他府県からこられた方も多いと思うんですけれども、一しょになって大阪の文化の向上のために、一段とお力添えをたまわりたいと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

福岡部落史研究会編

『部落解放史 ふくおか』

第三号 一八二四円

●特集● 明治 筑前一揆農民竹槍史談

第四号 一六八四円 〇〇〇円

同盟休校を考える――

筑前の子よ、今ここに立ち上る時だ

福岡における同盟休校の歴史的闘い

今こそ「歴史意識」が必要だ

福岡部落史研究会 ☎092・851・6603

〒812 福岡市博多区千代3―48―13千代商医館内

田んぼの中の「鉱山」から(下)

―埼玉の農村部落を行く―

男はくず鉄の買出し、女は行商とみな出払って人気の少ない村で、おばあさんと子どもが夕飯に使うねぎを抜いていた。

[redacted]の歴史と光景

私たちは部落の貧農や、老人たちから、敗戦からのこの部落の人々の歩んできた歴史を聞いた後に、[redacted]部落の中を歩き、歴史の足跡を探った。前回に書いた戦前、戦中の伝統闘の老人・中年の人々の家がそこここにあり、彼らは、いぜんとしてその歴史をそのまま物語るような貧しい家に住んでいた。しかし、例外的に二十町歩という土地を持ち、四千万円という投資をして大規模なシイタケ栽培をやっている家に私たちは出会った。それは、私たちが部落の歴史を求めて[redacted]の里廻れに行き、そこで五十坪ほどの小さな墓地群を見つけたのがキッカケであった。その墓地はかなり荒れていた、折たな墓石にまじっていくつかの古びた

著作権に基づき提供された複写物です。著作権者等の許諾がなければ、複製・配信等ができない場合があります。国立国会図書館 2.09

墓石があった。タテ七十センチ、ヨコ三十センチほどの墓石であった。

「嘉永五年辛年　[redacted]霊位　八月廿八日　俗名[redacted]」と正面に彫られている。

「[redacted]村年番小頭五良兵衛　上ノ村組役七郎右エ門　佐谷田村組役半兵衛門」と右側面。私たちはこの中の五良兵衛と書かれている人物が、現在の通称[redacted]さんのご先祖であることを、[redacted]中学の原口先生に教えてもらって、[redacted]さんのお宅では、大規模なシイタケ栽培をやっていた。

[redacted]さん(58)は裏面での頭に、眼を細めて先代までの話をしてくれた。それによると…。

現在は、五代目[redacted]にあたる。初代[redacted]の職業は筆文読みという芸人をやって金を貯め二代目から土地を持ち始めた。三代目になると五十町歩は持っていた。

江戸時代は部落は[redacted]地区にあり、戸数も十軒は越えなかったらしい。

当時から[redacted]は浅草の弾左衛門の配下として六～七カ村の中の部落を支配していたお頭であった。私たちが見た墓石の村名は勢力範囲をしめすものであると思われる。そして支配下の者から年貢を取ってはこれを弾左衛門に年一回運んでいる。

明治の初めごろ、部落は[redacted]の荒蕪地を開墾し分家したらしい。

所有した土地を[redacted]は部落の全戸に小作に出していた。小作は平均して三～六反。そしてそれだけでは喰えなくて[redacted]の家のほやといい、ワラ歩作りなどをしてようやく生計をたてていた。

「[redacted]は昭和に入って米だけで年四百七十俵の上がりがあった」と話している。

地主も小作人も被差別部落の人間であり、その関係のワク内で被差別部落としてはやや多めの三反以上の小作を金戸がやっていたために、三反以下は対象としない農地解放の中でも、[redacted]部落農民は金戸が農地を所有することができたのだ。

だが、この農地解放後、三十年たった現実はどうか？

すでに[redacted]さんの話などで私が書いて来たことの中でもふれた通り、人々は農業では「絶対に」食って行くことができない。その現実が、この

[redacted]部落に具体的な形として現われている。何よりも農地の一隅を埋めてできあがっている鉄や非鉄クズの集積場である。それは、田んぼの中の鉱山のように、鉄工所の資本家たちには見えるのではないだろうかと思える光景だ。その鉱山を築くのは、土場や公道からうず高く鉄くずや非鉄金属を積んでゆらゆらとその金属の山にまで運んでくる買い出し人のトラックだ。それは二トン車から軽トラックとさまざまにはバイクにリヤカーをつけた買い出し人たちの作業だ。

[redacted]の被差別部落百五十一世帯のほとんどが鉄、非鉄、紙、その他なんらかの資源回収業にかかわっている。その「田んぼの中の鉱山」の光景とともに気づくことは、農家の一部や、庭のかたすみの小屋から聞こえてくる「ジャーン。ジャーン」という低い音が強い音である。それは、農家の一部を改造したり、庭の一隅の小屋を利用したりして農家の主婦がスリッパメーカーからくるスリッパの底や、つっかけの部分を下請け内職に精を出しているミシンの音である。こうしたスリッパの部品を、部落内を巡回してワゴン車が集めては仕上げの工程だけをやるスリッパ工場まで運んで行く。そして朝九時半から十時ごろ、冷え冷えと朝もやと霜柱の立つ部落を歩くと、ワカメやフトン、えんぎ物入、置き物、人形、かけ軸などを売り歩く部落の主婦を乗せたマイクロバスが、関東一円の他県へ出発して行く。被女たちが帰って来るのは夜十時ごろである。

そして青年たちのしごとはユンボやブルを扱う土木工事である。

ある家のスリッパの内職をやっている主婦は、二十万もする機械を自分で購入して一日四時間を主婦のしごとのあい間にやっていた。自分で機械を持てない人は工場から借りてやるが、手間がそれだけ安くなる。いきおい働らく時間も長くなる。

「肩がこる。それから血圧が上がる。病気で三年ほど休んだもんだから無理できなくて」と被女は言った。私が見た限りでも主人か奥さんかいずれかが病気をしている家が多く、ミシンなどのしごとでは職業病が多いのではないか、という印象があった。

くず鉄も独占商社が支配

しかし、様々なしごとの中でも一家を支える主なしごとはくずの回収業であり、その中でも鉄や非鉄金属類の回収業であった。

買い人から建場業へそこで種類別に

著作権に基づき提供された複写物です。著作権者の許諾がなければ、複製・配信等ができない場合があります。国立国会図書館

分けられた古物は代納業者に持って行かれ、そこから大量に鉄工所に搬送される。この代納業者を自分の系列下にいくつもかかえているのが直納業者という鉄工所の指定問屋である。

代納業者はこの直納業者の指定する鉄工所に回収した品物を直納問屋に代って納入して、その口銭を直納業者から得ることで成り立っている。この直納業者は三井や三菱等の総合商社がほとんどをにぎっている。

ここにまで日本の独占資本が顔を出していることは背景をことではない。それは日本の鉄鋼業がくず鉄方式による平炉製鋼を中心に発達してきた歴史が生みだしたものだ。たとえば日本の鉄鋼業界は昭和四十八年に、四千七百四十万トンの鉄くずを消費した。そのうち日本国内から回収されたくず鉄はその四十五%にあたる二千百三十五万トンにおよんでいるのだ。

私は、さっき農家の庭さきや稲田を埋め立てしたところに野づみしてあるくず鉄の山を「田んぼのなかの鉱山」と言ったが、それは決して大げさな表現ではない。言ってみれば、日本の独占資本は、部落の農業がきょくたんに労細であることを利用して「田んぼのなかの鉱山労働力」を作りだしたと言えるのだ。

独占資本にとってはもはや農業では収導する余地さんない被選別部落農民。彼らがようやく見出した古物回収という生きる道の上にたかる独占商社の姿。そこが決定する価格によって、被選別部落の農民たちは明日の生きる方途を常い不安に満ちたものにさせられている。

[redacted]さんは自分の田を二反歩と埋めて金属くずの選場にしている。同時に加谷市の不燃物収理センターで、そこに近隣市町村から集められる鉄や非鉄、ビン類などを買い受けて収理する下請けをやっている。そこでは被選別部落の婦人八人、男性四人が働いておりくずものを鉄、非鉄、骨ビン赤ビン、などにより分ける作業だ。私はそこで働らいている[redacted]さん(39)という婦人の話を聞いた。三反という田を持った[redacted]さん一家の生活は「田んぼの中の鉱山労働者」としての典型的な姿であるかも知れない。

残った所は河川敷

戦前の小作、そして戦争中の徴用、敗戦直後の勤労報国隊。こうした歴史の借あとを背負った部落の歴史が、地主制もなく、徴用も被爆だった国策動員もない現在、戦後の農地解放でようやくわがものとし得たはずの土地を持ちたかった、被選別部落の人々が大地の主人公=農民たり得ていないのはなぜだろうか?

私は[redacted]さん(50)と妻の[redacted]さん(54)と話しした。

「くず回収業をはじめた動機は何ですか?」

[redacted]さんは敗戦後すぐにくず回収業を始めている。

[redacted]さんも、ちょっと変った。"うん。勤務ったってみる通り田んぼが少ないからねえ。四反でしょう。それに二十四才で戦争行って帰って来たらもう田畑のよいとこは分けられちゃって、おれのもらったところは湿地の河川敷き"。[redacted]さんは「わたしは女はわるいけど名前はいいんだからよろしく」と自己紹介した。[redacted]さんはうんとやせて小さく、[redacted]さんはがんじょうそうに見える。しかし[redacted]さんは病気持ちなのであった。

「あたしは富河原が実家で、ワラゾーリ作りをやってたのさ。戦争終って帰って来たけどしごとのない父ちゃんにワラゾーリ作りをしこんだわけさ。くず買ったり、食用油とりがはやるとそれもやってみた。永つづきしないや。それからはリヤカー引いて屑買って歩いたよ。敗戦後三年で長男が生まれそれから二年して次男が生まれたけど、着るもの着せてやれない。オムツも着るものも、くずのなかから着せてやった。おみおつけすするにお椀がないから一つのお椀で二人ですすった。そうだれ。ワラゾーリは百足編んで二円もらった記憶があるね。子どもができたけど農繁期になると子守り頼まればならない。でも子守り寝かせるフトンがないから父ちゃんはかけブトンを抱もちにして寝てあたしら三人はカヤなんかかけて寝ていたね」。

現在でも四反という田んぼではせいぜい二十俵しかとれない。そのうち五俵も供出しなければならない。

「食いしろ料引いて肥料代なんて払うと入って来る金は一カ月の生活費にも足りないね」。

それでも何とかやって行けるのは、農機具を「同和」対策事業で[redacted]支部で購入し燃料費だけを自分で持って一反につき千円で使用できる。もし人に頼むと一反七~八千円はとられるという。

今[redacted]支部には次のような農業機械がある。トラクター二台。もみすり機二台。乾そう機三台(四十俵入る)。コンバイン四台。バインダー四台。テイラー一台。

しかし[redacted]さんの田んぼは四反だが、その四反も一箇所にまとまった

著作権に基づき提供された複写物です。著作権者等の許諾がなければ、複製・配信等ができない場合があります。国立国会図書館

四反ではない。なんとそれは十箇所にも散らばっているのだという。だからトラクターで手際になどというわけには行かない。

[redacted]さんの父親はもちろん小作だったのだが、よく捜し求めないので拾って歩いていた父を記憶しているという。そしてその小作をしようにも田んぼを借りることさえできない状態だったという。つまり困窮のため、地主に提供する分を食べてしまう。するとまう小作地もとりあげられてしまうのだ。

しかし、農地解放後五十年、被差別部落の農民にとって事情は変ったのだろうか？

[redacted]さんが云った。

「小さい方(の息子＝現在二十五才)が中学三年のとき、母ちゃん、高校へ行きたい、と云うんだ。あたしは云うことに困って、ああ、たくあんだらいっぱいつけといてやるからねって云ったんです」

「え？たくあん？」と私はたずね返した。

「高校…ってコーコ（漬けもの）でしょう。云いようがないからそう云ったんです。だからどっちも中学三年生までしか行ってません。今でも下のにはかじられるよ。学校に行きたかったってね」。

こうした現実をまとめて見て来ると、農地解放と云うものは被差別部落の民衆にとって一体なんだったのだろうか？と思う。しかもその農地解放によって営の小作が得たごくわずかな農民としてのとり分さえも、いわゆる「総合農政」のなかで、兼業化した下層中農を全面的に切り捨てて行く政策の進行のなかで完全に失なわれ、いぜんとして貧農・下層中農が国家や資本にとって軍隊、超低賃金労働力供給源としての構造にくみ入れられ、さらにその構造が不況のなかで一そう深刻化しているのは云うまでもない事実だろう。

労働強化だけが生きる道

「新聞紙、古本、ダンボールよかったときもある。今はダメだ。新聞紙なんかキロ四円。鉄がよかったのは朝鮮戦争のとき。でも今はダメ。せがれは解体屋やってるけど値下りで参ってるね。わたしも転業も考えるけど他人様のように体が丈夫でないからね」。

[redacted]さんの嘆きは[redacted]全体の嘆きでもある。たとえばくず鉄の価格は昭和四八年から四九年夏までやや上昇した。そのため買出人が増え、競争もはげしくなった。しかし、それ以後、くず鉄価格は低落して行った。買出人が増え、価格が低落する。こうして荷を集めにくくなった結果、買出人は訪問数をふやすことで回収量を確保しようとする。労働強化だけが生き残る道である。

しかし、回収が困難な条件はまだまだある。

市街地で交通規制がすすんで、駐車禁止区域がふえて自動車の乗り入れが困難になってきたこと、総需要抑制策が浸透して工場や一般家庭の節約ムードがつよまったことなどである。

内職が本業に

こうした実態の根源をついて行くとどうしても平均田畑所有面積が四～五反しかない、という現実にぶつからざるを得ない。現在では一町四、五反から二町持っていてさえ出稼ぎからまぬがれるものではないのだから、被差別部落の状態はなおさらである。

たとえば[redacted]の被差別部落では田畑所有五反歩以下の所帯が全体の四割四分をしめている。そして農産物販売による年収が三十万円以下という農家が五割八分もいる。これを熊谷市全体の平均とくらべてみると熊谷市全体では五反歩以下の農家は全農家戸数の三割四分。そして農産物販売による年収三十万円以下という農家は二割三分しかない。熊谷全体の農家の場合は、被差別部落農家もふくんだ数であるからこの割合では被差別部落農家と一般農家の正確な対比にはならないが、正確な対比をもとめるならば、よりはなはだしい格差が一般農家と被差別部落の農家とのあいだに存在することはこれではっきりするだろう。

しかも、熊谷市全体として農家所帯数が昭和三十五年五千六百五十二戸、同五十年四千七百七十四戸と激減し、第二種兼業農家が昭和三十五年一千四百十一戸から同四十五年二千四百六十七戸と激増するという全体的な零細農家切り捨てを中心とした農業破壊の苦しいなかでの格差であることを考えてみれば被差別部落の農家の状態はよりいっそう深刻な事態を迎えつつあると云えるだろう。

しかし、こうした食うに足りない農業であっても、農繁期というものはほぼ二ケ月は存在する。この期間は、くず回収の稼動日数は問題にならぬほど低下するのだが、この時期を別としても、県商工課の調査では、買出人の月平均稼動日数は十五日～二十日しかない。このくず回収の一日の行動半径は

著作権に基づき提供された複写物です。著作権者等の許諾がなければ、複製・配信等ができない場合があります。国立国会図書館

五十キロだ、という。

熊谷、行田、深谷、群馬県大泉、伊勢崎、栃木県小山、足利をとまで足を伸ばして集荷しなければ、前にのべたように集荷が困難な条件が重なっているために、集荷量が少なくなってしまう。

こうした状況のなかで、回収業をやっている人々のほとんどが自動車を保有しているのはとうぜんのことだろう。いや、それがなければ買出人はやっていけない。自動車は買出人にとって絶対的な必要条件なのだ。とりわけ、部落をあげて回収業をやっている上中条では、それは生存のための前提でさえある。

私たちはこうした現状のなかで回収業、行商、スリッパの内職などに全力をあげる[redacted]の被差別部落農民の姿を見たのであった。

字が読めなくて免許をとる方法?

そんなかで私たちはある夜、部落解放同盟[redacted]支部集会所で不思議な光景を目撃した。それはまさに戦前戦後にかけての収容の歴史を一身にきょう徴したような思いをいだかされた一人の人物の姿であった。

八畳ほどの和室で農民の中年男二人、そして青年二人が四~五人の教師らしい男たちと机をはさんでむかいあっていた。みんな自動車免許証問題集をテキストにしていた。左端の中年農民はゆっくりと問題集を声をだして読み、その右の中年農民はぶこつな指に鉛筆をもってテキストの文字を写していた。彼は英語用の小さな単語カードにゆっくり漢字を書いて、失敗しては消しゴムで消していた。彼は[redacted]という五反二七の農民であった。

私は、[redacted]支部の集会所で自動車免許取得法規問題集をテキストに識字学級に参加している四人の農民のなかで、英語の単語カードに一心に漢字を書きこんでおぼえている[redacted]さん(41)という人に興味をおぼえた。彼は五反二七の山畑を持ち、牛を飼いながら、ボンコツ自動車やバイクを買い入れて来ては、建場業者に売って生計をたてる、この地区の典型的な部落農民のひとりであった。

だが私が興味をひかれたのは書いたり消したりしているときの彼の真剣なようすであった。私たちが識字学級を開いて、[redacted]さんの車で宿に送られるとちゅう[redacted]さんは、[redacted]さんが、六回も仮免許運転で警察につかまったことがあると話してくれた。

[redacted]さんは[redacted]さんの家のすぐ近くにすんでいる。

「あの人は、漢字は自分の名前ぐれしか書けねんだよ。だから自動車の免許とれねんだ。でも運転はうまいもんだ。つかまるとこわいからスピード違反は絶対やらない。おまわりの出そうなときは出ない。おまわりのすがたを見かけたらスイスイどんな辻にでも入っちまう。だから運転技術はばつぐんだいね」。

第一回めに私は[redacted]部落の光景をえがいた。そのなかでスクラップなどをやまづみした小型や中型のトラックが生産や農道をゆらゆらゆれながら農家の庭先や、田んぼの中の野づみの場に入って行く光景を書いた。

だから少なくとも、[redacted]支部の一家の生計を支える男子ならほとんどが自動車の運転ができるし、現にくず回収業をやっている以上は自動車の運転ができないでは商売はなりたたないのだ。

それならば自動車免許は誰でも持っているはずだ。ところが[redacted]さんは意外なことを云った。

「この(昭和五十年)十一月十八日から免許をとるための識字学級を始めたら[redacted]支部だけで[redacted]人が応募してきたよ」。

このことは、この部落のかなりなひとびとが字が読めないために必要な免許証をもっていないことをしめしている。

私たちは、後に[redacted]さんのお宅を訪れて、彼がどんな生き方を小さいときからして来たのかを聞くことができた。彼の「かあちゃん」の話とともに、彼の生きてきた道は、熊谷市の三十五部落の、そして[redacted]の農民の辿にも共通した被差別の歴史を背負っていた。

私はこの[redacted]さんのことにしよう。というのは私たちをあんないしてくれている[redacted]さんにも、自動車免許証のことについては奇想天外な逸話があるのだ。彼のことをすこし書いてみよう。

「私はいまでも字があんまり読めないんだよ」と[redacted]さんがバンドルをにぎりながら云うもので私はひやりとした。「ということは[redacted]さん、あなた免許証は?」と思わずたずねると後はニヤニヤしながら免許証を出してみせた。「どうやって免許証をとったのだろう?」[redacted]さんの家に着いてから彼が話したのは奇想天外な「文字が読めなくても免許証をとる方法」であった。

彼が免許証をとったのはいまから十

著作権に基づき提供された複写物です。著作権者等の許諾がなければ、複製・配信等ができない場合があります。国立国会図書館

一～二年前のこと。そのころの[redacted]さんはくず鉄を拾っても領収証をあいてに書いてやれないので、買い手に領収証を書いてもらう、といった状態であった。銀や真ちゅうには、現物に荷札をつけてその札に「銀」「真ちゅう」などと書いてもらいその字と現物とを見くらべて字をおぼえて行った。その彼はつぎのような受験勉強をやった。

「頭しろ、と云って試験問題集もってこられるとおっくうになる。あと試験まで一カ月。それでひとつひとつの問題集の字の数を数えておぼえ、むつかしくてわからん漢字が何番目と何番目にあるかをおぼえちまったんだ。だから問題の字数がいく字あってわからん字がまん中にあったらこれは○だとか、これは×だ、という調子でやったら五分間かからねえで試験の答案ができちゃった。だから、まったく字も読めねえのに試験パスしちゃったんだよ。」

聞いていた私たちは最初あっけにとられていたが、やがてはじけるように笑いだした。なんと、迫いつめられた必要というものは奇想天外な生き方を生みだしてしまうものだ。私たちは、[redacted]さんに案内され[redacted]さんの家をたずねた。

[redacted]さんの生いたち

[redacted]さんの家には奥さんの[redacted]さん(48)と女房二年の娘さん、中学一年の男の子、そして四才の男の子がいた。その子は来た日がきけなかった。さらに[redacted]さんの弟もいた。[redacted]さんの田植は田が四反、畑が一反二せ。田のあいまに自動車の解体業からくず鉄、その他の買い出しをやっている。

「免許持ってないから思うように動けないね。おまわりさんが出そうだ、といういっせいの日や交通安全週間は家で農家のしごとやっています。でも

とまたまかあちゃんに、金が無いよ、なんて云われると抵抗しいしいやってるわけです」

[redacted]さんは弁とつた面に苦笑をうかべながら云った。

「昭和四十二年に車を買ったんです。それまで自転車にリヤカーつけてクズ屋をやってたけどせいぜい一日一里もまわれればよいほうで、収入は千円。かあちゃんは弟や子ども、病人の世話で動けねえし、これではしょうがねえってんで二年月ゞで買ったんです」。

しかし、やむにやまれず買った車でクズ買いをしても六回も無免許でつかまるし、もうこれ以上やったら逮捕するなんて云われて、どうしても免許をとらなければならない破目に追いこまれた。彼はかつて一度、免許をとりに自動車学校に入学したことがある。しかし入学したものの授業料が払えなかったり、そのために働くと学校に通えなかったりで結局一年間の期限がすぎてしまってやめたことがあるのだ。

彼が字が書けなかったことにもはっきりとした原因の生いたちがある。

「私は昭和九年、群馬県昆布郡大泉町の部落で生まれました。もう親父は小作もやってなかったね。小さいときに死んだんです。それで非農家の親父ができました。親父は日やといみたいなことやっていたね。小学校は三年までしか行けなかった。それで栗沼町の[redacted]というところに叔父に行って子守りさせられていました。そのおぶった子が小学校に行くようになるちょっと前から野良しごとさせられたわけです。

十才のころだったけど一年間働いてお米を一斗、これが給料がわりだったね。

敗戦後、東京の錦糸堀に叔父に行きました。次郎、ゴボー、キャベツなんか作って一年間に二千円もらった。もらった金は親父がしごとがないからぜんぶ仕送りしてきました。昭和三十年頃は親父はくず屋をやっていて、私が一年間働いたからもうやめていなかに帰ろうとすると次の年の給金まで全部前借して行ってしまうので、また次の年も帰かなければならなくなって、なかなかやめられないんです。

「こわ飯炊かなくちゃ！」

[redacted]さんは、[redacted]さんが字が読めないのに免許証をとったという話をするとき、笑いながらも実にうらやましそうな表情をした。

まして、[redacted]さんがこう言ったときは眼がキラリと光ったようにさえ感

著作権に基づき提供された複写物です。著作権者等の許諾がなければ、複製・配信等ができない場合があります。国立国会図書館

した。

「オレが家に帰ってカアちゃんに〝オイ、自動車免許試験受かったとよ〟と言ってもカアちゃんはな〝ソン、この忙がしいのになにふざけてるんだ〟という顔して店の先であしらってるんだ。それでオレはカアちゃんに笑んでもらいたいしほめてもらいたいのにいくらいってもあいてにしてくんない。現場のものが来て[redacted]さん、ホントに受かったんだよ〟と言ったらカアちゃんワナワナして〝アレ！父ちゃん大変だ！それじゃこわ飯炊かなくちゃ！〟それ以来この部落で免許証試験に受かるとこわ飯炊いて祝う習慣になったんだ」。[redacted]さんはその夜から三晩ほど「明日は誰に報告しようか」と考えて眠るのが惜しくて惜しくてしようがなかった、とつけ加えた。私たちはこの話がおもしろくて腹をかかえて笑ったのだが、[redacted]さんの話はひどく重たく響いた。

「あたしがこの人[redacted]さん）と結婚したときは、七年間寝家でいて、二人子どもがいたの。下の子が生まれたとき離婚して、上の子が一年生に上がるときこの人がムコに来たんです。お姑さんは心臓弁膜症で寝ている。弟は病気だし。この人が来たのは昭和四十年の七月です。それまで一人で病人と子どもかかえて困ってたんだけど二日七～八百円がやっとでした。全然晴れない日もあった。下の子（現在中二）がお人形にしようと言っても買ってあげられなかったんです。そのあげく家が火事になって、右をむいても左をむいても一人。それで人の紹介でこの人と結婚したんです。なにしろ寝そう暇もないんだから雨でも降ったら大変でした。姑さんにも一人でしたし」。

こうして一緒になったとき[redacted]さんは田の草とりや、砂利会社、南河原のスリッパ会社などに通った。そして半年ほどしてくず回収をはじめた。自転車にリヤカーをつけての回収では一日一里まわるのがせいぜいで、そして一日収入は千円がせいぜいであった。こうした事情から、なんとしても自動車を買わなければならなくなった。彼は昭和四十二年、思いきって自動車を買った。二年という長期月ぶにしろ、と主張する[redacted]さんに車を売った男も苦い顔をした。

彼は免許証をとるために自動車学校に入学したが、自動車の月ぶを払い生活を支えるために働き、ほとんど自動車学校に通う間もないうちに、自動車学校の期限も切れてしまい、結局、無免許運転で毎日稼がざるを得なかった。

「無免許で六回つかまったんだけど、最初のときはこの人とび出しが来てるのに起きないんですよ。行くのいやがってふとんに入ったっきり…」と言って[redacted]さんは笑った。

免許証をとるための識字学級

今[redacted]さんは単語カードに、テキストから「転回」「本線車道」「接触事故」などと自分の読めない文字を書きうつしている。

その単語カードももう四～五冊。かなりな数の漢字が書きためられている。金クギの漢字を書いたカードの表には優しい女文字でひらがながふられている。

「無理に行ってる上の女の子が書いてくれてるんです」。

「どうですか？　かなり覚えました か？」。

「いやあ。まだまだ書けないね」。

[redacted]さんは頭をかいて笑った。

自動車免許取得のための識字学級。このことを考え出したのも[redacted]さんだ。もちろんそれは、[redacted]さん自身は笑い話にして自分の字が読めないのに自動車免許をとる方法などを話しているのだが、やはり、自分が字が読めない個人の生きて来た辺の重さをバネにして、それを熊谷市協議会全体の運動にまで高めたい、と思ってのことだ。しかし、まだ、熊谷市協全体の運動にまでは高まっていない。現在このとり組みは[redacted]支部の集会所活動としてとり組まれている。

熊谷市教育委員会もこの活動に協力し、教師を派遣している。この識字学級の教師として参加している原口又作先生（[redacted]中学教師・埼玉県解放教育研究会会員）はこう言った。

「なぜ自動車免許取得のための試験が、字が書けなければダメなんだろうか？設問に答えられればいいのではないんでしょうか？たとえば交通標識を見せてそれが何であるか答えられれば充分ではないか？人間が生きて行くのに絶対に必要な自動車の運転を、文字を書けない、という理由だけで許さないなどと言うことを行政が言う権利があるんでしょうか？第一彼はなぜ文字が書けないのか？被差別部落の人はなぜ文字が書けないんでしょうか？せっかく識字学級に十六人も応募してきたのに、行政が〝設問に答えるという試験方法はできない〟と言ったため、漢字をおぼえることは必要だがおぼえる

著作権に基づき掲載された複写物です。著作権者等の許諾がなければ、掲載・配信等ができない場合があります。国立国会図書館

まで頑張るのだ……と決意した。

同和教育はこうして始まる。

同和教育とは

私たちは1回目の[redacted]のように、少なくとも[redacted]などの学校が被差別部落の子どもたちの学力保障をどのように考えてきたのか、その概要をまとめてきた。そこには小学校低学年からの地道な取り組みがあり、一人ひとりの生活実態を丁寧に見つめ、そして部落の生活の中に、さらにはそこに住む一般住民と部落外における社会状況にまで目を向けながら、子どもたちの学力保障をおこなうためには何をなすべきかを追求してきた。

私は、こうした姿勢を「同和教育」とは言わず、何というのだろうかと思う。それは確かに実践の積み重ねを通じる同和教育であり、地域住民との連携であり、教師集団の確固とした意思統一のもとでの取り組みであった。

しかし、それでは同和教育は絶対に成功するのかというと、そうではない。「同和教育」という言葉は使わなくても、同和教育の実践をしている学校はたくさんある。

同和教育は、部落の子どもたちの学力保障をおこなうためにはどうしたらよいかを考えてきた。

同和教育は、それは部落差別・同和問題の解決をはかり、その学習のなかに生きる力をつけてきたという現実をどう考えるかということから出発することになろう。多くの教員たちは決して土地を売ろうとしてきたのではない。部落解放同盟が提唱した「土地を売る者は自主独立の精神を失う者だ」。

私は解放運動の主張を支持し、同和教育を実践し、大阪の土地を買い入れた者の問題をとやかく言われてきた。「土地を売る者は自主独立の精神を失う者だ」。

同和教育は、それは部落差別・同和問題の解決をはかり、その学習のなかに生きる力をつけてきたという現実をどう考えるかということから出発することになろう。多くの教員たちは決して土地を売ろうとしてきたのではない。部落解放同盟が提唱した「土地を売る者は自主独立の精神を失う者だ」。

[redacted]支部の書を借りた。彼は今、無念そうな表情に人生の大半を終えようとしている。現在の彼にとって解放運動は経済上何の保障もしてくれない。しかし彼は生涯を解放運動に捧げ、同和教育を実践してきた。

私は解放運動の主張を支持し、同和教育を実践し、大阪の土地を買い入れた者の問題をとやかく言われてきた。

というのは、不安定であるということはあるが、その問題が、ひとりひとりの子どもたちの学力にはどんな影響をもたらすのかということである。

そしてその問題が、ひとりひとりの子どもたちの学力にはどんな影響をもたらすのかということである。

これらの問題は、部落の人々は、もともと住居の変化が、ちょうどかぶとむしが脱皮をくりかえして行き、生活そのものの変化をくりかえして行く、という歴史にあらわれているという。

だが、ここで決して忘れてはならないことは、部落の人々は、もともと住居の変化であり、大阪の主人公であるという自覚であり、大阪のまちづくりの中で生きようとしたということだろう。彼らは、大阪の中でどんなに苦しめられようと、大阪人として生きようとしたのだ。

そして、部落の人々が、大阪の主人公であるという自覚と誇りを持ち、人々が部落というのにおくびもなく堂々と名乗れるようになるまでには、多くの先人たちの血のにじむような努力があったことを忘れてはならない。

*　*

著作権に基づき提供された複写物です。著作権者等の許諾がなければ、掲載・配信等ができない場合があります。国立国会図書館

乙 平 7

部落差別と冤罪

狭山事件の背景

高杉晋吾

一方、一般地区は五反以上二町までに六〇%余が集中しているのである。この結果として、[redacted]部落では一部落あげて鉄や非鉄、その他の回収業を部落産業とし、近くの[redacted]部落のスリッパの内職を婦人たちはやり、さらに行商しながらやっと生きて行くという状況に追いこまれている。

長野県佐久市　ここでの農地所有の状況は極端であった。私はここの被差別部落の印象を「周囲は満々たる海水に囲まれながら、飲み水もなく飢渇している状態」に譬えた。佐久で見た被差別部落は広々とした田んぼのどまん中に七～八軒から十四～五軒の小部落が押し合いへし合いの過密状態で存在していた。たしかに漂流する小さな筏の上に乗り切れないほどの人が乗っているような状態であった。そして、その中のT部落の人々に「農地は?」とたずねるといっせいに手を横に振って「農地もってる人はまったくないだよ」と答えた。彼らも昔から農地を持たないのではなかった。

「小作やってたっていっても四十年も前のころだ。それも一反七畝がせいぜいだ。一般の人が借りねえようなあっちこっちに離れた条件の悪い田あ借りてやる。かりに反三俵とれたにしても一俵半は年貢に持って行かれる。それでは喰えねえから、その日稼ぎの日やといに出る。田に出る時間は無いし、肥料買う金もねえ。仮に十俵とれる田んぼだら、肥料やらねえから六俵しかできねえ。しかも青米つくりやがったって文句たらたら云われて、ここは十俵の田だからと言って、六俵のうち五俵持って行っちまう。こんなにして田あとり上げられちゃったです

Title	埼玉県山梨県新潟県での現地研修記
Author	山名, 伸作
Citation	同和問題研究 : 大阪市立大学同和問題研究室紀要. 13 巻, p.157-188.
Issue Date	1990-03
ISSN	0386-0973
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学同和問題研究会

を起こすなと耐えているのではないか。他方そのような地方でも、運動体が行政を動かし環境改善を大巾に実現し、経済的にも自立、発展している同和地区も多数ある。われわれはこうした諸問題をそれぞれの地区での現地研修で学ぼうとしているのである。

以下の報告は現地で頂いた資料と私のメモによるものであり、理解の不十分、誤解も多いと思われるが御寛容をお願いしたい。

1．埼玉県の場合

埼玉県での現地研修は1988年（昭和63年）7月21日から7月23日の3日間であった。参加者は村越末男（同和問題研究室）、岡本人志（商学部）、佐々木信彰（経済学部）、玉井金五（経済学部）、伊藤昌司（法学部）、桂　正孝（文学部）、三輪嘉男（工学部）、宮本　弘（事務局）、佐圓公生（事務局）と山名伸作（商学部）の10名であった。

(1) 埼玉県庁にて

7月21日の朝大阪を出たわれわれは、東京駅で京浜東北線に乗りかえ浦和で降りて県庁に行く。

午後3時から同対課長や教育委員会の担当者から全般的説明をしていただく。埼玉県下には92市町村があるが、同和地区は1979年調査で40市町村に284あり、地区総世帯数32,734、人口は122,077人、このうち同和関係は8700世帯、39,245人で混住率は31.8％である。したがって同和関係だけでは平均の大きさは30.6世帯、138.2人となり全国平均の約2分の1である。地区の分布は熊谷、本庄を中心とする県北部に多く、そこでは兼業を含む農村型である。県南部にも部落は存在しているが都市化の波が押し寄せてきていて混住化がすすんでいる。市大側の三輪さんが1985年総務庁調査では281地区とあり、県のいう284地区とちがう。また1935年調査では300地区とある。これらのちがいはどうしてなのかと聞くと、県側は、県は運動団体と協議して地区指定したのであって、現在未指定地区はないという。

同和地区の水準を示す指標としての生活保護率は、1985年の全国平均が9.1％であるのに対して埼玉県は1975年で1.2％である。非課税世帯率でみても

それでは今後の展望はどうか。「A調査」で、同対法、地対法を「知っている」が89.0％と高く、同和問題の解決に対する態度に関しては、「A調査」では79.1％までが「市民の1人として努力する」と答えていて積極的である。同和問題の解決策として3つ以内の項目を選ぶ質問では、一番多いのが「十分な教育」の18.3％、次いで「収入の安定・向上」の17.2％、3番目が「自ら立派な人間になる努力」が16.3％である。「行政や地区外への働きかけ」も15.8％と4番目に多いが、上位2つのように、教育を受けられなかったこと、生活が安定していないことという差別の状況を反映している。

しかし「同和問題解決策」での「B調査」では少しちがっている。地区外の人からみれば「自然になくなる」15.2％、「分散して住む」11.6％、「地区の人が立派な人間になるよう努力」11.2％が3番目である。これをどうみるか。「B調査」では「同和問題の解決に対する態度」で「よく考えていない」が30.8％、「なりゆきにまかせる」が13.2％あることと関連させて考える必要があろう。

(2) 熊谷市[redacted]地区にて

7月22日の朝9時に熊谷市中心部の宿舎を出たわれわれは、市街地を北西に抜けて広い水田地帯を走り、幹線道路ぞいにある白い2階建の新しい建物に入る。熊谷解放センターである。早速県連書記次長の[redacted]さんから話を聞く。この人の語り口はみごとで、聞く者を笑わせながら実に的確に問題を説明してよどみがない。

建物は2年まえに大宮から移ってきた。県連が大宮にあったときは県から補助金がでていたがいまはない。他団体は補助金が無くなればつぶれるだろうが解放同盟は大丈夫、財政も同盟員の会費の上に立っているので心配ない。埼玉県下の部落では、何らかの運動団体に所属している人口が約7割で、そのまた7割、つまり部落人口の50％を解放同盟が組織している。現在の同盟員数は3,800人、県下に97支部ある。

運動団体の問題の1つに知事選とのからみがある。畑知事は5選したが、51年の2選目のとき共産党のクレームで窓口一本化をやめた。知事は県議会内の勢力分野もあり共産党のいうことを聞かねばならず、解同としても畑知事に反

(3) [redacted]にて

昼食は利根川の堤防のそばでとる。阪東太郎はさすがに大河である。対岸は群馬県、関東平野のまっただ中である。

午後[redacted]村の隣保館で助役さんやスリッパ組合理事長さんなどからいろいろうかがう。村勢要覧のパンフレットでも大特集してあるように、[redacted]は全国生産量の30％を占めるスリッパの村である。それも1967～68年頃の最盛期には全国生産の60％までも占めたことがある。

村の人口は3,900人、850地帯で横ばい状態にある。この村の人口の約30％を占める三区は県下でも最大級の部落である。この三区は以前は草履を作っていたが、1954年に国税局に勤めていた人がスリッパを考案し、以来これが地場産業として発展し、[redacted]村の世帯数の90％までが従事するまでになった。

しかしスリッパ産業の前途は楽観を許さない。それは山形県河北町が追い上げてきているからである。河北町では一貫作業の工場制生産で能率が高い。これに対して[redacted]は先進地であるだけに外注制が定着していて、群馬県下にも外注先を伸ばしている。それに東京、大阪の問屋に材料、デザインを依存しているので、業者は小規模のままであり大きいところでも従業員は20人までである。あとで役場近くにある村長さん経営の工場を見学させていただいたとき、スリッパ生産の工程のなかに熟練を要するところもあるが、素人眼には、設備、技術水準からみて山形だけでなく途上国からの競争が追ってくるのではという気がした。

こうした情勢は十分に分っていても外注をつづけざるをえないのは土地問題の制約だという。工場を建てようにも土地がないのである。[redacted]村へ入っての第一印象は、広い平野の中にあるのにどうして家並みがつまっているのだろうかということである。ここに部落のおかれてきた歴史的状況がある。同和対策事業で、下水、道路など地区の環境改善はすすんでいるし、公共施設はおおむね完了したと助役さんはいう。村営住宅もこれまでに140戸建設したし、同和改良住宅も16戸つくっている。

[redacted]村は1889年に江戸時代の4つの村が合併してできた村であり、面積5.77㎢の小さな村である。総面積の72％までが農用地として利用されている

い。古い位牌では慶長4年（1599年）のがある。伝えによると自分の家は兄のほうで、弟のほうは里へ降りていった。不思議なのはその弟のほうは部落ではないことである。それはさておき、[redacted]さんの話では、このあたりはずっと松林であってキノコがよく採れた。子どもの頃は朝キノコを集めてくると5銭や10銭はかんたんに稼げたものである。またつい1964年頃まではこの地区で屋根瓦の家は3戸しかなかった。いまはどの家も立派になったし、地区内の道路はすべて4メートルにした。クルマをみんな持つようになったので道路の拡幅に関しては反対はなかった。

その整備された道を通って神川町立[redacted]保育所を訪ねる。0～5才児がいて、給食の時間にいきなりやってきたわれわれを大歓迎してくれる。手を振り、飛び廻る幼児たちの元気のよいこと。保育所の隣りに教育集会所があり、丁度夏休みに入った学童たちが集まっていた。学童保育をしている先生の給料は、保護者たちが費用を負担している。保育所の保母さんも地区出身の人が何人もいるという。保育所の反対側は、小公園とゲートボール場になっている。町田さんが、この保育所のところは池だったのを、土地の転用許可の出ない段階で強引に埋め立てたこと、はじめは池がかりのところから文句が出たが他の用水から水をもってきたのでおさまったことなど、施設建設にまつわる苦労話をされる。

ただすべてがうまくいっているわけではない。教育集会所の敷地の道路よりにある2階建の建物には“休業”と書いてある。縫製工場を誘致したけれども失敗に終ったとのことであった。

午後になって[redacted]町に入る。町の中心部にある隣保館で町の同対課長はじめ多くの方々と懇談する。同対課長の説明によれば、[redacted]町は県の西北部にあり、面積52.3㎢の純農村である。麦、米、養蚕、園芸が主である。人口は約2万人、同和人口はその13％を占めている。この町は昔、塙保己一の生まれたこともあり1959年に身障者厚生館を設置し、1974年には人権尊重の宣言を出した。町にとって大きな変化は1980年の関越自動車道の開通で、これにより東京へはトラックで1時間になった。

さてここには部落産業として瓦製造業がある。瓦製造組合の理事長さんから

る。埼玉の部落が昔から農地を持っていたのではない。農地改革の結果として自作になったのであり以前はどこも小作であった。貧農の生活を支えていたのは草履作りである。[redacted]では、近くの沼地から葦を切ってくること、シュロの葉の筋をとることが子どもの毎日の寝るまえの仕事だったこと。姉が嫁いだ先の遠くの親せきの人が来るというと親があわてて草履作りをかくしていたのを、子ども心に不審に思っていたが、それは部落であることを親がかくそうとしたことであることが大人になってから分った。[redacted]町でいまは家々が立派でも戦前は瓦屋根の家はほとんどなかったこと等々である。

今はちがう。今は経済力を持ってきている。しかし、バイクにしても、スリッパ、瓦にしてもずっと大丈夫であるとはいいきれないような気がする。むろん局外者のわれわれの印象はまちがっていることであろうが、他産地、他国との競争に対抗するには、これからも相当の努力が必要であろう。

最後に将来のことを考えると教育問題は決定的に重要である。高校進学率に差がほとんど無くなっていることはいいことである。しかし大学進学率はどうなのだろうか。県はその実態を承知していない。何も学歴万能ではないが、大学が普通になっている社会で大学進学率に大きな格差があることは、仕事の機会、仕事の内容でひどく不利になるおそれが強い。この問題は埼玉県にかぎった問題ではなく全国の部落に共通している問題である。最初にふれた県下の意識調査でも、A調査の同和問題解決策で一番多いのが「十分な教育」であるのはらなおさらである。大学進学率での差の無くなることは重要な目標である。奨学金が「貸与制」になったことがこのことを強く妨げている。大問題である。

2．山梨県の場合

1988年度の後半の現地研修は山梨県で実施した。日時は1989年（平成元年）月23日から25日までの3日間であり、参加者は村越末男（同和問題研究室）、口道彦（同和問題研究室）、佐々木信彰（経済学部）、伊藤昌司（法学部）、正孝（文学部）、三輪嘉男（工学部）、宮本　弘（事務局）、佐圓公生（事務局）と山名伸作（商学部）の9人であった。

(1)　須玉町、明野村にて

FB21
82
77W30061

解放教育教科書

①

部落の歴史と現状

中村　拡三著

明治図書刊

E12002945 宮部 龍彦 2024/08/10 20:08:05

乙第12号証
令和6年(ワ)第18号

70

[redacted]　42歳　（病気の肉親の世話）

これは、私たちが滞在中に話を聞いた主な人々である。例外的に二十町という人にも会ったが、それも平均四～五反というきょくたんにせまい土地所有を生み出した歴史とともに、のちにのべるように、やはり被差別部落の歴史の産物であった。

[redacted]さんは、群馬県邑楽郡（現千代田村）で生まれた。そこは、[redacted]からわずか五キロほど北方によった被差別部落だ。ものごころついて小学一年のときは、父親は亡くなっていた。そして、二年のとき母親も死んだ。そのころ、父母は二反の田をもっていた。祖父母にひきとられたが、彼らも小学三年のときに死んだ。

七人いた兄弟は全部分散して、おじ・おばの家にあずけられた。[redacted]さんがあずけられたおじさんの家にも、十人の子どもがいた。彼が小学校五年のとき、大宮の宮町の一般地区の魚屋さんに小僧として住みこんだ。結局、彼が小学校に「キチョウに」（まじめに）行ったのは大宮の二年間だけ。それ以前の四年間で、一年分ぐらいしか登校できなかったし、登校しても守りっ子をしながらの通学であった。こんなことで字も書けず、ひらがなを書いても人に見せないようにして書いた。「そんなんで引っこみ思案のクセがついて、今でもそれがぬけないんです」と、[redacted]さんはいった。

まえにも書いたように、[redacted]さんは部落解放同盟埼玉県連合会、統制委員、熊谷市協議会会長

というぐあいかめしい肩書きがある。ところが[redacted]さんは、自宅のこたつのなかで「あの引っこみ思案のおかげで、いまでも集りのなかで話するとふるえがきちゃう。とちゅうで話しつっかえて立ち往生。文句書いてカナふって話すんだけど、話が中断しちゃうんだ」と笑う。

もちろん、[redacted]さんの両親の二反の田というのも小作であった。[redacted]さんの十歳ぐらいのときの記憶では「小作一反で米六俵とれて、三俵ぐらいを地主がとり立てた。残った三俵から肥料代なんかはらったら、手もとには一俵ぐらいしか残らなかったんでねえですか……」という。

敗戦後[redacted]さんは[redacted]のスリッパ屋の番頭、専務で農業見習いをしたりしながら[redacted]へ養子として来た。そして農業、出かせぎ、古物の買い出し人などをやった。そして、この地区での鉄や非鉄の回収業、建場業を[redacted]さんは皮切りとして始めた。

「昭和四十年ごろ、自分は出稼ぎで東京で道路工事をしていた。そのころは屑買いもやっていたんだ。道路工事やってるすぐそばに寄せ屋があって、そこに道路でひろった真ちゅう持って行ったら、少しじゃ買わねけんど、まとまって量もってきてくれれば買う、というから相場表もらったんだ」。

[redacted]さんは、自分が非鉄金属回収の建場をはじめたときのことをこう語った。「そしたら東京では熊谷より真鋳ならキロ八～九十円高く買うことがわかったんだよ。それで[redacted]で全く初めて金属回収の建場業をはじめたんだ。ほかのとこよりキロ十円高く買って、東京へ行って売ったんだ。そしたら、土方ではよくって千円にしかならないのに、たちまち一日五千円にはなった」

E12002945 宮部 龍彦 2024/08/10 20:08:05

N. Nakamura

《著者紹介》

中村拡三（1923年生）
現職　大阪市教育研究所員・全国解放教育研究会事務局長
〈主要著書〉
『同和教育テキスト"なかま"』共編著（汐文社）
『子ども会活動入門』（明治図書）
『集団主義と教科指導』（明治図書）
『双書・解放教育の実践』共編著（明治図書）
『解放教育著作集』全3巻（明治図書）
『解放教育の創造と学力』（明治図書）
『同盟休校闘争とは何か』（明治図書）ほか
〈現住所〉　寝屋川市八幡台8―13

解放教育教科書　1
部落の歴史と現状

1977年9月　初版発行
＊検印省略

著者　中村拡三
発行者　藤原政雄

印刷所　株式会社亨有堂印刷所
発行所　明治図書出版株式会社
東京都中央区入船3―3―11（〒104）
振替東京 6-151318　Tel 03 (551) 8266

(分)3337(製)0 876 01(出)8308

E12002945 宮部 龍彦 2024/08/10 20:08:05

別紙17

乙21

[redacted]は部落解放同盟ですか？

Thought for 56s

はい。熊谷市[redacted]の原告・[redacted]氏のことなら、部落解放同盟の構成員です。本人の意見陳述で「地元の部落解放同盟中条支部に加盟し…1999年支部長に就任」と明記されています。 bt-sakujyo.com

また、2006年時点で「部落解放同盟埼玉県連合会 教育部長」として公的データベースに記録があります。 人権ライブラリー

近年も、同県連とともに「部落探訪」記事の削除等を求める訴訟の原告となっています。 bll.gr.jp Mainichi

※同姓同名の元レスリング五輪金メダリスト（故人）とは別人です。 ja.wikipedia.org

熊谷市[redacted]に同和対策施設はありますか？

Thought for 1m 12s

はい、あります。熊谷市はこれらを「人権施設（集会所）」として位置付けており、上中条には次の3館があります。 Kumagaya City +1

- [redacted]集会所（熊谷市[redacted]）。 Kumagaya City
- [redacted]集会所（熊谷市[redacted]） Kumagaya City
- [redacted]集会所（熊谷市[redacted] Kumagaya City

市の資料では、集会所は「基本的人権の尊重と同和問題の根本的解決を図る」目的で設置された社会教育施設と説明されています。 Kumagaya City

なお、市内で唯一の「隣保館」は[redacted]（[redacted]）で、[redacted]ではありません。 Kumagaya City

熊谷市の同和事業対象地域をできる限り多く推測してください。

Request for GPT-5 Pro
Reasoned for 3m 45s

に住んでいるだけ（住民・在住）**では「出身者」とは言えません。

安全な書き方：事実が確認できないなら

- 「同和地区**に居住**」／「同和地区**の住民**」まで。
- 本人の明確な自己申告や一次資料（経歴、自著、公的記録等）がある場合に限り「**出身**」と表現。

注意：個人を「同和地区出身」と断定するのはプライバシー・名誉侵害リスクが高いです。

本會昔之研究（其二十九）東京史談 第二十二卷 一号

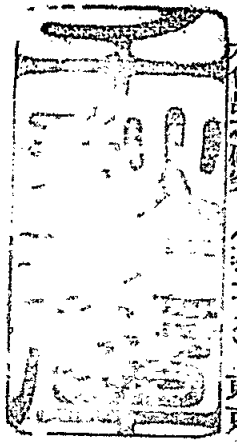

長吏と特殊部落

菊池山哉 著

27

従つて特殊部落の人々と、一般百姓とは、人種的には少しも差違のあるものでなく、一方は農耕編戸の民となり、一方は不耕編戸外の民との差だけに止ると云ふ風に考へられて来た。

三

前後四拾年を費した長吏の研究も、以上の通り曲りなりにも昭和初年頃から一つの結論を得、尓来再三検討をして来たのであるが、この推論を裏がへす資料もないので、戦後「多摩史談」誌上に委曲発表して見た。

其の結論なるもの〻大要を再び述ぶると、特殊部落は大躰に於て近畿と、其の他の諸国の二大系統に分ける必要がある。近畿の人々の祖先は宇戸蕃戸に発生し、他国のものは恐らくは雑戸雑色の人々である。従つて近畿の人々の上限は四、五世紀へ遡り、諸国の部落は鎌倉初期を以て上限とする。斯様な結論の端緒を得た所以は、各村巡礼の賜物である。

四

按ふに平安朝となつて、神祇官や陰陽寮から、頻繁に発表された死穢と神社の祟りなるものが、一つの迷信である限り、部落の人々との差別原因は全くない。平安中期から末期へかけて、死穢を怖るゝ事正に狂態に近い時代の余弊が、流れ〳〵て社会の一隅に、変態様相を営らしたもので、斯の思想の全く

近世の特殊部落なるものは、此等長吏廓から派生して来たもので、科野の国の例を取つて見るならば鎌倉中期まで六ヶ所であつたものが、鎌倉末には拾五ヶ所となり、室町頃参拾余ヶ所となり、近世になつて百余ヶ所と云ふ多数に上り、然かも其の元は凡て鎌倉頃の長吏曲輪から分派された様である。以て特殊部落なるもの〻、如何なるものであつたかの大勢を察知する事が出来る。

五

特殊部落の研究については、幕末この方多くの学者によつて研究されて居り、あるものは社会の落伍者と言ひ、或るものは屠者の子孫と言ひ、甚しきに至つては外国人の帰化せるものならんとさへ称へられ、一般人も何かそこに人種的異るものがあるのではないかと、たゞ漠然と考へて居るものも尠くない様であつた。

この間に於て自分は大正十二年先住民即ち原始土器（縄文式）を作つて居つた人々の、子孫であらうとの説を発表した。但し十二年頃の先住民は、アイヌとの学説が風靡して居つた時代であるが、自分だけは先住民はアイヌではないツングース民族であると称へて居つた。

この考へは今でも変らないが、大きく変つて来た点は、日本に先住民族なるものはなく、先住民即ち原住民であり、夫れは日本人の主要民族であり、我々百姓は凡て原住民の子孫である、と云ふ点にある。然し原住民族がツングース種族であると云ふ点は変らない。

期下降したと伝へ、其の勢力は村方の檢斷などの到底及ぶべきものでは無かつた。

今其の機能を関東へ移して例令へて見るならば、信濃に兇悪事犯が発生した場合、同国の大親分から状が各国の親分に発せらるゝ。若し武蔵へ犯人が潜入した場合、武蔵の長吏は草の根を分けても犯人を捕へて其の首を信濃の親分へ送附する。然し其の事は状一本による一片の仁義に過ぎない。そこに何等規約があつたわけではない。然して捜がして捕縛出来ない事は武蔵の長吏の恥であり、これが協力しない場合は、当然の結果として武蔵の事件に対して、信濃の長吏の協力が得られない。乃ち梁川親分の如く一片の仁義によつて、よく全国の檢察網は張られて居つた。それが鎌倉頃に於ける長吏制度のありかたであつたであらう。

岩清水八幡、賀茂神宮両社から、死穢思想が発生伝播しなかつたならば、日本の警察陣は、この方面からどの様に発達したか測り知れないものがあつたであらう。

（昭和十七年の晩秋　著者）

見た。将来研究の稿本的なものである。

それでも雑色とは何んぞやに、一歩進めて置かないと、長吏なるもの、性格を知る上に、模糊として来る点もあるので、附録として合本の中に入れて置いた。これは参考的のものである。然し地下人であり乍ら、鎌倉初頭如何に活躍したものであるかの一面は、充分窺知する事が出来る。

八

平安末から鎌倉初頭に於ける雑色なる者の機能が判明した場合、鎌倉初頭の長吏部落の凡てが、当時街道重要地点に蟠居する事実に照らし合せて、当初に於ける其の機能を窺知するに難くないものがある。則ち其の身分は鎌倉将軍直接又は守護に直属し、守護地頭の動静を捜ぐると共に、彼等が配下と称する所謂四十八職の徒、即ち当時に於ける行路渡世人の直接査察が行はれたものであらうと云ふ事である。この徒の中には隠密の潜入が容易であり、然らざれば街道群盗の徒は、殆んど彼等の仕業であつたからである。

一面また荘園内は別として、一般郷内の檢察行刑面にも関係して居つた事は、伝承のみならず当時の部落には、必ず牢場や行刑場の附属して居つた事が、其の間の事情を説明して余りある。

然して此等長吏が如何に檢察網を布いて居つたかは、彼等の伝承と共に、奥州岩松の梁川仙右衛門大親分の事跡が甚だしく参考になるものが存する。梁川は鎌倉公方の命によつて、商人の司として室町初

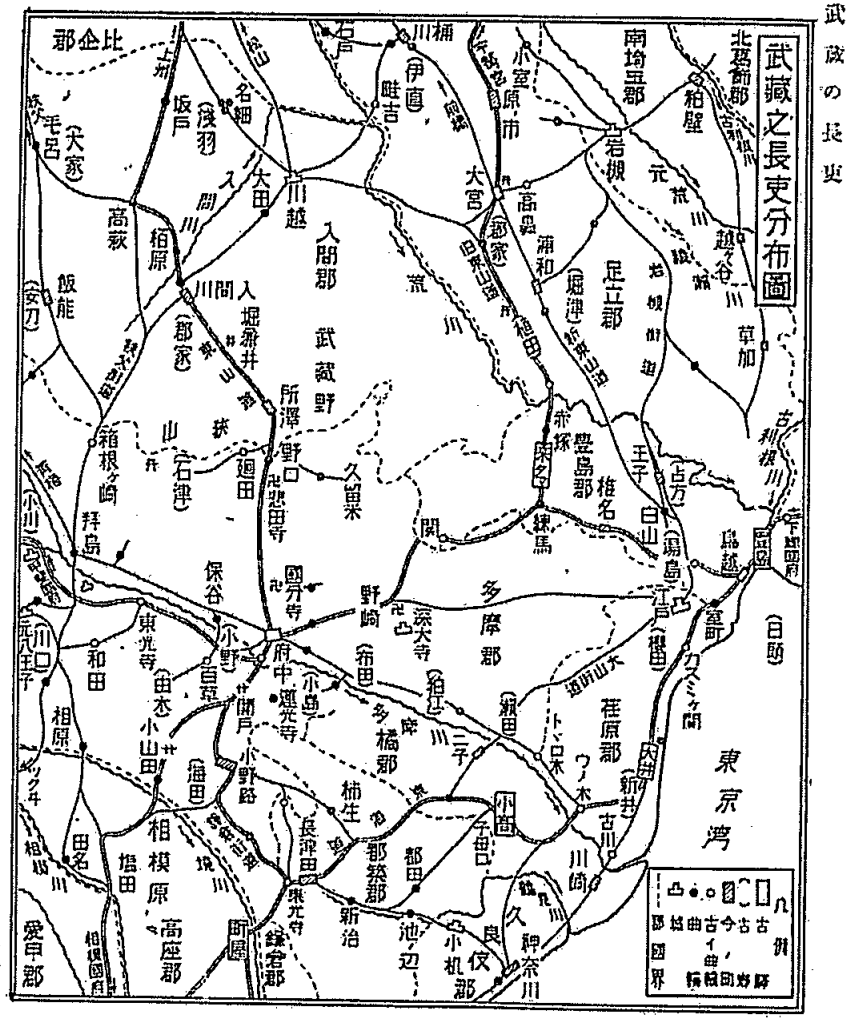

武藏國

武蔵の國は大國だけに、一樣には行かない。鎌倉時代の古曲輪は、王朝時代の古道に存する。また多摩郡入間郡の如きは「和名抄」以の古郷の人口に必ず存する。怜も現在に於ける科野の東南部の如きものがある。ところが近世既に足も洗つて仕舞つた村が尠くない。

殊ふに科野ノ國は頻別以來の統領が變つてないが、關東は戰國以、長吏革創の名家であり、其の頭目であつた鎌倉の山井九郎右衛門が、小田原北条氏の爲めに、頭目を廢せられて、山王原の太郎左衛門に移り、德川氏の天下となつて再度頭目は、淺草彈左衛門に移つた爲に、永い間慣や伝統が根底から覆がへり、夫等の革命を潔よしとしない部落が、足を洗つたものであるらしい。

伊豆、甲斐、相模、上總、下總あたり、古い長吏曲輪は皆足を洗ひ、多くは換骨脫皮して江戸以降の特殊部落が、今日に殘存して居る史實である。

同じ武藏でも小田原北条氏の勢力外であつた北部は、南部と全く事情を異にする。南部は以上の通り推移し、更に山番畑番の多くは淺草彈左衛門に屬しなかつたが、北部は部落から請負分けとして派出された畑番山番が多いので、どこまでも彈左衛門に屬し、部落の數は（人口ではない）全國一二を爭ふ程の多數に上つて居る、其の大多數は江戸中期後の分立の樣である。

武藏には又[redacted]東光寺の浦榎、練馬白山神社の大樟の如き、天然記念物として、よく七百年の伝統を保持し、他國に誇るべき遺址を殘して居るものがある。就中石戸の眞永板碑の如き、板碑の始源として考古學上の至寶とされて居る。

この國のものではないが、相模國箱根元宮ノ河原の伝曾我兄弟墓の五輪塔並に六地藏、寶筐印塔等何れも文化財に指定せられて居る。此等も部落の誇るべき中世の遺物であり、部落が鎌倉初頃へ遡るものである事は動かないであらう。

此等鎌倉時代へ遡る部落は一樣に、領守は白山神社、寺は東光寺である。然して示變多い事柄は、奥州停囚の移配地と推せらるる別所村の領守が白山神社で、同樣に寺院が東光寺である事である。

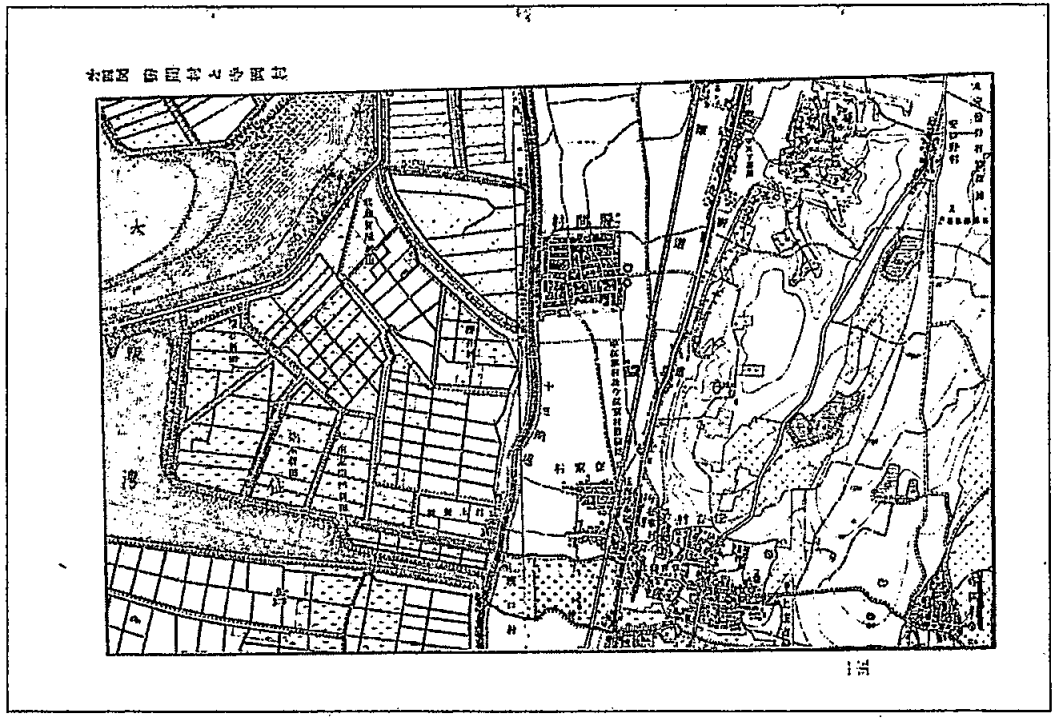

勝間村

宿村として勝間村は大きい方である。図は明治拾九年のものであるが、其頃まで隣い四周の広野に進出する事なく、廓内に蹲踞して行商を業として居り、区画整然たる有様は、決して自然に発達した農村でない事を、充分に示して居る。

村の周囲を六尺の濠を以て限り、入口は堺街道方面に、大きな礎石の上に門柱を建て、出入一方口であつた。勝間とは古津間から移つたからの名と云ふが、古ッ間が何れの辺か詳かでない。たゞ山ノ手から移住して来た、とだけは今日も伝承して居る。

河村瑞軒によつて、村の西側を、木津川と大和川を通ずる拾箇間堀なる運河が開通された為に、直接海岸では無くなつたが、それまでは大阪湾に曝露された。海岸斤園の卑地である。その為か村の西側には貝塚が、地下に積成されて居り、その凡てが潮

水き貝であると云ふ。之等の貝は、自らも食し、且つ市中へ行商されたものであらう。

勝間千軒とは昔時唱へられた称呼で、十七ヶ町に分かれて居つたと云ふ。或は十七ヶ所からの集結を語るものであらうか。鎮守を生根神社と曾ひ、近世の建立らしいが祭神は少名彦名命と天満宮である。祭祀には大額なる大万燈が五本出で、一つの万燈に六拾四ヶの提灯がつけられる。一本三ヶ町持ちで、一本だけ五ヶ町持ちとなる。

村の草創は後陵瑕帝の仁治年間に、里長勝間大連が拓いたとあるが、恐らくは忍性菩薩による文珠和讃の初まつた洲脳に頭なるものであらうか。また大永二年の神役下知状があつたと云ふ。何れの神役か不明であるが、公役に入つた最初の年かも知れない。

寺岡村は方形ではないが、大きな濠池が周辺を囲繞して居るので、自然の地形によつたものであらう。四辺深田の様なので、盛化の機を失し、今も行商が多い様である。そこへ行くと北河内の宿村には、中世の豪族以上に宏壮な住宅を構へて居るものが珍くない。

淀川右岸の守戸は動いて居らない様である。（一、二ヶ所はあつても）斯かる地方の守戸は、平安頃から「山所のもの」（散所とも）と唱へられ、今は退転して一軒も残らない。大和に山所の名はなく、北河内では山所とも宿とも称へて居る。更にある村の如きは山所出郷（でごう）とも称へて居る。山城方面との接触地だけに注意すべきであり、山所とも宿とも称ふるところ、両者同一な職柄であつた事を物語る様である。

伝説で有名な丹後の山荘太夫は、乃ち山所のものの統領であつたらしい。

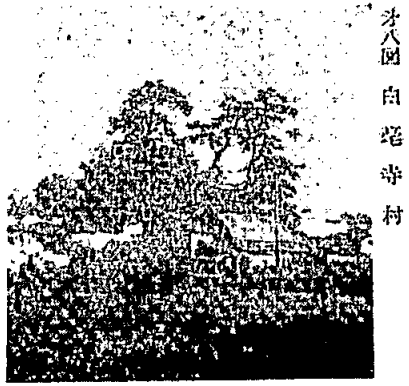

才八図　白堅寺村

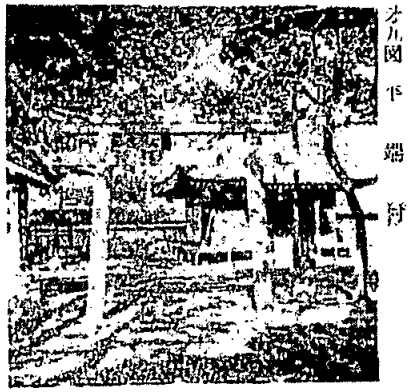

才九図　平端村

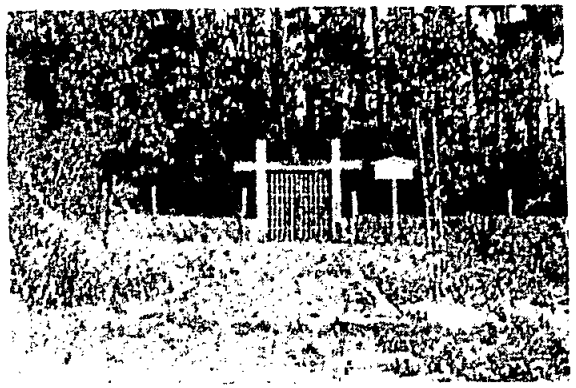

才十図　安曇村の御陵

（才八図）

大和白堅寺村と宅春日神社

この宅春日神社は同じ奈良でも、藻原氏の春日神社とは異る。延喜式にも単に春日ノ神ノ社とある社で、この地が大宅郷なので宅春日と宅を冠したので、この社の方が数百年も古く祭神も全く異る。

この宅春日神社は天ノ忍人ノ命の子孫の祭祀して居つた神社で、雄略帝が春日ノ臣の女を納れて春日の大娘女が生れ、その大娘女は仁賢皇后となつて武烈帝を生まれたその春日の氏人達の本貫地である。春日山の古墳群は恐らく其の人々のものであらう。

ところが奈良の都の繁栄につれて、古墳地の関係か否か、此地は都の五三昧の一つとなり、庶民葬送の地となつて今日に及んだ。民家の間は殆んど墓所である。従つて他の宿村と同じに宿村となつて仕舞つたがこの宿村の淵源実に六世紀へ遡るものであり、祖先は春日の氏人と見て誤りはないであらう。

（才九図）

大和生駒郡平端村の文珠堂

鳥居は額等蓬宇神社の鳥居で、文珠堂のものではない。

伝説元年正月忍推聖瑞が最初に文珠供養したところで、其の因縁で現在でも正月か二月の廿五日に大和一国の宿村の人全部が全部この堂に参詣して、粥のお斎を行うて居る。忍推は其師興正菩薩と共に四拾年間凡ての宿村に文珠供養を説き、文珠和尚を唱へしめ、受者数即ち出開師実に三千人、中善隣被を受けたもの三千人の多数に上るので、鎌倉初頃宿村人口の巨大であつた事が分かると共に、他方殺生禁断、屠家へ堕物の強制禁止、猫悪者の保護等厚生事業の施設から、当時の宿村の如何なるものであつたかを知る事が出来る。

木文珠堂は記念すべき貴い遺址である。

（才拾図）

近江高島郡安曇村の御陵

継体帝の父君、彦大人ノ命の御陵と伝承さるる前方後円墳の正面である。台地の上であり、向つて右側の下は沖積地で、遥に琵琶湖が見へるのであるが、陵は其の方へ向いて居ない。

この陵の手前、写真を出つた地点の右側台下が、大きの写真の山所村の田地である位置から推して、山所村がこの陵の守戸であつたらう事は、先づ誤りない推定と言ひ得るであらう。村から遠く離れた淋しい部落である。

山所村は近江、山城、摂津、播磨、淡路河内の北部だけで、大和、河内、摂津の南部和泉、紀伊等宿村のあるところにはない。

山所は近くは薗所村と混がれ、平安頃は散所と記された部落である。

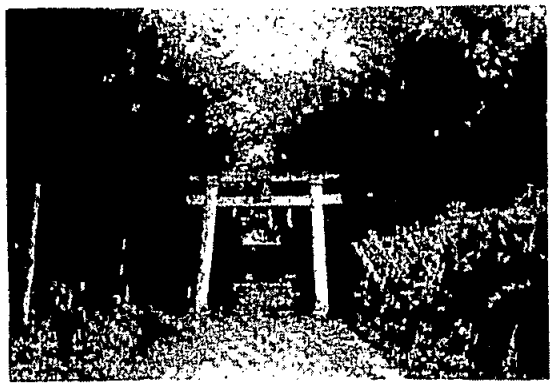

才拾四圖　一丁田中村

才拾五圖　白山堂村

（才拾四圖）

甲斐栗原筋一丁田中の白山社

実に堂々たる社相景観を呈して居る。この村は今は部落交際はなく、部落は分村前田中へ渡して、足を洗つて居る。然しそれも江戸前期以の事である。他の部落は、一丁田中は部落であり、そこの忽十郎が栗原筋大石和筋両者の徴取締りをして居つたと伝承をして居る。

甲斐の国の部落の数は勝いが、何れも江戸時代の分村で、其の本村は何れも普通村となつて居る　但し分村さして特権は渡しても、領守白山神社は渡さないのがこの国の通習である。

斯かる事蹟は独り甲斐の国ばかりではない。関東諸国何れも比々然りである。詳細は資料によられたい。

（才拾五圖）

伊豆白山堂村の白山堂

村の領守であり、慶長拾七年当時取壊しかけた堂を、村中合力で再興した、棟札に将野庄田中郷とある。

山岳霊園地は部落を距めない。地頭の如何によつて早く長更制度は廃れたものと思はれるのであるが、この村は呉伊豆一帯を抑へる重要地点に位する。

甲斐の国の古い曲輪は全部足を洗つて居るが、伊豆の国は中世の曲輪の今日に残るものもあつて、相半々である。

また今日は白山権現と唱へるのが普通で白山堂と称へるものは殆ないが、白山権現は神ではないとして、鳥居を建てないところが相当にある。

三、中筋村……八七
四、中筋橋村……五、手良村……八八
六、手良村野口……七、高遠町……八九
第九節　下伊奈郡
一、市田村……九一
二、上郷村……三、会地村……九三
第拾節　結語……九四
（以上多摩史稿一三ノ一、二、四、一）
第二章　甲斐国
第一節　北巨摩郡
一、韮崎村……一〇一
二、武里村……三、若神子村……一〇二
四、上手村……五、韮崎町……一〇三
六、塩崎村……一〇四
第二節　中巨摩郡
七、松島村……八、明穂村……一〇五
九、大井村……一〇六
三、甲斐国東八代郡……一〇七
一〇、一ノ宮村……一〇七
第四節　東山梨郡
一一、等々力村……一〇八
第五節　南都留郡
一二、谷村町……一〇九
第六節　中世に於ける甲斐之長吏……一一〇
第三章　駿河国
第一節　志太郡
一、島田町……二、西益津村……一一八
三、藤枝町……四、豊田村……一一九
五、岡部町……一二〇
六、長田村……一二一
第二節　安倍郡
七、大里村……八、静岡市……一二三
九、入江町……一二四

一〇、添嶋村……三三
一一、上山市……三四
一二、三三、蛍尻村……三五
一四、城下村……一五、川辺村……一六、油里村油野……三七
一八、油里村仁古田……一九、中富田村……三八
二〇、別所村……三九
二一、西富田村……四〇
第四節　城科郡
一、西条村……四一
二、雨宮原村……三、杭瀬下村……四二
四、原倉村……四三
［附］三国長吏家系図……四四
五、坂城村……五三
六、寺尾村……五七
第五節　更級郡
一、背木島村……二、稲里村……三、中津村……五九
四、中津村南原……五、栗村……六〇
六、川柳村……七、川柳村下石川……六一
八、九、桑原村……六二
一〇、八幡町……一一、更級村……六三
一二、上山田村……一三、力石村……六四
一四、村上村……六五
第六節　東筑摩郡
一、麻績村……二、坂北村……六六
三、錦部村保福寺町……六七
四、本郷村岡田……六八
五、本郷村……六九
六、島立村……七、松本市……七二
八、里山辺村……七四
九、神林村……一〇、今井村……七五
一一、洗馬村……七六
第七節　諏訪郡
一、上諏訪町……七七
第八節　上伊奈郡
一、伊奈谷村……七九
二、朝日村……八〇

四九、太田村……五〇、名細村……二七九
五一、鵜ヶ島村……五二、坂戸町……二八〇
五三、毛呂村……二八二

才拾参節　比企郡

五四、松山町……五五、松山町……二八三
五六、唐子村……五七、七郷村……二八四
五八、八和田村……二八五
五九、八和田村……二八六

才拾四節　大里郡

六〇、[redacted]村……六一、[redacted]……二八七
六二、[redacted]……二八九
六三、[redacted]……六四、[redacted]……二九二
六五、大麻生村……二九三
六六、[redacted]……二九四
六七、[redacted]……六八、本畠村根岸……二九五
六九、本畠村坂口……七〇、本畠村上本田……二九六
七一、[redacted]……七二、熊谷町……二九七

才拾五節　秩父郡

七三、秩父町……七四、原谷村……二九八
七五、小鹿野村……二九九

才拾六節　児玉郡

七六、[redacted]……三〇〇

才拾七節　南埼玉郡

七七、[redacted]……三〇一

才拾八節　中世に於ける北武蔵之長吏

[redacted]……三〇二

才拾九節　結語

（以上多摩史談一三ノ四、三一、八、一）

才七章　近江国

緒言

才壱節　東浅井郡

一、虎姫村小椋……三一五

才弐節　阪田郡

二、北郷里村……三三、息郷村番場宿……三一六

三、谷保村……二二、昭和村……二一八
二二、拝島村……二一九

才六節　北多摩郡

二三、大非町……二二〇

才七節　南葛飾郡

二四、晋嬉町……二二一

才八節　南足立郡

二五、北千住町……二二二

才九節　北豊島郡

二六、赤塚村……二七、練馬村……二二三
東京市……二二五
二八、小石川区白山町……二二五
二九、本郷区東片町……二二六
三〇、浅草区亀岡町……二二八

才拾節　中世に於ける南武蔵之長吏部落

一、久良岐郡六浦荘村白山堂……二四三
二、都筑郡長津田村東光寺……二四六
三、南多摩郡日野町東光寺……二四九
四、南多摩郡由木村百草……二五〇
五、南多摩郡八王子町大和田……二五一
六、北多摩郡廻り田村……二五三
七、葛原郡桜田本郷谷ヶ関……二五四
八、南葛飾郡関田村関屋……二五六

才拾壱節　北足立郡

三二、[redacted]……二六〇
三三、[redacted]……三四、[redacted]……二六一
三五、[redacted]……三六、[redacted]……二六四
三七、[redacted]……二七一
三八、[redacted]……二七二
四〇、[redacted]……二七三
四二、[redacted]……四三、[redacted]……二七四
四四、[redacted]……二七五
四五、[redacted]……二七六

才拾弐節　入間郡

四六、[redacted]……四七、[redacted]……二七七
四八、[redacted]……二七八

第四章　畿内

第一節　山城国……四五六
第二節　大和国……四五八
第三節　河内と和泉国……四五九
第四節　摂津国……四六一

第五章　東海道

第一節　伊賀国……四六四
第二節　伊勢と志摩の国……四六六
第三節　尾張国……四六九
第四節　三河国……四七一
一、南設楽郡千郷村……四七三
第五節　遠江国
一、小笠郡大池村……四七六
二、三、浜名郡吉野村、富塚村……四七六
四、五、浜名郡曳馬村、白須賀町……四七七
第六節　院内部落……四八〇
第七節　駿河国……四八四
第八節　甲斐国……四八四
第九節　伊豆国……四八五
第十節　相模国……四八六
第十壱節　武蔵国……四八六
第十弐節　安房国……四八九
一、安房郡東条村……四八九
第十参節　上総国
一、二、三、君津郡三島村、久留里村、秋元村……四九〇
四、五、君津郡佐貫町、中郷村……四九一
六、長生郡庁南町……四九三
第十四節　中世に於ける上総の長吏部落
一、君津郡清川村……二、同郡豊饒寺村……四九五
三、君津郡俵田村……四九六
第十五節　下総国
一、千葉郡都村……四九九
二、千葉郡生実浜野村……五〇〇

三五

緒言……三四
第一節　北河内郡……三四
一、水木村……四三一
第二節　南河内郡……四三一
二、道明寺村……四三三
第三節　山所村……四三四

第十弐章　摂津国
第一節　概説……四三八

（以上多摩史談一四ノ一、一一、一〇、一）

第十参章　六拾余州の長吏
緒言……四四三
第一節　全国都市の曲輪……四四五
第二節　全国郡部の曲輪……四五一
第三節　衆と概説……四五二

第八節　結語……四一七

第三節　生駒郡
六、平城村歌姫……四〇〇
七、伏見村菖野……八、片桐村西村……四〇一
九、安堵村飽波……四〇二
一〇、平端村西村……四〇三
第四節　高市郡
一一、天満村坊城……四〇七
第五節　磯城郡
一二、川西村東吐田……一三、三輪町松栄……四〇八
一四、安倍村永田……四〇九
第六節　北葛城郡
一五、磐園村築山……一六、百済村林口……四一三
第七節　南葛城郡
一七、吐田郷村名柄……四一五

長吏之研究（下編）

【目　次】

第拾四章　長吏の始源

第壹節　序論

イ、緒言……一

ロ、東日本と西日本……二

ハ、興正菩薩の行状記……三

ニ、奥羽の検断と長吏……四

ホ、源頼朝と長吏の始源……五

第弐節　源義経の追捕と平家の残党

イ、護持行家の追捕……六

ロ、平家の残党……九

第参節　守護地頭の奸濫と謀叛

イ、守護地頭の奸濫……一一

ロ、守護地頭の監視……一四

第四節　地下人の集団賊化

イ、近畿の群盗……一五

第一節　日向国……三八

第二節　豊前と豊後国……三九

第三節　筑前と筑後国……四一

第四節　肥前と肥後国……四三

第五節　隊摩と大隅国……四六

第弐拾参章　結語

第一節　全国特殊部落の概観

一、畿内……二、東海道……四八

三、東山道……四九

四、奥州……五〇

五、北陸道……六、山陽道……五一

七、山陰道……八、南海道……九、西海道……五三

第二節　長吏之始源……五四

第三節　長吏之研究……六〇

（以上多摩史談一四ノ三、四、合併三、二、一五）

第壹節　紀伊国

一、那賀郡狩宿村……六〇九

二、那賀郡池田村……六一〇

三、四、有田郡広村、湯浅町……六一一

第二節　淡路国……六一七

第三節　阿波国……六一八

第四節　伊予国……六二〇

第五節　讃岐国……六二六

第六節　土佐国……六二八

第七節　大神筋……六三三

第弐拾弐章　西海道

四、佐波郡牟礼村……六〇二

五、六、佐波郡右田村……六〇三

第八節　長門国……六〇五

第弐拾壹章　南海道

才拾節　鏨打と鉢叩……一〇一
才拾壱節　細工人と道の者
イ、道の者と長吏……一〇四
ロ、鋳物師と出張……一〇四
ハ、小山原の鋳物師……一〇七
ニ、石工……一〇八
ホ、駿道細工人と長吏……一一〇
才拾弐節　東国に於ける長吏の変貌
イ、変貌の段階……一一三
ロ、差別の原因……一一九
ハ、結語……一二五
才弐拾六章　近畿之長吏
才一節　守戸の行術
イ、緒言……一二六
ロ、鉢屋由来記……一二七
ハ、守戸の長吏……一二八
ニ、守戸の集結と宿……一二九

ニ、近江の陰陽師……一三四
（以上多摩史談一六ノ三、一三、一五、二五）
才六節　傀儡師
イ、傀儡師……一七七
ロ、くぐつと通術衆……一七九
ハ、中世以前のくぐつ……一八一
ニ、良氷式目の傀儡師……一八四
ホ、くぐつの名義に就て……一八五
才七節　千秋万歳と獅子舞
イ、千秋万歳……一八六
ロ、獅子舞……一八八
才八節　猿引と放下師
イ、江戸の猿引……一九〇
ロ、甲州の猿引……一九一
ハ、上方の猿引……一九二
ニ、鎌倉幕府と猿引……一九三
ホ、放下師……一九四
才九節　傾城屋湯屋風呂屋……一九六

ホ、長吏に関係なき検断……二四九
ヘ、長吏に関係ありやの検断……二五二
オ三節　中世における荘園と部落
イ、名手の荘……二六一
ロ、大山の荘……二六三
ハ、荘園古文書から観る東国と近畿……二六六
ニ、長吏と境界……二六九
オ四節　婦　納　論
一、緒　言……二七〇
二、甲　斐……二七一
三、伊　豆……二七二
四、相　模……二七三
五、武　蔵……二七三
六、上　総……二七四
七下　総……二七五
八、信　濃……二七六
九、丹　波……二七六
一〇、加　賀……二七七
一一、越　中……二七七
一二、山陽道……二七七
一三、近　江……二七七
一四、四　国……二七八
一五、遠　江……二七八
一六、遠　江……二七八
一七、三　河……二七八
一八、大　尾……二七八
（以上多麻史談一六ノ六、一三、一一、一三）
四七
ホ、聴視の原因……一九九
ヘ、穢多の文字……二〇四
（以上多麻史談一六ノ五、一三、九、一三）
オ九節　穢内に於ける長吏の配下
イ、穢内の細工人……二〇七
ロ、遊　芸　人……二一五
一、猿楽田楽、三、座　頭……四、鉢　叩……五、獅子太夫……六、湯　屋
七、高野聖……八、雑　戸……九、毛坊主……一〇、神　人……一一、医師同道……一二、結　語
オ拾節　近畿に於ける長吏の変貌
イ、変貌の段階……二三九
ロ、差別の原因……二三四
オ弐拾七章　結　論
オ一節　特殊部落に対する学説
イ、喜田貞吉博士の所説……二四〇
ロ、喜田博士の学説に対する管見……二四二
ハ、再び長吏の名義に就いて……二四八
オ二節　荘園の検断と長吏
四六

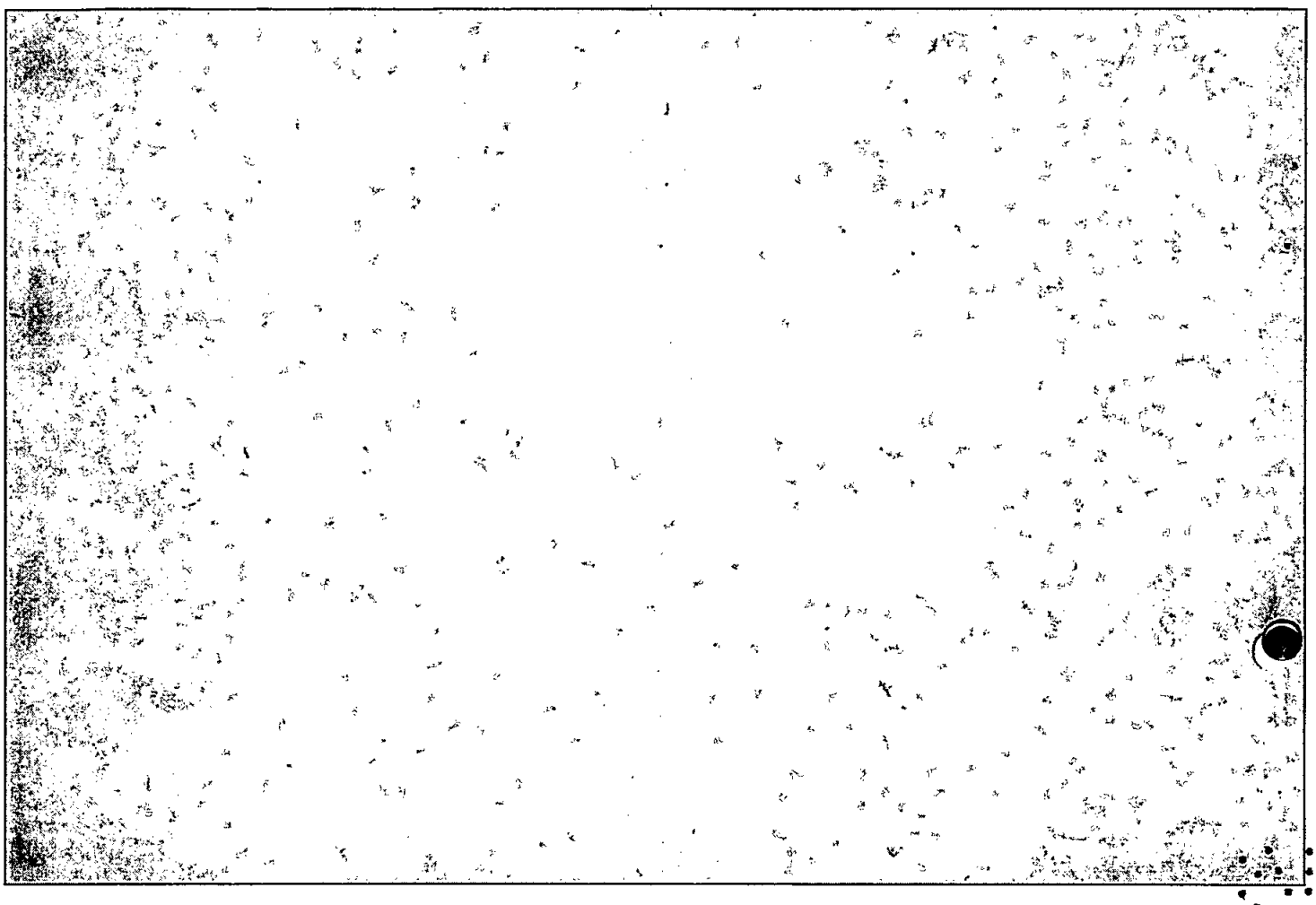

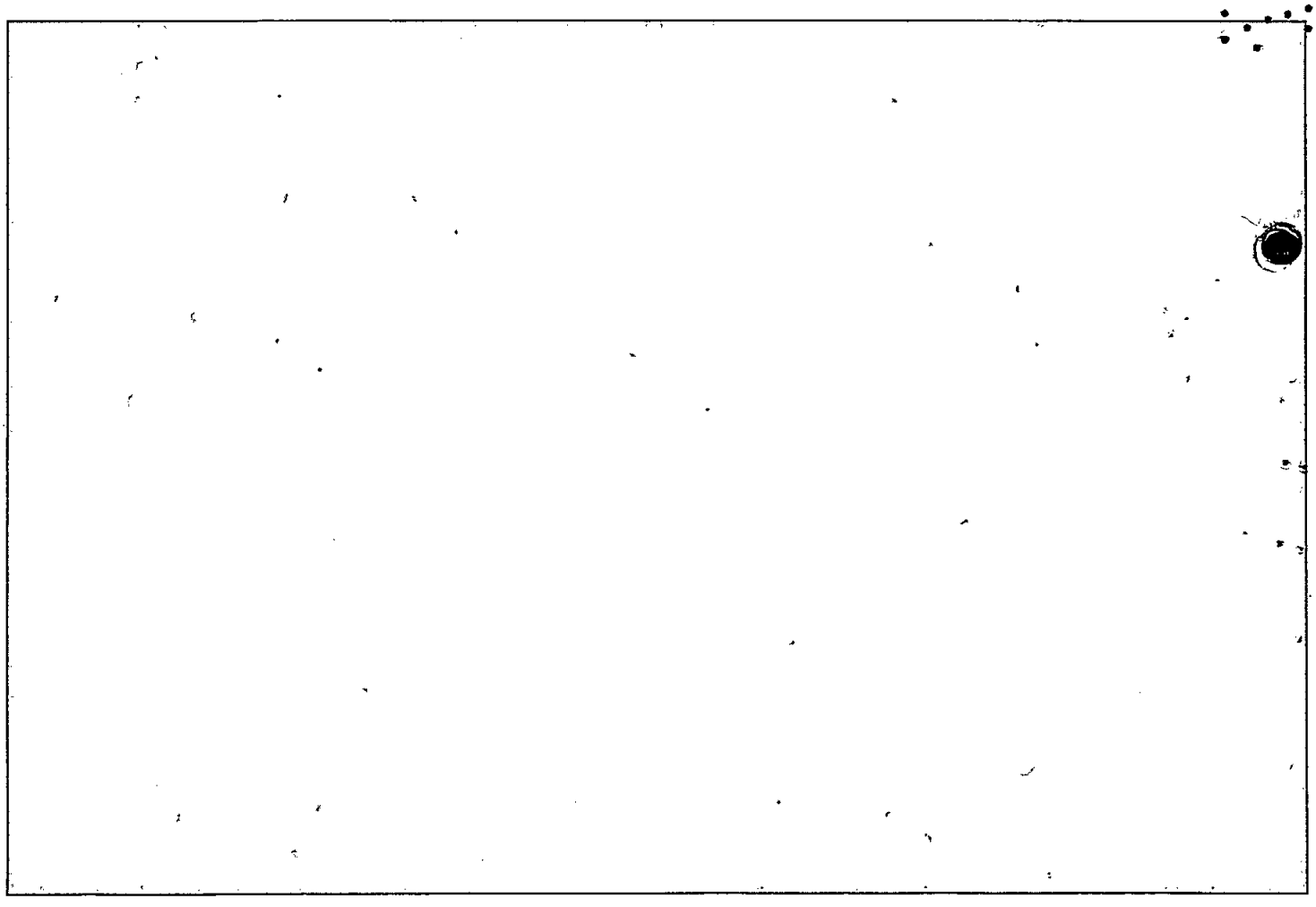

三、橘樹郡

五、橘樹郡、宮前村、矢中、□□

○街道重要地點ではない。西すれば大山街道馬絹村であり、東すれば、舊海道野川村又は久末村である。

○白山神、合祀されて今跡形もない。

○農家二十五戸、散在して居る。附近を矢中耕地と呼ぶ。村内流るゝ川を矢上川と呼ぶ、菅生村から數ケ村の水田を耕して、來は鶴見川へ合流する。矢中の名は殘るが、川の名を負ふ矢上の村が殘らない。

○馬絹村の小名に宝場谷があり、久末村の小名にも宝場谷がある。久末にも、野川にも十三塚がある。馬絹は大山街道筋であり、後者は舊海道筋に當る。何れも都筑郡との郡境に位するもので、古く境吏曲輪のあつた名殘を殘すものであらう。

○野川村の鎭守は菅原天社である。鎭座の年代を傳へないが、鎭座の當初、この村が雜使村であつた事は、推想に難くない。

○以上の外に、本郡には三ケ所の曲輪がある。一つは高津村の辰ノ谷で二十戸ばかり、農と雜業である。次ぎは城郷村の根崎であるが、餘り不便の山中なので、踏査の機を逸した。次ぎは神奈川町の流宿であるが、こゝは「風土記稿」にはまだ所載せられて居るが、現在は其取扱ひを受けて居らない。その舊地には東光寺があり、墓陵堂があるので、古い曲輪の一つであらうが、消えやらうとして居る。

四、都筑郡、柿生村、早野、□□□

○大山街道、竹ノ下から柿生へ入らうとする突端に位する。柿生には王禪寺や眞福寺等のお寺があるので、古郷である事が知られる。其の郷の關屋である。

○白山神、參道を設けて裏山にある。

○街道筋に商家もあるが、主に農家である。

都筑郡中古いと思はるゝ曲輪は、こゝ丈である。以上三ケ所の外に、新田村に三戸の曲輪があり、合せて四ケ所で終る。

海田の方が宛字かも知れない。從つて山田鄕の本鄕ではない。然るに曲輪が設けられて、取締りの位置に就いて居るのは、武相國境の關と、こゝに館して居つた小山田有重、乃ち小山田庄の地頭に關するものであらう。

小山田氏は鎌倉初頭有名の一族で、秩父平氏の出自である。その小山田氏が、頼朝沒後間もなく沒落し、この地は、遙に名のある人の本貫として、共沙汰のない地であるから、此曲輪の設置は、以上の理由から鎌倉初頭まで、遡り得るものであらうか。

八、南多摩郡、堺村、相原、□□

○境川の沿岸、前記南澤の上游、津久井方面から、八王子方面への國境に屯して居る。この路は、中世にはなく、八王子の榮えるに從つて、發達したものである。曲輪も平地にあつて、要害の見るべきものはない。

○白山神。

○農家ばかり、副業は紙細工、耕地が淵い故か、百餘戸に餘る集團であるが、古いと思はれるものは、何物もない。

○こゝは南澤の組下でなく、次ぎの由井の小比企を組下に有つて居る。即ち小山田ノ庄には關係なく、天正初頭八王子城の築城と共に、甲州津久井方面へ備へたもので、あらう事が推想される。

九、南多摩郡、由井村、小比企、□□□

○こゝは相原曲輪と八王子城の中間である。往還の外には、附近に古跡はない。

○白山神、神木として徑三尺位の杉の大木がある。

七、南多摩郡、忠生村、南澤、□□

○山間僻地で、通る人は全く無い。恰も山番の樣であるが、昔しは然うではない。こゝは相模と武藏の國府を連ねる官道筋で、武相の國境である。遙に相模の平野を、一望千里、見渡すことが出來る、が北の方、小山田村も手に取る如く見える。實に重要且つ形勝の地點である。

○鎭守は白山神社。

○農家、僅に六戸、耕地の狹い地勢の爲めであらう。

○この曲輪は附近一圓の頭築で、町田から相筑郡の境ノ下、池ノ邊、星谷、早野、何れも共配下で、こゝに人別帳があつけてあり、お店の發生を、如實に示して居つたものである。即ち此曲輪は、本町田に市の榮えた頃、その取締りに設けられたもので、原町田へ市が移る頃、共の職に移動があつたものであらう。小山田村の配下である。

○永らく不明を傳へられて居つた、古歌の名勝、小山田の關が、小山田村の中にあり、關址と傳へらるゝ箇所を、發見したので（多摩史談三ノ一、拙稿參照）初めて南澤の曲輪が、斯く重要の曲輪であつた、事が判つた。と言ふよりは、南澤の曲輪が、斯かる山間であり、小數部落であるのに、何故に取締りであり、牢場や、斷罪場を有するかの、不審を抱いて、遂に小山田の關址を發見したと言ふ方が、當るかも知れない。

○小山田村は、他の例から推せば、山田村の枝鄕であり、山田村は「和名抄」海田鄕の訛りである。或は山田鄕が正しく

近く牢場跡や、斷罪場と傳へる地がある。

るので、關守は文明頃も住んで居つたものであらう。

二、南多摩郡、稻城村、矢ノ口、□□

○渡守と思はれる、多摩川岸邊に存する。對岸は布田郷又は國府である。此方は中世の稻城の庄であり、鎌倉初頃稻毛三郎の本貫地である。多摩郡の最東端、橘樹郡との郡界に存する。

○白山神。

○河原の少しく小高い地、民家十四戸ばかり、耕地がないか、密集の觀がある。農業が主で、蠶細工をして居る。

○今の街道は江戸方面へ、向いて居る。今渡しは無い。見るところ江戸初期以降の姿で、其前へは上らない。然し「太平記」正平七年金井ヶ原人見ヶ原の大合戰に、足利尊氏方の一隊が、矢野口へ廻つた事を書いて居るから、此地の古い事は、勿論である。たゞ多摩川河心移動の歴史を考へると、川岸の古事は、輕々しく斷ずるわけには行かない。

○下流六郷方面にも矢口の渡しがあり、其處にも渡守由緒があつた。「神靈矢口ノ渡し」の頓兵衛が矢である。

矢ノ口とは谷の口で、谷とは耕地ともならない沮洳の地を言ふ、野口と同じ義である。

○更に現在の鵜ヶ窪は、戸數四拾戸もあるが、實は中古郡筑郡の長澤から移つたもので、其時にも宮澤氏が許可を與へて居り、此方も六軒に殖えて居つたと云。この事が何時頃か、確と記錄にないが、長澤とは菅生村の山奥で、矢張り山番であつたらうかと云。

そこで明治六年の戸籍法によつて、苗字をつける段になつて、萩原から來たものは、萩原と稱し、長澤から來たものは長澤と附けたと云。

○古い小作帳に

修理分　何某作り

とあり、慶長の檢地帳には

かはた　何某

の屆書があり、其後のものは

織多ノ　何某

の屆書であつたと云。

○以上が宮澤氏談話の大要であり、古記錄による說明である。獨り此地のみならず、關東方面は、室町頃までは庄太と稱して居つたらしく、江戸近くなるに從つて、何時とはなしに、織多の稱呼が初まつた。注意すべき事柄であると思ふ。

○次ぎに淺つた萩原の人は、足を洗つて三百年、普通民として消えて仕舞つた。その萩原の前身は關戸に居つたらしく、今でも佐伯屋敷とか、佐伯谷戸と稱して、關戸の關守の屋敷跡と傳へて居る。また佐伯を苗字とする人が、有山方面に現在も住んで居る。關戸は元弘三年鎌倉沒落以降絶えたと思はれるものであるが、「廻國雜記」にかすみの關として出てく

末社は無い。明和七年の地藏尊、三界萬靈塔がある。

○農家拾餘戸、草履裏を作る。

○本村では下村と呼ぶ。國分寺の本村は、元は寺の辰巳の方、府中往還に居つたのであるが、江戸時代今の地に移轉した。舊地には墓や井戸が殘つてる。この曲輪に、板碑の破片も見えるが、本村の移動と、如何な關係があるや、また起源の程も定かでない。若しや國分尼寺關係であらうか。

一八、北多摩郡、久留米村、下里、□□

○所澤往還西よりの入口に存する。從來は東に對して居つたが、こゝでは村の西の方に位置する。當し鎌倉街道並に上方の上州官道は、何れも村の西方を、南北するからであらう。

○白山神、末社はない。十月九日を祭日とし、昔は村芝居を催して盛大であつたと云。

○農家二十餘戸、草履裏を副業。

○殆ど全部が西山姓、乃ち西山曲輪と言ふべきもの、本家の墓場に、彌陀三尊應永卅年並に銘板碑が建つて居る。この曲輪も、また應永年間まで遡る事は慥かである。

一九、北多摩郡、東村山村、野口、□□

○本曲輪は明かに、鎌倉街道に直面して居る。南の方府中から、川越、前橋へ向ふ街道は、恰も白山神社の參道の如き觀をなして居る。即ち街道は神社の鳥居に突當つて、左右に振り分けられる。平野の眞只中ではあるが、其構へたるや、

一六、北多摩郡、府中町、谷戸、□□

○品川街道筋であり、武藏國府の東の入口である。當地の突端に、一つの谷が入り込むで、其谷の戸をなしてる位置に住むので、谷の戸即ち谷戸と呼ぶ。要害の地である。今この谷が、敷き均らされて、聖將山東福寺が建立された。

○白山神。立派な境內を有する。虫齒に効くとて、參詣する者が多い。

○農家十六戸許り。下駄裏作りも盛んである。從つて各戸に竈が設けられて、仕事場となつて居る。此點信州以來各國々とも同じである。

○頭は平家の落人だと稱して、上げ羽の蝶を定紋として居る。系圖があつたと稱して居るが、退轉したので分らない。國府の六所神社の宮司、猿渡家の家來で、同氏と共に府中に來たと傳へて居る。猿渡家は、鎌倉初頭以來連綿として、六所神社の宮司をして來た家柄である。

傳說の眞否はとも措いて、最近頭の屋敷附近を地均らしした時に、應永○年かの板碑（年號明瞭なのであるが、原稿燒失の爲め不明）を發掘した。二枚出たのであるが、一枚の年號は缺けて不明であつた。たゞ此等板碑の出土によつて、この曲輪が、應永當時から存在したもので、あることは慥かである。

一七、北多摩郡、國分寺村、本村、□□

○村の東端、小金井路に存する。この路は重要のものではない。

○白山神。昔は鳥居があつたと言ふが、今は無い。九月十九日祭禮、四、五十年前までは萬作踊りが盛大であつたと云。

六、荏原郡

三三、荏原郡、大井町、鮫洲、□□□

○東海道筋に町屋の態をなす。元は南品川の品川寺の西の空地に居つたが、永應元年に此の地へ移された。鈴ケ森に刑場が設けられた關係で、同刑場は慶安四年に設けられたのである、から漸次移つたわけである。

○白山神、祭日は九月十九日。

○今雜穀が多く、場所柄農家などはない。

○荒品川寺の空地に就いて見ると、細長道路が物さしく、除り變化が激しいので、當時を考へる餘地がない。たゞ此の地の曲輪が、中世あつたとすれば、昔の東海道は、空地の上を通つた事が推想される。然し小屋等であつたので、大きな期待は懸けられない。

三四、北多摩郡、拜島村、下村、□□

○村の東端、青梅街道から少しく外れたところに存する。

○白山神、祭日は九月十九日、昔は盛大な祭りで、芝居を催したと云。

○農家二十餘戸、副業は草履裏作り。

○拜島は新しい村ではない。この曲輪は、南の方八王子方面も受けたらしく思はれる。兎に角、この曲輪を最西端として、これから奥は、所謂福の保であり、西多摩郡へかけて、曲輪の影はない。然し全く名殘りまで無いわけではない。

稍を更めて記述する事とする。

○農家が多いが、雑穀も見受ける。東京郊外の影響で、文化建築もポツ〳〵見える。山之宿に続く大集落で、百餘戸を算する。

○此の曲輪が、白山神社神木の樹齢から推して、鎌倉初期のものである事は、絶對である。信州には、推定樹齢七百年を算する大木のあつたと稱する曲輪が、三、四ヶ所數へたのであつたが、其何れもが、明治になつて伐り倒してしまひ、現在殘らないのを遺憾とした。夫が此處には、整々として天高く、三本四本、以て信州の談話を裏書するが如く、雲を摩で〳〵居る。實に涙の出る程、貴重のものと言はさるを得ない。

淺草彈左衛門國ひの大木も、慶長年度に三抱へもあつたと、「落穗集」にあるから、現在まで、其儘であつたなら、此曲輪と共通觀を同うした事であらう。

○彈左衛門曲輪が、豊島郡家並に豊島驛家に屬するものならば、この綠馬も何か古郷の配屬でなければならない。按に、寶龜二年太政官の奏狀に、

武藏國豊島、梁瀬の二驛、山海兩路を受けて、使令繁多なり、中路に准じて、馬十四を置む。

とある。當時武藏の國は、東山道であつたので、山海兩路を受けるとは、勢ひ其驛が海道沿ひでなければならない。豊島の驛が、既に淺草花川戸山之宿とすれば、太井驛に續いて、武藏國内乘瀦驛に宛つべき驛址がない。

先人は乘瀦をアマスマと、讀むべきかとして、豊多摩郡天沼村に宛てたり（地名辭書）、更に遡く足立

九、北豊島郡

二六、北豊島郡、赤塚村、白山、□□

○天ぎの綠馬の曲輪を受けて、北足立郡の郡家へ通ずる。從つて今は一寸村赤塚村の南に位置する丈であるが、上古の東山道、即ち武藏國府から、野州宇都ノ宮へ向つたと思はれる山道中に位する。

○白山神。

○農家ばかり、風土記稿に所載ある曲輪であるが、今は足を洗つて、其取扱ひは受けて居らない。

二七、北豊島郡、練馬村、谷戸、□□

○練馬大根で、有名な練馬村の南端、文字通り僻遠の地で、近頃まで顧る人も無かつた。

○白山神、境内と言ひ、社殿と言ひ、神社らしい神社で、實以て申し分はない。境内の樹は、樹齢正に七百年、天然紀念物に指定せられて、政府の保護を受けて居る。

○また

東光寺

なる寺がある。神社の參道にあり、さゝやかな本堂であり、本尊も新らしいが、そこに建武と貞治の板碑（鉄碑）が保存せられて居る。

三〇、東京市、淺草區、龜岡町

○山谷堀の北側で、一廓をなして居つたが、區劃整理の爲に、往時の面影を知る事は、殆ど困難である。

此地は三ノ輪彈左衛門の居城である。彈左衛門は此地へ移る前は堂町に居つたのであるから、始源的には假宿はないが關八州へ號令したのは、此地へ移つてからであるから、舊時の盛大な模様を知りたいのであるが、凡ては退散して跡形もない。

○白山神社があつたと言ふが、今は無い。

○今山ノ宿の電車通り、其の他に數拾軒の、皐緒下駄問屋が、店舗を並べて居り、又太鼓屋なども數々あるのは、何れも曲輪の人々であるが、當々たる店構へで、そこには曲輪氣分は微塵もない。

○舊時を尋ねても、知らないと言ふ人が凡てである。直接聞き得ないのは殘念であり、有名な由緒書も、今は何處へ行つたが分らない。實は筆者の同窓が、彈左衛門の末裔へ、嫁入りしたと聞いて、隨分尋ねたが行衛が知れず、其内に死んだとの頼りで落膽した。相州太郎右衛門の妻子夫婦も、此土地に流れて居ると、古澤で聞いたので、これ亦再三尋ねたが、徒勞に屬した。

以下幕府時代彈左衛門の書き上げに依つて、必要と思ふもの丈を記して、傳承に換へる事にする。

○寛政拾貳年彈左衛門から幕府へ差出した書上げに、左の如くある

○今の地は移つたあのであり、其の前地を傳へないから、研究の價値に乏しい。が湯島鄕内の何れかであらう事は想像される。

○「本鄕もかねやすまでは江戸の内」の句の通り、府外に出されたものであらうが、今は大東京の眞只中で、何處をそこと定め難い。

○鎭守も不明である。

○東片町、片町へかけて、七十餘戸、多くは日除きであり、數軒下駄屋や、煎餅を作る。

○湯島本鄕は、元猿坂から千川沿岸に生じたもので、上代山海兩路を受けたと言ふ豐島、乘潴兩驛の中間にある。兩驛の通路を言へば、豐島郡衙と思はるゝ島越から、妻戀坂へかゝり、猿坂を下り、此處で古方鄕へ追分となり、本道は江戸川沿ひ小日向村へ向ふ。傳通院も、勝園寺も、何れも大門をこの道筋から起して居る。推名町を通つて、練馬谷戸へ向つたものである。

その湯島本鄕は、太田道灌が、岩槻城を築いて、江戸城と連絡せしむる爲めに、岩槻街道を通した。その新道へ移轉したものが、今の本鄕一、二、三丁目街道町で、移らないものは、猿坂下の千川筋に殘つて居る。

斯くして湯島鄕の曲輪を棄むるならば、妻戀坂の要地より外にはない。前面は千束ノ池又姥ヶ池で、これらの地は島越村の所屬であつたから（天正日記參照）湯島鄕の最東端である。

「江戸鑑」や「江戸志」に、志太の小次郎なるものが、小山判官を「つま戀が野邊に引張出て、首打落しけり」とある。また延寶江戸圖にこの地を地獄谷と書いてある。地獄極樂の地獄か、また小石川白山の如く、夜晩、地極、の出沒による名か、定かでないが、曲輪の匂ひがないでもない。

役を、有つて居つたかを考へる人は稀の如くである。

乃ち賤は賤として、自ら私刑を以て臨まん許りの、殺重さで縄を張り、網を懸けて居つては、良になりやう隙間がない。勘定奉行まで伸に入つたものを、拒否するとは横道の作法である。奈良朝の古、公然愛買され、施入された時代に於てさへ、良になり得る路は種々あつた。

今でさへ良になり得る定めはあつた。餘部は比々として良となつた。香中世でさへ、長吏頭弾の百姓となつた事は、是迄の記述で明かである。それを近世になつて、或は拾ケ年經たものは素人にしないとか、一應は申聞かしても、強いて言ふならば素人にするとか、曾て無い仕來りを、勝手に定めて、捉とした事は、正に不持な事と曾はなければならない。

○また猛慶作法も、江戸にはあつたらしい。浅草の者は、半皮を用ゐて、雪駄を作つたが、綠馬村字江古田、葛西村字大戸、品川村字山の内、などは孰れも馬皮ばかりで、若しも半皮を用ゐて、發見された場合は、彈家の作法で、死刑に處せられたと云。（經濟錄）

其原因は分らないが、相州太郎右衛門が小田原北條氏の兵具註文で、濃勢をなした様に、何か徳川氏對兵具の關係からであらうか、死刑とあるから、單に商利關係からのみとは、信じられない。兎に角嚴い私刑のあつたものらしい。

○扨て彈左衛門由緒は、入國前迄は、今の日本橋室町に居つた「參考落穗集」に

享保中御作事下奉行懸ケ組水左衛門老人は、通稱といふ。同八年ばかりの頃、八十五歳にて終焉せし人也。是は三州

し晴れて宿法の出入も出來ないので、村方は勿論、近村での申し立てがあつたので、代官から奉行所へ願出した。そこ ろが最寄りの非人頭から苦情が出て、出入の様になつたので、更に御勘定奉行へ内意伺ひを出たし。そこで勘定奉行から彈左衛門へ、扱ひ方を糺された。其折彈左衛門から差出した書付けは、左の通りのものである。

金春非人素姓の者は、素人には不仕候事、往古よりの作法にて御座候。

尤も素人より、一旦非人に相成り候者は、拾ケ年相立たざる内は、其非人の緣者より、引上申度段、非人小屋へ申來候節、其趣非人頭共より、私方へ申出候間、証文を取り、素人に致し候様申付候。勿論拾ケ年相立候者は、素人に不仕作法に御座候。

然れども素人より非人に相成り候後、出生に御座候間、近年は久敷く非人にても、其非人の緣者より、引上申度段、非人頭共へ、相願候へば、一應右作法之趣申聞、頻りに引上申度段申者は、証文を取り、爲引上候得共、前書に申上候、數多非人素姓の者は、素人には不仕作法に御座候

右之趣御答に付、乍恐以書付、奉申上候　以上

四五月八日　　浅草彈左衛門㊞

四は明和二年である。

この作法は、近世賤民制度上實に重視すべきもので、一面自分たち民族性の、古いく仕來りがあつたものと、見られない事もないが、矢張に素人にされたのでは、自分達仲間を失ひ、勢力擴張に關係するとの、消極的考へから、答申したと見るべきもので、如此仕來りは、この「地方凡例錄」の記事以外中世には、見る事が出來ないものである。

この彈家の方針が、長吏初め多くの賤民を、如何に悲境に追ひ込んだか、今日のエタ族ある其原因に、如何に重大な

彈左衛門殿

一、鹿之皮貳百拾九枚、白なめしに申付候、いつもの如く、御分國中皮造り罷出、彈左衛門相澁候而、早々可仕上者也、仍而如件

七月廿日　　青常（印）

御分國中　皮造り　彈・左衛門え

青常は、青山常陸介であり、前者は内藤調成で、入國當時江戸來行とでも言ふべき人々であるから、此文書は入國間もない頃のものである。

享保の書上げには、まだ二、三の注文が見える。乃ち斯様な注文の、必要があるから、どうしても城下へ、皮造りの國札元を置かなければならない。又此等の註文やら、命令で、次第に關八州の關元たる地位は、動かないものとなる。

關ケ原大戰の首級帳があつたと言ふから、關ケ原へ供養して、武具の修理や、屋敷の取片付も、したものであらう。

○また此處に

東光寺

なる寺があつた。天正日記十八年六月七日の條に、「とうかういん」と有り、九月八日の條に、「やくしさまの御寺」とある。これら城下の寺は、皆夫々移轉せしめられたもので、今淺草新寺町の醫王山藥王院東光寺なる寺が、即ち其である。

城や上下平川村は、明かに荏原郡櫻田鄕であり、室町は島越殿（豊島郡衆）の末端をなして居つたからで、長吏曲輪は、その凡てが國界、郡界、村界に存在するので、數々の古文書なくとも、室町に古い曲輪のある限り、遂に何れかの郡鄕界であつたらう事は、言ひ切る事が出來るものである。

島越神社から正明時代の鏡が出たり、古墳があつたり、淺草の古い歷史から推して、其地が古鄕である事は、明かであるが、其處の曲輪に、刑場があつて見れば、附近切つての頭が居つたわけで、從つて此古鄕は、豊島郡衆であつたらう事が、推想される。上古の豊島の關は、淺草花川戸である。これらの地史に就いては、曾て「沈み行く東京」に委しく述べた事であるから、重復を避ける事とする。

獨り豊島郡のみならず、四周の各郡に、刑場の傳へはないのであるから、入國前と雖も、彈家は相當の長吏頭であつたと推想される。夫が、八ケ國太守の、新規江戸入城と聞いて、早速府中まで出迎へ、路次の露拂ひをして、遂に領國内のエタ頭となつた。小田原太郎左衛門の先例を取つたものであらう。

室町の名は、曲輪の多くが、室作りを作業場として居るから、生じた名で、京都の室町も恐らくは其處を一つになすものである。

○左記二、二の文書は、皮田頭の必要を語るものである。

一、今度御陣爲御用、板目皮入申候間、方々被相觸、矢部刑部殿迄、可被相渡候、委者次第代物之儀、相渡可申候、爲其如此候　以上

五月十七日　　内藤修理清（印）

と言ふのである。單り肥前許りでなく、他の長吏頭へも送つたものかも知れない。

この二十九座は、爰に鎌倉の由井の曲輪で、書いたので、重復を避けて略すが、中で書きかへたものがある。

二番　座頭を平家座頭とし
十番　非人を猿廻し　とし
十一番　猿引を鉢叩　とし
十二番　鉢叩を膳師　とし
二十一番　坪立を色師　とし

其他筆結と鐘打が消えて、新に一錢剪と馬男が入つて來た。非人を除いて仕舞つて、膳師を入れた。

大永三年頃と延享元年では、既に二百二十年の隔たりがあり、世情も全く移り變つて、流石の彈左衛門も、非人が拾番の上座では、考へに餘つて、色々入れ換へたものであらう。本地屋の新に入るのは可いとしても、一錢剪や馬男が、二十八緒の内とは情けない氣がする。更に江戸幕府から草履作りの特權を得たので、雪踏皮細工、まで入れか。恁うなると御判物も、何もあつたものではない、お手製で自由である。

○慶應四年正月十三日附の申渡しで、彈左衛門と其配下の者は、平民となつた。理由は永年御用品を上納し、御仕置の御用に出精し、且寛年長州征伐の折に、五百人の人數を繰出し、其上出征家族の扶養は自費を以て賄ひ、更に今回は銃隊取建てに就いて差し向き百人選出し、これ等百人の繼費は、自費を以て仕拂ひ、奇特であると言ふのである。其申狀に、

其方儀、御入國以來、先祖彈左衛門より數代連綿と相續罷在（略）鎌倉以來由緒も正敷義に付、出格の譯を以、身分

然し馬左衛門たる者、豈夫かゝる平エタで、訴訟を起したものとは考へられない。乃ち斯かる養生經路でないエタがある。たゞ事は彈家の關係外になるので、稿を更めて研究する事とする。

○「屠兒考」所載、延享年中彈左衛門から、肥前國の長吏頭助左衛門へ送つた、下知狀の寫しと言ふものがある。

一、今度公家之內、久家殿外京都之座頭の內、五老檢校江戸に相詰候事之沙汰專也。未だ理否不二相分一候所に、捴者存じよりの旨有之、出でゝ代々所持仕る、欽明天皇之御朱印、並武家には賴朝公の御判物、一つの證文御公儀樣に指上先例一、一に申分候而、五老檢校岩永公、惣て平家座頭初め、一切之道にて、捴者手下に被仰付者也。依レ夫今度京都より江戸に相詰候五老檢校、夜逃げ上京仕候。

將た又今度於江戸、金剛太夫勸進能申請、御公儀下知を以て、芝居樓敷圖等迄相調候得共、捴者事え不レ遂二案內一故、不レ容レ之、然處太夫誤之通、盡レ理依レ申、遂二一禮一、當四月下旬勸進能申候。辻々にても、勸進能有之時は、長吏に太夫より遂二案內一作法勿論也。

一、平家座頭にても、權威につのり、長吏に不レ屆、亂族有レ之候はゞ、辻々所々に至迄、吟味可レ有レ之候。

御公儀諸道具師、長吏之可レ爲レ下、賴朝公之御判、御覽被レ爲レ成、二十九座以下、如二先例一被二仰付一者也。（二十九座略）

未二月

此趣を以、西國長吏中へ披露可レ有レ之者也。

延享元年二月九日

鎌倉之住人　藤原賴兼彈左衛門被二仰付一者也

未年は元文四年であらう。延享元年から六年前である。眞か否か、徳川幕府から再び二十九座以下の支配を仰付かつた

云。土地の人は、何故白山堂と言ふか知らない。然し少しく鎌倉寄りの村の端の谷倉の中に、白山神が現在祀られて居る。今は谷倉の中の小祠となつて居るが、その前庭があるから、昔は立派な堂があつたものであらう。道からは石段で、少しく高くなつて居る。

その前面に

東光寺

なる寺がある。今は潰れて、立派な門丈が殘つてる。山間要地、鎌倉街道、白山堂、東光寺、今は一軒の人家もないが、此地が、如上の新道開通後、設置された曲輪の名殘りで、あらう事は、甚しい無理な推測ではない。

應永三十五年圓覺寺塔頭、黃梅院文書（風土記稿所載）には

武藏國六浦莊、瀨崎勝福寺

として、郷とあるが、金澤稱名寺文書、文永、正慶、正平、康安、應永等何れも、六浦の庄とある。和名抄に、鮎浦郷がある。訓じて布久良と注す、先人說く通り、鮎は鮠の誤字で、鮠浦郷と稱したもの、ウクラが浦であるところから、ムツラに訛つたものであらう。

斯くして、この曲輪は、六浦莊のものか、或は鎌倉幕府直接のものか、確かと分らない。強いて推測すれば、幕府直接の新道である丈に、幕府が配置したかの點がないでもない。夫は北條氏が滅びて仕舞ふと、間もなく稱名寺へ寄進されて仕舞つたからである。（稱名寺文書）

以上は大正末年、內務省が曲輪として、取扱つて居つた地の踏査である。南武にも、甲斐伊豆相模の如く、中世曲輪であつたらう村が數々ある。以下非凝ひの淺いもの丈を拾つて見る。

一、久良岐郡、六浦莊村、釜里谷、白山堂

金澤八景の西側で、鎌倉の二階堂へ通ずる路筋にある。この路筋は鎌倉初頭にはなかつた。東鑑仁治元年の條に

鎌倉與六浦津之中間、始可被當道路之由議定。

とあり、同二年四月

六連道被造始、是可有急速之沙汰之由、

とあつて、この道路は出來た。これは拾年前の安貞二年四月

將軍家、爲御遊覽、渡御六浦云々

などとあつて、六浦の風光絶佳を愛でられ、直路の必要を、議定されたものであらう。延長二年六月の條に

山內並六浦等道路事、先年云々

とあるので、この時の道路が大體に於て、現在の縣道と見て、誤りない樣である。現在隧道となつて居る峠には、鎌倉街道と稱する細路が、殘つて居る。その峠を越した、潤い水田區域を、宇白山堂と

何時頃からか、其傳のないのが、遺憾であるが、上代店屋の驛が、三十町東へ、移動して、當地へ上つたものである。橘樹郡から都筑郡、高座郡と、永い山間に、どうしても宿驛の必要があつたものであらう。夫に「風土記稿」傳ふるところに依れば、宿驛の助郷八ケ村を、長津田からすみ何村と呼ぶとの事である。カスミとは笹餅で細振りの事であり、近世は用ゐない言葉であるから、長津田の宿る新しいものではない。のみならず、江戸幕府は、東海道を此の線に取らず、川崎、神奈川、程ケ谷、藤澤と鎌倉街道を指定したのであるから、長津田の宿驛が、江戸開府前にある事は慥かである。何れにせよ、野津田の宿關に、東光寺曲輪の一部が、振り分けられて、郡界が村を横斷する樣になつたものであらう。

夫が兩村とも、卿左衛門配下を屈しとしないで、足を洗つたもので、たゞ南村大字鶴間には、三軒だけ、農家であるが、曲輪が殘つて居る。

一面この東光寺が、本海道の曲輪でないとなると、本町田村の曲輪が、古街道ではない事になる。本町田曲輪の條を、再參照すれば分かる事で、斯くては鎌倉街道は全く行衛を失ふ事となる。何れよりするも、この東光寺村が、鎌倉時代の曲輪であつたらう事は、動かないものと思ふ。

鎭守のないのが、遺憾であるが、杉山神社の流行して居る地域であるから、消失も亦止むを得ない。都筑郡と橘樹郡の郡界、野川村がそれならじがとは、曲輪の條に述べた。そこは延喜式小高の驛に關

結果で、普通の村では、あり得べき事態ではない。

此處は武相の國境であり、多摩、都筑、鎌倉、高座、四郡の入會になつて居り、中々に重要の地點である。

然らば、この東光寺が曲輪であつたとしても、何れの配屬かと言へば、延喜式高座郡店屋驛ではないかと思ふ。今の町谷は、同じく南多摩郡、南村大字鶴間字町谷となつて居るが、これは中世境川を郡界としたからの移動で、鶴間村の本村は依然高座郡に屬して居る。境川北であり、東である爲めに、其分だけ、小山田庄に取り込まれたから（小田原役帳）の、郡界移動で、この町谷が正しく王朝時代の店屋驛であるから、古く高座郡であつた事に間違ひない。

乃ち東光寺も、店屋驛に屬したものであらう。これが鎌倉幕府の影響と共に、この海道は裏街道の姿となり、早くも衰滅の徴を現はした。そこへ都筑郡側へ、新に長津田の宿驛が發生した。「風土記稿」云。

長津田村、鄕庄の唱を失へり、領名も又傳へず、此邊わきて邊鄙の地なれば、近き頃まで、夫役を勤める事もせざりしに、大山道の驛亭となりてより、人馬の役足らざりければ、願上、近村へ助鄕の役を命ぜられたり。

とある。長津田宿が、鄕庄領の傳へもなく、宿驛に起きた宿であるとの傳へは、正しいであらう。山間耕地もない一筋家並の町であるから、其の創始は、市が宿かの、何れかである。

六、北多摩郡、廻り田村

和名抄石津郷と言ふのは、武蔵七党中、村山党の本貫地、狭山丘陵の南面一帯で、前面に箱根ヶ池があり、其辺今でも石畑村と言ふ位に、砂利層の露出から、其名は出たもので、式内阿豆佐美神社の鎮座する地域である。

其石津の郷の東端（狭山丘陵の突端）を廻り田と稱する。丘陵下の街道沿ひ、百餘戸の農村となつて居るが、其廻り田の草分けは、長吏由輪であつたらしい。

廻り田の名義は、田が丘陵の突端を周つて居るからで、諺んで字の如く、草分けの土地を、廻つて居る田から生じた名義らしく、自分達發祥の地は、廻田丘陵中ののの最高峯で、附近一里二里の平野が一望の下に見渡し得らるゝ、形勝の地である。

そこには白山神社が殘されて居り、また

東光寺

址がある。而して古道が明瞭り通つて居り、道祖塚などの古墳もある。境内その古道は、全く王朝時代のもので、出し抜けに、尾根から高尾へ上り、峯傳ひに通る、底のもので、一度箱根の湯本で、湯坂を上り、それから峯傳ひに、声の聞所へ赴くものと、同一軌をなして居る。

東光寺は、今は麓へ移されたが、昔はこゝにあつたもので、藥師田と言はれ、所有者は鍛冶屋卽ち蜷家小町氏のものである。

五、南多摩郡、八王子町、大和田

日野本郷から、川口本郷（今の八王子町）へ入らうとする、淺川べりに在する。大和田はをわだで、小和田の義である。つまり和田村の枝村である。

「和名抄」川口郷は、北淺川と南淺川の合流する地點で、あるからの稱呼で、その本郷は今の本郷村であり、武蔵七黨の随一、横山黨の本貫地である。小和田は、この郷の入口である。この村に

東光寺

がある。今は麓とも寒とも、つかない衰れな姿である。本尊藥師如來も情けないものであるが、須彌壇丈は江戸前の大きなものである。蜷家内藤氏の話に、本尊は大きなものであつたが、悪僧が資却して仕舞つたと云。寺の井戸をまつむらの井戸と呼ぶが、何んの事やら分らないと云。少しく南にある橋をばつゝは橋と言ふ。前者は末期の井戸で、後者は碟橋の訛りらしい。

こゝの草分けを内藤氏と呼ぶ。何時頃こゝへ來たかの傳を失つてる。然し慶長十七年の頃、八王子の大久保長安の手下として、江戸稲代の悪黨、大鳥居逸兵衛なる者を、高幡不動堂の縁日に、捕縛して居る。

川口郷の東端であり、中世まで由輪であつたものであらう。

の曲輪の白山祠の、捨てられたものではないかと思ふ。

由來荏原郡は、全く曲輪の湮滅した郡で、全郡殆んど手懸りがない。

多摩川沿ひ、古海道の渡しは丸子で、鵜ノ木村の白山神社は、其名殘りと思ふが確としない。

下流古川藥師に東光寺があり、國寶藥師三尊は鎌倉初頃のものであり、古く蒲田郷と橘樹郡平間郷を結んだ地點と、思はれるのであるが、確としない。

十に近い古郷が、あつたのであるが、何故か湮滅して居る。

八、南葛飾郡、隅田村、關屋

こゝは南足立郡、牛田曲輪の前身であるから、こゝへ數すべきでなく、矢張り牛田の條へ數すべきであるかも知れないが、換骨脫皮の域もあるので、稿を更めた。

乃ち牛田の人々は、荒川堤外地の關屋に居つたが、荒川洪水の爲に、今の地へ移り、その關屋は、古くは下總國隅田村の關屋に居つたものであるが、將軍家御用地となつて移されたと傳ふ言ふわけである。

關屋天神が氏神らしいが、舊地へ捨てゝ、今の曲輪には、氏神はない。

武總國境の關屋であるが、移轉したのと、其跡へ大きな人工が、加へられたので現場は昔を考へる

ついても、屢々論議されたものであるが、自分は位置から推して、櫻田郷の曲輪、つまり關所があつたものと思ふて居る。

かすみと言ふのは、長津田東光寺の條にも、述べた通り、舊跡であるので、國語では解釋し難い。たゞ山伏などの間に、近頃まで用ゐられて居り、大抵は繩張りの事であるらしいが、かすみ網などの稱もあつて、一面網を張つて、待ち構へる義にも、通ずる事から、結局古い曲輪に、當てはまる言葉と思はれるもので、言ひ換へれば、古い鎌倉時代の曲輪は、何れもかすみヶ關と、稱ふべきものと思ふて居る。

吹塵錄、貞享元年七月の條に

羽黒山伏、自今以後、且那場不可稱國衙。

とあり、德川禁令考、延寶四年六月のものに、

一、自今以後、羽黒山伏、不可住本山之霞場、但一所不住、國國之輩者、不苦事。

とある。本山の繩張りを、犯してはならぬと、言ふ事である。乃ち霞ヶ關は、櫻田郷の霞場に、外ならぬ義から生じた、呼び名であらう。

「廻國雜記」の著者は、文明頃多摩郡關戸の關をかすみヶ關と、稱へたと書いて居るが、關てふ關は、何れもかすみヶ關と稱へていゝものなのであらう。

今跡形もないが、「江戸名所圖會」に、溜池近く、白山神社の獨り祠のある事を、載せて居るから、こ

一〇、北足立郡

三一、北足立郡、[redacted]□□

本郡は江戸初期設置された中仙道が、南北に縦貫する。今曲輪の陣容に當つて、中仙道の西側を、南から初めて、北に進み、郡界笹目村から、東側に移り、南下して新郷村に終る事とする。

○[redacted]の曲輪は、中仙道に接して、浦和町の南端に位する。

○白山神、社殿は大きい、神殿は銃、棟札はない。

○農家十戸許り。

○豊多摩郡の[redacted]にも、白山神社がある。[redacted]と白山と、何か關係があらうか。

こゝは和名抄の[redacted]の郷である。直ぐ北隣町に、式内調神社がある。但し中仙道の開通は、慶長年間であるから、こゝへ出たのは、其後であらう。築創の事は分らない。

昔[redacted]そのものが、曲輪であつたかも知れない。寺を賢玉寺と稱し、金子内匠なる人が、藥師堂を建て、賢玉寺は其別當寺と云、鎮守八幡社の境内には、十抱への老杉があつたが、明暦二年の大風に倒れたと云。

古村には遺ひない。

三二、北足立郡、[redacted]、[redacted]□□□

非望、この邊を和田の宿と唱へしとなり。又云、この海道寺の地に替りしは、寛永年中の事なり。

之は半田の傳承を載せたものであるが、泥深い、江戸開府後の新田地を、昔の海道が通ずる筈はなく、半田の人が、往昔隅田の木母寺附近の海道筋に、居つた事の曲傳と見るべきで、和田の宿とは隅田の宿の事であらう。

この曲輪は、近世足を洗つたもので、土地の大さへ曲輪であると言はなければ、純然たる農村である。洗ひ方が、少し遲かつた丈である。

三五、北足立郡、[redacted]

○[redacted]から、桶川宿へ通ずる道筋で、下村は、桶川宿南方中仙道筋に位置する。此處は一町内でも、別々の曲輪である。本來二ケ所となすべきものである。

○兩村とも白山神。

○農家が多い。町谷二十戸、下村十戸。

町谷村は、昔は獨立して居つた村である。宇名に上宿中宿とあるから、中世市によつて開かれた町である事が推想される。曲輪は共のとき設けられたもので、夫が江戸開府と共に、中仙道の開通となり、桶川宿の建てられると、共に下村の分れとなり、今日に至つたものであらう。

○從つて下村の方が、白山神は立派であり、町谷の方は、哀れな姿となつて、宅内祠の觀がある。下村の白山社を祭ねたときには、祈祷祭りで（四月二日）弦の上で十人許り、焚火で廻をして、神酒をやつて居つた。

神木は百年許りのものである。町谷の人は、農業に精進して、既に曲輪であつた昔時を忘れた趣が見える。下村が設けられたときに、手を洗ふべきものであつたらう。

三六、北足立郡、[redacted]

○川越から鴻之巣、又は桶川へ通ずる街道筋に位する。今は僻道の地である。

○白山神、樹木の繁る、境内をもち、また長い参道もあり、舘守として一般村のものに勝るとも劣らない。且つ奥の院と

る事は、慥かであらうか。

○遠流を聞いたらい、坪之内の名主の家來と傳へられて居るとの答であつた。坪之内の名主とは、今日落ちて、東京へ出たとの事であるが、先祖は井原土佐守と言ひ、天正頃の人で、此地の地頭であつたらしい。

村内徳星寺藏古文書に、

唯吉之内、徳正寺門前共に、任佐守、諸役免許、可為不入者也。仍如件

天正十七己丑八月廿八日　　岡阿彌　花押

井原土佐守殿

とある。これは岩槻城主太田氏房の出したものと言はれ、門前共とは、取りも直さず、曲輪の人で、任守とは、先例を言ひ立てて、願出たもので、葦作りの註文から、諸役免除されたものとは、違である。乃ち守護不入の昔が、懐しかつたのであらふが、夫れが、子孫今日の悲運をなしたもので、早く帳内者となれば、一般百姓と、掛しも變る理は無かつたものである。

○對岸荒川を隔てゝ、比企郡出丸村であるが、また入間郡とも境し、三郡の入會である。

荒川は寛永以後の新設で、それまで比企郡との境に、川はない。荒川が開通されたので、街道は平方町へ移つたもので、隣後次第に、隣村僻地となつたものであらう。

ふ。

○次ぎは同年七月のもので、覺嚴大法師の爲めに建立された。

覺嚴大法師、往生極樂、諡大菩提也
願主□□　文應元年太歲庚申七月

とある。この覺嚴大法師も、如何なる人か分らないが、この人は、大輔公と違ひ、曲輪の人であらうと思ふ。

當時土方に於ては、曲輪の人を、內外共に、何々法師と呼んで居り、淡路法師とか攝津法師、吉野法師、播磨法師と古記錄に出て來るので、眞の僧侶ではあるまじく、大法師とあるので、名だゝる頭だつたのではあるまいか。

願主が孝子か、否か分らないが、特に消してあるので、此方は間違ひなく曲輪の人であり。覺嚴大法師の極樂往生疑ひない、大法要をしたときの建立である。

願主名を消したのは、元より近世の仕わざで、この例は實に多い。比々然りである。願主の名があつては、素性が分かる。かくては當の冠者の故事を、作る事も出來ない。そこで取つて仕舞ふのであるが惜しい事がある。

○次ぎに文永年のものであるが、櫻の中へ喰ひ込むで、上部種子丈しか見へない。將來櫻が枯れて掘り

○越えて四年、寛元四年三月、彌陀三尊の碑が建てられた。其銘に、

卓平池上二尖六像、變現大小、更無定相、

と刻された。

敎文の意義が、判しく分らないが、此地の四周が水田で、當時に於ては、池沼と思はれるので、そこで卓乎として池の上に、そゝり立つ彌陀三尊も、尖六の來迎彌陀如來も、更に變らないと、彌陀の淨土を希求し、敎へられたものであらうか。乃ち此板碑が、後の阿彌陀堂建立の、先驅をなしたものであらう。

○次ぎは文應元年六月（寛元四年から十五年）の碑で、

過去大輔公、母尊、出離生死、往生極樂

とある。大輔公とは如何なる人か、分らないが、過去大輔公の供養に建立されたもので、過去とあるから、早く故人となつた人で、其の人が、何年經つても、往生出來ず、迷ふて居るらしく、其爲め追善供養したものであらう。

會津の郊外の刑場に（今は畑となり、松の木が一本並つて居る）、鎌倉在年銘のものであり、來迎彌陀三尊の、雲の上から光明を放つ御姿の、實に立派な大石像に、

右志者、爲於此所、斷罪聖靈、出離生死、往生極樂、

の銘がある。それと軌を同うするもので、大輔公なる人は、恐らく此地に斷罪された人であらうと思

福島氏によつて、山番として配されたものである事が、傳へられて居る。それ故、曲輪附近の農家に對しては、一番古い事となる。

「風土記稿」に「村内穢多六軒あり」とある。

風記の著者が、同じ足立郡内で、一つは「長吏、軒」と書き、一つは「穢多、軒」と書く。何故の書き分けか、註釋はないが、こゝでは穢多とは、番太をさして居る様に、思はれる。これは著者に、深い見識があつての差別でなく、土地の書き上げなり、言習はしを、そのまゝ採錄したと見るべきであらう。

三八、北足立郡 [redacted] 下町 □□

○中仙道筋に位し、街道を中にして、村も曲輪も分かれて居る。

○白山神、合祀されて、座堂である。

○街道筋であるが、農家である [redacted] 分十五軒、[redacted] 分二十一軒、[redacted] 分は [redacted] から分かれたものである。田間宮には、別に曲輪があるのであるが、彼處は山番なので、別に取り立てたものであらう。長吏職は、長吏から出るとの不文律でもあつたものであらうか。

○白山洞に、碑文があり、文明年中起立したものと云。昔は杉の大木が二本あり、其故小字名を二本木と呼んだと云。駒繋ぎ松とも言ひ、源の頼義が馬を繋いだところと云。

三九、北足立郡、[redacted]

北條氏になつて、丹波の國へ所領替へになつたが、郡中此人の館址を、他に傳へないのであるから、稲川説が眞であるとしなければならない。

若し然りとすれば [redacted] は川越よりする入間街道を押へ、[redacted] は、松山よりする垰企街道を押へ、共に郡界に、地頭足立氏が配したかとなる。

若し地頭に關係ないとすれば、「和名抄」「稲直」の郷の所屬となる。然し稲直の郷の本郷も、結局稲川宿に決定さるべきであるから、この兩曲輪は、稲川宿前身の配屬と見て、大過ないのではあるまいか。

中世以降、この附近の治亂興亡は、遂にこの曲輪には及ばなかつた。寺は應永と、慶長と兩度燒けたと言ふが、燒けずに殘つたら、或は一節の文書位存在したかも知れない。文書は見込みないとしても、以上の板碑も、櫻が殉き込まなければ、或は凡てが破棄されて居つたかも知れない。以て他の古き曲輪の往時を、類想すべきであらうか。

三七、北足立郡、[redacted] □□□

○中仙道に關係のない、村中に混在して居る。内二軒は、六孫王經基の館址と傳へらる。土壘近くに住居する。[redacted] 村とは、[redacted] の三ケ村の合同した名前である。

○白山神、神事は拾壹面觀音。

○民家九戸、副業に注意しないならば、一般農家と、全く變らない。

○白山神を祀る家を初め、何れも松坂氏を名乘る。そこで附近では、松坂組と稱し、村で一番古いと言ひ傳へて居る。

○こゝに附近切つての藥家で、屋敷廻りに大木生ひ繁り、宛然城郭の如き觀ある苗分け福島氏が居住する。乃ち曲輪は、

○雛遷の地、街道には關係ない。

○白山神。

○農家七十五戸。大村である。

○近く本郷村がある。谷古田鄕の本郷で、中古の廃でであり、古廃ではない。其の前であるから前野宿と唱ふるものであらう。

ところが本郡には、前野宿と呼ばれる曲輪が、他にも三ヶ所ある。中丸村と、加納村、八王子村が夫である。「風土記稿」本村の條に

前野宿村、一村殊多のみ住して、家數四十餘、族すること諸國に殊多の住所を、夙と唱ふる所多し、姿も前野夙と書くべきを、同音故に後世宿の文字を用ゆるならん。

とあるが、夙は守戸の事で、古墳が無ければならない。以上四ヶ村は勿論、本郡には、古墳は殆どない。

と言つて戦國宿場であつたとは、其何れもが認められない。

北豊島郡前野村にも、「長東二十四軒居住し前野宿と云」とある。

前野とは、本村の前面を稱する名で、前原、前畑、前田何れも同義に出づるもので、名寄の上から、下村西村などゝ共に、賤視の感は毫しも見えない。寧ろ御苦勞様の感が、籠はれて居る。宿は農家と異り家並の並ぶところから、他の宿場に、なぞらへて、俗稱したものであらう。この郡附近に限るので、これまた地域的の名稱傳播であらう。

新田の百戸にも殖えたのは、近頃の事で、耕地が廣いので、四方から集きつたものと云。

以上の傳説を正しいとすれば、江戸前期、元祿頃にも、分け曲輪を立てゝ、足を洗ふ曲輪もあつた事になる。一人二人の足を洗ふ事は、喧しくとも、一村全部農人になるに就いては、醒家でも仔細は無かつたものであらうか。

四三、北足立郡、[redacted]□□

○岩槻や、大宮へ出ようとする、街道にある。

○白山神。

○農家、十三戸ばかり。

○この白山社の境内にも、標柱の石碑がある。小針村と同じで、明治四十四年十月、和歌山縣から、下駄表の製造が傳はり、騨下を遊説して、僅々七年間で、年産百萬圓を越えたと書ふ事が記されてある。

四四、北足立郡、[redacted]□□

○岩槻街道筋。

○白山神、曲輪外の人も、參詣する者が多い。

○農家十四戸ばかり。

四五、北足立郡、[redacted]□□

○下戸谷白山社の、鐘取りをして居る小林氏は、大昔原谷へ土着したのは、自分の先祖只一軒であつた、その子四人が分家して、夫が今日の大をなした、但し小堤とは別であると。

五一、入間郡、[redacted]□□□

○原中で、街道筋ではない。

○白山神、鳥居はない。

○農家十六戸ばかり

○この曲輪を、精進場と言ふ。[redacted]の曲輪にも、精進場と言ふ池があつた。之は罪人を處斷する時に、最後の念佛を唱へさせ、また血穢其他淨むる地で、多く刑場を有する曲輪に、其名が殘る。

[redacted]の精進池は、さこそと思はれるが、この曲輪を精進場と言ふのは、刑場支けがこの地へ移つたのか、否か定かでない。

五二、入間郡[redacted]□□

今は勝呂、鶴ヶ巣と、入間川、扇町屋丈けの往還であるが、昔は川越から、小堤、原谷を通つて來たもので、こゝは「和名抄」勝呂鄕の入口である。

○白山神、水田から崖上にある。參道はない。

○農家二十九戸ばかり。

四九、入間郡、[redacted]

○東北指呼の間に川越市を望み、入間川街道に位置する。村の出口に寛保十一年の道標が立つ。高麗、越生、扇町屋、八王子、と、それが、嘉永四年には、山口、府中、國分寺、と變つた。大山信仰流行の時代を語るものであらう。

○白山神、社殿は立派であり、社内が賑やかである。宮隣りの人が、加持祈禱をなし、天然痘とお産に効驗があるとて、非常に遠くから、參詣に來る。白山神と記された幟が、無慮數百は立てられてあつた。齒痛の効能は無いらしい。

○農家五十戸ばかり、少しく密集の嫌ひがある。「入間郡史」傳ふるところによれば、以前は、川越仙波喜多院の地に居つたのであるが、東照宮造營の爲めに、此地へ移されたと云、その又前は上州に住し、天正の初め砥石賣りをして居つたとも云。

五〇、入間郡、[redacted]□□

○こゝには、[redacted]の[redacted]と[redacted]との三つの曲輪が、一つになつて居る。廣い平野の中であるが、三村の中央を、南北に鎌倉街道が通る。勝呂村へ通るものである。

○三曲輪とも、各自に白山神を祀る。三好野村原の白山社には、天正四年銘の懸佛が御神體をなして居る。小堤村の白山社には、直經五尺の大杉があり、この杉も天正年間は出遊ひない。

社殿は、三好野村が貧弱で、宅地神の樣であるが、他の二村は堂々たる鎭守である。

○民家は何れも農家で、密集ではない。[redacted]が六十戸[redacted]が四十五戸[redacted]が六十五戸、合せて百七十戸の大村である。

○白山神、領守として立派な境内社殿を有する。

○農家八十餘戸、比企郡第一の曲輪である。

風記には三十六戸とある。

○これを比企野と書ふので、比企郡の郷家が何處か、見當がつく。比企郷の野であるから、比企野で、本郷はこの附近である。

松山の岩崎家に傳はる文書に（風土記稿所載）松山領内、又山方で松山の市へ出さずに、他所の商人へ直接賣る者がある。かゝる者の

一類共に成敗を加へ、妻をば比企野へ、可出置、賣手の錢、隱密に可申上候

とある。天正九年九月北條氏の出したもので、本郷町人宛てのものである。

一類の成敗は分つて居るが、「妻を比企野へ出し置くべく」とは如何なる事か不明である。一類成敗であるから、比企野へ出すことも、經役には當ひない。

松山には、梁本に曲輪があるのであるが、成敗場が無いからであらう。

「妻曲抄」壹光寺修行に

げに大蔵につき川の、流も早く比企野が原、秋風はげし吹上の

とある。當時既に曲輪があつたか、否か、比企野へ設けられたので、一口に比企野々々々と稱へられたものであらう。

五七、比企郡 [redacted] □

二二、比企郡

五四、比企郡、 [redacted] □□

○足立郡石戸宿から、松山城下へ入らうとする入口である。三方水田で、坂の中腹であり、要衝の地點である。

○白山神、街道から石段十數階の上にある。

○農家七十軒人とで六十五戸ばかり。相當殿大な家も見える。

○松山城のものであらう事は勿論ない。松山の町は、松山の城下町で、それまでは市だけである。松山の城は、小田原北條氏の勢力が北進して、太田氏や上杉氏と、屢々攻防戰のあつた城である。

五五、比企郡、 [redacted] □□

○農村は、名の如く高燥である。この曲輪は街道筋に接して居らない。

○白山神、今は合祀してない。かはりに天王様を祀る。

○農家二十六戸ばかり、散在して居る。

五六、比企郡 [redacted] □□

○比企野の眞只中にある。秩父街道と松山街道の追分である。

重要街道筋ではない。農家十六戸。一村全部水野姓。

○白山神、半分朽ち果てた、哀れな姿をして居る。それでも虫歯に効くとて、遠近から参詣に来る。昔は曲輪で祭りをしたが、本村の氏子となつてから、曲輪の人は、酉お頭水野氏に任かして、頓なくなつたと云。祭りは九月の日待ち。

○水野氏の当主は女で、昭和六年七十二歳の人であつたが、斯様な事を言つて、笑いて居つた。

子供の自分は裕福であつた。

新田の坂田より、水野の方が古いと慥かに傳へて居る。どう言ふわけで、下谷（曲輪の名）の者だけが、賤められるか、其わけが分らないと、常々老人から聞かされて来た。新田の（下谷の人は、本村を新田と呼ぶ、御正新田村の事である。）の人は、後から来たものである。

と、そこで、新田の坂田氏を訪ふ。今は家屋敷だけ殘つて、古文書も、傳説もない。墓場を尋ねると、（坂田山称宏寺内、同寺は坂田氏の所有寺と云、数々の江戸期の寶篋印塔の並列する中に、突如として板碑が二枚、其の一枚には、明かに徳治二年が讀める。

水野氏の墓場には、見るべきものは無かつた。六ヶ敷い事になつて来た。坂田氏が江戸時代名主なり、庄屋なりで、栄えた事は分かるが、徳治年間からある村ならば、豈夫御正新田とは言ふまい。一方下谷曲輪も（水野氏の御先祖の墓は、文四年辰十二月、守戸ともつかず（但し附近精査なされば、随分は出来す）長吏曲輪ではなし。若しも野守ならば、鎌倉へは上らない。この勝負は後日の調査に譲る。

○御正村は数ヶ村を合せた名であり、この邊古く大里郡の郡家の所在地と推せらるる村である。

次ぎに隣村吉岡村の曲輪（四十戸、農）を楊井と稱する。古郷楊井郷の名殘りである。

二三、大里郡

六〇、大野郡 [redacted]

○前方後圓墳、天神山古墳の墳丘、山間に散在して居る。

○曲輪に鎮守はない。天神山の天神社を氏神として居る。一陪塚に、白山神が祀られて居るが、吉松某氏の私祭で、曲輪では知らないと云。

○農家三十戸ばかり、副業は藍細工、他村との關係はなく、山間平和の里であるが、耕地の狭い爲めか、貧農が多い。

○明かに守戸である。交通路さへ整束かない山間、偉大なる古墳の傍に、荒川平野を眼下にして、遙に旅ヶ谷方面まで、指呼の間に見渡し得る。

従来信州北他に、守戸ならんかと、思はれた曲輪も、数々あつたが、こゝ程適確なものはない。

いつ此地へ来たかを傳へず、山番の傳へもなく、氏神もなく、厳石佶木の如く、千年この地に居つたものであらう。

古墳には埴輪も見える。併て種々のものも出たが、寛つて仕舞つたと云。埴輪の出るところは、既に一部耕地となつて居る。

六一、大里郡、[redacted]

○醫寳院原と大里の平野との映に介在する。

○分かれた各村の年代は、戰國時代に上るものがあるので、駒形十郎が先祖と言ふわけには行かない。中興の人である。

六三、大里郡 [redacted]

○平野の中程で、四周に人家があり、一見して分らない。

○白山神、古墳の上に祀られて居つたが、最近寄り飛ばして、跡形もない。

○凡て百餘人である。五戸ばかり。何れも其の姓を光明と名乘る。

○附近は古墳群であ。双子塚を初め、大小合せて三十餘基、塚原の傳說を殘して居る。こゝを三ケ尻と言ふ。諏訪の神、鶴ケ岡へ寄進されたものは、正しく此地である。古墳の側ではあり、守戸と言ひたいが、百餘人ばかりの貧家で、千年の歷史を有するか疑はしいものがある。容落する因山があつたものか、近世の山番か、全く傳へを失つて居るので、後考を俟つより外にない。

六四、大里郡 [redacted]

○田の中の新田である。

○白山神。

○農家六戸。

○三ケ尻の分れである。頭を藤原左衛門と呼び、鍋を判かしたものと云。この地の舊家は森田と呼ぶ。墓場を調べたら森田氏の墓は、年號不明の板碑一枚、正德四年を初めとし、寶永元年に至る、六十年間、寶篋印塔十六基並ぶ。藤氏の

る事を許されて居る。

○澤山の古文書は、雨漏りを知らずに居つて、皆腐つて仕舞つた。

以上の傳へは貴重のものである。甚だ雨漏りのものでもよいから、古文書を見たかつたのであるが、六月盛夏の忙がしい最中だつたので斷られた。

現在龍ケ谷町には、宿に三軒、柳原に四十軒、坪井四軒とあるが、久下や石原はあつても、重田に人別帳がないから、他から出たか、新らしいものである。

上石原の金井曲輪は、既に足を洗つて、一般農家と少しも變らないが、此處で人別帳を押へられて居つては、否應なしである。

武川村の [redacted] 曲輪も、足を洗つて居る。

藤澤村 [redacted] は、遂に四ケ所に分かれて、榮えて居る。

○扨て如何なる因山で、この曲輪が、遠く大里郡の [redacted] まで、支配したか分らない。多摩郡南澤の如く、本庄であれば仔細はないが、かゝる庄のあつた記錄がない。隣村 [redacted] 曲輪が、守戸關係であるから、何か古くから居つた因緣でもあつたのであらうが、然らざれば、男衾郡の那家が近くあつたものであらうか。

鶴ケ岡文書（地名辭書所載）諏永二年の寄進狀に、

武藏國 [redacted] 鄕云々

とあるとの事、若しや此地ならば、諏訪社領に寄進した、東筑摩郡宮所の如く、社領地の狼藉停止に、鎌倉から派遣されたものであらうか。後考を俟つ事とする。

七年に祀つた「白山比咩神社」と明記された棟札が入つて居つた。當主も誰も知つて居らなかつた。この附近では、氏神とは屋敷の乾亥へ、祀る神で、鎭守とは異ふと稱し、各戸必ず祀つて居る。

○昔は藁細工をしたらしく、臼が設けられて居るが、今は何れも、寒いで仕舞つた。蓁は享保を最古とする。山番である。

六九、大里郡、[redacted]

[redacted]は、上本田へ赴く、坂の下で、路線は本田と[redacted]結ぶ、重要線である。農家三戸。神社も何もない。

○赤城は、山又山の、其のまた山の中である。僅に二戸。然し農家であり、大きな家であつた。何れも山番である。

七〇、大里郡、[redacted]□□

○こゝは赤城より、まだ山の中である。險惡たる森林の中で、如實に山番を示して居る。僅に三戸、家は大きくない。

○頃の屋敷の乾亥に、藁作りの、高二尺にも足りない、小屋の中に、白山神が祀られて居る。同じ白山比咩神乍らの感が深い。

七一、大里郡、[redacted]□

○秩父街道を掘して居る。昔は山から山へ、延々たる小間木を立てゝ、街道一筋路とし上下の人を吟味して居つたと云。

○白山神。合祀されて、今は小島氏の私祭の如くなつてる。その社跡に、偉大なる凹石がある。長さ三尺に近く、高さ五寸もある。如何なる用途にあてたものか、村人も分らないと云。

○白山神を、鎭守らしくして居る點が異るが、こゝも寺戸ではあるまいか。

六七、大里郡、[redacted]□□

○山間である。農家十二戸ばかり。臺地の上に居るので、上の山の人と稱したが、何時しか曲輪名を上の山と稱する。平方に對しての名である。

○白山神。三つある。曲輪は細路を距てゝ、松島曲輪と小林曲輪の、二つに分れ、兩方で、こゝやかに白山神を祀つて居る。

○本田村の本田登氏の先祖が（本田ホッカエ）、此邊一帶の領主であつた。この曲輪は、先祖の頼みで、山番をして來たと云、非年代を得へないが、江戸の前であり。そして村方の分れで、他から來たものでは無いと云。

○本村平方村の鎭守は天白様である。天白様は三河の設樂では、仙人だと言ひ、信州南佐久では、山伏だと云。山方で祀るらしい。共の末社が、大神宮と、稻荷神と、次ぎは島國豊岐天ノ手長男神と云。本村そのものも、農耕の民とは、少し趣きを異にする。

六八、大里郡、[redacted]□

○農家六戸。鎭守はないと云。一番の頭はと聞けば、私の家と答へる。そこで共の家の乾亥の石祠を、調べて見たら、明治

二五、兒玉郡

七六、兒玉郡、[redacted]

○別所に曲輪のある事は、意義の深い事であるが、今ここで、力說するよりも、「別所の研究」で記述した方がよいと思ふので略す事とする。

○農家十七戸ばかり、日除人も混ずる。

兒玉郡だけで、曲輪の數は五十三ヶ所ある。大同小異と思はれ、餘りにくどくなるので、抄略に從ふ事とする。

○○○○世○○

○○○年

二十二夜塔

十二月吉日

伏字は、故意に抹消したものである。かゝる物まで、消すには及ばないと思ふが、況して年號まで、消すに於ては、正氣とは考へられない。

七五、秩父郡、[redacted]□□

○縣道は、曲輪の裏を通る。舊道は曲輪の中を通る。

○白山神、

○農家二十戸ばかり、中に皮革業者住む。

○秩父郡には三ヶ所しかない。四多摩郡の如く、山間の爲めであらう。但し山間だから曲輪が無いと言ふ意味ではない。

理由は別であるが、今までのところ、山間へ入ると無いのが普通である。

秩父郡には、下吉田村、小森に、白山を祀る村がある。大きな神社ではなく、末社が稻荷に疱瘡神であるので、昔の曲輪ではないかの懸念がある。この附近の曲輪は、皆疱瘡神を祀る。

北武蔵から上野の國へかけて、曲輪の數の多い事は、全國に冠たるものなので、踏査しない間は、何かそこに鎗鉾が、あるやうに思はれた。然し實際に見た結果は、殆ど江戸期の山番が多いので、失望した。

數が多くとも、何れも三戸、五戸の曲輪が多く、甚しいところになると、一戸の曲輪さへある。

大里郡中最も數の多い村々を、示せば次の通り。

村名	箇所數	平均戸數
花園村	一一	八
藤澤村	一〇	九
肥塚村	四	六
玉川村	四	九
長井村	四	一一

村名	箇所數	平均戸數
寥本郷村	三	五
幡羅村	一二	三
櫛澤村	五	三
	一六	九

本郷村の如きは、一戸の曲輪が、四箇所もあり、他には二、三、四、五、六戸と言つた有様で、其平均が三戸である。

もと〳〵其村一つ〳〵の研究が、目的ではなく、全體の研究を目的とする以上、其勞多くして、功勘

同じあだち郡であり、同じくる塚なので、足達ヶ原の鬼婆の、本は此處だと傳說して居るが、鬼婆は奥州安達ヶ原に、間違ひないであらう。

何故黒塚が恐れられるかと言へば、此處は斷罪人の所刑場の塚であつたと思ふ。黒塚は晴塚の義で端にあるからの名義と思ふ。

がいる塚を内外共に恐れるのは、自然の事で、偶々奥州安達ヶ原の故事も傳はり、怪奇な傳說を生じたものであらう。

○この曲輪が、何時頃足を洗つたか、不明であるが、岩槻落城の時に、頭の家へ、片岡源太衛門が落ち込んだと傳へて居る。

岩槻城も度々陷落はして居るが、片岡は天正十八年降伏の時であるから、恐らく其の折は、曲輪だつたのであらう。

○隣り村の、右衛門八村は、この堀の内の右衛門八なる人が、開發したので、其名がある。寛永六年の水帳に、堀之内村、右衛門八の分と記されて居ると云、然れば寛永六年には足を洗つて居つたと思はれる。

歩き且つ調査をして見た。其結果、曲輪について言へば、古郷古村に丈配置されたらしい狀態が分つた。今は足を洗つても、指郷の何れも、其入口と思はれるところに、長吏曲輪のあつた事を、提み得た。

城主（小田原北條氏）が配置したと思はれる曲輪のある事も分つた。（元八王寺、小比企、相原の如き）新しい野守山寺の配置も分つた。（運光寺、宮郷の如き）同じ野守、山守でも、山谷又は山家と呼ばれて、一部では筋が悪いと、言はれて居つても、弾家には關係なく、特殊部落として、今日取扱はれて、居らない曲輪の、數々ある事が分かつた。（乃ち北武蔵では、此等の山家が凡て曲輪となつて、其數を増して居るものである。）

又小人見村の如き、素人村が新しく、江戸期に於て、曲輪の仲間入りをしたと、言ふ様な特異のものゝ、ある事も分かつた。又久米村野口村の如き中古不明の郡界が曲輪によつて、明瞭りして來る事も知り得た。

以上は曲輪の踏査記だけでは、明瞭でない點が、あらうと思ふが、何れ續いて上梓しようとする「多麻郡史」を參照して貰ひたい。

四、荏原郡

荏原郡には、雜色村は殘るが、曲輪の無い事は、夙にも言ふ通りである。一箇所近世前期まで殘つた、品川宿品川寺盛地の曲輪も、全く跡形も無いので、往時を知るに由ない。

色には、國の雜色もあり、郡の雜色もあり、郷の雜色もあつて、大體長吏と同じ様な、事をして居つたので、其關係からであらふと思う。

其點荏原郡にも、豊多摩郡にも、宿足立郡にも、はつきり雜色村は殘つて居り、然も此三郡とも、長吏曲輪が築められない。之の關係は、恐らく偶然ではないであらう。たゞ兩者を繋く、直接の資料の無いのを遺憾とする。

今久良岐郡に、一箇所あるのは、既述の通り、鎌倉時代設置された、釜利屋郷白山堂村の後身であらう。

二、都筑郡、橘樹郡

この郡も足を洗つて仕舞つた。今殘るものは、殆んど江戸時代のものである。

東光寺村の如きも、村名に殘らなければ、全く曲輪の後身と判する事は、困難である。

三、三ノ多摩郡

多摩郡は、自分の郷里である丈に、昭和八年「多摩史談會」を起して、各村巡禮をして見た。其趣旨は、上古から、平安朝式内社、和名抄郷となり、更に今日の町村增大をなす迄の、郡の歴史を開明するにあつたもので、此三郡が、徹底的に開明されたならば、以て一國を類推する事を得べく、一國の史を提かみ得たならば、以て日本の歴史が分かるだらう、との考へで、設置したもので、殘る隈なく、

遡らないであらう。

岩槻城を初めて築いた人は、太田道灌であるが、江戸城を通じて、其の周圍に、江戸城關係と思はるゝ、曲輪は一箇所もないのであるから、岩槻城主が配したとしても、其後の事で同城を小田原北條氏が、攻略した後の事であらう。鉢形城の例もある。

本郡を通ずる中古の街道は、綀馬（乘潴驛）から、笠目（かさめ）村へ通り、植田本郷から大宮、植川へ（一つは原の市へ）さしたものである事は、曲輪を通じて推想する事が出來る。

七、八　間　郡

本郡の古郷は八郷である。大體曲輪の數も適當であり、夫々本郷所屬と思はれるのであるが、適確に押へ得ないのは、精査が足りない事に、原因するのであらう。

八、比　企　郡

曲輪名の比企野によつて、比企郷の位置に決定を與へる位のもので、曲輪自身には、見るべきものがない。

九、大　里　郡

大里郡は、昔しの男衾郡、榛澤郡を合せ、四郡を明治廿九年に集めた大郡である。集めた丈に、他の郡と異り、四郡の曲輪狀態は實によく似て居る。

敗の多い點は、信州の佐久郡、小縣郡と似て居るが、內容は異る。信州の曲輪の、何れも街道の要地

立性格的、駅使無途

者は、どし〳〵業人になり得たならば、今日の部落は生じなかつた、かも知れないのである。之は驛家に限らず、勢力を擁した長吏頭の、何れも取つた政策らしく、單り驛家を責むるのは、無理かも知れないが、幕府の長吏頭だけに、罪の大半は負ふべきものであらう。

次ぎに、岡田の關屋と、小山田の關屋と、國境に關屋があり、所謂關守として、曲輪の人の配置されて居つた事を知り得た、豆相國境箱根芦の湯の曲輪も、關守であつたとの傍証になる。

六、北　足　立　郡

本郡の古郷は、五郷であるが、其中四郷までは、中仙道西側で、東側は、發津（ほつ）郷一つ丈しかない。曲輪もこの古郷に在して、見沼用水沿岸には、新郷村に一箇所新らしい曲輪がある丈である。

新道中仙道筋へ出たものは、加納村丈で、此點信州の、中仙道や北國街道へ、競うて出たものと、甚しく趣きを異にする。今の中仙道は、慶長頃のものであるが、其時既に此郡では、長吏は其機能を失うて居つたらしい。

石戸村の國寶板碑や蒲櫻は、共に全國民に誇るに足る遺物であらう。將に箱根芦之湯と双璧をなすものである。

城主が配したかと思はれるものは、岩槻城だけで、小室村、加納村、泰岡村、片柳村、新郷村など、何れも岩槻街道で、この道筋は岩槻築城と共に、開かれたものであるから、此處の曲輪も、其前へは

詳細は何れ「武藏の長吏」として戰せる豫定になつて居る爲に茲方へ讓る事にする。

終つて辨當を濟まし、午後は人見村の見學に赴く。小川莖地事務所長の案内で間道を拔けて武藏野原を散策としやれた。丁度櫻の八分咲き、春の日ざしもなごやかな絶好の見學日和であつた。先づ淺間山へ上り淺間神社に參拜する。御神體は一寸五分の銅佛であるが昔て社殿火災に罹り、爲に輪廓それと判然せぬ程にくづれて居る。總代河内家に奉安し毎年四月一日の祭時に際し移し參らせる。今は山上小祠のみ存するも前には江戸にまで信仰の擴まりし由を傳へ聞く。此山も別名人見山とも稱ひ、又堂山とも稱す。以前觀音堂の在りし爲なりと村人は謂ふ。西山を中山と稱ひ、次ぎを前山と稱へ三山鼎立する。更に東へ續を引き木森山、二子山と續く。武藏野平野の中心に屹立し、一望十里國府を眼下に見下す景勝である。先頃迄松杉等の大樹鬱然と生ひ茂り深山の趣を感ずる程に見事であつたが戰爭中は防空陣地となり、終戰後は燃料不足による亂伐で今は昔

▽第五十八回例會△

昭和二十一年四月七日午前十時より多摩墓地高橋記念館にて開催す。豫告の通り「多摩郡の長吏」の題にて菊池山哉氏の講演。

話の要旨をまとめれば、多摩郡中の長吏曲輪の一つ一つに就而其の概略を說明したものであつた。即ち夫等曲輪は主として古街道筋に居を占めて居り、多摩郡としては、武藏國府を中心として東は大井驛又は藥師驛へ、南の方は鎌倉並に相模の國府へ、西は甲斐の國府へ、北は上野の國府へ赴く街道筋に最も古き曲輪が存在し、其中には明らかに鎌倉時代へ遡るものがある。次ぎに降つて戰國時代城主の配置したと思はれるもの、例へば八王子城を中心とするものがある。更に江戸時代に入れば僅かに數ケ所に過ぎず、多摩郡には非太曲輪で、特殊部落の扱ひを受けるものは無い。

多い、頭と稱せられる家柄がない。そして前方後圓墳の側背に蟠居して居るから、其然るべきを考へたので、畿内の陵戸に、既に文書や傳承のない今日、これ以上の査を索むる事は困難である。

但し胸刺國造關係と思はるゝ佐原郡多摩川沿ひの大古墳群、並に其一族かと推せらるゝ、豐嶋郡上野臺の古墳群には、共に守戸と思はるゝ部落はない。又身邪志國造關係と思はるゝ、埼玉郡笠原村附近の大古墳にも、それらしき跡方はない。轉じて印幡、須惠、國造の大古墳にもない。馬來田國造のものには殘る。

この問題は、上毛國造方面と共に、更に一段の精査を要する事柄として、決定までには至らない。

次ぎに上方へ行く。

勘から寸、殊に鑓元上屋は「六義園十二景八景」を勘選し、雲上人の詠歌も添へて下賜遊ばされたと謂ふ。

次いで三木讃吾氏より江戸時代庭園として殘れる後楽園、須磨宮と共に最に勝れ名園の一であり、本園は其の臨一と雖ともよく、建物は震災で焼失し去つたが、幸にして樹木はよく保存せられてあり、廻遊式庭園として當初の面影を殘す貴重のものである事を話された。殊に本園は自然の川、山を利用したものでなく、全くの平地に工を起し、池を掘り、流れも設け、其土で築山を造り全くの人工に成つた點が特記すべきである事を附け加へられた。

正午となつたので芝生で賛當をつかひ賢く休憩する。

一時頃から所謂八十八景の廻遊を始める。此の一つ一つに古歌にちなんだ故事謂はれがあり、説明を聞かないと分らない。廻遊の初めに細井廣澤の筆に成る標石が立つて居る。前島氏より八十八景の一つ一つに就て丁寧に古歌によつて出所出典名を話され、中には古歌のみでなく、支那の古事を知らなければ、其由來名が分らぬ込み入つたものもあ

▽第五十九回例會△

昭和二十一年五月十九日本郷六義園見學會を催す。

此園は戰災の爲め建物は殆ど燒失し、爲に今は一般に公開して居らない。公園課の好意に依り特に本會の爲見學を許されたもので、從て場内人無く本會獨占の感があつた。

午前中大きな池を前にして島や築山を眺め乍ら園内の芝生に曲輪座になつて、初め前島康彦氏から園の内容に就て講話がある。

園は元祿の頃、郡山の城主柳澤吉保の造られたもので、吉保は老中として將軍綱吉の信任厚く、晩年徐り評判はよくなかつたが、本園を造て吉保の人と爲りを見る時、學識は相當なものが有り、殊に和歌には趣味深く、六義園の名も和歌の六義（風、賦、比、興、雅、頌）から採つたものであり、造園一切は吉保の御意になつたものと謂ふ。

工が竣ると將軍初め、桂昌院、貴賓諸大名の觀賞する者

裏でせうかと問はれる。筆者を始め一同勿論名の通り裏に疑問はないと思つて居たが當計らんや裏ではなく表であると博士は説明される。きつと半を喰べたり、話を聞いたり忙しい事、喰べるのに身が入り過ぎて話を聞き損つた方も居られる樣子。何故裏表は枝か？　各の出來ない方はどうやら喰べる方に身が入り過ぎた方らしい。

此所を辭して次に河内富士太郎氏宅へ向ふ。當家に有名な鎌倉時代の板碑が藏されて居る。神道の板碑として全國唯一のもので有り、凡そ板碑を説く程の學者は必ず引用するものである。

銘文左の通り。

奉祭祀三所宮陽魂

願陀一尊　　建長四年十月中旬

擬證所資頼一編志

この板碑に就而、板碑は青石搭婆、と命名すべきであると提唱された、都の稻村坦元氏より説明あり、次いで文中の三所の宮に就いて、その三所の宮は武藏一ノ宮小野神社の事であらうと狹渡盛厚氏より詳しい説明があつた。更に河内氏から此の板碑は學下屋敷と謂はれる畑の中から耕作中に他の板碑と共に發掘された事を話された。

已に太陽も西へ傾き身に冷え〳〵したものを感ずる。散會。

當日參集された方々左の通り。

狹渡　盛厚。稻村　坦元。河村　廣平。青木　伸夫
木田　龍雄。玉野　ふさ。玉野　みね。三田　貞繼
大賀　一郎。高麗善太郎。宮原　虎。金井　四郎
天野佐一郎。永江　糠堂。三輪善之助。玉野　一郎
磯ヶ谷榮江。廣瀨　春魚。石華　直吉。松本　善二
眞野　龍人。高木喜代子。横方　末蓮。伊野　景子
綿貫　錢也。須田　紅光。須田　昭平。小野澤鎭之
鈴木　坤汙。

他に御署名洩れの方々有り。

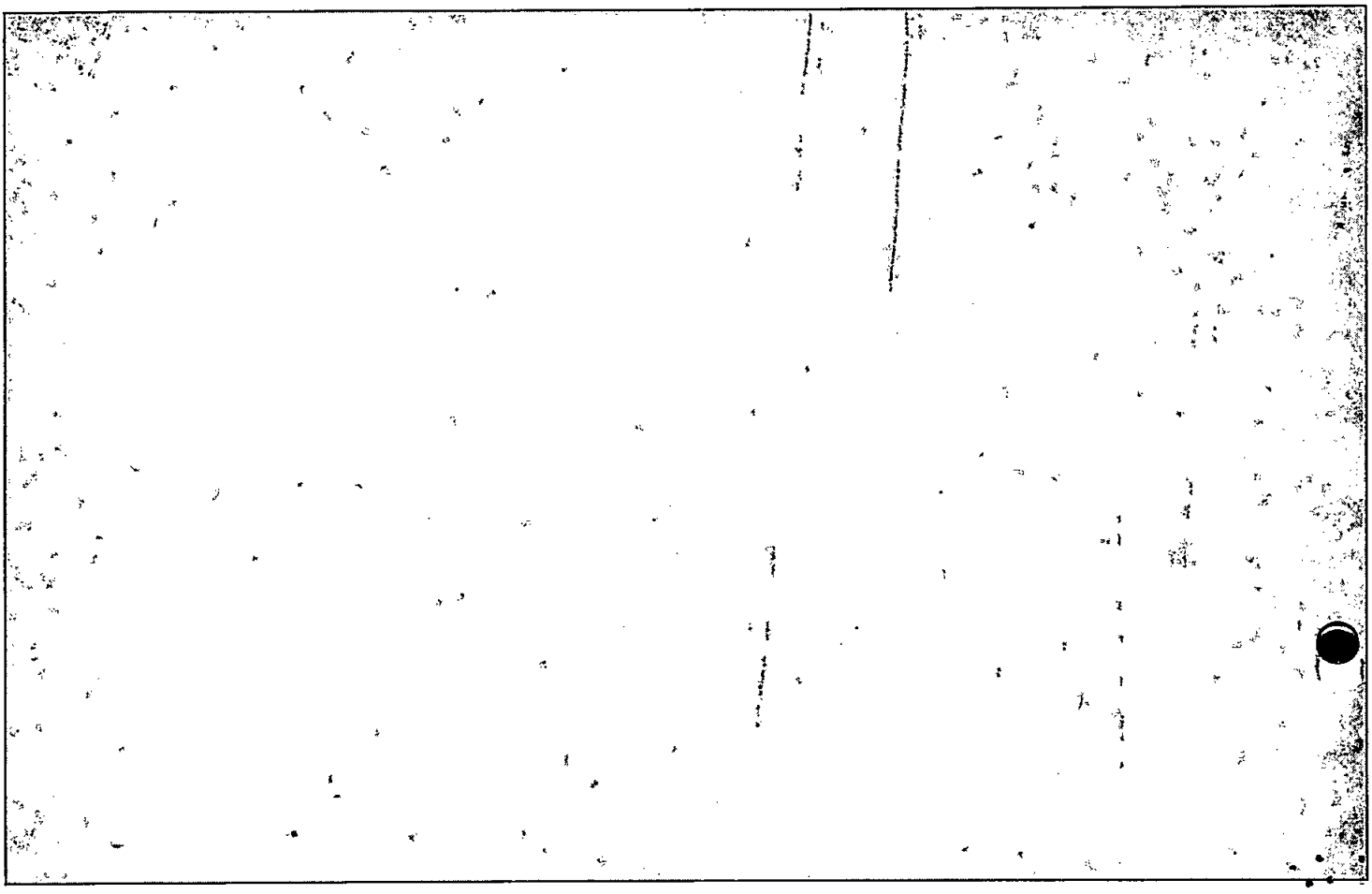

編輯後記

◆江戸前期の儒学者、荻生徂徠の没後三百年を記念する展覧会が、今月から来月にかけて東京と仙台で開かれる。徂徠は、政治や経済、文学など幅広い分野で活躍した人物だ。江戸時代の思想家の中でも、とりわけ現代人を引きつける魅力があるのだろう。

◆徂徠の教師は、同じ荻生姓の父親だった。父は将軍綱吉に仕えた医師だったが、徂徠は若くして父を亡くし、貧しい生活を送ったという。学問で身を立てようと、苦労を重ねた青年時代の姿が浮かぶ。

◆徂徠は、儒学の古典を読むには、まず古代の言葉を理解しなければならないと考えた。そのために、古代の文献を徹底的に調べる方法を編み出した。この方法は、後に「古文辞学」と呼ばれる。

◆徂徠の思想は、政治の現実的な問題にも向けられた。武士の借金問題や、貨幣の改鋳など、今日の経済政策にも通じる論点が多い。学問が机上の空論に終わらなかったことが、その魅力の一つだろう。

◆展覧会では、徂徠の自筆の書簡や、門人たちが書き留めた講義録などが並ぶ。特に、参勤交代の費用や、藩の財政難について論じた文章は、現代の地方自治体の悩みにも重なって見える。

◆会場には、徂徠が愛用したとされる硯や、蔵書の一部も展示されるという。学者の机まわりを想像しながら見て回るのも楽しそうだ。

◆今回の展覧会は、没後三百年を機に、これまでの研究成果をまとめて紹介する初めての大規模な展覧会だという。関係者の話では、新たに見つかった資料も多く、研究者にとっても見逃せない内容になっているようだ。

◆徂徠の思想は、江戸時代の儒学の中でも、とりわけ大きな転換点だったと言われる。それまでの儒学が、人の心のあり方を説くことに重きを置いていたのに対し、徂徠は、社会の仕組みそのものを問題にした。

◆この違いは、徂徠が生きた時代の変化と深く関わっている。戦乱の世が終わり、泰平の世になると、武士の役割も変わらざるを得ない。徂徠は、その変化を誰よりも早く見抜いた人物だった。

◆展覧会の図録には、徂徠の主要な著作の解説が収められている。難しい漢文も、現代語訳が添えられているので、予備知識がなくても読み進められるだろう。

◆徂徠の弟子たちの中には、後に藩の重臣や学者として活躍した人物が多い。師の教えを、それぞれの立場でどう受け止め、どう広めたかを追うのも、この展覧会の見どころの一つだ。

◆徂徠の思想は、江戸時代の儒学の中でも、とりわけ大きな転換点だったと言われる。それまでの儒学が、人の心のあり方を説くことに重きを置いていたのに対し、徂徠は、社会の仕組みそのものを問題にした。

◆この違いは、徂徠が生きた時代の変化と深く関わっている。戦乱の世が終わり、泰平の世になると、武士の役割も変わらざるを得ない。徂徠は、その変化を誰よりも早く見抜いた人物だった。

◆展覧会の図録には、徂徠の主要な著作の解説が収められている。難しい漢文も、現代語訳が添えられているので、予備知識がなくても読み進められるだろう。

◆徂徠の弟子たちの中には、後に藩の重臣や学者として活躍した人物が多い。師の教えを、それぞれの立場でどう受け止め、どう広めたかを追うのも、この展覧会の見どころの一つだ。

【定価金十圓】

一部

発行所　東京都多摩区多摩町多摩一丁目

多摩史談会

電話　池袋（〇三）一〇〇二番

印刷所　東京都多摩区多摩町多摩一丁目

印刷兼発行者　池田吉一

他郵税共金参銭

東京都多摩区多摩町多摩一丁目

日本出版会員

令和三年十月十日印刷

令和三年十月十五日発行

別紙18

乙25

示現舎

曲輪クエスト　書籍　情報提供・連絡先

【沈黙の古村 1】大阪府 富田林市[redacted]市長は解放同盟員

カテゴリー: 沈黙の古村 | タグ: 大阪 | 投稿日: 2025年6月11日 | 投稿者: 宮部 龍彦

コメントをどうぞ

By 宮部 龍彦

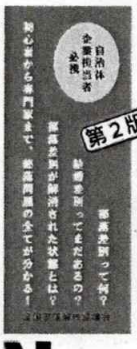

News Challenger

本サイトに掲載されていた富田林の部落探訪記事は、部落解放同盟員による仮処分を大阪地裁の井上直哉裁判官が認めたことにより、不本意にも非表示にするこ

○ここには数年前から100円自販機が設置されている。万博仕様の関西限定ペプシゼロピーチ味は110円と今にしては安い。1本買っておいた。

されているのは、富田林市内では[redacted]墓地とここだけだという。

他の墓地は地元の所有であり地元が管理しているのに、市有地を無料で地元に貸した上に清掃費用まで支払うのはおかしくないかということだ。本来なら逆に市が地代を徴収すべきところである。

この墓地からも、もはや[redacted]のランドマークとなっているアヴァンギャルドな市営住宅が見える。その方向へと足を進めた。

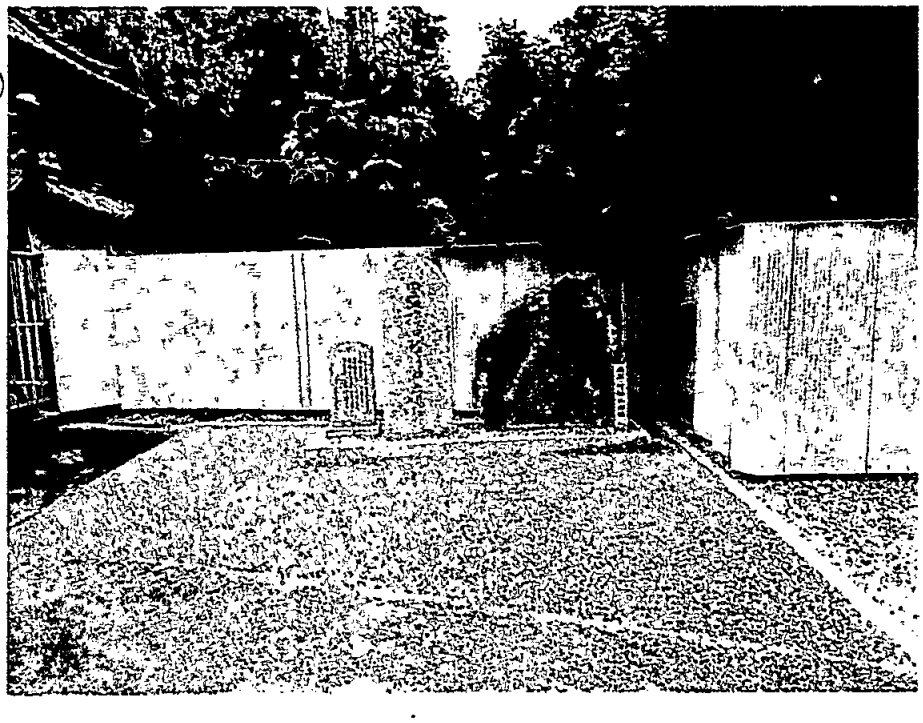

非常に悪い形でこの場で体現されていると言えるだろう。

このアヴァンギャルドな市営住宅では、実質的には部落解放同盟である一般社団法人富田林市人権協議会が家賃の徴収をしており、同時に解放新聞の代金が徴収されているという問題があった。かつてはエントランスの掲示板に「解放ニュース」が貼られていた。市営住宅の家賃は所得に応じて変わるので、その世帯の経済状況が解放同盟に筒抜けで、なおかつ解放新聞を買うように圧をかけられてしまっていたのである。

- しかし、[redacted]元議員の指摘後、市が家賃を直接徴収するように改められていた。

しかし、[redacted]元議員はその場所が不合理ではないかと指摘する。チラシに書かれた住所は[redacted]の改良店舗の一室。

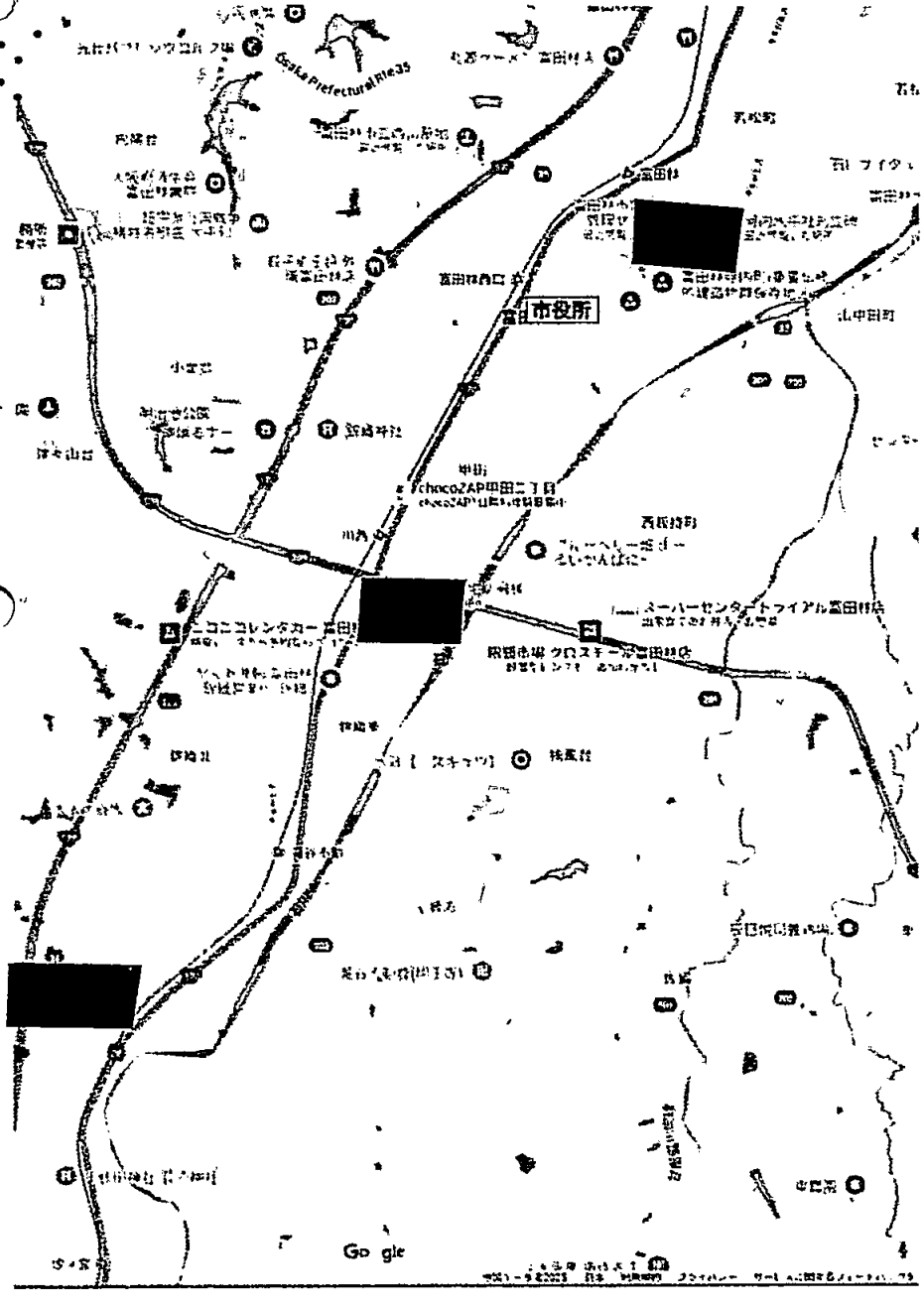

古い人権文化センターの前には水平社宣言があった。人権プラザに入ってみると、それがガラスケースの中に展示されていた。しかし、妙に新しい。聞いてみるとこれはレプリカで、オリジナルの水平社宣言は「解放同盟に寄付した」というのである。

その解放同盟が入っているのがこの[redacted]という建物。これも最近できた、新しいものだ。

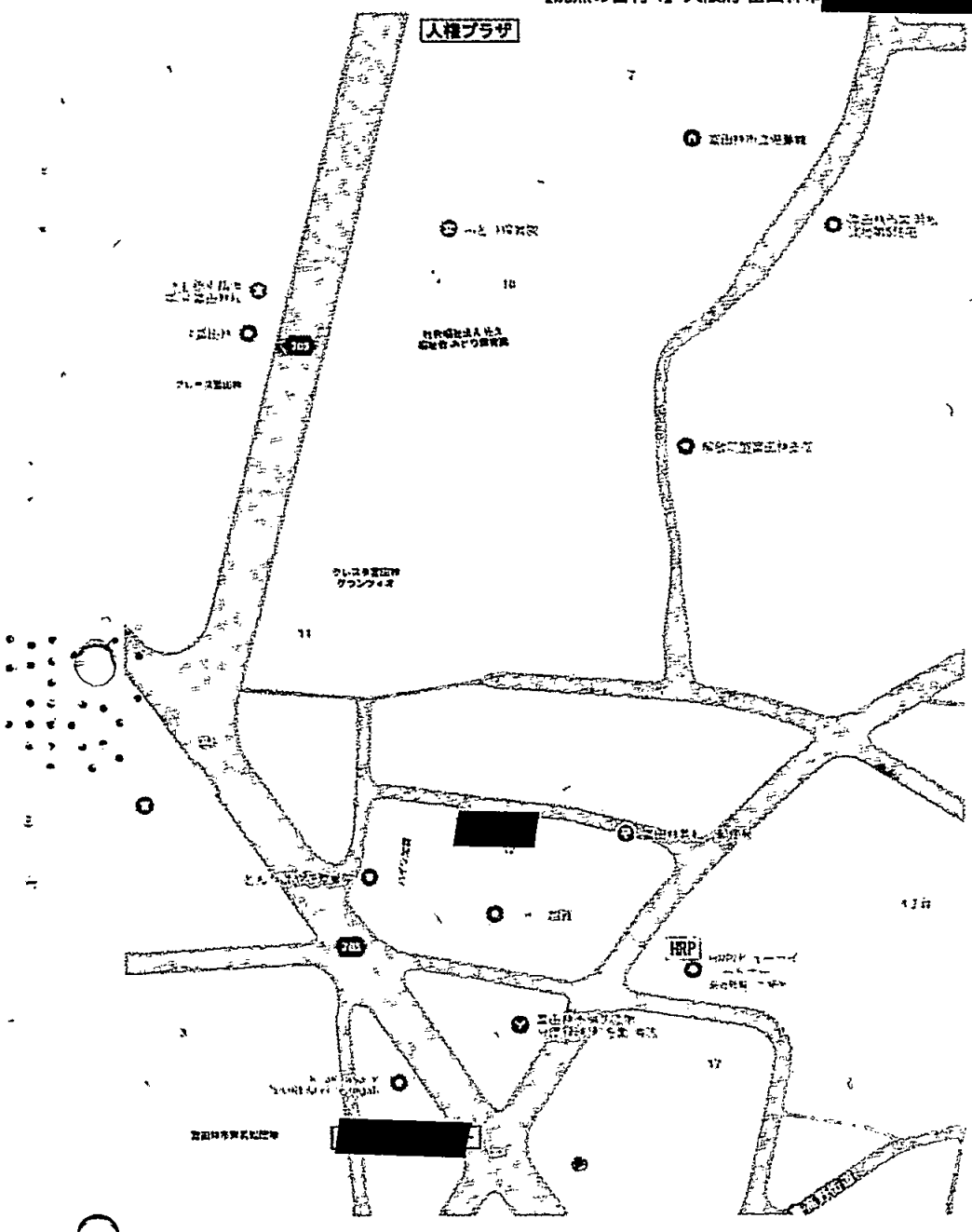

地図を見ると、人権プラザ、市営住宅の指定管理者、解放同盟の支部が非常に狭い範囲に集まっていることがある。なお、人権プラザの建設を請け負った[redacted]もすぐ近くにある。

この状況から、癒着、利権、利益相反といった言葉が浮かんでくる。形式的には市営住宅が指定管理になって変わってきたようには見えるが、癒着の構造は何も変わっていないのではないか？部落解放同盟員が市長になることが悪いとは言わないが、利益相反を疑われる立場なのだから、距離を置くべきなのに、[redacted]水平社記念碑の除幕式の様子などからはそのようなそぶりも見えない。

乙
26

千葉県各地にある"同和の盛り土" 「部落解放同盟役員だから」やり易かった

カテゴリー: 地方 | タグ: 千葉, 同和, 解放同盟 | 投稿日: 2022年2月14日 | 投稿者: 宮部 龍彦

6件の返信

By 宮部 龍彦

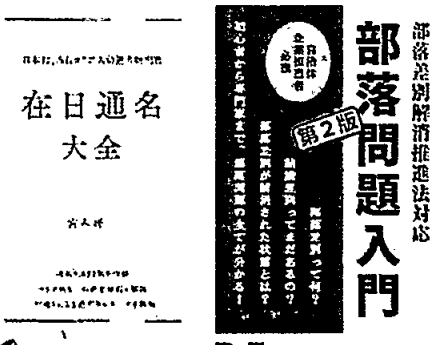

News Challenger

今から6年前の2016年、千葉県[redacted]で、盛り土が崩れたことにより水路が閉鎖され、住宅地に浸水被害が出ていた。原因となった盛り土を行っていた業者を直撃すると、町に無許可で盛り土をしたことを認めた。しかも、当時業者は部落解放同盟千葉県連合会の

6年前に浸水被害にあったのは、同町[redacted]の開運団地という所だ。住宅地は緩やかな斜面になっており、当時は道路に水があふれ出し、低い部分の住民は避難しなければならなかったという。

上の写真は開運団地から盛り土の方向に撮影したものである。沼地のように見えるのは馬橋川で、写真奥の方が下流になる。盛り土の下が暗渠の排水路になっており、通常はそこを通って水が下流に流れている。

しかし、2016年9月に長雨が続いた上に崩れた盛り土が暗渠の入り口を塞ぎ、川の水が溢れ出てしまった。

「ここはバブルの時に開発業者が地元の人からどんどん土地を買って、そこを造成して住宅地にしようとしていたの。だけど、採算が取れないことが分かって、その土地がいろんな人に渡って今みたいなことになっている」

問題の盛り土をした業者は同町[redacted]の有限会社[redacted]。住民によれば一時期は近くに事務所があったという。しかし、その後に土地は別の業者に渡っている。[redacted]は今どうなっているかは住民が知らず「当時の経営者は亡くなっているのではないか」ということだった。

この[redacted]は千葉県議会議員の県議会レポートでも名指しされている。

不法投棄が行われた。業者名は伏せられているが、これが[redacted]である。

2016年9月の浸水被害の直接の原因となった盛り土は同年3月に別の業者によって行われたものであるという。

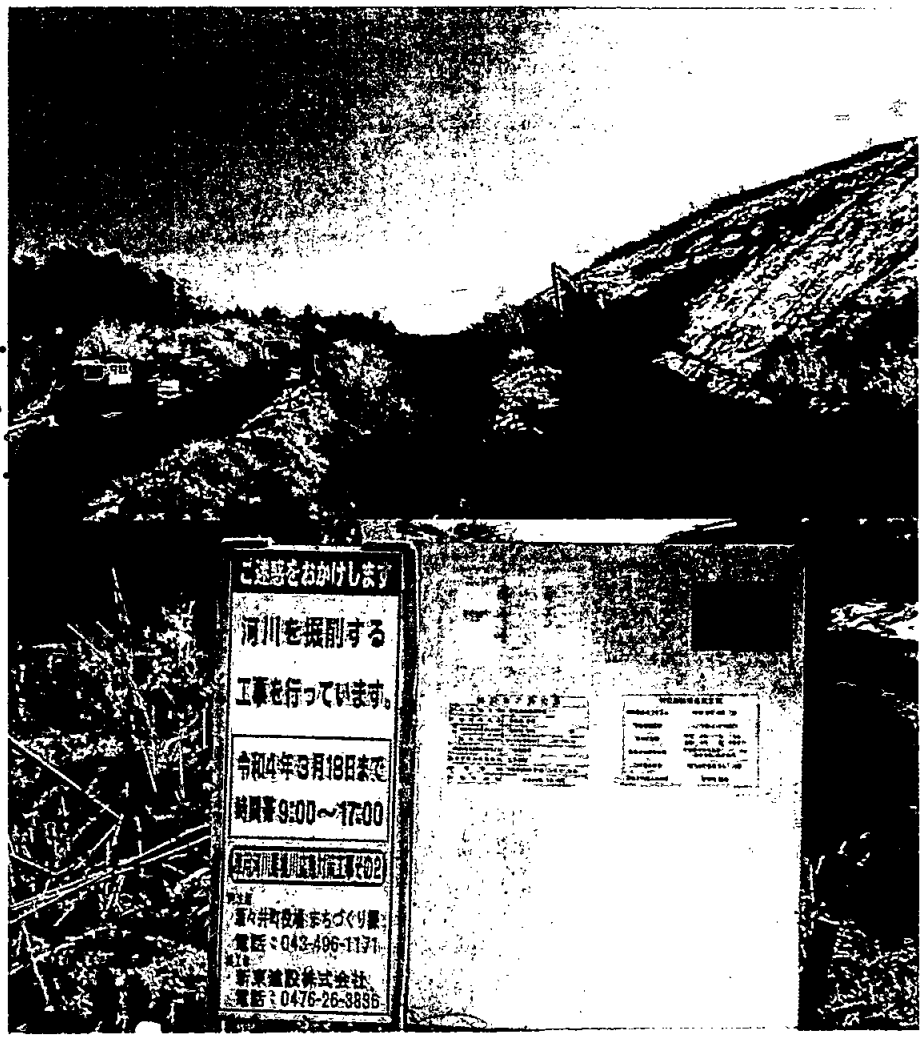

排水路が暗渠になっている場所を訪れると、町からの委託で掘削作業が行われている最中だった。根本的に解決するにはこの土地を町が買い上げ、町の責任で整備するべきなのかも知れないが、それはつまり後始末は全て税金で行われ、業者は逃げ得になってしまうことから、議会の同意を得られない状態だという。

現在の土地所有者に話を聞いてみると、[redacted]が造成した後に畑にしようと土地を買ったが、別の業者に勝手に土砂を捨てられてしまったという。その業者は夜逃げしてしまったようで、業者の名前も分からないということだ。

―当時の経営者の方は？

「私だよ」

―あの土地は今も持っているのですか？

「持ってない」

―町からは残土を片付けるように言われているのですか？

「言われてない」

―成田の行政代執行の件はどうなったのですか？

「あれは弁護士さんと一緒に話をしたよ」

―土砂は撤去しないのですか？

「いや、私は今生活保護をもらっているから」

―無い袖は振れないということですか？

「そうそう」

―部落解放同盟の役員はされているのですか？

「今は支部員です」

―あそこに置くときに町から許可を取ったんですか。

「無許可だと思うよ」

―え、ご自身でやったんですよね。

「俺がやったよ」

―どうして無許可でやったんですか。

「町が許可くれないから」

―良くないことだと思いますが。

「分かってやったよ」

―警察には摘発されなかったのですか？

おります。総採取量は５万9,607立方メートルとなっていたが、土を採取して運び出したのは数台であり、当初から産業廃棄物を入れるための計画であった。私も、今までに何回となく議会で取り上げさせていただくとともに、住民の皆さんと県、市に一日も早い解決の要請を行ってきましたが、当事者である[redacted]が千葉県残土条例違反で逮捕されており、その後どのようになっているのか伺います。

また、産業廃棄物を入れられてしまった原因は行政側にもあると思いますので、当時鉾田町がどのようなことをしてきたのか、事の真相を明らかに多くの皆さんにしていただきたく、住民９名によって告発してありましたので、長くなりますが、告発状をもとに話したいと思います。

告発の趣旨。被告人[redacted]の下記の行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第６項に反する犯罪行為であり、かつ被告人[redacted]の行為は、被告人かつ有限会社[redacted]の業務上なされたものなので、速やかに捜査され、[redacted]については、同法第25条第１項第１号に基づき、有限会社[redacted]については、同法第32条第１項に基づき、それぞれ処罰されるよう告発します。

告発の事実。被告人[redacted]は、産業廃棄物の運搬処分業として行う被告人かつ有限会社[redacted]の代表取締役であり、同人は法定の除外理由がないのに、茨城県知事の許可を受けないで、業として平成16年７月20日ごろから同年８月20日まで、第三者から収集した木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、廃プラスチック、ビニール類の廃棄物を茨城県鉾田町大字畑田字[redacted]（以下「本件土地等」という）運搬して埋め立て、もって許可を受けないで産業廃棄物の処分を行ったものである。

被告人らの手口の巧妙さ、狡猾さ、被告人らの無許可での産業廃棄物の処分の手口は、要約すると次の

> **員２名と有限会社[redacted]の関係者６名で話し合った。住民は改良土の搬入中止を求め出たが、有限会社[redacted]は、中止はしないと６名が一斉に立ち上がって威嚇行為に及んだ。６名は黒色の服を着ており、当初から住民をおどかす様子であった。**

[redacted]を連呼し、実質的経営者だった「[redacted]」を始め、関係者の実名を出していることからも、当時質問した友部政徳議員の怒りが伝わってくる。この時は、当時の鉾田町が[redacted]氏を警察に告発したことから立件され[redacted]氏は実刑判決を受けている。会議録の中では、[redacted]氏の長男も刑務所に収監されていることが指摘されている。

しかし、本人が言っている通り、酒々井町内の件は立件された様子がない。[redacted]の土地が未だにやりたい放題の状態になっているのは、[redacted]がおとがめなしだったのだから、「俺も俺も」とモラルが崩壊してしまっていることが想像できる。

過去の経緯を見れば、とても[redacted]氏がカタギとは思えないのだが、[redacted]氏はれっきとした解放同盟員であり、会社がある酒々井市[redacted]地区は同和地区であるから、ある意味本物の「同和」である。死者こそ出ていないものの、部落や同和行政に対する悪印象を自己補強しているという面では闇が深い。

なお、[redacted]氏が過去に投棄した土砂等は摘発されたものを含め放置され続け、現在それらの上にはことごとく太陽光発電所が作られている。

編集

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。

市原市の産廃処理場拡張を巡って、産廃会社社長と部落解放同盟千葉県連の同盟員（[redacted]）が、千葉県庁に押しかけて居座り、同町の生活環境課の課長に脅迫・暴行を加えて逮捕されたことを報じる当時の新聞記事。1988年6月14日付朝日新聞より。

千葉県庁で8時間脅迫
トイレで課長暴行
容疑者ら5人を逮捕

編集
返信 ↓

ピンバック: 部落探訪(259)千葉県 印旛郡 酒々井町 [redacted] - 示現舎 (編集)

地域徘徊人 2023年10月10日 6:30 PM

花見川区幕張町にもこのような所があり、周辺の集落というか住民も不気味です。
近隣の[redacted]や習志野市屋敷、[redacted]も何か雰囲気が違う。やたらと〇台という苗字が多いんですが、ここも同和地区なのでしょうか。
#6dd7ae6e26958daa192fc0a60b7ba659

編集
返信 ↓

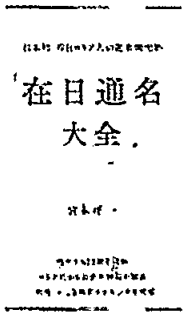
在日通名大全

部落差別解消推進法対応
部落問題入門
第2版

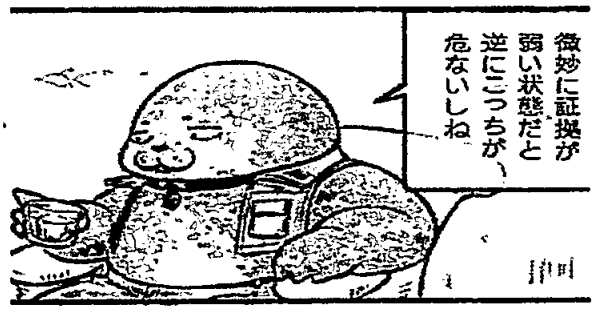

Copyright © 2015-2025 Jigensha, G.K. 記事・画像の転載・リンクはご自由に。
示現舎について

乙
27

示現舎

曲輪クエスト　書籍　情報提供・連絡先

【特別編】曲輪クエスト(389) 伊勢市 御薗町[redacted]

カテゴリー: 曲輪クエスト | タグ: 古村 | 投稿日: 2024年11月27日 |
投稿者: 宮部 龍彦

10件の返信

By 宮部 龍彦

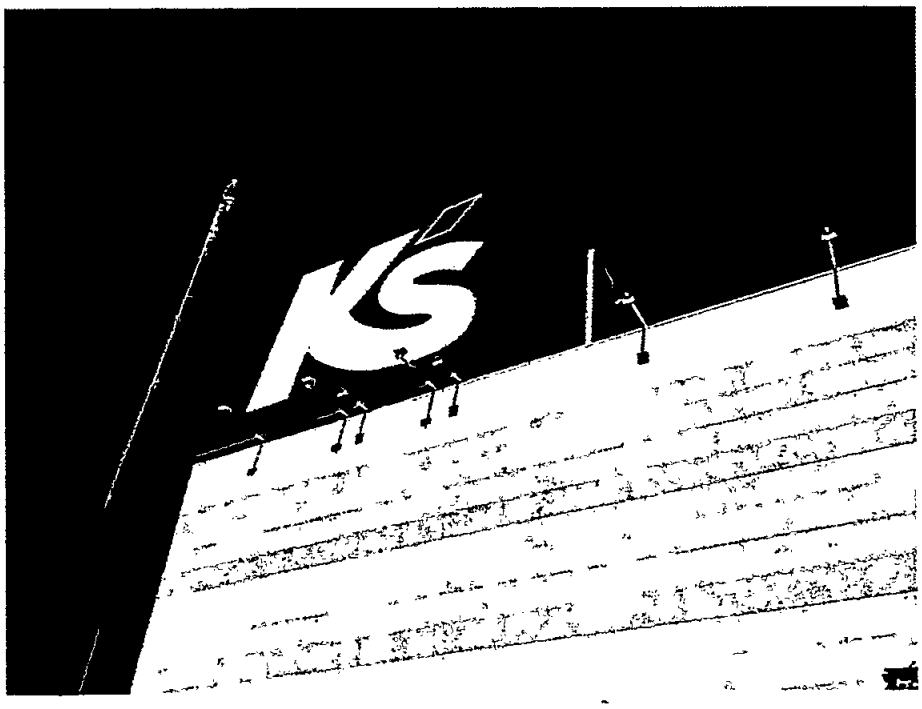

その場所はどこか？　はっきり言えば、三重県伊勢市御薗町[redacted] 現在は「[redacted]」と呼ばれる地域である。『三重県部落史料集』によれば明治初期から昭和初期にかけて23～24戸と、戸数はあまり変わっていない。主に農業でその他の仕事もしていたようである。かつての地名は[redacted]。YouTubeライブでコメントを頂いたが、国道[redacted]号線沿いのケーズデンキの近くがそう呼ばれていたそうだ。

その土地がある古村はどこなのかは発表されていない。それだけでなく、後に教員に対する減給処分が発表された際に、三重県教育委員会は通常は発表する、所属学校と市町名も発表しないという異例な対応をした。その理由を教育長はこう説明している。

おすすめのオンラインコース

> 近年、被差別部落を訪問し、個人住宅や地域の施設を許可なく撮影した上、差別心を煽る演出を施し、動画投稿サイトに投稿するという悪質な行為が確認されています。このように、土地の所在を暴こうという動きは県内外にあり、それを支持する一定層が存在します。こうした中、市町名や勤務校名を公表すると、この土地はどこにあるのかと詮索が行われ、不当で差別的な動きに刺激を与えてしまう恐れがあります。

しかし、それはおかしい。情報を減らそうが詮索されることは変わりない。「部落差別」に関わる事案とな

トに特に反論しないし、報道各社も何も言えないのではないか。地名を特定できないという縛りがある中で、どう書いていいのか分からないし、何よりも再び話題になることで本サイトが注目されることを恐れているはずだ。そのような意味で、本サイトがイニシアチブを取れるのである。

教育長の説明は、教員がどこの誰なのかということが地域を特定するキーとなることを暗に認めている。筆者が特定に至る具体的な経過は伏せておくが、旧[redacted]にたどり着いた時点で、対象となる古村は1つしかない。前述の通り『三重県部落史料集』に記載があり、さらに明治期の地図や航空写真から具体的な場所の推定が可能である。

かつて、この辺りは明らかに家が密集していた。そのことは、農村において農業以外の仕事をしていた村であることを示唆している。また、名字の傾向が周囲と違うことも手がかりになった。

立派な公民館がある。ただ、これは昔から公民館で「同和対策」ということは全く聞いたことがないという。

古くから住む古老に聞くと、「ああ、確かにこの辺を「[redacted]」と言った。だけどそんなのは戦前のことで、年齢で言ったら90歳くらいの人の頃の話だぞ」という。

[redacted]、[redacted]とあるが、それぞれに分け隔てがあることはなく、[redacted]や[redacted]の子供も、よく[redacted]の公園で遊んでいたという。

ただ、誰とは分からないが、あそこは部落だと教員に言った者がいることは十分に考えられる。筆者はその土地の特定に成功したのだが、確かにこの近辺にある。なお、行ってみると家が建っていたので、別の誰

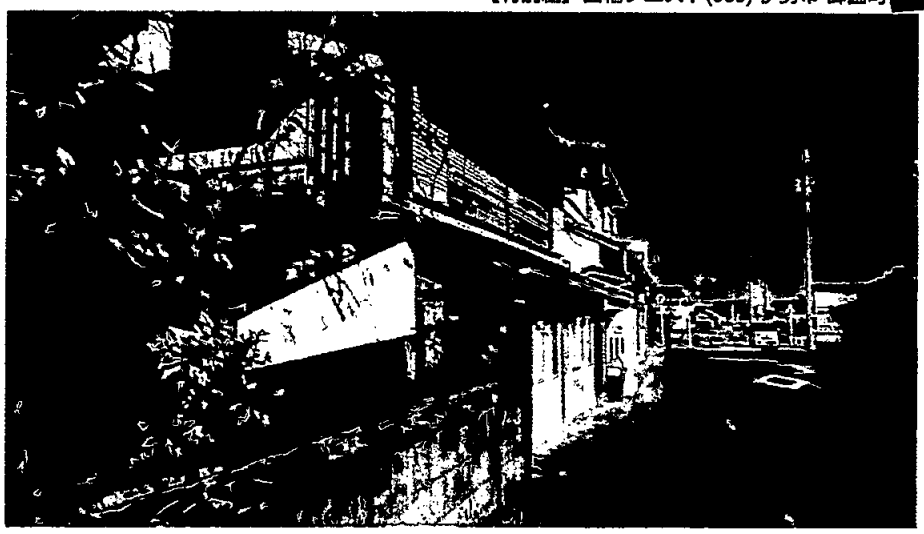

様々な話を総合するとこうなるだろう。[redacted]には、近世に穢多村が存在していた。しかし、特に水平社などの運動もなく、[redacted]は戦後の同和対策もしなかった。

言わば「寝た子を起こすな」という方針が続いて、当の住民で相当高齢であっても「知っている人は知っているが、関心のない人は知らない」というような状況になっていた。

そしてこの古村の、ある土地の購入を契約した教員に、あそこは部落だったと言う者がいた。なお、教員には子供もいる。教員は、哀れなことに「部落で生まれ育つと部落民と見なされて差別の対象になる」という解放同盟や法務省や裁判所のプロパガンダを真に受けてしまったのだろう。

解放同盟や法務省や裁判所の言う、差別をしないことは、「差別対象となることによる不利益を受忍するこ

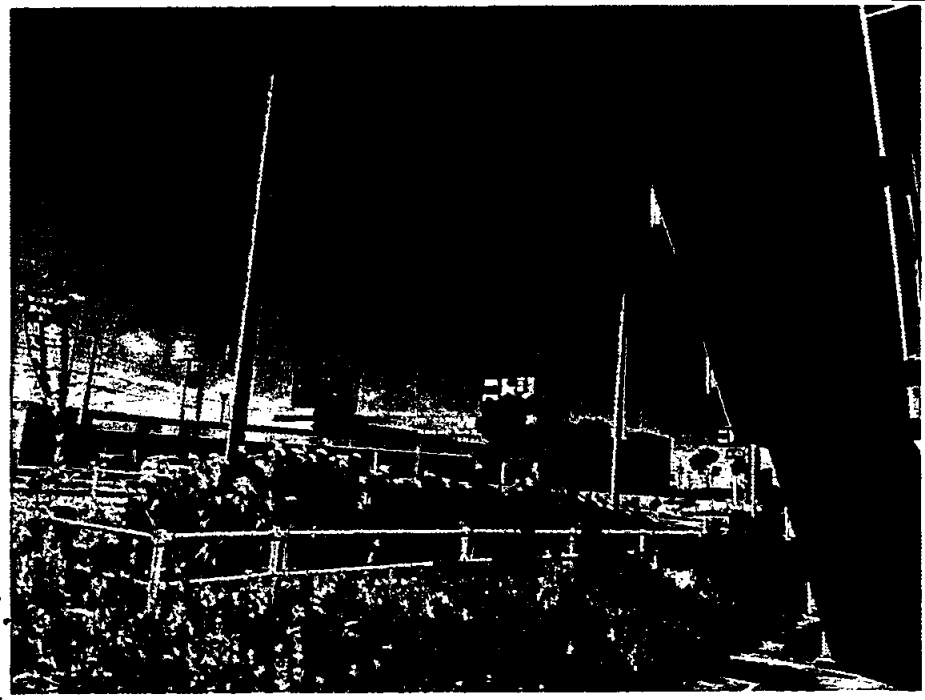

三重県教育委員会は従来からの「啓発」を漫然と続けることであろう。しかし、重要なのは中途半端な情報とプロパガンダを垂れ流すことではなく、事実をありのままに伝えることではないのか。

それが出来ないのであれば、終始黙っておくべきである。

編集

宮部 龍彦 について

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。
宮部 龍彦 の投稿をすべて表示 →

← 【名古屋市長選】広沢一郎氏が 自公、立民、国民推薦の 大塚耕平氏を破って 当選で またSNS批判？
共同通信 22年に 生稲晃子外務政務官が 靖国参拝と大誤報 〝エッフェル姉さん〟と間違えた説 →

コメントを残す

「【特別編】曲輪クエスト(389) 伊勢市 御薗町[redacted]」への10件のフィードバック

匿名 2024年11月27日 1:04 PM

編集
返信 ↓

• 2024年11月28日 4:41 PM

宮部さんは[redacted]の古村に土地を買うそうですが、それは将来的に「同和利権を許さない国民の会」から立候補して地方議員になるためですか？

#d609c616a4f5cfc1479880ffabb5732a

編集
返信 ↓

宮部 龍彦 投稿作成者 2024年12月12日 1:01 PM

単なる投資です

編集
返信 ↓

匿名 2024年11月30日 7:23 AM

教員夫妻にささやいた人物が一番問題なはずだが、まったくお咎めなしなのはおかしい

編集
返信 ↓

匿名 2024年12月4日 11:01 PM

教員夫婦が部落に住む事によって差別されても良いのかしら。
最低だな。
#f48579f2449e0a8468ba7601cb55c08e

編集
返信 ↓

匿名 2025年1月13日 1:51 PM

『宇治山田市街全圖・[redacted]』

#2370c7a6bcd35ca8c42949898d1bab2a

EF96
122
01004165

もう差別はないという人々に

●大宮市における部落差別を考える

部落解放同盟大宮支部

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:15

もう差別はないという人々に

●大宮市における
部落差別を考える

寄贈
丸山友岐子殿

部落解放同盟大宮支部

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:15

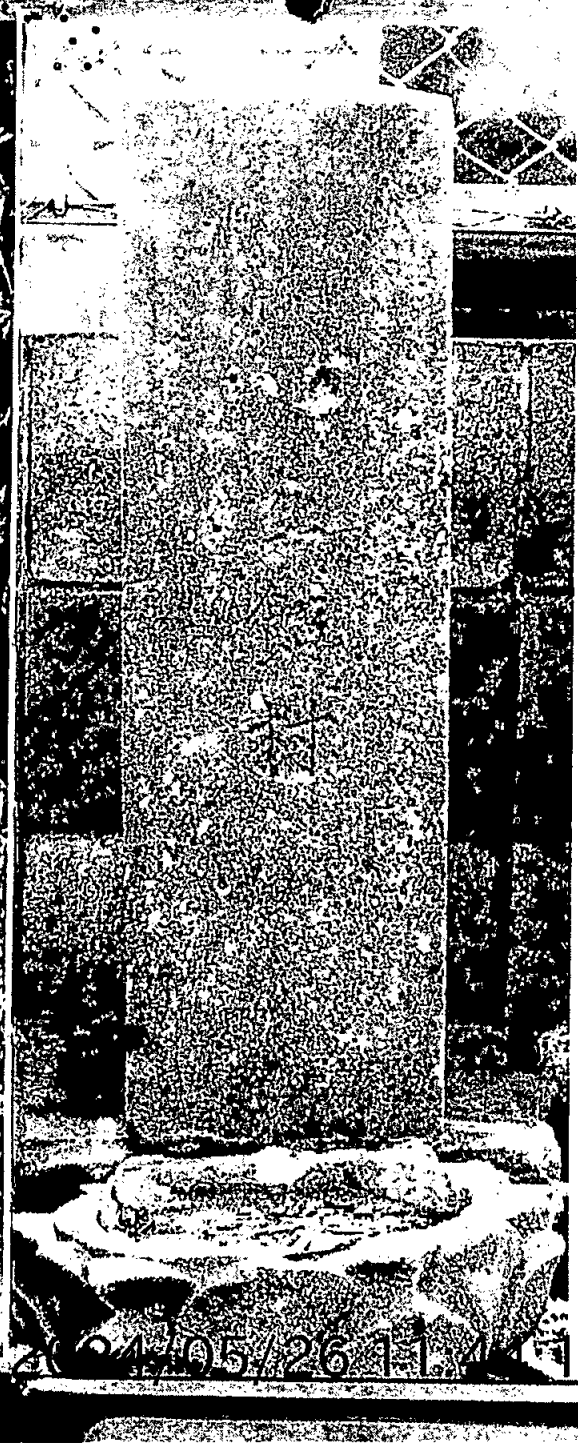

弘化３年(1846年)
に作られた石碑
現在の[redacted]地区は、江戸時代から明治にかけて、[redacted]村」と呼ばれていた。誰がしたのか、この石碑の[redacted]の文字が削りとられ、消し去ろうとした形跡がある。
その後、名称は何回か変ったが、地区名がそのまま、蔑別語になるという事情はかわらない。

お山曲した道
[redacted]作り片側の両地区には道幅が大きく[redacted]
[redacted]火事になると[redacted]

部落の農家

典型的な部落の農家。入口の右側の部屋が細工部屋と呼ばれ、家族ぐるみで草履つくりの作業に励んだ労働の場所であった。下の写真は屋外の便所と井戸。戦後、解放同盟は便所の改築費を要求して闘った。いまではもう、こういうつくりの家は、ほとんど見られなくなった。

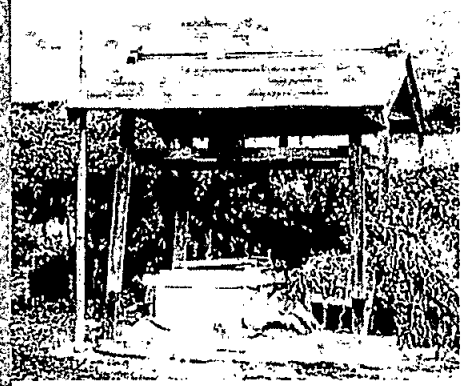

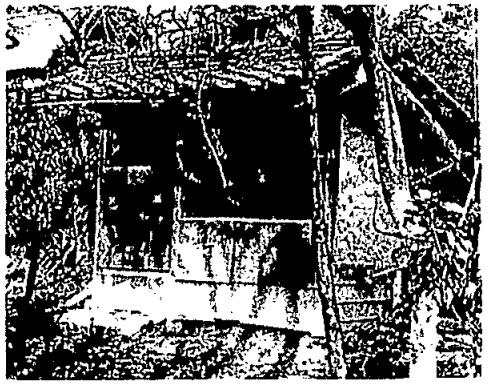

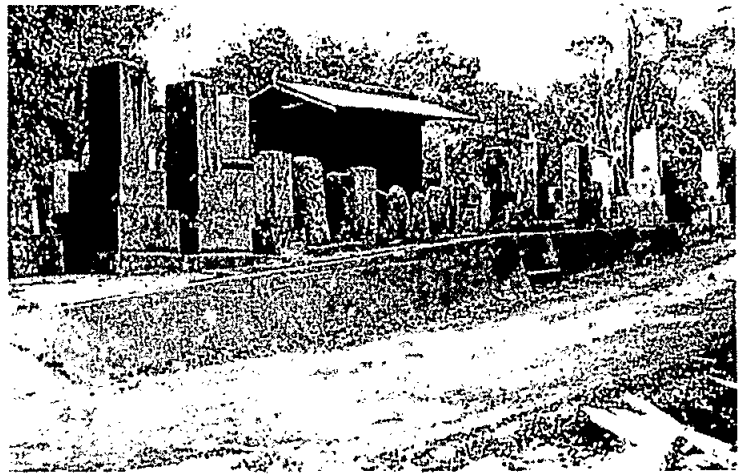

【上】道路に面してむき出しの状態の[redacted]地区の墓地。ここではまだ土葬が行われている。チラホラ立派な新しい石碑も見えるが、墓場までつきまとった差別の重みを感じさせられる。
【下】整備された[redacted]地区の墓地。

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:16

部落産業を守りつづけているお北いさん

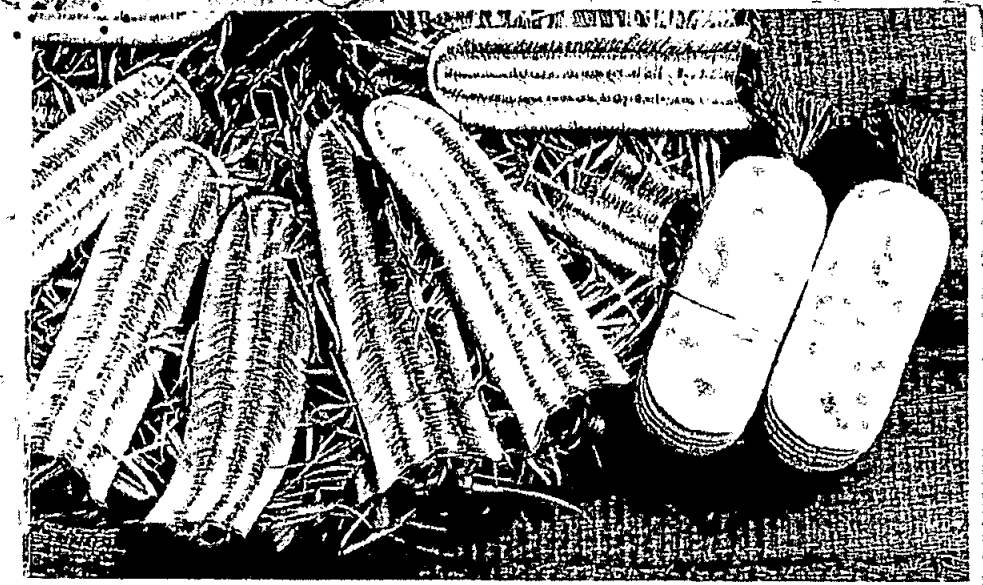

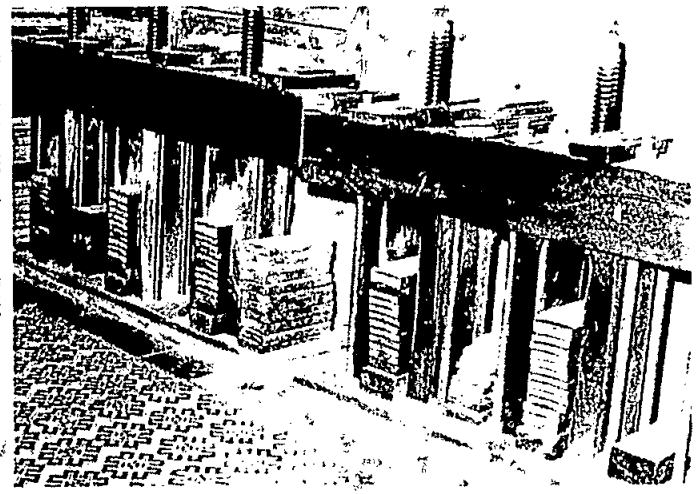

編み上げた草履を圧縮し平たくする作業台。

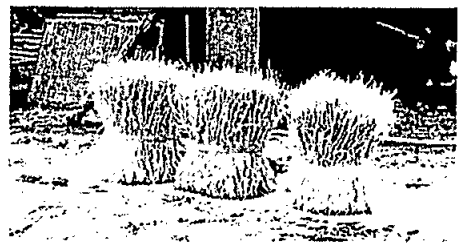

同和地区の人々は実直な働き者である。実によく働く。昭和8年、皇太子誕生を記念して、こんな旗をつくり小旅行を行った。

零細な小作農家が多かった同和地区では、草履づくりが主要な副業だった。戦後の風俗の変化からこの部落産業は急速にさびれた。いまではごく少数の農家が細々と続けているにすぎない。原材料の稲わらの藁はいまも和歌山から仕入れるとのこと。下の小屋は硫黄で漂白するための小屋。

F13002 指彦 2024/05/26 11:44:16

部落解放同盟埼玉県連第22会大会は1974年4月19日埼玉会館で開催された。大宮支部からもこの大会にこぞって参加、初参加の婦人部会員は、かってない感動に眼をうるませていた。

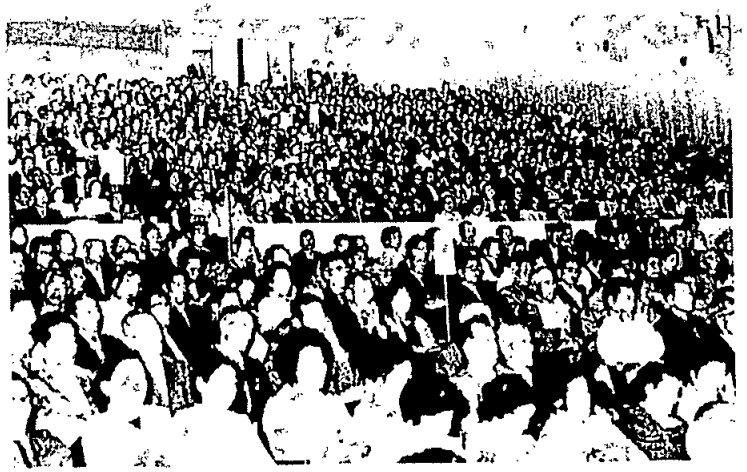

【上】埼玉県同和センター、県下の解放運動のとりで。[redacted]に

【下】大宮支部は第22回部落解放同盟埼玉県連第22回大会に於て「混住化の進む地域実態と妨害の激しい中で、行政の取り組みを正しく位置づけさせ、建設業者の協同化を通じての経済対策、強力な支部活動によって北足立全体の運動に大きな影響を与えた」として表彰された。写真は支部を代表して表彰を受ける小林氏。

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:16

関東における解放の父 [redacted]氏逝く

小学生時代の[redacted]氏。小学時代のきびしい差別体験が氏の生涯を決定した。被差別部落に生まれた上、私生児として両親の愛を知らずに成長した氏は、この二重の差別に負けない利発な少年だった。折りからの水平運動が幼ない魂をしっかりつかみ、前冠旗をかついで登校したという。演壇に立って差別解消を訴えたのが数え年の13才だったそうだ。

昭和49年6月27日、タナバタ選挙と呼ばれた参院選の結果を待たず、氏は62才の若さで急逝した。氏の葬儀は部落解放同盟葬として7月13日、埼玉県立上尾運動公園体育館で盛大に行われた。全国から約5千人の会葬者が出席した。

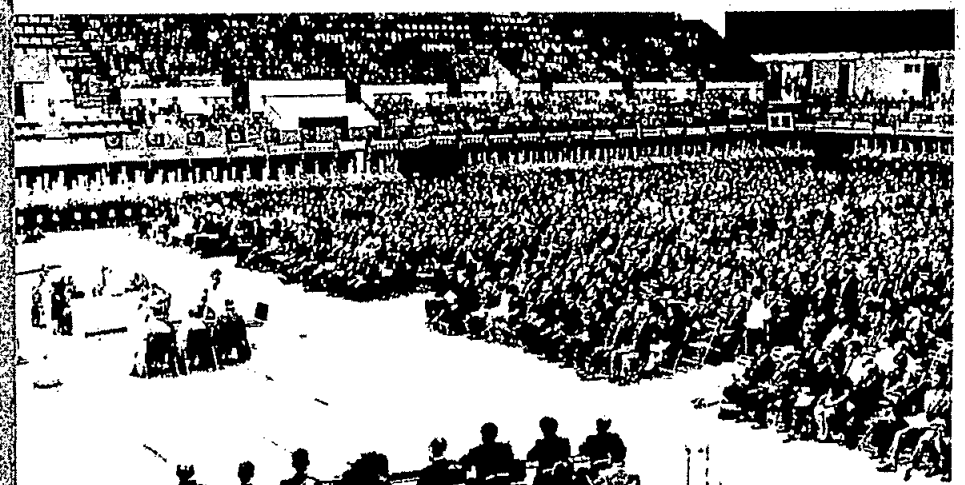

生涯を解放運動に捧げた故[redacted]埼玉県連委員長は息を引き取るまで、狭山差別裁判の完全勝利と参院選の勝利を訴えつづけた。この写真は死の2週間前、重病を押して支部長会議に出席、約30分間にわたって運動の推進を呼びかけた時のものである。このような、きびしい闘いに対する姿勢が、氏の死を早めたともいえる。

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:17

早期解決への貴重な糧

大宮市長 秦　明友

このたび部落解放同盟埼玉県連合会大宮支部により「もう差別はないという人々に」が刊行されましたことに、深く敬意を表するものであります。

昭和四十四年に部落問題の抜本的解決を目的とした同和対策事業特別措置法が制定され、以来五年、当大宮市においても、大宮支部の積極的な解放運動の展開とあいまって、諸般の同和対策行政を推進してまいりました。

しかし、まだまだ数多くの解決しなければならない問題、実施しなければならない事業を残していることもまた事実であります。

特にこれまでの五ヶ年の経過を考えるとき、行政の責務としての位置づけはいうまでもありませんが、国民的課題としての同和問題を広く市民に理解させようとするとき、「部落差別」というものが、現在、どういう形で実在しているのか、またそのことによって、いかに苦しみを味わっている人々がいるのか、というようなことが明確にされていなかったため、ともすれば観念論によって、啓発が行われるという一種のもどかしさがあり、このことが「市民的課題」としての位置づけの遅れの大きな要因になっていたことを否定できません。

このような状況の中で、このたび、大宮支部結成以来、四ヶ年の活発な活動の所産ともいうべき本書が発行されたことは、本市における同和問題をまさに市民的課題としてとらえ、その早期解決にむかっての貴重な糧として意義ある役割を果すものと、確信いたします。

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:17

にはおられません。とりわけ、差別観念の存在は、数多い研修や広報活動がすすめられているものの、その内容に於て、実質的な市民の課題へと、発展させていくだけの目的意識的取り組みとは云えず、形式的な啓蒙啓発の域を出ていないといっても過言ではありません。部落問題の存在が、なぜ市民の課題なのか、市民生活とどういう関わりがあるのか等の、市民の持っているであろう疑問に答えるだけの質的高まりをより具体的に示していくことが、今、課せられている点ではないでしょうか。数多い資料がこれまで出されてきました。しかし、その多くは一般的解説書の感が強く、多くの疑問に答える上では充分ではありません。大宮市、部落解放同盟大宮支部が協力、連携のなかで、このたび発刊された「もう差別はないという人々に」は、今述べた点に答えるべき質的高まりを示していることを、私はその内容から把握することができましたが、これで完全であるとはいいきれません。不充分さを克服し、完全なものにすることは、具体的な実践を除いてありえません。

「資料」が生きた「資料」として、現実の課題に答える為には、より多くの討論と、「資料」に基く具体的実践であります。

部落差別のきびしい現実が存在するなかで、被差別部落大衆は、その現実を自覚し、その現実のなかに置かれている自己の社会的立場を見きわめ、そのことを通して闘いを発展させ、成果をかちとってきました。「同和対策事業特別措置法」「同対審答申」も、部落大衆の自覚に基いた闘いによってのみ、かちとられてきました。今、最終局面を迎えた「狭山差別裁判」闘争を最先頭で闘う「石川一雄君」も、自らの置かれてきた社会的立場の自覚により、闘いを通して、奪われた「文字」を奪いかえしてきました。市民の多くの人達が、そして行政・教育担当者の一人一人が、部落差別に関わる自分

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:17

本日は、父[redacted]の部落解放同盟葬に当り、全国各地より、かくもたくさんの参列者を得て盛大な葬儀が営まれましたことを厚くお礼申し上げます。

この葬儀をすすめて下さった多くの仲間の皆さん、更に全国からかけつけて下さった先輩同志の皆さん、或いは、父が五十年来闘ってきた部落解放の闘いを支えて下さった多くの仲間の皆さん、部落解放行政、解放教育を積極的にすすめて下さっている全国の関係者の皆さん。こんなにたくさんの人々に見送られ、暖かい、友情あふれた惜別の言葉を頂き、父も、闘いの途中で斃れたことを無念に思いつつも、さぞ、よろこんでいることでしょう。ほんとうにありがとうございました。

思えば、たくさんの先輩が先立っていきました。多くの仲間たちが、その苦渋にみちた差別の生涯を閉じるとき、多くの場合、その死もまた、非業でありました。ある先輩は、最後の一瞬まで部落出身をかくせ、と教えられ、また、ある先輩は、差別との果敢な闘いの故に殺されました。安らかな眠りをも、部落差別にさまたげられてまいりました。

今日、ここで行われましたような盛大な葬列で見送られた先輩が何人いたろうかと思いますと、部落解放運動に生涯を捧げ、部落解放、すなわち人間解放を願って闘ってきた父にとって、この葬儀はこの上ないはなむけであり、幸せであったと思います。

私たちに残された父の思い出は、妥協のないきびしい闘う姿勢でした。人間が人間を差別することは、どんなに小さな差別であっても許すべきでない、という不屈の闘志でした。

小学校時代から、荊冠旗をかついで、登校したという父。十三歳で演壇に立ち、部落差別の不条理を告発し、差別に対して怒ることこそがもっとも人間らしい生き方なのだ、と身をもって証明しようとした父でした。みずみずしい多感な感受性が鋭く感じとった差別に対する怒り、人間解放への激しい姿勢を、父は生涯失うことなく持ちつづけ、最後の一瞬まで、その不屈の精神を私たちに示しました。

私たちの家庭には、普通の家庭にみられるような〝家庭のだんらん〟なんてものはありませんでした。もの心づいて、他の家庭と比較するにつけ、夜になっても帰らぬ父を恨み、他の家庭が羨やましく思ったことが何回となくありました。しかし、もう少し大きくなって、私たち自身が、部落差別の体験を持つようになって、部落差別の非情さ、差別される者の苦しみ、憤りを体験する中で、部落解放の闘いが偉大なものだということを教えてくれるようになりました。そして、全国にたくさんの部落の仲間がいることを知った時はその先頭に立って闘う父の姿は、まったく、偉大でありました。

帰らぬ父を恨んでよその家庭を羨やましく思った幼ない日々をふり返りつつ、いま、私たちもまた、父と同じ道を歩みはじめました。部落解放運動に一生を捧げて闘った父の姿を自からの姿ととらえ、父の生涯を道しるべとして。父は、私たちに、人間はどのように生きなければならないかということを、言葉ではなく、その生きる姿で教えてくれたのです。

子どもの頃、たった二間しかない貧家に住んだことがありました。その二間しかない部屋の一間に、連日、多くの人が訪れました。その一人一人に対して、ねばり強く、根気よく、部落解放を説いていた父の姿を、昨日のことのように思い出します。私たちの生活はやっとの思いでどう

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:18

目次

発刊に寄せて　大宮市長　秦　明友

父の遺産　部落解放同盟埼玉県連委員長 [redacted]

第Ⅰ章　もう差別はないという人々に……[redacted]　1

第Ⅱ章　大宮市民は部落差別をどう考えているか……23

一般市民の差別意識……28

1　被差別者に転落するのはイヤだ、おそろしい……34

2　部落民はキタナイ、粗暴、非常識である……36

3　血統が悪い（部落民の血はケガレている）……50

4　何が差別かわからない……56

第Ⅲ章　同和地区に生きる人々……63

1　私たちはこのように生きてきた……64

2　今日的差別の実態……83

第Ⅳ章　被差別部落はどうしてつくられたか……101

1　人間の悲劇……113

2　身分制度の法制化……122

3　刑法から見た江戸幕藩制度と身分差別……128

4　幕藩制度から明治天皇制へ……136

第Ⅴ章　部落解放のたたかい……151

1　戦前の解放運動……152

2　戦後の解放運動……156

3　大宮市における解放運動……161

付録　私と部落……[redacted]　175

あとがき……[redacted]　243

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:17

わが大宮市には三つの被差別部落があります。〝ちょうりんぼう〟とか〝四つ〟とか呼ばれ、馬鹿にされ、いじめられ、差別され、いまもなお、差別の重圧に押しひしがれつづけている市民がいるのです。

しょっぱなからこのようにいいますと、〝私は差別をした覚えも、バカにした覚えもない、どこに差別があるのか〟という声がきこえてきそうですし、地区民の中からも、〝俺たちはもう差別の重圧になど苦しんではいない、差別されている、差別されていると大声でわめくから、なお差別されるのだ〟という抗議の声が上がりそうです。上がりそうだ、というより、現実に、そのような地区民の抗議と〝寝た子を起こすな〟という強い願いの前で、解放運動が充分に展開できない、という悩みに、支部結成以来悩まされ、堪々立往生してきております。

部落解放同盟の大宮支部を結成してからわずか四年ですが、この間、まるで〝差別〟の亡霊を呼び戻しでもしたかのような非難も受けました。差別があるのはあだがも、解放同盟の責任でもあるかのように。

たしかに一昔前のような露骨な差別は影をひそめ、いまでは、部落民に対して表面的に面とむかって〝ちょうりんぼう〟と面罵する人はいなくなりました。子どもたちの服装一つとりましても、部落の子どもか一般の子どもか区別はつきません。

都市化が進み、一般世帯との混住が浸透するに従って、ますます〝差別〟の所在があいまいになり、いったい何が部落差別なのか、見きわめにくくなっていることは確かです。

それでは、まったく差別はなくなったのかというとそうではないのです。深く隠微に潜行し、

あからさまには見えにくいところで、たえず差別が拡大再生産されているといえましょう。

支部結成後、初めての盆を迎えた時のことです。新築まもなかった隣保館に、部落解放同盟大宮支部の看板をかかげていましたところ、お盆を間近かにひかえたある夜、この看板がひそかに盗まれてしまいました。あんまり立派な看板なので、盗んで自分の家の玄関を飾りたい、というので盗まれたのではありません。貧しくてたきぎ代の節約のためというのでもないことはたしかです。お盆に帰省する息子や娘たち、一緒に帰ってくるそのつれあいたちの眼にこの看板を触れさせたくなかったからなのです。この看板が眼につけば、イヤでもこの地区が被差別部落だということがわかってしまいます。盗んだ人の娘さんか息子さんの夫、或いは妻が一般の人だったため、ここが部落だということがバレたら大変なことになる、と、娘や息子のしあわせを願う親心がこの看板を盗ませたのかも知れません。

「ここが部落だということが知れたら、大変なことになる……」

という心配。人の親ならば、娘や息子のしあわせを祈らない人間はおりません。差別がなければ、この地区にどんな看板がかかっていようと何もおそれる必要はないわけですし、わざわざ夜陰に乗じて看板を盗むことはないのです。〝もう差別はない〟と解放同盟の支部結成に猛反対された地区住民のうちの誰かが盗んだことは確かなだけに、わたしは、看板を盗まれたことの怒りよりも、部落の民の不幸な心のありようが悲しく、心をとざされる思いがしました。

部落差別とは端的にいってこれなのです。部落民であるという一生ぬぐえない烙印を押されているということは、生活を根こそぎ破壊する差別の刃の上に坐らされている、ということなので

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:17

れの一人一人に要求されます。差別のおそろしさ、きびしさを知れば知るほど、怯懦になり、身をすくめてじっとしていれば、〝差別〟という眼に見えないおそろしい圧迫がとり除かれるのではないかという望みを抱きたくもなりますが、こういう姿勢からは、ほんとうの解放は望めません。

率直に告白すれば、わたし自身、どういう席でもどういう人々の前でも、胸をはって、「われはエタなり」といい切れるかどうか、自信はありません。「われはエタなり」と名乗りをあげれば座が白けることがわかっている宴席でエタを名乗るのは非常な勇気がいりますし、日常の日々のくらしの中で、差別の視線に堪えることはなまやさしい試煉ではありません。わたしもまた、差別されることなく人間としての生を十全に享受したいと願うただの人間だからです。

ただの人間であり、ただの人間でありたいと願うからこそ、わたしは闘う道を選ばざるを得なかったといえましょう。

われわれは、先祖代々にわたって、日本という社会から絶対的な貧困、窮乏、人間以下のくらしと侮蔑を強要されつづけてきました。そして、神のような忍耐と努力を求められてもきたのです。どうあがいても自力で窮乏から脱出できるようなどんな条件も与えられないで、人間らしく扱われたいなら、努力してはいあがれ、教養を身につけ、礼儀正しく身ぎれいにしてバカにされないようにしろ、と。これが政府おしきせのいわゆる融和事業を貫ぬいていた考え方でもありました。わたしの生涯の中でも、この考え方に従って非常に努力した一時期があります。何年間も、わたしは死にものぐるいで働きました。働きづめに働き、人の何倍も働けば、何とか人なみのくらしができるようになるのではないかと考えたのです。私の努力は遂にむくわれませんでした。

自分一人でどんなに努力しても差別に抗しきれるものでないことにも気がつきました。社会のしくみ、差別の構造、なぜ、差別が、二十世紀の後半の今日まで拡大再生産されつづけてきたのかということに目をみひらいた時、わたしは、個人的に〝はいあがる〟努力を放棄したのです。ついでにお上から強要された、お上のための美徳にすぎない〝努力〟という言葉をも、わたしの人生から払拭しました。

差別との闘い、自己との闘い。闘いこそが私の人生を規制する唯一のモラルになりました。差別を見きわめ、差別に屈しない人間として日々自分をきたえること。そして、この道こそが、日本の人民のすべてがともにしあわせをかち取る道に通じていることを知りました。

わたしが闘いの道を選ぶまでの道程を一番よく知っているのは、地区住民の部落大衆の皆さんです。[redacted]地区で呱々の声をあげて以来、差別の中でともに苦しみながら、紆余曲折の多い今日までのわたしの半生の生きざまを、まるで一つの家族のように見て来られた筈ですから。

「将軍も下男にとってはタダの人」という諺がありますように、どんなにエライ人でも身近かな人間から見れば欠点だらけのタダの人にすぎません。まして、わたしは将軍でもエライ人でもないのですから、「解放同盟に入って共に闘いたいが、大宮で荊冠旗をふっているのは[redacted]のちゃんだから、アレの指導下に入るのはどうも…」と考えていられる人も中にはいるかも知れません。

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:18

しさを今も忘れることはできません。

なぜ同じ人間と生まれて、「ちょうり」と馬鹿にされ、仲間はずれにされ、白い眼で見られるのか。貧乏も、勉強のできないのも、体力が劣るのも、すべて「ちょうり」のせい。悪いことは何でも「ちょうりだから」と片づけられる。

「ちょうりんぼう」という罵倒は、われわれの臓腑をえぐる決定的な恐ろしい罵言であることは本能的に肌身で感じることができました。だから、その痛みがあまりに激しく、自分の存在を根底からゆりうごかすぐらいにおそろしいものでしたから、部落の子どもたちは、友だちからそう罵しられても、かえって親にも兄弟にも話すことができませんでした。人間というものは、たとえそれが理不尽に浴びせられた屈辱であっても、その屈辱の体験をスシナリ人には話せないものです。それを話すということを通じてその屈辱を再体験し、自他にそれを認めさせることをおそれるからです。そして、わたしに浴びせられた「ちょうりんぼう」という罵倒は、われわれ部落民全部になげかけられたものであり、わたしの心がひきさかれ、血を流したように、親、兄弟の心をも傷つけることを本能的に知っており、そのことの方をおそれたためでもありました。

「ちょうりんぼう」という罵言がいったい何を意味するのか、この言葉がいつから差別語として使われるようになったのか、かりにわたしがこの言葉にはじめて出会った時に、親や兄弟の誰かに訊ねたとしても、誰もこたえられはしなかったでしょう。

誰一人、知りはしなかったのです。それがおそろしい差別語であるという以外には。

「ちょうりんぼう」の語源は、古い時代の中国の官公吏の名称の一つであった「長吏」から来

ていること、この言葉が日本に伝来した当初には、非常に立派な尊敬される身分を示すものとして受け取られていたにちがいないこと、われわれの祖先が、「長吏」と呼ばれる一種の役人として出発したことなどを知ったのは、部落解放運動に関心を持って勉強するようになってからです。

「ちょうり」は「長吏」と書くことすら知らなかったのです。

長じて、兄は共産党に投じ、現在は家族ぐるみで部落解放の闘いに取り組んでいる恰好ですがそういう家庭の雰囲気の中ですら、思い出話として、親子兄弟の間で、かつて受けた屈辱の記憶を語りあったことはありません。おそらく、地区の部落民の皆さんのすべての家庭でも同じことだと思います。

現在、ようやく全国的に部落問題への関心が高まりつつありまして、テレビでも取り上げられるようになりました。先日、NHKの教育テレビから放映された「人間に光あれ」というドキュメンタリー番組をごらんになった方もいらっしゃるでしょう。この番組でわたしが一番心を打たれたのは、部落の老人たちは決して昔話をしたがらない、というところでした。このドキュメントは関西の部落の記録ではありますが、長い人生を生き抜いてきて、語るべき楽しい思い出の一かけらも持たないとは、いったいどういうことでしょうか。このようなおそろしい人生を、「俺は差別をしていない」という部落外の皆さんに想像することができますか。

「エッタ」「四つ」「ちょうりんぼう」からはじまって、「特殊部落」「新平民」「新平」…。それから部落の地区名がそのまま差別語になりました。[redacted]地区も[redacted]と名称はかわっても、かわる度に差別語としての語感がついて廻っていることは、みなさまもご承知のとお

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:18

姉の縁故を頼ってます業界新聞の記者になり、のちに西日本新聞社に入社、九州支社長として九州へ転勤になりました。

十代の後半を軍隊ですごしたわたしが除隊になったのは、敗戦になってからでした。

そういう事情で、一家の柱と頼んでいた長兄が家を捨てたかたちですから、「今度は自分がしっかりしなければ…」と、兄の責任を肩代わりしようと決意しながらも、

「いったい、オレは社会に帰って何ができるだろうか?」

足かけ四年ぶりに家に帰れるよろこびとなかばして大きな不安を抱かずにはいられませんでした。わたしを待っているものは困難なくらし以外の何ものでもないことを自分が一番よく知っていましたから。

とりあえずやったのは、土方です。いまの日雇労働者です。三ヵ月も土方をやっていたでしょうか。九州の兄から手紙が来て、一緒に働かないかという誘いを受けました。兄の誘いを受けて九州へ行ってみると、兄は新聞労連から出て、全九州の産業別労働組合の議長として、ほうはいと全日本を押しつつんだ戦後の民主化闘争の先頭に立って大活躍していました。新聞社では整理部次長というポストにあって、星野利一さん、紺野与次郎さんといった民主陣営の大物が連日兄の家にやってきます。

約一ヵ月、九州で兄の家に居候していて、考え方、世界観に大きく眼をひらかされる思いでした。三橋に帰ってからは、共産党と一緒にメシよこせ、コメよこせなどの運動に加わり、町内に青年会を組織して、その先頭に立ちました。

しかし、活動オンリーではメシが食えません。もう土方のような仕事をするのは気がすすまなかったので、兄の紹介で西日本新聞の東京支局に勤めることになりました。わたしに新聞社に勤務しおおせるだけの学力があれば今でも新聞社勤めをしていただろうと思いますが、せっかく兄の〝カオ〟で入社できた新聞社には長くとどまることはできませんでした。夜間中学に少しの間通ったとはいうものの、小学校卒業の学力しかなかったわたしには、まともな原稿の書きようもなかったのです。まず字を知りません。字を知らないために恥をかくのにも耐えがたく、結局早々に自分からやめざるを得なくなりました。それに、新聞社勤めの給料では親や弟妹を養っていけないという事情もありました。

もっと手っ取り早く金になって、学力がなくてもできる仕事を求めて、ふたたび街頭に出ることになったわけです。大多数の部落の青年が歩まざるを得なかった道をわたしもまた歩んだのです。

新聞社をやめてまもなく、わたしは金十万円也を借金してキャンデー屋をはじめました。これは大当りで、作るづつ飛ぶように売れました。もとでに借りた十万円を返すことも容易だと思えるほど儲かりました。

ところが、丁度その矢先に、九州の兄が結核で倒れたという知らせが来ました。当時、結核はまだ死病とされたおそろしい病気の筆頭でした。ようやくストレプトマイシンが開発されたばかりの頃で、一本三万円もしました。アイスキャンデーの儲けはすべて兄の薬代で消え、次のシーズンは雨が多くて、軌道に乗るかと思えたアイスキャンデー屋も、もとでに借りた借金を返すひ

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:19

えば、肉体労働か、職業ともいえない雑業に類するハンパ仕事ばかりであり、事実上、部落民に職業選択の自由はないにひとしいといえましょう。

困難なばかりで、収入の少ない労働に追いまくられている無知な親が、次の世代の子どもたちにどんな家庭教育ができるでしょうか。

部落の子どもたちは、それだけでもう大きなハンデを背負わされているわけです。

草履つくりという部落産業も、十年ぐらい前からまったく姿を消し、[redacted]地区一つとっても、部落の外観は大きくかわったことはたしかです。

いまでは〝ひきわり麦〟のごはんを食べている家はありません。それでは部落はほんとうに貧乏から解放されたでしょうか。

[redacted]地区は都市化した典型的な混住地区となり、生えぬきの地元民の戸数がわずか五〇世帯なのに、狭い地域に五百世帯以上がひしめいています。

なぜ、急激にこんなに戸数が膨脹したかといいますと、地区の人間がきそって、貸家を建てたからです。

猫の額ほどの狭い地域に、われがちにと、安ぶしんの貸家を建てた結果がこれなのです。大宮市の他の地域と一度比較してみて下さい。大宮市がいかにベッドタウン化したとはいえ自分の家の軒先にこれほどまでに目白押しに貸家をおっ建てているところは他にありません。これこそ差別の象徴的な特異現象の一つといえます。

百姓をやめた、あるいはやめざるを得なくなった部落民が、多少なりとも生活の安定を得る手

段を持ちたい、と希った結果が貸家業です。生えぬきの地区民の半分以上が大家さんです。そこに生活の活路をひらくしか道がなかったからです。自分の邸内の僅かな空地。百姓をしている間は、もみ干し場としてなくてはならなかった庭に、百姓をやめて使わなくなったからと建てた貸家ですから、大規模な、貸家業だけで生計が成り立つ家主ではありません。せいぜい生活費のたし前にする程度の定まった収入を得たいがために、自分の家に陽が入らなくなるのもいとわず、軒先を貸しているのです。まるで、自分の足を食うタコのようなものです。こういういい方をすると怒られるかもわかりませんが、これが[redacted]地区の真実の姿なのです。

他に立派な生活の手段があれば、誰が好んで、軒先にうっとおしい貸家を建てたがるものですか。植木の一本でも植え、池でも掘って、優雅に庭を楽しもう、とするのが当然です。それが人間の本来の欲望なのです。先祖代々にわたって、食うや食わずのどん底生活を体験してきた部落民の悲しい才覚が、水呑百姓から〝大家〟への転換だったともいえます。五十戸足らずの住民が揃いも揃って、軒先に貸家を建てた！　これこそが差別なのです。

部落民が軒先に建てた粗末な貸家に、安い家賃だけが魅力で移住してきた外来者もまた一般人の中の低所得層であり、下積みの生活を余儀なくされている人々です。

ここに、これまでなかった新しい問題が生まれてきているのです。

よそから来た混住者は、

「わたしたちは地元の人間ではない、だから部落問題とは関係ない」

と、ことごとにいいます。

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:19

ル、悪徳不動産業者から家や土地を売買したい人を守るといったことまで含めた、日常惹起するさまざまな問題を、一緒に一つ一つ考え解決していく、ということが主体にならなければならないとわたしは考えています。要するに、いま現実におこりつつある問題の解決をはかりつつ、人間のしあわせを追求する、ということなのです。むつかしくいえば、憲法が保障しているもろもろの自由と人権を、ひとしく万人が享受できる社会づくり、町づくりをめざしているのです。

解放運動は決して糾弾闘争や行政闘争に終わるものではありませんし、巾広い市民の皆さんとの連携なくしては差別のない社会は実現できません。

この本が、部落差別に対する正しい認識を得るための手がかりとなり、市民の皆さんとの連帯の糸口になれば、幸いと思います。

第II章　大宮市民は部落差別をどう考えているか

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:19

4、教師から

という順番に伝達されています。

一番多い、親兄弟から教えられたというその教えられ方は、

「部落の人のいる前でヘンなことをいってはいけない。言葉をつつしめ」といういましめ型が大部分です。これは部落民に対する恐怖と反感を植えつけています。うっかり子どもがケンカして「チョーリンボー」などといってしまったら大変だ、糾弾されたり押しかけでこられたらたまらないという親自身の恐怖心を何の注釈も加えずに子どもに伝えるというやり方です。

友だちや近所の人から教えられたという場合は、

「あの人はアレだから」

「あの地区は差別されている地区だ」

というかたちです。

わざわざそれを教えるのは、あの人たちはわれわれと違うんだぞ、という差別意識の伝播と、だから警戒せよ（仲間ハズレにせよ）というサインのようなものです。

教師から教えられたという人は、

「高校時代、社会科の先生が、結婚するのは自由だが、相手の身元をよく確かめろ、でないとあとでえらいことになる」

と教室で教えられたと答えております。

つい最近、大宮市ではありませんが、埼玉県下でやはり高校の先生が「部落民は人種が違う」

と生徒たちに教えたというので問題になっておりますが、同和地区の人々も含めて部落差別の歴史、その差別の不条理性、なぜ差別が今日まで温存されてきたか、という正しい知識を与えられたという人は一人もいませんでした。「差別をしてはいけないよ」と一言つけ加えて教えられた人もいなかったということは、やはり調査者を驚かせました。「差別」は既定の、そして不変の、当り前のこととして引きつがれてきているのです。

同和地区の人々が差別の存在を知るのは、差別された実際的な体験か、いつも差別にとりまかれているという異様な感覚を通してです。ものごころつくと「何となしにわかってくる」という「何となしに」という言葉の中にも、差別される者として、いや応なしに自覚させられた思春期の心の動揺と苦渋がにじみます。そして、この人々もまた、誰からもなぜ自分が差別されるのか、ということを教えられてはいないのです。「なぜ？」という子どもの問いかけに正しく答えてくれる人もいない。その親も兄も姉もまた、わけがわからないままに差別される者の辛酸のみをなめてきているのですから。

差別の理由づけは、

1、何だかよくわからないけれど、昔からそういう差別があったから。
2、先祖が人のいやがる仕事をしてきた人々だから。
3、人種がちがう。
4、集団できて暴力をふるう。
5、キタナイ。粗暴、非常識。

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:19

差別されている部落の人々に対する同情もいっぱい持っています。差別的なことを言ったりしたりしたことは絶対にないと断言し、そういうことをあからさまにいう人には腹が立つという〝やさしい〟女性なのです。

この人の場合は、差別されることのおそろしさ、痛ましさを知っているので、それをわが身、わが子に引き受けることがこわいのです。

今度はこれから結婚しようという若い男性の例をあげてみましょう。年齢は二十七歳です。

「あなたは部落出身の女性が好きになったら結婚しますか」

「もちろん結婚します」

「その結婚にあなたの家族も賛成すると思いますか」

「賛成すると思います。ただ、母はどうしても結婚したければしてもいいけど、部落の家は汚なくてダラシがない人が多いのでそういう人は困る。ちゃんと常識をわきまえた、家のこともキチンとできる娘ならいい、といっています。僕もだらしのないのは困ると思います。そういう人が多いそうだから。それにもし結婚するとして、ずっと仲よくいければ問題はないけど、夫婦ゲンカのあげく別れ話になんかなった場合、離婚するのは差別だなんて大騒ぎになったりしたらちょっとイヤだなあ。そこまで考えるとちょっとためらう気もするけれど、好きになったらやはり結婚するでしょうね」

これは条件付で結婚してもよいという青年の例ですが、この青年も、自分が部落差別の意識を持っているか否かという問題には、「ぜんぜん、差別意識みたいなもの持ってませんよ！」と

断乎否定します。

青年の母が「部落民は汚ない、だらしがない」と教えたので、この青年もまた、部落民はすべて性格としてそういう属性を持っていると信じて疑わないのです。だから「例外的に」キレイ好きの女性だったら結婚してもよいと思い、結婚してもよいと思っているくらいだから「差別なんかしていない」という三段論法で、自分が差別者だと認めようとは毛頭思わないわけです。

もう一つ、今度は大宮市役所の相当高い地位にある大宮市きってのインテリゲンチャと目される男性の例を紹介してみます。年齢は五十歳前後。まず、この人の部落差別に対する考え方、部落の人々に抱いているイメージを聞いてみましょう。

「部落差別なんて、今日ではまったく解消されているのではありませんか。部落が近所にあって、学校も部落の子どもと一緒でしたから、小学校時代から今日までずっとつきあっている友だちもおります。自由にお互いの家を行ったり来たりして親しくつきあっていますからね。私は差別したことはもちろんありませんし、その友だちにしても誰からも差別されたことなんかないのじゃないのがなあ。戦前はともかく、もう差別はないと私は思いますね」

部落差別について知ったのは小学生時代。子どもの頃、父親から聞かされた話で、いまでも記憶に残っているエピソード。

「部落にも非常にすぐれた人物もいる。××村の〇〇さんという人は、村の有力者で村会議員までした人だが、一般の人々からの信望も厚く尊敬されていた。子どもたちがそこの家へ遊びに行くと、お菓子を直接手から手へ渡すようなことは絶対にせず、ちゃんと紙に包んで与えた。私

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:19

以上、三人の人たちの結婚に対する考え方を紹介しましたが、この中に、部落の人々から結婚の自由を奪っている基本的な差別のかたちが出ていると思いますので、その一つ一つについて検討してみたいと思います。

1　被差別者に転落するのはイヤだ、おそろしい

一番最初にあげた女性のような考え方です。自分では積極的に差別する気持は持たないけれども、差別されるということの悲惨、苦しみを知っているので、そういう立場に進んでわが身を投じたくない、という気持です。

こういう気持は、ある程度、差別の実態を知っているという人ほど強いのではながろうかと思われます。

江戸時代には、士、農、工、商、エタ非人という身分をこえて恋をしたり結婚したりということは法律によって固く禁じられていました。商家の娘が使用人と恋することすら許されませんでした。不義密通は家の「法度」（はっと。禁令）で、その法度を破って恋をしたり、結ばれぬ恋を天国で、というので心中して死にぞこなったりすると、何日かさらし者になった上に死刑になるか、刑罰の一つとしてエタに身分を落されたりしました。百姓や町人がエタに身分を落されることを「エタわたり」といいますが、「エタに身分を落すゾ」ということが、死刑と同じくらいの刑罰としての威嚇（いかく。おどすこと）効果を持ちえたということです。エタに身分を落されるということは、死か、死にまさるくらいおそろしいことだったということなのです。同じ身

分を落すのでも武士が浪人（失業）して百姓や町人になるというのとはまったくちがう「恐怖」がそこにあったのです。

差別意識の強い近畿地方では、いまだに部落民との結婚を一種の「エタわたり」というふうに考えておそれる人々がたくさんいます。個々の部落民の人間性や部落の発生起源など知りもしないしどうでもよい、とにかくエタにはなりたくない、エタになるのはおそろしい、という理非善悪をこえた恐怖感です。

こういう人々は、自分の身内が部落民と縁組をすることによって、親戚までひっくるめた家族全員が「エタわたり」する結果になるのがおそろしいのです。若い二人の意志が固くどうしてもその結婚を思いとどまらせることができないことがわかると、義絶、かん当という手段に訴え、血のつながりをも絶とうとします。これは部落民とはつきあいたくないという積極的な差別意識よりも、自分及び自分の家族集団がエタという身分に転落することを防ぎたいという防衛本能の方が強く働いているためです。

[redacted]地区に住みついたよそ者の[redacted]さん」[redacted]さん」がたえず「私は土地の[redacted]ではありません」[redacted]ではありません」といいつづけるのもこのためですし、どこの部落でも、部落の地区内やその周辺地区に住みついたよそ者が、わざと差別するようなことを言ったりして、自分が部落民でないことを強調しようとするのはよく知られています。

このような恐怖心が一般人の心をいまなお強く支配しているということは、それだけまだ部落の人々がきびしい差別にとりまかれているという証左でもありますが、どのようにしてこういう

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:20

ついて、その変りように驚いたものでした。小さな孫が来ると雑布を持って追っかけ廻す、タイル張りに改造した風呂場を毎日毎日ピカピカにしておかなければ気がすまない、ゴミを少しでも家の中にはおいておけない、高価な花を惜しげもなく買ってきて、あちらこちらと飾りたて悦に入るというふうで、綿ぼこりにまみれたままシーツのかからない万年床にただもう横たわることのみが唯一の楽しみといったかつてのおもかげを、晩年はかいまみることもできなくなりました。それどころか、

「○○さんの家のまあ汚ないこと。わたしら、あんなキタナイとこで一時間もおられない」と屢々よその家の嫁さんのだらしなさを非難したものです。かつて自分の家がどんなだったかということをケロリと忘れているのです。

人間、誰でもお金とヒマがあれば、好んでキタナイ家に住もうとは思いません。きびしい労働と貧困が、環境をととのえるゆとりすら奪い去るのです。

第二番目の例にあげた〝部落の家はキタナイ。部落の女性はだらしがない〟という青年の母のイメージは、たまたま貧困に押しひしがれた部落民の生活のありようを自分でかいまみたか、人づてに聞いたかして、それをまったく固定的な部落民特有の劣った天性と解釈し、そのことを理由に差別意識に正当性を見出そうとしてつくりあげられたものにほかなりません。

少なくとも、わたしがこの調査のために会った数多くの部落の人々や、訪問した部落の家で、〝キタナイ〟という印象を受けたことは一度もありませんでした。みなさん、清潔な衣服を身につけ、外観からみた感じでは一般のどこの家ともかわらず、小ぎれいに生活環境をととのえて生

活しています。

これは一つには、子どもも含めた全家族の労働を要求した農業と草履つくりという部落産業からまったく離れてしまったせいでもありましょう。中には絵でみるような大邸宅を構え、全館冷暖房のきくセントラルヒーティングを設置しているような家もありました。

また調査者である私自身の例を引いて申しわけありませんが、数多く訪問した部落の家と比較した時、非部落民である私の家が一番汚なかった、というのが率直な感想です。

私の家がなぜ汚ないかといいますと、主婦であり母親でもある私がたえず忙しい仕事に追われ、私の母と同様、家事に割く時間をほとんど持たないという事情があるからです。それともう一つ、掃除と洗濯は週に一度ときめていて、きめた日以外にその時間を何とか見つけられたとしても、まったくやる気がないからでもあります。そういうわけで週末が近づきますと、家中混沌としてきます。台所の床はホコリをかぶり、洗濯ものは山をなし、部屋中オモチャ箱をひっくり返したような有様となります。わたしが生まれつきだらしがなくキタナイ状態でいる方を好んでいるためではありません。いつも整理整頓された清潔な環境で住まいたい、という気持はかわりませんが、主婦としてたえずそういう状態に家の中を維持していきたいと望むと、職業と両立させるのが精神的にも肉体的にも非常にシンドイのです。それに一回きりの人生、いろいろしたいこと楽しみたいことが山ほどあって、あたら女盛りを掃除や洗濯で浪費したくないという気持が強いものですから、そういう自分の欲求と必要最小限度の家事ということで、掃除と洗濯は週に一度という具合に何とか折り合いをつけている次第なのです。

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:20

ので、その時間つぶしに米を研ぐという行為をつづけたのかも知れませんし、病的なほどのキレイ好きでいつもそんなふうに米を研いでいるのかも知れません。だとしたらお許し頂きたいと思うのですが、彼女が熱心に丁寧に米を洗う姿を見て、もし私が部落民だったとしたら、他人の前で米をいい加減に洗う自由、家を散らかし放題にする自由を持てただろうか、と考えたのです。こんなふうに、たまたま一緒に米を研いだ女から批評がましくその行為を云々されるのも、さぞうっとおしいことでしょう。

それを承知で書いたのは、このようなささいな取るに足りないような日常生活のすみずみまで〝差別〟にがんじがらめにからめ取られ、散らかす自由もないようなうっとおしさ、これこそが〝部落差別〟じゃなかろうかと、感じたからでした。

私の感じ方が見当はずれでないことは、部落の人々の発言が裏づけています。

部落の人々は、部落出身者と一般の人を区別するために、部落外の人のことを〝しろうと（素人）〟といいます。長い間の部落産業であった〝草履づくり〟の専門家である部落の人々に対して〝草履がつくれない人〟というので部落外の人々を〝しろうと〟といって区別したのがはじまりだということですが、部落の女性は、

「どんな会合に出てもしろうとはいっぺんにわかる」

「遠くから見ているだけでも、部落の出かどうか言い当てられる」

というふうにいいます。私には、はじめこれがどういうことを意味するのかよくわからなかったのです。初対面で、一度も会って話をしたこともない人同志で、どうして部落出身かそうでないかがわかるのだろうかと不思議に思いました。

「何となくその人の持つ雰囲気でわかる」

というその〝雰囲気〟の正体をもう少しくわしくきいてみますと、

「しろうとはのびのびして自由で闊達な雰囲気に包まれているが、部落出身の女性にはかげりがある。何となくギコチない。のびのびしているように見えてもどこかムリしているという感じがつきまとっている」

というようなことなのです。

先にあげた例が適切だったがどうかはともかくとして、日常のくらしの中で〝米をいい加減に洗う自由〟〝家を散らかし放題にする自由〟と同種の自由を、部落の婦人たちが著しく侵害されていて、それが態度や行動に出てくる、ということではないでしょうか。

部落の女性が、「しろうとは一目でわかる」というような認識を持たなくなるようになるまで、「しろうと」というような一般女性に対する呼び名が廃語になるまで、部落差別はなくなったとはいえないでしょう。部落の女性のすべてが、自由に闊達に差別者の目ざしを意識することなく行動できるようになってはじめて、差別はなくなったといえるのです。

別のいい方をするならば、部落の人は「キタナイ、ケガレテイル」という差別者の偏見が、部落の人々の日常的な行動の自由を奪い、その結果として「部落民には部落民がすぐわかる」というような性格や行動のパターンをつくりあげているといえましょう。

人間はどちらかというと例外なく本質的にきれい好きであって、生まれつき汚ない生活環境を

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:21

の糾弾闘争の後遺症と思われますが、差別者に対してこぶしを振りあげ「差別をするな！　われわれも同じ人の子だぞ。差別をするのはまちがっている！」と声を荒げることはあっても、部落の人々は、そのふりあげたこぶしを直接差別者の頭上にふり降ろしはしなかったのです。糾弾闘争によって殺されたという差別者は一人もいないのです。

「差別をするな！」という主張は当然の要求を「生意気な、不愉快だ」という反発で受けとめ、「こわい」という感情を大きく増幅して、差別意識の強化に利用しているともいえましょう。先にあげた大宮市の高級官吏氏が「分」をわきまえた人を「えらい」と感じたのとまったく軌を一にするものです。男性群が男にとって都合のよい女たちを「女らしい」と持ち上げて、婦人解放を主張する女たちには、女でも人間でもない「バケモノ」みたいにありとあらゆる言葉を総動員して非難の石つぶてを投げるのに似ています。

部落の人々にとって、つねに「集団暴力」をふるってきたのは部落外の人間です。明治四年の「解放令」に反対して部落を焼き打ちにしたのは一般の百姓ですし、学校の行き帰りに部落の子どもを待ちぶせして、差別の石つぶてを投げつけたのは一般の子どもたちなのです。どれだけ多くの部落の人々が、部落外の人間どもの集団暴力にあって、実際に血を流し、また血の涙を流してきたでしょう。

どんな本でもいい、部落について書かれた記録なり歴史書なり一度手に取って読んでみてください。どのページも差別されて生きる者の苦渋と悲哀、悲惨、そして怒りで充たされ、読む者の肺腑をえぐります。

もし、近くに部落の人がいて胸襟をひらいてくれたら、その生涯を語ってもらってみてください。自分がいかにこの人々に対して誤った偏見と不公正な態度でのぞんでいたかわかる筈ですから。

事件となって報告される結婚差別はほんの氷山の一角にすぎませんけれども、きびしい差別の壁に立ちすくみ、生きる勇気を失なって若い命を自からの手で絶った青年男女が、民主主義の世の中になったといわれる戦後だけでも夥しい数に上っています。

「ノイローゼで」「結婚を反対されて」とさりげなく新聞の片隅に報道される自殺記事を探れば、そこに部落差別のあることが非常に多いと平野一郎という朝日新聞の記者が報告しています。「いたましい」とただ同情だけで片づけられる問題ではないのです。その死に対して、私たちのすべてが責任を負わなければならないということを自覚する必要があります。

「部落民はこわい」とエヘラエヘラ笑いとばすその差別意識が、現実に部落の人々の命を奪い、人間らしく生きる権利を奪い去っているのですから。

「こわいこわい」と強調しながら、一般の人間は大根（おおね）のところでは部落の人々をおそれてはおりません。差別の中で、ほんとうにおそろしい思いをして生きてきたのは部落の人々です。部落から一歩外へ出ればどんな屈辱や嘲罵が待ち受けているかわからない。それが単にあからさまな侮蔑や嘲罵にとどまらず、殴られ蹴られいじめられ肉体的な危害を加えられる。四民平等、なべて天皇の〝赤子〟であった筈の軍隊でさえ部落出身であるというだけで、どれだけいじめぬかれたかということは、数々の報告がありますし、思い出したくない記憶として胸に刻んで

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:21

うに困っている人に援助の手をさしのべるどころか、多くの場合、ひややかに見下し、足蹴（あしげ）にするようなことを平気でします。貧乏人は働いても働いてもなおかつ貧しく、貧困が当人の心がけだけからくるものではないことを知っていますから、お互いにいたわりあおうとし、助けあおうとします。〝貧者の一灯〟という言葉もありますように、人間同志助けあって生きようという連帯感がそこから生まれてきます。

部落の人々がほとんど例外なく、他人に対してやさしいのは、貧困と差別の辛酸をその人生の長さと同じだけなめてきているせいといえるかも知れません。

3　血統が悪い（部落民の血はケガレている）

「人間として、部落民が先天的に劣ったところは一つもないのだ、ということはよくわかった。私もそれはその通りだと思う」

と同意したあとで、

「しかし、血統がよくないからねえ」

最後に落ちつくのは、そこのようです。

「血統がよくない」という考えの中には、「異民族の子孫ではないか」（人種起源説）ということと「生きものの皮をはぐようなケガレた、人のいやがる仕事をしてきた人たちの子孫だから」（職業起源説）という考えが入りまじっています。

遠くさかのぼれば、南や北から日本列島と呼ばれているこの小さな島に漂着した人々が日本民族という一つのグループを形成し独特の文化を築いてきたわけで、日本人のすべての血は「異民族」の血によって構成されているということができます。何千年来の歴史の中で、日本よりはるかに文明国であった中国や朝鮮からその文化とともに、たくさんの人々が渡来し、血の交流が行われたことも確かでしょう。

しかし、「部落民は異民族の子孫である」という場合の「異民族」には明らかに「劣等人種」という侮蔑がこめられています。そしてほとんどの場合、それは「朝鮮人」をさしています。部落民の人種起源説は、朝鮮人差別とわかちがたくむすびついているのです。

この考え方は比較的新しいものであって、明治維新後の日本帝国主義国家の成立、朝鮮・中国に対する侵略という国家的な犯罪行為の進行の中で、国民の間に浸透させられてきたものであることは、多くの歴史家が指摘しているところです。部落民が朝鮮人の子孫であるという説には何の根拠もないということなのです。

また、「生きものの皮をはぐ」ことを職業としてきたことに対する嫌悪感について考えてみますと、少し冷静に論理的にものを考えられるならば、これがいかに不条理な非難であるかということがわかる筈です。

ちょっと違すぎるかも知れませんが、一度原始時代の人間の姿を想像してみましょう。

他の動物のように厚い毛皮で身体を保護されているわけでもなく、鋭いキバも持たず、強い動物から襲われた危急の場合に飛んで逃げることのできる翼も持っておりません。人間の皮膚はすぐに破れ、骨格は細く、一撃で敵を倒せる力もちでもありません。そしてまた、人間の赤ん坊と

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:21

と生きる意欲をかきたてられるのです。

ところが人間、いったん強力な権力を握るとそれを永久不変のものにしておきたい。自分のことはトンと忘れて、どこの馬の骨とも知れぬ草履取りなんかに、権力の座を奪われてたまるか、となるわけです。そこで今度は権力を永久保存するための、種々さまざまな工夫をこらします。百姓どもに誰かれかまわず武器を持たせたらぶっそうでかなわない。まず百姓から武器を取りあげよう。これが刀狩りです。天皇制の軍隊がいかに武器の管理にうるさかったかということは、横井庄一さんがグアム島のジャングルで無用の長物となったボロボロの銃を後生大事に二十八年間も持ちつづけていたことでもわかりますし、横井さんにおくれること二年、三十年ぶりに生還した小野田寛郎さんなどは銃をピカピカにして管理していたということです。命よりも銃砲一丁の方が大切なんだぞ、ということを徹底的に叩きこんだ。ルーズな管理をして帰還兵がこっそり銃器を私物化したら困る。民衆に武器を持たすな。もちろん犯罪防止のためにという大義名分はありますが、権力が民衆に武器を持たせないのは、反抗の武器となったら困るという目的の方がはるかに大きいのです。

秀吉さんも草履取りから天下を取ったくらいの人ですから大変利口な人だったことは確かですが、権力のカンツメ、永久保存という大仕事を完成できない間に死んじゃった。息子にはあとを受けてその仕事をやり了すだけの力もなかったし、年も若すぎた。その隙に乗じてすばやく権力の座を乗っ取ったのが徳川家康。

「力は正義であり、法である」というのを字義どおり次から次へと実践し、権力を永久保存す

るためのありとあらゆる法律を編みだした。その一つが身分制度です。カチッと絶対不変のものとして、職業身分を世襲制にしてしまいました。白痴でも将軍の子は将軍、どんなに才能がありまた文武両道に秀いでていても百姓の子は末代まで百姓と定めたのです。「将軍」という絶対権力を不動のものとするために。徳川家康は死んで日光東照宮の神さまとなり、とにかくバカでも何でも神さまの血すじを引けば尊いということで、血の尊貴という神話をつくりあげたわけです。このやり方は別に徳川家康が創始したわけではなくて、それまでにも死んで神さまになったのは何人もいます。その前例にならい、死してなお人々を支配しようと企らんだのでしょう。尊い血すじをつくりあげようとすれば、それに対置するものとして卑しい血すじもこしらえなければなりません。「権力の安泰」イコール「平和」ということでもありますからとみにかげのうすくなった「軍需産業」のにない手、皮革加工の職人たちは、「エタ」という最低の身分にくみこまれてしまいました。その上、住まいも限定され、好むと好まざるにかかわらずその商売を子孫に引きついでいかざるを得なくさせられてしまったのです。エタという最低の身分にくみこまれたのはもちろん皮革を扱う職人だけではありませんでしたが、家畜を殺し皮をはぐからケガレテイル、親子代々その商売を引きついでいくからケガレタ血すじだ、というようなことに権力から規定されてしまった。とんだ貧乏くじを引いたものです。

「人殺し」に秀いでた才能を発揮した人物が「神さま」としてまつられ、その血すじが尊いとされ、人殺しの好きな人々に武具を供給した人々がケガレタ人間、ケガレタ血すじときめられてしまったのですから、何とも間尺のあわない話です。現在、私たちが持っている倫理からすれば、

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:21

し、教育設備が最低に悪かったのは、一つには地元の父兄に学校を愛するというこころが欠けていたためだったと思います。よその学校では村の有力者や父兄がカンカンになってきそって学校に寄付したり、予算をちょっとでも多く貰おうと行政に働きかけたりするのに、なぜ誰も学校に関心を持とうとしないのだろうと、ある時、父にきいてみたことがあります。

「それは、エタと一緒の学校にモト入れ（お金をかけること）したかてしょうがないといつでも反対するものが多勢いるさかいや」

という返事でした。そういう事情で、村の有力者はソッポを向き、経済的にゆとりのある家は遠い町の私立中学に自分の子どもを通学させるという具合で、教育環境を少しでもよくするための何の努力も払おうとしなかったのです。その結果として、公立高校の進学率ゼロ%というような芳ばしからぬ記録が何年かつづき、

「あんな学校に子どもの教育はまかしておけん。わしらの力でもっとええ学校つくろうやないか」

と、地区ぐるみの生徒の登校拒否、とりあえず寺小屋の設置というところまで発展したのです。近くにある他の中学校との大きな格差をつくり出したのは、どう考えても部落外の人々や父兄の差別意識に責任があるように私には思えました。

寺小屋設置の音頭を取ったのが近所の人だったので、別の中学校をつくろうなどと考えずに今ある中学校を少しでも良くしようと努力すべきではないかと話しに行きました。

「こっちでいくら良うしよう思ってもガラの悪い人らがまじってるので、学校は良うならんのですよ」

「それは部落差別じゃないですか。そういう考えをみんなが持ってはるから、学校はいつまでたっても良くならないのとちがいますか」

「なにね、今日び民主主義の世の中に、部落差別いうようなことというてたら、あんたが笑われまっせ。それが証拠にあっちの人の方がわれわれよりずっと羽振りがええし、威張ってる。差別されてへんのに差別されてると思うのはむこうさんのヒガミや。わしらはただ、十何人も高校受けたのに一人も公立よう通らん、これは生徒が悪いのか先生が悪いのか、両方とも悪いのかわからんけれど、生徒ばっかり頭が悪いと責めてやるのはかわいそうやさかいナ。こら先生がみなナマクラ（怠け者）ちがうか、そんなナマクラ先生に大切な子どもを預けておけん。そやからもっとええ先生つけてしっかり勉強さそうやないかときめたわけだ。差別とはなアーんも（何も）関係ありませんわ」

と一笑に付されてしまいました。

教育長にも会ってみました。教育長もまたこの事件が部落差別によって発生した事件ではない、と否定しました。[redacted]中学校が他校に比べて大きな格差があるのは、部落差別と何のかかわりもない、第一格差なんてものはない、たまたま何年か続いて受験生の成績が悪かっただけだ、というのが教育長の意見でした。

私は母校の中学校も訪ねてみました。在学中には「部落差別」という言葉も知らず、なぜそんなふうに差別されるのかと胸が熱くなるくらい訊ねてみたかった質問を、先生方にしてみるため

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:45

第Ⅲ章　同和地区に生きる人々

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:45

お父さんから新しい鞄を買って貰い、喜び勇んで小学生となった七歳のSさんを待っていたのは、ものを学び新しい友だちを得る喜びではなかったのです。学校はどんな子どもにとっても、人生の最初にひらかれる大きな社会だといえるでしょう。この人生のトバロで遭遇する学校という社会で、思いもかけず、悪童どものいたずらや嘲罵から自分が〝被差別者〟であることを知らされるということは、人間がその生涯で遭遇するさまざまな試煉の中で最大のものではなかろうかと思います。冷酷な〝差別〟は、部落に生まれたすべての小さな魂に、この試煉に堪えることを強いたのです。「なぜ?」という疑問と困惑に正しく答えてくれる人は誰もいません。

その両親もまた、なぜかということを知らないのですから。「なぜ?」という子どもの問いかけに、父親はモグモグと言葉をにごし、母親にできることといえば、ギュッと抱きしめて、涙をふりそそぐことぐらいです。

しかし初めての、〝屈辱〟という社会的体験を母の涙に慰撫される子どもはまだしもしあわせというべきでしょう。両親が揃っていても、貧困とのきりのない格闘で子どもをかえりみる身心のゆとりを失った人々は、わが子の魂がひきさかれ、血を流していることすら気がつきません。ましてその両親さえもいない子どもは……。

Sさんからおくれること二十年、今年、六十二歳の若さで死去された、部落解放同盟埼玉県連の故野本委員長の場合がそれでした。

[redacted]氏は桶川市の出身ですが、大正時代の小学校はSさんの頃と大差はなかったそうです。[redacted]氏の両親は結婚後、入籍もしないうちに離婚したため、父親の顔を知らずに出生した野本氏は戸籍上では「私生児」ということになってしまいました。当時、「私生児」ということは大変なハンディキャップで、「罪の子」「てなし子」と白い眼でみられがちでした。しかもお母さんは幼い武一さんを祖母の手にゆだねて再婚。武一少年は両親の愛をまったく知らずに成長せざるを得ない運命を背負わせられたのです。

学校では「てなし子のチョーリンボー」といじめられ、家に帰っても傷ついた心を抱きとめてくれる人は誰もいない。叔父夫婦の「居候」的存在で、従兄弟たちがわがままいっぱいにふるまっているのを見て、さらに幼い心の傷口がひろがるばかり、というような悄況の中で大きくなったのです。叔父さん夫婦はやはり、血をわけたわが子が可愛いので、おやつ一つでも、ハッキリと差をつけました。またく同じ扱いを受けたとしても両親のない淋しさは拭いがたいのに、家庭内でのそのような差別はどんなに耐えがたいものであったろうかと想像にあまりあります。

「グレもせず、犯罪者にもならなかったのが奇蹟みたいな気がします」

と、故委員長は、淡々とその当時を述懐していられましたが、小柄な身体にどれほどの力をこめて、その試煉に堪えたろうと、おそろしい思いがしました。

変色した約半世紀前の小学校時代の写真をみながら、

「これこれ、コイツ。コイツが悪いヤツでねえ。チョーリンボー、チョーリンボーとバカにされたものです。あのくやしさは忘れませんね」

「あ、この女の先生ね、この先生がはじめて級長にしてくれたんです。いくらできがよくても他の先生は部落の子どもは級長にはしなかったんです。いい先生だったなあ」

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:45

の生活をかえるのです。この世の矛盾や不合理をただし、すべての人間がしあわせに生きられる世の中をつくるためには、自分だけ〝努力〟してはい上がろうという考えではダメです。私が自分に課している最高のモラルは〝闘い〟、これあるのみですね」

という[redacted]支部長もこの境地に到達するまでに長い半生の血みどろの〝努力〟を経てきているわけです。そして、氏が〝闘い〟という場合、それは外側よりも内側へ向けられます。

Sさん、故[redacted]委員長、山本支部長……。明治、大正のきびしい差別の中を生きてきたこれらの人々は、いわゆる〝高等教育〟を受けてはいません。しかし、差別をみつめ、差別を再生産する社会をみつめ、それにうちかとうとする自分自身とのかっとう、闘い、差別を許容する社会を告発する中で、自分をみがき、きたえ、学校教育だけでは決して達し得ない、精神の高邁さに到達しているように思います。

Aさん（40歳　男）中小企業の経営者

父は若い時に東京へ出て働いていましたので、部落差別については全然知りませんでした。小学校の五年生の頃、空襲が激しくなって、父の生家に疎開してきて、そのまま、ここに住みついたかたちなのですが、こちらの学校へ来てまもなく、女の子とケンカして、「チョーリンボー」といわれたことがあります。どういう意味なのか父にきいたのですがハッキリと説明はしてもらえなかったように思います。その後、そんなことをいわれたことがありませんし、友だちに意地悪くされたり、仲間はずれにされたこともないので、気にもとめていませんでした。私の子ども

の頃は随分貧乏して、米の一升買いをするような暮しもしたのですが、一生懸命努力すれば道は拓けるものだというのが父の信念でもありましたし、私自身も努力してきたつもりです。子どもが学校へ行くようになりまして、PTAの役員などをさせてもらっているものですから、最近、同和問題がよくいわれるので、少し勉強しなければと思っているところなのです。私自身は部落の出身ですけれども部落民として、差別されている者として自分を意識したことはありません。解放同盟の人たちの運動も知らなければと思い、研修会や集会にも何度か行きましたが、ちょっとついていけないところがありまして。自分たちがこれまでいろいろと差別されてきたのだから国や行政に何とかしてもらおうというのは、やはりどうかと思うんですよ。努力して一生懸命働いて、人に後指をさされるようなくらし方をしなければ、誰も差別する人はいませんし、差別はなくなると思います。他力本願な生き方は私はきらいですから。

Aさんの「他力本願はきらい」という生き方もまた、人間としての強い自律心、自尊心に裏打ちされたものです。

これは大宮市ではありませんが、埼玉県下のある部落で、

「うちの部落から、運動に加わった者はまだ一人も出ておりません。水平社当時から今日までただの一人も！」

という話をききました。こう語ったのはその部落出身のインテリゲンチャであり、教育者であり、市の指導的なポストにある人です。仮にBさんとしておきましょう。

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:45

差別を社会的に解決していくか、個人的に解決していくかという生き方のちがいはあっても、第一のタイプの人も第二のタイプの人も、その生き方としては、非常にモラリスティックで、立派というほかありません。

Cさん（60歳　男）

私は小学校を卒業してからしばらく、家の草履つくりを手伝っていましたが、人にすすめられて植木屋の職人になりました。いろんな家に出入りして、庭の手入れをしに行くのですが、私を部落の人間だと知らないで、茶飲み話に部落民の悪口をきかされることがありました。どういうふうにあいづちをうっていいのかわかりません。自分が部落の人間だと相手にわからせないようにするのがせいいっぱいで、私もそうだという勇気はなかったですね。三反ぐらいの小作をして、内職に草履つくりをしていましたが、働いても働いても貧乏で。米の飯が食えるようになったのは、十年ぐらい前からですね。いま、一番うれしいのは、三度三度米の飯が食えることです。

Dさん（43歳　女）

私ら、学校に行ってる頃、「かわたんぼう」いうて差別されました。同級生の子が遊んでくれないのです。運動会で遊戯する時でも、輪になって踊るのに、私らの村の者の所だけポツンポツン切れるんですね。手をつないだらキタナイといって手をつないでくれないんです。なんぺんも泣きました。いまでは村祭りも一緒にやるようになりましたが、私らの子どもの時分は別々で…。

出征兵士を送る時も、うちの村から兵隊さんに取られた時は白山神社で、一般の人の時は八幡さまでしたねえ。昔、おじいさんからこんな話をきいたことがあります。何代前の天皇さんかわかりませんけど、何代か前の天皇さんの子どもがはやりやまいにかかって、他の人がうつるのがこわいというので看病しなかったのを、私らの村の者が進んで看病を買って出て、病気がなおったので、天皇さんから大変感謝されたことがあるのですって。よくそんな話をきかされましたねえ。なんで私らが差別されるのか教えてもらったことはありません。ただ、家の商売が生きものの皮をはぐので、キタナイとかカウタンボーだとかいわれるのだろうと漠然と思っていました。解放同盟に入ったのは一年前からです。どんなに差別されても、ただあきらめていたんですよ。他にどうしようもなかったんですもの。

Eさん（45歳　女）

私は旧制の女学校を出ました。私の村の同級生で女学校へ行ったのは私一人でしたから、女学校時代の友だちはおそらく私が部落の出であることは知らなかったと思うのです。ですから直接差別されたことはありません。

自分が部落民だということを知ったのは小学校時代です。なんとなくわかってきたんです。それで、やはり卑下するというのでしょうか。差別されやしないかという心配やなにかでたえずビクビクしているようで、自分から出しゃばってどんどんやるというふうにはなれませんでした。どうしても消極的にひかえめになって。それは今でもあんまりかわりません。部落の女の人って

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:45

感情なんだ。俺は怒りっぽい、いつも差別されてるからだ。差別を皮膚にピリピリ感じる。心臓が熱くなる。俺の心臓は感度がいいんでね。俺の心臓が怒りで熱くなることがなくなるまで、月給貰えなくてもさ、俺は運動するよ。

ここに紹介した人生は、それぞれの人々の人生の切れっぱしにすぎません。しかし、その一人一人にとって、つまりすべての部落の人々にとって、差別されているという現実がいかに重いかということは容易に推察できると思います。

ここには紹介しませんでしたが（ありていにいえば紹介できるほどのデータを得ることができなかったのです）〝差別はもうない〟〝この問題はもうソッとしておいてくれ〟という一群の人人がいます。その人々にとって差別はほんとうにもう無視できるほど軽いものになったのかというと決してそうではないのです。自分が受けた差別や先祖が受けた差別については語りたくないし、考えたくもない。とにかく差別差別と騒ぎたてずにソッとしておいてほしい。できることなら子どもには何も教えずに差別なんてことを知らない人生を送らせたい。同和教育なんてとんでもない。迷惑至極な話だ。知らない者にまで教えて、それでうちの子が差別されたらどうしてくれるんだ。しかしそれにしても、もしうちの子が万が一〝差別されたら、はじめて差別ということを知ったらどうすりゃいいんだ？　年頃になって、何も知らずに一般の者と恋をして、その結婚が破談になったら？　いつ、どういうふうに教えたらいいだろうか。遠まわしにさり気なく、恋愛するのはよほど慎重にと忠告を与えよう。

子どもにどう告知するかという問題は、部落の人々の最大の悩みのようです。この悩みは解放運動の活動家も、自力独行型の人々も、寝た子を起こすな、と差別に眼を被いたい人々もみな共通のようでした。

中学校で弁当がなくなると先生から泥棒扱いされたというGさんは原市の出身です。

Gさんが中学生だったのは十数年前のことになりますが、その前後にGさんが卒業した原市の中学校に赴任した先生がいます。

[redacted]の中学校へ行って驚いたのは、弁当がなくなったり、何かものが紛失すると部落の子どもたちだけ集めて、お前じゃないかと糾明するんです。無神経というか何というかそういうことが差別につながるという感覚が先生方の中にまるきりなかったんですね。同和地区へ家庭訪問に行きますと、来てくれたというので父兄がよろこんでくれまして、全然寄りつかない先生は悪い先生だ、来てくれる先生はいい先生だ、というような評価のされ方をして、私なんかまだ新米で決していい先生とはいえなかったと思うのですが、高く買われてとまどったことがあります。私の家が全焼しました時、父兄が五、六人手伝いに来てくれまして、大変うれしかったのですが近所の人が〝ヘェー、原市にもそんな奇特な人がいるのか〟なんていうわけなんです。先生の家が火事で焼けた、困っているだろうから手伝ってやろうとわざわざ来てくれたその好意を、一般の人々というのはそんなふうに受け取るんです。[redacted]の中学校に奉職して、部落差別というものの実態をはじめて知ったような気がします」

この先生はいま大宮市の中学校で教鞭をとっていられますが、Gさんの回想とこの先生の証言

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:46

の人間がどういう人間かという前に、まず白か黒かという皮膚の色で考える、そういう思考方法でしか何も考えることができなかったし、行動できなかったということなのです。

もちろん、日本の部落差別とアメリカの人種差別を同列に論じることはできません。しかし、差別社会にあって、被差別者が、完全に自由を獲得する、ということがいかにむつかしいかということは、アメリカの黒人も、日本の部落民もかわりはないわけです。

部落の人々が部落民であることを全く意識することなく、考え、行動し、部落民であることによって、どんな種類の不利益もこうむることがない、という社会を、日本国民一人一人の自覚と責任において一日も早くつくりあげなければならない、と思います。

それにしても、今度この調査のためにお会いした部落の人々や、私が今日までの半生に触れあった多くの部落の人たちの生きる姿を思いますと、人間性に対する限りない信頼を抱かずにはいられません。

故[redacted]委員長がいわれたような、

「グレもせず、犯罪者にもならなかったのが奇蹟みたいな気がします」

というような差別の状況の中で、一人一人が二本の足でしっかりと大地をふみしめ、困難な人生をまっとうに、いさぎよく生き抜いてこられたという事実に眼をみはる思いがします。

2 今日的差別の実態

先にも述べましたように、[redacted]にある三つの被差別部落もそうですし、埼玉県下の幾つかの部落をさっと通りすぎた印象では、一眼でみて、それとわかるような実態的な格差はみられません。私は関西の人間で、大阪をはじめ、京都や奈良にある幾つかの部落を歩いたことがありますが、関西では誰にも教えられなくても、ここからが部落なんだな、とわかるような隣接地区との非常にハッキリした格差が見られます。都市部落も農村部落もその点かわりはありませんでした。だいたい農家のつくりは、母屋と、もみ干しができる広い庭と、穀物の貯蔵をしたり、雨天に屋内作業のできる大きな納屋によって構成されています。どんなに貧しく小さな農家でも二〇〇坪か三〇〇坪のスペースをもち、五、六〇〇坪もあるような家も珍らしくありません。

関西の農村で、人一人がやっと通れるような狭い露地をはさんで、すぐこわれてしまいそうな危なっかしい汚ない長屋が並んでいるところ、そこが部落です。共同浴場、共同便所、共同水道（或いは井戸）があり、都市部落とほとんどかわらない形態で居住しているので、誰の眼にも隣接地区の農家のたたずまいとの差は歴然としています。

農村に住みながら土地を持たず、汚ない長屋に住み、専有の便所も風呂も持たない、それが関西の部落のありようでした。

戦後、関西で、行政に対する住宅獲得闘争が都市部落、農村部落を問わず燃え上ったのは、いわば当然だったのです。劣悪な住宅環境は部落の低位性を象徴的に示していたからです。

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:46

八四八人のうち、もともとの居住者は三一三人にすぎません。世帯数でみると五二五世帯の中の六二世帯が先住組であり、あとの四六三世帯は流入世帯なのです。東京の近郊都市として、大宮市の人口は年々激しい勢いで増大しているのは事実ですが、この人口の異常なだれ現象は、[redacted]地区に集中的に現われてきているのです。

都市化の進行につれて農業をやめざるを得なくなる。伝統的な部落産業であった草履つくりは、戦後の風俗の転換で斜陽化し、需要が激減する。地区民は生きるために職業を転換せざるをえないハメに追いこまれたわけです。農作業と草履つくりしかしたことのなかった人たちが、急に職業の転換を迫られて、いったいなにができたでしょうか。老いも若きも草履つくりに打ちこんできたのは、その仕事が仲間うちの、差別の伴わない気楽な職業だったためでもあります。世間へ出るのは気が重い。学歴もない。家で草履をつくっていたら何とか貧しいながらも食えるのだからと夢中になって働いてきた人たちが井の中の蛙みたいになってしまうのは当然のなりゆきです。社会情勢の変化を先取りして、すばやく時代に即応するというような芸当ができるわけがありません。これからどんな職業に転換して生活の糧を得たらいいのだろうかと、おそらく途方にくれる思いをした人が大部分だったろうと思われます。今後の生活の先行き不安。働いても働いても貧しかった過去の生活。何か固い安定した収入の道はないか。期せずして起ったのが貸家ブームです。

現在、この狭い[redacted]地区に約三百軒の貸家が建っています。地元の地区民六二戸のうち五〇%の三一戸が家主さんです。どこに貸家を建てたかというとほとんどが自分の家の邸内、つまり、もみ干し用の庭として、母屋の前に空けていた空地なのです。もと農家だった地区民の半数が、庭先におソマツな貸家を持っているという次第なのです。[redacted]内には戦後、たくさんの貸家やアパートが建ちました。しかし、[redacted]地区のようなかたちで、どこの家の庭先にも貸家が軒を並べているというところはこの地区をおいてほかにありません。

うわっつらの現象面から見れば、みんな大家さんに転身して左うちわ、労せずして家賃がころがりこむとは結構なご身分、ということにもなりかねませんが、競って家主に転身したということが、差別の結果であることは他地区との格差を見れば明らかにわかる筈です。

家なく、土地なく、財産なく、仕事もなしというないないづくしの関西の多数の部落の人々と比べれば、貸家を建てる資力と空地を持っていただけでも恵まれているといえるかも知れませんけれども、貧しい勤労者がなだれるように流入してきたことからくるさまざまな新しい問題が出てきています。

昭和八年に道路の改修と整備が行われたというものの、地区内の道路は狭く曲りくねり入りくんでいますし、このような道路の整備修整までひっくるめた住みよい町づくりの計画を練る必要があるのに、町ぐるみで取りくむための共通の広場が見失われている、というのが現在の状況です。

みな思い思いに庭先に建てた貸家群ですから、何となくゴチャゴチャして規律はとれていませんし、安ぶしんのマッチ箱みたいな貸家は年月による風化が早く、いたみやすいのは避けられません。住宅環境はますます悪くなるばかり、このまま放置すればスラム化することは避けがたく、

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:46

れば、どこへ引っ越していっても差別はついて廻るんですから」というなげきが先住者にある一方で、

「何だかだというけれど、部落の人は土地も家も持っている。私たちよりずっといいくらしをしてるじゃないの。部落問題なんか私たちには関係ないけど、何かしてもらいたいのは私たちだわ」

という店子のいらだち。

「同和、同和といってくれるな。知らない人にまでここが部落だと広告することはない。だんだん暮らしよくなってるし、そのうち差別もなくなろう」と考える人々と、差別は差別として正しくとらえ、差別をなくす闘いを通して地区全体をよくしていこうとする人々。感情的な対立までひっくるめて、連帯するのがむつかしいいろいろな条件がありますが、広場はかならずみつかるのではないかと思います。

貸家に入居している人々は、政府及び地方自治体の住宅政策のひずみを背負わされているわけですし、虚心に眼をみひらけば、大家だ、家主だといい条、家賃収入は家計の補いにすぎず、学歴も年齢も問わないような恵まれない職場の下積みの労働者として働いている部落の人々の姿が眼にうつる筈です。部落差別を一緒に考える中で、一人一人を取りまいている矛盾、不合理、差別が見えてき、そこに連帯の場ができてくるのではないでしょうか。

一方、[redacted]と[redacted]の両地区は市の中心部からはずれているという地理的な条件もあって昔のままの姿をとどめています。[redacted]地区の被差別戸数は一九戸（九一人、昭和四六年調べ。以下

同じ）[redacted]地区は一六戸（七八人）です。両地区とも、職業は造園業と農業が主体で、植木の供給県として知られている県下で、近年の植木ブームに乗り、生活困窮世帯というのは見られません。しかし、昔ながらの狭い道路は、同和地区の境界線を境に、未舗装のまま放置され、街灯もなく、下水道の施設もないという立ちおくれが歴然としています。昭和四十六年春、[redacted]地区で火災があり、三世帯が焼け出されましたが、消防車も通れない道ともいえない路地の奥に焼跡があり、地区の人々が火災に対してまったく無防備のまま放置されているという実態を物語っていました。部落の入口まで舗装され、整備されている道路が、まるで、ここから部落ですよ、と示すように狭くなり、舗装されていないのです。たかだか二十戸未満の小さな部落に専用の神社と墓地がある。神社はいずれも白山神社です。[redacted]地区の白山神社は、土地を売り払われて、いまでは荒れるにまかせたおみこしが残っているだけですが、[redacted]と[redacted]の両地区の部落には、決して立派といえない社（やしろ）が昔のおもかげを、そのままに残されています。いまでは氷川神社に合祀され、部落の人々もすべて氷川さまの氏子になっているとのことで、かつての部落民の守り神も、近年は少し等閑視されているような感じがただよっておりました。

[redacted]市は、市史編さん室を設け、非常に立派な市史を既に何巻か発行しています。埋もれた歴史を発掘し、永久に記録にとどめておこうというので、市中にある小さな祠（ほこら）や碑をほとんどもれなく収録しておりますが、部落民の生活と心を支えてきた三つの白山神社については一行も記録されておりません。白山さまは何さまをお祭りした神社やら、どうしてまた、三つの部落に限ってこの神社を祭ってきたのやら、市民にはまったく知らされないままに、知られざる歴

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:47

って、その規範が社会生活全般を規制していたのである。カーストはこの意味で宗教の産物といわれている。しかし、今日のインドは資本主義経済の進展に伴ない、長い歴史をもつカースト制度もかなりの混乱を免れえない実情にあり、やがては完全に消滅する運命も予想されなくはない。もっとも、社会学者の一部にはカーストを身分として考えることに反対し、カーストは神聖なる法として宗教的規範に根拠をもつ極度に固定化された地位であるが、身分は固定化がやや緩和された形態をとるとともに、世俗の法としての国家の法律にもとづく地位であるという注目すべき主張をなす者がある。この見解に付随して一言を要することは、人種によって法的差別をしない慈法をもつ現在のアメリカにおいて、人種にもとづくカーストが存在すると主張する社会学者が少なくない点である。この場合のカーストが単に社会的な封鎖性を特質とする上下の地位ないし階層を意味しているにすぎないことは、日本の江戸時代の賤（せん）民の子孫を現在もなおカーストとみなす場合と似ており、いずれも概念の誤用であると非難する者が少数ながら存在することに注意しなければならない。

このあと、古代ギリシャやローマ、ヨーロッパの封建社会の解説があって、

「日本の江戸時代もこれに劣らぬ身分制度が血統、職業、および財産にもとづいて確立され、身分に応じて異なる法度（はっと）、御定書、および御触書（おふれがき）を適用し、それぞれの身分に相応の生活様式が定められ、分に安んじて矩（のり）を越えない道徳を徹底し、分限をわきまえぬ者には法的制裁をもって臨んだのである」

とつづきます。

長々と引用しましたが、これは一つの、歴史学者か社会学者だか知らないけれども、えらい学者さんの典型的な歴史や差別に対する態度ではなかろうかと思って引用してみたのです。

ややこしくもって廻った書き方をしていますので、一読しただけではこの人何を言わんとしているのだろうとわかりかねますけれども、くだいて書きなおしてみるとこういうことではないかと思うのです。

「身分制度を完全なかたちで実施しているのは、インドであると、いわれている。最近のインドではかなりカースト制度が混乱してきていて、完全に身分制度が消滅することになるかも知れない。しかし、カースト制度は宗教にうらうちされた〝神聖な〟法律として完全に固定された〝地位〟だから、少しぐらいゆるやかにはなっても、国家の法律によって永久にこの〝地位〟は固定されつづけるだろうと主張する人がおり、私はこの意見に注目している。人間みな平等と憲法でうたいあげているアメリカで、黒人差別があるじゃないかという社会学者が少なくないが、日本で江戸時代の賤民の子孫を現在もなお差別しているのと似ており、黒人差別や現在の部落差別を身分制度と考えるのはまちがっていると非難する人が少数ながらいることに注意しなければならない」

ざっとこういったことなのです。このように翻訳してみても、文意がわかったというだけで、この人がなぜ、カーストが神聖な法だと主張する人の意見に注目し、読む者にもそれを強要しなければならないのかということまではわかりません。

私は、こういう文章が、学校や図書館や個人の家で日常的に使われている百科事典の決して古

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:47

「せっかくの良縁だが、もし部落だということがわかって、離婚されるようなことになったら娘がかわいそうだから」と、進みかけていた縁談を部落の人の方から断ったというケースがあった由。

人生の終着駅であり安息所でもある墓地。

[redacted]地区の墓地は道路に面してかこいもなくむき出しのままです。何かむき出しで屍をさらしているような、さむざむしい感じを強く持ちました。まだ土葬が行われていて、埋められてまもない土の盛り上りにしおれた花束が秋雨にうたれていたせいかも知れません。あまりにも小さく貧寒として、見捨てられた空地のような墓地。今日までの部落の人々の貧しさをものがたる小さな石碑。幾つかのま新しい立派な石碑も建っていましたが、それがかえってチグハグでわびしい気がして、生まれてから死ぬまで差別の中で生きてきた村人の歴史が、そこここに生きづいているような気がしました。

現在、個々の家が富んでいるか貧しいか、そのふところ具合まではわかりません。生活保護を受けなければならないような困窮世帯は一戸もないとしても、道路、下排水、街灯、墓地といった公共施設が完全に置きざりにされているということはいえます。集会所も必要でしょうし、掘り起せば地区全体を住みよく改善するためのいろいろな要求が出てくるのではないかと思います行政というところは、自分の方から乗り出して行って、住民の便宜をはかるような施策を講じたりはしないふうになっているのです。道路の改修一つでも住民がやかましく要求しないと予算措置をとろうとしません。自分で、独立独歩で生きようとすることは立派なことですが、個人の力で解決できることとできないことがあります。公共施設などもそうですし、差別の問題もその一つです。支配者が法と力とチエともてるものすべてを総動員してつくり出した差別を打破できるのは、民衆の連帯と団結、たえざる差別との闘いをおいてありません。両地区からさまざまな要求が出てき、一緒に、差別の問題をフランクに語りあえるようになることを望みたいものです。

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:47

はじめに

あなたは今の天皇が第何代目の天皇か知っていますか？

わたし自身も知らなかったので、クイズよろしく、ゆき当りばったり二十人の人たちに同じ質問をしてみました。回答者の年齢は二十三歳から六十歳まで。正解は三人で、四十三歳、四十四歳、四十八歳の男性ばかり。昭和一ケタの前半に生まれた人たちに集中しているのをおもしろく思いました。思春期のもっとも記憶力のいい時期に神武にはじまる歴代の天皇の名前をみっちりまる暗記させられた世代です。

天皇制存廃についての意見は、「あんなのない方がいいんじゃないの」「関係ないね」「考えたこともない、関心がない」「あってもなくてもどっちでもいい」「あってもいいがもう少し予算を削って、少し家財でも売っぱらって食ってもらうわけにはいかんかねえ。第一、東京のド真中にアレ（皇居）があるの困るねえ。交通渋滞の一番のガンだね、アレは」「ない方がいいよ、天皇家のためにさ。かわいそうだもん。日本で一番人権が保障されていないのは天皇じゃないか」「美智子さんが皇太子と結婚しました時にね、まあ、おかわいそうに、と思ったんですよ。自由にさと帰りしたり、買物に行ったりすることもできないでしょ。皇太子がイヤになっても離婚もできないしねえ。自由がないってことはつらいことだと思いますね。いつもにこやかに笑ってらっしゃるけど」

明確に「天皇はあった方がいい」という意見を表明したのはたった二人。その理由は「昔からずっとあったものだから」「日本の象徴だから」ということです。

無関心派、同情派ひっくるめて、「天皇」と一般庶民の日常とは何らかかわりないと思っており、おおむね、ひややかな関心しか持っていないように思われます。

日本国憲法の第一章第一条に「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と天皇の地位が定められていますが、第二章戦争の放棄から第三章国民の権利及び義務とつづく、第二章からあとの条文の明確さ、わかりやすさに比べたとき、何とも不明確でどうも何のことやらよくわからない、というのが率直な庶民の感覚ではないでしょうか。

私が学校で制定ホヤホヤの新憲法を教えられたのは昭和二十四年、新制中学三年の時でした。何しろ、天皇が神の座から人間にまですべり降り、軍国主義から一足とびにアメリカ特製民主主義にスイッチを切りかえたのですから、先生方も、天皇を、民主主義をどう教えていいかわからない。そして、先生方は、それをどう教えるべきかと考える前に、今晩の食糧をどこで確保すべきかというさしせまった問題をまず考えなければならない、というひっぱくした事情を抱えてもいたのです。

私たち生徒は、そういう先生の事情にはおかまいなしに、

「いったい、日本国の〝象徴〟という、この象徴はなにを意味しているのか」

「日本国民統合の象徴という〝統合〟とはどういうことなのか」

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:47

明治維新まで大した力も持たなかった天皇が、なぜ急に幼い子どもにまで手かせ足かせをはめるほどの絶対的な支配者になるに至ったのか。歴史を学ぼうとするとき、私たちが知りたいと思うのはそこなのです。いまの天皇が第何代目の天皇で、何年の何月何日に即位したかというようなことはどうでもいいのです。文明開花がすすみ、科学が極度に発達した二十世紀の日本で、つい最近まで、〝人間〟が〝神〟であり得たという歴史的事実をいま現実に生きている私たちが、〝からだ〟で記憶している、それが、私たちが歴史を学ぼうとするときの、重要なカギであると私は考えております。

被差別部落の歴史と天皇制と何のかかわりがあるかと思われるかも知れませんが、一つの制度なり、支配のしくみ、その時代を支配した考え方なりは、それだけが独立して存在しているということはあり得ないのです。

そういう意味で、明治以降の天皇制と今日まだ温存再生産されている部落差別は不可分に結びついているといえると思います。

私の子どもはいま、小学校六年生ですが「昔話」をきくのが大変好きです。

「ママの子どもの頃の話をして」

「おばあちゃんのこと話して」

「おじいちゃんはどういう人だったの」

人間はどこから来てどこへ行くのか？　人として生まれ、人間の社会に眼をみひらくようになると、誰でも感じる疑問です。

人間が人間の歴史を知りたいと思うのは、「学問」という高踏的な世界と無関係な自然の要求といえましょう。

そういう意味では、学校で学ぶいろいろな学科の中で「歴史」の時間が誰にとっても一番おもしろいものでなければならない筈なのですが、「歴史が好きだった」という人は例外的なほど少数なのです。

昭和二十年八月の敗戦を境に、「紀元は二千六百年」と教えられた「神国日本」の歴史はウソッパチということになり、戦後、日本の歴史は大きく書きかえられました。しかし、若干の訂正、改訂、補足はされたというものの、歴史イコール年号の棒暗記に終始というかたちは、大根（おおね）のところではかわっていないようです。

例えば、学校の教科書や町の書店で売られている非常にポピュラーな日本歴史を読んでも、被差別部落はいつどのようにしてつくられ、いまなお存在しているのはどういうわけか、ということはほとんど書かれていないか、まったく書かれておりません。現実に差別を受けている人々はもとより、なぜそういう差別があるのかと、日本人なら誰もが当然疑問を抱きます。ところが、日本の歴史はその疑問に何も答えないのです。

ごく一般的な日本人が、日本の歴史を学ぼうとすれば、手近かにあって入手しやすく、しかも読みやすいという既に書かれた本を読むことからはじめるしかないわけですが、それらの本では部落差別はほとんど完全に無視されています。

先にも述べましたように、百科事典にすら書かれていない。身近かな筈の地方市史にも書かれ

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:48

象を受けますが、羽仁五郎氏が、大正十一年に全国水平社が結成されたことを知らない筈がありませんし、この本を通読して、氏が慎重に「エタ・非人」という言葉を避けて通ったような印象を受けます。〝今日ではその名称を口に出し字に書くこともゆるされなくなった〟から、あえて書かれなかったのかも知れませんが、既に過去のものとなった歴史的事実を歴史家が記述できない、という方がおかしいわけです。江戸時代には「士・農・工・商」の下に「エタ・非人」という法制化された身分があったということは否定できない事実なのですから。

昭和四十九年の今日なお、「うちの先祖はエタでして」と部落の人々が気軽に、何のケレンみもなく語ることができない、学者がその名称を記述することを避けて通る、という現実こそ、〝この明白なる陋習〟が明治維新によって何ら破られても解消されもしなかったことを物語る証左ではないでしょうか。

だから、

「またこの乱に当時賤民視されていたひとびとのはせつけたことも知られている」

というようなおかしな記述になるわけです。

この文章を読みますと、百姓たちが起した一揆に「賤民視されていたひとびと」までが応援にかけつけたというような感じがします。部落民と百姓が連帯して、ともに権力に立ち向っていったことがあいまいにボカされ、〝当時賤民視されていたひとびと〟とはいったいどういう人々なのか、何によって、誰によって〝賤民視〟されていたのか、という問題は無視されたまま自明のこととして処理されています。第一〝賤民視〟という言葉づかいそのものが正確を欠いていると

いえましょう。

私は羽仁五郎氏を時代の先覚者として、死刑廃止論者として、尊敬していますし、羽仁一族（羽仁もと子、羽仁説子、羽仁五郎、羽仁進、左幸子）に対してある種の親愛の情を寄せている者の一人ですが、甚だ失礼ないい方ながら、ことが部落問題になると「羽仁五郎、お前もか」というような慨嘆を禁じえないわけです。

明治維新の評価は評価として正しいとしても、この大きな社会変革が、「御一新」「大政奉還」という、幕藩封建制度にかわる天皇制として行われたという事実。江戸城が宮城と呼び名がかわり、その中の住人が徳川家一族から天皇家一族へと譲り渡され、東照宮さまから現人神を頭に戴くこととなり、最高支配者＝神という図式までが継承された――このことをヌキにして、江戸時代から明治・大正・昭和へとつづく日本の近代史を語ることはできません。

「日光を見ずして結構というな」といわれる日光東照宮を、残念ながらまだ見たことはありませんけれども、初代将軍徳川家康を祭神とするこの神社の〝神々しさ〟はきっと、東京のド真ん中にある明治神宮といい勝負だろうと思われます。

世界各国、どこの国の歴史を欠いても支配者を〝神〟として戴いている国の国民に真の自由も民主主義もあり得なかったし、今後も絶対あり得ないでしょう。

貧しい百姓や部落民にとって、東照宮さんの時代も天皇さんの時代も大した差はなかったのです。百姓は「五公五民」「六公四民」というようなかたちで、米の収穫高の半分以上を年貢として役人に取りあげられることはなくなったけれども、そのかわりに、地主に同じぐらい収奪され

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:48

いました。副葬品もたくさんあって、ツタンカーメン以来の発見だということです。

ツタンカーメンといえば、さきごろ、ツタンカーメン展というのが開催されて、百万人以上の人たちが押すな押すなと見物に出かけたことは記憶に新しいところです。

エジプトのピラミッドは世界最大の人類の遺跡としてあまねく有名ですが、何千年も前に、どんな機械工具も持たず、こんな大がかりな工事がただ〝人〟の力だけによって構築されたということが、私たちを驚かせます。

建築の専門家なら、これをつくるための資材、費用、完成までにかかる期間を数え、その膨大さに改めて驚く、ということになるでしょうし、芸術家は、数々の精巧で豪華な副葬品に眼をみはります。

大型クレーンも、石材を運搬するための車も用いず、すべて人の手でこの工事をすすめるとしたら、十万人の屈強な働き手が年間三カ月フルに働くとして、四～五十年はかかるとのこと。当時のエジプトの王さんが、墓をつくるということはまさに生涯の最大の大事業だったといえましょう。

五千年前にどのようにしてこんな大事業を成し得たのか、と驚くばかりですが、五千年前だったからこそできた、という言い方もできるわけです。いま、これをやろうとすれば、とてもじゃないけど人件費だけで国家予算はパンクします。奴れいというタダの人間の労働力を使ったからこそできたことなのです。王家の富と王家の奴れいを産ったのは、肥沃なナイルの河畔で土地を耕した農民です。

「エジプト文化の特異性は、ごく初期の王朝時代にはやくも現われている。政治や社会の機構は急速に形を整え途中わずかな断続期間があったとはいえ、最後まで最初の型が踏襲されていった。あらゆる権力は、理論上からいっても、また実際からみても、統治者であるファラオの手中にあった。ファラオは、王であると同時に神であり、社会の頂点にその座を占めていた。ファラオの下には、大幅な権限を委任された高級官吏がおり、その下には、こまかく組織された膨大な官僚機構があった。国家は多数の労働者と農民の肩の上に、どっかとあぐらをかいていた」（ライフ人間世界史へ古代エジプト〉）

〝労働者〟〝農民〟などというとていさいよくきこえますが、王と神の名によって無権利状態にされたどれいと農奴が、王家の繁栄と富を支えるいしづえになっていたといえましょう。

いろいろ、かたちは多少かわっても、ここに少数者による多数の人間の支配の原型があると思います。

何万人という人間を、ほんのチョッピリ、〝エサ〟だけ与えて飼いごろしにし、死ぬまでこき使うことができたらどういうことになるか、ちょっと想像してみてください。誰でもたちどころに大金持になることはまちがいありません。たとえ、一年でも半年でもそういうことができるならやってみたい、と思いませんか。

世界中、どこの国でも、まず最初に支配者がやろうと試み、現実にやってのけてきたのがこのことなのです。しかも、つい最近までこの支配の論理が地球上のすべての国で大手をふってまかり通ってきた、これこそまったく驚くべきことだと思わずにはいられません。

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:48

さんの人手と歳月と資材を必要としたことはいうまでもありません。聖武天皇はこの大仏づくりのために、国費を使いすぎたため、政争に一層輪をかける結果になったということですが、この〝国費〟をいったい誰がひねり出したかといえば、言わずと知れた農民なのです。

この頃、山上憶良という人が書いた「貧窮問答」という有名な歌があります。現代文に書きなおしてみますと、

「雨風の雷さえまじって降る夜はどうしようもなく寒いので、堅い塩を少しづつかじりつづけ、酒糟を湯にといたものを吸りながら咳こみ、鼻をすする。まばらな髭を撫でながら、自分をさしおいて〝人物〟はいまい、と自から誇ってみても寒くてたまらないから、麻のふとんをひきかぶり、袖なしの着物などもありったけ重ね着してもなお寒い。こんな寒い夜を自分より貧しい人たちは寒さと飢えにこごえているだろう。妻や子どもは食べものを欲しがって泣いているだろう。こんな時お前たちはどのようにしてこの浮世をしのんでいるのだろうか」

「天地は広いというけれど、わたしたちには身のおきどころもないほど狭い。日や月は明るく照らすというが、わたしたちのためには照ってはくれぬ。世間の人はすべてこうなのか。自分だけがかくも貧しいのか。人として生まれ、人並に成長して今日まで来たのに、綿も入っていない布の袖無しの海松（みる）のようにボロボロに破れたれさがっているのを肩にかけ、地と軒とがくっついているような低い傾いた家の中で、地面にじかにわらを敷いて寝ている始末。父や母は枕の方に、妻や子は足の方に、わたしを囲むようにすわり、寒さと飢えになげきかなしんでいる。かまどには煮たきする湯気も立たず、米を蒸すせいろうは蜘蛛が巣をかけて、飯を炊くことも忘

れている。大きな声でものをいうこともできないほど飢え疲れているのに、〝とりわけ短いもの〟、さらにその端を切る〟という諺もあるように、里長（五十戸を里とし、里長は年貢を取りたてたり賦役という名のタダの労役に農民をかり立てたりする末端官吏）がむちを持ってやってきて寝屋の戸口に立ち、呼び立てる。生きるということはこんなにどうしようもなくつらいものなのか」

というような内容なのです。

二十世紀の今日、専門家を感嘆させる立派な建築技術を持っていたのに、当時の大多数の農民は、原始時代そのままのタテ穴式の住居に住み、ただ屋根があるばかりの掘立小屋同様の家で土の上にじかにわらを敷いて寝ていたのです。

都まで年貢を納めに行く遠い道のりの途中で行き倒れたり、飢え死したり。天災地変にはまったく無防備で、めでたく豊年であったところでかろうじて飢をしのげるほどのものしか農民には残されないのですから、凶作になるともうどうしようもありません。草の根をかじり、木の実を探しても、そこには限度がありますから、餓死者の白骨がるいるいと横たわるという地獄絵が大きな凶作のたびにくりひろげられる結果になります。しぼるだけしぼり取った支配者は歌をよんだり、寺社づくりや、庭づくりに熱中したり、女のお尻をおいかけ廻したり、民衆の飢えなど関知せず、です。

何しろ、国の富の源は大地にあり、それをもたらすのは百姓なのですから、いかにして効率よく百姓を働かせ、しぼり取るか、その時々の支配者はたえず頭を働かせ、新しい制度を打ち出し

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:48

権力の座をすばやく奪い取った。

秀吉が一番最初にやったのは刀狩りと検地。百姓に武器を持たせておくような物騒なことは許しておけぬ。これまでは補充兵として百姓の力を借りる必要もあったが、もうその必要はない。百姓はこれから年貢を稼ぐだけでよろしい、というわけです。そして、年貢を取りたてるための基礎資料にするためにまず検地をやったということなのです。

秀吉はまた、人のものを一銭でも盗んだら死刑に処す、というようなキビシイ法律もつくりました。大いに殺し、大いに盗んで、しまいに〝天下を盗る〟と大将軍とたてまつられ、ささやかな盗みはこれは死に価する悪ということになったのです。

秀吉がキチンとした封建国家のレールを敷き終らないうちに死ぬと、その息子など豊臣家の一族をみな殺しにして、今度は徳川家康が、政権の座につきました。

この人は、信長、秀吉の例もあるので、自分およびその一族が永久に安泰に政権の座に座れるよう、ありとあらゆることをめんみつに徹底的にやりました。身分制度の法制化と固定化もその一つです。今日の被差別部落の起源となった江戸時代の幕藩制度と呼ばれている社会のしくみをみてみましょう。

2　身分制度の法制化

どういう手段にせよ、天下を取ればもうこっちのものです。あとは守りの一手あるのみ。寝首

をかかれないよう、戦争をしかけられないよう、まず各地の〝小王国〟の城主である大名のキバを抜いておく必要があります。

大名の格付をやる一方、参勤交代と称して大名の家族を江戸の自分の眼の届くところに人質として置かせ、地方と江戸の二重世帯を強いることでムダ使いさせて、戦争をしかける力を貯える余地のないようにしました。ちょっと力がありそうで、これは放っておくとオレの政権をねらいそうだと思う大名や、他の大名に対する見せしめということもあって、何かとインネンをつけては、お家断絶、取りつぶしという手で大名をおどしつけ、江戸周辺のねらわれやすい地域や要しようの地は、幕府の直が領とするなど、ちょっとやそっとでは幕府に対して戦争をしかけられないという体制をつくります。

「権力」には「権威」がなくてはなりません。三日天下に終った織田信長も、この「権威」というヤツでハクをつけるため、天皇から「征夷大将軍」の称号を貰ってカッコウをつけます。当時、天皇家は領地も小さく、年貢も思うようにとれなくなって、〝貧族〟の体面を保つため年間の儀式をまかなう費用や住居を改修する費用にも困るほど〝貧乏〟をかこっていたので、「征夷大将軍」とひきかえに捨て扶持をよこした織田信長に大いに感激したとのことです。秀吉も家康もこれを踏襲、徳川幕府は天皇家をつぶさず保存するかわりに、はじめて「公家諸法度」（くげしょはっと）という法律をつくって、天皇家が政治にくちばしを入れられないようにします。実質的な皇帝は家康なのですが、何といっても成り上り者ですから伝統による権威づけが欲しかったわけです。そのために天皇家を利用したのです。天皇家も幕府の意にさからうとどういうことにな

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:49

しかし、いかに徳川家康がエネルギッシュでも、一つの社会体制を一夜にしてつくりあげるということはムリな話です。徳川家康のつくりあげた支配構造によりみがきをかけ、総仕上げしていくのに、やはり何十年もの歳月を要しています。

矢つぎばやの〝法律づくり〟、道路網の整備、農地用かんがい用水の整備、オンミツという名のスパイ組織づくり等々、やらなければならないことはゴマンとあり、賤民制を民衆に強力に浸透させる必要も当初はあまりなかったでしょうし、他の方面の方が忙しかったのではないかと思われます。

早くから大和朝廷の支配下におかれた近畿地方と、関東では被差別部落のつくられ方、民衆の差別意識の持ち方にも若干の差があるように思います。

被差別部落の歴史はいま掘り起されはじめたばかりですから、これから歴史家や部落の人々を含むわたしたち民衆の正しい歴史を知ろうという協同作業の中から、もっとハッキリしたかたちが現われてくるでしょう。

私が少ない資料を若干当ってみた限りでは江戸時代の初期には、被差別部落の数も少なく、百姓町人の差別意識もそんなにキビシイものではなかったのではないかという印象を受けます。

大宮市に限っていえば、文化七年から文政八年（一八一一年～一八二五年）にかけて編さんされたという〝新編武蔵風土記稿〟に、牛飼という小字（小さな部落）に「ここに長吏四軒有り」という記載があり、これがおそらく現在の［redacted］地区の前身でしょう。［redacted］地区の墓地に「牛飼村」と村名を彫りこんだ石碑が一基残っており、牛飼という文字を誰かが砕いて消し去ろうとしたような痕跡がみられます。

少なくとも十九世紀の初めに、牛飼という被差別部落があって、「長吏」として差別を受けていたということはわかりますが、この部落がいつ頃つくられたのかという資料はいまのところ見当りません。［redacted］、［redacted］の両地区については、まったく資料がなく、牛飼の前からあったのか、あとからつくられたのか断定はできませんけれども、前記の〝新編武蔵風土記稿〟に記載のないところからみて、これよりあとにつくられたとみた方がいいでしょう。

一九世紀初頭には「四戸」だった牛飼の「長吏」が、その約五十年後の一八六四年、元治元年の宗門人別帳では三十四戸（男九八人、女八七人、計一八五人）にふくれあがり、幕藩制から天皇制へと権力の移行が行われた慶応三年（元治元年の三年あと）の人別帳では更に一戸増え、男一〇〇人、女七十四人、計一七四人になっています。

江戸時代にはほとんど総人口は増えていないので、五十年間に長吏だけが十倍近くふくれ上るということは自然増とは考えられません。よそからエタ身分とされていた人々を連れてきて移住させたか、余儀なく土地を離れ逃亡してきた百姓が住みついたか、近隣の百姓町人でエタ身分におとされた人々が多かったかのいずれかでしょう。

他の文献で見ますと、幕藩制度がぐらついてきた十八世紀の後半から幕府が倒れるまでの約百年間に「散所」と呼ばれる被差別部落が急激に増えたという資料があり、幕府は被差別部落をたくさんつくることで、体制の建てなおし、強化をはかったものと思われます。

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:49

みんなに見せた。

5、火罪　火あぶりの刑。

6、鋸挽（のこぎりびき）タテヨコ三尺深さ二尺五寸の箱をつくって地の中に埋め囚人をその中に入れ、箱の裏の杭に囚人を固定して首だけ見えるようにし、最初に刑吏が両肩を力で傷つけて、その血を竹鋸にぬり、誰でも挽き殺したいと思う希望者に挽かせた。三日間晒してから改めて磔にした。

7、切腹と斬罪　これは士分以上の者に適用。切腹より斬刑の方が重い。

そして、これらの死刑の執行には常に非人と弾左衛門翟下の「谷の者」（やのもの、エタ）が当らせられたわけです。民衆の憎しみの矢面に賤民を立たせ、民衆の怒りや憎しみが直接、幕府と幕府の役人にぶっつけられることを避けたのです。

それではエタ・非人がどういう方法で死刑になったかといいますと、

「寛政七年浅草たんぼにて本屋を殺し金子を奪ひたる非人を弾左衛門にあづけて死罪とす。非人死罪の法は罪人を板の上に縛し、あふむけに臥さしめ、穢多が牛馬の皮を剝ぐ庖丁にて先づ罪人の両足を切り去り次に両臂（りょううで）を切り去り、頬の皮をはぎ後首を斬るものなりといふ」（布施彌平治著『日本死刑史』）とあり、実に残酷な殺され方をしたことがわかります。

また、「火事とケンカは江戸の花」といわれるくらい、しじゅう大火事に見舞われていた江戸市中で、非人が放火犯人とされることが多かったようです。

「享保十年（一七二五）二月に起こった大火のときも、放火犯人として品川の非人頭松右衛門の支配下にあった長右衛門が捕えられ、火あぶりの刑に処せられている。

このとき非人長右衛門が盗んだのは、わずかに木綿の袷（あわせ）二かさねに過ぎなかったのだ。だが、その木綿の着物二かさねのために火つけをする人間をつくりあげた非情な政治、毎年のように荒れ狂う火事に対して、いたずらに町民の災害を重ねてゆくだけで施すすべも知らない政治、その非難がいつなんどき、幕府に向かってこないとも限らないであろう。

この場合、百余人の非人が憎むべき放火犯人として検挙され、そうして処刑されたというのも一つには、あいつぐ火事に焼け出された庶民の感情とその怒りを、憐れむべき非人の上に転嫁したものと取れないものでもない」（中公文庫『日本の歴史』第17巻）

一つの火事で、百人以上もの人間が申しあわせて放火するなんてことはありえませんから、幕府が民衆の不安と不満、興奮をしずめるための鎮静剤として非人を人柱に供した例でしょう。関東大震災のあと、朝鮮人狩りへと民衆をかりたてたのと同じ理由によるものです。

しかし、八代将軍吉宗の時代に、それまでおふれ書や慣習法などで行ってきた刑罰を整理して「御定書百箇条」をきめ、この中で、八種類の死刑に当る罪をとりきめているわけですが、「死罪以下は穢多頭に付してその慣例により処分せしむ」ということで、賤民のみを対象とした特別の法律は見当りません。時には弾左衛門に下げ渡し処罰をまかせ、また、先の例のように見せしめとしたい時には「御定書」を適用したものと思われますが、江戸幕府から明治政府へと移行する過渡期であった明治元年十月につくった「仮刑律」（仮の刑法）に、

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:50

んと増やされ、きびしい差別政策が次々に打ち出されてきたのではないかと思われます。

太宮市の例を見てもわかりますように、幕末の五十年間に戸数も人口も急激にふくれ上っています。農民が「間引」をやって自発的に人口を調節している中で、賤民人口だけが異常に増えることは考えられませんから、土地を放棄した逃亡農民や藩をつぶされ失業した浪人者などがエタ・非人の群に投じたとみるべきでしょう。こういう社会のひずみによって、「身分」からはじき出される人間が増大したので、次々と新たに「長吏部落」をつくっていっても人間の供給にはことかかなかったものと思います。

こういう点を考えましても、「部落」の歴史は決して古いとはいえませんし、「職業起源説」や「人種起源説」が、差別を正当化するためにあとからつけたへりくつみたいなものにすぎないことがわかると思います。

江戸中期以降幕末にかけて、身分差別が強められたのは、数が増えたこともそうですし、部落民の信仰生活も、関西では真宗を宗旨とするエタ寺へ、関東では白山神社へと政策的に組織されていったことを見てもわかります。

江戸時代の差別事件として非常に有名な、〝エタの命は百姓町人の七分の一〟という判例が出されたのは安政六年（一八五九年）であり、幕府が倒れるわずか八年前です。幕末の十年間に安政、万延、文久、元治、慶応と年号があわただしくかわり、万延、元治などはたった一年で、年号を改称しています。崩壊寸前の幕藩体制のうめきがこういうところにも聞こえてきそうな気がしますが、封建制度がまさにくずれ去らんとするその時期に起ったのがこの事件なのです。

一人の〝エタ〟が真崎稲荷のお祭りにお参りに行って、土地のやくざ者に袋だたきにあい殺されてしまいます。せめて犯人を罰してほしいという弾左衛門に奉行所の役人が「一人の下手人が欲しければあと六人殺されて来い」と言渡したという事件で、エタ・非人がどういうひどい扱いを受けていたかということを示しています。

しかし、これをよく考えてみますと、〝エタ〟がお稲荷さんにお参りしたのは、この殺された人が初めてではあるまい、と思うわけです。この事件が起るまでは、袋だたきにあうようなひどいめにあうこともなかったので、この人もみんながお参りするようにお参りに行ってこの不幸にあってしまったのではなかろうか、と。宗教による差別が進行しはじめてから、各地で神社の祭から〝エタ〟をしめ出すトラブルが頻発します。幕府の差別政策が民衆の間に浸透した結果、こういう事件が起き、これに対して奉行所が取った態度がハッキリとこれを裏づけた例だと思います。

「穢多」或いは「穢多村」という地区名を検地帳や人別帳、地図などに明記するようになったのも江戸中期以降であることは、いろいろな文献がこれを裏づけていますし、「エタ」は百姓の家を訪問する時は外から用件をいって中へ入ってはいけないとか、ハダシで歩けとか、それと一眼でわかるように皮のキレハシをつけよ、帯は縄にせよ、どんな緊急事態が起っても夜の外出は絶対禁止、百姓町人にやとわれてはいけない、〝エタ〟に土地を売ってはいけない等々、日常行動の万端にわたってこまかい禁止や制限事項をつぎつぎと打ち出して、これでもか、これでもかといわんばかりにみじめな状況をつくり出そうとするのも、中期以降です。

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:50

「乞食王子」や「シンデレラ」のお話はいつでも子どものこころを魅きつけますし、長い命脈を保って読みつがれてきています。何かの偶然で高い身分から低い身分に落された子どもが、さまざまな辛酸をなめたあとでもとの身分に戻るというオハナシ。貧乏人の子どもが虐待され辛酸をなめるのはこれは当り前の話でオハナシにもならないけれど、高い身分の子どもが貧乏人の子どもなみに扱われるとハラハラビクビク、邪ケンに扱うヤツに怒り、同情の涙を惜しげなく流し、最後にモトの身分におさまるとホッとするあの心理です。不遇の王子を助け、「正統」なる地位に戻してやるのが正義だとするモラル。明治維新の推進者をとらえたのもこのモラルだったでしょう。何しろ「神君」をアタマに戴いてきた長い間の習慣から、「神君」にかわる絶対的な権威者がほしい、大義名分がほしい、というわけです。すべての人民の自由と権利を闘いとるという民主主義の土壌がまだ充分に育っていなかったためもありましょう。

明治政府はタテマエとしては四民平等をうたったけれども、華族、士族、平民、新平民という四つのグループに区分し、華族と士族には、江戸時代にもっていた特権をできる限り残し、あたう限り保証しようとしました。地主制度もそのまま手をつけず、地主たちには江戸時代とかわらない農民からの収奪を保証したのです。

大江卓など先覚者の熱心な働きかけがあったりして明治四年にエタ・非人の身分を解放するというおふれを出したものの、明治政府は本腰を入れて賤民制を解消する気はさらさらありませんでした。こういうおふれをかたちだけでも出したのは、外国に対するメンツ、正確な地図を作製する必要があるのに、江戸時代のような「エタ地」を里数に数えないという不合理を残しておくわ

けにはいかぬ、というような実際的な理由があったためでもありました。

「知らしむべからずよらしむべし」という民衆支配をモットーとし、年貢で農民を収奪し、工場労働者として民衆を搾取していく上で、江戸時代と同様のきびしい賤民制を必要としていたのです。

日本資本主義はこの二重の収奪によって力をたくわえ、肥えふとり、世界の列強国と比肩しうるだけの実力を急速に持ち得るようになったわけです。これを下から支えたのはほかならぬ部落差別だったのです。江戸の末期に徹底的に民衆に滲透させた差別意識をそっくり踏襲し、助長したわけです。続々と生まれた資本主義工場は部落民をしめ出したばかりか、伝統的な部落産業であった皮革産業も、半番や刑吏など下級官吏の役職も奪い取って、江戸時代以上の差別と困窮の中に投げこんだのです。

史上初めてつくられた公立学校（その実は政府は学校設立に何の予算措置もせず各市町村に設立の責任だけをおっかぶせたのですが）は、差別の道場となり、部落の子どもたちは「まとも」な職業にはほとんどまったくといっていいほどつけないというシステムをつくりあげたのです。

同和教育の「先進国」といわれている長野県の長野県同和教育推進協議会が昨年（一九七三年）刊行した「あけぼの〈人間に光あれ〉」というパンフレットの中で、

「この『四民平等』という大目標のもとに出発した明治の政府も、身分制度の上では、大へんな失敗をしてしまいました。その失敗のため、それから百年もたった今日でも、明治の政府は、徳川の幕府と同じだったと批判されてもいるのです」

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:50

思春期というのは人間の生涯の中で、何でも一番信じ易い年頃であり、非現実な夢が現実となる奇妙な世代です。

この賤民の中にまぎれこんだプリンスは、非常に頭がよく、たいへんなもの知りで、「賤民」の仲間である教師をも軽蔑しており、その軽蔑をかくそうともしませんでした。

私のことを「賤民」の中でももっとも卑しい賤民であると規定した彼は、

「ああ、あんたは何て頭が悪いんだろう」

とことあるごとに、あからさまな侮蔑をこめていいます。私は彼に会うまで、あからさまに「頭が悪い」と非難されたことは一度もありませんでした。むしろ、その逆でした。

中学時代に、先生から大真面目に、「あんたはあまり頭が良すぎるから、きっと脳で死ぬだろう」といわれたことがあるくらい、先生たちからも周囲にいる友だちや大人たちからも一応「頭のいい女の子」として認められてきたのです。自分が凡庸で、周囲の人がチヤホヤしてくれるほど決して頭がよくないことは充分自覚していて、そのために悩んでいました。自分の凡庸さ、頭の悪さにひと知れず悩み、小作人の娘という貧しい出身を恥じてもいたので、「賤民だ、頭が悪い」とハッキリ指摘されて、むしろホッとする気持もありました。

私はこの身分を落されたプリンスを自認する少年に奇妙に魅きつけられ、その高校に在学中、ほとんど彼とともに行動していました。

「あんたは僕のためにあの本とこの本を買うべきだ」といわれたら、どんなにか無理算段をしてお金をつくり、その本を買い与えます。それは一見して、私の読書能力をこえる哲学書や社会科

学や歴史学などの翻訳されたものばかりです。

「賤民はどうせこんな本は読んでもわかりゃしないし、読む必要もない」

というのが彼の意見で、彼は「賤民」が主に捧げものをするのはこれは賤民の義務であると考えているのですから、安くない本を買うために私がどうしてその金をつくったかなどときもしないし、礼をいうなど、とんでもない、という至極当然の顔をして受け取ります。私はその貰いっぷりのよさに、いつも感心してしまうのでした。そして、こういう態度がとれるということが彼が「貴族」であることの証明ではないかと思ったりもしました。われわれ庶民は、人からタダで労働力を提供されたり、ものをもらうということにまったく慣れていませんから、理由もなくものをもらったりすると、とたんに落ち着かなくなるのが常ですが、幼にして〝奉仕〟されることに慣れ、〝貰う〟ことになれている階級ってのがあるんだなあ、という感じなのです。彼が古典趣味だったので、学校をさぼっては京都や奈良を歩き廻りました。交通費や空腹をなだめるための費用はたいてい私もち。彼は実にもの知りでしたから、あらゆるものについて一家言を持ち、独特の解説をする才能がありました。

「でもね、大仏さんも薬師如来も金閣寺、銀閣寺も、竜安寺の石庭も、これを実際に製作したのは、私の先祖の賤民なのよ。仏さんのやさしさは、しいたげられた民のやさしい心の発露だし、建築物の美しさは、彼らが一流の芸術家だったからだと私は思う」

「つくらせたのは貴族ですよ。貴族がいなきゃなんで賤民にこんな芸術作品ができるもんですか」

「つくることを指示したのは貴族かも知れないけれど、芸術作品なんて指示されてできるものじ

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:50

しゃべりで大茶を飲む女は嫁にもらってもさっさと離婚せよ。そういう女は必ず浮気するものである〟というようなおふれを出して、働け働けとしった激励するのを尻目に、人間の女の美しさ、生きるよろこびを大胆不敵にうたいあげたんだから」

「僕はやはりああいうものは認めませんよ。女にもセックスにも興味がないから。あの行為は単に種を保存するために、したいヤツがすればいいので、僕は想像しただけでゾッとする」

かくて、彼はいまだに「童貞様」であり、修業僧のようなゴセイケツきわまりない生を古典趣味と老人相手の知識の切り売りで満たしているという次第なのです。

もとの〝身分〟にとうとう戻れなかった「乞食王子」の悲劇といえましょう。

一度手にした「特権」に対する執着の強さは、それを失ったあともなお、その人間の生涯を決定するほど強いものだという例をお話してみたわけです。

たとえ、電車にタダで乗れる、というようなささやかな特権でも、一度それを手にすると、人間というのはなかなか手離したがりません。

自分の資質や努力によって得たキャリアとはかかわりなく、公認の社会的特権として、あるグループの人間を軽蔑する権利を得たと思いこんでいる人々は、そういう特権の行使がそのまま自分にはねかえり、もっと大きな特権を持つ人々に奉仕することになると気づこうとさえしないのです。支配する人々は、こういう人間の心理をいつもたくみに利用してきたのです。

明治政府は特権階級の〝特権〟は手厚く保護しつつ、天皇を絶対的な君主として国民の上に君

臨させるべく、もっとも重い刑事罰を「大逆罪」（天皇にそむく罪）と定め、法律をもって手かせ足かせをはめる一方、天皇を「神」としてあがめる教育を強力に押しすすめます。

戦時中に小学校教育を受けられた方ならどの学校でも、天皇一家の写真（ご真影と呼ばせました）と教育勅語などを祭る小さな「神社」（〝奉安殿〟）や、二宮尊徳の子どもの頃の銅像（柴を背負い本を読みながら歩く少年金次郎の像）があり、朝夕、奉安殿を拝み朝礼の時間には〝宮城遙拝〟の儀式が行われたことを記憶しているでしょう。

大阪府下のある小学校の校史から、天皇制教育の歴史を見てみますと、

明治24年1月16日　教育勅語の謄本下賜。

大正13年9月　ご真影を奉安する敬天府竣工。

大正13年10月23日　天皇、皇后両陛下のご真影下賜。

昭和6年1月24日　今上陛下、皇后陛下のご真影拝受。大正天皇、貞明皇太后のご真影とともに敬天府に奉安。

昭和9年4月3日　小学教員に賜わりたる勅語天皇陛下より下賜。

昭和9年8月　敬天府よりさらに堅牢で、かつおごそかな奉安殿として改築造営。

昭和二十年八月十五日に、全面降服というかたちで、天皇制ファシズムに終止符をうたれるまで、「忠君愛国」が国民の最高のモラルとして、年を追って強く押しつけられてきたことがわかります。

「農」を基本とする国から工業生産を主とする資本主義国へと急速に発展するためには急ピッチ

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:50

あることを、名乗る義務は毛頭ないのに、それを明確にしなかったとして有罪としているわけです。

藤村は丑松に生徒の前で「かくしていたのは悪かった」と土下座させたわけですが、三十年後、この国の法律は、部落民であることをかくして結婚するのは詐欺と同じだとして部落の青年を監獄に送ったのです。

明治、大正、昭和を通じて、幕藩体制のつっかい棒として強化され民衆に滲透させられた部落差別が、更に一層強められ拡大再生産された過程がわかるでしょう。

支配される側の自由と権利の回復は、それを支配者から力づくで奪い返す、闘いとる以外に方法はありません。

明治維新後も全国各地で土一揆がくり返され、「人は人の上に人を作らず人の下に下を作らず」という真の人間平等を旗じるしに自由民権運動や普選運動、婦人にも参政権をと要求する婦人運動がわき起ります。

部落の人々もまた、ムリヤリかがめさせられていた背すじをのばして、「われも人なり」と雄々しく立ち上るのです。

第V章　部落解放のたたかい

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:50

ことができずにそこから逃げ出します。

「生まれてくるということが、一番悪いんです。死こそが最高相の文化です。地上において、私共は果して何を求め、何を望み得ましょう。一切は欺瞞です、不正です、不義です」

というような苦悩を経て、この宣言文にうたわれたような「人間解放」の道へと到達しだわけです。この文章は、西光氏が煙突掃除をやりながら、そこの料亭の二階の物干しで書かれたものだということです。

この「宣言」が全国から京都の岡崎公会堂に集まった三千人の部落民の前で駒井喜作氏によって読みあげられたとき、

「一句は一句より強く、一語は一語より感激し来り、三千の会衆皆声をのみ、面を俯せ、欷歔（すすり泣き）の声四方に起る。氏は読了ってなお降壇を忘れ、沈痛の気、堂に満ち、悲壮の感人に迫る。やがて天地も震動せんばかりの大拍手と歓呼となった」

と、第一回創立大会における模様が伝えられております。

「水平社宣言」は何度読んでも、私たちの魂をゆり動かす力を持っています。部落の人々が、どれほどのよろこびと感動をもって、この「宣言」を受けとめたか想像にあまりあります。

差別に対する怒りが野火のように、またたくまに全国にひろがり、おいついで各地に水平社が結成され、「糾弾闘争」の火ブタが切って落されたのです。

全国水平社の結成につづいて、各地に府県水平社、地方水平社が続々と旗上げしますが、京都府水平社についで全国で二番めに結成されたのは埼玉県水平社でした。

埼玉県下では、水平社結成の前年、大里郡御正村で、シベリア出兵戦死者の忠魂碑を建てる際二名の部落出身の戦死者の名前を故意に削りとり、これに抗議した部落の人々に対して、「建てたかったらあんただけで建てればよい」と村長が発言するという差別事件が起っており、部落民小作に対する年貢の差別（立地条件が悪い上に、小作料が一～二割も高い）など、差別に対する怒りが高まっていました。

水平社が結成された当初、部落の人々はまず、「差別をするな！」と、差別をした個人に対して、その怒りをバクハツさせます。

部落民の名誉をかって一度も守ろうとしなかった国の法にかわって、部落民自身が糾弾闘争というかたちで自衛しはじめたのです。

埼玉県下で水平社結成の翌年の大正十二年には五九件、大正十三年には一三九件もの糾弾闘争が行われており、うち屈した怒りを一挙にバクハツさせた観があります。

糾弾を受けた差別事件は、口頭謝罪、謝罪状提出、謝罪講演会の開催というかたちをとって解決されましたが、激しい糾弾闘争は、当然のこととして部落民を差別していた人々に対して「差別することは悪いことだ」と自覚させる効果がありました。

特に埼玉県の場合、部落民の八割までが農民であり、そのほとんどが小作農だったところから全国でもっとも早く、労農提携を打ち出し、解放運動と農民運動が不可分のものとして手をたずさえて行われたのが特徴的だったといえましょう。

埼玉県では大正十二年四月二十三日に県水平社第二回大会が開催されたあと、五月七日に埼玉

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:44:50

を告げたことを身をもって示しました。これが有名なカニの横這い事件です。

いくらシキタリだからといって、人間が人間に会うのにカニのように横歩きできるか、と天皇に会うことを拒否した松本氏の痛快な行動は、天皇制下の重苦しい抑圧に苦しんできた民衆に、眼からウロコを落されたような新鮮なおどろきを与えました。松本氏ならばこそでき得たことでもありました。

しかし、松本氏はこの行動によって、戦争中、大和報国運動に関係したというのを口実に公職追放となり、国会での議席を失ないました。松本氏が公職追放なら、公職追放にならない議員は一人もいなかったでしょう。これは故意に松本氏を国会から追い出そうとする当時の吉田内閣の陰謀であり、新しい憲法が公布されたというものの、部落差別が生きており、民主主義は国民一人一人の力で闘い取っていかなければ実現できないことを示した事件でもありました。

インフレ、低賃金、食糧危機という困難な状況の中で、農地改革がすすみ、日本の農民は、歴史はじまって以来はじめて、重い年貢の収奪から自由になりました。

日農と提携して農地改革の完全実施を闘った埼玉県の部落解放運動は、農地改革の終了とともに、停滞期に入ります。農地改革が終ったからといって、すべての人がその恩恵に浴したわけではありませんし、戦後の風俗の変化から副業としていた草履づくりが大打撃を受け衰微の一路をたどるという生活の根底をゆすぶるような変革もあったのですが、部落の人々の新しい要求を結集するにいたらなかったようです。

昭和二十六年に京都で起ったオールロマンス事件が、部落解放運動に大きな転換をもたらし、この事件を契機に埼玉県でも組織の再編成がすすみ、翌二十七年、部落解放委員会埼玉県連が再建されます。

オールロマンス事件というのは、京都市の職員がアルバイトに「特殊部落」という興味本位の小説を書いて、当時の大衆誌だった「オールロマンス」に掲載した事件でした。「特殊部落」という小説は京都市の東七条部落をモデルとして書かれたもので、部落を貧困と悪と堕落の巣窟のように描き、読者の低劣な好奇心に媚びた低俗な小説でした。

登場人物に「部落民よりパン助（売春婦）の方がまだまし」というようなことをいわせたり、「日脂、瘡瘡、果ては痘痕の洟れ子たちが、殆ど裸体に近い風俗で遊び戯れている空地がある」「至るところドブロク密造所」などといった描写で埋められた、何ともひどい小説だったのです。

この小説は、解放運動を指導する人々に怒りばかりでなく、大きなショックを与えました。この小説に描かれた部落の実態には誇張とウソが入りまじっているとしても、行政に置き去りにされ、貧困にあえぐ実態的差別は誰の眼にも明らかに顕在していたのですから。

「オールロマンス」糾弾闘争の中で、京都市の行政責任者を集め、「あなたたちが担当している部門の中で、一番行政の欠陥のあるところはどこか」ときながら、地図に赤丸をつけていったら、その赤丸が部落に集中したのです。三千人もの住民が住んでいる部落の中に火災報知器や消火栓が一つもなく、火事に対しては部落住民はまったく無防備だということがあきらかになりました。

トラホームや結核患者が一番多く、生活困窮者、不就学児童のもっとも多い地域、不良住宅密

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:15

越境入学問題もなく、不就学児童が大量に出ることもなかった、など、ハッキリとこれが差別だと誰にもわかるような差別の実態が現われなかったことも原因しているようです。

それではまったく差別がなくなったのかというと決してそうではないことは、先にものべたとおりですが、すべての部落住民を一つの要求にむかって結集するモメントとなるものをみつけにくい状況であるということはいえると思います。部落内部からの解放運動に対する反対が強いのもこのためでしょう。

大宮支部が結成されたのは、昭和四十四年七月でした。当初は[redacted]支部長も含めて七人。地区内の解放同盟支部結成に対する風当りはきつく、いろいろなかたちで、解放運動が阻害され、組織を拡大するのは容易なことではありませんでした。

三ッ和会館に支部の看板をかけたのを盗まれたのもその一つです。丁度お盆直前のことだったので、公然とこの地区を同和地区だとわからせる看板をかけられると困るという人が盗んだのでしょうが、[redacted]支部長がいわれるように、差別がなければ、看板を盗まれるという事件は起らなかった筈なのです。

もう差別はないのだから解放運動の必要なんかない、と支部結成に猛反対した人の誰かが、盗んだに違いなく、その人は、看板を盗むという行為によって、「もう差別はない」という自分の考えを裏切ったことになるわけです。

「大宮で一番ガラの悪いところはどこ?」ときかれたら、反射的に「[redacted]」と出る現実が解消しない限り、「もう差別はない」とはいえません。[redacted]地区のある青年は、大宮市内で三度就職

試験を受けて三度とも不採用になった由。その青年自身は、自分のデキが悪いから不採用になったのだろうと、不採用になった事実を差別として受けとめてはいないようでしたが、市内の小さな企業で三度面接して三度とも不採用になるというのも、現在の求人難を考えればおかしな話ですし、その青年が自分自から「デキが悪い」と考えるそのことの中に、もう差別があるわけです。人間が生まれながらに「デキ」「不デキ」がある筈がないのですから。五体健全で、特別の教育を必要としない知能を備えていて、「デキ」が悪いとすれば、正常に発育することを阻害する作用が働いたとしか考えられません。学校教育、家庭教育の両方で、または社会の中で、何か阻害の原因となるものはなかったろうか、と考えないわけにはいきません。

それを根本からみつめていこうとするのが解放運動なのです。大学受験のためのきびしい選別教育の中で疎外される子どもを一人でもつくってはいけない、公教育の現実の中にひずみがないか、それを先生方や父兄といっしょに考え、憲法と教育基本法にのっとった正しい方向にもっていきたい、というのが解放運動なのです。

[redacted]支部長は、

「地区の人はまるで私が〝差別〟を製造する張本人のように非難する」

と、よくいいますが、現実にある差別を差別と見ようとしない人々、差別を差別と考えたくない人々は、差別を差別と指摘することが、まるで差別をつくり出しているような受け取り方をするわけです。

支部を結成した当初の七人の会員は、みんなそれぞれ、土木建築の仕事に多少かかわりを持っ

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:15

りました。旅行に誘ったのは、あくまで親睦のためだったのですが、このような悲しむべき誤解に、たえず取りまかれている、というのが、[redacted]地区の現実の姿だといえましょう。

しかし、婦人部も支部活動と歩調をあわせ、地区内の婦人たちの誤解、非難、中傷に屈することなく、あらゆる機会を捉まえては説得をつづけて、少しでも運動の輪をひろげようと努力しています。また、自分たち自身を高めるために、一か月に二回同和研修会を開き、料理講習を受け、県連の集会にも積極的に参加する中で、見事な自己変革をとげています。

消極的で、ひっこみ思案だった婦人も生き生きと活動的になり、進んで発言するようになったのも大きな変化ですし、家事やパートタイムの仕事の他に、運動のための時間をつくらなければならないのですから、万事、合理的に賢明に処理する必要があり、そういう生活の姿勢がまた、運動に反映してくるようになりました。

「単なる物見遊山の観光旅行では全然おもしろくない。退屈するばかりだ」というような感じ方をするようにもなりました。今年はじめて、県連の総会に参加した婦人は、「いろいろな集会に出たが、こんなに感動したのははじめて」と眼をうるませていました。差別と闘い、団結するよろこび。水平社の発会式に官憲の眼をかいくぐって、京都の岡崎公会堂に参集した人々をとらえたのと同じ感動とよろこびを、これらの婦人たちもまた感じたのです。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と団結し、差別に負けないぞ、と立ち上った部落民の人としての誇り。地区の人々は、最初、参加するのが何となくオックウだったいろいろな集会に進んで参加するようになり、差別と闘う中で、生きるよろこびを掴んだのです。

今年（昭和四十九年）の四月、町内自治会は、自治会活動の一切を「市役所におまかせする」という回覧板を出し、眠れる自治会の実態を公然としたかたちですが、これに対して支部は、

「三丁目の皆さん

四九年度新役員の人事について、去る六日に協議をしたが、どうしても後任を引受ける人がいないために行政（市役所）に自治会業務を御願い申し入れをして来ました、と言う回覧が出されましたが、このことは私達部落解放同盟が終始一貫指摘して来た全く主体性のない三丁目自治会の実態を暴露したもので、部落解放同盟が常にあきらかにして来た他町内と比較して格差のはげしい差別の現実をさらけ出したものであります。

町内の皆さん

部落解放同盟は重ねて訴えます。今こそこのような差別をなくすために、自主的に一日も早く自治会組織を確立し、明るい住みよい町内をつくりましょう。」

という訴えを町内に配布しました。

こういう状態の中で、解放運動を推し進めるのは、まったくむつかしい仕事ですが、徐々に住民の同盟に対する考え方もまた変化してきています。

現在、支部の加入者は三十八人（地区住民十一人）に増加しており、この数年間にわたるねばり強い運動を通して、同盟に対する誤解と偏見が、だいぶ解消してきています。

同盟というと、糾弾、こわい、という偏見は相当根強いものがありますが、このような地区の現状をふまえ、[redacted]支部長は、

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:15

を業者に提示、これを業者に完全に実行させることで解決をみました。

また、やはり四十八年の十月頃、[redacted]地区に新たに幼稚園を設置したいという申請が出されたことをめぐって、既設のひばり幼稚園の関係者からの猛反対があり、市当局としても新設幼稚園の認可の是非をめぐって困惑していました。

既設の幼稚園が反対するのは、限られた入園児が新設幼稚園に流れて、経営が危機にさらされることを危惧して反対しているのですから、果して、この地区に幼稚園が二つ必要か否かということから調査をしてみました。

市役所へ行って二歳児から五歳児までの人口を調査したところ、その幼児数は、既設の幼稚園一つでは入園し切れないことは明らかでした。現実に、入園期には入園させたい父兄が大騒ぎすることが毎年くり返されており、だからこそ、新幼稚園をつくりたいという人も現われてきたのです。幼児教育の重要性は、最近特に強調されているところであり、保育年数も一年より二年、二年より三年と長くなっている。現状では二年保育にしたいと思っても、既設幼稚園の収容能力に限りがあるため、一年保育でがまんしなければならないのが実情である。その一年保育も大変競争が激しく、アブレた児童は遠い他地区の幼稚園にやむなく通わせている。こういう実情を見れば、経営危機を危惧する既設幼稚園の反対はまったく杞憂であり、新しい幼稚園を早急に設置する必要がある、と数字的な裏づけをもって、同盟が市と猛反対していた既設幼稚園を説得したため、新設幼稚園が学校法人として、めでたく発足できたという経緯（いきさつ）があります。

このような具体的な運動を通して、同盟は反対のための反対は決してしない、市民の利益と自

由を守るという大地に足をつけた同盟の姿勢がだんだんに認められてきたことは、大きな運動の成果といえましょう。

支部結成以来、わずか五年ですが、部落解放同盟大宮支部が残してきた足跡は非常に大きなものがあります。関西における被差別部落にみられるような、顕著な差別の実態はみられないので、部落大衆を一つの具体的な要求にまとめて行政闘争を組む、というような運動はできません。だから、大宮市における解放運動は、この日本という社会に普遍的に存在する差別そのもの、差別の本質そのものに迫らざるを得ないのです。部落差別を正しく認識するということは、すべての人々をとりまいている差別を認識することであり、それとの闘いなしに差別のない社会を実現することはできない、と一人一人に確認させることでもあります。これはいうはやすく、なかなか困難な運動です。

同盟には、毎日のようにいろいろな問題がもちこまれますが、

「住民から、同和地区の人間かどうか問いあわせてきた時、何と答えればいいでしょうか」

というような町役場の窓口氏の相談まであり、行政府につとめる役人諸氏の頭の切りかえがもっともむつかしいところです。

ともあれ、大宮市では、市長の指揮のもとに、各部課の課長、係長十名が出て、「大宮市同和対策長期計画」のプロジェクトチームが編成され、今年の六月二十日付で市長からの正式の辞令が発令され、大宮市として、同和問題に今後どう取りくんでいくかという青写真が作られようとしているところです。

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:16

私と部落

——思春期を部落の少年少女とともに生きて——

「裸の王様」という誰でもよく知っている童話がある。虚栄と栄華につけこまれ、実在しない織物をマンマと買わされるトンマな王様のおハナシである。大人たちは保身と利害と懲罰をおそれて、見えない着物を見えるという。そういう大人たちの不純な思惑に眼をくもらされない子どもたちが「王様は裸だァ！」と叫んで、サギ師にしてやられた王様と、見えない着物を見えると持ち上げた大人たちが大恥をかくという例のおハナシ。

このおハナシの前提になっているのは、子どもは「正直」で「純真」である、という神話である。子どもが必ずしも正直でも純真でもないことは、子どもから大人へと誰しもが辿ってきたその成長の道すじをふり返って思いおこしてみればわかる筈だが、自分も含めて、正直でも純真でもない子どもは例外的な存在だ、というふうに大人になると考えたがるものらしい。多かれ少なかれ、子どもの社会は、大人たちがつくりあげた社会の投影なのだ。大人がつくったモラルや規制やさまざまな社会通念に対して、子どもたちは、まったく無防備にくみこまれ、それに、もろ

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:16

拳安殿は、校門を入ったところの玄関わきにあって、校庭と新校舎が道路をへだてた玄関の外にあったから、一日に何度となく、その前を通らなければならなかった。私は、もっとも忠実に徹底的に礼を欠かしたことのない生徒の一人になった。どんなに急いでいる時でも、いったん、そこで立ち止まって最敬礼をやったものだ。うっかり通りすぎたら、ゴメンナサイ、と引き返して礼をした。人が見てようが見ていまいが、それが陛下の赤子の義務だと固く信じてもいたのである。

私が生まれた村は、大阪府と和歌山県の県境に近い泉州地方の南部に位置する長滝村というところで、泉州海岸からは一里ほど内陸部に入った農村である。和歌山と大阪府をへだてる和泉山脈の山なみをのぞむ平野部にあり、特徴といえば、田圃の中に玉ネギの乾燥小屋が点在するぐらいのもので、とりたてて見るべきものも、見せるべきものもなにもないという平々凡々とした貧乏村である。

学校は隣りの南中通村との共同管理下にあり、二か村の頭をとって、[redacted]小学校と名づけられている。私たちが通学していた頃は、[redacted]国民学校と呼ばれていたわけだが、どういういきさつで設立されたものか、学校は長滝村のほぼ中央に建てられていて、南中通村から通学するのは非常に遠い。もっとも遠い通学区が、差別されている部落である。南中通村は三字からなっていて、その一つの字を樫井といい、その樫井を更に西と東にわけて、西が被差別地区とされている部落であった。

「[redacted]」或いは単に「[redacted]」というのが、この地方の差別語になっていて、小学校に入学する前から「[redacted]」の存在は知っていたと思う。そこから、長滝村のほぼまん中にある学校に通学しようとすると、幼ない子どもの足で、三―四十分もかかるにちがいない。

長滝村の子どもたちは、どんなに遠い家の子どもでも十分そこそこで行ける距離にあり、随分不公平な建て方をしたものだ。ともあれ、通学区が非常に遠く、子どもたちが遊び仲間を構成するには離れすぎているという事情もあるにはあったが、一年生として入学した当初から、西地区から通学していた子どもたちは、その子どもたちだけでグループをつくり、学校でも他地区の子どもと遊ぶということはほとんどなかった。各クラスに数人ぐらいづついて、名前も知らない上級生や他のクラスの中で、誰が「[redacted]」の子かということは、みな驚くぐらいよく知っていた。おっかなびっくりながらも学校という社会になれ、南中通村の子どもたちともすぐ仲よくなれたのに、何か[redacted]の子どもたちとは、他の子どもの場合のようにスムーズに友人関係をつくれないような、違和感がつきまとった。

「アレは「[redacted]」やで」

「[redacted]はこわい」

「[redacted]と連れ(友だち)になったらいかん」

「[redacted]の中はぜったい通るな」

と、大人たちから、毎日、折りにふれて、日常的にふきこまれる差別意識が、子どもたちの心に深く根をはってしまったのだと思う。

西地区の子どもたちは、最初、教室の後の方に、ひとかたまりで坐らせられた。どこがちがう

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:16

負わされているような子どもであった。

二年生になると、ちょくちょく欠席するようになり、勉強がますます遅れた。何とか教えようとしても、学ぶ意欲もないふうだった。通学するのに小さな子どもには大きな負担となる遠い学校、その遠い道のりを越えさせる楽しみも学校で得られないとしたら、欠席がちになるのも当然だったかも知れない。

二学期だったか三学期だったか忘れてしまったが、教室で盗難事件がおこり、Tちゃんがまっ先に疑われた。盗難事件というのはイヤなものだ。全員が被疑者みたいな気持にさせられ、無実を証明するてだてがみつけられないから、誰かを大急ぎで犯人に仕立てたい。犯人扱いされたTちゃんはさぞくやしかったろうと思う。それがらしばらくしてから、Tちゃんは教室にまったく姿を見せなくなった。

今日は来るかと毎日、待ちかねる気持で隣りの空席を見るのだが、一向に現われる気配がない。義務教育なんだから、そのまま学校をやめてしまうとは夢にも思わなかった。病気だろうか。それともお祖母さんがどうかしたのかも知れない。一度様子を見に行った方がいいのではないか。もう、その頃には私の行動半径もずっとひろがっていて、何しろ、そこから毎日学校へ通っている子が多勢いるのだから、距離としてはどうってこともなかったのだが、一度も足をふみ入れたことがなく、そこへ行くことを禁じられている地区へ一人で行くのはおそろしい気がして心が憶してしまうのである。

誰かに同行を頼むというテもあるにはあったが、つきあってくれる子はいそうになかった。先生に相談すると、一度行ってみてあげなさい、ということなので、どうとう思い切って行くことにした。

おそれながら、勇気をふるいおこして一人で歩く距離は遠い。東地区を通り抜け、ようやく西地区に入ったとき、まず感じたことは、よくもまあ、こんなに遠いところから毎日学校に来れるものだ、西地区の子はたいへんだなあ、ということだった。こちらが意識するせいかも知れないけれども、何かうさんくさい眼でみつめられているような気もして、誰か知ってる顔に出合わないかなあ、そうしたら家まで連れてってもらえるのに、と子どもの姿を求めた。どうして、放課後、西地区の子どもたちと一緒に連れて来てもらわなかったのかと、ようやくそこに気がつきもした。何か子どもの心をへだて、ひきさいているものがあって、西地区の子どもとの関係がしっくりいかない、そのために、長欠の友だちを見舞うのも容易ではないのであった。ようやく、学校で見かけたことのある男の子をみつけ、連れていってもらった。

Tちゃんの家は、部落をまん中で縦断して隣り村へと通じている広い通りの裏通りにあった。細く曲りくねった道。その露地をへだてて、両側にびっしりこわれかかった長屋のような家がたてこんでいた。共同便所があり、蛇口を一つ引いただけの共同の炊事場があった。農村にもこういうところがあったのかとはじめて見る風景だった。

「Tはいねえよ」

案内してくれた男の子がいった。

「どっかへ行ったん？」

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:16

こういう家の構造や服装のちがいから、この世には貧富の差があること、自分は貧困の階層に属することを私は知った。しかし、まだ、小学校の低学年であった私にとって、「貧困」は、深刻な悩みではなかったし、貧しさが人間にどう作用するのかということもわからなかった。例外的に金持の子がいるだけで、あとはみな似たりよったりだったせいもある。

貧乏をおそろしいものとして、感覚的に強く感じるようになったのは、Tちゃんの家を訪ねて、その村の生活のありようを見てからである。

私はその後、二度、Tちゃんの家を訪ねた。あとの二回も一人で行った。なぜか、Tちゃんのために、他の子にその家を見せたくなかった。

二回目に行ったときにはTちゃんがいた。私は学校へ来るようにTちゃんに頼んだ。たとえ、昼の間だけでも、Tちゃんを取りまくこのおそろしい環境から連れ出したいと願った。それから、二、三日学校へ来て、Tちゃんは再び学校に姿を見せなくなった。

三度目に行ったとき、お祖母さんがいた。顔のきつい、おそろしげなお祖母さんが、私をどなりつけた。

「学校があのガキを養うてくれるんか。学校がゼニくれて養うてくれるんならやってもええいうてたて、先生にそういうとき。もう二度ときいな、あれはもうよそにやったんや。うちにおらへん」

Tちゃんはいったい、どこへやられたのだろうか。ボロを積み上げて寝る場所もないような汚ない家で、お父さんもお母さんもなく、きついお祖母ちゃんに、あざや爪あとができるほど、毎日せっかんされて大きくなったTちゃん。強情っぱりで、いつも人を警戒し寄せつけないというふうに身構え、小さな体も心もときほぐすことがなかったTちゃん。可哀そうなTちゃん。私はTちゃんのために泣いた。

その後、私はTちゃんに会っていない。部落の集会などに行くと、つい、Tちゃんに会わないかと探したい気になる。Tちゃんももう四十歳、どんなオバチャンになっているだろうか。義務教育も受けられなかったくやしさを、解放運動にぶつけるような、たくましいオバチャンになっていてほしい、という願いが、いつも胸のうちにうずまく。差別のため、世界でも有数の教育国を誇る日本で、無学文盲のまま、大人にならざるを得なかった仲間とともに、識字学級で、鉛筆をなめなめ勉強しているTちゃんを、私は想像したいのだ。

裸の神様

当然、誰でも小学校へは行く。勉強が好きであろうときらいであろうと関係なしに。その小学校をやめなければならない子どもがいた。ということ、その子どもが「[redacted]の子であったということ、これが私の「部落」差別に対する最初の認識だったと思う。「西」はおそろしい、と大人たちは私に教えた。私は西地区の子どもをおそろしいと思ったことは一度もなかったし、一人でその地区に足をふみ入れて、おそろしいとは思わなかった。そこが私に「危害」を加えるかも知れない、という恐怖を、大人たちは私に植えつけようとしたわけだが、私はそういう恐怖を今

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:16

は大人たちもあまり奨励したくないことがらの一つだったものと思われる。風呂から上ると、女姉妹は、スキ櫛で、しらみをすき落すのが日課だった。

下にひろげた新聞紙が、余白も残さないほどしらみで黒くなった。よくもまあ、毎日毎日これほど大量のしらみが頭からわき出すものだと思われた。冬は、このしらみを火鉢にくべ、パチパチとはぜる音の盛大さに興じたものである。大人たちは、「子どもはしらみをわかすもの」と達観しており、それを退治する方策を伝授することなど、思いもよらないというふうだったし、私たちもまた、毎日、肌身で親しんでいたこの小さな昆虫と奇妙な友好関係を保っていて、今夜はどれほどのしらみを退治できるかと、その量が多ければ多いほどおもしろい、というような気持すら働くのだった。時たま学校で、血を吸いすぎたのが、肩に落ち、背中をはいまわっているのを友だちに発見されたりすると、恥ずかしい思いもしたが、頭上から完全にしらみを放逐したいなんて思いもしなかった。いつか先生に見つかって、払い落してもらったこともあるが、しらみと仲よく頭を共有している子どもは珍らしくなかったから、先生もこぼれ落ちたのを払い落すという以上のことはしなかった。

しらみ退治が終わると、家族全部がその下に集まってわいわいがやがやっている居間の裸電球の下で、宿題があれば宿題をやるという段取りなのだ。もちろん、机がないのだから腹ばいになって。

こういう環境の中でも、ものを学ぶということのおもしろさは、子どもをとらえる。どの学科にも、私はだいたい興味を持つことができた。とりわけ字を覚えるのが楽しみだった。一日三ページと自分できめて書き取りの練習をし、ノートがなくなると、覚えるまで、校庭の土に指でなぞったり、新聞紙に書いたりして練習したのを覚えている。知っている文字や言葉が増えてくると、本のおもしろさ、本を読む快楽が私をとらえ、一日も活字を追わずに生きていけないくらいの本好きになった。どんな種類の本でも活字でさえあればよく、知らない字は人にきき、書き方を覚えながら、夢中になって読んだものである。それというのも、テレビもラジオもなく、他に魅きつけられる楽しみごともなかったせいであろうが、この時期に、本を読む楽しさと喜びに出合ったことをしあわせだと思っている。小学校を五年で中退して機織り女工となった母は、読書は女にとって最大の悪徳と固く信じている人で、本キチガイの娘を眼のカタキにして、何度となく叱られた。友だちに押し倒して借りた本を引き破られたこともある。そういう母を私は憎み、貧しさをのろった。高価な本を惜しげもなく子に買い与える母親と、それを借りて読んでいる娘からひったくり破り捨てる母と。

押入れに隠れて、わずかなすき間からもれる光を頼りに、夢中になって読み耽っているのを発見されたり、夜中にふとんをかぶって懐中電燈で読んでいるのを姉に告げ口されたりで読書をめぐる家族とのトラブルは数えきれないくらいあるが、とうとう読書の楽しみそのものは、どんな「弾圧」にも負けずに私のものとなった。

こういう貧しい環境で育った小学二年生の私が、貧困の極限として感じたTちゃんの家と、Tちゃんの村の様子がどんなものであったか、思いめぐらせてみてほしい。

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:17

も一人歩きするのがこわかった。夏は蝉取りに、春は蝶や虫を追って、鬼ごっこ、かくれんぼ、木登りと、幼時期を年上の子どもたちとともに遊びくらした場所である。学校へ上る年頃になると、

「宮さんへ行って、すくど（松の落葉）掻いて来い」といわれて、背中に籠を背負い、熊手を持って、神社の林で松の枯葉をかき集めにやらされた。松の枯葉は、風呂のたきつけに、飯を炊くかまどの燃料に重宝なものだった。二日か三日に一度は、枯れ枝や落葉を拾いに近所の子どもと一緒に出かけ、松かさの数を競ったりした。

この神社が、私の家から学校までの通学途中にあったせいか、神秘的で、社のまわりをうろつくのがおそろしくすらあった神社社は、地ならしされてひろびろとした空地となり、大阪や近郊都市の学校からかり出された学徒動員の少年たちが、蟻のように飛行場づくりに励んでいた。

軍の機密に属することとして、子どもたちはもちろん、村の大人たちも、飛行場予定地に近づくことは許されなかった。

村の中に引っ越してきた「お宮さん」は、家と家の谷間にあった田圃を埋めたて、裸で、社だけがむき出しの状態で、何ともおさまりが悪かった。社のまわりに、三十センチぐらいの松の幼木が植えられたが、田植えをしたばかりの稲のように、まばらで頼りなげで、かえって裸の社をうそ寒く感じさせた。

それでも、この「神」は霊験あらたかな、国と兵士を守ってくれる神であり、神風を吹かせて、

日本を勝利へと導いてくれる神である、と私たちは信じていた。少なくとも私はそれを信じた。

通学の行き帰りに、お使いの途中で、遊びの最中に、頻繁に神社の前を通ることになり、私は、奉安殿の前を決して素通りはしなかったように、通る度に、最敬礼をして祈りを捧げた。

突貫工事の飛行場がだんだん完成に近づくにつれて、空襲が激しくなり、学校では、ほとんど授業が行われなくなった。私たちは、算数や国語の勉強をするかわりに、いものつるを干し、こまかく刻んで、兵隊さんのための「食料」をつくった。農村のどんなに貧しい家でも、そういうものが「食える」と思いもしないで捨ててきたしろものである。

「いものつるみたいなもん、どないして食うんじゃろ。こんな、もむないもの（まずいもの）食うて戦争ができるんかあ」

とかく、戦争協力には熱の入らない父が憮然とした口調でいった。防火練習や竹槍訓練も、どうにかしてサボろう、サボろうとしていた父を、私は内心、国賊のように非難していたので、

「兵隊さんがこんなものまで食べて苦労してるんやから、うちらももっとしっかりせなあかんのや。私は、もし、アメリカ人が上陸してきたら、竹槍で刺しちがえてでも国を守る」

と、気負いこんでいい返した。

「アホか。敵さんは、毎日毎日B29の大編隊つくって、空襲におこしになるんやぞ。女子どもが竹槍ふり廻して何になる。焼夷弾一発で一巻の終りじゃ。敵さんが来やはったら、うら（俺）一番先に逃げるぞ。飛行場ができたさかい、ここらへんもねらわれるかも知れん。三十六計、逃げるにしかずじゃ」

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:17

からへんから、占領軍が来るようやったら、女や子どもをどこかへやった方がええかもわからんな」

こういう会話を小耳にはさんで、私は再び家を飛び出し、親しくしていた仲よしの友だちの家を訪ねた。

「な、絶対逃げんとこうね。うち（私）はアメリカ兵と刺しちがえて死ぬ覚悟やね。アメリカが上陸して来たら、たとえ一人か二人しかやっつけられんでも、アメリカ兵をやっつけて、うちも死ぬ。そうしようね」

小学校五年生の十一歳の女の子が、武装した兵隊を竹槍でつき殺せるなんていえば、今ではみな大笑いするだろう。とんでもないお笑い草だ。しかし、当時、学校の先生方は、私たちにそうせよと教え、私たちもまたそれができると信じさせられていたのである。私は、何人かの友だちを訪ね、アジって廻った。死ぬときは一緒に死のうと。

一週間たっても十日たっても、遂にアメリカ兵は、私たちの村には来なかった。

工事の途中で放棄された飛行場は出入りが自由になり、雑草が芽を吹きはじめた。滑走路と飛行機をかくすための目かくしにつくられた土堤が、あちこちに築かれただけの大きな広っぱ。

「あんなオモチャみたいな飛行機でB29に勝てるわけないわなあ。アホらし戦争しかけたもんや」

「竹槍で戦え、てどだいムチャクチャやがな。敵さんは、一発でどんな大きな町でも全滅させる原子バクダンちゅうの持ってたんやさかいなあ。はじめから、これは負け戦や」

みなが、大声で、口々に敗戦に終った戦争を論評するようになると、大阪市や堺市などが受けた、なまなましい戦火の被害の情報が次々ともたらされた。

「竜神（堺市にあった大きな色街の地名）の女郎は、空襲のとき、廓主が逃げられんようにカギ閉めて、自分らだけ逃げたんで大勢焼け死んだちゅうこっちゃ。えげつない廓主もいるもんやなあ」

「大阪も神戸もきれいに焼けてしもて、まるっきり野っ原や。なんぼほどの人が焼け死んだやらわからんで」

「広島と長崎に落された原子バクダンいう新兵器は、あれの落ちたあとは、草も生えんちゅうこっちゃ」

防火用水にはボーフラがわき、都会から、ドッと買い出し部隊が押し寄せてきた。乞食が一日に何人となく門口に立った。

戦争に負けて、農村は異常な活況を呈した。私は、戦後の一時期ほど生き生きとハリ切っていた両親の姿を見たことがない。

九月から新学期が始まると、奉安殿がこわされた。忠魂碑もどこかへ持っていってしまった。教科書は私たち自身の手で、墨で黒々と消し、残された行数の方が少ないページが多かった。

校庭に並ばされて、頭にDDTをふりまかれた。家の床下にも便所にもDDTをぶちまけた。

天皇にかわって、マッカーサー元帥が日本の新しい神さまになった。この神さまは、軍国主義のかわりに、「民主主義」を日本の民衆に与えようとした。長い間、天皇と天皇制軍国主義のも

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:17

通学の途中にある社だけの神社の前を、私は平静な気持で通ることはできなかった。鳥居の前で、他の友だちがほとんど知らんぷりして通りすぎる中で、ただ一人立ち止まり、礼を欠かしたことのない自分と向きあうのがいやでたまらなかった。「神さまは裸だァ」と、叫び出したい衝動をおさえきれないのだ。私は、人生の入口で私を裏切った、神を、天皇を、教師を憎んだ。学校にはいつも近所の子どもたちと誘いあって通う習慣だったが、神社の前を通りたくなかったので、一人だけ早く出て遠廻りしたり、始業時間ギリギリに飛び込んで、友だちと一緒に通学するのを避けるようになった。神社の前を通るのに、何の抵抗も感じなくなるまで、二年も三年もかかったと思う。こういう内心のかっとうは、誰にも言わなかったし、誰かに語ろうとしても、おそらくうまく言い表わすことはできなかったろう。

死にぞこない

私は、敗戦を境に、「模範生」であることをやめた。「模範生である」ということは、大人たちのお先棒をかつぎ、大人たちに媚びるという生き方を進んで選ぶことだから。先生が村を美しくしましょう、と呼びかけたら、歩きながらキョロキョロゴミを探し、拾って歩いたし、教育勅語も誰よりも上手に朗読できなければならなかった。人が傍にいようといまいを、神社や奉安殿を拝んだのは、もちろん、先生の教えをそのまま信じたためではあるが、模範生だということを、自他に認めさせなければならないという事情があるからでもあった。私は貧乏人の汚ない小娘だ

った。服装もそうだし、顔立ちもよくない。成長しても絶対に白鳥には変身しない「みにくいあひるの子」であることを、つらい気持で自覚せざるを得なかった。小学校の二、三年生の頃にこの童話を読んで、自分自身のために泣いたのを覚えている。私の取柄（とりえ）と言えば、強いて言えば学ぶことが好きで、従って成績が悪くなかったことぐらいのものである。出しゃばりで自己顕示欲の強いイケスカン子どもだったと思っている。何に対しても積極的能動的で、どういうグループに属しているときでも、主導権を握っていなければおさまらないようなところがあった。遊びの中ではガキ大将であり、年上の子どもも含めた男の子女の子を大勢ひきつれ、野山をかけ歩いた。木登りもドジョウすくいも誰にも負けたくなくて、足をガタガタふるわせながら、どんなに高い木にでも登っていった。「こわい」という気持を人に悟られる方がもっとこわくて、内心の恐怖をねじ伏せ、女の子らしくないことを、わざと誇示して見せたがったりした。

奉安殿跡の裸の土の肌が、そういう自分の姿をも、私自身に見せたのである。裸の社が教師や社会や大人たちに対する怒りと同時に、小さな偽善者である自分自身に対する怒りと嫌悪をかきたてた。

私は模範生をやめ、ガキ大将としてのおテンバな遊びをやめた。丁度、年頃としては、思春期の初めであり、戸外の遊びから、自分自身と向きあう方へとかわる過渡期でもあった。

周囲のかつてなかった活況の中で、私は自分の中に閉じこもり、陽気で活動的な少女から、自意識過剰の陰気くさい本キチガイへとのめりこんでいった。

「この子、なんやますますケッタイな子になっていくなあ。なんでや？」

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:17

農民運動に加わり、屢々小作争議の先頭に立ったことがあるのだという。年貢の減免を求めて、「免せえ」と地主のところへ押しかけたのだそうだ。

「免せえ、免せえいうて、おとっつあんが旗振りするのが一番いややった。争議がおこるとどんな遠いとこへでも、家の仕事も何も放り出して、飛んで行くんじゃ」

と母がにがにがしく回想していたが、こういう経歴を買われて、父は村の農地委員長に選ばれだ。

「あんたのオヤジさんは、ふだん口数の少ない人やけど、ここ一番いう時にはえらい人やった。ピシッと締めるのが、あんたのオヤジさんやで」

と、近所の人からホメ言葉を聞かされたが、私の眼に映った父の姿は、百姓仕事などの肉体労働が決して好きとはいえぬ、バクチと女遊びが好きなだけのグータラオヤジであった。

無用の長物となった飛行場を再分割し、農地として再び開墾することになり、その話し合いや、マッカーサーの鶴の一声のもとにはじまった農地改革をめぐって、父は夜も昼もなく忙しそうであった。

小作人にとって、農地改革は、その死命を決する重大問題であり、日本史はじまって以来の大変な大改革だということを知ったのは成人してからだが、〝買い出し〟〝日銭〟を運んできてくれたり、農地改革が進行して村の経済は大きく変わった。私は、村の新制中学ではなく、町の私立の女子中学に入学することができた。旧制の女学校で、村の特権階級しか行かせなかった「上の」学校へ娘を上げたというので、母は大威張りであった。事実、もう二年、天皇の赤子のままでいたら、私は小学校の六年で学校はおしまいにして、女工にやられるか、せいぜいよくても、高等小学校を卒業させてもらえるのが関の山だったろう。

しかし、幸運にも小作人の娘として生まれながら、町の女学校へ進学できたというのに、私はちっともしあわせではなかった。無知で、粗野で、あらあらしい家庭環境が耐えがたいものに思え、学校でも家庭でも孤独感にさいなまれ、何か自分が周りの者とは異質のもののような気がしてならないのであった。学校では、自分の貧しい生いたちが恥ずかしく、みんなが見ているところで、祖母がつくってくれた弁当を広げることもできなかった。食糧難にあえいでいた当時のことだから、白米の弁当を持っていけるだけしあわせだともいえたが、高野豆腐とカマボコの煮つけという素朴な田舎料理にベニショウガか梅干が入っているおきまりの弁当を見られるのはイヤだった。

女学校に進学したため、授業料や通学定期、学習費、小遣いなど、母からしょっ中お金を貰わなければならない。それがまた、大変な抵抗をもたらした。母は貧しさが習い性になっていて、子どもからお金を要求されるとスンナリ渡すことができなかった。決してケチな人ではないのだが、盆と正月というサイクルで諸事万端の支払いをしてきた農家の経済から、毎日のように、いろいろと出費が出るようになり、その切り換えがむつかしかったのであろう。

「このあいだ、やったばかりやないか。わたしはお前の年齢（とし）には、一等女工で男に負けんぐらい稼いだもんや。そんなに金がかかるのなら、学校みたいなもんやめてしまえ！」

必要な経費も、ねだり、強要し、泣き落し、大変な大騒動の末にしか貰えなかった。僅かな金

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:18

ないようにやれだなんて。あんまり残酷じゃない、ムチャクチャにやない」

母のムチャクチャな罵詈雑言は、その後も何か月かつづいた。近所の人が来ると、誰かれかまわず、

「うちの死にぞこないの、クタバリぞこないの顔見てやってよ。やせて陰気くさい顔してまあまあ。わたしゃね、恥さらすのはいっぺんでたくさんや。今度はもっと上手にやれいうてますねん」

と、言っては自分から大笑いするのであった。母は直接手を下して、ひっぱたいたり、殴ったりしないかわりに、心臓をわし掴みにしてギュッと握りしめ、メチャメチャに切り刻むような残酷な言葉のムチで、相手をやっつけることができる人だった。

私は、それを試みる前より、もっと耐えがたかった地獄のようなそのあとの日々を、何とか耐えた。そういう無知で素朴であらあらしい情況に、ひとりぼっちでおかれている自分の姿を、一定の距離を置いてみつめるもう一人の自分を対置することによって耐えたのである。もう死ぬことは考えなかった。どうにかして、一日も早く、この家から独立したい、自分が思いどおりに作りあげられる自分の世界を持つことを夢みた。一日にノートをまるごと一冊、書きつぶしたりしたのもこの頃だが、奇妙なことに日記帳にはほんとうの自分の痛みや苦しみがどこからくるのか、ということはほとんど書いていない。お金をもらうための争いや、盗みや、母の口汚ない罵倒などについては、一行もふれていないのである。それを誰かに見られた場合の恥ずかしさに耐えられなかったのと、書くことは一つの逃避であって、現実をそこまできびしく見すえたくはなかったためだったろうと思う。

授業拒否

私は、村の新制中学校に帰ってきた。小学校の六年間机を並べた幼な友だちのいるところへ。先生はたった十一人で、学校全体が一つの家族のようなものであった。町の女の子ばかりの学校で、自意識過剰でコチコチになっていた神経がときほぐされ、くつろぐことができた。

新学制が敷かれて、大急ぎでかき集められた先生も間にあわせなら、校舎も間にあわせで、学校という組織体は、まだ組織体としての体をなしていなかった。窓は破れ放題、板敷の廊下はところどころ、踏み抜かれたり、わざと穴をあけられたりして、まるきりのあばらや然としており、英語の教師は英語を知らず、数学の教師もまた同じようなものだった。おそろしくブロークンな何語ともえたいの知れない発音で英語を教える先生は、

「おい、そりゃあ、英語かよォ」と生徒にひやかされ、自らもテレて笑い出し、しまいに大笑いになるのだった。昨日まで敵国語として、使用することも学ぶことも禁じられていたのだから、こんな田舎の中学校へ、曲りなりにも英語が教えられるという教師を、ひっぱってくることは不可能だったにちがいなかった。

先生方は、教えることに自信と確信を失ない、へっぴり腰でオドオドしていた。何をどのように教えていいかわからなかったし、どう指導していいかもわからないふうであった。

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:17

かっただけなのだ。

いまでは、村の人々も、子どもは学校へやって勉強させなければならないものと思っている。子どもが家に帰って宿題すらやろうとしないのを嘆く。まだ私が育った当時は、子どもは大きな労働力として期待されていた。下に続く小さな弟妹の面倒を見る者が必要だったし、農業は際限もない労働を百姓に強いた。飛行場の再分割が行われて、農地委員長をしていた父は、自家用として、二、三反分の土地を確保し、以前から小作田として耕作していた農地とあわせて、一町余りの〝自作農〟になったわけだ。わが家にとってはまさに画期的なできごとだった。農作物は市場に出して買い叩かれることはなく、町からやってきた買い出し部隊がかっさらうように持っていく。織物工場はまた、ベテラン女工としての母の労働力を必要としている、という具合で、汗水流して、大人も子どもも働かなければならなかった。コンクリートで塗り固めた飛行場を再開墾するのは大変な労働だったが、〝自分の農地〟を少しでも拡げるために、近隣の百姓は喜び勇んで、この大仕事に取り組んだ。負けん気の母は、子どもたちのお尻を叩いて、どこよりも早く、開墾を終らせたがり、体が二つも三つもないことを嘆いた。

私と家族とのあつれきは、私が両親が求める〝労働力〟として充分応えようとしないことからはじまったといえる。もはや一人前の労働力として期待できる年齢に達したのに、鍬を持つよりエンピツを握っている方を好む娘は大いに眼ざわりでもあったろう。

〝労働〟だけが、唯一の最高の美徳であって、他のことは一切認められなかった。私は一晩中起きていて、家族がみんな寝てしまってから、本を読んだり勉強したりした。どんなに眼のかたきにされても、学ぶ喜び、本を読むことによって得られる楽しさを放棄する気にはなれなかった。私が本を読むという行為は、家族みんなと、近所中のもの笑いになっていた。私は読書の領域をひろげていて、子どもの読物としてはむつかしすぎる本しか読まなくなってもいたので、「あんなむつかしい本、アレの頭でわかる筈がない」「あれは字の数勘定してるんや」などといわれた。勉強ができるとか好きとかいうことについては、いささかの尊敬もはらわれず、激励されるどころではなかった。同じ家に生まれても、もう十年あとに生まれていたら、私は家族にもっとうまく受け入れられたろうし、少なくとも女が学ぶということに敵意を持たない環境に生まれていたら、思春期の私の苦しみは存在しなかったろうと思われる。私はいささか感受性が強く、親にとっては扱いにくい子どもだったかも知れないが、私自身は、自分を「できそこない」だと一度も考えたことはない。人間にはそれぞれ持って生まれた資質のようなものがあり、たまたま、その資質が親の求めているものとちがっていたからといって、「できそこない」扱いされるのはたまらない。あまりにきびしくできそこない扱いされると、ほんとうにできそこなってしまう。

「変り者」「できそこない」「本キチガイ」とさまざまな罵倒の末に、私が反抗の殻の中に閉じこもると、

「こんな強情な子はみたことがない。まるで〝ドエッタボシ〟みたいなヤツや」

と、まるでキタナイものを見るようなまなざしでみられた。関西では、悪口を強調するとき、罵言のアタマに〝ド〟をつける。〝ドアホ〟〝ドスケベエ〟という具合に。〝エタみたい〟ということは、これ以上ないという一番悪い悪口であり、そのアタマに〝ド〟をつけ、さらに強めの

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:18

叩きつぶしてもっとええ学校建てさせようやないか」

少年たちと一緒にバットをふり廻さないまでも、彼らの心情を正しく受けとめて、その怒りを共にしようとする先生が一人でもいたら、と私は夢想した。彼らは授業妨害をやるかわりに、学ぶよろこびを身につけるであろうと。それが教育ってものじゃないのか。へっぴり腰で、生徒の顔色ばかりうかがっている先生。昼間っから酒をくらって千鳥足で廊下をさまよい歩くことを恥ともせぬ先生を、私は心底から軽蔑し、怒りに燃えた。

ほとんど毎夜、夜明けまで起きているのが、習慣になり、学校へは毎日遅刻して行った。

学校は叱言やトラブルなしに公然と読書に耽溺できる場所と心得、教室では一番前の席に陣取って、授業時間中、教科書を開きもせずに、他の本を読んだ。机の下に隠してコソコソ盗み読みするような姑息な態度はイヤだったので、机に読みかけの本をひろげて、自分勝手な読書に没頭した。私も事実上、授業拒否を実践することによって、教師に対する軽蔑を態度で示したのである。遅刻して行っても、読書という名の授業拒否を実践しても、「教師に対して失礼じゃないか、ナメたマネをするな」と怒る先生はいなかった。先生方にとっても、一人一人の生徒なんて、おそらくどうでもよかったのだろう。安い月給相応に教室でその日その日、お茶をにごすのがせいいっぱい、というのが真相だったと思う。

それでも、おとなしい先生方にも腹の虫の居どころが悪い日もある。後の席では、少年たちの一団がワイワイガヤガヤ、前の席では、クソ生意気なのが、授業なんて関係ない顔で、教師の存在など無視して他の本を読み耽っているというのでは、若だ意気阻喪する。もし、私が教師だったとしても、大いに腹を立てたにちがいないと思う。そこで、先生方の中に、時々、私を指名して、解答を求め、立往生させようと試みるひとがいた。

学校で、部落の少年たちとは違ったかたちの反抗的な態度を維持していくため、私は私なりに授業拒否を正当化する理由を持ちたかったので、何日分かまとめて、或いはその前日に、各課目の予習だけはやっていて、先生にイチャモンをつけられたら、

「そこはもう、学ぶ必要は何もない。退屈な授業につきあうよりも、他の本を読む方がずっと勉強になる」と逃げられるよう、用意をしていた。どんな質問をされても、立往生して恥をかくことがないように心がけていたわけだから、先生の不意打ちの質問にとまどったり、テストでサンタンたる点を取るということはまずなかった。

二、三度、続けて〝読書妨害〟をされると、そのシッペ返しに、今度は逆に先生を質問責めにして立往生させた。国語の先生の場合は、あげ足とりをやる、ささいな間違いを指摘して赤面させる。数学の先生には、受験問題集か何かから、少しひねった意地の悪い問題を探し出してきて、即答を求めた。授業が始まる前に、

「あの先生、この頃ちょっと生意気やから、汗かかしてやろう思うんやわ。みんな協力してや」と、クラス全員の同意を求め、神妙に教科書や何かひろげて、手ぐすね引いて待っている。先生が入ってくると、教壇のところまで、チョコチョコ出ていって、

「先生、この問題ね、昨夜からずーっと考えてるんやけど、解けないんです。教えてください な」と頼む。「うーん」と考えこんで、「あとで職員室に来なさい」と逃げをうつ教師に、

E12002945 宇部 龍彦 2024/05/26 11:45:19

いのものであった。進学もせず、家にとどまるとすれば、前途に待ちもうけているものは、ひたすらな労働しかない。早朝から深夜まで、綿ぼこりにまみれて、工場に青春を埋めるのは、想像するだけでも耐えがたい気がしたし、夜も昼も家族と一緒に田畑で働くのもゾッとしなかった。残された道は、家を飛び出して、どこかよそで働き口をみつけるしかない。いまから考えるとウソのような求職難の時代で、都会には大学を出ていても就職口がなく失業者が町にあふれていた頃である。中卒の女の子が就職できるのは、食堂の住み込み女中か飲み屋の女給ぐらいのものだということはわかりきっていた。

ごく当り前の顔をして、進学組に登録したものの、私の前途は暗たんとしており、不安で胸がしめつけられるような日々だった。

そういう内心の不安や悩みは押し隠して、町の中学ではやらなかった卓球やバレーボールやソフトボールなどのスポーツにも積極的に加わり、メンバー不足から、ソフトボールの選手として、他校との対抗試合に出場したりもした。おテンバ、ガキ大将的出しゃばり、反抗的な態度が受けて、自治会の会長に選ばれ、わがもの顔に職員室に出入りし、先生方をやりこめることに熱情を燃やした。生徒たち、特に部落の生徒たちの切実な問題を、自治会として、まとめていく力は私にはなかった。まだ、「部落差別」という言葉も知らず、差別が現実に存在しているということ以外には、まったく無知だった。大人たちが何の抵抗もなく口にする「エタ」という言葉、[redacted]という差別語を、自分の唇にのせて、誰かと語りあうことなど到底できそうになかったし、この問題をどのように扱っていいのかわからなかった。自治会の会長として、私が一番問題とし

て提起したかったのは、西村の少年たちの授業妨害と破壊活動であり、教育と先生に対する不信感をどう払拭するかということだったが、あれはやめましょう、これはやめましょうというようなルールを、自治会の民主的な決議としてきめる気持はさらさらなかった。先生方は、自治会をそういうものとして機能させ、教師の権威で生徒をおさえこめないので、生徒自身がきめたルールで自律させたいようであったが、本質的な問題をヌキにして、ルールだけを先行したって意味がない。少年たちがどうして授業を拒否するのか、ガラスを破りたい衝動にかられるのか、というおおもとの原因に頬かむりして、マジメに勉強せよ、ガラスを破るな、といってみてもはじまらない。第一、先生方には、それをいう勇気すらない。

生徒に徹底的にナメられている先生がいた。この先生、この小さな学校で、相当な年配だったところから、校長の次にエライ先生であった。教頭という職階があったのかどうかわからないが、教頭格の先生で、社会を教えたり、国語を教えたり、英語を教えたり、臨機応変にいろいろ〝教えて〟いた。メーンは確か国語だったと思うが、動作緩慢、言語不明確、頬にいつもお追従笑いをはりつけ、このお追従笑いで、何とか足りない部分の補いをつけたい風情がみられた。

「お前、それなんや？　それでも英語かよ」と生徒にやっつけられても、

「わたしは、どうもその……」

と、ニタニタ笑って取りつくろい、何と罵られようと動じない、という鉄面皮なところがあった。相手が何を言われても、怒る気もなければ、蛙に水となれば、生徒はつけあがる。この先生の時間が一番ひとかった。生徒はそれぞれ好き勝手に歩き廻ったり、大声で雑談に興じたり、わ

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:19

た。みっともない、先生の護衛なんか連れて歩けるか、という気持もあって、

「アホらし、あの子らほんまに待ち伏せしてたら、先生さきにスタコラサッサ逃げるんちがうの。あんまりええカッコしてムリせんでええわ。人間、一ぺん死んだら二度死ねへんねんからね、いつか一ぺんは死ぬんやし。うちは一人で帰る」

と、一人で校門を出た。おそろしくなかったといえば嘘になる。ほんとうに待ち伏せしてたらどうしよう。痛いめをみるのはいやだなあ、と胸がドキドキして、足がふるえた。男の子と競争で木登りをして、ガクガクふるえながらも、ただ負けん気で、てっぺんまで登りつめていく気持に似ていた。私はどちらかというと臆病で、とりわけ暴力がきらいだった。しかし、〝こわい〟という気持が、自分の行動のブレーキになったことはほとんどない。こわいから、こわいことをやめる〟というふうにはならないで、何とかおそろしいという気持をねじ伏せ、その自分を恐れさせるものに立ち向っていくようなところがあった。「女のクセに大胆でキモがふとい」とそのことで非難されたり、妙なホメられ方をしたことは屢々あるが、小心で、臆病でこわがりというホンネを一番よく知っているのは自分自身である。通学の途中に、大きな用水池があり、その堤で待ち伏せると、少年たちは私に告げた。池が近づくにつれて、おそれは増し、カカシみたいな先生でも一緒に連れてきた方がよかったかなあ、と後悔に似た気持も心をかすめた。そこを通らずに帰ることもできたが、逃げかくれすることは、自分の自尊心が許さなかった。

男の子たちの一かたまりのグループが見えてきたとき、かえってホッとした。もう前へ進むしかないのだから。

K君もI君もG君もいた。少年たちは私をみつめ、待ち設けていた。そのフトコロに飛びこんでいくしかない。二、三メートルのところまで接近したとき、K君がニヤッと笑った。私もニヤッと笑い返した。全身の緊張がほどけ、よろこびがかけめぐった。

「何でK君が人殺しするねんなあ、アホやな、私は。K君もG君もI君もみんな、ええ子やのに。ええ子やいうこと知ってておそろしがったりして」

K君は私から眼をそらし、池の堤に腰をおろした。私も少年たちの傍まで上って行って、堤に坐った。たらいを漕いでひしの実を取って遊んだ池である。池に落ちると、ひしの根にからまれて、泳ぎのできる人でもおぼれ死ぬといわれていた。ひしの実を取るのは、命がけの冒険だった。ひしのトゲで、指先を傷つけながら、コロコロよくふとったこの冒険の果実をはじき出して食べた味が、舌の上に甦った。

「ごめんな」

私は誰にともなく謝った。学校でのいさかいではなく、この少年たちをおそれたことを詫びたのである。

「お前、このごろ、ちょっと生意気やぞ、自治会の会長やいうてイバってんのとちがうか」

G君が言った。もう怒っている声ではなかった。

私はこの男の子たちのグループと、昼休みや放課後、池の堤で遊んだり、サイクリングに出かけたりするようになった。映画の話や流行歌、話題はありふれたものばかりだったが、私は、私

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:19

点在している小さな部落であった。公民館が保育所として使われていて、二人の女子大生が、働く母親のために乳幼児を預っていた。三畳ぐらいの小さな部屋が保母さんの私室だった。そこに住み込んで、質素なくらしをたてながら、理想に生きようとしている若い女性の姿に強く打たれた。

若くてきれいな、にわか保母さんが、おしめをたたんだり、幼児の世話をやきながら、私をやさしくもてなしてくれた。

保母の資格を取るためには、高校を卒業したあと、大学で特別な訓練を受けなければならないこと、この仕事は思いつきや理想主義だけではやり通せないこと、とにかく、まず高校教育を受けて、そのあとで将来何をやるか決めるべきであることなどを、さとされた。千円札を一枚握って家出して、職業も教育も生活の利便も、すべてそこで得ようというのは、少し虫が良すぎたし、幼稚で突飛な思いつきにすぎなかったことを思い知らされた。

しかし、保母さんたちは、突然の招かれざる客であった私の行動を笑いもしなかったし、冷たく突き放したりはしなかった。

私はここで、部落の歴史や、部落がおかれている状況などを教えられ、その夜は、ほとんど夜明けまで、いろいろな話をきいた。また、私のこれまで誰にも話したことのない内心の屈託を聞いてもらった。この暖かさ、この真摯さこそ、私の求めていたものであった。

あくる朝、私が眼ざめた時、もう二人とも起きて、忙しく働いていた。私のための朝食も用意されていて、申しわけなさに身体がすくむ思いがした。

去りがたい思いを残して、別れを告げ、玄関に揃えられた自分の靴を見て、と胸をつかれた。

私の靴はピカピカにみがきあげられていた。夜明けまで、身の上相談の相手をし、早朝から連れてこられる幼児の世話をやきつつ、遠い大阪から迷いこんできた見知らぬ女の子のために、ここまで細かい親切がつくせることへの驚き。若い悩める魂に対する彼女たちの、せいいっぱいの切ないまでに暖かい思いやりであった。私は肉親の誰からも、このような扱いを受けたことのない自分のみじめさと、この若い女性たちに対する感謝と感動で、思わず涙が溢れた。彼女たちを、都会の大学から、この片田舎へ連れてきたものは、この溢れるばかりにひろい、人間に対する愛なのだと思った。

「このお返しは、私が他の人々を愛することによって、きっとします」

私は固く心に誓った。

大阪へ向う汽車に乗り、再びふり出しに戻ったことを重たく感じた。心は保母さんに与えられた感動で満たされ、大いに勇気づけられてもいたが、自分が耐えがたくて飛び出した同じ状況に帰っていくのは、気が重かった。

ここまで追いつめられた私の気持には一顧も払われずに、自殺騒ぎのあと同じような嘲罵と叱責が待ち受けているのは、眼に見えていた。「帰りたくない、帰りたくない、帰りたくない」

車輪が一回転することに、近づいてくる大阪。このまま、汽車に乗って遠くへ行ってしまいたい。どこへ行けば生きる場所が得られるだろうか？　教育者になりたいと望んでも、そのためには、大学教育を受けなければならない。大学はおろか、高校進学すらむつかしいのである。働き

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:19

「お前、どこでソレ拾うてきてん」

私の方をアゴでしゃくって、年かさの十三歳ぐらいの子がきいた。

「その先で。家出娘や」

「田舎っぺがこんなとこでウロウロしてたら、ロクなことあらへん。早う家へ帰してやれや」

「うん。オレ、こいつがええいうたら送ってやるよ」

女客が珍らしくもあり、戦災孤児の浮浪児の少年たちは、なかなか親切だった。そして、その分別くささ、大人っぽさに私は驚かされた。土の上に、じかに毛布やボロを敷いて、寝支度が整えられた。私の小さな保護者は、じつにこまめに世話をやいてくれ、少年たちから毛布やボロを徴収して私には特別に寒くないよう、いろいろ気を遣っているようであった。

畳一枚ぐらいの広さしかない防空壕は、しめっぽく、秋の夜風が冷たく肌にしみた。数人の少年たちは、お互いに肌を寄せあい、重なりあわんばかりにして寝ていた。いつ頃からこの少年たちが、ここで共同生活をはじめたのかわからないが、大人たちのどんな保護も受けず、せいいっぱいの知恵を働かせて、雑草のように生きのびている感じであった。自由で、放縦な原始生活さながらの穴居生活。ああ、こういう暮らし方もできたのだな、と感心するとともに、何か、トム・ソーヤーの冒険の仲間入りしたような、愉快な気持にもなって、私は浮浪児の群れの中に迷いこんだことをおもしろがっていた。

私の保護者は、年かさの少年たちから私をへだてるために、一番端の入口の近くに私を寝かせた。

「心配せんでええゾ。オレがついてるからな」

私の耳に口をつけて頼もしく囁いた。これは明らかに、彼が保護者として、私が年かさの少年たちから性的な凌辱を受けないように奮闘することを約束したものであり、弟よりも小さい少年から、こういう保護を受けるのはくすぐったくもあり、この年齢で、もう人生のすべてに通暁しているふうなこの少年がいたましくもあった。

身体をすりつけんばかりに寄せあって寝て、懐中電燈のあかりが消えると、私の保護者は乳房の谷間に頭を押しつけてきた。くすぐったいので、押しのけようとすると、

「ええやんか、ケチケチすんなよ、これくらい。面倒みてやるからよ」

頼むようにいう。ブラウスの胸をはだけて、頬っぺたを押しつけてくるままにさせ、私は少年の頭を撫でた。彼は「女」の肌ではなく「母」の肌を恋しているのであった。大人っぽくふるまってはいても、どんなにか淋しかろうと、涙がこぼれた。弟のような少年を抱きしめて、明日からの生活を思い、まんじりともできずにいると、突然、強い光に照らされて、飛び上った。

「サツだ！」

少年たちは、われ先に防空壕を飛び出していき、私の胸でぐっすりと眠りこんでいた少年も、アッというまにいなくなっていた。私には何が起ったのか、わけがわからなかったので、ボンヤリしていると、少年が帰ってきて、制服の警官に、

「この子はちがうんです。家出娘なんです。今日、オレがみつけて連れてきたんだ」

と、必死になって説明していた。それが何を意味するのか、その時は、私にはわからなかった。

F12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:19

てよ。頼むから」

一気に強引に押し切ったかたちで、私は高校進学を認めさせた。

私が家出して、〝エタ村〟へ行ったということは、母にとって異常なショックであったようだ。また、浮浪児と共にいたところを発見されたというのも、母にとって恥ずかしいことだったにちがいない。自殺未遂事件では、来る人ごとにしゃべって、これでもか、これでもかと私を嘲弄してやまなかった母が、この家出事件では、ピタリと口をとざし、誰かにきかれても、いい加減にごまかしてしまった。彼女自身、一日も早く忘れたいようであった。それでも時々、母と二人で野良仕事をしているようなとき、私の顔をつくづく眺め、大きなため息とともに、

「お前いう子はおそろし子よのう。何の因果で、お前みたいなおそろしい子を生んだやら」

と、愚痴をこぼした。

私の家出事件は、村中知らない人はなかったし、もちろん学校でも知れわたっていた。しかし、生徒たちは、立ち入って家出の理由や、どこへ行ってどうした、などということはききたがらなかった。

何日かあと、K君と一緒に昼休みに池の堤で日なたぼっこしていたとき、急に思い出したというふうに、

「お前、旅行してきたんだって？」

と、訊いた。

「うん」

うなずいて、私はK君の顔をみつめた。卒業を前にして、髪を伸ばしはじめ、K君は一段と大人っぽくなっていた。浅黒く引きしまった顔の道具立ては、チマチマと整いすぎるきらいはあったが、双の眼は、幼な顔のままに大きく見開かれ、ひやかすようにほほえんでいた。柔和で、聡明で、感受性の豊かなK君の顔がそこにあった。何かというと「何でえ、何いってやんでえ」と先生にくってかかり、椅子でも窓でも手当り次第にこわしてしまう猛だけしさはどこにもない。

「K君、うちな……」

私は、彼に岡山の部落を訪ねたことを語りたかった。そこで聞いた部落の歴史や、よその土地の部落のこと、水平社のことを語りたかった。「解放運動いうのをやっている人がいるんやわ、こんな差別なくさなあかんのやわ」と。唇まで語りたい思いがせきあげ、溢れるばかりなのに、私にはK君に向って、「エタ」という、差別にけがされ、いまも恐ろしい言葉の刃となって、部落の人々の胸につきささる、この重い言葉を自分の唇にのせる勇気がなかった。「エタ」という言葉を使わずに、「部落」という言葉をヌキにして、差別について語れない。K君をまったく傷つけることなく、部落差別を語る自信は、私にはなかった。

私は胸いっぱいに語りたい言葉をのみこみ、

「うち、家出して、やっと親に進学認めさせたんやわ」

と、他のことを言った。

「よかったやんか」

K君は、心からそう言ってくれた。

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:20

分たちがおかれている不条理な情況とたたかうというのと同じ意味であった。この人々が字を覚えることは、そういう社会を告発するたたかいそのものだった。

差別される者の苦しみがこもごもに語られた。みんなの前で語る、というその行為が、その人が既に差別を乗りこえ、差別とのたたかいに勝利をおさめていることの証明でもあった。苦労によって刻まれたしわ。屋外の労働で日焼けした皮膚。どの顔も明るく輝き、たくましい生命力にみちていた。

「差別に負けるな！」

「差別に負けない子を育てよう！」

会場にあふれる熱気と感動が、電流のように私を貫ぬいた。

私にとってもまた、「エタ」について、「部落差別」について、部落の人々と共に考え語ることは、タブーではなくなったのだ。これは大きなよろこびだった。私自身の解放をも意味していた。

いわゆる〝同和校〟で部落の少年少女とともに大きくなったことが、ある意味では、私の後半生を決定したといえると思う。私はいま、そのことをたいへんしあわせと思っている。

あとがき

大宮支部　山本文平

この本の刊行を企画しましてから、早くも一年以上の月日がたちました。この一年間は日本史の上でもまれに見る激動の一年でもありました。昨年末の石油パニックに端を発した異常なインフレの高進と経済危機。今年の七月七日に行われ、タナバタ選挙と呼ばれた参院選。保革逆転はならなかったまでも、革新勢力の進出は、永久政権の上にアグラをかいてきた自民党政府を根底からゆり動かす力となっています。この選挙で、松本英一氏が当選、参議院にわれわれの代表を送りこむことに成功しました。

完全勝利をめざして闘いをすすめてきた狭山差別裁判も、いよいよ、控訴審の大詰が近づいております。

社会的な大きな変動と、より熾烈な闘いの中で、とりわけ、われわれにとって大きな、そして悲しむべきできごとは、前県連委員長、[redacted]氏の突然ともいうべき死でした。

この本の企画に心から賛意と激励を寄せてくださった故委員長の急逝は、大きな悲しみと衝撃を与えました。参院選の結果を見ずに去る六月二十七日、帰らぬ人となられた氏の死は、まさに闘いの犠牲ともいうべきものでした。

重い病床にありながら、その死の十日前、故委員長は拡大支部長会議に出席、約三十分間にわ

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:20

もう差別はないという人々に

●大宮市における部落差別を考える

1974年11月1日初版発行　　定価 980円

編著者　丸山友岐子

発行者　山本文平

発行所　部落解放同盟埼玉県連合会
大宮支部
大宮市三橋3丁目113
☎ (0486)43－3385

協力　大宮市

印刷　日本印刷工業株式会社

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:20

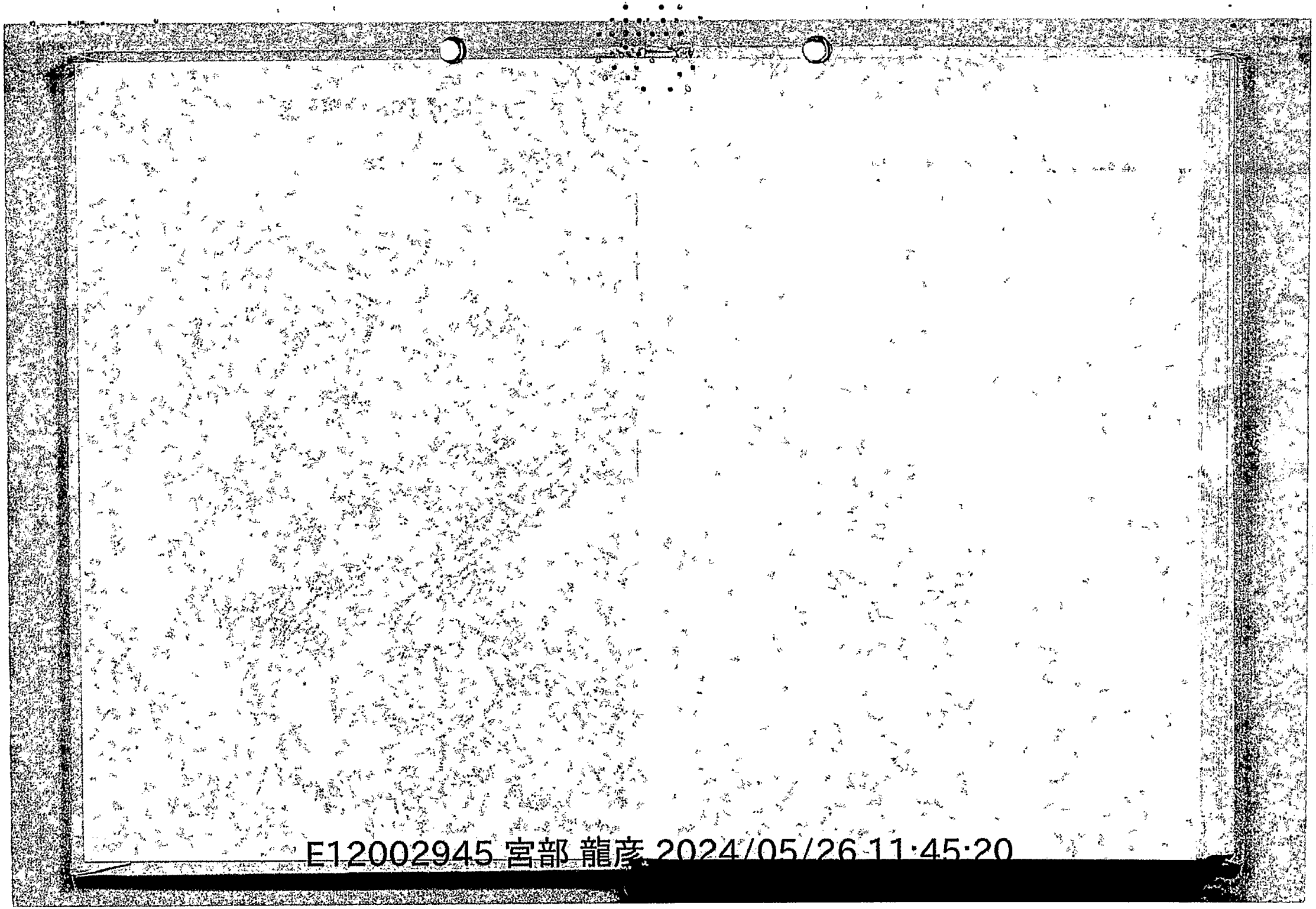
E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:20

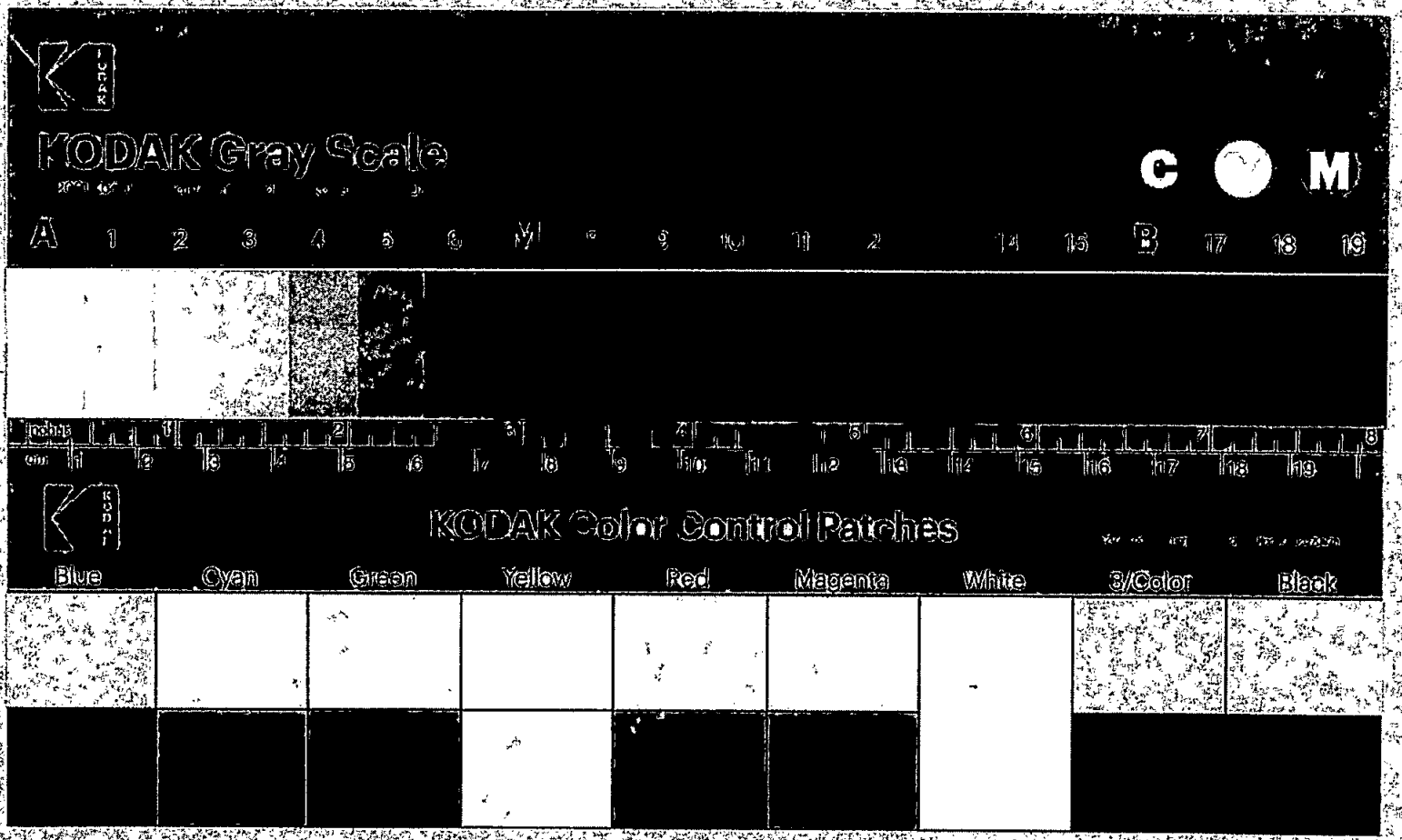

E12002945 宮部 龍彦 2024/05/26 11:45:20

別紙20

報告書

2023年11月29日

私は、部落解放同盟埼玉県連合会が、2023年3月25日に開催した第71回定期大会大会運営委員長です。

第71回定期大会は、代議員113人中92人が参加し、連合会規約第10条にもとづき、代議員の2分の1以上の出席をもって成立しました。

同大会では、別紙の役員選考委員会報告のとおり、役員を選出し、第71期の本部役員・執行委員長は片岡明幸さんになりました。

部落解放同盟埼玉県連合会
第71回定期大会運営委員会
運営委員長　　坂本陽子

役員選考委員会報告

これより、第71期新役員を発表します。

役員選考委員会は2月18日、3月15日と2回にわたり選考委員会をひらき、慎重な審議を重ね、厳正なる選考をおこなった結果、お手元に配布されました、別紙の執行部を選考いたしました。

なお、女性部・青年部選出の執行委員については、各々(おのおの)の大会や総会終了後、選出されますのであらかじめご了承下さい。

それでは、新役員を発表いたします。

敬称は略させていただきます。

※新役員発表

2023年3月25日

部落解放同盟埼玉県連合会

第71回定期大会役員選考委員会

選考委員長　　坂本陽子

第71期 役員選考委員会報告

2023/3/25
第71回大会

	役　　職	名　　前	支　部	選　任	備　考
[redacted]					

別紙2)

裁判長認印

第１回口頭弁論調書

事件の表示	令和５年（ワ）第２９１３号
期日	令和６年３月１３日午後２時３０分
場所及び公開の有無等	さいたま地方裁判所第２民事部法廷で公開
裁判長裁判官	関根規夫
裁判官	竝木信明
裁判官	脊戸紗希
裁判所書記官	橋本真之介
出頭した当事者等	原告[redacted]
	原告部落解放同盟埼玉県連合会執行委員長　片岡明幸
	原告ら代理人　山本志都
指定期日	追って指定

弁論の要領等

原告ら

訴状陳述

答弁書陳述擬制

原告[redacted]

別紙１の「意見陳述書」と題する書面（２０２４年３月１３日付け）陳述

原告部落解放同盟埼玉県連合会（以下「原告連合会」という。）

別紙２の「意見陳述」と題する書面（２０２４年３月１３日付け）陳述

原告ら

1　　訴状で引用している尋問調書を提出する。

2　　令和６年５月１３日までに、具体的な主張及び答弁書に対する反論を記載した準備書面を提出する。

裁判所書記官　橋　本　真　之　介

（別紙１）

意　見　陳　述　書

２０２４年3月１３日

原告 [redacted]

さいたま地方裁判所第２民事部　御中

私が[redacted]に住んでから４６年が過ぎようとしています。また、地元の部落解放同盟[redacted]支部に加盟し活動してきましたが、１９９９年支部長に就任して以来、２５年になります。

２０１９年1月7日、友人から[redacted]の地元が『部落探訪』に載っているよ」と言われました。そのときまでに、私は、被告が「全国部落調査」をインターネットに掲載したことや「復刻版」を出版しようとしたこと、部落を訪ねて写真を撮影してインターネットにさらしていることについては知っていました。

インターネットで検索すると、示現舎名のブログに、「差別をなくそう・部落探訪（１０６）埼玉県熊谷市[redacted]のタイトルで、記事がありました。写真２１枚が掲載され、集会所が２か所、個人宅、自動車のナンバー、会社の看板、地域内の墓地、産業廃棄物の投棄された場所などが写されていました。私の家も４枚の写真に映り込んでいました。説明文もつけられており、「まず目についたのが不法投棄」とか「不法投棄されている場所が多い」とか、墓石に書かれた名字

や集会所の中の名簿に掲載されている名字を特定したりしていました。地域においてどのような名字が部落民かを晒し、産廃の不法投棄という悪いイメージを拡散するものでした。

私はこれを見て、とても衝撃を受け、大きな憤りを覚えました。自分が長年住んでいる地域が不当におとしめられただけではなく、「部落」であると特定されてインターネットに掲載されたのです。

タイトルには「差別をなくそう」と入っていましたが、実際は差別を助長・拡散しているばかりです。これは何とかしなくてはならないと思い、地元の支部の会議でこのことを報告しました。住民はみな大きなショックを受けていました。

２０１９年7月に開催された「熊谷市同和対策審議会」で、この問題を提起しました。この審議会は、市長の諮問機関で、住民や人権擁護委員、教育長、市立小中学校校長など１５名の委員で構成されています。その会議では地元のほかの運動団体の委員も「あれはひどい、許せない」と言っていました。住民全体にとっての大問題です。

審議会での審議をふまえ、熊谷市役所は加盟する[redacted]同和対策推進協議会会長名でさいたま地方法務局に削除要請を行いました。その後毎年、削除要請を続けてきましたが、記事は削除されませんでした。

２０２２年１１月、グーグル社によりユーチューブに投稿された「部落探訪」

の動画約１７０本が削除されたことを新聞報道で知りました。私たちの部落の記事も削除されたかと期待しましたが、削除されたのは動画だけで、示現舎のホームページの記事は削除されませんでした。

私の地元の部落が掲載された後も、県内各地で「部落探訪」にさらされる被差別部落が相次ぎ、全県的に問題が広がりました。

「全国部落調査」事件の高裁判決が出た後、もうこのままにはしておけないということになり、解放同盟埼玉県連内でも話し合い、削除のための裁判を起こすしかないということになりました。

ただし、個人が原告になる必要があるとのことでした。原告になれば、被告に個人名が伝わります。「全国部落調査」事件のときには、原告になった人の個人情報が「解放同盟関係人物一覧」に書き込まれるということがありました。情報をさらすな、と求める裁判なのに、原告が守られるわけではないということは、私たちにもよくわかっていました。支部でも話し合いを持ちました。参加者からは、口々に「あれはひどい」、「何とかしなければ」という声が上がりました。誰もがその点については一致していました。しかし、原告になることにより、自分が被差別部落出身であることが知られるだけではなく、家族、特に子どもや孫の世代が差別されることが危惧されるため、原告に名乗りをあげることについては一様に躊躇がありました。様々な議論がありましたが、誰かが原告にならねば、

今の状態が放置されたままになることから、支部長である私が原告になることにしました。

私の場合も、提訴後に、他県で暮らす子どもから連絡があり、「父が原告になったことを勤務先に知られるかどうかが心配」という話がありました。

被告や示現舎は、「全国部落調査」事件の地裁、高裁の判決や法務局の説示にも従わず、いまだに被差別部落を特定するような情報をインターネット上にさらし続けています。「部落探訪」も名前を変えてネット上に掲載され続けているうえ、益々増え続けています。埼玉県内では地元の首長などが直接法務局に削除要請しても、削除はされず、今でも１３市町１９か所の被差別部落がさらされ続けています。このままでは地元住民は厳しい差別の中、いつこの情報が悪用され部落差別にあうのか、安心して暮らしていけない状態であります。現在のIT社会の中で、インターネットやスマホは子どもも多くが使用しており、誰もが見られる状態に差別情報がさらされている現状は、許しがたいものであります。

今回、私が原告となりましたが、この裁判に勝利することによって、「部落探訪」でさらされている全国各地の動画・写真や記事が早期に削除されることを期待しています。また、二度とこのような行為ができないような「法律」の制定も願っています。

以上

（別紙）

意見陳述

２０２４年3月１３日

部落解放同盟埼玉県連合会　執行委員長　片岡明幸

部落解放同盟埼玉県連合会を代表して意見を述べます。とくに強調したい点を４点に絞って述べます。

１，被差別部落であることを暴露する「部落探訪」は、差別意識をかき立て、平穏な生活を脅かし、身元調査の材料として悪用される

まず第１点目は、被差別部落であることを暴露する「部落探訪」は、被差別部落に対する差別意識をかき立て、平穏な生活を脅かし、身元調査の材料として悪用されるということです。

被告は、「部落探訪」と称して埼玉県内各地の被差別部落の家並みや個人の住宅、表札、墓地や墓誌名などを写真や動画で投稿しています。これについて被告は、「部落探訪」は単なる風景や街並みを撮影した写真や動画であり、差別だというのは部落解放同盟の言いがかりだと主張していますが、しかし、被告は、ここが「○○」という地名の被差別部落であるということをことさら強調しており、見るものに「この地域はほかのところとは違う地域」「普通の人とは違う恐い人たちが住んでいる地域」という差別意識をかき立て、誤った偏見を植え付けます。

また、「部落探訪」は、掲載された地区に住んでいるものの平穏な生活を脅かします。それは東京高裁の判決が示すように、現に住んでいるものだけではなく、過去に住んでいた者やそこにルーツを持つ親戚にも及びます。「部落探訪」の公表によってルーツをもつものすべてが、いつか被差別部落の出身であることを暴かれて忌避・排除されるのではないかと不安感を抱き、おそれに怯え、平穏な生活を脅かされます。

さらに「部落探訪」は、身元調査の材料として悪用されます。1975年に被差別部落の地名リストである「部落地名総鑑」が摘発されましたが、「地名総鑑」は結婚や就職の際の身元調査のために作成され、利用されてきました。法務省はこれを回収したうえで焼却処分しましたが、「部落探訪」もこの「地名総鑑」と同じように被差別部落の地名をさらす身元調査の材料として悪用されます。いや、むしろ画像や映像つきで「被差別部落」を公表している分、身元調査の材料としてはより具体的で悪質です。被告は、すでに353カ所（3月10日現在）

をインターネットに掲載していますが、それは身元調査の材料を大規模かつ無制限にばらまいたに等しく、被差別部落に与える被害は計り知れません。

2,「部落探訪」は、出版を差止められたことに対する被告の報復行為である

2点目は、「部落探訪」の掲載は、出版やネット掲載を差し止めた東京地裁、東京高裁の判決、また法務省の「説示」などの行政指導に対する被告の報復行為であるということです。

「全国部落調査・復刻版」及び「部落探訪」に対して東京法務局は2016年3月29日、被告を呼び出して「インターネット掲載は、不当な差別的取り扱いをすることを助長し、又は誘発する」としたうえで「直ちに中止しなさい」と「説示」をおこないましたが、被告はまったく無視しました。また、法務省は2018年12月27日、「インターネット上の同和地区に関する識別情報の適示の立件及び処理について」という依命通知を発出しました。この通知は被告の「全国部落調査」や「部落探訪」を念頭において出されたもので、「部落差別の歴史的本質を踏まえると、同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるもの」で、「原則として削除要請等の措置の対象とすべきものである」としています。しかし被告はこの通知もまったく無視して、挑戦的な態度を続けています。

また東京地裁は「全国部落調査」裁判で2021年9月27日に「ウェブ サイトへの掲載，書籍の出版，出版物への掲載，放送，映像化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。）等の一切の方法による公表をしてはならない。」という判決を出しましたが、被告はまったく従いませんでした。東京高裁が昨年6月28日により厳しく出版とインターネットへの掲載を差し止める判決を言い渡しましたが、これにも従おうとしていません。

このように被告は、判決や行政指導をことごとく無視したうえで執拗に「部落探訪」の掲載を続けていますが、これは裁判所の判決を無視する法治国家への挑戦です。

問題は、「部落探訪」が、裁判所の判決によって「全国部落調査」を差し止められたことに対する彼の報復行為であるということです。被告は「部落探訪」100回目（2018年11月19日）の投稿で、仮処分で「全国部落調査」が出版できなくなったので、それに代わるものとして「部落探訪」の掲載を続けていることを自白しています。「部落探訪」は、裁判所の判決や法務省の行政指導に対する報復手段なのです。こんなことが許されるのでしょうか。

3,「部落探訪」は、社会的な批判に対する挑戦である

3点目は、「部落探訪」の掲載を継続させている被告の行為は、削除を求める社会的な批判に対する挑戦であるということです。

この「部落探訪」に対して現在、全国各地で削除を求める動きが高まっています。埼玉では、被告によってこれまで13市の19地区が「部落探訪」に曝されました。これに対して地方自治体がつくっている7つの協議会（北足立郡市町同和対策推進協議会、埼葛郡市人権施策推進協議会、北埼玉地区同和対策協議会、入間郡市同和対策協議会、比企郡市人権政策協議会、秩父郡市同和対策推進協議会及び大里郡市同和対策協議会＝計53市町村）が削除を求めてさいたま法務局やその支局に要請書を提出しました。このうち個人原告がいる大里郡市同和対策協議会は、掲載された2019年から毎年、さいたま地方法務局長に対して、同記事の削除を要請しています。他の6つの協議会も同様に毎年削除要請を行っています。

また2023年に入ってからは、掲載された13市のうち11市の市長・副市長がさいたま地方法務局ないし同支局に直接赴き、「部落探訪」の削除要請を行っています。2023年6月15日には狭山市長、入間市長及び日高市長、同月28日には川越市長、坂戸市長及び鶴ヶ島市長、同月29日には志木市長、同年7月26日には加須市長、同年8月3日には熊谷市長、同月22日には白岡市長、同年10月12日には川口副市長が、さいたま地方法務局長に対して、市内の地域が「部落探訪」に掲載されていることを伝え、すみやかに削除要請するように要請文を手渡しています。いずれの市長も、被告の「部落探訪」によって市民の基本的人権が侵害され、また差別が助長されるという強い怒りを込めて削除を求めています。

ところで埼玉県では、2022年7月7日に、埼玉県議会が「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を可決しました。同条例は、第3条で、①図書、地図その他の資料の公表又は流布、②インターネットの利用による情報の提供、③結婚または就職に関しての身元の調査、④土地建物等を取引の対象から除外するための調査、⑤その他の行為により、部落差別を行うことを禁じましたが、この県条例が制定されたのは、被告の「部落探訪」が契機になっています。すなわち「部落探訪」を見た多くの県会議員のあいだに「こんなひどい行為は放置できない」という声が沸きあがり、条例制定につながったのです。

いっぽう2022年11月30日には、動画投稿サイトYouTubeを運営するGoogle社が、被告が運営するYouTubeチャンネル「神奈川県人権啓発センター」に投稿されていた170本余りの動画を削除しました。Google社は動画を削除した理由について、「ヘイトスピーチなどから利用者を守るガイドラインに違反しているため」と説明しています。

以上のように、現在さまざまな分野で「部落探訪」の削除を求める動きが出ていますが、被告はこれらの声をまったく無視し、「部落探訪」の投稿を続けています。「部落探訪」は明らかに削除を求める世論への挑戦にほかなりません。

4，部落解放同盟埼玉県連に被害者の代弁者として権利を行使することを認めるべきである

4点目は、「部落探訪」によって被害を被っている会員や被差別部落住民の権利を守るために、部落解放同盟が代弁者として権利を行使することを認めるべきだと考えます。

「全国部落調査・復刻版」裁判では、東京地裁と東京高裁は団体としての部落解放同盟の権利侵害を認めませんでしたが、今回、私たち部落解放同盟埼玉県連は、団体として原告になりました。その理由は二つあります。

（1）部落解放同盟の目的と役割

ひとつは、部落解放同盟埼玉県連は被差別部落住民の権利を守ることを目的に結成された団体である以上、今回、「部落探訪」によって埼玉県内の広範囲にわたって会員や被差別部落の住民が人権侵害を被っている事態に直面して、被害を受けている者のために権利を行使することができると考えます。

私たち部落解放同盟埼玉県連は、埼玉県内の被差別部落民をもって構成する大衆団体ですが、その構成員（会員）の権利利益を守ることを目的にして活動してきました。ところが現在、被告の「部落探訪」によって県内各地の地域が被差別部落であることを暴露され、それによって会員や地域の住民は平穏な生活を脅かされ、不安に脅えています。その恐れや不安は原告になった特定の個人だけではなく、暴露された地区すべての住民に及びます。

埼玉では被告によって１３市で１９地区が曝されましたが、13市のうち８市（熊谷市、狭山市、加須市、川越市、深谷市、白岡市、本庄市、坂戸市）には部落解放同盟の支部があり、また支部はないけれど鶴ヶ島市には会員がいます。この関係地区の住民はいつか被差別部落の出身であることを暴かれて忌避・排除されるのではないかと不安感を抱き、おそれに怯え、平穏な生活を脅かされています。いっぽう、部落解放同盟埼玉県連合会は会員及び被差別部落の住民の権利を守ることを目的にして結成され、戦前から今日まで一世紀にわたって活動を続けてきました。部落解放同盟のこの目的や役割から考えれば、部落解放同盟埼玉県連には、被害を受けているものの代弁者として権利を行使することが認められるべきだと考えます。

（2）個人のリスクを最小限にするために団体が原告になる

二つ目の理由は、部落差別の実態を考えると、個人が原告になるのはあまり

にもリスクや負担が大きすぎるため、被害者の代弁者として訴えることが認められるべきだと考えるからです。

今回、13 市 19 地区のうち個人原告になったのは熊谷市中条支部の支部長だけです。本来であれば「部落探訪」で暴露されたすべての地区の被害者が原告として加わり、「部落探訪」の削除等を求めるのが筋ですが、そこには部落差別にかかわる大きな障壁が存在しています。

その一つは、被告によるさらなるの暴露への警戒です。被告はこれまでも裁判所の決定を無視して戸籍を含んだ裁判資料のすべてをネットに暴露してきました。そのためにほとんどの被害者はさらなる暴露を危惧し、原告になることを躊躇しています。

もう一つは、原告になることで家族や親族が被差別部落の関係者だということが知れ、将来差別を受けるかもしれない危険への警戒です。「部落探訪」による暴露に対しては、埼玉県下のどの地区でも強い怒りが沸き起こりました。しかし、どの人にも子どもや孫、親戚縁者がおり、大半の家族や親族は、被差別部落を出てさいたま市や東京や横浜などに住んでいます。ところが裁判の原告になれば，なにかの拍子にそれが結婚相手や会社に伝わらないとも限りません。それによって、これらの親族が将来、被差別部落出身者だと知られることになり、結婚や就職で不利な扱いや差別を受けることが心配されます。このためどの人も原告になることを躊躇しています。原告になることで、将来、子どもや孫、あるいは親戚縁者が被差別部落出身であることを暴かれ、差別されることを恐れているのです。この声をあげられない同盟員や住民の代弁者として、私たち部落解放同盟が原告になりました。

以上、申し上げましたが、「部落探訪」によって被害を被っている会員や被差別部落住民の権利を守るためには、個人に権利行使を委ねるばかりではなく、部落解放同盟が代弁者として権利を行使することを認めるべきだと考えます。

以上